

平成26年3月定例会会議録（第1号）

平成26年3月5日 水曜日 午前10時00分開会
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富 美 子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	高 橋 則 雄	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	荒 澤 宏 二	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 享
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	伊 藤 洋 一	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	柿 崎 憲 一	学 校 教 育 課 長	高 橋 千 春
社 会 教 育 課 長	森 隆 志	神 室 荘 長	伊 藤 忠 志
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	富 樫 雄 二

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
農業委員会 浅 沼 玲 子

選挙管理委員会 武 田 清 治
事務局

事務局出席者職氏名

局	長	高 木 勉	総 務 主 査	三 原 恵
主	査	川 又 秀 昭	主 事	八 鍬 貴 征

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 6 年 3 月 5 日 水曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議席の一部変更について
- 日程第 4 市長の行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号平成 2 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 報告第 3 号新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 日程第 8 諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議会案第 1 号新庄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 平成 2 6 年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 1 1 議案第 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 1 2 議案第 2 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 3 号新庄市社会教育委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 4 号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議案第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 6 号新庄市学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 7 号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 8 号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 9 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 2 0 議案第 1 0 号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 1 号新庄市体育館施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 2 号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 3 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 4 号新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 5 号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 1 6 号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 1 7 号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 1 8 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 1 9 号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 0 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 1 号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 2 号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 2 3 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号平成 2 6 年度新庄市一般会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号平成 2 6 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号平成 2 6 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号平成 2 6 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号平成 2 6 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号平成 2 6 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号平成 2 6 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号平成 2 6 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号平成 2 6 年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 4 3 予算特別委員会の設置
- 日程第 4 4 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 4 5 議案第 2 4 号平成 2 5 年度新庄市一般会計補正予算 (第 5 号)

- 日程第４６ 議案第２５号平成２５年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第４７ 議案第２６号平成２５年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第４８ 議案第２７号平成２５年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
日程第４９ 議案第２８号平成２５年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第５０ 議案第２９号平成２５年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
日程第５１ 議案第３０号平成２５年度新庄市水道事業会計補正予算（第３号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第１号）に同じ

開 会

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

これより平成26年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高橋富美子君、下山准一君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る2月26日午前10時から、議員協議会室に

おいて議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成26年3月定例会日程表のとおり、本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告3件、諮問1件、議会案1件、議案23件、平成25年度補正予算7件、平成26年度予算9件、請願2件の計44件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告3件の後、諮問第1号につきましては提案説明の後、委員会への付託を省略し直ちに審議をお願いいたします。議案第1号から議案第23号までの議案23件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託し審査していただきます。議案第31号から議案第39号までの平成26年度予算9件につきましても、本日の本会議において一括上程をし、提案説明をいただいた後に全議員で構成する予算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をいただきます。議案第24号から議案第30号までの平成25年度補正予算7件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明をしていただいた後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていた

きます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。また、今定例会より新庄市議会基本条例第8条第2項の一般質問における一問一答方式及び第3項の議員の質問に対する論点及び争点を明確にするための反問権が適用されますので、質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月5日から3月19日までの15日間と決しました。

平成26年3月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月5日	水	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告（3件）の説明。諮問（1件）の上程、提案説明、採決。議会案（1件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。平成26年度施政方針の説明。議案（23件）、予算（9件）の一括上程、提案説明、総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算（7件）の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月6日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小関 淳、伊藤 操、平向岩雄、 佐藤卓也、奥山省三の各議員
第3日	3月7日	金	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 山口吉静、高橋富美子、 小野周一、佐藤悦子の各議員
第4日	3月8日	土	休 会			
第5日	3月9日	日				
第6日	3月10日	月	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 7 日	3 月 11 日	火	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	3 月 12 日	水	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 6 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 9 日	3 月 13 日	木	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 6 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 10 日	3 月 14 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 6 年度一般会計、特別会計、 水道事業会計予算の審査
第 11 日	3 月 15 日	土	休 会			
第 12 日	3 月 16 日	日				
第 13 日	3 月 17 日	月	休 会			本会議準備のため
第 14 日	3 月 18 日	火	休 会			本会議準備及び小学校卒業式のため
第 15 日	3 月 19 日	水	本 会 議	議 場	午 前 10 時	予算特別委員長報告、討論、採決。 各常任委員長報告、質疑、討論、採 決。

日程第 3 議席の一部変更について

小嶋富弥議長 日程第 3 議席の一部変更について
を議題といたします。

会派所属議員異動届の提出がありましたので、
会議規則第 4 条第 3 項の規定により議席の一部
を変更したいと思います。

変更議席番号及び氏名を事務局長より朗読さ
せます。

高木 勉議会事務局長 それでは、現在の議席番
号とお名前の後に変更後の議席番号を申し上げ
ます。

議席番号 15 番新田道尋議員は議席番号 16 番に、
議席番号 16 番下山准一議員は議席番号 15 番にお
願ひいたします。以上でございます。

小嶋富弥議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の

一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり議
席の一部を変更することに決しました。

それでは、議席を変更することになりました
ので、議員の方は新しい議席にお移り願ひます。
暫時休憩いたします。

午前 10 時 08 分 休憩

午前 10 時 09 分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第 4 市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第 4 市長の行政報告をお願い

します。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、ここで行政報告をさせていただきます。

初めに、豪雪対策についてであります。1月20日に本市豪雪対策本部を設置し、対策を講じている点につきましては1月の全員協議会において御報告申し上げたところですが、1月後半からは比較的穏やかな天候が続いたものの、2月下旬にはここ数年と同様160センチメートルを超える積雪深を記録しており、引き続き雪害情報の収集、雪おろし作業等の事故防止対策、道路の除排雪対策の強化、高齢者世帯等の除排雪対策、水上がり対策や空き家等の事故防止対策を実施しているところであります。

4年連続の豪雪対策本部の設置となり、2月26日現在の雪おろし等の事故発生件数は9件で、前回の報告時より1件増加しております。また、本部設置後の水上がり対策の出動件数は18件、空き家等の落雪事故防止の応急措置を1件実施しております。昨年度に比べ件数は減少しております。

関東地方の豪雪に見られますように、近年の異常気象による災害は、いづどこで発生するか予想しにくい状況にあり、また行政の初動対応も問われております。引き続き水上がり対策、除排雪対策においては、降雪状況に応じて必要な対策を講じてまいります。

次に、高齢者福祉施設の整備等についてであります。

市直営の養護老人ホーム神室荘の経営移管について昨年12月17日の全員協議会において、社会福祉法人新寿会との間で現施設での経営移管を協議中であることを報告させていただいております。新庄市はこの間の協議を踏まえ、12月26日に新寿会側に正式に施設の経営移管の申し

出を行い、新寿会側には去る1月27日の理事会において受託の決定をいただいたところであります。

これにより経営移管の方向性が定まりましたので、今後は平成27年4月の円滑な経営移管に向け、利用者が安心できる生活環境整備と認可事務、財産処分の手続を進めてまいります。

次に、新庄市第5期介護保険事業計画において、介護老人福祉施設の新設を予定しておりますが、実施主体である社会福祉法人かつろく会は、事業計画期間内での開所に向け、国、県との補助協議を進めております。市内沖の町3,254平方メートルの敷地に鉄筋コンクリート3階建ての施設を建設する設計内容となっており、事業規模は約15億円、施設開所を平成27年2月と見込んでおります。

昨年10月時点での介護老人福祉施設への入所申し込み者数は180名、このうち要介護度3以上の方は130名おられますので、新たに80床が整備されることにより大幅な待機者の解消が図られます。

また、施設の開所に向け40名以上の新規雇用者を見込んでおりますので、地域の雇用拡大にもつながるものと期待されています。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第5報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

小嶋富弥議長 日程第5報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第1号新庄市土地開発公社の

経営状況の報告について御説明申し上げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出することになっております。

毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類のうち、平成26年度の事業計画についてでございます。お手元の平成26年度予算書につきましては、去る2月5日に開催されました平成26年第1回土地開発公社理事会におきまして可決されたものでございます。

平成26年度の事業計画といたしましては、土地処分に係る土地造成事業として小桧室2期宅地分譲用地の販売と小桧室地区保有地の一部を民間宅地開発者へ譲渡を行うこととしており、この事業実施によりまして455万4,000円の純利益を想定しております。

なお、予算書の1ページから5ページまで、新庄市土地開発公社の事業計画並びに予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で平成26年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

小嶋富弥議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願い申し上げます。

日程第6 報告第2号平成25年度 新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

小嶋富弥議長 日程第6 報告第2号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 報告第2号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

本年度も12月からの継続した連続した降雪により4年連続の豪雪といった状況となり、市民生活の安全・安心を確保していくため、1月20日に新庄市豪雪対策本部を設置し、諸般にわたりその対応を図ってまいりました。

1月末日現在で道路や学校施設等の除排雪総予算の執行は、執行率がおおむね9割から10割に達するなどの大きな伸びを示したことにより、適正な事業執行において早期に補正を必要とする事態と判断し、2月4日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、この3月定例会における補正予算成立まで間に合わず急を要するものであることを予算計上の基準とし、総額1億2,310万2,000円とするものであります。具体的には道路の除排雪業務費の1億1,000万円や学校施設等のほとんどの分野に及ぶ除排雪対策経費のほか、灯油価格高騰に対応するため県で急遽実施することとなりました市民税が非課税となる高齢者、障害者、ひとり親等の世帯に対する灯油購入費の助成に係る経費415万2,000円についても今次の予算に計上しております。

専決予算の適切な執行等により、市民生活への影響を軽減し、安全・安心な市民生活を確保してまいりたく進めておりますので、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました報告第2号について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 7ページの3の民生費で灯油購入助成費400万円についてですが、ただいま市長がおっしゃったように灯油の値上がりを補う意味があったと思います。そういう意

味で、生活保護世帯も本当は支給対象にすべきだったのではないかなと私は思ったんですが、市長としては、あるいは担当の課長としてはどう考えるでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉等に関しての御質問でございますが、このたびの県の助成事業の内容が、少なくとも一つ住民税非課税という条件がまず大枠はめられております。また、条件としましても時期的な条件でございますが、今回私どものほうにこの連絡があったのが2月上旬という形になりまして、なかなか大まかに広範囲に支給対象を広げるというところが、難しいところがあったというところもございます。ということで、新庄市のいわゆる福祉灯油の対象者としてしましては、今回実施しております住民税非課税世帯を原則としたそれぞれの支援を要する世帯にしたという経過でございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 住民税非課税世帯ということ言えば、生活保護世帯も課税のない世帯というふうに私は受け取れると思います。

それから、灯油の値上がりに対して来ているということで、今まで生活保護世帯に冬季加算というのがずっと行われておりますが、内容は値上がり分は見えていなくて、やっぱり冬は灯油など必要だろう、電気もかさむだろう、ガスもかさむだろう、そこを考えての冬季加算が来ているわけです。そういう意味では、それをふだんを超えた灯油の値上がり分への少しでもという補填が温かく来ているわけでありまして、それを考えると生活保護世帯も入れるべきだったんじゃないかと私は考えるんですが、やってい

る最中でありますが、そういうような意見はないでしょうか、考えはないでしょうか。今後に関係すると思いますので。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 今回の福祉灯油の支給範囲の対象者には、生活保護受給者については除外されております。それで、県の事業区にもあるとおり、生活保護受給者については冬季加算の中で一定程度配慮されているというところがございまして、このたびの支給要件から外れております。

ちなみに平成19年度に実施しております前回の福祉灯油の際は該当しているということで、それとの見解を変えながら今回実施しておるわけでございますけれども、新庄市としましては大もとの実施要綱がそういう内容になっているというところもございますし、冬季加算のほうで対応されているという判断も我々としてはしておりますので、一応生活保護受給者に対しての支給については内部では検討しておりますが、最終的には県の要綱に基づいた支給内容にすることで現在実施しているところでございます。以上です。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第2号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第2号についてはこれを承認することに決しました。

日程第7 報告第3号新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画について

小嶋富弥議長 日程第7 報告第3号新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、報告第3号新庄市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について御説明申し上げます。

新型インフルエンザとは、これまでほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行や大きな健康被害が懸念される感染症であり、これに対処するため平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されました。

本計画の目的は、新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会経済機能への影響を最小限にとどめ、市民生活の安定を確保することを目的とし、山形県行動計画との整合性に配慮し作成したものでございます。

このたびは法の規定に基づき議会に報告するものでございますが、本計画を遂行するような事態にならないことを念願しながら御報告させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 本件は新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定による報告でありますので、御了承お願い申し上げます。

日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

小嶋富弥議長 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成26年6月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は引き続きになりますが、荒川・江さんであります。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき御意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号は、会

議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

日程第9 議会案第1号新庄市議会 政務活動費の交付に関する条例の 一部を改正する条例の制定につ いて

小嶋富弥議長 日程第9 議会案第1号新庄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し提出者の説明を求めます。

清水清秋君。

（12番清水清秋議員登壇）

12番（清水清秋議員） おはようございます。私のほうから議会案第1号の提案説明を行います。

議会案第1号新庄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により御提出申し上げます。

提出者は私、清水清秋。賛成者は奥山省三議員と下山准一議員、いずれも会派代表でございます。

改正の理由でございますが、議案の末尾に記載してありますとおり、政務活動費の交付額について月額1万5,000円のところ当分の間5,000円と削減措置をしましてまいりましたが、この削減を廃止し、月額1万5,000円とするため必要な改正を行うところであります。

施行月日につきましては、平成26年4月1日とするものであります。

以上提案を申し上げ、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第1号新庄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

議会案第1号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

議会案第1号新庄市議会政務活動費の交付に

関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第10平成26年度施政方針 の説明

小嶋富弥議長 日程第10平成26年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 改めまして、おはようございます。

先ほど、議会開会前に黙禱をささげていただきましたが、間もなく東日本大震災から丸3年を迎えようとしております。先日、石巻商工会議所の会頭と会議の席上お会いさせていただきましたが、風化と復興のおくれが非常に心配されるというようなお言葉をいただいたところであります。同じ東北の者としてしまして、今後ともしっかりと連携支援を図ってまいりたいと考えております。

それでは、平成26年度の市政運営に関し私の所信を申し上げ、議員各位を初め広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、さきのソチオリンピックでは日本人を初めとした選手の活躍が感動と勇気を与え、国際親善と相互理解に貢献しましたが、国際情勢、特に東アジアにおいては中国による尖閣諸島での領海侵犯や防空識別圏設定問題、韓国との竹島問題等により、両国との関係回復が進んでいない状況であります。

世界的な経済状況に目を向けますと、アメリカの成長率が今後も上昇し、世界経済の拡大を

支える軸になることが期待されますが、その経済情勢も不透明であることに加え新興国の不安定要素も大きく、世界経済を見通すことは困難な状況です。

国内においては、安倍政権の経済政策、アベノミクスの効果に加え、円安の追い風もあり、輸出企業を中心に業績の改善があらわれ、国内の景気も上向いております。地方産業や中小企業にも徐々にその波及効果が感じられてきていますが、国民全体が景気高揚感を得るまでには至っていない状況です。

今後2回にわたるとされる消費税率改定の影響が懸念されますが、社会保障分野での効果的な活用とともに、安定的、持続的な景気拡大につながる政策を期待するものです。

農業分野において、政府は平成30年度を目途に米の生産数量目標の配分を行わないこととしました。これを契機に、安倍首相は今後10年間で農家の所得を倍増させるという目標を掲げております。環太平洋パートナーシップ協定の協議は、農産物の関税撤廃などをめぐって交渉が難航しておりますが、今後とも慎重な審議が望まれます。

また、平成26年度に地方自治体へ配分する地方交付税の総額については、リーマンショック後の平成22年度に導入された別枠加算が4割削減されたこともあり、平成25年度より約1,700億円少ない16兆8,855億円となる見込みです。2年連続での削減ではありますが、本市の新年度の予算編成ではさらなる財政規律を重んじた運営に努めてまいります。

明るい話題としては、平成32年の東京オリンピック開催が決定しました。全国で約3兆円規模の経済効果があるという東京都の試算が出されましたが、景気拡大の全国的な波及に期待するものです。

県内の情勢においては、東北中央自動車道の山形・秋田県境3区間が新規事業採択時評価の

前段階となる計画段階評価に入りました。本市としても対応方針の早期決定と新規事業採択に向け歩調を合わせて取り組むとともに、横軸である石巻新庄道路の建設促進についても取り組みを強化します。

雇用面では、山形労働局の発表によれば、県内の平成25年12月の新規求人数は8,030人で、前年同月と比較すると6.94%増、有効求人倍率も1.14倍と7年ぶりの高水準になっており、県内の雇用情勢は着実に改善しているとしています。

また、観光交流面では、山形デスティネーションキャンペーンが6月14日から9月13日まで開催されます。本県では10年ぶり6回目の開催であり、平成16年の「おいしい山形DC」で県内における観光客数が過去最高の延べ約4,200万人に達した実績もありますので、県とともに当地域の活力を高めていきたいと考えております。

第3次山形県総合発展計画短期アクションプランにおいては、産業の振興と地域の再生を軸とし、県の平成26年度当初予算の概要においても産業振興、地域再生特別枠を設けており、本市も県とともに推進してまいります。

このような中、本市を取り巻く情勢を鑑み、地域の活力となる産業を振興し、所得向上と雇用創出につなげ、住みよい暮らし定住の基盤を強固なものにしていかなければなりません。知恵を出し合いながら市民力を結集し、諸課題の解決に取り組んでまいります。

2つ目に、市政運営の基本的な考え方。

以上のような社会経済情勢を踏まえながら、平成26年度の市政運営の基本的な考えについて申し上げます。

私はこれまで、「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げてまいりました。それらは地域基盤力の向上であり、経済力、地域力、

教育力を強化する施策を展開することにより、引き続き地域のよさを最大限に引き出し、元気なまちづくりに向け取り組みます。

「人行きかうまち」の実現に向けては、1つは働く場の創出です。地元企業への支援や起業される方への支援、企業誘致などにより産業の振興を図るとともに、定住の足固めを進め、市民所得の向上を図り、経済力を強化します。

2つ目としては、平成26年度は山形DCが開催されますので、全国へ向け新庄祭りやインバウンド事業等による観光や魅力ある食等でのさらなる誘客を促進し、交流人口の拡大を図り、地域の経済活動を高めてまいります。

「人ふれあうまち」の実現に向けては、丸3年を経過する大震災の教訓を忘れず、また地球温暖化による海水温度の上昇等の影響でゲリラ豪雨、豪雪が多発する状況にあり、地域の防災体制づくりや雪に強いまちづくりを進めていかなければなりません。災害時を踏まえ、自助、共助、公助の意識づくりや、少子高齢社会の中での地域コミュニティを活性化することにより地域力を強化します。

「人学びあえるまち」の実現に向けては、学校教育及び社会教育の環境を整備するとともに、特に子供たちの地域に根差した学習活動を通して、ふるさとに誇りと愛着を持つ自立した人材を育成し、さらに地域の産業を支える人材の育成に向けた環境を整え、教育力の充実にまいります。

以上の3つの基本理念、3つの地域基盤力を土台として、まちづくり課題の解決に向けた施策を講じ、市民の皆様とともに「市民が自信と誇りを持てるまち」の実現に向け全力で取り組んでまいります。そのためには従来の既成概念や画一的な行政手法にとらわれず、広い視野と困難に挑戦する気概を持って、幅広い情報の収集と発信を行いながら、本市の資源を最大限に生かし、市民の皆様とともに元気なまちづくり

に取り組んでまいります。

3つ目に市政運営の指針。

次に、市政運営の指針についてであります、新庄市市民憲章にうたわれているように、先人の築き上げた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させることを目指し、新庄市まちづくり総合計画と行財政改革大綱を基本とし、市政運営に取り組みます。

初めに、市政運営の基本方針である第4次新庄市振興計画「新庄市まちづくり総合計画」ですが、「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を目指す将来像とし、産業の振興、健康と福祉の充実、教育の振興、社会生活基盤の整備、環境の保全という5つの分野における基本目標を掲げ、協働によるまちづくりの推進を計画実現のための手法として取り組んでおります。

特に、暮らし、定住、未来創造という最も重要な観点から、雇用・交流の拡大、安全・安心の充実、子育て・人づくりの3つの重点プロジェクトを設定し、経営資源の集中を図りながら推進しております。

平成26年度においては、10年の計画期間の4年目となりますので、これまでの実績を評価・検証するとともに、引き続き基本目標の達成に向け体系的に取り組めます。また、3つの重点プロジェクトについては、取り組みを明確化し、着実に推進してまいります。

次に、行財政改革であります、行財政改革大綱においては、透明・効率・協働を基本理念とし、市民参加・協働の推進、行政運営の効率化、財政の健全化、機能的で活力ある組織の構築、市民の信頼に応える職員づくりの5つの基本方針に基づき取り組んでおります。

引き続き、行政情報の公開と市民参加の推進とともに、人材育成基本方針に基づく職員研修の充実など、行政の効率化と市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、平成26年度が最終年度でありますので、5年間の成果を振り返りながら新たな大綱策定に着手します。

財政運営面においては、財政再建が着実に成果としてあらわれてきておりますが、小中一貫教育校萩野学園の建設や公有施設の耐震化、老朽施設の改築など、大きな財政負担が予想されます。財政再建プランにおける実績を検証するとともに、景気動向、地域経済の見通しを注視し、財源確保対策に継続的に取り組みながら、今後とも健全で計画的な財政運営に努めてまいります。

4番目に、重要課題に対応した平成26年度の主要事業についてであります。

次に、まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って平成26年度主要事業の概要を申し上げます。

初めに、雇用・交流拡大プロジェクトですが、最重要課題の一つである雇用対策については、まず新庄中核工業団地未分譲地を市が取得したことから、企業誘致のさらなる促進を図ります。また、企業が市内において工場等を新・増設等をする場合における雇用促進奨励金の交付等により雇用機会の拡大につなげてまいります。さらには、工業振興人材確保奨励金の対象範囲を広げ、ふるさと人材育成事業として地元事業所への定着も図ります。

国による緊急雇用創出事業については、これまでの5年間で486人の失業者の雇用がありましたので、平成26年度も継続し推進します。

農業関連としては、国が示している新たな農業・農村政策に対応するため、農業関係団体と連携し協議を重ねながら、生産者を初め関係団体と一体となった取り組みを推進してまいります。

6次産業化の展開としては、農と食による地域の魅力創造事業と地域おこし協力隊制度を活用し、付加価値の高い農産加工品等の商品開発、

販路開拓等を目指すとともに、担い手総合支援事業により新規就農者や若手農業者、専業農業者の育成を図ります。また、グリーンツーリズムビジネスを育成、推進するため、地域おこし協力隊の感性とアイデアを活用した「都市田舎交流促進事業」を新たに実施します。

交流の拡大については、地域の豊かで個性のある自然や魅力ある食等の資源を洗い出し、磨き上げて活用することが必要です。6月14日から開催される山形DCは、観光交流における絶好の機会と捉え「新庄まつり誘客100万人構想」の着実な推進を目指すとともに、より多くの観光客が快適に祭りを楽しめるように、アビエスの観覧席拡充に取り組みます。

10月12日には金山町で開催される第38回全国育樹祭と連動し、森林・林業・環境機械展示実演会が本市で開催されますので、これら交流機会における情報発信はもちろんのこと、近隣市町村との連携による観光客の受け入れ態勢の拡充を図り、さらなる知名度向上と誘客促進を進めてまいります。

また、新庄市を応援する「ふるさと応援隊」会員の拡大と活用を図り、広く情報発信、物産振興につなげてまいります。

さらに、市制施行65周年を記念する諸事業でもにぎわいを創出し、市内外の方々との交流を図ります。

国の登録有形文化財であり、市民の憩いの場でもあるエコロジーガーデンで調査研究活動を行ってきました青山学院大学総合文化政策学部と新庄市との地域活動等の連携協定が締結されました。また、このエリアにおいて、市内外の若者が集う交流市場「キトキトマルシェ」が活発化しておりますので、この支援とともに、大学、学生、市民、来場者とのさらなる交流の機会をつくり出してまいります。

平成25年度に商標登録を行った本市のイメージキャラクター「かむてん」については、その

一層の活用を図るとともに、世界的に知られている漫画家富樫義博氏の作品を生かしたプロジェクトを支援してまいります。

次に、「安全・安心充実プロジェクト」ですが、本市の最重要課題の雪対策については、機械による除排雪体制の強化を中心に、沖・鉄砲町線消雪道路機能の拡充、沖の町・中山町線ほか流雪溝整備、泉田二枚橋線の防雪柵整備の促進とともに生活道路排雪活動支援など、克雪システムの確立と安全な冬期生活の確保を図ります。

また、平成26年度は、市民への除雪機械購入支援制度を拡充しますが、高齢社会における除排雪のあり方について具体的な方策の研究を深めてまいります。

市道の整備に係るものとしては、荒小屋泉田線、角沢松本線の道路整備に取り組み、安全で快適な道づくりを目指してまいります。

なお、都市計画の基本方針である「都市マスタープラン」については、3カ年事業としてその策定に着手します。

多くの市民が利用する市有施設の耐震化については、市有施設耐震化実施計画に基づき小中学校から実施してきましたが、平成26年度は、エコロジーガーデン内の建築物の耐震診断を行うとともに、市民文化会館、市役所東庁舎、市体育館の耐震補強工事の実施設計に着手します。

また、住宅の安全性と質の向上、さらに住宅投資の波及効果による経済の活性化を図るために、県の支援を活用した一般リフォーム補助と耐震改修加算分補助を継続してまいります。

防災体制については、小型動力ポンプ積載車更新事業により、消防団の消火活動に支障を生じないように機材整備を計画的に進めてまいります。また、自主防災組織の育成をさらに強化し、防災意識の向上と組織化を図るとともに、災害対策資機材等購入の支援等もあわせ地域防災の強化を図ります。街路の防犯灯については、

LED照明の設置を試行してまいります。

防災拠点施設の充実としては、再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業において、これまで市民プラザ、山屋セミナーハウスに導入してまいりましたが、3カ年計画の最終年度として、萩野学園を避難所として位置づけ、非常時電源確保のため、太陽光を活用した発電設備等の導入を進めます。

なお、県で支援している太陽光発電設備やペレット・まきストーブの一般家庭への導入補助に、市の補助かさ上げを行い、再生可能エネルギーの普及を図ります。

さらに、市民の安全・安心に係るものとして、子育て支援医療費、ひとり親家庭等の医療費支援に継続して当たるほか、乳幼児や高齢者を中心とした各種予防接種の普及、各種検診受診率のさらなる向上により、市民の健康維持を目指してまいります。

また、山形県は輪投げ人口が多く、老人クラブを中心に生き生きと元気に活動しております。本市も、多くの市民が手軽な運動に取り組み、いつまでも元気を保持し続けられるよう、輪投げ道具の購入補助制度を創設します。

3番目の「子育て・人づくりプロジェクト」ですが、子育て支援としては、新庄市子ども・子育て会議により子育て環境の計画策定を行いますが、それに先立ち、平成26年度は養護業務に携わる職員を配置し、障害児等の特別支援体制を強化します。

また、萩野学園に併設する放課後児童クラブの施設整備を行うなど、子育て環境の充実を図ります。

さらに、経済的支援としては、第3子以降児童の保育料免除事業や特定不妊治療費の助成、児童の数に応じた定住促進住宅の家賃軽減等を継続し、子育て家庭等の負担軽減を図ります。

学校教育については、心の教育の充実として、いじめや不登校といった児童・生徒への適切な

対応のためスクールカウンセラーを市独自でも配置するとともに、普通学級での学習におくれがちな児童生徒を支援する個別学習指導員の配置を拡充します。また、各学校図書館と市立図書館、地域と学校の連携体制づくりを目指す学校支援地域本部事業に継続して取り組みます。さらに、児童生徒のスポーツや芸術活動の振興のため、各種奨励費を拡充してまいります。

学校教育環境整備の一環としては、小中学校にエアコンの整備を行い、快適な教育環境をつくってまいります。

県内初の施設一体型小中一貫教育校となる萩野学園が平成27年度に開校しますが、本市が進めている小中一貫教育のモデル校としてのカリキュラムを整備していくとともに、開校に向けた通学手段確保対策事業として、スクールバスを新たに購入するなど具体的な体制づくりを継続してまいります。

スポーツ施設においては、利用者の安全性や利便性の向上を図り、老朽化対策と耐震化補強のために改修を今後計画的に行いますが、平成26年度は市テニスコートの改修工事及び市体育館の耐震設計に着手します。

地域コミュニティにおいては、少子高齢社会の中、人とのつながりが希薄になるなどの問題、課題を抱えている現状にあることから、地域づくりを推進するリーダー育成を目的とした地域リーダー講座を継続開催します。

次に、3つの重点プロジェクトを推進するに当たり、協働によるまちづくりを進めるものとして、地域住民が互いに支え合い協力し合える自治組織を目指し、地域コミュニティにおけるさまざまな課題に対応するため、地域づくり支援モデル事業及び地域づくり推進交付金制度を継続実施し、地域力の向上を目指してまいります。

旧角沢小学校跡に設置した角沢ふれあい交流広場については、平成25年度に水場と公衆トイレ

レの整備を行いました。平成26年度は周辺環境の整備を行います。軽スポーツ、イベントを通じた人的交流により地域づくりの拠点機能を強化します。

平成26年度は、新庄市が誕生して満65年という区切りの年であり、山形DC開催を契機に市民と行政が役割分担を行いながら、これまでの本市の歴史や文化を広くアピールしてまいります。そして、市内外の方々とともに交流、にぎわいなどを創出し、生き生きと元気あふれる「笑顔輝くまち新庄」を目指し、市制施行65周年記念事業を実施してまいります。

この記念事業の主なものを挙げれば、一般市民、市民団体等、協働開催する事業においては、開催エリアを拡大した「新庄総合100円商店街」を中心とした「まちなか賑わい創出事業」を展開するとともに、地域の方々による食のテント村などによる「元気まつり」を開催します。

また、楽しく、おいしくまち歩きができるおもてなしの雰囲気や町並みづくりを行うとともに、飲食店をはしごする「バル街事業」などにより、町なかの活性化とにぎわいの創出を図ります。

昨年の高萩市開催に引き続き、新庄藩祖戸沢政盛公を広く顕彰し、後世に伝承していく事業として、本市も含めた5市町から成る第2回戸沢サミットを開催します。

本市が誇る芸術文化を伝える事業としては、人間国宝である名誉市民奥山峰石氏の作品展及び同じく名誉市民故近岡善次郎氏の生誕100周年記念展を開催し、その功績と作品を市内外へ広くアピールしてまいります。

さらに、以上の事業とともに、市民団体などみずから企画し、本市の歴史・文化、また「元気なまち」新庄をアピールする市民提案事業の公募を行い、連携を図りながら支援してまいります。

なお、新庄市まちづくり応援寄附金（ふるさ

と納税）については、平成25年度から寄附者の要望の多かった事業とともに地域づくりや協働推進事業等に200万円を活用しておりますが、市制施行65周年記念事業においても、その寄附金から500万円を活用し「元気なまち新庄」創出に役立ててまいります。

以上、主要事業の実施に当たっては、市制施行65周年、山形DCの開催年でもありますので、「市民と行政の協働によるまちづくり」を基本に据えて取り組みます。

最後、終わりに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと、主な事業についての概要を申し上げました。

新庄市は、誕生して65歳となり、人生では一般的に高齢者の入り口とされていますが、市政においては、年齢に負けない壮健さをさらに向上させるとともに、豊富な知恵をお互いに出し合い、これからも生き生きと元気な新庄市を市民とともに作り上げていく所存です。

また、新たな地域の発展を目指すために、再度見つめ直していく時期に来ていると思います。それは、新庄のよさを再発見、再認識することであり、地域の宝を発掘し、磨き光らせていくことが、市民そして地域の自信と誇りにつながるものと信じております。

誰もが住み続けたいと思えるまちづくりのためには、多岐にわたる行政課題の解決に向けた政策を着実になし遂げていくことが必要です。

まちは誰のものという初心を忘れず、市民第一主義の原則で、職員一丸となって取り組んでいく決意を表明し、平成26年度の施政方針いたします。

御清聴ありがとうございました。

小嶋富弥議長 どうも御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

議案 3 2 件一括上程

小嶋富弥議長 日程第11議案第 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第42議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算についてまでの32件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、日程第11議案第 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第42議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までの32件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案を説明させていただきます。

議案第 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

特別職の給与の改正の内容といたしましては、私、副市長、教育長の給与について、私が20%、副市長は10%、教育長は8%、それぞれ減額しているところではありますが、市の財政状況などを考慮しまして、この削減期間を1年延長し、平成27年3月31日までとするものであります。

この削減期間の延長により、約523万円の職員給与費が新たに削減される見込みです。

また、地域社会における共生の実現に向けて、

新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、委員の職名について必要な改正を行うものであります。

次に、議案第 2 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

平成25年度税制改正の大綱の内容を盛り込んだ地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、そのうち平成26年1月1日に施行される新庄市市税条例の改正部分につきましては、昨年6月定例会で御承認いただきました。

さらに、改正の一部について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことを受け、新庄市市税条例について必要な改正を行うために提案するものです。

主な改正の内容についてであります。個人市民税関係におきましては、公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収について、納税義務者が市外に転出した場合も特別徴収を継続できること、また市が公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を年金所得者の公的年金に係る前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額とするなどの見直しを行う諸表の規定の整備を行うものです。

その他金融所得課税の一体化、また法人に係る利子割の廃止等に関する地方税法及び同法施行規則の改正に伴う条項ずれの整備を行うものです。

以上の改正につきましては、施行日が一律でないことから、附則においてその期日を定めております。

次に、議案第 3 号新庄市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

社会教育委員の委嘱の基準については、これ

まで社会教育法において定められておりましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、社会教育法の一部が改正され、文部科学省令で定めている基準を参酌して条例で定めることとなりました。

社会教育委員の委嘱の基準として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することについて規定するものであります。

次に、議案第4号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は市の体育施設の管理運営を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、市体育館を初め11の体育施設は新庄市施設振興公社が平成23年4月1日から平成28年3月31日まで指定管理者として管理運営業務を担っておりますが、新庄市施設振興公社が平成26年3月31日をもって解散し、一般財団法人新庄市体育協会と統合することに伴い、新たに体育施設の管理運営を行わせる指定管理者として、一般財団法人新庄市体育協会を指定するものであります。

一般財団法人新庄市体育協会は、市のスポーツ振興をさらに増進するため、平成25年12月24日付で新庄市施設振興公社と統合契約を締結し、新庄市施設振興公社の財産及び業務を引き継ぐこととなりました。また、去る1月市民から選出された委員を含む選定委員会において候補者として選定されたことから、一般財団法人新庄市体育協会が施設の利用調整から維持管理に至るまで一連の管理運営業務を適切に図られるものと判断いたしました。

指定期間については、新庄市施設振興公社の指定期間の残期間であります平成26年4月1日

から平成28年3月31日までの2年間とするものであります。

次に、議案第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本市の国民健康保険制度の適正かつ安定的運営を確保するため、国民健康保険税の税率を改正するとともに、地方税法が一部改正されたことに伴い必要な改正を行うものです。

本市の国民健康保健事業特別会計は、医療の高度化に伴う保険給付費の増加、後期高齢者医療・介護保険両制度の給付費の増加による後期高齢者支援金、介護納付金の増加、国庫負担金の減少などにより非常に厳しい財政運営となっております。

このため、平成26年度の国民健康保険税の税率改正について、昨年11月に国民健康保険運営協議会に諮問を行い、慎重な協議を重ねていただき、去る2月4日に答申をいただいたところであります。いただいた答申の内容は、税率改正により確保すべき額は1億5,300万円程度とすること、中間所得層に配慮し、所得割、均等割に平等割を加えた3方式により改正することといった税率の設定に関する事項に加え、収納率向上対策や医療費適正化対策の強化といった国民健康保険事業全般にかかわるものとなっております。こうした答申の内容を十分に踏まえながらも、消費税の引き上げなど市民生活に与える影響を十分に考慮し、このたび改正案を提出させていただいたところであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税のうち医療給付分及び介護納付金分の税率を改正し、後期高齢者支援金分の税率は据え置くものであります。税率改正の具体的な内容ですが、所得割につきましては医療給付分の税率を現行の7.44%から9.42%に、介護納付金分の税率を1.97%から2.76%に、均等割につきましては医療給付分の税額を2万5,100円から3万円

に、介護納付金分の税額を8,900円から1万1,800円に、平等割につきましては医療給付分の税額2万3,900円から2万9,200円に、介護納付金分の税額を7,500円から1万300円に改正するものであります。

また、昨年6月12日に地方税法施行令及び地方税法施行規則が一部改正されたことに伴う規定の整備もあわせて行うものであります。

次に、議案第6号新庄市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第23号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてまでの計18件の議案中、消費税率改定に伴います各施設の使用料等の改正につきまして、一括して御説明申し上げます。

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率が現行の5%から8%に改められるため、本市施設の使用料等の額を改正するものであります。

このたびの使用料等の改正は、原則としまして、消費税が転嫁されている使用料等について消費税率の改正相当分を転嫁するものとして算定しております。また、端数の処理につきましては、水道料金、下水道料金及び農業集落排水処理施設使用料は1円未満を切り捨てて1円単位で、火葬場使用料については100円未満を切り捨てて100円単位で、これら以外のものについては10円未満を切り捨てて10円単位で対応しております。

施行日については平成26年4月1日であります。

なお、ただいま一括して御説明申し上げました議案の中には、消費税関係以外の改正部分がございますので、消費税関係以外の改正につきまして引き続き御説明申し上げます。

議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

ふるさと歴史センターの生活文化ホールにつきましては、現在奥山峰石記念室として使用し

ているため、生活文化ホールの使用料を廃止するものです。そのほか、字句の整備を行うものであります。

次に、議案第14号新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、条項ずれの整備を行うものであります。

議案第18号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

従来、バイオマス研究などに活用してきた環境研修施設について、農産物等の加工研修の場として一般に開放するため食品加工研修施設として整備を行ったため、施設名の変更及び施設使用料の設定を行うものです。

議案第20号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

昨年4月に国有林野事業が企業形態を廃止したことにより、国の事業で道路占用料を徴収することができるものがなくなったことから、道路法及び道路施行令が改正されたことに伴い道路占用料を改正するものであります。

議案第23号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本市の水道料金については、基本料金、従量料金、メーター使用料により算定されております。このたびの水道料金改正につきましては、使用者の負担軽減を図るために水道料金のうちメーター使用料を廃止しようとするものであります。

以上により、消費税率改定に伴う使用料等の改正の議案18件の説明を終わらせていただきます。御審議いただきまして、ぜひ御決定くださるようお願いいたします。

次に、議案第31号平成26年度新庄市一般会計

予算から議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までを一括して御説明申し上げます。

国内経済は緩やかに回復しつつありますが、消費税率改定や円安などの影響に伴う今後の景気動向の不透明さが地方財政の運営に大きな影響を及ぼしております。本市におきましても、市税の伸びが見られたものの、国の地方交付税や臨時財政対策債の削減方針による地方交付税の落ち込みが懸念される状況の中、大規模事業の本格化などによる財政規模の拡大から、本市当初予算の編成は非常に厳しい状況となりました。このような状況の中で将来をよりの確に見通していくためには、行財政改革の適切な推進が重要であると思います。

したがって、平成26年度予算はこれまでの財政再建プランを継承しながらも、まちづくり総合計画の着実な推進にふさわしい内容を重点プロジェクトごとに配置するなど、市民の暮らしに直結する事業を中心に編成したところであります。

その結果、一般会計の予算総額は163億4,400万円となり、平成25年度と比較しますと12億3,100万円、率にして8.1%の大幅な増となりました。本市当初予算におきましては5年連続の増額予算を組むことができ、地域経済への波及はさらに効果的なものになると考えております。

主な事業内容といたしましては、小中一貫教育校建設とこれに併設する放課後児童クラブの建設や小中学校空調設備の整備、荒小屋泉田線などの道路整備、沖の町・中山町線ほか流雪溝整備などの投資的事業の実施、第3子以降児童の保育料免除事業の独自実施や通学手段確保対策の拡充、角沢ふれあい交流広場整備事業、雪総合対策事業の拡充などの子育て・教育環境の住みよいまちづくり、地域づくりの推進、市制施行65周年記念事業や都市×田舎交流の促進事業、6次産業化推進事業の実施、また防災対策としての市有施設耐震化事業、災害対策機材及

び備蓄品の整備や自主防災組織育成補助事業の拡充など、安全・安心な市民生活にすることを基本としたものでございます。

以上、当初予算の概要について御説明申し上げました。一般会計の詳細及び7特別会計については財政課長から、水道事業会計については上下水道課長から説明させますので、御審議いただき御決定くださるようよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、議案第31号から議案第38号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第31号平成26年度一般会計予算案について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

一般会計の予算総額は、第1条にございますように、歳入歳出それぞれ163億4,400万円でございます。前年度比12億3,100万円、8.1%の増となっております。

第2条につきましては、後ほど御説明させていただきます。

第3条一時借入金につきましては、その最高額を25年度と同額の15億円と定めるとともに、第4条予算の流用につきましても人件費に関する部分に関して定めております。

2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認いただきたいと思います。

7ページ、第2表地方債につきましては、市有施設耐震化事業を初めとする16件で、26年度に新たに起こす市債は臨時財政対策債の5億6,000万円を含め総額16億9,560万円で、前年度比2億5,400万円の増としております。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明いたします。

9ページと10ページの歳入歳出予算事項別明細書に、款ごとの予算額と前年度予算の比較に

関しまして記載しておりますので、款別の説明におきましてはその都度ごらんいただきたいと思います。

まず初めに、11ページからの歳入につきまして御説明申し上げます。

1 款市税ですが、款の合計額は43億4,801万6,000円で、前年度比7,002万6,000円の増でございます。

法人市民税は4,117万1,000円の減額となっておりますが、固定資産税が家屋や償却資産の伸びにより4,401万4,000円の増加となったほか、個人市民税におきましても4,374万7,000円の増額となっております。

次に、6 款地方消費税交付金につきましては、本年4月より実施されます消費税の税率改定に伴い、9,144万7,000円の増額となっております。

次に、15ページの10 款地方交付税につきましては、国の地方財政計画におきまして我が国経済の緩やかな回復基調に基づく地方税収の伸びを想定し、地方財政の一般財源を確保した上で、地方交付税や臨時財政対策債の削減対策を講じてきていることを考慮いたしまして、前年度比7,000万円減額の43億8,000万円としております。

19ページからの14 款国庫支出金は、全体で22億9,730万2,000円となり、前年度比6億6,061万円の増としております。増額の主な理由は、1 項1 目民生費国庫負担金におきまして、障害者自立支援給付費及び生活保護費の伸びに伴う負担金が合わせて前年度比7,023万4,000円の増となり、また1 項2 目教育費国庫負担金及び2 項5 目教育費国庫補助金におきまして、小中一貫教育校建設に伴う公立学校施設整備負担金が前年度比2億5,872万8,000円の増、学校施設環境改善交付金が1億67万1,000円の増となります。そのほか消費税率改定に伴う国施策として、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の実施に伴う国庫補助金合計1億7,262万5,000円の新たな計上が影響してお

ります。

22ページからの15 款県支出金は、10億4,526万円で、前年度比9,498万1,000円の増となりますが、1 項県負担金において障害者自立支援給付費負担金が1,616万4,000円の増となったほか、2 項県補助金において、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金や畜産生産拡大支援事業費補助金を初めとする5 目農林水産業費県補助金が4,361万2,000円の増となったことが増加の主な要因となります。

26ページをごらんいただきたいと思います。

18 款繰入金は3億6,450万2,000円で、前年度比2,100万円の伸びとなっております。大規模事業等の財源に充てるための財政調整基金繰入金につきましては減額計上しておりますが、市制施行65周年に伴いまちづくり応援基金繰入金を増額計上したほか、施設の耐震化や老朽化対策の財源に充てるための市有施設整備基金6,200万円を新たに計上しております。

27ページからの20 款諸収入は、款全体で8億4,453万2,000円で、1億1,271万円の増となりますが、産業立地促進資金融資制度預託金元金収入の増額とともに、市テニスコート改修に伴うスポーツ振興くじ助成金6,800万円の新たな計上が主な要因でございます。

また、29ページになりますが、4 項5 目雑入の最上広域市町村圏事務組合事業費補正負担金につきましても、昨年度と同程度の9,993万4,000円を計上しております。

最後に、21 款市債でございますが、総額は16億9,560万円で、前年度比2億5,400万円の大幅な増となりました。1 項5 目教育債におきましては、小中一貫教育校建設事業債が1億5,060万円の増となり、学校教育施設改修事業債が小中学校の空調設備整備に伴い1億5,010万1,000円の増となったほか、水道事業における緊急時給水拠点確保等事業の実施に伴う出資に係る上水道災害対策一般会計出資債3,210万円を新た

に計上したことによるものが主な要因となります。

以上、歳入について御説明申し上げましたが、市税、地方交付税などの一般財源の総額は105億5,869万5,000円となり、前年度より1億4,496万8,000円の増となります。

続きまして、31ページからの歳出につきまして御説明いたします。

1款議会費は2億972万9,000円で、前年度比1,552万2,000円、率にして8%の増となっておりますが、議場システムの改修に係る経費を新たに盛り込んだことによるものでございます。

32ページの2款総務費は13億3,734万8,000円となり、前年度比3,832万3,000円、率にして2.8%の減でございます。

1項1目総務一般管理費は、25年度の退職者と26年度新規採用者との差額分や会計間の異動に伴う職員給与費をここで措置しておりますが、職員等の給与、社会保険料などの人件費関連の減により、1目全体で2,833万2,000円の減額となります。なお、一般会計全体における人件費は、前年度比8,619万3,000円の減額となっております。

なお、特別職、一般職の給与費につきましては、112ページ以降に記載してございます。

次、35ページ、7目企画費におきましては、市制施行65周年記念事業実行委員会負担金や同市民提案事業費補助金の新設などにより649万4,000円の増となっております。なお、市制施行65周年記念事業につきましては、以降の各款各項にわたり計13事業の実施を予定しております。総額で1,187万1,000円の予算を計上しております。

また、39ページ、11目市民生活対策費におきましては、防犯灯のLED化に向けたモデル事業を実施し検証を行う費用を盛り込んでおります。

47ページからは3款民生費になります。

3款の合計は47億1,772万4,000円で、2億1,581万9,000円、4.8%の伸びとしております。

まず、1項1目社会福祉総務費は国民健康保険事業特別会計繰出金において国保会計の財政安定化を目的にした特別支援臨時繰出金の減額分が反映されており、また49ページからの4目障害者自立支援費には、介護給付費、訓練等給付費などの伸びによる大幅な増額も含まれております。また、5目老人福祉費には地域福祉基金積立金2,000万円を計上し、6目老人福祉施設費には神室荘改修事業に係る経費の増額を盛り込んでおります。なお、53ページの10目臨時福祉給付金給付費につきましては、消費税率改定に伴う国施策としての事業であり、新たに1億2,086万円を計上しております。8目介護保険事業特別会計への繰出金を加えますと1項社会福祉費全体で1億6,597万4,000円の大幅な伸びとなっております。

54ページからの2項児童福祉費は、この数年間の子育て支援拡充策によりまして増額予算が続いておりますが、今年度につきましても9歳未満の児童が3人以上となる世帯の保育料の免除に係る経費を単独事業として盛り込むとともに、萩野地区小中一貫教育校に併設する放課後児童クラブの建設に係る経費を盛り込むなど、児童福祉費の全ての目にわたり子育て支援のさまざまな施策展開に資する予算を編成しております。

なお、58ページ、5目子育て世代臨時特例給付金給付費につきましては、1項10目臨時福祉給付金給付費と同様に消費税率改定に伴う国施策としての事業であり、新たに5,176万5,000円を計上しております。

60ページからの4款衛生費は12億9,877万7,000円で、1億1,180万1,000円、7.9%の減でございます。

まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、少子化対策の一環といたしまして不妊治療

を受ける夫婦の経済的負担を図るための経費を継続して盛り込むとともに、2目予防費では風疹予防接種に係る経費を新たに盛り込んでおります。

また、63ページの6目環境衛生費におきましては、太陽光発電やペレットストーブなどの設備導入を支援するための経費を新たに盛り込んでおります。

なお、65ページ8目水道費につきましては、水道事業における緊急時給水拠点確保等事業の実施に伴う出資金3,218万6,000円を新たに計上しております。

65ページからの2項清掃費におきましては、1目清掃総務費は減少し、2目塵芥処理費は増加しておりますが、これは最上広域の衛生施設の運営費等に係る分担金の増減が主に作用しているものであり、4款全体の予算規模を減少させている主な要因となります。また、1目には今年度も環境衛生の向上に資するよう合併処理浄化槽設置費補助金並びに浄化槽水環境保全推進事業費補助金を盛り込んでおります。

67ページ、5款労働費は5,085万5,000円で、37万3,000円、0.7%の減となっております。

同じく67ページからの6款農林水産業費でございますが、7億1,286万円で、644万6,000円、0.9%の増でございます。

69ページの1項3目農業振興費では、前年度に引き続き県で推進しております補助事業を効果的に活用した施策の展開を積極的に図るとともに、若者園芸実践塾事業につきましても園芸経営の担い手の育成を引き続き進めるほか、農地集積や青年就農などの担い手総合支援対策の拡充を図るための経費を盛り込んでおります。

なお、農業部門における地域が発信する新たなビジネスチャンスの創出を図るために、6次産業化推進事業を新たに盛り込んでおります。

次に、76ページからの7款商工費でございますが、9億592万6,000円で、8,379万1,000円、

10.2%の増となっております。

まず、1項2目商工振興費におきまして、工業振興対策事業費に地元出身の人材育成を通じた市内製造業事業所等への人材定着を図るための支援を継続するほか、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の活用により、市内商工業活動の活性化を図るための経費を盛り込んでおります。

78ページ、3目観光費につきましては、26年度に開催される山形デスティネーションキャンペーンにあわせて実施する市制施行65周年記念事業としてのまちなか賑わい創出事業や新庄城下おもてなしプロジェクト事業に係る経費を盛り込んでおります。また、新庄まつり誘客100万人構想の推進のために、新庄まつり交流事業実行委員会負担金やPR活動の充実を図るための山車ラッピングトラックに係る経費を盛り込んでおります。また、インバウンド誘致キャンペーン事業につきましても継続して盛り込んでおります。

80ページの物産振興対策事業費におきましては、農産物等を加えた物産の振興を通じた交流人口の拡大のために、一昨年度より実施しておりますふるさと応援隊を継続して盛り込むほか、都市住民との交流を通じて交流ビジネスを生み出すことを目的とした都市×田舎交流促進事業を展開するための経費を新たに盛り込んでおります。

なお、3目観光費におきまして1,916万9,000円の減額となっておりますが、広域交流センター「ゆめりあ」公債費平準化分担金の大幅な減額が起因しております。

81ページからの4目企業誘致費におきまして、4,806万円の大幅な増となっておりますが、25年度第3号補正予算で債務負担行為を設定いたしました産業振興用地購入に係る経費を新規に計上したことによるものでございます。

82ページ、8款土木費でございますが、13億

2,259万1,000円で4,221万2,000円、3.1%の減でございます。2項1目道路橋梁総務費並びに2項3目道路新設改良費が合わせて5,125万7,000円の減となっておりますが、下田地区3号線に係る橋梁歩道整備費負担金や道路改良事業並びに一本柳檜葉沢線整備事業の完了に伴う減が主な要因となっております。

85ページ4項1目都市計画総務費は、利用が好調となっている住宅リフォーム総合支援事業補助金を増加させているほか、策定から18年目を迎えようとしている都市マスタープランの見直しに係る経費を盛り込んでおります。

また、87ページ、4目公共下水道費の公共下水道事業特別会計への繰出金は、前年度比2,653万9,000円の減となっております。

88ページからの6項1目除排雪費におきましては、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車借上料は今年度当初予算と同額を計上し、また流雪溝整備事業費や雪に強いまちづくり事業費補助金を拡充させたほか、消雪設備に係る経費を新たに盛り込むなど雪対策に係る経費の拡充を図っております。

次に、90ページ、9款消防費は6億3,364万8,000円でございます、4,839万9,000円、8.3%の増となっております。

増額分の主な理由は、1項1目常備消防費におきまして、消防署金山支署改築事業及び広報車1台の整備に係る最上広域分担金の増額によるものです。

また、2目非常備消防費におきましては、災害対策資機材、備蓄品等の整備に係る経費や、自主防災組織育成補助事業の拡充、消防無線のデジタル化に伴う受令機の更新に係る経費を計上しております。

また、92ページ、3目消防施設費におきまして、老朽化している小型動力ポンプ積載車の更新費用や防火貯水槽の整備に係る経費を新たに盛り込んでおります。

93ページからの10款教育費は35億1,139万7,000円で、10億9,515万7,000円、45.3%の大幅な増となっております。1項2目事務局費においては、94ページに小中一貫教育校の27年度開校を控えスクールバス3台と車庫を整備する費用と通学条件の厳しい上野・蛇塚地区の児童を対象とした通学バスの運行経費を新たに盛り込んでおります。

3目教育指導費において、児童生徒個別学習支援に係る経費の拡充を図っております。

97ページの2項1目小学校の学校管理費におきましては、小学校6校の空調設備の整備に係る経費を新たに盛り込んでおります。

99ページ、4目学校建設費におきましては6億6,105万6,000円の大幅な増額となりますが、26年度で完成となる萩野地区小中一貫教育校校舎等の建設事業に係る工事請負費などが大幅な増額となるほか、備品整備を初めとする開校準備に係る経費を新たに盛り込んでおります。

次の3項1目中学校の学校管理費におきましては、小学校と同じく中学校4校の空調設備の整備に係る経費を新たに盛り込んでおります。

続きまして、101ページからの社会教育費ですが、4項全体では前年度より1億6,809万5,000円の増、総額で6億9,638万1,000円としております。

その主な内容につきましては、まず103ページ、3目公民館費におきまして旧角沢小学校跡地を活用し地域における市民の交流や地域活動の活性化を図るための角沢交流ふれあい広場の整備に係る費用を新たに盛り込んでおります。

また、106ページ8目ふるさと歴史センター費におきまして、26年に生誕100周年を迎えられる名誉市民近岡善次郎氏の記念展や同じく名誉市民で人間国宝の奥山峰石氏の作品展に係る経費を盛り込んでおります。

109ページ、12目体育施設費は1億7,604万6,000円の大幅な増でございますが、老朽化し

ております市テニスコート等の改修に係る経費
1億8,392万4,000円が大きく作用しております。

次に、110ページ、12款公債費は16億2,314万
円で、前年度比4,142万5,000円、2.5%の減で
ございます。

公債費の減少が続くことは、財政再建計画や
財政再建プランを基本に、新たな起債発行の抑
制などを継続的に実施してきた成果であると思
えております。

以上で歳出の説明を終わりました、次に参考
資料の124ページ、125ページをごらんいただき
たいと思います。

性質別経費調べについて、主な点を御説明申
上げます。

1の人件費は合計25億748万1,000円で、職員
数の減などによりまして前年度比3.3%の減と
なります。

2の物件費は、小中一貫教育校開校準備に係
る経費の新規計上や燃料費、光熱水費や指定管
理料の伸びに伴い1億1,157万6,000円、率にし
て6.8%の増、4の扶助費は、障害者自立支援
給付費及び生活保護費の伸びに伴い1億1,460
万9,000円、率にして5.1%の増、11の繰出金は
下水道事業特別会計や国民健康保険事業特別会
計への繰出金の減によりまして、8,757万7,000
円、率にして5%の減となっております。

また、6の投資的経費は、単独事業分がテニ
スコート改修事業の実施などにより3億104万
4,000円の増で、補助事業分が萩野地区小中一
貫教育校建設事業の増加や小中学校空調設備整
備事業の新規実施に伴い8億527万9,000円の
大幅な増となり、結果前年度比51.9%の伸びを
示しております。

それでは、一般会計の説明を終わりました、
特別会計に入らせていただきます。

129ページをお開きください。

議案第32号国民健康保険事業特別会計の予算
案について説明いたします。

予算総額は41億4,859万5,000円で、前年度対
比で1,464万3,000円、率にして0.4%の増で
ございます。

第2条一時借入金の限度額は1億円と定め、
歳出予算の流用は第3条の規定のとおり保険給
付費に限定するものでございます。

137ページからの歳入をごらんください。

1款国民健康保険税は11億9,364万5,000円を
計上し、前年度比1億3,243万2,000円、12.5%
の増としております。

3款国庫支出金は、療養給付費等負担金や財
政調整交付金の減額により9,493万1,000円の減
となりますが、5款前期高齢者交付金は1億
756万円の増となります。なお、140ページの
一般会計繰入金については、2年間実施した法定
外繰入の減に伴い6,277万7,000円の減として
おります。

歳出につきましては、143ページ、2款保険
給付費が26億2,444万2,000円となり、前年度比
2,941万円の減となりました。

また、145ページ、3款後期高齢者支援金等
につきましては2,944万5,000円の増で、146ペ
ージ介護保険制度維持のための6款介護納付金
につきましては、2,185万1,000円の増となっ
ております。

続きまして、153ページ、議案第33号交通災
害共済事業特別会計の予算案を説明いたします。

予算総額は676万7,000円となり、前年度比18
万5,000円、2.7%の減となります。歳入歳出の
明細につきましては、155ページ記載してござ
いますが、編成内容等はほぼ前年度と同様とな
っております。

次に、159ページ、議案第34号公共下水道事
業特別会計の予算案に移ります。

歳入歳出予算額は14億4,991万2,000円となり、
前年度比1,076万4,000円、0.7%の増となり
ます。

債務負担行為及び地方債につきましては、

162ページをごらんいただきたいと思います。

第2表債務負担行為は、毎年度行っている水洗便所改造等資金利子補給でございます。また、第3表地方債、公共下水道事業の限度額は5億1,950万円となっております。

164ページでございますが、歳入につきましては、処理場長寿寿命化事業の開始などに伴い、3款国庫支出金は1,700万円の増、7款市債を3,380万円の増としております。なお、4款一般会計繰入金につきましては、2,653万9,000円の減となります。

166ページからの歳出でございますが、168ページ、2款建設費は3億8,380万円で、前年度比2.6%の増であります。主に処理場長寿寿命化事業の開始に伴う増額分が要因となっております。

続いて179ページ、議案第35号農業集落排水事業特別会計予算案でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ8,295万5,000円といたしまして、前年度比153万2,000円、1.9%の増としております。

歳入歳出の明細につきましては、181ページに記載してございますが、編成内容はほぼ前年度と同様となっております。

次に、187ページ、議案第36号営農飲雑用水事業特別会計の予算案でございますが、歳入歳出予算総額は3,897万円で、前年度比852万円、28%の増としております。

192ページの歳出におきまして、水道事業への統合へ向けた施設の改修経費や資産台帳作成に係る経費を増額計上しており、歳入における3款1項一般会計繰入金によりこれを補っております。

195ページ、議案第37号介護保険事業特別会計予算案は33億3,971万2,000円で、前年度比1億8,430万8,000円、率にして5.8%の増となっております。

歳出予算の流用につきましては、国保会計と

同様に保険給付費内に限定するものとしております。

近年、事業所活用のサービス料などが増加しているため、これらに対応した予算の編成を行っておりますが、これに伴って、まず203ページからの歳入におきまして、4款国庫支出金、5款支払基金交付金、6款県支出金並びに8款繰入金のいずれも増額としております。これは歳出におきまして、208ページ、給付サービスが反映されるところの2款保険給付費の合計が前年度比1億7,973万円、5.9%の増となっていることによるものでございます。

最後になりますが、219ページ、議案第38号後期高齢者医療事業特別会計の予算案について御説明いたします。

予算総額は4億804万2,000円で、前年度比2,667万2,000円、率にして7%の増でございます。

224ページの歳入におきまして、1款保険料及び3款繰入金を増額とし、226ページからの歳出におきましては、その多くを占めます後期高齢者医療広域連合納付金を7.1%の増と見込み計上しております。

以上で平成26年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

高橋 弘上下水道課長 それでは、議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございますが、給水件数1万3,750件、年間総給水量380万9,250立方メートル、1日平均給水量1万436立方メートル、主要な事業として建設改良事業費5億6,137万1,000円といたします。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益は11億6,931万8,000円で、前年度当初予算対比1億4,048万5,000円の増であります。

続きまして、支出の第1款水道事業費用は11億3,111万2,000円で、前年度当初予算対比1億280万6,000円の増であります。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款資本的収入は1億5,675万円で、前年度当初予算対比7,936万6,000円の増であります。

続きまして、支出の第1款資本的支出は7億6,801万2,000円で、前年当初予算対比2億2,504万7,000円の増であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億1,126万2,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填します。

第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間といたします。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費及び交際費とします。

第7条、他会計からの補助金として、高料金対策等のため一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は5,304万7,000円といたします。

第8条、棚卸資産の購入限度額を300万円とします。

続きまして、予算実施計画に基づいて御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益の第1項営業収益は9億7,868万7,000円で、内容といたしましては給水収益及びその他の営業収益等であります。

第2項営業外収益は1億9,062万9,000円であります。

続きまして、4ページをお開き願います。

支出の第1款、水道事業費用の第1項営業費用は10億727万3,000円で、内容といたしましては原水及び浄水費、配水及び給水費等でございます。

7ページをお開きください。

第2項営業外費用は1億1,440万8,000円で、内容といたしましては支払利息及び繰延勘定償却等でございます。なお、地方公営企業法等の改正によりまして会計基準が見直され、今年度の予算から収入におきましては長期前受け金戻し入れを、また支出におきましては賞与引当金繰入額等を予算計上しております。

続きまして、7ページ、8ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入の第1項工事負担金は3,327万円で、内容といたしましては河川改修等の関連事業の工事による負担金でございます。

第2項補助金は6,823万円で、内容といたしましては緊急時給水拠点確保等事業及び水道管路耐震化等推進事業の国庫補助金であります。

8ページをお開き願います。

第3項出資金は5,524万9,000円で、内容といたしましては旧簡易水道事業分の企業債元金償還金及び緊急時給水拠点確保等事業に対する一般会計からの出資金でございます。

続きまして、支出の第1款資本的支出の第1項建設改良費は5億6,137万1,000円でございます。内容といたしましては、給排水設備工事費でございます。

なお、10ページ以降に給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定貸借対照表等を記載しております。また、会計基準が見直され、今年度の予算から新計画にかわりキャッシュフロー計算書を記載しております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成26年度新庄市水道事業会計予算に

ついて御説明申し上げました。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

午後より代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

これよりただいま説明のありました議案32件のうち平成26年度予算9件を除いた議案23件について、一括して総括質疑を行います。

なお、各議案の所管の常任委員におきましては、それぞれの常任委員会に付託され詳細な審査を行いますので、各常任委員会において質疑を行っていただくよう御了承お願い申し上げます。

それでは質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第6号から第23号の市の施設の使用料の消費税増税分の値上げという部分について質問します。

一般会計で扱う公共料金分は、法律で消費税の納入はしなくてもよいとなっているのではないのでしょうか。

もう一つは、消費税増ということで5%から8%になるに当たりまして、これらの施設の支出はどのぐらいふえると見ておられるのでしょうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 1点目の一般会計において消費税は免除されるという話でございますけれども、これについては役務の提供といえますか、

手数料というか、窓口の証明手数料関係は消費税はかかりません。それ以外のものについては、普通に消費税がかかるものと思っております。

それから、2点目でございますけれども、消費税の影響額についてでございますが、使用料について、5%から8%になりますとその影響額というのは500万円ほどと見ております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 一般会計では、一般会計で扱う公共料金分というのは、法律で消費税の納入はしなくてもよいとなっていると聞いております。上下水道などの公営企業会計の公共料金分は、消費税の納入が義務づけられていると聞いております。それで、一般的な市民の生活の中でも売り上げが一定以上になりますと、売り上げがあるというだけで消費税を5%分納めなければなりません。それと同じく公営企業などでは、5%納めているんだと思います。今度は8%になるんだと思います。それで、一般会計で扱う公共料金分については、そのような消費税の納入の義務はないのではないかということをお聞きしております。

それから、2つ目の消費税の支出ですが、500万円ほどふえるんじゃないかということなのですが、国のほうから地方消費税の増税分だと思うんですが、地方にもその分が来ると見ております。それらを考えれば、上げなくてもやっていけるんじゃないかなと思うんです。

市民の中で言われていることですが、いろいろ収入がふえない中で使用料があるものですから、その使用料を捻出するのに苦労しております。自主活動を自粛せざるを得ない。幾らかでも会場費の安いところに移るかというような形で、使うのを控えるような方向に向かっているような気がします。そういう意味では、消費税増税で、市民生活全体がお金を使わないというふうになっていくのが目に見えているわ

けですから、本当は市としては使用料を抑えて、あるいは引き下げるなどして、どうかこちらに自主活動を活発にしていきたいというふうにして市民を応援する立場になるのが、私は行政として悪政消費税増税から市民を守る防波堤になる、そういう姿勢になるという立場になるんじゃないかと思うんですが、そういう検討などはなかったのか、お願いします。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 まず、先ほどの答弁の訂正というか、私の勘違いだったのかなと思いますけれども、500万円というのは収入の分の影響額、ふえる分の金額でございます。歳出のほうで言いますと、影響額は1億1,300万円と見ております。

それから、消費税の税率改正に伴って消費税の交付金の部分で9,000万円ほどふえるということで、歳出のほうで1億1,300万円、収入のほうで9,700万円ということで、当然支払いの分のほうが多いということになるのかなと思います。

それから、消費税の一般会計における利用料金には消費税はかからないのじゃないかなということですが、それについては、手数料についてはかからないということだと思います。使用料については普通に消費税がかかるということで理解しております。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 今財政課長のほうから答弁ありましたが、若干補足をさせていただきますと、佐藤議員おっしゃるとおり、一般会計については消費税は精算をしないということです。したがって、消費税分としては新庄市の一般会計から納付はしないということで、今財政課長から説明がありましたが、歳入としていただく消費税改定分よりもむしろ歳出で支払う消費税

分のほうが圧倒的に多いという実情です。

公営企業につきましては、基本的にはいただいた消費税分と支払った消費税分は精算を行って、消費税を払い過ぎてあれば還付をしていただく、足りなければ納付するというようなシステムになっております。

なお、国のほうの総務省の通知の中で今回の消費税の改定に当たっては適正に転嫁を行ってくださいと。歳入歳出とも適正に転嫁を行えというような通知が来ております。以上でございます。

小嶋富弥議長 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかになしと認めます。よって、総括質疑を終了します。

日程第43 予算特別委員会の設置

小嶋富弥議長 日程第43予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算から議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までの平成26年度各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

小嶋富弥議長 これより、ただいま設置されまし

た予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしく願いいた

します。

日程第44議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

小嶋富弥議長 日程第44議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

平成26年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案(9件)	○議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算 ○議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ○議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ○議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算 ○議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算
総務文教常任委員会 議案(12件) 請願(1件)	○議案第1号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第3号新庄市社会教育委員会条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第4号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第6号新庄市学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第 7 号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 8 号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 9 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 10 号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 11 号新庄市体育館施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 12 号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 13 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 1 号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についての請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議案（11件） 請願（ 1件）	○議案第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 14 号新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 15 号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 16 号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 17 号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 18 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 19 号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 20 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 21 号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 22 号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

付 託 委 員 会 名	件 名
	○議案第23号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願

議案6件一括上程

小嶋富弥議長 日程第45議案第24号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から日程第51議案第30号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算7件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、日程第45議案第24号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から日程第51議案第30号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までの補正予算7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第24号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から議案第30号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）までを一括して御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案24号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ4億3,630万1,000円を追加し、補正後の予算総額を165億8,960万9,000円とするものであります。

主な補正内容について御説明申し上げます。

歳入についてであります。市税は経済の緩やかな回復基調に合わせた市民税や固定資産税の伸びなどがあり、市税全体で対当初予算比約

9,800万円の増額補正を計上しております。

また、14款国庫支出金及び21款市債におきまして、好循環実現のための経済対策に基づく国の補正予算第1号に呼応した予算を盛り込んでおります。

歳出につきましては、2款総務費、3款民生費、8款土木費、10款教育費で大きな増額を計上しておりますが、まず4年連続となった大雪への対応といたしまして、8款土木費や10款教育費を中心に道路や学校施設などの除排雪経費の増額を盛り込んでおります。さらに、国の第1次補正予算に呼応しその効果的な補助制度や起債を活用した市道舗装路面の性状調査に係る経費や26年度の予算化を予定しておりました明倫中学校校舎及び八向中学校体育館耐震補強工事などの前倒し分に関し増額計上しております。

また、今年度を実施いたしました市庁舎を含む6施設の耐震診断の結果をもとに、これらの施設の耐震化などに係る経費に対応すべき市有施設整備基金への積立金も盛り込んだほか、市道用地の購入に係る経費や中核工業団地にて事業を展開する企業の事業拡張を支援するための貸し付けに係る経費も盛り込んでおります。

新年度の事業展開への円滑な移行のためにも、適切な対応を要する補正内容を組ませていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、31ページからの特別会計であります。議案第25号新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から議案第29号新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までの5特別会計及び議案第30号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおのお

のの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

(高橋則雄財政課長登壇)

高橋則雄財政課長 それでは、議案第24号から議案第29号まで一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第24号一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ4億3,630万1,000円を追加いたしまして、補正後の総額は165億8,960万9,000円となります。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正で御確認いただきたいと思ひます。

次に、6ページ、第2表地方債補正につきましては、追加1本、変更1本でございますが、いずれも好循環実現のための経済対策に基づいた国の1号補正措置に呼応したものであり、学校教育施設改修事業につきましては、明倫中学校校舎及び八向中学校体育館耐震補強工事に伴う財源措置3,750万円を、県営土地改良事業負担につきましては、堤沢ため池等整備事業負担金の財源措置110万円を含んだものでございます。

それでは、9ページからの歳入につきまして御説明いたします。

初めに、1款市税ですが、1項市民税の個人分が7,200万円の増額、法人分が3,400万円の減額、2項固定資産税が6,000万円の増額の補正を組ませていただいております。市税全体におきましては当初予算から初めての補正となりまして、総額9,780万円の増額となります。

次に、11ページの14款2項国庫補助金におきましては、4目と5目に国の1号補正に呼応した補助金を計上しております。市道舗装路面点検事業社会資本整備総合交付金は市道の舗装路面性状調査業務委託に、中学校の学校施設環境改善交付金は明倫中学校校舎及び八向中学校の体育館の耐震補強工事に効果的に活用し、事業の推進を図ります。

また、このほか小規模多機能型居宅介護施設の新規開設に伴う地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を計上しております。

次に、12ページの15款2項県補助金におきましては、県補助事業の確定による減額が主なものとなりますが、2目民生費県補助金に小規模多機能型居宅介護施設の新規開設に伴う介護基盤緊急整備交付金を計上しております。

13ページの16款2項不動産売り払い収入につきましては、中核工業団地にて事業を展開している企業の事業拡張に伴う用地売却費1,850万円が含まれておりますが、これを後年度の産業振興用地購入事業に充てるため18款2項財政調整基金繰入金と同額の減額補正とし基金に積み立てることといたします。

なお、この企業の事業拡張に伴い産業立地促進資金融資制度の貸し付けを実施することとなりますが、20款3項貸付金元利収入に貸付金と同額の予算を盛り込んでおります。

最後に、15ページ、21款市債につきましては、第2表地方債補正のところでも御説明申し上げましたが、特に4目教育債では国の1号補正による全国防災事業債を活用した明倫中学校校舎、八向中学校体育館の耐震化を図る事業への効果的な活用のための起債を含めております。

今般予算計上させていただきました国の1号補正に呼応した事業の大半は、実際には今年度内に終了するものではなく、いずれも26年度への繰越明許費として再度予算化を図ることが必要となると考えておりますので、御理解いただ

きたいと思います。

続きまして、16ページからの歳出について御説明させていただきます。

まず、共通している事項といたしまして、大雪対策といたしまして、先月の専決補正予算分のほか、各施設関係の所要の除排雪経費につきまして、除排雪業務委託料、除排雪車借上料、または燃料費、光熱水費、指定管理料の中で増額補正を組んでおります。また、2款総務費の冒頭の600万円の職員給与費は、この冬の除排雪業務への従事に係る職員の時間外手当の増額等でございます。

同じく1項4目財政管理費におきまして、今後市庁舎などの施設の耐震化や老朽化対策の財源となり得る市有施設整備基金への積立金1億円を計上しております。

17ページからの3款民生費についてでございますが、1項1目社会福祉総務費におきまして、国民健康保険事業特別会計への特別支援臨時繰出金3,000万円を含む繰出金を盛り込み、18ページの1項5目老人福祉費におきましては、国県の交付金を活用した小規模多機能事業所の建設補助に係る経費を盛り込んでおります。

また、21ページの6款農林水産業費につきましては、1項5目農地費におきまして国の1号補正に呼応した堤沢ため池等整備事業負担金110万円を盛り込んでおります。

23ページ、7款商工費におきましては、歳入の部分でも触れましたが、1項2目商工振興費に中核工業団地にて事業を展開している企業の事業拡張に伴う国、県、市の協調融資となる産業立地促進資金融資資金貸付金に1,667万円を計上しております。

次に、8款土木費におきましては、国の1号補正に呼応した事業といたしまして、2項2目道路維持費に舗装路面性状調査業務委託料300万円を盛り込んでおります。また、3目道路新設改良費におきましては、市道滝の倉野中線の

道路用地購入に係る経費を盛り込んでおります。

25ページの6項1目除排雪費の道路の除排雪業務費といたしまして、先月の専決補正予算の1億1,000万円に加え2億4,418万1,000円を追加計上して、4年連続の大雪に適切に対応し、市民生活の安心・安全を確保してまいります。

次に、10款教育費におきましても、学校施設を中心に除排雪経費等を盛り込み、大雪と低温に伴う増加分として計上しております。

また、27ページの3項1目における中学校管理運営事業費におきましては、明倫中学校校舎、八向中学校体育館の耐震補強工事分6,946万1,000円を計上しております。これは国の1号補正の重点項目であります公立学校の耐震化対策に基づく全国防災事業債を活用するもので、従来の補助金のほか起債充当率や元利償還金の交付税算入率が通常より有利であることによりまして、これを生かし事業の効率化を図ろうとするものでございます。

また、29ページの4項社会教育費におきましては、11目社会体育費に本年4月より施設振興公社と統合し新たにスタートする一般財団法人新庄市体育協会への出損金500万円を施設振興公社からの寄附金を原資として盛り込んでおります。

また、除排雪経費増額の指定管理委託料などについても計上し、大雪、低温に対する適切かつ時宜にかなった予算化を行い、市民生活の安心・安全を確保してまいりたいと考えております。

最後に、29ページ、12款公債費につきましては、市債利子における利率低下などによる分の減額をしております。

以上で一般会計を終わります。特別会計の説明に入らせていただきます。

31ページ、議案第25号国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ8,885万7,000円を追加し、補正後

の予算総額を43億3,915万円とするものでございます。

35ページからの歳入は、特に共同事業交付金などの増額が大きく、これらを歳出における保険給付費の増額に対応させております。

また、次年度以降の国民健康保険事業の安定した経営を図るために一般会計から特別支援臨時繰入金3,000万円を繰り入れ、国民健康保険保険給付基金に同額の積み立てを行う予算を計上しております。

41ページ、議案第26号公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ9,406万9,000円を減額し、補正後の予算総額を12億7,738万円とするものでございます。

事業の確定及び精査等による建設費の減額と、これによる地方債の減額補正、また市債利子の減額等による所要の補正としております。

49ページ、議案第27号農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ128万円を追加し、補正後の予算総額を8,304万6,000円とするものでございます。

歳出の内容は、施設の除排雪業務委託料などの増額分となっております。

次に、53ページ、議案第28号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、補正後の予算総額を33億9,558万1,000円とするものでございますが、介護報酬の改定に伴う電算システムの改修に係る経費が主なものでございます。

次に、59ページ、議案第29号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ80万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3億8,418万2,000円とするものでございますが、後期高齢者医療広域連合への納付金の減額が主なものとなっております。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 上下水道課長高橋 弘君。

（高橋 弘上下水道課長登壇）

高橋 弘上下水道課長 それでは議案第30号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条、平成25年度新庄市水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正します。

支出の第1款水道事業費用の既決予定額10億2,427万5,000円から補正予定額207万5,000円を減額し、10億2,220万円とするものでございます。

内容につきましては、第1項営業費用において過去5年間にわたり無事故でしたので機械設備の損害補償掛金の割引が適用されたため、保険料を減額するものであります。

続きまして、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

支出の第1款資本的支出の既決予定額6億5,521万4,000円から補正予定額1億8,841万1,000円を減額し、4億6,680万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、第1項建設改良費において平成25年度から平成26年度まで債務負担行為を定めております上水道施設監視制御設備更新工事において、今年度の需用費が確定したこと等により減額するものであります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額4億291万円は過年度損益勘定留保資金等で補填するものです。

2ページには実施計画を添付しておりますので後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、平成25年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い

願いいいたします。

小嶋富弥議長 お諮りします。

ただいま説明のありました補正予算 7 件につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号から議案第 30 号までの補正予算 7 件については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明ありました平成 25 年度補正予算計 7 件の審議に入ります。

日程第 4 5 議案第 2 4 号平成 2 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 5 号）

小嶋富弥議長 初めに、日程第 45 議案第 24 号平成 25 年度新庄市一般会計補正予算（第 5 号）について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 18 ページの 3 の 5 老人福祉費で社会福祉施設等開設準備費補助金 4,800 万円というのがありまして、説明では小規模多機能施設建設費への補助だということですが、この小規模多機能施設建設というのはどのような内容で予定されているのか、進んでいるのかをお願いします。

もう一つは、19 ページの 3 の 1 児童福祉総務費で第 3 子以降児童の保育料免除事業費補助金がマイナス 618 万円になっています。何かいいことをやっているような気がしたのですが、なぜマイナスになってしまったのか、お願いします。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 18 ページの老人福祉事業費の中の社会福祉施設等開設準備費補助金についての御質問でございますが、財政課長の説明の中で小規模多機能型施設というような説明がございましたが、訂正させていただきます。この施設につきましては、新設の養護老人ホーム、特別養護老人ホームの開設に係る準備金でございます。

先ほど、市長の行政報告にありましたように、かつろく会のほうで 27 年 2 月を目途として現在着工を始めているわけですが、平成 25 年度の国の予算の中で、いわゆる特別養護老人ホームを 26 年度に建設する部分について施設の準備金、1 床当たり 60 万円という額でいわゆる設備費なんです。これを補正でつけていただいております。したがって、かつろく会として国に要望しながら今回国の補助をいただいたという形でございます。したがって、11 ページにございます歳入の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金という難しい名称になっておりますが、これが大もとの補助金の名称でございまして、このうちの設備施設等開設準備金ということで 4,800 万円、今回新庄市を通してかつろく会のほうに支給されるという中身になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

板垣秀男子 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子 子育て推進課長兼福祉事務所長 続きまして、19 ページの児童行政事業費の中の第 3 子以降の児童の保育料免除事業、この件でございます。

御存じのとおり、この事業に関しましては平

成25年度の新規事業として市の単独事業として実施したものであります。当初、864万円という補助の金額を予定してございました。この積算根拠としましては、月4万円の保育料の12カ月の18名という試算をしてございました。それで、実際に該当したのが10名でございます。10名の方で246万円の実際の補助額になったと。さらに申し上げますと、あと10名につきましてはいわゆる市立の公立保育所、そちらのほうにいらっしゃる方が該当したということになります。それで、補助金として支出した金額につきましては246万円でございますが、公立保育所のほうの保育料を免除した金額としてさらに150万円ほどございます。

まず、864万円という当初金額につきましては、最大限見積もった額ということで御理解いただきたいと思います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 第3子の保育料が無料になるということで、大変いい中身だと思えます。

しかし、その基準がちょっと厳しいような気がいたしました。年が近い子供が生まれたときの第3子はなるというふうになりましたが、私が出会った方は子供が中学に、それから小学校の4年生以上だったか、そしてその次に今度2歳ということで3番目の方が保育料もしかして無料になるかなと思っていただめと言われてしまいまして、非常に残念でありました。離れているということで、決して親は経済的な余裕はない御家庭だと感じました。

保育の年が近い保育所に入る3番目の子供がいて、そのほか年が近いところの3人の一番下の保育料ということなんでしょうけれども、少し離れていても親の負担というものはやっぱり重いものだと思いますので、第3子という3人も子供を産んでくださるということで大変あり

がたいことですし、そういう意味でちょっと拡大して、保育所に3番目が入った、よし、というふうに、補助になるほうにすることはできないのかなと思ったんですけれども、そういった考えなどはなかったかお願いします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 今の御質問でございますが、いわゆる市で単独で行っている事業としては、同時入所にかかわらずという基準を設けております。これは、ほかの基準よりも非常に緩めておるということですが、今御指摘いただきました年齢の問題、確かに今現在は9歳未満の児童ということになってございまして、その児童についてということになってございます。そこら辺の縛りについて、検討の余地があるかどうか今後研究してまいりたいと思います。

5 番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番(石川正志議員) 補正予算書17ページ、3款民生費社会福祉費というところで、一般会計のほうから国保のほうに繰り出しされるということで、これ審議上、ちょっと議長からこの質問が適切かどうか判断していただきたいのですが、次の特別会計でも同じような質問をするんですが、関連しているものですから、議題が若干ちょっと重複するんですが、お許しいただけますか。

ここで一般会計から補正ということで、ここで恐らく審議で、あとは次の特別会計への繰り入れということが一体だと思いますので、この場で質問させていただきますけれども、平成26年の、これは予算審議の場所での話し合いになるかと思いますが、国保会計が非常に厳しい状態にあるというもとで、今年度国保運営

協議会を初め所管する常任委員会の中でもお話しになったかと思うのですが、例えば国保の運営協議会の答申では、基金的な部分の3,000万円を含めた部分を国保税の税率改正だけで賄おうという答申がされたと思いますけれども、その後に常任委員会への委任協議会への場所でのこのたびの補正にかかわる部分は説明があったかとは思いますが。

それで、運営協議会への話し合いの中では、非常に被保険者の皆さん大変な状態は承知しているんですが、これは一般会計からの法定外繰り入れによるところは原則やめるべきだという重い決断をされたかと思います。それがどうして一般会計からの法定外繰り入れで基金的な部分の3,000万円をこのたび補正で上げるのかというところが、まず第1点でございます。

次に、ここが次の部分とちょっとかち合ってくる部分ではございますけれども、なぜ当初予算ではなくてそこの部分の補正でこのたびやらないといけないのかということの説明をいただかないと、補正の議決する上で支障が出ますので、説明いただければ助かります。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 今回の25年度3月補正での3,000万円、これについては25年度国保特別会計での3,000万円、また26年度当初予算での基金繰り入れでの3,000万円ということで全部関連しておりますので、御説明申し上げたいと思います。

まず初めに、なぜ法定外として、答申があったにもかかわらずということでございますが、答申書には確かに石川議員おっしゃったように消費税の増税、また農業政策の変換によります補助金の減が予想される中で、新年度を含めまして1億2,300万円の不足額に対して3,000万円を上乗せした形で税の改正ということでの答申が出されました。委員の市民の皆さんも含めま

して、非常に重い決断をしていただいたというふうに思っております。

そうであればなおのこと、市としましては市民の26年度からの生活を考えた上で、精いっぱい努力をしてお応えしなければいけないということで、市の内部の会議でもなったわけでございます。そうしたことから、ぎりぎりの選択をしたということで、今回の御提案になったというものでございます。

また、2点目のなぜ補正かということでございますが、前年度の補正で基金等を積んで、翌年度それを崩して使うというのは、国のほうでは最近頻繁に行われている手法でございます。今回は当初ではなくて補正になったわけですが、当初予算というのはどうしても歳入を内々に見る傾向がございます。そのため大体3月補正の時点では当初予算よりも予算が膨らむということになっているかと思いますが、今回3月補正につきましては事業の終了、また国県の補助金の確定とありまして、思わぬところで財源が生まれるという場合がございます。今回の件につきましても補正でお願いしておりますが、後期高齢者から平成24年度の負担金についてお返ししようということで、3,000万円弱の金額が戻ってくる補正予算を計上しております。

しかしながら、それをそのままということではなくて、それは一般会計に入ってくるわけでございますので、その一般会計の状況を勘案した上でこちらのほうの3,000万円に充当いただいたということで思っております。ですので、変な意味で補正にしたわけではございませんので、そういった関連する25年度の一般会計の補正予算、国保特別会計の補正予算、26年度の当初予算にも絡んできているという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第24号は討論を終結し、直ちに採決するこ
とに決しました。

これより採決いたします。

議案第24号平成25年度新庄市一般会計補正予
算(第5号)は原案のとおり決することに御異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第46議案第25号平成25 年度新庄市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第3号)

小嶋富弥議長 日程第46議案第25号平成25年度新
庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3
号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

10番(小野周一議員) 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番(小野周一議員) ただいま石川議員のほ
うから前段でお話があったんですけれども、国
民健康保険給付金の基金への積立金3,000
万円について、この議案で改めて私も聞きます。

実は私も総務委員会に所属しておりますので、
最終日の1月30日、全員協議会において資料の
配付を受けたわけでございます。それによりま

すと、第4回を重ねた国民健康保険運営協議会
において平成26年度の税制に関する答申の方向
性について協議をいただき、全会一致で決定さ
れたと。その内容についてはいろいろあります
けれども、ここでは申し上げませんが、
そして最後にこの上記の内容を盛り込んだ答申
を3月定例会に関係議案を提出する予定という
資料をもらいました。そして、それまで恐らく
産業厚生常任委員会が3回ほど行われまして、
それらの経過を踏まえて我々に、1月30日です
か、全員協議会にこれらの情報提供を受けたん
ですけれども、そしてこれらを経て2月4日です
よね、委員長のほうから市長のほうに答申を
なされましたよね。それはそれでいいんですけ
れども、その日のうちに健康課の作成でこの答
申案が答申なされた案と違った内容の結局案が
健康課より答申されたその日のうちにこれが策
定されているんです、これね。ということは、
私が言いますのは、先ほど石川議員とは若干ち
よっと違うんですけれども、答申の内容を、や
はりその方向性というものをどうして尊重しな
いのか。変わった答申の案を見ますと、先ほど
課長が言いましたけれども、やはり消費税の問
題、営農費の問題、いろいろありました。しか
しそれはもう、この運営協議会のメンバーは11
人おりますよね。いろんな方々が、これらの
方々がやはり新庄市の財政上の問題、そして受
益者負担の問題、それを鑑みて原課からの資料
をもとに、本当に諮問してあのような答申の案
を2月4日に答申されたと思うんですね。にも
関わらず、その日のうちに健康課で別の案を
作成しておいてやるということは、一体どうな
っているのかと私は思います。原課から26年度
の国保の税制改正についていろいろな資料をも
らって、その資料をもとにやはり各委員が各立
場で物を言って、全会一致で答申なされたん
ですよね。それをあたかも答申なされたその日
にもう、その中身はどういう格好になっているか

わかりませんけれども、その日のうちに答申案が覆された。

だから私が言いたいのは、答申をどのように考えているのかと。といいますのは、ここにも資料があるんですけども、実は全員協議会に諮る前に、1月27日に政策調整会議という会議が開かれまして、そこで我々が出してくる答申案と並行にいろいろなことを考えながら進められたと聞いております。その1月27日の段階でもう、この3,000万円というのは一般会計から法定外繰り入れしようという、並行ですよ、あったということも聞いております。だとすれば、こっちはもう答申案はもう決まっているんです、中身。我々が1月30日にしている中身を。でもその前段でわかっているとすれば、やはり運営協議会のときに、やっぱり再度差し戻して、やはり状況が変わったからどうですかという、そういうこともあってしかるべきだったと私は思うんです。その辺どうですか、本当に。答申の重みとはどのように考えているんですか。やっぱり今後のこともあるんです、これは。せっかく委員を受けた方々は、原課の資料をもとにして審査したんですね、何回も何回も。そして、我々議会にもそういう情報を提供したんですよ。その前段でもうそういう方向づけがなされていたとしたら、やはり内部でこういう検討もしておりますよと、こういう話もありますよという、両論併記の形でやはり改めて、今回もう遅いんですけども、やっぱり運営協議会のほうに差し戻して、再度協議をしていただいて、そして新たな答申をいただくということはできなかったんですか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 小野議員の御指摘、ごもっともだと思っております。

今回の答申の内容、覆したといいますか、こちらのほうでは先ほど御答弁したように、ぎり

ぎりの検討を加えた上での3,000万円の法定外繰り入れと思っております。

また、法定外繰り入れについても、前回の24年度、25年度の法定外繰り入れについては税の不足部分について穴埋めをするという法定外繰り入れでございましたが、今回の場合は不足部分については税率改正できちっと御負担いただく。ただ、上乘せ分についてのみ法定外繰り入れということで検討したものでございます。

議員御指摘のように、1月27日の時点で内部での調整を図りました。1億5,300万円の答申が出るということでも、その資料も含めて検討してまいりました。しかしながら、非常に金額的に大きい、市民生活に与える影響も大きいということで、何とかできないかということで検討したのは事実でございます。ただ、その1月30日の全員協議会の時点では、まだ内容については決まっておらなかったということでございますので、その時点では報告できなかったということでございます。

それから、2月4日、日程調整した上で、答申書をいただきましたが、その段階でこういうふうに、当初予算との絡みもあったものですから、その間調整を図っていたということで御理解いただきたいと思います。

運営協議会に差し戻してということでございましたが、新庄市では例年3月議会でこうした条例改正の議案を御提案しているということでございますので、3月議会、2月14日の全員協議会で予算内示ということもございましたので、それに間に合わせるということでの時間もございましたが、そうした意味もあるということをお理解いただきたいと思います。

決して我々のほうでは答申を軽く見ているものでもございません。答申の内容が重いがゆえに、今回こうした措置をとったということで御理解いただきたいと思います。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） やはり私は、この答申の重みという、やはりこれからいろいろなありますよね。水道、下水道、いろんな諮問を受けて、そういう税制改正、使用料の改正、あると思うんです。そうなった場合、こういうことが前例になった場合どうするんですかと。大変今回、執行部の皆さんは乱暴な手法を使われたなと私は思っております。

1月30日、我々に示された資料にも26年度の税制改正に関するということで、26年度ですよね。課長は先ほど、地方交付税なりいろいろなことが年度末に、余ったということは悪いですが、来たらそれを利用させてもらったということがあったんですけれども、本来ならば実際は1億二千幾らか足りないわけですよね。より安定的な国保を運用するために3,000万円をプラスして1億5,000万円をお願いしますよという、それが原則的な案だったですよ。だとすれば、私は今回の補正予算、やっぱり一般財源のほうに戻すべきだと思います。

先ほど、別な関係、とりましたからしようがないんですけれども、やはり新たに平成26年度の国保会計は足りなかったら補正してすべきが本来の姿だと私は思います。平成26年度で、3月の末でお金が余ったということは大変失礼な話なんですけれども、やはりそうなった場合は財政調整基金あたりにやはり積み立てることが、私は本来の姿ではなかったかと思います。

何回も言いますが、やはり今後の答申を受けた側が、どのようにやっぱり思ってされるのか。やはりその内容とか方向性というものは、本当に各層の方々が、本当に審査をしてあのような中身のある答申をまとめたと思います。やはり今後、このような乱暴なやり方ではなくて、本当に答申を尊重していただきたいと思います。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 25年度の補正になった理由ということでは、先ほど御答弁申し上げました。御納得いただけるか、いただけないか。いただけないようなあれですが、こちらのほうとしては、先ほど言ったように補正の内容、また当初予算の編成の仕方について御説明申し上げましたが、こちらのほうではそういったことで25年度の補正予算で積み立てをして、それを繰り越して26年度の予算の中で使用するという案を御提案申し上げたことでございます。

また、今後ということですが、今回の答申につきましては、本当に何度も申し上げますが、消費税増税という中でぎりぎりの状態で検討いただいたものだと思っております。委員の意見の中ではもちろん1億2,300万円の不足分だけという意見もございました。また、1億5,300万円ではなくて、もう2,000万円上乗せしてという御意見をおっしゃる方もいらっしゃいました。そうした中で、議員おっしゃるように全会一致で1億5,300万円で税率改正しようということでしたいたした答申案でございます。もちろん、それについては非常に重いと、先ほどから御説明申し上げましたが、今後についても今回の内容だからということではなくて、いろんな審議会でいただく答申については、我々執行部としては重いものだと思って対処しているということは御理解いただきたいと思っております。

今後というのはどうなるか。どういった答申があつて、どういった内容になるかというのはわからないわけですが、私どものほうとしましては、今後とも答申書の内容を十分精査した上で、十分内容を検討した上で御提案して、十分重く受けとめていきたいと思っております。以上です。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第25号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第47議案第26号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

小嶋富弥議長 日程第47議案第26号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第26号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第48議案第27号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

小嶋富弥議長 日程第48議案第27号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第27号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第49議案第28号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

小嶋富弥議長 日程第49議案第28号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第28号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり

決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第50議案第29号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第50議案第29号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第29号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第51議案第30号平成25

年度新庄市水道事業会計補正予算
(第3号)

御苦労さまでした。

午後2時20分 散会

小嶋富弥議長 日程第51議案第30号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第30号平成25年度新庄市水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおりに可決されました。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

あす3月6日木曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集お願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

平成26年3月定例会会議録（第2号）

平成26年3月6日 木曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	高 橋 則 雄	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	荒 澤 宏 二	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 享
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	伊 藤 洋 一	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	柿 崎 憲 一	学 校 教 育 課 長	高 橋 千 春
社 会 教 育 課 長	森 隆 志	神 室 荘 長	伊 藤 忠 志
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	富 樫 雄 二

選挙管理委員会
委員
局長
農業委員会
事務局
局長

矢 作 勝 彦

浅 沼 玲 子

選挙管理委員会
事務局
局長

武 田 清 治

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉
主 査 川 又 秀 昭

総 務 主 査 三 原 恵
主 事 八 湊 貴 征

議 事 日 程 （第2号）

平成26年3月6日 木曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 小 関 淳 議員
- 2 番 伊 藤 操 議員
- 3 番 平 向 岩 雄 議員
- 4 番 佐 藤 卓 也 議員
- 5 番 奥 山 省 三 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成２６年３月定例会一般質問通告表（１日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 子育て支援医療制度について 2. 小・中学校の私費（保護者）負担と公費負担の区分などについて 3. スクールバスの保護者負担について 4. 保護者の意見を反映させる仕組みづくりについて	市 長 教育委員長
2	伊 藤 操	1. 高齢者へのわかりやすい対応について 2. 高齢者の社会参画支援について 3. 「地域の健康づくり」をテーマとした地域リーダー講座の在り方について 4. 健康福祉推進員の役割について	市 長
3	平 向 岩 雄	1. 持続可能な地域農業の実現を 2. 農業の６次産業化の推進について 3. 産米の消費拡大に関する条例の制定について 4. 老人クラブの育成に対する支援について	市 長
4	佐 藤 卓 也	1. 山形デスティネーションキャンペーン（ＤＣ）について 2. インバウンド誘致について 3. 若者園芸実践塾（勇氣塾）について 4. エコロジーガーデンからのまちづくりについて 5. F a c e b o o k（フェイスブック）の今後の活用について	市 長
5	奥 山 省 三	1. 空き家に関する条例について 2. 情報開示について	市 長

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は9名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含め1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に小関 淳君。

（13番小関 淳議員登壇）（拍手）

13番（小関 淳議員） おはようございます。

それでは、3月定例会最初の一般質問を一問一答方式のルールに従って行いたいと思います。

最初に、子育て支援医療制度の充実について質問をしたいと思います。

先月末の新聞などに目を通しますと、県内各自治体の新年度予算案の概要記事が載っていま

した。多くの自治体では、人口減少に歯どめをかけるべく、子育て環境あるいはその子育てをする世代の生活を支援する事業などに重点を置いて予算配分をしているようでした。ところが、新庄市では先月の全員協議会で来年度の主要事業の説明がありましたが、それらのような市独自の事業は見受けられないようでした。

4月からは消費税が8%になります。それは、さまざまな商品、サービス、公共料金などに波及しますから、当然一般家庭の経済的負担は増大することになります。それを軽減しようと政府では臨時福祉給付金制度や子育て世帯臨時特例給付金制度を実施するようですが、それは砂漠にじょうろで水をかけるような、そんな効き目しかないような気がします。現に、いずれの制度の名前にも「臨時」とか「特例」の文字が張りついています。

今回の消費税増税は社会保障の充実のためだと言われていますが、特に低所得者や子育て世帯にとっては購入する全てのもの、サービスなどに課税されるわけですから、相当な経済的負担増は覚悟しなければならないと思います。

そのようなことから、今回の一般質問ではさまざまな経済的負担増が予想される子育て世代に焦点を当て、新庄市ではどのような考えで市政を進めていこうとしているのか確認していきますので、よろしくお願いいたします。

県では、子育て医療支援を充実させ、中学3年生まで医療費を無料化するとしています。しかし、それは入院の場合のみで、外来で診療を受けた場合には該当しません。現在の新庄市では、小学校3年生までの入院と外来診療は無料となっています。

しかし、他の自治体では独自に外来についても中学3年生まで無料化し、子育て世代の医療費負担を軽減しているところがあります。以前から、当市からの人口流出を懸念していた東根市や村山市などでも子育て医療支援を充実させ

ており、子育て環境の整備を図り、子育て世代の定住化に力を集中させています。

新庄市は、数値的にほかの自治体とほとんど差異のないほどに財政再建が進んできています。しかし、まだまだ予算的に厳しいことは理解できます。そのような状況だからこそ地域社会の実情を的確に捉えながらさまざまな事業の優先度を熟慮し、選択し、集中させていくべきではないのでしょうか。新庄市の将来を担う大切な世代の定住を図る、そういう意味でも子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる環境を整えることは、優先すべき重要なことではないのでしょうか。

その手始めとして、まずは子育て支援医療をほかの自治体と同程度ぐらいには充実させておくべきではないのでしょうか。市長の意見を聞かせてください。

以上で、壇上の質問を終わります。ありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

小関議員の初めての一问一答方式ということで、この議会の新しい1ページがまた始まるのかなというふうに思っております。

子育て支援医療制度についての御質問ですが、子育て支援医療につきましては、一昨年7月、山形県医療給付事業の制度改正により、助成対象となる子の親への所得制限を廃止し、所得制限で適用外となっていた子供についても子育て支援医療制度による給付が受けられるようになり、対象者の拡大が図られたところであります。

これにあわせて、市単独の制度として小学3年生までの外来診療分の窓口負担についても助成対象とする拡充を行ったところであります。

また、このたび県の26年度当初予算案内示に

においては、待機児童ゼロに向けた緊急プロジェクトに加え、小学3年生までの外来診療に対する助成の拡充を掲げております。消費税増税を見据え、子育て世代の不安感と負担感の軽減に向けた取り組みを行う予定であります。

本市の子育て支援医療費助成については、県が行う助成制度や本市が行う他の子育て支援施策とのバランスを考慮する必要もあり、さらに医療費助成事業の実施によって国民健康保険の国庫補助が軽減されるという財政運営の影響も勘案しなければなりません。本市における少子化や定住促進を考えると、子育て支援医療を充実させることは有効施策の一つと捉えておりますが、他の施策もあわせて複合的に展開しなければなりません。

まちづくり総合計画においても、子育て・人づくりを重点プロジェクトに掲げ、子育て負担の軽減のほかにも安心して子育てできる環境の整備や母子保健の推進などに取り組んでおります。平成26年度においては、第3子以降児童の保育料免除事業は独自の事業として行わせていただきます。

また、児童の数に応じた定住促進住宅の家賃軽減なども継続することにより、子育て世代の経済的負担の軽減を図りたいと考えております。また、環境整備の面では、放課後児童クラブの整備、また来年度より保育所における養護業務にかかわる職員配置により、障害児等への特別支援体制の強化なども実施してまいります。

子育て世代の定住化を促進させるためにも、子供・子育て支援の強化は重要であり、子ども・子育て新制度のもと子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた計画を策定中でありますので、新庄市として何ができるか改めて整理し、子育て支援に努めてまいりたいと考えています。

壇上からの答弁、以上とさせていただきます。

13番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） では、単刀直入に質問しますが、今後ほかの市町村と同じ程度の支援を検討する考えはありますか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議員の御質問でございますが、平成25年10月1日現在で新庄市は今のところ県内最低レベルということとは確かに言えるかと思えます。

先ほど市長答弁にもありましたとおり、県の制度として小学校3年生までの外来についても無料化を図るというふうな県の内示が出てございます。

そういった動向を踏まえまして、新庄市でも今後拡充に関して研究をしてまいりたいというふうに考えてございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 今後、前向きに検討していくということでよろしいですね。はい。

その言葉を聞いて安心しましたが、子供はそれこそ成長が早いというか、どんどん大きくなる。本当に、3年で小学校6年生だった子は、もう高校受験とかとすぐになってしまうんですね。なるべく早目に検討していただいて、ほかの市町村と同程度の、それこそ「ああ新庄市も充実してきたな」と保護者の方々が感じられるような事業にしていただければと思います。

それで、新庄市が、今、県で小学6年生まで枠を広げたということですが、それで新庄市の予算が浮いた、浮いたというか助かったという金額みたいなものは把握しておりますか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板

垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 県のほうで拡充するというのが、小学校3年生までの外来分でございます。

今のところ、新庄市で単独で小学校3年生までの事業として支出する医療費の額として大体2,000万円程度を見積もっておるわけなんですけれども、それが県の実施が7月から10月かたそういった時期の問題もございしますが、1年間として考えた場合、県の補助として2分の1補助ということでありますので、まず半額、1年間を通した場合であれば半分程度は出てくるだろう。

ただ、7月に関してはその12分の何ぼというふうな格好でありますけれども、全体1年間を通して見た場合は半額程度の補助が来るというふうなことになるかと思えます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 一問一答でどれぐらいの時間がかかるかわかりませんので、とにかく前向きに子育て世代がよその自治体に、足による投票というふうな動きをしないように、充実させていっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入りたいと思えます。先ほど壇上で申し上げたように、市民が暮らす状況はますます厳しくなることが予想されるわけで、さらに新庄市民にとっては4年連続の豪雪ということもあり、家計に大きな負担となっている現状があるわけでございます。

ちなみに、平成15年から平成24年までの20代、30代、40代の転出者数、新庄からほかの自治体に移っていく方々の数は、9,691人となっています。10年間でおおよそ1万人が新庄を離れています。もっとも転入者、新庄に入ってくる方々ですけれども、転入者の数は8,236人あり、差し引けば1,455人の減少になっています。しかし、20代から40代というのは地域にとって不可

欠なマンパワーでございます。その世代だけでも1,500人ほどのマンパワーが減少したということになるわけです。

さらに、この世代は子育て世代に重なり、子供を含む家族全体の流出にも大きくかかわるわけです。だからこそ、この世代のさまざまな経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる新庄市を実現することが定住化の促進につながり、加速している人口流出にもブレーキをかけられるのではないかと考えるわけです。

そのような観点から、ここからは教育環境の状況について確認していきたいと思います。

子育て現役世代の方々と話をしますと、ほとんどの皆さんの口から出てくるのは、学校での金銭的な負担が重いということです。教材費など授業に欠かせないものなどは仕方ないと思いますが、本当にこれは保護者が負担すべき費用なのかと疑問を持たざるを得ないような事例もお聞きしています。

そのような曖昧な状況を改善するために、他の自治体の教育委員会では私費、つまり保護者負担と公費負担の区分などを明確にして、保護者の経済的負担軽減や学校での徴収金事務の負担軽減、責任の所在などをわかりやすくしていくための学校徴収金事務規程などを設けています。

当市の教育委員会では、そのような規程やマニュアルは今のところないようですが、保護者にスムーズな納得のいく負担をお願いする意味でも改善していく必要があるのではないのでしょうか。

そのことについてどのような考えを持っているか、聞かせてください。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、学校における公費と私費の区分についてお答えを申し上げます。

学校における教育活動費の中で、基本的に公

費で負担すべきものと、憲法、学校教育法、地方財政法等で定められているものは、学校施設設備に関する維持費や整備費、学校管理上で発生する事務経費、また強化指導等に伴い必要となる経費などであります。

一方、児童生徒が学校生活を送る上で受益者負担の考え方に基づいて必要な実費を保護者が負担している私費がありますが、この私費には教材費や給食費などの学校納入金とPTAなど教育活動を遂行する上で密接な関係を有する団体の団体会計が含まれます。公費と私費の区分については法令により区分されており、本市ではそれに基づいて適切な運用を図っております。

御質問をいただいたところの学校徴収金事務規程についてですが、その趣旨としては公費と私費の区分を明確に規定するということもありますが、主には学校納入金の適正かつ効率的な執行を図るためのものであります。

本市は、それに類するものとして学校ごとに会計処理マニュアルを策定して適正な執行を図っているところであり、さらに規程をつくる必要はないものと思っております。以上でございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 今、教育長の答弁の中で、私が申し上げている学校徴収金事務規程は特につくる必要はないと考えているとおっしゃいましたよね。

全国の教育委員会で、全ての教育委員会ではないですけれども、いろんな保護者と学校側とのいろんなトラブル、疑問、そういうものがあると。それを何とか改善するためにそういうふうなマニュアル、あるいは規程、要綱、徴収金の事務取扱についてのマニュアルや要綱や規程等を設けているわけです。

再度、伺いますが、保護者にこういうふうな状態で集金をさせていただきますと、徴収をさせて

いただきます、これはこういうことです、こうです、ということをはっきり説明できるような会計処理マニュアルなんですか。保護者が理解しやすいマニュアルなんですか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 ただいまの御質問ですけれども、今教育長のほうから学校のほうに、いわゆる処理規定のようなものがあるというようなことをお答えしたところです。そういうふうなところの狙いそのものは、やはり公正な適切な処理をするというところの狙いを持ったものなわけですが、議員おっしゃるようないわゆる私費、公費の区別のところを取り立てて、議員がおっしゃるようなところの事務規程とは違います。

したがって、そこまで、例えばその規定が保護者に説明されているとかそういうふうに質問をいただくと、その部分は若干弱いのかなと。

ただ、それにまたかわるものというか、保護者への年度当初の集金についての説明等については、それぞれの学校で大変丁寧な文書という内容等について、こういうふうな集金をさせていただきますとそういうふうなところの詳しい説明の文書がありますので、保護者は「そうか、こういうふうな内容で集金、今年度あるのだな」というようなところの理解は図っていただけるのかなというふうに思っているところです。以上です。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 私は、そういう仕組みというか、そういうものを保護者のためにもつくり上げるべきじゃないかと、保護者のためにつくり上げるべきじゃないかと申し上げているんです。学校ごとに会計処理マニュアルはあると。学校ごとにあるというのではなくて、新庄

市の教育委員会の統一した規定、マニュアル、そういうものが保護者にとっても説明がしやすいと思いますし、そういうものを、そういう装置をつくったほうが説明しやすいんじゃないかと。誤解が生じることもあるんじゃないですか。

私費と公費をどのように、じゃあ今まで保護者に対して説明していますか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 私費と公費の区別の保護者への説明ということの御質問ですけれども、それについてのいわゆる事務規定というのはございませんので、改めて説明というのはしておられない状態です。

ただ、これも基本的には運用の面で、先ほど教育長のほうから答弁あったように、公費というのはこういうもので、私費というのはこういうものであるというふうなところの区分というか、文書にはしていないんですが、そこら辺のところはある意味、公費のところは法律等で、法規等で区分というかになっているものですし、あるいは私費についても議員おっしゃるようなところのほかの先進のところをちょっと見させていただきましたが、そのところもあえて文書にしくちやならないものなのかなというふうな中身であります。

そういうようなところで、基本的には、事務規定のところはつくってはいないんですが、運用のところではこのとおりほかの先進のところ、先進というか設定しているところと同じような中身のところが運用されているのかなというふうに捉えているところです。

それから、先ほどちょっと言葉足らなかったんですが、市で学校ごとに事務規程というふうなところをつくっているというふうにお話しさせてもらったんですが、そもそもの大もとのところは市のほうで考えているところですし、その都度その都度学校のほうに正確なところの運

用がきちんとなっているかどうかというところの指導もきちんと市のほうでしているところです。以上です。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） これ、よくないマニュアルづくりというか、ではないと思うんですね。手がけていただいて、勉強していただいて、本当に保護者にしっかり、ああ、これが私費でこれが公費なんだということがわからないほうがいいような感じも受けますよね。

なぜ、そういうふうに明文化して、保護者の方に、ああ、これは払って当然だ、ああ、これは払うべきじゃないとかそういうことが明確にできることをなぜしないんですか。そこがよくわからないので、そこを説明。なぜ、それは必要ないというのか明確に教えてください。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 学校徴収金事務規程、規程ですから、規程というのは事務員がこうこうする手順でこうこうやるんだよというふうな、そういうふうなマニュアルです。それに基づいて、事務員が保護者等々に説明をしていくというような形になるかと思うんです。

私費と公費の区分については、その規程があればその規程に基づいて保護者のほうに、PTA会費というのはこうなんだよと、教材費というのはこうなんだよというようなことで、それを月々幾らぐらい払ってくださいというような部分をお知らせする。そのお知らせは、各学校ごとにやっています。

この規程の中で、公費、私費の区分があるというのは、地方財政法とかそういうふうな部分から取り出してわかりやすく一覧表にして事務員が取り扱いを間違えないようにというふうなことでつくられているものだなというふうには思っております。

ただ、新庄市の事務、いわゆる小中学校の事務職については、そういうふうな規定を頭の中に入れながら全て事務を処理しているので、あえてつくる必要があるのかなというふうなことで、つくる必要はないのかなというふうにお答えしたところです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 何度言っても、とにかく集金業務があつて、集金をしてお金を出すのは保護者ですよね。事務の方が、学校がわかっているからいいんだという話ではないじゃないですか。こうこうこういう分について私費だから、これはいただきますよと、そういう説明のためにもそういうマニュアルとかそういうものは必要なんじゃないかと。

だから、よその自治体の教育委員会でもそうだなと。明確にするためには、口で言っても、説明しても誤解が生じるだろうから、マニュアルとかそういうもので保護者にお示しをして、こういう形で徴収させていただきます、責任は校長を初めこうこうこういうふうになっていますということを示さなくちゃいけないでしょうと言っているんですけれども、わかりませんか。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 小関議員が言わんとしていることは、十分にわかります。いわゆるその規定をつくって、それを示すというようなことのお考えのようですけれども、その規定を解釈して、その規定と同じような形で保護者に新庄市では説明をするということなんです。

公費と私費の区分については、それをかみ砕いて、規定をかみ砕いて説明をしていると。だから、あえて難しい規定をつくる必要はないのではないかなというようにことをうちのほうでは考えているということなんです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 言いたくないですけども、何年か前にある学校で保護者から徴収したお金を着服したという事件がありましたよね。だから、そういうことがないように、しっかりしていないとだめじゃないかということを申し上げているんです。ね。

前向きに進めていただいて、ぜひ考えていただきたいことではありますので、時間もないので次にいきます。

では、3項目の質問に入ります。

新庄市では、平成18年に角沢小学校が日新小に、角沢中学校が日新中に統合され、27年度からは昭和小、萩野小、泉田小、萩野中の4校が萩野学園として統合されます。このことにより、スクールバスの存在はより重要となってきます。

新庄市では、現在スクールバスを利用する児童生徒の保護者からスクールバス運営協議会の年額1万2,500円を負担してもらっているようですが、義務教育の通学に係る費用は本来保護者負担ではなく、公費で負担すべきではないかと考えます。

そこで、教育委員会ではスクールバスの保護者負担についてどのように考えているのか聞かせてください。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 本市のスクールバスは、学校統廃合による遠距離通学の安全確保を目的として、補助事業を活用し、車両を購入して運行してまいりました。

平成10年3月の柏木山分校の閉校により、日新小学校へ児童を乗せて運行を開始したのが始まりであります。それ以前には、この地区ですとか山交バスの廃止路線となった昭和、塩野地区など地域で各戸から御負担金をいただき、市の補助制度を活用しながら通勤、通学の足を確保していたという経過がございます。

このような状況、並びに当時でも山交バスで通学している児童生徒が少なからずいたこと、また財政事情等も勘案して一部負担金をいただくのが妥当との判断のもとにスタートしたものと考えられます。

なお、受益者負担金については、全国のスクールバスのみ運行の団体数の10%弱、路線バスなどを活用している団体数で約30%が受益者負担をいただいているという状況となっております。

教育委員会では、1号車の後も補助事業を活用しながら学校統廃合された地区へと拡大していき、平成24年度運行開始の前波、福宮地区は、6号車となっております。

この間、平成19年2月に安全通学プラン検討委員会から「新庄っ子の安全安心通学プラン」が答申され、児童生徒への安全通学教育の強化、通学路安全点検、安全通学マップの作成、防犯意識啓発の推進などとともに、さらなる安全な通学手段の確保が必要と示されたところであります。

安全な通学は重要かつ基本となることは当然ですが、平成20年代に入りますと、学校耐震化の問題がクローズアップされ、財政再建の途上ではありましたが、最重要課題の一つとして推進してまいったところであります。

平成27年4月の萩野学園の開校とともに、新たに3台のスクールバスが運行いたします。安全安心プランでスクールバス対象地域に準ずる条件のところに運行する通学用バス、現在2台を予定しておりますが、それを含めると11台の運行となります。

これらの拡大の状況と通学にかかわる保護者の経済的負担の軽減、公平化に鑑み、平成27年度に合わせてスクールバスについては無料化を、通学バス並びに山交バス利用者のバス代負担については軽減対策を講じていく計画でありますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

す。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 平成27年度からスクールバスは無料化にしていくということですね。非常にいいかと思います

基本的なことを聞きますが、日本国憲法第26条で、そこからいくとスクールバスは無料なんじゃないかと僕は思うんですけども、そうではないんですか。無料ではない。ああ、そうですか。

じゃあ、今回の質問の趣旨、保護者負担というか子育て世代の負担を軽減するためにも、本当にいろいろ精査していただいて、特に教育にはお金がかかるとお思いますので、その世代を何とか流出しないように食いとめていただけるように、教育委員会のほうでも考えていただきたいとお思います。

では、最後に教育委員会では先ほどから確認してきたようなさまざまな保護者の意見や要望、などをどのような仕組みをもって教育環境充実に反映させているのかについて質問をしたいと思います。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 保護者の意見の酌み上げというかそういうような部分についてでございますけれども、新庄市には市内各校の単位PTAが集まって組織している新庄市小中学校PTA連絡協議会という任意組織があります。この会は、市内単位PTAが相互に連携を図りながら、それぞれのPTA活動を充実したものにしていくための組織であります。

例年、7月上旬に第1回目の会議がありますが、会の後半で市長と教育を語る会が設けられており、各校から出された教育関連の要望に対して市長がこれまでの市の対応の進捗状況や今後の事業等の見通しについて直接PTA会長な

ど役員に回答しているものであります。

要望は、あらかじめ文書にまとめて教育委員会に提出されておりますので、教育委員会関係3課で検討し、予算の負担を伴うものにつきましては財政サイドと協議しながら回答させていただいております。

今年度の要望は、項目では児童生徒の安全確保に関して、人的配置に関して、施設設備に関して、教育施策や事業に関しての4項目全32件に上りました。各校では、それぞれの保護者にアンケートをとるなどして要望が保護者の意見を反映したものになるよう留意しているとお聞きしております。

また、これと同様、市校長会からも保護者や学校評議員等地区の方の意向を踏まえて、要望事項が提出されております。

来年度の要望事項については、学校予算の確保についてなど4項目全36件があり、これに対して1月の校長会で担当課長より対応の方向性について回答しております。

さらには、私や次長、学校教育課長による学校訪問指導も年3回実施し、学校経営、職員指導の状況、子供たちの学習の様子、施設の状況について確認するとともに、予算の要望等についても意見の聞き取りを行っているところです。

また、教育委員会による学校訪問も2年間で全校が訪問できるサイクルで実施しており、校長を通して保護者の意見等を吸い上げているというようなこともございます。

繰り返し要望をいただいても実現できないものも若干ありますが、市教育委員会では可能な限りこのような要望を踏まえて予算化できるよう努めているところでございます。以上でございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） しっかりとしたパイプはあると、そういう仕組みはあるということで

よろしいですね。

ぜひ、形骸化しないような中身にしていただければと思います。

そういう機会を設けているということですが、ある学校ではAEDとか防犯カメラとか扇風機とかそういうものを保護者のほうが負担したという話を聞いていますが、それは今教育長がおっしゃったような会議等では上がってこなかったんですか。設置をしてほしいとかそういう話は。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 今、御質問あったような中身については、要望等はありません。ただ、その中でAEDとか防犯カメラ等は市のほうで、これは設備というか、しているところです。

扇風機については、それは要望はなかったと思いますけれども、それに類する、例えばエアコンをつけてほしいというようなところの要望はありました。これは、でも次年度について提案というか、させていただいているところです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） ある学校のPTAに聞きましたら、暑い日がここ数年続いているので、扇風機だけでもつけてくれないかと。教育委員会のほうに要望したのか、その学校長というか学校の中でお願いしたのかは、ちょっとその辺は確認できていませんが、しかし教育委員会のほうでは予算がないからということで、やむなく保護者がお金を出した。多分、PTA会費だと思いますが、やむなく設置した。そういうことについては、どう。そういう会議が行われているという、そういうことがないように私はしっかりとした会議が必要じゃないかということを知っているわけです。

だから、そういうことってその会議では出な

かったんですか。扇風機が欲しいとか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 扇風機が欲しいという話は、私は聞いてありません。

ただ、エアコン等、子供たちの環境改善のためにというようなところの要望はPTAの、先ほど申し上げた市の連絡協議会とかそういうところでは出てきております。

ということで、今、対応の予算化の提案をさせていただいているところです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） とにかく、何度も申し上げますが、本当に保護者が納得できるような負担、明確な線引きで理解できる、ああ、ここからが公費で私たちが負担すべきものではない、ここからは私費で当然私たちが負担すべきものだということを明確にするようにしてください。これから、どんどん保護者負担がふえてくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上で質問を終わりますが、冒頭にも申し上げたとおり、4月から消費税税率改正に伴い、さまざまな負担が増大します。

特に、子育て世代の負担は予想を超えて大きなものになると思います。およそ2億円もの予算をかけるテニスコート周辺の改修も重要な事業かもしれませんが、ぜひ優先すべき順位を熟考し、保護者の皆さんが子育て環境の充実を実感できるような、人口流出が加速しないような新庄市にしていきたいと思います。終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

(2 番伊藤 操議員登壇)(拍手)

2 番(伊藤 操議員) おはようございます。

本会議 2 番目に質問させていただきます開成の会の伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

過去 3 年の大雪と比較しますと、ことしの雪は穏やかであったとありがたさを感じています。例年どおりの雪と予測し、覚悟を持って備えていただけに、とても楽をさせていただきました。

それに反して、首都圏などふだん雪のないところに大雪が降り、建物の崩壊や交通機関の大混乱があり、大変な状況にあったようです。

それを見ますと、ここ新庄市では改めて雪国に暮らす人のすごさというかたくましさというか、そういうものを感じるような気がします。しかしながら、市内にはことしも雪によりけがをされた方が多数おられました。一日も早く全快され、春の息吹をともに感じられますようにとお見舞いを申し上げるところです。

それでは、通告に従いまして一括方式にて私から幾つかの質問をさせていただきます。

まず初めに、高齢者へのわかりやすい対応についてお伺いいたします。

高齢になると体力や気力が低下し、病気やけがのリスクがふえ、不安を抱えながらの生活を余儀なくされます。そのような高齢者が、安心して生活を営む環境を整えるには、その世帯、その地域の実情に合った対策が必要と思われます。本市におきましてもひとり暮らしや高齢世帯のみの世帯が増加の傾向にあり、年齢が高くなるにつれ孤独を感じる、あるいはひきこもり

の状態になるという方も増加の傾向にあります。

高齢の方が安心して日常を送るためには、市からの情報の提供も重要と考えます。最近は、インターネットなどの普及により市の情報はホームページで公表され、いつでも入手することができ、そして市報においても大変読みやすくなり、一般的には市内に在住する方にとりましては好評と認識しております。

しかし、高齢の方においてはどうか。疑問に感じることもあります。まず、パソコンの操作ができないという方が多数おられます。本体そのものが全ての世帯に設置されているはずもなく、ひとり暮らしの高齢者、特に女性の方に多いのですが、電子機器の操作は苦手とされます。ましてや、購入して使いこなすということはとても難しいと思われれます。さらに、市報やお知らせ版に関しても、視力の低下や眼病などにより活字を読むのが難しい、そういう声も一部聞かれます。

民生委員や区長の活動が活発で、地域で積極的な見回りなどが行われているのでしたら心配はないとは思われますが、市内には若干の地域差というものもあり、情報の伝達にも温度差があるように見受けられます。福祉に関する情報の提供の場合は、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携をすることで滞りなく行われているようすけれども、そのほかの福祉以外の件に関してはどうか。例えば、雪問題や住まい、住環境にかかわる内容の相談には市の窓口で直接問い合わせるという方法をとる場合が多いようです。

ここで問題となるのは、市との電話でのやりとりの中で制度説明や専門用語を使った説明が多く、わかりづらさを感じている方が意外に多数おられるということです。結局、納得しないまま課題を置き去りにしてしまう、そのようなこともあるようです。幾ら懇切丁寧に穏やかで親切な対応をしていますが、内容が通じていなか

れば残念としか言いようがありません。

その原因の全てではなく一因となるものは、高齢者への理解不足ではないかと思われます。早期改善のために、前回も一般質問にて小関議員も指摘しておりましたが、職員研修のさらなる充実が急務と考えます。今後も進行が加速する高齢社会に今から備えるべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

次に、高齢者への社会参画支援についてお伺いいたします。

健康や住環境などに不安を抱える高齢者とは対照的に、元気ではつらつとした生活を送っている中からは、社会の参画や就労を望む声も聞こえます。現在は地域のボランティアやサークル活動、就労に関してはシルバー人材センターなどがあるようですが、高齢者の卓越した技術や余暇時間を活用できる場を行政が提供できることはできないものかお伺いいたします。

続きまして、地域の健康づくりをテーマとした地域リーダー講座のあり方についてお伺いいたします。

今年度開講された地域リーダー講座は、地域での健康づくりに主眼を置いて開講されました。医療費や介護保険料の増加に伴い、健康増進が話題とされる近年の社会情勢の中においては、このような講座の果たす役割は非常に大きいと思われます。健康問題に取り組む地域リーダーの養成には全くの同感であり、私自身もこの講座に参加させていただいた1人ですが、この取り組みには大いに期待しております。

しかしながら、この講座の後に続くものが見えません。市報でも大きく紹介されており、充実した内容でした。参加者の1人としては、次は地域ですぐアクションを起こせる取り組みがなされていくものと期待しておりましたが、来年度も同じテーマで開講すると市報には書かれておりました。それでは、本来出すべき一步が前に出ず、足踏み状態になりはしないかと懸念

するところです。

地域リーダーの養成は、必要性が高いと認識しておりますが、次のステップが見えないまま同様の講座を設けて人数だけを拡大するのは、地域にどのようなメリットがあるのか疑問にさえ感じます。前回の講座の反省点を踏まえて、今後の予定を検討したのだとは思いますが、これからはほかの課、健康課や社会教育課との連携が重要と考えます。これをどのようにつなげていくのかお伺いいたします。

最後に、今回の地域リーダー講座、地域の健康づくりにおきまして、参加対象にもなっております本市の健康福祉推進員の、今回は具体的な活動の内容についてお伺いいたします。

前回の質問におきましては、その位置づけと選任方法を伺いました。現在は150地区にあり、地域にて積極的に健康問題に取り組む方を選任しているとの回答をいただいております。

昨年、一昨年と産業厚生常任委員会は、健康増進に取り組む他県の自治体を視察いたしました。そこでは、高齢者自身がリーダーとなり、週または月単位で、地区公民館や公共施設を利用して定期的に健康体操の指導という活動を実践しておりました。その結果も出ており、肩こりや腰痛が改善し、外出することで気分も軽くなった、そういう反響があり、参加者が拡大していると伺っております。

本市におきましては、地区の健康福祉推進員が選定されているわけですので、このような役割を担うべきと思いますが、市はどのように考えているのでしょうか。そして、健康福祉推進員の地域間の活動についての共通の認識は図られているのでしょうか。活動の基本的なマニュアルも必要とされると思います。それがもし存在するのであればその内容を、そしてもしなければ今後どのような検討がなされるのかをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

御清聴に深く感謝申し上げます。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、高齢者へのわかりやすい応対についてということですが、議員御指摘のとおりひとり暮らしの世帯がふえていること、高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、状況に応じた情報提供や周知が必要になると思っております。

高齢者の相談内容は、雪の問題、福祉や税金の制度など多岐にわたっており、税金の制度などは毎年の制度改正で複雑になっているものもあります。広報紙などでは、図表の掲載や一部文字を大きくするなど見やすく、また理解しやすくするための工夫を行っているものの、複雑な制度や多岐にわたる課題について全て網羅することは難しいというのも事実であります。

窓口や電話で相談があった場合についても、わかりやすく丁寧な説明は非常に大切であると考えております。

市では、高齢者の気持ちを理解し、接し方を学ぶために、神室荘での実地研修を行っていますが、受講者からは改めて優しさや思いやりの大切さを気づかされたなどの感想が寄せられています。接遇研修も毎年複数回実施しており、このような研修などを通じ、わかりやすい説明や場合によっては方言を使うなどの心の通う接遇を目指しているところであります。

今後におきましても、高齢者を初め市民の皆さんが相談しやすい環境整備、わかりやすい行政情報の提供などに努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者の社会参画支援についての御質問でございますが、現在高齢者の社会参画のあり方としては、老人クラブへの参加やボランテ

ィア活動への参加が代表的なもの、また同じ仲間やサークルといったことが社会参画になっているのかなというふうに思っています。

老人クラブ活動につきましては、会員みずから健康を維持し、生きがいを高め、奉仕などの社会活動を通じて地域を豊かにする活動として展開されてきました。しかし、高齢者人口は年々増加しているにもかかわらず、近年は全国的にクラブ数や会員数が減少しております。この減少の要因としては、比較的若い高齢者の方々は、自身の趣味活動や新しい自分づくり、長年培ってきた技術の向上といった生涯学習に取り組む方が多く見受けられ、高齢者の生活様式が多様化していることが挙げられております。

市としては、これらの状況に鑑み、老人クラブ活動も含めて、高齢者みずからが自分のニーズに合った活動を見つけることができるよう情報提供に努めていきたいと考えております。

ボランティア活動の面では、高齢者の介護予防の観点から社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながることを指摘されております。ボランティアポイント制を導入して、介護現場での高齢者の参加を勧めている先進地での取り組みなども研究しながら、高齢者が元気で生きがいを持てる仕組みづくりを目指してまいります。

就労支援に関しましては、超高齢長寿社会が進む中、現在の高齢者は過去よりも若返っており、そのうち日本の高齢者は世界的にも高い就労意欲があるとの調査結果が出ております。高齢者は、経験、能力を活用できる貴重な労働力としても期待されております。新庄市は、高齢者の就労支援の場として公益法人シルバー人材センターへの参加をお願いしております。

高齢者への就労支援は、若年層の就労機会の確保と相反する難しい側面もございますが、今後ともシルバー人材センター、また関係機関と連携しながら進めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、地域リーダー講座に関する御質問であります。地域リーダー講座はこれからの地域づくりを担うリーダーの育成と地域づくりの機運の醸成を目的として今年度から実施したものであります。

講座は、ワークショップ形式の参加者が地域の課題や現状認識の共有化を図りながら、課題解決策を見出し、その実施に向けて計画を練っていくという内容であります。第1回目となる今年度のテーマには、地域づくりにおいて重要である地域住民の健康づくりを設定し、6月から9月までに全4回の日程で実施しました。その結果、区長や健康福祉推進員などの地区役員や老人クラブ代表者を中心に延べ138名の方に参加していただきました。

講座実施後に参加者に対して行ったアンケート調査の結果、講座で考え学んだことを自身の生活や地域活動に生かせそうだと答えた方の割合が9割以上に上り、情報共有、交流の場としてだけでなく、地域住民の健康づくりに関してみずからが率先して取り組む必要があるという意識の発揚が図られたなど、初年度としては相応の成果があったものと考えております。

また、来年度の地域リーダー講座も引き続き地域住民の健康づくりをテーマに実施する予定ですが、講座内容がやや難しかったり、各地域での具体的な活動に結びつけにくいといった今年度の反省を踏まえ、ワークショップだけでなく先進地研修や模擬地域活動など体験学習を取り入れるなど、参加者がより理解しやすい地域活動へ結びつけやすいような工夫を考えております。

さらに、参加対象については誰でも自由に申し込めるようにするなどの検討を加え、これからの地域リーダーとなる人材の発掘、育成を図ってまいりたいと考えております。

また、平成26年度からは総合政策課と健康課

が連携し、健康づくり推進モデル地区の取り組みを実施いたします。これは、モデル地区を選定し、健康づくりの意識向上及び生活習慣改善のための健康教室の定期的な開催や健診受診の勧奨などを重点的に実施することで健康づくりの推進を図っていくというもので、2年間継続して実施し、効果検証を行っていくこととしております。

今後も関係課と連携を図りながら、より効果的な地域リーダー講座の実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、健康福祉推進員に関する質問ですが、健康福祉推進員は現在150の町内で選出してきていただいております。地域の健康福祉活動推進のためのリーダー役をお願いしております。

具体的には、市の健康福祉事業の情報を地域へ提供していただき、健康教室や健康づくり講演会への参加の声かけなどをお願いします。健康福祉に関する相談などが必要な場合は、担当の民生委員につなぐ役割もお願いしております。近年は、これらに加え、推進員対象の研修会と推進員から要請を受けた地域で健康教室を開催しており、来年度からは先ほどの健康づくり推進モデル地区の事業にも取り組みます。

しかし、このように活動いただいている地域がある一方で、推進員の未選出地区の存在や推進員を選出していても推進員の活動に対する認識が浅い地域など、それぞれの地域で大きな差があるのが現状であります。

今後、地域の健康づくりや要支援者の見守りを進めるためには、推進員の活動をイメージ化、共通化と未選出地区の解消が課題と考えております。推進員の役割についても、現在の広範囲な取り組みから健康増進に重点を置いた具体的な取り組みを推進員にお願いする形で進めたいと考えております。

推進員の選出に当たっては、推進員が活動しやすい体制づくりを地域に働きかけるとともに、

推進員の活動状況についてモデル事業の取り組み状況などもあわせ、市から積極的に情報提供を行ってまいりたいというふうに考えています。

伊藤市議の御質問の1番から4番までお答えさせていただきましたが、市内における地域に大きい格差が生じているということを我々も痛感しているところであります。その格差によって、その地域の高齢者をひとり暮らしあるいは孤立しているという方々をなくしたいと、また健康寿命を延ばしていきたいというようなことで、テーマを絞って地域リーダー講座を今進めているところであります。それらを改善しながら、本当に健康長寿な地域づくりに進めていきたいというふうに思います。

来年は、そのために、先ほど申し上げましたが、モデル地域を選考し、それらを横に広げていく活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁をいただきまして、私も新庄市としても高齢者のために実に頑張っているのだなということを感じまして、ありがたいとさえ感じます。丁寧な回答をいただいたのですけれども、二、三、私のほうから具体的な、少し細かいところを絡めながら、再度お伺いいたします。

まず最初に、職員の研修ですけれども、市で一生懸命やっているのはわかります。神室荘の研修とかいろいろな内容のことをやっていますが、それでもやはり高齢世帯というのは人数がふえていて、年齢層が厚くなれば問題というのも顕在化してきます。その中で、この研修の内容ですけれども、神室荘に行ったり、もしくはいろいろな関係機関の連携はあるのですけれども、よく介護職員で行う研修の中には事例検討とか意見交換会、そういう1対多数では

なく、本当に大多数でグループワークのようなものが開催されて、共通認識というものを持つのに効果を上げています。市では、このような研修の形態は、今後はお考えではないでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 接遇に関する研修の内容についての御提案だろうというふうに思いますが、ただいま接遇に関する研修につきましては、新規採用職員に関する研修、それとともに新規採用職員以外については山形県の市町村職員研修所というところがございますが、そこへの派遣研修などを重点的に行っています。

特に、県の派遣研修の中では、ただいま伊藤市議がおっしゃられたようなグループワークによる研修もございまして、その中には当然接遇研修という項目も入っておりますので、そういったところでの研修が出てまいります。

そこへの研修を、そういったいろんな研修機会がございますので、今のところ私といたしましてはそういった研修の機会を活用して、より積極的に職員がそこに手を挙げて研修に参加するというふうな雰囲気づくりといえますか、そういうふうな呼びかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 高齢者の方に関しては、接遇のほかにも身体的な問題、そしてメンタル、精神的な問題ですけれども、それに加えて日常生活動作、それとコミュニケーション、不安とか問題は多岐にわたってあります。そして、世代間の問題もあります。例えば、高齢者自身が自分の子供世代や孫世代、その方々との対応は家族のつながりの関係でスムーズにできますけれども、その中間世代においては対応に行き詰まるというのが高齢者自身の問題として挙げら

れます。

そのほかにも、言葉。やはり、今の若い世代の方は言葉はとても標準語に近いですが、高齢者の方は古くから使っている言語というか独特なものがありまして、これへの理解で、聞き返されるのが嫌だから話ができない、そういうふうな悩みを持っている方もいます。ですから、接遇のみだけではなく、もう少しコミュニケーションのとり方にも問題は多岐にわたるとあります。

その辺のところの、これは研修というよりも職員間の中での学習とかそういう上司からの指導というふうな形でできると思いますので、そこら辺は日常的にそういう指導というのは行えないものでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 日常の接遇、それと高齢者に対する待遇について研修という機会にとらわれず日常的に学ぶ機会がないのかというふうなお話だと思います。

もちろん、そういったところ、例えば新規採用職員ですと、採用されてから半年間、フレッシュマンサポーター制度という制度を市のほうでは持っています。これは、6カ月間の間、先輩職員が新人職員に対して業務のほか、業務は当然ですが、業務のほかいろんな新人が抱える悩みに対する相談相手になってくれたり、もしくは接遇上の問題点があればそういった注意もしたりというふうなそういった制度がございます。当然、これまでもそういったことでフレッシュマンサポーターが、新人もしくは若手職員に対していろいろ指導してこれまで来ているのも事実でございます。

それから、先ほどなかなか言葉が、標準語に近くてお年寄りには親しみづらくて、なかなか聞き返せないというふうなお話でございます。先ほど市長の答弁のほうにもありましたけれど

も、特に高齢者の方に対しては、場合によっては方言でお話したほうがよろしい場合もございますので、中堅職以上の職員になりますと当然そういった機転をきかすわけですので、そういったことが若手職員にも伝わるように、フレッシュマンサポーター制度などを通じて周知してまいりたいというふうに思っています。以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） よくわかりました。この件は、社会的弱者と言われる高齢者の方の保護のみならず、職員の方が、やはり高齢者にとっても攻撃的な言葉を言う方もおられますので、そういう方々に対することで仕事に対して職員自身が自信を喪失したり、鬱病になったり、そういうことを防ぐというセキュリティのこともありますので、職員の研修とか高齢者への対応の充実はぜひともこれからもお願いしたいと思います。

それでは、続きまして高齢者の社会参画についてお伺いします。

今、市長答弁の内容でよくわかったのですが、これは意見になるかもしれませんが、例えば市が所有している駅前のアビエスとか公共施設、文化会館などが例えられるのですが、その環境整備のために高齢者を雇用できないものかお伺いいたします。

観光客が新庄市に訪れた場合に、もう少し褒められるような環境、美しい環境のところに招き入れたいというのは市民皆さん思うことで、ただあのような外観に関する管理というのはボランティアやシルバー人材センターが定期的に行うというのは少し無理があると思います。やっぱり、植樹や雑草の除去などは通年にわたって行うのが好ましいと思います。

そこで、市の管理の土地ですので、市が雇用というものを創生できないのか、意見として絡

めながら伺いたいします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま高齢者の就労支援にかかわって、市の施設に関して、いわゆる維持管理部分になるかと思われませんが、雇用を検討できないかというふうな御意見なり御質問でございます。

現在、高齢者をめぐる労働状況としては、現在定年制の延長が昨年の4月から図られまして、経過措置もございますが、65歳まで働くというふうな社会になりつつあります。それから、県のほうでもそれらを踏まえまして、高齢者のいわゆる就労確保につきましては、原則70歳まで働けるような事業所をつくっていきたいというふうなことで、山形県の長寿安心プランの中では高齢者の就労支援の中、方策として一つの項目も立てております。

ただ、現実としてその方策がどうかという部分につきましては、やはり一つの項目としては現在のシルバー人材センターに基本的に集中しながら対応していくというふうな考えでございます。現在、市の施設におきましてもシルバー人材センター、先ほどのお話もありましたように、ボランティアを活用しながらやっていくというふうな状況でございます。

ですから、いわゆる就労支援という形で現在市の施設に高齢者をお願いするという形につきましては、そういう労働環境の部分もございまして、先ほどの若年層の雇用の問題も当然かかわってまいりますので、現状としては、やはり今のところの進め方としては現行の取り扱いを進めていくのが、現況では適切ではないかというふうには思っております。

ただし、先ほど申しましたように雇用年齢の延長、それから例えば70歳まで働くような環境

をつくりたいというふうなことににつきましては、やはり市で提供する部分の可能な部分につきましては、そういう検討を図る必要が出てくるのかなというふうには思っております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きな答弁をいただきましたような気がしますけれども、高齢化の加速のほうが就労先の確保を上回っているような気がします。そこで自分の技術を活用したい、時間を有効に使いたい、その中で市のために何かをしたい、就労に限らずそういう公共施設の外観の整備とかそれから内装、あと病院のボランティアですか、そういう声が聞こえる中で、どこに相談したらいいのかわからない、何をしたらいいのかわからない。何かこういうボランティアセンターとかというのは、社会福祉協議会にあるんですけれども、そこにも窓口がはっきりしないような声も事実聞こえます。

その中で私が聞いているのは、具体的にこういう、先ほど申し上げたような公共設備の外観の整備とかは、そういうより具体的なものがないのかということです。事実、余暇を持て余している、そういうふうな方がいる中で、この方が高齢になるとどんどんひきこもりになったりする可能性が高いという現実もあります。その中で、今からそういう整備を急ぐべきと考えますけれども、その辺のことはどのようにお考えでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 高齢者のいわゆる生活をどのように考えるかというふうな御質問にも相当するかと思われませんが、先ほど余暇を持て余すという表現ございましたが、大変ちょっと私ども言いづらい言葉なんです、

実際やはり何をしたいかわからないという方は中にはいらっしゃる。ただ、その反面、自分たちでいろんなサークルをつくったり、さらにはボランティアにお願いしたり活動している方もいらっしゃるという状況は、現状としてあるかと思われます。

ということもありますので、現状として我々サイド、成人福祉課サイドの考え方としては、そういう方につきましていわゆる生きがいというふうに確保していくかというふうなところが非常に重要かと思われます。

先ほど市長答弁にもございましたように、先進地では既に介護関連の分野でございますが、介護ボランティアポイントの制度を活用しながら、名称はいろいろございますけれども、その中で自分も介護予防を図りながらいわゆる社会に貢献していくと。その介護施設関連が非常に多いんですが、ほかの市の例を見ますと学校のいわゆる通学児童の見守りとかいろんな多岐の分野にもわたっているケースもございますので、そういういろんな活動分野を広げながら御活躍いただければというふうには思っております。

ですから、先進地の例も検討させていただきながら、実際将来の介護保険制度の改革の中ではそういう介護ボランティア的なものを重視しながら進めていきたいというふうな制度改革の中身になっているようでございますので、早目に対応していきたいというふうには考えております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 前向きをお願いします。積極的な方は、こういうサークルをやっているとか目に見えやすいんですけれども、引きこもっている方の情報というのはなかなか得ることができませんので、そういう方たちの見えない思いや聞こえない声をぜひともすくい上げてほしいと思います。

順不同になりますが、健康推進員についても伺いたします。

今、150地域で活動していますけれども、今年まで地域より市にどの報告がなされたのでしょうか。例えば、地域においての健康問題にかかわっているというそういう役職の方ですので、その内容、その件数や市が行った対応とか改善されたようなことをわかる範囲で結構ですので、その報告の内容をお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 健康福祉推進員からの市に対しての情報提供なり活動状況の報告ということでの御質問でございますが、現在新庄市としては研修を年1回行っておりまして、その中で市の事業報告なり今年度の課題等を御報告しながら、1年の活動をお願いしたいというふうな研修会はまず開催しております。

それを受けまして、健康教室いわゆる出前講座の実施ということで、これは健康課サイドになりますが、各地域で御検討をいただいて、希望を募りながら健康教室も開催させていただいているというところでございます。これも何カ所か、ちょっと数は今あれですけれども実施していると。

それから、介護予防の観点から、我々成人福祉課のほうで地域ふれあいサロンというものをお願いしております。これにつきましては、65歳以上の方を中心に介護予防なり、今はレクリエーションも含めて活動していただいておりますが、この中に民生委員そして健康福祉推進員を中心としながら、現在も24地域でおおむね300名近くの方が毎月、教室いわゆるサロンを開いていただいているという形になります。

ですから、健康推進員自体の活動としては、いわゆる研修に参加することがまず第1点でござ

ざいますが、いわゆる派生的な活動としては健康教室の開催と、それから今私が申し上げました地域ふれあいサロンの開催に一緒に参加していただいて交流を深めていただいているという状況でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 先ほど私は壇上でも申し上げましたが、健康推進員の活動というのは本来であればそういう情報提供ではなく、地域でじかに自分が活動するものではないかと思われたんです。そういうふうにした原因というのが、地域リーダー講座でした。

ですから、地域リーダー講座にこの方たちが入ることで、その地域のリーダーとなるのかと私は講座に参加して思ったのですけれども、今150名いるとおっしゃいましたけれども、では地域リーダー講座でリーダーを養成するのは、この健康福祉推進員と業務は全く別だと捉えてよろしいのでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 健康福祉推進員の任務につきましては、先ほど説明した平成6年当時に健康福祉都市宣言を行いまして、その中で健康福祉推進員の役割というのを一つ選定しておりました。先ほど市長答弁にありましたように、地域の健康づくりとそれから民生委員の役割の補佐という部分ございました。

ただ、それが長年経過していくうちに、役割がちっと不明になっているというのは一つあったかと思います。ですから、今回地域づくりリーダー講座もございますし、健康課のほうでもモデル地域を選定しながら、結局的に健康づくりを進めていきたいという流れになってまいりました。という中で、やはり健康福祉推進員

の役割としてはいろんな多岐にわたるものよりもそういう健康づくりに一定程度集約させながら、役割を明確にさせていきたいというところでございます。

ですから、今回はモデルということで当然健康福祉推進員、当該地域ではかかわることになるかと思われませんが、こういうふうないろんな情報を健康福祉推進員に広めながら、同じようなものを各地域に広めていきたいという一つの手法を26年度の中では考えていきたいというふうに思っております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 内容自体はわかりました。

それでは、リーダー講座について伺います。

今後も同じような講座を開講して、市報の情報から受け取る感じだと人数の拡大をまずするような、そういうふう解釈されるような部分があるんですけれども、今福祉事務所長から伺ったことと関連しまして、このリーダー講座の人数を拡大して、その後はどのように認識しているんですか。

私にしてみれば、150人いる健康福祉推進員をそんなに積極的に活用しているようには思えなかったんです。そこで、この方々も参加対象にはなっておりましたけれども、人数をふやすことで、言い方は悪いかもしれませんが、広く浅くは結構なんですけれども、その奥に一步踏み込んだようなところがいまいちなような感じがするんです。そこで、もう少し詳しくリーダー講座のかかわりについて伺います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 伊藤議員には、リーダー講座を初めて開催した中で4回のうち3回は丸ごと全部出席していただきました。つぶさに見

ていただいた中での御質問ですので、非常に重く受けとめてございますが、この講座の狙いは先ほど小関議員からもありましたけれども、地域をつくっていく上での定住を図るというふうなことに資するものであるというふうに思っております。

地域を守るということでリーダー講座と、地域住民を守っていくということで健康づくりということで、第一義として持ってきた初年度でございましたが、リーダーとなる方々が、あるいは今までリーダーとして地域を引っ張ってきた方々をモデルとして、まず1回目としては参加者を募っていったというふうなことです、少しずつそれは地域地域でリーダーのありようというのは違うかと思しますので、1年度目とは違ったような形で裾野を少し広げていくのは自然のことなのかなというふうに思います。

先ほども言いましたように、地域住民を守っていくあるいは地域を守っていくことにつながっていくというようなことを狙いとしていますので、同じようなところだけに特化していけばこれは裾野も広がりませんので、意識のある、やる気のあるところについて手を挙げてもらいたい、あるいはその意識を強めてもらいたいということで、一般的な形で啓発も図っていくということもあわせてですけれども、リーダー講座については手を挙げてもらうことを多くしてもらいたいがために、また受け皿としても拡充していかなきゃいけないのであろうというような基本的な姿勢はあります。

もう一方で、やはり一步踏み出さなければいけないのであろうというふうなことで、今年度上半期に事業自体は終了いたしました。その後、予算編成までの数カ月間の間でさまざま、検証を含めながら評価も行いました。参加者の中においては、非常に有意義であって、なぜ有意義かといえば健康づくりは非常に大事なんだと、地域に持ち帰りたいなというような意識が非常

に機運として出てきたんじゃないかと。それが、もっともっと広げていかなきゃならないのがこの講座の目的であらうと。

したがって、その裾野を広げると同時に、一部地域に帰ってはやれそうだなと9割の方々がアンケートで答えておりましたが、なかなかその一歩がその地域様なものですから、さまざまその地域に帰って住民の方々の顔が浮かんできますと、どのような形で具体化して入っていけばよろしいのかわからない、そういうようなことを踏まえた中で、まずは健康課のほうとタッグを組みながら、今回その講座の中で非常に意識の高い地域を選抜させてもらって、その地域もモデルとなることによって次につながる学習ができるでしょうし、26年度分の地域リーダー講座もその地域を視察させてもらって、さらに帰ってきた中でワークショップでまた議論してもらおうというようなことも含めて、進めてまいるといようなことが一つ内容としてありますので、健康福祉推進員が先ほどからありようを求められておりますが、創設当初から一生懸命やっていらっしゃる地域もありますから、ですから地域地域で健康推進員のあり方というのはこの歴史の中でさまざま変容していると思います。

ですから、今、整理をかけて、今までやってきているところはやってきているなりに伸ばしてもらおうというようなことも必要でしょうし、整理した中で新たな役割づけというようなもので、地域の中での位置づけというようなものもリーダーの一員として活躍する立ち位置もつくられていく、こういうふうに思います。

ですから、リーダーは一様ではないというような考え方のもとに、健康福祉推進員もその一翼を担うんだというようなことを思っております。

事業を推進するに当たり、相手があることでもございますので非常に見えない形ではあるん

ですが、地域に帰ってまず住民の健康を守って
いくというようなスタンスは、これ変えないで
いきたいと思いますので、一步踏み出す具現策
も含めながら、中には社会教育課のほうのスポ
ーツ推進員なんかの座学なんかも、ワークショ
ップなんかも含めて考えてまいるというふうな
ことでございますので、一步踏み出すのととも
にあわせて2年度目はやっていきたいというふう
に思っています。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 意欲は十分伝わりましたので、期待しております。意識づくりはとても大事ですけども、やはり先ほどのお答えの中で地域差があるというのもとても問題だとありますので、その辺の解消も含めながら今後も一歩でも二歩でも進んでほしいと思います。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

午後より代表監査委員高山孝治君より欠席届
が出ております。

平向岩雄議員の質問

小嶋富弥議長 次に、平向岩雄君。

（9番平向岩雄議員登壇）（拍手）

9 番（平向岩雄議員） 市民公明クラブの平向
です。よろしくお願いを申し上げます。

早速ですが、通告の順に質問をさせていただきます。

減反政策や米価の低迷で本市の基幹産業であります農業が大きな打撃を受け、農家経済の先行きが憂慮される現況に鑑み、1番目に持続可能な地域農業の実現を目指してについてであります。

1点は、農業経営の複合化の推進についてありますが、本市の第4次の振興計画では複合化で生産から加工、販売まで組み合わせた多角的な経営を進めようとしております。この複合経営についての県内の動向であります。第59次山形農林水産統計年報によりますと、気候風土にも関係しますが、本市の複合化は率にいたしましてわずかの16.6%で、県内13市中最低のほうであります。

一方、本市の水稲依存度を見ますと、農産物の販売のあった農家が1,429戸中稲作の占める戸数は1,131戸で、率にいたしまして79.1%であります。これは、複合化と反対の県内13市中稲作依存度がトップで、県内35市町村では7番目、最上地区におきましては8市町村であります。舟形、戸沢村に次いで3番目という現況であります。

特に、昨今は減反規模の拡大や米価の下落で農家経済の厳しさが拡大する一方に歯どめのかからないことは御承知のとおりであります。振興計画の基本目標でありますように農業所得の向上を目指し、やりがいのある、そして若者が定着する農業を確立するため、農協などと連携を図りながら農業生産の複合化を計画的に積極性のある推進とその支援が重要と考えるのであります。本市における複合化の将来展望と推進方策についてまずお伺いいたします。

2点は、新たな水田農業政策に対応する特別対策室の設置についてであります。

産米増産期から生産調整期に入るところ、日本農業の曲がり角と言われたものであります。今度は新たな水田農業政策という過去に例を見ない、以前にも増して大きな曲がり角の試練を

余儀なくされて、本市農業の先行きが憂慮されます。

特に、本市の農業が水稻単作の依存度が高いからでありまして、これまででさえ本市農業の衰退は目に余るものがあります。統計によりますと、1990年、本市における農産物の販売農家戸数2,149戸が2012年には1,429戸、差し引き720戸、率にして37%が減少しているのです。加えて、農業産出額にしましてもピーク時の106億9,000万円から、古いデータでございしますが、平成11年には68億4,000万円の減少の一途をたどっているのです。

このような観点から、本市の活性化には基幹産業である農業の更生こそがもっとも優先課題であると考えます。新たな水田農業政策では、農地中間管理機構による担い手への農地利用の集積あるいは集約の加速化を初めとする難題、加えて新たな水田農業政策の対応など攻めの政策から外れたものばかりのような気がしてなりません。これら政策の追考は避けて通れないことで、これまで以上に地域の活性化を図るために攻めの政策がぜひ必要であると考えます。

政策実現のため特別対策室を設置して対応すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

3点は、農業の担い手対策についてであります。

本市の生産物販売農家数は、統計によりますと平成24年には1,445戸であり、その農家に65歳未満の農業専従者がいる戸数は625戸、率にいたしまして43.3%、専従者がいない戸数が820戸、率にして56.7%で、年齢構成でも65歳以上が49%を占めている状況であります。県内全体を見ましても高齢化が進んでおりますこのことについて、国でも将来の日本農業を支える人材確保を目指し、就農者を対象に就農前研修と就農後にも給付金を支出して新規就農者を総合的に支援する事業を展開したのに関連いたし

まして、山形県でも総合的な支援体制を構築し、平成28年を目標年次といたしまして300人を支出目標に、Uターン就農や農業への新規参入など担い手育成を推進しておりますことは御承知のとおりであります。

本市における統計上の専業農家が209戸ありますが、その中で男子生産年齢人口がいない農家が64戸あります。担い手対策については、本市なりの対策はとってこられたと思いますが、対策の成果と今後の推進方策についてお伺いいたします。

2番目は、農業の6次産業化の推進についてであります。

1点は、6次産業化の本市の取り組みの現況と課題についてであります。地域農業の再生を後押しする農業の6次産業化推進法が制定され、それに伴う助成推進処置などが講じられて以来、山形県内でも農家民宿、農家レストラン、農産加工、農産物の直売所などでそれなりの成果を上げております。

農林水産統計によりますと、平成22年に県内で農産加工や農産物直売所等の実績が71億8,800万円となっております。このほか農家レストランや観光農園の実績でも13億3,200万円で、農商工連携を含む6次産業化の動きは加速しているものと考えられます。

山形県では、知事を本部長として山形第6次産業化戦略推進本部を発足し、取り組みに本腰を入れていると理解しております。本市の取り組みの現状と課題についてお伺いをいたします。

2点は、第6次産業化に関連いたしまして、商工業者が連携を図り推進をすることについてであります。

鶴岡市の出羽商工会が、第6次産業化を推進するため目的別の研究会を設立いたしまして、地域活性化には農業に活力を取り戻すことが欠かせないという観点から、農業者と商工業者が交流いたしまして連携を図り、新商品の開発研

究会を発足させまして、農業が雇用を生み出す姿を目指しているという新聞記事がありました。6次産業化の国、県の施策を活用いたしまして、所得確保に積極的に取り組むべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

3番目は、米の消費拡大に関する条例の制定についてであります。

新たな水田農業政策は、気候などの変動にもよりまして食糧危機の可能性を背景に、飼料用米などへの転換で水田を維持していくというもので、本市農業のように稲作依存度の高い地域には経済的に大変な影響が必至であると考えます。米の消費人口はもちろんのこと、1人当たりの消費量も減少している時世にあつて、米産地として1人当たりの消費量を以前に戻すことが大きな課題であると思います。

昨今、地域製品の消費拡大を期待し、消費拡大条例を制定する自治体が全国で相次いでおりますことは御承知のとおりであります。北海道の富良野市ではワインでの乾杯条例、それから京都市では京都市の清酒の普及の促進に関する条例、最近も山形県議会でも県産の清酒で乾杯をする条例を制定しているというふうなことでございますが、中には酪農地帯にあつては牛乳での乾杯条例などというふうなことで、非常に多岐にわたって条例を制定いたしまして消費量の拡大推進に努めておりますことは、まことに当を得た施策であろうと考えているところであります。

本市におきましても、食糧安保と農家所得の確保を両立させる策として米の消費拡大条例を制定いたしまして全国に発信すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、老人クラブの育成に対する支援についてであります。老人クラブの育成支援に関しましては、以前にも一般質問を行いました、減少の一途をたどってやまない老人クラブでありますので、再度質問するものであります。

老人クラブの必要性は、申し上げるまでもありませんが、高齢化が進み、介護予防や高齢者同士が支え合う組織として期待を持てるところはもちろんであります、高齢化が進み医療がかさむ時世にあつて、その予防対策の一環としても地域に根差した活動を続けていく大切な存在であることは御理解いただけたと思います。

しかし、高齢者の増加に反比例して老人クラブ数や会員数が減少傾向にあり、本市老人クラブ加入率はわずか7.4%であります。金山町では、60歳以上の人口がこの1月末現在で2,463人で、老人クラブの会員数が811人、その加入率は本市の4倍以上の32.9%であり、社会福祉協議会に事務所を配置いたしまして運営に当たっているということでもあります。

老人クラブは自主的な組織であるといえども、元気な高齢者が生きがいを持って生活し、知識や経験を十分生かせる環境をつくるなど、地域の中で高齢者をともに支えていくシステムづくりの一環として、老人クラブの育成に行政が事務局体制を含めて助成金などでも一層の支援が必要と考えますが、市長の御所見をお伺いしまして、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、平向議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、農業経営の複合化の推進についてということですが、本市の稲作への依存度が高く、減反政策の拡大や米価の下落などにより受ける影響が大きく、また多くの農家の生産意欲の減退を招くなど農家経済は非常に厳しい状況に直面していると捉えております。

こうした現状の中、本市の主要な作物である水田農業の担い手を育成するため、より効率的で計画的な米づくりができるよう農地の利用集

積を加速化しつつ、施設野菜や園芸、畜産農業の導入など農業経営の複合化により農業収入の向上と経営の安定が図られるよう推進していくべきと御指摘のとおり考えております。

複合化の推進につきましては、ブランド化しつつあるネギ、ニラ、アスパラガス、里芋、ウリイ、タラノメ、ミツバ、トルコギキョウなどＪＡと協議して決定したこれら振興作物の生産に関する機械や施設等の導入について、県の補助とあわせて事業費が、半分か助成されるよう市の独自かさ上げ補助を行い、生産拡大に努めております。

今後も引き続きＪＡと連携し、生産者の要望等を把握しながら支援していきたいと考えております。

次に、持続可能な地域農業の実現をというふうなことで特別対策室の設置についてまで御提案いただいておりますが、先般、全員協議会において国が進めようとしている農地中間管理機構の創設や経営所得安定対策の見直しなどの農政改革について御説明させていただいたところでございますが、詳細な部分につきましては現在も検討されている最中とも言える状況であり、いまだ見えない部分が多々ある状況でございます。

国策での改革ではあるものの、いかな様な状況においても柔軟に、そして果敢に挑戦できるような強い新庄の農業であってほしいと願うのは私の思いでもございます。

議員御提案の特別対策室でございますが、農地の利用、集積一つを取りましても、農地中間管理機構の事業はこれまで行われてきた農地集積の進め方よりも法的にもより強力な事業内容となっており、経費削減や労力及び機械力の効率性を高めるためにも農地の集約、利用調整は不可欠なこととなります。また、経営所得安定対策の見直しに係る直接的な農家の収入減にいかに取り組むべきかなどなど、農業、農村政策

の変革は今まさに特別な思いで対応すべきと考えております。

しかしながら、市役所内における組織の中で新たな設置をしての対応となれば、現時点では非常に厳しいと申し上げざるを得ません。状況は、今回の農政改革にとどまらず、現在交渉中のＴＰＰの行方次第ではさらなる変革を伴うことが予想されるところであり、特に国は５年後には米の生産数量目標の配分を行わないとされており、これらを見据えた対応の検討準備には早急に取りかからなければならないと認識しております。

このため、農業関係団体などから成る新庄市農業再生協議会や新庄市農業振興協議会において連携協議を進めながら、特別対策室の設置については市役所において農林課を中心に６次産業化も含めた関係各課、横断的なプロジェクトチームで５年後を見据え検討を進めるよう指示したいと考えております。

次に、本市の農業を担うべき者の育成確保については、本市農業振興計画において技術経営にすぐれた意欲ある担い手を育成、確保することが極めて重要であると位置づけており、さまざまな対策を講じてまいったところでございます。

市独自の対策である若者園芸実践塾事業につきましては、平成７年度から１０年間の第１期に３９名、平成２２年度からの第２期に７名の卒業生を輩出し、本市農業の中核的リーダーあるいは新規農業者として活躍いただいているところであります。

また、今年度より人・農地プランの青年就農給付金事業に係る就農準備研修機関の認定を受け、準備型の給付金受給も可能となりました。今後もより効果的な農業人材育成のあり方を検討しながら、新規就農者の増加につながるよう図ってまいりたいと考えております。

さらに、平成２４年度から始まりました人・農

地プランでは、経営開始型による青年就農給付金の給付を受けながら、稲作はもとよりネギやトマト、サクランボなど多様な分野で若い新規の農業者16名が農業経営を行っており、実践を通して栽培技術の習得や地域特性を生かした複合経営など所得の向上を目指し、研さんしております。

また、県の認定就農者制度の支援を受けながら、45歳以上の新規就農者も徐々にではありますがふえつつある状況にあります。今後もこれらの制度をフルに活用し、若者や女性にとりましても積極的に取り組めるやりがいと魅力のある農業への参入、就農の支援と担い手の育成を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業の6次産業化につきましては、所得拡大や雇用の創出において非常に有効な手法と考えております。現在の取り組みとしては、6次産業化の事業コンサルタントを講師とし、生産者を招いて特産品開発や事業化に向けた研修会を開催したところであります。

また、地域イメージを印象づける農産物として伝承野菜や新庄産の農産物の魅力を生かし、地元はもとより大消費地からも求められる商品の開発を進めるべく、関係課並びに県と協議を重ねているところであります。事業支援についても受けていくことにしております。

このような中、地域として推進する農産物の商品化に向けていかにして生産者を取り組みやすい形で誘導していくのか、またその商品を消費者の目線で見えていかに魅力的なものにしていくか、このようなことを課題として捉えております。今後、農商工、消費者、流通部門の関係団体が連携し、専門家の助言、指導をいただきながら商品の開発から販路の開拓に至る6次産業化を推進してまいります。

さらに、首都圏で生活経験のある地域おこし協力隊を活用し、都会の目線での6次産業化の推進、農家民宿、農村体験メニューの開拓など

について活動していただくよう進めてまいります。

米の消費拡大の件であります。本市の農業は稲作依存度が高く、また本市で収穫された米は新庄地域だけでなく全国に誇れるものであり、産米消費量の拡大は農業の振興と経済の活性化に寄与するものと考えております。産米の消費拡大について、まず新庄産の米のよさを周知し、内外の皆さんに知ってもらうことが第一であると考えます。

現在、策定中の新庄市食育・地産地消推進計画において新庄産の農産物を食べて健康と元気を維持し、地産地消によるまちづくりを推進していこうということで計画しております。食育と地産地消を一体的に進め、家庭や学校給食において地元の農産物を積極的に消費し、米に限らず新庄産の農産物について市全体での普及、促進に取り組んでいくと考えております。

御質問にございます産米の消費拡大に関する条例の制定であります。議員の例示された他市の条例制定の効果などありますが、また多くの条例が議員提案であるということもありますので、ぜひ議員の皆さんにも検討していただきたいというふうに思います。

最後に、老人クラブの育成に対する支援に関する質問であります。新庄市の老人クラブの状況は平成25年4月現在、クラブ数34、会員数899名という加入状況であります。老人クラブは、健康、友愛、奉仕という3大運動を柱として長年幅広く活動していただいております。市としては、老人クラブに対しこれまで文化活動やスポーツを通じた生きがいづくりと健康づくりに援助を行ってまいりましたが、近年の価値観の多様化や高齢者の就業機会の増加、人間関係の希薄化などにより新規加入者が少なく会員が減少してきていること、さらには役員の担い手が少ないことなどにより運営が困難になる老人クラブも出てきており、新庄市では昨年2ク

ラブが解散し、会員数も87名減少しております。

当面の老人クラブの組織強化に向けては、一般の方に向けた情報の発信、魅力的な活動の新設、積極的な新規会員の受け入れ、リーダーの育成が課題であると考えております。

今後、市としては、加入促進や活性化を図るため他自治体の先進事例の運営方法などで助言を行うとともに、広報の充実など会員の確保に向けた取り組みを老人クラブ連合会と連携を図りながら進めてまいります。老人クラブ自体は地域を基盤とする高齢者の自主的な組織でありますので、自主性を考慮し会員のニーズに基づきクラブ内で協議の上、事業を推進していきたいと考えております。

先ほどの伊藤議員の質問にもございましたが、地域リーダー養成講座もこうしたことの目的を持って開催していることも、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

壇上からの答弁は以上です。ありがとうございました。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） 答弁ありがとうございました。

それでは、まず第1点は農業経営の複合化の推進についてでございますが、これは特別本市ではネギとかニラに対する支援を行っているというふうなことでございますが、私の考えるのはやはりある程度定着したものに対する支援というふうなことよりも、新規の未来を見つめたそういう作目というふうなものを全国的に探って、それを推進するというふうなのが非常に大切になってくるのではないかとというふうな気持ちでいるわけですが、2月の28日でございますが、NHKのクローズアップ東北、これで新庄の物産館の津藤常務が東京でトップセールスというふうなことでのテレビ、生放送がございました。その内容は最上地域の伝承野菜や在

来野菜の売り込みというふうなことで、真室川の「勘次郎胡瓜」を普及したいというふうなことで商店のほうに出向いていって交渉している状況でございましたが、そのときにその商店から物は何ぼでも欲しいよと、普通のキュウリの5倍の値段で取引させていただくよというふうなことで、津藤常務がそれを受けて真室川に行きまして、そして量産というふうなことを求めているというふうな内容でございます。

さらに、これは津藤常務だけでなく、今度のはかに庄内の遊佐町の飼料米のことについてもあったわけなんです。豚に米をやったところが、その肉が非常に東京におきましては人気がよくて売れ行きも伸びているというふうなことで、飼料用米はこれから出てくるわけでございますけれども、こういうふうなことをもろもろなこれまでになかったという新しい時代に向けた開発というふうなことでの複合化の推進というふうなことについて、これは計画的に数値目標を立ててやるのが本来であると思うんですが、その辺の具体的な内容についてをお伺いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいま、NHKのクローズアップ東北ということで私も見させていただきました。庄内の飼料米を食べた「こめ育ち豚」というものと、それから真室川の伝承野菜のPRということで、津藤常務が首都圏の銀座等の地元出身者のレストランを回ってのセールスというふうなことで、非常に有効な策の一つというふうには意識してございます。

やはり、複合化というふうに捉えたときに、基本的には経営規模は家族経営というところが視点になるのかなと思います。つまり、1年間の農業、周年農業というふう考えたときに、その家族の労働力でいかに労力を分散しながら周年、そこで農業生産を上げていくというふう

なことで、そのために何ができるかというよう
なところのヒントとして、例えば今、例示のあ
った伝承野菜なんかは加工まで持っていけば非
常にいいものになるのではないかなというふう
に意識してございます。

また、一方では、やはりこれだけのただいま
御指摘あったように、米単作地帯であったこの
地域において、この水田をどういうふうにして
活用していくか、そこから生産を上げていくか
というところがやはりキーポイントになるんでは
ないかというふうに思います。

全国的には、年間8万トンずつ米の消費が減
っていくというふうな中で、当市も約4割ほど
の生産調整が現在行われております。つまり、
4割の田んぼで何をしてどうやって所得を上げ
ていくか、このようなことでただいま議員御指
摘のとおりさまざまな作目について具体的な数
値目標を挙げて取り組む必要があるというふう
な御指摘いただきました。

この点については、これからの米単作地帯が
どういうふうにして農業経営をしていくかとい
うビジョンをつくっていく中で、やはり具体的
に品目ごとに数値目標を掲げながら推進してま
いりたいというふうに考えております。以上で
ございます。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） 普通の時代とは、昨今
は若干内容が違っているわけでございまして、
本市と減反というふうなそういう観点からいろ
いろものを考えるわけでございますけれども、
新規作目への生産の人材育成、それはただ単に
家庭菜園的なものでなくて、組織化というふう
なものが必要なんです。

これは、本来でございまして農協が主体にな
ってやるのが本来であるわけでございますが、
昨今の農協のあり方を見ますとどうもそのよう
には至っていない、我々が期待するようなこと

には至っていないというふうなことでございま
すので、これは行政といたしまして何らかの指
導的なひとつタクトをとっていただければなと
いうふうなことなんです、農協との協議とか
いろんなそういうふうな経過について、全部で
なくても結構ですから、要点だけお知らせいた
だければと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めに、先ほどの質問に対し
て補足させていただきたいんですが、やはり新
しい品目ということで、現在例えば例示をし
ますとラズベリーというものがございます。これ
は、試験場で開発した品種でございますけれど
も、現在36名の方がもう組織化して、これの生
食から加工販売までというふうな動きを加速し
ておりますので、この辺なんかはただいま御指
摘あった新品目への取り組みというふうなこと
の例の一つになるのかなと。

また、フキノトウということで「春音」とい
う品種が、これが冬場の山菜と似たような感じ
で、非常にいい単価がとれているというふうな
こともございます。そんなことで、新しい品種、
品目の取り組みも誘導しながら進めていきたい
というふうに考えてございます。

ただいまの御質問、JAとの協議はどうして
いるんだというふうなお話でございしますが、平
成25年の園芸関係の品目に、市のかさ上げをす
るときにこの地域でどの品目に照準を絞って推
進していくんだということの協議の中では、両
JAとの話し合いの中でネギ、ニラ、アスパラ
等こういった9品目ほどあるんですが、この品
目についてとにかく面的に、量的に、販売額の
に推進していこうと。八方美人じゃないですけ
れども、やはりある程度の絞って量的にもロッ
トをまとめていかないとやはりブランドづく
り、産地づくりというところもなかなか弱くな
りますので、そういったことで協議した経過が

ございます。

また今後の予定としましては、J Aそれから改良区等との話し合いをこれからして、今後のこの水田農業をどうしていくんだというふうなことから、その担い手の育成あるいは6次産業化、これについての方向性の意見交換会ということも今後していきたいなというふうに予定してございます。以上でございます。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） それから、特別対策室の設置についてでございますが、市長のお答えは市独自の対策室は難しいというふうなことでございますが、これは市独自でなくても結構だと思います。

合庁あたりとの連携による対策室でも結構だと思うんですが、かつて食糧増産のときには営農指導連絡協議会というふうなものを農協、市あるいは普及所が入りまして農作物の増産についての対策を講じたものでございますが、昨今の新しい農政対策につきましては非常にわかりづらい、農家の人も理解のできないようなものが多々あるわけございまして、本当に攻めの農業、新庄市の農業をこうやっていくんだというふうな、農家が自信の持てるような対策をするための一つの室をつくってはどうかというふうなことでございますが、市単独では難しいと言いましたけれども、市単独でなくても結構ですので、こういうふうなものを本来必要と思うか思わないかというふうなその見解をお伺いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 かつてあった農業指導者関連の営農指導連絡協議会、確かにございました。現在は、先ほど市長のお話にもございましたように、新庄市農業振興協議会、この中に市内の両J A、それから両土地改良区、農業委員会、

それから共済組合、それから農業技術普及課等が入って、この地域の農業をどうやって振興していくんだというふうな技術面、経営面を協議している場がございます。

また、最上地域全体としては、最上地域農業畜産振興協議会というものもございまして、この協議会の中ではこの最上地域の農業を広域的な農業振興をどうしていくかというふうなところのビジョンを掲げて、具体的な数字を示しながら推進しているというふうなことでございますので、この辺の組織をさらに活用していきながら、協議をしていきながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） 次に、農業の担い手対策でございますが、先ほどの説明あったわけでございますけれども、これは県のようにある程度の数値目標を掲げて後継者づくりをやっていくんだというふうなそういうものの考えはいかがですか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 昨年5月に制定されました新庄市農業振興地域整備計画、この中で今後の担い手をどうするかということで、10年後の担い手の面積シェアが72%、そして担い手の数を経営体全体で400経営体、うち認定農業者330戸、生産組織70組織ということの数字を掲げて今後農業振興をしていくというふうなことで目標を持ってございます。1人当たりの年間農業所得400万円程度、労働時間2,000時間程度というふうなことで、この数値を目標として今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） わかりました。

次に、農業の6次産業化の推進についてで

ざいますが、この6次産業の推進につきましてはいろいろな組織が集まって連携を密にしている、そしていろんな研究会を立ち上げていっているというふうな内容でございますが、本市の場合この6次産業化への推進に取り組む意思、先ほど市長から話あったわけでございますけれども、現段階におきましての取り組みの状況などをお知らせいただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいま、その農産加工に興味のある方を招いて、またその6次産業のプロデューサーを講師としてお招きしまして、先ほど市長からもお話ありましたように人材育成という部分とどういうふうな商品開発をしていけばいいのかというふうなことの講習会を開催しております、現在受講者23名の方が年4回の研修会を受講いただいたところです。以上です。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） この6次産業化の推進については、農協などは参画しておりますか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 まだ農商工関係者でこの6次産業化を推進する組織を立ち上げるまでには至らず、26年度の当初予算にもお願いしてございますけれども、これから商工会議所、それから物産協会、食品製造業者、料飲組合、それから産直、観光協会、それから流通業者、生産者、加工グループ、さらにはプロデューサーということで、この方々で新庄市の推進していく委員会を立ち上げて、この中でさまざまな素材の洗い出しからレシピの洗い出し、さらには加工をやりたいという人の洗い出しをしながら、都会の目線でこの地域にあるものをいかに磨けば商品になるか、あるいはこういった素材があるんだけれどもこんな新商品開発ができるんじゃない

いかというふうなアドバイスを受けながら、これから取り組んでいきたいというふうなことを考えてございます。以上です。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） 6次産業化を推進するには、商工観光課も大いに関係してくるわけですが、商工観光課長、どういう考えでおりますか。所信の一端をお願いしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 6次産業化につきましては、農林課だけでなく商工観光課のほうも両輪となって取り組んでいくという考えでおります。

先ほど農林課長が申し上げましたように、組織化ということであれば、今度は6次産業化の戦略会議の地域本部なども設立する予定です。構成につきましては、先ほど申しましたようにさまざまなところが入りまして、商工関係者の方々も一緒にやらないとできないものですから、そういう組織に加盟して体制づくりを進めていくということでございますが、商工のほうとしては現在も特にお土産づくりとか、これにつきましては先ほど出ました地域の特色ある農産物ということで、米粉とか里芋、ラズベリー、とりもつといったものからのお土産などをコンテストをしながらつくっていると。

さらに、商工としては主には販路拡大ということにも力を入れておりまして、対面販売をしてPRをする、それから、実際の流通業者のほうとの結びつきを強くするという一方で、先ほどテレビの話が出ましたが、そういう一環の中でうちとしても取り組んでいるところでございます。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） わかりました。

米の消費拡大に関する条例の制定については、これは議員のいわゆる考え方というふうな市長の答弁であったわけですが、これ3月2日の日の、農林課長は見たと思うんですが、農業新聞なんです。黙っていても米は売れない時代だというふうなことで、この人気キャラクターを活用しまして、米の消費拡大というか宣伝につないでいるとこういうふうなことでございまして、その中身でございしますが、北海道の「ななつぼし」でございすけれども、これが人気タレントのマツコ・デラックスさんというふうなものを起用して、2月1日から25日までの出荷量が前年対比で48%ふえたというふうな記事なんです。

ですから、これ議員で条例の提案をしても結構でございすけれども、やっぱり新庄市は米が主産地でございまして、先ほど申し上げましたように複合化率も県内最低というふうなことでございすから、これは新しい農政関係におきましては新庄市の受ける影響というのはもう13市で最高だと思ふんですよ。ある程度、これは行政としても米の消費拡大というふうなものについて少し手をこまねいていないで、力を入れてもらいたいものだというふうなことで申し上げたわけですが、これは後ほど考えることにいたしまして、時間もございせんので老人クラブの育成についてでございす。

先ほど老人クラブの内容についての答弁があったわけですが、さきの質問に対する答弁は、先進地の事例を調査しまして本市としては対処していきたいというふうなことでございしましたが、福祉事務所長、先進地の事例調査、そしてその後の対応についてどうなっていますか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 老人クラブの加入状況の問題でございすけれども、県内の老人クラブの活動状況について私どものほうで調査させていただいております。そして、いわゆる先進事例という形では、市がある程度援助しながら、いわゆる相談員的なものを配置して効果的にやっているというところはあるかと思ひます。

ただ、それでもやはり県内の状況としては、昨年1年間で4,000人の老人クラブの加入者が減少しております。全体で6万人程度なんですけれども、全体の流れをひっくり返すまでにはなかなか至っていないと。ほかの県の状況を見ますと、若い方を取り込むのがなかなか苦労してやっているというところで、壮年部を設置しながら60歳から70歳代ぐらいの方を新たにクラブの中に位置づけてともにやっていくというやり方もありますので、我々としてはそういった先進事例といいますか、有効な事例を参考にしながら今後とも進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9 番（平向岩雄議員） 議長、平向岩雄。

小嶋富弥議長 平向岩雄君。

9 番（平向岩雄議員） 老人クラブは、これは全国的に減少傾向にあるわけですが、ある程度自治体では行政といたしまして人的な支援なり、あるいは経済的な支援を一層強めていただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤卓也君。

(4 番佐藤卓也議員登壇) (拍手)

4 番(佐藤卓也議員) 3月一般質問をいたします、市民・公明クラブ佐藤卓也でございます。市民の皆様と同じ目線で、市民の皆様にわかりやすいよう一問一答方式で、通告に従い順次質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

宮城県より新庄雪まつり日帰りツアーと称して小学生と保護者の方、合わせて30名ほど2月8日、9日に行われました第43回新庄雪まつりに訪れました。隣の県ではありますが、たくさんの雪に触れることが少ない子供たちは、大きな雪像や雪上オリンピックなど目の前にある雪に夢中になっていたようでした。市の職員の方も専任していただいたこともあり、保護者が目を離しても自由に遊び、満喫していたようでした。このように、隣県から少しずつでも新庄に訪れ、楽しんでいただき、思い出をつくるのが交流人口の拡大の初めの一步になるはずです。また、おもてなしをしていただきました各関係の方々に感謝いたします。ありがとうございました。

では、1つ目の質問です。山形デスティネーションキャンペーンについて伺います。

デスティネーションキャンペーンとは、自治体やJR、旅行会社、協賛会社などが協力して実施する日本最大級の観光キャンペーンのことをいいます。6月14日から9月13日まで山形デスティネーションキャンペーンの期間中は、JRグループが全国に集中的に宣伝と情報発信を行います。DCは、あくまで魅力ある地域づくりに向けた一つのきっかけづくりであり、DCを契機に観光地としてのステップアップを図り、それを持続することが交流人口の拡大やまちづ

くりにもつながります。

そのためにも、いろいろな産業の関係者がさまざまな議論をして観光素材を掘り起こし、おもてなしを磨き上げて全国から新庄最上に通年を通して持続的に来ていただくために、先を見据えた取り組みをし、仕掛けづくりをする必要があります。

魅力的な新庄最上地域を全国に発信し地域に活気をもたらすために、新庄市や商工会議所、観光協会やもがみ物産協会などといった各関係団体とどのような連携を行い、これから組みまれていかれるのかをお伺いいたします。

また、新庄最上8市町村をパビリオンに見立て、自然や食などを売り込んだもがみ観光博が昨年行われましたが、実際に観光誘客事業を行うことにより観光地として売り込むなどのさまざまな反省点があるのではないのでしょうか。

その反省点をどのように分析し、ことし行われる山形デスティネーションキャンペーンに生かしていかれるのかお伺いいたします。

壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

本県では10年ぶり6回目の開催となる山形デスティネーションキャンペーンは、新庄最上地域の観光資源や魅力的な食文化をアピールする絶好の機会と捉えております。関係団体とともに当地域を訪れる観光客へのおもてなし事業を展開するための実行委員会を組織して、官民一体となって交流人口の拡大に向け継続的な取り組みになるように努めてまいります。

山形DCのオープニングとなる6月14日には、JR新庄駅での歓迎行事とともに市制施行65周年記念事業元気まつり、新庄総合100円商店街

のイベントを同時開催し、相乗効果により賑わいを創出し、誘客拡大を図りたいと考えております。

また、まちなかには観光客が楽しくおいしくまち歩きできる環境やおもてなしの雰囲気をつくり出し、街並みの景観的統一、商店街の活性化を図り、ＤＣ終了後も観光客が楽しめるまちなか空間を構築していきたいと考えております。

３回目となりますもがみ観光博も山形ＤＣと同じく６月から９月までの開催となります。関係団体とのオープニングイベントのほかに、今回はＤＣ後も視野に入れ、継続可能な観光誘客の基盤づくりを行うため、最上地域の強みである「ブナと巨木のもがみ回廊」をテーマに、著名な登山家を招いたトレッキングツアー開催する予定でおります。期間は、６月、１０月、３月として通年を通してのブランド化を図り、全国にブナと巨木の魅力を情報発信してまいりたいと考えております。

また、継続的な誘客体制を確立するため、最上地域観光協議会に観光誘客プロデューサーを新たに配置し、地域一体となった旅行商品の企画、開発、売り込みを行っていくことも考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

４ 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

４ 番（佐藤卓也議員） ありがとうございます。

引き続き質問したいと思います。

新庄市は、去年あたりから一生懸命この観光誘客に力を入れていると思います。それでもさまざまな反省点があると思います。その中で、観光素材を掘り起こし磨き上げることが必要だと思いますが、それを過去三、四年やっていると思うんですが、その分析はどのようにやっているのでしょうか。よろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 これまでのもがみ観光博等の反省点ということかと思いますが、これまでも最上地域一体となってさまざまな取り組みを行ってまいりまして、去年は特に宝探しゲームというようなことをやりまして、たくさんの方が県外からもおいでになったということではございます。

ただ、やはり２次交通的な部分で少し、例えば新庄に来てから肘折のほうに行く、あるいは広域連携的な部分で連携が足りなかったといえますか、手段が少し欠けていたかなという気はしております。

４ 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

４ 番（佐藤卓也議員） では、ことしは山形デスティネーションキャンペーンが始まる年でございます。それをきっかけづくりとして、その２次交通をどのように解決するおつもりでしょうか。よろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 公共交通機関をこれから配置するといった部分については、なかなか難しい部分がございます。訪れる方々も団体ではなくて、少人数のグループ化しているという状況がございます。そのことから、タクシーの利用を促進したいというふうに考えておりまして、既に関係しているんですが、おもてなしの講習会あるいは観光地を紹介する技術といいですか、現地を見ながらの講習会を既に２回ほど開催しておりまして、そういった強化をしているところでございます。

４ 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

４ 番（佐藤卓也議員） わかりました。

また、先ほども申しましたように、商工会議所、観光協会、もがみ物産館などそこら辺の団

体もありますし、そういった全産業を持った体制づくりですか。ましてや、そこと絡んで製造業や農業なども一体とした、先ほど平向議員がおっしゃったように6次化も関係してくると思いますが、その連携の体制づくりはどのように今後行っていくのでしょうか。よろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今回のDCにつきましては、既に県全体でのDCの実行委員会がございます。たくさんの業種の方々が加入して一緒に取り組んでいるわけですが、最上地域におきましては最上地域観光協議会が主体となりましてそのDCの取り組みを、去年以上の取り組みをしているところです。

ただ、やはり新庄市としても取り組む必要があるだろうということで、特に通年型というふうなことを考えますと、ことしの予算の中にもさまざまな工夫を凝らした予算を要求しているわけですが、おもてなしに関する取り組み、それからにぎわいを創出するための、例えばゆるキャラを使ったようなイベント、あるいはのれんを商店街のほうに入れるとか表示するとか、そういった継続性のあるものにするために、さまざまな観光協議会とか商店街あるいは商工会議所と一体となった実行委員会を市としてつくって取り組んでいきたいというふうに考えています。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） つくっていききたいということなので、これからつくらなければいけないと思いますので、そこら辺をしっかりとつくっていただきたいと思います。

新庄市はいろんなイベントを起こすわけですが、イベントを起こす団体ではございません。イベントを起こすのではなく、イベント

体制をつくるのが市の事業だと思っていますので、イベントをやるだけではなくイベント体制のそのつくり方をどのように今度やっていくのか、そこら辺を考えてやっていっているのか、よろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 御指摘のとおり、市は行政でございますので体制づくり、仕掛けづくりといったところが主になるというふうなことでございまして、やはりやっていただくのは商店街、旅館とかホテルとかそういったところ、民間の力をかりながら実際にやっていただくということで、そういうふうになるような組織づくり、体制づくりを進めていきたいと思います。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） わかりました。

ぜひともイベントをただつくる、イベントだけを起こすのではなく、そういう体制づくりをしっかりと皆さんにお示しして、市民の方々がイベントをつくりやすい体制を強化していただきたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

また、観光誘客には広域連携によるルートづくり、それは去年も話題になっておりますけれども、そのルートづくりはどのようになっているのでしょうか。去年は、つくると言って検討するというお話だったので、今年あたりはどのような形でできているのか、よろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 DCに向けましては、既に昨年度から準備は進めておりまして、県のほうと一緒にしながらさまざまなコースを考えておりまして、最上地域についてもコースを考えているところでございます。

やはり、新庄市単体というだけでは難しい部分がありまして、広域的にやっぱり取り組むということがこの地域では必要なのではないかと考えております。

最上地域観光協議会が主体となりまして、先ほど市長答弁にもありましたいろいろなコースを考えているわけですが、特に観光協議会の中にことしから観光誘客プロデューサーという方を新たに配置しまして、地域全体の旅行商品の開発とか取り組みに入っていきたいというふうに考えています。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） となれば、まだできていないという答えでよろしいんですね。

というのは、去年あたりですともうゴールデンルートができて提示している、これは次の質問にかかわってくるのでまた次に言いますけれども、前はできてゴールデンルートを示して、台湾のほうへも行こうやという話も伺っていて、それがまだプロデューサーとこれからお話しするとなればまだできていないのか、まだ磨き続けているのかなと思って。

磨き続けてしまうと、減ってしまうといけないので、それをやっぱりしっかりと提示していただいて、それを皆さんに知っていただければ、地元の人もゴールデンルートがわかることになれば、その方向を示すきっかけともなうと思いますので、そこら辺はまだできているのか、できていないのか。

これは、次にインバウンドでもお話ししますが、もし答えていただければよろしくお願い致します。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど申しましたように、この地域で観光客を呼ぶといった場合は、最近グループ化している、団体旅行ではなくて

グループ化して愛好家が訪れるというようなこともございます。そこに着目して、先ほど市長も答弁しましたように、ブナといったものに着目してそのトレッキング、それから写真とかそういうものを題材にして6月、10月、3月あたりに、例えば登山家で有名な田部井さんという登山家がいらっしゃいますけれども、そういった方々をお呼びしながらルートをつくっているというところです。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 済みません。少し意地悪な質問をして申しわけございませんでした。ぜひとも、そういうことを示していただければわかりやすいと思ったので、今回ちょっと言わせていただきましたので、別にいじめているわけではなく、しっかりとこういうことを示していただきたいという、方向を示していただきたいことをちょっと言わせていただきました。

また、村山の総合支庁あたりではテーマを決めて会議を開き、特に人口の多い仙台圏からたくさんの誘客をしていることがありますが、新庄最上地域でそのような仙台圏からの誘客、また秋田方面からの誘客、そこら辺の力をどのように入れていかれるのかよろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど宮城県の雪の話もございましたけれども、そういったことで宮城のほうにも既にDCあるいは新庄まつりといったことを絡ませながらお伺いしております。

それから、昨年、もうDCの準備は始まっていると言いましたが、デスティネーションキャンペーンに係る販売促進会議という会議が山形でありまして、全国の旅行代理店700名ぐらいが集った会合がございまして、その中で旅行代理店のブースを設けて売り込みをしたところで

ございます。

うちのほうも10カ所ほど回りまして、新庄あるいは祭りといったものを紹介してきたわけですが、このたび関西のほうから、旅行会社のほうから、2社ほどから新庄まつりに来たいという会社がございまして、1つはもう既にチラシもできている段階でございます。そういった、やはり関西のほうまでにはちょっと今まで発信していなかったんですけれども、そういう取り組みが今回のDCを機に生まれているというふうに考えているところです。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） DCは、さっきも言いましたとおりきっかけづくりであります。それに伴い地元の熱意も不可欠であり、地元の受け入れ体制も必要であります。ぜひともそこら辺の強化をよろしくお願いいたします。

次に、インバウンド誘致についてお伺いいたします。

平成22年から交流拡大に向けてインバウンド事業を行っております。山形県に訪れる外国人観光客の6割は台湾旅行者であることから、台湾からの誘客に新庄市も力を入れております。外国の観光客の方に新庄最上の魅力を積極的にアピールし訪れていただくために、今後東北観光推進機構や観光庁、県と連携し、どのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

外国人旅行客の受け入れ体制として、案内板の設置といったハード面の整備、収穫体験や雪国生活体験といったソフト面の整備を今後どのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 インバウンド事業についてのお尋ねであります。昨年11月に第35回記念新庄市民号の参加者100名とともに台湾を訪問し交流を深めるとともに、旅行業者24社との商談会に

おいて最上地域の魅力をアピールしてきたところであります。

現地においてはまだまだ知名度が低い最上地域ですが、昨年1年間の市内の外国人旅行者受入数が300人超と24年度実績の50人を大きく上回っており、着実に成果を上げていると考えております。

市最大のイベントである新庄まつりへの誘客拡大だけでなく、外国人旅行者に人気の高い冬の観光ルートや田舎体験メニューの開発、旅行商品の造成支援の充実を図り、新庄の魅力を、「クールジャパン新庄」をアピールし、インバウンド誘致につなげてまいりたいと考えております。

また、外国人旅行者を受け入れる市内の観光施設や宿泊施設では、既にパンフレットや館内案内を台湾語表記にするなどの対応をしており、観光ガイドやタクシードライバー、宿泊施設、飲食、物販店などを対象とした県主催の外国人おもてなし研修会を2月に開催し、スキルアップに努めているところであります。

今後は、さまざまな国からの旅行者に対応できるよう新庄駅を拠点にした観光案内やサインの整備を進めていき、まちなかの景観にも配慮した他国言語の表記や最上地域で統一したデザインなどの整備計画も含めて検討するとともに、県と一体となったチャーター便運航の推進や国、東北観光推進機構とともに外国人旅行者向けの無料Wi-Fiサービスの充実を進め、外国人の旅行者の便宜を図ってまいりたいというふうに考えております。

県との協力ではありますが、県の事業に確実に乗れるということはございません。それぞれの置賜観光圏、花笠観光圏、庄内観光圏、これまで新庄最上としての売り込みがゼロであるということで、何とか追いついていかなければこの地域、いざ今後さらなる交流を深めたときに大変おくれをとってしまうという危機感もあり、

この事業に入ってしまったわけであります。地道ですが、着実にするということが知名度を高めていくということを考えています。

この事業には、また地域の観光業者、旅行業者、さらには旅館、ホテル、そういう方々が参加しており、帰ってきてからそれぞれの意見交換を通して次のあるべき姿などの御意見もいただいているところであります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ありがとうございます。

先ほどとも関係するんですけども、まずその体験メニューですか。雪国体験メニュー、また収穫体験などそういったメニューがありますし、新庄まつりだけではなくそういった体験メニューもたくさんあるわけですから、ましてやさっき市長もおっしゃったとおり、逆に今は新庄はおくれているわけですから、そこら辺をどういうふうに取り組まれていくのかをまず1点お聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 この間も台湾のエージェントの方、旅行業者の方をお呼びしまして、27日から3月の3日まで3名でしたけれども来ていただきまして、さまざまところを御案内しました。例えば、新庄でいえばふるさと歴史センターとか市民スキー場での雪遊びなど、それからエコロジーガーデンでのわら細工とかそういった体験メニューをしていただきまして、わら細工なんかは非常に好評でございました。

特に、スキーにつきましては、スキー場でスノーモービルとそれからそり遊びをしていただくということで実際にいただいたんですが、来ていただきますと、やはり女性はそのスピードでも怖いと、おっかないと言うんですね。特にそういう方々が来たときには、ほかに遊べる

ような遊具じゃないんですが、そういったものがあるともっといいんじゃないかとかという意見もいただきながら、今徐々にそういったメニューを開発しているところでございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひ、そういうメニューをつくって、先ほどと同じ形になりますけれども、強化をしていただいて、体制をつくっていただきたいと思います。

また、逆におくれているならば、新しい新興地域でありますタイ、ベトナムあたりでも同じようなことはできると思いますが、そういう考えはあるのかなのか。もしあるとなれば、そこら辺も力を入れたいということはあるのか、そこら辺をお聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 前は、日本の観光客は中国の方とか韓国の方が多いということでしたが、いろいろな世界情勢あるいは気質といえますか、そういったところからむしろ台湾というふうなところに目が向いておりまして、実際8割以上の方が台湾だというようなことで、今は台湾をターゲットに本市としてはやっているところでございます。

まだまだ本当に途についたばかりというような認識でございまして、もう少しそちらのほうを開発してからほかにもというようなことを考えておりまして、まだ他の国については考えていない状況です。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 次の質問に移らせていただきます。

若者園芸実践塾についてお伺いいたします。

園芸作物などの栽培や経営ができる地域農業の担い手を育成する若者園芸塾「勇氣塾」です

が、毎年塾生が定員に満たないなどの課題が浮き彫りとなっております。このような問題をしっかりと検討して改善していく必要があると考えますが、今後どのように取り組まれていくのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 本市の農業振興において、担い手の確保は最重要課題の一つであります。とりわけ若手の農業人材育成は、欠くことのできない要素であると認識しております。市といたしましては、具体策として平成7年度に若者園芸実践塾を開設し、途中休止期間がございましたが、平成22年度に各方面からの御要望等により再開したところであります。

塾生募集につきましては、さまざまな媒体により周知しているところではありますが、再開以来4事業年度にわたり勇氣塾の定員5名は確保されていないのが実情であります。若者園芸塾事業を効果的な人材育成に結びつけていくには、定員不足の問題だけではなく、時代に合った内容に変更していく必要があるものと考えております。

例えば、栽培研修における作物選定としては、従来の花弁中心から葉物野菜、さらには塾生の希望に沿った作物選定を図っていかうとしております。また、経営力のある農業者育成のため、現在も経営研修や視察研修などを実施しており、今後は流通販売の分野にも力を入れてまいります。

さらに、就農した段階での人的ネットワークを構築し、卒塾後も情報交換ができるように卒塾生や協力農家、地域の農業者や農業関係団体との交流会を企画し、自信と夢のある農業経営ができるように支援してまいりたいと考えております。

このように、これからの塾運営には常に魅力ある実践塾となるよう改善を図り、農業人材育

成の場としてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 塾生が定員に満たないのは、新規就農者が新庄最上にいないのではないかと考えられますが、そのようなことはないと思います。

でなければなぜ塾生が足りないのか、そこら辺の検証、研究はなさっているのでしょうか。お伺いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 募集をかけてもなぜ足りないのかというふうな御質問でございますが、ことしのケースを申し上げますと、12月から募集しておりまして、現在まで十数件の電話や来庁による問い合わせがございました。数的には、今後の農業の担い手が少ないから塾生が足りないんじゃないかということにはならないのかなというふうに感じてございます。いかに、やはり、ただいま市長の答弁にありましたように、この塾の魅力を高めて、さらにそれを情報発信していくかということが大事なかなと。

また、やはり新規就農者におかれましては、その家族からすれば即戦力になるわけでございますので、その家族経営に入るか、もう1年勉強するかというところでのやっぱり選択肢の中に引き合いがあるのかなというふうに思います。

いずれにしても、農業をやっていききたいというふうなことからそういう問い合わせがあるというふうに認識してございますので、当面の間、やはりその塾の魅力を高めるという意味で、重ねた答弁になりますけれども、作物の選定から入りまして研修の充実とか流通分野での学習とか、あるいは過去に卒塾された方との情報交換というか、こういう方がこういうふうにして卒業なさって今、経営していると、このように成

功しているとか、あるいはこういうところで失敗したとか、そういうふうな先輩方との人的交流というか情報交換もしながら、またそして卒業された方の事例などもホームページ等で紹介していくなど、中身の充実と魅力アップ、そして情報発信というふうなことで、さらに力を入れてまいりたいなと思ってございます。以上です。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 園芸塾は1年限りでするので、なかなか作物をつくっても販売までいくまでにはなかなか難しい。農家をやる人は、その販売を、結局出口がどこにあるかがわからないから作物をつくっても売れない。そこがしっかりできれば、園芸塾に入って、その販路がしっかり、売れるところがわかれば勉強もできると思いますけれども、そういったこともすぐに通じて、経営も含めた勉強も多分やっていると思うんですけれども、そういった民間会社の方とうまく連携して、しっかりとしたところを、要は卒業してからもうまく連携できるものをもっと強化するべきではないでしょうか。そうすれば、園芸塾にもう少し魅力があって、皆さん入りたいと感ずるのではないのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 御指摘のように、やはりこの塾を卒業するとしっかりと農業をやっているんだというふうなその担保があれば、非常に集まってくるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、ただいまお話ししたようにやはり卒業して成功している方々との交流とか、こういうふうなルートで生産したものを販売しているとか、そういうふうな流通販売段階での不安なんかも先輩に学ぶという形でそういう人的交流を重ねながら、卒業したら安心して

就農できるというふうな自信が持てる、そういった塾の運営にしていきたいなと思ってございます。以上です。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） そういった意味では、J Aさんとかまた県のほうであります拓土塾さんともどのような連携をなさっているのか、そこら辺も答えていただければ。よろしくお願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 拓土塾においては、やはり勇氣塾で取り扱っていないような野菜の栽培もしてございますので、そちらの現地研修をしたり、あとJ Aについては、出荷は基本的にJ A系統出荷と地産地消という意味で隣にある産直に出荷しているというようなことで、基本的には系統出荷ということでJ Aとタイアップしてございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 新庄最上は、農業がやっぱり主体となる産業だと思います。その若手を育てるのも行政の仕事でしょうし、産業を支える一つでありますので、そこら辺をしっかりと強化していただき、そうした作物の選定も魅力ある作物を選定し、しっかりとした若者が、収入がふえれば農家をやりたいという方がふえますので、そこら辺の取り組み方をさらにやっていていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

次に、エコロジーガーデンからのまちづくりについてお伺いいたします。

新庄市と青山学院大学総合文化政策学部が連携協力に関する協定を結びました。同学部の黒石いずみ教授が主宰するゼミとエコロジーガー

デンの活用を通じて、平成21年から5年間ほど活動しております。これからは、その取り組みを学部全体に拡大することにより、地域や世代も異なる学生からの視点から今まで気づかなかったさらなるエコロジーガーデンの魅力を発見し、大学生の訪問が契機となり、まちの活性化につながる一步になります。

青山学院大学総合文化政策学部との協定をきっかけに、今後大学とどのように発展させ交流を広げていかれるのか伺います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今年2月8日に市は青山学院大学総合文化政策学部と「連携協力に関する協定」を締結いたしました。目的は、教育、研究、文化、学生ボランティア、産業、環境保護、歴史資源保存活用などによる人材育成に関することや地域振興に向けた課題解決及び活性化に寄与することとしております。

平成21年エコロジーガーデンを拠点として始まった同校黒石研究室の活動は、中心市街地や農村部の郷倉などのフィールドワークと、研究は建造物から地域の歴史、文化など多岐にわたり、新たな視点での提案をいただくなどまちづくりに多大な貢献を果たしてきております。

ここ数年、新庄まつりへの参加もメニューの一つでしたが、昨年は明倫中学校とのエコロジーガーデン合同フィールドワークを行い、生態系調査のほかパンフレットや映像を完成させました。また、先月は新庄雪まつりにも参加して市民各層の方々との交流を深めております。

このほか、国登録有形文化財の登録に御尽力いただきました工学院大学の後藤教授の研究室が調査を開始することとしており、同校の学生も行き来することになります。昨年初めて実施したkitokitto環境芸術祭にも東北芸術工科大学と山形大学の学生さんが数週間にわたり通い詰めアート作品を披露してくださるなど、

たくさんの学生が集う場ともなっております。

昨年11月には地域づくりのやまがた景観賞を受賞したエコロジーガーデンは、未来に伝えるやまがたの宝として保存登録されることも予想され、大学生の皆さんと多くの市民が交流することを期待しておりますし、拡大することに多方面で地域活性化が図られるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 学生がまちに入るということは、前々回でしたか、枠域連携ということでまちが活性化したり、または私たちが気づかなかった魅力をさらに発見することが非常に期待されることだと思っております。

また、先ほど市長もおっしゃったとおり、工学院の方なり青山学院大学の方が来ることによってさらなるまちづくりがもっと活性すると思うんですけども、そこら辺も来たときにやっぱりなかなか泊まる場所がないとかそういうこともありますし、これからはそういう方の受け入れ体制もやっぱりしっかりしていかなければ、学生が来たときに困ることがないように、その受け入れ体制をどのように整備されるのかをお伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 青山学院の大学生は、約20人ほど年に4回ほど訪れていただいております。特に、まつりの期間中につきましては、かなりの期間、山車づくり等にも参加しながら参加していただくわけございまして、やはり宿泊施設等につきましても体制を整えなければならないと考えております。

この間、その2月8日に調印式があるときにも学生さんが来ましたが、うちのほうで考えております農家民泊といったことも視野に

入れながら、個人の農家の方とか、農家でない方もいらっしゃるかもしれませんが、民泊をしていただきまして、勉強も兼ねて、また学生の受け入れの練習、準備ということで実施したところでございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ぜひとも学生が来やすい受け入れ体制をつくっていただきたいなと思います。

最後の質問になります。

フェイスブックの今後の活用についてでございます。

インターネットの交流サイト「フェイスブック」を活用した情報発信を平成24年から活用しております。新庄市の観光スポットや特産品などの紹介、各種イベントの情報、四季折々の風景が現在も配信されております。効果的な情報を発信することで、交流促進につながるフェイスブックの効果、必要をどのように検証されているのでしょうか。

また、今後どのように有効的に活用されるのか伺いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 フェイスブックを初めとするSNSの利用に関する基本的な考え方につきましては、昨年9月定例会でもお答えしておりますが、その特性を最も発揮できると考えられる観光イベント情報、交流事業などに限った運用を今後も継続していくこととしております。

この理由といたしましては、誤って発信された情報が即時拡散してしまう危険性があり、行政による情報提供としてふさわしい質の安定や信頼性の確保の点が万全ではないことが挙げられます。また、SNS利用者の傾向として、例えばイベント情報が必要な場合に、それ以外の情報も発信されると利用者離れを助長してしま

うおそれも指摘されているところであります。このような観点から、行政情報全般でなく前述の運用としております。

さて、現在運用している当市のフェイスブック「いいにゃ！しんじょう」は、多くの方々に利用いただいております。最近の記事は市のホームページにも表示されるようにしているほか、そこから直接フェイスブックのページに移動できるようにしております。商工観光課主管の催しなどのほか、前述の趣旨に沿うようなそれ以外の情報も掲載しております。

自動的に各自の端末に当市の掲載情報が表示される設定となっているアカウント登録者は1,000人を超えており、そこからさらにほかの人へ情報が拡散していると思われ、一定の効果はあるものと考えております。

現状の取り組みに関しては以上ですが、昨年4月、SNSなどの新しい情報基盤を活用した情報発信を必要に応じ各担当部署が行うことができる仕組みを構築しました。現在、商工観光課のフェイスブックのほか議会事務局の議会中継ネット配信、総務課広報による動画配信サイトの活用を行っており、それぞれが一定のルールのもと情報発信をしております。

今後も生まれるであろう新たな情報基盤の活用も含め、その都度適切に判断し活用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ありがとうございます。

市長の答弁ですと、各担当の課でいろんなフェイスブックがアップできるということだったと思います。というのは、私もフェイスブックを見たときに、先ほどの質問にちょっと絡んじゃうんですけども、勇氣塾の募集のほうもフェイスブックのほうで上がっていたように感じ

ます。そうすると、やっぱりこういった新庄市の情報、イベント、交流事業、観光といったことも含め、またいろんな募集のことも今度このフェイスブックでも活用できるのだから、ホームページないし広報媒体いろいろありますけれども、そのうまい活用方法ではないかなと私は思っていますけれども、これからさらにSNSとかが発展することによって、またフェイスブックなりいろんなものが出てくると思いますが、けれども、また今後考えられるとすれば、まだできていないことは言えないんでしょうけれども、いろんな課が情報を発信するということがいいことなので、そこら辺は各課とかが連携してやっていかれる、そのようなおつもりなんですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 SNSによる情報発信につきましては、基本的に先ほど市長が申し上げましたとおり、即時、本当に広範囲に情報が瞬時に広がる、そういったいい面と、一方では間違った情報、個人情報、一旦流れてしまうと収拾できない、そういった危険性もあるというもろ刃のやいばといいますか、そういった情報ツールであります。

したがって、一般的な行政情報については御遠慮、使わないということで、交流事業であったり観光事業であったりイベント情報、これに特化した使い方をしましょうというのが、基本原則としてルール化してございます。そのルール化した中で、各課がそれぞれ課長の判断のもとにアップできるというシステムを構築したわけでございますので、その範囲の中で使っていただく分にはどんどん使っていくって、情報発信をしていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、今後そのSNSがどういうふうな発展をするか、なかなか私もそちらのほうは疎い面

がございまして、わからない面がございしますので、新たな情報ツールが出てまいりましたら、その都度その使い方について勉強させていただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 最後になりますが、新庄には広報部長「かむてん」がおりますので、ぜひフェイスブックのほうにもよろしく願いたします。以上で終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 次に、奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）（拍手）

7 番（奥山省三議員） どうも御苦労さまでございます。

お疲れのところ、きょう最後の一般質問をさせていただきます開成の会の奥山です。よろしくお願いします。

まず初めに、空き家等の適正管理の促進に関する条例が施行されまして1年が経過いたしました。現状がどのようになっているのかお聞きします。

以前に市で空き家の現状について調査したわけですが、その後もふえ続けているのでしょうか。また、放置されている空き家の所有者に対してどのような対策をとっているのか、

また指導されているのかをお聞きします。

この場合、空き家の所有者に対して適正な管理を行うように書面というか文書で連絡をとっていると思いますけれども、所有者からの反応はどうですか。今後、人口減少、高齢化に伴いましてますます放置されていく空き家が増加していくことが考えられますが、今後、今の現状のままの対策で解決できると考えられますか。どう考えているかをお聞きしたいと思います。

次に、これは今回4回目ですけれども、以前からずっとこの件に関して質問しているんですが明確な回答はいただいております。改めて、第三セクターの決算について市民に情報を開示すべきだと思いますが、どうですか。経営の内容が思わしくないのなら、市民に協力もお願いできるものなら、それも、協力をお願いするのも一つの方法として考えられると思います。どのようにお考えですか。

産業厚生委員会におきまして、奥羽金沢温泉につきまして1年間の収支状況が明確に報告されないまま委員会の協議を終了しました。ある委員からは、もっと丁寧に説明すべきだという意見も出ました。出資金が25%を超えた場合は、地方自治法243条第3項で議会に報告するとなっていると思いますけれども、出資比率が25%を超えているものもありますけれども、議会に報告しない理由はなぜなのか教えていただきたいと思います。

以上で壇上の質問を終わります。ありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、空き家条例に関する御質問でございますが、初めに現状はどのようになっているかという御質問であります。条例が施行されてか

ら空き家として市が把握している件数は463件、そのうち取り壊されて更地となったものが71件、住宅や倉庫などとして活用されているものが66件あり、これらを除いた今年の2月末時点で空き家として把握している件数は326件でございます。所有者が不明なものは23件ございますが、これらにつきましては所有者本人が住所地に住んでいなかったり、空き家以外に住所地が判明していないといったケースがほとんどであります。

また、平成25年度に新たに空き家として報告のあった件数は35件あり、そのうち9件は利活用等がなされ、空き家ではなくなっております。

次に、空き家に対する指導等の状況と所有者の反応はという御質問でございますが、苦情等に伴う口頭による助言、指導は、現地確認を行った上で随時行っております。特に、屋根雪に関する苦情相談については緊急性を要することから、早急な対応を依頼することで事故等の抑制に努めているところであります。

それでも改善等の対応がなされない場合は、強く改善を促す指導書を送付しております。条例施行後に指導書を送付した件数は43件ございますが、平成25年度は、空き家等判定会議において危険性が高く早急な対応が必要とされたAランクの空き家37件に適正管理を促す指導書を送付したところであります。

この43件の文書指導に対しまして16件の回答または反応があり、6件が更地、2件が前向きな回答、2件が管理者が明らかになるなどの進展もございましたが、関係者側で対応したくても費用を捻出できなかったり、既に相続放棄しているというケースなどもございます。何の反応もなかったケースにつきましては、今後も調査を継続して、関係者に対して指導等を行っていく考えであります。

また、議員御指摘のとおり空き家につきましては人口減少と相まって、今後ますます増加し

ていくことが懸念されます。空き家の増加による生活環境の悪化は全国的な問題であることから、国や県に対し法整備の必要性を訴えているところであり、空き家対策推進法案の提出を目指す自民党の動きなどもございますが、効果的な法整備にはかなりの時間を要するものと思われます。

市といたしましては、空き家につきましてはあくまでも所有者に管理責任があるというスタンスに立ち、さらに所有者等の調査を進めながら危険性が高いと判断した場合には応急措置の対応を行っていく考えであります。

その一方で、利活用可能と思われる空き家も相当数あり、意向調査アンケートで空き家登録制度を活用したいと回答している所有者もおられます。現在、宅建協会会員をメンバーに含めた空き家利用活用推進会議を立ち上げ、空き家バンク制度をモデル的に実施するための準備を進めているところであり、当面は危険空き家対策と利活用対策の2つを柱として空き家対策を進めていく考えでございますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、第三セクターに関する御質問でございますが、これまでも基本的な考え方についてお答えしておりますが、具体的な情報開示については市ホームページの決算資料において、第三セクター等の経営状況および市の財政的支援状況として一部事務組合や公営企業の財政状況とあわせて公表しております。

これは、国の明確な公表基準がない中で普通会計に加えて企業会計や特別会計、さらに一部事務組合や第三セクターの経営状況を含め、広く総合的に財政情報の提供を行うことが市財政の規律強化につながるものと判断しているためであります。

また、地方自治法により経営状況を報告しなければならない団体については、出資割合が4分の1以上2分の1未満の一般社団法人、一般

財団法人、株式会社にあつては条例で定めるものとされており、また本市における第三セクターの団体に対してはいずれも債務保証や損失補償等の債務負担は行っており、報告団体に該当しないものであります。

本市の出資する第三セクターの経営状況につきましては、これからもその内容の把握を行うとともに、健全な企業活動が行われるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） まず空き家のほうからいきますけれども、空き家の指導内容についてどういう指導というか、どういう内容で行っているか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家の、一つは所有者確認ということで、あなたが管理すべき立場であるということの一つの確認です。それから、空き家自体が危険を伴うような場合についての適正管理をしてくださいよというふうな指導でございます。

さらに、このたびのような豪雪の場合ですと、屋根雪が危険になる場合もあります。そういった場合には、緊急的に屋根雪が危険ですので安全対策を講じてくださいというような指導書になっております。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ただいまの課長の説明で、それに対して所有者は即対策を講じるというか、そういうのは、現状はどういう状況でしょうか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 指導書が到達したものについては、まずこちらのほうに連絡が来ます。その現状を再度説明いたしまして、改善策について協議いただくわけです。遠方ですと、除雪あるいは排雪についての業者紹介とかそういう形でまず安全対策を講じていただくと。

それから、今後も適正な管理をするように、例えば屋根から雪が落ちるようであれば雪崩どめの設置とか、そういうふうな指導も加えて指導しております。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） この条例の9条の2項に管理不全な状態にあると認めたときは必要な措置を講ずると勧告することができるというふうに書かれていますけれども、この状態にあると認めるというか、それを環境課のほうで判断するということでしょうか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 形態としては、勧告の形態さまざまありますので、ケース・バイ・ケースということにはなります。

済みません。再度お願いできますでしょうか。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 第9条の2項に管理不全な状態にあるとそういうふうに認めるというのは、課長が判断するんですか。課長というか、環境課というか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 「判断する」については、環境課のみではございません。空き家対策検討委員会という委員会がございますので、そちらのほうで協議をして、対策も含めて検討します。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今、初めて空き家対策検討委員会と聞いたんですけども、そのメンバーというか会員は何名ぐらいいて、どのような状況なのかちょっと教えていただきたいと思っています。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家対策検討委員会のメンバーでございますが、副市長、総合政策課、環境、商工、都市整備、成人福祉ということで、多方面にわたる空き家の所管課、関係課ということで組織をしております。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 固定資産税の関係ですけども、空き家を除却するというのは固定資産税が6倍になるとかという話もあるようですが、そのような点についてはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 固定資産税の件でございますけれども、土地が家屋、居住の用に供する家屋に使われるということであれば、その分軽減になるというようなことでございます。それがなくなれば、その分が外れるということでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の固定資産税、家屋を撤去して更地にすると税額が最大で6倍に上昇すると。このことで、空き家を解体しないとか放置してしまうというそういうケースが考えられますけれども、当市においてはそういう状況は余りないのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家の現状と税負担ということの関連ですけれども、現在私どものほうで掌握しております空き家については、税の小規模住宅用地の特例を受けるがために空き家をそのまま建てておくというふうな空き家の存在は、確認してはおりません。やはり、先ほど市長が申し上げましたように、取り壊し分についての係る経費が捻出できないというふうなことで、空き家がそのまま建っているという状態のものが大半でございます。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今、課長の話ですとそういうケースはないということですので、一応安心はしました。

それで、例えばですけれども、その放置されている空き家から出火なんかしたような場合の責任というか、今後まだ空き家が増加している状況ですけれども、それらに対しての対応というか対策というか、それを今後どのように考えていくのかちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家からの出火ということでの御質問でございますが、出火する形態そのものもあるかと思います。

その分、不特定多数の人が入るような状況で空き家をそのまま放置するということについては適正管理からは外れますので、その辺は建具がなくなったらそれはそれで管理してくださいというふうな通知をしながら指導しているというのが現状でございます。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 先ほどの市長の説明で

すと、43件の指導書で16件が更地になったというような話でしたけれども……。16件が更地ですか。6件更地になったという話でしたけれども、その残った、放置されている空き家に対しては、今後どのように対処していくのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家の継続的な管理指導ということで適正管理を促すと、勧告をしながら管理していただくというふうなことに尽きるかと思えます。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の課長の説明ですと、ただ勧告するというか、そのままですと放置された空き家が残っていくというか、それにまた新しい空き家がふえていくというような状況で、ますます大変な事態にだんだんっていくというふうに考えられますけれども、ただそのまま今の条例のままでこの空き家問題に対して解決策というか、今後に対してどのような方向をもって市では対処していくのか、ちょっとその辺のところをもう1回お聞きしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 先ほどの市長の答弁と重なる部分でございますが、基本的に少子高齢化を迎えるに当たって空き家の件数がふえつつあるというのは、新庄市に限らず全国的な傾向になっているというような状況でございます。

それを受けまして、市ではほかの団体よりも多分先んじて空き家の適正管理を促す条例を議会の承認を得て施行したわけですが、ただ1自治体だけでやれる範囲というのは基本的に決まっていると思います。空き家というのは、基本的に個人の財産ですから、個人の財産の管理までを行政が行うということは基本的にはあり得

ないんじゃないかと思っております。

そういう中で、我々といたしましても国のほうの法制度の中で何とかできないかというのを強く要望してまいりました。その結果、先ほど市長も答弁しておりますが、議員提案なのかどうか分かりませんが、一部いろんな空き家対策に関する法律を何とか議員提案で新たな立法をつくりたいという動きがあるようです。その中には、先ほど固定資産税のお話がありましたけれども、今小規模の住宅については住宅として供するというのであれば6分の1の軽減になっているのを、その建物を除去すればいわゆる住宅でなくなるので6分の1の軽減というのは適用がなくなるから、簡単にいえば税がふえるというようなことも踏まえて、その辺のこともいろいろ検討しているような状況でございますので、したがって新庄市が定めている条例の中ではいろんな勧告指導等、書面での通知等を行いながら、適正管理を促すように新庄市の行政としては精いっぱいやっているということは、ぜひ御理解いただきたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ついこの間ですけども、あるところに行ったら、「一応空き家に関する条例はできたんだけど、奥山さん、余りこれは実効性がないんでないかや」と言われたものですから、もう少しやっぱり条例はつくっても、極端に言うとな「役に立たないっちゃ」と言われたんですね、はっきり言う。だから、条例だけつくっても実効性がないとちょっと意味がないと思うんです。だから、その辺のところをもう少しちょっとどういうふうに市では考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 奥山議員がおっしゃっているの

は、多分強制執行なりで、権力で何かできないかというようなお話かと思えます。しかし、何回もくどいようですが、個人の財産なわけです。例えば、例えばの話ですが、用地の買収等においてもいわゆる土地収用法等いろんな手続を経て初めて行うというのが、いろんな個人財産に関するいわゆる権利を侵害といいますか、個人の財産に対するものについてはそのようないろんな手続が必要なわけです。

それらを受けまして、新庄市としても空き家がふえているという中で、特に豪雪地帯である新庄市においては屋根雪等による被害のおそれもあるということを受けまして、何回もくどいようですが、ほかの団体に先んじて空き家の適正管理を促す条例というのを設定しております。そういう意味からも、一定の効果はあったのかなど。とりわけその通知を出すことによって、適正管理をやってくださいという通知を出すことによって、例えば建物を除去したという事例もたくさんございます。

それらを踏まえて、これからも空き家の適正管理を促すようないろんな文書等の、あるいは口頭、電話等で、例えば一番困っているのは、相続を放棄したなんていう事例があれば本当に困っているわけですけども、それらを含めてこれからもそのような適正管理を促すような努力はしていきたいと考えているところでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 私は代執行のことを言っているんじゃなくて、やっぱり一応条例で応急措置もできるような感じもありますけれども、ただ例えばその地区に空き家があった場合、区長さんなんかはいますけれども、それはやっぱり解体とか撤去とかそういう方法を、それは一応代執行にかわるとは思いますけれども、本当に近所に、迷惑であればそれもやむを得な

いのではないかと私も考えますけれども、勝手にやっている地区もありましたけれども、その辺のところをもう少しこの条例で、代執行とまではいなくても、それにかわるようなものが必要ではないかというふうに考えるんですけれども、その点もう少し市としての考えはないのかちょっとお聞きしたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 先ほどの市長答弁と同じような答弁になりますが、具体的な数字で申し上げますと、先ほど市長が空き家として条例が施行されて、空き家として市が把握している部分については、当初463件のうち、その後取り壊されて更地となったのが71件あるという事実がございます。また、住宅や倉庫などとして活用されているのが66件、それらを除いたものが328件ということで、少なくとも130件近くが何らかの、条例が施行して通知を行った結果、そういう適正管理を行っていただいているという実態もございます。

また、先ほどの中で条例施行後に指導書をした件数43件のうち、16件は何らかの回答または反応があったということで、そのないケースについては、何回もくどうようですが、今後も継続して粘り強く適正管理を促すような通知等を行っていききたいということでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の条例ではそれ以上のことはできないというふうに私も考えますけれども、これからますます人口減少に伴って空き家がふえていくことが考えられますので、今後秋田の大仙市のような代執行もできるような条例といいますか、そういうふうに変えていくことも今後必要だというふうに思いますので、そういうふうなものの検討もお願いしたいと思います。

次に、前から言っています第三セクターの件ですけれども、前回も東北情報センターというのがありましたけれども、債務超過になっていますけれども、債務超過といえば、普通は、個人でいえば自己破産しているのと同じで、債務のほうが資産より多くなっているということですから、その関係で前回も申し上げましたけれども、指定管理者制度になっていますけれども、普通の会社ではそういうことは普通は考えられませんけれども、指定管理者制度の選定基準の2番目の中に財務状況とかとありますけれども、その財務状況というのは一応決算書だと思うんですけれども、それも全然無視して評価して、仕事はちゃんとやっていると思いますけれども、普通はまずそういうことは考えられませんけれども、そういう基準をどういうふうに考えているのかちょっとその辺のところをお聞きしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 指定管理者の指定に当たっての財務状況についてはどういう調査をしているんだというお話ですので、私のほうからお答えさせていただきますが、当然指定管理者を新たに指定する際に、その市の公の施設をお任せするわけでございますので、安定的な管理運営ができるかどうか、そのために必要な財務諸表、これについては決算状況でありましたり、そういった関係書類の提出を求めた上で判断させていただいております。

東北情報センターさんの場合でございますが、その後5年間の指定管理期間の中で多少経営状況が思わしくないということがあったとしても、施設管理運営上においては一切そういった不都合がないというふうな状況で、安定的な運営が展開されております。

そうした中で、一旦指定という行政行為を行っておりますので、その中では仮に一旦行った

行政行為について悪いということであれば、その経営状況によって指定管理の運営がうまくいかないとそういった状況が出現すれば、それは当然そのときに考えるということになりますし、安定的にされている限り指定管理の指定を解くということは、今の条例上ではないということになります。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 私が言うのは一般的なことであって、指定管理者の選定基準の第2番目に「指定管理者として施設の管理を安定して行う」、先ほど課長言いましたけれども、「能力・財務状況を有しているか」と。だから、これは去年から2年ほど赤字続いていますよね。だから、そういうふうに危ない会社に普通はお願いしない、仕事なんかはお願いしないのが普通なんです、それを行政は甘いからそういうふうにしてお願いするのですかと私は言いたいです。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 東北情報センターの指定に当たっては、指定する際の財務諸表として貸借対照表なり損益計算書、収支決算書、この3年間の提出を求めてその経営状況を把握しているところでございます。指定段階においては何ら問題がないというふうに判断したところでございます。その良好な経営状況というふうなことの判断のもとに指定をしたわけでございます。

一旦指定をいたしますと、その後管理運営上支障が出てくる、または市の支障が出てくるのが当然予想されるということであれば、指定の解除というふうなこともございますが、今のところそうした例がないと、そうした不適切な管理が行われているということがないということでございます。

したがって、今のところは安定的に管理

運営がされているというふうに考えております。以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山議員に申し上げます。

ただいまの指定管理は通告の範囲から外れていますので、質問の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確にして発言していただきたいと思います。

奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） わかりました。

243条の3項には罰則規定が、これはございません。でも、一応私、市民に説明すべきだと思うんです。それはどういうふうに考えているのか。罰則規定がないからそれしなくてもいいやというふうに考えて、ずっと臭いものにふたをしていくつもりなんですか、最後まで。

いつになったらこの臭いもののふたをあけるんだか知りませんが、やっぱりそれは市民に対してそういうのは公表すべきだと私は思うんです。その点についてはどういうふうに考えていますか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 地方自治法243条の2については、議会の報告の義務についてうたっております。4項目ほどございますけれども、まず1点目が公共団体が設立した住宅供給公社、地方道路公社、あと土地開発公社などについては議会に報告するということになります。

それから、2番目といたしまして、地方公共団体が2分の1以上出資している社団法人、一般財団法人などについては報告しなければならないという規定になっております。

それから、3番目に議員が質問しております地方公共団体が4分の1以上ということで、25%以上2分の1未満出資している一般社団法人、株式会社について報告するというところでございますけれども、これについては条例で定め

るものというふうな規定がございまして、新庄市ではこれに該当する第三セクターはないということでございます。

それから、4番目として損失、債務保証等をしている法人というふうな4項目の規定でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 三セクというのは卸売流通センターですけど、一応出資率は49.9%ですか。これも報告する必要はないということでしょうか。

高橋則雄財政課長 議長、高橋則雄。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 新庄卸売流通センターについては、出資割合が49.9%ということで3番目に説明した4分の1以上に該当するわけでございますけれども、これについては条例で定めたものについて報告しなければならないというふうな規定になっておりますので、条例に定めておりませんので、報告しなくてもよいということでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 私から言わせると、出資比率が49.9%、まず50%というわけですから、それが普通にうまくいってれば別に私は問題ないと思いますけれども、ちょっと聞こえてくる話だと賃貸料を納めていないとかそういううわさも聞こえてきますけれども、そういう後からになって大変なことになったということにならなきゃ私は別に何も言いませんけれども、そういうことがまずないようにお願いして、私はこれで終わります。

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了しましたので、散会いたします。

あす7日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時37分 散会

散 会

平成26年3月定例会会議録（第3号）

平成26年3月7日 金曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	高 橋 則 雄	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	荒 澤 宏 二	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 享
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	伊 藤 洋 一	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	柿 崎 憲 一	学 校 教 育 課 長	高 橋 千 春
社 会 教 育 課 長	森 隆 志	神 室 荘 長	伊 藤 忠 志
監 査 委 員 長 事 務 局 長	富 樫 雄 二	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

武 田 清 治

農業委員会
会長

星 川 豊

浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉
主 査 川 又 秀 昭

総 務 主 査 三 原 恵
主 事 八 湊 貴 征

議 事 日 程 （第3号）

平成26年3月7日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 山 口 吉 静 議員
- 2 番 高 橋 富美子 議員
- 3 番 小 野 周 一 議員
- 4 番 佐 藤 悦 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２６年３月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 口 吉 静	1. 市営住宅の整備基準について 2. ふるさと納税制度の活用と今後のあり方について 3. 子ども安心カードの導入について 4. コンビニでの証明書交付について 5. 婚活事業について	市 長 教育委員長
2	高 橋 富美子	1. がん対策推進基本計画の取り組みについて 2. 医療・介護サービスについて 3. 子育て支援について 4. 生涯学習センターの充実について	市 長 教育委員長
3	小 野 周 一	1. 議会答弁の検討事項について 2. 新たな農業政策について 3. 消防団組織の充実について	市 長
4	佐 藤 悦 子	1. 消防団の待遇改善について問う 2. 子どもの医療費無料化の対象年齢の引き上げについて 3. 子ども・子育て支援新制度の問題点についての見解と対応を問う 4. いじめ問題について	市 長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
なお、監査委員高山孝治君より欠席届が出て
おります。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議
事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。
本日の質問者は4名であります。
これより2日目の一般質問を行います。

山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に山口吉静君。
（17番山口吉静議員登壇）（拍手）
17番（山口吉静議員） 皆様、おはようござい
ます。御苦勞さまでございます。絆の会の山口
吉静でございます。
それでは、発言通告に従いまして5点につい
て一般質問をさせていただきます。
まず、私は一問一答方式ですので、1点目を
壇上で質問させていただきまして、再質問及び
2点目からは自席で質問させていただきます。
よろしくお願いします。
まず、1点目は市営住宅の整備基準について
ありますが、高齢者、障害者が生活しやすい

整備をどのようにしておられるかについてと、
次に老朽化リフォーム対策はどのようにされて
いるかについてと、次に定住促進住宅における
負担軽減策はどのようにしているかについて。
それと、市営住宅の整備における今後の方向、
課題について伺います。

今後は市営住宅など全般において少子高齢化
などを踏まえた高齢者単身者向けの住宅を整備
することも考慮した住宅を検討すべきと考えま
すが、市の状況や考え方について伺いたいとし
ます。

以上で、壇上での質問を終わり、再質問2点
目からは自席にて質問させていただきます。御
清聴ありがとうございました。御答弁よろしく
お願いいたします。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、山口市議の御質問にお答えさせて
いただきたいと思います。

初めに、市営住宅の整備基準についての御質
問であります。高齢者、障害者が生活しやす
いような整備をしてはいかがかということにつ
いてですが、現在新庄市公営住宅長寿命化計画
の策定作業を実施しており、住宅の現状と入居
者や応募者の世帯状況などについて調査を進め
ているところであります。この結果を踏まえ、
年々増加する高齢者や一般のアパートでは生活
が困難な障害者の方が安心して生活できる住宅
を計画的に整備していきたいと考えております。

次に、老朽化リフォーム対策についてでござ
いますが、本市の市営住宅は半数以上が昭和40
年代後半から50年代にかけて建設されたものと
なっており、平成24年度に実施いたしました耐
震診断により耐震性については安全が確認され
ましたが、内装や外装、給排水設備等について
は相当程度老朽化も進んできているものと認識

しております。

これまでは、国の補助制度などを活用し、断熱性の向上や屋根雪の落雪対策など住環境の改善に関する部分を主に実施してきたところですが、今後の整備方針といたしましては先ほど申し上げました市営住宅長寿命化計画に基づき、バリアフリー化を初め設備の更新などこれからの住宅需要を想定し、建物をより長く経済的に活用していくための改修を計画的に実施していくこととしております。

3番目の定住促進住宅における負担軽減策についてであります。本来の家賃につきましては同種の民間アパートより若干安く設定しております。また、子育て世代への支援策といたしましては、同居するお子さんの人数に応じてさらに家賃を安く設定し、御利用いただいているところであります。

定住の基盤となる住宅につきましても子育て世帯の負担を軽減することでこれからの新庄市を背負う世代の一層の定住促進に努めてまいりたいと考えています。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございます。

再質問で、負担軽減策と子供子育て世帯への支援策についてということをお伺いしたいと思ったんですけれども、今市長が申されましたけれども、子供1人、子供2人の場合ですとか、その辺は内容的にはどのような内容なのかお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 おはようございます。

それでは今の再質問についてお答え申し上げたいと思います。

子育て世帯への支援策といたしまして、平成

25年7月からですけれども、同居する子供の人数に応じて月額家賃を減額している状況でございます。

具体的には、お子さんがいない場合につきましては、1階から4階までの世帯につきましては3万8,000円ということになってございますけれども、お子さんが1人の場合10%減額いたしまして3万4,200円でございます。2人以上の場合ですと20%減額しまして3万400円でございます。なお、5階にお住まいの方につきましてはお子さんがいない場合については3万6,000円でございますけれども、1人の場合ですと3万2,400円、2人以上の場合ですと2万8,800円という形になってございます。それで、現在入居者のうち56.6%の割合で御利用いただいているような状態でございます。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。

それと、親を引き取るとか同居するという場合は何か軽減とかないんでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 現在のところ、そういう制度につきましては設定されておりません。いわゆる定住促進住宅においては若い方々の負担軽減ということを行ってございますので、子育て世代の応援ということで実施している状況でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） それから、もう1点ですけれども、双子が生まれた場合は特典というか軽減はあるのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 双子につきましても当然
1人、2人という人数、人数によりますので、
そのような対応をしているところでございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

次に、2点目。ふるさと納税制度の活用と今後のあり方についてお尋ね、お伺いいたします。

まず、新庄市をさらに全国的にアピールし、さらに市税増収、財源確保、観光振興につなげてはいかがかということについてお伺いします。

次に、ふるさと納税の使い道として今後どのようなことに使っていられるのかについてお伺いいたします。ふるさとに貢献したい。納税者の思いを税制上実現できることで市にゆかりや思い出がある方々に活用していただき、両親や祖父母の住むふるさとを応援いただくことについてお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 ふるさと納税の活用と今後のあり方についてという御質問であります。ふるさと納税におきましては昨年度と比較しますと既に2倍以上の寄附をいただいている状況にあります。新庄市を応援してくださる方々が徐々にふえているものと実感しているところであります。

ふるさと納税の魅力の一つにお礼品としての特産品があります。金額に応じて希望する品を選んでいただいておりますが、新庄産米や山形牛に人気が集まっております。ふるさと納税は全国的にも注目されていますので、このお礼品を充実しふるさと納税を通じて情報発信することにより物産振興にもつながるものと考えております。

また、新庄市に魅力を感じていただければいずれ観光などで訪れていただけるのではないかと

思っているところであります。

次に、ふるさと納税の使い道につきましては、まちづくり応援寄附金条例において活用する6つの事業を定めております。産業の振興に関する事業、医療や福祉の充実に関する事業、教育・文化・スポーツの振興に関する事業、社会生活基盤の充実に関する事業、環境の保全に関する事業、地域づくりに関する事業であります。寄附者には、この6つの区分の中から応援する事業を指定いただいているところであります。

平成24年度までは基金に積み立てておりましたが、今年度からは要望の多かった事業区分から順に事業を選び100万円、ふるさと応援隊、地域づくり支援関係の事業に100万円の合計200万円を基本に活用することにしました。

平成25年度は、事業区分の中で一番要望の多かった教育に関する事業について学校図書購入、図書館機能強化に活用しており、平成26年度においては次に要望の多かった社会生活基盤の充実に関して、雪対策事業への活用を予定しております。加えて、市制施行65周年記念事業へ500万円の活用も予定しております。

今後も寄附者の意向を反映しながら重点プロジェクトを拡充するための事業や新規事業、記念事業などに活用していきたいと考えております。

なお、活用した内容については広報などを通じ市民の皆様、また寄附納税者の皆さんにもお知らせしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございました。

今、市長からは答弁ありましたが、平成26年度施政方針の中でも500万円を活用して元気なまち新庄創出に役立ててまいりますとありますが、具体的にどんな内容かわかればお伺いいた

します。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今、市制施行65周年事業ということがありましたが、市が主催いたします元気がみなぎるあるいはあふれるような事業というものを集合体をつくりまして、それに対して13事業ございますが、1,100万円強の事業費の中で400万円を充てたい。残り100万円につきましては、市民提案、市民とともに盛り上げていきたいというところからありまして市民公募型の提案を受けた形の中で選考いたしまして、それに対して100万円ということを予定してございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございます。

次に、先ほど市長から、お礼は山形牛、お米と伺いましたが、ことしのお礼はやはり同じようなことを考えておられますか。お伺いいたします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 新庄産米、山形牛、これは平成25年度一番人気、二番人気でございまして2つ合わせますと返礼品全体の85%に及びます。

特に、平成24年度から始めました山形牛の人气が少しずつ高まってきている。新庄産米は相変わらず高い人気を維持しているということでございますので、平成26年度につきましてもこれらを踏まえまして高い金額に対するお礼品も考えていきたいと思っております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。

次に、3点目は子ども安心カードの導入についてでありますけれども、小中学生がけがやアレルギーで緊急搬送のときに迅速に適切な手当てをするために子供の病歴を記入した子ども安心カードを導入してはいかがかということについてお伺いいたします。

学校や消防署が連携、適切な手当てのために、また現場の混乱の中でいかに搬送スピードを短縮し、救命率を上げ、いかに子供の命を守れるか。この子ども安心カードは非常に効果的でありまして、消防本部と連携の上、保護者の安心につながるといいますので、実施についてお伺いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 子供の安心カードの導入についての御質問でありますけれども、申し上げます。

市内各校では、子供たちの健康管理及び指導のために毎年の健康診断の結果を記録する健康カードと予防接種の有無、心臓病、てんかん様発作などの既往症、アレルギーなどの持病について保護者から毎年記入していただく健康調査票を個人ごとに作成し、保管しています。これに加えて、今年度は新たに策定した新庄市食物アレルギー対応指針に基づいてアレルギーを持つ子供のアナフィラキシーショックなどに備え、当該の子供については医師による学校生活管理指導票、保護者による食物アレルギー個人票をあわせて保管するようにしています。

これは、個人情報の取り扱いに留意しながら養護教諭のみならず職員室の全職員がわかる場所に保管し、万が一の対応に備えているものがあります。

子供の病歴を1枚のカードにまとめた安心カードのよさはあると思われますが、関係書類等の転記の手間や転記ミスの可能性もあり、これまで継続して使用してきて課題等の報告が現在のところない健康カードや、保健調査票等の活

用でも緊急時に十分対応できるものであると捉えているところでありますので、よろしく御理解くださるようお願い申し上げます。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

子ども安心カードは転記ミスがあるということですけれども、健康カード、保健調査票、これで要するに保護者の安心につながればいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4点目はコンビニでの証明書交付についてでありますけれども、いろいろな証明書をコンビニでとれるようにしたらどうかということで高齢者にとって市役所は遠くて大変であるという人もおりますし、就労者にとっては勤務があり、休暇をとって証明書をとりに来るという話をお聞きます。市民の皆様が利用しやすいようにしてはかがかということで、市民の皆様は役に立つ対応についてお伺いしたいと思います。

高齢者には、市役所は遠い、コンビニエンスストアで各証明書が取得できるサービスができればどんなに喜んでもらえるか。若い人も職種によっては休みがとりにくい。工場で機械を1人でボタンの操作をしているような人もおります。なかなか休みはとりにくいのではないかと思います。便宜を図って生活しやすい働きやすさ、新庄に一生住みたくなるような気持ちになることも大切だと思います。この対応について御所見をお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 コンビニでの証明書交付についてという御提案であります。各種証明書の交付につきましては市役所まで来るのが大変だと言われるお年寄りの方などには、御本人からの委

任状等があれば家族など代理の方でも交付は受けられる状況にしております。仕事の都合などで時間的に来庁できない方につきましても、電話をいただければ午後7時までの時間外窓口サービスを行っております。

コンビニ交付は、住民基本台帳カードを利用して住民票の写しなどの各種証明書をコンビニエンスストアで取得できるサービスですが、平成26年2月14日現在で全国1,742ある市区町村のうち4.6%の81市区町村でサービスを提供しておりますが、多くの課題もあり、全国的に進んでいない状況にあります。

さらに、コンビニ交付の導入に当たっては現行の証明書交付業務との整合性を図るとともに自治体の規模や環境に合わせたシステムの改修が不可欠であり、財政的にも相応の負担が生ずることとなります。

平成25年3月1日閣議決定となりました社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度により平成28年1月から個人番号の利用が開始される予定であります。このため、これまでの住基カードの交付は終了し、新たな個人番号カードが交付されることとなります。規格も異なるものになるかと思われます。

こうした状況を踏まえ、現時点ではコンビニ交付については時期尚早と判断し、今後においてマイナンバー制度導入後の状況を見きわめ、判断してまいりたいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁どうもありがとうございました。

コンビニでの証明書交付はいずれ遅かれ早かれコンビニでの交付ができるようになると思いますけれども、進展しない理由は何だかと思いますが、やはり市民側に立って検討していかないとなかなか実施は難しいんじゃないかと思う

んですけども、市民側に立って検討してもらうようによろしくお願いいたします。

次に、5点目は婚活事業についてであります。昨年も数回イベントを開催されたようですが、どのような成果があったか。また今後の計画や見通しについてお伺いいたします。

また、婚活イベント、昨年11月23日、12月8日ラブアクションについてカップルがかなりできたという成果があったということですが、成果内容についてお伺いいたします。とにかく、男女が語れる機会を多くつくること、出会いのイベント企画が大切で、とにかくさまざまなイベントを数多く開催していただきたいと思えます。イベントを数多く開催すればカップルも生まれ、カップルができれば結婚に結びつき、結婚すれば子供が生まれる、人口もふえることになります。

それと、当市と比べると交際の方が少ないように感じますので、交際経験が少ない男女が多いと思うので、交際の仕方などの講習会を設定されてはどうでしょうかと思いますが、また新庄市の若者にとって、新庄市とは限りませんが夢はやはり結婚し、家庭を持って楽しいマイホームで子育てができるようになること。このことについての方向性は新庄としてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 答弁させていただくわけですが、婚活を行政でしなければいけない時代になったという、その社会的な背景もさまざまあるのかなということで、その中でも多くの御要望があり、リードをしてくれるところがないとなかなか進まないということもあり、本市の婚活事業も行っております。

平成22年度から最上8市町村の民間と行政から構成された最上広域婚活実行委員会を組織しております。そこで、今年度5回のイベントを

実施いたしました。

まず、8月に30代限定の婚活パーティー、11月にシングルマザーを対象としたイベント、12月にお婿さんを希望する女性を対象としたイベント、1月に男性参加者を対象に自分自身を磨くスキルアップ講座、2月に年齢層が広く最も多くの人に参加したバレンタインパーティーを実施させていただきました。これらのイベントに加え、最上地域の企業の結婚活動に対するアンケート調査を実施し、今後のイベント展開などの基礎資料といたしました。これら最上広域婚活実行委員会による本年度の事業成果といたしまして、13組のカップルが成立しております。

本市の来年度の婚活事業といたしましては、引き続き最上広域婚活実行委員会の中で広域的な活動対象を基本に据え、今年度の事業結果を整理した上での課題やさまざまな社会的な情勢の動きなどを勘案しつつ、蓄積した経験や広域で連携するメリットを生かしながらニーズに応える出会いのイベントを実施してまいりたいと考えています。

加えて、企業や隣接エリアの婚活団体との共同開催等についても効果的なイベントの実現に向け意見を交換しているところであります。さらに参加者、特に男性参加者のトーク力や服装についてのスキルアップと実行委員会スタッフ自身の結婚支援機能能力向上を目的とした講座や研修会を開催していくことを計画しております。以上、答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございました。

平成25年度ではイベントを5回なされたということですが、その内容とかカップルの合計で13名ですか、できたということ。どのようなイベントが一番人気があったのか、成果があったのかお伺いいたします。

昨年は5回イベントをやられたということで
すが、ことし平成26年度は前の2倍の10回ぐら
いを目標にしてはどうかと思いますけれども、
お伺いいたします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 いろいろと御質問いた
きましたけれども、平成25年度につきましては
今市長が申し上げたとおりでございますが、参
加応募状況などから見ますと、8月、11月、12
月に行いましたイベント、浴衣で生ビール、シ
ングルマザー限定パーティー、お婿さん希望パ
ーティーにつきましては相応の募集を得まして
実施いたしました。おのおのについてのカッ
プルはそれぞれ1組ずつの成立ということでご
ざいまして、もう一つにつきましては男性スキ
ルアップ講座ということですので男性の8名の
参加を得まして講座を催したところでございま
す。

先月実施いたしましたバレンタインデーを趣
旨としたパーティーにつきましては10組のカッ
プルを得まして、過去4年間のさまざまな実行
委員会事業の中で最大の成立率ということを得
ております。

このような成功例あるいは改善すべき点など
を踏まえながら平成26年度につきましては市長
が先ほど申し上げたとおりの形の中で進めたい
と思うんですけれども、今実施数を倍増しては
どうかということがございましたが、成功例を
さまざまひもときながら、それを参考にして開
催してやはり事業の中でもスクラップ・アン
ド・ビルドを適用しなければならないのでしょ
う。

もう一つは職域間の中で、企業のアンケート
をしたということもございますので、それを踏
まえた形の中で事業を展開する。あるいは広域
的な隣接する広域圏ともタッグを組めないかと
いうところを研究も実行委員会の中で進めてま

いりたいと思っています。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも御答弁ありがと
うございました。

婚活事業を本格的に行えば人口減少をとめる
ことができるんじゃないかと考えますけれども、
その辺はどうお考えでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 婚活自体はそれに結びつ
いていくかと思うんですけれども、私どもの
最上広域婚活実行委員会、これはその前の出会
いを創出していきましようというところなので、
これまで都合54組のカップルの成立を得て
いますが、婚活ではあるんですけれども、結婚
に結びついていくかは、そこら辺は少しわから
ないことでございます。ただ、道筋としてその
ような方向性に向かえばやはり地域力の向上、
ひいては定住増というものに結びついていくこ
とは間違いないのかなと思います。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございます。

結婚に結びついた方に、何か新庄市としてし
るしのお祝いでも差し上げたらいいんじゃない
ですかね。その辺、いかがですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 市としてということであ
るとすれば、定住促進の中で1コマとしてタイ
ミングよく研究していく大きな候補ではあろう
と思います。

最上広域の中での実行委員会ではその辺の議
論はまだ及んでおりません。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもいろいろ御答弁ありがとうございました。

今回一問一答方式で質問させていただきましたので、時間配分が狂いまして、これで自席での質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、高橋富美子君。

（3番高橋富美子議員登壇）（拍手）

3番（高橋富美子議員） 市民・公明クラブの高橋富美子です

東日本大震災から早いもので丸3年を迎えます。被災地の復興にあとどれくらいの月日を要するのだろうか。多くの不安の中でもちよっとでも希望を持ち続け一生懸命に生きている姿に勇気をもらい、改めて支え合うことのすばらしさを実感しております。本市の将来像である「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち新庄」をつくるために、ともどもに前進してまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして一括方式で一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目に、がん対策推進基本計画の取り組みについて伺いをいたします。

がんにかかる人は多く、生涯のうちに何らかのがんにかかる人は男性58%、女性43.1%にも

上っています。これはがんの統計2013年からのものです。2人に1人はがんにかかると言えるくらい罹患率の高い病気と言えます。日本人のがん罹患者数は男性第1位胃がん、第2位肺がん、第3位大腸がん、女性は第1位乳がん、第2位大腸がん、第3位胃がんです。がんで亡くなる人も多く、1981年から死亡原因の第1位となっています。日本の年間死亡者数は約120万人ですが、およそ36万人ががんで亡くなっている現状です。3人に1人ががんで命を落とすという怖い病気です。

しかし、医療の進歩やがん検診による早期発見、早期治療により治癒する確率が高いことは誰もが承知しているところです。そして、早期発見、早期治療により最終的には医療費の削減にもつながると考えます。

がん対策の柱の一つであるがん検診について、平成19年策定時より国のがん対策推進基本計画では平成23年度までにがん検診受診率50%以上にするという大きな目標を掲げ、検診内容を工夫したりがん検診無料クーポンの導入等を行い、受診率の向上に努めてきました。しかし、現状は20%から30%と低く、各自治体では受診率の向上に向け対策を講じております。

本市においても、市民が受診しやすいように土日検診など新たな取り組みを行い、また受診されなかった方に電話連絡を入れるなど、受診率の向上に努力されていることに感謝申し上げます。

受診率については、山形県の平均受診率を下回っているということですが、具体的には何%なのか伺います。

また、国においては平成28年度までの5年間で新たにがん検診受診率50%を目標としておりますが、本市の達成時期についてはどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

次に、本市のがん対策の現状と課題をどのように分析され、どのような対策が必要とお考え

かお伺いたします。

続きまして、小中学校でのがん教育推進についてお伺いたします。昨年6月に新たに策定されたがん対策推進基本計画に、がん教育の推進が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子供たちに教える取り組みが広がっているようです。

がんに関する正しい知識を得ることががん治療を受ける上での大切な基本であると言われていいます。国民の2人に1人ががんにかかると言われていいる現在、小中学校でのがん教育は大変重要であると考えます。

昨年5月、公明党松あきらががん対策推進本部長は下村文部科学大臣にがん教育の普及、啓発のあり方について要望書を手渡しております。下村大臣は文科省に検討会を早急に立ち上げることを約束され、がんという病気への向き合い方やがん患者に対する理解を深める教育、そして命の大切さを教える教育の充実を図ることを約束すると返答をいただきました。子供たちの周りでも大切な家族や友人ががんで亡くなり、また子宮頸がんの予防ワクチン接種など、がんは子供たちにとっても大変身近な問題になっています。

豊島区教育委員会では、平成24年度から公立小中学校で健康教育の一環として独自のがん教育プログラムを開発し、がんに関する教育を開始。小学校6年生、中学3年生を対象に保健体育の授業の中で行っているとのこと。学ぶテーマとしては、みんなでがんのことをもっと知ろうであり、がんってどんな病気、何が原因、予防方法はないのというように、具体的な項目について学び、がんを通じて命の大切さを教えることを目指しているそうです。

がんに関する教育の実施の結果、豊島区におけるがん検診受診率は教育がスタートする前は12%程度に対し、がん教育がスタートした平成24年には16.5%に上昇したといわれています。その要

因には、子供たちががんについて深く知ることによって、親へがん検診の受診を促している。親は子供が言うと耳を傾ける、これが大きな力になっているようです。そこで、本市においてはどのようにがん教育に取り組まれているのでしょうか。小中学校でのがん教育についての見解をお伺いたします。

2点目に、医療・介護サービスについてお伺いたします。初めに、医療介護に関する償還払いについてであります。医療費の家計負担を軽くするために、病院窓口や薬局で支払う医療費の負担限度を定めた高額療養費制度があります。当初、この制度は限度額を超えた金額についても、一旦患者が立てかえた後加入する保険者に申請して払い戻しを受ける償還払いとなっておりましたが、2007年に制度が改善され、入院の場合窓口で認定証などを提示すれば負担限度の支払いだけで済むようになりました。さらに、昨年4月からは外来診療についても同様の取り組みが実施されており、長期にわたって高額な治療費が発生する通院患者の負担が大きく軽減しております。しかし、これらの制度に当てはまらず償還払いとなるケースもまだ残っております。

少し角度は変わりますが、介護サービスに関しても同様に住宅改修費など上限20万円の9割が支給されて、20万円以内の工事であれば実質負担が1割になる制度があります。現在、これらについては利用者が当初全額を業者に支払い、後から申請を行って9割が還付されるという償還払いとなっていますが、利用者の負担が大変重いものとなっております。

そこで、利用者の負担を軽減する対策が必要かと思えます。事前に工事業者と委託契約を結ぶことで、立てかえの負担をせずに済む委任払いを導入できないものかと思えます。これら、医療介護サービスで制度の運用の仕方や手続次第で市民の負担を軽減できることがあればひ

実施できるように、市長の御決断をお願いいたします。

続きまして、地域包括ケアシステムについてお伺いいたします。

地域包括ケアシステムとは、お年寄りが住みなれた地域で介護・医療を初め住まいや生活支援などのサービスを一体的に受けられるようにする制度、団塊の世代が75歳以上となり高齢化のピークを迎える2025年以降を見据え、それぞれの地域で必要な高齢者ケアを完結できる仕組みを目指すとあります。

平成18年4月の介護保険制度改正により、高齢者の地域での自立した生活を支える拠点として地域包括支援センターが設置され、間もなく8年目を迎えます。介護予防、ケアマネジメント、総合相談支援業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務などを一体的に実施し、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援することになっております。

また、地域包括ケアシステムの実現に向け地域ケア会議を開催されていると伺いました。地域包括支援センターと新庄市の連携はどのように図られているのでしょうか。超高齢社会の到来に備え、地域包括ケアシステムの整備が急務とされていますが、現状と課題及びその解決策についてお伺いいたします。

3点目に、子育て支援についてお伺いいたします。

地域の子育てと仕事と、介護の両立を支援する目的でファミリーサポートセンターが設立されています。活動については、託児や送迎など育児においての援助を受けたい人と、援助を行いたい人がそれぞれ依頼会員、協力会員となり、会員同士が相互援助活動を行う仕組みで、生後3カ月以上小学校6年生までのお子さんのいる方が依頼会員の登録ができます。有料ではあり

ますが、急に支援が必要になったときに大変心強いシステムであると思います。運営は市区町村が行うとあります。利用状況と今後の課題等をどのように把握されているのかをお伺いいたします。

次に、ホームスタートの周知についてお伺いいたします。

ホームスタートとは子供の数が多かったり転居したばかりで自宅にこもりがちになり子育て支援が受けにくい母親を支えるのが狙いで、基本的には6歳以下の未就学児がいる家庭を専門的な研修を受けた先輩ママが週1回のペースで2時間程度訪問、話し相手になったり一緒に外出したりする子育て無料サポートのことです。

育児が大変と思っても誰にも相談できずに悩んでいる方に、このような支援があることを伝えるための周知徹底が必要と思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

最後に、生涯学習センターの充実についてお伺いいたします。

先日、日新学区婦人会の方と学区内の市議会議員との懇談会が開催されました。その中でわくわく新庄には調理室がなく、時には市民プラザの調理室を借りて調理したものをわくわく新庄まで運んでいるとのことでした。また、改築当初調理室は後につくるとの話があったという話も伺いました。生涯学習センターの機能として使い勝手のために改善を要すると思います。災害避難所にも指定されていることからすれば、早急に設備改善が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 高橋富美子議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、がん対策推進基本計画の取り組みについて御説明申し上げます。市のがん検診受診率についてでございますが、平成24年度の実績では胃がん検診で31.4%、肺がん検診32.2%、大腸がん検診37.4%、子宮がん検診48%、乳がん検診で63%となっております。これらの受診率は国の受診率に比べいずれの項目でも高い割合となっておりますが、県全体の平均と比較しますと低い状況にあります。国で示す目標値は胃がん、肺がん、大腸がんで当面40%、子宮がん、乳がんでは50%としております。

本市の計画におきましては、10年後をめどに現在の受診率に約20ポイントを上乘せし、胃がん、肺がん、大腸がんで50%、子宮がんで60%、乳がんでは70%を目標としております。

市のがん対策の現状についてでございますが、より受診しやすい環境づくりのため、平成23年度からは特定健診や胃がん検診の本人負担の引き下げや検診会場の拡充などを行っており、また平日に受診できない方を対象にした日曜検診を平成24年度に開始し、今年度は2回実施しており、120名が受診しました。

さらに、新たな取り組みとして今年度は子育て中の保護者を対象とした無料保育つき検診を2回実施し、12名の受診者が利用するなど、検診体制の充実を図っております。検診未受診者への働きかけといたしましては電話による受診勧奨や地域を限定した検診案内や検診キットの送付を行い、受診の機会を逃した方への対策も講じております。

これらの対策などにより、がん検診の受診者数は平成20年度以降毎年増加している状況にあり、今後さらなる工夫をしてまいりたいと考えております。

また、課題といたしましては平成21年度から実施しております子宮・乳がんの無料クーポン事業による受診者が、次年度以降の継続受診に結びついていない状況があります。今後は健康

相談や健康教育を通じて、がんに関する意識向上のための普及啓発活動を一層推進し、がんの原因とされる喫煙や塩分のとり過ぎ、食生活の偏り、運動不足など生活習慣の改善についての周知をさまざまな機会を捉えて取り組んでまいります。

まちづくり総合計画におきましても、健康診査の充実、受診率の向上、疾病の早期発見と早期治療の推進を考えておりますので、今後も重点課題として取り組んでまいります。

小中学校でのがん教育での見解については、教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉用具購入及び住宅改修における償還払いに関する質問でございますが、平成24年度の支給実績は福祉用具購入費124件280万円、住宅改修費90件615万円となっております。

この福祉用具の購入費及び住宅改修費の支給については法律上償還払いが原則となっており、新庄市においてもこの方式により支給しております。

昨年12月に社会保障審議会は住宅改修の質を確保する観点から住宅改修事業者の登録制度を導入し、登録した事業者の住宅改修については、自治体が支払う額を直接事業者を支払う受領委任払いへの変更を提案しておりましたが、厚生労働省はこの住宅改修事業者の登録制度については自治体の負担増を考慮し、次期介護保険制度での法制化は断念したとの情報が入っております。

このように、このたびの法制化は見送られる見込みですが、市としては安定した介護サービス利用のため、利用者の経済的負担軽減対策が必要と考えておりますので、福祉用具購入費と住宅改修費の受領委任払いの導入に向け、他自治体の導入状況を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、地域包括ケアシステムについての御質問にお答えさせていただきます。

新庄市の65歳以上の高齢者数は、平成25年4月1日現在1万330人で高齢化率は26.9%となっております。今後の人口推移については総人口の減少が続く一方、65歳以上の高齢者人口は団塊の世代が75歳となる平成37年まで増加が続き、高齢化率は35%と推定されております。

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される支援体制のことです。現在、新庄市における地域包括ケアシステムの取り組みとしましては地域包括支援センターを軸とし、総合相談支援、介護予防支援、権利擁護支援等に力を入れております。

国は、システム強化の観点からこれまでの取り組みに加え医療と介護連携、認知症に対する初期支援、地域ケア会議の設置、多様な主体による高齢者の生活支援、介護予防事業の全面的見直しを提起しており、これらは平成27年度からの国の第6期介護保険事業計画において具体化される見込みであります。

このうち、地域ケア会議は保健、福祉、医療、地域、ボランティア等の多職種協働により困難な課題へのケアマネジメント支援とネットワーク構築を図るものでありますが、新庄市では今年度国の地域ケア会議活用推進等事業の採択を受け、地域包括支援センターを主体として試行的に地域ケア会議を先行実施しております。

今後の地域包括ケアシステムの課題としては、これら新しい事業を進める中心となる地域包括支援センターの体制強化と見直しが予定される地域支援事業への対応を考えております。

現在、新庄市は地域支援事業・在宅支援対策として、介護予防事業、おむつ支給事業、冬期生活支援事業、緊急通報事業を実施しておりますが、今後見込まれる多様なニーズに応えるた

め、介護ボランティア制度の導入など地域資源の効果的な活用も検討してまいります。次年度は、新庄市第6期介護保険事業計画策定の年に当たるため、日常生活圏域ニーズ調査や地域ケア会議の開催により、地域課題を把握しながら新庄市の地域包括ケアシステムを構築してまいります。

次に、本市におけるファミリーサポートセンター事業の利用状況と今後の課題についてお答えさせていただきます。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整を行う事業であります。相互援助活動の内容は、保育施設までの送迎や保護者の病気や冠婚葬祭、学校行事等の場合における子供の預かりが主な内容であります。新庄市では、子育て支援団体がファミリーサポートセンターを設立し、新庄・最上地域を対象に活動を行っております。

平成25年12月末現在における会員数は、協会員、依頼会員、両方会員の計30名、平成24年設立からの利用延べ件数は19件であり、平成25年度の利用状況は12月末現在において2件となっております。ファミリーサポートセンター事業は、市町村の直営もしくは委託事業として位置づけられておりますが、前述のとおり2カ年における19件の実績のうち、新庄市での利用が4件と一部の利用にとどまっていること、また補助事業の対象となる基準が会員数100人以上であることから現状において市単独事業として事業を実施する判断には至っておりません。

しかしながら、子育て支援事業として有効な事業であることから利用の動向については今後も注視していく必要があると考えております。

続きまして、先輩ママが訪問する子育て無料

サポート、ホームスタートの周知不足についてどのようにお考えかということについてですが、この事業は平成23年度から県の委託事業として子育て支援団体が実施した先輩ママの家庭訪問支援事業で、地域の子育て経験者である先輩ママを訪問支援者として要請し、家庭訪問による個別支援を行うことにより、育児中の母親の孤立を防ぎ、不安や負担の少ない円滑な育児のスタートにつなげることを目的とした事業であります。

事業の主体は山形県ですが、新庄市では子育て推進課、健康課が運営や連絡調整を担う役割として事業にかかわり、円滑な事業の実施を図ってまいりました。

事業の内容の周知については、市の施設へのポスター掲示やパンフレットの配置、乳児家庭全戸訪問時における事業の説明及びパンフレットの配布、市広報紙への掲載や窓口における事業の紹介などを行っております。平成26年度からは子育て支援団体の独自事業となる予定ですが、支援が必要な方に対して随時情報提供を行う形で対応していきたいと考えております。

今後も多様化する保育ニーズに柔軟に対応していただいている子育て支援団体等との相互協力を図りながら、子育て支援の推進に努めてまいります。

最後に、生涯学習センターについては教育長より答弁させますので、よろしくお願いします。壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 私から、小中学校でのがん教育についてお答え申し上げます。

現行の指導要領においては、小学校6年の保健と中学3年の保健においてがんに関連する学習をすることになっています。小学校6年保健では、病気の予防の単元で生活習慣病の予防や

喫煙等と病気の関連を学習し、中学3年保健でも小学校の学習を踏まえ健康生活と疾病予防の単元で生活習慣の乱れと生活習慣病、喫煙、飲酒などと健康について、がんについての学習も含め理解するようになっています。

新庄最上地区で採用している保健の教科書でも、小中とも生活習慣病の一つとしてがんが取り上げられておりますし、喫煙の害として各種がんとの関連が記載されています。このように、教科書で取り扱っておりますので、市内の子供たちは小中学校でがんについて一応学習していることになります。

文科省では、来年度からがん教育のモデル校を設け、先進的な授業や教員研修を予定していると言われております。平成30年度の次期学習指導要領改訂ではがんに関する保健の教科書内容の拡充を目指すとの報道があります。このような動向を踏まえながらも、現時点では現行の指導要領に沿ったがんについての理解を含めた子供の健康教育の充実について学校現場を指導していきたいと考えておるところであります。

続きまして、生涯学習センターの充実、わくわく新庄に調理室がなく不便だということについてお答え申し上げます。

わくわく新庄は平成10年に勤労者総合福祉センターとして開設しました。建物は当時の雇用促進事業団が設計し、建てたもので、市では備品の整備をするという役割分担になりました。そのため、市では調理室の設置を要望したのですが、認められなかったという経緯があります。利用者からは調理室があれば便利だという声は数件伺っており、具体的には料理教室、そば打ち体験、スポーツ大会での昼食の提供などに使用したいというのをお聞きしております。

市民が利用しやすい施設として環境整備を実施していくことが市としての基本的な考えですので、どのようなニーズがあり、どの程度の設備が必要なのか、他の施設の利用ができないか

などについて総合的に考え、簡易的な設備で補えるのであれば検討していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 大変ありがとうございました。それでは、二、三質問させていただきたいと思います。

初めに、がん対策推進基本計画の取り組みについて本当に詳しく教えていただきました。受診率向上に向けて日曜日の検診とか子供さんの保育を兼ねた取り組みということで、本当に若い人たちにとっても受診しやすくなるんじゃないかと思ったところです。

いろいろな取り組みが各地域でされていますけれども、米沢においては早朝健診とか遅目受け付け健診とかレディース健診とかさまざまな健診の取り組みをされています。その取り組みはわかるんですけれども、例えばなかなか受診に来られない方にこちらから、行政から地域に出向いてとか、そういう取り組みとかは考えてはいらっしゃらないんでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 地域に出向いての検診ということでございますが、地区公民館におきまして検診を実施したいということで今年度については5会場ほど回っております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 先ほど、検診に来られなかった方に再度こちらから連絡とかということもありましたけれども、コール・リコールを導入するということが国でも決定になったようです。本市においての取り組みはどのようになるのでしょうか。お伺いいたします。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 コール・リコールということですが、これまでも検診に来られなかった方についても個別で対応しているという状況でございます。

これまでがん検診については、特に子宮がん、乳がんについては特別に実施しておったわけですが、5歳刻みでということでの御批判もいただいておりますが、無料のクーポンを出して代用していたというものでございますが、無料といえどもなかなか検診率が上がらないという状況でございました。それでまた対象者に対して無料で受診券、クーポン券を発行してということになりますと、またそれぞれ費用もかかってまいりますので、どうしたものかと検討しておりますが、受診に来られなかった人に対しては今年度ある地区を限定しまして、強制ということはおかしいですが、こちらから検診キットなどを送ってしまった上で検診を促すといった取り組みをしております。検診を受けた方については、精密検査等必要な方については随時電話連絡等をするのですが、まずとにかく検診に来ていただくことが第一歩とこちらでも考えておりますので、いろいろな方策を考えながら進めてまいりたいと思っております。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

先ほど、食生活の改善というか、食事が一番大切だという話をされましたので、健康福祉推進委員とか食改の関連性というのはどのようでしょうか。

伊藤洋一健康課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 食生活改善推進委員会については非常に頑張っていただいております。

たまたまなんですが、私がテレビ報道特集という番組を見ておりましたら、長野県の食生活、食改さんの活動がテレビに出ておりました。それをたまたま録画しまして食改に見せておりますが、食改のほうで2人1組になって家庭訪問して塩分の測定をしているという、そういったものが報道されておりました。それを食改の方に見せまして、一緒にやりましょうやということで話をしているということもございます。健康は、食生活と運動と特に思っておりますので、食生活改善推進委員会の方々と一緒にになりながら健康増進に努めてまいりたいと思っております。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 続きまして、小中学校でのがん教育推進についてお伺いいたします。

先ほど、教育長より市内では小学校6年、また中学校3年の保健体育の授業の中でとり行われているという話でしたが、どのくらいの授業数、時間なんでしょうか。お願いいたします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 小中学校のがんに対する保健の授業の時数についての御質問でした。

1つの単元、小学校、中学校1時間ということですので、小学校で2時間、中学校では3時間程度となります。そもそも、保健の授業そのものが体育の時間と一緒にのところの部分ですので、割り当ての時間は少ない中でそういう時間が確保されているということです。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 授業時間が少ない中で時間だとは思いますがやはり少ないような気がします。平成30年度にまた改訂ということで、それに向けても方策がいろいろあると思われるのですが、がんについてということで日

本対がん協会というところがあるんですけども、文部科学省、また厚生労働省と連携し、主に中学校高校を対象としたがん教育を推進するためにがん教育基金というのが設立されていると聞きました。その中で中学生向けにDVDの無償配布とがん出前授業も行っているということです。

子供たちは、家庭、学校、メディアなどでがんの情報を得ることはできます。しかし、そういった場所で正確な情報に基づいたがん教育が行われているのでしょうかと新聞に出ているのですが、日本対がん協会では中学3年生を対象としたがん教育DVD「がんちゃんの冒険」というのがあるそうでそれを製作し、希望する中学校に無償で配布しているとあります。中学、高校に出向いてがんの出前講座を実施することも計画しているということです。これらを活用するということは考えられませんか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 大変いい情報であるなと思っております。ただ、基本的に学校は指導要領に乗らないとなかなか踏み込んだ授業ができないというところの制約というか、ございます。先ほど申し上げたような時数の中で健康教育の一つとして現時点ではがんを取り扱うような形になっております。基本的に学習指導要領では、現行の指導要領では小学校ではがんについて触れる、中学校ではがんについて理解するという段階なわけですが、その3時間の、例えば中学校ですとがんについて理解するというところの内容の中で、今御紹介していただいたDVDを活用しながら授業を充実していくということは可能ではないかなと思いますので、学校もそういうものを紹介させていただきながら、ただやはり制限の中での限られた時間の中での指導、当面はそういう形で充実していくという方向になるのかなと思っています。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） やはり、実際に教科書で学ぶのではなくてそういう目で確認しながらとか大事なことだと思うので、少ない時数の中でぜひ取り上げていただきたいと思います。

続きまして、地域包括ケアシステムのことでありますけれども、けさの新聞にもケア会員のアドバイザーということで、これは先ほど市長の話の中にあった今年度市に入っているということでしょうか。お尋ねします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいまの地域ケア会議の御質問でございます。

地域ケア会議の基本としましては、先ほど市長答弁にもございましたように多職種協働による検討会ということがまず原則でございます。いわゆる困難ケースの検討会議、それを踏まえてさまざまな課題を共有化して地域での福祉向上につなげていくというのが地域ケア会議の目的なんです、現行の地域ケア会議の構成でございますけれども、職種としましては保健師の方々、福祉関係としては担当のケアマネジャーなり経験を有する方、社会福祉士も入ります。それから、医療関係としては医療療法士、薬剤師の方々、そしてそのほかに必要であれば地域の区長さんとか状況に詳しい方、もしくは担当しているボランティアの方々を構成として、必要に応じて地域ケア会議を構成していくという形になります。

アドバイザーとしては、それらの職種の方々をお願いするという形になりますが、継続的に専門のアドバイザーをお願いしながら運営しているケア会議をやっている地域もあるようでございます。それらを検討しながら、今試行とし

て新庄市でそういう地域ケア会議を運営しているということで御理解をお願いしたいと思います。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

市民としては、何か困ったことがあればすぐに役所というのが頭にあって、窓口で相談をされるわけです。大変丁寧に対応していただいているのですが、結局のところ、地域包括支援センターへ行ってくださいと最後には話になるような気がします。行政ではサービスの提供はできないので、それも仕方がないことかもしれませんが、窓口に来たときに二重の手間をかけないような、そういうつくりはできないものでしょうか。お伺いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま、例えば新庄市役所に来て相談しているにもかかわらず結局地域包括支援センターに行ってくださいというケースがあるのではないかというお話かと思われます。

基本的には、こういう形が今の委託性の地域包括支援センターの課題と考えております。つまり、新庄市が委託しておるわけですが、受託している地域包括支援センターと我々との間の連携がうまくいっていないというケースがこの何年間見受けられております。ですから、相談に来て真つすぐ包括に行ってくださいという指導をしたケースもあったようです。

ですが、現行で地域包括支援センターのあり方としては先ほど申しましたように新庄市が委託して新庄市の介護保険制度を運用していくという形でお願いしております。ですから、新庄

市の考えと地域包括支援センターの考えは全く同じ、そして運用なりやり方も同じにしなければいけないということで、今年度から具体的には地域包括支援センターと毎月定例会議を持ちましてさまざまな課題、個別ケースも含めましてお互い情報共有しながら進めております。

ですから、基本的に現在新庄市役所に来て相談いただいた方については基本的に市で対応できる部分についてはやっている、やるという方向で処遇させております。ですから、それによれない部分、当然困難ケース云々については両方の連携が必要だという場合もございますので、そういう部分について包括と連携をとりながら解決を図っているという状況でございますので、若干改善はさせていただいているということで御報告させていただきます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 本当に、連携という部分で、連携って本当に難しいことなんだなと思いますけれども、しっかり連携をしていただきたいと思います。

先日、ひとり暮らしの80歳過ぎの方が支援も介護もなく、とても元気な方なんですが、近くに親戚もなく本当に何かあったら人に迷惑をかけたくないと葬儀代を前払いしていた人がおりました。もし万が一のときは地域の誰それさんに自分をお願いしているんだという話をされたときに、これが本当に地域包括システムの、小さい部分かもしれませんが、大切な部分だなと感じたところです。

なので、これからやはり地域、民生委員さんとか区長さんとか、地域にいろいろな方がいらっしゃるしまして、その人たちの力をかりながらよりよい地域包括ケアシステムになるように取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、最後にわくわく新庄の件でしたけれども、先ほど教育長が簡素な調理室、調理室

でない、簡素なと言われましたけれども、どのくらい簡素なものなのか、お願いします。

森 隆志社会教育課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 先ほど、教育長が答弁申し上げました簡易的な設備、例えば2階に湯沸かし室がございます。現在IH式のコンロが設置されておりますけれども、それを新たにガスコンロ等に整備するとか、そういったことでの対応であれば前向きに検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 少しずつ改善をお願いしたいと思います。

以上で終わりますが、このたび地域防災計画の見直しが行われ、地域防災会議に念願の女性委員を登用していただきまして大変にありがとうございます。また、4月から消費税増税となり、何かと家計を預かる私たち女性にかかってくるのかなとも感じております。私たち女性が明るく元気にいることがまちを元気にすることだと思います。ともどもに頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

なお、午後から小関 淳議員より欠席届け出が出ております。

小野周一議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小野周一君。

(10番小野周一議員登壇)(拍手)

10番(小野周一議員) 3月定例会、一般質問します。市民・公明クラブの小野です。

発言事項として3点を通告しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今年度、4人の課長さんを初め15名の職員の皆様が退職されましたが本当に長い間御苦労さまでございました。今後は一市民として市政発展のため御指導をお願いするものであります。

また、昨年12月に当議会は議会基本条例を制定し、初めての一般質問ですが、論点及び争点を明確に質問しますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に、1点目の発言事項でございます。議会答弁の検討事項についてを質問します。

市民から、議員が質問はしましたが、その後の検証がなされているかという声をよく聞きます。そういう観点からも質問するわけでございますけれども、議場において各議員の一般質問等は1年間にわたって相当の件数に及んでおります。市の前途を憂いながらも、さらなる市政発展を願う市民を代表する議員の活動として建設的な質問に対して執行部は今後検討、協議をしていきたいと結んで終わる議会答弁が少なくありません。質問などに対する答弁が一時棚上げしたと思われないためにも、各所轄課においてその後どのように検討協議をし、対応したのかなどの経過状況などを議会に報告すべきではないかと思いますが、これらについてお聞きします。

なお、昨年3月定例会で私が質問した3件を例示して質問しますので、よろしくお願いしたいと思います。

1件目は農林課への質問でありました。課長の答弁では、農業全体の産出額、ひいては所得の増大に結びつく部分については支援できるかどうかを周辺町村あるいは県内JA等と協議を

していきながら、そのような方向で協議をしていきたいという答弁でしたが、その後の対応はどのようになされたのかお聞きするものです。

2件目は総務課への質問でありました。課長答弁では、市役所の全面禁煙化、分煙対策を今後検討するとの答弁でしたが、その後の対応についてお聞きするものであります。

3件目は上下水道課への質問でありました。新しく下水道事業の認可区域に指定された地域への周知と事業の整備計画の周知に対し、課長答弁では事業が明確になったところは早目に説明をし、平成25年度事業についても早急に説明会を実施し、年次的な計画についても今検討をさせているとの答弁でしたが、その後の経過についてお聞きします。

次に、2点目の発言事項である新たな農業政策について質問をします。

約40年間、国策とはいえ長い間生産現場、特に農家は猫の目行政に翻弄され、振り回されて続けてきました。平成16年2月に策定され、平成24年を目標年次とした水田農業ビジョンを本市農業の基本方針として施策が実施されてきました。幾ら自民党が野党時代の衆議院選挙の公約とはいえ、政権与党になって参議院選挙の公約にも掲げて実施されたのが今回の政策であるが、収穫になった昨年10月下旬の突然の発表に生産現場に大きな衝撃を与えました。

昨年11月からこれまでに関係機関、生産者に対しての説明会が実施されてきましたが、今もって国県市といまだ統一した見解が示されておらず、生産現場において不安が広がっております。

そこで、本市、いわゆる市長が会長である新庄市農業再生協議会で決定される水田フル活用ビジョン案に本市の取り組み方針として地域の作物作付の現状、地域が抱える課題を初めとし、作物ごとの取り組み方針、3年間の作物ごとの作付予定面積、そして3年後を目標とした指数

を県より示された資料をもとにし、産地交付金の支援要件となる水田フル活用ビジョン案の腹案を作成しているのかお聞きするものであります。

新聞報道によれば、平成26年度の主食用米と転作作物の本県産出額の影響は生産調整強化でマイナス19億円とあり、平成30年から米の直接支払交付金が廃止され、転作作物として飼料用米と大豆を作付した場合の水稲系規模別の所得は大規模経営農家ほど影響があると県では試算結果を示しました。

所得確保のため、上限度額10アール当たり10万5,000円が交付される飼料用米や米粉用米の作付が国策で誘導され、生産現場においては交付金額だけがひとり歩きをしております。飼料用米の転換には主食用米の混入、いわゆるコンタミの不安、乾燥、保管場所を整備し、売り先の確保等生産現場において課題の残る制度と思われるが農業団体、生産者に対する市の考えをお聞きするものであります。

平成25年度においても54種類の作物が産地資金の対象として取り組まれ、交付金が配分をされております。本市の旧萩野農協、旧昭和農協が一緒になっている新庄もがみ農協から出荷される園芸作物、平成25年度産のニラが3億4,500万円、ネギが2億4,700万円、タラノメが、これは平成24年度ですけれども、6,500万円、アスパラガスが3億2,800万円と、この4品目がいずれも山形県で一番の販売額を示しております。

最上地域は山形県有数の園芸作物の産地に成長しておるが、本市においても産地の強化をさらに進めるためにも地域振興作物、県の推進作物から重点振興作物及び今後の拡大振興作物を選抜し、行政がさらなる産地の広域化を目指すために農業団体、生産者と連携をとりながら、農業販売額の向上を図るべきと考えるが、これらについてお聞きするものであります。

新農業政策では、生産現場の強化策として仕入先集約化で生産コストの削減を図り、今後10年間で担い手の農地量が全農地の8割を占める大規模化、担い手育成の支援が重要な柱になっております。国策では、規模拡大を目指す攻めの農業の施策ですが、しかし、私は一方で地域社会、地域農業を維持する複合的な営農形態を取り入れた家族農業も本市には必要だと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

最後に、3点目の発言事項であります。消防団組織の充実について質問します。

本市の平成25年の火災発生件数は最上管内で42件発生のうち16件の発生でありました。消防団は火災のみならず東日本大震災を初め地震、ゲリラ豪雨等の災害から地域住民の生命財産を守って活動をしております。

平成25年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布及び施行について通知が出され、地域防災力の充実強化を図るために13の項目が示されております。その中に、消防団への加入促進、公務員の消防団員との兼職に関する特例が示されております。全国的にも消防団員数の減少が予想される中、本市の消防団員確保対策として市職員の消防団員の加入促進と加入の実態についてお聞きするものであります。

また、消防団条例に定数300人以内と定められている予備消防団員の活動の実態についてもお聞きするものであります。

また、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善についても示されております。新聞報道によると、国は消防団員1人当たり年額報酬3万6,000円、1回の出動当たり7,000円の手当を支払うとして、自治体に渡す地方交付税の額を算定し、実際の支給額は自治体が条例で定めるとのことです。しかし、本市の団員の報酬年額については平成9年以降条例改正がなされておられません。国における報酬年額の算定基

準や周辺町村と比較検討し、改正が必要な時期と思われますが、その点をお聞きするものであります。

現在、新庄市消防団、17台の普通積載車、17台の軽積載車、そして95台の各班に小型動力ポンプが配置され、年々装備が充実されてきております。また、市内247カ所の防火貯水の整備もなされております。貯水槽の漏水の有無、土砂等の除去などの定期的な点検をなされているのかお聞きするものであります。

またなお、現在の装備品で不十分な点は何であろうかともお聞きしたいと思います。

以上で壇上の質問を終わらせていただきます。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小野市議の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

議会答弁の検討事項についてということですが、議員御指摘のとおり議会の一般質問や特別委員会で今後検討しますと答弁することがあります。市としての方針が定まり、一定の結論が出ている質問については具体的に答弁できますが、内容によっては予算の面や今後の見通しについて不確定な部分がありますと、検討します、あるいは協議しますとの答弁になることがございます。

このような答弁の場合、議員などから経過等の確認や質問があれば説明しているところでもあります。今後におきましても検討の結果、協議の結果について御質問や経過の確認などがあれば随時報告、説明させていただきたいと考えております。

御質問の農業全体の産出額を増加させるための市独自の支援については、県の戦略的園芸産地拡大支援事業補助金を活用して、平成25年度より品目を絞って市独自のかさ上げを行い、事

業費の2分の1を助成するという事業に取り組んでおり、現在畜産部門でも対応できないか協議しているところであります。

次に、市役所内を全面禁煙するのか、分煙対策を施すのかにつきましては、社会的にも受動喫煙をどうするのかというのが問題になっているところでもありますので、年明けに開催した新庄市安全衛生委員会で討議したところ、産業医の内科の先生からは禁煙治療の実態などを含め医学的見地からの御意見をいただき、分煙を進めていく上でどうするかなど議論をしたところでもあります。それぞれの立場からいろいろな意見が出たところでもあり、来年度中には委員会で一定の方向性を出したいと確認したところでもあります。

次に、下水道事業計画案の公告縦覧など法的な手続外の一般的な周知といたしましては、市のホームページに掲載したこと、また市民が計画区域拡大で一番密接な関係があると考えられる浄化槽設置業者に対して、計画区域の拡大、翌年度の供用開始区域並びに工事予定箇所を周知しております。

また、各年度当初の工事予定箇所につきましては市のホームページに掲載するとともに、着工前に地元説明会を実施しております。

複数年の事業年次計画については、早目の周知は難しいところもありますが、ホームページや市報等を利用し、計画区域や供用開始区域などを掲載していくことで事業の進捗状況を住民の方々に周知したいと考えております。

次に、新たな農業政策についてであります。初めの産地交付金の支援要件となる水田フル活用ビジョンについてであります。

国は、新たな農政、4つの改革を打ち出しました。改革の一つ、経営所得安定対策の見直しでは、農業経営の収入確保を図るため、産地の創意工夫を生かして、需要に応じた水田農業が展開できるよう、市町村段階での作物振興の設

計画となる水田フル活用ビジョンを作成することとなります。ビジョンの作成は、水田活用の直接支払交付金や産地交付金による支援の要件とされたところであります。現在、策定基準様式等についてイメージとしては伺っているところでありますが、今後決定されれば国から県を通し改めて示されます。

重立った内容を申し上げますと、まず作物ごとの作付現状や課題を整理した上で、非主食用米など作物ごとの作付予定面積や生産量、それらの生産拡大に向けての販売先との連携、活用施策などを3年後を目標年次として策定することとなっております。また、産地交付金の活用方針や支援対象とする品目、具体的な使途、支援単価等も示すこととなっております。

市町村段階でのビジョン策定に先立ち、山形県としての今後の水田農業の活性化に向けてその基本的方向を定めた山形県水田農業活性化基本方針の案が先週公表され、3月末をめどに決定される予定とのことでございます。

本市といたしましては、県の方針決定を待たず、この県の方針案を踏まえ新庄市としての方針の検討に入りたいと考えております。今回の農政改革は半世紀近く行われてきた政策の根本的な見直しであり、検討作業につきましては関係農業団体等の御意見やお考えを賜り進めてまいりたいと考えており、現在その調整を行っているところであります。

新庄市水田フル活用ビジョンは、最終的には新庄市農業再生協議会での決定を受けて策定し、5月31日まで県を通して国に提出する予定となっております。

次に、飼料用米や米粉用米の非主食米についての市の考え方でありますが、飼料用米、米粉用米についてはこれまで面積払いで10アール当たり8万円が交付されておりましたが、生産者のインセンティブを高めるため収量に応じた単価設定の上、数量払いとなりましたことについ

てお答えいたします。

さきに、山形県のプロジェクトチームが今回の改革による県内農家への影響を試算した結果が示されましたが、その試算の根拠となる飼料用米の10アール当たりの単価設定は最高額の10万5,000円を採用しており、ちまたではこの10万5,000円という金額だけがひとり歩きしているようであり、この件についてはこれまでの農政改革説明会や先週市内4地区で実施いたしました説明会においても丁寧な説明に心がけたところでございます。

飼料用米を例にとりますと、多収性品種の種子確保、栽培段階から出荷までの生産コストや労力、出荷にかかわるまでの保管や流通ルート、需要者の確保、ひいては取引価格は農家の生産意欲をも損なうほどの低価格であることなどの理由から、今年産につきましては積極的に農家を誘導する状況ではないと感じているところでございます。

しかし、今後は米の直接支払交付金の削減や5年後の行政による米の生産数量目標の配分廃止に向け、収入確保の面からもこの制度の課題解決を注視しながら時期を見て進めてまいりたいと考えております。

次に、本市振興作物についてでございますが、今年度におきましては議員の御説明のとおり54種類の作物を対象として件数にして500件、交付総額7,650万円ほどを産地資金として交付し、産地化の推進を図ってきたところでございます。54種類の中でも、特に産地化を強化してまいりたいと考えているニラ、ネギ、タラノメ、アスパラガス、里芋など、21種類の作物につきましては、交付単価を他作物の2倍以上の10アール当たり2万8,000円に設定し交付推進してきたものであります。確かに、その中には取り組み件数の極めて少ないものもあり、産地化を目指すことを目的にするには、もう一度精査する必要があると思われる作物もうかがわれます。

さきにお答えいたしました水田フル活用ビジョンの策定にもかかわりますが、今後は地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、今後特に力を注いでいく振興作物の確認と安定生産に向けた取り組みについて生産者や農業関係団体等と協議して進めてまいりたいと考えております。

なお、新たな政策では産地交付金と名称が変わりますが、飼料用米や米粉用米の多収性品種への取り組みや加工用米の複数年契約の取り組みには追加交付もありますので、総合的にこれらの支援を有効に活用し、産地創造につなげていきたいと考えております。

複合経営体への御質問であります、複合的営農形態を取り入れた家族農業についてでございますが、国の農業政策は大局的に見れば農業機械等の効率的な活用によるコスト削減、諸外国に負けない体制づくりの見地から農地利用の集約化を図りながら大規模化と法人化への移行が誘導されていると感じております。

大規模化を目指すにしても、現行の経営規模を基礎として拡大するわけでございますが、そのもととなる規模はおおむね4から5ヘクタール以上と考えた場合に、新庄市の農業経営体のうち約8割がいわゆる中小規模経営体でございます。特に、この規模の経営体においては後継者等の担い手不足が生じていることは御承知のとおりだと思います。

そういった方々が今後のそれぞれの農業経営を考えた場合、選択肢として作業を委託する、権利を移動する権利移動についても大規模化を目指すほうへの集約化に協力する、そして中間管理機構に委ねるなどが考えられます。

一方で、家族内での労力を期待できる経営体についてはさまざまな複合形態を選択し、土地利用型にとらわれず他産業並みあるいは他産業従事以上に所得を上げている優良な経営体は本市の農業者にも多数いらっしゃいます。これら

の経営体は本市農業振興に大きく寄与されており、今後も活躍を期待申し上げることはもとよりでございますが、例えとして、本市の農業振興地域整備計画にも19の個人経営体の営農類型、2つの組織形態の営農類型を示しておりますが、やりがいと魅力のある農業経営を実現し得る経営体として育成してまいりたいと考えております。

本市の農業は大規模化や組織化を目指す経営体、さまざまな形態を取り入れ家族内労働で担う複合経営体を車の両輪と考えており、一方で経営縮小等を考える農業者にはより有利な条件での権利移動などが可能な制度の活用を誘導し、促進していくことも必要ではないかと考えております。加えて、両輪の農業経営体が6次産業化などの取り組みにより雇用創出をも生み出し、地域の就業の場としての受け皿となるよう推進したいと考えております。

最後に、消防団組織の充実についての御質問ですが、御承知のとおり、国では平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を制定し、消防団の強化、地域における防災体制の強化の2つを基本的施策とし、地域防災力の強化を図るとしております。特に、消防団につきましては、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在とし、消防団への加入促進、地方公務員の入団促進、消防団員の処遇や装備の改善等を図ることで、消防団の強化をより一層推進することとしております。

本市におきましても、この法律の施行を機に、消防団の安全装備の充実を初め、災害活動に必要な資機材等の計画的な更新を進めながら、消防団員の加入促進に取り組むとともに、市職員の消防団への加入を促進していく所存であります。

本市の消防団員数につきましては、2月末現在で1,137名、うち市職員については20名が加

入し、処遇に関しては他の消防団員と同等の取り扱いがなされております。ここ数年の傾向を見ますと、平成23年度で1,150名、平成24年度で1,144名と若干ではありますが年々減少傾向にあります。少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化により、地域における防災力の担い手を確保することが困難となっており、こうした現状を踏まえれば議員御指摘のとおり市役所職員が消防団に加入し活動することは、防災はもちろん地域住民に密着したまちづくりの観点からも大切なことと捉えております。

このため、新規採用職員の採用前の研修では消防団員の消火活動や山岳遭難での対応などの事例を紹介し、消防団が果たしている役割について説明しております。また、採用後の初任者研修では、災害時の対応など公務員としての自覚はもちろん地元消防団へ加入することで市民の一員として地域貢献することの大切さを伝えておりますので、今後も消防団に対する理解を深めながら職員の防災意識を高め、入団の促進につなげてまいりたいと考えております。

また、退職した消防団員等には予備消防団員としての活動を呼びかけ、災害発生時における日中等の団員不在時を補い、災害時の初動体制につなげるとともに地域の自主防災活動への協力など地域の防災力の確保に努めたいと考えております。

次に、消防団員の処遇及び装備の改善についての御質問であります。本市の消防団員には報酬のほか、出場、訓練、警戒手当を年額で支給しております。新庄最上地区の町村と比較しますと、若干額低い状況でございます。平成9年度以降改定しておりませんので、さきに御説明申し上げました法律の趣旨や他市町村の動向、消防委員会の御意見等踏まえながら処遇の改善を図ってまいりたいと考えております。

また、消防団の装備の改善点につきましては、消防団の活動の核となる小型動力ポンプや積載

車等は常に良好な状態を維持する必要がありますが、特に動力ポンプは地元消防団の負担が大きいため、経年により性能が低下しても思うように更新できないという現状がございます。しかし、これにより、消防団活動に支障が出るという事態は絶対に避けなければならないものと考えます。

新庄市が配備している積載車等の消防資機材に加えて、今後小型動力ポンプにつきましても整備することが必要と考え、経過年数の古いものから順次計画的に更新を行っていく考えであります。さらに、装備品の不十分な点につきましては消防団や消防委員会の意見を聞きながら改善してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 本当に私の一般質問に理解を示してくれまして本当にありがとうございます。

それでは、順序は逆になりますけれども、消防団から再質問をさせていただきます。

市職員の消防団の加入、そして装備に関して、市長は大変消防団に対して理解を示しているわけでございますけれども、実はこれは先ほど壇上でお話ししましたけれども、市内に約247カ所の消防法に関する、防災に関する貯水槽があるわけです。これを装備に関して見るか私は判断できないんですけれども、それを年々スラブとか、上にスラブをかけたりして整備をされてきております。しかし、この中にもまだまだ電柱で金網を張ったり、水を確保するために流水を利用した貯水槽が数あります。そうした場合、上にスラブかけた場合、やはりつくったものですから、そこにたまっている用水が漏れているかどうかとも状態がわからないわけです。また、流水による水の確保ですから土砂等も大

変たまっていると聞いております。やはり、そういう点検もある程度、17分団、団長以下17名の分団長がいるわけですから、最高幹部を通じて定期的な検査をするようにという指示をお願いするものであります。

次の2番目の新たな農業経営についての再質問をさせていただきます。

本市農業の基本となる方向性を定める水田フル活用ビジョン案がまだいまだにできていないという答弁であります。それは、国県と上位団体の名前を出されて市長は答弁なさいましたけれども、しかしもう既に県からこのような水田フル活用ビジョンをつくるために参考としてイメージ図の資料が渡されております。これは先ほど私も壇上から言いましたけれども、今後の取り組み方、3年間のやり方、いろいろなこれに沿ってやってくださいよと、あくまでも国から来た場合、県から来た場合、事前に腹案として作成してくださいよと私は聞いております。その点についてどう考えておるかお聞きします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 防火貯水槽のスラブを打ったもの、あるいは金網のものの維持管理ということでございます。

現在、防火貯水槽、金網でしたものについては消防団で春、秋、それから春季消防演習等の機会を捉えて点検をお願いしていただいておりますが、今後ともさらに市民の安心安全の負託に応えるように点検をお願いするようにして管理してまいりたいと思います。よろしく願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 水田フル活用ビジョン案につきましては確かに今議員御指摘のように県からイメージ図が示されてございまして、市長答弁では5月31日まで国に提出する要件があるとい

う答弁をさせていただきました。

しかしながら、やはり一日も早くビジョンを示して農業者の導く方向性を示す必要があるということで、特にこれは産地交付金の支払い要件にもなるということでございますので、今月下旬に農業関係団体の集まりをしまして、今後の農政に関する意見交換会を行います。この中で、今後の新庄市の水田農業ビジョンをどう持っていくかという話をしながら、まだ案の段階でございますが県が示した山形県水田農業活性化基本方針案、これにも呼応しながらできるだけ早目に作成していきたいと考えてございます。以上です。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 本当に残念です、これ。40年ぶりの本当に大きな農業改革なんですよ。県でもってなぜ早くこのようなイメージをつくってくださいよという参考資料を、恐らく県下の町村に渡したと思います。やはり、あのようなスタッフがいるとすれば農業団体と連携をとりながら腹案というものをつくっておくことが、私は行政ではないかと思います。だから、市の市長さんが再生協議会の会長になっていますよね。5月ではもう遅いんですよ、これ。

このイメージ図に沿って酒田市再生協議会では1月の段階で案としてつくって出していますよね。そして、その案には括弧書きがあって国の動向により見直しされますよという1項目あってやっています。

前もって来ていたならばつくるのが普通じゃないですか。本当に40年ぶりの新庄市の基幹産業である農業の大転換なんですよ、これ。それは、行政だけではできないかもしれませんけれども、腹案というものを内部で調整してつくっていったって、県から国から来てもいいように準備しておくのが私は原課であると思うんですけれども、それはどうですか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 御指摘もつともであると思います。

やはり、この水田フル活用ビジョンにつきましては4割の転作をどう誘導していくかということでございますので、これは大変重要なことであるかと考えております。

しかしながら、やはり詳細にわたる戦略作物の品目に国から示す品目であるとか単価であるとか、産地交付金にくらがえになるソバについてはどういうふうに取り扱うのかと、非常に不安材料がございまして、なかなか数字的なものが押さえ切れない分が多々ございました。ある程度の骨子が出てきておりますので、来月4月20日過ぎに予定しております新庄農業再生協議会、こちらで決定をしてできるだけ早期にお示ししていきたいと考えております。以上です。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 作成していないとすれば、早急に農業団体と連絡をとりながら今後の新庄の農業のあり方、基本政策というものを数字で、数字ですよ、あらわしてほしいと思います。

ここにもう、酒田市あるんですよ。これまるきりイメージ図に数字を入れただけなんです。あと、取り組み方針とか、酒田は新庄と違って養豚が盛んな地域ですから、飼料用米の取り組みを完全に面積的に3年後と面積拡大になっております。

やはりその地域の特色を生かした案というものを前もって、つくっていないとすればしょうがないですけども、早目に農業団体等と連絡とり合って、つくってくれることが一番末端にいる農家への安心感につながると思いますので、まずよろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほど新庄もがみ農協の園芸作物の4

品目が山形県内の環境でそのうち4つが山形県一に販売額がなっていると、私は言いました。

しかし、そこには旧萩野農協の組合員と旧昭和農協の組合員、新庄市民ですね。だとすれば、新庄市としても、新庄市農協もあるんですけども、農家のためにもさらなる園芸作物、そういうものの新たな産地づくりを私はすべきと思いますけれども、それには課長もわかりますとおり、平成23年5月、最上広域農業振興計画が作成されました。これによりますと、市町村別主要品目の生産計画が載っています。これには販売計画がうたわれております。

これによりますと、平成21年を基準年次として平成24年を見直し限度、そして平成31年を目標年次としているんですけども、平成21年が基準年次とすれば、あれから22、23、24まで3年間の、新庄市の農業生産額、園芸、畜産、この3つの販売額をどのような推移をしているか。わかっていれば、全て言えば時間もありませんので直近の平成24年度の農業販売額、野菜園芸の販売額、畜産の販売額、これ、平成21年の基準時と比較してどのような検証をなされているか、お聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 農林水産統計については5年に一遍ということで、ただいま議員御指摘のあった平成21年というのは多分2010年農林業センサスの数字ということで、これは私どもも押さえておるわけでございまして、次期の調査が平成27年2月1日が基準となっております。そのようなことで、農林水産統計の数字は5年に一遍ということになってございますが、我々が捕捉している数字というものはあくまでもかさ上げ補助しているような品目に限ってピンポイントで集計はしてございますが、全部を網羅したような調査はしてございません。そのようなことで今後新庄市農業全体の把握という意味では、

やはりＪＡ等の系統出荷額とか生産量を捕捉しながら、特にその品目に絞ったものについては毎年定時的に捕捉していきたいということを考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

１０番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

１０番（小野周一議員） 課長、私さっき言ひましたよね。余りにも危機感が薄れているんじゃないかと。これは完全にありませんよ、危機感が。ということはこのしおりを見ますと平成21年のあるいは課長の言つたのとは違つて、平成21年の数字は各市町村への調査により集計とあります。

また、この間県の農業振興課に行きました。これが平成22年の資料です。平成22年から23年まで。これによりまして各市町村への聞き取り調査による集計と書かれております。農業全体、米、畜産、野菜、花卉、果実。どうして原課の農林課の方々が農業団体に行つて１年間過ぎた後に昨年額の販売額どうでしたと、やはり数字をどうして統計的にまとめて我々議会なり各関係機関に渡すことができないのかということなんです。

そうすれば、特にさっき課長さんが言ひましたけれども、昨年度全体に２分の１のかさ上げもしてきましたね。確かに、園芸部門は販売額がふえております。でも、反面たった１年のデータなんですけれども、新庄の場合は畜産は減少しております。逆に、力を入れている真室川は逆に年間、平成21年から22年度なんですけれども、１億円の増の販売額を記載しております。やはり、せっかく市税を使つての予算とったり、何を使つたり、やっているわけですから、数字が一番正直じゃないのかなと思うんです。やはり、県国がしていないなら、市独自のこの新庄市の農業関係の数字の統計をお願いするものであります。どうですか。課長。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 補助事業も含めまして、今後ＪＡ等の聞き取りを定時に行ひ、毎年集計してその動向を把握したいと思ひます。よろしくお願ひします。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後１時５０分 休憩

午後２時００分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤悦子君。

（１番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

１ 番（佐藤悦子議員） 日本共産党の佐藤悦子です。消費税増税、社会保障の負担増、戦争する日本へ向けようと暴走している国の悪政から住民の防波堤としての自治体をどうつくっていくのか。私なりの提案をさせていただきます。

最初に、消防団の待遇改善について伺ひます。

消防団はボランティアで震災や火災で真っ先にはせ参じて働いております。市内で出火があり、家族が助けを求めたとき、たまたま自宅にいた消防団員が直ちにポンプ車を動かして小さいうちに消すことができたとのことで、常備消防が来たのがその後だったという話がありました。消防団員の活動の重要性を改めて痛感しました。市の条例では、1,194人の定数です。現在は1,137人とのこと。市職員も20名消防団員に勧められて入っている方もいるとのことです。

実際に災害が起きたときには市職員としての仕事で最優先だと思います。そういう意味で、

今消防団員の確保は難しくなっています。

国は、消防団員 1 人に年額 3 万 6,500 円の報酬を支払うことを前提に交付税を配付しているとのことでした。しかし、実際の支給額は全国平均で 2 万 5,064 円にとどまっています。昨年 12 月に団員の待遇改善を義務づける新法が成立しました。当市の一般団員の手当は年 1 万 6,000 円です。待遇改善で団員数の減少に歯止めをかけられないでしょうか。

また、消防団の装備基準の改正で当市に必要なとされるものについてどう対応する予定なのかお聞かせください。

それから、冬の訓練では防寒着が必要ではないかと私は思います。防寒着、防寒服を着ておられる方もいましたが、多くが制服のみでした。見学者である私たちは防寒着を着られました。消防団員の健康保持のために、風邪など引かないようにするために、防寒着などの着用を冬の出初め式などでは義務づけてもいいのではなかと思いますが、いかがでしょうか。

2 番目の質問として、子供の医療費無料化の対象年齢の引き上げについて伺います。

県内の状況ですが、ちょっと小さくて見づらいかもしれませんが、おおむね大きくこのようになっておりまして、中 3 までの医療費完全無料化と書いてあるのが全部で今、来年の予算も含めて 24 自治体にまで広がっています。完全無料化です。その中で新庄市が小 3 までということで一部負担ありということになっています。子育て支援の立場から新庄市でも対象年齢の引き上げを図るべきではないかということを伺います。

3 番目に、子ども・子育て支援新制度の問題点についての見解と対応を伺います。

消費税増税法とともに成立した子ども・子育て関連法が 2015 年 4 月からの施行の予定です。現在は施設補助方式、自治体の責任による入所、利用の仕組みです。新しい制度では、利用者補

助方式ということで給付金方式とも言われ、利用者にお金が配られるのかなと思われる内容です。そして、直接契約方式ということで、保護者の自己責任による利用になるという仕組みに変わります。使う目的のはっきりした補助金を廃止して、使う目的制限なしの給付金方式になります。認定子ども園、幼稚園、保育園は教育・保育施設になります。子ども・子育て支援新制度の問題点について述べてみたいと思います。

1 つは、保育所を利用する保育の必要量の支給認定を受けなければならないのではないかとことです。支給認定によって長時間区分と短時間区分に振り分けされます。両者が混在しますと年齢に応じた保育実践、今やっておりますが、これが困難になることが心配されます。短時間区分の子供が多くなってまいりますと施設の減収となり、経営難や労働条件の悪化が心配されます。保育必要量と認定された部分を超えた保育時間が出れば全額その分は保護者の自己負担になるとされています。

2 つ目は保育所・認定子ども園のほかに、基準の低い地域型保育事業というのが認められ、同じ市民の子供なのに保育水準の格差が心配されるのではないかとことです。

また、保育所整備の補助金制度が廃止されたと思われます。保育所の新設や改築が不可能になったのではないかとことです。それは、児童福祉法の 56 条の児童福祉施設の新設、改築への補助の内容が児童福祉施設、ここに括弧がつきまして（保育所を除く）と改定されたからです。

4 つ目に、子ども・子育て支援では、待機児童対策の限界があると思われます。市として独自に保育所の整備促進が必要と思いますが、いかがお考えなのかお聞かせください。

4 番目に、いじめ問題について伺いたいと思います。

学校におけるいじめの問題に社会の関心が高まっています。家庭と並び安心であるべき学校で子供たちが安心して安全に生活できないのは深刻な問題です。遊びやゲームを装う人間関係の中で苦痛や不快感から逃れることができず、屈辱的な自分の状況を家族にも言えないまま自尊心がえぐられていく子供の存在があることは、痛ましさをきわめるものだと思います。いじめ問題の解決が今、危急の課題であることは多くの皆さんが感じているところとなっています。

そこで①として、子供がいじめに走る原因についてどう見ておられるのかお聞きします。また、子供がいじめに走る原因を取り除くためにどのような施策を講じているのかお聞きします。

もう一つは、いじめ防止対策推進法でいじめ問題の改善は図られるのかお聞きします。

いじめ防止対策推進法は、いじめ禁止を法律化し、道徳教育を強化し、加害者に懲戒や出席停止など徹底的な管理、罰則化で取り締まろうとしています。子供たちは成長発達の過程でさまざまなゆがみや苦しみ、不安を背負い、失敗や過ちを犯すことがあります。それを法律で禁止して、取り締まろうとすることは子供たち一人一人を傷つけ人間関係を壊し、かえって問題の解決を難しくしてしまいかねません。

道徳教育の強化は、実際にいじめ死事件が起きたところでも道徳指定校などをやってきており、一生懸命道徳教育をやってきた学校にもかかわらずいじめ死が起きてしまっていると聞いております。そういう意味では、これではいじめ対策に防止対策推進にならないのではないかと私は思います。今後の自治体の方針をつくる、また学校の方針をつくる上で市の考えを伺いたいと思います。

以上、壇上から質問をこれで終わります。よろしくお祈いします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、消防団員の待遇の改善であります、団員数の減少に歯どめをかけられないかという御質問でございますが、小野議員に御答弁申し上げましたとおり消防団員の処遇の改善や消防団の装備の改善を図り、加入促進を図ることで消防団の強化につなげていきたいと考えております。

また、団員報酬に係る地方交付税につきましては団員1人に年額3万6,500円交付されていくことでありますが、この額は各自治体の交付税を算定する単位費用の額であり、それに各自治体の人口や税率等に応じて、各自治体の消防費にかかわる報酬等が積算されるものでありますので、報酬に関しては各自治体によって隔たりがございます。御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、消防団の装備基準の御質問でございますが、佐藤議員の御質問にありましたように、このたび消防団の装備の基準が改正されましたので、消防団と協議しながらまずは安全確保のための装備とされているものから順次整備していくことで充実を図ってまいりたいと考えております。そのため、防寒着につきましてもその必要性和優先順位等を勘案しながら装備を図っていく考えでありますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、子供の医療費無料化については昨日小関議員の質問の中でも答弁させていただきましたが、本市の子育て支援の取り組みについては子育て支援医療費助成事業のほかに、認可外保育施設支援事業や第3子以降の児童の保育料免除事業、またわらすこ広場管理運営事業等、他市町村で実施していない支援施策も展開しているところであります。

子育て支援医療費助成事業については、安心

して子育てできる環境整備を図る上でも重要な有効な施策の支援策の一つと考えておりますが、質問にある対象年齢の引き上げについては、今後の県の動向を注視するとともに本市が行う他の子育て支援施策とのバランスを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

次に、子ども・子育て支援新制度につきましては幼児期の教育、保育、地域の子供・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、今までの縦割り行政を見直しした省庁を超えた横断的な支援により幼児教育、保育、子育て支援の質・量ともに充実させるものであり、平成27年4月からスタートいたします。

現在、国において新制度の対象となる施設の認可基準や支給認定基準等について検討されており、今年度末に政省令で示される予定となっております。

まず、1つ目の質問についてですが、新制度では保育所に限らず幼稚園・認可外保育施設等に入所入園を希望される場合はまず市に対して申請していただき、保育の必要性の認定を受け、その後認定結果に応じて希望する施設を選択していただくことになります。保育の必要量の認定では、利用時間の区分も細切れではなく長時間短時間の大きくくりなものとし、延長保育も従来と同様に実施され、利用者負担については現行制度の水準を基本として所得階層区分ごと、利用時間の長短の区分ごとに定額応能の負担を設定することを基本としていますので、全額自己負担にはなりません。また、支給認定による区分では、その児童一人一人に合った幼児教育、保育を保障するもので、年齢による保育の不公平や労働条件への影響はないものと考えております。

2つ目の地域型保育事業の認可基準については、まだ具体的な制度設計等を国から示されておりませんが、現行の幼保連携型認定子ども園の基準を基礎として定めることにしており、質

を低下させるようなものとはなりません。特に、職員配置基準など教育保育の質の基準の確保、向上の観点から基準の引き上げを検討することとしております。

3つ目の保育所整備の補助金については、新制度の中でも施設整備費、運営費ともに財源が確保されており、また新制度移行に向けた平成26年度予算においても保育所等緊急整備事業など安心こども基金での財源が確保されております。

4つ目の質問については、近年の核家族化や共働き世帯の増加に伴い、3歳未満児の入所申し込みが増加傾向にあり、待機児童解消に向け施設間での調整に苦慮しているところであります。今後、新制度に向け幼稚園の認定子ども園への移行や認可外保育施設の認可への移行といった新たな動きが考えられることから、公立保育所が担う役割や近年の少子の動向などを考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

昨年10月には新庄市子ども・子育て会議を立ち上げ現在の新制度に係る事業計画の策定を進めているところであり、また12月には就学前児童、小学生の保護者2,000名を対象としたニーズ調査を実施しており、それらニーズを反映させた事業計画を策定したいと考えております。

以下の質問の答弁については教育長にさせますのでよろしくお願いします。壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私からいじめ問題についてお答え申し上げます。

子供がいじめに走る原因は何かということでもありますけれども、文部科学省「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」資料によりますと、いじめの原因と背景について児童生徒自身に起因すること、家庭に起因すること、学校に起因することの大きく3項目を挙げてお

ります。

児童生徒に起因することについては、思いやりの欠如、社会性の不足、欲求不満に耐える力の不足、進学をめぐる過度な競争意識、将来の目標の喪失などが挙げられています。家庭に起因することとしては、核家族などの増加による人間関係形成力の未熟さ、親の価値観の多様化による協調性や思いやりの欠如、規範意識の欠如などが挙げられております。学校に起因することとして、教師のいじめに対する認識不足、教師の多忙化による互いの交流不足などが挙げられています。

実際のいじめが発生してしまう背景については、このような原因以外の理由も含め、ケースごとにいろいろな要因が複雑に絡み合って出現してしまうのが現実であると思われ、原因を取り除くことは学校だけの努力では難しいものがあります。

しかし、新庄市ではいじめの発生を未然に防ぐために市として次のような対策や事業に力を入れているところです。

第1には、命の尊厳を根底に据えた心の教育の充実です。平成5年以来、これを最重点に全教育活動において市内全小中学校がこれを推進してきております。これはいじめなどの問題行動の未然防止だけでなく、これからの変化の激しい社会を生き抜いていくに当たって自分や他の人の命や存在そのものを大切に思う豊かな心の育成が欠かせないという考えからスタートしたものでした。以来、この基本的な考え方に沿って道徳教育や特別活動、そしてその他の全教育活動の中で豊かな心を育てることに長期的に取り組んできています。

加えて、小中一貫教育の実践の中で、小学校と中学校の教員が目指す姿を共有化し、子供一人一人を大切に、9年間を見通した学習指導と生徒指導を推進しながら豊かな心を持った児童生徒の育成に努めています。学校間の異学年

交流や行事交流、そして地域との交流を通して自尊感情を持ち、互いを大切に思う豊かな人間関係を形成する力を育てています。

2つ目は、生徒指導の目的であるところの子供の自己指導能力の育成の取り組みであります。この自己指導能力とは自分も相手の存在も大切に判断と行動ができる能力ですが、新庄市ではこのような能力を育むことを大切に、いわば育てる生徒指導を小中学校の9年間で推進していこうとしています。

3つ目は、支え学び合う授業の推進であります。学校で一番多くの時間を占める授業が、子供にとって楽しく互いに支え合う学び合いの授業になっているか、教師が常に自分の授業実践を振り返りながら、授業づくりに取り組むよう学校指導しているところです。子供が感じるストレスの最大は友人関係にかかわることであると言われますが、学校で友達と過ごす時間が一番長い授業がストレスの場にならないようにするためにも、学び合いの授業に取り組んでいるところです。

4つ目は、教師の子供と向き合う時間の創出についてですが、県教育委員会の教師のゆとり創造の取り組み指針のもと、学校現場における教師と子供が向き合う教育を推進しております。新庄市教育委員会でもこれを支えるため、教育委員会訪問や市校長会での指導による管理職の学校マネジメント力の強化、個別学習指導員や図書館支援としての地域コーディネーターの配置による人的環境整備、市教育研究所の授業づくり研究会などの各種講座運営や要請訪問指導による教員の資質能力の向上を図る支援、校務用パソコン1人1台配備による事務処理の効率化など行っております。

5つ目は、いじめのない学校づくりなどの国県事業を活用しながら、家庭との連携対応の部分で子供についての情報を学校と家庭が共有しながら家庭での規範意識を含めた心の成長を促

す家庭教育の充実を図るようにしているところ
であります。

最後に、いじめ防止対策推進法でいじめの問
題の改善は図られるかという御質問に対してお
答えいたします。

昨年9月のいじめ防止対策推進法の施行に伴
い、各学校では学校いじめ防止基本方針と学校
いじめ防止等対策組織を必ず設けることとなっ
ております。新庄市では、推進法の趣旨にのっ
とって基本的な考え方や組織について、山形県
同様条例で位置づけようと準備を進めていると
ころであります。その基本的な考え方に立つ市
いじめ防止基本方針は、いじめを発見する手だ
てや教師のいじめに気づく感性、いじめが発生
してしまった後の心に寄り添いながらの毅然と
した対応の必要性はもちろん、自尊感情を持ち
相手を思いやり、自他を大切に判断や行動が
できる子供を育てる、いわゆる心の教育を中
核にして策定しようとしているところでありま
す。

このように、国のいじめ防止対策推進法とと
もに、これと整合性を図りながら市や学校でも
その実情を踏まえたいじめ対応の基本方針や対
策組織の設置をもとに心を育てる教育活動にさ
らに継続して取り組むことは、必ずやいじめの
未然防止や適切な対応につながり、成果が期待
できるものであると捉えています。

また、新庄市では、いじめの未然防止の取り
組みを大前提にしながら、いじめが発生した場
合こそ、その後の適切な対応が大事であるとい
うスタンスで学校を指導してきているというと
ころであります。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

最初に消防団の処遇の改善についてですが、
先ほどのお答えによりますと交付税というのは

人口などによっていろいろ自治体で変わって
くるんだと、積算内容が変わってくるんだとい
う話で、これは新聞報道で3万何がしと出てい
ましたが、そのまま新庄市の報酬につながるわ
けでないんだという話だったと思います。

それについてですけれども、総務省は消防団
の人員確保の重要性からこのたび3万6,500円
保障すべきだと発表しているわけです。それが
交付されている内容と実際に新庄市に
来るお金とかなり差があるという矛盾があるた
めに、どうしても即大きく上げるという話にな
らないわけなんです。国では、総務省では人
員確保の重要性から報酬を上げて出すべきだ
と言っているわけですから、言っていることと
実際出しているお金のあり方と違いがある、
矛盾がある、そこを改善させる必要があるの
ではないかと思うのですが、いかがですか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 国の方針による消防団員宛
ての手当についてという御質問でございます
が、議員がおっしゃったとおりでございます。
施策としては基準団体として10万人規模、
10万人規模に相当する消防団員を一つの目
安、536人の消防団というカウントがあるよ
うでございます。

新庄市の場合ですと、3万8,000何がし
それについての消防団員が定員で1,194名
の消防団員ということで、その基準に丸々
当てはまるということではないようございま
す。数字から見ますと、人口が約3分の1
強ぐらいで団員が2倍近い数ということに
なりますので、先ほど市長からありましたよ
うに自治体の中でそれぞれの積算の内容は違
うということもありますので、機会を捉えて
改善できるという要綱があればそれは改善
していただきたいという願いをするわけ
でございますけれども、交付税の中身につ
いて要望というのは私どもではなかなか進
達するところがございますので、その辺は御

理解をいただきたいと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。よろしくをお願いします。

それでは、次に子供医療費無料化の対象年齢の引き上げについてです。市長の答弁としては新庄市ではほかの市町村にないことをやっていると。医療費の引き上げについてはそれらとのバランスも考えながら考えたいということでありました。

県では今度の7月から小学校3年まで通院無料化へ補助を出すということです。今まで小3まで当市として独自で補助を出していたんですが、県から補助が出ますとその分1,000万円の余裕が出ると昨日の答弁でもございました。

県内で子供の医療費無料化が小3までというのは本当に、まさに、これまたもう1回見ていただきますが、赤いところが新庄市でありまして、小3までというのは新庄市なんですけれども、あとは全部、ほとんど多くが中3まで、小3までというのは一切ありません。

そういうことで、決算状況を見ても新庄市はおかげさまで県内35市町村中下から8番目にまで改善されました。関係各位の御努力があつてのことだと思います。当市より厳しい数字の自治体であっても子供の医療費無料化で頑張っています。市長のお考えをお聞きます。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 子育て支援医療の件でございます。

佐藤議員、お話があつたとおり、確かに県で今回の予算ですが、7月から小学校3年生までの通院についても補助対象としたいということで予算計上しているということでもあります。実

際問題といたしまして、特に転入者の子育て世代の方なんですけれども、その方々からほかの市町村と比べてちょっと劣るのではないかという声が多いことも確かであります。

市長の答弁にありましたけれども、市の独自事業としてそれ以外のいろいろな独自施策をやっているということもございます。また、考え方としまして医療につきましては居住地にかかわらずどこでも同じような支援が受けられるというのが本来のあるべき姿ではないのかということもございまして、国への制度創設ですとか財政支援につきまして東北市長会等で要望しているところもございます。

新庄市といたしましては、子育て支援医療の拡充も含めまして限られた財源の中ではありますが、市として何を優先的に進めていくべきかということを経営判断してまいりたいと考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

対象年齢の低さとともに、これをまた見ていただきますけれども、見えないかもしれませんが、大変失礼ですけれども、一部負担金です。窓口負担があるという点で他の自治体より新庄市はおくれています。

新庄市では所得税課税世帯は通院530円、入院1日当たり1,200円という負担があります。一方、県内ほかの自治体を見ますと完全無料化が圧倒的多数です。子供を扶養している人の控除がなくなりました。子供を持つ人が皆増税となっております。そういう意味でも助ける意味で完全無料化に進むことも重要ではないでしょうか。

一部負担金ありというのは新庄市を含めて5自治体のみです、県内で。30自治体は完全無料化です。一部負担はありません。本日の山新聞報道では鶴岡市が一部負担金なしへ、来年度へ予

算化とのことでした。一部負担金の問題についてもなくして、子育て支援ということで考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、これもどうでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 子育て支援医療、福祉医療につきましてはいわゆる窓口負担3割分の市町村が負担するという制度でございます。

佐藤議員おっしゃるとおり、新庄市を含めた数市町村でもって一部負担金をいただいているという状況がございます。3歳未満については全部無料ではございますが。

いわゆる対応適用年齢の引き上げと一部負担金の見直し、これをあわせて考えていくべきだろうとは考えてございます。ただ、その範囲とか時期につきましては今後検討させていただければと考えます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

次に、子ども・子育て支援新制度のことについてなんですが、先ほど財源、平成26年度の予算で保育所整備の補助金が財源が確保されているんだといういい話がありました。現在、3歳未満の子供の待機児童がふえているというの、本当にそうだと思うんです。そういう意味で認可外施設だったかもしれない。それを平成26年度で応援して財源をもらえるようにしたりしながら認可保育所に格上げして、子供たちによりよい保育を提供できるようにして待機児童だとならないように全ての子供が安全安心ないい保育を受けられるように応援していく、そういうことが必要かと思いますが、その考えがあるか、お願いします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 保育所の整備補助金についての御質問だと思いますが、保育所の整備補助につきましては民間の保育所もしくは保育所認可を受けたいという保育所に対する補助金でございます。今現在現行の制度でございますが、安心こども基金を活用したいいわゆる新制度に移行するを希望する施設、まだ認可外ではあるけれども、認可外保育所もしくは小規模保育施設と、そういったところに移行したいという希望があった場合に補助をするという制度でございます。

認可外保育施設の方々ともお話しする機会があるんですけれども、いわゆる認可化を目指す、目指したいという御希望のところ、それから小規模の保育施設に移行を考えていらっしゃる施設、またはこれまでの保育という自分の考え方、保育というところに対する理念を持ってこれまでどおり続けていかれたいという施設さんもございます。

そういった施設さん方の御希望に沿った格好で、認可に向かうもしくは小規模のほうに向かうという御決断をされた場合につきましては、行政といたしましてできる限り応援をしてまいりたいと考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうか、よろしくお願いします。保育所に入りたくても入れないという声が今年度もありました。やはり、子育て世代の収入減、これが働きながら安心して子育てできる場所とはということで、しかもできるだけ保育料が安いところと考えたときにやはり認可保育所となっていくようですので、児童福祉法も守られたようすし、市の責任で認可保育

所を希望なさっている方は入れるように、認可保育所として拡充できるようにしていただきたいというお願いです。

次に、いじめ問題についてです。

いじめの原因についての認識についてなんです。子供は社会を映す鏡と言われていて。子供の社会で起きていることは大人の社会でも起きていること、そう考えなければならないと思います。昨日ですけれども、公務員である警察の巡査部長が上司からパワハラ、いじめを受けて自殺に追い込まれたというニュース報道がありました。これもいじめなんだよと改めて思いました。虐待やドメスティック・バイオレンス、パワハラ、セクハラなど大人社会で起きているいじめと認識されると思います大人の3人に1人、若者では2人に1人と言われる非正規の雇用、ワーキングプアの存在は社会的いじめにほかならないのではないかと私は思います。

人間を使い捨てるブラック企業が存在などに対するいら立ちが弱者の弱点を攻撃してしまういじめの構造をつくっているのではないかと思います。

それに対して大人社会の認識として、人が安全安心に生活する権利を脅かされてはならない、どんな人でも全ての人が幸せになるのは自然なことと捉える人間観に裏づけられた権利の認識が必要ではないかと思うんです。教育においてそういった権利の認識をどう育てていくかということが重要な気がするんですが、これについてはどうでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 いじめの原因にかかわる御質問と考えてお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃるようにやはり社会的なところの背景ももちろんあると思います。そういうものも含めて、学校ではどういう指導をしてい

かなくちゃならないかということの問題になってくると思います。

いろいろ対応等考えております。心の教育ということも先ほど教育長も申しました。学校はそもそも安全安心、心の居どころのある場所ではないといけないと学校では考えております。そのためにもっと具体的に言うと、よくスクールカーストという言葉もあります。学校の中に人間としてランクがあるんでないかというところの問題もあると思います。そういうところのないようにお互いに、これも先ほど教育長がお話ししましたけれども、自分も大事だけれども、相手も大事だと、そういう考え方、判断ができるようなところの指導をしていくということを考えております。

そのためには事前に未然防止ということで心の教育を推進していく。そういう指導をしてもどうしてもいじめというのは出てきてしまうところがあれば、そこのところは心に寄り添った指導をしていく。そういう中でひょっとしてそういう相手も大事、自分も大事という考えに及ばない子供がいれば、そういう機会を捉えて指導していく、そういう二段構えで考えているところでございます。そういう指導の方法を市内の学校では全ての学校で進めているところです。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういはいじめなどがあつたときの学校の先生及び本人、子供たち、大変苦しい、どうやったらいいかってはつきりすばつとできる問題ではないということで、簡単ではないので、本当に苦しいし、その中の御努力には私は敬意を表したいと思います。いじめの、それは今おっしゃってくださった内容で基本的にはいいんだろうと思います。

いじめの原因のもう一つということでは、過度のストレスを与えている教育と社会にあるの

ではないかということで、教育の面で教育自体が競争的で管理的になっていることを考えなければならぬのではないかと思います。国内の調査で子供のストレスの最大の因子は勉強だと言われています。この間の学力テスト向上政策とテストばかり繰り返したり、授業時間を延ばすなども子供に強いストレスを与えているのではないかと思います。

実は、国連から日本の教育に対して指摘がされております。2010年6月国連・子どもの権利委員会最終報告所見で、高度の競争主義的な学校環境がいじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中退及び自殺の原因となることに懸念を示して、学校システム全体を見直すことということを日本政府に勧告しております。このことは御存じでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 申しわけありませんが、存じ上げておりません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 実は、なかなか宣伝されていない、故意にしていないのかもしれませんが、日本の教育が余りにも競争的であるということが子供の中で強いストレス、いら立ちとなっているのではないかと、そのことが国連から指摘されているということを知っていただきたいんです。

そういう意味で、それに対して教育行政として何ができるだろうかということで、先ほどさまざまな御努力の話がありました。私と共通してそうだと思うのが、教員の多忙化解消の問題だと思います。教員の月残業時間が全国ですけれども、91時間、月です。そういう調査がありました。過労死ぎりぎりで病気もふえて退職に追い込まれる方も出ています。そういう意味で、この対策をどのようにとろうと考えておら

れるのかをお願いします。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 教員の多忙化解消ということで、先ほど大きくは教育長から答弁申し上げたとおりでございます。委員会としては県のゆとり創造の指針に沿って学校を指導しております。学校とともにゆとりが幾らかでも出るようにということの取り組みをしております。

2つ目は、行政的なところの支援ということでこれは先ほど教育長が申し上げたとおりです。

ただ、時間のところなんです、先ほど議員お話ししてくださったようになかなか、毎年このゆとり創造の取り組みのところで県の調査が、11月第1週ということで1週間ほど調査があります。その1週間の時間外のところを4倍して毎月の、1月の時間外労働というところを報告しているんですが、ただ中学校なんかはその期間、本地区は修学旅行等入って普通の状況は反映していないんですが、1カ月のところで今年度ですと小学校で35時間弱、中学校が60時間ちょっととなります。100時間を超えると産業医の診断面接を受けるようにという指導がありますので、そこまでは行っていないんですが、なかなかこの時間というのは、平成18年度から調査しているところなんです減っていない状況があります。

学校では本当に自助努力とか会議の精選とか行事をいろいろあっちにやったりこっちにやったりということをしているんですが、なかなか劇的に3分の2になるとか半分になるということとはございません。となると制度的なところ、例えば教育長などが県の教育長会議等を通じて文科省に定数改善とかそういうところを要望しているんですが、そういうところの支援とか制度の改善がないとなかなか時間外のところを減らすというところはいかないのかなと最近では思っているところです。

でも、学校ではきちんとそこら辺の取り組みはしております。学校でも校長のほうで出勤退勤の時間の管理等でそこを、学校も管理職もそうですし、教員自身にそういうところの意識をさせていくというところ、そういう取り組みも含めて取り組んでいるところです。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) いじめゼロなどの数値目標はやめることはできないかお聞きします。また、いじめ問題の研修の指導はどうでしょうか。

高橋千春学校教育課長 議長、高橋千春。

小嶋富弥議長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 最初の質問だけ、いじめの数値目標というのは新庄市では立てておりません。教育長でいじめの数がふえたり減ったりというのは問題でないと。そもそも数が少ないというのはいじめをちゃんと見ていないんでないかと、そういう指導をしているところです。以上です。

小嶋富弥議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

午後2時52分 散会

散 会

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議をあす3月8日から3月18日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議をあす3月8日から3月18日まで休会し、3月19日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集お願い申し上げます。

平成26年3月定例会会議録（第4号）

平成26年3月19日 水曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	高 橋 則 雄	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	荒 澤 宏 二	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 享
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	伊 藤 洋 一	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	柿 崎 憲 一	学 校 教 育 課 長	高 橋 千 春
社 会 教 育 課 長	森 隆 志	神 室 荘 長	伊 藤 忠 志
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 查 務 局 長	富 樫 雄 二

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
農業委員会 星 川 豊

選挙管理委員会 武 田 清 治
農事業務局 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主 事 八 畝 貴 征

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 6 年 3 月 1 9 日 水曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

（予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第 3 1 号平成 2 6 年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第 3 2 号平成 2 6 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 3 3 号平成 2 6 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 3 4 号平成 2 6 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 3 5 号平成 2 6 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 6 号平成 2 6 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 3 7 号平成 2 6 年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 8 号平成 2 6 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 3 9 号平成 2 6 年度新庄市水道事業会計予算

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 0 議案第 1 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 1 1 議案第 2 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 3 号新庄市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 4 号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 6 号新庄市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 7 号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 8 号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 9 号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 0 号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 1 9 議案第 1 1 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 2 号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 3 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 請願第 1 号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についての請願
- 日程第 2 3 平成 2 5 年請願第 6 号新聞の軽減税率に関する請願書

(産業厚生常任委員長報告)

- 日程第 2 4 議案第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 1 4 号新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 1 5 号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 1 6 号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 1 7 号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 1 8 号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 1 9 号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 0 号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 1 号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 2 2 号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 2 3 号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 請願第 2 号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 3 6 議案第 4 0 号平成 2 5 年度新庄市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 3 7 議会案第 2 号消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出について
- 日程第 3 8 閉会中の継続調査申し出について

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

欠席通告者はありません。

なお、農業委員会会長星川 豊君より、午前中のみ欠席届け出が出ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

予算特別委員長報告

小嶋富弥議長 日程第1 議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算から日程第9 議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までの議案計9件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。
予算特別委員長佐藤卓也君。

（佐藤卓也予算特別委員長登壇）

佐藤卓也予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。それでは、御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算から議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までの計9件であります。予算特別委員会は3月12日、13日、14日の3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質

疑があり、活発な議論が交わされました。質疑終了後に、第7款第1項商工費等において修正動議が出され、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。その後、修正動議を除く原案について討論に入り、佐藤悦子委員及び小関 淳委員より反対の討論、高橋富美子委員より賛成の討論があり、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、質疑の後、佐藤悦子委員より反対の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算の2件につきましては、質疑を行いました。討論はなく、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算の2件につきましては、質疑、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算の2件につきましては、質疑を行いました。討論はなく、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託された案件、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算から議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算ま

での9件については、一般会計予算商工費等における修正動議及び修正案を除く原案並びに残りの各会計予算8件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、予算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算の商工費等に係る修正案については、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、修正案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、修正案を除く原案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑、討論があり、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議

案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑を行いました、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算の議案2件及び質疑、討論はなく、全員異議なく可決すべきものとした議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算については、委員長報告のとおりすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号、議案第36号、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑、討論がなく、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案2件及び質疑を行いました、討論はなく、起立採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案2件について採決いたします。

初めに、議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第10議案第1号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから、日程第23請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についての請願までの計14件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

石川正志総務文教常任委員長 私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案12件、請願1件であります。

審査のため、3月10日午前10時より、議員協議会室において委員8名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第1号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、経常収支比率であらわすと何%ぐらいになれば削減をやめるのか、具体的な数値はあるのかという質問があり、担

当課から、具体的な目安があるわけではなく、同数値に関しては現状90%を超えているというのは高いという判断のもとで、平成26年度については給与を削減するとの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、議案第1号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の設定については、税務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第2号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号新庄市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定については、社会教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、委員はどういう方がいらっしゃるのかという質問があり、担当課から、条例で15名以内となっており、現在9名となっている、構成に関しては、スポーツ関係者や学校関係者から選ばれているとの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、議案第3号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第4号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号新庄市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案

第9号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての議案8件であります。これらは消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、使用料等を改正するもので、平成26年4月1日からの施行となるものです。

それぞれの議案ごとに、担当課の補足説明を受けた後、審査を行いました。

議案第11号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から、改正に当たり使用料が下がっている部分があるがなぜかという質問がありました。

担当課より、現在体育館について、全館を借りより半館を2つ借りたほうが安くなるという状況にあり、そういった部分の整合性をとったことによるため下がっておりますとの説明がありました。

その他、質疑等はなく、採決の結果、議案第6号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についてについては、紹介議員及び総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

紹介議員より、請願の趣旨説明があり、この法律は、国民の知る権利や表現の自由、取材、報道の自由を著しく制限し、日本国憲法の基本原理を根底から覆すものである。特定秘密の定義が極めて曖昧であり、秘密の範囲が際限なく

拡大し、処罰範囲に歯どめがきかなくなるおそれがあるので同法の廃止を求めるとの内容でした。

審査に入り、委員から、外交など守るべきものは守らないと国がやっていけないと思うかどうかといった質問があり、紹介議員より、厳格な管理が必要だということはわかるが、法律自体が余りにも曖昧だということに問題があるという説明でありました。

また、委員より、この法律は「その他」という文言が非常に多い、国家を考えると必要な法律だが、もう少し議論が必要だったのではないかという意見がありました。

一方で、文章に十分な審議時間が確保されていないという部分があるが、通常40時間というところを45時間という時間を費やして審議されている。定義が曖昧という部分についても、防衛、外交、スパイ防止、テロ防止ということで内容をしっかり捉えている。この法律は国民の安全・安心を守るためにも必要なものであるという意見もありました。

その他、質疑等ありましたが、この請願に関して採決した結果、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出については、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

最後に、平成25年請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書についてですが、去る2月14日に、常任委員会を開き審査を行いました。

審査に入り、委員より、いろいろなものに軽減税率をすることによって、さまざまな業務等において複雑化してしまうのではないかという意見や、社会保障に使うということでの増税になるのだから、特例をつくるべきではないという意見がありました。

この請願に関して採決した結果、平成25年請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書については、全員一致で不採択すべきものと決しまし

た。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 先ほど、総務文教常任委員長に報告を求める際に、日程第23に関しまして、請願第1号と申し上げましたけれども、平成25年請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書までの文言が間違っていましたので、ここで訂正させていただきますと思いますので、御了承お願い申し上げます。大変失礼申し上げました。

ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、質疑に入りますが、議案第1号から議案第4号までの議案4件及び議案第6号から議案第13号までの使用料等の改正に伴う議案8件並びに請願2件を分けて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号から議案第4号までの議案4件に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

初めに、議案第1号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、議案第2号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号新庄市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号新庄市体育館等の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号から議案第13号までの議案8件につきまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第6号から議案第13号までについてですが、消費税の増税による転嫁、市有施設などに対する使用料金の消費税増税分の転嫁なんです、これについては、消費税増税は市民生活にはかり知れない影響を及ぼすということから、転嫁しないで、料金を引き下げて、市民生活を守ることにつながるのではないかなと思うんですが、そういった議論はされたのでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 佐藤議員にお答えいたします。

先ほどの登壇において行いました常任委員長としての報告以上の質疑はございませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 消費税増税によって、市民生活はかなり冷え込んでいくことが予想されます。そういう中で、市有施設などを利用する際も、控えるというか、そうせざるを得ない方が出てくるのが目に見えているような気がします。そういうことを防ぐ意味からも、上げないで引き下げて、より使用しやすいようにすべきでないかなということが、私は市民生活を考えた上で大事な点だと思うんです。そういうことをもし審議しなかったということであれば、もう一度差し戻してもいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 先ほど申し上げたとおりでございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

初めに、議案第6号新庄市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定については、委

員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第6号については、委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第7号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第8号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第10号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第11号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号新庄市屋内ゲートボール場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第12号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第13号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についての請願について、質疑ありませんか。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 請願について、委員長にお伺いいたします。

委員長報告の中では、審議時間が40時間から45時間に拡大し十分な審議がなされたとありました。しかし、他の法律と比較するところをちょっと述べさせていただきたいんですけども、昨年、障害者差別解消法が制定されて、その中では100時間の審議があり、それでも差別の定義が不十分という課題が残されております。この特定秘密保護法案は、国家の根幹、一番外交上にも影響する大事な法案ですけども、その審議時間が45時間で十分だというその根拠となるものは、委員会の中では議論なされたんでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 今期定例会においての請願第1号になりますが、当委員会に付託された部分の案件、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についての請

願でございますので、その他の法律に関しては議論しないのが、しかるべき当然ではないかと思えます。

あと審議の中で、40時間のところを45時間という部分に関してですが、衆議院の中でそういった時間をとって審議されたということは事実でございますので、私の答えられるところはそこにはございません。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） それでは再度、違う方面からお伺いいたします。

この請願書にありますとおり、プライバシーが侵害される、そして国民の知る権利が侵害される、そういう不安を持つ市民から出された請願であります。この市民の心情というものを配慮した議論がなされたのか、お伺いいたします。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 先ほどの委員長報告で、もし質疑の内容が足りないという部分があるとするのならば、例えば、同議員より知る権利ということで、取材ということも兼ねますけれども、通常の取材活動、これまでメディアが行ってきた取材活動は罰せられないという条文があるということでございますので、その部分は当てはまらないのではないかと。十分に常任委員会においては審議したものと思いますので、よろしくお伺いいたします。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 委員会の中で、私はパブリックコメントの結果についてお伺いしています。やはりパブリックコメントでは、8割以上の方がこの法案に対して不安を持っていると。そのことに対しての、そのプライバシーの保護や知る権利を脅かす、こういうものの不安から来るパブリックコメントの結果だったと思いま

す。

それに対して、委員会のほうでは、再度申し上げますけれども、この請願者や国民に対する、不安に対しての議論というものはどのような形でなされたのか、お伺いいたします。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 ただいまパブリックコメントに関してというお尋ねでございますが、伊藤議員が質疑の中でお答えになった部分、パブリックコメントがありましたと、その件で法律に対する賛成者が1万1,632件、反対が6万9,276件、その他として九千幾らということで、私の私見を申し上げるわけにはいきませんが、パブリックコメントの総数が1万1,000プラス7万で、10万弱ですね。この件に関しても、今御指摘の内容を含めましても、私は常任委員会における審査は十分であるというふうに考えてございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。討論を終結し、直ちに委員長報告のとおりを決することに賛成の諸君の起立を求めます。

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 開議

小嶋富弥議長 討論を終結し、直ちに採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出についての請願について、委員長報告は不採択であります。請願第1号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

次に、平成25年請願第6号新聞の軽減税率に関する請願書について、質疑ありませんか。

14番(遠藤敏信議員) 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番(遠藤敏信議員) 委員長報告の中で、新聞の軽減税率が適用された場合、国における事務手続が煩雑になるのではないかというふうな、国をおもんばかつての発言があったように取りましたけれども、請願ということは、市民の例えば国に対する要望なわけで、市民要望に応えるのが筋であって、国の事務手続が煩雑になるというふうなことをおもんばかるようなことではちょっとおかしいんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 遠藤議員の質問にお答えいたします。

ちょっと委員長報告の部分、そこの部分だけ詳しくするならば、これまでの議論、つまり12

月定例会で一番最初に出たわけです。2月に行われました請願の審査において、事務手続が複雑になるというのは、国が複雑になるという意味ではございませんで、例えば2月に行われた常任委員会の審査においては、税務課から現況確認という観点で御説明をいただいたときに、仕入れでありますとか、あとはさまざまな民間の事業者の業務が複雑化するという観点で申し上げたところでございます。足りなかったとすれば、おわび申し上げます。

14番(遠藤敏信議員) 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番(遠藤敏信議員) 4月からの消費税の増税ということは、福祉目的のために行うということで、多くの国民はやむを得ないという観点に立つわけですけれども、新聞を初めとして、やはり日常生活日用品に対する増税というのは、富める人であれ貧しい人であれ国民全体に及ぶものであり、非常にこれは問題があるのではないかというふうに私は考えます。

軽減税率を新聞以外にも適用してほしいということを考える人たちがいるし、政府内というか国会内でも、軽減税率を適用すべき検討会みたいなことがなされているようなんですけれども、それに向けた動きとかないのでしょうか。議論はなされませんでしたか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 再び遠藤議員にお答えいたしますが、常任委員会における請願の審査ということの捉え方として、平成25年請願第6号の新聞の軽減税率に関する請願書は、その他の生活必需品まで言い及んでいっしょになかったという点で、私どもは全会一致で不採択にすべきものと決したところでございます。

小嶋富弥議長 質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

平成25年請願第6号新聞の軽減税率に関する
請願書について、委員長報告は不採択でありま
すが、平成25年度請願第6号については、原案
のとおり採択することに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立少数であります。よって、平
成25年請願第6号は不採択と決定することに決
まりました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第24議案第5号新庄市国民健
康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いてから日程第35請願第2号労働者保護ルール
改悪反対を求める意見書提出を求める請願まで
の計12件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求
めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 それでは私から、
産業厚生常任委員会の審査の経過と結果につい
て御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案11件、
請願1件であります。

審査のため、3月11日午前10時より、議員協
議会室において委員9名全員出席のもと担当課
の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第5号新庄市国民健康保険税条
例の一部を改正する条例の制定については、健
康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、本市の国民健康保険制度の安
定的な運営を確保するため、国民健康保険税の
税率を改正することから、その税額について詳
細な説明がありました。

審査に入り、委員から、新庄市よりも国保税
が低い市が税率改正をしないことについてどう
考えるかという質問があり、担当課からは、各
市の状況については、法定外繰り入れも含めて
状況がそれぞれ違っているため、単純に比較が
できるものではないという旨の回答がありました。

また、委員から、国保税が右肩上がりの状況
の中で、だんだんと払えない人がふえてくると
思うが、今後どのように考えるかという質問が
あり、担当課からは、平成29年度から全国で国
保の県単位化ということで話が進んでおり、そ
の県単位化をするに当たっては、国のほうで国
保の構造的な財政の問題をクリアしないと県単
位化にならないという前提条件の中で話し合い

がなされていることから、県単位化になるということは、これまでのような常に赤字の持ち出しはないというふうな捉え方をしているとの説明がありました。

その他質疑ありましたが、採決の結果、議案第5号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号新庄市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第23号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これら10件の議案は、一部改正理由が違うものもございますが、そのほとんどが消費税及び地方消費税の税率改正に伴い使用料等を改正するもので、平成26年4月1日からの施行となるものです。

それぞれの議案ごとに、担当課の補足説明を受けた後、審査を行いました。一部、改正理由が違う議案について、議案第18号のエコロジーガーデンの食品加工研修室等の夜間の使用についての質問があり、商工観光課からは、借りる方が延長するとなれば、臨機応変に対応してい

きたい旨の回答がありました。

また、議案第20号の新庄市道路占用料について、委員から、もっと占用料を上げていいのではといった意見が出され、都市整備課からは、道路占用料は土地の評価額によって決まってくということがあるから相場の金額である旨の回答がありました。

その他質疑等がありましたが、採決の結果、議案第14号、15号、16号、17号、18号、19号、21号、22号及び23号は賛成多数で、議案第20号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願については、請願の紹介議員の出席を求め、審査を行いました。

審査において、委員から、このホワイトカラーエグゼンプションや、解雇の金銭的解決制度、限定正社員などは、全ての雇用者にとって使いやすいものであって、働く人を守るものではないので、意見書を出すべきだという意見がある一方で、何のために新たな自立的労働時間制度が必要なのか、結局はコスト削減からではないかなど、いろいろ国民の間にまだ浸透していない部分があるため、その辺を考慮して、継続審査とすべきであるといった意見が出されました。

その他議員間で討議をした後、継続審査とすることに関して採決した結果、賛成多数により継続審査すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入りますが、議案第5号及び議案第14号から議案第23号までの使用料等の改正に伴う議案10件並びに請願1件を分けて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第5号新庄市国民健康保険税条

例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第5号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第23号までの議案10件につきまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

初めに、議案第14号新庄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第14号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号新庄市火葬場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第15号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号新庄市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第16号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議

案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号新庄市昭和活性化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第17号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第18号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号新庄市新庄駅前ふれあい広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第19号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号新庄市道路占用料徴収条例

の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号新庄市農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第21号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号新庄市下水道条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第22号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号新庄市水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第23号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願は、産業厚生常任委員長より、継続審査の申し出がなされておりますので、継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

午前11時36分 休憩

午前11時37分 開議

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午前11時25分から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしましたところであります。

協議の結果、議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算(第6号)、議会案第2号消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についての議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを、本日の議事日程に追加をしていただくことといたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件、議会案1件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第36議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第6号）

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第36議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第40号平成25年度新庄市一般会計の追加補正予算について御説明申し上げます。

今般の除排雪及び雪害対策の急を要する事項と、国の1号補正等に伴う繰越明許費を主な内容としております。

補正予算書1ページ、議案第40号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、補正後の予算総額を166億1,050万9,000円とするものであります。

まず、繰越明許費につきましては、3ページに計上しておりますが、合わせて4事業ございまして、このうち国の1号補正に伴うものが2事業となっております。

6ページ、歳入及び歳出についてであります。3月に入ってから想定以上の降雪や低温の状況に伴い、到来する春の社会活動等への影響を考慮し、農地における融雪遅延対策や、道路の除排雪に係る経費を追加計上させていただいたものであります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては財政課長から説明させますので、御理解の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長高橋則雄君。

（高橋則雄財政課長登壇）

高橋則雄財政課長 それでは、議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、補正後の総額は166億1,050万9,000円となります。

各款、各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思います。

次に、3ページ、第2表繰越明許費について御説明いたします。

一般会計の繰越明許費は4事業でございますが、このうちの2事業が国の1号補正に伴うものとなります。

子ども・子育て支援新制度施行に伴うシステム改修業務委託は、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月の施行にあわせ、国で示されているスケジュールに基づき繰り越しを前提として実施する事業でございます。

次の、舗装路面性状調査業務委託は、国の1号補正に伴うもので、市道路面の今後の舗装改修に当たり、国交付金の活用を図るための前段として実施する事業でございます。

次に、市道泉田二枚橋線整備事業につきましては、資材調達に要する時間がかかるなどしたことにより、年度内の完成が見込めない状況となったため、繰り越しとするものでございます。

最後に、中学校耐震補強事業につきましては、国の1号補正に伴う26年度に予定しておりました明倫中学校校舎、それから八向中学校体育館の耐震補強事業の前倒しとなるものでございます。

次に、6ページの歳入及び歳出につきまして御説明申し上げます。

歳出の6款1項3目農業振興行政事業費につ

きましては、3月に入ってから予想以上の降雪によって、積雪深が昨年と同等レベルとなったことを受け、春の農業生産活動への影響が懸念されることから、県補助金を活用することにより、農地の融雪遅延対策を図る経費を計上させていただきます。

また、8款6項1目道路の除排雪業務費につきましても、到来する春の社会活動等への影響を考慮し、道路の除排雪を遅滞なく進めていくための所要の経費を追加計上させていただきます。

以上で、一般会計の補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議をいただき御決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明ありました議案第40号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました議案第40号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番(清水清秋議員) 歳出のほうで、今財政課長から、農業振興費の中で、融雪剤等の補助金、これは業務はどこへ補助金を出して、どこでどういうふうな、この内容をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 融雪遅延対策のこの事業につきましては、事業主体としましては、農業協同組合、農業法人、3戸以上の農業者というふう

な組織が対象となっております。昨年も、同じような対策をとらせていただきましたけれども、現在のところ集荷業者を中心に聞き取りをしまして、そちらの業者の方で事業主体になっていただくというようなことでございます。

標準事業費が、10アール当たり1,800円という事業でございまして、このうち600円を市から補助金として交付するという中身でございます。600円の内訳は、県が450円、市が150円ということで、今把握されている面積約150ヘクタールを対象に取り組もうとしております。

基準としましては、3月12日現在の積雪深が、果樹園等では60センチを超えている地域、それから野菜畑、水稻育苗予定地、それから有機栽培、特別栽培の作付予定地、これらの地域においては、積雪深が130センチを超える地域ということで対象になるわけですが、3月12日現在、新庄市の積雪深が146センチということでございますので、地域的には全域対象になるという事業でございます。以上です。

12番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番(清水清秋議員) 市、県のほうからも補助金が来るということでもありますけれども、これは農地全面積対象ではないような、今の説明では。そういうふうな掌握するとなれば、農家の申請とかがあってそれに対応するのか、その辺の把握の仕方というのを、もう少し詳しく説明してください。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 現在、集荷業者等に状況等について確認しているところ、2つのJAが取り組むという意思表示をいただいております。そのうち1JAについては、きのうぐらいから、各農家を訪問して、何袋ぐらいあればいいのかという聞き取り作業に入っておりまして、その状況いかんによっては、数字が固まってくるも

のというふうなことでございます。

いずれにしましても、全農地ということではなくて、やはりその融雪の遅延が農作物の生育に影響する、あるいは作業のおくれに影響するというようなことで、主には水稻育苗予定地、それから果樹園のやはり融雪のおくれが予想されるようなところ、それから野菜畑ということ、ネギなどの育苗予定地、この辺が対象になってくるのかなということで、あくまでも基本はその組合員の意思を確認して、それを積み上げた形で助成していくというふうな考えでございます。その辺の把握については、今、日夜JA等が聞き取りに歩き回って集計しているような状況でございます。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 今農林課長の説明のところで、動いているということなんだけれども、これは部分的にというか、積雪の多いところを重点、そしてまた果樹、蔬菜関係、当然ハウス等とかそういうものも入ってくるかなというふうに思います。稲作の場合も、育苗施設、ハウス、この辺の対象はどうなの。またそういうふうなものと、あとやはり農家の希望というか、要望というか、そういうものも市としての受け方、どうなのか。どうも曖昧に作業が進むような感じなんです。

各農家へ歩いて把握してやるなんて、そう簡単なものではありません。これ農協でやるの。これで最後だと思うんだけど、そのとき、まずきちんと農家の要望というか、それから状況に応じた物事に対してやってもらいたい。

これは、最後だけれども、農家の育苗施設のハウス棟なんかはどうなんですか。その辺も対象になるのか、それについてお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 当然、水稻育苗予定地も対象となります。それから、その把握につきましては、今、事業に取り組むというふうな意思表示をしていただいている2つのJAの職員が、今、日夜回ってその辺の希望把握をしております。

いずれにしても、標準事業費10アール当たり1,800円ぐらいかかるというところの補助が600円ということで、農業者からすれば、3分の1の助成ということで、裏を返せば3分の2は自己負担ということになりますので、その辺を十分に説明をしながら回っていただいているという状況でございます。以上です。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

4番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4番（佐藤卓也議員） 私のほうから、1点だけ質問させていただきます。

6ページの8・6・1、除排雪費なんですけれども、場所はどこら辺を想定してやられるのか。またあと総額は、多分今回の補正で全部の除排雪費が確定すると思うんですけれども、大体全体でどのくらいかかったのか、お知らせください。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 ここの2,000万円、これの委託料の場所ということでございますけれども、この場所は特定ではございませんで、全体の枠の中での進め方としまして、いわゆる3月期、3月に降雪量が6日から1週間にわたっての降雪があったものですから、その部分が不足した額というふうなこと。

あとそれから、例年ですと、大体3月の下旬あたりも1回出動している状況でございます。それに対応するためということでございまして、路線数については、委託路線全部を対象としてございます。

それから、今期の雪に対する除排雪費という

ことでございますけれども、大きくウェートを占めるものが委託料と借り上げ料という形で、今後3月分につきましては、出てくるのが借り上げに伴う、いわゆる雪を押したところの雪戻しという形がこれから中心になるかと思います。

やはり総額的にはこの2つ、委託料と借り上げ料ですけれども、2つ合わせますとやはり6億1,000万円近くかかるという形でございます。

この2つに関しては、まずそのような形になります。去年よりも若干低目に推移しているという状況でございます。以上でございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） 市民の皆様の安心と安全のために、しっかりと予算を使って、安全を確保していただきたいと思います。よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第40号平成25年度新庄市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第37 議会案第2号消費税の 軽減税率の導入を求める意見書の 提出について

小嶋富弥議長 日程第37議会案第2号消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

（石川正志総務文教常任委員長登壇）

石川正志総務文教常任委員長 それでは、私のほうから、議会案第2号消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出についてを説明させていただきます。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。提出者は、新庄市議会総務文教常任委員会委員長石川正志でございます。

内容につきましては、次のページをごらんください。

読み上げます。

消費税の軽減税率の導入を求める意見書。

第180回通常国会において、社会保障と税の一体改革関連法が成立し、地方消費税を含む消費税の税率が平成26年4月に8%、平成27年10月には10%まで引き上げることが決まりました。しかしながら、消費税の引き上げは、低所得者世帯をはじめとする一般家庭の家計への影響が懸念され、また、欧米諸国においても、食料品、日用品、一定の要件を備えた出版物等の生活必需品に対して軽減税率が導入されているところであり、一律に消費税の引き上げを行うことには議論があるところであります。

よって、国においては、低所得者等に配慮した税負担の軽減を図るとともに、地方への影響

を少なくするため、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

内容といたしましては、消費税増税に当たり複数税率を導入すること。

宛先は、内閣総理大臣、財務大臣を予定してございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました議会案第2号消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出については、総務文教常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第2号消費税の軽減税率の導入を求める意見書の提出については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第38閉会中の継続調査申し出について

小嶋富弥議長 日程第38閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の活動について、各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 ここで、私より一言御礼申し上げます。

平成26年度、大事な市政運営に係る予算、議員の皆様には、慎重審議をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

振り返ってみますと、2月の中旬から月末にかけては、関東でこれまでにないような大雪というようなこと、その後ソチオリンピックがあり、日本中が歓喜した場面もあるわけですが、その隣するウクライナでは、大変な政情不安ということで、今現状まで冷戦状態に戻るんじゃないかというような、世界中が非常に不安視をしている状況がございます。

さらには、マレーシア航空機の不明事故、そういうような搜索問題の中で、朗報といたしましては、新庄まつりが世界遺産への登録への提出への32の団体の一つに加えられたということ、大変うれしく思っているところであります。

また、3月11日には、3年前の震災のことを振り返る、復興への誓いがあったわけですが、3月16日、新庄市立日新中学校に行った際に、ちょうど目の前で、3年前の震災で卒業式をできずにこられたお子さんが堂々と日新中学校を卒業する姿を見て、本当によかったなというふうに思っております。本当にこれから、いずれはいわきに帰り生活をしたいということもいただいておりますが、しっかりと今後とも成長していくことを願っている一人であります。

こうした状況のように、大変目まぐるしく変化する中での行政運営が求められるというふうに、真摯に覚悟をしているところであります。

また、平成26年度におきましては、何といたしましても、市制65周年の年ということで、何とかまちを元気にする一助にしたい。またその一方で、山形DCキャンペーンが3カ月行われるということも加味しながら、さらなる新庄の元気を求めてまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、非常に新庄市の財政が厳しい中、職員の本当の一番楽ではない、主任、主事の状況の中の職員が、このたびこの議場を最後に退職する課長がおります。これまでの御労苦に感謝申し上げ、今後とも十二分に健康に留意され、第2の人生を歩んでいただきたいというふうに思います。

3月議会、議会の皆様には慎重審議いただいたことを重ねて御礼申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成26年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時04分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 高 橋 富美子

〃 〃 下 山 准 一

予算特別委員会記録（第1号）

平成26年3月5日 水曜日 午後2時30分開会
委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	下山准一	委員	16番	新田道尋	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会
委員長
農業委員会
委員長

矢 作 勝 彦
浅 沼 玲 子

選挙管理委員会
事務局
局長

武 田 清 治

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵
主 事 八 湊 貴 征

本日の会議に付した事件

委員長の互選
副委員長の互選

開 議

山口吉静臨時委員長 ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき予算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、山口吉静が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は18名です。

これより予算特別委員会を開きます。

委員長の互選

山口吉静臨時委員長 これより特別委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選することとし、臨時委員長において指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に佐藤卓也委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました佐藤卓也委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口吉静臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、佐藤卓也委員が委員長に当選されました。御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時35分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま予算特別委員長に当選いたしました佐藤卓也でございます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

佐藤卓也委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選することとし、委員長において指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に伊藤 操委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました伊藤 操委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊藤 操委員が副委員長に当選されました。

伊藤 操副委員長、よろしくお願いいたします。

散 会

佐藤卓也委員長 それでは、3月12日水曜日午前
10時より予算特別委員会を本議場において開催
いたしますので、御参集願います。
本日は以上で散会いたします。

午後2時36分 散会

予算特別委員会記録（第2号）

平成26年3月12日 水曜日 午前10時00分開議
委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	下山准一	委員	16番	新田道尋	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
農務局
農業委員会
農事
局長

武 田 清 治
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉
主 査 川 又 秀 昭

総 務 主 査 三 原 恵
主 事 八 湊 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算

開 議

佐藤卓也委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより、予算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算から議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算までの9件であります。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に關しての主な留意点を申し上げます。

特別委員会は3日間にわたり開催されますが、本日とあした13日木曜日の審査につきましては、午後4時ごろをめどに進めてまいりたいと思っております。

質疑につきましては、一般会計は歳入と歳出を分けて行います。また、特別会計及び水道事業会計は歳入歳出を一括して行います。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質問は、最初に必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第31号平成26年度新庄市 一般会計予算

佐藤卓也委員長 初めに、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。

それでは、質疑に入ります。一般会計の歳入について質疑ありませんか。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） おはようございます。

一般会計歳入の部分で私がお伺いしたいことは1つでございます。

予算書15ページ、地方交付税という部分でございます。

新聞等でも、国の要請に従い7月から3月31日までということで、独自の職員の給与削減を行った自治体と、行わなかった自治体がある中で、3月に入りまして、新聞等でおおむねの差をはかるという旨の報道等がございました。

この予算書に反映されていないかとは思いますが、地方交付税という形で国から来る部分、新庄市の26年度に与える影響はどのような程度になるのかと。予測という部分が多々あって非常にお聞きづらいところではありますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 地方交付税の算定に当たって行革努力をした自治体としない団体についての差ということでございますけれども、平成26年度の普通交付税の算定については、国では職員の削減率、あるいはラスパイレース指数、それから地方債削減率などについて、その削減の度合いによって交付税の算定に差をつけるということでございますけれども、現段階では、国のほうでは精査中ということでもあります。ただ、ざっくり計算する、イメージ的な指数がございまして、それで計算しますと、4,000万から新庄

市の場合、1億ぐらいの幅があるということです。

それで、今年度ですか、職員、給与削減しておりますので、その金額が5,900万ということで、それ以上にはなるのかなということでございます。なお、当初予算でその部分については見ておりませんので、国の動向を見ながら補正していきたいと思っております。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 私は1点お聞きさせていただきます。

11ページ、市税、そして12ページの市税の1款の1目の固定資産税について、それから14ページ、1款市税1目の都市計画税、これらの収入率、このたび、今年度、市税においては0.1%なのだけでも、固定資産税については0.6%、そしてまた都市計画税についても0.6%のこの収入率の増を見ているわけなんですね。これらのこのポイントを上げたというか、上がった、昨年と比べて、その、税務課長、どういふような要素が予測されて上がったのかお聞かせいただきたい。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 市税における収納率、収入率のことでございます。

まず、個人市民税でございますけれども、これにつきましては、昨年度、平成25年度当初予算におきましては97.5%でございました。今年度97.6%ということで、現年課税分を組んでございます。ほんのわずか上がったということでございますけれども、これはこの間、特別徴収が進んできているというようなことで、現実性が増しているということを多少加味させていただいたというふうに考えております。

続きまして、固定資産税でございますけれども、

これは平成25年度当初予算におきましては、96%というふうに見込んでございまして、今回、26年度当初予算では収納率が96.6%と、割と大きな目の収納率を踏んでございます。これはこの間の実績がございまして、予算の段階と決算の段階との乖離が非常に大きかったということが確かにございます。それによって、かなり全体としては影響を及ぼす部分がございますけれども、余り開き過ぎるのも何ですといえますか、そういうようなことで、25年度の実績等を見まして、今回、今定例会の初日におきまして、補正予算で6,000万円ほどの増額補正を組ませていただいております。そういった動向も見まして、このぐらいで妥当だったのかなというふうに考えているところです。

それから、都市計画税でございますが、これも固定資産税とまずほぼ同様の動きというふうに考えてございます。固定資産税と都市計画税ともになるのですが、土地につきましては、この間やはり下落修正ということで、どうしても下落傾向が続いてございます。それに対しまして、家屋についてはこの間、新增築の増、それから工業団地における工場の増築、それから新たな商業施設の増築等、非木造の伸びによって、多少伸びが期待されております。これらにつきましては、収納という点からいきましても、非常に現実性の高いところであるというふうに考えております。

それから、なかなか事前にはわかりにくいところだったのですが、償却資産の部分、この部分が特に新しい工場の中での機械設備等、これについては事前になかなか確認することができない部分でございますけれども、これが実際思ったよりもふえているということで、比率としても高くなっている。

いずれも現実性の高いものが伸びているというふうな考えでございまして、その点、収納率も高目に設定させていただいているということ

でございます。以上です。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） 経済動向もある中で、収入増を見込める、ただ収入増を見込める、このパーセントじゃないような、これね、やはり収納率なの、収入率を上げるポイントなわけだから、やはりこれに対して税務課、特に税務課内で、そういうふうな収納率、収入率を上げよう、やはり努力というか、そういうふうな手だてというか、そういうものを、私ながら感じられるんですよ、努力がされているなというか、少し聞いた話では、やはり収入率が上がるということは、結局、収入をきちっと確率よくもらえたというか、納めてもらった、そういう努力というか、やはり税務課職員、例えば、いいか悪いかは別としても、納税がなかなか難しい人に対して、納税義務者にきちっと払ってもらえるような対策といえど何だ、差し押さえとか、そういうものまで入ってきているのかなという、端的に考えれば、やはり差し押さえなんか入れば、それだけ納税の確保というのが考えられるということは大きいわけですね。その辺は以前から見てそういうふうな差し押さえとか、そういうもののパーセント的なものはどういう傾向で来ているのか、ちょっと気になったものですから、あればお聞かせいただきたい。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 収納率を上げるための税務課としての努力の部分のお話かと思います。それで、特に今差し押さえの問題が出てまいりましたので、そのお話からしたいと思いますが、やはり納付していただく、これはやはりいろいろお願いしたり、分納の計画を立てたり、そういったことで納付が進めばよろしいのですが、なかなかそういかない、難しい方もいらっしゃる。これが納付できる状況になかなか

ないということであれば、別な手だてもあるのでしょうけれども、納付できる財産がありながらなかなか納まらないといった場合に、やはり私どもとしては誠意が見られないものについては差し押さえということも検討せざるを得ないということかと思います。

その際に、差し押さえというのはあくまでも租税債権を確保するというのが最大の目的でございますけれども、なかなか例えば100万の滞納があれば、100万一気に埋まるという差し押さえというのはなかなかございません。そこら辺は細かいものの積み重ねをやっていったりということもあるわけですが、結果的にはそういう差し押さえ財産が見つからないというケースもございます。いずれにしても、やはりそういう誠意が見られない方につきましては、これは考えざるを得ない部分であると。

そこで、先ほど租税債権の確保というふうにお話し申し上げましたけれども、加えて、これは重度の滞納者でいいますと、指導というのがありますよね。それと同じような効果というのも結果的には差し押さえにはございます。それで、差し押さえをされるはずはないだろうと、そんなことはされないだろうというふうに思っている方がやはりいらっしやいまして、実際に差し押さえされてから、事の重大さに気づくという事例が間々見受けられます。こういったことも、租税債権を全額確保することはできないにしても、そういう効果も見ているところでございます。

それで、その割合のこと、この間の伸びといえますか、になるのですが、件数的にいきますと、全体の差し押さえとしては、都市によって増減がございます。しかしながら、私どものほうで考えておりますのは、新たな差し押さえ、新たなといえますか、今まで取り組んでこなかったような差し押さえ、そういったことも取り組んでいこうということで臨んでございます。

具体的にいいますと、これは動産の差し押さえの部分になるのですけれども、車の差し押さえがあると。その際にタイヤロックという措置をとるわけなのですが、こういったことをかつてやってごさいませんでしたけれども、これも新たに挑戦してみようというふうな話をしております。

この間、そういう意味では、インターネット公売であるとか、そういったこともやってごさいますので、新たなものに取り組んで、これまで入らなかったところから確保しようというふうなことも考えているというところでございます。

あとは、収納率全般にわたりましては、やはり滞納整理に王道なしというふうに言います。大体こういったことをやる、どこの自治体に行きましても同じような方法をとっておりますが、これをやはり徹底するということであろうと思います。そここのところで担当職員のほうで日々努力している、これしかないのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） そういう状況だということで、納税者から見れば税の公平性、これが問われるわけで、やはりこの収入率、収納率を上げる、これがやはりきちっと納めている方から言えば、収納率100%という姿が一番望ましいわけなのですが、そういうような方向で、このたび、今年度、そういうふうな収納率、収入率を上げる努力が見られると、久々に数字がちょっと上がったなという感じで見ておるものですから、ひとつ税務課挙げてこの収納率のパーセントが下がらないように努力していただければありがたい。ひとつよろしくお願いします。終わります。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 私からも1点お伺いをいたします。

ページ29、20款諸収入4項雑入5目雑入、スポーツ振興くじの助成金についてお伺いをいたします。

去年の12月に、総務文教委員協議会に急遽、テニスコートの改修事業ということで提示をされました。いろいろな、委員協議会の中で話合ってきたのですが、ちょっと聞き忘れた点がありましたので、その点について聞きたいと思います。

今回のスポーツ振興くじ助成金6,800万円いただくことになっておりますが、まず交渉経過、いつからこの助成金をいただきたいというふうなことを始めたのか。何がきっかけなのか。それから、多分この助成金を算出するに当たって、事業計画書的なものというのは必要かと思うんですよね。例えば見積書とか図面とか、それはいつごろ提出されたのか。そして、また内定していただいたのはいつなのか。まずこれをお聞きしたい。

それから、今回の助成金に当たって、芝生化新設ということで助成率が5分の4の限度額が4,800万、それからスポーツ競技施設整備助成金として助成率が3分の2の限度額2,000万、多分これは夜間照明設備だと思うんですが、これは満額獲得してきたので、すごいことかなというふうな気がするのですが、これだけだと、テニスコートの改修工事だと1億3,900万ですよね。ほかのあれは、その助成対象にならなかったのかどうか。これもあわせて御答弁願います。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 スポーツ振興くじ助成金6,800万円の件に関してでございますけれども、まず第1点目の交渉経過でございます。日本ス

スポーツ振興センターとの話につきましては、たしか昨年の10月ころから交渉を始めたというふうに記憶してございます。それから、事業計画書の提出でございますけれども、これにつきましては、1月末に申請を出してございます。それから、内定時期、いつ内定したのかというふうな話でございますけれども、スポーツ振興センターの担当者とのメールのやりとりではございますけれども、12月のその文教にかける前、11月の末ぐらいには、ある程度メールのやりとりで内定といいますか、そういったことを記憶してございます。

それから、1億3,900万がテニスコート本体工事でございますけれども、6,800万というのは、いわゆる全体の1億8,400万ほど、関連工事も含めまして事業費がかかりますけれども、そのうちの1億4,000万ぐらいがテニスコート本体工事、これがいわゆるt o t o助成の対象の経費となります。残りのいわゆる4,400万ほどでございますけれども、こちらのほうはプールの解体、それから駐車場の整備、それから現在のプールの管理棟、こちらのほうの改修等、これにつきましては単独事業となつてございます。以上です。

15番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番(下山准一委員) 10月から交渉を始めたということですか、去年の。それで、11月に内定をもらったと。それで、申請が1月という、だからその申請じゃなくて、事業計画書的なものがなければ、助成額って決まらないんじゃないかということなんですよ。これは出さないで何、すぐ決まったわけ。まずその点、もう1回お聞きします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 失礼いたしました。昨年の10月ごろに、いわゆるt o t oスポーツ振興

センターとの交渉が始まりまして、事業計画につきましては、いわゆるテニスコート、それから陸上競技場についてt o t o助成をいただきたいというふうな形でお話しさせていただきました。それで、その後、どれぐらいの事業費がかかるか、他の施設等も視察した上で、ある程度の概算の事業費を、事業計画といいますが、概算の事業費を出しまして、こういった形での整備を行いたいということで、スポーツ振興センターのほうと協議をさせていただいたところでございます。

15番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番(下山准一委員) 私が言いたいのは、そのテニスコートの改修工事で6,800万もらってきたのはいいのだけれども、何でその市民プール、助成金もつかないやつを今回あわせてやるのか、それがわからない。例えば危険なスポーツ施設の除却とか、それから駐車場の整備というのは、また別の事業として出して、例えば文科省あたりからの補助金をもらうとか、そういうすべがなかったかどうかというのが知りたいんですよ。そういう交渉は一切なし、それとも、この10月から交渉を始めて、その事業計画の中にこのプールの改修工事云々の助成金のやつも含まれていたのかどうか。どの時点でそのプール関係の工事が出てきたのか、それを教えていただきたい。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 プールの解体につきましては、単純にあそこの場所でテニスコートを整備するかといったところについても、課内で協議をしたところでございます。それで、結果的には西側のほうに1面ふやすといった整備計画を立てたところでございますけれども、いわゆるプールを解体した上でできないか、そのあたりも検討の中では協議したところでございます。

それで、最終的にあの西側に1面ふやすことで、今野球場の駐車場になっている部分が一部テニスコートになります。

そういったところで、あとはプールそのものが、50メートルプールにつきましては、平成20年から使用していないということで、水を張ったままの状態ではちょっと非常に危険だというふうに感じておったところでございます。

それで、ただいま文科省の国庫補助の検討はしなかったのかというふうな御意見がございましたけれども、今社会体育施設につきましては、国の補助金制度がございません。それで、いわゆる整備につきましては、ほとんどスポーツ振興センターのt o t o助成を活用しているといった状況がございます。

それで、その辺単独事業になりましたけれども、いわゆる駐車場の、野球場の駐車場が削れる部分、それから利用者の利便性を考えまして、それからプールの危険性等々、いろいろ勘案しまして、50メートルプールを解体して駐車場を広げるといったところで事業計画を立てたところでございます。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 文科省のほうの、その補助制度がないということなので、今回一括して出されるのでしょうかけれども、何かこう、ちょっとしっくりいかないんですね。せっかく6,800万ももらってきていながら、何かこの一般財源と市債が約1億1,500万も使ってまでというふうな気がします。

また、今回6面なのですけれども、テニス協会とか何かからの要望は8面だったんですよね。県大会レベルのやつをやるためには8面が欲しいというので、どうせならばここまでもう踏み込んだほうがよかったんじゃないかなと。あんまり言うと再質のほうにかかわるので、委員長からとめられるでしょうけれども、それし

か答弁ができないのしょうから、しようがないのしょうけれども、まずいろんな形で、やはり助成金とか補助金、もらう方策をもっと検討しないと、1つもらったからあわせてこれもやっちゃえ、これもやっちゃえじゃなくて、やはりそういうのは必要かというふうに思います。

これからのやはり事業展開の中で、補助金とか助成金というのは大部分重要な位置を占めるものだというふうに思いますので、これからも心して、なるべく財源確保に努めていただきたいというふうにまず要望しておきます。終わります。

佐藤卓也委員長 ほかにございませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ページ9の6款地方消費税交付金というのが、総額で4億5,800万円になっております。前年比9,144万7,000円の増となっております。ここで、消費税が5%から8%になる、国全体では8兆円の増収というふうに見ているようですが、その消費税増税による市財政の支出の見込みはどうか。楽になるのか。

それから、もう1点は、市民の生活への影響をどう見ておられるのか。お願いしたいと思います。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 消費税改定に伴う市の支出にかかわる影響ということでございますけれども、この前も答弁したかと思いますが、地方消費税交付金で9,000万伸びるということと、あと使用料等の見直しで五、六百万ふえるということで、その分影響があるというか、当然支出のほうで工事、あるいは物件等で支払うということで、とんとんなのかなということを考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市としては、とんとんなのかということですが、この前お聞きしたときには、支出が入ってくる地方消費税よりも多くなるのでは、負担が多くなるのではないかと聞いたような気もするのですが、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、市民の消費税増税による生活への影響をどう見ておられるのか、お願いします。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

歳入の審査ですので、歳入のことに関して質問をよろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地方消費税というものができたということで、見た目としては市に、自治体に収入がふえるように見えると思いますが、本当に市財政にとってとんとんというような見方でいいのかなという気がするのです。この消費税増税に伴って、公共事業の工事、あるいは物品購入のコストも増大する。また、社会保障経費の自然増などいろいろありますが、そういうことを考慮したときに、消費税増税がこのような収入増でよくなる地方財政、市の財政がよくなると、楽観的に見るわけにはいかないのではないかと私は思いますが、そういう点、財政課長としてどう見ておられるのかというのをお聞きしたかったのです。

それから、この地方消費税、市に入ってくる消費税増税、増収ということで、収入が多くなるように見えますが、これからの市民生活を考えたときに、本当に市民の市税、あるいはいろんな市に入ってくるお金が見込まれるのかという点で見たときに……。

佐藤卓也委員長 歳入予算の何ページでしょうか。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 9ページの6款の地方消費税交付金についてなのです。交付金のプラ

スの9,144万7,000円、また総額の4億5,800万円に関して、これが本当に今後また10%にとふえていくということで、これだけ見たときに、収入がふえるかというような錯覚を持ってはならないのではないかと私は考えるのですが、市民生活への影響、また市の支出増に関して、見たときに消費税、地方消費税……。

佐藤卓也委員長 歳入ですので。それは歳出です。歳入の質問をよろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 消費税増税について、地方消費税がふえるということも見ていますが、それについての見解というか、伺いたいなところなのです。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 財政課としての立場から消費税改定についての見解というのは、差し控えたと思います。なお、収入の部分で9,144万7,000円の増ということでございます。それで収支とんとんと申し上げましたけれども、歳出の部分で当然、先ほど述べましたように、物件費、維持補修、あるいは工事等で1億1,300万ほど消費税の影響があるということでございます。

それで、消費税改定に伴って収入が、交付金が9,100万、それから使用料等の見直しで550万ということで、これを合わせれば1億1,300万と9,700万ということで、収入のほうが少ないということでございますけれども、大きく見ればとんとんなのかなということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この消費税増税のことで、今の課長さんのお話でいいお答えをいただいたと思います。歳出のほうでは1億1,300万、入ってくるお金の増では9,100万と550万で9,650万、この差を見たときに、支出、歳出のほうが多くなるという丁寧なお答えをいただき

まして、本当にありがたいと思います。それで、これは消費税増税が市民生活に与える影響ということを考えたときに、低所得者ほど負担が重いとも言われています。年金生活者も消費税増税で例えば140万ぐらいで暮らしていらっしゃる方、4万円前後の増税となります。これがここに回ってくるわけです、市に。しかし、その生活している市民が消費税増税によって食べる分を削ったり、医者行くのを削ったり、さらにもっとひどいのは、生活保護世帯で、最高、子育て世帯などは10%も生活保護費だけで削られて、その上、消費税が増税になってきたときに……。

佐藤卓也委員長 佐藤委員に申します。歳入の何ページ、もう少し明確によろしくをお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 地方消費税交付金で9ページの6款なのです。これについて言っているのです。ということで、低所得者の世帯、生活保護世帯、年金生活世帯、母子世帯、そういう生活が厳しい世帯が、間違いなく消費税増税でやられて、そしてここにお金が入ってくるとしても、地方に、地域に回るお金は確実に減っていくわけなのです。そういう意味で、消費税増税については、やはり住民の生活を守る立場から、また市の財政への与える影響を考えても、増税はやめていただきたいというふうに、私は市民生活を守る姿勢としては言うべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

佐藤卓也委員長 歳入に関する質疑ですので、意見、要望はしないでいただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、9ページの10で、地方交付税がマイナス7,000万となっております。この見通し、今後の見通しをお願いしたいと思います。

それから、9ページの21で、市債がふえて2億5,400万となっています。このことでの市財

政の、これから決算になってきたときに、影響というか、大丈夫なのかということをお願いします。

それから、もう一つは、25ページの16の2で、財政調整基金利子80万というのがあります。この利率と、それから財政調整基金の基金額の現状はどうなっているのかをお願いします。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 普通交付税の見通しということでございますけれども、交付税については、国の地方財政計画にのっとって見積もっております。その関係で、三角7,000万というふうに予算を計上しておりますけれども、先ほど言いました職員の削減というか、行革努力の分が入っていないということで、その分が今後補正になるのかなと思っております。

それから、市債についてでございますけれども、2億5,400万増ということで、これについては小中一貫教育校が事業費が伸びておりますので、その部分が影響しているものと考えます。なお、その中身については、後年度交付税措置される部分が大半ですので、これについては、地方債の残高はふえますけれども、後の負担はそんなに影響はないのかなと思っております。

それから、基金の状況でございますけれども、財政調整基金の利子でしたか、80万ということでございます。これについては利率、ちょっと今資料がないので、定期預金ということの利息でございます。

それから、基金の残高でございますけれども、平成25年度末で14億7,100万ほどでございます。それで、平成26年度の当初予算に繰り入れとして2億9,400万計上しておりますので、26年度末見込みで11億7,700万というふうな状況になっております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 地方交付税についてなのですが、三位一体改革というのが前にあったりして、それで大幅に削られてきた経緯があったように思います。それで、地方で声を上げて地方交付税を結果、ふやさせてきたという経緯があったように思います。その三位一体改革前の地方交付税に戻させていく、そういう運動が必要だと思うのですが……。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。歳入の何ページでしょうか。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 9ページの10の地方交付税のマイナス7,000万にかかわってなのですが、地方交付税が三位一体改革で削られてきたと。それを復活させる運動が必要なような気がするのですが、そういう考えなど、見通しなどないか、お願いします。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 交付税の総額についての質問でございますけれども、現在、国の方針に従って減ということでございますけれども、その分臨時財政対策債というものがございまして、これについては第2の交付税ということで、そちらのほうで少し見てもらっているのかなということでございます。

なお、交付税の総額については、あらゆる機会を利用して国のほうに要請していただきたいというふうに、いただきたいというか、市長を初め県を通じてお願いしたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ぜひお願いします。

それから、25ページの16の2の財政調整基金の現状について丁寧にお答えいただきました。26年度末で11億7,700万円になるだろうということなのです。それで、私はこれは市として皆

さんの努力で余裕のある状況になっているんじゃないかなと思うのですが、この使い道などもう決まっているというのがあれば今後の予定……。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員、歳入の質問です。それは歳出です。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） この使い道についてあれば、私は、本当は国保などの一般、法定外繰り入れなどできる余裕があるお金というふうに感じたのですが、見通しはどうかをお願いします。

佐藤卓也委員長 今の質問は歳出です。何回も言いますが、歳出ですので、歳入の質問をよろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、歳入のところで、11ページの1の1で個人市民税が、先ほども質問がありましたけれども、4,374万7,000円ふえています。それから、法人市民税はマイナス4,117万1,000円ということになっていますが、これらの理由は、先ほど個人市民税については特別徴収の結果がというふうにおっしゃっていましたが、それ以外に市民の税申告の状況などから考えられることがあればお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 個人市民税と法人市民税についての御質問でございますが、26年度の状況、申告の集計はこれからになりますので、確かなことは申し上げられませんので、25年度までの状況、そういったところからのお話になろうかと思います。予算もそういった形で組んでここに御提案を申し上げているところでございます。

それで、個人市民税でございますけれども、確かに平成25年度当初予算に対しまして4,410万ほど、3.52%の増となっております。今回の

3月補正におきまして7,200万ほど増額補正させていただいております、これに比ますと逆に2.1%の減というようになってございます。

したがって、当初の段階から見れば相当大幅にふえているような感じを持ちますけれども、実態としてはそう大きな変化はないというようにことかと思えます。

それで、25年度当初予算の段階とどのように違いを感じていたかというふうに申し上げますと、給与所得の伸びというのが若干見られます。これと、特に26年度につきましては復興特別税、これの加算分、均等割の部分に市民税でこれまで3,000円だったものが3,500円になるということで、500円加算になるものがございます。これが一番はっきりした理由になろうかと思えます。

続きまして、法人市民税のほうですが、これは平成24年度に大変な増収が図られたのですが、その後、25年度の見込み、それから今回の26年度の予算というように考えた場合に、ちょっと決定的な違いがございまして。といいますのは、その前に、法人市民税のこの間の比較でございますけれども、平成25年度当初予算に対しまして4,084万円、率にして10.51%の減、それから3月補正でこれは3,400万円の減額をさせていただいておりますけれども、これに比較しましても684万円、1.93%の減というふうになってございます。

平成24年の4月1日以後に開始します事業年度から法人実効税率の5%引き下げというのがございます。これを具体的に申しますと、実行税率40.69%から35.64%に引き下げられるというふうなことでございまして、これに伴い法人税の基本税率が30%から25.5%に4.5ポイント引き下げられます。法人市民税、御承知のように、法人税額を課税標準としてございます。したがって、法人税額が下がることによって、法人市民税も減収となるというふうな構造になっ

ております。それが25年度から影響が出てきておりまして、26年度についてはほぼ完全にその影響を受けるだろうというふうなことでございます。

ただ、この点についてちょっと補足させていただきますと、県税であります法人事業税、こちらは法人の法人税を課税標準とするのではなくて、法人の所得のほうを課税標準としてございますので、課税ベースの拡大によって逆に増収になるという違いがございまして。法人市民税のほうは減収、法人事業税、県税のほうは増収ということで、こういった開きが出て、非常にアンバランスであると。これを補正するため、調整するために、今年度ですか、平成25年度から県たばこ税から市町村たばこ税への税額の移譲が行われてございます。そういった事情もありますので、御理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） ページ数、11ページの1款市税の市民税についてお聞きします。

全体として1.6%、前年比、伸びているというのですが、何か新聞報道によりますと、特に町村、最上町とか大蔵村、鮭川村の内示のほうで見ますと、農業所得の向上により市税がアップしたと、そういう見込みであるという、そういう見出しでなっているのですが、当市における農業所得の伸び率というのはどのように見立てて上げられたか、お聞きしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 個人市民税に影響いたします農業所得の伸びというふうなことでございます。予算書11ページの右側のほうの個人所得割のところで、それぞれ所得別に金額が載せてござい

ますけれども、これは、今回は所得金額をここに載せさせていただいております。昨年までは課税標準額を載せてございまして、それも必ずしも農業所得であれば農業所得をそのまま反映したものではなくて、複数の所得がある方については、最大のものにほかのものを合算して、農業所得であれば農業所得というふうに表示するというふうな方式をとってございました。したがって、昨年と単純にこれは比較できないのですが、今回農業所得につきましては、ここに書いてあるとおりの所得金額ということで出ております。

今小野委員から御指摘いただいた農業所得ですが、確かに伸びはあると思います。ただ、それが全体に個人市民税に影響を与えるほどかといいますと、そこら辺はあんまり大きく見られないのかなというふうに思っております。以上でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実は最上地域の大蔵村だったら、加工トマトですよ。最上町だったらアスパラガスですよ。そういう分野で、その町村で力の入れている分野で伸び率が合っているように私は感じたのですけれども、やはりその点を新庄市においても、ある程度力を入れた場合は、その分野は相対的に所得も上がりますよという結果になると思うのですけれども、そういう点で今回の町村のやはり内示というのが、1つにはその、何か我々にヒントを与えたのではないかと思うのです。そういうことで、非常に今回参考になったなという、内示でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

9番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9番（平向岩雄委員） ただいま小野委員の発言した内容にも若干関連性があるわけござい

ますが、まず11ページの1款1項1目についてなのです。個人市民税関係でございますが、先ほど課長の説明におきましては、農業所得等については、所得の大きいものに集約したために、こういうふうなことでございますけれども、まず第1点は、この見込みの税額、前年度までは見込み税額というふうなものを記載しておったのですが、本年度はございません。それで、この理由、なぜこの見込み税額を個別に記載しないのかというふうな、その理由をまず第1点、お伺ひいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまの御質問は、個人所得割の所得金額の脇に、右隣に、見込み税額を所得別になぜ載せていないのかというふうな御質問かと思ひます。それで、見込み税額については、個人均等割のトータルの分、それから合計した部分については見込み税額を載せてございますが、確かに所得別には載せてございません。

先ほど小野委員のほうにお話しした内容と重なるのでございますけれども、昨年は課税標準というふうなことで、それぞれ合算したものを、農業なら農業ということ載せてございました。したがって、基本になっているのは、1人の納税義務者の方の総所得といったものがわかる状態での積算でございました。したがって、その積み上げでもって右側のほうの見込み税額を、それぞれの所得ごとにといいまして、実態は複数の所得がまざっているというものです、はじき出すことができました。

今回の場合は、厳密に給与所得であれば給与所得、営業所得であれば営業所得、農業所得であれば農業所得というふうな形になってございますので、これが1人の納税義務者の方にまたがっているというふうなケースが幾らもございます。そうしますと、そのまたがっているもの

を合算して初めて税額が出てくるものを、これが別々に記載してございますので、そこから見込み税額をそれぞれはじくことは実態上できないというふうなことで、大変申しわけないですが、合計の部分だけに載せさせていただいていくということでございます。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 先ほど課長から、今年度のやり方について説明があったわけですが、会計というものは継続性の原則というのは市で重んじないのでしょうか。これは前年対比とかいろいろ比較するにおきまして、ことはこういう手法でまとめたと言われましても、ぴっとこう理解できない部分があるものですから、継続性の原則というふうな会計処理の中には一応あるわけでございますけれども、その点はいかがお考えですか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまの継続性の問題でございます。確かに昨年と方式が変わりましたので、いろいろ比較する際に厄介な問題が生じます。これは今回全体的なシステムの改正に伴って行われたものであるのですが、それではこれまでじゃあどういふふうな御意見が多かったかといいますと、それぞれの、例えば農業所得であれば農業所得というのはどれほどなのだというふうな御質問があっても、それにすばっとお答えできないというようなところがございます。それで、当然そういう状態ですので、年々の比較をいたしましても、物すごく大きなばら

つきがあったというふうなことでございます。

それで、そういった御意見を踏まえて、私どもはいろいろシステムの受託業者のほうとも相談いたしまして、こういう方式に改めたほうがいいのではないかなというようなことで進めてまいったわけですが、そのかわりに今平向委員がおっしゃられたような部分が少し後退してしまったということはあるかと思えます。

しかし、今年度は非常に切りかえの、26年度は切りかえということで大変御不便をおかけいたしますが、来年度、27年度予算以降、忠実にこれを比較ができるということになりますので、そういう意味ではこれから2年、3年と同じ方式を重ねていくことによって、この有効性ははっきりしてくるのではないかなというふうに思っております。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 最初にびっくりしたのは農業所得なのですが、昨年場合は5億5,600万しかないものを、今年度が11億5,000万というふうな、そういう所得金額というふうなことで出たものですから、びっくりしたわけなのです。

それと関連しまして、給与所得につきましてもなのですが、135億9,900万、前年度対比でふえているのですが、我々考えるには、給与所得がそんなにふえたのかなというふうな考え方なのですが、前年度対比でこのような増加したという理由は何でしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 先ほど私は前年度とこれは比較を単純にできないというふうなお話を申し上げました。といいますのは、今年度この部分、所得金額を載せてございますけれども、平成25年度当初予算におきましては、所得金額ではなくて課税標準額を載せておったところでござい

ます。それが全く違う内容でございますので、これは比較ができないということになります。また、加えて、平成25年度の当初予算までは、農業所得の部分の金額というのは、農業所得だけでなく、そのほかに例えば不動産所得であったりとか、小口の給与所得出会ったりとか、そういったものを合算して農業所得というふうにお示ししておったところがございます。

したがって、そもそもその所得の中身のという点で、その正確性といえますか、それがこれまでは保証されておらなかったということでございまして、その部分が今回改善されるということになります。以上でございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 課長から説明を聞けば、なるほど、わかるのですが、予算書には所得金額というふうなことを記載しているものですから、それは所得金額でなくて課税対象額だというふうなことの説明が入っていれば、一々説明する、質問する必要がないのですが、そのようなことを次回から、やり方を変えたのであれば、一目瞭然と理解できるような、そういう資料を提出していただきたいというふうなことでございます。

そして、この所得金額、トータルで18億2,000万増加しているわけなのです、前年度対比で。そして、税金のほうを見ますと、881万4,000円ですか、増加しないというふうなことなのですが、これは推定でやっているんだというふうに理解するわけなのですが、具体的にこの客観的なデータに基づいての集約であるかどうかというようなことを確認しておきたいと思えます。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまの平向委員の御質問でございますけれども、恐れ入りますが、もう

一度ちょっと趣旨を確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 去年とことしを比較した場合に、所得の金額が前年度比で182億3,370万増加しているわけなんです。それに対する見込み増額が881万4,000円しか上がってこないというふうな、これは推定で書いているので、きちっとしたものが出ないというふうなことを理解しておりますけれども、これだけの税額しか出ないのかというふうな質問でございます。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 今回ここにお示ししましたのは所得金額ということでございます。昨年度までお示ししていたのは課税標準額というようなことで、課税の根拠となる金額でございまして、所得金額の場合はそのままざり課税、税率を掛けるものではございません。その点、金額の性質としましては全く違うものでございまして、これを差し引きして比較するということはできないものでございますが、今年度所得金額を載せておりまして、昨年度までも所得金額を載せておったら、それは比較対照ができるわけでございますけれども、今回の場合は比較対照ができないというふうなことでございます。

あとは、見込み税額のほうの伸びにつきましては、先ほど来お話ししておったのですが、結論から言いますと、多少税額の伸びに反映する部分があるのかなというふうなことで、そういった数字になってございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） その客体となる内容については、前年度対比、変更があると、こういうふうなことでございますけれども、平成26年度の所得金額につきましては、398億1,700万な

んですよ。それで、25年度は215億8,300万だと。182億3,300万の差額がある。それに対しての税金の増加が881万4,000円しかないというふうなのが、これは推計、推定でやっているからぴしっとしたものが出てこないのですけれども、なぜこういうふうな結果になっているのかというふうなことなのです。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ここに合計金額として出ているもの、今回の場合と、それから1年前のものと大きな開きがあるというふうなお話でございますけれども、昨年度までは掲載してございました課税標準額、これにつきましては所得額からさらに控除いたしまして、税率を掛けるものでございます。でも、今回の所得金額につきましては、この課税標準額の前の段階の金額ということになってございますので、差し引きに大きな差が出るのはむしろ当然というふうなことでございまして、ちょっと手元に資料はございませんけれども、昨年の課税標準額を載せているわけですが、所得金額をもし載せられるとすれば、今回とほぼ同じぐらいの金額になるのかなというふうに思っております。以上です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） 24ページの款15県支出金ですか、6項目の土木費県補助金についてなのですけれども、区分として住宅費補助金3,415万、住宅リフォーム総合支援事業費補助金、この内容についてお伺いしたいのですが。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 ページ数、24ページ、土木費県補助金というふうなことで、住宅費補助金、住宅リフォーム総合支援事業補助金というふうな内容です、の御質問ですけれども、これにつきましては、住宅リフォーム補助金という

ことで、一般分というふうな形で3,000万、あとそれから同じく耐震分というふうな形で400万、あとそれから事務費分ということで150万、合わせまして3,415万というふうな形でございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） そうしますと、申し込めば大体受け付けが可能なのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 申し込み自体につきましては、基準等がございます。そういうふうなことで、これについては継続しておりますので、詳しい内容について個々で対応していきたいと思っておりますので、その辺はお気軽にお問い合わせ願いたいというふうに思っております。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございます。

次に、23ページの、これは同じく県補助金なのですけれども、説明欄にあります、上のほうから3分の2ぐらいのところなのですけれども、放課後子どもプラン推進事業費補助金2,016万3,000円、これの内容についてお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

佐藤卓也委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後子どもプラン推進事業費補助金の内容というふうなことでございます。この内容につきましては、放課後児童健全育成事業、これはいわゆる放課後児童クラブの事業でございます。そちらの運営費補助、それからもう一つが、放課後児童クラブの利用支援事業、これは放課後児童ク

クラブのその利用料の助成、いわゆる半額助成の補助でございます。もう一つが、放課後児童クラブ処遇改善等事業というふうなものがございます。こちらは放課後児童クラブの職員給与等の改善の事業というようなことで、3つの事業を合わせたものを、放課後子どもプラン推進事業費補助金としていただくことになってございます。以上です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。すると、これは小中学校生徒全員ということになるのでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

佐藤卓也委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後子どもプラン推進事業費補助金の対象者というふうなことでの御質問かと思いますが、いわゆる放課後児童健全育成というふうなことでございますので、基本的には放課後児童クラブ、もしくは学童保育所、そういったものを利用していらっしゃる子供さんに係る分、もしくはその運営していらっしゃるところの職員給与に係る分というふうなことで御理解いただければと思います。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。

最後に、今のところと同じページ、23ページで、一番上の老人クラブ活動助成事業費補助金というものの内容をお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま老人クラブ活動助成事業費の補助金に関して御質問いただいておりますが、老人クラブの活動支援につきましては、県の補助がいわゆる3分の2でございます。そして、市単独して3分の1、いわゆる事業する分についての県補助は3分の2という中身になっておりますので、下に同じように高齢者による健康いきいき活動支援事業費補助金、これも含めまして現行の老人クラブに対する県の支援の額となっております。ですから、合計77万5,000円ほどになりますが、これの半分といいますか、いわゆる3分の2でございますので、100万前後、歳出のほうで老人クラブの活動事業費のほうに充てているというところでございます。以上です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。そうしますと、1人当たりは幾らになるんですかね。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 1人当たりの補助という考えもあるのですが、もう一つは、老人クラブ単体でのその支援というところもございます。ですから、その辺の中身は歳出のほうで改めて組み直しして、お示ししておりますので、そのところで御説明申し上げたいと思います。以上です。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ページ26、17の1の2ふるさと納税寄附金です。これにつきましては、一般質問の際に山口委員が触れておりますが、改めて確認しておきたいと思います。前年度予

算200万に対して、今年度500万というふうなことを掲げております。これはあくまでも寄附者がこれほど出てくるかというふうなことで、見込みなわけですが、これにどのような姿勢で取り組むのかというふうなことを改めて伺います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ふるさと納税というふうなことでございますが、大幅な増額ということで歳入予算を組んでございますが、ここに示しているとおり、ふるさと納税を通じて新庄市を知ってもらおう、あるいはアピールしてもらおうというような戦略的な色でもって今年度も進めてまいりたいと。その中におきましても、紹介していく中でさまざまな工夫を施して新庄市の紹介を強化してまいりたいというように思っております。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 先日、ちょっとテレビを見ているときに、ふるさと納税争奪戦というふうなことで紹介がございました。それで、最近納税を受けるというふうなことではなくて、この町を売り込むというか、お返しに特産品などを配ったりして町を売り込むという、より積極的な自治体がふえているというふうなことの紹介でした。それで、例えば長崎県の平戸市、3万4,000人の町ですけれども、海産品をカタログ化して納税した方に配ったと。それで、納税回数に応じてポイント制をも採用したと。それで、飛躍的にこの納税額がアップしたというふうな紹介でした。また、岐阜県のあるところでは、79万だったものが一挙に1億1,000万、140倍になったと。飛騨牛のA5ランクのものをつけたりと、あるいは水族館の入館チケット、あるいは鵜飼いに招待するとか、町の売り込みというか、それから特産品の開発というか、そ

ういうふうなことにだんだんシフトしてきているというふうな紹介でした。新庄市も、新庄まつり誘客100万人構想というふうなことをうたっているわけですので、さまざまなメニューの中で、新庄を売り込んでいただきたいというふうなことを申し上げたいと思います。それについてもう1回だけお答え願います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ふるさと納税、総務省から制度化されて大分浸透してまいりました。おっしゃるとおり、自由競争の波にさらされているような感じもいたしますが、やはり納税の趣旨、ふるさと納税の趣旨から委員おっしゃるような形の方向にシフトしてきている、非常にこう大きい波が来ております。ただ、これの行方というふうなものも見定めることも必要であろうと。いわゆるこれがいつまで続くのかというふうなことも大事な見きわめとなってまいりますので、その辺も含めながら戦略的な意図を持って進めてまいりたいと思います。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 他に質疑なしと認めます。よって、歳入について、質疑を終結します。

次に、一般会計の歳出について、質疑ありませんか。

5番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5番（石川正志委員） よろしく願いいたします。予算書59ページ、生活保護費の中の扶助費、それに絡みまして予算書61ページ、がん検診推進事業、失礼しました、それに絡みまして、62ページの検診業務委託料、健康増進費です。飛びまして、予算書69ページ、6款1項農業費のうちの農業振興費から数点、続きまして、4目畜産業費から1つ、続きまして、予算書73ページ、農地費から1点、飛びまして、予算書84

ページ、土木費道路橋梁費の中から道路新設改良費、時間があれば予算書89ページ、雪対策費の中の雪総合対策費の中からお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、予算書59ページ、扶助費に関してですが、2月の全員協議会の折、予算の内示を説明いただいたときに、扶助費の部分が前年比増の5.1%であるというふうに、非常に私も重く受けとめているところでございます。これは国の施策なので仕方のない部分ではございますが、一般会計から扶助費の部分だけでも8,700万出ているというところで、ほかはちょっとしっかり確認の意味でもう一度お尋ねしたいと。5.1%の増は医療扶助にかかわる部分ということでお伺いしましたけれども、生活扶助費、これは高齢の方々がほぼ占められているというようところでございますが、大体何名の方が生活扶助を受けられているのか。まず最初にお伺いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 扶助費に
かかりまして、生活保護世帯の現況ということでございますが、1月末の時点で、世帯数としては194世帯、受給者人員としましては267名という状況でございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） これは一般論になって大変恐縮でございますが、ようやく明るい兆しは出てきているとはいえ、普通の方々、これは稼働年齢であっても、そうでない方であっても、極力その親御さんとの同居ということで、収入が決まっている中で、つまり親の面倒を見たり、これは何ていうのでしょうか、だから面倒を見るというというところで、普通の方々がぎりぎ

りのラインで暮らしている方が多数の中で、この今お示しいただいた194世帯、267名の方、これは残念ながら慢性化しているという捉え方でよろしいですか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 慢性化と
いう表現がいわゆる保護期間が長くなっているかというふうなことかと思われます。御発言にもございましたように、その高齢者世帯が非常に多くなっているという現状がございます。市の場合でも、半数近くが高齢者世帯という状況になっておりまして、基本的にはその他のその類型別の世帯としては、いわゆる傷病世帯、それからいわゆるその他の世帯というのがございまして、最近はそのその他の世帯、いわゆる稼働年齢層にありながら生活保護を受給すると。いわゆる就職先がないとか、都会ですと若い方も就職先がなく、生活保護を受けられるというケースもございますが、いわゆる一番最初に申しました高齢者の方々の世帯は、やはりもう就労という部分については非常に期待が持てませんので、長期化するのには必然かというふうには思われます。ただ、そのほかのいわゆる傷病世帯につきましては、ある程度治癒、それから回復が見込まれる世帯もございますので、当然よくなれば稼働して、いわゆる自立するという可能性は秘めている世帯でございます。

ただ、その他の世帯に関しましては、非常に最近そのケースが多くなっておりまして、全国的にちょっと一つ生活保護制度の悩みの種というふうになっておりますが、この世帯の取り扱いにつきましては、26年度以降、生活支援、就労支援という形で、具体的に国のほうも事業を起こす形になっておりますので、そういう形の中で自立につなげていきたいというふうに思っ

ております。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） やはり今、課長答弁にもありましたけれども、これは、就労支援ということは、現状から1歩進めると、あるいは現状がどうなっているのかといった確認の部分に当たると思うのですけれども、現在のところ、例えば高齢者の場合、残念ながら長期化というところの部分と、今課長がおっしゃられた、稼働年齢にありながら、残念ながら希望する職種がないというところの就労支援というところですが、今のその体制はどういうふうになってございますか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 稼働年齢層、そういう就労できる可能性を秘めた世帯がいる世帯につきましては、まず基本的に生活保護のケースの格付としては、AからEまでございますけれども、一番ケースワーカーとして訪問する、いわゆる毎月なり二月に一遍訪問しながらというケースのAケースに格付されます。ですから、基本的に毎月、その本人の就労状況なり、いわゆる求職状況も確認しながら、ケースワーカーと相談しながら進めていくと。そして、現在はその生活保護世帯の就労支援につきましては、ハローワークと新庄市がいわゆる協定を結んでおりまして、常に雇用の情報を、求職の情報をハローワークから伝達いただいて、新庄市もそういう適当な職種が、もしくはその適当な方がいらっしゃれば、すぐにその相談に行っていただくという、リアルタイムで行っておりますので、これで大分自立した世帯もござ

います。

ということでございますので、今後はやはり

その就労支援というところにつきましては、さらに来年度以降、先ほど申しましたが、強化されますので、我々も期待しているというところでございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 非常にわかりやすい説明を受けたと思っております。

続きまして、前段でも触れましたが、医療扶助と、これはちょっと話がややこしくなりますが、今回の国保税の税率の改正というものの大きな引き金となっているのは、医療費の部分の増大ということがございます。それで、特会部分は後ほど申し上げるにしろ、扶助費という観点で申し上げれば、今回お話の中で、人工透析と、残念ながら本当に患っている方々は本当に今つらい思いで通院されたりしている中で、デリカシーのない質問にはなりたくはないのですが、残念ながらふえていると。重度のケースに至ってしまって、結局は医療費がたくさんかかってしまうというような流れの中で、健診に関してでありますとか、健診後のサポートに関しては、今回の定例会の中でも、お二人の議員が一般質問されているとは思いつつ、重なる部分もあるとは存じますが、例えば61ページの、済みません、62ページの健康増進費という中の健診受託料の中には、例えば胃がんの中で、400円の検診にかかわる補助を出しているというように説明を受けたのですが、受診率の向上、もう少し上げる意味でも、ここの部分、もう少しふやすようなお考えはないのかお伺いいたします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 受診率の向上ということでございますが、我々にとっても非常に大きな命題と感じております。健康については、食事、運動ということではありますが、そのほかに健診と

いうことで、私も常々申しております。加えて言えば、禁煙ということになります、そういったことをなかなか、何度も議会の中で申し上げておりますが、痛くならないと健康なんだという誤った考えを正したいということで、私たちも苦労しているところでございます。

委員おっしゃいました人工透析につきましては、1年間で1人500万円の医療費がかかるという、非常に大きい部分でございます。新庄市のほうでは、290人に1人という人工透析の方がいらっしゃいます。県平均で言えば500人に1人ですので、言ってみれば、2倍近い差があるということでございますので、我々健康課としても、これを減らしたいということでいつも取り組んでおります。

今年度については、腎臓病の予防教室、糖尿病の予防教室等を開いておりましたが、また来年度も継続してまいりたいと思っております。また、腎臓の数値でありますクレアチニン、尿素窒素というのがございますが、補助がない中、300円ではございますが、単独で予算化して図っているということでございます。

また、特定健診につきましても、特定健診した当日に保健指導をするということで、医療政策の成果のほうにも載せておりますが、7割、8割近い最初の、初回の保健指導というのも行っております。我々のほうでは、課内では一応20の方が新たに透析患者になって10人死亡している。そのため、数としては10人しかふえていない。また、24年度につきましては、18人新規の方がいて、16人亡くなっているため、形としては2名しかふえていないということでございますが、この新規の人工透析になられる方がどのくらいかかるかわかりませんが、半分にしていきたいということで、課内で話し合っているところです。以上です。よろしくお願いいたします。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 腎不全の部分までお答えいただいて恐縮でございますが、私が今お伺いしているのは、ですからそういった部分の検診にかかわる部分、400円、胃がんではたしか400円と認識しています。今、腎機能に関する検査に関しては300円、それで予算書のということですので、その金額で果たして足りるのかと。その金額で果たして足りるのかということをお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 がん検診の委託料については、400円引き下げて、今2,000円にしております。その辺で足りるのかということですが、健診、がん検診等につきましても、市町村それぞれ自己負担についてはいろいろございます。その辺で、こちらのほうとしては健診率を伸ばすためには、料金を引き下げることも必要かと思っております。しかしながら、予算につきましては、健康課の予算だけではございませんので、その辺財政のほうと調整を図りながら、できればちょつとずつでも減らしていきたいという課の希望はございますので、今後財政課のほうと調整を図ってまいりたいと思っております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） わかりました。

続きまして、農業費に行きます。予算書71ページ、農業振興費の部分の果樹園芸振興事業費というところで、この部分に関して、次の部分もかち合いますが、これは今期定例会でも一般質問で質問された事項でございますが、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金ということで予算計上2,633万9,000円というところで、この部分に関しては事業費の12分の1の新庄市のかさ上げの部分があるということで、今年度から実

施していただいて、非常に園芸振興という観点で、最初に取り組む部分であったり、機械の更新というところでは、非常に農家の方々から満足を得ている事業ではないかなというふうに私は捉えてございます。

絡めまして、その下の畜産業費のうちの畜産生産拡大支援事業費補助金1,387万1,000円というところでございますが、ここは県の3分の1という捉え方でいいのですね。事業費はトータルで4,000万強というふうに伺っておりますけれども、ここは県単独というところで捉えてよろしいわけですか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 畜産生産拡大支援事業費補助金につきましては、県単事業で3分の1の補助でございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） この部分に関する市長部局の考えとしては、一般質問の中で恐らく答弁で、市長答弁でしたけれども、この畜産の部分にまで新庄市のかさ上げ部分を今検討しているというような旨の御発言があったかと思いますが、例えばこの県単の、県単から推測した総事業費が4,000万というところで、市町村が、市が、新庄市がかさ上げた場合、想定される金額は幾らになりますか、課長。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この事業につきましては、さきにお話がありました戦略的園芸産地拡大支援事業の畜産タイプということで、同じように捉えていただいて結構かと思います。現在この予算要求してございます事業につきましては、現在の概算事業費で4,100万円ほどございますので、これにかさ上げするとすると、12分の1でございますので、340万円ほどになります。以

上。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） わかりました。例えばこれは決算委員会とか12月の一般質問でも行ったことございますが、じゃあ1つ上の70ページ、これは農業振興費でありますけれども、地域循環型と、堆肥製造事業ということで、これは環境と一体の事業であることは十分に認識しておるのですが、例えばこのたびも予算計上527万2,000円となっておりますが、有効性に対しては私だけではなくて、同僚の議員さんも同じような見解を持っているわけです。ちなみに、これは平成25年度で、ここからでき上がる堆肥は何トンございますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 平成25年9月に、いわゆるそのふるいをかける機械を、NPOの団体と協力して、団体から無償で借りて、今ふるいをかけて堆肥の良質化を図っております、そこから出るいわゆる木片チップの大きい部分が振り分けられますので、きょうもその作業をしていますけれども、今の概算では60トンから70トンぐらいの製品になるのではないかなというふうに試算してございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 多く見積もっても70トンというところに、これは乱暴な言い方をして悪いのですが、事業費で割りますと、1トン当たり7万5,000円というような堆肥でございます。例えば同じ循環型という中で、耕畜連携という場面はぜひぜひ私たちは考えなければならないことではございますが、私たち一般の普通の園芸農家が近所の畜産農家から、完熟とは言えませんが、ある程度形のでき上がって、土に土壤改良材として戻した場合、想定される

のは2トンダンプ1台で大体、高くても7,000円ですよ。これは10倍も開きがあると。これはその前、前段でもお伺いしましたが、30名の農家の方がこの堆肥を無償で供与いただいていると。その30名の方々にしまして、この堆肥が使い勝手がいいのか悪いのか、あるいはこれから使いたいのかというような意向調査をしておられれば、結果をお示しいただけますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 生ごみ堆肥の利用者につきましては、現在まゆの郷の会員を対象に利用いただいております。実は昨年を引き続き、今年も2月に利用者33名を対象にアンケート調査をさせていただきました。

設問の中身としましては、どれぐらい使用しているのかということから、仮にこの堆肥が手に入らなくなったら困るか、手に入らなくなったら、その別の手だてはあるのかというふうなこと、あともし購入するとなると、どれぐらいの値段が、自分としてはどれぐらいの値段だったらいいかというふうな、大きくこういうふうな内容でアンケートをさせていただきました。うち16名から回答を得ておりまして、提出率48%と少ないわけですが、この16名中7名が困るというふうな意見はあったものの、手に入らなくなったらほかに入手する手だてはあるかというようなことで、5名の方がいないというふうな回答を得ているところでございます。

また、値段につきましては、2トンダンプで5,800円ぐらいというふうなのが平均的な希望価格というようなことでございまして、いずれにしても標本数が33名中16名の回答ということで、非常に率的に標本数にしては少ないのですが、結果としてはこういうふうな結果を得てございます。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） そのような状況の中で、この事業が果たしていいのかと、そんなところに570万円を一般財源でつぎ込むよりも、これは先ほど申し上げました、例えば畜産でありますとか、あとはできるかできないかは別としてですけれども、これから6次化というものに取り組むというところでは、これは同じくまた県単の創意工夫というような事業がございすけれども、その部分に市町村の上乗せをすべきかと、そのほうが税の使い方の公平性が保てるんじゃないでしょうか、これは。いかがですか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 地域循環型堆肥製造事業につきましては、9月の決算議会で3名の委員の方、そしてまた12月議会においては石川議員より御質問を受けて、その答弁としましては、やはり平成11年から15年という長きにわたり、この歴史経過を経て今日に至っているわけですが、やはりさまざまな意味で賛否両論あったり、あるいはいろんな立場の方々が相当いますので、この辺の意見なんかも十分踏まえながら、今後この事業につきましの費用対効果といえますか、またいわゆるどの部分に経費を投入すれば、いかに農業の産出額を高め農業を元気にできるかというふうなこと、当然御指摘のとおりでございますので、きょうまでやってあしたからやめるというわけにはいきませんが、そのような御指摘を踏まえて、今後多面的に検証して判断していきたいというふうに思います。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） よろしく願いいたします。

次に、これは都市整備の部分になろうかと思えます。予算書で84ページ、新庄市の今回の主要な事業というところで、これは地元の話で大

変恐縮でございますけれども、泉田二枚橋の防雪柵の整備ということで、これは26年度も主要事業として大きく取り上げてはいただいておりますけれども、本来であれば25年度の、今年度の主要事業であって、工法の再検討ということで説明は頂戴しましたけれども、1年繰り延べと。今年度の当初の主要事業の概要の中では、完成年度が平成27年かと記憶してございます。今年度に至っては、来年度の予算に至っては、平成28年完成というところでございますが、これは冬場のその交通の安全性の確保ということに関して、新庄市が一番重い責任を負っているわけです。このくだんの場所に関しては、市長部局のほうも十分重要性は認識されているという中身で、でも残念ながら完成年度が28年の予定ということになってございますが、この事業、ことはちなみに何月ごろから取りかかるおつもりですか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 流雪、泉田二枚橋線の防雪柵、これにつきましては、先ほど委員もおっしゃいましたとおり、市の主要事業というふうな形で取り組んでございます。第1期分につきましては泉田地区、1期分については柏木原地区、あとそれから第2期分については、現在行っている箇所というふうな形で順次進めているというふうな状況でございます。これにつきましては、今回全延長約1,000メートルぐらいのところを整備するというふうな計画でございまして、まず最初にいわゆる二枚橋地区のほうから整備が進んでいくというふうな段取りでございまして、

これにつきましては、やはり国のほうの社会資本整備総合交付金、この事業を充てるというふうな事業でございまして、この事業のほかにも、ほかの事業もございまして、パッケージとして予算が振り向けられるというふうなことでござ

います。特に防雪柵につきましては、金額が張るというふうな形で、非常に財源的にはちょっと大変な事業でございます。ただし、この箇所につきましては、長年皆様方から非常に要望のある箇所、あとそれから私どもの道路管理者としましても非常に危険箇所というふうなことを認識してございまして、これについてはなるべく早い時期の完成を目指したいというふうな形で進めていることでございます。

ただし、今年度一部基礎の土質関係、それがちょっとございまして、変更等するような形になりますけれども、なるべく早くこれについては完成に持っていきたいというふうに感じているところでございます。今年度につきましては、一応92メートルというふうな形でございます。26年度については300メートルというふうな形で予算を計上してございます。

この予算の確保について、手法としましては、例えば国から補正があるというふうになれば、それに手を挙げて積極的に予算確保に努めてまいりたいというふうに感じてございます。以上でございます。

佐藤卓也委員長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

午後より代表監査委員高山孝治君、農業委員会会長星川 豊君より欠席願が出ております。

ほかに質疑ございませんか。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） それでは、私から幾つかの質問をさせていただきます。

まず、37ページ、2款1項7目地域づくり支援事業の地域づくり支援モデル事業委託料25万

1,000円、昨年はこの事業は47万3,000円で、7件とお伺いしてあります。一般質問でもよく私は言っていたのですけれども、この地域づくりというのは拡充すべき事業だと思いますが、これが減額になっている、その理由とは何だったのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域づくり支援モデル事業委託料というようなことでございますが、昨年よりは22万2,000円ほど減額してございますが、25年度につきましては、24年度の実績をもとに、これは世帯数に300円を乗じて出していく委託料のものですから、実績を重んじて25年度を計上いたしました。今年度の実績が、世帯数が偶然少なかった町内が連合体となって、2連合体が実績としてございますが、24年度の実績が金沢地域ということで、905というふうなことで非常に多うございましたので、実態に即したような形に少し戻したというようなところでございますので、今年度の実績プラスアルファというようなことで考えてございますが、775世帯分というようなことで見積もっておるわけでございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） それでは、その昨年の7件という件数ですけれども、そのモデル事業に今年度換算される件数というのは、どこら辺があるのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今7連合地域というふうな申し上げましたが、私どものほうで想定して見込んでございますのは万場町地区、あと常葉町地区、若葉町、あとは神明町、堀端、名古屋敷、北本町、以上7つの連合体、いわゆる隣接している地域をまとめて今略した形で地名を挙

げましたが、その7つ、これを今想定している予算ということでございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。

では、続きまして、40ページ、2款1項14目消費者行政活性化事業費、この消耗品の233万3,000円、昨年に比して増額70万5,000円とあります。この事業の内容と消耗品の使途をお伺いいたします。

荒澤宏二市民課長 委員長、荒澤宏二。

佐藤卓也委員長 市民課長荒澤宏二君。

荒澤宏二市民課長 予算書40ページ、市民相談費の消費者行政活性化事業費のうちの消耗品費についてでございます。25年度につきましては、26年度もそうですが、消費者の皆様、市民の皆様方がいろいろな消費者詐欺というのでしょうか、悪質商法とかに遭わないような市民生活を暮らせるようにということで、全戸配布でいろいろなものをお配りしながら、その悪質商法とか、いわゆる消費者詐欺に遭わないような手だてを講じているところでございます。

それで、今年度、25年度につきましては、クリアファイルを全戸配布させていただきました。今回、26年度の予算では、全戸配布物としてカレンダー、二月めくりというのでしょうか、カレンダーの半分に2カ月が1つのページになっている上半分のほうに、そういった詐欺に遭わないような、いろんな知恵というのでしょうか、こういうときにはこういうふうなことで気をつけてくださいよとか、二月に一遍ずつめくりますと、いろいろなその消費者の皆様が危険な目に遭わないような手だてというのか、そういったことを記載してあるカレンダー、そして何かあったとき、あるいは何かありそうなきには、警察とか消費者の生活センターのほうに電話くださいというようなお電話番号とかを書いたものを、26年度については全戸配布するとい

うことで、今年度よりも若干、若干というか単価が高いものですから、この予算につきましてもこういった形で計上させてもらいました。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） これは大変いい取り組みだと思います。ただ、この名前が消費者行政活性化事業というので、どういう事業だからちょっとわからなかったものですからお伺いいたしました。それで、参考までにお伺いしていますのですけれども、今までこういう詐欺被害に遭ったとか、そういう報告とかは新庄市においてはあったのだと思いますけれども、この予算の中にその例えば予防であったり、改善であったりするものは、予算の中には含まれているのでしょうか。

荒澤宏二市民課長 委員長、荒澤宏二。

佐藤卓也委員長 市民課長荒澤宏二君。

荒澤宏二市民課長 やはり全国を股にかけ、そしてこの消費者に関する詐欺というのは、何ていうのでしょうか、いろいろな封じ手を練りますと、また新たな手口ということで、非常に次から次へと新たな詐欺、今までですと、例えば押し売りの的なものがあったものが、例えば最近ですと貴金属を押し買いをしてみたりとか、いろいろな新手法の詐欺が出てきたりするものですから、市民の方からの相談、電話相談とか、あるいは相談室のほうにおいでになっての相談とか、数ありますので、そういった新手法の詐欺にひっかかるような方々もおられるかと思っています。ただ、そういったことを手をこまねいて見ていただけではなくて、あるいは市民の皆様方に配布物を配って気をつけてくださいよというだけではなくて、それらの詐欺に、詐欺というのでしょうか、消費者被害に遭わないようにするための研修ということで、旅費とかそういったものを計上させてもらって、いろいろな新手法の詐欺

に対応できるべく研修を日々行っておりますので、そういった研修に数多く参加してもらって、市民生活相談員の方にもいろいろなその詐欺を防ぐ手だてを、あるいはいろいろな対応の仕方を勉強していただくということで費用弁償、それから研修負担金等をかけまして、研修を、研さんを重ねてもらって、市民のそういった被害を未然に、あるいは被害に遭ってからでも速やかに解決できるような方策をとれるよう、日々研さんを積んでいるようなところでございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） よくわかりました。被害が想定される方は高齢者という、そういう場合もありますので、こちら辺はしっかり推進していただきたいと思います。

続きまして、51ページ、3款1項5目在宅老人福祉事業費に関してです。先ほど山口委員からこの質問はあったと思うのですが、その老人クラブ活動助成事業と、高齢者による健康いきいき活動支援事業費の補助金、これを詳細に説明をお願いいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほど山口委員から老人クラブ関係の補助金ということで御質問いただきまして、歳出のほうで御説明申し上げると申しましたが、この2つ、老人クラブ活動助成事業費補助金と、高齢者による健康いきいき活動支援事業費補助金が、合わせて老人クラブ活動支援費となるわけですが、その上のほうの老人クラブ活動助成事業費補助金につきましては、まず単位老人クラブ、それぞれの老人クラブの活動助成金が1クラブ当たり1,750円、これが一月でございます。現行でクラブ数が34クラブで計算しております。ですか

ら、その12月分ということで、79万8,000円の額になります。これがそれぞれの老人クラブに対して支給される額と。

それと、老人クラブ連合会に対して、いわゆる活動促進の補助金なのですが、連合会単体に対しまして10万円まず支給されます。そして、会費という意味合いで、会費、いわゆる老人クラブの会員1人当たり40円という計算なのですが、この場合、1,000人という計算でさせていただきますが、この額が4万円になります。ですから、老人クラブ連合会に対しては14万円ということで支給補助いたしますので、内訳としては単位老人クラブの活動支援事業費が79万8,000円で、もう一つが老人クラブ連合会の活動促進ということで14万円ということで、合わせて93万8,000円という形になります。

下の高齢者による健康いきいき活動支援事業費補助金につきましては、基本的に老人クラブの活動、具体的にはグラウンドゴルフとか、そういうレクリエーション関係の事業を行うための支援金という形になりますが、これは連合会に対してそのまま支援されるという形になります。ですから、連合会に対しては、先ほど申し上げました活動促進費14万円プラス、この22万5,000円、合計大体36万円という形になりますが、連合会としては36万という補助の中身になっております。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 老人クラブの活動助成についてはわかりましたが、別欄に、高齢者による健康いきいき活動とありますけれども、今老人クラブの加入率が減っている中で、例えば地域におけるグラウンドゴルフの大会であったり、輪投げ大会であったり、その助成だちょっとと思ったものですから、そういう意味合いのものは予算としてはとらないのでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、

小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 基本的には、高齢者による健康いきいき活動支援事業費につきましては、いわゆる老人クラブを対象とした補助金、県の補助金という形になっております。ですから、一般のその部分につきましては、また別途という形になりますので、我々民生費のほうでは該当しないという形になっております。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 活動費ではないのですが、輪投げの購入費用については、今年度は65周年記念事業の一つとして30団体に半額の補助をするということで予算化はしております。町内にある輪投げについては、公式の輪投げと若干手ざわりも違いまして、そういったこともありまして、また輪投げの底辺拡大という意味から、団体、購入する団体、希望する団体に対して半額の補助を予定しております。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。

続きまして、56ページ、3款2項1目わらすこ広場管理運営事業費の施設借上料、昨年よりも162万増額になっていきますけれども、この説明をお願いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

佐藤卓也委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 3款2項1目のわらすこ広場管理運営事業費の御質問でございます。

その中での施設借上料1,962万円というふうな計上でございます。今年度、25年度につつま

しては1,800万と。年間の借上料でございます。わらすこ広場の賃貸料につきましては、一昨年度から電気料の値上げ、いわゆる公共的な料金の値上げ、それから冬期間の除雪費の負担増と、そういったことで増額を要求されてございました。ちなみに他のテナントさんのほうでは24年度から既に値上げ済みだったというふうなことでございます。平成25年度分につきましては、現状維持ということで御理解をいただいております。平成26年度以降の賃借料については25年度中に協議をさせていただくというようなことでなっております。

前述のその共益費のいわゆる増額分、電気料に関しては30%近く値上がりをしておるというようなこともありまして、あとはほかの入所者さんとのバランスを考慮してテナント料が要求されてきたというようなことでございます。今年度、所有者のアドバンビルさんのほうと協議をさせていただいたところなのですが、いわゆる家賃相当分については据え置きをお願いしたところであります。

共益費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、その公共的な料金、電気料が主なのですが、そちらの値上げ相当分、それから26年度以降の消費税の3%アップ分、そちらを含んだ格好で賃借料、いわゆる共益費分として増額をお願いしたいというようなことでございました。25年度月額150万円であったのですが、その26年度につきましては、今申し上げた共益費相当分を増額をいたしまして、あとは消費税増額分を加味しまして163万5,000円の月額というようなことで協議をさせていただいたところであります。それで、年額としましては、162万円の増というふうな格好で1,962万円というふうなことでの計上ということになります。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 歳入のところで、主要の収入が139万5,000円で、値上げ料にも満たない数で厳しい運営ですけれども、子供たちのためによりしくお願いいたします。

続きまして、61ページ、4款1項1目がん検診推進事業、これが昨年に比べましておおむね半額となっているようです。特にがん検診業務委託料287万9,000円とあります。昨年は670万3,000円で、極端な減額になっております。先ほど石川委員の質問にもあったようですが、この件について詳しくお願いいたします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 がん検診推進事業につきましては、国のほうで子宮頸がん、乳がん、大腸がんという3つのがん検診を促進しようということで取り組んでおるものでございます。5歳刻みということで前やっておったわけですが、子宮頸がん、乳がんについては5年経過したということで、今年度の対象が子宮頸がんについては二十、乳がんについては40歳ということで限定されたものであります。そのため、委託料の減額ということを計上しております。以上です。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） ちなみに、これは今の説明ですと、女性特有のがんということになっていますけれども、これは県ではなくて、例えばですけれども、市で今一番多い大腸がん、胃がん、肺がん、その辺トータルに、性別にかかわらずというのは、市で今後考えていくようなことはあるのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 そのほかのがん検診につきましては、健康増進事業で対応しておりますが、先ほども石川委員の答弁にさせていただきましたが、胃がん検診については400円ほど個人負

担金は減額しておりますが、そのほかの個人負担金の減額につきましては、全体的な予算との関係があるものですから、その調整をしたいということでもあります。このがん検診推進事業については、国の補助金の対象の事業ということで御理解いただきたいと思います。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） わかりました。

それでは、次に79ページの7款1項3目、ここに観光振興対策事業費のイス1グランプリ実行委員会負担金70万とあります。その数段下に、例えばですけれども、新庄雪まつり実行委員会が、補助が80万となっていて、雪まつりの場合は歴史のある新庄市の祭りということで知名度も高いのですが、このイス1グランプリに関しては、昨年始まったイベントであって、そしてこの予算の組み方の基準がわからなかったものですから、どういう基準でこの70万が計上されたのかお伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 イス1グランプリ実行委員会70万の内容ということでございますけれども、御承知のとおり、イス1グランプリ、昨年NPO-AMPが実施しまして、大変な注目を集めたイベントでございます。このAMPさんのほうで昨年はいろいろなお金を集めて対応したということで、単独で続けるのは難しいという部分もありましたので、実行委員会をつくって市と商店街等も含めて一緒にやっという意味で実行委員会を組織したところでございますけれども、事業費的には約100万の事業費がかかります。30万をさまざまな企業、商店街等から協賛金をいただくということで、差し引き70万を歳出予算化したところでございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 済みませんけれども、今の説明だと、ちょっと私には理解しがたい部分があります。そもそもお祭りのような歴史のあるものと違い、一部の団体のイベントだと思うのですが、それにこの70万というのは、少し高いのではないかという気がするのです。このぐらいの予算がありましたら、少しでも地域の健康づくりのほうに、今現在何年にもわたって頑張っている方がいらっしゃいますので、そちらに渡すのが妥当だと直接言うわけではありませんけれども、確かに当日は非常ににぎわって活性化した事業ではありますけれども、その予算を70万という、その基準というか、それをもう少しわかりやすく説明願えればと思います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど申しましたように、事業費的には100万くらい歳出ベースではかかるということでございまして、PR費、あるいは商品、それから音響設備等で100万を見込んでいますところでございます。これは昨年の事業費が100万でございましたので、同じようなレベルが必要だということで考えているところです。

それで、確かに御指摘の件につきましては、新規のものについて70万ということではございますけれども、昨年は16チームが参加しております、大阪、京都、仙台等々、県外から半数ぐらいが参加しております。その当然、疲れて宿泊等もございまして、商店街の物販等でのにぎやかさも出ているわけでございまして、イス1グランプリは実行委員会組織で継続していきたいという判断でございます。

2 番（伊藤 操委員） 委員長、伊藤 操。

佐藤卓也委員長 伊藤 操委員。

2 番（伊藤 操委員） 継続する事業であると

いうならば結構なことですけれども、納得一部できない部分が多少あるのですけれども、まず今後とも頑張っていたきたいと思います。

では、続きまして、77ページの7款1項2目、最後に介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料1,430万ですか、この説明をお願いします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 77ページの中ほど、下の介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料でございますけれども、この事業は昨年から引き続いております緊急雇用の事業でございます。1年間続けるということで、年度がまたがっている残りの部分でございますけれども、この事業は福祉施設、介護施設に雇用していただいて、それで雇用しながら勉強して、介護の資格を取るということで、それで介護分野への就労をしやすくするという制度でございまして、緊急雇用事業でございますので、全額が特定財源になるわけですけれども、10人を雇用しておりますので、新たな10人の雇用が、施設数ですと8施設ぐらいなのですけれども、そういう状況で緊急雇用で対応している事業でございます。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私のほうからは4つほど、簡潔に質問させていただきますので、余り時間かかりません。ただ、私は今回の予算書を配付していただいたときに、当然開きますけれども、大変喜ばしい予算書であるというふうに感じました。といいますのは、議場で語られる一般質問、あるいは語られた話が結構26年度事業の中に反映していた。例えば小学校の、小中学校のエアコン、それから通学バスの運行、それからLED灯、さまざまありまして、なか

か私どもが議場の中で質問するのも無駄ではないんだなという、無駄にはいけないのですけれども、そう思いましたので、今後も頑張っていたきたいと思います。

まず、初めにですけれども、LED、39ページ、2款総務費の市民生活対策費の中の修繕費287万9,000円の中で、この中にそのLED灯が入っていると思うのですけれども、この中で2,392万円、大変いいことだと思うのですけれども、市内に3,769灯ありますというふうに書いてあります。仕様の中ではですね。それで、今回は54灯をつけるわけですけれども、この範囲はどこまで、市街地だけなのか、それとも近郊までいくのか。何年かかって、どのぐらい設置するのかをお尋ねいたします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 LEDの防犯灯の整備事業でございますが、26年度予算としましては54基をモデルとして、その成果を検証したいということで今回予算要求、予算を示しております。それで、LEDにつけますと、1つは契約電力料、こちらのほうが相当安くなるということになります。それから、使用電力料も安くなるということで、現在やっております防犯灯の補助事業そのものがLEDの照明灯にかえることで大体できるというふうな見通しを持っております。それで、その検証を今回市街地の2町内の54灯で実証してみたいというふうなことでお願いをしておりました。効果によっては、何年かかって全部いくかということは、その時点で確認をさせていただきたいと思います。よろしく御理解お願いしたいと思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私はこれを一般質問をした覚えがあるのですけれども、確かに町内も、各町内自治会も住民が少なくなっていく中で、

町内会費等についても逼迫している部分もあるわけです。その中でやはり電気料等の負担もしっかり助成はありますけれども、やはり1回持ち出ししなきゃならないという中で、やはり電気料も相当な金額になるわけです。特に私どもは学校を抱えていますので、結構防犯灯が多いんですよ。

それで、私も検証してみました。質問しっ放しではいけないと思って、昨年の秋に電気屋さんに行って、茶の間と仏間と、あと私が部屋で使っているパソコンを置いている部屋と、3つLEDにかえました。大した金額じゃないんですよ。1万円ちょっとですね。10畳間用で。家庭用ですので。今回これを計算しますと、1基当たり4万7,000円ぐらいつくんですよ。それはもう当然工事費も含めてだと思いますけれども、そんなに高価なものなのかということ1つと、それで検証していくそのモデル事業でいいのですけれども、ただ要するにその学区がある、小学校があるとか、そういう施設があるという町内、そこはやはり市街地については安全、確かに明るいです。蛍光灯よりははるかに明るいんです。私も実感しています。ですから、そういうところをやっつかないと、隣の町内にはしてくれただけでも、うちの町内にはしてくれないという、その市民の不平というか、不快感を示さないかと思うので、モデル事業だけやって、検証しなきゃならないということはわかりますけれども、もう少しやっていただけないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 LEDの器具については、4万何がし、今おっしゃられたとおりでございますが、さまざまな機種、廉価なものもございます。ただ、つけますと、中に漏水がしたりということで故障があったという事例も中にはありますので、一応現在は安心できる、信頼できる

器具ということで、この機種を使う予定で計画をしております。

それから、LEDの全町内にわたってということでの御質問かと思います。1つは、先ほど申しましたように、町内会への電気料の補助でやるのか、LED化にして電気料を安くして負担を同じにするかという選択だと思います。現在検討しているのは、二町内については、小学校の学校区、それから比較的人通りの多いところを想定して、54基想定しております。それで、委員おっしゃったように、予算の都合もありますけれども、できれば全面的にということも考えます。LEDについては明るさのほかにも誘虫性といいますか、虫がついてこないということもありますし、その辺もあわせて検証しながら進めていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 確かに二酸化炭素の排出も少ないということで大変いいのですけれども、明るいんです、確かに。私もわかります。市政も明るく見通しできるようにLEDをいっぱいつけましょう。

それから、続きまして、ちょっとあっちこっち行ったり来たりしますが、済みません。94ページ、10款教育費、通学手段確保対策事業7,094万1,000円、これは今回の主要事業の中にも教育委員会のほうで、教育総務でありましたけれども、通学困難な地区に対してスクールバスを使わせるということで、大変喜ばしいことだと思っています。ただ、今は、前は4キロ、6キロという通学バスの運行基準がありましたけれども、それは下に下がってきているみたいで、3キロ、5キロまで下がったようなことは伺っていますけれども、今まではその通学距離でバスという話があったと思うのです。

ただ、これは先月でしたけれども、私のとこ

ろの目の前の小学校の4年生の男の子でしたけれども、下校時に車に引きずり込まれそうになって、声をかけられて、それで走って逃げてすぐ近くまで行って助けを求めたと。それで、何で知っているかという、パトカーがずっと私の後ろを、ずっと通るんですよ。私は何も悪いことしていないのですけれども、何か私に用事があるのかと思って聞いたら、いや、実は子供がそういうふうな目に遭ったと。それで、ずっと体育館でスポ少をやっていたものですから、その犯人がまだそういうことを、警察に通報が行ったかどうか確認できていないので、また来るかもしれないので、ここで赤色灯を回していますということでした。

それで、学校では非常に素早い対応をとってくださって、それで地元の父兄等にも連絡を、私のところはけやきっ子というのが、北辰小学校の、それでその通知をしてくれたのです。実はそれは今から二、三年前ですけれども、エコロジーガーデンで、こういう言葉が正しいのかどうか、使っているのかどうかわかりませんが、やはり変態おじさんみたいなのが出て、ぱっとう、それで子供たちが気持ち悪いというので、すぐ学校に連絡が来まして、おじいさん、おばあさんがその子供たちを下校時に迎えに来る、その前にも一般質問したかと思いますが、そういうふうな状態の中で、そこに危険なのは、今回もそうなのですけれども、太田じゃなくて野中のほうに踏切がありますね。奥羽本線の。そこを渡って200メートルぐらいに、民家のない途切れるところがあるのです。そこでその子供が狙われたと。民家は市街地であれば全部ありますので、そういうことはないかと思うのです。ですから、距離だけでなく、防犯上からも子供を、通学バスを使うという考え方にはなっただけかもしれませんでしょうか、お尋ねします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎

憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 今委員がおっしゃいました北辰小学校の事件といいますか、その件かと思います。たしか先月、そのようなことがあったということで、こちらのほうでもお聞きしております。

スクールバス等の運行につきましては、基本としては学校の統廃合でもって遠距離通学になった場合の運行ということで実施しておりますけれども、一般質問のときにも、前に申し上げたかと思うのですが、平成19年の安全・安心通学プランのいわゆる答申を受けての実施計画、これを教育委員会に諮りながら定めて実施しようとしているわけですが、そのプランの中にいわゆる通学バス等を運行すべき地区としての部分としては、今おっしゃったような地区についても検討すべきというようなことをいただいております。

また、交通安全上の問題と、委員がおっしゃったいわゆる防犯上の問題、この点につきましては、昨年度、文部科学省でいわゆる児童生徒の安全に対する計画策定になりましたけれども、その中でも交通安全、さらに災害上の安全、そして防犯上の安全というようなことでありますので、その辺のところも十分捉えながら26年度以降検討していくような方向で考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私も曲がりなりにも人の親なものですから、子供は宝だというのはやはり実感します。地域で子供を育てていかないと、自分だけの子供でない、地域の子供であるという意識を持っていかないと、なかなか難しいのかなと思います。ですから、やはり地域で

育てていかなきゃならない。地域で守っていかなきゃならない。特に今、昔は私はきかなしやろっこだったものですから、隣のじいさんからよく頭を殴られました、このやろうと。今そういうことをする大人はいないわけですよ。ですから、地域で守っていくという気持ちが薄れていると。隣の子供が何しようが関係ないんだ。悪さしようが、いいことしようが関係ない。そういう希薄になっていく中での、やはり地域でせめて学校に通っている子供たちについては、地域で守っていこうという意識を持っていたら、今柿崎次長の答弁されたように、防犯上からの通学バスというのも必要ではないかと思いますので、よろしく御配慮をお願いします。

行ったり来たりして済みません、81ページ、7款商工費、都市と田舎交流促進362万1,000円について。これも去年の9月に新庄まつり等においておもてなしということで民泊制度を活用すべきではないかというお話を、質問させていただきましてときに、市長答弁の中にも、調査研究をしたいと。それで、やはり近隣に温泉宿泊施設はあるけれども、確かに今新庄まつり用にホテルを建てると、なかなか言いづらい状態でありますので、民泊制度の活用というのは非常に有効だということです。

それで、ちょっとお金の話になるのですが、新庄まつりを見に新幹線で来たと。泊まる場所がないので、ほかの市町村に行って泊まった。お祭りを見るだけなのか。お金を本当に誰も落としてくれないのですかという話になるわけです。ですから、いかにして新庄にお金を落とさせるのか。買うのはテキ屋さんが売っているそれを買っていく。泊まりはどこかの有名な温泉に泊まる。その経費は新庄市が持つ。ではない。やはり民泊制度の活用をすべきだというふうに思います。

それで、今話しました、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、都市と田舎交流促進、

これは今回は宿泊体験ツアーをやろうということをお話していますが、この促進対策費の内訳について、どのようなことをやっていくのか、どういうふうにして金をかけていくのか、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 81ページの都市と田舎交流促進事業でございますけれども、予算の内容的には、嘱託職員報酬が大きいわけですが、地域おこし協力隊を活用しまして、都会の目線ということも期待しながら協力隊を配置して、委員おっしゃられます農家民宿、これを推進していきたいといえますか、業として今現在お金をいただいているというところがございませんので、ぜひ実現していきたいというところでございます。

おっしゃられますように、新庄には温泉が余りなく宿泊施設がないものですから、そういう点から、地域の特色を生かした農家民宿、これは非常に大事なものであるというふうに考えておりまして、有効な手段であると考えておりまして、私どもの当面の第1番目の課題かというふうな考え方、認識を持ちながら推進していく心づもりでございます。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 来年がたしか260周年だというふうに記憶しています。それで、やはり恐らく来年あたりに、その目標値を置いて事業を進められているのだとは思いますが、民宿と民泊って同じなの。違いますよね。民宿と民泊は違うと。私が言っているのは民泊なのです。民宿というのは、消防法も関係してくるんですよ。宿泊施設ということになりますので。民泊であれば、前言ったグリーンツーリズムを使うとか、農家民泊という中で、それほどクリアすべきハードルは高くない。民宿となってい

れば宿泊業になりますので、保健所、あるいはまた消防法に抵触しますので、1年に1回、2回の宿泊であれば、そこまでハードルを高くしなくてもいいんじゃないかと。ですから、それが1つ。

それから、具体的な話として、民泊制度を組織化するとか、そういった目ぼしいところを拾っているとかというまでは、まだ作業はいつていないのでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 民泊と民宿の違いでございますけれども、いわゆる泊まる宿のことを民宿といいまして、泊まる行為を農家民泊というわけでございます。それで、特に民宿の中でも、農家の方々が行うものを農家民宿というふうな言い方をしております、そこにはさまざまな制限の緩和、消防法とか保健所の関係とかの、何ていいますか、簡易な部分が、基準を緩めているところがございます、非常灯は要らないとか、そういったことでございます。

それから、組織化ということでございますけれども、候補としていろいろうちとしても考えてはございますけれども、やはり最初から組織化というのは難しい部分もありますけれども、今現在、農家民泊をしていただいている方々がいらっしゃいますし、その方々をまずは業としてやっていけないかということも考えてございますし、将来的にはやはりその地区を地区単位でできるところがないかなということも考えております。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 課長、ありがとうございました。宿泊の語源を初めて知りました。ありがとうございます。

そういうふうに前向きに進んでいただかないと、なかなか今までと同じような状態の中で進

展していかないということがございますので、課長は大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

それで、また課長に嫌な質問が行くかもしれませんが、79ページ、7款商工費の中の観光費、新庄まつり運営事業負担金1,564万円、これは去年の9月で一般質問させていただきまして、八戸は1台につき120万円だよと。我が新庄市は29万円、山車、26日展示する1日分の1万円ということで30万だと。それを大変苦労していますので、ふやしてもらえませんかとお願いをしたのですけれども、数字を見ると、おお、100万もふやしたと思ったのですけれども、実はこの100万は260周年の記念事業に向けての予算なんですね。ですから、結局去年と同じだということです。

去年もあの雨の中、子供たちは引っ張ったわけですよ、25日。その子供たちの前を歩く偉い先生方は傘を差したり、かっぱを着たりしていましたけれども、私はとてもそんな気になれなくて、子供たちがぬれるので俺たちもぬれようと思ってやりましたけれども、やはりそういうスタンスだと思うんですよ。山車を一生懸命つくっている人たち、新庄まつり260年の歴史を絶やしちゃいけないという気持ちに対して、もう少し助成はできないのか。改めてもう1回、予算をふやすとは今さら言えないかもしれませんが、その辺のことをちょっとお尋ねいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 79ページの新庄まつり運営事業負担金の関係でございますけれども、今年度は1,564万ということで、昨年より100万アップしております。御指摘のように、27年の新庄まつりが260年という記念日を迎えますので、26年の記念事業と、260年の記念事業ということで、さまざまな少しグレードアップした

部分を考えております。この100万というのは、委員も御指摘ございましたけれども、260年に向けた前の年、26年の祭り等でPRをするための経費100万でございますので、そこを除けば通常ベースということでございます。

ただ、まつり委員会として今考えておりますのは、主な有料席の会場となりますアビエスですけれども、あそこは木製でつくっておりますパーゴラがありますけれども、相当の経年劣化で危険だという、まず1つございます。それと、祭りの観覧席を設けるという、ふやすという観点から申しますと、高さで見えなくなる部分があるものですから、後ろのほうにまだ余裕があるわけでございます、椅子を並べるに。今年度、そのパーゴラを壊すという、撤去するという計画でございますので、観覧席、有料観覧席をふやす計画でございます。当然、ふやすとまた椅子のリース代とか警備の問題とか出まして、経費のかかり増しする部分もございますけれども、まつり委員会の予算になりますので、断定的には言えませんが、ある程度の金額が収入増になることになりますので、そこはおっしゃられますように、山車のほうに回していきたいというふうに考えているところです。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 昨年から、答弁の中に、そのまつり実行委員会のほうからふやしてほしいというような話はないんだという記憶が私の中にあるのですけれども、こういう話があって、まつり委員会のほうでふやしてほしいという要望はあれからなかったのでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まつり委員会は、3団体で構成しているわけございまして、その予算審議が年度当初で行われます。その中では、特にふやしていただきたいということはなかつ

たように記憶しております。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 実は、イス1グランプリ70万について、こんな1年やったのに、これだけ70万もつけてくれるのかと言おうと思ったのですが、私の前の人がいきましたので、やめます。

それで、最後になります。85ページ、8款土木費の道路橋梁費、85ページの一番上です。荒小屋泉田線整備事業費ですけれども、2,530万9,000円、これについては地元の人方からも私は言われてまして、1回取り外した経過があるのですけれども、あそこは丁字路になりますね、国道とぶつかるところ。それで、左折分については安全確認だけで済むのですけれども、右折する場合、車線を2本切らなきゃならないという状況であります。これは市の予算ではないのだと言われればそれまでなのですけれども、市民の安全を考えるということで、信号機をつけてほしいという要望は、地元からも相当来ていると思います。それで、話によりますと、なかなか難しいのだと。公安委員会と警察の話では、難しいと話していますけれども、何か要望が強くあるということですので、進捗をお尋ねしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 高檀泉田線の国道側、十字路、荒小屋ですね、13号線との交差点、丁字路部分について、地元のPTA、学校、それから地元の方々から、環境課のほうに要望をしたいということで要請書を受けました。

それで、私どものほうで警察署のほうに要望書を提出しておりまして、2月の27日に、郡内の交通問題研究委員会という会がありまして、その席で、山形県の公安のほうに提出する最上郡の要望書ということでの提出になります。

その中に丁字路と、それから横断歩道、国道側と、それから市道側、両方ともということになりますが、これについての設置の要望を上げていただきました。警察のほうからは、決定ではありませんよというふうな言葉が添えられていましたけれども、一応県のほうには要望として形としては届くということになりましたので、御承知おきいただきたいと思います。以上です。

6 番（佐藤義一委員） 委員長、佐藤義一。

佐藤卓也委員長 佐藤義一委員。

6 番（佐藤義一委員） 私も国道に出るときに、市役所に来るときはそうですけれども、右折しなきゃならないです。私の横断は北辰歩道橋ですけれども、前に国道と市道の接点がありますので、国道の除雪が高いわけです。それで、信号がないものですから、安全確認しようと思うと出なきゃならない。出るとぶつかるというパターンが、ことしの正月に向陽幼稚園や御霊屋に入っていくところでありまして、国道出張所に話をして除雪してもらった経緯があるんですよ。ことしもそれを言おうと思ったら来たわけです。同じことが荒小屋泉田線の中で可能性があるわけです。やはり信号機がないと非常に危ないと思いますので、話によりますと、今課長のおっしゃったとおりなのですけれども、13基の予定の中で、行き先が決まっているかもしれません。下手すると26年度は難しいかもしれないということです。課長に一生懸命頑張ってもらって、なるべく早く雪の降る前にでもつけていただくように。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

佐藤卓也委員長 他に質疑ございませんか。

18 番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18 番（森 儀一委員） それでは、私のほうから二、三質問させていただきます。75ページの款6農林水産業費の項2の林業費、目1の林業

振興費の中の森づくり推進事業費270万3,000円ですか、271万3,000円、その中のまず第1番目に、森づくり事業委託料20万、これと2番目に間伐材利用促進事業委託料30万、同じく次のページでございますけれども、山の幸ですか、これ、山の幸振興対策支援事業費150万、この3点についてもう少し詳しくお知らせ願いたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めに、森づくり推進事業の内容でございますが、この事業は県のみどり環境交付金、この交付を受けまして、主にその緑を豊かにするというふうな目的で、小学校、中学校の児童生徒を対象に、さまざまな森林自然環境学習とか、その資源の利活用を、間伐材を利用して看板をつくったりするというふうな事業でございます。10分の10の補助事業ということでございまして、この中の森づくり事業委託料ですが、この事業につきましては、いわゆる陣峰市民の森を舞台として、小学生、中学生がその環境学習をするための、そのインストラクター的な指導を含めて、森林組合のほうにお願いするというふうな事業でございます。

それから、間伐材利用促進事業委託料でございますが、これは昨年ですと、間伐材を使って新庄まつりの首にぶら下げる木製の祭りのプレートをつくって、子供たちに提供したり、あるいは陣峰市民の森のいろいろな場所の案内板の看板をつくっていただく、そういった業務の委託料でございます。

それから、山の幸振興対策事業でございますが、この事業につきましては、ブナシメジを生産している組合に対して、現在使っているライトをLEDの照明に切りかえていくというふうなための、生育室の3分の1、26年度については3分の1の電球をLEDに交換していくというふうな事業の補助金でございます。以上です。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) どうもありがとうございました。最初の森づくり事業委託、森づくり推進事業でございますけれども、これは現地に子供たちが、招いて行っているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、間伐材の利用でございますけれども、プレート、新庄まつりのプレートということをお聞きしましたが、これは各町内、あるいははやしのほうでもやっているとありますが、これはどんなプレートをつくっているのか。各町内にお渡ししているのか、そういうところをお聞きします。

それから、山の幸でございますが、これはブナシメジ栽培農家、新庄市内で何人ぐらいいるのかお聞きします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めの森づくり、森との触れ合い事業ということで、子供たちが現地に行っているかというようなことでございますが、陣峰市民の森を舞台に、間伐の体験ですとか下刈りの体験ですとか、あるいは病虫害防除ということで、ナラ枯れの予防的な実施を陣峰市民の森において体験実習しているというふうなことでございます。

それから、間伐材の利用につきましては、先ほどお話しした祭り用の木札ということで、首から下げて、「新庄まつり」というふうな刻印をしたような、そういう間伐材を活用した首飾り的なものを、ペンダント的なものを、26年度

も25年度に引き続き、町内の若連を通じて3,000個製作して、これをおあげするというふうなことでございます。

それから、ブナシメジについては、大きくやっているのが法人で1経営体、それから小さくやっているのはちょっと具体的な数字は把握していませんが、数戸かなというふうに思います。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) よくわかりました。

市長の26年度の施政方針の中でも申し上げておりましたが、第38回ですか、全国育樹祭が10月12日に山形県遊学の森、金山町で開催されるとお聞きしております。連動して記念行事として森林、林業、環境機械展示の実演会が本市で開催されるということでございます。これはこういう機会に誘客促進ですか、を進めるのに本当にいいチャンスとも思われます。

そこで、お聞きしますが、本市の会場となるところは、場所はまず1点、どこですか。

それから、想定される参加人数は、2日間とお聞きしておりますが、2日間で約何名ぐらいになると思われるか。

次に、3点目、駐車場の確保などは……。

佐藤卓也委員長 森委員に申します。ページ数をおっしゃってください。何ページかわかりませんので、ページ数をよろしく願います。

18番(森 儀一委員) 75ページの森づくり、引き続きです。これは脱線していきまして、だめですか。林業に関係して。林業に関しての問題ですから、引き続きです。

じゃあまず、延べ約何人ぐらいの人数が来るということと、それから駐車場の確保、それから予算などは、これは国とか県とか、市の持ち出しというものはあるのですか。それから、会場までのシャトルバスとか、そういうものを考えているのか。課長、願います。この5点

について。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいまの質問は、施政方針の9ページにございます、10月12日に金山町で開催される第38回全国育樹祭と連動した、森林林業環境機械展示実演会、これの御質問というふうに承りましてお答えしたいと思います。

会場となる場所ですが、新庄中核工業団地、ここのNOKの敷地をお借りしまして、こちらを主会場という形で開催したいというふうに聞いております。

駐車場につきましては、同じ工業団地内の空き地の活用ということで今想定しているのですが、主催が一般社団法人林業機械化協会、ここと山形県がタイアップして行うということで、ほとんど新庄市としてのかわりかは、物産とか会場の案内とか、本当に裏方的な業務がメインになるかとは思いますが、想定される来場者が2日間で約7,000名ぐらいというふうに予測しております。出展業者も、関連する関係者も五、六百人は下らないんじゃないかなというふうなことで、相当大規模な展示会になりますので、そんなことで受け入れ態勢という形で新庄市としては協力していきたいというふうに考えてございます。

予算的には、これといったものはございませんが、啓発という意味では、ここの75ページの林業振興行政事業費の看板等製作業務委託料10万円とありますが、この看板を市役所の庁舎前に設置して、こういうことがあるんだよというふうな告知をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 5番目に、会場までのシャトルバスの運行など考えておりますかというのを聞いたのですけれども、これは今いい

ですけれども、予算委員会で予算の場所がちょっと見当たらなかったものですから、ここで質問させていただきました。垂れ幕だけの予算ですか。会場までのシャトルバス、それをまずお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 工業団地内に駐車場は確保するわけですが、いずれにしても7,000名の規模となりますとそこでおさまらないというふうなことが想定されますので、シャトルバスを運行するというふうなお話を聞いてございます。過去、昨年、おとしと現地視察に行っているわけですが、やはり相当のシャトルバスを出して、会場とのピストン輸送をしておりますので、新庄市においてもそのような対応になるかと思えます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 関連して、大変申しわけないのですけれども、育樹祭は、健全で活力ある森林を育成して次世代に継承するのが目的と言われて、全国植樹祭で、天皇・皇后両陛下が植えられた樹木を、皇太子様がお手入れなされるというのが通例だと聞いております。本市の記念行事は、皇族の方が見えられる予定はあるのか。これをお聞きしたいのですけれども。

佐藤卓也委員長 森委員にお伝えしますが、本予算についての質問です。育樹祭は金山町です。新庄市の歳出についてよろしく願いします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 新庄市でも、11日と12日、機械の展示ということ、今言っていますけれども、これは関連してだめですか。だめだったら即やめますけれども。関連して育樹祭の一環の中でやっているんですよ。変えてもいいで

すよ。どうですか、委員長。委員長判断でいいです。ここは委員長が最大の権利あるのですから、やめなさいと言うならやめますから、後に聞きますから。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

佐藤卓也委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 10月12日、金山町で開催されます第38回全国育樹祭への皇族の御参列でございますが、例年この育樹祭につきましては、御出席賜りながらやっているというのが恒例でございますし、県のほうからも、スケジュールについてお知らせすることはできませんが、そのような日程で考えてくださいというふうな話は承っております。以上です。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 委員長、これは育樹祭は金山町ですけれども、記念行事としてやるということをお聞きしておりますので、そのことで関連してお聞きしているのでございます。

それから、この場合は、入場料とか、そういうものはいただくのですか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 全国育樹祭と連動する森林林業環境機械展示実演会については、皇族の方は残念ながら、過去の例からしますと、見えていないというふうなことでございます。

それから、入場料につきましては、これも過去の例からすれば無料ということで開催となっております。以上です。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） せっかくだからもう少し。豊かな森林を守るということで、次世代に継承するという、この機運を育むということを言われておりますけれども、全国の育樹祭の開催については計画行事や記念行事でございます

けれども、学校、教育現場では、これをどのようになっているのか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 農林課のほうから、来年度のこの事業について、子供をぜひ参加させてほしいというようなところの依頼がございまして、現在のところ、北辰小に緑の少年団というのがございますので、その子供たちが参加する予定になっております。あわせて、記念行事、金山での記念行事なのですが、沼田小の合唱部がセレモニーのためにその場で合唱するというようなことで依頼をいただいております。以上です。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 県民の参加の森林づくりですね、そして森林資源の環境利用、これを一層促進して、そして東日本大震災からの復興をアピールするということも記念行事の中で聞いておりますので、これも新庄の機械展示も大成功に終わっていただければいいなと思うところでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、107ページ、款10教育費、項、社会教育費の目8のふるさと歴史センター費でございますけれども、展示山車の人形等の借り上げ料、これは356万ですか、これは昨年より10万円ほど高くなっていますけれども、借り上げ料は年々高くなるのか、それともその年によって違うのか。今年度のほうが10万円高いようですが、これはどういう予算になっているのか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 ふるさと歴史センターの山車の借り上げ料でございますけれども、金額そのものは変わってございません。いわゆる消費税の3%上乗せになった分の差額でございま

す。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） それから、この展示山車の審査方法ですけれども、私はちょっとわかりませんので、この審査の方法を教えてください、このように思います。町内が本当に手塩にかけてつくり上げた山車ですから、慎重に審査されるものと思われまますので、その点をお聞かせください。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 山車の優秀山車、展示山車の選考につきましては、22年度までふるさと歴史センターにおいて審査決定しておりました。その後、山車まつり委員会、こちらのほうにいわゆる選考のほうに移行しまして、ただ選考の仕方としましては、若連、20若連と、あとは20名の有識者といいますか、40名において点数をつけていただいて、それで選考して、上位、歌舞伎部門と、それから物語部門、それぞれ一番高い点数の山車が展示されると、そういった選考のやり方をやっております。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 40名の中には、山車連盟から何名とか、一般から何名とか、有識者、あるいは教育委員会とか、そういう人たちが入っていると思いますが、そういう人たちを交えた、そしてまたこれを審査する場合、同じようなところで、同じ場所でやっているのか、それをお聞きしたいと思います、その辺。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 若連、いわゆる各町内の20名、若連のほうから代表しまして20名、それからいろいろな分野からの20名の40名がいわゆる選考委員になってございます。

それで、今、委員から御指摘いただきました、同じ場所で見ているのかといった御意見でございますけれども、それぞれ各委員が、アビエスで見る選考委員もでございます。何名かおりますけれども、あの方々は全て独自で見、20台を見て選考していると、評価しているといった状況でございます。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） そうすると、ばらばらに見ているということですね。ばらばらで見、そして審査ということは、ちょっといかなものかなと思うところでございます。

それから、本まつりだけか、それとも夜まつりも一緒に審査するのか。その辺もちょっと。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 投票用紙につきましては、26日の午前中に歴史センターのほうに、いわゆる点数表を提出していただくことになってございます。それから、各若連の方々に集まっていたいて、そこで開票して点数を公表するといったやり方になってございますので、24、25、両日を見て26日に評価していただくと、点数をつけていただくといった形になってございます。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） そうすると、持ち帰ってそれを審査して、そしてみんながまた持つてくるというような方法だと思います。そうでなくて、やはりアビエスならアビエスの前で、一緒にみんなが観覧しながら審査する、そしてそこで監視をするというのが一番ベターだと思いますけれども、これを持ち帰って2日も審査表を持つて歩いて、そしてやるというのは、本当に公正な審査になっているのかということを私はちょっと疑問に思うところでございますが、一時は、審査の方法に不満を持っている住民の

方もおりますので、まさかそういうことはないと思いますが、お互いにそういうものを、審査表を持って1日も2日も歩くと、さまざま妥協しがちなこともあると思いますので、できれば1カ所で見ても、そしてそれを投票してもらうのが一番のベターだと思いますが、その点どうですか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 優秀山車の選考につきましては、過去にもいわゆる観覧車、一般のお客さんから見ていただくと、それで点数をいただくという、いろいろなやり方があったようでございます。それで、ここ数年来、今のやり方に定着したというふうに見ております。ただ、そのやり方についても、完全に今、委員御指摘のような意見が出ていることは承知してございますので、今後とも優秀山車の選考の仕方につきましては、最良の一番よいやり方、それをいろいろ模索しながら検討していきたいというふうに思います。

ただ、現在のやり方、一堂に会してその場で回収するというふうなやり方も、過去にもそのようなやり方でやった経緯はございますけれども、ただ選考委員全員がそこで参加すると、いわゆる縛るようなことにもなりますので、そのあたりで自由に見て、自由に評価して点数をつけてくださいというやり方に今変わったのかなというふうには解釈しているところでございます。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今、社会教育課長のほうからお答えしていただいておりますけれども、今度まつり委員会のほうに移ったということもございまして、私どものほうで昨年の議会等でも御指摘はいただいておりますので、まつり委員会の3団体の中で、まずは事務局会議の中

で問題を提起しまして検討しているところでございます。今までの過去の経緯、何回かやり方を変えて今の形になっているということもございまして、なかなか難しい面もありますが、皆さんにわかりやすい方法にするようにということで協議をしておりますので、よろしくお願いいたします。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

佐藤卓也委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 今、答弁としてどちらのほうを優先していいのかなと思いますが、時間もございませんので、後でゆつくりまたお話を聞きます。もう仕方ないです、時間がないので。やはり東北一の山車なので、後で文化財にふさわしい、波風の立たないような、そんな審査方法をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど申しましたように、審査の実施主体がまつり委員会のほうに移行してございます。実際に開票しているところが歴史センターということで、社会教育課長のほうからお答えした部分がございまして、私どものほうが、今は所管しているということでございます。

それで、御指摘のとおり、今審議をしておりますので、よろしくお願いいたします。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) では、質問をさせていただきます。

33ページ、2款1項1目職員研修事業費、昨年度よりやはり相当額ふえていますが、前年度よりどのような研修の部分充実させようとしているのか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

佐藤卓也委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員研修事業費、確かに昨年より87万ほど増額になってございます。まず、その増額になっている要因、大きく分けて2つございますが、1つは、研修講師にこれまで町内研修、町内の職員を用いておったりしたわけでございますが、新たに外部の専門講師を招いて、専門的な研修をしたいというふうなことで、行政課題研修などを今のところ考えてございます。ここには専門の外部講師を招聘したいというふうな、その招聘費用でございます。

それから、派遣研修についても、このたび充実を図りたいというふうなことでございまして、市町村アカデミーについては、昨年11科目でございましたが、今年度の予算では17科目を予定してございます。17科目の17名でございますが、それによって研修費が37万6,000円ほど増になっているというふうなことでございますが、これについては市町村アカデミー研修費助成金というものがほとんどございまして、この経費、派遣研修に伴う、アカデミーの派遣研修に伴うものが113万6,000円ほどかかりますけれども、そのうちの90万1,000円については、この助成金で賄われるといったものでございます。

それから、もう1点は、東北自治研修所、これについても研修科目を1科目ふやすということのための負担金の増、そういったものが主な要因になってございます。以上です。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 財政的に非常に厳しい中で予算を増額していくというのは、大変厳しいものがあると思いますが、前にも申し上げましたが、職員の8割以上の方がもっともっとスキルアップしたいと、市民の福祉向上のために貢献したいと、そういうお気持ちでいるようなので、ぜひその辺を酌み取っていただいて、手厚くしていただければと思います。

次に、これは補助費のほうになると思うのですが、36ページの下の方、2款1項7目の36ページの下の方に、新庄コンピュータ専門学校介護福祉学科運営負担金というのが載っています。これは300万円ですが、どのような流れで進捗している、今の段階を教えてください。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 新庄コンピュータ専門学校福祉学科、今コアカレッジ福祉科というように募集を、それで4月1日の開校というふうなことになりますが、1学年30名定員というふうなことで、2年制と。25年度の8市町村によります協調支援ということで、新庄市の場合は、今年度500万円、建設費ということで支援いたしました。おかげさまで4月1日開校に向けての準備が整っているというふうなことで、このたびの予算につきましては300万円というふうなことでございますが、建設費と合わせて決められている形の中での一つなわけですけれども、向こう5年間ということで、300万円ずつ運営支援を行うというふうなことで、これも8市町村協調しての初年度というふうな形になってございます。軌道に乗るためにこの5年間というふうなことの支援を行っていきいたいというふうなことでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） わかりました。恐らく多くの方が望んでいる部分だと思いますので、ぜひ充実させていただければと思います。

次に、47ページ、3款1項の社会福祉総務費、一番下、47ページの3款1項1目社会福祉総務費のシルバー人材センター助成事業費というのがありますけれども、シルバー人材に係る人件費みたいなことは聞くことはできますか、これで。この中の予算の。予算というか、できます

か、委員長。どういうところにどういう、その所長が、センター長が幾らとかという、そういう人件費の部分は聞けますか。聞けない。それ、聞けるのだったら聞きたいのですけれども。

佐藤卓也委員長 暫時休憩します。

午後2時44分 休憩

午後2時45分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいまシルバー人材センターの助成事業に係りまして、いわゆる公益法人シルバー人材センターの人件費の関係で御質問いただいております。ただ、あくまでも公益法人でございますので、我々が今回助成事業費としてお示ししている640万、失礼しました、48ページになりますが、運営費の補助金638万7,000円という額の中身につきましては、県の補助金も含んでおりますので、新庄市の補助金としては、このうち498万円となっております。

それで、シルバー人材センターの考え方としては、個々の契約を行いながら、いわゆる手数料、現在ですと8%いただいているわけですが、総額大体2億7,000万程度の契約状況ということでございますので、その8%ですから、大体2,000万円程度かなという感じはいたします。そして、国庫補助金が、国庫も含めていわゆる現在の補助金の総額が1,500万円という形になりますので、いわゆるシルバー人材センターを運営する原資という形になりますと、この3,500万円の中で運営しているという形でございます。

それで、多くのシルバー人材センターの運営

状況でございますが、基本的にはほぼ人件費に充当されるという形になります。ただ、個々の役職の、現在は職員の方は5名いらっしゃいます。それと、事務局長なり理事もいらっしゃるわけですが、基本的には常駐の職員が、失礼しました、4名、嘱託が1名、それと事務局長が1名という形の事務局体制をとっておるようではございますが、基本的にはこの方々に対しての人件費という形になるかと思われま

す。ただ、その算定の基礎なのですが、昔、確認したところでは、いわゆる市の職員の給与に準ずると。ただ、全く同じではございません。かなり低い位置で準じているという、給与表は独自で作成しておりますが、そういう形で運用しているというふうにはお聞きしております。私どもでお答えできるのはこのくらいということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） お答えいただきありがとうございます。何かちまたに漏れてくるのは、市役所を退職なさった方々が、その所長でしたか、事務局長に御就任なさっているわけですね。どれぐらいの報酬かはわかりませんが、非常に何かしっかりしたラインがついているようで、ちょっと不明、不明というか、あんまり透明性も感じられないので、きょうはこの辺にしておきますが、これからいろいろ確認をさせていただきたいと思います。まずきょうはこれでいいです。

次です。77ページ、7款1項の商工振興費の大体真ん中よりちょっと下のところ、さっき質問があった介護分野へのというところの項目の下ですね。項目というか、説明の。商店街活性化アドバイザー育成事業委託料と、これは何でしたっけって、説明いただきましたっけか。じゃあ、それはどういう中身が教えてください。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 77ページの商店街活性化アドバイザー育成事業委託料でございますけれども、ここも緊急雇用事業でございます、その上の介護分野、それからこの事業、アドバイザー、それから商店街連合会事務局の拡大事業、ここは全て緊急雇用でございます、全て昨年からの引き続きの事業でございます。活性化アドバイザーにつきましては、商店街を活性化するために、いわゆる商店街の三種の神器と言われているその事業の中であるとか、そういったものを進めていくための委託料ということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 商店街も御存じのとおり、かなり疲弊していますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。7款1項の3目、78ページ、真ん中よりちょっと上に、説明のところに、美化警備員育成事業委託料497万6,000円とありますが、美化警備員ってどういうお仕事なのでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 これも昨年から引き続きの緊急雇用事業でございます。昔から、昔からといいますか、数年前から行っている観光地等の清掃等を行っている事業でございますが、この事業は原則1年ということでございまして、その事業はずっと引き続いていきます。人は違っておりますけれども、中身は実は同じでございます、同じ名前でも引き続きはできないので、名前が少し変わっているというふうに御理解いただきたいと思います。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） わかりました。緊急雇

用ですね。いや、警備員ってついているもので、そういうセキュリティーの面も何か担ったのかなと思ったのですけれども、違うんですね、大体。はい、わかりました。

次、では先ほど伊藤 操委員も質問していましたが、同じ3目観光費の、79ページ、真ん中よりちょっと下、イス1グランプリ実行委員会の負担金についてでございます。先ほど伊藤委員の質問の中の説明というか、答弁では、事業費が100万円だと。その中の70万をとということですね。7割、今まで新庄市がかかわった、新庄市が主催じゃなくてもいいですから、今までさまざまなイベントで7割を補助したというイベントはありますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 これは実行委員会を組織した一緒の、先ほど申しましたように、市とAMP、それから商店街等が一緒になってつくる実行委員会でございますので、イベントに対する補助金ではございませんので、そこは違うかなというふうに思っております。やはりPR費等で100万は昨年度もかかっております。昨年は16チームですけれども、ことしはもっとたくさんのチームが参加していただけるのではないかなというふうに考えておりますので、予算化したところでございます。

なお、この事業につきましては、ほかの有利な財源も今検討してございます。財源の問題ではないということかもしれませんが、なるべく市の持ち出しが少なくなるように、今交渉しているところでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 今実行委員会の負担金ということですね。その実行委員会の運営ということで100万円かかるということで、じゃあ過去にそのさまざまなイベントの実行委員会

に7割も補助したという例はありますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ちょっと私は全般的なことはよくわかりませんが、全体としての7割補助というのは余りないのかなとは思います。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 私も余り聞いたことがないというか、そんな例はほとんどないんじゃないかと。なぜこういう、伊藤 操委員とも重なりますけれども、なぜ雪まつりで80万で、この初めてのものに70万という、その金額が決められた経緯を聞かせてください。なぜこの数字なのか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 経緯と申しますか、昨年度のイス1の事業費が歳出100万円であったということがベースでございます。それに協賛をいただくという努力もするというので、収入を30万見込んで差し引き70万ということでございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 非常に理解しにくい、私たちが議会として、何だ、これはと市民から聞かれたときに、これをもし通したら、通した説明をしなくちゃいけないわけですね。かなり厳しいんじゃないかなと思いますね。何かの力が働いて、こういう金額を設定したのかなと思わざるを得ないような感じが私はします。

次に行きます。最後あたりの質問にしたいと思います。109ページ、10款4項12目の、これは工事請負費と、真ん中よりちょっと上にあります1億8,392万4,000円、これは先ほど歳入の際に、下山委員も質問なさっていましたけれども、説明も受けたわけですがけれども、この事業

が最初に湧いてきたというか、それはいつごろでしょうか。最初に議論し始めたのはいつからですか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 テニスコートにつきましては、総務文教協議会でも申し上げましたけれども、かなり老朽化しているというふうな事実がございます。あと、やはり市のいわゆる市総体でも、冬場、インドアでテニスの大会を開かなければならないといった状況で、テニス協会からも9月に要望が出ているということで、10月に入ってからだったと思いますが、その辺でいわゆるt o t o助成を活用してのテニスコートの整備、あわせて陸上競技場の整備、それについて検討したところでございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) さまざまな事業を私たちはチェックしなくちゃいけない役割を持っている、それが議会だと思いますけれども、今3月で、話が起き始めたのが9月。半年たっているか、たっていないか。そんなふうに事業を進めていいんですかね。半年もたっていない。それに1億8,000万もかけてしまう。これも市民に議会報告会等で、これを通してしまったら、私たちというか、私はなかなか説明しづらい。何でこんなに早く進める必要があったのか。拙速過ぎないかということです。あと、最上広域全体で考えて、すばらしいテニスコートもあるわけでしょう。そういうふうな広域全体で考えるということもできたんじゃないかなと。なぜそんな8面必要なものを6面しかつくない。県大会とか開催する際に。だから、何でそういうものをつくらなくちゃいけないのか、その辺、何度も聞いているのですけれども、もう1回説明してください。納得できるまで。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

佐藤卓也委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 社会教育課長から、12月からいろいろ説明させていただきましたが、この1件につきましては、陸上競技場のことからスタートしているということであります。最上郡内の教育委員会より、陸上競技場の改修工事をしていただきたいということが、申し出がございました。最上町村会の中でこのお話をさせていただきました。それで、なかなかまとまりそうでまとまらないと。今の社会教育課長の前、スポーツ課長がt o t oに実際に陸上競技場の申請をしております。その際の説明の中では、4種、あるいはさまざまな諸条件がありますが、何億というお金がかかるということで、広域全体に呼びかけをさせていただきました。なかなか理解できないと、させていただけないと。何とか子供たちにあの陸上競技場で、あの泥まみれの中で走らせてはならないという思いでスタートいたしました。

しかし、その後、先ほど申し上げましたように、陸上競技場がなかなか進まないということで、今度はさまざまな話の中で、t o t oの助成を相談したら、確率的に高いだろうというお話をいただきました。一方で、耐震化工事が入っております。耐震化工事につきましても10月ぎりぎりまで判断を内部で調整してきたところで、というのは、平成29年度にインターハイが来るということであります。インターハイが来るということで、この体育館をどうするかと。一時は諦めるというようなことで判断もしたところではありますが、教育長のほうから、どんな形であれ、耐震の結果が出ては、壊すか、あるいは再事業をするしかないというような提案が内部でございました。

その結果を踏まえて、じゃあ体育館を最初に持ってくるようになりますと、陸上競技場と、またテニスコートについては、過去からずっと議論されてきました。その中で、こういうふうな順

番のところにいきますと、せっかくt o t oの可能性として認めるというような状況。ただし、2年連続ではだめだというのがございます。その結果、施設計画がより短くできる、そしてこれまでの施設を十二分に利用できるということであれば、9割補助の助成をもらったほうが得ではないかという判断をさせていただいたところであります。

そういう順番でしますと、陸上競技場は2年一緒にもらえませんので、ということは来年度、26年度に体育館の改修工事の設計を行って、27年度に直すと。それで、さらにはその次に、陸上競技場を改修し、子供たちに走らせたいというような段取りになったわけであります。

それが1年、陸上競技場の全然進まないという状況の中で相談させていただいた結果として、可能性があるということから始まったということであります。いずれテニスコートを直さなければいけないと。築35年以上になっていると。また、目詰まりがあると。雨が降ってはできないと。先ほど広域的な利用があると。8面の希望があるのではないかといいますが、県大会のために真室川も十二分に資本投下しております。

そういう観点からいきますと、2つ大会をするようなことよりも、市内の子供たちが十二分に活用、活動できる夜間ナイター設備のほうがより有効に活用できると、そういう判断をしたところであります。そのことから、社会教育課のほうで、大分前から設計図面は独自に立てておりましたが、そのことから急遽展開を図ったということを御理解いただきたいというふうに思います。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

佐藤卓也委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 何かよくわからない感じですけども、地方自治法第2条14項に、最少の経費で最大の効果という文面があると思います。ぜひ市民のために本気で数字をつくって

いっていただければと思います。終わります。

佐藤卓也委員長 暫時休憩します。

午後 3 時 0 7 分 休憩

午後 3 時 0 8 分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

散 会

佐藤卓也委員長 以上をもちまして本日の審査を終了いたします。

次の予算特別委員会は、あした13日木曜日午前10時より再開いたしますので、御参集お願いします。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 3 時 0 9 分 散会

予算特別委員会記録（第3号）

平成26年3月13日 木曜日 午前10時00分開議
委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	下山准一	委員	16番	新田道尋	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会
農業委員会
会長
会長

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
農務局
農務局
会長
会長

武 田 清 治
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵
主 事 八 湊 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算

開 議

佐藤卓也委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は18名です。

これより、3月12日に引き続き予算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、3月12日にも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しましての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。

質問の際は、必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守お願いいたします。

以上、ただいま申し上げました点について、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、これより審査に入ります。

議案第31号平成26年度新庄市 一般会計予算

佐藤卓也委員長 初日の審査に引き続き、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算を議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、平成26年度主要事業の概要の3ページの中の市制施行65周年記念事業があります。その中でバル街委託事業、商工観光課の事業費で緊急雇用創出事業内において実施となっておりますけれども、これは事業費はどのぐらいになるのか。（「款項目」の声あり）款項目ですか。済みません。

主要事業の中で、済みませんが、事業費のあれにも載っていなかったようなのです、商工費の中に、私が見る限りでは。なので、歳入のほうの緊急雇用の予算は出ていますので、多分その中の事業費かと私は思ったんです。それで、どのぐらいの事業費で、委託先を教えてくださいなということと。

それから、私スペインにも行ったことありませんし、「気軽なバル」、そういうイメージがわからなかったのも、その辺詳しくお願いしたいと思います。

あともう1点、「ふだん立ち寄りにくい高級店」というふうに表現されているんですが、新庄には高級店は何軒くらいあるのかということをはわからなくて申しわけありませんが、勉強不足なものですから、その点よろしく願います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 主要事業のバル街委託事業についてのことでございますけれども、予算書でいきますと7款の商工費でございまして77ページ、真ん中ほどのちょっと下に商店街活性化アドバイザー育成事業委託料というものがございまして、この中で取り組む事業でございます。この事業は緊急雇用でございまして、昨年度から引き続いてやるものでございます。

商店街三種の神器と言われておりますのが

100円商店街、それからバル街という事業、それからまちゼミといいまして、まちなかでの商店主とのやりとりをしながらお客さんを呼ぶという、この3つの中の一つでございまして、語源はスペインのほうで生まれた言葉のようございまして、要はお得なチケットを発行しまして、それを飲んだり食べたりするというものでございます。例えば1,000円の商品券が900円で買えるとかそういった事業で、さまざまな店に立ち寄っていただきたいということでございます。

高級店という表現ではあるんですけども、余り、御指摘のように新庄の中でそんな高い店はないとは思っておりますので、ちょっと表現が誇張し過ぎたかなということでご理解いただきたいと思います。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 今、委託先はお聞きしましたでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 お答えが漏れてしましまして、申しわけございません。

委託先は、商店街活性化アドバイザー育成事業の委託料はNPO-AMPでございます。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 委託先はわかりました。

事業費はどのぐらいなんですか。このアドバイザー育成事業費の委託料の中の幾らになるんでしょう。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街アドバイザーの委託料につきましては緊急雇用でございまして、主には人件費でございまして。2人を雇用し

ておりまして、昨年から引き続き雇用しているのはAMPでございますけれども、緊急雇用のこの場合は人件費のほかに、少しのそれに関連する事業費を盛り込んでもいいということになっておりますので、チケットの印刷代等はこの委託料の中で賄うこととなりますが、チケットを1,000円で売ったものを回収してとか、そういう精算については実際に実行委員会をつくってやりますので、商店の中での精算になるということで、この委託料の中には含まれていないというものでございます。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） はい、わかりました。
最後にもう一つだけですけども、飲食店って隅から隅までであると思うんですけども、やっぱり中心地になるんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはりある程度店が近いほうが行きやすいということもございまして、例えば曙町とか駅前通りとかではあるんですけども、東山のほうでも実際に一緒にやりたいというような話もあるようでございまして、できるだけ広く捉えてやっていきたいというふうに考えております。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） わかりました。それでは、飲食店の活性化のためにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、予算書の71ページ、6款1項3目農業振興費の6次産業化推進事業費600万のうち、農と食による地域の魅力創造事業費補助金300万円について御説明を詳しくお願いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

平成26年度主要事業の概要の11ページにも説明してございますが、総務省の地域おこし協力隊と県単の農と食による地域の魅力創造事業補助金、これらを活用して6次産業化を進めていきたいというふうなソフト事業でございます。

内容としましては、ここに概要を書いてございますが、広く関係者から推進委員会を立ち上げまして、地域の特産品などの調査、リストアップということで、いろいろなこれまでの地域の伝統食材ですとかレシピであるとか、あるいはそれを行っている人々、こういった方々を初めにリストアップしまして、そのリストアップされたものの中から都会の目線でブラッシュアップしていくというふうなことで、また大消費地におけるマーケティング調査ということで、地元で売れるものがそのままその形、そのパッケージで首都圏等に持っていったときには、なかなか量的なものですとか、そのものの物語なんかほとんどわからないわけなので、いわゆる都会の目線に合った形のサイズとかパッケージングとか物語を付しながらマーケットリサーチもかけていくというふうなことで、地域に眠れるそういった素材に磨きをかけるとともに、既存の素材を生かした商品開発も含めてこれから6次産業化の推進をしていきたいというふうな事業でございます。

農と食による地域の魅力創造事業につきましては、2分の1が県の補助を受けられるというふうな制度でございます。以上でございます。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） ありがとうございます。

同じところなんですけれども、6次産業化推進事業費のすぐ下に嘱託職員報酬とありますけれども、これが結局、地域おこし協力隊の隊員の賃金というか報酬になると思うんですけれど

も、それで先ほど課長のほうから、都会に暮らした経験のある地域おこし協力隊員ということが出ているんですけども、協力隊員って何名かいらっしゃって、その中から選ばれると思うんですけども、選考方法とかお願いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 地域おこし協力隊につきましては首都圏からの公募という形で、JOINとかさまざまな情報誌等、ホームページございます。そういったサイトに募集をかけまして、そちらに応募した方々から面接によりましてこの事業に適性な方を1名選考してここに来ていただいて仕事をしていただくというふうなことで、地域おこし協力隊、新庄市では首都圏ということで、東京圏であったり仙台圏というふうな、そこで暮らす方からの募集ということになります。以上です。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） それでは、しっかり新庄の思いが伝わるような事業にしていきたいと思います。

続きまして、予算書92ページ、9款1項2目非常備消防費の防災対策推進事業費1,175万1,000円のうちの備品購入費755万5,000円の内訳を詳しくお願いいたします。主要事業の概要にも載っておりますけれども、再度お願いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 92ページ、9款1項3の消防施設整備事業費の中の備品購入費ということでございます。

主要施策の10ページにございますけれども、こちらのほうに防災対策推進事業費として主要事業としてまとめております。その中の備品と

しては事業費内訳でございますけれども、非常用の発電機、災害用備蓄毛布、トイレ等、それから下から2つ目にあります防災倉庫でございますけれども、これは現在、防災の備蓄品を保管する場所がありませんので、今回新たに2.9坪ほどの防災倉庫を確保しまして、その中に備蓄を進めるというふうな形で計画をしております。

それから、上のほうになります、非常用発電機につきましては、中学校区の中から学校施設等に1台ずつということで現在考えております。

それから、毛布については避難所等に配備するものということで、現在25年度も備蓄をしておりますが、26年度も毛布として備蓄で計画をしております。

下、簡易トイレということで、こちら災害時には食料はなくても何とかしのげるんですが、トイレについてはどうしてもできない部分がありますので、こちら簡易トイレの臨時用テント、それからトイレパック等ということでの整備を図るということで計画をしております。

非常食につきましては、お湯で戻して御飯にするアルファ米があるんですけれども、そちらの備蓄を検討しております。

内容としましては以上のような内容になっております。よろしくお願いいたします。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 今、課長のほうからありましたけれども、概要の中の非常用発電機から防災倉庫まで、これ合計すると782万円になるんですけれども、こちらの予算書には755万5,000円となっているようなんですが、この違いはどうなんですか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 申しわけありません。非常食については食料でして、備品ということではあ

りませんのでちょっと外れますので、よろしくお願いいたします。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） というと、この予算書の何ページに入っているんですか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 失礼しました。

簡易トイレのほうの金額でございました。訂正をさせていただきます。25万9,000円でなくて26万5,000円、こちらのほう、トイレパック等の欄を含めております。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 済みません、91ページの食糧費、ここですか、26万5,000円となっていますけれども、非常食というのは25万9,000円で、簡易トイレのほうは確かに26万5,000円で金額は合うんですけれども、説明の食糧費という部分なんですか。

佐藤卓也委員長 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時23分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 大変申しわけありませんでした。

それでは、詳細の内訳を申し上げます。

備蓄用として非常食、金額までよろしいですかね、こちらのほう1万5,000円掛ける2箱、これを2カ所ということで、非常食6万4,800円。それから緊急の非常用の水、こちらのほう10万8,000円。救急箱、こちらは8万6,000円で2カ所に設置する予定でございます。それから

先ほどの非常用の発電機、こちらのほうが216万で予算化をしております。あわせまして、発電機に伴って非常用の投光機ということでセットで考えておりまして、こちら21万6,000円です。それから、先ほどの備蓄用の毛布、こちら118万9,000円です。それから石油ストーブも入っております。こちらのほう、石油ストーブはあれですけども、15万120円・2.9坪の先ほど防災倉庫ということで御説明を申し上げましたが、こちらのほうの予算、358万1,280円ということでの全体755万相当の内訳でございます。

以上、申しわけありません。よろしく願います。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 電卓もないのであれなんです、さっき私が言ったのは755万5,000円とこちらにある782万の違いの部分のところをお伺いしたかったんです。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 先ほどの金額の相違点は、簡易トイレ部分でございます。簡易トイレのテント分です。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） そういうことで、それでは、この中には簡易トイレテントは入っていないですか。食糧費はありますけれども、「消耗品」の声あり）消耗品。済みません。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 備蓄ということでなくて、消耗品の部分で計上しておりますので、御理解いただきたいと思います。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 済みません、消耗品

のページ数、じゃお願いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 消耗品につきましては、この項目全体の中の消耗品費ということで載っておりますが、この中の内額でございます。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。

佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 最後になりますけれども、98ページ、10款1項2目教育振興費の図書購入費、それから100ページの10款3項2目教育振興費の図書購入費、こちら小学校・中学校ともに前年度予算200万から今年度300万というふうに、100万円ずつ増額となっております。その点、御説明をお願いしたいと思います。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 小中学校の図書購入費でございますけれども、これにつきましては財政再建計画ですか、そのとき以前は小中学校それぞれ200万円というようなことで予算化しておりました。財政再建計画の中でやはり若干その辺のところを減額がございまして100万円になったという経過がございます。

財政再建計画、状況に若干光が見えてきたというようなことで、一昨年120万円ずつに増額になりまして、本年度25年度については200万円というふうなことで、さらに充実強化を図ってまいったところでございます。

教育分野においては、読書活動ということが一つの重点施策としてございますので、26年度、新年度においてはさらに5割アップの300万円ということで予算化、御提案申し上げているところでございます。以上でございます。

3 番（高橋富美子委員） 委員長、高橋富美子。
佐藤卓也委員長 高橋富美子委員。

3 番（高橋富美子委員） 本当に頼もしいというか、これからの子供たちのためにこのように予算をとっていただいて本当にありがたいことです。

以上で終わります。ありがとうございました。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

10 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10 番（小野周一委員） じゃ私、63ページ、4項保健衛生費の6目の環境衛生費についてお聞きします。

環境審議会委員報酬なんですけれども、環境審議委員は新庄市の環境審議会の条例にのって設けられているわけなんですけれども、それによりますと委員が20名以内で設置されまして、審議事項としては3点ほどありまして、環境の保全に関する事項、基本的な事項に関するということ、それ以外に2点ほどあるんですけれども、昨年度これらの事項についてはどのような調査事項になされたのか、まずお聞きしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 環境審議会の委員報酬にかかわって、その内容ということでの御質問ということでございます。

新庄市の環境問題につきまして、いろいろ協議いただきながら政策的なものの進行管理をしていただくということでお願いをしているところでございますが、よろしいですか。

10 番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10 番（小野周一委員） 実は、新庄市と隣接する町村があるんですけれども、そこに大規模な畜産施設があるわけですね。そこでいろいろな悪臭の問題等が発生しているということは聞いております。やはり新しいときはそれぞれにおいもしなかったらと思うんですけれども、き

ょうの山形新聞にも米沢市の豚舎のことについて報道されておりましたけれども、今まで恐らく周辺の町村、周辺の集落の方々からいろいろな相談を受けられていると思うんですけれども、今までの対策と今後どのようなにおいというか、それに対する低減対策というのは申し入れていくのか。まずもって今まで関係機関と対応なされたことをお聞きするものであります。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 環境問題、公害ということでの話かということで説明をさせていただきます。

新庄市とそれから周辺の町村との端境、町村側ということになりますが、こちら、今委員がおっしゃられたように豚舎ということでの事業所があります。複数ありまして、そちらのほうから臭気が新庄市内の行政区域のほうに入ってくるということで、行政区域の端境の集落といいますか地区の方から相談を受けたということがございます。これまでは豚舎もそうです。畜舎ですね。それから汚泥の堆肥処理施設ということで、これまで重立ったものとしては3カ所ございます。

そういった場合ですと、相談を受けまして、現地を確認ということになりますが、現状がどうということなのかということで確認をするとともに、その事業所、それから行政区域の役場、そちらのほうに確認をします、そういった例があるかないか情報収集をします。あわせて、豚舎ですと扱うものが産廃ということになります。最上総合支庁の産廃を管轄する環境課のほうにも連絡をしまして、確認をしまして、それで現状を把握し、実際にそういう事例があるかないかということの確認をさせていただいております。

実際にやはりにおいがするんだということで、そういった場合ですと事業所の方、それからその行政区域の役場の方、それから環境課を交

えて善後策といいますか対応策といいますか、現状を確認した上で協議をしていただくという場の設定をしております。これまでそういうふうに話し合いの場を設置しまして、役場のほうからその事業所に対して指導をしますよということでの新庄市側への連絡を受けたという経緯もございます。

なお、それで全部が解決して臭気がなくなったということではございませんので、継続してそういった例が発生した場合には、なお協議をしながら事業所の施設の改善を求めながらということになります、そういうふうにして対策を講じていくというふうになります。

今後ということになりますと、やはり事業所が新設したときにはそれなりの、先ほど委員がおっしゃいましたように、施設の許可を得てやるわけですので、臭気対策というのはあるんですけども、やはりそれが詰まったり老朽化するということがありますので、そういった例、今後も確認をしながら町村と協議をして、事業所と詰めていきたいというふうを考えております。よろしくお願いします。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 今、課長から答弁を聞いておりまして、新庄市内にそういう施設があれば苦情の相談というような、対応というのはやりやすいんじゃないかと私思うんですけども、新庄市とは違った行政区にあるものですから、そこら辺でやはりクッション役としてせざるを得ないんだなとつくづく思うんですけども、しかしながら、新庄市に住んでいる市民の方々がそういう悪臭で生活環境が大変困っているという話を聞いているわけです。それは昨年度も恐らく、環境課長言われますとおり、そのような相談が来ているということなんですけれども、これは継続的に、これ以上悪くならないように、さらにはにおいの低減対策、それを徹

底的にしていかなければ、これからこういう問題が多々起きるんじゃないかと私心配しているんですね。ちょっと今、課長言ったんですけども、行政区が違うからそっちのほうに申し入れて、そのように事業所に改善の策をしてもらうと言ったんですけども、地域住民は本当に困っているんですね。どこまで問題を広げていってよいのかと。だからやはり環境課のほうに恐らく相談に来ていると思うんですよ。その辺のことを十二分にわかっていただきまして、新庄市に住んでよかったなという、そういう住民のことを思っただけならば、今後ともこの問題についてはお願いしたいと思います。

次に2番目に、90ページの8款土木費6項雪対策費2目の雪総合対策費に入りたいと思います。

その中で、雪に強いまちづくり事業費補助、もう一つ、これは去年から生活道路排雪事業費補助金、最初に言いましたこの2つは、新庄市にとって雪対策というのは優先度の非常に高い事業なんですけれども、まずもって最初の、雪に強いまちづくり事業補助金ですが、110万。これはたしか昨年度までは5万円だったはずでしたね。金額が上乗せになったことは大変住民にとって喜ばしいことなんですけれども、この事業の中身を教えていただきたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 おはようございます。

それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

1つについては、雪に強いまちづくり事業補助金、この補助金の内容につきましては、3つの項目があります。まず一つは、地域で除雪をする場合、自分たちで除雪をする場合に、その地区に除雪作業について補助金を出すものでございます。もう一つがいわゆる消雪施設、私道に消雪道路をつけたいという場合についての、

その工事費の負担の補助制度。あともう一つが除雪機械を購入したいというふうな場合のその地区に補助制度というふうな形で、大きく分けて3本になっております。

まず1点目の、先ほど委員の言われました最高限度額5万円というふうなものですけれども、これにつきましては、現在、1町内が毎年申請をしていただいているというふうな状況でございます。ただし、この町内につきましては非常に積極的に利用していただいております、自分の町内で予算化をして私道除雪よりも早目の除雪を行いたいということで、自分たちでやっているというふうなことでございます。これについては非常にこちらでも支援をしていきたいというふうなことで考えております。そのために、今の除雪の金額を算定しますと、非常にこの金額ですと無理があるということで、今まで基準をいろいろ設けておりましたけれども、1メートル当たり200円というふうな基準を倍に400円として、限度額を10万円というふうな形で何らかでも補助を多くしていただいて負担軽減を図るというふうな意味でございます。これにつきましては、やはり除雪そのものの人件費の高騰等もございまして、これを補填するというふうな形でございます。

それから、もう1点の除雪機を購入、これにつきまして、しばらく購入の希望者がございません。一つは、除雪機の同じような項目ですと、貸与機械というふうな形で貸与にしているものもあります。ですけれども、やはり限度はございまして、このたび除雪機を購入に際しましては一応限度額5万円としまして、除雪機械の経費の2分の1というふうな形で約20個分といいますか、20申請分を予算化したというふうな状況でございます。

背景といたしましては、道路の脇に置かれた雪の処理、それが非常に現在の高齢化については大変だということで、その制度を改正したと

いうふうなことでございます。これにつきましては、これからPR等含めまして普及していきたいというふうに考えてございます。

それからもう1点、去年から始まりました生活道路排雪事業補助金、これについて今年度で2年目というふうな形になっております。最初の段階、去年の段階ですと、やはり途中の補助制度の新設ということで、その辺がちょっとPRの面で不足したかなと思いますけれども、去年は相当の大雪だったというふうなこともございまして、昨年については8件ほど申請をしてございまして、補助金額で22万2,000円ほどになっております。今年度につきましては7件ほどになってございまして、18万2,000円ほどというふうな形になっています。

この制度そのものにつきましては、今年度実施するに当たって私道除雪の申請者、350件ほどあるようではございますけれども、その方々につきまして申請時に窓口のほうで、こちらのほうではこの制度を説明しまして周知を図ったというふうな経緯。それから市報、あとホームページのほうにも記入してございます。

この制度は100万ほどあるわけですが、これもこれからPR等も進めて何とか共助というふうな形でともに除雪といいますか、雪に立ち向かう力ということを育てていきたいというふうに考えてございます。

以上のような説明でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） ありがとうございます。

実は今、課長言われたんですけれども、この2つの補助金、本当に地域にとってありがたい補助金なんですけれども、それが今、お聞きしますと、昨年度段階での生活道路除排雪事業ですか、昨年度は22万ぐらい、今年度は十何万ぐらいで計40万ぐらいですか、半分ぐらいしか

使われておりませんね。もっともっと周知の徹底というものをせざるを得ないと私は思うんですよ。

あともう1点、雪に強いまちづくり支援事業ですか、これは1町内会がやっておられるというんですけれども、これは恐らく7時まで、大体子供たちが通学に行くまでは一般市道ですね、生活の場合はその後来ると思うんですから、非常にその地区、地区で話し合ってお互いに協力し合ってやっていますね。そういう場合、集落であくまでも申請をするのか。集落といってもいろいろな路線があるわけですね。そうなった場合、例えば生活道路の除雪レーンみたいに、3戸以上になった場合は該当になりますとか、そういう詳しい要綱というのはつくっていないんですか。ただ集落に一事業だけに指定されますと、どうしても道路がいっぱいになるわけ、その生活道路が集落においても。その場合、ただ集落で1つしかならないとすれば、ほかのところはどうしようもないですから、そういう場合は3つの例えば通学路がありますと。それからやっぱり生活道路の除雪やっておりますと。どうしても小学生が行った後、除雪が来るものですから、集落の方々が協力し合って自分たちの持っている機械でやっている状態の場合はどういう要綱にのりますかね、これね。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 雪に強いまちづくり事業補助金の中で、先ほど説明申し上げました現在1カ所使っていらっしゃるというふうな方でございますけれども、今の制度そのものについては結構な縛りがございまして、10軒以上住宅があり、かつ交通量が多いことというふうな形で、あと生活道路の延長が50メートル以上というふうな形で、結果的にはこういう制度があるものですから、実際1つの件数しか申請がないというふうなことがございました。

今回の改正も、ちょっと現実的には即していいのではないかというふうなことがありました。そのため、先ほど出ました金額の変更とともに、いわゆる3戸というふうな、3戸と言われるのは、今の、こちらに毎年申請来られている生活道路、うちのほうの除雪と一緒にやる除雪の申請ですけれども、これが大体平均3戸ぐらいで来ています。ということになりますと、これについても10戸では余りにもかけ離れているということで3戸と。

それから、延長50メートル、これについても実際、高齢化が進んできますと、やはり人も少なくなってくる、あと50メートルそのものについても非常に延長的には長いというふうなことでございまして、これも10メートルというふうな形で、現在そういうふうな形で考えてございます。

ですから、金額もそうなんですけれども、基準をある程度やはり現実に即した形で持つていくというふうな形が、やはりこれから高齢化を迎える除雪体制の確立ということが叫ばれる中では必要条件だというふうに感じてございます。以上でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） このような質問したあれを言いますと、これから各地区、各集落で総会ありますよね。必ず最初に聞かれるのが、今週の新庄市の除排雪の何ぼかかったやと。あと生活道路、そういう問題が来るんですね、必ず。課長が言ったとおり、現場に合ったような内部の要綱というのが、即した要綱というものをつくり変えていく必要があると思うんですね。極力現場見ていただきまして、内部での要綱というのを直していただきたいと思います。

次に、97ページ、10款教育費1項教育総務費の小学校管理費運営事業費に当たると思うんですけれども、昨年7月ですか、教育委員会から

我々議会のほうに新庄市の小学校の通学路の危険箇所の点検と、こういう資料をもらいましたね。これを見ますと学校関係者、教育委員会の方々、あと地元の保護者等、いろいろな関係者が見て回って、こういう点検箇所を選んだと思うんですけども、これ、内容を見ますと、本当にガードレールがないとか歩道がないとかという、本当にすぐできない要望というかそういう結果が出ているんですよね。昨年度から点検したから、5カ月間になったんですけども、恐らく今まで何点かは改善したと思うんですけども、できるものは早くしてもらって、児童の通学路の安全・安心というものを図ってもらいたいという意味で私質問するんですけども、この5カ月間で何点ぐらい改善策が講じられたのかお聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 教育関係ですけども、現実的に教育関係のほうから道路管理者の私たちのほうに話が来るものですから、私がお答えするような形にしたいと思います。

委員のほうからおっしゃいました実施という形で、通学路の点検というふうな形で、この点検作業そのものにつきまして全国的に無謀運転等で非常に通学路の事故が多発したというふうな経緯がございまして、全国的に道路管理者も含めて学校関係者も含めた形の点検も行って危険箇所を把握しようというふうな形で始められたものでございます。

ことしにつきましては、25年7月に合同点検をしたわけですけども、それ以前に、一応5月に点検を実施するに当たって、最上教育事務所が中心になりまして、道路管理者、あと教育委員会、新庄警察署というふうな形で、今回の合同点検についての打ち合わせが行われたところでございます。

それで、まず最初に、たたき台としまして、各学校から一応危険箇所のリストというふうな形を出していただいたというふうな状況でございます。そのリストそのものにつきましては35カ所ほどピックアップされたものでございまして、それからそれをもとにしまして対策会議というふうな形で、その中から抽出しまして5カ所を点検するというふうな形で進められてきております。

内容的には、新庄学区が1件、日新学区が1件、北辰小学校学区が1件、昭和小学校学区1件、升形小学校学区が1件ということで全部で5件、その5カ所を重点的に抽出して点検しようというふうな形で3者、PTAを含めまして点検を実施したところでございます。

その実施について、やはり見通しが悪いとか、非常に歩道とか整備されていないというふうな形でございました。それに伴いまして、その結果を含めまして解決策ということで講じたのが、全て全部講じられているわけでございますけれども、その中で特に目立ったのが路面の標示、いわゆる子供たちの目の高さを意識しました路面の注意標示、それから車両から見た外側線で車の誘導をするというふうな形。あと、一つ特徴的なのは冬期間における大雪のための見通しの悪さの解消というのがございました。いずれもこれにつきましては対策が講じられておりまして、この5件については解決したというふうなことでございます。

ただ、その中で一つ、県のほうで歩道整備がこれから実施されるというふうなことで、その分について対策は完璧に整うということで、その事業の進捗を早めていただくというふうなことでございます。ただ35カ所ほど来たわけですけども、抽出したのは5カ所です。そのほかあるわけですから。それについてはこのままにしておくというふうなわけにはいきませんので、これとはほかに、今まで埋もれた部分とかそれか

ら皆様方から指摘された部分のやつを一応もう一回整理、洗い出しまして、教育委員会、あと道路管理者等を含めまして、具体的な対策等を講じていきたいというふうな形でございます。特にガードレールがなくて歩道がないというふうな要望そのものについては非常にあるわけです。ですけれども、現実的にすぐ歩道設置、ガードレールを設置することはできませんので、一つの方策としましては路面標示をして車両の通行を安全な方向に誘導させる、もしくは歩行者に注意喚起を行う、いわゆるドット線というふうな形で進めていきたいというふうに考えています。今回のやつで特徴のある改善策としましては市道30号線ということで、昭和マンションの前の電柱の移転、これについては対策は講じたというふうな形で、非常に発揮したなというふうに思っております。以上でございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

佐藤卓也委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） やはり全体で35カ所余り点検箇所があるものですから、これはすぐできるというか、予算的にもできないし、しかしこういう工事するのは、今、都市整備課のほうである程度優先順位をつけてやるであろうと私は思います。

それで、何カ所か恐らく予算にも今回計上していると思うんですけれども、それ以外に、例えばこれを見ますと、交通指導員もいなくなったというそういう箇所が1カ所あるんですね、要望で。かつては恐らくいたんでしょう、ここに。あとは手押しボタンが冬場になると凍って押せない。そういうことはやはり原課を除いて、横の課の連絡ですぐやるべきなんですね。その辺どうなんでしょう。今、県道のほうの横断歩道はこれからすると恐らく見えないところだと思わうんですけれども、手押しボタンが凍って押せない、あと今までいた交通指導員がいなくなったという状況というのはどう把握してい

るんですかね。教育委員会とか環境ですか、これは。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 児童生徒の登校時の安全対策ということで、新庄市で交通安全指導員というのを配置しておりますが、今回、委員おっしゃったように、高齢のためにやめられたというふうな場所が1カ所あります。交通指導員の配置をしているところにもですが、学校側の教師の立ち会いといいますか、立哨もしていただいております。一つ新庄市の交通指導員のみで児童生徒の安全確保ということではなくて、地区、それから学校に対しても安全確保についての協力ということで協力を願っている部分もありますので、よろしく御理解いただきたいと思いますし、それから交通指導員のなり手がなかなかいらっしゃらないので、その辺も都度都度、勧誘しながら進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 質問させていただきます。

69ページ、6の1の3、学校給食米粉利用推進事業費補助金というふうなことがございますけれども、これについての御説明をお願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 米粉利用推進事業補助金ということで、小学校・中学校での米粉の活用を推進する事業でありまして、小学校におきましては米粉パン、1食当たり14円、それから中学校におかれましては米粉パン19円ということで、種類としては米粉パン、米粉麺、それから米粉を使ったおかずということで3パターンございますが、現在においては米粉パンのみの活用ということでとり行っております。学校ごとに年間6回を上限とするということで、6回以上実施した場合にこの助成金を交付しますというふうな事業でございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） わかりました。給食に米を利用したというふうなことで、献立を説明しているのでしょうか、食品構成上。食品の例えばこれは米を使ったパンですよということで説明をなさっているのか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 米粉を使ったメニューのときに子供・家庭のほうに周知になっているのかということの御質問です。

毎月いわゆるメニュー表が各家庭に配られるわけですが、そのメニュー表の中に米粉パン、パンしか米粉を使ったものをしていないわけですが、米粉を使っているときの中身とかそういうようなところの表示、お知らせはしております。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 米の消費拡大というふうなことで、米粉を活用した麺とかあるいはパン生地とか、さまざまなものが開発されているわけですが、一方で話題性があるって持ち上げられる場合もあるけれども、なかなか大きく普及するというふうなことに至っていないと

思うんですね。

学校給食の中では米粉でつくったパンと小麦粉でつくったパンとで食感の違いとか、どういうふうなものがあるのかとか、そういうふうなアンケートとかをとって、より普及拡大に向けたことにつながるような手だてを考えられないか。より普及化に向けた方向性に持っていけないか。これは国県の金を使っている補助事業なわけですが、何とか普及につなげるようなことに持っていっていただきたいものだなというふうに思うところです。これについてもう一回お願いします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 米粉など米の消費拡大というふうなところでの御質問だと思います。

現実的には、現在のところは委員おっしゃったような普通のパンと米粉パンの需要というか、子供たちの好き嫌いというか、完食というふうなところのアンケート等はとっておらない状態です。補助をいただいている米粉パンの活用というふうなことで、いわゆる経費のところもございまして、現実的に来年度、消費税が上がるといことで給食費が上がっているような状況もございまして、なかなか給食費を現実ここに上がってくるわけですので、難しいところもあるかなというふうには思っているんですが、なお年1回、給食の運営協議会というふうなことを委員会主催でしておりますので、そこら辺の場でも今出していただいた御意見等も踏まえて協議を進めていきたいと思っております。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、80ページ、7の1の8、神室山避難小屋管理運営協議会負担金。管理運営協議

会の構成メンバーをお教え願いたいと思います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 本市のほかに湯沢市、金山町、最上町等の自治体、それから産学関係者等から構成されております。

1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

1 4 番（遠藤敏信委員） 2011年の雪が降るころ、晩秋というか初冬というか、改築されたわけですが、それでも、それから丸3年たったわけです。初年度の夏分に伺ったときから感じていたことなんですけれども、2階から雨漏りするんですね。

これは新しくなった避難小屋なんですけれども、これが2階の入り口です。この日、去年の10月23日ですけれども、雨が降っていたわけではないんですね。風があつて霧がかかっていたと。中に行くと雨水が入っていた。ここに腐敗というか、かびが生えているというふうなことがあります。

これは去年の夏でした。ぬれているわけですね。拭く前に撮ればよかったんですけども、拭いたんです。これ黙っているとどうなるかというと、柱を伝って、階段を伝って、玄関の土間に水が落ちてたまるんです。

この原因なんですけれども、これは設計者の方はよく考えたんだと思うんですね。多分、冬のことを考えたと思うんです。普通戸は外に開くのが多いんですけれども、中に開くんですね、これ、内開き。ということは、去年のちょうど今ごろですけれども、戸が中に入って、雪が中にいっぱい入っていたというふうな報告があつて、去年の担当者から相談を受けました。どうしたらいいかというふうなことを考えてはいるんでしょうけれども、実際的に改善の手だてが見出せないと。せつかくつくったんですね。せつかくつくったのを、これ黙っていけばそれこ

そ寿命を損なうと、そういうふうなことなんです。雨が降らなくて、ガスがかかって、風が当たったという段階で戻ると。中側から外側が見えるんです、穴があつて。だから、これは外壁も、あれはただペンキでなくて防腐剤というふうなもので、早目の手だてを講じないと、長寿命化でなくて、わかつていて短寿命化に終わるんじゃないかというふうなことが考えられます。これについてどうお考えか伺います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 御紹介ありましたように、まだ余りできてから長い年月はたっていないんですけれども、やはり高いところにあるということで、すごい厳しい自然条件ということで、普通の建物と違った傷み方といいますか、その辺があるのではないかと思います。

ドアの改修につきましては御指摘のとおり私どもでも把握しておりまして、設計の段階でいろいろ考えて、雪のことも考えて設計なさったとは思いますが、少し設計というか、考えたとおりにいっていないところがあると思います。それで、今年度の予算の負担金の中にドアの改修費を含めて計上しております。

それから、外壁の件についても御指摘ございまして、やはり防腐剤を塗ってはいるんですけれども、自然条件が厳しいということではがれてしまっているというような状況かと思います。相当何回も重ね塗りをしないとあの自然条件の中ではうまくないのではないかというようなことを業者のほうからも確認していただいております。26年度、その外壁の塗装をもう一回やるということで、この負担金の中に含めて計上しているところでございます。

1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

1 4 番（遠藤敏信委員） わかりました。管理運営協議会負担金八十何万何ガしの中で全てでき

るかどうかわかりませんが、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。黙つておれば損失だといふうなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、90、91ページの防災対策事業ですけれども、先ほど高橋富美子委員が事業費内訳を事細かく説明してくださいといふうなことがあつたわけですが、私はこれを見て、例えば主要事業の概要の中で捉えて、非常用発電機5台、非常用投光機5台といふうなことはまず5カ所、ですから最低限の設備とわかるんですが、あとそのほかのものについては取つてつけたように、ここは災害の少ないところだといふうなことで、来ないべやといふうな安心感があるのかもしれないけれども、むしろ少ないのではないかと。例えば非常食であり非常水であり、むしろ少ないのではないかといふうな気がします。

折しも、きょうの山新の「談話室」に出ている記事なんですけれども、ふと缶詰を手にしたら2014年4月1日が賞味期限だといふうなことが載つていたと。つまりその缶詰は震災があつたといふうなことを受けて、それぞれの家庭でも備蓄しておかなければならないといふうなことで買つておいたものだったと。缶詰の賞味期限というのは3年だと。だから、食料品の備えにランニングストックという方法があると。多目に備蓄し、期限が近づいたものから順次、繰返し日常的に使つて、消費した分だけ買い足していくといふうなコラムがあつたわけですが、そういう非常食については買い置きをしていたっていいのではないかといふうなことを思ひます。

3年前の話になつて恐縮ですが、被災後、気仙沼とか石巻とか炊き出し支援といふうなことで何回か通ひました。例えば気仙沼の場合、海岸からちょっと高台にあるいわゆる地域公民館ですね、紫会館というようなものでし

たけれども、そこに120人もの人たちが避難しているわけだ。子供たちがいないということで、子供たちはと聞いたところ、さらに高台の小学校に避難していると。我々は炊き出し用の大きな鍋で御飯と芋煮をセットで持つていったんですが、全国各地からジャガイモとかタマネギとか、あるいは米とかがテントの中にさまざま善意の支援物資として送られてくるんですが、その善意の物資が生かされないのはなぜか。水道が復旧していないという話。4月4日に行ったんですが、水道の復旧が4月3日だと。厨房施設がないところで120人分の食料を誰が調理するかと。できないよね、そういうものを使つて。そこで必要なものはおにぎりであり、パンであり、でき合いのすぐ食べられるものといふうなことで、非常災害の場合は現地の人たちが煮炊きなんかできないといふうなことだと思ひるので、そういうことを考えなければならぬといふことを痛感してきました。

といふうなことから、むしろ余裕があればですが、ストーブとか毛布とかトイレとか非常食、最初はこれでスタートしてもいいかもしれませんが、もう少しいわゆる安全面を考慮してふやしていてもよいのではないかといふうなことを思ひますが、いかがでしょうか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 災害時の避難所にかかわる備蓄品ということでの御質問でございます。

食料についてたゞいま遠藤委員から話がありましたように、各方面からの救援物資ということでの物資、食材ということになるかと思ひますが、そういうものは相当数集まってくるけれども、調理するための水、それから厨房等について不足するということで、食べやすいパンとかそういうものということですが、今、

防災の構えとして、個々の家庭で3日分ぐらいの食材は確保しておいていただきたいということでのお知らせは最近になって出てきているようでございます。

新庄市としての考え方については、避難所にかかわる食料については、基本として流通備蓄を何とか促進したいということで考えております。例えばおにぎりとかも、災害が発生した場合にその場で、先ほどありましたように調理をしておにぎりを握るということは到底、難しい話でして、現在ですと庄内のほうの生協、新庄市から離れたところ、そこからおにぎりを調達すると。新庄市がおにぎりを握ったりあるいは調理したりするということではなくて、みんな災害に遭っているのということで、そういうふうな流通備蓄を主として考えたいということであります。

食料をもう少しふやしてということになりますと、避難所、ただいまありましたように100名以上、200名以上ということになりますと、食材を確保する場所、それから一旦確保しますとその管理も含めて、暑いところに保管するというわけにはいきませんし、食品の保管状態も確保しながらということで、管理に要する相当の注意力が必要になるかと思います。何とか、ここにありますように、冬期間の夜間の災害のときが一番被害が大きいということになりますので、防寒用の毛布、あるいは寒さよけで、電気がなくても燃えるようなストーブ、そういうものを優先して備蓄をしていって避難所に設置をしていきたい。今指定している避難所そのものが本当に避難所として使えるかどうかということも出てきます。そういうことも含めて、あらゆる災害に備えるものとして少なからず、少しずつではありますけれども、進めていきたいという考えで備蓄をしたいというふうに考えております。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 災害時における他都市との協定ということで、流通備蓄というふうな考え、わかりました。よろしくお願いします。

続きまして、107ページ10の4の10、わくわく新庄事業運営費、高橋富美子議員が一般質問の際にわくわく新庄の調理施設というふうなことでお尋ねしましたけれども、確認の意味での質問です。

2階にIH、電磁加熱器がありまして、簡単な湯沸かしはできるということでした。調理実習したいというふうなことがあったそうだけれども、プラザのほうを利用してくださいということ今まで何度か言われていたというふうなことです。でも日新学区の婦人会といったところで高齢者が多いもので、やっぱり近場で利用したいと。そば打ちをやってそばをゆでようとしたんだそうですけれども、火力が弱くて近くの魚屋さんに行ってゆでてもらったというふうな経過があったそうです。この前の課長答弁によると、簡易なものであればというふうなことですけれども、どのようなものを、急にすぐ答えを出せと言っても難しいと思いますけれども、想定しているのかお願いします。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 一般質問でも答弁申し上げましたけれども、調理室というふうな形にはなり得ないのかなというふうに思いますけれども、今、IH式の湯沸かし、調理設備はございます。ただ、IH式ですと、それに対応した鍋釜でないと対応できないということで、やはりガスのなコンロとかそういったところの簡易的な設備については対応できるのかなと。その辺については前向きに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それから114ページ、職員数の異動状況というふうなことに絡んで伺います。

これによりますと、平成26年3月31日の退職者数が、行政職10名、技能労務者5名、平成26年4月1日採用者、行政職15名、技能職については、なし。

新庄市の今後の職員の定数管理についてですが、例えば行政職者数がふえるわけですね、5人。この狙いというのは何でしょうか。どこか強化する部署があるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

佐藤卓也委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 職員の体制についてでございます。

職員の中で行政職と技能労務職職員、今年度退職者は行政職が10名、技能労務職が5名でございます。技能労務職につきましては、従前より委託化等、嘱託職員化、こういったものを活用しながら、平成2年ぐらいからだと思っておりますけれども、ほとんど採用していないという状況でございます。今後もこの方向性については維持してまいりたいというふうに思っています。

その中で、行政職員10名に対して、ここがございます15名ということでもございますが、実際には採用試験を昨年度行いまして13名、今のところ予定してございます。

それであと、行政職10名の退職者に対して3名、今のところ増になるわけでございますが、御承知のとおりいろいろ行政需要が多岐にわたってふえてきている状況でございます。その中で定員管理計画に基づいてこれまで相当職員数を減らしてきた中で、一方ではそれに応じて仕事が減っているかという、決して減っているわけではない。今後も新たな行政需要が出てくる。例えば子育て推進でございますとかいろいろ

ろな部門で出てきますので、新たな行政需要に対応するためにこのたびそのような措置をさせていただくということでございます。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

佐藤卓也委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） わかりました。

それでは、最後に109ページ、10の4の12、いわゆるテニスコートの改修問題ですが、きのうの市長の説明でその経緯についてはわかりました。ただ、潤沢な財源があった中では許されるかもしれませんけれども、6,800万円の助成をt o t oからいただいたにしても、1億1,600万にならんとする市債、市の持ち出しというふうなものは非常に大きいと。委員会所属が総務文教ではなくて、産業厚生というふうなことで、委員会で十分な審査がされているというふうなのがわからない状況の中でぽんと出てきた場合、すぐには納得できないというふうなものがあります。例えば、体育施設の改修が今回のテニスコートを皮切りに体育館、陸上競技場というふうなものにこれから年次を追っていくわけですが、この3つの改修というのはセットなんですか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 体育施設の3施設につきましては、課の内部でもいろいろ検討を重ねたところがございます。きのう市長答弁でもありましたように、まず優先順位としましては、体育館の耐震化、それから懸案でありました陸上競技場、それからこのたびのテニスコート、この3つの体育施設についてはとにかく短期間のうちに改修していこうというふうなことでございます。

ただ、社会教育課所管の施設、文化会館とかいわゆる生涯学習施設もございます。そちらのほうもあわせて、いわゆる大規模改修とか耐震化とか、そういった事業について今後計画

的に進めていきたいというふうなことでございますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願いいたします。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 予算書の70ページ、6款の農林水産業費の1項の農業費で、右の一番下の青年就農給付金（経営開始型）3,750万、この内容について教えていただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この事業につきましては国の事業でございまして、これから地域農業を担う担い手が不足している、また一方では、高齢化を迎えてきているというふうなことの対策ということで、これから新たに農業を開始するという方に対して事業計画を申請していただいて対象となる事業でありまして、そのためにあらかじめ人・農地プランというプランの中に位置づけされる必要がございます。おおむね45歳までの農業者が経営を開始する場合ということで、1名につき年間150万円の給付が受けられるという制度でございます。予算では25名の方ということで3,750万円の計上をさせていただきました。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 今の説明ですと、25名の予定というか、1人150万円で25名というふうに話がありましたけれども、ことしの見通しというか、農地もなければできないわけですし、借りるとかそういうことに関してはどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 現在のところ16名の方が該当

しておりまして、この方は一旦認定になりますと5年間、毎年150万円ずつ受給できるという制度でございまして、その伸びとして約10名ほど、26年度においては10名ほどの潜在候補者がいるのではないかとということでの要求でございます。

また、農地の集積についても、こういった今後規模拡大したい、担い手となって農業を専業でやっていきたいという方に当然優先的に農地も集積していくというふうなことでございます。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 16名の方を今は予定しているようでございますけれども、これは今回新しく学校とかそういうのを卒業する予定の方、それとも全く今まで別の事業に就職していて農家を始めるというかそういう感じの方、その辺のところ説明をお願いします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おおむね45歳というお話の中には、やはりこれまでサラリーマン生活をしていて、実家に戻られて経営を開始するという方もございますし、また学生から即就農という方もおられますので、その辺は幅を持った形の対応になります。必ずしも卒業、即就農という方ばかりではございません。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 支援のほう、よろしくお聞きしたいと思います。

次に88ページ、8款土木費の雪対策費ですけれども、道路の除排雪業務費が3億1,800万何しが載っていますけれども、ことしも3年連続の大雪ということで、ここ3年間ほど毎年専決処分に対応しているようですけれども、ことしも総計では大体6億3,000万弱の数字になって

いると思いますけれども、予算措置として毎年補正というか、専決処分をやって補正やるという、予算措置としてそういうやり方でよいのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 除雪費の御質問というふうなことでございます。

当初予算案については多少少なく見積もりまして、その後、補正等によって増額するというふうなこれまでの状況でございます。

一つ雪に関しては、毎年毎年の気象状況で非常にばらつきがございます。特に10月、11月になりますと気象庁のほうからこの冬の3カ月長期予報というふうな形が出ております。それに基づきまして予算関係を多少考慮するというふうな形になります。そのため、当初から冬期間の雪のことを考慮して多目に見積もって出しておくという形になりますと、その分ほかのところにしわ寄せがなるというふうなことが懸念されることでございます。そのために、長期予報をまず最初に参考にします。その後、11月、12月、除雪計画というふうな形ですするわけですが、その段階でそれぞれの1カ月予報、あとそれからいろいろな状況等を考慮しまして増額していくという形になるかと思えます。

いわゆる11月について、12月についての除雪費のかかった経費そのものについては確保しつつ、今後、本格的に雪が降る1月、2月、その状況を踏まえまして追加していくというふうな方策については非常に予算の使い方、現在に即した形のものかというふうに考えてございます。そのため特段の配慮をいただきまして、雪に関してでは予算は柔軟に対応したいというふうに考えてございます。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） わかりました。毎年同

じようなやり方でこれからもやっていくというような回答に私は受け取りました。

次に、94ページの10款の教育費の教育総務費、教育指導費、3番目の謝金の1,838万9,000円という、この説明をお願いしたいと思います。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学校教育指導事業費の謝金について、内訳ということで説明させていただきます。

総額が1,838万9,000円というふうに高額なわけですが、項目としては細かいものまで入れて12項目ございます。

一番大きい金額のものが地域コーディネーターの謝金であります。これは学校支援地域本部事業を使つての配置になるわけですが、各学校1名ずつ14名配置しております。1校当たり210日の授業日、全部ということで、総計が1,722万5,460円となっております。これがほとんどになります。

続いて、地域学校安全指導員、スクールガードリーダーと申しておりますけれども、それ2名、年間50日活動していただいておりますが、その謝金がお二人で53万2,000円お支払いしております。

それから、来年度新しく、山大の教授による小中学校の巡回相談をしていただくことにしております。保育所・幼稚園も含めて15回なんです、その謝金が1回2万円の15回で30万円になっております。

それから、関連するんですが、特別支援教育のコーディネーター研修会、これを来年度、計画的にする予定になっております。戸沢村、大蔵村、最上町、それから鶴岡市、4市町村が連携して年6回、コーディネーター養成のための研修会、これの謝金が9万円となっております。

それから細かいところの幼児教育の懇談会とか、就学指導委員会にお医者さんをお呼びするための謝

金とか、教職員の全体研修会の講師とか、それから教育研究所があるわけですが、その講師の謝金、それからいじめのない学校づくり、県の事業ですが、各2つの中学校区に来年度お願いするわけですが、そこの事業の指導ということで講師を2万ずつ5回ということで10万も入ります。それからシンポジウムの謝礼、地域コーディネーター用の研修会の謝礼、それから、読書活動推進委員会を今年度完成したわけですが、来年度も継続してその進捗状況等を見るといふようなことで、そこの委員の謝金ということで、この細かいところの合計が24万1,000円になります。それを合計すると1,838万9,000円という金額になります。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） はい、わかりました。

95ページの教育費の教育総務費の右下のほう、国際理解教育推進事業費で、職員給付が1,000万ありますけれども、その次のページにも普通旅費235万8,000円というふうにありますけれども、これについてはどのような事業をやっているのか教えていただきたいと思います。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 この普通旅費、いわゆるALTを配置している関係と普通旅費の内訳です。合計で235万8,000円になっているわけですが、大きくはALTの。実は今、優秀なALTに来ていただいているんですが、ことし7月までの任期になっております。その関係でお二人ともアメリカのほうに帰る、それから新しいALTに来ていただくと、そういう関係の旅費が帰国旅費、あるいは赴任旅費がほとんどになっております。ALTの帰国旅費で、航空運賃も含めてですが、これが例えば成田・デンバー間なんていうとお二人で78万1,720円となっております。それから同じように、どこからという

のはまだ決まっていないんですが、ニューヨークから成田までということで、これは82万4,620円というふうになっております。それから加えて、ALTが市内の学校に毎日行きますので、市内の交通費というふうなことで1カ月8,000円の12カ月、それのお二人分見ておりますので19万2,000円となっております。合わせると大体このぐらいの金額になるというふうなことです。よろしくお願いします。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） 次に、104ページ、教育費の社会教育費、5番目の市民文化会館ですけども、今回の委託料4,064万2,000円というふうになっていますが、昨年ですと3,570万何がしですけども、500万近くふえた理由は何ですか。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 文化会館の指定管理料の増額分につきましては、まず一つが消費税の上乗せ分、それからあとは電気料、それから燃料費等の価格の増加分、あわせまして職員を1名増員した分の人件費の増の部分でございます。以上です。

7 番（奥山省三委員） 委員長、奥山省三。

佐藤卓也委員長 奥山省三委員。

7 番（奥山省三委員） はい、わかりました。

あとは109ページ、先ほどは遠藤委員からも話がありましたけれども、テニスコートの件について、私もまだもう少し議論が必要だと思いますので、もっと市民にわかりやすく説明できるような説明をお願いしたいと思います。

以上で私は終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

午後より、代表監査委員高山孝治君、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が届いております。

ほかに質疑ございませんか。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） 57ページの3款民生費の児童福祉費の説明欄の下から5行目になりますけれども、民間立保育所運営費負担金1億5,408万2,000円ですけれども、この範囲とか内容とか詳細についてお伺いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

佐藤卓也委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 民間立保育所運営費負担金の件でございます。

この負担金につきましては、新庄で運営をしていただいております民間の保育所、2所ございますが、そちらに対する負担金でございます。基本的には運営に係る費用、それからいただいている保育料を差し引いた残りが運営費として負担をさせていただいているというような格好になります。以上です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） そうすると、民間保育所というのは何カ所ぐらいあるのか。（「2カ所」の声あり）2カ所か。どうもありがとうございました。

それでは、次に移ります。

69ページの1項農業費、同じく説明欄の下から10点目で、学校給食における地産地消促進事業費補助金444万7,000円の内容とかその辺についてお伺いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この補助金は、小学校及び中学生の米飯給食にかかわる補助金でありまして、平成22年度のベース635万2,000円、これの7割の補助ということで444万6,000円ほど計上させていただきます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。

これは週に1回とか2回とか、月3回とか、その辺はどうなんでしょう。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 基本、週5回でございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。

次に、79ページの商工費、1項商工費ですね。説明欄のちょうど中ごろにインバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金とありますけれども、内容とか目標とか、今どこの国をメインとしているのか、どのように進行しているのかとか今後の見込みなどお伺いいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金でございますけれども、目的といたしておりますターゲットとしておりますのは、今現在は台湾のお客様を取り込みたいということで考えております。去年は市民号と一緒にしまして台湾に100名ほど行きました。プロモーションしてまいりましたが、新北區といたところとも交流してまいりました。今年度はもう少し民間ベースでの活動を促進したいというようなことで考えておると

ころです。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） 見込みのお客様はどのぐらいの人数を予定していますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今年度でございますけれども、4月からでございますが、台湾、それから韓国・中国等もございますが、宿泊及び食事の立ち寄りとか、これが今現在で322人ほどになっております。来年はもっとふやしたいというふうに考えております。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） ありがとうございます。

86ページの土木費、4、都市計画費の説明欄で上の欄の真ん中よりちょっと上なんですけれども、先ほど歳入のほうでちょっとありましたけれども、住宅リフォーム総合支援事業費補助金4,000万。歳入のほうの住宅費補助金との関連をお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 86ページ、木造住宅耐震診断業務委託料ですね。この下ですね。住宅リフォーム総合支援事業ですね。これについてですけれども、歳入のほうで御説明申し上げましたとおり、この事業につきましてはリフォーム補助金というふうな制度でございます。それで一般分ということで3,000万、あとそれから耐震改修分ということで1,000万、合計4,000万というふうな形でございます。以上でございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。

そうしますと、審査に通ればこれは補助金を受けられるということなんでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 いずれにしましても、審査が必要でございますので、この申請につきましては基準がございますので、その基準に基づいて審査するわけでございます。個々それぞれやり方が、いわゆるそれぞれの申請者の内容が違いますものですから、この辺については御説明したいと思いますので、御相談お願いしたいと思います。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） ですから、相談させていただいて、審査に通れば受けられるわけですね。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 そのようなことでございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） ありがとうございます。

次に、93ページの9款消防費なんですけれども、説明欄の一番下から2番目です。最上広域市町村圏事務組合分担金の教育費が1,659万6,000円あるんですけれども、どのような教育をされているのか、内容などについてお伺いいたします。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 最上広域事務組合の分担金でございますけれども、この教育費につきましては、最上広域の教育委員会の運

営費、それから施設として教育研究センター、設置してございますけれども、その人件費と施設の運営費等々でございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございました。わかりました。

次に、97ページ、10款教育費 1 項教育総務費の同じく説明欄で一番下の報償費39万3,000円、各種大会出場奨励費60万3,000円とあるんですが、この内容についてお伺いいたします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 小学校教育振興事業費の報償費、各種大会奨励費について説明させていただきたいと思います。

これは小学校・中学校の各種大会の補助金というようなことでしているところであります。25年度に比べて27年度の金額、当初の予算に比べて3倍ほどになっております。これは小学校の分担奨励費なんです、中学校のほうもまた、3倍ほどにさせていただいております。

昨年9月の決算の特別委員会のほうでいろいろ金額等について少ないんじゃないかというところの御意見もいただいて、それを踏まえて提案させていただいているところです。今年度の見込みのところを基礎にして、来年度については新しく宿泊費、それから交通費、それから大会参加料の半額を補助金のような形に見込んでおります。加えて、現行の奨励金というようなところを残しておりますので、大体今年度の実績見込みで75%ぐらいのところを手当てできるんじゃないかというところの金額の提案でございます。以上です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） ありがとうございます。

出場される選手の父兄の方から、例えば国体とか県大会とかに出場される選手の、例えば市役所の前に垂れ幕を誰々とか何とか書いてやってももらえないかという声があったものですから、この費用の中に入っているのかなと。前は垂れ幕下げていましたね。その垂れ幕なんかは下げることは可能ですか。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 市役所というか、市としてはその経費は来年度は見込んでおりません。ただ、学校ごとに、学校のほうでいろいろなところを捻出しながら垂れ幕を下げたり、あるいは自作のところを掲示したりというようなことで子供たちを励ましているところです。以上です。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 3つ、4つ、質問をさせていただきます。

まず初めに、119ページ、債務負担行為支出予定額の調書に関する件でお願いいたします。

この中に、真ん中ころに2つあります。かつろく会の特老の補助金です。20年間で総額5億7,000万円ほど補助金を出すという10年前の約束に基づいて、ちょうど10年が経過したと。26年度から11年目に入るという調書でございます。この中身でここに記載されている金額、要するにこれから10年間で支払う金額が載っております。10年分で元金プラス利子の2分の1と。そ

の下のほうが、10年間で元利ともということで載っております。

お聞きしたいのは、今年度支払い予定しております金額です。というのは、2つ合わせますと、これから合計10年間で支払い分が先ほどの半分で2億6,500万になるようであります。ところが今年度の支払い額が2,743万。10年で先ほどの金額を割りますと、支払い額が2,650万になるのではないかなと私なりに計算しました。ここで100万の違いが出ておりますが、それはどういう計算の根拠でこの食い違いが出るのでしょうか。お願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま119ページの債務負担行為の特別養護老人ホーム施設整備費補助金の関係の御質問でございますが、債務負担行為については、将来的に支払う額をここに表示しているという形でございますが、償還計画の中身、年度ごとの償還額につきましてはそれぞれ異なっております。例えば平成18年ぐらいの数値を見ますと、上のほうの福祉医療機構の貸し付け分を2,263万円という額でございますが、一番最終年度につきまして、平成35年にはもう2,127万と。いわゆる元金と利率を、県の補助金も入っているものですから、そういう調整をしながら年度ごとの償還計画を立てておりますが、いわゆる均等ではなく、それぞれの積み上げという形で年次ごとに推移している。

さらに、その下のほうの民間金融機関からの借り入れ分につきましても同様に、残高といえますか、償還補助金の額につきましては年次ごとに変更しておりますので、単純に半分という形にはならないということをまず御理解いただきたいというふうに思います。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そうですか。この調書ではちょっとその辺が酌み取れなかったものですから、確認したところであります。

これと関連しまして、市長の行政報告がございました。かつろく会がことしの5月から新しく着工して、27年2月に完成するというふうなことでありました。3階建ての15億の事業費というところまで紹介いただきました。

今回、26年度の予算組みに当たって、かつろく会から先ほどの市長行政報告の内容についての助成金とか補助金の依頼とかそういうものはなかったでしょうか、どうでしょうか。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 平成26年度予算の中には計上しておりません。というのは、第5期の介護保険事業計画を策定する際に施設計画を立てるというふうな計画を持ったわけですが、基本前提としていわゆる実施主体者が資金計画を捻出すると。基本的には国・県の補助、それから従来のパターンどおり自己資金と市中金融機関の貸付金によって行うという資金計画をお願いしながら、それを了承していただいて今回は施設建設をしていただいているというところでございます。

ただし、市中機関の貸し付けに伴ういろいろな制度ございますが、自治体がかかわっている融資制度でふるさと融資財団がございまして、そこで貸し付ける資金がございます。これは一応市を窓口にしないと貸し付けができないというところもありまして、さらに利子補給を新庄市が一部といいますか、地方交付税をいただきながら負担するという制度もございます。今までも何回もいろいろな地域関係の施設整備に関

してはそういう資金を使いながら行ってきたわけですけども、今回もそのふろさと融資については、全国的な融資のあり方としては可能かというふうに検討はされているようですが、まだ実際、こちらのほうに申し込みは来ていない、相談の段階では来ておりますけれども、そういう状況でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。そういうふうなお話がありましたら、議会のほうにもぜひお知らせをお願いしたいと思います。

続きまして、次に予算書の38ページ、2款総務費9目の電算管理費の説明欄の中ほどに社会保障の税番号制で、その下にもあります。金額は648万ですか。それから、その下のほうが518万4,000円。この2つの内容について少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 電算管理事業費の中の社会保障・税番号制度、この施行に伴う予算というようにございまして、2本並んでおりますが、御承知のように昨年5月に関連法案が成立いたしまして、28年1月からこの制度が導入されるということになります。それに伴いまして、来年10月からは番号を各家庭のほうに、個人宛て全員に通知するというような作業が入りますので、作業に入る前段といたしまして、まず初めにその業務内容が変わってくるのに対応したシステム関係のほうの設計、あるいは改良というふうなものが必要になってきますので、まずは第1弾として、26年度当初ということで計上できた分だけをここに表記しているものでございますが、総務省関係と厚生労働省関係、両方の分でございます。対応するものが国庫補助金ということで、歳入のほうにも出てきておりますけれども、それに基づく改修と

いうような形になりまして、交付金及び交付税合わせて10分の10でやる事業というようなものでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） そうしますと、10分の10ですから市の持ち出しはないと、そういうふうに理解してよろしいですか。補助金関係です。ちょっと待ってください。それでもう一つですが、住民課にあります住基ネットとの絡みというのは、これに影響ないでしょうか。どうですか。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 財源のほうにつきましては、上のほうの設計業務委託、こちらに関しましては中身が、システム設計が7本ございまして、総務省管轄、厚労省管轄と分かれてますが、厳密に言えば分かれた形の中で事業を進めるといようなことになるんですけれども、双方とも3分の2の交付金が入ります。残り3分の1につきましては交付税措置というような形となっております。

2つ目の住基のシステム改修、これにつきましては10分の10の補助率というようなことになるってございます。

住基ネットワークのほうとの絡みにつきましては、今、進んでいる状況の中で出てきている分の改修ということになりますので、番号が個人名の上についていくというようなことのシステムになっていく状況になりますので、それにかかわるものが全て改良になるというようなことになります。これはやっぱり住民基本台帳が基本になってきますので、社会保障関係とか税のほうにも及ぼす影響が大きいわけですので、ここの部分のところから改修を進めていくというようなことになるってございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。

次に、その下のほうの39ページ、11目の市民生活対策費で説明欄の一番下に町内街路灯の電気料関係が載っております。400万です。これは去年もおととしも26年度も変わりなく400万ですが、これは各町内会に電気料として配分するんでしょうけれども、配分の仕方、少し教えてください。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 街路灯補助金400万についてでございます。街路灯につきましては、町内会に設置しております防犯灯の電気料、これをトータルして町内会から補助の申請というものをいただきまして、その額の3割を補助するというものでございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 3割補助。これはあくまで電気料だけで、故障した場合の修繕費とかそういうものは含まれていない。それは市のほうからの支払いは一切ないということですか、確認です。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 街路灯の防犯灯の修繕ということでございますが、新設のときには町内会から申請をいただきまして市のほうで設置をします。

修繕につきましては、現在のところ町内会は電気料金の補助のみということで対応させていただいておりますので、よろしくお願いします。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 修繕費はないということですけども、今、町なかを歩いてみますと、日中に防犯灯の電気がつき放しという、故障

だと思います。例えばセンサーとかタイマーの故障だと思うんですけども、結構あります。近い町内でしたから、私が話を聞いてみたところ、わかっているんだと、電気ついていると。しかし、切れたら、これは当然不便がありますので直しますが、「ついている分については、うちら余り電気料関係ないんじゃないですか」ということでそのままになっているというのが結構あるんですね。その中身を探ってみますと、やっぱり町内会費が大変なんです。これらに対しての修繕費というのが回らないと。そのままにしておるというケースが多いようなんです。たまたま電力の方に話をする機会がありまして言いましたけれども、電力のほうでも修繕義務というのはないらしくてほったらかしのようです。ことしからLEDのモデル事業もし、省エネにかかわろうとしているさなかでありますので、ぜひこの辺の実態を把握していただいて、何らかの対応をしていただくのが今の世の中に合う考え方じゃないのかなと思うんですけども、その辺は市としてどのようにお考えになりますか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 町内会の防犯灯の維持管理上の問題ということでございます。各町内会での防犯灯の維持管理については町内会にお願いをしているという状況にあります。器具の消耗・損耗、そういうところで検討し放しという状況が出ているかと思います。町内会の電気料金の補助の機会を捉えまして「維持管理、よろしくお願ひしたいと思います」というふうなお願ひをしたいなと思います。というのは、照明の明るくなる、暗くなるのセンサー、多分あると思うんですね。それが汚れてきたりしている部分もあるかと思うんですよ。その辺もあわせて目配りをしていただいて、管理をしていただきたいと思います。先ほど委員おっしゃいました

ように新庄市、26年度からLEDのモデル事業から進めて、防犯灯ということで計画的に進めたいというふうに考えておりますので、その辺あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） じゃ、よろしくお願ひします。機会を捉えて。

先ほども申しましたけれども、なかなか町内会費ぎりぎりの線で会計していますし、1個修理すると、やっぱり万近いお金がかかるそうです。それを捻出するのができない。1つや2つだったらいいんですけども、ある町内においては10基とか十何基とか、高額になるようです。それでは省エネの理念に反しますので、きっちりとお話をさせていただいて、どうにもならないというのであれば、やはり何らかの手当てをしていただきたいと、こういうふうな要望を申し述べたいと思ひます。

次に、主要事業の15ページ、雪総合対策事業です。雪に強いまちづくり事業ということで事業内容をお聞かいたしますが、この中で、沖の町・中山町線外流雪溝整備、330メートル、こういうふうに記載していますが、整備する具体的な場所をどこに考えているのか。

それから、この中で工事費が6,950万というふうになっております。このうちの流雪溝の整備費のみでは幾らほどを見ているのか、まずお願ひしたいと思ひます。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 流雪溝の整備、沖の町・中山町線外流雪溝整備工事、主要概要の15ページというふうなことでございます。

その中で、1つについては流雪溝整備ということで、これにつきましては常葉町地内です。こちらから言いますと常葉町の西側の流雪溝、あとそれから東側一部の流雪溝でございます。

それから、もう一つの工事費があるわけですが、これにつきましては陸羽西線の指首野川になりますけれども、トウメキ地区ということになります。あそこに取水を設けまして、そこから常葉町・中山町のほうに水を引っ張ってくる、いわゆる取水樋門の工事でございます。その工事で行われているというふうなことでございます。

内訳についてですけれども、少々お待ち願ひたいと思ひます。

佐藤卓也委員長 暫時休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時37分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 失礼しました。流雪溝の工事、沖の町・中山町線の流雪溝のほうの整備でございますけれども、これにつきましては3,200万ほどというふうな形でございます。残りの分については樋門というふうな形になってございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤委員に申し上げます。

予算書のページ数をおっしゃってから発言よろしくお願ひします。沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 関連します。その下のほうにあります沖鉄砲町の消雪、こちらのほうは雪を流す側溝じゃなくて雪を解かす仕組みのようですけれども、これに関連する測量設計が200メートル、500万円というふうに記載していますが、具体的にこの場所もわかればお願ひしたいと思ひます。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 この事業につきましては、

今年度新規で取り組む事業でございます。場所につきましては沖鉄砲町線ということで、ちょうど鉄砲町の小内医院交差点から県道部分までの間、約200メートル、これの消雪のノズル関係、あと水源関係の設計委託というふうなことでございます。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) わかりました。一般質問でも申し上げましたけれども、融雪溝関係の整備というのが非常におくれていると。あのときの御答弁で、側溝の整備率というのは52%だと、まだまだいっぱい残っているというお話でした。どうかこれらの整備をきちんと進めていただいて、補助率も国から6割近い交付金をいただいてそれを活用してやっているようです。もう少し工事量を上げて、なるべく早く100%に近づくよう努力していただくようお願いしたいと思います。

その次、予算書もページを言えということで、予算書の97ページ、小学校管理費、次の100ページの中学校管理費、これに関連して主要事業の概要のほうに戻ります。ここに小中合わせてかなりの額、要するに2億3,000万という予算を計上して、26年度一気にエアコン化、要するに冷房化をしていくという事業のようです。1校当たり見ますと、10校ですので2,300万を投資すると。学校の環境衛生を改善すると、こういう内容であります。よく見てみますと、児童生徒が直接恩恵を受ける教室というか部屋、保健室、それと図書室のみのような気がします。いろいろな検討はしたかと思えますけれども、ここに至った経緯、ここでとどめたという経緯があると思います。それをお聞きしたいんです。

余り申し上げたくないんですけれども、教職員の関係するほとんどの部屋はきちんとここに冷房化しているというふうにも見受けられます。どのようにこの経緯になったんでしょうか。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 小中学校の空調、エアコンの整備ということでございますが、委員おっしゃったように、主要事業の概要のところに説明申し上げておりますように、いわゆる諸室の中で保健室、図書室、それから教職員の部屋等々、また給食をつくります厨房等、どちらかというところと特別教室等々になるわけですが、これにつきましては、まず初めてこの事業を行うというふうなことで、どこを最初に整備すべきかというようなことになりました。そういう意味ではやはり保健室等、体調を崩した児童生徒の休養施設として、そういうところが最初になるんだろうと。また、図書室につきましては当然読書環境の整備、それから学びの学習環境の整備というようなところでここを優先してやりたいと。あと、私たちも庁舎の中では冷房がきいているところで執務を行っているわけですが、先生方においても夜間の事務とかございます。夏分のそういう労働環境も考えまして諸室の整備を行うというふうなことでスタートしたところでございます。

全国的な部分でいきますと、考え方が2つございまして、1つには児童のいわゆる体の発育上といいますか、暑さに対する体力というふうなものの視点、それから当然かなり暑くなれば熱中症等々ありますので、それを防止すべきだろうという視点があるわけですが、新年度におきましては、まず第1弾としてこの諸室を整備したいと。いわゆる普通教室等については今後どのようにするかというふうなものを検討してまいりたいなというふうに思っております。第1弾ということで、新年度は諸室を整備させていただきたいということで御提案申し上げたところでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

佐藤卓也委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 第1弾ということですので、26年度はそれでやっていただいて、その効果を見ながら、第2弾はやはり子供たちの教室、一般教室まで波及するような構想でお願いしたいなということを申し上げたいと思います。

最後に、予算書の109ページ、体育施設費、先ほど来から私どもの会派でテニスコートの改修についていろいろ御質問させていただいております。常任委員会の構成上、産業厚生常任委員会に属しているメンバーはどうしてもこの中身、協議会等で聞く機会が少なかったのではないのかなと、こういう思いがします。私はたまたま総務のほうにいましたので、いろいろな中身をお聞きする時間もありました。ところが、そうでなかった常任委員会もあるようです。どうかこの辺、先ほど午前中ですか、奥山委員もおっしゃったように少し議論が足りなかったような気もいたしますので、きちんと議論できる時間があればなということのみで私の質問を終わりたいと思います。終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 最初に、42ページの2款2項2目で賦課徴収費というのがあります。ここで納税収納管理事務1,766万2,000円というのがあります。未納の税金が多い人に収納対策ということでお聞きしてまいりました。ほかの議員の方に答えてきたお答えによれば、不動産ということで預金だと思うんですが、預金の差し押さえ、またタイヤロックということも今後検討していくというお話でした。この影響は、本当によいと考えているのか。預金の差し押さえやタイヤロックについて懸念されることはないのか。お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 預金の差し押さえ、タイヤロック等についての影響というふうな御質問でございます。

租税債権を回収するために必要があつて差し押さえするということでは私も考えております。その際に、いろいろな財産の中からどれが可能かということ、これを選択するという結果、そういうふうな結論に至ったということになるかと思います。そういう意味ではこれは必要なことをやるというふうなことで考えております。

ただ、具体的に言いますと、タイヤロックといたしましても、車の差し押さえ、すぐ引き上げてそれを公売にかけるというようなことではなくて、タイヤロックをすることによって滞納者の方とお話をする機会を設けると、そういう猶予の期間も考えてのことでございますので、その辺は誠実な話し合いに持っていくための有効なツールであるというふうに考えてございます。

それから、預金の差し押さえでございますけれども、これにつきましては、まず、預金の原資が何であるかということをおもよく調べた上で差し押さえするようにしてございます。例えば給与が振り込まれた瞬間に差し押さえするというようなことは、私どものほうではそのままではやってございません。預金通帳のほうに振り込まれた時点で差し押さえ可能な財産ということになるわけですが、だからといってその原資が何であるかということを見きわめずに全て差し押さえしようとするということはやってございません。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） タイヤロックについてなんですけれども、タイヤロックをやられた方が、そのために仕事に行けなくなるということが想定されるわけですね。そうすると、仕事に來ないということで首になるということがある

わけです。簡単に仕事を失ってしまう可能性があるなど考えたときに、本当にいいのだろうかというふうに思うんですが、もう一度、どう考えるか、お願いします。

それから、原資が何か調べてからということの中身といたしますか、どういう場合、給料が入って、給料を振り込みしている方が多いわけで、給料は生活費、特に少ない人であれば少ないほどそのまま生活費というのも考えられるんですね。そういうことを考えたときに、原資は何かというのはどのような場合を想定しておられるのか、どのぐらいまでならいいというふうに見ておられるのか、あればお願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 まず、タイヤロックでございますけれども、その滞納者の方が営業等で使っている車でありましたら、これは差し押さえ禁止ということで考えております。そうでなければ、これは可能と。

今、通勤に使う車が使えなくなって、その後のお話をされましたけれども、そういったことは想定してございません。私どもとしては租税債権を確保するためには必要な措置だというふうに考えておるということです。

それから、預金差し押さえでございますけれども、原資という意味では、例えば給料であれば通常、給料の場合に御本人分10万円、それから生計を一にする御家族が1人4万5,000円というのは差し押さえ禁止財産になっております。給料そのものではなく、これが預金に振り込まれた場合であってもこの禁止財産には手をつけないということで臨むということです。

それから、そのほか給与以外の原資がいわゆる遺族年金であるとかそういった差し押さえができないというものであれば、これは預金になっても差し押さえしないというようなことでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 差し押さえについてのところはわかりました。

ただ、タイヤロックについてなんですけれども、車はやっぱ通勤にしている方は絶対に必要な、ほとんど必要だと思わんですけれども、そういう意味で、仕事ができなくなって首になったということのないように注意していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、53ページの3款の1の10で、臨時福祉給付金1億1,000万円についてですが、生活保護世帯はどうか、また、老齢年金148万円を超える世帯はどうかを含めて説明をお願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 臨時福祉給付金の対象者ということで御質問いただいておりますが、今回の臨時福祉給付金につきましては、消費税改定に伴う支援策ということで全国的に一律で行われるという形になりますが、ただいま御質問のあった生活保護受給者の方については、基本的に4月以降の生活保護費の改定の中でその分の保障が見込まれるという見解といいますか国の措置が来ておりますので、このたびの対象者からは外れております。

あと加算措置というのがございまして、いわゆる老齢基礎年金受給者につきましては一律に5,000円を加算するという形になっておりますので、ただいまの額の上限なり区分というところはございません。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 生活保護受給者は、臨時福祉給付金は受けられないと。生活保護の基

準がプラス2.9%ということが4月から行われるということで、これだけを見れば確かに消費税分が生活保護費には上乗せされるのかなと思われるわけですが、しかし、最近の生活保護費の削減は、3年かけて最大10%の引き下げが行われる見通しです。そういう意味で、子育て世帯はマイナスになると思われます。生活保護世帯は消費税増税等、生活保護費の3年間で最大10%という引き下げなどでダブルパンチが来るというふうに見ていますが、それについてはどう見られているのでしょうか。

それからまた、老齢年金148万円を超える世帯についてなんですが、これは住民税が課税される世帯ということになるんじゃないですか、税務課長。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 まず、生活保護受給者の考え方でございますが、いわゆる生活保護基準改定、昨年8月支給分から行われておりますが、順番としては、基準改定につきましては社会、他の消費状況に合わせた額を改定を行ったというところで、今回の臨時福祉給付金の取り扱いにつきましては、4月以降の保護費の中にカウントに含まれるというふうな御説明をいただいておりますので、ダブルパンチという表現が正しいかどうかについてはちょっとお答えできませんが、国としてはそういう対策を図りながら運用しているということで御説明申し上げたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 大変申しわけございません。

ちょっと聞き漏らした点がございましたので、もう一度、御質問いただければと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 老齢年金が148万円を超えた方は住民税が課税されてしまうのではないということなんです。そうしますと、決して多くはない収入の中で暮らしておられる方が臨時福祉給付金などが受けられないと、消費税増税だけが来る、年金の引き下げを合わせるとこれもまたダブルパンチで、消費税増税で手当てを受けられないことなどで打撃が大きだろうなど想像するんですが、どうかということなんです。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいまの老齢年金受給者の基礎年金受給者の取り扱いの関係でございますが、確かに今回の臨時福祉給付金の該当になる方につきましては、市町村民税の均等割が課税されていない方という扱いがございます。さらに、先ほど私が申ししたのは、その中で老齢基礎年金を受給されている方については5,000円の加算があると御説明申し上げましたが、ただいま佐藤委員から、いわゆる低額という表現は申しわけございませんが、少ない年金の中でも保障してあげていいのではないかというふうな御意見でございますが、今回、主要事業のほうにも出しておりますが、臨時福祉給付金の支給対象者として新庄市としては8,877名ということでございます。全体で4万弱おられますので、4人に1人というふうな状況になりますけれども、これは子供も踏まえてという形になります。ですから、かつての一律に支給される給付金とは全く扱いが違うということでございます。

ですから今回、簡素な給付措置ということで、当初は簡便な措置ということで行われる予定でございましたが、名前を臨時福祉給付金という

ことで、一定の所得制限をかけながら行われているということでございますので、この辺の御理解をいただきながら我々も進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 臨時福祉給付金というのが、もらう人は少しほっとするものがあるわけなんですけれども、でも、低所得の世帯の方、あるいは何かのそういった方々が受けられないまま消費税増税だけ、あるいは年金引き下げだけ、そういうつらい思いばかりさせられてしまうだけの人も出てくるということで、しかもこの給付金は1回だけですから、消費税増税をカバーするものには全くならないなというふうに感じるものです。

また次に行きますが、54ページの3の2の1で、放課後児童対策事業委託料が15万円プラスになっております。学童保育指導員の処遇改善について関係があると思うんですが、どのように見ておられるでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

佐藤卓也委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後児童対策事業委託料のことだというふうなことでよろしかったでしょうか。

今、委員の発言の中で処遇改善というふうなことが出たんですけれども、放課後児童対策事業委託料につきましては、これはいわゆる放課後児童クラブ、そちらのほうに対する委託料でございます。今現在、新庄市のほうで3カ所、中央、日新、それから北辰と、放課後学童クラブを市の社協のほうに委託して行っているというふうなことなんです、そちらのほうに対する委託料というふうなことでございます。いわゆる処遇改善につきましてはまた別事業という

ふうなことでなっておりますので、この委託料に関しましては、処遇改善というふうなところは特に含んでございません。以上でございます。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時13分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 94ページの1の10の3ということで、謝金1,838万9,000円というのが載っております。先ほどこの説明の中で、地域コーディネーターの人件費ということで1,722万円が含まれているというお答えをいただいたようです。その地域コーディネーターの役割、効果をどう捉えて26年度は向かおうとしているのか、お願いします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 学校支援地域本部事業による地域コーディネーターの配置による成果をどう捉えて予算化しているかというふうな御質問です。

この事業は、地域コーディネーターとしての配置は24年度からですが、その前も国の図書館にかかわる事業として継続、18年度以来、図書館教育、図書館活動の充実ということで市のほうでは力を入れてきているところです。この地域コーディネーターというのは、一つは図書館員として常に図書館にいます。人のいる図書館ということで、整備はもちろんですし、貸出業務等で子供の図書利用の充実というか、増加につながっております。

加えて、そもそもの学校支援地域本部事業と

というようなことで、地域のボランティアを学校に導入する、学校で地域の人材を活用するところの窓口、コーディネーターとしての役目も持っております。両方とも市のほうでは大変効果を上げて、また学校のほうでも大変いい配置をいただいているというようなところの評価もいただいているところです。したがって、来年度も同じような形で1校に1人、地域コーディネーターを配置できるような予算の、この学校支援地域本部事業の補助事業を活用しながらですけども、配置を提案させていただいているところです。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この間、図書館に行く機会がありまして、見させていただいて驚きました。前、図書館といいますと、鍵をかけていたりしたことがあって、子供たちが図書館というのは利用できないような雰囲気がありましたけれども、今は学校に行ってみますととてもきれいに整備されておりまして、分類されていました。分類というのは市の図書館でしか私は経験がなかったものですから、0から9ということでありました。

そこで、うちの子供がですけども、1年生なのに教科書等の調べの延長で図書館に行って相談したそうで、その結果、小学校の教科書の問題をさらに延長させて文章を書いたりしまして、これは特に小学校4年ごろから自分で調べるということが勉強になるんだそうですが、図書館が分類されていないとそういう調べ学習ができないそうなんです。私の昔の経験でいくと余り分類されていなくて、よくわからないところに何があるかよくわからないけれどもいっぱいある図書館等だったらなかなか調べにくいでしょうけれども、あのように0から9というふうにきちっと分けられて、そういう仕組みを知っている人がやれば違うんだなということを改

めて感じたんです。そういったことを全ての学校図書館の先生方、関係している方がそういう考えを、あるいは研修を受けていけば、小学校の子供たちにとってあるいは先生にとって非常に支援になる調べ学習の子供の力がつく、自分から学ぶ力がつくなと感じたんです。そのことを考えたときに、やはりそういったことを研修して図書館運営できる専門の司書って、もしかしたらやっぱり必要なんでないかなと感じたんですけれども、そういう視点は市としては持っていらっしゃるのかということでお聞きします。

高橋千春学校教育課長 委員長、高橋千春。

佐藤卓也委員長 学校教育課長高橋千春君。

高橋千春学校教育課長 委員おっしゃるとおり、本当にそういうような方向で今実際に地域コーディネーターがその仕事をしておりますし、かつ来年度もそういうふうなことを期待して配置するところです。

今は地域コーディネーターというのは、この事業を活用して有償ボランティアのような形でしております。実を言うとボランティアなので、報酬も謝金というような形の位置づけ、社会保険なんかもつきません。そういうようなところはあるんですが、この事業がある限り、いわゆる地域コーディネーターの先生方は、この事業の前からもこの仕事に取り組んで研修を積んでいらっしゃる方がほとんどなわけですので、そういうふうな図書分類法というのはもちろんですけども、お互いに研修しながらそういうふうな仕事ができるようにというようなことで、研修を積みながら進めているところです。県の研修会なんかにも行行ってスキルアップを図っているところです。

当面はこの事業を活用しながら、また何か文科省の制度変更等で学校にそういうふうなところの図書、司書のような形の配置ができるようになれば別なんです、当面はこういうふうな

形でできる事業を活用しながら図書館員、地域コーディネーターの配置を考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。ぜひ子供たちのために、先生たちのために続けていただきたいなと思います。

次に、86ページの8の4の1、住宅リフォーム助成、4,000万ということで拡大されております。これの効果、期待するところ、また足りなくなったらふやすとか拡大するとか、そういう考えはないか、お願いします。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 住宅リフォーム補助金、この制度は非常に評判がよくて、いろいろ利用してもらっております。

まず、実績ですけれども、住宅リフォーム補助金の一般分、これにつきましては今年度190件ほど予想で入れております。それで2,779万円ほどの補助を行ったというふうなことでございます。

それからもう1点、耐震改修分、これにつきましては25年度2件ということでございまして、240万というふうな形でございます。特に一般分の住宅リフォームにつきましては、前年度24年度で168件ということで、2,400万円ほどというふうな形で、これにつきましては非常に、大工さんの口コミといいますか、そちらから話を聞いてということで利用者数がふえているというふうなことでございます。これについては、財源といたしましては県補助が100%ということで、全て100%県費のほうで賄っているというふうな事業でございまして、これにつきましては継続していきたいというふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 住宅リフォームというのは、地域の建設関係の仕事をなさっている中小・零細の方々の仕事につながると思います。そういう意味で、沖縄のある市のところでは住宅リフォームを個人住宅だけでなく店舗とか倉庫とか車庫とか、これは小さいものにしてあるのかもしれませんが、そういうふうにしてちょっと広げているそうです。そうしたところ、この不景気の中で市の市民税というか、入るお金がふえているという、収入・所得がふえている話なんです。国のほうの制度でふえたんではなくて、市の財政もふえたというようなことも言っていました。

ということで、何が市でできるか、経済対策と考えたときに、私はこの住宅リフォームにちょっと力を入れて広げて、地元の業者の皆さん、大工さんなどの仕事をもっと広げるように拡充してもいいのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 委員長、松坂聡士。

佐藤卓也委員長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 確かにこの補助金を使いまして、住宅関係ですので、いわゆる公共事業とはまた別に経済効果が図られるというふうな形で考えてございます。ただ、この趣旨そのものについては、住宅のリフォームというふうな形になっています。いわゆる部分補修、あと省エネとか高齢者に配慮した住宅、あともう一つ大きな意味合いがあるのは、この補助金の中で県産木材を使用した場合、これについても対象になっております。そのために、自分が住むための住居をリフォームとするというふうなことを対象といたしております。あと省エネ、バリアフリー等、あと克雪も含んでおりますので、住居というふうな形の自分の住むための家屋というふうなことでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうもありがとうございます。この住宅リフォームを、私としては足りなくなったらぜひやっていただいて、地域の独自の仕事おこしということで広げていただきたいということをお願いして質問を終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

16 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16 番（新田道尋委員） 平成26年の予算の中で私なりに見てみましたが、どうしても納得いなくて、26年の予算としてはふさわしくないというふうな箇所が2カ所ございます。多くの委員の方々が質問されまして、複数質問されたんですが、2カ所の1カ所目は学校の空調、もう一つは皆さんが言っているテニスコートの2カ所でございます。これから質問いたします。

97ページの2の1の学校管理費の工事請負費の中に入っているわけですね。それから、小学校・中学校分かれていますので、100ページの3の1の工事請負費9,673万、ここに空調が入っているわけですね。

先ほども沼澤委員から質問があったんですが、教育委員会が固執しているように私からは見えるんです。なぜかという、今、建設中の萩野の一貫校も設置する箇所が同じなわけですね。なぜここまでこだわるのかと不思議に思うんですよ。子供たちがいるところはほとんど空調設備なし、それで大人が常にいるところは全部エアコンが入ると、こういうふうな学校の環境で果たしていいものかどうか。私は逆だと思うんですね。大人がもう少し我慢して、子供たちに快適な環境を与えるべきだというふうに思うんですけれども、私の考えが間違っただらば、これは訂正しなければならいんですが、市長の施政方針でもおっしゃいましたね。学校教育環境

整備の一貫としてエアコンを小中学校に取りつけるんだと、快適な教育環境をつくっていききたいと、こういうふうに言っています。この箇所に対してはどなたが最終決定、権限を持ってこれでよしとなったんでしょうか。市長ですか、それとも教育委員長ですか、教育委員会の例会の中でこれを審議して、これでよしというふうにどこでなったんですか、これ。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 空調設備の設置の経過というふうなことかと思います。

近年、猛暑に対する対応として、こういうふうに空調、エアコンを整備するという一つの流れがございます。

全国的にその辺のところを見た場合どういうふうになるのかというようなことになるわけですが、それでも、それでいきますと、やはり先ほど申し上げたような2つの考え方があると。どっちがよくて、どっちが悪いということではなくて、そういう視点があるというようなことはまず御理解いただきたいと思います。

それから、この空調設備、いわゆる普通教室でなくて、保健室等々をまず整備するというようなことで決定して、今回、当初予算に御提案申し上げているわけですが、一つは夏休みの期間があるというようなこともございます。夏休み、7月下旬から8月下旬までのかなり暑い期間については、子供たちは学校に来て学ぶというようなことがないわけですので、その辺のところも加味しまして、必要となる期間については6月下旬から9月、残暑の期間まででしょうか。というわけで、保健室というのが一番最初に話が出てきたというようなことで、体調を崩した児童生徒への対応というようなことでは、まずここが最初なんだろうというようなこ

とになったわけでございます。

教育委員会の施策の中にはさまざまな施策がございます。その中で熱射病等のそういうふうなものに対する対応というようなこともございますけれども、やはり全体の中でどれを最初に推進していくべきかという判断の中で、今回は、学校全体の空調ということでなくて、第1弾として保健室等々を整備したいということで決定されてきたということでございます。当然当初予算の提案の内容につきましては教育委員会に提案申し上げまして、教育委員会の中で審議して決定していただいたということでございます。

そんなことで、全国的にやはり整備していないところもございますし、整備しているところもございます。郡内的には最近の情勢として1校1校といいますか、小学校は1校、中学校も1校というふうな状況になってきていますので、そういうところにおいては、財源的な部分もございまして整備しているという状況もあるようでございます。ただ、新庄市においては14校というようなこともありますし、全体の事業の中で優先順位、緊急度等もあわせながら判断した結果、こういうふうな形でまずは整備させていただきたいというようなことで御提案申し上げているところでございます。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 新庄市の教育委員会はおかしい。私が調べた限り、郡内、調べました。新庄みたいなことをやっているところはどこもない。たった1カ所、大堀小学校だけありました。職員室と図書館。あとはこれの反対です。それから新しく統合とかになって建てた割合新しい学校は全部入っています。萩野みたいなのが1カ所もない。そういうことを考えましたか。周囲を見て決めたんですか。

子供たちを何だと思っているの。少子化対策なんて一番日本で重要な部分の問題を抱えてい

るときにこういう子供の扱いしていいんですか。何です、この新庄市の教育委員会は。私が学校につけろと言ったって同じようなことをやって、少し頭を回転してみたらどうです。よそも見て、みんながこうやって、全国的にこういうふうな傾向にあるというんだったら私は文句つけない。やっていないんですよ、私調べたら、この辺だけでも。そういうことを調べたんですか。市長はどこまで教育委員会に関与できるか私はわかりませんが、最終的には了承してこの予算にのっけたというふうに思うんですね。

委員長、あなたも校長経験者だ。もう一回学校に帰ったと考えて、エアコンのきいた校長室に、子供たちはないところにいて熱中症にかかったらどういうふうに、いい気分ですか。何とも思いませんか。どうでしょう、もう一回学校に帰って考えてみてください。

武田一夫教育長 委員長、武田一夫。

佐藤卓也委員長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 まず前段に、よその地域を見てこの事業を起こしたのかというようなことに対して私のほうからお答え申し上げたいと思います。

東北6県で組織する東北都市教育長会というのがございます。その教育長会でいろいろな議題を持ち寄って協議をするというような場がございますけれども、その中で私も新庄市から、いわゆる積雪・寒冷地における学校の冷房施設の必要性というような部分について協議題としてありました。これは一昨年度だと思うんですけども、そのときの大方の市の意見を集約しております。ほとんどやっぱり普通教室に冷房設備を入れる考えはないというふうなことがありました。その理由として1つは、やっぱり莫大な経費がかかるということがありました。もう1点は、子供たちに耐性をつける、いわゆる耐える力というようなものも必要なんじゃないかと。教室だけが冷房環境にあっても、一旦外

に出ればかなり温度差、ギャップがあるという
ようなことで、子供の健康を損ねるというよう
なこともあるんじゃないかと。特に夏休みの存
在というのがありました。子供たちは一番暑い
時期には夏休みで涼しいところにいることがで
きる。そういうふうなことは逆に、教職員は
夏休みも勤務があります。私どもも冷房の設備
の中で事務をとっていますけれども、今までは
学校の先生方は暑い中で戸をあけながら勤務を
するというような状況があったというように
ことで、今回の決定に至ったところでございます。
萩野中学校も同じようにそういうふうな考え方
のもとに整備をしたと。

ただ、こういうふうな猛暑が何年続くかとい
うふうな部分もありまして、その辺の経緯は今
後見ていきたいと思いますというふうなことで今回の
予算の提案になったところです。以上でござい
ます。

山村明德教育委員長 委員長、山村明德。

佐藤卓也委員長 教育委員長山村明德君。

山村明德教育委員長 それでは、発言の機会をい
ただいてありがとうございます。

大分空調設備の件について、学校に戻ったら
どうだということですが、私は子供が多く
集まる場所ならばいいのかなと。例えば図
書館、あるいは保健室。職員室についてはやっ
ぱり先生方が夏休み、暑い中で仕事をする。子
供を中心に考えれば、どちらかというとやはり
耐える力をつくりたいというのが現場の願いで
す。ですから、こういうふうな考え方で、これ
から気温というか天候がどうなるかわかりませ
んけれども、現状ではこの予算のとおり、教育
委員会ではそんな設置場所を考えました。これ
からだと思います。これからさらに暑さが続い
た場合には検討していくという、そういうふう
な考え方ですので、御理解いただければと思い
ます。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 体を鍛えるためだった
らば、じゃ冬ストーブつけないほうがいいんじ
ゃないですか。そのほうがぐっと鍛えられるん
じゃないですか。みんな外套を着ていれば寒く
ないんだから。そういうこと言ったら、だっ
たら一般教室につけたところをどういうふう
に評価するんですか。それはおかしいよと言
うんですか。子供たちは体を鍛えるために、暑
さもしのげるように、寒さも同じように耐えら
れるようにすべきだから、暖冷房はすべきでな
い新庄市教育委員会では助言するんですか。そ
うなりますよ。同じレベル、同じ状況でやはり
教育というのはあるべきじゃないですか。自分
たちはいいことばかりして「お前たちは鍛えろ」
なんておかしくないですか。それが教育者とし
てのやり方ですか、いい方法ですか。それで子
供たちがよく育っていけばいいですよ。そうい
うふうな差別を小さいうちからさせられて、今、
一般家庭だって、うちに行けばエアコンのない
ところなんてほとんどないでしょうが。子供た
ちだって、夏休みだって、みんなエアコンのあ
る涼しいところに行きますよ。外でなんて遊ん
でいるの誰もいない。暑いのが嫌いなんだ。耐
えられるか、耐えられないか、それはわからな
いけれども、そんなところにいないって、大体。
休み中ずっと歩いてみて、子供たち、外で三十
何度のとき遊んでいますか。みんなスーパーと
かなんか、エアコンのあるところに行ってい
るんじゃないですか。鍛えるなんて、そんなの学
校で鍛えなくたって幾らでも鍛えられる。だか
らこれ、逆だからね。父兄から文句来るよ、絶
対来るから、見なさい。自分たちばかり何だや
と。そのときどういうふうに答える。今みたい
なことを言って説得するんですか。父兄、納得
すると思いますか、教育長。俺はそれはないと
思うよ。まあいいや。私はそれ逆だと思う。大
人たちが我慢しても子供たちはやっぱり快適な

環境で育てて、優秀な人間を育成していくというのが教育じゃないかなというふうに私は思いますよ。そんなところでいじめたって何もならないと思う。考えは違うんだから、そう言っただって、俺の考えと一緒にしろなんて言っただってできないからいいんだけど、俺はやり方としてはおかしいよ。ほかにも全然やっているところ、教室がないというんだったら私は何も言わない。だけれども、調べるとあるんだもの。やっているんだもの、同じく積雪・寒冷地で。教育長はどこでどういうふうに聞いたか俺知らんけど、あるんです。

もう一つ、これを終わってテニスコート。109ページの10の4の12か、工事請負費ありますね。主要事業の概要では20ページか。これ皆さん質問して、私が聞きたいのは、私らの常任委員会に、協議会開いて話になったのが12月11日、これが一番先ですね。その前も私聞いたことないので、いきなり何かなというふうな思いで協議会に出ました。体育施設の改修なんていうのは全然どこからも聞こえてこなかったんですよ。一番私が頭にあったのが体育館の雨漏りですね。もう何年も前から雨が漏っていてどうしようもない。行ってみるとみんなバケツ何十個も用意していて、降ったら置いてあって、その中で練習していたんです。これじゃいつまでもだめだなというふうな思いはずっとあったんですね。テニスコートの話は全然私、聞いたことないんですね。

ところがここ、要望書があって、それに応じたと。皆さんもほかの委員の方々もおっしゃっていたんですが、余りにも予算化するには早過ぎるんじゃないかと。この要望書が25年9月2日ですね、こうありますけれども、そこからスタートしてもt o t oの了承を得るまでも非常に早過ぎるんですね。設計が従前からあったというふうな課長の話なんですけれども、それもまた不思議だ。予算化できるかできないかわか

らないものを設計し、つくっておくなんていうのはちょっといただけない話なんですね。

それで、できるところからやれというのはわからなくもないんですが、この要望書にも8面欲しいと言っているんですね。1面に対して6面じゃ話にならないんじゃないですか。要望も聞いたことにならないでしょう。県大会レベルの場所が欲しいというんだから、だったとすれば、プールを壊しても駐車場するんでなくて、コートつくったらどうでしたか。その場所もとれると思うんですよ。4,400万かければ2面はつくれるでしょうと思う。プールを解体してできませんか。その試算やったことないんですか。そういう考えは持たなかったですか、課長。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 テニスコートの改修につきましては、確かに委員ただいまおっしゃいましたように、いわゆる50メートルプールの場所に配置できないか、いろいろ検討を重ねたところでございます。

全体的な配置上、やはり西側に1面ふやすといった形が一番形の上としては改修費用もかからないということで、ただ、駐車場の部分、野球場の関係者がとめる駐車場がかなり削られる部分がございますので、きのうも答弁申し上げましたように、いわゆる50メートルプールにつきましては、ただ利用していないというだけではなくて、水が張って危険性があると。あわせて、不足分の駐車場整備もあわせて行うというふうな形、全体の中でお示しましたあのような計画になったところでございます。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 新庄市のやっている施設整備は皆半端なんですよ。野球場にしたら、でき上がってみると使い物にならないところばかり。ここに1億8,000万もかけてやって

もまだまだ県大会できないじゃないですか、この要望書を見ていると。だから半端でしょうが、6面じゃ。あの近辺に駐車場なんかいっぱいあるでしょうが。わざわざプール壊してそこを駐車場にしなくたって。野球場側、陸上競技場側にも駐車場だらけでしょう。何、今あそこのすぐそばに駐車場つくらなくたっていいんじゃないかったですかや。変えてみたらどうですか、設計。4,400万の金額の範囲内で。足りないときは補正予算、議会で認めますから、やってください。こういう考えないですか。8面にしなきゃだめですよ、これ。また半端になるよ。何もできない。武道館にしたって何にしたって、体育施設ずっと眺めてみなさい。みんな半端で何もできない。陸上競技場だって大会できないし、公認にならないから。フィールドなんか雨ちょっと降ると全然排水しなくてぐちゃぐちゃ。中に入っていけない、そういうものばかりつくっているんだ、新庄市は。考えない。8面できませんか。今回はこれ認めますから、その範囲内で、あと2面足して8面にしなさい、駐車場なんかやめて。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 8面にして県大会を誘致という委員のおっしゃり方、非常にありがたいと思います。

基本的には真室川のほうに8面のコートございます。まず一つの考え方といたしまして、いわゆる新庄市民のテニス利用者、ソフトテニス、それから硬式のテニス、その利用者が今現在、これまで昨年、今年度、平均しますと大体年間で4,300人ほど利用してございます。そういった市民の活用という部分に重点を置いたところもございます。いわゆる小中高の利用、それから一般の方の利用。このたび夜間照明灯の設備も設置する予定でございますので、そういったことから真室川との競合という部分もございま

すし、あくまでも市民の健康増進、それからテニスの利用者の利便性といいますか、そういったところをまず第一に考えたところでございますので、ひとつ御理解のほどをよろしく願いたします。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 少し頭をやわらかくして融通きくような体制とってください。決めたからこれ以上はできないんだなんて言わないで、できるものはやって、やはり将来に向かって有効的ないいものを、よかったなと喜ばれるようなものをつくっていかなければ、せっかくこれだけの金を使って薄半端ではどうしようもないじゃないですか。逆につくってやって後で批判来るように「何だ、これ」なんて言われたらおもしろくないんじゃないですか、課長。私だったらそうしますな。今晚から検討してくださいね、うちに帰ってね。これは終わり。

次、61ページの4の1の1のがん検診推進事業費、ここのがん検診の業務委託料に287万9,000円というふうになっていますね。

がんですけれども、いろいろながんがあるんですが、そのための補助なんです、その下の2の予防費の中の予防接種業務委託料で6,380万8,000円、これがありますね。これと数字を比べればはるかにがんのほうが少ない。恐らくインフルエンザかなんかの予防接種だから、ほとんどの数字からいけば多いんじゃないかと思うんですが、病気になったら一番治療費がかかるのはがんですね、間違いなく、誰が言っても。そして一向に減らない。国でも問題になっていて、一旦かかればなかなか治らない。がん細胞をやっぱり持っているから、一旦死滅させたと思ってもいつかはまた出てくるんですね、がんというのはね。そういうふうになっています。最終的に日本人は2人に1人はがんになるんだというふうなことを今言われています。実

際にかかった人も、おさまってもまた再発するというケースがほとんどですね。ということは、その間、治療費がかかる。それで給付費がかかればこれが保険税に影響してくる。今回も上げざるを得ないような状況になってきた。保険税を下げるには病気にかからないようにしなければならぬ。ということは、この検診を徹底する、受診率を多くしていく、受けやすいようにしていくというのが必要になってくると私は思うんですね。

がんの場合だと5年ごと、5年たないと受けられない。補助をくれないようになっていますけれども、これ前も言ったことあるんだけど、5年じゃちょっと長過ぎるんじゃないかと。1年と言って、がん検診は1年ごとにやりなさいよ。若い人は半年に1回やりなさいよと言っているんですよ。だとすれば、4年は余りにも長過ぎると私は思うんです。とにかく市民は病気にならないようにしなければ、なるたけかからないようにしなければ保険税はどんどん上がっていく一方だと私は言っているんですよ。ですから、これの対策事業というのはもっとも重要になってくる。受けた人をカバーするんでなくて、受けないように、病院に行かないように、医者にかからないようにするのが仕事だと私は本当に言うんですよ。違いますか。何か特にそういうこと、これから事業化することを考えたことないですか。それから4年に1回というのをもう少し短くするとか、必要な人は自由に受けさせるとかというような方法を考えられませんか。時間がないので以上で終わりますが。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 がん検診については新田委員からいつも御指摘いただきましてありがとうございます。

がん検診推進事業につきましては、子宮頸が

ん、乳がん、大腸がん、5歳刻みの事業でございますが、がん検診に行っていただくための呼び水ということで政府も考えております。

今回予算が少なくなった理由につきましては、子宮がん、乳がんにつきましては5歳刻みで5年間たったということで、対象が、子宮頸がんは20歳、乳がんについては40歳に限定されたということで、昨年度と比べ予算が減少しているということでございます。

また、そのほかのがん検診につきましては、健康増進事業のほうでがん検診、予算を持っております。このがん検診推進事業につきましては、そういった対象者のみということで御理解いただきたいと思います。

散 会

佐藤卓也委員長 以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の予算特別委員会は、あした14日金曜日、午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時55分 散会

予算特別委員会記録（第4号）

平成26年3月14日 金曜日 午前10時00分開議
委員長 佐藤卓也 副委員長 伊藤操

出席委員（18名）

1番	佐藤悦子	委員	2番	伊藤操	委員
3番	高橋富美子	委員	4番	佐藤卓也	委員
5番	石川正志	委員	6番	佐藤義一	委員
7番	奥山省三	委員	8番	沼澤恵一	委員
9番	平向岩雄	委員	10番	小野周一	委員
11番	小嶋富弥	委員	12番	清水清秋	委員
13番	小関淳	委員	14番	遠藤敏信	委員
15番	下山准一	委員	16番	新田道尋	委員
17番	山口吉静	委員	18番	森儀一	委員

欠席委員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	荒川正一
財政課長	高橋則雄	税務課長	佐藤信行
市民課長	荒澤宏二	成人福祉課長 兼福祉事務所長	小野享
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	小嶋達夫
健康課長	伊藤洋一	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	東海林智	都市整備課長	松坂聡士
上下水道課長	高橋弘	会計管理者 兼会計課長	近岡晃一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	柿崎憲一	学校教育課長	高橋千春
社会教育課長	森隆志	神室荘長	伊藤忠志
監査委員	高山孝治	監査委員 局長	富樫雄二

選挙管理委員会
農業委員会

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
農務局
農業委員会

武 田 清 治
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉
主 査 川 又 秀 昭

総 務 主 査 三 原 恵
主 事 八 鍬 貴 征

本日の会議に付した事件

議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算
議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算
議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算
議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算

開 議

佐藤卓也委員長 おはようございます。

議事日程に入る前に、市長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

山尾順紀市長 委員長、山尾順紀。

佐藤卓也委員長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 委員会の始まる冒頭に、きょう、きのうとマスコミをにぎわしている件につきまして御報告させていただきたいというふうに思っています。

ユネスコの無形文化遺産登録への動きにつきましては、昨年3月に文化庁から、市も加入しております国の無形民俗文化財に指定されている団体で構成している全国山・鉾・屋台保存連合会に対して打診があり、その事務局が中心となり、平成25年度の申請に向けて準備を進めてまいりました。新庄市へは、昨年11月に資料等の提出の要請があり、映像等を提供しております。また、文化庁からは、ユネスコの審査では地域社会全体が無形文化遺産の担い手として果たしている役割も重視されるということから、先月末に提案に向けての同意書を市民の代表として市長名で提出しております。

今月6日に開催されました文化審議会において、ユネスコへの提案が決定されました。これを受けて昨日の文化庁の発表となりました。文化庁の発表によって本決定となるので、それまでは公表は控えるようにと言われましたので、本日、議会への情報提供となったことをよろしく願いいたします。

今後の日程は、国の関係省庁の会議で政府としての最終決定を受け、3月末までにユネスコへの提案書の提出となります。ユネスコで審査され、登録となるわけですが、最短では来年の11月となっております。市民の誇りでもありま

す新庄まつりが世界に向けて発信されれば、誘客100万人に向けた大きな後押しになるものと期待しているところであります。

以上、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

佐藤卓也委員長 ただいまの出席委員は18名です。

それでは、これより3月13日に引き続き予算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、きのうも申し上げましたが、再度確認のため、審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。

質疑は、答弁を含め1人30分以内といたします。

質問の際は、必ずページ数、款項目、事業名などを具体的に示しながら質問されるようお願いいたします。

また、会議規則第116条第1項に、「発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない」と規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第31号平成26年度新庄市 一般会計予算

佐藤卓也委員長 昨日の審査に引き続き、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算について議題といたします。

それでは、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） おはようございます。

それでは、私のほうから質問させていただきます。

69ページの6款1項3目でございますが、農林水産業の創意工夫プロジェクト支援事業補助金210万9,000円と、こういうふうなことでございますけれども、この事業は県の継続事業と理解しておりますけれども、雇用対策上におきましても大変よい事業だと思っておりますが、今回の平成26年度の希望者数と事業の内容等について伺いをいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。創意工夫プロジェクトの内容について説明させていただきます。

26年度当初予算編成に当たり要望のあった件数は1件ということでございます。

内容については、J Aの色彩選別機の導入ということで、その3分の1の補助金、210万9,000円を計上させていただきました。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） この創意工夫プロジェクト関係につきましては、普通の農業者以外でもできるわけでございますけれども、農協だというふうなことで、がっかりしたと申しますか、もっともっと一般に普及できればなど、こう思うわけでございますが、これまで実施しました創意工夫プロジェクトの事業団体における成果というふうなものをどう捉えておりますか、お知らせいただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 手持ちの資料が若干古いんですが、過去に導入されました畜産、園芸、土地利用作物、加工、それから直売というふう

岐にわたり申請があり、これが認められ、過去に二十数件、事業採択を受けて実施してございます。

毎年これの効果測定ということで、その評価をさせていただいておりますが、全体の約7割ぐらいは目標を達成しているというふうに評価させてもらっていますが、途中2割ぐらいの方が道半ばというふうな状況、あと1件の方が再計画の必要性ありというふうな判断をさせてもらっています。いずれにしても事業主体の創意工夫ということで非常にオーダーメイド型の事業となっておりますので、農業者にこだわらず加工業者等についても対象となっておりますので、この辺、今後も普及させていきたいなと思っております。

しかしながら、最近、希望が多いものですから、審査基準が少し厳しくなっているというふうなことが実情としてございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。

続きまして、70ページ、款項目は同じでございます。担い手総合支援対策事業の中で経営体の育成支援事業補助金でございますが、9,900万円というふうなことでございますけれども、経営体の内容につきましてお知らせいただきたいと思えます。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この経営体育成事業につきましては人・農地プランに位置づけになっております担い手農業者におかれまして、今後農地を集積して面的拡大をしていくというふうな、そういう方々に対する助成金でございまして、事業費の30%、事業費の上限1,000万円というふうな事業で、内容としましてはコンバインとかトラクターとか、土地利用型農業に主に使われ

る大型機械の助成事業でございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 大型機械の助成と、こういうふうなことでございますけれども、例えば平成26年度の申し込みというのは機種別にどのような内容になっておりますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 主にはコンバインとトラクターということで、数台ずつということでございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） はい、わかりました。

続きまして、農地集積の協力金890万と、こういうふうなことでございますが、これは集積に協力したほう、それから集積を受けたほうということでそれぞれ協力金の内容が違うと思うんでございますが、その内容について御説明をいただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 農地集積協力金890万の内訳でございますが、農業経営をほかの方をお願いしたい、農地をつくっていただきたいという、いわゆる経営転換をしたい、あるいは離農したいという方に対する助成ということで、見込みとしましては、0.5ヘクタール以下の方は30万の定額でございますが、これが3件、それから0.5ヘクタール以上2ヘクタール未満の方が50万ということで1件、それから2ヘクタール以上の方、この方は70万円となりますが、これが10件ということで、26年度の予算では合わせて840万。それから、分散錯画解消協力金ということで、担い手の農地の周辺にお持ちしている農地を担い手の方に一部集積をする場合、10アール当たり5,000円ということでございますが、

これを今ざっと100ヘクタールほど見込んでおりまして、この協力金が50万ということで、合計890万の予算要求となっております。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） 農地集積というのは、集約もそうでございますけれども、国の肝いりの事業というふうなことを理解しておりますが、本市で担当課として農林課が主体でやっていくというふうな解釈でよろしゅうございますか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 26年度から農地中間管理機構が立ち上がりまして、予定としましては山形農業支援センター、これが4月1日付で県から指定を受けるような予定となっております。

しかしながら、35市町村のそれぞれやはり現場でいろいろ情報を把握しないとなかなか集積が進まないというようなことで、中間管理機構からそれぞれの市町村のほうに委託事業が落ちてきます。しかしながら、市町村単独ではこれなかなかできない話で、JA等の中にある農地集積円滑化団体、この御協力とか、それから土地改良区の農地情報等いろいろな情報を連携していかないとなかなかうまく集積が進まないというふうなことでございますので、現段階においてはまだ農林課内での腹案でございますが、農業再生協議会、ここが受け皿となってJAと改良区と農業委員会と連携を図って担い手の農地の連担集積というものを図っていききたいというふうに考えてございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。

次に、71ページでございますが、款項目は同じでございます。果樹園芸の振興事業費の戦略

的園芸産地拡大支援事業費補助金でございますが、2,633万9,000円。戦略的園芸産地の拡大というものは、これはポスト減反というふうなことで、極めて重要な事業と考えておりますけれども、戦略的な園芸の作目、どういうふうな内容になっているかお知らせいただきたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おかげさまをもちまして、平成25年度からこの事業につきましては協調補助ということで、市町村が12分の1のかさ上げをすればさらに県がかさ上げするということで、末端の補助が2分の1受けられるというふうな事業でございます。

新庄市としましては戦略的に進めていくために、平成24年11月に新庄市農業振興協議会、こちらのほうで大方絞った品目がございまして、この品目になればかさ上げしていこうというふうな方向性を出しているものが、野菜においてはネギ・ニラ・アスパラ、花におきましてはトルコギキョウ・リンドウ、それから山菜においてはウルイ・タラノメ・ミツバ・フキノトウ・ワラビ、それから果樹については桜桃と、この品目を絞って現在この事業を進めているところでございます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） はい、わかりました。

戦略的な作目というふうなことの決め方は大変重要なことでございますので、今後、これまでの戦略的作物に加えて、時代に合ったような作目の導入というふうなことを真剣に考えていただければと思います。

続きまして、これは今まで申し上げたのに関連があるわけでございますが、県支出金と本市の予算書の相違についてでございます。

青年就農給付金、これは経営開始型でござい

ますけれども、事業費補助金県支出金が3,770万2,000円、本市の予算を見ますと3,750万円、20万2,000円の差がございます。そしてまた、さらに戦略的な園芸産地の拡大支援事業費補助金につきましても県の支出金が2,195万1,000円、市の予算が2,633万9,000円、438万8,000円の差額があるわけでございますが、県支出金というのは補助金でございますので、その額の相違というのはあっているのかなという疑問視される点があるわけでございますが、いろいろ会計処理の都合があつてこういうふうになっているんだというふうなこともわからないわけでもないんですけれども、県の支出、補助金支出される分につきましても他の科目に流用というふうなことがあつていいわけですか。その辺、お伺いしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

佐藤卓也委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めの青年就農給付金（経営開始型）につきましては、これは担い手に交付する金額が3,750万ではございますが、この事業の推進費として20万2,000円、これは合わせた形の歳入の予算組みとなっております。

支出においては予算書70ページの担い手総合支援対策事業費の中の謝金、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、これらのほうで事務費という形で予算を組ませていただいたので、補助金、県の支出金と市から行く担い手への青年就農給付金がイコールにならないというのはそういうところでございます。

それから、戦略的園芸産地拡大支援事業につきましては県の支出金、これが2,195万1,000円ですが、これに市町村タイプということで市のかさ上げをいただいております、この金額が438万8,000円ということで、合わせての2,633万9,000円、これが生産組合のほうに助成金として支払われるというふうなことで、県の支出金と市の歳出の部分がずれているというか合わ

ないということですので、御理解いただきたいと思います。以上です。

なお、他の事業へ流用するということはありませんので、申し添えておきます。以上です。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、97ページ、10款1項1目でございますが、閉校式の式典の負担金が105万円計上されているようでございますけれども、これは恐らく萩野地区の小中の閉校式の式典にかかわる問題ではないかなと理解しているわけでございますが、この105万円というふうな算出の基礎につきましてお伺いしたいと思います。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 御質問ありました閉校式の負担金でございますけれども、統合小学校、萩野小学校・泉田小学校・昭和小学校が統合により閉校しますので、そのときの式典の実施の負担金でございます。額につきましては1校当たり35万円というふうなことで、3校分計上しております。

内容ですが、これまで平成18年に角沢小学校、それから平成22年に山屋小学校がそれぞれ日新小、新庄小に統合しておりますけれども、そのときの先例に倣いまして一応予算措置させていただいたということでございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。
この場合は、学校の規模の大きい、小さいというふうなものは考慮されなかったわけですか、その辺お伺いしたいと思います。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 委員長、柿崎

憲一。

佐藤卓也委員長 教育次長兼教育総務課長柿崎憲一君。

柿崎憲一教育次長兼教育総務課長 先例の実施の内容を見ますと、やはり式典を開催するときに必要な看板の代金ですとか、あと通信運搬費、出欠等の確認ですとか、その辺の内容でございますので、出席者等々の増減はあろうかと思いますが、大きな違いがないということなので当初予算はこのような形で措置させていただいたということでございます。

9 番（平向岩雄委員） 委員長、平向岩雄。

佐藤卓也委員長 平向岩雄委員。

9 番（平向岩雄委員） ありがとうございます。

近々閉校式というふうなことも地域では予定しておるわけでございますけれども、何分よろしくお願いを申し上げまして、以上で終わります。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 私のほうからも何点か質問させていただきます。

まず最初に、施政方針の中での7ページに触れさせていただきたいと思います。

7ページの下段のほうの財政運営面、財政再建を着実に進めてきているという評価をされているわけですね。私も着実に進んできているなという実感はあるんです。そういう中で26年度の予算書を編成され、我々に提出されたと思ひ質問させていただくんですが、我々には財政再建プラン、見通しも示されたわけですね、29年度まで。そういうふうな物事がある。こういうふうな財政再建、「再建」という言葉が果たしていつまで使われるのかなと物すごく気になっているんですよ。着実に再建されてきているという、そういうふうな物事も捉えているわけです。そうした中でまだまだというか、これには

触れないほうがいいかなと思ったんだけど、そういう中で一つこういうふうな財政再建、今どこまで来ているのか、どういうところを我々が確実に今どの辺まで来て、どういうふうな財政再建がいつきちんと図られるのか、確実なもの、そういうものを示してもらわないと、何か奥歯に物挟まったみたいな捉え方をされるようでは、市民も財政再建が図られなければ、市長がいつでも言っている「いきいき元気なまちづくり」、これがどうもぴんとこないような。やっぱり財政再建を図らなければ「いきいき元気」なんて、一家の家族だって家庭だってそうでしょう。そういうふうな意味合いを持って私質問させていただきます。

まず一つ、財政再建がどこら辺まで来ているのか、再建が図られるめどがいつごろなのか。

その辺、財政課長か市長か、答弁願います。

高橋則雄財政課長 委員長、高橋則雄。

佐藤卓也委員長 財政課長高橋則雄君。

高橋則雄財政課長 ただいまの質問については、財政再建ということでございますけれども、財政再建プランについては平成21年から25年度までのプランでございます。それで平成25年12月に財政再建プランについてのローリングということで、25年度から29年度までの見通しを立てております。平成25年度までのプランでございますので、当然25年度の決算を受けまして、それで内容を精査してその後の計画を立てるということになります。

したがって、今現在、平成25年度ということで財政再建プランの年度というか、予定の計画期間の中にありますので、平成25年度については財政再建プランというふうな形で「再建」という形で使わせていただきますけれども、来年度、このプランの見直しをいたしまして、財政再建になったかどうかということを検証して新たな計画を作成したいと思います。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） できるだけ早く市民に示していただきたい。もうかれこれ10年になるわけですよ、財政再建に向かってから。

そういう中で、今回この予算書あるいは主要施策、主要事業ですか、26年度は今までにない主要事業が盛り込まれているんですね。こういうのを見ると財政再建図られて、もう健全な財政状況じゃないかなというような感じも受け取れないんですよ。

その中で、まず主要事業の2ページの65周年記念事業、これだけ盛りだくさん事業が組まれて企画されそうなんです、私から見て、果たしてこれが記念事業にふさわしいのかなという物事も、私なりに見た場合ですよ、これが記念事業と。記念事業というのはどういう捉え方しているのかなというか、65年目というのは26年度が65周年でしょう。記念ということは、その年度にふさわしい事業というのが私に記念事業という捉え方はそうなんです、こういうふうなここでする事業、輪投げ購入費補助金、まちなか賑わい創出事業、おもてなしプロジェクト実行委員会負担金、まつり交流事業実行委員会、バル街委託事業、この辺、本当に記念事業かなと。下のほうは楽天イーグルスの公式戦、そういうのとか、名誉市民近岡善次郎の100周年記念、あと人間国宝の奥山峰石さんの展示、こういうものが記念事業という、それなりにわからないわけではないんですが、今最初に言った物事、こういうのは記念事業としてふさわしいのか、その辺どう考えているんだか。ふさわしいから載つけたと思うんだけど、こういうのは記念事業、私らで言えば単年度的なものが要素、少し含みがあるという、おかしくないんじゃないかと。これだったら通年やるような事業なんですよ、最初のところで言ったのが。どう捉えているのか、もう少し説明してもらわなければだめだ。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

佐藤卓也委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 65周年ということで、この4月1日に満65歳というようなことで非常に熟れた年代に入っていくわけなんですけれども、これを単なる通過点にすることなく、区切りとしてさらにステップアップをというふうなことで、まちづくり総合計画、もう序盤から中盤に入っていこうとする26年度でございますので、これを機にますます壮健で元気な新庄をというように趣旨、コンセプトにして数字的な基準を持って選考するわけにもいきませんので、まちづくり総合計画を進めるにふさわしい元気あふれるような形のものがふさわしいのであろうというようなことで、庁内的にまずさまざまな形のものを考えてもらって出してくださいと。その中で検討しながらふさわしいものをというようにことで盛り込んだわけでございますが、今お話のありましたように単年度あるいは通年というのも含まれておりますが、おおむね単年度のような形のものなんですけれども、これをもってよしとするならば、通年型に変えていくこともできる可能性もあるのではないかという事業も含めてございます。

今、委員言われた最後のほうの記念事業のほうにつきましては、25年度から進められている分ではございますが、このようなものも含めまして、例えば今、輪投げと申されましたけれども、このような新しいものも含めて今後展開できるような要素も含めているというようなことで、歴史を振り返るだけでなく、今後65周年をステップに、まちづくり総合計画の着実な進行を図る意味でさまざまな分野からも選ばなければいけないだろうというような視点もございました。したがって、数字的な基準では設けられませんので、個々さまざまな視点があるかと思いますが、この形の中で落ち着かせてもらったと。

もう一つは、ふるさと納税、寄附金のほうから充てさせてもらうのもふさわしい事業にしたいというようなこともありまして、さまざまな分野も一応入れなければ目的は達成できないだろうというような視点も含めてございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） これは私と総合政策課長の見解の相違もあるんだなという感じもしないわけでもない。通年にやるような事業も、そういうものを記念事業と捉えてどうなのかなというように、それはそれで、まず今説明あったとおりひとつよろしくこの事業を進行させていただければ。

これね、65周年、施政方針の中で終わりの文言ね、「65歳になりました」と。高齢者のものを唱えているね。前期高齢者だ、これ。じゃ75歳になって後期高齢者になったらどういうふうな事業をやるのかなと、何かそういうことも頭に浮かんできたものですから、市になって65周年は本当に喜ばしいことなんだけれども、職員だって皆これ毎年新しい新採もいるし、何かまちが65歳、かかわっているのが皆65歳みたいな感じも受け取れなくないですから、捉え方をもう少し別な形で表現されたらまだいいんじゃないかなという感じも受けましたので、ひとつ。我々議会だって若い議員だっていっぱいいるわけですから、何か皆65歳的に見えたら逆に失礼な物事になってくるような気がしますので、ひとつよろしく。

そうしたことで、予算書の79ページの観光費、まずここから。

観光振興に関しては78ページの観光振興対策事業費も皆関連していくんですが、一つは新庄まつり、そしてまたインバウンド事業、そして伊藤 操委員も指摘されたというか、イス1グランプリの負担金、そういうものを質問させていただきたいと思う。

まず、まつりね、今市長のほうから世界遺産の候補になったという、これも喜ばしいこと、登録されればうれしいかなという感じを受ける。新庄まつり、いろいろな委員の方々も質問しております。佐藤義一委員なんか心配している。新庄まつり、伝統だ、伝統だと言われているわけですね、伝統の新庄まつり。どこまでが伝統なのか。新庄まつりの山車が伝統。山車とかそういうものも伝統の中での捉え方、当然それはわからないけれども、一番気になるのは協賛金、寄附をもらいに歩くわけだ。これも伝統なのか、その辺、どういうふうに捉えているかお聞かせいただきたい。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 まつりの協賛金につきましての御質問でございますけれども、やはりまつりの協賛金はこれまでもずっといただいているという経緯がございます。それで、地域との結びつき、地域から出ているまつり、それから他地域からといいますか、20台の山車ですから19台は他地域になるわけですが、それらを盛り上げる意味でもそういう協賛金ということで結びつきがあるのではないかというふうに考えております。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） なしてこういうことを聞くかという、やはり協賛金というか、寄附をもらう、歩く、そういうのを市民からどういうふうな反響をもらっているか課長だってわからないわけではない。いい反響じゃないのよね。私から見ると伝統ある新庄まつりが協賛金をいただきながらまちを縦断して歩く、そういうものが新庄まつりの伝統の足引っ張りしているみたいだ。協賛金をもらわないと町内会の山車製作もままならないからもらい歩くんだ。山車づくりを一生懸命やっている人たちは、当然予

算・経費がなければ大変だろうと思いますが、こういうものを解消する考えというのはないのかなという。こういうものを解消してやる、ないしはこれだけの世界に発信するような状況が今つくられようとしているわけだから、思い切って課長、市長の決断にもなるんだけれども、やはりこの際、山車連盟含めた実行委員会もあるんだけれども、恐らくまつり委員会にいろいろなまつりの経費、予算は約2,000万ぐらいはこの予算書で載っているんでないかや、1,800万、700万。あと補正でも出てくる可能性もある。そうすると2,000万を超える額にはなっているんじゃないかな。それだったらやっぱり短絡的というか、言わせてもらうと1町内の山車20台を町内・市内の商店街とつくって今やっているわけでありましたが、1台1町内というか、そういうところでやっぱり今言った協賛金をもらい方歩かないでいいような補助体制というのはとっておかしくない。市民だって、それに対して予算計上したって「だめだよ」という声は出てこないんじゃないかと俺は思っているんだけれども、課長、その辺どう今捉えているのか。そういうふうな協賛金を解消する方策というのは課長、思ったことないのか、その辺お聞かせいただきたい。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 協賛金の問題につきましては、いろいろな御意見があることは承知してございます。ただ、まつりのはやしが聞こえて、にぎわいが出て、うちの近くまで来ると、そのときにお花を上げるということを非常に楽しみにしている人もいるわけでございますし、協賛金のおかげでまつりが成り立っているというわけ、それだけではないと思っております。ただ、協賛金という部分で地域との結びつきが出ているという部分もあると思いますので、今、協賛金を全てなくするということにはならない

というふうに思っております。

1 2 番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

1 2 番（清水清秋委員） あによ、課長よ、山車製作している町内、本当に運営的に大変だという状況なのよ。ある町内では今の山車づくりをもうやめざるを得ないというような状況下にあるところもあるの、実際に。新庄まつり、もともとは城下町で殿様がやって、これは今の役所、行政でやってきているわけだから、そういうところからやっぱり市が、行政がもっともっと入っていったって運営的なものもできる限り確保してやるというか、市がバックアップしてやる、これがないとせっかくユネスコ世界遺産、片方の町内で、つくるの楽でなくなったという声聞いてっぺや、課長。課長は甘いよ、はっきり言って、そういうふうな捉え方が。もっともっと山車製作している方々の声を聞いてもらいたい。まずひとつお願いいたします。それだけで時間とってられないので。

あと観光費の中でのイス1グランプリ補助金、これ去年初めて企画されて、我々は降って湧いたみたいな物事で受けとめていたんだけど、そういうふうな事業化、予算配分をこのたび提示されたんだけど、こういうのを見ると、さっき言ったような財政が戻ってきたなという感じに受けとめざるを得ないのよ。もっともっと慎重に運んでもらわなければだめだ。こればかりでない、ほかにもいろいろな委員からも指摘されたものもあるわけなんですけど、今回の予算書を見ると、だから財政再建がもう図られてきている状況下だからこういうような事業が次々企画されてきたんだべなというような感じは俺だけでないと思うんだ、受けとめているのは。

イス1グランプリ、課長は伊藤 操委員に答弁していたんだけど、去年、実行委員の人たちが100万の予算化というか経費がかかった

と、そういう説明で、ことしはAMPだかそっちのほうで頑張って30万円、あとの70万円を足りないところを市で出す。これだけでは我々「んだか」と言われない。どういうふうな経済効果、どういうふうな市に反響があって、市民が商店街をどういうふうに使っていただけたか、そういうことを我々に説明してもらわなければ、予算書だから数字だけ説明すればいい問題じゃない。伊藤 操委員に答弁した以上は出てこないと思うんだけど、そういうことで我々委員何名かがこれを非常に疑問に思っている。この答弁は、あれ以上はできないと思うから別に要らないけれども、そういうことできちっと我々に説明責任、我々も市民にお答えしなければだめなことがあるわけだから、もし、いいでござい。伊藤 操委員さ言った以上のこと。同じことを言われたってだめだからな。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 イス1グランプリにつきましてでございますけれども、私の説明が不足でございまして大変御迷惑をおかけしているようでございますけれども、伊藤 操委員等にもお話ししましたが、それ以上のことということではございませんけれども、やはり商店街は最近、特に若手のほうからやる気がだんだん出てきているという機運が感じられます。昨年にもかむてんスタンプラリーとかイス1グランプリといったことを商店街の目玉に捉えまして非常に頑張っていたというふうに思っております。

特にイス1グランプリにつきましては、運営にも積極的に携わっていただきましたし、大会16チーム出ましたけれども、その中で駅前商店街から1チーム、それから中央通り商店街からも1チームが出てきておりまして、商店街のほうからの開催を継続するという要望が非常に強く出ております。ですので、継続するという方向で予算化しているわけですが、一方、

財源につきましても有利な財源がないかを検討しております。レースに実は仙台の経済産業局の職員が1チーム出ておりまして、そういう補助金も活用しながら可能性が高いというふうなことでございますので、財源的にも振りかえることができると思っております。観光事業といたしましては、交流人口の拡大ということも大変重要な部分だと思っておりますので、予算化したというところでございます。

伊藤元昭副市長 委員長、伊藤元昭。

佐藤卓也委員長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 重ねて私からも簡単に御説明させていただきます。

今、商工課長が言ったように、商店街自身でいろいろな事業、イベントをやりながら経済効果を生みたいと、あるいは商店街のにぎわいを創出したいという中で、商店街自身が財源として経済産業省のほうから補助金をもらえるめどがついたというような情報を得ております。補助金がつけば、最終的には歳出である市の負担金の支出を大幅に減額する、あるいは執行しないということも当然考えられるわけですので、そこのところは御理解いただきたいと思っております。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） そいつはあといいわ、触れないわ。

あとインバウンド事業、これも事業化3年、4年目か、この事業。さっぱり成果が出てこないのよ、300人も来たとやっているけれども、昨年行った100人だって観光協会が企画しているんだ。課長、あたかも市がやったみたいな物事じゃないのよ。何のためにとか、市長はよくわかっているんだ。きのうは観光協会がこういうのを企画したということは。もう少し市長から聞いておけ、お前。市長も汗かいてくれたんだから、そういうふうなインバウンド事業、観

光協会。いいか、こういうことを言いたくなかった。今まで10年間も財政再建でずっと我慢してきたんだけど、観光協会、どれだけ貢献しているか、誘客、お客さんを。びた一文、予算化になっていないんだや。こんなことあるか。ほかの市町村でこんな例ないよ。商工観光課長、ちょっと調べてみるな。こういうことは言いたくないの、「予算をつけてけろ」みたいなことは。こういうのを見ると、「予算つけてけろ」と言ったところが予算ついていないみたいで、こんな予算書じゃだめだ。そういうふうな貢献している団体だって個人だって、あればそういうものを吸い上げて、じゃこれをバックアップどれだけできるかとかという、やる方向性を見出してくれればいいんだけど、片方で汗かいて一生懸命、観光誘客。新庄の観光協会、半端じゃないよ。俺役員になっているけれども、そういうふうな貢献度というのはどう捉えているんだか。時間もなくなったから、ひとつその辺もきちっと踏まえて考えてもらいたい。終わります。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） なるべく穏やかに質問したいと思います。

39ページ、2款総務費1項11目の市民生活対策費ですか。その中の修繕料、これは主要事業の中の8ページですか。防犯灯LED化更新モデル事業、立派な名前をつけてあるんだから、修繕料の中に入れないで、説明欄にきちっと明

記されたほうがよかったんじゃないかという気はしております。余り余計なことは言わないようにします。

主要事業の中を見ますとモデル地区が2地区、それで54基更新していくという話なんです、たしか佐藤義一委員に対する答弁の中で、学校周辺とか人通りの多いところということで選定したいというふうな話が出ていましたが、まだどの地区にするのかは決まっておられません。内定しておりませんか。

あと、54基という半端な数字なものですから、事前に決まっているのかなという気はするんです。ただ、もうちょっと見方を変えると、例えば予算要求で60基したんだけど、10%カットさせて54ですと。先回りしたような感じで申しわけないけれども、地区の選定と基数の算出、そこら辺、教えていただきたいと思います。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 主要事業のLEDのモデル化事業ということでございます。委員おっしゃいましたように、54基という数、非常に中途半端と言われれば中途半端ということになります。一応学校の周辺地域にあるということで、今のところ想定している町内会2つ、一応目算しております。ただし、予算決定いただいた後で区長の方々と説明をしながら詰めるということがありますので、54基自体は町内会の灯数の合計でございます。少ないんですけれども、数としましてはいろいろな条件を加味して町内会を選考して基数が確定したというふうにお考えいただきたいと思います。（「確定したの」の声あり）今のところ、私どものほうで想定しているところはございますが、ただ、その数で区長の方々といいですか、町内会のほうで了解いただくということもあります。町内会の料金にかかわることですので、その辺は了解をいただいた上で進めたいというふうに考えております。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） たしか沼澤委員からも話があって、各町内会、街路灯とか防犯灯の維持管理、物すごく大変。3割補助来るでしょう、電気料は。だけれども、交換とか修繕とかというのは全部自費ですから、こういう事業を待っているわけよ。だからこのモデル事業の選定についてはやっぱり気をつけていかないと。これは多分モデル地区、対象地区は負担金なしなわけでしょう。全額公費でやられるわけでしょう。そうすると、選ばれたところは大変うれしいと思いますけれども、選ばれなかったところ是不満が出てくるような気がするんです、それはいいとしても。

これは全額一般財源なんです、この目的の中にも節電、省エネとか低酸素社会とかうたっているんですから、例えば国とか県の補助制度はなかったのかどうか、お調べになりましたかどうか、これをまず聞きたいと思います。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 事業にかかわる補助とかそういう部分でございますけれども、単独で交換するというところについての補助事業自体が、助成金というものは見当たりませんでした。ただし、全体の工事費に係るレンタル方式ということでの業者がありましたけれども、これについては結果的には負担が増になると、総計すると負担が増になるということで、そちらのほうは作業しておりませんでした。以上です。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 国・県の補助制度がないとすれば、やっぱり国の方針に沿ったような対応するわけですから、新たに新設してもらったとかそういう運動もやっぱりしていかなければならないだろうなというふうに思いますので。

それで、これ単年度事業でしょう。検証して、実施計画をつくるということなんですが、単年度で大丈夫ですか。

あと、実施計画の中に昨年の3月の予算委員会で私言いましたよね、規程の改定をするべきだと。実情に合わないやつを直しなさいよと。だから、この実施計画をつくる時に規程の改定まで踏み込んでいかれるのかどうか、お聞きします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 街路灯の補助制度の中の一つ、LEDということで進めておりますけれども、全体としては交付規程ということで進めております。交付規程の中身になかなかそぐわない、蛍光灯とか白熱灯の交換経費ということで盛り込んでいる部分もございますので、この事業を検証して、やっぱり効果を検証しながら、規程の改定も含めて検討していきたいというふうに考えております。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） この事業が本当に成功し、皆さんに喜ばれるような形で進まれることを望んでおります。

次、47ページ、3款民生費の社会福祉総務費の中の民生委員についてお伺いします。

これずっと私、災害時要援護者支援事業ということでお聞きしておりますが、今回もまた予算にはないけれども、民生委員の活動の中でまた対応されていくのかどうかお聞きをいたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 災害時要援護者の対応につきましては、去年の回答でも

お答えしていますように、予算的には一般事務費でやっておりますので予算計上しておりますが、いわゆる活動の中身としましては現行ではまず要援護者の洗い出しといいますか、把握を民生委員・児童委員の方をお願いしております。それを私どものほうで取りまとめまして、区長さんにそれぞれ地域で見守りしていただくと。結局地域と民生委員さん連携しながらお願いするという形で現在進めておりますので、民生委員の方には、今お話があったような形でかわり合っていたきながら進めていくという考えでございます。以上です。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 昨年聞いたときも、大した数はふえていないので、何か去年も言ったと思うんですけども、喉元過ぎれば熱さ忘れるみたいな感じで、やっぱりだんだん身近ではなくなってきているのかなという気はしております。

先般、新聞記事の中に、福祉避難所というやつが出ていたのを課長、見ていますか。福祉避難所はどういうものかと思って読んで、その後「県内自治体、指定や協定締結相次ぐ」となっているんです。そうすると、中身を見て、新庄市であるのかなと思ったら、ない。市民の方々は、使う使わないよりも先に、あるかないかということを考えるんです。あれば安心するし、なければ不安だと。使えれば満足するけれども、使えなければ不満、これが市民感情なんです。新聞記事も見えていますけれども、かなり課題もあるものなんですよ。ただ、課題があるからということで、何もしないわけにもいけないので、この災害時要援護者支援事業もいいんですが、やはり地域とか、そこだけでカバーできるものじゃない。例えば介護の必要な高齢者とか障害児・者に対しては、普通の町内とか、普通の避難所対応はできないとすれば、や

はり福祉避難所的なものは考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、例えば老人福祉のほうで一応検討されているかどうかをお聞きしたいと思います。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也 委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 災害時の福祉避難所に対する考えということでございますが、報道にもありましたように、新庄市では現在、福祉避難所として指定している箇所はございません。いわゆる防災計画の中でも今までの防災計画では福祉避難所というものはうたっておりませんでした。このたびの見直しに合わせまして新庄市として福祉避難所を今後指定していくことに努めるというふうな表現になっております。ですから、考え方としましては、一つ福祉避難所につきましては、日赤のほうでいろいろガイドラインは出しております。お話しのように非常にいろいろな要件がありまして、簡単に受け入れ側の施設で申請したからオーケーだというふうなところはなかなか進まないところもございます。ただ、現実としては災害時に対応して、要支援者、一般の方以外の方を引き受ける施設が特に必要だという認識でございますので、このたびの防災計画の変更の中では福祉避難所を指定していきたいということで、まず文言は入れさせていただいております。

ちなみにという表現になりますが、このたびの第2かつろくの里の建設に当たっても、将来的には福祉避難所として指定を受けることを条件といいますか、前提としながら施設計画をされているようです。供用が27年の4月ということもございますので、当然ほかの福祉施設、新庄市にはございますから、並行して指定できるような形の取り組み、若干時期は前後するかもしれませんが、他市に劣らないような福祉避難

所の体制を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

15番（下山准一） 委員長、下山准一。

佐藤卓也 委員長 下山准一委員。

15番（下山准一） 前向きにやられるということで、これで市民も若干安心するんじゃないかなというふうに思います。

次に、79ページ、7款商工費1項3目の観光費、先ほどもインバウンドの話が出ておりました。実行委員会の負担金が332万5,000円ですか、山口委員が質問したときに、その事業内容、ちょっと話をされましたんですが、民間ベースの交流というふうな答弁されましたよね。どういうことをやるんですか。もっと細かく聞きたいんだけど、余りあれなんで、これだけちょっと絞って聞きたいと思います。

東海林 智 商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也 委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智 商工観光課長 インバウンド事業の件でございますけれども、昨年、市民号と一緒に、ほかの町村も含めて、県も含めて行ってきたわけですが、ある程度新北市などは、公的なところとはコンタクトがとれたかなというふうに考えておまして、今年度につきましては、民間ベースを少し進めたいというふうに言っているわけですが、市内のいろいろな団体がございます。例えばロータリーとかそういう公的な団体もございますし、JCとかそういったところ、あるいは学校でいいますと、修学旅行で国外というところで行っているところもあるとすれば、台湾とかあるいはスポーツ交流などができないかなということ考えているところでございます。

15番（下山准一） 委員長、下山准一。

佐藤卓也 委員長 下山准一委員。

15番（下山准一） 課長の話を見ると、来てもらうんじゃなくて行くことばかりでしょう。だから、ちまたで何と言っていると思いますか。

インバウンドじゃなくてアウトバウンドって。種まいて刈り取るんじゃないくて、種まいてカラスの餌になっているのが現状じゃないですか。昨年、台湾の訪問団が行って、市民号も一緒に100名行ったというんですが、その中で商談会やったでしょう。これは多分新庄の売り込みをしてきたと思うんですが、台湾の方たちは日本に何しに来るのか、ちゃんと聞いてきましたか。それ答えてください、旅の目的。何を求めて日本に来るのか。それちょっとお聞きしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはり台湾の方々でも年齢とか性別によっても好み、目的は違います。ただ、一般的には台湾の方々で日本に対する興味を持っているのは雪、それから紅葉とか、都会的な部分を京都とかそういったところ以外ですと田舎といいますか、歴史のある部分、先日台湾の業者の方がお見えになりましたけれども、古い施設について非常に興味を持っているというところがございます。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 異文化体験と言ったらいいのかな、やはりそれを求めてくると思うんです。昔の見学型じゃなくて体験型になってきているのなというふうに思います、食も含めてね。あそこはたしか仏教国ですから、お寺なんか見に来ないと思うんですよ。だから来るとすればやっぱり雪とか異文化体験しに来るわけです。あとは電化製品じゃないですか。だから新庄でそういう人たちにどう対応できるのか、受け入れ体制なんですよ。「こういうものがあるから見てください」だけでは来ない。市長の答弁なんかでも、あなたの答弁でもそうですけれども、300人以上泊まりました。これは台湾だけに限らず中国・韓国も含めてです。何人泊ま

るかじゃなくて、その方々が幾ら新庄市でお金を使ってもらったかじゃないですか。1万円しか使わない人が1,000人来たって1,000万。10万ずつ使える人が100人来たって1,000万ですよ。数じゃなくて、中身の問題だと思う。それには喜んでもらわなければならないですよ。

最近、テレビ番組で「ガイアの夜明け」というのがある。夜中にやっているので余り見た人はいないと思うんだけど、北海道の枝幸町って、稚内のちょっと下のところにある。そこに歌登という地区があって、ぽつんと山の中に1軒のホテルがあるんですよ。最近、タイの人たちが観光バスで乗りつけてくるそうです。札幌からバスで5時間以上かかるところに来て何するかというと、すぐ浴衣に着がえるそうです。浴衣に着がえて輪投げしたり、射的したりとか、これがやっぱり異文化なんでしょうね。冬なのに流しそうめん食ったり、自分ですしを握らせて食べさせたりとか、それで行くんですよ。だから、向こうの要求にいかにか柔軟に対応するかですよ。そうなれば、行政だけではできない。本当に民間がやる気を出せなければ、こんなのは成功しませんよ。だから交流なんていうのは、姉妹都市交流じゃないんだから、行ったり来たりだけでは本当の経済効果なんかはできない。わかりますか。

だからもうそろそろ、ことしで4年目か、目標値をきちっと持つべき。前の課長が、何年か後に1万2,000人とかと言ったという話も聞いていますけれども、人数の設定もいいですけども、例えば1万人来ていただいて5億円の経済効果があったとかそういう設定まで踏み込んでいかないと、何年やったって、それではアウトバウンドですよ。だから目標値の設定の意識があるかどうか、それをちょっとお伺いしておきます。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

佐藤卓也委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンドにつきましては、26年度で4年目になるのかなというふうに思っておりますけれども、行くばかりということの御指摘ありましたけれども、やっぱり行かないとなかなか来ないというところもありますので、交流を図りながらやらなければならないと思っていますけれども、そう簡単にはできないというところも、やってみると難しい部分もございます。ただ、戦略的にやらなければならないので、通過型ではなく宿泊もというふうなことで、経済効果を上げるためには今は農家民宿のほうを一生懸命取り組みたいというふうに考えております。

15番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番(下山准一委員) まず、ある程度目標を立ててやっていかないと、ずるずるいくだけだから、やれない面もあるというのはやめちゃえばいいんだよ、こういうものは。本当にやる気を出して頑張ってください。

次が107ページ10款の教育費、わくわく新庄。調理室に関しては、高橋議員の一般質問もあったし、遠藤委員の質問もありましたので、余り触れたくないんですが、地域の要望とか、市民の要望をどう酌み上げてどう反映させていくのか。予算書を見たら、運営協議会的なものの予算が載っていなかったもので、教育長に聞いたならば、生涯学習センター運営審議会のほうでということで、101ページのほうにまとめてあるという話だったんですが、どういうふうに酌み上げてそれを実際生かしているのか、お聞きしたいと思います。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 わくわく新庄につきましては、市民プラザと同様、生涯学習センターの位置づけになってございます。それで運営審議会につきましては、プラザとわくわくとあわせ

て委員の方々にいろいろ協議してございます。

あと、ただいま委員おっしゃいました地域の要望等についてどのように酌み上げているのかといった件につきましては、各指定管理者側のほうで利用者アンケート等々としてございます。それに基づきまして、次年度に向けた取り組み、あとは指定管理者側との協議を行った上で対応できるところを徐々に対応していくといったところでございます。

15番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番(下山准一委員) 審議会とか協議会の区別、私よくわからないんですけども、プラザとわくわくと一緒に同じ人がやっていらっしゃるんですね。だから重複する施設はどうのこうのなんていう話が出てくるんじゃないですか。プラザにあるから調理室は要らないと、そういう発想でしょう。あそこは地域の人々にとっては南部公民館のイメージが強いんですよ。せっかくつくったものを使い勝手よくしてやらなければどうするんですか。これだけ高齢化して、本当に歩いてわくわくに来る方が多いですよ。それをプラザに行ってやれと、これはないんじゃないかなと。もう少し市民の要望とか地域の要望を的確に実践できるようにしていただきたい。

それからもう一つ、あそこの利用団体による使用日の調整会議ありますよね。何か有力な団体だけがいいところをとって、小さな弱小の団体がなかなかとれないという不満があるみたい。だからどういうふうな形で調整会議をやって、例えば調整役というのかな、あとルールとかどうなっているのか。きちっとやっていけば不満は出てこないと思うし、少しは譲り合いの形をとっていかないと、大きい団体だけがいいところをとっておいて、小さな団体が本当にあいてるところしかとれないみたいな、特にあそこの体育館なんでしょうけど、そこら辺ちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

森 隆志社会教育課長 委員長、森 隆志。

佐藤卓也委員長 社会教育課長森 隆志君。

森 隆志社会教育課長 わくわく新庄の多目的ホール、いわゆる体育館でございますけれども、稼働率が97%を超えているということで、ほぼいっぱいの状況になっています。

委員御指摘のように、年2回調整会議を行ってございます。卓球とかラージ卓球とか、いろいろな団体が活用しておりますけれども、既得権化しないように、まず白紙に戻した状況での調整会議を行っているというふうに指定管理者からは伺っております。そういったことで、最終的にはなかなかそこにはまっていけないというふうな声なども伺っておりますけれども、あくまでも利用者団体の中で館長を中心に調整しながら行っているというふうなことでございますので、ひとつ御理解のほどをお願いいたします。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） なるべく不満の出ないように指導してください。

あと、時間がないので簡単に言いますけれども、84ページの8款土木費の2項2目道路維持費、街路樹、これも日新の婦人会との懇談会の席で出たんですが、根っこ張ってきて歩みにくいという話が出ています。街路樹きれいだと言っている人もいたんですが、実際地元にあるあれは邪魔くさい。葉っぱは落ちるわ、雪かきしにくいわ、根っこは盛り上がってきて歩道は傷むわ、何とか検討していただきたいと思うんですが、昨年の3月のあれで、新庄市市道の構造の技術的基準等を定める条例というのが制定されましたよね。多分、課長持ってきていないと思うけれども、その中で第45条の中の歩行者専用道路の3項の中に、歩行者専用道路の線形、勾配、その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければなら

いと規定されているのよ。それから、47条にいくと、高齢者、障害者の移動の円滑化というのにも出ているし、歩いていらっしゃる方のために金かけて街路樹の葉っぱ落とすだけじゃなくて、もう少し気を配っていただきたい。場合によっては撤去も可能だと思うんですよ。そこまでひとつ担当課のほうで考えてください。

時間もちょうどなくなりましたので終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

ここで、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算については、修正動議が提出されておりますので、ただいま事務局に写しを配付させます。

暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は、2人以上の発議者がおりますので、動議は成立いたします。よって、修正動議を直ちに議題といたします。

修正動議の説明を求めます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

佐藤卓也委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 私のほうから、議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算に対する修正動議を提案させていただきます。

提案の理由

歳出第7款第1項商工費においてイス1グランプリ実行委員会負担金70万円を減額し、同額を歳出第14款予備費に措置するものであります。

本議案の修正動議部分については、予算特別委員会において質疑の中で妥当性を議論してま

いました。

これまでの財政再建の取り組みの中において、市民がかかわる多くのイベントなどが廃止や縮小を余儀なくされてきたわけであります。負担金の額なども減額を強いられてきました。昨今、財政状況が上向いてきたとはいえ、このような経過を考慮すれば、新規事業への取り組みは慎重に行わなければいけないと考えます。

このたびのイス1グランプリ実行委員会負担金については、確かにマスコミにも取り上げられて好評であったことは否定しませんが、市に与える経済効果の検証もなされておらず、今後の事業の見通しなどの説明もなく、到底納得できるものではありません。

よって、別紙のとおり修正案を提出するものであります。

平成26年3月14日

新庄市議会予算特別委員長

佐藤卓也殿

提出者は、私、清水清秋、そして下山准一委員であります。

その内容、一般会計に対する修正案の内容も読み上げます。

平成26年度新庄市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表歳入歳出の歳出の表中、「7款商工費1項商工費9億592万6,000円」を「商工費1項9億522万6,000円」に、そしてまた、「14款予備費1項予備費2,000万」を「14款予備費1項予備費2,070万」に改める。

歳出7款商工費1項商工費3目観光費、イス1グランプリ実行委員会負担金9,170万、14款予備費1項予備費1目予備費、予備費の増額70万を修正することを求めて提案の理由とさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤卓也委員長 ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより修正動議に対する討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

初めに、修正動議について採決いたします。

本案は、起立採決にいたします。

本修正動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、修正動議は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、反対討論として、佐藤悦子委員。

(1番佐藤悦子委員登壇)

1 番(佐藤悦子委員) 平成26年度一般会計予算に反対討論を行います。

初めに、評価できることについてです。

住宅リフォーム補助事業の4,000万円の拡大、不妊治療への補助125万円の継続、主要施設の耐震化事業、学校図書館に14人の職員を配置する事業費1,722万円、生活道排雪への補助100万円、これはPRに努めていただいたことには感謝します。さらに、事務手続の簡素化も図り、より利用しやすくしていただくよう要望します。学校のエアコン整備、普通教室以外ではありませんが、大きな前進です。

その他、この場をかりて言わせていただきますが、国民健康保険税の引き上げ幅を抑えるため、3月補正予算で3,000万円の市独自補助を

行ったこと、特別会計で水道料の毎月のメーター使用料をなくし、使用料の抑制を図ったこと、新しい特別養護老人ホームの建設が始まり、平成27年度には沖の町に建設が予定されることは待機者解消への前進です。これらは高く評価したいと思っております。

さて、反対の理由です。

1つは、市の施設利用料、使用料の消費税増税分の上乗せ、市民負担増は約550万円とお聞きしました。一般会計の場合、消費税納税義務がありません。市民生活を考慮して、消費税増税分を転嫁しないで抑えたものもあることは評価します。国の悪政の防波堤としての役割を發揮し、市民の負担増を抑えるべきではないでしょうか。

道路占用料については、負担者は東北電力やNTTなど優良黒字企業なので、消費税増税分だけでなくもっと引き上げるべきと思います。個人宅には電柱1本につき年3,000円支払っているようです。市には560円から1,200円とのこと。占用料が安過ぎるのではないかなと思います。

反対の理由の2つ目は、国民健康保険税の11.83%の増税です。予想される赤字分1億2,300万円分を増税するのではなく、一般会計の市独自の繰り入れを行えば増税を抑えられたのです。26年度末の財政調整基金は11億7,700万円に上ることが予想されておりました。小中一貫校建設などのための膨らんだ市債は後に交付税措置で補われる予定なので、財政負担は心配ないとのことでした。国保税増税を抑える市独自の繰り入れは十分に可能であったと思います。

3つ目は、小中一貫教育の推進、学校統廃合による教職員の多忙化が一層進むことが懸念されております。去年の教職員の残業調べでは、お聞きしますと小学校では週35時間、中学校60時間、週なのか月なのか、月かと思いますが、

学校の努力だけでは残業は減らないというお話でした。大規模校の教職員の残業時間が長く、小規模校は少ない傾向にあると見ました。いじめなどの解決のためには、子供の話をじっくり聞き取る時間的余裕が重要です。教職員の定数改善が決め手です。これは同じ意見です。市としては、地域にある小規模校を守る立場に立つことが私は必要だと思います。

反対理由の4つ目なのですが、マイナンバー法成立に伴うシステム構築改修です。全額国の負担ですが、あえて言わせていただきます。

税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税の強化、給付抑制を狙うものです。同時に、権力による国民監視やプライバシーの漏えいなどが心配されるものであります。情報管理のあり方など、市民を守る立場から十分なチェックなどが必要だと思います。

5番目に、住民の暮らしを守る立場から、国に対してもっと意見・要望を言う必要があるということです。安倍自公政権は、庶民には消費税増税と社会保障の改悪、大企業には法人税減税、大型公共事業推進と軍事費拡大の大盤振る舞い、原発の推進、TPPの推進です。国の財政も経済も壊す道に進んでいると私は見ています。その上、侵略戦争ではなかったと公言し、靖国神社参拝、集団的自衛権の行使を容認し、再び戦争する日本になろうとしています。安倍自公政権は、ハンドルは右にしか回らない、アクセルだけでブレーキはきかない、まさに危険な暴走車ではないでしょうか。私たちは、消費税増税の中止、大企業や富裕層への負担増、労働者の雇用の安定と賃上げによって税収を確保し、無駄遣いはやめて財政と経済を立て直すべきだと考えます。

日本国憲法を守り、戦争のない平和な日本を守ってまいります。韓国・中国とともに北東アジアに平和協力機構をつくり、領土問題などのめめごとは戦争にはしない、話し合いで解決す

る地域にしていこうと提案しています。

世界は今、核兵器も戦争もない世界にしようという流れが大きくなっています。日本の子供たちを再び暗黒の時代に引きずり込むのか、平和な明るい未来に導くのか、私たち大人に今問われていると思います。地方自治の大部分が国によって決められてしまいます。住民を守る立場で、悪政にはストップと声を上げていくことが重要だと思います。

以上、反対討論を終わります。

佐藤卓也委員長 次に、賛成討論として高橋富美子委員。

(3番高橋富美子委員登壇)

3 番(高橋富美子委員) それでは、議案第31号平成26年度新庄市一般会計当初予算の賛成討論を行います。

2年前に発生した東日本大震災や世界的な金融不安などによって不安定なものとなっていた我が国経済は、政府の経済再生に向けた取り組みの強化などによって緩やかに回復してきたようです。

国においては、みずからの財政の健全化を図りつつも、経済成長力の底上げと持続可能な経済成長の実現へ向けた好循環実現のための経済対策に基づき、25年度第1号補正予算の編成を行いました。このことにより、消費税率の改定に際しても景気を下振れされることなく、経済成長力を底上げさせるための動きが今後色濃くなっていくものと思われます。

このような中で、本市の財政状況はこの数年間で大きな改善が見られましたが、これは市民との一丸となった継続的な取り組みのあかしといえます。しかしながら、懸案の大規模事業が本格的に展開され始めており、財政規模を大きく膨らませることとなります。したがって、今後、今こそ後戻りをするところのないよう、これまでの財政再建プランに基づく健全化の精神を堅持していかなければならないと思います。また、

新年度となる26年度の予算はもちろんこの財政の健全化を堅持しつつ、第4次振興計画を推進する意義ある内容でなければならないものと考えております。

予算案を見ますと、総額が対25年度比で12億3,100万円の大幅な増で、5年連続の伸びを示しております。我が市を取り巻く情勢を見たとき、この積極的な予算の編成は内外への発信についてまことに明るい材料となるものと言えます。

歳入においては、国における地方財政対策から、交付税を抑えた形にならざるを得ない状況ですが、それを補う形で市税の伸びが見られました。また、大規模事業の本格化に伴い、国庫支出金や市債に大幅な増額が見られるとともに、これらの財源補填のために財政調整基金や市有施設設備基金からの繰り入れを行うという形で編成となっているようです。

歳出においては、我が市を取り巻く諸状況をよく認識し、国・県の動向を踏まえるという予算編成方針にのっとりながら、全般的に第4次振興計画の3つの重点プロジェクトの計画的な推進などのために、限られた財源を効果的に活用することを基本として編成されていることも見て取ることができます。全体を通して、健全な財政運営を基本に据えながらも、行政の目指すべき基本となる市民生活の向上と地域経済の進展に主眼を置いた評価できる予算であると思います。

また、5年連続増の積極型予算を組むことができましたのは、一致結束した財政再建の旗のもとに貴重な努力を続けてきたたまものであり、この点も評価に値するものと思います。

一部修正もありましたが、今後ともこの歩みをとめることなく、また、市民や議会の意見などに傾聴されるとともに、創意工夫と改善の努力を惜しまず事務事業に当たっていただきますよう御期待申し上げ、平成26年度一般会計当初

予算の賛成討論といたします。

終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに討論ありませんか。（「反対討論」の声あり）反対討論ですか。（「はい」の声あり）小関 淳委員。

（13番小関 淳委員登壇）

13番（小関 淳委員） 平成26年度新庄市一般会計予算に対しての反対討論を行います。

私は、この予算案につきましては、先ほどの高橋委員の賛成討論におおむね賛成するものでございます。しかし、今回ばかりはどうしても歳出の部分等で納得できない部分がありますので、反対の意思を示させていただきたいと思えます。

財政再建については、改善されていることは間違いなくと思います。しかし、さらなる慎重さが必要であり、特に多額な予算がかかる事業については十分な議論を尽くして進められるべきであり、短期間で決定していくべきものではありません。

まさに10款教育費4項社会教育費の中の体育施設の管理運営事業費の1億8,392万4,000円については、総務文教常任委員会の協議会、そして全員協議会での説明はあったものの、まだまだ十分な説明と議論がなされておりません。市長側の説明では25年9月ごろから進められていたということでしたが、たった半年足らずで1億8,000万円ほどの事業を来年度予算案に盛り込むということは当たり前の流れとは思えないわけです。さまざまな体育施設を市民のために充実させることを否定するものではありませんが、このような簡単なプロセスで1億8,000万円もの事業が成立してしまうことが今後の市政運営にとっては本当にプラスになることとは思えません。この数字にはこのような進め方をやっても構わないんだという執行部側の強引な姿勢が見えます。多額の血税が事業に向けられるならば、市民に対してももちろん議会に対して

も十分な説明をして納得してもらった上で進めるべきと考えます。

ということで、今回の一般会計予算案にはさらに財政再建を進めるためにもあえて反対させていただきます。

佐藤卓也委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 他に討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

修正議決した部分を除く原案については、反対討論がありましたので、起立採決をいたします。

修正議決した部分を除く議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算については、原案のとおり決することに賛成委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く議案第31号平成26年度新庄市一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

午後より代表監査委員高山孝治君より欠席届が出されております。

議案第32号平成26年度新庄市 国民健康保険事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） それでは、特別会計ということで、国保の件でよろしく願いいたします。

予算書137ページ、歳入になりますが、被保険者国民健康保険税というところです。予算書の中にはございませんが、このたび税制改正ということに伴いまして低所得者への配慮として軽減される部分が多くあるということで、まだこれ、国の中でも正式に決定されていない中で伺いするのは恐縮ではございますが、それらのもと、どういった2割・5割・7割ということで、特に2割・5割がふえてくるのではないかという予測のもとで全体を審査しなければいけないというところでございますので、承知している範囲で構いませんので、それら低減対策として、国から来る部分、新庄市への影響、例えば5割の層が伸びてくるのか、あるいは7割の層が伸びてくるのかといった部分、伺いできますか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいまの御質問、平成26年度税制改正でもって2割軽減、5割軽減の部分が拡充されるというふうなことについての御質問でございます。

今回7割軽減の部分については据え置きということでございまして、5割軽減、2割軽減の部分が広がるということになります。

具体的に1つ例を申し上げますと、給与収入ベースの方ですが、3人世帯で、今までですと

5割軽減が147万円の収入以下の方、それから2割軽減が223万円以下の方ということになってございました。これが今回の税制改正が通りますと、5割軽減の範囲が147万円から178万円にふえます。それから、2割軽減の部分が223万円から266万円までふえます。こういったことでもって対象世帯をふやすというふうなことでございます。

それで、実際にどういうふうになるかということなんですが、あくまでも推定ということになりますけれども、昨年の10月時点での被保険者で試算いたしました。そうしたところが、全体で5,753世帯ございましたけれども、そのうちの5割軽減の世帯がこれまで349世帯でございますが、これは対象となって広がる部分が825までふえます。476ふえるということになります。次に2割ですけれども、2割のほうも伸びるわけですが、これは5割のほうは2割に移ってくるというふうなこともございまして、現行、10月時点では858世帯だったものが756世帯に、逆に100人ほど減るというようなことでございます。ただ、トータルといたしましては374世帯がこの軽減の対象世帯として拡充されるというふうなことでございます。以上です。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 非常にわかりやすい説明をいただいたものと思っております。低所得者への配慮という形で、当然国の制度ができ次第、収納体制という部分でいかにそれら該当される方に周知を図っていくのかということが一番の課題であるかなと思いますので、あわせて伺いします。

また、今の中で減免になる部分、つまりこれは拠出財源、財源は例えば国が何割で市町村負担分は何割ということをお示しいただけますか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 広報体制ということですが、前回も同じような感じでございましたが、議決、決まりますれば早目に広報等でお知らせをする予定にしております。

あと軽減分の財源ということですが、国の保険基盤安定という制度がございまして、軽減分の4分の3を県が負担します。残りの4分の1を市が負担する、そういう予算を今年度の予算にも計上しております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） それでは、予算書の148ページ、8の1というところの特定健診診査業務委託料というところで、この部分に関しては、一般会計とも健康増進ということで若干かぶってきて、さまざまな議論があったところでございます。考え方としては、これは国・県・市町村がそれぞれ3分の1ずつ負担して、予算書にもあるとおり、700万が受益者負担であるというような捉え方をしていきますと、これは昨日も同僚議員の新田委員のほうで質問されたかと思うんです、同じ趣旨の内容。つまり、初日で人工透析の患者さん、山形県平均500人に1人のところ、残念ながら新庄市は290人に1人であるというところで、その中の答弁の中でも健康体と自分では思っている、実はやっぱり私のようなインシュをたくさん抱えられた方がいるわけです。やはり受診率を上げて、早々に自分の体の状態に気づいていただくと。そこが第1点ですね。

次に、その後のフォローをどうしていくかと。私もさんざん健診は受けておりますけれども、言われることは飲むな、食うな、吸うなと、三拍子私は約束守れないので、いささか説得力に欠けるのですが、その辺の見直しを図っていく、これは一般会計のほうでも聞きましたけれども、いかがお考え、もう一度答弁お願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 いろいろとありがとうございました。

健診受診率、もちろん大事であることは言うまでもござませんが、その後のフォローも大事であるということで、こちらのほうでもこれまで取り組んでおります主要施策の成果にも記載しておりますが、特定健診の後に特定保健指導というのがございます。特定保健指導につきましては、各団体、向上するのに悩んでおるわけですが、うちのほうとしては特定健診のあったその日に特定保健指導の1回目を行うことといたしました。そのため、主要施策の成果のほうにも記載しておりますが、初回の特定保健指導、非常に7割、8割という段階で伸びております。そうしたこともありまして、口伝えに健康の大事さを伝えるのが重要なのではないかなと思っております。

なお、先ほど「飲むな、食うな、吸うな」というお話がございましたが、健康の面で言えば、お酒のほうは多少飲んだほうが飲まない方よりも寿命が長いという結果も出ております。ただ、「過ぎたるは及ばざるがごとし」で、過ぎないようにしていただければ飲む分には健康かなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 励まされたのか、叱られたのか、ちょっと。

これは私だと例えば一回人間ドック、個々のやつを受けると八千幾らで、オプションによって1万ぐらいまでふえてしまうと。ところが、税制上の特典と申し上げますと、所得税の申告の際に医療費控除というものがあって、そこは10万円を超えていかない部分に関しては控除にならない。これは国の税法上なので何とも言えない部分があると。例えば40歳から人間ドッ

クが始まるとするならば、最初の40歳の1回、あるいは45歳で受けられる方でも受益者負担はゼロということは多分ないのですが、そこで例えばもう少し受けやすいと。全部健診終わって5,000円で済むような、これ一般財源のほうから少しやっておかないと、具体的に本当に人工透析の方は非常に気の毒な思いをするんですが、そこまで至らないと。つまり糖尿病と高血圧がそれら大きな2つの要因であるということです。やはり自分の体は自分なりには体調がよいと、これは課長の認識と私も同じなんです、ところが異状のもとでは早く自分でも気づく必要があるわけです。やっぱり行政として受診率を上げていくという方向にもう少し力を入れたほうがいいのかというふうな思いがあるものですから、その辺のところ、いかがお考えですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 それにつきましては、私のほうから昨年度からずっと申し上げておりますように、痛くならないうちはどこも悪くないんだという誤った考えは正したいということで議会でも何度も答弁差し上げました。痛くなってしまっただけは遅いというのが新田委員についても同じような感じでおっしゃっておりますので、こちらのほうとしてはなるべく周知に励みたいということではありますが、なかなか印刷物というのも読んでいただけないところもございます。

そうした意味からも、今年度、健康づくりのモデル地区ということで、ある町内に保健師が2年間ですが、月1回程度入りましていろいろな健康の話をする中で、受診率の向上であったり健康に関する各自の取り組みをふやしていただくようにということで、そうしたモデル事業を考えたところでございました。委員おっしゃるように、健康というのは痛くなってしまっ

からでは遅いという部分がありますので、今年度の予算書にはモデル地区の事業というのは何もあらわれてはおりませんが、少ない予算の中で、職員の汗と工夫で健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

5 番（石川正志委員） 委員長、石川正志。

佐藤卓也委員長 石川正志委員。

5 番（石川正志委員） 国保の運営上、非常に厳しい状態であるというところで、しかしながら、運営する上では税率の改正ということで今回やられるようですけれども、既にもう支え切れない状態にあるのかなと思っているわけです。これは全国市長会などで、市長は国保の安定的な運用を目指すための国への要望等をされていることは承知してございますが、やはり地方自治体での限界点にそろそろ来ているのではないかなと思いますので、今後もしかるべきところで地方の実情をぜひ訴えていただきたいというお願いを申し上げまして終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 137ページの1の国民健康保険税の滞納繰越分というのが6項目出ておりますが、これに対する対応はどのようにとっていくつもりなのか、お願いします。とっておられるのか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 滞納世帯への対応ということでございますが、健康課の部分としましては、納税を促しながらもそれに対応できていない世帯の方については短期保険証、またさらに滞納の多い方については資格証明書等を発行して対応しております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 短期証と資格証の人数

などは、現在はどうなっているのでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期証と資格証の世帯数でございますが、2月末現在で資格証が32世帯、短期証が235世帯ということになっております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 短期証のとめ置きというか、そういうことも聞くんですが、そういうことがなく、短期証を必要な人に出すというふうにしていращやるのでしょうか。

また、資格証というのは保険証がないという状態だと思うんですが、そういう方々の状態といますか、なぜ資格証になってしまったかというあたりも含めてお願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期証のとめ置きということでございますが、とめ置きというのは被保険者宅に届けなくて、こちらで一時留保しているという状況を言っているのだと思いますが、短期証をなぜそういうふうな処置にしているかということの一つの理由としまして、納税相談する機会を設けたいということでございます。こちらのほうとしても3カ月、6カ月の短期証があるわけですが、そうした機会を捉えて、世帯の状況ですとか収入の状況というのを聞く、そういった中で納税相談をやりたいということで、とめ置きといますか、直接郵送しないでこちらに来ていただいて納税相談する機会を設けているという意味でございます。

また、資格証明書の方につきましても、必要な医療がある場合にはこちらのほうに来られます。そういったときに納税相談をしながら、資格証明書を短期証に切りかえながら、必要な医療を受けられる体制にしながら納税相談する機会をふやしているということで御理解いただき

たいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 先ほどとめ置きのこととで納税相談の機会にしたいという、その気持ちはわかります。とめ置きの期間といますか、どのぐらい納税相談しようとして待っておられるのか、最大。本当は即、出してやるのが一番親切だと思うんですけども、お願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期証の期間としましては3カ月・6カ月ということであるわけですが、3カ月の場合については1カ月ぐらいは留保するということにしているかと思います。それ以上こちらのほうにとめておくに必要な医療を受けないという場合も想定されますので、1カ月ぐらいをめどにして、とりに来られない方には郵送するようにしております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 資格証などになっている方々の状況については、どういう状況で資格証になっておられるのか、把握しておられたらお願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 資格証の方については、例えば単年度で未納が出てしまったといった方については資格証は出さないようにしております。長年、継続して滞納額がふえているという方については資格証という措置をとっていることでございます。

資格証になる方、納められない方というふうになりますが、非常に世帯の中で状況がいろいろございます。そういったことで、状況をお聞きしながらこちらのほうで審査委員会を開いて資格証の対応をしているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 長年にわたって未納状況があるという方の中で、審査委員会で状況を聞いて資格証にするというお話でしたけれども、審査委員会で話し合われて資格証になってしまうというのはどういう方なんでしょうか。ならない方との違い。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 基本的には、納められる状況ではないかと思われている中で、なかなか納付が進まない、納められない、納めていただけないという方が資格証ということで思っております。例えば、少しながら、わずかずつであっても1カ月置き、2カ月置きということで納めていただいている方についてはこちらのほうでも配慮しているつもりでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今、お話を伺いながら、この方々の収入状況というのはやはり厳しい収入というふうに見ておられるのではないのでしょうか。そういう意味では、市独自の減免状況、申請などは受けなかったのでしょうか。あるいは申請、市独自の減免をしたという方などはいらっしゃらないのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいま健康課長のほうからもお話いたしました、資格証明書を支給されている方々、必ずしも低所得者と限ったわけではございません。そういう意味ではその部分でどういった所得なのかということまでは把握してございませんけれども、独自減免のお話ですけれども、これにつきましては前にもお話ししたような気がします、平成21年の3月定例会でもって新庄市独自の減免制度、減免規定、

皆さんで御可決いただいております。その運用については、災害とかそういったものの減免というのはあるわけです。あと服役とかそういったものは毎年定期的にあるんですが、所得が激減するという理由での減免というのは非常に今のところまだ少ないです。少ないですが、この規定がありまして、さらにそれを審査する体制もできているということからしますと、新たな減免というよりは、これをさらに周知を図って、その適用を受けられる方、必要がある方については受けられるというふうな状況を整備するのがまずは今のところの段階での仕事かなというふうに思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 規定そのものが所得の激減ということで、激減ということは減ったということでありまして、前はもっといっぱいあったんだけど、がくっと減った、その年ぐらいたったと思うんです。でも、この景気の状況を見ますと、激減というよりはずっと低迷し続けている人が少なくないんじゃないかと思うんです。だから、長年にわたってしてしまうという事は、激減は一回あったとしても、その次、ずっと低所得が続いてしまうという事ですか、そういうことで、それを上回る国保税が毎年毎年来る中で、それに納入できないままになっていく方がいらっしゃるんでないかなという気がするんですけれども、それについての認識はどうですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 ただいま激減ということで申し上げましたが、国民健康保険税については、前の年度の所得状況、収入状況で、翌年度課税されます。低迷が続いている方については、所得が例えばなくなった方についてはその翌年度

の課税については7割軽減ということになりますので、毎年毎年同じような所得であれば課税されますが、激減した低迷状態が長く続くということであれば、翌年度には7割軽減に該当するかと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 7割軽減ということ、どういう方が7割軽減になるのかということ、いろいろお聞きしたりして聞いてみますと、例えば給与所得で1人65万円未満、2人でいてそれぞれが65万円未満の給与所得、2人で130万円の収入で、あと所得ゼロということで、国保税が7割軽減になるというふうにお聞きしたんです。7割軽減になったから、じゃ払える国保税なのかというと、今度の26年度では4万3,000円の国保税になると言われております。7割軽減世帯で、実際のもらう手取りが1人65万円、それが2人で合わせても130万円しか働いてももらえない。このぐらい厳しい世帯でも4万3,000円の国保税になってくるというんですね、7割軽減で。これは国がおっしゃる、先ほど石川委員がおっしゃってくださった低所得への対策として軽減を広げると言って、7割軽減って一番大きな軽減だと思います。それでもこのように働く人が4万3,000円もの国保税となったときに、どう考えても払えないだろうなということが想像されてくるんですね。そういう意味では、こういう方を救えるような本人の申し出が必要だと思えます。ただ所得ゼロといってもいろいろあるんだということがあると思えます。でも今言ったような1人65万円、2人で130万円しか稼げなかったような方が国保税、4万3,000円納付しろと言われたときに、減免していただけないだろうかと思し出られるような、あるいは免除でもお願いできるような、そういう規定に持っていくことはできるのか、お願いしたいと思えます。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 こういったお答えが適切かどうか、ちょっとはつきりしないんですけども、今現在ございます減免規程というのは、前年中の合計所得金額が400万円以下の者で、事業不振、失業、退職、廃業や疾病などでその年の所得が皆無と見なされ、国保税の納付が著しく困難であると認められる者、これが全額減免になります。それから、もう一つが前年中の合計所得が400万円以下の者で、事業不振、失業、退職、廃業や疾病などでその年の所得が前年の所得に比べ2分の1以下に減少した者で、国保税の納付が著しく困難であると認められる者と、これはその状況に応じて7割減免、あるいは5割減免、3割減免というふうになります。これで言いますと、やはり前年の所得が落ちたというふうな事実がないと対象にならないような感じをいたします。

ただ、前年の所得が400万円以下であればどこまで低くても差し支えないというふうに考えることもできるわけでございまして、そういう意味では仮に低所得者の方でもこれに適用させることができないわけではない、そういうケースもあろうかというふうに考えております。それから、そういう意味では全額減免だけに限らず、ほかの減免も基準としてはあると、用意してあるというふうなことでございます。

とりあえず以上、お答えいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今、言ったような1人65万円、2人で合わせても130万円みたいな、こういう収入しかない方が4万3,000円来たと。去年はどうだと言われても、ちょっとわかりませんが、去年と同じだったのかもしれないですけども、去年と同じだったのかもしれない、そのような方が来たとき、去年と同じだとして、全額免除、あるいはさらに7割免

除か、そこら辺まで考えていただけるということですか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 まず、たとえ低所得の方であったとしても、前年はその所得でもって国民健康保険税を納付していたということであれば、これができなくなる客観的な理由がないとだめかなというふうに私は思っております。そこら辺、例えば今回は税率改正によって税額そのものがふえるという事情がございますので、その辺は加味して考慮することはできるのかなとは思っておりますが、前年までは納めていた、ことは納められない、その辺、理由ありますか。去年と所得変わっていませんというようなことでは、これは理由にはならないのかなというふうに思います。

その辺、個別の事情がいろいろございますので、しょうから、ぜひ納税相談をしていただいて、いろいろな対応、ほかの対策もないかということも含めて御相談いただければというふうに思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。ぜひ、市民の中で国民健康保険税が高くなって納められなくなるということが予想されますから、そういう人が出たときに資格証にしたりするのではなく、できるだけ減免制度もあってお話を伺って適用できるかもしれないかどうかということで、市民の立場に立って減免などを広げて、使うべき人は使えるようにできるようにお願いしたいと思います。

次に、どうしても今言ったように、今度の国民健康保険税の引き上げというのは厳しいと思いますので、一般会計からもう少し繰り入れて税率引き上げを抑えるべきではなかったのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

佐藤卓也委員長 悦子委員に申し上げます。ページ数、款項目をよろしくお願いいたします。佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のは137ページの1、国民健康保険税の滞納繰越分とかかわりましてです。そしてこれについてです。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。一般会計の予算が決まりましたので、国民健康保険税のことについての質疑をよろしくお願いいたします。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、討論の発言を許可いたします。

初めに、反対討論として佐藤悦子委員。

（1 番佐藤悦子委員登壇）

1 番（佐藤悦子委員） 議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算に反対討論を行います。

初めに、増税幅を抑えるため一般会計から3月補正で3,000万円を基金に繰り入れたというのは、私は高く評価したいと思います。

年金が下がり、平成26年度4月から消費税5%が8%の増税となります。さらに農家への補助が半額になり、生活費が確実に下がり、経済の落ち込みが確実にあります。こういうときに国保税の大増税が市民に追い打ちとなることは避けるべきだと私は考えます。

24年度からの1人当たり15.54%増税がありました。さらに26年度に11.38%の増税になります。予想される赤字分1億2,300万円を一般会計からの法定外の繰り入れをすれば、今度の増税は抑えられるのです。例えば年収300万円、所得は192万円の40代夫婦、中学、高校の子供を持ち、資産なしという世帯では、23年度は31

万6,300円の国保税でした。24年度は38万1,100円になり、今度の26年度は同じ収入状況だとして41万3,800円となります。国民健康保険料は36万円余り、資産がありませんからアパートに住んだとして家賃年60万円とすると、残りは月13万5,300円です。教育費、車の経費、食費、水光熱費が果たして賄えるのでしょうか。この世帯は26年度から7割軽減世帯となります。軽減された後であっても、この金額なんです。前年比で3万2,700円の増税だし、23年度と比べると10万円近くもの増税です。課税された国保税について、全額は払えないということは明らかではないでしょうか。申告による市独自の減免制度が活用できるようにしていただきたいと思う時代です。

国民健康保険は、ほかの健康保険に入っていた人も退職すると必ずお世話になる医療制度です。国民の3人に1人が加入する日本最大の医療保険制度です。大事なこの制度が、国保税が高過ぎて払えない人をふやし、保険証取り上げや過酷な滞納制裁などで住民を苦しめる異常事態になっています。

国保税の値上げの最大の原因は国の予算削減です。1984年、当時の自民党政府は、医療費掛ける45%としていた国保の定率負担を、給付費掛ける50%に変える法改定を行いました。国保では、かかった医療費の3割が窓口負担で7割が保険給付です。ですから7割の保険給付掛ける50%で、実は35%です。ただ、高額療養費が適用されると給付は7割以上となるので、実際は38.5%となります。自民党は法改正で医療費の国庫負担を45%から38.5%に削減したんです。これを皮切りにして、自民党は国保の事務費や保険料軽減措置などに対する国庫補助を削減、廃止したり、都道府県調整交付金の中に移しかえて肩がわりをさせました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1984年の約50%から2009年度24.7%へと半減しました。

さらに、国保世帯の貧困化が一体に進んだことが事態を一層深刻にしました。国保加入者の平均所得は、1990年度は年240万円でした。2009年度には158万円に下がっています。ここだけでも82万円の減です。同じ時期に1人当たりの国保税は6万円だったのが9万円にはね上がりました。2014年度、来年、新庄市は1人12万4,048円に上げようとしています。これでは滞納がふえるのは当然です。

今、国保は財政難、保険税の値上げ、滞納がふえる、財政難という悪循環に陥っています。年金生活者や失業者も加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。ところが、歴代の政権は、国の社会保障予算を削減するために国保の国庫負担を削減し、しかも国保世帯の貧困化が深刻になった今もそれをもとに戻しません。この失政によって国保税の高騰に歯どめがかからなくなったのです。

国保の広域化、都道府県単位化についてですが、国保の運営を住民の声が届きにくい広域組織にして、自治体の独自繰り入れをなくし、医療を受けて保険税値上げか、保険税を抑えたいなら医療を制限するしかないという選択に住民を追い込むことで公的医療費の恒久的抑制を図るのが政府の方針です。

私たちは、国庫負担を増額し、国保税の引き下げを提案しています。約4,000億円を投入するだけで国保税は1人1万円引き下げできます。その上で、国保再建のために計画的に1984年、改悪前の水準に戻せば、国保税の水準を抜本的に引き下げることができます。さらに、国保税の算定方式を見直し、所得に応じた保険税、誰でも払える保険税にすれば滞納もなくなります。全国知事会、全国市長会など、地方六団体も従来の枠を超えて国庫負担割合の引き上げを一致して要求しています。国保の運営主体である市が国の圧力に屈伏するのか、住民の立場で国保税の値下げ、抑制に努力を続けるのかが問われ

ます。

福岡市では2008年、2009年に2年連続で引き下げを実現したそうです。鹿児島県霧島市や愛知県一宮市では、子育て世代に対する市独自の国保税減免制度が住民の要求を受けてつくられたそうです。一般会計からの市独自繰り入れをふやし、値上げの中止、減免制度の改善、拡充を図ることが重要です。県の姿勢も問われると思います。市町村国保に独自の補助を行い、国保税の引き下げや健診事業などの支援をしてほしいものです。県に対して国の国保政策の先兵ではなく、住民の福祉の守り手として、市町村国保への支援を強めるよう要求することも必要だと思います。

給与や年金など、生計費の差し押さえは法律で禁止されています。子ども手当やひとり親世帯の児童扶養手当も差し押さえは禁止されています。地方税法は、生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、差し押さえなどの滞納処分をしてはならないと規定しています。また、分納となって納付が着実に行われているときに滞納処分をしないのが原則だと予算委員会でおっしゃっています。

市で今後検討しているというタイヤロックについて言えば、会社に行けなくなり首になってしまったということはないようにしていただきたいと思います。

国保法には助け合いという、相互扶助という言葉はありません。そう規定していたのは戦前の旧国保法です。1959年に施行された新国保法は、第1条で国保を社会保障及び国民健康保険のための制度として規定し、第4条でその運営責任は国にあると明記しています。国保は憲法25条に基づく社会保障の制度であり、お金のない人を制度から排除するのは本末転倒です。払えなくなる人がふえることが明らかな増税は中止すべきだと思います。

以上、反対討論を終わります。

佐藤卓也委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算については、反対討論がありましたので起立採決をいたします。

議案第32号について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号平成26年度新庄市 交通災害共済事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

15番(下山准一委員) 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番(下山准一委員) 156ページ、1款1項1目共済会費の収入についてお伺いします。

昨年度より19万7,000円減額されていますが、加入率は幾らと見て算定したのかお伺いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 交通災害共済の加入率ということでございます。25年度はまだ期間が終わっ

ていませので、25年度については51.55%ということで最終の加入率を見込んでおります。26年度におきましては大人で460人程度、子供で120人程度の減少になるであろうというふうに試算をして計算をしております。以上です。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 単純に見ると大体50%ぐらいなのかなという気はするんですが、先日、環境課のほうから過去の加入率の資料をいただきました。平成21年度が59.99%、約60%あったんですね。今回約50ですから、この5年間で10%減ってきている。

とてもいい事業だなというふうに思うんですが、これだけ加入率が下がってきたのであれば、そろそろその役割は終わる時期が来るんじゃないかなというふうに思いますし、大体加入率が何%ぐらいになったら考えられるのか。基金も今8,600万ぐらいありますので、この使い方はまた別としても、まず加入率が何%ぐらいになったらもう見切りつけるんだよという考えがあればお聞かせください。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

佐藤卓也委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 加入率はここ5年で相当落ちて、10%程度落ちたということでございます。

扱いとしましては、現在、区長の方々、隣組長の方々にいろいろ御協力をいただいて、まさに集約の最中でございますけれども、個人情報等の扱いが出てきてなかなか市民と隣組長、区長の方々のお金のやりとり、それに付随する情報の部分で相当難しくなってきたのかなというふうな考えはあります。

ただ、ここで最近の見舞金の支給の内容を見ますと、60歳以上の方の見舞金の支給が50%を超えております。言い方を変えますと、それだけ60歳以上の方が市内を動いて回るというか、

活動されているということにもつながるのかなというふうな考えもありますので、この場で何%になったらというふうな言葉ではなくて、もうしばらく何とか集金の方法も含めて検討させていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたしますと思います。

15番（下山准一委員） 委員長、下山准一。

佐藤卓也委員長 下山准一委員。

15番（下山准一委員） 私ども区長として、集め方とか大変なのは事実なんですけど、別にその部分で言ったわけではないですからね。いい事業なのでできるだけ続けてほしいんですが、やっぱり加入率がこれだけ下がってくると本当に必要になっているのかなという気がしますので、逆にもっと加入率を上げるような算段をやってください。以上です。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 3 4 号平成 2 6 年度新庄市 公共下水道事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第34号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 3 5 号平成 2 6 年度新庄市 農業集落排水事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第35号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第35号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 3 6 号平成 2 6 年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第36号平成26年度新

庄市営農飲雑用水事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号平成26年度新庄市 介護保険事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 203ページの1の1の1で、介護保険料についてですが、基準額と今

後の見通しをお願いします。

それから、滞納繰越分が207万であります、この状況と対応についてお伺いいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

平成26年度の当初予算でございますけれども、現年課税分で平成25年度の当初予算に比較いたしまして1,325万の増、比率にしまして2.27%でございます。それから24年度の決算額、これと比べますと1,014万円、1.73%のこれも増というふうになってございます。団塊の世代が65歳到達ということが順々とふえてきておりますので、25年度当初予算時よりも被保険者数で121名増と見込んでございまして、特に今回の場合は第6段階から第8段階、比較的所得の高い層の増加が見込まれるというふうに考えているところでございます。

それから、滞納繰越分のことでございますけれども、これについては昨年度、25年度の当初予算と比較いたしまして若干下がっているというふうな見込みです。お手元にございます予算書では滞納繰越分の金額が出ておりますけれども、実際はこれに収納率を掛けてこの結果になったというふうなことで、調定額が当然でございます。それについては前年比で90.58%ですか、10%弱でございますけれども、引き下げて見込んでございます。

何であれ、滞納繰越分については少なくするというのが私どもの目標でございますけれども、実際のところは年度によって多少の出入りがあったりということもございますが、その辺、減らしていくように努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この介護保険料につい

てなんですけれども、現在は月平均で約5,000円だったかなと思いますが、それがその次の年といいですか、今度の改定では8,000円になるんでないかと言われているんですけれども、今現在、何とか6年度でふえないようにという努力をなさるんだと思いますが、その見通しなどがあったらお願いします。

佐藤卓也委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 開議

佐藤卓也委員長 休憩を解いて再開いたします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 ただいま介護保険料の見込みについての御質問いただいておりますが、介護保険料の算定につきましては3年に1回ずつ見直しをかけるということで、現在第5期の介護保険事業計画の中で推移しております。

御発言のように、おおむね5,000円程度で全自治体に取り組んでいるというふうな状況になりますが、先ほど委員のほうから8,000円という額が出ておりますが、この額につきましては、今、国、厚生労働省のほうで将来に向けた介護保険事業計画を策定すると、いわゆる見通しを立てながら今後はやっていこうということで、いわゆる27年度から当面まず第6期の介護保険事業計画があるわけですが、それよりかなり遠い将来といいですか、10年後なんです、平成37年度、いわゆる団塊の世代、先ほどお話も出しましたが、75歳以上の方の人口が非常に多くなる時期を見定めまして、介護保険の収支計画を立てております、計画といいですか見込みでござ

いますが。給付費が現行でも9兆円程度というふうに見込まれておりますが、平成37年度では21兆円、当然の前提としていろいろな給付抑制をかけながら21兆円という数値を出しておるわけなんですけれども、これに相応するいわゆる1号保険者の負担金という形になりますが、保険料を8,200円と推定していると。ですから、8,000円については10年後の見込みの数値ということでお答えいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、215ページの4の2の5で任意事業というのがありますが、ここでおむつ支給455万1,000円というのがあります。この内容、人数などについてお願いします。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享成人福祉課長兼福祉事務所長 おむつ支給事業費について御質問いただいております。このおむつ支給事業費につきましては、いわゆる高齢者を対象としたおむつ支給という形になりまして、一定程度の介護状態、はっきり言いますと介護度3以上の方を対象とした給付条件ということで、さらに非課税世帯ということも前提としながらやっていたいているということでございます。

支給の人数でございますが、ちょっとお待ちください。

お待たせいたしました。おむつの給付費につきましては、基本的におおむね80名程度を対象ということで一応想定しております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） おむつ支給ということで浮かんできますのは、介護度が2とか1であってもおむつが必要な方っておられるように思

いますが、そういう方についてどう考えておられるか。特に低所得世帯についてなんですけれども、どう考えておられるかをお願いします。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也 委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 おむつの支給要件につきましては、何回も御質問いただいて、常に同じお答えで大変申しわけないんですが、この部分についてはいわゆる単独の給付に近いというところもございまして、やはり全体の福祉給付のバランスを見ながら考えていくというところが大前提でございます。ですから、福祉タクシー券もございしますが、いろいろな制度取りまぜて、我々のほうで中身を検討させていただいてその支給要件を決めているわけでございますけれども、現行の財政状況なり他市町村の例も含まして考慮しながら、現行の支給水準で当面いこうということでは話はしておりますので、支給範囲の拡大については26年度は想定していないというところでございます。

佐藤卓也 委員長 ほかに質疑ありませんか。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

佐藤卓也 委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) 208ページの2の1の1と5、これは保険の給付費なんですけど、かなりの高額介護費を使われておるわけですが、ここに載っておるように居宅介護サービス費が12億4,900万、施設の介護においても大体同じぐらいの12億6,300万というふうに、相当の部分を介護保険の中でここで費やしているわけですが、この数字というのは年々増加の傾向をたどっているというふうに私は思っていますが、過去3年間ぐらいの数字の動き、わかっただらば小野課長のほうから、わかりませんか。資料ないとすばいいんですけども、上がっていることは間違いないというふうに思

うんですが、ありますか。今年度に限ってはこの分は1億7,600万円、1年間でこのぐらい増加しているわけですね。なかったらいいです。

私が申し上げたいのは、数字のどうこうでなくて、これをこのまま置きますと、さっきの健康保険じゃないけれども、また介護保険の値上げ、保険税の増額というふうになってくるわけですね。市民サイドから言えば、さっきは通りましたんですが、税金をそんなに納めたいなんて思っている人はいないわけです。健康保険も介護も放っておけばどんどん給付費が上がっていくことは確実です。したがって、私が一番お願いしたいのは、これを防止する対策を立てての事業を展開すべきじゃないかというふうについて何かも申し上げたと思うんですが、日本一の長寿県になった長野県においてはやはり相当の事業を展開した結果、ああいうふうに長寿日本一にたどり着いたということが言われております。そんなことで、やはりいいものをどんどん取り入れて、これは国に頼るわけにはいかないの、上がった分は各自自治体で賄いなさいと。健保にしても介護にしてもそういうふうになっていますので、給付がふえないような対策は、これはいずれしていかなければならないんじゃないかなというふうに思うところであります。それで現在、何かその手だてを考えておられればお聞かせいただきたい。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野 享。

佐藤卓也 委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野 享君。

小野 享 成人福祉課長兼福祉事務所長 確かに新田委員の御指摘のとおり、給付費は右肩上がり、率は別にしましても減額という状況ではございません。国としてもそういう状況を鑑みまして、いわゆる介護保険のあり方としては従来進めてきた介護予防のあり方も見直すというところで、新しい介護保険事業計画の中でいろいろと新し

い地域ケアシステムの取り組みを提案されております。

具体的に申しますと、昨今話題になっております認知症対策ということで、早期治療が一番大事だろうと。進行をおくらせることによって施設に入る方なるべく少なくして、いわゆる在宅介護を進めていくというところはまず一つの観点でございます。ですから、その観点に乗りまして、一つの医療と介護の連携ということがありまして、医師会と介護分野の協力を得ながら自宅で認知症患者をケアしていく。適切にケアすることによって、施設になるべく入れないで地域で暮らしていただけるという対策をまず考えております。これも認知症につきましては、初期集中支援チームというのが25年度から提案されておりまして、いずれ我々もこういうチームをつくりながらも対応していかざるを得ないというところでございます。

もう一つが地域ケア会議ということで、一般質問のほうでもお答えしておりますが、いろいろな困難ケースのまず事例をケア会議の中で検討するわけですが、一定の地域での介護における特殊な状況があれば、それを地域で共通化して地域の見守りにもつなげていくと。ですから、地域で要援護者を支援していくというところも一つの観点としては出されております。

具体的には生活支援という項目が出てまいりまして、生活支援のコーディネーターという言葉が新しく出されておりますが、例えば仮に申しますと、健康福祉推進員のような方が地域で高齢者の状況を見ながら必要な事項を指導したり、役所のほうにつなげていくという制度も27年度以降は具体化されるという状況でございます。

介護予防につきましても従来の取り組みをもう少し見直しまして、もう少し早い段階から介護予防を行って、早目に対応することによって施設入所にかかる経費を少なくしていこうとい

うふうな取り組みをこの4点にかかわって強力に進めていきたいというふうに27年度からは考えているようです。結局27年度からということでは遅いものですから、26年度の段階でいわゆる試行という形で、国も当初予算にのせているようですので、追って県のほうからいろいろなメニュー、例えば介護ボランティアの進め方とかといういろいろな事業について26年度の中で各市町村で取り組んでくださいというふうな要綱も来ておりますので、そういう形で将来進めていきたいと、進めていくということで考えております。以上です。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

佐藤卓也委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 今後の対策ということで、一歩進んだ、前進した対応をしたいということで課長からお伺いしましたんですが、もっと言えば、介護のお世話にならないようなやり方が一番よろしいわけで、一般会計でも申し上げましたんですが、病気にかからないように対策を立てる、要するに健診率を上げるとかいろいろな方法が考えられるんですが、受け身で、来たものを処理するというふうなやり方でなくて、来ないように私はどっちにしてもすべきじゃないかなというふうに思います。誰でも年をとっていくんですが、とつても病気にかからない、介護の状態に陥らないというふうな事業を展開していけばある程度は防げるんじゃないかなと。結果として長野みたいに長寿県になっているんだというふうに私は思っています。そんなことで、来たものを処理することだけでなく、その前に来ないように、ストップかけられるような政策を打って健康管理に専念させるとか市民に浸透させていただきたい。

機会あれば一般会計でこれを徹底的に議論してみたいと思うんですが、年々減っていく人口、毎年約500人前後減っていくんですけれども、これに歯どめをかける一つの事業展開として、

やるかやらないかは私はできないんですが、健康福祉の都市を宣言でもして、新庄に行けば長生きできるんだというようなことになっていけばある程度の人口流出、または逆に流入も図られるようにできるんじゃないかと、やればできるんじゃないかというふうに思っています。今急に人口減をとめるといっても具体的な策がないわけで、黙って見ているわけにいかないと思うので、もう3万8,000を切るのは目前でしょう。そういうものでも一つの目玉にして、新庄市のある程度の活性化にプラスできるようになるようにできないかなというのが私の思いです。

そんなことで、大変難しい注文ですけれども、いろいろと考えていただいて、具体化できればいいんじゃないかなというふうなのが私の考えです。以上です。終わります。

佐藤卓也委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第37号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号平成26年度新庄市 後期高齢者医療事業特別会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 224ページの1の保険料についてですが、プラス1,793万3,000円となっていますが、これはどういう理由からかということをお願いします。

また、滞納繰越分が80万6,000円ありますが、この状況と対応についてお願いいたします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 224ページ、特別徴収の保険料でございますが、これは運営主体としては山形県の後期高齢者医療広域連合ということでございますので、広域連合のほうから資料が参りまして、それに基づいて予算要求しているものでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 間違っていたら済みませんけれども、後期高齢者医療保険料が上がるということではないんですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 後期高齢者医療の保険料については2年ごとの更新となっております。26年度からまた新たな2年間に入るわけですが、後期高齢者の広域連合の議会のほうでは来年度、均等割については据え置きで3万9,500円、所得割については0.32ポイント上がって、7.52%

から7.84%に上げるということで連絡をいただいております。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

佐藤卓也委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 滞納繰越分について御質問ございましたので、お答えいたします。

昨年度、平成25年度の当初予算と比較いたしますと、26年度の滞納繰越分、84.22%まで減少してございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ただいま健康課の課長のほうから後期高齢者医療保険料が上がるという話をいただいたように思います。これは2年ごとにこのように後期高齢者医療保険料がずっと上がっていくということが見通されているのでしょうか。

また、滞納繰越分にかかわってなんですけれども、減少しているということはわかりましたが、それでも滞納分があるということで、滞納されている方の現状あるいはこちらの対応、短期証とか資格証とかということもあるかもしれませんが、そういったこともお願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 後期高齢者医療の医療保険料のことですが、保険給付費が上昇すれば保険料も上昇するという仕組みになっております。ただし今年度は、山形県の部につきましては、来年度以降ですが医療給付費が減少するというところで算定はされておりますが、20年度当初ですが、半分は公費、残りの半分のうち4割はワコールからの支援、保険料については10%ということで制度がスタートしてまいりました。それが制度が変わっておりまして、10%を超えて被保険者の保険料で負担をするよというふうになっております。

来年度からにつきましては、10%であったも

のが10.73%、被保険者が負担するということに変わっておりますので、その分での上昇も見込んで、均等割は同じですが、所得割を変えるということでございます。

また、資格・短期ということですが、資格証については後期高齢者医療制度については該当するものがございません。短期証については、1月末現在で14名の方、短期保険証を交付しております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 最初に、保険料についてなんですが、広域連合の納付金ともかかわりまして、基金はなかったのか。あれば保険料引き上げをしないように使わせられなかったのか。広域連合の納付金とかかわって、227ページのこれとかかわりまして広域連合の基金はなかったかということで、保険税を上げないようにするお金はなかったのかということをお聞きします。

もう一つは、滞納繰越分の80万6,000円とかかわりまして、短期証の方が14名とお聞きしました。75歳以上で病気になる方が大幅にふえる年齢の方に対して、短期証で不安定にさせるというのは高齢者に対する敬老の精神がない、そうじゃないでしょうか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 基金の活用等で保険料を上げないような工夫ということでございましたが、今回、均等割については上げないと、所得割については0.32%ということで申し上げましたが、これについては剰余金、剰余金については全額保険料を上げないための資金として活用しております。

また、後期高齢者医療制度については国と都道府県と広域連合、3者で基金を積み立てております。それを活用して保険料を上げないよう

にということで、その結果が所得割のみ0.32%の
上昇となったということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 基金を活用したということ
はわかりました。それで、短期証を病気に
なりがちな75歳以上の方に渡して不安定にさせ
るというのは、敬老とは逆行する態度ではない
のか。どう思いますかということでお願いします。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 短期証ということで、敬老の
精神から反するということで、考えようだと思
いますが、短期証については一般の保険証と同
じ効力を持つものでありまして、決して一部負
担金を増額させるようなものではありません。

不安定ということでございますが、例えば6
カ月たった以降、全然使えないということにな
るわけではなくて、6カ月たてばまた別の保険
証を交付するということになっておりますので、
まるっきり使えないという、不安定な状況に高
齢者を置くものではないというふうに思ってお
ります。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） これが6カ月保険証だ
ということが今のお話でうかがわれたんですが、
6カ月の保険が切れたときに直ちに次の6カ月
を渡しておられるのでしょうか。これ先ほどの
納税相談ということもかかると、来るまで待
っていて、6カ月のを下さいと高齢者に頭を下
げさせて、そして納税相談させてもらってそれ
から渡すのか、直ちに6カ月来たらすぐ次のを
渡すのかでは私はやっぱり違うような気がする
んですが、どうですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 また短期証のとめ置きとい
うことだと思いますが、先ほどと同じ回答になる
かと思いますが、短期保険証の交付の際には有
効な納税相談の機会と思っておりますので、前
回と同様の答えになるかと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 高齢者が6カ月過ぎて
「あら、切れた」となったときに、市役所に相
談に行くか行かないかということで、最高1カ
月はとめ置くというか、高齢者が保険証のない
状態もあるということですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 1カ月ということで前回申し
上げましたが、高齢者ということを配慮しまし
て、1カ月ということではないと思っております
が、確認してみないとその期間については今
お答えできない状況です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1カ月ということではな
いかかもしれませんが、もっと短いかもしれま
せんが、そこは後でどのくらいなのか確かめて
いただきながら、しかし、75歳以上の方はいつ
病気になってもおかしくないようなぐらい病気
になる方が多いわけなんです。あちこち痛い方
が急にふえる年でもあるわけなんです。そうい
う方が保険証がないという状態に置かれるとい
うのは、私はどうしても全く敬老の精神がない
市役所と言われても、市役所でないのかもしれ
ません、広域連合の姿勢なんだと思いますが、
そういうふうに言われても仕方ないと思うんで
す。

私は、高齢者は自宅にすることが多いわけ
ですから、お届けしながら相談してもいいんじや
ないかと思うんですが、その点どうですか。

伊藤洋一健康課長 委員長、伊藤洋一。

佐藤卓也委員長 健康課長伊藤洋一君。

伊藤洋一健康課長 お届けしながらというのは、もちろん可能な数値かと思います。

いずれにしても保険制度でございますので、納めていただいた上で保険の給付を受けるという制度でございます。また、未納の方についても納税相談をしながら、資格証明書も出すことなくやっておりますが、その中で少しでも納めていただきたいということで、納税相談の機会としてとられていることでございます。

先ほどこっちとめ置きの問題が出ましたが、高齢者についてはとめ置きをせずに、有効期限が切れる前にお送りしているということでございます。私の思い違いでございましたので、訂正させていただきます。以上です。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第38号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議があるので、起立採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、

議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号平成26年度新庄市 水道事業会計予算

佐藤卓也委員長 次に、議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） ちょっと理解しにくいというかわかりにくいのでお伺いしますけれども、一般会計からの繰入金で1億829万6,000円がどの項目と組み合わせになるのか教えていただきたいと思います。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 一般会計から水道会計に繰り入れされている金額といたしましては、予算書3ページをごらんください。1、水道事業収益の2、営業外収益、他会計2目12節上水道他会計補助金、高料金対策一般会計繰入金、企業債利息償還金が1つございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページに資本的収入及び支出ということの予算がございしますが、その資本的収入の中で8ページ目、資本的支出、資本的収入の3項出資金1、他会計出資金27節の他会計出資金5,524万9,000円、これが一般会計から上水道会計に繰り入れされている金額でございます。以上でございます。

17番（山口吉静委員） 委員長、山口吉静。

佐藤卓也委員長 山口吉静委員。

17番（山口吉静委員） どうもありがとうございます

いました。

そうしますと、新庄市水道事業会計予算書ではどこを見ればいいんですか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 では、もう一度ゆっくり説明させていただきます。

26年度の予算書をごらんください。3ページ、お開き願います。

平成26年度新庄市水道事業会計予算計画書の中の収益的収入及び支出、収入1款水道事業収益というのがございます。その1番の営業収益、2番目に営業外収益というのがございます。2項です。中ほどでございます。3番目の他会計補助金12節上水道他会計補助金として5,304万7,000円、それがまず一般会計から補助金としてもらっている金額でございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思えます。

資本的収入及び支出という項目がございます。よろしいでしょうか。その中で1款資本的収入の中で、次のページに行ってくださいまして3項出資金、上のほうでございます。1、他会計出資金が5,524万9,000円ということでございます。水道事業収益第1項水道事業収益と資本的収入などを合わせました金額が一般会計から水道会計のほうにいただいている金額でございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1ページの1の水道収益11億6,931万8,000円というのがあります。ここで、このたびメーター使用料をなくしたことで料金の抑制を図ったことには高く評価いたします。しかし、消費税増税の転嫁については反対であります。水道の支出の消費税分、今度8%になるわけなんです、その8%消費税分というのは水道の支出の中でどのぐらいになる

んでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 水道課の支出の中で消費税課税対象項目の8%になります。ですから、人件費とかそういうのは消費税はかかりません。ただし、全員協議会のときでもお示ししましたように、公営企業にとっては消費税については税務署のほうに申告義務がございますので、収入・支出を申告いたしまして、水道料に含まれている収入と今言ったような工事費等々で支払った消費税を申告してもらった水道収入の分で、水道課で預かった分が多い場合には税務署のほうに納付になります。また、水道料等でお客様からいただいた消費税よりも支払った金額が多い場合には逆に税務署から還付されるということになります。ですから、消費税に関して、公営企業、水道事業でございますが、水道事業会計の中、法人と言ってよろしいでしょうか、に消費税の分が蓄積されたとか、損をしたとかということは一切ございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今のお話で、つまり今回7ページに収益的支出で消費税1,500万というのが出ているわけなんです、これが今度26年度3%分増税した分が出てくる、払わなければならない消費税ということになるんですか。

それともう一つは、支払った消費税というのが先ほど課長のお話でありました。支払った消費税、例えば工事などで支払うんだと思うんですが、その支払った消費税というのはどのぐらいになるのか、26年度。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 7ページの1款2項営業外費用の4目消費税及び地方消費税1,500万、そのことだと思いますけれども、それは私ただ

いま説明しましたように8%になって、水道事業がお客様からいただいた消費税が多い場合に税務署のほうに納付するために用意している、予算措置している消費税でございます。

あと、8%の支出に対してどのくらい消費税が多くなるのかという質問でございますが、予算総額、資本的支出約7億6,800万でございますけれども、その中で給料・手当等々を差し引いた残りの金額に約8%を掛ければ支出した金額ということになろうかと思えます。当時、新庄市水道事業に関しまして、先ほども申しましたように予算措置の中でもう消費税を含んでおりますので、そこまで詳しくは把握してございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。
佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に行きます。

3ページの2の5で加入金というのが756万円あります。17ページの25年度の加入金は70万円でした。これは消費税増税分が含まれている上に、さらに加入がふえるだろうというふうに予測していらっしゃるようなんですけれども、かえって消費税増税で加入しにくくなっていくというふうに私は思うのですが、そういうふうには見ておられないでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。
佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 消費税5%から8%になったことによって加入金の額は3%分、水道事業に仮に納めていただく金額は多くはなりますけれども、当然その消費税部分については税務署のほうに納付されるわけですが、当市水道事業に関しましては加入金3%になって、住宅の着工率等々もあるのですが、大幅に増加したり減少したりするという見込みは立てておりません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。
佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 同じぐらいなんだろうなというふうに考えておられるということなんですね。だと思うんですが、私としてはさっき一般会計などで述べたように、消費税増税で、特に低所得者世帯などが打撃が大きいものですから、入りたくても加入しにくくなるだろうという、加入金を払うのが大変で、今もいますけれども、加入しにくいなというふうになっていく方があるように思うんです。そういう意味では、少しでも加入しやすくしていく手だてというか、加入金を引き下げてあげるとか、そういったことが私は、特に消費税が上がるこの景気の悪さの中で考えていく必要があったんでないかなと思うんですが、どうですか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。
佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 加入金につきましては、新庄市水道事業では一括に納めていただくのが大原則でございますが、規定によりまして分割で納入するというのもございますので、水道事業のほうに御相談していただければ、原則的には一括でございますが、やむを得ず分割しなければならないという事象がございますれば、御相談いただければ対応していきたいと考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。
佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に行きます。

14ページの2の1の現金預金ですが、平成26年度、11億4,534万円予定されております。今後の見通しについて伺います。老朽管の更新事業を大いにやっていただきたいし、耐震化の事業も進めていただきたいと思います。そして、さらなる水道料の引き下げも考えられないのか、見通しをお願いします。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。
佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。
高橋 弘上下水道課長 26年1月30日に新庄市議

会全員協議会資料ということで「新庄市料金の改定案について」ということで、新庄市水道事業で資料をお示しさせていただいたところでございます。その中の３ページに純利益、また４ページには現金残高ということでお示ししていたところでございました。その中で、平成25年度末では13億ございましたものが、そういった建設改良等々によりまして11億、９億9,000万円、８億2,000万円という形で現金預金は減少していく傾向にあるのではないかとということで見込んでおります。現金は、預金はいくつか内部留保資金は減っていく見込みを立てているところでございます。

１ 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

佐藤卓也委員長 佐藤悦子委員。

１ 番（佐藤悦子委員） そういう意味では、大いなる決断を今回はしていただいたというふうに思っております。10立方利用の方などはかなり、かなりじゃないです。少しです、少し。少しほっとできる内容にさせていただいた、水道料金にさせていただいたな、方向にさせていただいたなということでありがたく思っております。

20立方で比べたときに、やっぱりまだ13市中、高いほうに新庄市が位置しているようなんです。それを考えますと、20立方というのは一般的に使っている方が多いようなので、家族の多い方だと思うんですが、そういう方々が「新庄市、高いな」と、よく来たときに言ったりする声を聞くものですから、そうならないように「新庄市は水道料金を抑えたよ」と言えるような、そこもちょっと手を伸ばして引き下げできるように検討をお願いしたいなと思うんですけれども、そういう考えは一切ないでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

佐藤卓也委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 そういう考えは、一切なくはないです。ただし、今後の現金保有残高、またどのぐらいの建設改良工事をやるのか、ま

た借入金がどのぐらい返済になるのか、そういった状況を見ながら料金改定については皆様方にお諮りしたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

佐藤卓也委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第39号平成26年度新庄市水道事業会計予算は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

佐藤卓也委員長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

佐藤卓也委員長 起立多数であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 議

佐藤卓也委員長 以上をもちまして、本予算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、予算特別委員長として御挨拶申し上げ

げます。

平成26年度予算9件の審査につきましては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもと審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に感謝申し上げます。

予算執行においては、市勢の発展と市民福祉の充実や向上のために効率・効果的に執行されてこそ本来の目的が達成されます。執行部におかれましては、本委員会において出された意見などに各事業内容を十分に精査されまして、各課と連携を密にし、市民との協働のもと、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう強く要望いたします。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会します。

3日間、大変御苦労さまでした。

午後3時03分 閉議

予算特別委員会委員長 佐藤卓也

平成26年4月臨時会会議録

平成26年4月24日 木曜日 午前10時00分開会
議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1番	佐 藤 悦 子	議員	2番	伊 藤 操	議員
3番	高 橋 富美子	議員	4番	佐 藤 卓 也	議員
5番	石 川 正 志	議員	6番	佐 藤 義 一	議員
7番	奥 山 省 三	議員	8番	沼 澤 恵 一	議員
9番	平 向 岩 雄	議員	10番	小 野 周 一	議員
11番	小 嶋 富 弥	議員	12番	清 水 清 秋	議員
13番	小 関 淳	議員	14番	遠 藤 敏 信	議員
15番	下 山 准 一	議員	16番	新 田 道 尋	議員
17番	山 口 吉 静	議員	18番	森 儀 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
健 康 課 長	荒 澤 宏 二		

事務局出席者職氏名

局 長	高 木 勉	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	川 又 秀 昭	主 事	沼 澤 和 也

議 事 日 程

平成26年4月24日 木曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定

- 日程第 3 報告第 4 号新庄州市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 4 報告第 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 5 議案第 4 1 号新庄市表彰について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

小嶋富弥議長 皆さんおはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。
欠席通告者はありません。
それでは、これより平成26年4月新庄市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤卓也君、新田道尋君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長小関 淳君。
(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。
それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。
去る4月16日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年4月臨時会の運営について御協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびの提出案件は報告2件と議案1件の計3件でありますので、本日4月24日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日4月24日、1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は4月24日、1日と決しました。

報告2件一括上程

小嶋富弥議長 日程第3 報告第4号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び日程第4 報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての報告2件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、日程第3 報告第4号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について及び日程第4 報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての

報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第4号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、新庄市市税条例の改正について3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

主な改正の内容についてであります。個人市民税に関しましては、肉用牛売却による事業所得の課税の特例の適用期限と優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限をそれぞれ3年間延長するものであります。

固定資産税に関しましては、不特定多数の方が利用する大規模建築物等に対する固定資産税の減額措置が新設されましたことに伴う申告内容について定めております。

ほかに、地方税法の一部改正に伴う条項ずれによる条文の整備等もあわせて行うものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明申し上げます。

本件も報告第4号と同様の理由により、3月31日に専決処分を行いましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の賦課限度額をそれぞれ2万円引

き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため、必要な改正を行ったものであります。

ただいま御説明申し上げました件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの説明に対し、質疑に入ります。

初めに、報告第4号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市長からの説明を受けましたが、なかなか実感が湧かないというか、よくわからないので、それぞれの変った部分について詳しく説明をお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 おはようございます。

それでは、少し詳しくということでございますので、今の例えば市長から御説明申し上げた点、主には3点ございました。

1点目が、肉用牛売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長するというものでございます。これは、個人市民税に関する部分でございますけれども、農業を営む個人が飼育した特定の免税対象肉用牛、これを売却した場合に、売却所得について市民税の免除を受けることができるという制度でございます。対象となる肉用牛の範囲でございますけれども、いずれも税抜き価格で肉用種が100万円未満、交雑種が80万円未満、それから乳用種が50万円未満でございまして、売却所得の全額が免除となります。ただ、一部にこの対象にならない肉用

牛が入っていますと、その分については5%だけ課税になるというようなことでございます。

それから、優良住宅地等の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長するということがございますけれども、これについては、5年以上所有期間がある土地につきまして、優良住宅地等に使うために譲渡するといった場合に、所得税におきましては15%から10%へ、それから住民税につきましては5%から4%へそれぞれ軽減されるという措置でございます。ただし、これは譲渡所得のうちの2,000万円以下の部分になります。

それから、固定資産税に関しましてですが、不特定多数の方が利用する大規模建築物等に対する固定資産税の減額措置が新設されたということでございます。これにつきましては、これまで固定資産税の減額措置というのは、新築住宅あるいは新築された認定長期優良住宅、その他のバリアフリー改修であるとか、耐震改修を行った住宅、これに対して適用があったわけでございますけれども、これに新たに1項目加わるということでございます。その加わる中身でございますが、要安全確認計画記載建築物、それから要緊急安全確認大規模建築物と、この2つが加わります。これについては平成26年4月1日から29年3月31日までの間に、国の補助金でもって耐震改修を行ったものについては、翌年度から2年度分に限り2分の1減額するというものでございます。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第4号新庄市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第4号については、これを承認することに決しました。

次に、報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 説明を先ほどいただきました。後期高齢者医療保険の支援分とか介護納付金のそれぞれ2万円ずつの限度額の引き上げ、あと、低所得者のための軽減、判定所得を引き上げるということですが、具体的に詳しくこのような世帯が限度額がこのような上がるというような例がありましたら、お願いしたいと思います。

あるいは、低所得者でこういう方が国保税でこのようになるというような例がありましたらお願いします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 おはようございます。

ただいまの御質問は国保税の今回の改定につきまして、具体的なものということでの御質問かと思います。

まず、今回の改定、佐藤議員からもありましたように2つの改定となっておりますので、1つ

目が課税限度額の引き上げということで、こちらにつきましては後期分、それから介護分、それぞれ14万から16万、そして12万から14万ということでの2万円ずつの引き上げということで、合計課税限度額が77万から81万円への改定ということでございます。

それから、もう1点、5割軽減、2割軽減につきましては、例えばということと言いますと、2割軽減の場合ですと、2人世帯の場合、所得で今までですと103万円以下が対象であったわけですが、20万円引き上げられ123万円までが該当となる改定であります。

またもう一つ、5割軽減につきましては、世帯主を除く被保険者をかけて今まではおったわけですので、これまでは1人世帯では該当、対象とならなかったわけでありまして。これからは改定後につきましては、1人世帯でも5割軽減の対象となることとなります。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

報告第5号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第5号については、これを承認することに決しました。

日程第5議案第41号新庄市表彰について

小嶋富弥議長 日程第5議案第41号新庄市表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第41号新庄市表彰について御説明申し上げます。

本案は、本市の隆盛、発展に長年寄与され、市政に対する功労が特に顕著な方々を表彰するため、新庄市表彰条例に基づき議会の同意をお願いするものであります。

初めに、亀井信夫氏は、平成23年4月まで連続9期36年もの長きにわたり、市議会議員として幅広く活躍されたことは皆様も御承知のとおりでございます。その卓越した識見により新庄市議会議長、最上広域市町村圏事務組合議会議長等を歴任するなど、多年にわたり地方自治に貢献され、その功績は顕著であります。

次に、泉・夫氏は、昭和58年度から28年の長きにわたり、新庄市社会教育委員として、また県社会教育委員連絡協議会理事を15年務めるなど、社会教育の振興に貢献されました。

次に、庄司永建氏は、俳優業の傍ら、山形を代表する民話の語り部として民話の普及に努められ、また、新庄藩筆頭江戸家老として新庄まつりを初め新庄市の情報発信に大きく寄与されました。

最後に、伊藤佐吉氏は、新庄ふるさと歴史センターの開館当初から、新庄民話の会、新庄民

具研究会の活動を通じ、みちのく民話まつりを初め、多くの事業に貢献されました。また、仁田山猪子踊の保存や指導に当たるなど、新庄最上地域の伝統行事の保存、民俗文化の伝承に尽力されました。

これら4名の方々の市政における功績に対しまして、新庄市表彰を行いたく御提案申し上げます。

それぞれの略歴、功績につきましては、表彰候補者調書を添付しておりますので、御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第41号新庄市表彰については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号はこれに同意することに決しました。

小嶋富弥議長 以上で、4月臨時議会の日程は全て終了いたしましたので閉会いたします。

なお、私からお願いがございます。

5月3日の春季消防演習には皆さん方には御案内が行ったと思いますけれども、第2会場におきまして、観閲につきまして、ぜひ御参加くださるように消防委員会の席におきましてもお願いがございましたので、議員各位は統監の後について観閲のほど御協力を賜りたいと思います。

本日はこれで終わります。どうも御苦労さまでした。

午前10時21分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 佐 藤 卓 也

〃 〃 新 田 道 尋

閉 会

平成26年6月定例会会議録（第1号）

平成26年6月6日 金曜日 午前10時00分開会
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 查 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
農業委員会 星 川 豊

選挙管理委員会 小 松 孝
農務局 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主査 沼 澤 和 也

議 事 日 程 （第 1 号）

平成 2 6 年 6 月 6 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第 6 号平成 2 5 年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 4 2 号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 4 3 号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について（平成 2 5 年議案第 4 2 号）の一部変更について
- 日程第 8 議案第 4 4 号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について

（上程、提案説明、質疑）

- 日程第 9 議案第 4 5 号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について

- 日程第 1 0 議案、請願の各常任委員会付託

（上程、提案説明）

- 日程第 1 1 議案第 4 6 号平成 2 6 年度新庄市一般会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 1 2 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

開 会

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより平成26年6月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において石川正志君、遠藤敏信君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る5月30日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年6月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成26年6月定例会日程表のとおり、本日から6月16日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告1件、諮問1件、議案4件、補正予算1件、請願1件の計8件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告1件の後、諮問第2号及び議案第42号、議案第43号、議案第44号につきましては、提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第45号につきましては、本日の本会議で提案説明の後、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

補正予算1件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、6月16日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めまして1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果についての御報告といたします。よろしく願いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員

長から報告のありましたとおり、本日から6月16日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は6月6日から6月16日までの11日間と決しました。

平成26年6月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	6月6日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。報告（1件）の説明。諮問（1件）の上程、提案説明、採決。人事案件（1件）の上程、提案説明、採決。議案（2件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案（1件）の上程、提案説明、質疑。議案、請願の各常任委員会付託。補正予算（1件）の上程、提案説明。
第2日	6月7日	土	休 会			
第3日	6月8日	日				
第4日	6月9日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤義一、伊藤 操、小関 淳、佐藤悦子の各議員
第5日	6月10日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 奥山省三、山口吉静、清水清秋の各議員
第6日	6月11日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	6月12日	木		産業厚生 (議員協議会室)	午前10時	付託請願の審査
第8日	6月13日	金	休 会			本会議準備のため
第9日	6月14日	土	休 会			
第10日	6月15日	日				
第11日	6月16日	月	本 会 議	議 場	午前10時	常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（1件）の質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 この場で、行政報告をさせていただきたいと思います。

市制施行65周年記念式典の開催についてであります。

本市は、昭和24年4月1日に市制施行以来、本年をもちまして65周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様方のお力添えによるものと深く感謝申し上げます。つきましては、市制施行65周年記念式典及び市制施行65周年を市民とともに祝う会、元気まつりを開催いたしますので、御説明申し上げます。

記念式典は、国会議員、県議会議員、郡内町村長・議長初め区長、市内各団体の方々をお招きし、6月14日土曜日午後2時から、ゆめりあ花と緑の交流広場にて開催いたします。オープニングに先立ちまして、1時58分ごろから仁田山鹿子踊を御披露いたします。4月臨時会で御承認いただきました4名の方の市表彰、また65周年を記念しまして、人間国宝奥山峰石先生より、新庄市への作品の寄贈がございます。最後に、向陽幼稚園の皆さんによる新庄元気宣言を会場の皆さんとともに挙行予定であります。

午後3時から、アビエス広場におきまして、元気まつりを開催いたします。御当地キャラクターによるパフォーマンスやステージ発表、夕方6時から6,500個のキャンドルをともすキャンドルナイトなど、盛りだくさんの催しとなっております。

また、会場内では、郡内市町村の食のテント

村が出店します。多くの市民の皆様にお楽しみいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第6号平成25年度 新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

小嶋富弥議長 日程第4報告第6号平成25年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 改めまして、おはようございます。6月議会、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第6号平成25年度新庄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

去る3月の定例会におきまして、平成25年度予算の一部を26年度に繰り越して使用することの御決定をいただきましたが、これらの事業に関し、地方自治法の規定に基づく繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

まず、子ども・子育て支援制度に伴うシステム改修業務委託の繰越額は842万4,000円で、事業内容は子ども・子育て支援新制度の27年4月施行に合わせた電算システムの改修業務であります。

また、舗装路面性状調査業務委託の繰越額は300万円で、市道路面の舗装改修に当たり、国交付金の活用を図るための前段として、調査委託を行うものであります。

次に、市道泉田二枚橋線整備事業の繰越額は1,516万5,000円で、防雪柵の設置工事がその内

容となります。

最後に、中学校耐震補強事業の繰越額は6,946万1,000円で、明倫中学校校舎及び八向中学校体育館の耐震補強工事を行うものであります。

以上、4件の繰越額総額は9,605万円となりますが、財源の未収入特定財源のうち国県支出金につきましては、学校施設環境改善交付金、社会資本整備総合交付金及び子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業費補助金であり、また地方債につきましては、学校教育施設改修事業債及び地方道路等整備事業債であります。

なお、一般財源につきましては、前年度繰越金を充当するものであります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものであります。

以上であります。

小嶋富弥議長 ただいまの報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

小嶋富弥議長 日程第5 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成26年9月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員2名の方につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、引き続きになりますが、渡辺庄二さんと柏倉 政さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

日程第6 議案第42号新庄市固定

資産評価審査委員会委員の選任について

小嶋富弥議長 日程第6議案第42号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第42号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

新庄市固定資産評価審査委員会委員3名の方の任期が本年6月23日をもって満了となることに伴い、委員を選任することにつきまして、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

新たに選任する方として、高橋孝一氏、佐藤雅紀氏、また引き続き選任する方として、大場隆司氏であります。

御参考までに3名の方々の経歴を添付しておりますが、知識、経験とも豊富であり、本委員会を適正に運営していく上で適任の方々であると考えております。御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第42号新庄市固定資産評価審査委員会委員の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号はこれに同意することに決しました。

日程第7議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について（平成25年議案第42号）の一部変更について

小嶋富弥議長 日程第7議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について（平成25年議案第42号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について（平成25年議案第42号）の一部変更について御説明申し上げます。

昨年、7月臨時議会において御可決いただきまして、着手し建設を進めております萩野地区小中一貫教育校建設工事のうち主体工事につきまして、契約内容について変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げます。

変更する内容でございますが、契約金額について2億4,338万6,129円を増額いたしまして、23億138万6,129円とするものであります。

主な要因としては4点ございまして、第1点目は、賃金等の変動による建設工事請負契約約款第26条第6項に基づいた、いわゆるインフレスライドの協議請求によるものであります。

第2点目は、土工事における掘削土量や残土が増加したための増工によるものであります。

第3点目は、床躯体のコンクリート打設施工方法の変更によるものであります。

第4点目は、平成27年度発注予定の外構整備工事の一部で、本工事と一体的整備をすることで、手戻りがなく使い勝手がよくなるための前倒しによるものであります。

以上、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略し、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番(遠藤敏信議員) 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番(遠藤敏信議員) 今、市長から、変更理由について口頭で4点説明されました。

総務文教委員会の協議会の中では、2度ほどこれについて資料に基づいた説明があったやに聞いておりますけれども、2億4,300万円を超える変更、これが一片の議案のこれだけで果たして審査してくれということが妥当なのでしょうか。その2億円以上の金額がふえるというふうなことで、これはやっぱり市民の負担がふえるというふうなことであります。上がるなりの

積算根拠というか、そういうふうなものを示した上で理解を求めるとというのが筋ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 確かに、議員がおっしゃるとおりだと思います。それで、ただいまその4点の増額の内訳を申し上げたいと思います。

まず、1点目のいわゆるインフレスライド条項に基づきます増額でございますけれども、こちらが2億866万円でございます。増工部分でございますけれども、土工事の部分、これが1,232万円、それから床躯体コンクリート打設の増額でございますけれども、1,514万円で、27年度の前倒し分でございますけれども、726万円、以上のような内訳となっております。よろしく願いいたします。

小嶋富弥議長 ほかにありませんか。

14番(遠藤敏信議員) 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番(遠藤敏信議員) いわゆる賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第26条第6項の運用についてということで、山形県県土整備部から各市町村にいわゆるインフレスライドということについての通知が2月5日にあったということのようです。

それが、今は6月で、その間においても工事などがなされたわけでしょうけれども、なぜここに至るまでの間、例えば3月でもいい、4月でもいい、つまり議員との協議、そういうふうなことを開催しなかったのかということについてお伺いいたします。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志

君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議員がおっしゃるとおり、インフレスライドにつきましては2月に県から通知がございました。それを受けまして、新庄市としての対応をいろいろ協議したところでございます。

2月18日付で、工事をしている役所内の担当課に財政課長名でいわゆるインフレスライドについて運用するようにといった通知がありました。いわゆる建設業組合とか、関係機関に対しても2月21日付で通知を出してございます。それを受けまして、請負者側からインフレスライドの運用について協議があったということで、文書による協議でございます。4月1日に文書で協議請求がございました。それをまたこちらで再積算しまして、それでいわゆる査定を行ってございます。5月上旬ぐらいまで査定がかかりました。それをもちまして、請負者側とまた協議を行ったということで、協議承諾をいただいたのが5月の中旬以降という形でございます。それで、変更契約が、5月末日変更したいという内容で進んでおりました。

2月の総務文教の協議会で、一応スライドについてもこういった動きがあるということで、委員の方にはお示ししておりましたけれども、いろいろな事務手続上で今日に至ったということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 県の通知というのは、いわゆるインフレ傾向があるということで、生産資材とか人件費とか、上げていいですよというふうなことの通知をやったわけですね。それに対して業者からは、さまざまなものについてこれだけアップしたいということが出されたわけですね。それが協議なんだろうけれども、それは文書でのやりとりというふうなことを今

言われましたけれども、文書でのやりとりというのはスムーズでないというか、ボールの投げ合いというのにはちょっと間があるわけですね。なぜ、文書を示しながら、あるいは口頭で言い合いながら、これはどうなのだというふうな形での協議というのはなされないのでしょうか。

それと、さらに再査定したとはいえ、いわゆる業者さんが提出したものを丸のみというか、せざるを得ないのではないかと。厳しい査定精査ということが、業者に対してつらく当たるわけではないんですけれども、果たして本当に根拠があるのかと、妥当性があるのかということと、突き詰めたのかということについて、改めてお伺いしたいと思います。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 口頭でのいわゆる協議でございますけれども、文書での協議は当然のことながら、口頭でも協議を行ってございます。いわゆるインフレスライドのやり方といいますか、積算の仕方、それからこういったものが対象になるとか、そういった細かい点についての打合わせは口頭で行ってございます。

それを受けまして、いわゆる請負者側から会社で積算した概算額を示したと。それに基づいて、うちのほうで再積算を行って、積算につきましては、当然のことながら公共事業の単価、これを用いての再積算になります。そちらで再積算した査定を行って、先ほど業者のほうの丸のみというか、そういった御意見がありましたけれども、いわゆる金額をはっきりはこの場では申し上げませんが、千万単位の減額査定を行ってございます。

そういったことで、あくまでも正規の形で積算したということで御理解いただきたいと思います。

ます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） それでは、私から1つだけ質問させていただきます。

この賃金変更のインフレスライドの金額2億800万円、この基準となったパーセンテージとかがあると思うんですけれども、この基準を教えてくださいと思います。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 いわゆる労務単価の上昇につきましては、県の2月の労務単価の見直しで、平均単価8.2%の上昇ということで、それをもとにして再積算、査定を行ってございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） それでは、その8.2%というのは、この2億800万円を出すために、残工事にこの数を掛けたと解釈してもよろしいんですか。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議員がおっしゃるとおり、残工事に対するスライドでございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 残工事の額が15億円と、会派の常任委員会に付託された議員から説明を受けまして、この15億円に8.2%を上乗せすれば、単純計算にして2億800万円という金額に

はならないと思うんです。この計算方法、細かいところは結構なんですけれども、大まかに、今8.2%とおっしゃいましたけれども、残工事15億円で10%にしても1億5,000万円ですよ。それで2億800万円というのは、ちょっと納得のいかない額なんですけれども、説明をお願いします。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 このスライド額の計算方法でございますけれども、8.2%と申しますのは、いわゆる平均の上昇率でございます。職種、それから工種によって、それぞれ上昇率が異なってございます。あわせて労務単価の上昇だけではなく、労務単価も含んだ複合単価というものもございます。工種によっては複合単価を採用している部分もございますので、その点につきましては、一概に労務単価の上昇率イコールスライドの上昇率という形にはなりませんので、御理解のほどをお願いいたします。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 私も協議会でいろいろと述べさせていただきました。どうしてもその中でこの場で確認したいなということがございます。

それは、先ほど遠藤議員からもありましたが、2月の初めころ県から、それを受けて業者には2月18日付で財政課長名でこのスライド分について文書を発送しているということです。この2つを見比べましても、大差なくほぼ同じ内容で、業者に文書を発送しているように見えます。私から言わせますと、このスライドするのは別に支障ないと思います。現状のこの景気状態から見てもです。国もそういう方向をとっている

ようですし、これはいいと思うんですけども、新庄市の独自の節約努力というものがあったのかどうなのか。県からの通知丸写しで業者のほうに流して、その積算を求めたというような気がしてならないんですよ。

新庄市の財政がすばらしくいい状態であって、業者の救済も含めてだというのであれば、それもすなわちかもしれません、現状のこの財政の中で、幾らかでも節約をしなくてはならないのではないのかという努力が見えなかったような気がいたします。これは教育委員会の範囲ではないようにも聞いておりますし、一体この経過的に、どういう検討をされて業者に通知文を出されたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま、スライド条項に関する取り扱いに関して、県及び各自治体の取り扱いの通知に関しての御質問でございます。

まず、基本的に、建設工事の請負約款につきましては、国の建設工事の請負約款を準拠しまして、ほぼ全自治体で公共工事の発注に当たっては同じ契約書を用いていると。つまり、1つは、その理由としては、建設業の健全な発展、それから建設工事の施工の適正化、これを一番の目的とするわけです。ですから、公共工事のいわゆる共通性を高めるという部分につきまして、そういう同じ約款を使う、そして取り扱いについても共通性を高めていくというところで、今まで取り扱ってまいりました。

スライド条項につきましても、平成25年の労務単価の上昇の際に、この場合はスライド条項の通知はございませんでしたが、25年度の入札において非常に入札不調並びに入札ができないと、応札がないという状況も発生しました。これを受けまして、国、県ともにいわゆる公共工事の労務単価に関して適正化を図るという部分、

それから労働者の賃金を確保していくという観点につきましては、25年度から既に取り組みを行っているという状況でございます。

ですから、このたびの26年の労務単価の改定に当たって、先ほどお話ししましたように、かなりの高騰が見られました。平成24年度と比較しますと、23%の上昇という状況になっております。ですから、我々としても努力すべき部分というところは認識しておるわけですけれども、原則として公共工事の発注に当たって、こういうふうな状況も鑑みて、このたびのインフレスライド条項の適用につきましては、国、県の取り扱いに準じて行うということを判断しまして通知したところでございます。

以上です。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） 国なり、県の御意向どおりにしたと、一口に言えばそういうふうに関係します。

ただ、総務文教の協議会でもいろいろ議論になりましたが、本当にこのスライド部分が末端で働いている方々に賃金等で還元されるのかどうかということが、やっぱり私どもとしても心配な面がございます。莫大な金額が追加で出るわけです。この中には、本当に会社の経費と思われる一般管理費等も入っています。内訳もお聞きしました。これでいいのかなと、私も疑問な点があります。でも、総括して会社の全ての経費だと言われれば、それまでになります。

これは脇に置いておいて、先ほど申しましたように、本当にこの職人さんたちの賃金アップに現実的につながっていくのかと、ここについてやはり疑問が持たれます。ここは、やはり発注者が入り込めないことだと思うんですよ。ですから、せつかく市が多額のスライド部分を出してやるわけですから、そういうふうな働く方の救済、やはり賃金が安いからという目的があ

ってお金を出すわけですから、その辺の確かな、業者から労務者側に回るといふこの仕組みが確認されているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議員がおっしゃるとおりだと私も思います。

実際、働いている労務者のほうの単価が上がるのかといった疑問の御質問だと思いますけれども、これにつきましては、当然のことながらこの変更契約を可決いただきましたら、請負者側に、いわゆる2億4,000万円の増額についてはほとんどが人件費の増額部分だということで、その部分についてはこれから業者にも当然申し上げる予定でございますし、それを受けまして、下請の変更契約等も請負者側で当然出てくるかと思えます。その辺の動き等々もこちらのほうでは見ていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

8 番（沼澤恵一議員） 議長、沼澤恵一。

小嶋富弥議長 沼澤恵一君。

8 番（沼澤恵一議員） ただいまの答弁でほとんどが人件費のアップ等だという御答弁をいただきました。でしたら、これから変更契約を結ぶわけでしょうから、市と業者の契約書の中にこの趣旨たるものをきちっとうたって、変更契約を結ぶべきではないのかなと感じます。ですから、後で調べますではなくて、もう最初からこういう趣旨のものの増額分ですよという契約ができないかどうか。どうでしょう、していただきたいです。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 今回のインフレスライド条項の内容に関する趣旨を契約書の中に織り込んで

はどうかという御質問でございますが、基本的には先ほど申しましたように、統一の約款を用いているというところがございます。さらに、前段として、今回のインフレ条項の適用に当たって、国からも県からも、そして新庄市からも、今回のインフレ条項を用いるに当たっての趣旨、いわゆる労務単価の上昇に伴う取り扱いだという部分についてはお願いしておるところでございます。さらに、それを踏まえての法定福利の完全実施といいますか、社会保険への加入とか、さまざまな部分で、その企業体に労働者の労働環境の改善を促しているという状況でございます。

ですから、そういうふうな状況もございますので、約款の中にうたうということは非常に難しいかと思われませんが、そういう客観的な通知等も踏まえて、いわゆる附帯条項としてお願いするということは可能かと思われませんが、それは契約者及び受注者の考えを統一していくという一つの手段として、何が適切かどうかという部分については検討させていただきたいと思っております。

以上です。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） この案件に対しては、総務文教で本当に時間のなかで2回議論をした経過があるわけでありましたが、教育次長からも、協議会を開くたびに変わってきている点もありました。

1つは、このインフレスライドに関して、2億円余りの増加に対して、交付税措置が、最初はとられないということであったんですが、2回目あたりからは2,400万円ほど盛り込まれているというようなことの説明があったわけですが、その辺、もう少しここできちっと、どういう形でどういうふうな内容でそういう措置がと

られてきたかを1つ。

そして、私も県のほうへある方を通じて、こういうふうなスライドに対して、県の事業、工事、このような形で発注された点について、業者から請求があった工事はあるのかと問いかけてもらった経緯があります。教育次長は、それらしい県のほうでも運びのある事業があるというような説明も受けたんですが、県では土木関係の事業ではまだ事業者から請求がないと。次長が言っている件は、土木関係、ほかのことか、その辺ももう少し確認をする意味で、どういう事業に関してそういうふうなスライドを県でも検討されているのか、それを確認しておきたい。

あと、市長にお聞きしておきたいというか、市長の考えをお聞きしたい。こういうスライドが通知されたということに関して、これは各自治体、全自治体にこういうふうな通知は行っているわけです。我々のところだけこういう発注をやっていたということ、同じような類似の自治体もあるかと思いますが、その辺の捉え方。これが、交付税措置がとられないような状況、これに対して、これはどういう形で人件費の増額に最初からスライドの通知が来たかということは、今の安倍政権がデフレを脱却すると、経済を上向かせようという政策を今やっているからこういう状況です。そういう形の中でこういうことが起きてきている。そうした場合、当然、国、県からこれから増額分が出たことに対して、教育次長は、確実な対策は国、県ではないというような回答も我々に説明されたわけです。それらに対して、首長として、こういうことがあって、我々市民が納得していいものか。私から言いますと、首長さんたちが当然県、国へ立ち上がって要請を、声を出していくべきだと私は思うんですが、市長の考え、その辺、どう考えているかをお聞かせいただきたい。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 まず、1点目の財源についてでございますけれども、確かに協議会の際は、いわゆる全て単独になると、最初の説明で財政の裏づけはないというふうな答弁を申し上げたところでございます。その後、財政のほうと協議をいたしまして、今回の補正予算にも掲げさせていただいて、計上させていただいておりますけれども、そのうちの2,400万円ほどがいわゆる小中一貫教育校にかかわる国庫補助金としてかさ上げ分がでございます。あわせて地方債、いわゆる起債としまして1億550万円、これが認められております。一般財源としましては、3,690万円ほどになりますけれども、そのうちの3,600万円を財政調整基金で充当するという形で財源を手だてしていきたいということで、補正予算を計上させていただいております。

2点目の県事業のいわゆるインフレスライドの件でございますけれども、私のほうで確認したのは、いわゆる道路事業関係で最上管内でインフレスライド適用させているケースがあるとお聞きしましたので、協議会の中でその旨答弁したところでございます。よろしく願いいたします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 まず、全般的な今回のインフレスライド条項の適用に伴いまして、当然地方自治体としては工事費の増嵩に結果としてなりますので、非常に負担が大きいという現状は各自治体で認識しているところでございます。

現状で、いわゆる施設整備の補助金に関して、現行で国の補助基準額の見直しという部分については、まだ連絡が入っておりません。しかし、既に公共工事でいろんな形で影響が出ております。新聞等でもかなり報道されておりますけれ

ども、今後ともさらに政府のほうでインフレ政策をとるということになれば、さらに状況が厳しくなるという見込みが立ちます。ということもございますので、やはりその施設整備に支障を来さないように、地方自治体としては適切な補助のあり方というものに関して要望していきたいと考えております。ですから、市長会等を通した補助基準額の見直しについて、機会を持ちながら、国に対して要望していきたいと思っております。

以上です。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 財政課長、ぜひやっばり声を出してやっていただきたい。これは、新庄市だけではないんです。こういうことを考えて、やはり首長さん方が率先して国、県で対処してもらえる方向でやはり事を進めて何らおかしくないわけですから、当然のことであると、私はそう思います。

教育次長、やはりこれは新庄市だけではないかと思えます。これから事が起きていることは、私もほかの自治体の情報は入っていないですが、やはり業者から請求がないとこのスライドに対して検討はなされないというようなことも聞きました。やはり、こういう発注、昨年度中に発注して、26年度にもまだ工事が残っているというような状況はほかの自治体にも多少あると思いますので、その辺もきちっと情報を入れてもらって、この後でもいいですが、我々にも報告してもらえればいいかなと思いますので、よろしくひとつお願いします。

終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の賃金の変動とかを中心にして萩野学園の建設費が大幅に上がっているということの原因というのが、全国的に人件費が、さっきのお話で、24年度と比べると23%ぐらい上がっているんだという今お話がありました。このままでいきますと、各自治体で必要な学校とか下水道とか、そういう工事ができなくなる。ここは新庄の話ですけれども、全国的に考えれば、本当は大震災で復興ということをやらなければならないと言われている中で、そちらが進まなくなるということでみんな心配しているわけなんです。

そういう意味では、市長としては、国全体の公共事業を今安倍首相は一生懸命進めていますけれども、あと復興と学校など、本当に実際に必要なもの以外は当面節約してやめていただきたいと、こういうようなことも言っていくことが、この経費が上がらないように抑えるこれからの施策として大事なことだと思うんですけれども、市長としての考えをお聞きします。

小嶋富弥議長 佐藤議員、範囲を超えていますので、範囲を絞ってお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今の萩野学園の主体工事だけでもこんなに上がってしまっています。ということは、これから今自治体でやろうとしている下水道の工事にしても、さらにこれから考えなければならない学校の建設などにしても、大幅に出費がふえていくことがあると思うんです。

自治体のこれからの支出を考えたときに、上がってほしくない。必要な公共事業をやるため

には上がってほしくないし、抑えていただきたいということで、そういうことを国に言って、新庄市の公共事業が進められるようにしていただきたい。そういうふうを考える意味でも、国に対して、市長に対して、交付税のあり方も考える、補助のあり方も考えると同時に、節約も必要ではないか、国全体として。そうでないと、新庄市の必要なものはできない。そういう考えはないか、お願いします。

小嶋富弥議長 佐藤議員に再度申し上げます。議題から外れていますので、議題の趣旨をよくわきまえて、論点を申し上げます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 私も総務文教常任委員会に所属していますので、2回の協議会の中でいろいろ確認をさせていただきました。協議会で聞いた内容と違う内容がありましたので、そこを確認いただくつもりで、質問させていただきます。よろしいですか。協議会で、協議会の中身と違うことを確認させていただきたいと立っていますけれども、ちょっと余り言わないでいただきたい。

私は、インプレスライドについては正当なもの、妥当なものであれば必要だと思います。しかし、他の自治体のガイドラインとかいろいろ調べさせていただいたんですけれども、十分な協議というガイドラインを設けて、十分協議して議論を尽くしてこういうことをやっているところがありました。協議会のときには、次長の説明では、文書で協議をしたということでしたが、先ほど口頭で協議をしたと、内容がちょっと変わっていたんですけれども、口頭で協議したとなったのはどういう経緯でそうなったんでしょうか。ちょっと説明してください。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志

君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 協議会では、確かに文書による協議と申し上げました。文書による協議が主でございますけれども、その間、当然のことながら相手方との、先ほども答弁申し上げましたけれども、いわゆるスライドの計算の仕方とか、積算の仕方、マニュアルに基づいた請求の仕方、その辺につきましては口頭で協議を行ったところでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 口頭というのは電話で言うということも含めてですか。相對して協議をしたということでもいいですね。

なぜ、そういうふうに協議会で、私は協議会で自分が確認したいことを確認したわけですが、それと違う答弁が出てくるとというのが非常に首をかしげざるを得ないというか。やっぱり、みんなしっかりしてほしいのではないかなと、しっかりした説明ができるようなプロセスをとってほしいのではないかなという意味で、皆さん質問なさっているんだと思います。今後も、いろんな請負契約の部分で、電気工事とかいろいろ出てくると思うんですけれども、やっぱりしっかり私たちに説明できるようなプロセスを持って協議してほしいんですよ。いかがですか。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議員がおっしゃるとおり、今後いろいろ協議を重ねて、よりよい萩野学園建設に向けて進めていきたいと思っています。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） ぜひ、そうしていただ

きたいと思います。私たち議員は、やっぱり監視するという役割がありますので、説明できるようにぜひお願いしたいと思います。

終わります。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今、本体の工事をやっているわけですが、これに伴って後から外構工事とか本体以外の工事もあるわけですが、そのときに、また今回と同じように追加というような金額が出てこないということはあるですか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 現在のところでは、このたびお願いしている変更以外はまだございません。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） これから工事がどんどん進んでいって、最後にまた可能性としてあるのかないのか、そのところをお聞きしたかったんです。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 今後の変更の可能性でございますけれども、できるだけ変更のない、設計に基づいた形で進めていきたいと考えております。ただ、現場を進めていく上で、このたびも変更増額と結果的にはなりました。今後ともそういったケースが出てこないとは言えませんので、その辺は協議しながら進めてまい

りたいと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） わかりました。私、議運のときも言ったんですけれども、全員協議会という会もあるわけですから、私ら産業厚生委員のメンバーはきょう議題を言われて、いきなり何言っているかわからない方もいると思うんですけれども、私もわかりませんけれどもよく、その辺のこともありますから、今後やっぱり全員協議会とかそういうものにかけて、そしてみんなで議論して、そしてよい方向にしていきたいと思います。

以上で終わります。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第43号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内主体工事請負契約の締結について（平成25年議案第42号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号新庄市公共 下水道根幹的施設の建設工事委託

に関する協定の締結について

小嶋富弥議長 日程第8議案第44号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第44号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

本協定の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

協定の内容であります、平成28年3月31日を完成期限とした新庄市浄化センターの改築更新工事であります。委託金額は2億5,400万円で、協定の相手方は東京都文京区湯島2丁目31番27号日本下水道事業団理事長谷戸善彦であります。

新庄市浄化センターは、平成元年10月に供用を開始したもので、現在、施設の老朽化に対応するため、改築更新工事を実施しているところであります。

今回の委託業務内容につきましては、平成26年度、27年度に計画しております管理施設、沈砂池ポンプ施設、水処理施設の改築及び沈砂池ポンプ施設に係る電気設備の監視制御施設と受変電施設の更新となっております。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略し、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第44号新庄市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について

小嶋富弥議長 日程第9議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に交付されたことに伴い、新庄市市税条例について必要な改正を行うために提案するものであります。

主な改正の内容についてであります。市民税に関しましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、地方法人税が創設されることに伴い、法人市民税法人税割の税率の引き下げを行うものであります。

固定資産税に関しましては、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し条例で決定できる仕組み、わがまち特例による固定資産税の減額措置に対応するため、その制度項目について定めるものであります。

軽自動車税に関しましては、税率の引き上げとグリーン化を進める観点から、13年を経過した軽四輪車等についての重課を定めるものであります。

ほかに、地方税法等の一部改正に伴う条項ずれによる条文の整備等もあわせて行うものであります。

ただいま御説明申し上げました改正につきまして、施行日が一樣でないことから、附則においてその期日を定めております。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、委員会への付託を省略し、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子議員。

1 番(佐藤悦子議員) 勉強のためにお願いしますが、法人税割の税率が今までは14.7だったのが、12.1ということで、減税かというふうに思われるんですが、何件ぐらいの影響で総額減税なのかわかりませんが、その額はどのぐらい影響があるのかということをお願いします。

2つ目は、軽自動車税の増税かと思われます。何台ぐらいあるのかということと、総額増税額はどのぐらい期待されておられるのか、お願いします。

あと、それから3つ目に、先ほどグリーン化ということで、ここには14年を経過した月の属する年度以降は増税というふうになるんですが、このように長く乗っている方が何台ぐらい今まであって、長く乗っていけないと感じるわけなんですが、そういうことなのかということで、お願いします。

佐藤信行税務課長 議長、佐藤信行。

小嶋富弥議長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 初めに、法人市民税の法人税割のほうの御説明を申し上げます。

14.7%から12.1%に2.6%引き下げが行われるというようなことで、この部分だけを見ますと減税になりますが、その分は都道府県民税のほうからやはり引き下げを行います1.8%と合わせまして4.4%、これが国税である地方法人税というものになるということでございまして、実質的には変動はございません。ただ、新庄市のこの法人市民税だけの収入を見ますと、当然減収になるわけでございまして、これについては、平成26年10月1日以降に事業年度が開始するものから順次この影響を受けるということになりますので、平成27年度の課税分、それから平成28年度の課税分に影響が出てきます。27年度につきましては約1,500万円ほどの調定減と、それから28年度につきましては4,300万円ほどの調定減と考えております。

それから、軽自動車税ですが、軽自動車税の

増収の部分だけを先に申し上げますと、まず今回の税率改正では、ざっと見ますと２段階で引き上げが行われるとお考えいただいたほうがわかりやすいかと思います。

まず、27年4月1日以降ですが、すぐ税収に反映する部分というのは、今現在使っている三輪、四輪以外の車、そういったものについては、今回の税率改正の税額がそのまま適用になるということです。それから、三輪、四輪以上についてはどういったものが増税になるかといいますと、来年の4月1日以降に初度検査を行ったもの、いわゆる新車です、それが対象になるということです。

したがって、27年度では約500万円ほどの増、それから28年度でさらに200万円ほどの増というふうに、合わせて2年間で700万円ほどの増というふうに思われております。

台数なんですけど、ことしの当初課税で見ますと、主要なものだけ申し上げます。50ccまでのいわゆる原付バイクですが、これは1,540台、それから軽四輪の乗用車、自家用です、これが8,309台、それから軽四輪の貨物、これも自家用ですけども、4,337台、こういったところかと思います。そのほか、細々としたものはございますけれども、一応割愛させていただきたいと思います。

それから、最後に、グリーン化による重課の問題ですけども、これは28年度課税分から影

響が出てまいると。議案上は14年という数字が出てきますけれども、実際には13年を経過した車、13年経過車をはかる上で、14年という数字を出しておけば間違いはないということでそういうふうな取り扱いになっておりますけれども、ただ、実際今新庄市において課税している軽自動車がいづから乗られているものかということについては、軽自動車協会から情報を得ないとわからないという状態です。したがって、今現在でそれが何台ぐらいあるのかということは、ちょっとお答えできる状態にはございません。

以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別になしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

日程第10議案、請願の各常任委員会付託

小嶋富弥議長 日程第10議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の常任委員会付託につきましては、お手元に配付してあります付託案件表により、それぞれの所管の委員会に付託いたしますのでよろしくお願いいたします。

平成26年6月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
総務文教常任委員会 議案（1件）	○議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について
産業厚生常任委員会 請願（1件）	○請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願

継 続 審 査 案 件 表

審 査 委 員 会 名	件 名
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 請 願 (1 件)	○平成 2 6 年請願第 2 号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書 提出を求める請願

日程第 1 1 議案第 4 6 号平成 2 6 年 度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号)

小嶋富弥議長 日程第11議案第46号平成26年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第46号一般会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページ、議案第46号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ 5 億 5,321 万円を追加し、補正後の予算総額を168億 9,721 万円とするものであります。

主な補正内容について、9 ページからの歳出を中心に御説明申し上げます。

まず、3 款民生費に、社会福祉法人による特別養護老人ホーム建設の支援等に係る経費を計上しております。

また、3 款民生費及び10 款教育費に小中一貫教育校とこれに併設する放課後児童クラブの建設費に係る増額分を計上しております。

6 款農林水産業費には、県が推進しております農業振興に係る各種補助金に対応した経営者の設備投資等への補助支援等に資する経費を、また 4 年連続の大雪により損傷した道路や施設の修繕等に係る経費を、8 款土木費、10 款教育費に計上しております。

記録的な大雪を早期に解消するとともに、本

市の今年度事業が効果的に展開できるよう国県の動きに呼応するなど、適切な対応を要する補正内容を組ませていただいております。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長から説明させますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 議案第46号平成26年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 号) について御説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 5 億 5,321 万円を追加し、補正後の総額は168億 9,721 万円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、続く 2 ページから 3 ページまでの第 1 表歳入歳出予算補正で御確認いただきたいと思います。

次に、4 ページ、第 2 表地方債補正でございますが、社会福祉法人による特別養護老人ホーム建設への融資財源となります地域総合整備資金貸付債の追加と、事業費の増加に伴います放課後児童クラブ建設事業債と、小中一貫教育校建設事業債の増額、また国交付金の増額に伴う学校教育施設改修事業債の減額を行うものでございます。

追加となります地域総合整備資金貸付は、ふるさと財団が地域経済振興に資する民間投資の支援を目的とし、地方自治体を窓口として行う長期の貸し付けでございます。償還に当たって

は、貸付団体は元金を償還し、利子を地方自治体が負担しますが、そのうち75%が特別交付税措置されるものでございます。

7ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、2項の国庫補助金におきまして、特別養護老人ホーム新規開設に伴う地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と小中学校への空調設備設置に係る学校施設環境改善交付金の増額を計上しております。

続く15款県支出金でございますが、2項3目の衛生費補助金におきまして、新規に地域自殺対策緊急強化事業費補助金とがん患者医療用ウィッグ購入助成事業費補助金を計上しており、また5目農林水産業費県補助金では、戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金や意欲ある農業経営者に対し設備等の導入の際に支援する農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金を中心に、農林水産業費関係で1,976万2,000円の増額補正としております。

8ページをお開きください。

18款繰入金につきましては、小中一貫教育校建設事業における事業費の増額に伴い、その一般財源分として3,600万円を財政調整基金より繰り入れするものであります。

また、19款繰越金につきましては、このたびの予算補正の財源の一部といたしまして、2,040万5,000円の増額補正としており、20款諸収入につきましては、大雪によって被害を受けた施設に対する共済金として、建物総合損害共済災害共済金を盛り込んでおります。

最後に、21款市債につきましては、第2表地方債でも御説明しましたが、地域総合整備資金貸付事業債3億円を新たに計上したほか、放課後児童クラブ建設事業債270万円と小中一貫教育校建設事業債1億550万円を増額し、学校教育施設改修事業債は、国交付金の増額に伴い

270万円の減額補正とするものでございます。

続きまして、9ページからの歳出について御説明いたします。

まず、3款民生費でございますが、1項5目老人福祉費におきまして、3億4,800万円の増額補正を計上しております。これは、社会福祉法人による特別養護老人ホームの新規開設に伴う開設準備のための助成と建設費の財源の一部となる地域総合整備資金の貸し付けを行うものでございます。

10ページに移りますが、3款2項1目児童福祉総務費におきまして、小中一貫教育校に併設する放課後児童クラブの建設費について、インフレスライド条項を適用し、348万9,000円の増額計上をしております。

4款衛生費におきまして、抗がん剤の治療に伴いウィッグを必要とする場合の購入助成に係る経費を新たに盛り込んでおり、続く5款労働費勤労者対策事業費の介護分野への就労支援と福祉サービスの充実事業委託料は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用した事業でございますが、12ページ上段、7款商工費との間で事業費調整を行っております。

10ページ下段にお戻りください。

6款農林水産業費1項3目農業振興費におきまして、農業振興や果樹園芸振興のための補助金を組んでおります。これは、農業振興に意欲の高い経営者が、新たな設備投資等を図る場合に、県補助金を用い重点的に支援を行うためのもので、新年度に入ってから県の支援の強化に呼応したものでございます。

次に、12ページ下段の8款土木費でございますが、2項2目道路維持費及び4項3目公園費に大雪や凍結被害により復旧を図らなければならない市道や公園施設の修繕などの費用を計上しております。

10款教育費につきましては、13ページ上段、1項5目小中一貫教育推進費におきまして、来

年度開校へ向けた校歌や校章の作成に係る経費を盛り込んでおります。

また、2項4目学校建設費におきましては、現在建設中の小中一貫教育校の工事請負費に関し、いわゆるインフレスライド条項の適用及び設計変更に伴う1億6,619万5,000円の増額補正を計上しております。

最後に、4項社会教育費では、大雪や凍結被害により復旧を図らなければならない施設の修繕などの経費を計上しております。

以上で、一般会計補正予算案の説明を終わります。

御審議をいただき御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号については委員会への付託を省略し、6月16日定例会最終日の本会議において審議をいたします。

日程第12議員派遣について

小嶋富弥議長 日程第12議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、全議員を山形県市議会議長会主催の議員研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議員研修会に全議員を派遣することに決しました。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

7日、8日は休会であります。6月9日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時45分 散会

平成26年6月定例会会議録（第2号）

平成26年6月9日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富 美 子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会
委員
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
事務局
局長
農業委員会
局長

小 松 孝
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉
主 査 川 又 秀 昭

総 務 主 査 三 原 恵
主 査 沼 澤 和 也

議 事 日 程 （第2号）

平成26年6月9日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 佐 藤 義 一 議員
- 2 番 伊 藤 操 議員
- 3 番 小 関 淳 議員
- 4 番 佐 藤 悦 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成26年6月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐 藤 義 一	1. 新たな農業政策の農地集積の実情を問う 2. 健康運動教室のあり方について 3. 民生委員不在解消に向けて 4. 新庄祭りについて	市 長 教育委員長
2	伊 藤 操	1. 認知症高齢者の保護について 2. 認知症サポーターについて 3. 高齢者ボランティアについて 4. 駅前アビエスの整備について 5. ごみ袋について 6. 今年新設の難聴学級について	市 長 教育委員長
3	小 関 淳	1. 中心商店街の今後の施策について 2. 定住化対策について 3. 子育て支援の充実について	市 長
4	佐 藤 悦 子	1. 福祉灯油の実施からの反省を踏まえて、今後の冬へ向けた実施計画について 2. 最上は一つの精神で、森林資源の活用を進め、地産地消の拡大について 3. 正職員を増やして、市民が主人公の親切的な市役所づくりについて 4. 予防医療について	市 長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

佐藤義一議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に佐藤義一君。

（6番佐藤義一議員登壇）（拍手）

6 番（佐藤義一議員） おはようございます。

絆の会の佐藤義一であります。

ことしの桜の花は皆さんの思いが伝わったのか、大雪にもかかわらず、ウソの被害もなく、全ての人々に花を知らしめてくれまして、長かった冬からの解放を感じさせてくれました。

また、カド焼きまつりにつきましても、天候に恵まれたこともあり、多くの人たちに楽しんでいただけたようでして、幸いなことだと思っ

ております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、農地の集積についてをお尋ねいたします。

本年より、新たな農業政策が発表されて以来、多くの農業者が戸惑い、不安を抱えていると思われるが、また先行きに展望が見えないと農業を諦め、農地を手放す人も少なくなってきたとおります。

お尋ねいたします。新たな農業政策が発せられてからの市内の農地の移動の件数と集積面積をお尋ねいたします。また、現在、農業委員会等に相談中の案件も含めまして、どの程度の集積移動があると把握されているのか、あわせてお尋ねいたします。

また、担い手への集積と言われますが、現在新庄市では担い手への農地集積率はどの程度なのか。2012年度において、農水省の調査では、山形県は51%、23年度までには90%にしたいとの目標を持っているようですが、また酒田市の担い手への集積は昨年5月で62.2%とありますが、当新庄市での担い手への集積率、耕作面積比率で結構ですが、いかがでしょうか。また、今後担い手への集積率をどの程度までとお考えかお尋ねいたします。

理解しづらい中間管理機構と農業委員会とのかわりはどうようになっていくのか。普通の農業者が中間管理機構農業支援センターといっても理解しづらいのですが、農地の出し手、受け手は今まで農協や農業委員会等への相談で農地の集積移動を行ってきたわけですが、机の上だけで農地の集積を行おうとしても、実情を把握しなければなかなか難しいと思われます。

当新庄市においては、農業再生会議が中間管理機構より業務委託を受けるということで理解しましたが、この中で白紙委任が原則と言われますが、実情は白紙委任はあるのでしょうか。

本当に農地への愛着を持つ農業者が白紙委任するということについては大いに疑問を持ちます。相対で出して、受け手が了解して農業委員会等への相談と思いますが、今回の政策が農業者の実情を把握したものとは言いがたいと考えます。

また、機構を介在した農地の集積については、地域集積協力金、経営転換協力金が交付されますが、相対では出し手への支援がなく、非常に疑問です。同じ国土に住まいし耕作を行い、食料の供給を行ってきた農業者に偏った公平感のない施策と考えますが、対策はないものか。農業者が不利益をこうむることのない方策はないものかとお尋ねいたします。

次に、健康問題について質問させていただきます。

昨年の産業厚生常任委員会では、新潟県見附市の「「歩く」を基本とする「健幸」なまち」の実現とする施策を視察させていただきました。見附市の人口は、平成25年4月1日現在4万2,133人で、当市よりは少し多い程度であります。どこの自治体も抱える課題であります超高齢人口減少社会への移行の結果、見えてくるものは社会保障の増大であります。その対策として、健康施策の推進が必要になってまいります。食育健康診断、生きがい活動、運動等、さまざまな施策をとっておられました。中でも注目すべきは、健康運動教室の効果であり、体力年齢の若返りと医療費の抑制効果が実証されていたことであります。

例えば、運動教室を始めたころの体力年齢が66.4歳であったものが、30カ月後には53.0歳までに、また医療費は、参加者と非参加者の比較が1人当たり10万円の抑制効果があったとされております。この教室の参加者は1,425人おられまして、1人当たり10万円の抑制効果は大きいものと思われます。見附市においては健康保険税への赤字補填の繰り入れは過去一度も行っていないということからも、抑制効果がいかに

大きいかが理解できると思います。これは、運動教室を開催して、3年間の継続調査によって実証されたものであります。

そこでお尋ねいたしますが、当新庄市においても高齢者を対象とした運動教室等が行われていることは存じておりますが、その中では市が主催、あるいは各施設の年間行事とかの形態の違いはあるでしょうが、その実態と課題についてお尋ねいたします。現在行われている健康教室の参加者数、今後の参加への啓蒙、経費負担等もあわせてお尋ねいたします。

認知症徘徊による行方不明者の届け出が、年間1万人近くあります。昨年度では、1万と三百二十何名かで1万人を初めて超えています。けさのNHKの中でも、認知症による行方不明徘徊で東京都渋谷区の人が18年ぶりに発見されたという報道もありました。また、先日の朝日新聞には、7年ぶりに発見された徘徊行方不明者の記事がありました。東京で行方不明となり、群馬の施設に保護、入所していたとのことでしたが、行方不明者の多くは搜索され、発見保護されておりますが、中には遺体となって発見されたというような不幸なこともあります。

このような実態に対して、運動教室のような活動は健康増進だけではなく、地域のコミュニティのためにも大事であると考えます。ほかの自治体がよい施策をとっているからまねろということではありませんが、学ぶという言葉の語源は、まねるという言葉からきていわれますので、大いに学ぶべきだと思います。

次に、3月の朝日新聞が「2012年度生活保護不正受給191億円過去最多」と報じておりましたが、当新庄市においては、1月末で194世帯、267名の受給者がおられるようですが、不正受給または重複診療などの悪用はないと以前に御答弁をいただきましたが、少子高齢化が進む状況の中で、独居世帯も増加しております。数年前でしたが、札幌市において老年の母親と成人

の娘さんが餓死した状態で発見されるという痛ましいことがありました。その当時、「誇り高き死」ともてはやしたマスコミもありましたが、札幌市に住まいする私の兄はこの報道を見て、「札幌市の恥だ」と私の前で言いました。「本当の意味での保護、支援が必要だったのに、市は何もしなかった。札幌市の恥だ」と私の兄は言っています。外部との接触の機会がなかったのかもしれませんが、運動教室等の参加呼びかけ等があれば、社会との接触ができたのではないかと残念に思います。本人が生活保護の申請というのは、なかなかできかねるのが実情ではないかと思います。

また、このような状態の把握のために民生委員の存在は大きいものを感じますが、現在新庄市内において民生委員不在の地域がありますが、どのように解消されていこうとしているのかお尋ねします。健康状態、生活状況まで相談することになりますので、デリケートな問題も抱えておりますことから、その地域に信頼される方々が民生委員として活動願うわけですが、札幌市のような痛ましいことがないように願い、質問させていただきます。

次に、新庄市最大のイベントであります新庄まつりについて、再度お尋ねと提案をいたします。

昨年9月の定例会で、「来年度の予算書を楽しみにしております」と申し上げて質問を終えましたが、予算書を受け取りまして一番最初に商工費を開いて、楽しみはどこにもなかったのだと寂しさを覚えました。

どこの町内も、毎年の山車製作には山車を絶えさせないため苦勞しながら、またプライドを持って作製、製作、出品していただいております。国の民俗無形文化財に指定され、今度はユネスコへ、1年おくれるようですが登録されようとしています。新庄が世界へ発信されようとしています。確かに、新庄まつりだけではなく

て山車文化としての登録であります。新庄市民が世界へ向けて誇れるものが先人たちの苦勞によって脈々と260年の長きにわたり築き上げられてきたものであります。

前回も申し上げましたが、商店街の空洞化、生活様式の多様性もありまして、各町内における山車製作には、人的また資金面においても大変な苦勞をされております。来年には260周年を数えるまでの歴史を刻んできた新庄まつりの山車製作に、出品町内に製作費として大幅な助成をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

山車製作、出場にちゅうちょせざるを得ない町内も今後は考えられると思いますが、何十年後にはユネスコには登録されたが、祭りは縮小、消滅していたなどとはならないとは思いますが、これは商工観光というより、新庄市の政策として捉えなければならないときに来ていると考えますが、市の助成の意思と今後の施策をお尋ねいたします。

また、今はわかりませんが、私は太田なんですけれども、子供のころは神輿渡御行列の鉄砲隊などの足軽には太田、荒小屋の子供たちしか出られませんでした。これも、歴史的時代背景がありまして、宝暦6年藩主戸沢正諶公の時代に、酒屋さんだったと記憶しておりますが、福井富教さんが豊年瑞相記に当時の新庄、最上の現状を記録しておりますが、当然小学校等においても、伝統文化の尊重という指導要領に基づいて、神輿渡御行列とをあわせて新庄まつりの起源、背景なども教えてはいらっしゃると思いますが、そのこともあわせましてお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

新たな農業政策の農地集積の実情についてですが、昨年12月農林水産省では、農業従事者の高齢化、耕作放棄地などの問題を解決するために、4つの改革を掲げて取り組んでいくこととしました。この4つの改革の中に、担い手への農地利用の集積、集約化を加速させるため、農地中間管理機構の制度化が行われたところでもあります。

山形県におきましては、4月1日に公益法人やまがた農業支援センターが県知事より農地中間管理機構の指定を受けたところであり、具体的な業務を市町村の農業再生協議会に委託するために、関係機関と協議や調整を図っている段階であります。

さて、御質問の新たな農業政策が発せられてから当市における農地の集積状況につきまして、昨年12月から今年の5月末までに農業委員会に付議された農地利用集積計画による集積件数は119件、108ヘクタールとなっております。担い手への集積状況につきましては、農地基本台帳により集積率42%、集積面積2,072ヘクタールと把握しております。今後の集積率については、新庄市農業経営基盤強化促進基本構想により、10年後に集積率72%、集積面積3,533ヘクタールを目標として取り組んでいるところであり、現在相談中の案件を含め、年間150ヘクタールの集積が見込まれるところでもあります。

農地中間管理機構と農業委員会とのかかわりにつきましては、農地中間管理機構が定める農地利用配分計画案を策定するに当たり、市町村が農業委員会の意見を聴取することと定められております。さらに、新庄市では、平成24年度より農業委員会、JA、土地改良区、やまがた農業支援センターによる農地集積調整連携会議を立ち上げ、各団体による農地集積の相談窓口

の開設及び情報共有、連絡調整を行い、円滑な農地集積と農業者の利便性を高めているところであり、農地中間管理機構設立後も関係機関が協力して円滑な農地集積を進めていく予定であります。

また、平成25年度の白紙委任を経て、農地集積協力金が支給された実績については、出し手16戸、35.48ヘクタールとなっております。今後も農地集積制度の周知と地域の話し合いを進め、農業者の理解を得ながら円滑な農地集積を進めてまいりたいと考えております。

次に、健康運動教室のあり方についてですが、初めに、健康教室の取り組み状況について御説明申し上げます。

介護予防やロコモ予防を目的とし、体操などの運動を主体にした教室を、昨年度は69回開催し、参加人数は延べ1,632名となっております。

高齢者向けなどの運動教室は、健康課のほかでもさまざまなところで行っております。社会福祉協議会では、月1回老人福祉センターを会場に無料の体操教室、また新庄21地域スポーツクラブでは、生活習慣病の予防を目的とした健康コースを市内4会場で年間おのおの40回ほど開催しております。また、ウォーキングやラージボール卓球など19の講座と多彩なメニューがあり、個人的な興味やスポーツに関心が高い方々、519名の登録者がおり、参加人数は延べ1万2,600名となっております。さらに、パークゴルフやターゲットゴルフ、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、さまざまな分野で自発的に運動をしている方が大変多くおります。

一方で、体を動かす機会の少ない高齢者もあり、健康課題でもあります。市では、今年度冬期間でもできる運動として輪投げを推奨しており、町内会や老人クラブなどの団体を対象に、輪投げ用具購入費の助成を行っております。公民館などの身近なところで楽しく気軽に取る輪投げは、予防介護につながるものと考え

ております。

また、市では、地域づくりのためのリーダーの育成に取り組んでおりますが、昨年度は地域住民の健康づくりをテーマとして、4回にわたりワークショップを実施しました。その中で健康に関する課題や現状認識の共有化を図り、地域でできることなど、活動の具体策を挙げていただきました。

この流れを受け、今年度、末広町を健康推進のモデル地区とし、毎月1回健康づくりのための講話やロコモ予防の健康体操を行っております。区長や老人クラブの会長、健康福祉推進員といった地域リーダーの方々から声がけをしていただき、誘い合って積極的に参加いただくとともに、他の地域にもPRしていただく先導的な役割も担っていただいております。

こうした地域で行う活動が生き生きと暮らす元気な高齢者をつくり、家族や友達などみんなが参加する魅力ある地域づくりとなるような支援を、関係する機関、庁内各課と連携を図り進めてまいります。そして、元気な高齢者が集うモデル地区をふやしていくことで、健康寿命の延伸や医療費の抑制につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、民生委員不在解消に向けての件についてでございますが、新庄市民生委員・児童委員の現状といたしましては、定数81名に対し78名の委員が活動している状況であります。現在、3名の欠員になっておりますが、その欠員につきましては、民生委員・児童委員1名の候補者の推薦をいただいておりますので、現在選任の手続を進め、さらに地域の人選をお願いしているところであります。

課題といたしましては、当市におきましても、民生委員・児童委員のなり手が少なく、改選時の人選に苦慮している状況です。民生委員・児童委員は、地区からの推薦をもって選任されております。これまで、不在地区の区長や関係す

る方々と連絡をとりながら、不在地区の解消に努めてまいりました。ボランティアで地域住民の相談に乗り、福祉施策を必要とする方の気づきなど、福祉行政との橋渡しをしていただく大切な仕事ですが、対象世帯が多くなっていること、また以前に比べますと、定年退職しても年金受給年齢に到達するまで稼働される方もいるなど、社会情勢が変化していることにより、民生委員・児童委員の選任も難航しております。

今後も、地域の方々と連携をとり、民生委員・児童委員制度の理解と認識を深めていただきながら、不在地区の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、新庄まつりについてでございますが、市における新庄まつりへの支援については、新庄まつり委員会へ運営事業費として負担金を交付しております。新庄まつり委員会における運営事業費のうち、山車連盟各若連へ30万円、囃子連盟各若連へ7万円の補助金を交付しております。さらに、山車資材保管施設等基盤整備補助事業及び囃子保存基盤整備補助事業で補助金を交付しております。

今後は新庄まつり百年の大計第3期計画に基づき、本市における祭り観光のかなめとして、誘客拡大100万人を目指すためにも、山車及び囃子若連への継続した支援は必要不可欠であり、さまざまな視点から財源確保に取り組んでまいります。

新たな取り組みといたしましては、今年アビエス内のパーゴラを撤去し、約1,000席の有料観覧席の増席、有料観覧席の料金の増額、またアビエス内での物販を行います。その結果を検証した上で、市負担金の見直し方策を新庄まつり委員会と協議してまいりたいと考えております。

また、伝統文化における学習面につきましては、教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から学校教育と新庄まつりのかかわりについて答弁いたします。

議員がおっしゃるように、平成18年の教育基本法の改正によって、教育の目標の中に、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心の育成が明記されました。それを受け、平成19年改正学校教育法では、第21条の義務教育の目標の中に、我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を養うことが掲げられております。新庄市では、それらをふるさと学習として位置づけし、地域の人、自然、文化に学ぶ学習を行っています。

御質問の新庄まつりについては、総合的な学習の時間の中で、新庄まつりに関するテーマを設定し、個人またはグループごとに調べ学習を行っています。この学習については、地域の方からも御協力をいただき、祭りの歴史を学んだり、山車製作を行ったりしています。

また、3年社会科の学習の中で、新庄市に関する学習を行っています。その中に、地域で受け継いできた伝統行事や古い遺跡という学習内容があり、新庄まつりの起源や祭りに取り組んでいる人々の願いについて学習しています。

新庄市では、このような学習を通して、新庄まつりを初めとする地域に残る伝統文化や史跡などを学び、郷土を愛する心の育成を行っています。

以上でございます。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 大変親切に細やかに御答弁いただきまして、ありがとうございました。しかし、本人が愚鈍なものですから、愚鈍ゆえにちょっと再質問させていただきます。

特に、農地の集積についてですけれども、このままですと、地域の実情をよく理解している農業委員会の存在が問われる、小さくなるおそれがあります。もっともっと農業委員会は主張すべきだと思います。と申し上げますのは、きょうもやっていましたけれども、政府の規制改革会議は、農業改革に向けた提言の中で、農業委員会の農業委員の選挙制度を廃止し、首長が選任するとしたことを受けてお尋ねします。このような提言は、机の上でペーパーによる農業の集積の語りであって、今までの農業委員会の歴史、苦労を無理解、無視、言葉が過ぎるかもしれませんが、冒瀆するような暴言とも言いたいほどですが、これについてどういうお考えでしょうか。お尋ねいたします。

星川 豊農業委員会会長 議長、星川 豊。

小嶋富弥議長 農業委員会会長星川 豊君。

星川 豊農業委員会会長 佐藤議員の質問にわかる範囲内で答えたいと思います。

まさしく今回、場を得た質問をいただきまして、本当に感謝申し上げます。昭和24年4月に発足以来、世界より称賛を受けるこの農業系統組織のやり方、日本の復興に向けてのやり方、そういったものについては、もう世界から称賛を受けているわけですね。その中に一部間違いなどもいろいろあったでしょうけれども、いずれにしても相対的には評価を受けてきたところでございます。

今回は、皆さんが御承知のとおり、第一に問題になるのは、我々が投票して、国民の皆さんが投票して得た国会議員が反対と言っているのに、何も資格のない商社とか、そういったものだけを入れた首相の諮問機関がこういう大事な決定をするということ自体に非常に義憤を感じます、まずは。

それで、先月の27、28日と全国大会がありましたけれども、全国農業会議所の二田会長並びにその全国会長会議の運営委員であられます、

責任者である副会長、この人方が2人続けてお話ししたんですけれども、その中において机を鳴らしてでも、誰がそんな、農業委員会が何を悪いことをしたんだと。そして、関係のないそういうような何も現場の意見がわからない人間がこれから国を動かしていくとすれば、これは非常に危険なことだということで、今までにない大会、全員一致で「そうだ、そうだ」ということで一致しまして、その後においてもまだ臨時に市町村会議をしたんですけれども、その中でもいろいろ話をしたけれども、本当にこの今回やっていることは、相対的に現場を無視した、現場を混乱させる、現場が何もスムーズに政府が決めたことに対して乗っていかない。

皆さん方がおわかりになる範囲だけで、これは広くなるので、貴重な時間ですから簡単に申し上げますけれども、例えば佐藤議員が農業関連を非常に多く経験してきているわけですね。その中においても、この集積関係ですね。最初はやっぱ相対で始まるんですよ。いずれの場合でも、「あそこの田んぼ借りたいや」とかと相対で始まるんですけれども、ところが白紙委任が農協になっている。これは勘違いしているんですね。白紙委任されると農協で何でもできるとしたら大間違いで、農地法がある限り、農業委員会の月に1回総会があるわけですよ。そこで関係委員が説明して、そしてこれは納得だということで総会でみんなの決議をもって、これは上部団体に提出されるわけでありまして、それが無いのに決まるなんてことはないです。だから、現在はわからない。皆さんにいつも聞かれるんですけれども、とにかくにもまだ農地法とかそういった関連が顕在している限り、あしたまである限りはあしたまで、あさってまである限りはあさってまで、この方法については変わらないわけです。

だから、最初は相対で始まるんですけれども、例えば農協で白紙委任をされた場合には、その

担当している農業委員と農協が話しして、そして妥当な線を見つけて農業委員から総会に提出すれば、これはその決議の中でちゃんと執行されるわけでありまして、また佐藤議員も農協におられましたし、そのときも私自身みずから佐藤議員にお話しして、周りで何かないか、一番いい方法はどうかと話してやってきたんですけれども、ここに来て、変なこの農業委員会不要論みたいなものが出てきてしまったものだから、農家の方も誤解されまして、農協の方もあるいは執行部の方も、市の農林課とかいろんな各市町村にもあるわけなんですけれども、これにも説明不足でありまして、何か誤解を招いたようでありまして、先行して農地管理機構費というので各市町村に支給されるわけなんですけれども、この中から各集積する担当部署にその経費でもって人員も派遣されているわけですね。ところが、農業委員会にはないんです、どんな仕事しても。だから、農業委員会の不要論の建前でこれは進んでしまったと私は解釈しているんですけれども、それでは農業委員会をやらなければいいのかといたら、農地法でそれはきちっとやっていかなければいけないわけですし、それは矛盾したことがいっぱいあるんですよ、とにかく。

だから、今佐藤議員がお話ししたことは、本当に説明して余りあるような広い範囲で誤解を招いています。そういうようなことですけれども、農業委員会としては、やはり農家の代表機関であるわけですから、これを逐一説明して修正しながら今やっている状況でございます。なお、詳しい数字については、市長からも大変詳しい数字をいただきましたので、それでもっといろんな広範囲にわたりますので、私の答弁はこれで終わらせていただきまして、もし必要であれば局長から最近のきちとした状況を答弁させていただきたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 大変農業に対する愛情が伝わってくる会長の御答弁ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

例えば、今の安倍さんがやっている規制改革会議等も憲法解釈もそうですけれども、全て自分のブレーンを送り込んでいるわけです。自分にとって都合のいい答えが返ってくることを期待しているわけです。ですから、農業委員を首長さんが選ぶと、このとき農家の民意はどこにあるのだということです。農家の民意を無視しているわけですよ、この制度は。だから、これに対して私は大いに反対の手を挙げるべきだと思うんです。

ですけれども、その全国大会で会長、副会長が机をたたいてまでしたと。ただ、このままでいったら流されてしまいますので、やっぱり地元から、大きいところからではなくて小さいところからも声を上げていって、その農業委員の選挙制度廃止は反対だと、これは大いに声を上げるべきだと思います。会長は私以上に怒りをお持ちのようですので、これ以上言いません。

以前でしたら、中間管理機構、いわゆる農業公社、農業支援センターですが、一定の大規模面積の集積等には介在してきたわけです。それとて各市町村の農業委員会で承諾し、意見書を添付し、農業公社支援センターの介在を1,500万円控除の制度を利用したくて農業公社は使ってきたわけです。今後、実務的にやるのは各市町村の再生会議かもしれませんが、現実的に、中間管理機構が本当に農地の集積事業ができるとお考えでしょうかということをまずお聞きしたいです。

特に欠落しているのは、地元の農協、農業委員会というのは、地元の農業者の気持ちはわかるわけです。農地に対する愛着もわかるわけです。ところが、そういった機構においては、机

の上で基盤整備をやるわけですから、例えば実際に田川地区の農業公社がやった基盤整備があるわけです。農業者の意思なんて全く無視ですからね。ここからここまでやれば、基盤整備面積が何%ふえると、そういう机の上での集積をやってくところが、農業者の農地に対する愛着心を理解してやっているとは思いません。やっぱり、これからはどうしても農業再生会議の中には農協も農業委員会も入ると言いながら、管理機構が主導権を発揮してはだめだと思いますので、先ほどの話とちょっと重複するかもしれませんが、やっぱり反対の声を上げて、我々農業委員会は農業者の民意なんだということをもっと主張すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

星川 豊農業委員会会長 議長、星川 豊。

小嶋富弥議長 農業委員会会長星川 豊君。

星川 豊農業委員会会長 お答えします。

まさしくそのとおりでございまして、農業委員会として機運を上げて、これから首長に、新庄市であれば市長ですけれども、各市町村の市長、村長、町長、こういった方々にとりあえずまず、全国会議所ではもちろんやっていますけれども、とにかく現場から今の御意見のとおり、騒がなければだめだというふうなことで、この公正性についてはどういうふうなことが考えられるかといったら、全く戦後のあれを変えてしまうわけですよ。農業委員会ができるまでの間に、ある権力者が農地をみんな搾取するとか、そういった状態に返ってしまうというおそれもありますので、これについては、これに反対していただくようにということで、各首長に陳情を申し上げる予定に、今制作中です、案を。そういうようなことでももちろんやっていくつもりでございまして。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 新庄市の農業所得が80

億円と言われる時代ですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。特に、簡単な安易な担い手への集積というのは、逆に言えば、農地を手放す、あるいは委託する人方は農業収入を失うわけですから、その辺も御理解いただいて頑張ってくださいと思います。

時間も押していますので、健康教室の参加についてちょっとお尋ねいたします。

大変私が想像していたよりはるかに多くの人が参加していらっしゃるということを聞いて、少し安心しましたが、健康教室の参加者には傷害保険等も含めて相応の参加費を負担願っているようです。ことしからは3,000円とお聞きしましたけれども、健康をお金を使ってまでという世代は、金を使ってまで体を動かさないでもいいよという気持ちもおありでしょうから、傷害保険等は本人のことですからやむを得ずとも、講師等への謝金等の経費は自治体負担とはならないものではないのでしょうか。見附市で実証されたように、医療費の抑制につながるものであれば、決して市の負担にはならないと考えますが、いかがでしょうか。

現実に、近隣では自治体負担しております。余分な話ですけれども、議会報告会が6日にございましたけれども、そのとき子供の医療費の質問がありました。近隣の町村では何ぼまで、何で新庄市は何もない。これと同じことが言えるんですよ。ほかの村は村で負担しているのに、何で新庄市は負担するのかと、不公平感をお持ちだと。市民と村民は違うんだといえばそれまでなんですけれども、そういう医療費の抑制につながるものでありますので、そういう自治体負担というお考えはないのかお尋ねいたします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいまの御質問、健康推進のために行っている健康教室の参加者負担となっている講師への謝金等、これについては市役

所、行政のほうで負担すれば、参加しやすくなるのではないかなという質問の趣旨かと思っています。

金がかかるなら参加しない、そういう人も確におられるかと思っています。また逆に、現在の参加費をきちんと出して、自分の健康を守ったり、地域の方々との触れ合いを求められる方もおられるかと思っています。

現在、市役所健康課で主催する健康教室、それから出前健康講座につきましては無料で行っております。それから、地域公民館、先ほど話がありました、地区公民館の主催事業につきましては、万が一の事故に備えた保険料を含め、年間で現在3,000円ということで御負担いただいて実施しているようでございます。そういった金額の参加費であればと自主的に頑張って実施している地域団体に対しまして、市役所でかわることによりまして、先立ちの方のやる気や参加者のやる気をそいでしまつては大変ですので、慎重に考えていかなければならないなと思っております。

健康推進が地域を元気にするまちづくりの基本と考え、地域力向上のためにもみんなが声をかけ合つて参加できる地域づくり、健康づくりにどういった形で支援できるのか、地域づくり支援担当課の総合政策課を初め関係各課と連携をとりながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 見附市のさっきの健康年齢、それから医療費抑制効果ばかりではなくて、いわゆる介護認定率、全国平均、新潟県比率に比べても約2ポイントから三、四ポイント下がるんですね。これは、やっぱり最初運動する前は大きく変わらなかったんです。あるいは新潟県の中でも見附のほうが高かったのかな。

それが、運動していくことによって、2ポイントずつぐらい下がってきている。これは、やっぱり実証されたということなんですね。

それで、お尋ねしますけれども、新庄市における要介護の認定率はいかほどでありますか。また、増加傾向、減少傾向などを書いていますが、減少傾向にはちょっとならないんでしょうけれども、増加傾向になるとは思いますが、増加傾向であれば、医療費給付の増加対策とあわせてどのような対策が必要とお考えかお尋ねいたします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 要支援、要介護、それぞれの認定率ということでございますけれども、まず平成25年3月末の新庄市の要支援認定者数、それから要介護認定者数とも前年末よりもふえております。それから、65歳以上の認定率につきましては、25年3月末ではそれぞれ3.8%と14.2%となっております、少しずつではありますが上がっております。

医療給付費の増加対策としまして、生活習慣の改善に向けた取り組みの強化を図っております。人工透析の抑止対策、慢性腎臓病の重病化予防としまして、腎臓病予防教室や糖尿病予防教室、専門医師による講演会や個別の相談などを行っております。また、特定健診と健康診査に市独自に無料で腎機能検査を行っております。生活習慣の改善に向けて、早期のかかわりを行い、生涯にわたり元気で過ごすことができるようにと取り組んでおります。

あわせて健康教室や出前健康講座などで地域に出向いていき、体を動かす機会をふやしてもらい、冬場でもできる輪投げなどを行い、みんなが笑顔で誘い合って参加できるさまざまな地域活動の場をふやせるようにしていくなどの対策が必要と考えております。そうした地域活動に多くの人が参加することにより交流が生まれ、

地域や町全体に活気が生まれる、そのことが健康寿命の延伸につながっていくと認識し、健康づくりの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 大変どうもありがとうございました。私も長生きしたいと思いますので、無理でしょうけれども、ですからそのときよろしく願いいたします。

まず、本当に健康であることが一番です。特に、健康で長生きできることが一番です。よろしくどうぞお願いします。

最後になりますけれども、新庄まつりに関して再度。

以前、去年の9月でしたけれども、「新庄まつりの山車製作にどのくらいお金がかかると把握していらっしゃるかと」と質問させていただいたときに、東海林課長は約250万円から300万円の経費だと把握していらっしゃる、私もそう思っています。

ところで、悪い言葉ですけども、花もらい、ほいど祭りとかと悪態をつかれますけれども、私は決してそういうふうには思っていないので、それは立派なことだと思う。花をもらう、花を出すことで祭りに参加しているわけですから、そんな恥じることはないんですけれども、各町内の花もらいの金額をどのくらいだと把握していらっしゃいますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 昨年、若連にアンケートをとったところでございます。その結果、多少の幅はございますけれども、約50万円から70万円ほどが収入とされているようでございます。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 課長、全く同じところ
に聞いたのかもしれませんが。私もお尋ねしたと
ころ、50万円から70万円。それで、マックスで
70万円です。70万円マックスで、市から
30万円助成をいただきます。山車製作250万円、
この差額の150万円をどうやって捻出している
んでしょうかとお尋ねしたらお答えしていただ
けますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど申しましたよう
にアンケートをとらせていただきまして、全体
にお聞きしたところでございます。その中で、
町内からの寄附金、これが平均しますと70万円
ほどでございます。あと、その他さまざまな広
告料などの努力を若連でしているようでござい
まして、それが40万円ほどでございました。あ
と、そういったことで山車の運営をしていると
考えております。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） ユネスコの無形文化遺
産登録の条件の一つに、文化コミュニティの中
で共有され、象徴的アイデンティティとして
次世代に受け継がれていくものという条項が
あるそうです。もはや、やっぱりさつき壇上か
ら申し上げましたけれども、商工観光の範疇で
はなくて、新庄市の総合的な政策として今後ど
のようにしていくことが望ましいのかと考えて
いらっしゃるのか、大変前振りが長くて申しわ
けないですけれども、総合政策課長、お答えい
ただきたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 お答えさせていただきま
すが、間もなく20年近くたつんでしょうけれど
も、ヨーロッパジャパンウィークというところ
がありました。既に国際デビューを果たしてい

る新庄まつりでございます。1年先に延びるよ
うですけれども、ユネスコの遺産登録につきま
しても、めでたくなるようにというようなこと
を込めまして、今第3期の新庄まつり百年の大
計がございますが、これに今の考え方をあわせ
て議論することが必要なのかなと思います。

例えば、30ぐらいの山車関係の祭りが全国に
ユネスコ遺産登録となるわけですから、はしご
をして来られる方も非常にいらっしゃるのかな
と予想されます。その中では、手前みそではな
くて、やはり新庄まつりは非常にグレードの高
いお祭りなんだろうと思います。内外の期待に
応えるべく、その考え方で地域コミュニティー
を支えてきている成果が非常に大きいと称賛さ
れてきていることもありますので、100万人構
想ということにもらみながら、そういう考え方
をまずもってまつり委員会の中で議論してみる
というようなことが先なのではないのかなとい
うことも思っております。

そういうようなことで、今後の新庄まつりに
つきましては、国指定重文だけではなくて、ユ
ネスコ遺産ということまでを含んだ形の中で
考えていかなければいけない、これが内外に対
する期待だけではなくて、妥当なのかなとい
うように思っております。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 最後の質問をいたしま
す。

誘客イベントごとの経済効果を把握してほし
い、前に新庄まつりも経済効果を把握しなさい
という話が出たことがありますけれども、経済
効果を把握していれば、その効果に見合う助成
の根拠を明確にすることができると思うので
すが、いかがでしょうか。

山形DC等もあり、観光客がふえるだろうと
安穩としているとは思いますが、やっぱり発信
が必要だと思います。発信するにも、経済効

果の把握に裏づけされたものによる発信が大事だと思いますが、テレビCM、仙台・関東圏にポスター提示をして誘客を行ったその効果はどうだったのだという一般質問が一回議場でなされたことがありますが、新庄まつりの経済効果を把握し公表すべきではないでしょうか。そのことにより、町内への山車製作への助成も裏づけされると思いますが、いかがですか。

例えば、この前行われた東北六魂祭、祭りが終わった翌日の山形新聞には、経済効果24億円から26億円というふうに公表されています。恐らく観客数が25万人と言われましたけれども、こういうふうにして経済効果がこれだけあったんだよということであれば、市民も納得すると思うんです。そういう裏づけをしていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 経済効果等に関する御質問でございますが、毎年経済効果については試算をしております。御提案のように、その経済効果に見合った助成といいますか、市の負担金をということでございますけれども、そういう方法もあると考えます。

先ほど、市長から答弁いたしましたように、確かに苦心をしながら費用を捻出しているという若連の状況も承知しているつもりでございますので、260年という祭り、来年迎えますので、まつり委員会ともどういった支援の方策があればいいのかにつきまして話し合いをしてまいりたいと考えております。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

(2番伊藤 操議員登壇)(拍手)

2 番(伊藤 操議員) おはようございます。

本日、2番目に質問させていただきます、開成の会の伊藤でございます。

新庄市を囲む山々も一層緑が深くなりまして、爽やかな風が初夏を思わせる季節となりました。先ごろ、市民プラザにおきまして、大型の移動式の鏡が整備されたということで、とある子供のダンスの団体が2階のギャラリーに運んでいただいて練習して、大変好評であったとお伺いいたしました。現在、プラザで鏡を設置してある部屋はヘルシールームのみで、なかなかあきがなく使いたくても借りられないという状況でしたが、今後は小ホールや研修室、そのギャラリーにおきましても、その鏡さえ運べばヘルシールーム同様の機能が発揮される、そういうことになりました。武道や各種競技、また健康管理の体操などでは、自身の姿勢やフォームを矯正することが必要な場合もありますので、スキルアップが期待でき、さらに市民の健康活動にも大きく影響することと思われます。これを機に、市民プラザをより積極的に活用して、競技力の向上や地域住民の健康増進に役立ててほしいと思います。

それでは、通告に従いまして、私から幾つかの質問をさせていただきます。一問一答方式でさせていただきますが、何分初めてのことで、時間配分が至らず御迷惑をおかけする場合がありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、認知症高齢者の保護について伺いいたします。

厚生労働省の推計で、介護が必要な認知症高齢者は2012年に300万人を突破、先ほど佐藤議員からもありましたが、認知症で徘徊するなどして行方不明となる人は全国で年間1万人以上に上り、数百名の方が死亡している、そういうデータがあります。山形県内におきましても、認知症高齢者は毎年1,000人規模で増加しております。全国のデータ同様、徘徊による行方不明者も増加の一途をたどっております。

国では、要介護支援を施設中心から在宅ケア充実へと転換を図っていますが、いづどこに向かうかわからない認知症の人を家族が24時間見守るのは限界があり、地域で支える仕組みづくりが必要と思われます。

このたび、山形市では、徘徊のおそれのある人の家族が申し出ると、地域包括支援センターの職員が自宅を訪問して、本人の情報を得て警察に事前登録をして、その了解があればコンビニやタクシー会社にも情報を提供して、早期発見、事故防止につなげる、そういう取り組みを始めました。認知症に関しては、プライバシーや個人情報の保護にもかかわることで課題も多いと思われますけれども、ここ新庄市ではどのような対策で認知症高齢者の保護に取り組んでいくのかをお伺いいたします。

これにて、壇上での質問を終え、次からは自席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお答え申し上げます。

先ほどは市民プラザへの応援ありがとうございました。ヘルシールーム以外にも使えるようになって、競技力向上にもというようなお話でしたが、実は朗報といいですか、きのうの新聞の中で、蛇足でありますけれども、新庄東高の

柔道部が県のチャンピオンになりまして、全国大会に行くという大変な快挙をしたことも、ヘルシールームにかけさせて御報告させていただきます。

それでは、認知症高齢者の保護について御説明させていただきます。

今年度4月1日現在の当市の状況では、何らかの認知症状を有する高齢者数は1,593人で、そのうち施設入所などを除いた人数は929人となっております。

認知症高齢者の保護については、地域住民の方々や民生委員からの相談や通報があった場合、状況に応じた対応をとらせていただいております。また、県内でショートステイ中においての徘徊事故もあったため、認知症対応型介護サービス事業所に対しては、施設で行われる運営推進会議で注意を促すなどの指導を行っております。

なお、平成23年2月より最上総合支庁が事務局となり、もがみ高齢者地域見守り関係機関連携協議会が設立されて、構成員には福祉・医療関係者のほか、新庄警察署が含まれております。

さらに、平成24年12月には山形県が地域の安全・安心の取り組みの輪を広げていくとの考えから、ライフライン事業者や新聞配達業者などのさまざまな民間事業者と地域の見守り活動による協定書を締結し、市町村や各機関と連携した地域見守り活動の協力体制づくりに取り組んでおります。市では、この協定の窓口としての役割を担っており、必要に応じ関係団体等と協力、連携し、見守りの強化を進めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番(伊藤 操議員) 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番(伊藤 操議員) 丁寧な答弁をいただいて、ありがとうございます。

実は、私は、認知症で徘徊している人を保護したことが実際あります。それは、職業柄、そ

の認知症の知識とその人の持っている情報を把握していたということがあります。

今現在、このぐらい社会におきまして認知症の徘徊が問題とされている中で、関係機関だけが情報を得ているというのではちょっと足りないのではないかと思います。その中で、やはり警察や、例えば新聞配達とか、市内巡回が多い職業のほかにも、例えば一般のまるつきり福祉と関係のない企業や、それとコンビニ、そういうところにも横のつながりというものがこれから必要になってくると思いますけれども、新庄市としてはそのことについてはどうお考えでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 認知症高齢者の保護についてということでございますけれども、先ほども市長の答弁の中にありました地域の見守り活動に関する協定ということで、山形新聞社、それからLPガス協会、それから郵政株式会社、郵便局ですけれども、それからヤマト運輸、ヤクルト、生協とか、一応見守りでその配達中に異常を感じたとか、そういった部分については、全く徘徊しているなというふうなことであるとすれば、真っすぐ警察に通報していただくような協定をとっております。その中で若干、警察までは行かないけれども、ちょっと気になるなというふうなことににつきましては、福祉のほうに連絡いただくということで、先日も山形新聞振興会という販売店の団体ですけれども、そこと郡内の福祉関係者とお話し申し上げましたけれども、この制度につきましても打ち合わせした次第でございます。

山形市で、情報を得て、その情報を警察にお渡しするというふうな制度を始めたということ

では個人情報の絡みもございますので、今後関係団体と協議して進めてまいりたいと思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

認知症のサポーターについてお伺いいたします。

これは、最初の質問と関連しておりますけれども、高齢者の相談窓口となる地域包括支援センターでは、数年前から認知症サポーター養成に力を入れておりまして、地域への認知症理解の拡大に大きな役割を果たしていると思います。

先ほども申し上げたんですけれども、今後も増加を続ける認知症高齢者に対して、支援体制のより充実を望む声が日々大きくなってきております。その反面、地域差が関係しておりますのか、家族が認知症の人がいるということを知られたくない、周りに迷惑をかけたくない、そういつて問題を自身の家庭に抱え込んでしまう、そういう場合も多いです。これは、いまだに認知症に対する理解の欠如と思われます。

そのような場合も含めて、市やサポーター、地域の連携と協力が重要と思われます。市内の認知症サポーターの体制や活動、そして今後の取り組みを具体的にお伺いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 認知症サポーターについての御質問ですが、サポーター、認知症を正しく理解し、認知症の方やその御家族を自分のできる範囲で温かく見守り支えていく応援者のことだと思います。

認知症サポーターになるためには、所定の研修を受講した、登録されたキャラバンメイトが講師を務めるサポーター養成講座を受講すればどなたでもなることができるということで、当

市においても、市職員、地域包括支援センター職員を含め21名のキャラバンメイトが登録されていますが、昨年度末までに金融機関、地域ふれあいサロンや老人クラブなどからの申し出により、新庄市地域包括支援センターが実施主体となりサポーター養成講座を開始、現在サポーター数は537名となっております。

多くの市民の方々が認知症への理解を深めていただくことで、ふだんからの見守り、早期の発見、適切な対応をしていただくよう、今後も地域や企業に出向き、認知症サポーターをふやしてまいりたいと思います。また、本市の職員研修においても今後ふやしていきたいと考えております。

以上であります。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） それでは、市内に537名おられるということで、人数だけが多いなと思って安心しているんですけども、この横のつながりというものは、具体的にどうなっているのでしょうか。

以前、山形県の健康体操のときに、普及員というものが登録されておりましたけれども、そのときに横のつながりというものがなくて、活動が活発化しなかったという経緯があります。この認知症のサポーターの人数だけを見ると、すごく多いなと思って、理解している人が多くて助かっているのですけれども、サポーターというのは名前ばかりであってはならないと思うんです。そこで、横のつながりというものはどういうふうになっているのか、具体的に教えていただければと思いますので、お願いします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 認知症サ

ポーター養成講座につきましては、全国的な教材がありまして、それにのっとって行うという形になってございますけれども、その講師役を務めるのがキャラバンメイトという名前となっておりまして、市の福祉の職員とか、過去に職員だった者とか、それから包括支援センターの職員、こういう方が主となっております。また、介護機関の中で薬局の方とか、そういう方もいわゆるキャラバンメイトになっていただきまして、養成講座を開催していただいているわけでございます。

実際には、認知症サポーターと申しまして、その養成講座を受講した者は認知症サポーターということで、主に多いのが、やはり農協とか信用金庫とか金融機関の方々が窓口で認知症の方々を判別したり、こういった対応をしたらいいかというふうな知識を得るためにその講座を受講しておるところでございます。

昨年度、5回ほど行いました。過去にも老人クラブですとか、それから地域のふれあいサロンなんかでも講座をやっておりますけれども、認知症に対する接し方、理解、そういうものをやはりまずしなければならないのかなと思いますので、そうした講座を出前講座でありますとか、先ほど市長が申し上げましたけれども、市職員への研修でありますとかということで広めていきたいと思っています。

その養成講座の中で、先ほども徘徊の通報の体制とかという課題がありましたけれども、そうしたものもあわせて講座の中で御説明申し上げて、なるべく警察とか福祉のほうと連携をとった活動ができるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いします。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） これは要望に近いようなものなんですけれども、ちょっとこれ言うのはなんなんですか、他県の自治体です

けれども、一斉メール送信で情報を共有して徘徊の保護ということを目指している、もしくはそれを展開している自治体があります。本市では、そのようなGPSやメールを使った検索ないし保護の方法というのを今後検討されるようなことはあるのかなのかお伺いします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 GPSにつきましては、今回山形市で事業を始めましたけれども、その中でも当市は検討していたということですが、やはり財源的なもの、家族の方も使い方がわからないというふうなところもありますので、そういったところも検討してまいりたいと思います。

そういうふうな状態になったときに、各関係機関で連絡をとり合うということにつきましては、例えば今包括支援センターとか、うちのほうで毎月のように地域ケア会議というのが行われております。その中で、徘徊の癖がある方につきまして、事例をとっていろいろ情報交換しているところですが、システムとして個人情報やりとりするというのはちょっと今後慎重に検討したいと思いますので、そこら辺のところまでについては今後研究の余地があるのかなと思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） どうぞ、前向きにお願いしたいと思います。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

高齢者のボランティアについてお伺いいたします。

他の自治体との比較でちょっと申しわけないんですが、健康な65歳以上の方のボラン

ティア活動を支援し、介護予防につなげる事業を展開した自治体があります。その名称は、元気シニアボランティア事業というそうです。参加希望者は、社会福祉協議会などのボランティア支援を展開しているところに登録して、自治体が指定した福祉施設などで、昼食の準備、草むしり、窓や車椅子の拭き掃除、これは介護保険外の仕事なんですけれども、その労務を提供した時間に応じてポイントが付与されて、バスの回数券や温泉入浴券が支給される、そういう仕組みだそうです。

これは、高齢者の社会参画や生きがいづくり、また高齢者のそのような活動により、地域の活性化に結びつく、そういうことも期待されるものです。現在、市でもさまざまな活動を行っている団体は多いと思いますけれども、高齢者が生き生きと楽しみながら活動できるようなそういう後方支援ももう少し取り入れるべきではないでしょうかと思います。いかがなものでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 高齢者ボランティアの御質問であります。新庄市社会福祉協議会では、ボランティアにつきましては46団体、関係者数で951人が登録されております。主に、道路美化、河川清掃、草刈り、除雪などの活動が無償で行っておりますが、高齢者ボランティア活動を支援し、議員が申される例えばバスの回数券支給などというボランティアポイント制には現在取り組んでおりません。

現在、市と社会福祉協議会では平成28年度からの新庄市地域福祉計画及び新庄市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定するための協議を進めております。今年度においては、福祉の活動内容の実態や課題を把握するため、市民アンケート調査を実施いたします。その結果を踏まえ、27年度に地域福祉計画策定委員会を

開催し、高齢者ボランティア活動のあり方、また高齢者の生きがいづくりや地域の活性化につながるよう、各委員から御意見をいただき計画を策定してまいりたいと考えています。

今後、第4次新庄市振興計画・新庄市まちづくり総合計画にありますとおり、ともに支え合い、安心して暮らせる地域をつくることを目標に、策定作業部会で細部にわたり協議、検討を行い、地域福祉計画策定委員会において、全体としての計画を取りまとめ今後の方向性を示したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 46団体もあるということで、思った以上に多かったなと思って安心しております。しかしながら、積極的にそういうボランティア団体に参加している方とそういうものには余り関心を持っていないという方の対極な面がありまして、問題となるのは、時間がたくさんあってもそういう活動に足が向かない、そういう方々の掘り起こしだと思います。

何といたしますか、何か自分が役に立てる、しかし、報酬を得るのではないんですが、やる気が出るきっかけが欲しい、そういう方もかなりの人数がおられます。私が相談を受けた方は、やりたいんだけど、何をしたいかわからない、どこで自分が必要とされているのかわからない、そういう方が意外に多いということです。その中で、自分たちが企画して、そして活動するというのはかなり無理があると思うんです。そこで、行政からの情報提供やそういうきっかけづくりがさらにあればという声が聞こえます。そのことについて、市ではもう少し積極的な情報提供が必要と思われますが、いかがなものでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議員が申されるように、いわゆるボランティア、何をしたいかというのが明確に、やりたいんだけどなかなかきっかけづくりがないというふうなところで、申されるボランティアポイント制については、かなり有効なものであるかなとは認識しております。ただ、正式に発足するとなるといろいろな体制づくりも必要ですので、先ほど市長が申しましたように、地域福祉計画というのを来年度本格的に策定しますけれども、それにつきましては、新庄市と社会福祉協議会の中で策定してまいります。その前段として今年度アンケートをとるということで、このボランティアにつきましてもよりよいあり方を突き詰めてみたいと思います。

今後、正式にはその計画にのっとってやっていくということになりますけれども、先ほど議員が申されました酒田の例では、地区を限定してモデル的にやっているということがございます。そうした地域に限定するとか、業種に限定するとかというふうなモデル的なものも検討しながら、地域福祉計画の中で構築していきたいなと思っております。

以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） ぜひとも積極的に行ってほしいと思います。この取り組みは、山形県におきましては、天童市が最初で、2番目に酒田市ということです。ぜひとも、新庄市では3番目にとり行ってほしいと、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、続きまして駅前アビエスの整備について伺いいたします。

駅前の憩いの場というものにしては、駅前のアビエスは随分静かなスペースではないかと感

じるところです。アビエスの周辺には緑が生い茂り、広い空間でイベントにも最適な場所でありまして、有志のごみ拾いにより環境も決して悪くはないと思います。しかし、それでも美しい空間と呼んでいただけるような前向きな努力は必要であると感じます。

今、広場の石畳は、乾いていれば黒ずみが多少目立つものの、天気によければ気にならないのですが、雨が降ったりして路面がぬれたりすると結構滑るようなものでした。以前、走り回っていた小さい子供が滑って転倒して肘と足を傷つけておりました。これが高齢者でしたら骨折などの大けがにつながると思います。そして、広場を囲む樹木の根元には雑草がはびこっており、本来植えられている花が隠れてしまい、年々これが消えていっています。背丈の低い草花も枯れて、そのまま放置されているものも若干目につくようでした。

本市は、年間100万人交流を目指しており、新幹線の発着駅でもあります。観光客にとりましては、駅周辺は市の玄関のようなもので、来客をもてなす環境としてはもう一步進んだ整備の必要性を感じるところです。また、観光客に限らず、電車通学の高校生などがもっと気軽に立ち寄ったり、御高齢の方が癒しを求められる駅前空間であってほしい、そのような声が聞こえます。市では、その声にどのように応えていくのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 駅前アビエス広場の整備に関する御質問であります。平成6年に整備が完了し、管理につきましては、現在体育協会にトイレ清掃、除草や草刈り、さらには樹木の雪囲いを含めた業務全般を委託しているところであります。

御指摘のとおり、石畳が雨天時には滑るということですが、冬期間等における泥あるいは落ち葉などによって滑るということ

も現場で確認しており、全て今現在は清掃が終わっている状況であります。また、植栽等につきましても、一定程度管理し、見ばえのいいと思いますか、本当に潤いのある場にしたいと、また、専門の造園業者のアドバイスなどいただきながら緑化に努めていきたいと。今回、パーゴラを全て撤去しまして、大変広くなりました。1,000席を確保するということがあります。パーゴラ自体がもう二十数年になっているということで、根元が腐っているというような状況もございましたので取りました。

市民の憩いの場としてということ、ただし、ある程度行政は全て管理はしていますけれども、最低限のことはさせていただきたいと。しかし、本人の過失によるところについては、なかなかこれはできない。どこまでがというのは大変難しいところがありますが、行政にできる範囲の中においてはしっかりと管理させていきたいと思うので、御理解いただきたいと思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） この駅前のアビエスは、私もたびたび寄らせていただいております。状況年間通じて把握しております。その中で、やはり定期的な点検や管理というものが非常に必要なのではないかと思います。先日、とある団体とともにボランティア活動に行ってきましたが、とても素人といいますか、高齢者や民間の方が道具もなしにちょっとやれるような状況ではありませんでした。それが数年続いております。その中で、ボランティア支援の人たちとも方法を変えたらいいのではないかと、そういうことも検討しておりました。

それで、定期的な管理というか、先ほどの質問に関連づけるんですけれども、いっそ高齢者の方のボランティア活動、それこそポイント制みたいなものをこれから導入して、そのアビエスの管理を高齢者の大きな団体に任せるとか、

やっぱり定期的なそういう清掃業務とか衛生管理に努めるということも必要だと思います。市長の答弁の中では、今回とても美しく整備されたということで、それはいいんですが、せっかく整備をしても、またもとのもくあみになるのではないかという、そういう心配も出ます。それで、今後定期的な管理というものをどのようになさっていくのかをお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 アビエスの管理につきまして、いろいろと御心配いただいております。ありがとうございます。

先ほどの市長の答弁にもありましたとおり、平成6年に完了いたしまして、もう20年近くたっている施設でございます。老朽化等も発生している状況でございます。それで、現在体育協会に年間委託しまして、予定表等を提出してもらって、管理をしていただいております。ただし、やはり樹木の管理につきましては、非常に専門性が要求されます。また、当市は当然積雪地帯なので、それに見合った施設の管理という形が非常に重要であると感じております。

一つの方策として、ボランティア活動等を利用するという形も考えられます。また、先ほど話がございましたタイルの清掃等でございますけれども、それにつきましては非常に専門的な機械等も導入しなければならないということも考えられますので、その辺は今後の課題だとは感じておりますけれども、現在協会に委託しておりますので、それを継続してちょっと状況を見たいと感じてございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 新幹線の発着駅にふさわしい駅前アビエスをこれからの管理でお願いしたいと思います。

それでは、続きまして5つ目の質問に入ります。発言通告書に4と書いてありますが、それは訂正させていただきます。

市指定のごみ袋についてお伺いいたします。

このごみ袋に関しては、3回目の質問となります。さまざまな調査に基づいて一番小さいサイズのものが取っ手つきのものに変更になったと伺っております。そして、既に準備されているともお伺いいたしております。この変更になったものが、市内にいつごろ出回るのでしょうか。変更になったものが市内に出回らないと、ほかのサイズの袋、大のサイズと特大のサイズなんですが、この変更が進まないのではないかという懸念があります。

以前お伺いしたときに、今使っているものが小売店から完売されないと在庫品になる、そうになったら大変だということをお伺いしました。それはわからなくもないのですけれども、変更を強く望んでいるのは高齢者であったり、障害をお持ちの方です。日常生活の中で出るごみはその家庭の生活そのものであり、誰でも可能な限り自身で処理したい、そういうふうに願っております。これは、自立支援の観点からとても重要なことだと思います。一般の方々から特にはほかの地域から新庄に移られた方が多いのですが、さらなる利便性を求める声があります。ですから、売れ残りを心配するということもわかりますけれども、市民への福祉向上を最優先に考えて速やかにそれを対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 新庄市の指定ごみ袋についての御質問であります。一昨年の9月定例会で一般質問におきまして同様の質問をいただき、持ち手つきごみ袋の製作について経費及び仕様の面から検討してまいりました。その結果、平成25年度製作の市指定ごみ袋において、小サイズの

ごみ袋を持ち手つきのものに変更し、昨年の9月より入荷しております。平成26年5月末までに64箱3万2,000枚が買い受けされておりますので、既に店頭で並んでいるものと思われます。

ごみ袋は、形状はもちろんのこと、環境に配慮した素材、強度、透明度などが求められます。持ち手のついたごみ袋については内容量をそのままとし、持ち手の部分だけ長くなりますので、従来のものより原材料で二、三割コスト高になります。形状変更についても経費がかかることになります。持ち手つきのごみ袋は販売されてから約半年となりましたが、ごみ袋の形状が変更されたことの周知不足も否めないこともあります。今後は衛生組合連合会など、あるいは高齢者団体等について周知をさらに強化してまいりたいと考えております。

また、今後の持ち手つきへのごみ袋の形状変更でございますが、平成26年度分につきましては一括発注済みで、平成25年度同様の小サイズのみ持ち手つき形状で発注しております。平成27年度発注時に、現在の持ち手つきごみ袋の購入状況や使用感想を把握しながら、大、特大サイズのごみ袋の形状について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 今、市長の答弁で既に出回っているということで安心しましたが、これも、これを知らない方が非常に多いと思います。今現在でも、いつ変わるんだという問い合わせが非常に多いです。そうなってくると、ちょっと市民とのコミュニケーションが不足しているのではないかと、そういう心配も出てきます。

ごみ袋に関しては、やはり切実に望む声が多いですし、何よりも小サイズのものよりも真ん中のサイズ、この需要が多いんです。これもなるべく早く対応していただきたいんですけど

も、この小サイズの場合のようにコミュニケーションが不足して並んでいるのを知らない、そういうことがあっては非常に困ると思います。今後、どういうふうな周知に努めるんでしょうか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 小サイズ持ち手つきのごみ袋の普及方法ということでの御質問でございます。ただいま市長の答弁にありましたように、衛生組合連合会等の広報がありますので、そちらのほうへの案内、それから店頭で既にも買われている方も実際はいらっしゃると思います。私、大型店のスーパーを確認させていただいたところ、小サイズについては全て持ち手つきに変更されておりましたので、買った方、実際に使われたときに、持ち手がついているんだなという認識で使われているのかなと考えております。昨年の入荷以来、そんなに遅くなくスーパーに買い受けに渡っておりますので、その時点で多分周知されているのかなと思いますが、なお広報等で周知したいと考えております。

以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 可能な限り早目の対応をお願いします。高齢者の方で、在宅介護などを利用している方は、そういう情報もちよっと知らないのではないかという気もします。ですから、訪問介護の関係者であり、福祉関係者であり、もしくは区長や民生委員の方からも、地域への周知を徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問になります。

今年度新庄小学校に新設された難聴学級について伺います。

本市に県内2校目とされる聴覚にハンデを抱える児童のための学級が新設され、本市の特別

支援教育がさらに前進し、大変うれしく思います。これまで、知的、情緒、肢体不自由学級が開かれており、学校、先生方、児童生徒、保護者、そして地域が共通理解のもとに障害児童生徒の健全育成に取り組んでまいりました。

このたび、山形聾学校から難聴の児童が編入されてきたわけですが、はた目には健常児と変わらない児童への対応に課題が多いのではないかと推察されます。例えば、その児童とのコミュニケーションのとり方などは、健常児も含めた学校全体の問題と捉えていかなければならないと思います。

聞くところによりますと、難聴という障害は拾えない音というものがあるそうです。そのために、会話や出来事の意味がわからず孤立してしまい、次第に周りに溶け込めなくなっていく、そういう場合もあると伺っております。県内2校目ということで、期待とプレッシャーが混在すると思われそうですが、今後どのような対応を講じていくのかお伺いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、難聴特別支援学級についてお答えいたします。

難聴特別支援学級は、聴覚障害が比較的軽い児童生徒を対象とした特別支援学級であり、言葉の聞き取りと話すことを中心とした指導を行うとともに、集団生活に適応できるような指導も取り入れています。これらの指導により、当該児童のコミュニケーション能力を高め、社会性を身につけることを狙いとしています。また、朝の会や帰りの会、教科の一部、給食などの時間においては、交流学級の児童と一緒に学習をしたり、学校生活を過ごしたりする場を設定し、障害の有無にかかわらず全ての児童が互いに成長し合えるよう教育環境を工夫しております。

現在の課題としましては、授業の中で複数の声が発せられる場面での聞き取りや、多人数集

団での活動参加、場面や状況を踏まえての適切な対応などが挙げられます。このことについては、交流学級において安心して生活することができるように座席に配慮したり、視覚的な支援を行ったりしています。また、交流学級の児童が当該児童に対して話しやすく聞きやすい学級の雰囲気づくりにも努めています。さらに、活動参加については、無理をさせず、当該児童の意思を尊重しながら時間をかけて課題の克服に向けて取り組んでいるところであります。

これらの配慮により、当該児童も学校生活に少しずつなれ、楽しく登校しているということ聞いております。新庄市では、他の特別支援学級においても交流や共同学習に取り組んでいます。そのことが障害のある子供にとって有意義であるばかりでなく、障害のない子供たちや地域の人たちが障害のある子供とその教育に対する理解と認識を深めるための機会となっております。

さらに、今年度より特別支援教育の推進を目的に、市内全小中学校へ専門家チームを派遣する巡回相談事業の拡充と特別支援教育コーディネーター研修会を実施しております。特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援や指導のあり方についての研修を深めることは、全ての児童生徒へのよりよい支援や指導につながるものと考えております。

以上でございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） きめ細かい対応をしていただけているということで、とてもうれしく思います。

1つだけお伺いします。

例えばなんですけれども、多人数の場合だと聞き取りにくい声がある、そういうのがあります。例えば地震や火災など、避難が必要になった場合に、やっぱり声や音が混在するわけです。

よね。そのときに、その児童への避難すべき状態、これはほかの生徒とのやっぱり連携が必要と思うんですけれども、その辺はどうなっているんでしょうか。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 今回の議員の質問について、他の児童とのコミュニケーション等についての御質問だと思いますが、まず授業の場面につきましては担任が寄り添いますので、そういう非常災害の場合につきましては担任が適切な指示を行うこととしております。あと、休み時間等、子供が活動している場合につきましては、主に交流学級の児童については、交流学級の担任が非常災害等の場合につきましても、当該児童が不安なく安全に避難等ができるような配慮をするように、約束として、どの子がかかわるのかとか、一遍にたくさんの資料を出さないとか、そのような取り決めをしまして、その子の安全・安心について配慮をしております。

以上のことを踏まえながら、その子供にとって安心で安全な学校生活を送れることをその学級のみならず、全職員が共通理解をして、その子の指導に当たっているところです。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） それを聞いて安心しました。聾学校の生徒で、小学校ないし中学校で普通学校に編入したとしても、やはり症状によりけりのほかに、人間関係が原因でまた聾学校に戻ってしまう、そういうケースも多々あります。新庄小学校のこれからの取り組みに期待しておりますので、ぜひその子が地域で生活できるような支援をお願いしたいと思います。

これで、全ての質問を終わります。どうもありがとうございます。

小嶋富弥議長 ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小関 淳君。

（13 番小関 淳議員登壇）（拍手）

13 番（小関 淳議員） それでは、一問一答方式で質問していきます。

先月初めに、民間研究機関である日本創成会議は、2040年の全国の市町村人口推計結果を発表しました。これはあくまで推計で、今後必ずそのようになるとは限りませんが、この数字は衝撃的でただの推計だからと気にしないわけにはいかないデータでした。

それによると、山形県では35市町村のうち8割に当たる市町村が20歳から39歳の若年女性が5割以上も減少し、さらに高齢化も加速するということで、社会保障の維持も困難になり、自治体が消滅する可能性があるとなっています。県内では、鮭川村が若年女性の減少率が78.1%で、35市町村の中で一番消滅する可能性があると言われています。

このデータによると、新庄市は2040年には2万4,467人となり、若年女性人口減少率は51.1%で、上位ではないものの、全国で消滅する可能性のある自治体896団体の中に名を連ねています。もちろん、このデータを全てうのみにすることはできませんが、間違いなく新庄市にも人口減少により安心・安全な市民生活に支障を来すときが来ることは否定できません。このような可能性があるならば、国や県に政策的な強い対応を求めながら、市としても独自の早

急な生き残り策を講ずる必要があるのではないのでしょうか。

私は以前から、とまらない人口流出を抑制するための基礎となる、土台となる施策を講ずるべきではないかという提案も含めた一般質問を繰り返してきましたが、市長にはなかなか御理解をいただいていないようですので、将来への不安を抱きながらの質問に入りたいと思います。

まず、中心商店街の今後の施策について質問をします。

今春、下田地区に大型商業施設が開店いたしました。今後もさらにその周辺に続々と大型店が進出する予定があると聞いています。市長は、郊外型の大規模商業施設と中心商店街とは機能も役割も違うと何度も過去の答弁で発言していますが、そのどちらも商品の販売やサービスの利益で成り立っていることに変わりはありません。

現在、市内には商業施設が乱立し、もう既に完全なオーバーストア状態になっていることは、行政も関係団体も、そして市民も十分に認識しているはずですが、市では進出企業が県に申請し、それが認可されれば、市としては何も手が出せない、むしろ大型店の進出に手をかすかのような姿勢に見えます。市長は、コンパクトシティ化を唱えながら、膨張し続ける商業エリアをどのように捉えているのでしょうか。そして、今後大型店進出が続いた場合、中心商店街はとなると予想しているのか。また、今後どのような考えで対応していくのかを聞かせてください。

毎年、市では中心商店街の活性化策として、さまざまなイベントを主催したり、支援したりしていますが、衰退をとめるような根本的解決策とはなっておらず、最近になっても商店街には閉店した商店が複数店あります。このような現状を市長はどのように捉えているのか。また、現状をどう改善していこうとしているのか、聞

かせてください。

以前の一般質問で、市長は、「街なかの暮らし総合エリア」として地域の魅力を高めていきたいと答弁しています。しかし、3月定例会の予算資料や主要事業資料にも街なかの暮らし総合エリアと名のつく予算は見当たりません。なぜでしょうか。市長が考える街なかの暮らし総合エリアとは具体的にどのようなものなのでしょうか。そして、市長は、今後空き店舗、空き地がふえ続け、衰退を加速させる中心商店街をどのようなイメージ、どのような公的制度をもって支え、商店街の魅力を高めていこうとしているのか、その考えを具体的に示してください。

これで、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

中心商店街の今後の対策についてということですが、大型商業施設が進出した件に関しましては、新庄市における商業エリアの広がりや連動して、圏域外からも集客が期待できる利便性の高い新庄の商業機能として考えております。今後、既存の大型店同士の競合も考えられますが、企業努力による市場原理が働き、新庄市全体の魅力ある商業集積につながるのではないかと考えております。中心市街地と大型商業施設のすみ分けができているように考えられ、商業機能だけにとどまらない地域の魅力発信が期待されます。

中心商店街においては、昨年より地元地域の5商店街やまちづくり会社などと連携しながら、新庄市商店街連合会機能の強化を図った結果、中心商店街の事業者が主体性を発揮した活気のあるまちづくりの動きが顕著になってきております。

今年度も商店街活性化アドバイザー育成事業を継続し、100円商店街やまちなか楽校というお店とお客さんとのコミュニケーションを深めることで、信頼関係を築く事業などを実施するほか、バルという商店街などの飲食店の活性化を目的とした事業を行い、各商店のよさを発見していただく仕掛けづくりをしております。そのため、商店街の方々がかむてんスタンプラリーを開催するなど自主性を発揮し、商店街を活性化する機運が盛り上がってきております。

市といたしましては、中心商店街の街並みの景観を統一するために、おもてなしプロジェクトの一環として、暖簾プロジェクトを実施いたします。また、この1年で新庄市商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金を活用して、4件の事業者が空き店舗に新たな事業所を開業しています。その内訳といたしましては、飲食サービス業関係のほか、医療・福祉関係の事業者も含まれております。現在も、空き店舗を活用した事業を希望する方からの相談がありますので、市としても積極的に支援していく考えでございます。このような事業を中核として、商店街を活性化するまちづくりを商業者、商業団体、関係機関と連携を密にして構築してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 街なかの暮らし総合エリアという部分についての答弁がなかったような気がしますけれども、具体的にはどういう考えでいるんですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 街なかの暮らし総合エリアという観点につきましては、これまででも何回かお答えさせていただいておりますけれども、やはり郊外的大型店にはない顔の見える店、商

店がありまして、そのほかに医療・福祉機能とか、子育てがしやすい環境といった多様な都市機能が備わっている総合的なエリアと考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 私もこれについては何度も質問させていただいているんですが、なかなか具体的なイメージが浮かぶような答弁にはなっていないのかなと感じて、何度も質問させていただいているわけです。

顔の見えるようにと言いますが、先ほども壇上から言いましたけれども、要するに大型店のほうも中心商店街も、商品を販売して、あとサービスを提供して、それがなりわいなわけですよね。そこをどういうふうに充実させて、その街なかの暮らし総合エリアというものを実現しようとしているのか。利益というのが生まれないと、商業は無理ですよね。その辺をどう考えているのか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはり、各個店が魅力ある個性を発揮する必要があると思います。やはり、その商店に行くときちゃんと顔が見えて、それで接客もあって、食べ物でいえばこういうものだという紹介等がついて、やはり大型店にはない魅力があるということを引き出しながら、各個店が連携をしていかなければならないと思うんですが、その中でやはりさまざまなイベントもしておりますけれども、各個店の方々のやる気が大変重要になってくると思っております。その成果としまして、最近スタンプラリーを連合商店街等が積極的に自主的にやっているといったこともありまして、連携といたしますか、それがとれてきているのかなと考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 連携がとれていればいいんですけども、商店街が衰退し始めてから何十年も個店はやる気を出して一生懸命やってきたんです、それなりに。個店の努力が最近見えてきたようなことを言っていますけれども、個店個店は一生懸命やっているんですよ。それなのに何ともならない状況があるわけですよ。それは、執行部の方々も市民の方々もみんな認識しているのではないですか。もう、商業エリアのスケールが巨大化してしまったわけでしょう。自動車、駐車場、そういうことで、あと向こうから進出してくる企業が街中だったら固定資産税も高い、メリットがない。だから、農地を潰して安い固定資産税のところにとんできけるわけじゃないですか。こういう状態、今の状態でバランスはとれているか。中心商店街と郊外型の大店舗商業施設で一体本当にバランスがとれていると思っていますか、どうですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはり、中心商店街のほうにまたお客さんを呼び込むという努力は市としてもしておりまして、例えば今後暖簾プロジェクトというようなことで、景観を統一しながらやっていくわけですけども、予想を上回る方々から参加していただいて、きょう出陣式のようなものをやるわけなんですけれども、そういった取り組みをすることから、やはり商店街のほうに呼び込む努力をしているということでございます。確かに何店か閉店なされたところもありますが、ここ1年で4軒ほど新たな店もできております、進出しております。さらに、出店したいんですけどもという相談も最近ふえておりますので、そういったことからある程度バランスがとれているのではないかと考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 努力は全然していませんから。そこだけはわかっていただきたいんですけども、ただ根本的なものを考えていかないと、何ともならないのではないかと。ということを申し上げたいんです。根本的なところ、本当に商業のエリアとして機能するのかどうかという根本的なところからいろんなことを考えて、いろんな政策を考えていかないと、どうしようもない状況なのではないかということをお願いしたいんです。暖簾プロジェクトもいいと思います。でも、中心商店街は疲弊し過ぎて、一生懸命頑張っているんですけども、どうしようもない、どうすればいいのかわからない状態になっている、そういう状態なんです。呼び込もうとはしているというのわかりますけれどもね。

さっき、市長がすみ分けがしっかりできているという話ですけども、すみ分けとはどういうふうな、具体的にどういうすみ分けができていますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはり、郊外型の店舗につきましては、利便性が高いということで、さまざまな商品もそろっておりますし、駐車場等も整備されておりますけれども、やはり中心市街地といいますのは、先ほど申しましたように、商業施設だけでなく、医療・福祉とか、さまざまな機能がそろっているということです。すみ分けはできていると考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） すみ分けができているとおっしゃいますけれども、すみ分けができているというふうな現状ではない、それが今の現実だと考えています。バランスはもう完全に崩

れていることだってわかっていると思うんですけども。ですから、街なかの暮らし総合エリアというものに、私はすごく期待をしているわけでございます。医療とか福祉とか、あといろんな機能を街中に入れ込んで、街中の機能を商業エリアとしてだけではなくて、ほかの機能を付加させた新しいエリアとしてやっていきたいと、そういうことですね。

それでは、なぜ今年度の予算等々にそういうことが盛り込まれていないのかを説明してください。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 議員さんからは、街なか総合エリアという名称での予算がないではないかという御指摘がございましたけれども、その名称は使ってはおりませんけれども、現実的にそれに沿ったような予算としては、名前は違いますがとっております。例えば、空き店舗の開店の補助金、あるいは暖簾プロジェクトでいえば、おもてなし事業の実行委員会の負担金とかとなっているわけですが、その名称は使わなくてもさまざまな予算はとっておりますし、今後も商店街の方々からはハード的な要望も来ておりますので、さまざまな国の補助金等も活用しながら、商店街と相談して機能整備を進めていきたいと考えています。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） そうですね。本当に総合エリアというのは商業施設というくくりではないと私は認識しているんです、この字面を見ただけでも。ですから、東海林課長がお答えになるというのもどうなのかなという疑問もあります。本当に町の状況というのは大変な状況です、ぜひ、真剣に各課横断的なプロジェクトチームでも結構ですから、そういうのをやっていただいて、何とか総合エリアを実現してほ

しいなと思うわけでございます。

あと、間もなくデスティネーションキャンペーンが始まりますけれども、商店街もごらんになってわかるとおり空き地、空き店舗が目立っております。前回も言ったかと思いますが、空き地では私がどうしても気になるのが、駅前の郷野目ストアのビルの向かいのエリアでございます。そこも私が確認したんですけれども、何かいろいろやってみるという答弁でしたが、その後どういうふうになったか。あとは、どういうふうにしていくか。何か方向性があれば教えてください。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 河川の隣のちょっと低い土地ですが、景観を損ねている地域のことかと思っております。そこにつきましては、やはり目隠し的なということでまずは対応させていただきたいと思っております。今回DCのために、おもてなしの事業の一環として、少し看板といいますか、もっと連なった10メートルぐらいのやつなんですけれども、それとか植栽とかベンチを置きまして、景観を目隠しをしながらアップするような形にしていきたいと思っております。

将来的には、商店街とも相談しておりますけれども、要望のある施設があれば、それをできれば実現していきたいと考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 応急処置的な対応もしていきながら、これから先のことも考えていくということですね。ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、あともう一つだけ、ちょっと気になることを質問させていただきます。

今、空き店舗、空き物件、空き地、そういうものがふえているということを言いましたけれ

ども、例えば県外、県内でもあると思うんですけども、反社会的な団体がその空き物件等々を購入したいということになった場合、どうなるんですかね。それを食いとめるとか、そういうふうな何か条例みたいなものはあるんですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 暴力団に関する御質問かなと思いますけれども、暴力団に関しては、反社会的な団体というようなことで、警察との連携等を踏まえて、昨年来協議をしたりしてございます。ただ、不動産の事前の取引情報がどういふような形でたらされるのかという点について、今のところシステムの組織的に持っているというような状況では残念ながらございません。そういった意味では、やはり警察情報なり、各取引されている事業者の皆さんの情報、そういったものを速やかに新庄市にお伝えいただいて、警察とともに対応してまいりたいということになろうかと思います。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 今の本当に商店街の状況からいうと、そういうことも考えられないことはないと思いますので、ぜひその辺のことも頭に入れながら頑張っていただきたいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

定住化対策についての質問です

冒頭に申し上げましたように、幾ら一民間研究機関の報告とはいえ、消滅する可能性のある市として新庄市もリストアップされています。このようなデータが発表される以前から、自治体間での住民争奪競争が全国各地で熾烈をきわめています。依然として、我が市からの他自治体への転出速度にブレーキはかかっていません。やはり、いち早くまちづくり総合計画の大看板である「自然と共生 暮らしに活力 心豊かに

笑顔輝くまち 新庄」の実現に向けて、市民一丸となって早急に定住促進に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

しかしながら、現在、競合する他自治体の脅威となるような明確の道筋の見える政策はないように思います。近隣にある東根市では、「子育てするなら東根市」という大看板を掲げ、さらなる定住促進策を進めており、もちろん成果も上げています。市長は、東根市の施策をどのように捉えているのでしょうか。そこで、市では、現在どのような事業を実施して転入を促進し、転出を抑制しているのか聞かせてください。そして、今後どのような施策をもって定住化を促進しようとしているのか、具体的に示してください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 人口減少への対応、定住化の促進等につきましては、新庄市だけではなく全国的な共通の課題であります。おっしゃるとおり、今回日本創成会議が発表した推計計画、改めて定住対策についてさまざまな観点から全国的な議論を呼んでいるところであります。

新庄市は2040年の若年女性人口比率がマイナス51.1%との推計結果となり、わずかに50%超え、消滅の可能性のある自治体に入ってしまった。しかし、直近の社会的移動人口調査においては、出生率や転入率は県平均を大きく超えております。これまでも定住対策について頑張ってきた結果であると感じております。

この若年女性人口比率が県内で一番低かったのが東根市であり、平成22年の国勢調査においても県内で唯一人口が増加しており、定住対策が成功している自治体の一つであると認識しております。子育てだけでなく、住環境整備や雇用対策、地理的条件など、複合的に影響しているものと考えています。

本市におきましても、市政運営の指針となる

まちづくり総合計画において、国立社会保障・人口問題研究所で推計した平成32年の人口3万5,000人を、総人口の減少を極力抑制し、3万7,000人を目標として進めております。どのように定住化を進めるかにつきましては、市民アンケートやまちづくり会議での意見などを参考にしておりますが、定住促進に向けた即効性のある事業だけでなく、住環境整備、雇用、子育て、福祉、医療、教育など、政策総動員で長期的に対策に当たらなければなりません。

その中でも、まちづくり総合計画で掲げました3つの重点プロジェクトに配分を置いた取り組みを進めてまいりました。雇用面では、雇用促進、奨励金などにより、雇用機会の拡大に取り組んでおります。安全・安心では、老後の暮らしの安心につながる雪対策も強化しております。足となる公共交通についても今後見直しを検討していかなければならないと考えております。子育てでは、放課後児童クラブの整備や第3子以降児童の保育料減免などにより、子供を産み育てやすい環境の整備に努めているところであります。

しかし、転入者が転出者を上回ることなく、出生数を初め人口の減少が続いているのが現状でもあります。年齢別の傾向を見ますと、10歳代後半から20歳代後半にかけて若者世代の人口減少が大きく、高等学校や大学を卒業してから進学先、就職先として地元を選択できずに転出したまま、新庄市に戻る機会がなかったものと考えております。

まちづくり総合計画も前期4年目を迎え、今後後期5年における方向性を、目標人口を見据えて検討していかなければなりません。転居のきっかけは年代によっても異なりますが、住宅の理由、職業上の理由、結婚、離婚、入学、進学などが考えられます。転出の抑制、転入のさらなる増加のためにも、ターゲットを絞った事業構築が必要と考えています。これまでも、企

業立地促進による働く場の確保や時代の要請に応じて設置された介護福祉学科への支援などにより、転出の抑制を図ってまいりましたが、転出の多い若者世代への対応を手厚くしてまいりたいと考えております。

また、転入を促すためにも、定住促進住宅の家賃軽減による子育て家庭への負担軽減や地域おこし協力隊など、都会の人の受け入れも定住のきっかけになるものと考えておりますし、さらに新庄市の魅力を情報発信することによって、Uターン、Iターンの促進、空き家の利活用による住まいの確保を具体化させるなど、定住化策を拡充してまいりたいと考えています。

定住に向けた本市の課題に対応していくため、限られた経営資源の中で選択と集中により事業を展開しておりますが、行政だけで解決できるものでもありません。今まで以上に、市民や地域、団体、事業者とのかかわりを深めながら、新たな魅力の創出に努めてまいりたいと思います。

また、本年、神室産業高校が数年県外に就職する割合が大変多かったわけですが、ここ数年の働きかけによりまして、県内に6、4という形で就職し、またその大多数が市内、この最上に定住するようになりました。これまで、神室産業高校におきましては、外に出す指導方法で進路が一貫していたのですが、その働きかけによったと。また、市の採用試験におきましても、総務課に広く次期採の高校生がここに残るような形で優秀な生徒をとっていただきたいというようなことを指示しているところであります。ありとあらゆる手段を使いながら、地元若者の定住を進め、魅力ある事業を発信し、定住化につなげてまいりたいと考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） ありとあらゆるという言葉が出てきましたので、ぜひ官民間わず英知

を集めて定住促進を図っていただければと思います。

1つだけ、市長の答弁の中で、転入のさらなる増加のためにターゲットを絞っていくという言葉がありましたけれども、そのターゲットというのは、例えばどのようなところを想定しておりますか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 やはり、次世代ということで、今我々がこの社会を支えているのであるとすれば、今支えている我々を支えてくれる世代を産み育ててくれる世代であろうと思います。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 若年世代ということでいいですか。はい、わかりました。ぜひ、その辺にターゲットを絞って、手厚くやっていただければと思います。

あと、もう一つは、コンピューター専門学校の中に、介護福祉学科ができましたよね。前に、私、看護科というか、そういうものを設けたら非常に、要するに定住化にもつながるのではないかというふうなことを言った記憶があるんですけども、それについてはどのような、今現在看護科というのはどういうふう考えていらっしゃるんですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 看護学科ということですが、これが出てきた背景は、御承知のとおり、まだまだ続く高齢化福祉、高齢者社会、新庄の場合は平成37年までピークが行くというふうに言われていますが、まだまだ続く介護を支えていく、その現場の声、これを見ますと看護福祉士、看護師というふうなことのマンパワーを必要としているというようなことでございます。

まずは、受け皿の問題もありまして、介護福祉学科で出発しておりますが、その状況を見ながら、看護科、看護師の養成の機関ということも考えていく。これは、町村会の中にあつて、各市町村の中で共通している部分でございまして、転入、転出の中で、転出がやや多い。その多い中身は、女性のほうがやや男性よりも県外転出が多いわけなんですね。この辺をにらんだ形の対応策というようなことも中期的に考えられますので、その辺は、今は表には出ていませんが、介護福祉学科の次のラインというような形での考え方をしているということでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） ずっとその看護学科の話が出てきていなかったのもうしよぼんでしまった、なくなってしまったのかなと思いましたけれども、そうではないということでもよろしいですね。ぜひ、あらゆる手を使って定住促進を図っていただければと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

最後です。子育て支援の充実についての質問です。

今まで質問した定住促進という観点からも、子育て支援の充実は重要な要素だと思います。他の自治体でもそこに力点を置いて医療、福祉、教育分野などの支援を充実させ、マスコミ等々に広くアピールしながら定住促進を図っています。

新庄市の例を挙げれば、前回の一般質問での答弁にもありましたが、子育て支援医療助成制度では、現在小学校3年までの外来の窓口負担が無料となっています。今度、県の補助も入りましたので、中学校3年生までの入院が無料ですね、県のあれは。中学校3年生までの外来についても無料と、それを実施している他の自治体とは充実度ではかなり水をあけられているの

が現状ではないかなと思うわけです。

財政的には改善はしてきていますが、非常に大変だと理解できます。とはいえ、子育て支援医療助成制度は、施策優先の低い順位にはならないはず。先ごろ、まとめられた新庄市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査、それに目を通させていただきましたが、保護者の多くが子育て支援の充実、特に医療助成についての支援を訴えていますよね。そこで、現在、市ではほかの自治体に誇れるような、市民が実感できるような、強いメッセージ性のある子育て支援施策があるのかどうか聞かせてください。また、他の自治体よりも支援施策を充実できなかった場合、どのような新庄市の状況になると予想しているのかを聞かせてください。そして、今後実施を考えている支援事業などあるのか、あれば聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 子育て支援の充実につきまして御質問がありましたが、本市の将来を担う世代の定住を図る意味でも優先すべき重要な施策というふうに捉えております。議員が指摘されました子育て支援医療費助成につきましては、県が行う助成制度や本市が行う他の子育て支援施策とのバランスを考慮する必要もあり、また医療費助成事業の実施によって、国民健康保険の国庫補助が減額されるという財政運営の影響も勘案しなければならないということで、さきの3月議会で答弁させていただいたところであり、御理解願いたいと思います。

また、この制度につきましては、基本的には小学校に入る前までが国の制度としますと、県が、御存じのとおり小学校3年までだと。我がまちでは中学校までやりましたという、全体的に子供を国の宝というような考え方であれば、国が一律にこういう制度を実施するべきであろうというようなことを申してきました。しかし、

我先と競争の域に入ってきたというのが現実であります。

そんな中で、この医療制度が今質問になっていますけれども、その前に、他の自治体に誇れるような子育て支援施策ということですが、本市独自事業としては、第3子以降の児童の保育料免除事業、児童の数に応じた定住促進住宅の家賃軽減事業、わらすこ広場管理運営事業、認可外保育施設支援事業、放課後児童クラブの整備事業、障害児等特別支援に係る養護教員の採用などを実施しております。また、健康面では、里帰りでの予防接種補助、学校教育事業では、小中一貫校の整備事業、学校図書館支援事業、学校のつばさ支援事業など、こうした事業の実施を通して、子育て世代の経済的負担の軽減や子育て教育環境の充実を図っております。

子育て支援政策については、妊娠、子育て、保育、教育と切れ目のない支援が重要であり、こうした支援の拡充が子育て世代の定住につながるものと考えており、雇用の創出や社会生活基盤の整備といった他の施策もあわせ複合的に進めてまいりたいと考えております。

今後の支援事業の展開につきましては、来年度から始まります子ども・子育て支援制度に係る事業計画で盛り込む予定としています。計画策定については、幼稚園、保育所、子育て支援にかかわる団体、有識者、保護者などで組織する子ども・子育て会議で検討することとしており、その事前調査として、昨年度保護者2,000名を対象に子育てに関するニーズ調査を行ったところであります。

今回の調査での保護者からの要望について、子育てを取り巻く現状を十分把握した上で計画に反映しなければならないと思います。いずれにしても、人口減少、特に少子化については喫緊の課題でありますので、このニーズ調査に基づいて、子育て支援医療の支援拡充につき

ましては、昨年度の5月に終わりました決算数値を踏まえながら、インフルエンザや風邪が発生する冬期前の実施を考えており、現在実施に必要な試算及び検討を行っているところでありますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 今、最後に子育て支援制度の医療支援制度を考えているという答弁がありましたので、本当にこれは定住化にも直結してくることだと思いますので、ぜひ実現してほしいと思うわけでございます。

この新庄市がアンケートというか、ニーズ調査をした中身を全部見せていただきましたけれども、本当に市民の切実な、特にもちろん子育て世代の切実な思いが本当に載っています。この市民の声を十分に反映していただいて、これからも子育て支援に努力をしていただきたいと思います。

あと、終わるんですけれども、先進的な技術の実用化を目指しているある教授がテレビ番組でこういうことを言っていました。「できないと言う人はできない理由を探し、できると言う人はできる理由を探す」、そんなことを言っていました。ぜひ、市長初め執行部の皆様にはこの言葉を胸に刻んでいただいて、市民の福祉向上により一層尽力していただければと思います。

終わります。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後1時59分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表しまして一般質問申し上げます。

まず、1番として、福祉灯油を今度の冬も実施してはどうかということで質問します。

①としては、平成25年度県の補助89万円もありまして、新庄市でも灯油購入費助成事業が実施されました。灯油の値段が上がる中、寒さに震えていた市民を1世帯当たり3,000円ですが、594世帯を暖めることができました。県内を見てみますと、3,000円の助成だったのは、新庄市のほか寒河江市、村山市、河北町の4自治体でした。4,000円が川西町でした。長井市、東根市、尾花沢市ほか最上郡の6町村など、合計で20自治体が5,000円でした。真室川町は6,000円でした。これをどう見ておられるでしょうか。新庄市は少なかったかなと私は思っているんですけれども、どうでしょうか。

また、住民税非課税世帯で高齢者世帯だったんですが、オール電化だったために福祉灯油は受けられない方がいました。電気料を節約しようとしたんですが、体調を悪化させてしまいました。長井市や大蔵村など9自治体で現金給付をやっていました。新庄市でも現金給付もできるようにすればよかったのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

②として、生活保護世帯が、冬季加算があるからという理由で支給されませんでした。ところで、冬季加算には灯油の値上げ分は加味されていたのでしょうか、お聞きします。

2006年から2007年の冬季加算と2013年から2014年の冬季加算を比べてみました。そうしたら、減らされていました。1世帯では月マイナス230円、2人世帯では月マイナス290円。一方

灯油価格はどうか。その間18リットル当たり400円近く上がってありました。18リットル当たり1,400円台だったのが、1,800円台になっております。生活保護世帯にも福祉灯油を実施すべきだったのではないかなと思います。お考えをお聞きます。

③として、該当する世帯に無条件で灯油券を送付すべきだったのではないのでしょうか。市役所が遠くて申請できない方もいたのではないかなと思いますが、どうお考えになっているのでしょうか。

新庄市は、594世帯でしたが、人口が近い寒河江市で980世帯、人口が新庄より少ない村山市で995世帯、ずっと人口が少ない尾花沢市は571世帯でした。対象世帯のうち、新庄市で申請率はどのくらいだったのでしょうか。

④として、消費税増税、物価上昇、特に石油関係の値上がりと電気料の値上げが生活を圧迫しております。今度の冬も福祉灯油を実施してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

国へ特別交付税の支給を求める運動もやってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。去年度は実施が遅くなってしまいました。寒さの一番ひどいときに使えるように早目の取り組みをして、国へも働きかけていくことが必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

大きな2つ目の質問は、最上は一つの精神で、森林資源の活用と地産地消の拡大をということについてです。

このたび、県の森林振興課というところに行ってお聞きしてきたことなどを参考にお話ししたいと思います。

①として、最上地域の人工林は年間36万立方メートルずつ成長しているそうです。そのうち木材として10万立方メートル利用され、そのとき残材として6万立方メートルが生じております。残り20万立方メートルが今後利用可能な量として試算されているそうです。最上は一つと

して、地産地消で活用を進めるべきではないかと思います。

学校や体育館などの公共施設への活用はどうでしょうか。机や椅子など、市の公共施設の設備に生かすことはできないのかどうか、お尋ねします。

②として、地元の木を使っただけの中学生への物づくりの学習はできないかお聞きます。

③として、太陽光やペレットストーブ、まきストーブへの補助がありますが、これを発展させて、木質チップによる公共施設などへの冷暖房設備の導入で、化石燃料によらない地域産のエネルギー利用を拡大すべきと考えますが、どうでしょうか。

④として、地域の利用していない未利用の木質バイオマス資源を活用して、ガス化し発電し、年間1,000世帯分の電気を売電している会社もありました。年間2万トンの木質チップを利用し、原油換算で4,000キロリットルの利用分が節約になっていると言っておりました。新庄市として研究して、可能性を探求してみてもどうでしょうか。また、市民とともに、再生可能エネルギーをふやすことによって、エネルギーの自給をこの地域として目指すべきと考えますが、どうでしょうか。

大きな3番目の質問は、正社員をふやして、市民が主人公の親切的な市役所づくりをということです。

業務量がふえております。そういう中で、職員定数を減らしております。そのため、一人一人の仕事がふえているのではないのでしょうか。市民に親切に対応できる職員として成長し、豊かな経験を持つ熟練職員として定年まで健康で働くことは、市民にとっても重要なことではないのでしょうか。そのために、長時間残業ではなく、職員定数をふやしていくべきではないかと考えます。

市民からこんな声がありました。「職員に本

当に親切にやってもらってありがたかった」と、「感謝している」と。ところが、「時々頼んだのに実行されていないときがある」と、「多分、担当する仕事が多過ぎるからだろうか」という声が聞かれました。これは、やはり一人一人の仕事が多過ぎる中で、市民にもしわ寄せが行ってしまっていると私は感じました。

4 番目に予防医療についてです。

中学校 1 年生で、市内で血液検査をやっているそうです。やるときがあるということでした。そこで、生活習慣病や人工透析、これはつながっていると思いますが、に関する項目を加え、本人に知らせ、予防医療に役立ててはどうかということでした。

飽食の時代なので、果物や野菜をたくさんとれと食育として学校でも指導していると思いますが、なかなかそうならないという面もあります。成人病と言われるものが低年齢化していると言われます。厚生労働省の調査によれば、生活習慣病の一つである糖尿病、もしくはその予備軍は2,210万人、人工透析患者の43.7%が糖尿病が原因ということです。人工透析は1年で約500万円、30年間で1人1億5,000万円も医療費がかかってしまいます。

ということで、壇上からの質問を終わりました、よろしく願いいたします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

いわゆる福祉灯油の実施についてであります。山形県では灯油価格の高騰が続き、低所得の高齢者世帯や障害者世帯などの家計を圧迫している世帯の軽減を図るため、緊急対策として灯油購入費助成事業について、平成26年2月3日付で各市町村に通知がございました。

本市といたしましては、19年度に引き続き実

施するに当たり、庁内で協議した結果、県補助金の上限は1自治体当たり100万円の事業であることから、1世帯3,000円の灯油助成といたしました。要件といたしましては、オール電化の家庭であっても非課税の高齢者世帯であれば、一部灯油利用する機会があれば助成対象でありました。この助成事業の目的は、灯油高騰による支援ですので、灯油購入実績に応じ補助を行った次第であり、単なる統一的な現金支給は、その趣旨と異なるものであるため、現金支給は行っておりません。

2点目の生活保護の冬季加算に灯油値上げ分が加味されていたのかという点ですが、暖房費が生活扶助の冬季加算において措置されているとの理由で、支援対象者からは除外するよう県からの補助に係る通知がなされております。また、生活保護の冬季加算は地域的な事情や時期的な差はあるものの、物価上昇などによる価格変動も加味されて国から示されたものであるため、今回の助成からは除外した次第であります。

3点目の無条件に灯油券を送付すべきということにつきましては、制度の趣旨から実績に応じた支援をすることが妥当と考えております。

4点目の今度の冬に向けた実施計画につきましては、今のところ本市としては考えておりません。冬期における灯油価格の大幅な高騰が予想される場合は、県と協議してまいります。

次に、最上は一つの精神で、森林資源の活用を進めてはということではありますが、本市の民有林と国有林を合わせた森林面積は1万2,352ヘクタールで、平成24年度の新庄市分の素材生産量は9,182立方メートルとなっておりますが、御質問にございますとおり、資源量に伴う森林資源の循環利用がなされていない状況にあります。このことは、最上郡のみならず、県全体も同じであり、木材価格の低迷と素材生産のコスト高による林業採算性の悪化や山村の過疎化の進行により、適切な森林施業が滞っていること

が主な理由であります。

木材産業の活性化に向けては、山形県が策定した森林整備長期計画において、木材の地産地消を重要な取り組みと位置づけ、県産木材を利用した公共施設や住宅の建築などを促進するとともに、合板や木質燃料として活用するなど、県産材の需要拡大を図っております。

また、平成21年に設立されたやまがた県産木材利用センターにおいて、生産履歴の明らかな県産木材製品を工務店などに提供する産地認証制度を実施しております。本件が県と連携して実施している新庄市住宅リフォーム総合支援事業において、住宅を改築する際に、省エネルギー化やバリアフリー化、県産木材の使用などに取り組む場合の費用の一部を補助しております。この事業のうち、県産木材の使用に取り組む場合は、上限30万円を補助するとし、その実績は、平成23年度が23件、平成24年度が39件、平成25年度が35件となっており、一般住宅における木材の地産地消を図っております。

公共施設においては、平成25年3月に新庄市の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針を策定し、市が整備する公共建築物等の木造化及び内装の木質化等の促進、木質バイオマスの利用、地域産材の利用の促進、調達方法など、基本的な事項を定め、地域で育った木を市が率先して利用する地産地消に努めるとしております。

また、今後の最上地域の取り組みとして、最上総合支庁において、森林整備によって発生する未利用間伐材などを木質バイオマスとして利用し、資源経済の地域内巡回を高めつつ、新たな産業と雇用の創出を促進するとして、最上地域の木質バイオマス資源の活用に向けたガイドラインを示しております。本市におきましても、木材の地産地消を高めるこのような取り組みを推進していくことを考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

地元の木を使って中学生の物づくりについては、教育長より答弁させたいと思います。

次に、太陽光発電設備やペレットストーブ導入への補助制度と木質チップによる公共施設への冷暖房設備の導入と地域産エネルギーの利用拡大についての質問でございますが、初めに太陽光発電設備やペレットストーブにつきましては、今年度から再生可能エネルギー設備導入事業費補助金交付事業を設け、太陽光発電設備につきましては、設置する個人を対象とし、ペレットストーブ及びまきストーブにつきましては、設置する個人と事業所を対象として補助金を交付し、再生可能エネルギーの導入促進を図っております。

現在の申請状況につきましては、太陽光発電設備について1件の申請があります。ペレットストーブ及びまきストーブにつきましては4件の問い合わせがありましたが、交付申請には至っておりません。ストーブにつきましては、季節が進むにつれて関心が高まってくるものと考えておりますので、広報等周知に努めてまいります。来年度以降の補助事業につきましては、今年度の状況を見て検討してまいります。

次に、公共施設における再生可能エネルギーの利用につきましては、災害時の活動拠点となる施設に太陽光発電設備を設置し、電源確保対策を進めております。実績といたしましては、平成24年度には市民プラザに出力15キロワット、平成25年度には山屋セミナーハウスに同じく出力15キロワットの太陽光発電設備を設置しております。今年度は、平成27年度に開校する萩野学園に出力33キロワットの太陽光発電設備を設置する予定であります。

また、木質チップを利用した設備の導入につきましては、設置する施設の状況等により検討していかなければならないと考えますが、耐震診断結果に基づいた今後の施設利用計画等を考慮し、より効果的な再生可能エネルギー設備導

入に向け、適切に判断していきたいと考えております。

次に、地域内の未利用の木質バイオマスの本市での活用についてですが、最上地域は周囲を産地で囲まれ、森林資源に恵まれた環境にあると認識しております。木質バイオマスを活用しての発電の取り組みについては、全国的に見ますと、民間企業が参入している実例があります。発電事業を行う上での条件は、原料が安定的かつ安価で調達でき、調達した原料を保管する土地があること、発電をするための水の確保や発電した電力の購入者がいること、販売する電力価格が他の電力と比べて同程度の価格で供給できることなどの条件が挙げられます。

県内でも発電事業に取り組んでいる民間企業がありますが、燃料となるチップの調達に苦慮していると聞いております。発電用に使用する木材は、山林内に放置される林地残材、製材の過程で発生する製材端材ということになりますが、搬出に費用がかかることや、供給量が製材量に左右され、不安定であること、チップを製造する際の含水率を一定以下に保つ必要があることなどが主な原因となっております。いわゆる資源として存在しているものの、経済性を考慮した場合、全てを利用できるものではないというのが実情であります。

数年前に、中核工業団地への木質バイオマス企業の誘致について商工観光課が関連企業への訪問を行い、その可能性について検討、調査を実施しております。このときは、やはり燃料となる原料の調達と売電先の開拓が大きな課題となりました。

現在、新庄中核工業団地にバイオマスガス発電事業への参入を検討している民間企業の動きもあります。これは食品残渣等を発酵させ、メタンガスで発電させるものであります。再生可能エネルギーについては、木質バイオマスに限らず、多様な種類の活用可能なエネルギー源が

あり、それらに対する認識、理解が高まりつつある中で、技術の向上も図られてきております。

さきに申し上げました太陽光発電、ペレットストーブ、まきストーブの利用を促す施策を通じて、市民への啓蒙と利用促進が期待できるものと思われます。今後も継続して本市に最適な再生可能エネルギーを探るため、その活用のあり方について十分な戦略を練っていく必要があると考えております。

次に、正職員をふやして、市民が主人公の親切的な市役所づくりという御質問でございますが、議員が御指摘のとおり、新たな行政需要は増加傾向にありますので、職員の事務量が減少しているとは言えない状況であります。また、職員が定年まで健康で働き続けることにつきましても、大変重要なことだと考えております。

職員体制につきましては、平成22年に策定した新庄市定員管理計画におきまして、平成26年4月における職員数を300人以下という目標を掲げ、指定管理者制度や事務の委託化など、公共サービス提供主体の多様化を基本に、組織のスリム化と効率化を進めてまいりました。その結果、本年4月現在における正職員数は290名と計画目標を達成することとなりました。

業務におきましては、職員個々の能力を高めながら対応しており、議員が御指摘の時間外勤務についても、特に本市が長時間にわたる実態にもないと認識しており、市民サービスが低下したという話も出ておりませんので、現時点では効率的な運営がなされていると考えております。

ただし、今後におきましてもこれまで同様の人員削減が可能かどうかについては、かなり難しい状況にあると認識しております。いずれにいたしましても、現在の定員管理計画は平成26年度で終了するため、平成27年4月から新たに始まる計画を策定中でありますが、再任用制度の状況や定年延長の動向を視野に入れながら、

10年後の新庄市を見据えた定員管理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、予防医療については、先ほどと同様教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたしますします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私から地元の木を使つての中学生への物づくりの学習ができないかということについて答弁させていただきます。

物づくりの学習は、中学校技術・家庭科の技術分野において、製作の学習があります。この学習では、主に木材と他の材料を組み合わせ加工する工程を体験し、生活の中で役に立つ身近な用品として、本立てや小物入れなどを製作しております。使用する教材は、生徒が加工しやすいかたさや大きさ、保管の際に変形がしにくいものなどの面から担当教師が選定し、教材販売会社等より成形済みの木材を仕入れてあります。現在使用している教材と同等の製品の入手が地元木材で可能であれば、教材としての選択肢の一つになると思われます。

また、これは学習の狙いを達成するための教材でありますので、担当教師によって授業で活用できるかどうかの判断は異なっております。そのため、市教委としては必ず地元木材を使用するような指導はできませんが、さきに申し上げました条件が満たされるのであれば、授業の中で活用することも可能ではないかと思ひます。

2点目の予防医療についてお答え申し上げます。

児童生徒の健康診断については、学校保健安全法施行規則で定められている検査項目に従つて実施しています。それに加え、新庄市では思春期に起こりやすい貧血についても予算化し、希望者へ検査を実施しています。

議員から御質問いただいた血液検査項目にあります基準値につきましては、成人を対象としたもので、その基準値をもって児童生徒を判断することはできないということです。そのため、新庄市では、定期健康診断の結果を活用しています。健康診断の結果は、生活習慣病のみならず、多くの疾病の早期発見に役立ち、児童生徒が健康な生活を送る上で大変重要な役割を果たしています。

生活習慣病については、小児期からの予防が大切であると言われております。生活習慣病を引き起こすものとして、食生活の悪化や運動不足などが挙げられております。そのことを踏まえ、各学校では食育指導や生活リズムづくり、体育経営の充実に力を入れて、子供たちの健康な体づくりに取り組んでいるところであります。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

再質問ですが、まず予防医療についてです。

ただいまありましたけれども、香川県の三木町の三木中学校の松原先生という校医がおられました。その方が、最初は自費で3年間子供の血液検査をやつて指導したそうです。それを見て、4年目から三木町教育委員会の支出で血液検査をやり、隣の高松市もやるようになったそうです。香川県全体で小中学生の血液検査は3万5,687名にもなっているそうです。

そのうちで、脂質異常症が19.5%、肝機能異常というのが6.7%、血糖値の以上が1.3%という結果が出たそうです。小中学生の約3割が生活習慣病ではないかと言えるところです。このままでいけば、30歳代、40歳代で脳梗塞や腎不全などの合併症を発病すると思われるということです。肝機能異常は疲れて勉強ができないし、次第に脂肪肝、肝臓がんになると言われております。肝臓が悪いとキレやすいとも言われてお

ります。原因は、脂肪のとり過ぎだそうです。

しかし、救いはあります。三木町と高松市では、異常が発見された約900人の子供の親に学校に来ていただいて、検査の数値を示して警告して、生活指導、食生活指導をしたところ、自主的に3カ月後に再検査した318人の58%が基準値以下になったそうです。子供は回復が早い、早く発見して親を指導することだということでした。

新庄市での予防医療として、血液検査も考えてはどうかと思います。これは、このまま生活習慣ですから、子供たちが今は何も症状は出ないかもしれませんが、将来大きな医療費負担となって、本人及び市全体というか、国に対しての医療にかかってくるわけですから、それを予防して健康で元気で医療費もかからずにいられるようにするためにも、自覚を促していくためにもいい対策ではないかなと思うんです。どうでしょうか。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 今の市議の御質問につきましては、早い段階からの生活習慣病の予防のために行ってはどうかという内容だと捉えておりますが、新庄市につきましては、貧血検査を行いまして、思春期の貧血についての予防について努めているところです。今、議員がおっしゃいました生活習慣病等の予防につきましては、先ほど教育長の答弁にもありましたように、定期健康診断の結果の身長及び体重の測定結果からBMI指数を出しまして、肥満度を測定することができます。これにつきましては、生活習慣病の動脈硬化や糖尿病の予防につながるものと捉えております。

また、尿検査を行っておりまして、尿検査の結果からは、たんぱくや糖の陽性反応から腎臓病や糖尿病の疑いを発見することができます。このような取り組みから、血液検査になります

と再度費用がかさみますので、それを持たなくても実際今行っております定期健康診断からある程度の疑いが予測できるということと、学校教育では食育や生活習慣づくりに力を入れて、将来の生活習慣病の予防に努めたいと考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 確かに、身長・体重から肥満度、あるいは尿検査から腎臓病や糖尿病などがわかるということですが、こういった肥満度や心臓病、糖尿病などが考えられる割合というのは、どのぐらいになっているのでしょうか。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 尿検査の実施ですが、これにつきましては、1次陽性については44人、約3.6%の生徒が挙げられております。これにつきましては、全て糖尿病や腎臓病の疑いがあるというわけではなくて、今現在2次検査に進んでおりまして、その検査を待って判断をする、指導をするということになっております。

肥満度につきましては、各学校では中学生約6.6%という肥満度の割合があるということで数字が挙がっております。これにつきましても、正しい食生活及び生活習慣をつくりまして、あと運動の取り組みも含めまして、子供の指導に当たっているところです。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういう点から見ると、こういう検査というのが、子供たちの成人病予防に血液だけではなくていい検査なんだろうと思います。健康検査だと思います。それを子供たちや親たちにどのように生かしていくか、お

られるのか、お聞きします。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 この検査の結果につきましては、個人情報もありますので、全体の中で指導ということはできませんが、個人個人に養護教諭等が面談をしまして、よりよい生活づくりに取り組んでいるところです。

あと、保護者につきましては、各学校では学校保健委員会を開催しておりまして、よりよい生活の仕方について、学校、保護者、それから校医のお力をかりながらともに改善するような取り組みを行っております。そのようなことに取り組まして、子供の生活習慣病の予防に努めております。

また、授業でも保健分野の授業を活用しまして、小学校の3年生、6年生、それから中学校3年生の保健の時間に生活習慣病の予防に努めるという学習を行っておりますので、そのことでも子供の意識、それから学校だより等を通しての保護者の意識を高めているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

生活習慣病にならないようにするためのさまざまな施策があつて、その中の一つに血液検査ということもあるんだなということで、このたび私は初めて知りましたが、そういうこともあるということも視野に入れていただきまして、今回はやるとなりませんでしたけれども、今後考えていただければなと思っております。

次は、福祉灯油についてであります。結論としてはやる気はないという残念なお話でありましたが、村山市と新庄市、やってみた結果について比べてみました。村山市は人口が少ないのに、どうして新庄市よりもかなり多く福祉灯油

券を送付できたのかということで、このたび聞いてみました。そうしましたら、途中から該当者に、あなたの世帯は対象者ですと、資格ありますよと、郵送で通知したとのこと。また、市内8カ所に出張所を置いて、ここは住民票を出すことができるようにしているそうですが、つまり近くのそういう市内8カ所の出張所で申請ができたそうです。そこに申請してもらって、市役所と連絡してとれるようにしたそうです。わざわざ市役所に行かなくても申請できたということでした。その結果、対象世帯の90%くらいの申請率になったとのことでした。

こういう優しいやり方というのが新庄市でも、今後福祉灯油をやるかやらないかわかりませんが、私はやっていただきたいと思いますけれども、そのほか福祉医療施策をやるときに、申請させるときに、このやり方というのは非常に優しいやり方だなと私は感じるんですが、福祉事務所長としてはどうでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 灯油購入費助成事業につきましては、今回県の政策ということで正式には2月3日に助成事業をやるという形で、年度末、期間のない中でやったところでございます。それにつきましては、一つには民生委員さんの声がけというふうなことが中心になりますけれども、2月10日の市報で回覧したということもあります。それから、2月25日のお知らせ版、それから市報で対応したということで、受け付け期間がなかなか県の発表から期間がなかったのかなということで、なるべく多くの方に申請していただければよかったんですけれども、灯油の購入実績ということもございますので、灯油を買わない、必要でない、オール電化の方の先ほどの話もありましたけれ

ども、そういう方々については該当しないということもありますので、実際には618人の実績になりますけれども、そういう結果になったというところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 福祉のほうとしては、該当者というのは実は把握しておられるんだと思います。わざわざ申請してもらわなくても、住民税非課税世帯、障害者、あるいは高齢世帯、ひとり親世帯、こういうのは福祉の事務所が一番よく把握しておられると思うんですね。そういう意味で、こちらから、待っているのではなくて、あなたは対象者ですよといって教えてあげる、そして申請があれば、要らないという方もいらっしゃると思いますので、受けられるというそういう優しいやり方というのが必要なのではないかなと思うんですが、もう一度お聞きします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 中にはやっぱり時間がなかったというところもございます。それから、非課税世帯につきましては、税務課との調整もございますので、人口の少ないところでしたらすぐ出てくる場所もございすけれども、今回は申請方式ということで申請していただいた次第です。中にはやはり該当しないという方もいらっしゃいましたので、今回期間が短かったということが一番大きな理由かと思っておりますけれども、今後同じような事業があるときには、なるべく期間を設けて拾える方については拾っていききたいなと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よろしく願いいたし

ます。今、いいことを言っていました。ありがとうございます。

これだけに限らず、拾える方、できるだけ教えていただいて、もらえますよ、使えますよと言っていていただくというのがありがたいと思います。

それから、先ほど考えていないということに続いて、大幅な価格の高騰のとき県と協議するということですが、灯油価格は物すごい値上がりをしております。この2006年のときには1,415円、そして現在最近で1,825円ということで、1,900円近くになっております。実は、2002年とか2003年のころには、700円台、800円ちょっとだったんです。これが、このようにそのころと比べて2倍以上にも上がっているんです。その間、冬季加算について先ほど変動がみなされているのではないかと回答がありましたが、決して全然見られていないのではないかと私は改めて思いました。

2006年、灯油が1,414円の時、1人世帯の冬季加算、山形県この場合、1万4,280円でした。これが、最近では1万4,050円です。生活保護世帯の冬季加算は下がっているんです。灯油が上がっている、大幅値上げに対して、下がっている冬季加算、これをどう見ますか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 生活保護基準につきましては、国の基準ですので、それにのっとった形で支給しなければならないという厳格な決まりがございます。今回、生活扶助のほうですけれども、生活保護費の中の生活扶助の面につきまして改定がなされました。これにつきましては、平成20年から23年の間の物価の上昇及び下落というふうなところを加味しての改定になってございます。実質的に引き下げ

という形になりましたけれども、昨年、それから今年、来年と3カ年に分けて段階的に、一挙に引き下げますと影響もありますので、段階的に引き下げたということです。

生活保護の基準額につきましては、そうした平成20年から23年の物価に基づいて算定しているということで、当然現状と比較して違うということも、物価の品目によっては違うこともあるかと思いますが、生活保護につきましては、そうした基準に基づいて支給するというふうなことが法令で定められておりますので、これにつきましては、この範囲内で生活していただくということになるかと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 生活保護費のこの金額を上げろと言っているわけではないんです。今回のような福祉灯油というのは、灯油の値段が高騰、高くなっているということで、収入が低い世帯に補助しようではないかという内容だと思うんです。そういう福祉の施策として、本当は生活保護世帯も該当してもよかったのではないかなと思うんですが、どうですか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 先ほども市長が申し上げましたけれども、今回の山形県のほうでの生活困窮世帯への灯油購入費助成事業についてという通知の中で、支援対象者につきましては、生活困難世帯を対象とするという前提がございますけれども、ただし書きの中で、生活保護支給世帯については、暖房費が生活扶助の冬季加算について措置されていることから除外するという事になってございます。生活保護につきましては、収入認定するしないの基準もございますので、そういった観点から、こ

の部分につきましては支援がなされているという判断になったものだと判断しております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 支援がなされていると判断している中身の冬季加算が下がっていたわけですから、なされていなかったんだろうと私は思います。そういったことを今後県などに行った場合はぜひ言っていただきたいし、また、市で独自にやる場合には、市でできることを支援として考えるべきではないかということをお願いしたいと思います。

次に、2つ目に行きますが、2つ目の森林資源ですけれども、住宅の建て主に地場産材の活用の動機づけのために、住宅新築に金山町は助成しているわけです。こういうようなことを新庄でも考えてもいいのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地産地消ということでございますので、有効活用を図る中では有効な選択肢だろうと。定住化というようなことでの総合的な施策の中から、一つ枝葉として検討事項というようなことにはなってこようかなとは思っています。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、冬の燃料としてまきの利用を進めるために、森林オーナー制をつくれるように予算措置はできないかと思いますが、どうでしょうか。山を持った人と借りた人が活用できるような制度としてどうでしょうか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 オーナー制というようなお話でございますが、今年度県の総合支庁の事業で、

「薪・木の駅プロジェクト」というものを立ち上げるというふうな話を聞いています。

この内容につきましては、山で放りっ放しになっているような林地残材、これらを木の駅に出荷するというふうなことです、山の持ち主が。そうしたこと、間伐材とか、倒木された残材をステーションに持ってくると。そうすると、その木を今度はまきボイラーということでエネルギーにすれば町が元気にということで、いわゆるまきストーブとか、チップボイラー、こういったものに回していくと。その見返りとして、そこに持ち込んだ方には御褒美というような形で、地域共通券みたいなものを発行できたというふうな、こういった仕組みづくりを今総合支庁で考えられているようでございます。

そんなことで、その生産者、山の持ち主、そしてそれをボイラーとして、木質バイオマスとして使いたい方とを縁結びしていくというふうな、こういった事業なんかは、そのオーナー制度も一つの方法ではあるんですが、身近な取り組みとしてこういった事業も起きてくるようなので、その辺を推進してまいりたいということで考えております。

以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次の質問ですけれども、正職員をふやして、市民が主人公の親切的な市役所づくりということで、正職員の家族の方からの声であります。「毎日のように夜9時半過ぎに帰ることになっている」と、「残業手当はつくというが、体を壊すのではないかと心配だ」という声が寄せられています。2010年の月平均の超過勤務手当を調べましたら、一般行政職で月1万6,784円でした。2013年、平成25年度の超過勤務手当は、1人月平均一般行政職で幾らでしたか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 時間外勤務の時間数について、平成24年度決算ベースで若干ちょっと時間の違いがあるようでございますので、1万6,939時間でございます。平成25年度は、1万6,115時間でございます。これを1人当たりの年平均にいたしますと、平成24年度が56.8時間、平成25年度が1人平均55時間、それから月平均にいたしますと、平成24年度が4.7時間、平成25年度が4.6時間。これはあくまでも1人平均としての時間数でございますので、繁閑の差、季節変動等によりまして、部局によっては超過する時間が多くなる一過性の事業等がございますので、必ずしもこの平均をもって低いとは申しませんが、一番多い時間数にしても、年間で1月60時間を超えるというのが1人、2人いる程度でございまして、平均的には今申し上げたように、月平均5時間弱ぐらいで推移しているというところでございますので、議員がおっしゃるような長時間にわたる勤務を強いて、健康を害するような状況にはなっていないと理解してございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどの1万5,000円として、月平均1万5,000円という数字でいきますと、300人としめすと450万円なんです。450万というのは、何人分の給料になると思いますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 450万円、大体1人平均一般行政職で32万円ぐらいでございますので、どのくらいでしょうか、十三、四人くらいになるのではないかと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） その分正採用として雇

ってふやしていただきたいと、私は思います。

散 会

小嶋富弥議長 本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす10日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時49分 散会

平成26年6定例会会議録（第3号）

平成26年6月10日 火曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会
委員
会長
農業委員会
会長

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
事務局
局長
農業委員会
事務局
局長

小 松 孝
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵
主査 沼 澤 和 也

議事日程（第3号）

平成26年6月10日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 奥 山 省 三 議員
- 2 番 山 口 吉 静 議員
- 3 番 清 水 清 秋 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２６年６月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
１	奥 山 省 三	１．老朽化施設への対応とまちづくりについて	市 長
２	山 口 吉 静	１．敬老祝い金等について ２．高齢者の孤立死の防止について ３．生活保護行政について ４．中学校の学力の現状・評価・向上について ５．負担金及び補助金等について	市 長 教育委員長
３	清 水 清 秋	１．財政再建に問う ２．八向地区公民館の現状と今後の改築について	市 長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名であります。これより2日目の一般質問を行います。

奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）（拍手）

7 番（奥山省三議員） おはようございます。

開成の会の奥山です。

通告に従いまして一般質問を行います。ちょっと聞き苦しい点がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、全国的に老朽化インフラの整備について問題となっておりますが、当市のインフラ整備についてお聞きしたいと思います。

昨年12月の全員協議会におきまして、体育施設の整備改修計画が示されましたが、テニスコート、体育館、陸上競技場の3つの施設と、それから武道館についての計画は示されました。ほかにまだ施設はたくさんあります。これらにつきまして、どのように更新、または改修、補

修、または除却などを行っていくのか、お聞きしたいと思います。

当市では、どのような優先順位をもって進めていこうとしているのかもお聞きします。例えば、当市の公共施設につきまして、建築後30年以上経過の施設が全体のどのくらいを占めているのか。また、それは今後どのように維持管理を行っていくのか、調査検討はされているのか、お聞きしたいと思います。

1970年代につくられました施設は、2020年代に50年を経過し、更新の時期が訪れます。そのときに全てを新しく建てかえをするとすると、莫大な金額になることは明白です。その財源についても計画的に行っていかなければ、今人口減少によります税収の落ち込み、さらに社会保障費の増加により、施設建設費の予算の削減が必要になることは避けられない状況にあると思われます。それぞれの老朽化インフラにつきまして、新しくするのか、除却するのか、改修保全で施設の寿命を延ばしていくのか、検討する時期に来ていると思います。これらについて、どのように計画を進めて考えているのかお聞きしたいと思います。

同じような施設を当市でも建てて、郡部の隣の市町村でも建てるようなことは極力避けて、これからは地域連携、広域化というか、施設の維持管理を行っていくことが今後必要なると思われます。これは、病院とか、文化ホール、美術館、大型体育施設などが考えられますが、また図書館、公民館、福祉施設等も他の民間施設との複合化によりまして、経費の負担軽減を図りながら、こういうのは多機能化というふうに分けられると思いますけれども、そういうふうに分けていかなければ、今後大変になると思いますので、お願ひしたいと思います。

それから、当市の現在のインフラの状態を十分に把握しているのでしょうか。長期的な維持管理、建てかえの計画については、どのように

考えているのかお聞きしたいと思います。さらに、これからのまちづくりにつきましても、インフラ整備とあわせて進めていく必要があるのではないのでしょうか。人口減少、高齢化が進み、空き家が増加し、まちが空洞化していく状態では、まちににぎわいがなくなり、人が集まってきません。また、行政もふえ続ける行政需要を減り続ける予算でやりくりしていかなければなりません。このような厳しい状況の中で、どのようにインフラを整備し、まちづくりを進めていくのかをお聞きます。

以上で、壇上の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

市有施設の老朽化対策についてですが、昨年の12月の全員協議会におきまして、老朽化が進み、耐震性の面においても大規模な補強が必要とされた体育施設の整備改修計画について説明をさせていただきました。また、26年1月の全員協議会では、平成25年度に耐震診断を実施した施設の診断結果と今後の改修方針について御説明をさせていただきました。いずれも利用する市民の安全確保を最優先し、施設の重要度や利用頻度などを考慮して策定したものであります。

また、道路や水道などのインフラについてですが、市道の橋梁については、国土交通省からの橋梁の長寿命化修繕計画策定施策を受けて、平成22年度より3年間橋梁点検を実施し、平成25年度に長寿命化修繕計画を策定いたしました。従来の事後的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえと方向性を強化していくものであります。橋梁のほか、市道の路面舗装につきましては、平成25年度から道路ス

トック総点検を実施し、構造物等の安全性について調査し、その結果に基づき修繕計画を立て、実施してまいります。これらの計画を着実に行うことにより、全体にわたる費用の縮減を図るとともに、道路網の安全性、信頼性を確保してまいります。

市営住宅につきましては、昭和40年代が48戸、50年代が200戸、60年代以降が194戸となっており、昭和26年3月に策定いたしました長寿命化計画に基づき、修繕や改善の活用法を定めることにより、管理の効率化を図り、予防・保全的な観点から修繕や改善を進め、更新コストの縮減と事業量の平準化を図っております。

下水道につきましては、処理場の建築設備、機械設備、電気設備、それぞれの耐用年数に応じた長寿命化計画を策定し、平成25年度から29年度までの5カ年計画で逐次更新を進めているところであります。平成30年度以降につきましても、引き続き長寿命化計画を策定し、施設の更新及び供用区域拡大に伴う増改築をあわせて進めていく予定であります。

管渠につきましては、平成元年度の供用開始で、耐用年数が50年であることから、現在のところ、長寿命化計画は無策定であります。計画的な管渠清掃及びカメラ調査の実施により、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に寄与するよう努めております。

水道事業につきましては、現在、耐用年数を経過した監視制御設備の更新及び老朽化した配水管を耐震化へ更新する事業を進めております。今後の管路の更新計画につきましては、老朽化のみの観点ではなくて、管路の重要度や経過年数、埋設地盤及び活断層の影響などを考慮し、耐震性を有した管路整備を年次計画を定めて進めていくこととしております。

学校や社会教育施設、庁舎などの公共施設の老朽化対策については、平成24年度より公有財産の適正管理と有効活用のための基本方針を策

定するため、新庄市公有財産管理活用方針策定会議を設置し、検討を進めております。特に、小中学校、保育所を初め公共施設の耐震化については、平成21年度より耐震診断を実施し、冒頭申し上げましたように、耐震改修が必要な施設については、同会議にて優先順位づけや実施年度などの協議、改修を進めてまいりました。

そのような中、昨年11月には国においてもインフラ長寿命化基本計画が策定され、地方公共団体においても、その行動計画として公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定するよう国から求められております。計画のポイントといたしましては、①10年以上の長期にわたる計画とすること。②箱物に限らず、地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象とすること。③には、更新、統廃合、長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を期することの3点が示されました。また、計画には、施設の老朽化の状況や利用状況、総人口や年代別人口について、今後の見通し、施設の維持管理、修繕、更新費用の見込みなどを盛り込むこととされております。

新庄市としましては、今後の人口減少や公営高齢化による需要の変化、税収減少の影響を鑑み、将来にわたって持続可能な住民サービスのあり方を検討し、平成28年度まで公共施設等総合管理計画の策定に取り組む考えであります。施設の維持管理のあり方、また施設再編の検討を市民の皆様の御理解をいただきながら進めていくために、まずは施設の現状把握のためのデータ整理を進めてまいりたいと考えております。これからのまちづくりにおいては、インフラ整備やまちづくり総合計画に掲げる社会生活基盤が整い、安全で快適なまちづくりの基盤となるものであり、また教育や生涯学習、子育て環境の充実といった施策を具体的に推進するため、公共施設のあり方をともに検討してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 少し具体的に質問してみたいと思います。

当市の公共施設は幾つあって、どれぐらいのものが老朽化して、今すぐに修理とかなければならないなど、どういうふうな状況になっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 おはようございます。

今現在、行政財産として活用しております施設は、今のところ112施設であります。棟数で数えますと、若干その建築年の違いであったり、一棟のものが違ったりしますので、施設ということでお考えいただきたいと思います。112施設ほどございます。その中で、30年を経過している施設、先ほど奥山議員からは早急に修理が必要なものということがございましたが、早急に修繕が必要なものについては、逐次対応させていただいてございますので、御質問の趣旨に沿って、今後老朽化対策としてどのような施設を対象とするのかというような観点から、一応目安として30年経過した建物といたしますと、112施設のうち30年経過したものということになりますと、昭和59年以前の建築年の建物になるわけですが、これらについては46施設ございます。全施設の約4割が30年を経過した施設というようなことになりますので、これらについても今後策定します計画の中で検討すべき事項になろうかと思っております。

以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の説明ですと、112施設ですから、そして30年経過しているものが約4割と。これは、国が言っているのと大体基

本的な考え方は同じだと思います。昨年、国でインフラ長寿命化基本計画と、それから各自治体に公共施設総合管理計画を策定するように、そして今の市長の答弁ですと、平成28年度までに行うとなっていますけれども、ただ、全部をするとすると金額にかなりの額になると思うんです。だから、全部を更新していくのか、それとも補修改善で寿命を延ばしていくのか。だから、この112施設のうちの46施設ですか、それを全部更新していくという考えなのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 議員がおっしゃられる更新というものが、建てかえという意味でございましたら、全て建てかえするという事ではないのかなと思っています。長寿命化によって、施設が今後も維持できるというものがあるのであれば、建てかえまで至らないものもございまして、大規模修繕等で対応するものもございまして。また、単純に施設の修繕等で賄えるものであればそのようにさせていただきますし、これが直ちに平成28年度以降できるかということになりますと、それは28年度までの計画策定に基づいて、財政状況を勘案しながら進めてまいるということになりますので、直ちに大規模修繕等を行っていくというものではないと考えております。

以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の話ですと、46施設全て新しくするというわけではないと、それぞれ一つ一つ見ながらやっていくということだと思いますけれども、それについては28年まで計画を立てて、それに従って随時やっていくということだと思いますけれども、前の話で30年以上経過しているのが46施設、これは同時に更新時期を迎えるものもあると思います。今、財政

状況もそんなにまだよくなったというわけではないんですけれども、それと一緒に人口減少社会が訪れて税収が減っている状況で、今、補修とか修繕をやっていく財源が確保できるのかどうか、その点もお聞きしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 もちろん、財源との相談の中で、補修計画もしくはこの計画を進めていくことになりますので、その必要な財源を手当てしながら進めていくことになろうかと思います。ただ、計画の一番の目的は、一時的にその改築・改修がピークを迎える、極端に増量するということがないように平準化するためにその計画を策定するということになりますので、年代ごとにこういきますと、できる限り山の低い計画、財政負担、そういったものを考えながら計画を策定していきたいと考えてございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 財源はそのときそのときに合わせてやっていくという状況だと思いますけれども、これから公共施設に関して、数が112施設ですか、だからこれを、今現在46、残りの80弱の施設を28年度までに計画を立てていくとすると、財源的には全部を新しくするというわけではないと思いますけれども、財源的にはかなりの金額が必要だと思うんです。だから、その基本的な考えというか、それをどういうふうにやっていくのか、ちょっとその点をお聞きします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 お答えになるかどうかわかりませんが、今の段階で、財源がどのくらい必要だからどうやって手当てするというふうな具体的なその数値を持っているわけではございません。この平成28年度までの計画策定の段階で財

政との協議をしながら、先ほど申し上げたように、財政負担の緩やかな増額といいますか、平準化を考えながら財政負担を考えて、その施設の維持管理、修繕を行っていくというのが計画の目的になってございますので、今の段階で財政負担云々ということではないわけでございます。

また、このたび国でこの計画を策定するに当たって、補助金等についてどうするんだというようなところは、改築修繕に関しては今のところ計画には何もない状況でございます。計画策定に関して特別交付税で2分の1措置する等についてはございますが、計画策定後の施設の除却、改築等について、具体的に国で財政支援を示しているというものではございませんので、それは今後どういうふうな施策が国から出てくるのか、見ながら判断せざるを得ない面があるかと思えます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 46施設が30年を迎えているということですが、これら施設につきまして大きく分類すると、箱物とか、インフラ系とか、プラント系とか、3つに大きく分類されると思いますけれども、この46施設をこの3つに分けるとすると、今一番大きい金額になるのはその3つのうちのどれに該当するのか、わかれば教えていただきたいと思えます。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 大変失礼しました。46施設と申し上げましたのは、箱物でございます。箱物について全体112施設があって、そのうちの46施設ということでございますので、御理解願いたいたと思いますが、その他のライフライン系のインフラにつきましては、先ほど市長からございましたように、それぞれ計画をもって今後維持補修、整備に当たるということでございます

ので、よろしく御理解いただきたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） そうすると、46施設が全て箱物ということですので、これを全部更新するということになると、やっぱり莫大な金額になると思うんです。だから、この辺のところを、全部を新しくするのではなくて、例えばほかの施設とか、民間の施設とか、複合施設とかそういう考え方も持ってこれからやっていくとか、そういう考えはないのか、その辺のところ、これからの方針とか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 国の指針においても、P F Iでありますとか、P P Pでありますとか、民間の力を極力行政のほうに取り入れた形での検討をすることが指針として示されてございます。具体的にどの施設にどうだということまではまだ至ってございませんが、そういった可能性があるのかについても当然検討の対象になるものと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） これからもそういう会議とか、そういうのを持つと思いますけれども、それにつきまして、市民とか、それから有識者、行政を交えた協議の場が必要だと私は思いますけれども、それについてはどういうふうにお考えですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 検討の段階で、市民の方々、もしくは有識者の方を使うのか使わないのかというようなお話だと思いますが、その件に関しては、去年の12月議会であったと思いますが、一般質問の段階で市長からも、積極的に対応す

るようにという答弁をさせていただいてございますので、無論この件に関しても積極的に市民の方々等の意見を聞きながら、計画策定を進めていく考えでございます。

以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） できれば、市民の方も入れて相談して、必要なものはつくる、必要でないものはつくと、そういうふうなことを頭に入れてやっていただきたいと思います。

それから、原則として新規の箱物は建設しないとか、それから優先順位として義務教育、子育て支援とか、そういうスペース関連を優先する、そういう考えとかはないのか。その辺からあと、今人口減少になっていますけれども、全体の面積を削減するというか、そういう考えもないのか、ちょっとお聞きします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 今の段階で、例えば箱物を一切つとらないという方針を示すという考えはございませんし、必要なものがあれば当然必要なものとしてつとらざるを得ない面がございます。耐震によって必要なものが出てくる場合もございますので、それを今ここでつとらないというわけにはいかないと思いますし、また優先順位につきましても、市民の方々等の意見、それから行政内部での意見、いろいろございますので、今の段階でも優先順位についてこうだというふうな考えを具体的にお示しするわけにはまいらないという状況でございます。

ちょっと答弁漏れがございましたら、また後ほどお願いしたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ただいま、箱物についてはつとらないとは言えないというか、それは

今後の問題だと思います。つくらなければならぬものはつくと、それはみんなと議論してつくっていくところだと思いますけれども、今、例えば耐用年数をはるかに超えている施設も市にはあると思うんですけれども、そういうものについて、今、国で特例措置で75%助成とかなんかあるという話をちょっと聞きましたけれども、除却するものについてはそういう資金を使って除却するとかというそういう考えはないのか、その辺もお聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今の御質問ですけれども、多分耐用年数をはるかに超えているという形の施設については、いわゆる橋梁部分が1カ所ございます。泉田橋ですけれども、それにつきまして、今までですと、やはり耐用年数をはるかに超えているものについてのいわゆる除却、撤去費ですけれども、これについては国では補助制度そのものはなかったということでございます。それで、長寿命化計画を作成するという形でいろいろ論議がありまして、その中で新たな動きとして、今年度よりその撤去について、効果促進事業という形で補助対象とすることができるとい形になってございます。

あと、それから起債の関係ですけれども、一般単独の中のメニューに起債という形、これについては対象になりますよというふうな形で話はございました。ただし、財源をこれで確保したかということだと、それではまだないということです。いわゆる効果促進事業として行う、私どもで今手がけています社会資本整備総合交付金ですけれども、これを充てようとすると、ほかの今度事業にそのしわ寄せが来るとい形になります。ですから、非常にこの使い分けというのが大変でございます。これにつきましては、全国的な動きでございますけれども、これから長寿命化の計画がそれぞれの市町村で皆

上がってきます。そうしたときに全国レベルで考えますと、やはり撤去そのものについての動きも出てくるという形で動きが活発になるということが予想されますので、その段階でいろいろ情報を収集しながら一番有利な財源確保をして、その解決を図りたいと考えてございます。

そのようなことで、現在一番問題になっている泉田橋につきまして、以前に建設業協会の最上支部から保安施設ということでネットを敷設していただきました。これは400万円ほどの工事を寄附していただいたような形でしていますが、それにつきましても、維持しながら安全対策をしながら財源確保に向けた動きも活発にしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ただいま私からではなく、課長から泉田橋が出てきましたけれども、これについては除却について、今回の国の考えでは除却も対象になる。今までだと、新しいものをつくれば、そのときに古いものを除却するという考えだった、単品で除却はできないという考え、これは新しく変わったということらしいですけれども、その辺のところ、今の課長の話だとまだ財源というか、それが手当てできないという感じに私にはちょっと映りましたけれども、そういう意味なんでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 財源、いわゆる補助対象としての項目として、メニューとしてはございます。ただし、現実的にそのメニュー、例えばあの橋を撤去するについては、撤去については7,500万円、あとその他護岸関係を直しますので、合わせますと大体1億円ぐらいかかると見込んでおりますけれども、その財源そのものがいわゆるその効果促進事業として国からの補助

金で賄えますと、いわゆるパッケージとして補助金が出るわけですので、そうするとその分のしわ寄せがほかの事業に行ってしまうという現実ではございます。そのために、単体ではかの事業として影響を与えないような補助金の使い方といいますか、つくり方といいますか、そのものについて国等に訴えかけていきたいと。現実的に新庄市のほうがあるわけですが、県内ではほかのところは今のところまだそんなに出てきておりません。今後、橋梁の長寿命化の策定が全国的に出てきた段階で、そういうふうな新庄市と同じような状況が出てくるという形が予想されますので、そのときを狙っていわゆる活動して、財源の確保を進めたいと思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） わかりました。

さっき私が最初に質問したときに、例えば当市にあるものでほかの郡部にもあるものをつくっていく、そういうふうなことはこれからなるべくしないで、広域化を考えてほしいということについてちょっとお聞きしたんですけれども、その点についてはどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 広域最上地域全体というように念頭での御質問かと思いますが、8市町村ございまして、私どものまちづくり総合計画と同じように、ほかの7町村にも振興計画がございまして。その中で、まちづくりのためのそれぞれの方策が設けられている。その中で、必要な施設、これもはめ込まれているわけでありまして、そのそれぞれの計画に基づいた事業を執行するための施設を運営し、また維持もしていくというような形が方針なのだろうと思います。

8市町村が合併でもしているならば、1つのまちづくり総合計画に基づいた形の中で、今、活用方針がこれから練られて、管理計画ができていくような議論がされていくわけなんでしょうけれども、それが今8つそれぞれ行われようとしているというようなこともありますので、それはそれとして、私どもとしては尊重せざるを得ない部分もあります。おのおのの施設の中で、これまでもおのおのの分野において、議員がおっしゃるような形の議論もされてきたようには伺っておりますが、なかなか方向性としては出てこない。それはやはり今のようなまちづくり総合計画がこのような状況であるというようなことに鑑みる部分も多いのではないのかなというように思います。これにかわるような大義というか、よりどころというものがあれば、8市町村がまた歩み寄って建設的な協議をする場もできるのかなと思います。

その一つが、この28年度まで市町村が仕上げなければいけない公共施設等総合管理計画であろうと思います。その過程の中で、今のような広域的な役割というものの統廃合というものも意識しながら、意見交換をしながらつくられてくるというようなこともあろうかと思えますし、その過程の中で、今メディアでさまざま伝えらえておる政府から出ている経済財政運営と改革の指針でしたでしょうか、その中で骨太の方針がさまざま示されております。人口維持をしていくための方針のその多くは少子化対策なんでしょうけれども、その一つに社会資本整備の選択と集中というような項目も大きく掲げられておりますので、その中身がわかってくるならば、その中身によって総合管理計画というもののつくられ方も非常に共通的なものになってくるでしょうし、あるいはそれを大義にして協議していくというような場も考えられるものかなと思います。

以上です。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の話ですと、広域と
いうか、そういう考えは今のところはないとい
うことは、今までどおりワンセット主義でいく
という感じにちょっと受けられますけれども、
今、広域では一応新庄市がボスになっているわ
けですから、やっぱりこれからリーダー的な存
在ですから、一応合併はしていなくてもまとめ
ていくという感じとして広域的に考えてこれか
らやっていくことが必要ではないかと私は考え
ますけれども、それは間違いなのでしょうか。
もう一回ちょっとその点、お聞きしたいと思
います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 分野分野、さまざま温度
差はあろうかと思いますが、それぞれのまちづ
くり計画に基づいて総合管理計画も仕上げてい
くと、その過程の中で、分野分野ごとに意見交
換をしながら進めておると、それで活用方針を
決めていっているというようなことがあります
ので、総合的な形の中で一つ大きく、これはこ
れ、あれはあれというふうな形で一本にして整
理していくのは今後なのであろうというよう
なことでございますので、分野分野ごとには今
でもやっておりますから、その辺は今後整理さ
れていく、例えば国の中で出てくる指針に基づ
いては大きく一つとして整理されていくものの
期待はできますけれども、分野ごとには現在も
そのような形で進めておるというようなことで
理解しております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） だから、私は無駄なこ
とはやめて、広域として、広域に新庄市も入っ
ているわけですから、やっぱりこれからは合併
しないと、きのうの一般質問にもありましたけ

れども、896の自治体が消えていくという状況なんです。だから、合併を必ずしなくても、やっぱりそういうことも頭に入れて考えて、これからの公共施設を維持管理していくのが大切ではないかと考えますけれども、それは今の考えにはないので、それはしようがないと思います。

それでは、これはインフラ老朽化につきまして、そのまま放置しておけば崩壊して、借金をすれば財政破綻が起きる、公共事業予算の削減は社会保障予算を確保するためと、社会保障費を削減すれば、公共事業の予算を確保することは可能ですけれども、それは非常に困難だと、そういう状況になっていると思います。ただ、当市の考え方として、もう少し広域とか、民間を使った、さっきPPPですか、そういうような考え方をやっていく考えはあるのかなのか、ちょっとその点、もう一回お願いしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 御質問の後段のPPP、PFIについての活用、どうなんだというふうなお話だと思いますが、これについては、国で示している指針の中でもPFI、民間の資金を活用した建築等についても検討することになってございますし、当然それについても、我々としては必要な施設についても検討しますということにしております。そういったことで、PFI、PPPについても担当者が仙台でこの前講習会があったわけですが、そこにも出席させて勉強させているという状況でございます。

それから、先ほど来広域的な取り組みはどうなんだというふうなお話がございしますが、この国の指針からも実は広域的な取り組みを考えるべきであるというふうな要請をいただいているところでございまして、総合政策課長から今の段階での現況を申し上げたところでございまして、今後どうするかについても、当然各市町村、

この指針に従って検討することになりますので、今現在どうのこうのというよりも、今後の計画策定の段階ではそれぞれの団体がそれぞれ考える話になってくるんだろうということで、当然新庄市としても検討することになります。それが、どういうふうなところでその8市町村が一致するか云々については、まだまだ協議が必要な面がございますが、そういった検討を始めるというようなことについては行うということでございますので、その点はよろしく御理解いただきたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） まちづくりについてもちょっと答えがなかったように思いますけれども、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 まちづくりということでの広域のタッグということだと思いますけれども、できることからということもありまして、平成の大合併後、国でも地方自治のあり方というようなもののさまざまな成果のもとに、自治法の改正等、さまざま今後の地方自治の方向性を二、三出してきている中で、人口減少の中で非常に大切にされているということで焦点が当たってきている定住自立圏構想というようなものがございます。

これも以前からありましたが、人口減少を背景としてさらにこの点がクローズアップされてきている形の中で、最上8市町村、まちづくりの中で共通課題を見出しながら、ともに行政効率のある、あるいは今後にも継続的につながっていけるような、おのおのの分野でそれをしていくべきではないかというようなことの課題の整理のもとに、この定住自立圏構想、これを具現化しようと。そのためには、新庄市が最上8市町村の中心市であるということの宣言をす

る期間も限定されておりますが、その研究を最上総合支庁とともに8市町村が昨年度末から具体化してございます。月に一遍くらいのペースで研究をしておりますので、一方では、インフラ整備なども含めながら、広くまちづくりについて行えるところから行っていこうというふうな場はこのような形で設けていることは一つございますので、この場をおかりしてお話しさせていただきたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） これからは無駄なことはなるべくやめて、経費節減を図って、市民の要望に応じていってほしいということをお願いして質問を終わります。ありがとうございます。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 次に、山口吉静君。

（17番山口吉静議員登壇）（拍手）

17番（山口吉静議員） 皆様、御苦労さまでございます。

絆の会、山口吉静でございます。

それでは、発言通告に従いまして、次の5点について一般質問をさせていただきます。

まず、私は一問一答方式ですので、1点目を壇上で質問させていただきまして、2点目からは自席で質問をさせていただきます。よろしく

お願いいたします。

まず、1点目は壇上から、敬老祝い金などについてであります。敬老100歳祝い金支給を復活し、お年寄りに支給することについて、敬老者の皆様は明治、大正、昭和、平成の4代にわたる激動の時代を、波乱万丈の苦難の道を歩まれながらも今日の平和で豊かな社会の基礎を築いてくださいました。社会の恩人でございます。これまでの皆様の御苦労に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げなければなりません。また、介護をしてくださる周りの方々に感謝とお礼を申し上げて、ぜひ敬老祝い金を提供することについて伺いいたします。

壇上での1点目の質問を終わります。御答弁よろしく願います。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、山口議員の1問目の御質問にお答えさせていただきます。

敬老祝い金についての御質問ですが、この事業は平成8年度まで85歳以上の高齢者の方を対象に祝い金を支給してまいりました。その後、支給対象を満100歳を迎えた方とし、平成15年度までは30万円、平成19年度までは10万円を支給してまいりました。この間の金額の推移につきましては、当市の財政事情により減額せざるを得なかった状況にあり、現在は祝い金にかえて賀詞と祝い品の贈呈となっております。

100歳を迎えられた方には、私も訪問させていただき、御家族とともに長寿を祝い、長年当市に貢献していただいたことに心から感謝と敬意を表し、賀詞を贈呈させていただいております。また、御本人、御家族の同意を得て市報等へ掲載し、お祝いさせていただいております。今後も感謝と長寿のお祝いとして、これまでどおりの事業を継続してまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございます。

1点目の再質問をいたします。

お祝い金に関しては、市の財政の余裕等の関係で提供するものであると思いますが、敬老祝い金は皆さん非常に心待ちにしていると思います。敬老祝い金は、祝意をあらわすことと老人を敬うことが大切であります。敬老100歳祝い金贈呈者は本年度は何人いらっしゃいますか。また、今後3年ほどで何名となりますか。まず、お伺いいたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 満100歳になられる方ですけれども、今年度は11名の予定でございます。それで、来年、再来年についてはちょっとまだ調査してございませんけれども、例年数名は必ずおる状況でありまして、今年度に入りまして2名目がそろそろ予定されているところでございます。

以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございます。

先月、18日の山新によりますと、ふるさと納税制度による寄附が急増していて、新庄市は2012年度470万円、2013年度1,190万円で、2倍以上に増額とありました。その一部を充てることも考えてほしいと思うわけですが、よろしく御検討お願いしたいと思います。市長の御見解を伺います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ふるさと納税の活用ということでの御趣旨、ありがとうございました。

今ありましたように、ふるさと納税ですけれども、25年度大きく伸びまして、1,150件の方々から御寄附いただきまして、1,200万円に近い金額となりました。13市中、順位から申しますといずれも高いほうから、件数は2番目、金額は3番目というような高さでありまして、本当にふるさとを思う全国の方々からの温かい気持ちが非常に伝わってくるなと思っております。

この活用につきましては、1,000万円をめぐりに基金化しておりまして、それを一般会計に繰り入れながら、25年度から活用させてもらっているということでございます。寄附の皆様方からは、市政振興のための6部門、社会福祉とか、教育とか、建設、環境保全、地域づくり等々の6部門の中での希望を、自分の寄附をどう使うかなどに使うしてほしいかという希望をとってございます。地域づくりを除いた5部門の中で、金額の多いほうから5年間のおのおの使ってもらいましょうというようなことで、以前にも御説明させてもらいましたが、26年度はその2回目というようなことになってございます。

したがって、当面はこのような使い方をさせてもらいたいなということがありますが、金額が非常に伸びてきてございますので、その伸びた部分につきましては、例えばふるさと納税の趣旨から申し上げますれば、遠くにあつてふるさとの永劫の発展を願うというような気持ちになりますので、今地域が大きく抱えている課題、世代を超えて地域振興のために乗り越えなければいけない課題、これを最優先に考えて使うことも必要なのかなというように考えてございます。

したがって、このような考え方からすれば、今の敬老祝い金というものは少し優先順位が下がるのかなとも思っておりますが、よく

よく検討もさせていただきたいと思います。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも御答弁ありがとうございました。

ことしは100歳の方が11名ということですから、1人10万と例えばしますと110万円なので可能ではないかなと思うんですけれども、わかりました。

次に、2点目は、高齢者の孤立死の防止についてであります。

ひとり暮らしの老人がふえておると伺っておりますけれども、高齢者の孤独死の防止を市はどのように対応されているかについてお伺いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 高齢者の孤立死については、全国的な問題として取り上げられております。当市におきましては、民生委員の方々に常日ごろから見守りを実施していただき、協力をいただいているところであり、またひとり暮らしの高齢者でも簡単な操作で急病時の通報や健康相談ができる緊急通報システム、やすらぎ電話への加入を進めております。

このシステムでは、消防本部や関係者への通報、速やかな救護活動を確保するとともに、看護師や保健師など、専門知識を持つスタッフが24時間体制で対応しております。平成25年度末加入件数は132件、救急車の出動件数は10件あり、孤立死の防止に役立っております。今後も民生委員等を通じ、このシステムを必要な方々へお勧めし、痛ましい事案の発生を防止したいと考えております。

行政や民生委員とのかかわりを拒み、情報を把握できずに発見がおけるといったケースもあり、対応に苦慮する場合もございますが、近所の方が気づいて大事に至らなかったケースも

ございます。民生委員の活動にも限界がございますので、民生委員としても近所同士の声かけなど日ごろからの見守りや安否確認などをお願いしているところでございます。

伊藤議員の御質問でも答弁させていただきましたが、山形県が締結しておりますライフライン事業者や新聞配達業者との地域の見守り活動に関する協定に、市としては必要に応じ関係団体と協力、連携対応してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） 御答弁ありがとうございました。

次に、3点目は生活保護行政についてであります。

新庄市の生活保護行政の現状について、その中で、生活保護者は住宅困窮者が多いと伺っております。市営住宅入居条件についてお伺いしたいと思います。また、入居条件など、市民にどのように周知されておるのかもあわせてお伺いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 生活保護行政についての御質問ですが、生活保護の相談をされる方の中には、老朽化した住宅にお住まいの方や劣悪な環境の方など困窮者も多く見られます。また、家賃が高いため、生計を圧迫している世帯もございます。

市営住宅の申し込み資格につきましては、現在住居に困っている方、収入基準に適合している方、同居する親族がいる方などが挙げられ、相談者の大半はこれらの条件をほぼ満たされている状況が見られます。本市では、生活保護の相談の際、家賃の安い賃貸住宅への転居を助言したり、公営住宅への申し込みについて関係機

関と連携をとりながら対応しております。なお、市営住宅の入居募集につきましては、その都度、市報や市のホームページ等で御案内しているのが現状であります。

以上、答弁とさせていただきます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

再質問で、今の生活保護で、国の生活保護費引き下げとかという影響と消費税が今度は引き上げということで、ダブルパンチになるわけですが、その点、市で何か支援など考えておられますか。家賃引き下げとか何か別な対策を考えておられますか。その辺について伺いたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 御質問の内容としては生活保護の改定による実質的な引き下げと、それから今回消費税が改定になりましたけれども、その影響、それに対する市としての支援策というふうな御質問かと思えますけれども、まず、市の支援という件からお答えしますと、生活保護費については、国による生活保護基準というものがございしますので、年齢や世帯数に応じてその基準、また義務教育の扶助でありますとか、住宅扶助の基準がありますので、それに従い支給する必要があります。それをもって、市での追加支給を行うという考えはございません。

最初に申し上げました生活保護の改定による引き下げにつきましては。保護費の中の生活扶助の部分でありますけれども、一般の低所得世帯との均衡を図るというふうなことで、平成20年から23年の4カ年の日常生活に必要な品目の

物価を考慮したということで、平均して4.78%下落するという調整がなされておまして、一挙に低くするというのではなくて、昨年の8月とことしの4月、来年の4月の3回にわたって基準額の調整が行われます。

その減額幅につきましては、基準が都市部と人口の少ない地域というところで基準が違いますけれども、人口が少ない地域よりも都市部でその減額幅が大きいということとか、単身世帯より多人数世帯で減額幅が大きいということで、一律的にどのぐらい下がったということではございません。

それから、今回消費税が改定されました。実質的には3%増となったわけですが、それに伴いまして、国民の消費動向を調査しまして、2.9%が加味された基準額となっております。新庄市の場合、3月に支給された方が、同じ人が4月に生活保護を受給したという仮定でもって計算したところによりますと、平均して1.8%3月分から4月分が増額になったと。これは、冬季加算を除いておりますけれども、自主的にその分は加味されているという状況になってございます。

以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。詳しく説明いただきました。

次に、4点目は、中学生の学力の現状・評価・向上についてでありますけれども、新庄北高の進学状況は、平成23年には東北大についていえば11名合格したときもあり、ことしは東北大に現役1名、浪人1名で、計2名合格されました。進学の成績を上げるには、中学生の成績を上げて高校に送り込むことが大切であります。そのために、中学生の学力向上が必要でありますので、また国語は全国よりも高い結果であり、数学は全国よりやや低いそうですが、中学生の

学力向上のための具体的な方策は何かについて
お伺いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私からお答えいたします。

新庄北高の進学成績を上げるための方策では
ございませんが、全ての中学生が生きる力を身
につけられるようにするという方策について御
答弁いたします。

まず、山口議員がおっしゃるように、新庄市
内の中学生の学力の状況についてですが、平成
25年に3年生が実施しました全国学力・学習状
況調査の結果、国語は全国の平均正答率より高
く、数学は全国の平均正答率よりやや低い結果
となっています。また、「国語の勉強は好き」
と答えた割合は全国よりも高く、「数学の勉強
が好き」と答えた割合は全国よりもやや低い結
果となっています。学習意欲と結果として数値
にあらわれる学力に関連性があるのではないか
と思われま。

しかし、この数値は学力の一側面を捉えた結
果であり、文部科学省では学力については基礎
的、基本的な知識や技能はもちろんですが、こ
れに加えて、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現
力などを含めた幅広い学力を育てることが必要
であると説明しています。新庄市では、子供た
ちに身につけさせたい学力について、この考え
方を教職員が共通理解して学力向上に取り組
んでいるところであります。

まず、学力向上の取り組みとして最も大切に
していることは、毎日の授業改善です。教師が
教科の狙いや特性を踏まえ、質のよい授業を行
うことが子供たちにしっかりとした学力をつけ
ることに繋がります。各学校では、授業の質
を向上させるため、各学校の実態に応じてテー
マを定め、主体的に校内研修に取り組んでいま
す。その中で、約1カ月から2カ月に1回程度

校内授業研究会と称し、教員が考えた授業案に
基づき、実際に授業を行い、それをもとに指導
法や効果について協議会を設定しています。市
教育委員会指導主事の活用はもとより、最上教
育事務所指導主事や大学の先生を招聘して指導
を受ける場合もあります。

また、新庄市教育研究所には、授業づくり研
究会があり、各学校の研究主任が集まり、授業
づくりについて研修を深めています。それを各
学校に持ち帰り還元しています。これらのこと
を通して、わかる、できる、満足感のある授業
改善に取り組んでいるところであります。

2つ目は、小中一貫教育による9年間で子供
を育てる取り組みです。中学校の学力向上は、
小学校の学力の定着が大切です。そのため、9
年間を見通した学習指導の計画を作成して、中
学3年生の学習を意識した授業を小学校から行
っています。また、中学校区ごとに小中の教員
がお互いの授業を見合うことで、学力向上への
授業レベルの引き上げや指導方法の共通理解を
図りながら学力向上に取り組んでいます。

3つ目は、キャリア教育や進路指導の充実で
す。子供たちに進路についての目標を持たせる
ことが、学習意欲を高め、自主的な学習習慣の
形成につながります。中学校では、1年生の段
階から具体的な進路についての目標を持つこと
ができるようにガイダンスや面談等を通して意
識を高めているところであります。

このような取り組みを新庄市教育委員会と学
校が連携、協力しながら、子供たちの学力向上
に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも、詳細に御答弁
いただきましてありがとうございます。

再質問といたしまして、高校の進学状況はど
うななっていますか。ちょっとお伺いいた

します。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 中学校ごと及び高校ごとの詳細な状況につきましては控えさせていただきたいと思いますが、平成25年度卒業生の公立高校につきましては304名、私立高校へは72名、鶴岡高等専門学校及び県外の公立高校には9名の進学でした。また、山形市の進学校と言われる公立学校につきましては、7名が進学しております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

それから、関東とか関西の有名進学校で使っている中学校のテキストを入手して勉強する方法などはどうでしょうか。お伺いします。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 学力向上の手だてとしてより難しい問題を授業に取り入れてはどうかというような御質問と受けとめました。

学力の向上には段階がございます。まず大切なことは、その学年で学ぶ学習内容は全ての子どもに等しく身につけるように指導することです。そのために、各学校では、教科書を使ってどの子にもわかる授業を行っております。基礎、基本の確実な習得は学力向上の大切な土台となります。その基礎、基本を活用したしまして、より深く考えたり、難しい問題にも挑戦したり、新しい知識をつくったりする授業の工夫も必要となります。各学校でも、今市議がおっしゃったようなテキストや資料集などを活用して対応しているところです。

学習の理解度につきましては、個人差がありまして、全ての生徒に等しく高度なテキストを使用することは難しいと思われます。しかし、

議員の御指摘のとおり、学力をより向上させるためには、個に応じたきめ細かな指導が求められます。つまり、いてる子供への支援とあわせ、進んでいる子供への対応が今求められております。そのため、各学校では、授業の中で扱う課題や使用するプリント等に段階を持たせ、個人差に応じた指導を行っているところでございます。

昨年度、山形県教育委員会でまとめました知識を活用したり、思考を要したりする問題、算数・数学スパイス問題シートというものを出品しましたが、それを授業に積極的に取り入れ、子供たちに難しい問題にも挑戦する気持ちを育てる、また考える楽しさを味わわせる、思考力を高めるなどといった学力向上にも中学校では取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） あと、高校進学、成績を上げるために、何か特別な授業をもしされているのであれば、具体的なことを教えていただければ。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 学力を高める授業づくりという御質問と受けとめました。先ほども教育長の答弁にもございましたように、何よりも第一に毎日の授業の充実が欠かせません。教師がよい授業をすることで、子供に学力をつけるしかないと考えております。

校長会や学校訪問の際に先生方をお願いしていることにつきましては、まず、子供たちの知的好奇心を揺さぶるような課題や教材を提示する授業であること、また、簡単には解決しない、ちょっと歯応えのある課題の設定をすること、それからできた子供が待っていることがない、上位も伸ばす授業をすること、それから学習し

たことを振り返ることのできるまとめの時間をしっかり設定すること、そして小中一貫教育の視点に立ち、9年間で学力を向上する授業づくりを行うことなどをお願いしています。そのような授業が行われる各学校では、児童生徒の学習状況や学校規模に応じて、日々学力向上への授業づくりに取り組んでおります。何か特別な方法というわけではございませんが、このような授業を1時間1時間、しっかりと先生方が行うことによって、しっかりとした子供の力がついてくると思っております。

また、新庄市では、心の教育を重要視しております。豊かな心が学力に結びつくということを考えまして、子供の感性を高めることを大切にしております。そのために、読書教育に力を入れております。市の予算で図書館支援員を各学校に配置していただき、図書館の充実に努めていただいております。そのため、子供たちが図書館に積極的に足を運び、読書量もふえております。読書は心を豊かにし、言葉を磨き、物語の世界に身を置くことで想像力を高めてくれます。そのことで、学力の一つである思考力や表現力を向上すると言われております。昨年度は、日新小学校と新庄中学校を会場にしまして、山形県の読書教育研究協議会が行われました。そのことで、新庄市の読書教育の充実が県内に発信できたと思っております。このような取り組みを含め、授業の中で積極的に図書を活用する実践がふえてございます。

このように、今後も新庄市の強みを生かした学力向上に教育委員会も積極的ににかかわりながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも、詳細な御答弁ありがとうございました。

次に、最後になりますが、5点目は負担金及

び補助金についてですけれども、この負担金、補助金というのは似たようなあれで区別があれなんですけれども、再建計画以前から、昨年実施をしてニーズがふえている市単独の負担金とか補助金は段階的に減額とか廃止、中止をしてみましたけれども、本計画は財政を勘案しながら対応することでありまして、例えば少年少女合唱団には20万円を補助し、次の年に10万円、その次の年はゼロとしました。この負担金、補助金の減額の方針とか考えについて、今度どのようなになっていくのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 市単独の負担金及び補助金に関するについて、今後の方針、考え方についてお答えさせていただきます。

市が単独で行う負担及び補助につきましては、事業そのものの役割や効果、公費支出による団体支援のあり方を吟味しながら見直しを図ってまいりました。特に、財政再建計画策定前後において、個々の協議の積み重ねにより、段階的な休止や廃止を行い、財政再建に対する市民全体の御理解をいただきながら進めてきたところであります。

平成15年度当時の実績と今年度当初における予算額とを比較してみますと、補助件数は45件から34件となり、約25%の削減となっておりますが、金銭面では7,024万円に対し7,158万円と、ほぼ同じ水準となっております。この間、集中と選択を原則とした取捨選択を行ってまいりましたが、検討の結果、補助額を一部復活した事業や近年の行政需要に対応した新たな補助事業の創設など、財政の制限がある中でも市民生活の安全・安心や団体活動の活動支援に寄与するよう、できる限り予算面で配慮しております。

このように、事業の選択に当たっては、時代の変遷に対応した適切な支援を行うという考えを基本としておりますので、単純にかつてあつ

たものを全てもとに戻すということは非常に難しいと考えております。

今後も、市単独の負担金及び補助金の運用については、全体の財政計画を踏まえながら、その時点における必要性和将来の課題、効果を十分に考慮しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも、御答弁ありがとうございました。

まだ時間がありますけれども、以上で自席での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 午後より、代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

それでは、休憩を解いて再開いたします。

清水清秋議員の質問

小嶋富弥議長 清水清秋君。

（12番清水清秋議員登壇）（拍手）

12番（清水清秋議員） 本会議最後の一般質問者となりました、絆の会3人目の清水でございます。ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

昼、昼食が終わって、眠気も誘うような気候でありまして、その辺は暫時の間おつき合いをお願いしたいと思います。

ことしは、本当に春から好天に恵まれまして、

私も農家にとっては非常に恵まれた天気になりました。そして、田植えも一段落というところで、田んぼも緑一色となり、その田んぼに水が満々とたたえられ、これもひとえに最上川農業用水整備事業のおかげではないかと、私だけが感謝しているものではないかと思えます。本来ならば、ことしあたりは水不足で大変懸念される年ではなかったのかと思っております。そういうことを申し上げながら、私の通告の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、財政再建についてお伺いいたします。

市の財政危機から10年余り経過した今日であり、この間、再建に必死になって、市長を初め我々議会、そして市民とともに取り組んできたところであります。しかしながら、いまだかつてまだ再建という言葉が抜け切れない今日であり、この再建計画が平成25年度までの計画であるということは皆さんも御承知のとおりであると思いますが、この再建計画がまだこれから続けられるのか。もう10年といえ一昔、そういうことを踏まえて、今後の財政見通しを聞きながら、どういうふうな計画を立てようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

26年度以降からは、財政プラン、そういうものも我々に示されておるわけですが、今現在24年度の決算においては、実質公債費率13.9%、経常収支比率が90.3%、この数字に対して私の通告書の中では90.1%と書いておりますが、これは訂正をお願いしたいと思います。そういう状況である中で、前財政課長、退職されましたが、に質問してお聞きしたところ、経常収支比率が80%台まで来れば、何とか財政が通常に戻ってきたと言われるのではないかなというようにもお聞きしておりますが、果たしてこの経常収支比率というものを80%台まで持っていくというのは、非常に簡単ではないような気がしています。これをどうやって収支比率を80%台

まで持っていこうとしているのか。その辺も考えをお聞かせいただきたい。

そしてまた、財政がまだ通常に戻っていない中で、市長は事あるごとに元気なまちづくり、これは非常に市民にとってもそれなりに言葉としては受け取り方が、元気なまちづくりと提唱されていることに対しては、市民も一緒に元気なまちづくりをしたいなという思いであるかと思いますが、しかしながら、いまだ市長三役は報酬を減額されている。それはどういう物事を我々に言おうとしているのか、ちょっと理解できない。

市長の施政方針の中でも、財政はもうほとんど再建がなされてきている見通しであるというようなことも言われている中で、市民は財政再建という言葉はもううんざりしているのではないかと。私は、その中の一人ではありますが、こうした中で、元気になるまちづくり、どうしてやれるのかなと不安になっております。やはり財政というのは、一家に例えて申し上げれば、やっぱり家庭の収支が思わしくない場合は元気が本当に真から出てくるものか。そういうことを常々私も経験しておりますので、そういうことはいち早く通常に戻したところから元気なまちづくりというのは始まるのではないかと、私はそう思っております。

こうした財政の中で、元気なまちづくり、また65周年を祝う新庄市の市制、ここにもやっぱり元気な祭り、そういうものが企画されておるわけですが、市民が本当にそういうふうな気持ちになれるのか。市長はそういう考えで、元気なまちづくりを提唱すればみんな元気になるんだという思いがあるかもしれませんが、本当に市民がそういうふうな気持ちになれるのか、そういうふうな思いを本当に受けとめられるのか、その辺、市長はどう考えておられるのかお聞かせいただきたい。

次に、2つ目の八向地区公民館の現状と今後

の改築についてお聞きしておきたいと思います。

これは、私が八向地区の出身であるから八向地区公民館の件を題材にして質問しているかと思われそうですが、それだけではないんですね。この八向地区公民館、今現在活用しているあの建物は昭和40年に建築されているそうです。今、どのぐらいたつと思いますか。先ほど、奥山議員の公共施設の質問に対して、総務課長もいろいろと説明して、30年以上が40%とかいろいろ言っていますが、こういう建物が今現状にあるということを本当に認識されているのか。しかも、あの八向地区公民館の建設の話が持たれてから、かれこれ十五、六年になるんです。その間、何ひとつ対策が講じられていない。

あの当時、今26年ですから、十五、六年前という10年、そのようなときに、八向地区において、建設改築委員会、そしてその後に小委員会とか、いろんな委員会を立ち上げて、地区民を一生懸命話し合いを持って、建築されることも待ち望んでやってきたことは事実であります。そうしたことが、今現在何一つそういう対策が講じられようとしていない。これはどういうことかなと。今、いろんな公共施設が耐震計画とか、そして老朽化した施設に新たに施設整備に入る計画が今どんどん出てきている。そうしたこともかかわらず、八向地区公民館だけが、耐震計画の年次計画すら何もされていない。そういう状況を見ますと、本当にあれは公共施設であるものか疑われてもしょうがないと私は思っております。

そういうことを私からこういう場で質問されるということは、どうなのでしょう。まずは、今の八向地区公民館、あれは本当に公共施設として市が考えておられるのか、お聞かせいただきたい。そしてまた、この後もあの施設で公民館活動、公民館事業をやってくださいよと言われるのか、その辺もお伺いしておきます。

私の質問は単純そのものでありますから、答

弁を的確に行ってもらえれば時間も余りとりな
いで終わるかと思います。ひとつその辺もお察
しいいただきながら、適正な答弁をお願いいたし
まして、壇上からの私の質問といたします。ど
うもありがとうございます。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、清水市議の御質問にお
答えさせていただきたいと思います。

第1点目の財政再建プランの継続及び経常収
支比率の改善につきましてお答えさせていただきます。

平成12年度以降の財政状況の急激な悪化に伴
い、多くの議論を重ねた上で、16年7月に新庄
市財政再建計画を策定し、20年12月にこれを引
き継ぐ新庄市財政再建プランを策定しておりま
す。これらの計画は、内部経費の削減と投資的
経費の抑制による公債費の減少を主な目標とし
て、25年度までの10年間に於いて危機的な財政
状況の悪化を早期に打開しようとするものであ
りました。この間、市全体へと広がりを見せた
健全化の波はその実効性への高まりとともに市
民の多くに浸透し、市を挙げて取り組むことに
よって、計画をしのぐ成果をおさめており、計
画の本旨はほぼ達成されたものと考えておりま
す。

中でも、最大30.1%であった実質公債費率が
24年度決算で13.9%に、同じく最大102.6%だ
った経常収支比率が24年度決算で90.3%に改善
しております。しかしながら、当初の計画に含
まれていない学校施設耐震化や小中一貫教育校
建設などの大型事業の実施並びに国の経済対策
に伴う臨時財政対策債の増加によって、市債残
高が計画より高い数値で推移しており、また扶
助費などの伸びによって経常収支比率が90%を
超えている状況となっていることから、26年度
につきましても、これらの計画の内容を継承す

る形で財政運営を行っております。

このような状況の中で、市税を初めとする自
主財源の安定確保や経常的経費の抑制などによ
る経常収支比率の80%台の維持、そして計画的
な施設整備事業の実施などによる財政運営の安
定性と継続性の確保に主眼を置いた中期的な財
政計画を新たに策定し、決して後戻りすること
のないよう、財政運営の健全性を将来的に確保
していかなければならないものと考えておりま
す。

また、私を含め特別職三役の人件費につきま
しては、昨年度に引き続き3月議会におきまし
て、私、副市長、教育長の給料につきまして、
私が20%、副市長10%、教育長は8%の減額と
することにつきまして議案として上程し、御承
認いただいたところであります。

前段で申し上げましたとおり、財政的な指標
はよくなってきており、危機的状況を脱して、
今後に向けた新たな財政計画を策定しようとし
ておりますが、経常収支に見られる財政の硬直
性を考慮すると、まだまだ状況は厳しいという
ことを再認識する必要があります。そのため、
今年度につきましては、このような対応をさせ
ていただきましたが、元気なまちづくりに対す
るイメージの御懸念につきましては、ただいま
申し上げましたとおり、財政面の順調な回復を
考慮しますと大きな影響はないものと考えてお
ります。

来年度以降につきましては、状況を見ながら
対応してまいりたいと考えておりますが、市民
が自信と誇りを持てるまちづくりに向けて、さ
らに市のイメージアップを図ってまいりたいと
考えておりますので、御理解のほどよろしくお
願いいたします。

八向地区公民館の現状と今後の改築について
は、教育長から答弁させたいと思いますので、
よろしくお願いいたします。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 公民館につきまして、私から答弁させていただきます。

八向地区公民館につきましては、新築を前提として、清水議員がおっしゃるように十数年前から地区の方々と協議を重ねてきておりますが、場所の選定ができないことや財政事情などから、事業の実施ができない状況が続いております。しかしながら、現在の八向地区公民館の建物はかなり老朽化していることから、早急な対策が必要になってきていると考えております。

地区公民館は、市民の教養の向上や健康増進活動、老人クラブや町内会の活動など、生涯学習の拠点としての役割を担っている重要な施設であると認識しております。これらのことから、地区にとってどのような施設を建てるのがよいのか、これからの地区公民館のあり方も考慮しながら、平成18年2月から休止している八向地区公民館建設促進協議会を再編し、改めて意見、要望を整理して早急に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 答弁はお聞きしました。

再質問させていただきますが、一つ、この経常的経費、私から言うまでもなく、これらに当たるものは人件費、物件費、維持費、補修費、扶助費、補助費、公債費、こういうものが経常的経費、確かに、人件費、これは職員も300人を切ったということで、そういう削減をされてきていることはわかります。ただ、扶助費とかそういうものは、削減する方向では恐らく私は無理だろうと。当然行政サイドだって、扶助費の削減は、削減どころか逆に伸びているわけですから。だとすれば、どういうものをどういふふうに対策したら経常的経費が下げられるのか、

その辺をお聞きしたいんです。検討してまいりますではなくて、どういうふうにこれからやっていくのか。そして、経常的収支比率を80%台まで持っていく、そうしない限り、通常の財政には戻らないと、前の財政課長が言っているんです。そこら辺を我々に説明していただかないと、いつまでたっても財政再建という言葉は消えない。この辺、お聞かせいただきたいと思います。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま、経常収支比率の改善に向けた対応ということで、実際具体的にどうするのかという御質問かと思います。

実際、清水議員が御指摘のとおり、経常収支比率、今まで人件費、それから公債費、かなり下げてまいりました。例えば15年度の数値と比較しますと、いわゆる一般会計に占める人件費、公債費の割合が41%あったわけですが、これが、現状24年度の決算では28%まで落としているという状況でございます。

御指摘がありました扶助費でございますが、15年当時の決算額で8%を占めておったところ、24年度決算におきましては15%まで増加しているというところでございます。この傾向につきましては、全自治体が同様の傾向になっております。いわゆる人件費を減らしながら、そして負債も減らしながら対応している状況でございますが、なかなかその扶助費の増加によって経常収支比率がなかなかうまく改善していかないという状況は、どの自治体も全く同様の状況でございます。

具体的にどうするかという問題に関しましては、今御指摘の扶助費の問題につきましては、やはり一番で現状で大きいのが生活保護費の増加とか、それから高齢者、そして障害者福祉施策の充実によりまして増加しているわけですが、そういう状況の中にあっても、一つ

の適切な支給状況にあるのかという確認はまず一つ必要かと思います。それはそれで一つの対策でございますが、やはり一番大きな我々に可能な課題としましては、やはり人件費、それからいわゆる公債費につきまして、なるべく縮減の方向で進めていかなければならないだろうと考えております。という部分につきまして、やはり実際、人員の問題、それから給与の問題がございますので、やはりさらに効率性を高めながら進めていくということが一つの条件かと思われれます。公債費につきましても、今後新たな事業がふえることとなりますが、なるべくその自主財源で対応できるような形で対応していかないと、また従前のような形の債務が非常に高くなってしまうというふうな状況になりかねませんので、今後、中期財政計画を検討する中では、そういう対策を前提としながら取り組ませていただきたいという考えでございます。

以上です。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） そういうふうな経常的経費を下げる努力をしていかないと、財政が通常に戻ってきたとは言えないということなんです。これは25年度まで財政再建計画、もう25年度の決算が9月、我々に示されるわけですが、25年度以降、どういうふうな計画を見込んでいるのか。まだ、収支決算が出ないからどうのこの言えないということは、25年度でもう財政再建計画は終わる。その後、26年度に今入っているんです。そういうことを鑑みると、我々はどういうふうな判断をしながら行政サイドといろんな事業、いろんな運用面に関しても、取り組んでいかなければならないのか。あれだって工面に余るでしょう。行政と議会は両輪のごとくというような言葉が常々出てきているわけです。もう25年度で財政再建計画というのは、ここまでしか立てられていない。その辺、26年度

からどういうふうな計画でいるのか。

私から言えば、先ほど市長もそれ相当の財政は立て直しができたと言っているわけですから、もうこの辺で財政再建という言葉はもう使わないようにして、市民が本当にこの再建という言葉聞いた感じで、市民がまだ行政にいろんなことをお願いしたり、相談したいんだけどもという物事が出てこないのよ。そういうことを考えると、だから市長が言っている元気なまちづくり、元気なと言ったら、市民がいろんなことを市に相談したり、話したり、提案したりできる物事に行かない状況なのよ。だから、26年度からの計画の策定をどういうふうに考えているのか。それ相当に市長からここできちっと、財政再建計画そのものは今後は考えないと、これからは健全計画、財政の手綱を締めてこれから向かっていくというような方向性を我々に示してもらわないと、市民に示しがつかないですよ、10年もやってまだ財政。行政の皆さんだってプロですよ、プロ。10年かかっているんだから、もう財政再建。そういうことを考えると、今後の計画をどういうふうに考えているか、市長からひとつ。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 今まで、この10年間新庄市の財政再建計画、そして後期は新庄市の財政再建プランということで進めてまいりました。市長の答弁にもございましたように、一つの成果、確実に到達というのはまず迎えたというところはあるかと思います。さらに、25年度決算につきましては、現在取りまとめ中というところでございますが、数値的にも24年度までの傾向を引き継ぎながら、ある程度の数値が出るものと予想しております。

これらを今後、議会で分析していただくなり、御意見をいただくという形になるかと思いますが、26年度以降の財政対策につきましては、1

つは、名称としては現在仮称でございますが、中期財政計画ということで、5年間で1つの区切りの期間としまして、実際27年度から5年間というふうな期間になるかと思われませんが、そういう期間の中で、名称につきましては、通常他の市で使っておりますような中期財政計画という名称を用いながら、再建なりいわゆるそういう言葉を使わずに、新しい時代を迎えるにふさわしい財政計画の名称にしていきたいということが1点でございます。

さらに、どう進めるかという部分につきましては、1つはやはり計画の中身の根本の問題としましては、弾力性を確保した財政運営を続けたいということでございます。それから、安定性、継続性を図るためにいかに進めるかという対策をその財政計画の中で具体化していきたいと考えております。

ということでございますので、数値的にはまだ明確には出せない状況にはございますが、今までの流れを引き継ぎながら、新しい時代、活力ある財政計画になるように今後検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 財政課長、やはりどうも私もさっきから再建という言葉はもういいのではないかとということで、市民も我々も職員も通常に我々の報酬も職員の報酬も戻してもらった。ただ、三役だけがまだ削減の状況のままと。こういうことが、我々は通常に戻った、職員も戻った、三役は減額がいまだ続いている、そういう状況ではないということなんです。その辺、まだ市長はそういうふうなことで我々議会に削減の提案をしてきた経緯もあることはわかっているんですが、やはりここら辺で全体が同じテーブルにつけるように、そろそろいいのではないかと。市民にも同じ給料が与えられるように

やった市政を行ってもらいたい。

何度も言いますけれども、三役だけに限ったわけではなくて、そういうふうな削減をまだやらなければならない状態なのかというのを市民が問いたいんです。そうしたことを考えた場合、まだ財政が戻っていないんだから、我々だって言いたいことを言うのを我慢しなければならないかなとなるでしょうよ、市民だって。そういう思いを考えませんか。私はそういうことを常々思っています。だから、議会の議員の報酬は戻しますと、職員も報酬を戻しましたよ。片一方でそういうような物事をいまだ行っている。両手で喜べる状態ではないですよ。もうその時期に来ているんです。

こういうふうな26年度の財政も、我々に示した163億円余りが計上されているわけです。これは、平成7、8、9年あたり、新幹線が来る前の予算と同じなんです、160億円台というのは。そういう状況で今あるわけですから、ぜひひとつ財政再建という言葉はもう使いませんよというようなことを市民に示して、今後の市政の事業並びに運営に当たっていただきたい。お願いいたします。

そして、2番目のこの地区公民館に関して、これは、経緯をずっと今さっきも語って、あと細々とは言わなかったんですが、教育長に今答弁してもらったんですが、いまだかつてまだそういうふうな検討させてもらいますということが遠慮なく出てくるなと思って、不思議でならないのよ。もう何年になる。そういう行政でいいんですか。こういうことを余り言いたくないんだけれども、そういうふうなものを新しく建ててもらいたいから言っているのではないんですよ。そういうふうな行政の対応に対して、俺は我慢できなくて質問しているんです。わかりますか。全く、本当に、言わなければやらない、そういう行政でいいんですか。その辺、市長、この公民館建設するかしないというのは、これ

は市長サイドで建てましようとか、教育長が建てられるんですか、させますと手を挙げたら。建てられるの、教育長。お聞かせいただきたいと思います。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 八向地区公民館の改築というような部分について、社会教育施設ということでございますので、施設の内容等々について教育委員会できちっといろいろ決めていくということがあるんですけれども、最終的には予算の編成権が教育委員会にはないので、最終的には市長の決定になるのかなと思っているところです。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 確かにそうだと思いますよ。これは市長の決断なんですよ。公民館活動事業は教育委員会所属になるかもしれませんが、こういうハード的なものは市長サイドなんですよ。そういうことを十何年間も、十六、七年なっても、いまだかつてそういうふうな地区民の意見を聞いて、合意を持ってやりたいと、本当に何年前からやってきているのよ。地区民の話なんか、本当にあれ以上でないくらい話になっているんです。最後にはやはり行政だって決断しなければだめでしょうよ。地区民の人たちが財政なんかお金持っていないのよ。そういうことをわかっているはずなんだけれども、一向にそういうふうな姿が見えてこないのが今までなんです。だから、俺も時たま質問したことがあったんだけど、一向に、検討します、これは行政用語だと思っているんですが、検討したら検討したらしく、やはり我々にそれなりに示してもらえるものだなと俺は思っている。それが一向に見えないから、今こうやって質問させてもらっているんですけれども、どうなんですか、これ。計画をきちっと示してもらえるのはいつになるんですか。ちょっとお

聞かせいただきたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 先ほど、教育長から答弁がありましたように、内容、その他の方向性については教育委員会ということで、建設については行政の市長の決定だというようなこと、教育長の言うとおりであります。

このことに関しましては、私の心の中に大変重くのしかかっている一件であるということは議員御承知のことだと思っております。建てるタイミングを一昨年からはかってきておりまして、昨年も内部で検討しましたが、正直に申し上げまして、学校の建設等、さまざまな状況の判断の中でストレートに指示することができなかったということがございます。今回、清水議員が取り上げたということでお答えするということではないというふうに御理解いただきたいと思います。教育委員会サイドには至急八向地区公民館の改築のあり方について、18年度からとまっているものを再編し、きちっとお話を聞いて進めるという方向でやりなさいというようなことを指示させていただいたことを申し上げておきたいと思います。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 市長からそういうふうなことを部署には伝えられているということでありますので、ひとつこの件に関しては、前に建設的に進められる方向でやっていただきたいと思います。この件に関しては、これ以上私が言っても行政からもらえる答弁はないかと思えますので、私のこの質問をぜひ重く受けとめてもらって、この八向地区公民館の置かれている現状、私から一々言われなくてもわかっているでしょう。萩野地区公民館しかり勤労福祉センター、そういう施設のある中で地区公民館事業をやっているところもあれば、今から七十何年

前の、こんなことは余り言いたくないんだけど、こんな建物で公共施設事業をやっているところがあるんですか。耐久性なんかあるわけないよ、そんな七十何年にもなった建物、木造で。そういうことを考えたことがあるのか。ぜひ、何回も同じことを言いたくありませんので、前向きに建設的にひとつやってもらいたい。一言、教育長から、その辺に対して。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 先ほど答弁したとおりですけれども、早急に進めてまいりたいと思っております。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 教育長からそういうふうな言葉もいただきましたので、私もいろいろ言わせてもらいましたが、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

散 会

小嶋富弥議長 今期定例会の本会議をあす11日から15日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を11日から15日まで休会し、6月16日午前10時より本会議を開会いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成26年6月定例会会議録（第4号）

平成26年6月16日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富 美 子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員 長 務 務 局 員 長	佐 藤 正 寿	選 挙 管 理 委 員 会 長	矢 作 勝 彦

選挙管理委員会
事務局 会長

小 松 孝

農業委員会
会長

星 川 豊

農業委員会
事務局 会長

浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉

総 務 主 査 三 原 恵

主 査 川 又 秀 昭

主 査 沼 澤 和 也

議 事 日 程 （第4号）

平成26年6月16日 月曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

日程第 1 議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について

（産業厚生常任委員長報告）

日程第 2 請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願

日程第 3 平成26年請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願

日程第 4 議案第46号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第 5 議案第47号財産の取得について

日程第 6 議会案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出について

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、代表監査委員高山孝治君より欠席届が出ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第1 議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

（石川正志総務文教常任委員長登壇）

石川正志総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。

審査のため、6月11日午前10時より、議員協議会室において委員8名全員出席のもと担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定については、税務課職員の出席を求め、審査を行いました。

担当課より、この条例は地方税法の一部を改正する法律が3月31日に交付されたことに伴い

必要な改正を行うもので、主な改正点として3点ほどあります。

まず1点目ですが、固定資産税に関しては、設備投資を促進し、景気の浮揚を図ることを目的とし、特に公害や災害を防止するための施設設備の導入を促すための優遇措置を市町村の判断で決定できる仕組み、いわゆるわがまち特例を新たに設定する。

次に2点目ですが、軽自動車税に関しては、平成27年4月1日以降に軽自動車を新車で購入した場合、平成28年度から新税率を適用し、それ以前に登録された車両については、現行税率のままとすること、その他の二輪や小型特殊自動車については、平成27年度分から新税率が適用されること、またグリーン化を進める観点から、13年を経過した三輪以上の軽自動車は、おおむね20%の重課の規定が新設されました。

最後に3点目ですが、地域間の税源の偏在性を是正し、財政格差の縮小を図るという目的で、地方税制が新設されることに伴い、法人市民税の法人割の税率の引き下げを行うとの説明がありました。

審査に入り、委員から、固定資産税のわがまち特例の部分で、設備投資を促すということだが、軽減割合は新規、既存の両方が対象になるのかとの質疑があり、担当課より、新規の部分のみが対象になり、既存の分は該当しないとの説明がありました。

その他質疑はなく、この議案に関して採決した結果、議案第45号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま、丁寧な総務常任委員長の報告がありました。その中で、3つのうちの1つについては審議がありましたということでした。そのほかはなかったというように受け取りました。

それで、なかった部分についてお聞きしたいんですけども、特に2番目の軽自動車の平成28年度からの増税、そしてまたその他二輪や特殊自動車は平成27年からの増税、これについて何もなかったということということなんです、軽自動車のこれらの市民の中での利用状況というのは、新車購入の約4割になっていると思われるんです。それほど重大な乗り物というか、市民が足として使っているそういう重要な交通機関に対して、増税することについて何も審議がないというのはどういうことだったんでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 先ほど委員長報告の中でも申し上げたとおり、この条例は地方税法の一部を改正する法律が3月31日に交付されたことに伴い必要な改正を行うものでございますので、報告のとおりその他の質疑はございませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 何もなかったということですが、ではなぜ軽自動車と二輪と特殊車両の増税というふうになったか、その理由については課長などからお聞きになったんでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 同じ答弁になって恐縮ですが、その他の質疑はございませんでした。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 実は、この軽自動車とかの増税というのは、自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を減税、廃止して、その減収のツケを軽自動車税の増収で賄うと、こういう狙いでやられたということでございます。

消費税増税に加えて、軽自動車というのは、この新庄で考えてみましても、バスなどがない、あるいは公共交通機関がないということで、非常に重要な手足になっているわけです。また、仕事上の大事な乗り物になっているわけなんです。これらが、税金が安い、あるいは購入のときに安いということで、所得が少ない当新庄市においては特に大事なものだっただけです。それが増税になるということは、消費税増税に加えて庶民にとっては大変な痛手になるというふうに捉えています。そういったことについての審議がなく、ただ上から来て、そのまま法が改正になったから改正するんだという、ただ賛成するだけ、審議はなし。どういう理由からなのか、市民への影響、こういうことについて話し合わなかったことについては、私は常任委員会としては足りなかったと思いませんかと思うんですが、どうですか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 先ほどの委員長報告のとおり、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号新庄市市税条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第45号については、委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第2請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願及び日程第3平成26年請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願の2件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

（奥山省三産業厚生常任委員長登壇）

奥山省三産業厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願1件です。また、継続審査の請願が1件ございます。

審査のため、6月12日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を

行いました。

初めに、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願については、請願の紹介議員の出席を求め、審査を行いました。また、説明員として、成人福祉課の職員の出席を求め、手話についての現状を伺いました。

審査において、委員から、市内の聴覚障害者の人数や手話の資格などについての質問がありましたが、その他異議を唱える発言などはなく、採決の結果、請願第3号については全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっている平成26年請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願について審査を行いました。

審査において委員から、ホワイトカラー・エグゼンプションというのは、残業代ゼロということで反対すべきだという意見があり、これに対して、残業代ゼロというのは年収1,000万円以上の者とする方針であり、誤解を招くことのないようにしなければならないという意見が出されました。

また、委員から、労働形態に問題があり、若い人の自殺者がふえている傾向にあるため、願意を優先して市議会として意見書を出すべきだという意見がある一方で、この請願の文書は、労働組合などの自分と志を同じにする仲間の前でアジェーション、アジェーションというのは強い調子の文章などによって人々の気持ちをあおり、ある行動を起こすようにしむけることをいいますが、アジェーションするのにはいい文章だが、新庄市議会として議長名で意見書を出すような文書ではないといった意見が出されました。

その他委員間で討議を行い、採決の結果、請願第2号については、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終

わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、平成26年請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 反対ですか、賛成ですか。佐藤議員、継続審査に対してのあれですよ。不採択ではなくて、継続審査に対してのあれですので…。

暫時休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

少数意見の留保をしておりませんので、討論はできません。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時20分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

平成26年請願第2号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書提出を求める請願について、委員長報告は不採択であります。平成26年請願第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

小嶋富弥議長 起立少数であります。よって、平成26年請願第2号は不採択とすることに決しました。

日程第4議案第46号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第4議案第46号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時44分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午前10時27分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしましたところであります。

協議の結果、議案第47号財産の取得について及び議会案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての議案1件、議会案1件の計2件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、議案1件及び議会案1件の計2件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件及び議会案1件の計2件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第5議案第47号財産の取得について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第5議案第47号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第47号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、ロータリー除雪車1台を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容といたしましては、取得金額2,154万6,000円で、新庄市大字福田字福田山711番69、株式会社KCMJ山形営業所、所長遠藤和男氏から取得するものであります。

以上、御審議をいただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました議案第47号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号財産の取得については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第6議案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出について

小嶋富弥議長 日程第6議案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 それでは、議案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成26年6月16日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長奥山省三。

別紙をお開き願います。

手話言語法制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段とし

て大切に守られてきた。

しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣宛て、総務大臣宛て、厚生労働大臣宛て。

以上です。よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出については、産業厚生常任委員会提出の議会案でありますの

で、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第3号手話言語法制定を求める意見書の提出については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで、市長より御挨拶がございます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、6月議会の最終日に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げたいと思います。

この議会が始まりまして、途中一昨日になるわけですが、市制65周年の記念式典を開催することができました。これもひとえに議員の皆様方の御指導、御支援のたまものと深く感謝申し上げます。

会議の議会の冒頭、消滅する自治体というような言葉がございました。896自治体という日本創成会議の話が出ましたが、全国市長会におきましても、大変大きな話題となっています。今後のまちづくりということが将来に向けた基本的な自治体としてのあり方ということを今本当に真剣に、考えてきていなかったわけではないですけれども、さらに自治体間の競争が始まるんだろうなと思っております。

さらには、農協改革ということで、非常に地域また農業を基盤とするこの地域にとっても大変大きな課題を背負い込んだなと思っております。この背景には、社会が成熟化し豊かになると人口が少なくなるという過去のデータのとおりになりつつあると言われております。世界は人口暴発、既に70億人、あるいは100億人がこの地球上の限界であろうというようなことも言われていますが、逆に人口が少ないところでの生活のあり方ということも北欧、あるいはヨーロッパの一部の生き方を学ぶべきではないかというお話もあります。これほどに大きな非常に世界的な規模の中で日本があるんだなというふうに思っております。

残念ながら、ワールドカップでは逆転負けをしたわけですが、山形DC、ワールドカップ、さまざまな形でグローバル社会にどうこの地域も対応していくかということもとても大事なことなのかなと思っております。

平成26年度最初の6月議会ということで、今後1年間、我々執行部、気を引き締めながら皆様から頂いた御意見、御指導を胸にしながら市民が元気になるまちづくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導、御支援のほどお願い申し上げまして、6月議会最後に当たりましての御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成26年6月定例会の日程を全て終了いたしましたので閉会

といたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時00分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 石 川 正 志

〃 〃 遠 藤 敏 信

平成26年7月臨時会会議録

平成26年7月7日 月曜日 午前10時00分開会
議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富 美 子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
教 育 長	武 田 一 夫	総 務 課 長	野 崎 勉
総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一	財 政 課 長	小 野 享

事務局出席者職氏名

局 長	高 木 勉	主 査	川 又 秀 昭
主 査	沼 澤 和 也		

議事日程

平成26年7月7日 月曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 会期決定
日程第 3 新庄市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

日程第 4 議会案第 4 号新庄市農業委員会委員の推薦について

開 会

小嶋富弥議長 ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成26年7月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤義一君、小関 淳君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る6月30日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年7月臨時会の運営

について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびは農業委員会等に関する法律第12条第2項による新庄市農業委員会委員の推薦依頼についてでありますので、本日7月7日、1日と決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくをお願いします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日7月7日、1日にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は7月7日、1日と決しました。

日程第3 新庄市農業委員会委員の推薦について

小嶋富弥議長 日程第3 新庄市農業委員会委員の推薦についてであります。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時16分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午前10時13分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の臨時会における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第4号新庄市農業委員会委員の推薦についての議会案1件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時20分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第4議会案第4号新庄市農業委員会委員の推薦について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第4議会案第4号新庄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、清水清秋君の退席を求めます。

(12番清水清秋議員退席)

小嶋富弥議長 提出者の説明を求めます。

小関 淳君。

(13番小関 淳議員登壇)

13番(小関 淳議員) 新庄市農業委員会委員の推薦について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成26年7月7日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者、新庄市議会議員小関 淳。賛成者、新庄市議会議員佐藤卓也、石川正志、奥山省三、下山准一。

別紙

新庄市農業委員会委員の推薦について
次の者を新庄市農業委員会委員に推薦する。

記

住 所 新庄市大字本合海373番地内14号

氏 名 清 水 清 秋

昭和23年9月14日生

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第12条第2号の規定により、委員となるべき学識経験者1名を推薦しようとするものである。

以上、よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第4号新庄市農業委員会委員の推薦については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

（12番清水清秋議員復席）

午前10時24分 休憩

午前10時25分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、清水清秋君を新庄市農業委員会委員に推薦することに決しましたので、登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

（清水清秋農業委員会委員登壇）

清水清秋農業委員会委員 このたびの農業委員任期満了に伴う改選に伴いまして、議会から私を御推薦いただきましたことに心から感謝申し上げます。

今は、本当に農業情勢、また組織改革ということで、農協あるいは農業委員会、大きく改革されようとしている環境であります。そういう中で、やはり農業を、現場から声を出していける感覚で、議会を代表いたしまして、農業委員会に声を出していきたいと思っております。

そうしたことで、農業委員の任期は3年ありますが、我々の改選が来年春にあります。あとわずか1年足らずとなっておりますが、精い

っぱい農業委員として頑張っていきますので、よろしく御指導、御協力のほどをお願い申し上げます。私、推薦されました清水清秋、心から御礼申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 それでは、よろしくお願い申し上げます。

閉 会

小嶋富弥議長 以上で、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので閉会といたします。

本日はどうも御苦労さまでした。

午前10時27分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 佐 藤 義 一

〃 〃 小 関 淳

平成26年9月定例会会議録（第1号）

平成26年9月9日 火曜日 午前10時00分開会
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
18 番	森 儀 一	議員			

欠 席 議 員（1名）

17 番 山 口 吉 静 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監査委員 高山孝治

選挙管理委員会 矢作勝彦

農業委員会 星川 豊

監査委員 佐藤正寿

選挙管理委員会 小松 孝

農業委員会 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木 勉

主査 川又秀昭

総務主査 三原 恵

主査 沼澤和也

議事日程（第1号）

平成26年9月9日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 市長の行政報告

日程第 4 報告第7号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

日程第 5 報告第8号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 6 報告第9号平成25年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 7 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について

日程第 9 議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

日程第10 議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第11 議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について

日程第12 議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第13 議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について

日程第14 議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第15 議案第54号市道路線の認定について

日程第16 議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21 議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22 議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第23 議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第24 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第25 決算特別委員会の設置
日程第26 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第27 議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)
日程第28 議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第29 議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)
日程第30 議案第67号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第31 議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第32 議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第33 議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第34 議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第35 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

開 会

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名です。

これより平成26年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において奥山省三君、清水清秋君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る9月2日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年9月定例会の運営について協議をいたしましたところでございます。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付してあります平成26年9月定例会日程表のとおり、本日から9月22日までの14日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告3件、諮問1件、議案7件、議会案1件、平成25年度決算の認定等9件、補正予算8件、請願3件の計32件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日、報告3件の後、諮問第3号及び議案第48号につきましては、提案説明をいただき、委員会の付託を省略して本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第49号から議案第63号までの議案15件について、本日、本会議に上程し、提案説明の後、平成25年度決算の認定等9件を除いた議案6件につきましては、総括質疑を受け、常任委員会に付託をし、審査をしていただきます。平成25年度決算の認定等9件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第64号から議案第71号までの補正予算8件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月22日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答

弁者の御協力を特にお願ひいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月

22日までの14日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月9日から9月22日までの14日間と決しました。

平成26年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	9月9日	火	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。諮問(1件)の上程、提案説明、採決。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議会案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(6件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(8件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	9月10日	水	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 高橋富美子、伊藤 操、小関 淳 山口吉静の各議員
第3日	9月11日	木	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、奥山省三、石川正志の 各議員
第4日	9月12日	金	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託請願の審査
第5日	9月13日	土	休 会			
第6日	9月14日	日				

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第 7 日	9 月 15 日	月	休 会			(敬老の日)
第 8 日	9 月 16 日	火	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 9 日	9 月 17 日	水	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 5 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 10 日	9 月 18 日	木	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成 2 5 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 11 日	9 月 19 日	金	休 会			(本会議準備のため)
第 12 日	9 月 20 日	土	休 会			
第 13 日	9 月 21 日	日				
第 14 日	9 月 22 日	月	本 会 議	議 場	午 前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。補 正予算（8 件）の質疑、討論、採 決。

日程第 3 市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、平成26年度新庄まつりについて御報告申し上げます。

本年の新庄まつりの入れ込み客数は、昨年と比べると5,000人減となる52万5,000人となりました。3日間とも天候に恵まれ、国内最大の観光キャンペーンである山形デスティネーションキャンペーンの効果や、テレビ、ラジオなどのPR、3年を迎えしっかり定着した燦踊祭など

が人手につながりましたが、祭り期間中の休日
が日曜日のみだったことによる曜日配列の影響
が大きく、全体では微減となりました。

24日の宵まつりは約1,000席ふやしたアビエ
スの有料観覧席も完売し、沿道には昨年以上の
人出があり、過去最高の22万人となりました。
25日の本まつりは平日のため客足が伸びず、昨
年より2万人減の15万5,000人でありました。
26日の後祭りは、燦踊祭に新たに招聘いたしま
した秋田竿灯まつりが人を呼び、前年を5,000
人上回る15万人となりました。

新庄まつりは交流人口拡大に向けた最大の資
源でありますので、来年の新庄まつり260年祭、
再来年のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、
今後も情報発信を強化し、知名度向上に努めて
まいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

日程第4報告第7号一般財団法人 新庄市体育協会の経営状況の報告 について

小嶋富弥議長 日程第4報告第7号一般財団法人
新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議
題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第7号一般財団法人新庄市体
育協会の経営状況の報告について御説明申し上
げます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条
の3第2項の規定によりまして、議会に報告す
るものでございます。

平成26年度事業計画及び予算につきましては、
去る3月26日に市体育協会の平成25年度第2回
臨時評議会におきまして承認されたものでござ
います。

市体育協会は、スポーツ振興に寄与する事業
を総合的に推進するために、4月に新庄市施設
振興公社と組織統合したことに伴い、これまで
施設振興公社が行ってきた施設の管理業務など
も継承して実施しております。

平成26年度の予算としましては、お手元の予
算書2ページ目にありますとおり、市民の健康
増進に資するスポーツの普及振興を推進すると
ともに、指定管理者としてスポーツ施設等の管
理を行うため、総額1億2,770万円の予算を計
上しております。

なお、詳細につきましては、後ほど予算書を
ごらんいただきたいと思います。

以上、市体育協会の経営状況の報告とさせて
いただきます。

小嶋富弥議長 本件は地方自治法第243条の3第

2項の規定による報告でありますので、御了承
願います。

日程第5報告第8号新庄市土地開 発公社の経営状況の報告について

小嶋富弥議長 日程第5報告第8号新庄市土地開
発公社の経営状況の報告についてを議題といた
します。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 続きまして、報告第8号新庄市土
地開発公社の経営状況について御報告申し上げ
ます。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条
の3第2項の規定によりまして、議会に報告す
ることになっております。

平成25年度新庄市土地開発公社の決算でござ
います。

この決算につきましては、去る5月21日に公
社監事による監査を行い、5月28日の理事会に
おきまして御承認いただいております。

平成25年度の事業につきましては、平成24年
度より販売を開始しました小檜室2期地区にお
ける5区画の宅地分譲のうち、残りの3区画に
ついて販売促進に努めましたが、新規の契約締
結までには至りませんでした。

しかし、今年度に入り、購入の申し込みによ
る1件の契約が成立しており、昨年度の広告宣
伝の効果は確実に上がっているものと考えてお
ります。

今後も引き続き広告宣伝しながら、販売促進
に努めていく予定でございます。

平成25年度の当期損益につきましては、新た
な事業収益はなく、販売費及び一般管理費の支

出があるために、77万3,039円の損失となっております。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては、決算附属明細書を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成25年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第6報告第9号平成25年度 新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

小嶋富弥議長 日程第6報告第9号平成25年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第9号平成25年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度より

1.5ポイント改善の12.4%でございました。平成21年度に早期健全化基準の25%、平成23年度には起債の許可を要する基準の18%を下回るなど順調に改善されております。前年度の県内13市の中では中位の比率となっておりましたので、今年度も同程度の順位になるものと思われま

す。将来負担比率につきましては、85.0%となり、前年度の100.6%より15.6ポイント改善しております。

これらの数値についても、前年度は県内13市の中では中位の比率となっておりましたので、今年度も同程度の順位になるものと思われま

す。次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございまして、財政再建プランに基づき順調に改善されております。

以上で健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

小嶋富弥議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第7諮問第3号人権擁護委員 の推薦につき意見を求めること について

小嶋富弥議長 日程第7諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成26年12月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、今回新たに推薦する方として、大場和正さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号はこれに同意することに決しました。

日程第8議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について

小嶋富弥議長 日程第8議案第48号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第48号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員5名の方のうち2名の方が平成26年9月30日をもって任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御提案申し上げるものであります。

任命する方は、引き続き阿部浩悦氏と小山貞子氏であります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、市の教育行政を推進していただく上で、まことにふさわしい方々であると存じます。御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま報告のありました議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第48号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時24分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第9 議会案第5号新庄市議会 会議規則の一部を改正する規則の 制定について

小嶋富弥議長 日程第9 議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小関 淳君。

(13番小関 淳議員登壇)

13番(小関 淳議員) 議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により御提出申し上げます。

提出者は、私、議会運営委員会委員長小関淳でございます。

改正の理由でございますが、議案末尾に記載してありますとおり、当議会において、これから行う議場改修に際しまして、電子表決システ

ムを導入することに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、現在、可否を認定する際は、起立による表決を行っておりますが、これを賛成または反対のボタンを押させることにより可否を認定することもできるようにするものでございます。

施行月日につきましては、12月定例会から実施できるように、平成26年12月5日とするものであります。実際にいつから導入するかにつきましては、今後議会運営委員会等で協議の上決定していくものでございます。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) まず、お金はどのぐらいこの改修費用に当たってかかるのかということをお聞きします。

2点目は、この電子表決システムを導入する理由は何なのかということをお聞きします。

それから、3つ目はどちらにするのか。起立にするのか、電子システムにするのか、その判断は議長かと思いますが、どういう理由から分けることができるのか。

あと4つ目ですけれども、市民にわかりやすい議会にというのが議会改革の重要な柱だと思

います。それで、インターネット放送などもやっているわけなんです、市民にわかりやすくする方法として、電子システムになりますとわかりにくくならないのか。その点についてお聞きします。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 予算につきましては、確保しております。

あと、なぜシステムを導入するのかということにつきましては、議会で昨年12月に議会基本条例を制定いたしました。その内容というのは、その趣旨というのは、市民とともに歩む議会、市民に開かれた議会ということでございますので、そのシステムを導入することにより、より明確に市民の皆様には議会の可否がわかるようにということで導入を進めたものでございます。

可否ということが明確にわかるというシステムでございますので、それよりいいものはないかと思いますが、あとは何でしたっけ。

はい、そのように進めたシステムでございます。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 予算の確保はされているということですが、どのぐらいになるというふうに見ておられるのかということ、もう一度お願いしたいと思います。

それから、基本条例の趣旨については、市民に開かれた議会にというのは、私もそのことについては大いに賛成です。本当に開かれたものになるのか、その実際について、電子システムというのが、もし傍聴とかをしていれば、誰が立ったとかとわかるわけですが、賛成とか反対とか。あと、インターネットで中継されていれば、佐藤悦子がとか、誰議員がとか、立っている人がわかるわけですが、それが、インターネット中継されたり、傍聴したりしている市民にどのよ

うに可否がはっきりわかるのか。その点についてお願いしたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 私からは、予算措置等について、事務的な部分を答弁させていただきますが、このたびの議場改修につきましては、当初予算の中で1,600万円程度だったと思いますが、議場のシステム全体の見直しということもありまして、この投票システムばかりではございません。モニターから始まりまして、内部の機械配線等これらにつきましてはの予算措置が1,600万円ほど計上されてございます。その中で、このたびの入札というような形で決定させていただいたところでございます。

以上です。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） どのように市民にわかりやすく開かれたということになるのか。その場で傍聴した人にどのようにわかるのか。また、インターネット中継を見ている人が誰が立ったか立たないかわかるのか。こう見ている人は、人が立つとか単純なことで今まではわかったわけですが、それがどこにあらわれて出てくるのかというのは大きく見えるのか。人が立つぐらい大きく見えるのか、わかるのかということで、市民に開かれたものと本当に言えるのか。そこをお聞きしたいんです。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 佐藤議員も議会改革にある程度賛同いただいて、わかりやすい議会、市民に寄り添う議会を目指していらっしゃると思いますので、このシステムについては非常に、先ほども申し上げましたように、よりわかりやすくなるシステムだということで導入をさせていただこうと思っております。御理解をよろし

くお願いします。

小嶋富弥議長 それは両方できるような改正だというような説明があったのではないですか。取り入れるか取り入れないかは、今後検討しながら議会運営委員会に諮るという委員長の報告を聞いていませんでしたか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第5号新庄市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

議案15件一括上程

小嶋富弥議長 日程第10議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから日程第24議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの15件を会議規則第35条の規定により一括議題としたいと思います。これに御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの15件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について5議案につきましては、来年4月から始まる予定の子ども・子育て支援制度に関連する議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

今回提案いたします5議案のうち、議案第52号以外の4議案につきましては、子ども・子育て支援新制度に関連する法令で、その整備が義務づけられているものであります。

初めに、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてでございますが、平成24年8月に交付されました、子ども・子育て関連3法のうち子ども・子育て支援法によりまして、特定教育保育施設が特定教育保育等を提供する場合及び特定地域型保育事業者が特定地域型保育等を提供する場合の基準を定めるものであります。

次に、議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について御説明いたします。

本案は、小学校就学前の子供の保育に関し、保育に欠ける児童の認定に関する根拠法令が、児童福祉法から子ども・子育て支援法へ移行し

たことから、保育の必要性の認定に関する基準を定めるとともに、新庄市保育の実施に関する条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。

本案は、児童福祉法の規定により、国、都道府県、市町村以外の民間事業者などが家庭的保育事業や小規模保育事業などの家庭的保育事業等を行うことができると明確に位置づけられたこと。また、当該事業等を提供しようとする民間事業者等の質的水準を担保するため、市町村が認可事務を行うこととなったことから、民間事業者等が当該事業を行うに当たっての設備や運営の基準を定めるものであります。

続きまして、議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について御説明いたします。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育所につきましては、従来より児童福祉法及び社会福祉法の規定並びに毎年国から通知される放課後児童健全育成事業等実施要綱に基づき事業を実施してきたところでありますが、児童福祉法の改正により、これまでおおむね小学校3年生までとなっていた放課後児童健全育成事業の対象児童が小学校6年生までの児童に拡大されたこと、また、放課後児童健全育成事業が具体的に法定化され、その位置づけがより明確になったこと、あわせて、現在建設中の萩野地区小中一貫校教育校内併設放課後児童クラブが来年度開所予定であり、本市が設置する放課後児童クラブが1カ所新たに増加することから、本市の放課後児童クラブの設置根拠を整備するため、本案を提案するものであります。

最後に、議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてでございます。

本案は、児童福祉法の規定により、国、都道

府県、市町村以外の民間事業者等が放課後児童健全育成事業を行う際の設備及び運営の基準を市町村の条例で定めることが法定化されたため提案するものであります。

なお、各議案において定めます基準につきましては、国が示した基準に準拠して定めるものであります。

続きまして、議案第54号市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案の理由としたしまして、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道の路線について認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容といたしましては、3路線を認定しようとするものであります。柳原高壇線につきましては、市道荒小屋泉田線整備事業により建設された道路を認定するものであります。元宮内1号線及び元宮内2号線につきましては、民間の宅地開発により整備された路線であり、市に帰属される道路を認定するものであります。

次に、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より配付されております決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から承りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私からの説明は終わりますが、御審議いただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 次に、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長近岡晃一君より説明願います。

会計管理者兼会計課長近岡晃一君。

(近岡晃一会計管理者兼会計課長登壇)

近岡晃一会計管理者兼会計課長 おはようございます。私から説明させていただきます。

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案について、お配りしております平成25年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算書45ページ、平成25年度新庄市会計別歳入歳出決算総覧をお開き願います。

表中の下段、合計の欄に記載されておりますが、一般会計と7つの特別会計の合計額は、予算現額が265億4,300万4,000円、収入済額が264億5,275万2,594円、支出済額が256億522万4,595円であります。予算現額に対しまして収入率は99.66%、執行率は96.47%となりました。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

4ページにお戻りください。

議案第55号一般会計ですが、4ページの1款市税から6ページの21款市債までの歳入合計は、収入済額が169億7,806万1,385円であり、予算現額170億2,379万1,000円に対しまして収入率は99.73%、調定額173億5,432万2,017円に対しまして収納率は97.8%となりました。不納欠損額は7,186万7,215円、収入未済額は3億439万3,417円であります。不納欠損額の内訳は、1款市税が7,033万9,115円、12款分担金及び負担金が149万1,400円、13款使用料及び手数料が1

万2,700円、20款諸収入が2万4,000円となっております。収入未済額の内訳は、1款市税が2億3,482万7,278円、12款分担金及び負担金が1,545万3,008円、13款使用料及び手数料が474万7,490円、14款国庫支出金が3,911万1,000円、15款県支出金が842万4,000円、20款諸収入が183万641円となっております。

なお、1款市税の収入済額は45億166万5,896円であり、調定額48億683万2,289円に対しまして収納率は93.65%となりました。

次に、8ページの1款議会費から10ページの14款予備費までの歳出合計は、支出済額が164億3,401万1,257円であり、予算現額170億2,379万1,000円に対しまして執行率は96.54%となりました。不用額は4億9,372万9,743円であります。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引残額は5億4,405万128円となっておりますが、繰越明許費が生じております。

286ページをお開き願います。

実質収支に関する調書、一般会計の表中3に記載されております額が、先ほど申し上げました歳入歳出差し引き残額5億4,405万128円であり、4、翌年度へ繰り越すべき財源(2)に繰越明許費繰越額が206万5,000円生じております。それを差し引いた額、表中では5、実質収支額の欄に記載されております、5億4,198万5,128円が平成26年度への繰越額となります。

12ページへお戻りください。

議案第56号国民健康保険事業特別会計ですが、1款国民健康保険税から11款諸収入までの歳入合計は、収入済額が44億784万6,322円であり、予算現額に対しまして収入率は101.58%、調定額に対しまして収納率は92.83%となりました。そのうち1款国民健康保険税は、収入済額が10億9,953万5,594円であり、調定額に対しまして収納率は76.35%となりました。不納欠損額は5,809万2,808円、収入未済額は2億8,243万

7,086円であります。

14ページの1款総務費から16ページの12款予備費までの歳出合計は、支出済額が42億658万3,674円であり、予算現額に対しまして執行率は96.94%となりました。また、不用額は1億3,256万6,326円であります。歳入歳出差引残額は2億126万2,648円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

次に、18ページから21ページまでの議案第57号交通災害共済事業特別会計の歳入歳出であります。18ページの1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額と調定額が同額の707万6,953円であり、予算現額に対しまして収入率は78.22%、調定額に対しまして収納率は100%となりました。不納欠損額、収入未済額はございません。

20ページの1款事業費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の707万6,953円であり、予算現額に対しまして執行率も収入率と同じ78.22%となりました。不用額は197万47円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、22ページから25ページまでの議案第58号公共下水道事業特別会計の歳入歳出であります。22ページの1款分担金及び負担金から7款市債までの歳入合計は、収入済額が12億6,474万8,933円であり、予算現額に対しまして収入率は99.01%、調定額に対しまして収納率は98.22%となりました。不納欠損額は、下水道使用料が85万6,204円、収入未済額は分担金及び負担金が合わせて545万1,110円、使用料が1,656万3,575円で、合計で2,201万4,685円あります。

24ページの1款総務費から3款公債費までの歳出合計は、支出済額が12億6,323万5,300円であり、予算現額に対しまして執行率は98.89%となりました。不用額は1,414万4,700円あります。歳入歳出差引残額は151万3,633円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

次に、26ページから29ページまでの議案第59号農業集落排水事業特別会計の歳入歳出であります。26ページの1款分担金及び負担金から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が8,129万1,338円であり、予算現額に対しまして収入率は97.89%、調定額に対しまして収納率は97.01%となりました。不納欠損額は、使用料で3万5,385円、収入未済額は、分担金が96万1,525円、使用料が151万383円、合計で247万1,907円あります。

28ページの1款農業集落排水事業費及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の8,129万1,338円であり、予算現額に対する執行率も収入率と同じく97.89%となりました。不用額は175万4,662円で、歳入歳出差引残額はございません。

次に、30ページから33ページまでの議案第60号営農飲雑用水事業特別会計の歳入歳出であります。30ページの1款分担金及び負担金から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が3,062万7,307円であり、予算現額に対しまして収入率は99.35%、調定額に対しまして収納率は98.58%となりました。不納欠損額はございません。収入未済額は使用料の44万431円あります。

32ページの1款営農飲雑用水事業及び2款公債費の歳出合計は、支出済額が収入済額と同額の3,062万7,307円であり、予算現額に対します執行率も収入率と同じ99.35%となりました。不用額は19万9,693円であり、歳入歳出差引残額はございません。

次に、34ページから37ページまでの議案第61号介護保険事業特別会計の歳入歳出であります。34ページの1款保険料から10款諸収入までの歳入合計は、収入済額が33億362万8,202円であり、予算現額に対しまして収入率は97.29%、調定額に対しまして収納率は99.54%となりました。不納欠損額は保険料の340万4,890円、収

入未済額は保険料が1,196万5,973円、負担金が6,092円、雑入で1,221円、合計で1,197万3,286円であります。

36ページの1款総務費から8款予備費までの歳出合計は、支出済額が32億1,100万8,348円であり、予算現額に対しまして執行率は94.56%となりました。不用額は1億8,457万2,652円であり、歳入歳出差引残額は9,261万9,854円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

最後に、38ページから41ページまでの議案第62号後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出であります。38ページの1款保険料から5款諸収入までの歳入合計は、収入済額が3億7,947万2,154円であり、予算現額に対しまして収入率は98.77%、調定額に対しまして収納率は99.56%となりました。不納欠損額は保険料で32万1,890円、収入未済額は同じく保険料が135万6,490円であります。

40ページ、1款総務費から4款諸支出金までの歳出合計は、支出済額が3億7,139万418円であり、予算現額に対しまして執行率は96.67%となりました。不用額は1,279万1,582円であり、歳入歳出差引残額は808万1,736円であり、平成26年度への繰り越しとなります。

以上、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げました。

なお、45ページには会計別歳入歳出決算総覧、47ページから283ページには各会計の歳入歳出決算事項別明細書、285ページから293ページには各会計の実質収支に関する調書、295ページ以降には財産に関する調書を添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

これで議案第55号から議案第62号までの平成25年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。十分な御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

す。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいま説明のありました議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

高山孝治代表監査委員 おはようございます。

先般の新庄まつりにおきましては、最終日の夕方に雨がりましたが、全般的に天候に恵まれ、宵まつり、本まつり、飾り山車、燦踊祭と従来にも増して盛り上がったのではないかと思います。私ごとですが、山形市の友人が初めて家族で見に来てくれました。子供さんは興奮し、来年も見に来たいと、家族みんなで感動して帰りました。関係各位の皆様の御労苦に対しまして、改めて感謝の意を表したいと思います。

それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと存じます。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、財産に関する調書及び各基金の運用状況について、山口吉静委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから21ページにわたり記載してございます。その主要な点は、22ページ、第6、むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思えます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

第6、むすびでございます。

平成25年度の一般会計及び各特別会計の総計の決算額は、2ページの表にもございますが、歳入が264億5,275万2,594円で、前年度に比べ7億2,713万5,131円、2.8%の増、歳出が256億522万4,595円で、8億8,572万8,150円、3.6%の増となりました。その結果、実質収支は8億4,546万2,999円の黒字で、単年度収支は1億2,124万6,019円の赤字となりました。

市債残高は224億4,774万5,152円で、内訳は、一般会計141億5,515万8,993円、公共下水道事業特別会計77億5,279万6,475円、農業集落排水事業特別会計5億169万3,203円、営農飲雑用水事業特別会計3,809万6,481円で、前年度より1,070万1,100円増加と横ばいとなっております。市の財政規模を下回っておりますが、今後は老朽化施設の改修や耐震工事等、多額の建設費が発生します。一時的とはいえ、圧縮幅は鈍るものと思われそうですが、注視して行ってもらいたいと思えます。

収入未済額は、一般会計では市税が2億

3,482万7,278円で、前年度に比べますと5,190万66円、18.1%減少しました。保育所入所負担金等が大きな割合を占める分担金及び負担金、公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料の未済額は2,020万498円あり、前年度より39万8,637円、1.9%減少しております。

特別会計では、国民健康保険税が2億8,243万7,086円で、前年度に比べ2,567万3,142円、8.3%の減少、公共下水道使用料が1,656万3,575円で、127万3,753円、8.3%の増加、介護保険料は1,196万5,973円で、102万9,543円、9.4%の増加、後期高齢者保険料は135万6,490円で、39万540円、22.4%の減少となっております。収入未済額の圧縮につきましては、歳入確保のためだけではなく、市民の受益者負担の公平性を高める観点からも、口座振替や訪問徴収の実施に加え、軽自動車税で新たに導入したコンビニ収納の他税目への拡大など、改善に向けたより一層の努力を期待するものであります。

平成20年4月1日から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、平成25年度決算では12.4%、過去3カ月の平均値となり、前年度の13.9%から1.5%改善され、地方債を発行する際に県知事の許可を必要としない18%以下となっております。しかしながら、今後学校の建設や老朽化した施設の改修等により実質公債費比率が再び悪化することも考えられますので、限られた財源をより有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

全国的な状況を見ますと、ことし7月の政府月例報告では「景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある」と発表されておりますが、いわゆるアベノミクスの地方への波及効果や消費税再増税の動向など、地方経済を取り巻く環境は不透明感を払拭できないものとなっております。

また、本市においては、財政構造の弾力性をあらわす指標である経常収支比率が89.7%となっております。前年度より0.6%改善されておりますが、依然として90%に近い水準にあり、弾力性のない構造であることは否めず、改善へのさらなる努力を期待したいと思います。

このような状況の中で、本市の人口は減少傾向が続いておりますが、平成22年度に策定された第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画に10年後の目標人口として掲げられている「平成32年、3万7,000人」を達成できるよう、市民の不安や不便の解消に努め、健全な財政基盤の整備を図りつつ、計画に掲げられた施策、各事業の着実な推進を望むものであります。

次に、別冊の平成25年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書をごらんください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状態であると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は12.4%であり、早期健全化基準25.0%と比較するとこれを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較しますと1.5ポイント改善しております。

将来負担比率は85%となっており、早期健全化基準である350%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると15.6ポイントと大きく改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につきましては、公共下水道事業、農業集落排水事業、営農飲雑用水の各特別会計とも資金不足は生じておらず、健全な状態にあると認められます。

以上が平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要並びに健全化の意見でございます。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 次に、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを上下水道課長高橋 弘君より説明願います。

上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

高橋 弘上下水道課長 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

最初に、利益の処分につきましては、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものでございます。また、決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書2ページをお開き願います。

決算報告書について御説明申し上げます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益の予算額10億2,883万3,000円に対し、決算額は10億7,353万5,382円となり、予算額に比べ4,470万2,382円の増でございます。内訳といたしまして、第1項の営業収益は上水道料金等、第2項の営業外収益は公営金対策一般会計繰入金等でございます。

続きまして、下段、支出の第1款水道事業費用の予算額10億2,220万円に対し、決算額は9億7,018万5,535円となり、執行率は94.9%でございます。内訳といたしまして、第1項の営業費用は人件費、受水費及び減価償却費等、第2項の営業外費用は企業債利息等、第3項の特別損失は過年度修正損であります。

4ページをお開き願います。

(2)資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入の予算額6,389万3,000円に対し、決算額は4,208万628円となり、予算額に比べ2,181万2,372円の減でございます。内訳といたしまして、第1項工事負担金は下水道工事に伴う水道管移設工事に関する工事負担金等、第2項補助金は水道・水源開発等施設整備費の国庫補助金、第3項出資金は旧簡易水道事業分の企業債元金償還等に係る一般会計からの出資金であります。

続きまして、下段、支出の第1款資本的支出の予算額4億6,680万3,000円に対し、決算額は4億5,634万2,256円となり、執行率は97.8%でございます。内訳といたしまして、第1項建設改良費は排水管敷設がえ工事及び上水道施設監視制御設備更新工事の工事請負費等、第2項開発費は、水道台帳補正業務委託費等、第3項事業債償還金は建設改良に係る企業債償還元金であります。

なお、4ページ下の表外に記載しておりますとおり、資本的収入が資本的支出額に不足する額4億1,426万1,628円は、過年度損益勘定留保資金等をもって補填いたしました。

6ページをお開き願います。

損益計算書について御説明申し上げます。

営業収益において、給水人口の減少及び節水志向による使用水量の減少もあり、前年度に比べ約845万円の減となりました。営業外収益においても、他会計補助金の高料金対策費等の減額により、前年度に比べ約1,970万円の減となっています。

費用においては、支払利息及び繰延勘定償却等の減額により前年度に比べ約4,297万円減少したことにより、経常利益は9,406万265円となっています。また、当年度純利益は9,106万4,572円、前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度末処分利益剰余金は1億9,132万6,586円でございます。

7ページをごらん願います。

剰余金計算書について御説明いたします。

利益剰余金でございますが、1減債積立金の当年度末残高は8,477万6,719円でございます。

2建設改良積立金におきまして、平成25年度に8,000万円を資本的収支不足額の補填財源として使用しましたので、当年度末残高は1億2,417万1,826円でございます。したがって、1の減災積立金と合わせた積立金合計は2億894万8,545円でございます。

8ページをお開き願います。

資本剰余金について説明いたします。

資本剰余金につきましては、これまで資本として調達いたしました国庫補助金及び工事負担金等をそれぞれの項目ごとに平成25年度中の増減及び残高について記載しております。平成26年度への繰越資本剰余金は61億9,668万9,190円でございます。

9ページをごらん願います。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

ただいま損益計算書により御説明申し上げました当年度末処分利益剰余金1億9,132万6,586円のうち、企業債の元金償還金に充てるため、減債積立金に1,000万円を積み立て、残額の1億8,132万6,586円を翌年度へ繰り越ししようとするものでございます。

10ページをお開き願います。

貸借対照表について御説明申し上げます。

貸借対照表は、資産、負債、資本に区分し、平成25年度末におきます財政状況を示しております。

最初に資産の部でございますが、1固定資産から3繰延勘定までを合わせた資産合計は149億8,977万6,271円でございます。

11ページをごらん願います。

負債の部でございますが、4固定負債と5流動負債を合わせた負債合計は2,549万5,455円でございます。続きまして、資本の部でございますが、6資本金と7剰余金を合わせた資本合計は149億6,428万816円でございます。したがって、負債・資本合計は149億8,977万6,271円でございます。

以上が、水道事業会計決算諸表についての説明でございます。

なお、12ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明を終わらせていただきます。

御審議いただき、御可決及び御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員高山孝治君。

(高山孝治代表監査委員登壇)

高山孝治代表監査委員 それでは、同じようにお配りしております水道事業会計の決算審査意見書により御報告いたします。

1 ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付されました水道事業会計の決算について御報告申し上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰余金計算書及び貸借対照表並びに事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書などを照合調査し、関係職員の説明を受けるなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、財務状況及び経営成績を適正に表示しているか、公共性と経済性が確保されているかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました決算書類及び附属書類は地方公営企業関係法令の規定に基づいて作成されており、経営成績及び財務状況を適正に表示しており、計数も正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は2 ページから11 ページに記載してございますが、その主要な点は

12 ページ、7、むすびで言及しておりますのでこちらで説明をさせていただきます。

12 ページをお開き願います。

平成25年度水道事業会計の決算審査の概要は次のとおりであります。

給水状況を見ますと、給水世帯は1 万2,546 世帯で、前年度より10 世帯増加しております。外国人登録を含めた平成26 年3 月末の市内の人口3 万7,790 人に対する給水人口は3 万5,017 人で、前年度に比べ218 人減少しております。普及率は92.7%となり、前年度より0.7%増加しております。また、総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年同じ割合で推移しておりますが、漏水対策等によりさらに向上しますよう努力をお願いしたいと思います。

経営状況につきましては、収益的収支において前年度と比較しますと、事業収益は上水道高料金対策一般会計繰入金の減により2,814 万8,872 円、2.7%減少し、事業費用は企業債支払利息の減等により4,391 万1,650 円、4.5%減少したことから、当年度純利益は9,106 万4,572 円となり、前年度に比べ20.9%ほど増加しております。県からの受水費3 億4,972 万5,953 円税抜ですが、は前年度より573 万787 円下がっておりますが、職員1 人当たりの営業収益は1 億3,140 万4,000 円で、前年比0.9%の微減となっております。

供給単価と給水原価の比較では、1 立方メートル当たりの供給単価が272 円75 銭、同じく1 立方メートル当たりの給水原価は288 円11 銭であり、供給単価を給水原価が上回る差額は15 円36 銭となっておりますが、前年度の差額26 円22 銭と比べると10 円86 銭縮減されております。

なお、過年度の未収金につきましては2,274 万3,489 円となっておりますが、前年度に比べて77 万円ほど多くなっておりますが、負担の公平性を確保するためにもさらなる未納解消に向け努力をお願いするものであります。

資本的収支においては、前年度と比較すると資本的収入は工事負担金、国庫補助金の増により2,045万1,872円増加し、資本的支出は上水道施設監視制御設備更新による建設改良費の増により1億36万8,875円、28.2%増加しました。

以上の結果、資本的収支差引不足額は前年度より7,991万7,003円、23.9%増加した4億1,426万1,628円となっており、この不足額は過年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金等により補填されております。

財政状況において、資産合計は流動資産の増はあったものの、固定資産及び繰延勘定の減により前年度より4,471万9,036円、0.3%減少しました。負債合計は未払金の減により前年度より401万5,577円、13.6%減少し、資本合計は借入資本金の減により、前年度より4,070万3,459円、0.3%減少しました。

水道事業を取り巻く環境は、年々老朽化が進む水道施設の修繕や更新、耐震化の推進など経費の増嵩が見込まれる上、給水人口の減少や節水意識の高まりなどにより給水収益の増加を図ることはなかなか難しい状況にあります。新庄市水道ビジョンに基づき長期的な視野に立った事業計画のもとに安心安全な水道水の安定供給と安定的な水道事業の運営を望むものであります。

なお、県内各市の水道事業会計の内容につきましては、平成23年度まで意見書の末尾に表示しておりましたが、各市町村とも決算議会前であることから、以降の開示は取りやめておりますので、御了承願いたいと思います。

以上が平成25年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。

よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 これより、ただいま説明のありました平成25年度の各決算を除く議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定につい

てから議案第54号市道路線の認定についてまでの6件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第25 決算特別委員会の設置

小嶋富弥議長 日程第25決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

議案第55号から議案第63号までの平成25年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

小嶋富弥議長 これよりただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 日程第26議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第26議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

平成26年9月定例会付託案件表

付 託 委 員 会 名	件 名
決 算 特 別 委 員 会 議案（9件）	○議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
総 務 文 教 常 任 委 員 会 請願（1件）	○請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書の提出についての請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議案（6件） 請願（2件）	○議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について ○議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定につ

付 託 委 員 会 名	件 名
	いて ○議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について ○議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について ○議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について ○議案第54号市道路線の認定について ○請願第5号国の農政改革の再検討を求める意見書提出の請願 ○請願第6号緊急の過剰米処理を求める意見書の提出についての請願

議案 8 件一括上程

小嶋富弥議長 日程第27議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から日程第34議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算8件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第2号）から議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算8件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第64号から議案第71号までの平成26年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

予算書1ページ、議案第64号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,018万6,000円を追加し、補正後の総額を172億4,739万6,000円とするものであります。

8ページからの歳入についてであります。14款国庫支出金に国の平成25年度補正予算第1号において創設された地域経済活性化効果実感臨時交付金としてのがんばる地域交付金を計上し、これに伴った市債の一部の減額を21款市債に計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して、学校や保育所を初めとする各種施設や道路、側溝、流雪溝などの維持補修や機能強化に係る経費を計上しております。

3款民生費の社会福祉費におきましては、神室荘の環境整備のための経費を盛り込むとともに、児童福祉費におきましては、定住促進施策の先行事業として、子育て環境のさらなる充実のために、子育て支援医療給付費の拡充に係る経費などを計上し、4款衛生費におきましては、水痘予防接種の導入に係る経費を計上しており

ます。

6款農林水産業におきましては、国の新たな農業・農村施策に伴った農地や農業施設の維持に係る経費の拡充に係る経費などを計上し、7款商工費につきましては、商店街街路灯のLED化を支援する経費を盛り込み、10款教育費におきましては、教育環境の充実や教育の場の安全確保、施設の環境整備の充実を図るための経費を盛り込んでおります

続きまして、29ページの特別会計からですが、議案第65号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第70号介護保険事業特別会計補正予算までの6特別会計及び議案第71号水道事業会計補正予算につきましては、今年度下半期のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 議案第64号一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ3億5,018万6,000円を追加し、補正後の総額は172億4,739万6,000円となります。各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正において御確認いただきたいと思います。

次に、5ページ、第2表地方債補正についてでございますが、変更につきましては、市有施設耐震化事業債は地方交付税措置の有利な緊急防災減災事業債を活用して増額するほか、県営土地改良事業負担債につきましては、県事業の拡充、ロータリー除雪車整備事業債につきましては、購入経費の増額による増額となります。

さらに、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の振替措置として歳出補正の一部に充てるため、8,493万円の増額を盛り込んでおります。廃止となります社会教育施設改修事業債につきましては、地方交付税措置が見込めないことから、このたびの国のがんばる地域交付金の対象事業としたことによりまして全額減額とするものであります。

8ページからの歳入について御説明いたします。

初めに、14款国庫支出金でございますが、2項国庫補助金につきまして、1目総務費国庫補助金にがんばる地域交付金1億2,658万8,000円を新たに盛り込んでおります。これは、国の25年度補正予算第1号におきまして、地域経済活性化・効果実感臨時交付金として870億円規模で創設されたものであり、市町村の公共事業の地方負担額に財政力、行革努力を勘案して配分されることとなっておりますが、8月8日に配分先の最終決定を受けたことから、今期の補正予算に計上するものであります。この交付金は、歳出において、テニスコート改修事業、角沢ふれあい交流広場整備事業、小中一貫校スクールバス車庫整備事業、神室荘改修事業の市単独事業の財源に充当しております。

続く、民生費国庫補助金に保育緊急確保事業費補助金1,021万8,000円を新たに計上しておりますが、次年度からの子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度における地域の子ども・子育て支援事業等を今年度より国が先行的に支援するものであり、下段の民生費県補助金の保育対策等促進事業費補助金等において措置しておりました県補助の一部を拡充し、国庫補助金へ移行されたものであります。

衛生費国庫補助金では、浄化槽設置整備事業の対象設置基数の減少分を計上し、土木費国庫補助金では市有施設耐震化事業に係る社会資本整備総合交付金の減額補正を計上しております。

5目教育費国庫補助金におきましては、多子世帯の保護者負担軽減の拡充が図られたことにより、私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補正を計上しております。

15款県支出金につきましては、2項県補助金1目総務費県補助金において、防災拠点施設再生可能エネルギー導入促進事業費補助金300万円を計上しておりますが、明倫中学校の再生可能エネルギー導入に向けた経費として計上しております。

2目民生費県補助金の児童福祉補助金に子育て支援医療給付事業費補助金の県事業の拡充を増額しているほか、公立保育受入児童拡大支援事業費補助金を新たに計上しております。保育対策等促進事業費補助金以下の補助金につきましては、国の保育緊急確保事業費補助金に一部振替となったことにより減額補正でございます。

3目衛生費県補助金につきましては、浄化槽水環境保全推進事業費補助金に対象設置基数の減少分の減額を計上しております。

9ページ、5目農林水産業費県補助金におきましては、農地台帳システム整備事業に伴う電算システムの監修に係る農地台帳システム整備事業費補助金を新たに計上しております。農地・水保全管理支払推進事業費補助金の減額補正となっておりますが、これは本制度が今年度より次の多面的機能支払交付金制度となり、基準単価増額も踏まえた振りかわりの計上によるものであります。続く、環境保全型農業直接支援対策費補助金の300万円の増額補正につきましては、今年度より県費分を市の予算を通して事業主体に支出することになったことによるものでございます。

3項県委託金につきましては、6目教育費委託金にいじめ問題の撲滅に向けたいじめ対策等生活指導推進事業委託金を新たに計上しております。

17款寄附金につきましては、好調に推移しておりますふるさと納税寄附金の1,500万円の増額を盛り込んだほか、児童福祉の向上に向けられた寄附金3万円並びに市民活動交流広場事業への拡充に向けられた寄附金15万円につきましては、その御意向を踏まえ歳出においてわらすこ広場、市民活動交流広場の備品購入費として計上しております。

次に、10ページをごらんください。

20款諸収入につきましては、中核工業団地進出企業に対する産業立地促進資金融資制度貸付金元金収入の8,666万6,000円のほか、雑入の項目においては、消防団安全装備品整備等助成金や降雪被害に伴う建物総合損害共済災害共済金、ふるさと歴史センターへの有機EL照明導入に係る補助金などの増額を計上しておりますが、スポーツ振興くじ助成金については、交付額の確定に伴う1,360万円の減額を計上しております。

なお、このたびの補正に係る一般財源としては、下段の21款市債における臨時財政対策債の8,493万円と、前ページの19款の前年度繰越金5,883万8,000円を財源として充てております。

続きまして、11ページからの歳出について御説明いたします。

まず、1款から10款までを通して、4月の人事異動に伴う職員給付費の各款の調整を補正しております。また、各款を通して学校や保育所を初めとします各種施設や道路、側溝、流雪溝などの維持補修や機能強化に係る経費を計上しております。

2款総務費7目企画費につきましては、ふるさと納税寄附金の伸びに対応し、まちづくり応援基金積立金1,500万円の増額並びにこれに伴う報償費の増額を計上し、9目電算管理費につきましては、社会保障税番号制度施行に伴う電算システム改修に係る予算の組み替えと増額を計上しております。

14ページからの3款衛生費でございますが、まず15ページの1項4目障害者自立支援費に平成25年度の国庫負担金の返還金を計上しており、5目老人福祉施設費におきまして、神室荘の景観に向けた環境整備に係る経費3,262万6,000円を盛り込んでおります。

2項1目児童福祉総務費に県事業分の拡充に加えて、市事業の拡充による子育て支援医療給付事業費1,348万9,000円の増額を盛り込んでおります。

これは、県が7月から外来診療分について、支援対象を小学校3年生まで拡充したところでございますが、新庄市として、子育て世代の支援拡大を図るため、12月診療分から対象を中学校3年生まで、入院・外来診療分を問わずに給付対象としまして、あわせて一部負担金についても廃止することによる予算措置でございます。

16ページの3目保育所費におきましては、国の保育緊急確保事業を踏まえた保育所の人的支援として、嘱託保育士等の増員経費を盛り込んでおります。

17ページ、4款衛生費1項2目予防費につきましては、本年10月より定期接種化となります水痘ワクチン予防接種に必要な経費として、1,080万7,000円を増額計上したほか、再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金は、利用者の増加に対応し増額計上しております。

18ページからの6款農林水産業費でございますが、1項5目農地費におきまして、県事業の拡充に伴う堤沢ため池等整備事業負担金を増額計上したほか、農地・水保全管理支払交付金制度が今年度から多面的機能支払交付金制度に振りかわったことにより、従前の交付金を全額減額しまして、多面的機能支払交付金として4,817万8,000円を新たに計上しております。

20ページの7款商工費につきましては、1項2目商工振興費に新庄まつりの商標登録を行うための手数料23万7,000円を計上するとともに、

商店街街路灯のLED化を支援するための経費1,191万8,000円を計上しており、中核工業団地に進出する企業に対する産業立地促進資金融資制度貸付に係る経費8,666万6,000円も計上しております。

また、4目企業融資金におきましては、市民の新規雇用を促進するための企業立地等雇用促進奨励金200万円を新たに計上しております。

21ページからの8款土木費につきましては、2項2目道路維持費、22ページ以下の公園費、住宅管理費、除排雪経費におきまして、さきの豪雪や老朽化等に伴います修繕が必要になった道路、側溝等につきまして修繕料を計上するとともに、6項1目除排雪費におきましては、当初予算で計上しておりました除排雪車の借り上げ料につきまして、4月にせざるを得なかった経費を補填するための増額経費を行っております。

また、6項2目雪総合対策費におきましては、冬期間の流雪溝の水上がりが課題となっております箇所への水上がり解消に向けた経費の増額補正を行ったところでございます。

23ページの9款消防費につきましては、消防団員等の公務災害補償等共済基金の助成制度を活用しまして、消防団員の防じん眼鏡を整備するための経費を計上したほか、公益消防無線のデジタル化に対応したサイレンの改修に係る経費を計上しております。

次に、24ページ、10款教育費でございますが、3目教育指導費におきまして、県の委託によりいじめ問題の撲滅に向けたいじめ対策等生活指導推進事業に係る経費を計上しているほか、4目私立学校振興費におきまして、多子世帯の保護者等負担軽減の拡充に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の増額を計上しております。

また、2項及び3項の小中学校費におきましては、老朽化した屋根や内壁の改修、学校設備の修繕など、子供たちが安全で快適な充実した

学校生活を過ごすことのできる環境の拡充に向けた経費を盛り込んだほか、中学校費では、明倫中学校の再生可能エネルギー設備の導入に向けた設計業務に係る経費を盛り込んでおります。

26ページからの4項社会教育費につきましては、27ページの8目ふるさと歴史センター費の管理事業費におきまして、名誉市民近岡善次郎記念室への有機EL照明導入に係る経費を計上しておりまして、続くセンター事業費には、今秋の行啓に対応する経費を盛り込んでおります。

12目体育施設費におきましては、テニスコートの改修に係る工事請負費から備品購入費に切りかえる予算の補正を計上しております。このほか、社会教育施設の全般において老朽化等による各施設の修繕等の費用を盛り込んでおります。

以上で一般会計を終わります。特別会計に入らせていただきます。

特別会計全般におきましても、4月の人事異動に伴う職員給与費を補正しております。

29ページをごらんください。

議案第65号国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの3,913万円を追加しまして、補正後の予算総額を41億8,772万5,000円とするものでございます。

33ページをごらんください。

歳入は、前期高齢者交付金の減額と前年度繰越金の増額を計上しておりまして、続く34ページからの歳出におきましては、3款の後期高齢者支援金の減額及び下段の9款にございます国民健康保険給付基金積立金の増額を計上し、11款には25年度の事業実績に基づく県への返還金を計上しております。

37ページ、議案第66号交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出のおおの168万2,000円を追加しまして、補正後の予算総額を844万9,000円とするものでござ

います。

40ページに歳入歳出がございますが、今年度に入り、交通事故による犠牲者がお二人となったことに伴いまして、共済見舞金の増額と、これを基金からの繰入金で対応する補正としております。

41ページ、議案第67号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出のおおの5,239万1,000円を減額し、補正後の予算総額を13億9,752万1,000円とするものでございます。

45ページの負債におきまして、国の社会資本制度総合交付金等公共下水道事業債の減額、分担金や一般会計繰入金の増額を計上しており、46ページの歳出につきましては、老朽化に伴う施設の修繕、それと消費税納税に係る経費の増額及び先ほど申しました社会福祉資本総合交付金の確定に伴います建設事業費の減額を計上しております。

49ページをごらんください。

議案第68号農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出のおおの253万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額を8,549万2,000円とするものでございます。

52ページ掲載の歳入歳出におきましては、老朽化に伴う施設修繕の増加とこれに伴う一般会計からの繰入金を増額補正しております。

53ページ、議案第69号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの8万3,000円を追加しまして、補正後の予算総額を3,905万3,000円とするものでございます。

56ページの補正内容につきましても、施設の修繕の増額とこれに伴う一般会計からの繰入金への対応という補正内容になっております。

最後に57ページ、議案第70号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおおの8,802万9,000円を追加しまして、

補正後の予算総額を34億2,774万1,000円とする
ものでございます。

61ページ、歳入の下段に前年度繰越金を計上
しております。

62ページからの歳出におきましては、5款基
金積立金の給付費準備基金積立金の増額、それ
と7款諸支出金で国庫等への返還金の増額補正
を組んでおります。

これで一般会計、特別会計の補正予算案の説
明を終わります。

御審議いただき御可決賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたし
ます。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長高橋 弘君。

(高橋 弘上下水道課長登壇)

高橋 弘上下水道課長 議案第71号平成26年度新
庄市水道事業会計補正予算(第1号)について
御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書1ページをお
開き願います。

最初に第2条におきまして、予算第3条に定
めた収益的収入及び支出のうち収入に係る第1
款水道事業収益及び第2項営業外収益にそれぞ
れ補正予定額70万7,000円を追加し、水道事業
収益を11億7,002万5,000円に、営業外収益を1
億9,133万6,000円にしようとするものでござい
ます。

その内容ですが、人事異動等に伴い繰り出し
基準に基づき、児童手当に要する経費を一般会
計からの繰入していただくものでございます。

続きまして、支出の第1款水道事業費用に補
正予定額442万3,000円を追加し、11億3,553万

5,000円とし、第1項営業費用を421万2,000円
増の10億1,148万5,000円に、第2項営業外費用
を21万1,000円増の1億1,461万9,000円にしよう
とするものでございます。

その内容ですが、第1項営業費用の増額は人
事異動等に伴い職員給与費を増額するものでご
ざいます。第2項営業外費用の増額は、消費税
が確定したことに伴い平成25年度分消費税納税
額を増額するものでございます。

2ページをお開き願います。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資
本的支出に係る第1款資本的支出及び第1項建
設改良費にそれぞれ補正予定額2,983万8,000円
を追加し、資本的支出を7億9,785万円に、建
設改良費を5億9,120万9,000円にしようとする
ものでございます。

その内容ですが、人事異動等に伴う職員給与
費の減額及び上水道施設監視制御設備更新工事
において、前波配水池の計器操作盤及び一本柳
圧力調整弁操作盤の更新を行う必要が生じたた
め、本工事との関連が大きいことから工事請負
費を増額するものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足
する額6億4,110万円は過年度損益勘定留保資
金等で補填しようとするものでございます。

続きまして、第4条におきまして、予算第6
条に定めた議会の議決を経なければ流用できな
い経費である職員給与費に補正予定額447万円
を追加し、5,609万2,000円に改めようとするも
のでございます。

第5条におきましては、予算第7条に定めた
他会計からの補助金である一般会計からの補助
を受ける金額に補正予定額70万7,000円を追加
し、5,375万4,000円に改めようとするものでご
ざいます。

なお、3ページ以降に実施計画書を添付して
おりますので、御参照賜りますようお願い申し
上げます。

以上で平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明を終わらせていただきます。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算8件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第71号までの補正予算8件については、委員会への付託を省略し、9月22日、定例会最終日の本会議で審査をいたします。

した。

あす9月10日水曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時15分 散会

日程第35議員派遣について

小嶋富弥議長 日程第35議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しておりますとおり、議会報研修委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報研修委員6名を派遣することに決しました。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたします。

平成26年9月定例会会議録（第2号）

平成26年9月10日 水曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
18 番	森 儀 一	議員			

欠 席 議 員（1名）

17 番 山 口 吉 静 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監査委員	高山孝治
選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦
農業委員会 委員長	浅沼玲子

監査委員 局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 委員長	小松孝

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主査	三原恵
主査	川又秀昭	主査	沼澤和也

議事日程（第2号）

平成26年9月10日 水曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1番	高橋富美子	議員
2番	伊藤操	議員
3番	小関淳	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成26年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	高 橋 富美子	1. 消費者教育の充実について 2. 子どものインターネットの利用について 3. 健康マイレージについて 4. 子育て支援の充実について 5. 命を守るために	市 長 教育委員長
2	伊 藤 操	1. 介護予防・日常生活支援総合事業について 2. 介護ボランティアの育成について 3. 地域包括ケアについて	市 長
3	小 関 淳	1. 新庄まつりの環境整備について 2. 教師の負担軽減による教育の充実について 3. 中心市街地再生について	市 長 教育委員長
4	山 口 吉 静	1. ふるさと納税について 2. 市営学習塾について 3. 空き家問題について 4. 市内商業地域の電線地中化について	市 長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名であります。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席願が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名であります。

質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含め1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

高橋富美子議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に高橋富美子君。

（3番高橋富美子議員登壇）（拍手）

3 番（高橋富美子議員） おはようございます。

9月定例会最初の一般質問をさせていただきます。

市民・公明クラブの高橋富美子です。

質問に先立ちまして、さきの広島での土砂災害により犠牲になられた皆様に心より御冥福を

お祈りいたします。

また、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においても、いついかなるとき、このような災害が起こるかわかりません。防災に向けた取り組みをさらに強くしていかなければならないと感じたところであります。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目に、消費者教育の充実について伺います。

ネット社会の進展に伴った消費者トラブルが相次いでいます。消費者生活環境が多様化、複雑化している中で、子供や若者が一人の消費者として安全に行動できるよう、早期からの消費者教育を充実させることが課題となっています。

本年6月に政府が閣議決定した消費者白書によると、13年度は全国の消費者センターなどに寄せられた消費者トラブルの相談件数が92万5,000件と9年ぶりに増加に転じ、さらに65歳以上の高齢者からの相談件数が前年度より5万3,000件多く、そのほか未成年に関する相談件数が2010年度以降毎年度約2倍ペースで増加していることも問題となっているようです。

最近では、子供が親のクレジットカードを無断で使用し、ゲームのアイテムを高額購入していたといったことが数多く寄せられており、国民生活センターが注意を呼びかけている現状です。私たちの周りでも、高齢者の方が話に乗せられて必要もない高額な寝具を購入してしまったり、教育用品を契約させられそうになったりと、さまざまなケースがあります。

このようなことから、トラブルを未然に防ぐため、本市においても消費者教育の充実に積極的に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目に、子供のインターネットの利用につ

いてお伺いいたします。

「どう向き合う子供のネット依存」、これはある番組で取り上げられたテーマです。中高生にとって今やスマホやタブレット端末は生活の一部、SNS、動画サイト、オンラインゲームなど、子供たちにとっては連絡手段や勉強ツールとしてもはや欠かせないものになっております。一方で、ネットの世界のやりとりで夢中になり、ネット依存に陥る子供がふえているとのことです。一日の利用時間が12時間を超えるようなネット依存の重症者は昼夜逆転の生活となり、通学や日常生活に支障を来したり、ひきこもりになってしまうケースや、ひどい場合は健康面で栄養失調、視力低下、骨粗しょう症、静脈血栓塞栓症などを起こし、体がむしばまれて韓国では死亡事故も起きており、社会問題化しているとのことです。

厚生労働省研究班の調査報告書によりますと、健康や生活に支障を来すネット依存の中学生、高校生が推計51万8,000人に上るとの発表がありました。ネット依存はたった1カ月で重症化することもあるそうですから、一刻も早い対策が必要であり、何より早期発見が重要です。遅刻、欠席を繰り返したり、無気力だったり日常生活で発する依存のサインを見逃さないことが大事であることを、保護者や教師へもしっかりと啓発し、子供たちにもその怖さをしっかりと認識させることが重要であると思います。子供のインターネット依存に対する本市の状況と対応についてお伺いいたします。

3点目に、健康マイレージについてお伺いいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典が利用できる「健康マイレージ」の取り組みがあります。この事業は、市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費、介護費の抑制のほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづ

くりや人づくりにつないでいくことが期待できる施策であると考えます。市民の健康意識の高揚と健診の受診率向上のため、健康マイレージを導入してはどうかお伺いいたします。

4点目に、子育て支援の充実についてお伺いいたします。

初めに、子育て応援メールの配信についてお伺いいたします。

複雑化する乳幼児の定期予防接種のスケジュール等を接種予防日が近づいたら、メールでお知らせする事業を行ってはどうかお伺いいたします。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊婦や乳幼児の保護者を対象に健康管理、食事等のアドバイス、子育てサービス等の情報をメールマガジンとして配信してはどうかお伺いいたします。

続きまして、ファミリーサポートセンターの設置についてお伺いいたします。

「子ども・子育て支援新制度」が明年4月にスタート予定です。新制度によると、全ての子育て家庭のために地域の子育て支援も利用しやすく変わるとあります。既存の支援を補うと期待されるファミリーサポートセンターを、わらすこ広場に設置し利用者の拡大を図るべきと考えますがお伺いいたします。

5点目は、命を守るために。AEDのコンビニ設置と講習会の充実についてお伺いいたします。

小中学校を初め多くの公共施設にはAEDが設置されておりますが、夜間や休日には使用できない場合があります。AEDの普及をより一層進めるため、市内のコンビニエンスストアにAED設置を検討してはどうか。公明党は全国でAEDの普及を推進してきました。AEDは心臓の心室がけいれんを起こし体に血液を送り出せなくなった状態を電気ショックにより心臓の動きを正常に戻す装置です。従来は医療従事

者のみに使用が認められていましたが、2003年に救急救命士に使用が拡大され、2004年7月には一般市民にも使用が認められ、ことしで10年が経過しました。厚生労働省の研究班のまとめによると、普及台数は45万台を超えているとありました。消防庁は一般市民が心肺停止状態の人を発見し、その場でAEDを使用した場合の生存率は、未使用の場合よりも約4.4倍も高いとしています。ところが、全国的に市民によるAEDの使用率は平成12年度で3.7%と使い方がわからない人も多く、フル活用されていない。台数はふえても10年前と変わらない状況だといえます。また、現場に居合わせても不安などから使用をためらっているケースもあると指摘されています。このようなことから、これまで以上にAEDの使用法を学ぶ講習会の充実、また市民への普及啓発に取り組むべきと考えますが、本市の状況をお伺いいたします。

最後に、食物アレルギーの対応についてお伺いいたします。食物アレルギー反応で重篤な症状があらわれた際、アナフィラキシーショックを和らげるためにエピペンがあります。自己注射薬ではありますが、どんな状況にあっても対応できるようにエピペン使用の講習会を実施すべきと考えますが、その点いかがでしょうか。また、食物アレルギー対応のマニュアル策定は検討されたのかをお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えいたします。

質問初めに、広島の悲惨な土砂災害等のお話がありましたが、きょうは北海道白老町で1時間に110ミリ、120ミリ、110ミリという猛烈な雨が降っているというようなことで、本当に自

然の猛威が不規則に変化しているというふうに思っております。

それでは、初めの消費者教育の充実についての御質問であります。消費者教育の推進につきましては、消費者教育を総合的・一般的に推進することを目指して、平成24年12月に消費者教育推進に関する法律が施行されたことは承知のとおりであります。その基本方針が平成25年の閣議決定で示され、背景には近年高度情報化が急速に進み、消費者生活環境が多様化、複雑化したことに伴い、消費生活の被害やトラブルも多様化・複雑化してきたことがあります。高齢者を狙った巧妙な詐欺的なものを初めとし、各年代共通にインターネット通販、オンラインゲーム、SNSソーシャル・ネットワークキング・サービス、ワンクリック請求などによるネット関連の被害が増加してきており、新聞、ニュースなどにおいて報道されるところとなっております。また、被害防止と対策の関連記事も多く目にするようになりました。

このように消費者教育は、子供から高齢者までのそれぞれのライフステージに合った内容で実施推進されなければならない時代となってきました。

御意見のとおり、子供や若者が一人の消費者として安全に行動できるよう、早期からの消費者教育はこれから社会で生きていく力を養う上でも重要なものであります。子供にはそれぞれの家庭で教育と保護を実施してもらいながら、学校教育現場においては時期に応じた学習計画による消費者教育が実施されております。家庭科や社会、公民などの小中学校の授業では、健全な消費生活を送るための基礎知識に加え、ネットやカード社会の落とし穴やトラブルの危険性が教えられています。また、ふだんの授業学習のほかに警察が主催する講演会などが実施され、より印象的で実感的に学習できる機会になっていると聞いております。

本市の消費者行政におきましては、大人や高齢者に対する啓発活動、消費生活に関する出前講座などの実施、消費生活相談員による相談対応などにより消費者被害の未然防止を図っております。今後も引き続き、学校、警察、県、消費生活団体など関係機関と連携し、あらゆる機会を活用して消費者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

子供のインターネットの利用につきましては、教育長のほうから答弁させますのでよろしくお願いします。

次に、健康マイレージについてであります、健康マイレージとは市主催の健康教室や講座、イベントに参加してポイントを集めて応募し、ためたポイントで健康グッズや記念品がもらえるなどの施策の一つであります。

市民が健康づくりに興味を持っていただくきっかけづくりという点では期待できる制度ではないかと考えております。健康づくりは個人で維持改善することではありますが、地域単位での取り組みも重要と考え、市では昨年度から地域住民の健康づくりをテーマに地域リーダー講座を開催しております。参加者みずから健康づくりを推進する上での課題を出し合い、その解決策や具体的な地域活動計画を作成するなど、来年以降の取り組みを視野にいった講座となっております。

今年度は健康づくりのモデルケースとして、末広町地区で毎月健康教室を開催しております。高齢者を対象とした取り組みを中心に地域のリーダーの方々と連携し、参加者の家族、友人、地域への健康づくりの輪を広げていくのが狙いであり、今後こうした取り組みを他の地域へ拡大させ、健康寿命の延伸と地域の活性化を目指してまいります。個人への支援ツールとされる健康マイレージについては、取り組みをしている自治体の成果などを情報収集し、さらに庁内関係各課の連携を図り考えてまいりたい

と思っております。

次に、子育て支援の充実についてであります、各市町村等がホームページなどを利用し各種行政サービスの情報提供を行うことが一般化しておりますが、さらに進展する今日の情報社会においてはフェイスブックやツイッターなどに代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用者が急増するなど、個人が求める情報入手の方法がより多様化しております。SNSは、利用者同士のつながりを促進サポートするコミュニティ型ウェブサイトの総称ですが、その高い利便性とスマートフォンなどの携帯型情報端末の急速な普及を背景に、特に子育て世代を含む若年層の数多くの方がコミュニケーションツールとしての利用だけでなく情報収集ツールとして活用、利用しているものと思われます。

御質問のありました子育て支援情報等のメール配信につきましては、今後の情報通信技術の高度化を見据え、電子メールによる方式にこだわらず情報の拡散性というSNSの特性を活用した方法と、より効果的に情報提供できるよう情報媒体の複数化も視野に入れ、子育て支援情報を提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターの設置についてであります、今年度までのファミリーサポートセンター事業については、国の補助事業という位置づけになっておりますが、国では子ども・子育て支援新制度を整備するに当たり、児童福祉法の改正によって子育て援助活動支援事業と法定化し、あわせて子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業の一事業であることを明記しました。しかしながら、法定化後の事業の内容は現在検討中とのことで、その詳細はいまだ国から示されていない現状であります。

また、現在新庄市では子育て支援団体が新

庄・最上地域を対象にファミリーサポートセンター事業を展開しております。今後とも支援団体との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、AEDについてお答えさせていただきます。御承知のように、突然倒れたとき救急車が到着するまでの数分間の救命措置に欠かせないのがAEDと言われております。市ではホームページでAEDは誰にでも簡単に操作できることの啓蒙とあわせ、AEDの設置と登録を呼びかけており、現在市内には民間事業所も含め74カ所が登録されております。多様な施設にAEDを設置するのは、人々が集まる環境で起きる事案の救命措置に活用するもので、設置場所から外部へ持ち出しての使用は想定しておりません。

御質問にあるように夜間や施設の休館日には使用できませんが、AEDが設置された施設の近隣住民でも救急車の要請を行うのが通常の手段となっております。民間の事業所については、維持管理も含めて自発的に設置していただくようこれまでどおりお願いをしましてまいりたいと考えています。AEDの講習会については、消防本部によれば最上地域全体で住民への啓発として42回の講習会を数え、さらにAEDの指導者養成のための講習会も32回の開催となっております。来月の健康福祉まつりにおきましても、市民への啓発の場として消防本部よりAED講習をしていただく予定となっております、今後ともさまざまな機会を捉え普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

最後に、食物アレルギーについてであります。御指摘のとおり近年学校給食による食物アレルギーに関して報道などで死亡事例が報告されるなど痛ましい事故が起きております。

御質問にあるエピペン使用も含めた食物アレルギーについての講習会の実施についてであります。昨年度は食物アレルギーとその対応と

題しまして、専門医師を講師に迎え講演会を開催しております。医師、看護師のほか、養護教諭などの学校関係者も含め76名が参加しております。また、保育担当部門や保健担当部門などそれぞれの分野でも研修する機会を得ております。

研修では、アレルギーを引き起こす可能性のある子供に関する情報共有を図り、症状が出たときにエピペンといわれるアドレナリンの自己注射薬を迷わず使用することの大切さや、その後の緊急搬送について一連の流れをシミュレーションすることができる内容でありました。今後もこのような研修の機会を持ち、的確な判断と対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

食物アレルギーの対応マニュアルにつきましては、既に昨年6月に各小中学校で策定されており運用されているところでございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから子供のインターネット依存に対する本市の状況と対応についてお答え申し上げます。

平成26年3月に内閣府がまとめた平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査によれば、小学生のスマートフォンの所有率は36.6%、中学生の所有率は51.9%であり、また携帯電話・スマートフォンでインターネットを利用している青少年、10歳から17歳でありますけれども、そのうち約4割が2時間以上インターネットを利用しており、その平均時間は約107分という結果があります。

市内の小中学生においても、スマートフォンやタブレット等を利用してLINE等の無料アプリや動画、オンラインゲームを行っている児童生徒は年々増加しております。また、それらの端末を利用した情報交換をきっかけに児童生

徒間同士のトラブルも生じております。それを受け、市の小中学校生徒指導主任主事会では毎年携帯電話、インターネット調査を小学校5年生から中学校3年生までを対象に実施してきました。昨年度の調査では、小学校5、6年生で携帯電話やスマートフォンを持っていると答えた子供は114名、中学生は354名でした。割合としては小学生の約20%、中学生の約30%が個人用の携帯電話等を持っていることになります。また、この調査を実施して明らかになったことは、現在携帯電話やスマートフォン、タブレットなどの情報端末の利用以外にゲーム機や携帯音楽プレーヤーを端末としたインターネットに接続している子供の数がふえていることです。これらの子供を含めると、インターネットに接続する機器を持っている子供の割合は、小学校5、6年生では72%、中学生では76%になります。ネット依存と認められる小中学生についての報告はありませんが、現在はそのようなネット依存の子供を生まないような予防的な取り組みに力を入れております。

例えば、市の校長会議で各学校の実態に応じてインターネット利用を含めた情報モラルへの具体的な取り組みをお願いしています。各小中学校においては、外部講師を招いての保護者への啓発活動に加え、今年度からは生徒会を中心に生徒自身の手でネット端末を利用するルールづくりに取り組み始めました。また、市の生徒指導主任主事会議において、ネットモラルの研修会を開催し各学校での指導に役立ててもらいました。さらに、最上地区中高校長会の呼びかけで、テレビの視聴時間やゲーム、携帯電話、メール等の使用を減らすことを目的としたセーブメディアデーを7月7日に実施し、最上地区全体としても児童生徒の家庭への協力で行っております。

これらは、これまでの教科で指導してきたネットモラルの授業と並行して行うことにより効

果を上げるものと考えます。しかし、小中学生におけるインターネットの主な使用が学校を離れた家庭生活の中であることから、これまで以上に保護者に対して家庭でのルールづくりや管理について危機意識を高める啓発活動を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

1点目に、消費者教育の充実について再度質問させていただきます。悪徳商法とか架空請求、また電話での勧誘とか、本当に気をつけているけれどもひっかかってしまう。先ほどもありましたけれども、だまされないことが第一だとは思いますが、高齢者の方に対する指導など公民館等とかでも行われているようですが、その点詳しく取り組みの内容を具体的に教えていただきたいと思います。

月野節子市民課長 議長、月野節子。

小嶋富弥議長 市民課長月野節子君。

月野節子市民課長 ただいまの質問にお答えいたします。市民課長の月野です。

具体的にということで、主に高齢者に対しての活動ということで新庄市のほうで出前講座ということで、公民館とか老人クラブとかあと社会教育施設の社協関係の関係団体に対して警察と協力しながら出前講座というところに対応している状態であります。あと、相談室に消費者相談センターというのが昨年から設置されて、消費者相談ということで資格のある相談員が不審な電話とか、あとこういうことがあったということで相談を受けて防止策に協力しているという対応でやっております。以上でございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。
小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） それでは、わかる範囲で結構ですので、その相談に来られた方、悪徳商法とか架空請求でそういう被害に遭われそうになった方、何件ぐらいありましたでしょうか。お伺いいたします。

月野節子市民課長 議長、月野節子。

小嶋富弥議長 市民課長月野節子君。

月野節子市民課長 少々お待ちになってください。

小嶋富弥議長 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

月野節子市民課長 議長、月野節子。

小嶋富弥議長 市民課長月野節子君。

月野節子市民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

消費生活推進事業におきまして、市民等から寄せられる消費生活相談は、昨年度220件ほどございました。あと、消費生活講座の開催で8回でございます。あと、新庄市消費者の会の運営委員会の開催回数は8回でございます。以上です。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 220件ということは、本当にすごい数だなと感じたところです。これからは本当に徹底して啓発に進めてもらいたいなと思いました。あと、授業の中でも消費者教育がなされていると伺いました。小中学校での取り組みの内容についても外部の方を講師として呼ばれて開催されているのかどうか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 小中学校の授業に対する消費者教育等の取り組みについてという御質

問と承りましたが、小学校につきましては家庭科の中で賢い消費者になるということで買い物と暮らしという授業がございまして、その中で計画をしてお金を使うことの大切さなどを学んでいるところでございます。それから、中学生になりますと同じく家庭科の分野で、より一歩進んだ消費者の学習ということで、カードへのトラブルとか、クーリングオフとかそういうふうな消費者の学習について実践的な学習を行うことと、社会の公民におきまして中学校第3学年では知識的な消費者の気をつけること等学習をするような形で、小中あわせて学習を行っておりますが、やはり大事なことにしましては学校だけではなかなか十分ではないということで、ぜひ家庭との連携をとっていただきながら家庭の啓蒙もあわせて行っているところでございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 今ありましたように、本当に家庭での話し合いって本当に必要だと感じておりますので、今後よろしくお願いしたいと思います。

2012年に施行された消費者教育に関する法律で、市町村の努力義務とされているこの消費者教育の推進計画の策定を初め、消費者教育の充実に向けてさらなる取り組みをよろしくお願いいたします。

それでは次に、ネット依存について再質問させていただきます。今、実態調査をされているということを伺いまして安心したというか、この数についても小学校については114名、中学校については354名、携帯とかスマホを持っている方がいるということで、本当に20%、30%ということで全国とかに比べても多いのではないかなと感じたところでした。でもそれにも増していろいろ校長会の中とか、さまざまな分野で本当にルールづくりとか生徒指導

の話とかをされているということで安心はしたところでは。セーブメディアデー、携帯を使わないというんでしょうかね、そういう日を設けたという話も聞きまして、本当にいいことだなと思いました。

今、小学校の低学年でも本当にタブレットとか自由に操作をして、私たちよりも本当に素早くやっているのを目にします。もちろん子供さんそうですけれども、その親御さん、またそのおばあちゃんおじいちゃんの世代も今スマホやタブレットとかを使っております。ある家庭に行ったときに、一家の中でみんなが食事終わった後、ばらばらにそのタブレットとかスマホに向かっている姿を見たときに、何か不安を感じたというか、これから先家庭っていかどうなっていくんだろうなという思いがちょっとしました。本当に人と人のかかわり、そういうのが本当に希薄になっていくようで不安でなりません。その点、もう一度どういった対応策が必要なのかお願いしたいと思います。

長谷部 薫 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 インターネットの利用についての対応という御質問と受けとめました。先ほども教育長の答弁にありましたように各小中学校につきましては児童生徒、保護者を対象としました研修会を実施しまして、インターネットのよさと陰についての部分については、しっかりと指導をしております。また、各小中学校の授業の中でもインターネット等を使いましての調べ学習等を行っておりますので、その授業に入る前には必ず担任が使用の決まり等や使っているサイト等については子供たちに指導して、安全面等も含めまして指導を行っているところです。

あと先ほどお話ありましたように、子供の遊びの中にやはりインターネット等の機器を持ち込んで遊んでいるということにつきましては、

市内の小学校中学校の生徒の中でも現状ございます。子供たちがゲーム機を持って友達の家遊びに行き、ゲーム機でただ遊んでいるという実態も聞いておりますので、学校教育の中ではぜひ豊かな人間関係づくりに一層力を入れまして、ゲーム機に頼らない活動の楽しさとか、子供と肌と肌との触れ合いの中で学ぶ楽しさ等もいろんな教育活動の中から教えていくことを大事にして取り組んでいるところでございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

続きまして、応援メールの配信について再度質問させていただきます。先ほどもありましたが、本当に子供ももちろんですけれども、本当に今も話にありましておりメールまたはLINEによっていろいろ情報を共有できる時代であります。若いお母さんたちと話したときに、やっぱり予防接種スケジュールがすごくいろんな接種があつて本当にわかりづらいというような声があつたものですから、こう提言させていただいたのですが、やっぱりこれから本当にこういう時代でもありますので、メールの配信をぜひお願いしたいと思いました。

次に情報の共有ということで、子育てのニーズ調査の中にも情報発信の改善を求める声が多数あつたような気がします。その点メールマガジンもちろんですけれども、その他に対策とか共有をどのようにされているかお尋ねしたいと思います。

板垣秀男 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男 子育て推進課長兼福祉事務所長 いわゆる情報発信の方法というようなことでの御発言かと思います。お答えさせていただきます。

御発言の中にメール配信、いわゆるメールマガジンというふうなことで御質問をいただいておりますが、なかなかメールマガジンというのが特殊型の配信なものですから、人によっては利用しない方も結構いらっしゃるよう聞いております。今現在新庄市、私どものほうで考えてございますのが、やはりソーシャル・ネットワークワーキング・サービス、SNSですね、そちらを利用した情報発信というようなことで考えたいなというふうに考えてございます。

特に、20代から30代の若い子育て世代、そのお母様方につきましては情報源としてSNSを利用している方が非常に多くいらっしゃるようです。この世代におきましては、市報ですとかお知らせ版、そういった紙媒体のものよりも電子媒体の情報に非常になじんでいらっしゃるようなことがあります。これに対応するために子育て支援センター、例えばなんですが、それを基地としましてSNSの一つでありますフェイスブック等を活用した情報発信を今考えているところであります。例えばですが、子育て相談、それから講座、わらすこ広場のイベント、そういったもの、さらには子育てサークルの活動状況、そういったものをまず中心に発信できればなというふうに思います。また、子育ての最中のママの情報交換の場、そういったところでも活用いただけるのではないかなというふうに考えております。

あわせまして、健康情報ですとか食育、そういった情報についても直接個人的な部分の情報発信というのはできないわけなんですけれども、それに類した情報の提供というのはできるのかなというふうに考えてございます。

また、これによりまして子育て支援センター、その認知度、そういったものもアップすることになるかなと思いますし、例えば子育ての悩みなどの相談、それから仲間づくり、そういったところにも役に立つのではないかなという

ふうに考えてございます。

こういったことを利用しまして、特に必要な情報に確実にたどり着ける仕組み、それからわかりやすい情報発信、あとは情報提供の仕方、そういったところをこれから考えてまいりたいというふうに考えてございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 本日に支援センターにSNSを必要としたそういうあれがあれば、本日に皆さん利用できるんじゃないかなと思いました。よろしくお願いします。

それでは、AEDのコンビニ設置と講習会の充実について再度質問をさせていただきます。講習会については、42回されたということありました。これは市民向けというか、もちろんあれだと思うんですけども、講習会について新庄市の職員の方に対する講習はどのようにされているんでしょうか、お伺いします。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 AEDに関する市職員の講習についてという御質問でございます。

昨年の1月に全課職員を対象にいたしまして、一度午後半日を使いまして4交代、大体1サイクル30分、40分くらいになるかと思っておりますけれども、それを行いまして職員26名の参加をいただいております。その際には、消防署のほうから講師をお招きしまして実際にそのAEDの機器を使いまして講習してございます。

それからもう1点は、今年度行いましたが最上地域市町村新規採用職員研修というものがございます。その中で最上郡内の新規採用職員についても同じように講習を行ってございます。AEDの重要性または操作性につきましては、最近誤解があったりというようなことで新聞報道等されてございます。そうした中でもございますので、定期的に今後ともAEDに関する研

修については取り組んでまいりたいというふう
に考えてございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 昨年度は市の職員の方
が26名講習されたということですが、職員の方
はまだまだいらないと思います。今後の計画
とか教えていただきたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 今年度の研修計画につきましては、
もう既に終了しまして今その今年度の研修計
画に従ってやっているわけですので、来年度ど
のような研修計画をつくるかこれからござい
ますので、その中で検討させていただきたい
というふうに思います。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

最後に、食物アレルギーの対応について再度
質問いたします。この学校関係において、中学
生で新庄市内では1人の方が重篤な生徒さんが
いらっしやると聞きましたが、そのほかでもア
レルギーを持つ人ならば誰でも起こりやすい例
として、起こっても防ぎ切れないこのアナフィ
ラキシーショックというのがあると聞いたところ
です。とにかく知識を持って対処の仕方を知
っていくことが大事だと何度も話されているわ
けです。先ほども講習会の実施とかあったよう
なんですけれども、実際にこのエピペンの練習
用のエピペンがあるんですけれども、実際にそ
れを使用して講習会とかされたんでしょうか。
お願いします。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 昨年度山形県で行いま
したアナフィラキシーショックの講習会につき

ましては、実際にエピペンを使用しての講習会
ということで、実技指導も入っているというふう
に把握しております。ただ、参加者が県下全
員の養教になりますので、一人一人がエピペン
を打つということについてはできませんでした
が、その資料を持ち寄って各学校では周知を図
ったということでございます。今の市議のおっ
しゃりました市内中学生のアナフィラキシーシ
ョックの対応については、当該校におきまして
は練習用のエピペンを常時置いておきまして定
期的な練習を行いまして不測の事態に備えてい
るというところでございます。

3 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

3 番（高橋富美子議員） 本当に前に東京での
事故があった後に学校関係では本当に手厚くそ
ういうさまざまな講習をされたりとか、本当に
緩和に向けて対処がなされているようなので安
心しております。本当に緊急時の対応として事
故防止をしても事故は起き得るものという
考え方を共有し、緊急時には特定の教職員だけ
でなく誰もがエピペンの使用を含めた対応がで
きるように日ごろからの学校全体での取り組み
がなお一層必要であると考えます。

以上をもちまして質問を終わります。ありが
とうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたしま
す。

午前10時48分 休憩

午前10時58分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

(2番伊藤 操議員登壇)(拍手)

2 番(伊藤 操議員) おはようございます。

本会議2番目に質問させていただきます。開成の会の伊藤でございます。

先月広島県におきまして大規模な自然災害が起き、多数の方が犠牲となりました。高橋議員からの言葉と同様に心からのお悔やみを申し上げますとともに、改めて災害への備えの重要性を感じるところです。

本市では、自主防災組織の結成率が2012年の20.9%からこの2年間で37.0%まで向上しております。よい傾向にあることに間違いはありませんが、最上地域全土の83.3%にはまだ届かず、さらなる呼びかけ、取り組みが必要と思います。

それでは、通告に従いまして主に本市における介護事業に関してのみお伺いいたします。

初めに、介護予防・日常生活支援総合事業についてお伺いいたします。この事業は、平成23年の介護保険法の一部を改正することにより、介護サービスの基盤強化を図ることを目的に創設されました。寝たきり、認知症などの重症化の予防とともに介護認定において要支援と非該当を行き来する高齢者に対する切れ目のないサービスの提供、介護保険に結びつかない円滑なサービスの導入、ボランティアによるこの事業への参加及び活動の場の提供、そして地域の実情に応じたサービスの提供や地域力向上などが従来の地域支援事業との違いとして挙げられます。平成29年までに現在の事業からこの総合事業に完全移行となるというのが国の指針であります。今より2年間の猶予期間がありますが、そのための受け皿の整備、また人材の育成などどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

これにて壇上での質問を終え、次からは自席について行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、伊藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成24年施行の改正介護保険法により要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防と日常生活への支援等を切れ目なく提供する仕組みとして創設され、平成26年6月に施行された通称医療介護総合確保推進法により、一部事業内容を改変し新しい総合事業として平成27年度から市町村に義務化されることになりました。

御質問にもございますが、事業の受け皿整備等のため一定の時間をかけて事業を開始することができるよう平成29年3月まで実施猶予されておりますが、平成27年度からの第6期介護保険事業計画での位置づけが必要なため、現在新庄市地域包括支援センター等関係機関と議論検討を行っているところであります。

新しい総合事業の受け皿の整備につきまして、要支援者に係る通所介護と訪問介護の対応が主となりますが、基本的には現在ある事業所を介護現場における資源として捉えておりますので、その活用を中心に図っていきたいと考えております。

また、新しい総合事業を実施する際の人材育成の点についてでございますが、国では元気な高齢者を初め地域住民が担い手として参加できる支援を地域の実情に応じたサービスで、高齢者の多様なニーズに添えていくことを推進しております。ヘルパーなどの有資格者の要件はございませんが、要支援者の身体介護を行う場面なども想定されますので、現時点では有資格者人材の活用を中心に実施する方向で考えております。なお、資格を必要としない支援の部分に関しては、今後対象となる事業所などと協議を

進めてまいります。

新しい総合事業は、市町村が主体的にリーダーシップをとりながら実効性のあるシステムに育て上げていかなければなりません、実施までの猶予期間を活用することも視野に入れ、多様なサービスとサービス提供主体の把握、市及び地域包括支援センターの実施体制の確保に努め、できるだけスムーズな移行を図っていききたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。再度お伺いいたします。

この制度は高齢者、特に要支援と非該当を行き来する高齢者にとりましては、非常にありがたい制度であります。しかし私が心配するのは、その介護をする側の問題です。私も経験があるからわかるのですが、介護保険制度には身体介護にせよ生活支援にせよ、ある一定のここまではしてはいけない、ここの範囲が限度だという線引きがあります。それが切れ目のないサービスという名のもとに、全てがオールクリアというような形になりますと、介護を支援する側にとりまして非常に大きな負担があるのではないかと思います。その辺の線引きというのはどういうふうになっているのかお伺いします。具体的には、要支援の方は介護福祉士、その非該当という方はボランティアというはっきりした線引きがあって行われるのかをお伺いいたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 お答え申し上げます。

新しい総合事業におきまして、議員がおっし

やられるいわゆる訪問介護とか通所介護につきまして、要支援者の方につきましては今現状介護の方と同じような業務内容で身体介護あるいは家事援助などを行っているところであります。今後、国のほうでは特に家事援助を中心として資格を要しない方でもできるというふうな形にしていこうというふうな内容になってございます。ただ、議員がおっしゃるとおり介護現場におきましては、やってはいけない部分というふうなところ、なかなかその介護される側の特性というかそういったものもやっぱり勉強して臨んでいかないとだめだというふうに考えておりますので、まずは2年の猶予期間の間に現状の体制を維持しながら次のステップに行きたいなというふうに思っております。

そのいわゆる資格ヘルパーとかの資格、あるいは介護福祉士、資格がなくてもできるような体制へ持っていくためには、やはりその組織の中での講習とか教育とかというふうなところは必要になってくるかなというふうに思っております。

また、いわゆる要支援認定以外で行き来する、非該当と行き来する方につきましては、分けて考えるというふうなところで今現状のところで考えてございません。行き来する方も含めて支援できるような体制を持っていきたいなというふうに思っております。今後につきましては、今年度の計画作成も含めまして来年度あたりをめどに具体的な体制に持っていきたいなというふうに思っております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 市の考えはよくわかりました。この総合事業につきましては、市町村の創意工夫によりまして新しい事業というものを創立することが可能となります。この介護保険にとりましては、福祉の充実はその市町村の特色がとても左右されます。それで、本市にお

きましては新庄市のその課題を解決しながら進めていかれるような、市独自の事業の構想などはこれからあるのでしょうか。今具体的にお聞きするのはちょっと無理かと思いますが、そのグランドデザインの的なものがもしあればお伺いしたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 新しい総合事業の中では、今申し上げましたいわゆる訪問介護とか要支援二次予防対象者の訪問介護とか通所介護以外におきましても全体的に地域包括ケアというふうな考えのもとで、いわゆる生活支援の部分とかそれから介護予防、それから生活する暮らしの場につきましても総合的に考えていくというふうなところになってございますので、そういった生活支援とか介護予防のあり方についても総合的にちょっと考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） はい、なるべく介護者にとりましても介護を支援する側、される側双方に安心して暮らせるような政策を求めます。

続きまして、2 番目の質問に入らせていただきます。

介護ボランティアの育成についてお伺いたします。先ほどの質問と非常に似ておりますが、これまで介護予防給付とされていた訪問介護通所介護が総合事業に移行され、新たに一般介護予防事業が加わりました。簡潔に申しますと、介護予防事業への参加対象者が増大するということになります。本市におきましては、高齢者層が厚い割には介護従事者の数が足りないというのが現状です。NPOやボランティアとの協力は欠かせませんが、本市での組織の育成はど

のようになっているのかお伺いいたします。

例えばですけれども、傾聴ボランティアや施設への慰問などは頻繁とは決して言えませんけれども、活動としてはよく見えます。生活援助や身体にかかわる日常的な部分を補うボランティアの育成は、今後の高齢者を支える上では必要不可欠となります。高齢者への支援には身体面でも生活面でも知識と技術を必要とする場合も多く、ボランティアの人員の確保だけでは無理があると思います。どのような形で育成をお考えなのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 介護ボランティアの育成方法についてというような御質問であります。先ほどの答弁と重なる部分がありますが、新しい総合事業や介護予防事業においてボランティアやNPOの住民主体によるサービスの開発を進めることも視野に入れております。しかしながら、支援対象者に定められたケアプランで提供しなければならない事情もあり、そうした事業運営に参画できるボランティアやNPOを質・量ともに早期に育成することは現状ではかなり難しいというふうに判断しております。といいますのは、非常に知識的なことだけに限らず、多くの高齢者の支援をボランティアでどこまでできるかということが非常に今後検討しなければならないことでもあります。今後におきましては、訪問ボランティアなどありますが、多くのボランティア登録と受け入れ側である事業所をふやして経験、実績を積んだ上で、NPOの組織化が必要であればどのような事業運営が適正か見きわめていきたいというふうに考えております。

ボランティアと受け入れ側の拡充については、社会福祉協議会と鋭意協議しているところでございますが、長期的に見て稼働年齢人口の減少により福祉人材の不足も考えられますので、専

門的知識や技能を必要としない部分における高齢者などのマンパワーに期待したいというふうに考えています。

ボランティアのあり方ということが内部の中で今後どうするかということを今、盛んに議論しているということを御理解いただきたいというふうに思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 育成の難しさはよくわかりました。

それでは、介護の資格があり、例えばヘルパー2級、3級なり介護福祉士なりの有資格者が離職をしたという場合が新庄市にはたくさんあります。例えばそういう方たちと連携をとってボランティアへの参加を促すという、そういう具体的な方法とかは考えたことはないのでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 国のほうで今考えているところは、やはり少子高齢化というふうなところで、高齢化率が、高齢者人口もふえてくる、それから人口は減ってくる、いわば稼働年齢層が少なくなってくるというふうなところで、資格の必要な部分については資格のある方にリードをしていただいてなるべく地域住民の方でやって、もう参加をしていただくというふうなことを考えているようでございます。都市においても、特に2025年問題とかというふうなことでいろいろ議論されておりますけれども、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上になりますとかなりいわゆる介護認定の度合いが高くなりますので、そういったところを目指してここあと11年ですけれども、体制整備をしていこうというふうなところになっていると思います。

ます。

それで、先ほど介護ボランティアというふうなところの育成というふうなところが主眼になっていると思いますけれども、すぐにはやはり活用していけるというふうな現状にはないというふうに思っております。ボランティアをふやしていく、いろいろな方をふやしていく、それから受け入れ先もふやしていくというふうなところが必要になってくるのかなというふうに思いますので、そういったところを社会福祉協議会と今現在協議しているところですので、そういったところを目指して今後どういった形で介護現場の中で生かしていけるかというふうなことを考えてございます。そういったきっかけづくりを特に深めていきたいなというふうに考えているところであります。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） ボランティアの結成についてはいろいろな課題があると思います。新庄市におきましても高齢化が進んでおりまして、それに並行して若年層の人数が減ってきている。こういう状況の中でやはり即戦力となる、そして即結果が出るというような問題ではないと思います。10年先を見据えたこれは政策だと思います。その中で、今現在やはり高齢化が進んでいるという現状におきまして、市ではこの要支援者に対してはボランティアの数は何人ぐらい必要であると考えて、この10年先の政策に向かおうとしているのか伺いたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 具体的にボランティアを活用して、活用してというのはちょっとあれですけれども、協力していただきまして介護現場でやっていくというふうなこと

につきましては、まずその体制を徐々にやっていくしかないかなというふうに思っております。介護現場の中で受け入れしている方、受け入れしているところがどういったところにニーズがあるか。そしていわゆるボランティアの方がどこまでできるかというふうなところを見きわめないと、なかなか難しいのかなというふうに思います。そのため今後予定される人数、ボランティアの必要人数というふうなところになりますと今のところは何人と言えるような状況ではないというふうに思います。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 厚生労働省のまとめによりますと、要支援の方に対してはボランティアのかかわりが最低3人ぐらひは必要というのがあります。それは身体面であり生活面であり、そして精神面であるということです。これはあくまでも厚生労働省の試算なんですけれども、新庄市におきましても介護の予防に関して要支援の方が重症にならない政策のためには、そのぐらひの人数が必要だということを少し考えていってほしいと思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

地域包括ケアについてお伺いいたします。この質問は今回で2回目となります。地域包括支援センターがこの事業を行うという前提のもとでお伺いいたします。

高齢になりますと、先ほども申し上げましたとおり心身ともに何かしらの大変な状況があらわれる場合があります、重度の要介護状態になることも多々あるものです。それでも住みなれた地域で暮らすことを望む声が多く、それを支える最もかなめとなるものは地域包括ケアであると認識しております。このケアシステムはおおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域に置かれるのが望ましいとされており

ます。それは中学校区を単位と想定されております。地域におきまして医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、また認知症高齢者の地域の生活を支える上でも重要と考えられます。地域包括支援センターは、国の試算の一般的には社会福祉士と保健師、介護支援専門員、そして事務を担当する4名で構成されております。本来であれば、1つの中学校区でその地域の実情に合った支援を地域住民や区長、民生委員、町内会役員などと連携の上で築きながら支援していく、そういうものと認識しております。現在本市におきましては、2つ分の人員が1カ所にまとめられて本市の福祉の中核的存在の社会福祉協議会の2階の1室に位置しております。福祉サービスの提供が市の中心部に固まり過ぎの傾向にあり、このままの状況で地域との連携やその地域のニーズの把握や課題の掘り起し、その解決に結びつくのか懸念が残ります。行政が積極的に地域に溶け込んでこそその地域包括ケアと考えます。そしてこれからの本市の高齢化社会を支える上で、大胆な改革が必要なのではないかと思います。

今後本市において地域包括ケアをどのように進めていくのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 議員のおっしゃるとおり、地域包括支援センター、近隣にそういうふうな相談体制があるということが望ましいということも私もそういうふうに思っております。字面的に何人に1人がいればいいとか、何千人に1人がいればいいというようなそういうことではないというふうに私も認識しております。現在の地域包括支援センターで全てが解決できるというふうにもまた思っておりません。議論されておりますのは今後の介護のあり方ということ、そのことにつきましては地域全体の課題でもあるということで、視点が要介護者あるいは支援者の

みの問題ではないと。そこにおける地域コミュニティのあり方ということも含めて考えなければならないというふうに思っております。

先ほど10年先を見据えたということですが、団塊の皆さんが65歳、10年たちますと75歳になります。そのころから要支援を受ける方々と、そうしたときにその地域のコミュニティをもう一度再生できるかできないかということが大きな鍵になるというふうに思っています。そういう面では、昨年からはじめました健康を基本にしましたプラザで行っております総合政策課で行っておりますけれども、今回末広町を対象に健康増進のための、健康寿命のためのというようなことを市でしかけているわけですが、そうした広がりをもとに全てが公的に補えるかということになりますと、かなり難しいというふうに判断しています。そのためにボランティアの活用というようなことを国が出てきていると。しかし先ほど申し上げましたように、ボランティアの中身を今相当精査しないと、単に無償なのか、あるいはポイントボランティアなのか、あるいは有償ボランティアなのかというようなこと、それに係る相対的な経費、あと地域コミュニティというようなことを総合的に判断しながら地域包括支援センターのあり方を今議論しているということでもあります。

おっしゃるとおり、何人いればいいという問題ではなく緊急性を要するものに対する行政のあり方ということも地域全体を含めた形の中に今議論しているということも御理解賜りたいというふうに思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 今の市長の答弁で、非常にもっともだとは思いますが。そのほかにもこの介護予防の重要性はもう一つ大きな課題がありまして、先ほど市長が申し上げましたとおり2025年問題というのがあります。2025年問題

は団塊の世代がやっばり75歳に達する。そういうことで非常に介護負担が大きいということで、ここに資料があるんですけども、介護保険のスタート時点は2000年第1期です。これが保険料1人負担が40歳以上で2,911円ここから始まって、今は第5期、そして全国平均が4,972円です。今現在新庄市は5,200円で、全国平均よりも若干高目になっております。これが今の制度のままいきますと、2025年10年度には全国平均で8,200円の試算が出ております。今現在で新庄市は全国平均より高いのですから、もう少し8,500円ぐらいまでいってしまうのかという懸念があります。

これは40歳以上が介護保険の納付義務があるんですけども、今30歳の方が10年後に納付期限が来たから月8,200円の負担になりますよと言えば、子育て世代に直撃すると思うんです。そのためには、今ボランティアの育成や地域支援も非常に困難だといいますけれども、今この先が見えている状況ですからなおさら抜本的な改革が必要なんじゃないかと思います。若い世代が減っていきますので、行政だけの支援で介護を支え切れるものではありません。ですから、もう少し地域に溶け込んだシステムの構築を急ぐべきだと私は思います。

今、総合政策課で地域リーダー講習もやっています、そこの参加者の方からもいろいろな意見が出ます。その上で、地域にこういう支援のシステムがあつたらいいかという声が非常に大きくなっています。そのために、今現在の包括支援のあり方は少し問題があるのではないかなと思うんです。やはり、地区の住人があの今の場所ですとまず行きづらいという感覚がありますので、もう少し地域に溶け込んだものを、その中学校単位に置くのが望ましいと思います。

これに対してどう思うかお伺いいたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 地域包括ケアの考え方が出てきたときに、30分圏内、それから中学校単位というふうなところでのくくり、必ずというふうなわけではありませんけれども目安としてそういったところが出てきたというふうに考えております。新庄市では、中心部から30分圏内、中学校単位というふうなことになりますと3つ大きく分けなければならないかなというふうに思うわけでございますけれども、現在の地域包括支援センターの人員等も考えますと有効的に機能していくというふうな中では今のところは1カ所かなというふうに思っております。

また、いわゆる相談機能というふうなことになりますと在宅介護支援センター3カ所ございます。これについても365日24時間電話でも相談できるというふうな態勢をとっております。特養とか老健とかと連携した形での体制になってございますけれども、そういったところでも活用していきたいというふうに考えております。

また、いわゆるケアマネジャーですけれども、居宅介護支援事業所につきましては市内に29カ所ございます。この中には、萩野地区のほうで3カ所、八向地区で2カ所ございますので、こういった資源もいわゆる相談機能として使っていくべきだと私は考えてございます。現在、地域包括支援センターの中で毎月1回、いわゆるケアマネの資質向上研修会やっております。これにつきましては、毎月ほとんどのケアマネが参加して、いわゆるケアプランの点検でありますとか、それから個別困難ケースにつきましていろいろ勉強会をしているところです。そういったところもフィードバックしながら、いわゆる相談機能というものを充実させていきたい、そういったものを資源として活用していきたいというふうに考えてございます。

また、地域包括ケア会議というふうなことでいろいろ医療関係者とか、機能訓練をやっている方とかいろいろな方も入りまして、いろいろな困難課題につきまして協議しているところでございますので、そういったところの連携も保ちながら相談機能を充実していきたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 本市におきまして、相談機能というのは充実させていただくということに対しては非常に大きな期待があります。しかしその介護の予防ということに関しては、在介と言われる在宅ケアセンターですか、そこに余り予防というのを重きを置いていないんですよ、国の制度上。やはり予防ということは、地域包括センターが中心となってこれから進めるべきだと思います。前回の健康寿命に関しても質問でもありましたが、健康寿命の延伸がこれからの介護の納付の義務の、社会保障費の納付の負担の軽減にもつながると思います。その中で予防事業をもう少し一歩進んだ政策をとらなければ、新庄市は介護において非常におくれると思います。

そこで、先進事例と申しますが常任委員会でも視察にさまざま行っておりますけれども、やはりその地域独特のものがあるんです。その包括ケアシステムにおきましても、それだったら新庄市独自のものを構築するという考えもありと思うんです。総合事業を同様に、これは新庄市だけにしかやっていないケアシステムだという構想も今後必要だと思います。その辺のところをもう一度お伺いいたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 介護予防

事業につきましては、いわゆる一般介護予防事業というふうなことで元気な高齢者向けの講座ですとか、そういったものと、いわゆる要支援と非該当を行き来する二次予防対象者というふうなところでの予防事業というふうなことで、2つに分かれてございました。いわゆる議員がおっしゃる介護予防につきましては、いわゆる非該当と要支援を行き来するような方の介護予防、あるいはそれに近い方というふうなことが中心になってくると思いますけれども、今後は一般介護予防というふうなことでそういった区切りをなくして、独自でやっていただいて結構だというふうなところでの、いわゆる区切りがなくなったというふうなところもありますので、各市町村で独自にできるというふうなことになってきてございます。新庄市でもいろいろ介護予防事業をやってございますけれども、今回も新しい事業所も参入して介護予防やっていきたいというふうなところもあります。そういったところと、その成果とか費用的な部分も検討しまして、今後よりよい、新庄市独自になるかというふうなところはわかりませんけれども、効果的な介護予防事業を展開していきたいというふうに思っております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） さまざま困難な場合が多いとは思いますが、最後にもう一つだけ伺います。

包括ケアシステム、現在のまま続けるのでしょうか。伺います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 今回の法律改正の中で、地域ケア会議というふうなものが27年度から義務づけられております。これに

つきましては、介護だけでなく医療、それから地域住民とかさまざまな関係者が集まっているいろいろな課題を連携しながらやっていくというふうな会議をなさйтеというふうなことになってございます。新庄市におきましては昨年度からモデル事業としてやってございまして、今年度はもう定着してございます。これがあつたから必ずしも進展するというふうなことではございませんけれども、連携は確実に進歩しているなというふうに思っておりますので、そういった会議を充実しながらよりよい方向でやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 市内に住んでいる高齢者の方が安心して暮らせるように、そして10年先に政府の試算の8,200円の介護給付が少しでも新庄市におきまして抑制されるような政策を望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小関 淳君。

（13番小関 淳議員登壇）（拍手）

13番（小関 淳議員） それでは、早速始めたいと思います。

新庄まつり初日24日の夜祭りは、歩道どころか路地の相当奥まで人垣ができるほどの近年にないすさまじい人出でした。この人出の数%でもいいから新庄に定住してくれたらなどと思いつつ、引き手の少ない北本町若連の山車を引きました。その夜の人出を見ると、ずっと市長が言っている新庄まつり誘客100万人構想もまんざら夢物語ではないのかもしれないなと思えるほどのにぎわいでした。

しかし、まつりの後の町はやっぱり夢だったんだなと思わざるを得ない閑散としたいつもの町に戻っていました。やはり新庄まつりをより一層にぎやかで品格ある町にしていくためにも、メインの舞台となる中心商店街の衰退はこれ以上加速させてはならないとまつりに参加して改めて強く感じました。

それでは、通告に従いまして一問一答方式の質問をしていきたいと思います。

初めに、新庄まつりの環境整備についてですが、昨年の9月議会でもまつりのごみ対策についての質問をしており、市長から今後新たなごみ対策を検討したいとの前向きな答弁をもらいました。そのこともあってなのか、ことしも商店街に5カ所のごみステーションを設けかなりの効果を上げポイ捨てごみが激減していると感じました。しかし、よくよく考えてみるとごみステーションの数は昨年と変わらない。それなのになぜポイ捨てごみが激減したのか不思議でなりません。そこでまつり関係者の方々に聞き取りをしてみると、市職員やまつり関係者の皆さんがポイ捨てされたごみを見つけたら、その都度片づけており、さらにまつりの3日間人出が引いたあとに夜遅くまで清掃作業をしていたとのことでした。その成果としてなのか、まつり期間毎朝露店のごみ収集をしている清掃業者の方の話では、去年よりはるかに片づけやすく集められたごみがきちんとしているということでした。これは、市職員やまつり関係者

の皆さんのきれいな品格のあるまつりにしたいという思いと、こつこつとごみを片づける努力が実を結んだのではないかと思います。本当にありがとうございました。

しかし、いまだに露店のあった周囲にはふだんには見られないポイ捨てごみが見つかり、相変わらず商店街の植え込みや店舗間のすき間には食べかけの食品や割り箸、容器、空き瓶、空き缶などのごみが押し込められていて、それを見つかるたびに非常に憂鬱な気持ちになってきます。残念なことに、市職員がどんなに頑張ってもごみを片づけてもやはり限界はあると思います。来年のまつりには、ごみ対策を真剣に練り直し、誰もがポイ捨てしなくても済むようなごみ箱の複数設置が必要なのではないでしょうか。そうすれば、夜遅くまで市職員がごみ拾いをすることも、店主や近隣住民が後始末をすることもしなくて済むようになるのではないのでしょうか。そのようなことをいろいろ整備しながら、新庄まつりのユネスコ世界文化遺産認定を前にし、今後はどのようにしてまつりの環境を整備し、快適で誇り高いまつり環境をつくっていかようとしているのか市長の考えをお聞きしたいと思います。

これで壇上からの質問を終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

新庄まつりにおけるごみ対策ですが、昨年より商店街に設置した5カ所のごみステーションの巡回回収に加え、新庄中学校を初め諸団体の皆様によって自発的に行われたごみ拾い活動など多くの市民の皆様の御協力により、ごみのポイ捨てに関してかなり改善されてきており、また露店商の方々には自分の店のごみを回収することは当然ですが、店の周りにもごみ箱を設置

するようお願いしてきておるところであります。

しかしながら御指摘のとおり、残念ながら商店街の植え込みや建物のすき間など人目のつきにくい場所にごみを隠すように捨てられている現状も事実であります。26日の手締め式の後に商工観光課職員全員でごみ拾いを行いました、まつりごみ以外も含めたくさんのごみを回収したところであります。

来年新庄まつり260年を迎えるに当たり、より市民が誇れるまつりとしていくための環境整備に関しては、ただ単にごみの排出抑制を求める看板等の表示ではなく、観光客のマナーの向上に向けた啓発も行い、街なかの景観等に配慮した方策も検討し、きれいな新庄まつりを推進していきたいというふうに考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 3 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

1 3 番（小関 淳議員） では、再質問をしたいと思います。

先ほど質問の中に、複数のごみ箱設置をお考えになってはいかがかというふうな内容が含まれていたかと思いますが、その件に関してはどのようにお考えでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 ただいまの御質問でございますけれども、24年度から箇所をふやまして5カ所にして現在集積所を配置しております。複数ということになりますと、そこのごみ箱の置いている数をふやす、あるいは箇所数をふやすということかと思いますが、なかなかあのステーションを設ける場所もなかなか難儀をしている状況でございます、貸していただける土地があればもっとふやしたいという気持ちはございます。それで、今後観光客がふえれば当然ごみの量もふえてくるということもありますので、その辺につきましては場所の確

保も含めて検討してまいりたいと思います。

1 3 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

1 3 番（小関 淳議員） わかりました。前にも、1年前の9月議会でも似たような質問をしたんですけれども、その際に京都の祇園祭りだとそれこそ10メートル置きぐらいに分別ごみの段ボールでつくられた、燃えるごみ、燃えないごみ、あとは資源ごみという3種類のごみ箱が設置してあったわけです。場所がないという課長の答弁ですけれども、本当に場所はないのかなと思いますけれども、駅前通りで言えば何ていうかお客さんが山車を見る側じゃなくて反対側、露店側のほうには通路みたいな、歩道が行き来する通路に実際なっているわけですが、その辺を利用して置くこともできるんじゃないかなと思っているわけです。

それと、例えば京都の祇園の場合だと、スポンサーがそのごみ箱にコマーシャルを入れて、パナソニックとか東芝とかそういうふうな大きな企業とかと契約してそういうことをなさっているんだと思いますけれども、そういうふうなことで企業と連携してというか、企業の応援を得てそういうものを充実させていく必要はあるんじゃないかと思います。いずれにしても、その人出が多ければ多くなるほどポイ捨てごみがふえて、おわかりのようにふえてきますよね。やっぱり本当に5カ所というのではなくて、そういうふうな段ボールでできた簡単なおみ箱の設置なんかは考えたほうがいいんじゃないかと思いますけれども、どうですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 昨年度の質問がございましたので、京都のほうに照会したところでございます。そうしますと、やはりテレビ局がスポンサーといいますか主体となりまして、祭りのためにそのスポンサーになって箱をつくると

いう呼びかけをしております、それで実際に賛同いただいた企業には設置した箱に名前を入れるとかそういったことで、京都ですから1,500個ほど設置するんだそうです。設置はしますけれども、これをまた回収するのも大変でございまして、そのごみについてはボランティア500人ぐらいが回収に当たるというようなことでございました。規模がうちの場合は違いますので、数は少し減ってもいいわけなんですけれども、ちなみに少しコカ・コーラさんみたいなところに私もちょっとそういうことはできないのかということを書いてみたんですけれども、うちではちょっとやっていないということでした。そういう方法もございますので、ちょっとすぐにはできないのですけれども、働きかけをしていきたいというふうに考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 祇園祭りのほうも調べていただいてありがとうございます。

今回はごみのことに焦点を当てて質問をしていますけれども、例えばその新庄まつり全体をやっぱり誇り高い品格のあるまつりにしていくためにも、例えばまつり基金みたいなものとか、それでなくてもまつり環境整備基金とか、何か基金を募るみたいな議論はないのでしょうか。今現在でいいですけれども、今まで。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 今の御質問の件については、残念ながらそういう声も考えもございません。ただ、ふるさとの応援基金ですか、そういったものもございますので所管のほうと相談しながらそういうことも検討してまいりたいと思います。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） やはりユネスコ世界文

化遺産に登録間近ということもありますので、やはりそういう環境整備というか、そういうところにも目をやっていただいて、本当に日本に類を見ないぐらいの質の高い、それこそ地元住民が誇れるようなまつりにしていただければありがたいなと思います。ぜひスポンサーを募ったり基金の理解者を募ったりして、新庄まつり全体を下支えできるような方策を探っていただければなと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

教師の負担軽減による教育の充実についての質問をしたいと思います。

教師の労働問題的なものについては、我が会派の伊藤議員のほうが非常に詳しいんですけれども、私は子供の育つ教育環境をどうしていくかというところの観点から質問をさせていただきたいと思います。全国の教育現場では、特に小中学校の先生の業務量などが増大し、精神的、肉体的に疲れ果て、教育のその学校現場を離れざるを得ない教師が少なくない聞いています。郡内で勤務する教師からも部活動や事務量の多さ、保護者対応などに苦慮している悲痛な声が聞こえてきます。さらに、本来家庭や地域社会が担うべきさまざまな役割まで、それをも背負わされているという現状があるようです。最上教育事務所の調査によりますと、過去5年間で心的疾患により1カ月以上病気休職をしている教師数は10名を超えています。あくまでこの数字は、教育事務所が把握している数字だけです。学校教育法に規定されている年間の総授業時数は、小学校の標準時間が850時間から980時間、これは学年にもよるんですが、また中学校では1,015時間となっているようです。郡内の多くの小中学校のほとんどは、それを大きく超えているようです。

事務作業については、国や県から下においてきているものがほとんどだと思いますが、新庄市の教育委員会の範囲で教師の負担を軽減でき

るような部分はないのでしょうか。

そこで市教委では負担軽減策をこれまでどのように実施し、本来児童生徒たちに向けるべき先生の能力やエネルギーをどのように確保しようと努めてきたのでしょうか。そして、未来に生きる子供たちのための本当の教育をどのようにして充実させようとしているのか、教育委員長のお考えを聞かせてください。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 ただいまの御質問に、私のほうから答弁させていただきます。

近年、学校を取り巻く環境は複雑化、困難化しており、さまざまな問題行動の発生、特別な支援を必要とする児童生徒の増加、不登校の児童生徒の割合の増加などの状況が議員がおっしゃるように見られます。また、学校に求められる役割もかつてと比べて拡大、多様化しており、保護者の対応、通学路の安全確保、地域活動などへの対応も求められています。さらに、道德の教科化や小学校での英語教育への対応など、学校はさまざまな教育課題への対応が求められています。

経済協力開発機構OECDの国際教員指導環境調査によりますと、諸外国と比較して教員の1週間当たりの勤務時間は最も長く、中でもスポーツや文化活動の課外活動の時間は特に長く、事務業務、授業の準備時間も長いという結果が出ております。

このような状況を踏まえ、市教育委員会では次のような多忙化解消に取り組んでいます。

1つ目は、学校の教職員構造への支援です。これは学校の教員に加えて多様な職種の職員等を配置し、校長のリーダーシップのもと1つのチームとして多様な専門性を持つスタッフにより構成し、学校の教育力を最大限に生かす取り組みです。新庄市では、個別学習指導員や語学指導員、地域コーディネーター、スクールカウ

ンセラーを配置し、多様な課題に対して学校が組織として機能できるよう努めております。また、つばさ支援事業では外部指導者を招聘して教育の充実に役立ててもらっております。

2つ目は、事業の見直しです。新庄市では、教員の資質向上のために教育研究所を設置し、市独自の教員研修を行っております。その研修内容や運営について精選化を図り、市の教育課題に直結した研修を重点化して行うことに取り組んでいます。

3つ目は、事務的作業に要する事務量の削減です。そのために、各学校に校務用パソコンを1人1台配備し、ネットワークの構築とデータ共有化等による情報化の促進に取り組んでいます。また、通知表や指導要録の電子化にも取り組み、作成における事務負担軽減に努めております。さらに、各学校へ依頼する調査についても精選や簡素化したり、集計作業を教育委員会が行ったりしております。そのほか、ゆとり創造運動による各校の実態を踏まえた多忙化解消への取り組みや部活動の適正化、配慮を要する家庭や子供に対する関係機関との連携にも取り組み、学校を支援しているところであります。

このような取り組みを通して、時間的、精神的なゆとりを生み出し、教師が子供と向き合える時間を確保することで教師本来の業務である授業に専念できる環境づくりを充実させ、新庄市の教育目標である「夢を持ち元気で才能豊かないのち輝く新庄っ子」を育成していきます。

この件に関しましては、国でも対策の必要性を痛感しており、多様化、複雑化する教育課題の解決に向けて教師が子供と向き合う時間を確保し、教育活動に専念できるようにする観点から平成27年度予算の概算要求が行われており、学校経営を支える管理・事務体制の充実や人材の配置及び活用に当たるとされております。今期待しているところであります。以上でございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 答弁の内容を聞きますと、非常に教師の負担を軽減するような方向で一生懸命やっていたらというところがある程度わかりました。ぜひ、この方向性を持って子供の教育環境をより充実させるようにしていただければと思います。

例えば、中学校の部活動の部分で試みというか、非常に前向きな試みをしている自治体がありますので、愛知県の犬山市っていうのは御存じだとは思いますが、中学校部活動指導者派遣事業というのをやっていますよね。何かといいますと、外部のスポーツ系の活動だと思いますけれども、外部の指導者をデータでは40人ほど市が委託して予算も800万円ほどつけてやっていると。これはやっぱり中学校の先生方の、特にスポーツ系の部活を持っていたら先生方の非常に負担の軽減になるんじゃないかと私は思うんですけれども。私の耳に入ってくるのは、本当に家庭にいる時間がないというふうなことを数年前にある先生から聞いたことがあります。今の状況とあわせて、今言った愛知県の犬山市のそういうふうな事業があるということについて、ちょっとコメントというか回答をというか、思いを聞きたいんですけれども。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 部活動における教職員の負担等についてどのような考えかということの御質問でございます。

確かに部活動につきましては、専門的な技量が求められておりますので、全ての教員がその競技に精通しているわけではないということ自体は事実でございます。そのために、犬山市のような市での外部派遣等は新庄市では行っておりませんが、山形県には運動部活動外部指導者派

遣事業という制度がございまして、中高に外部指導者を派遣するという制度がございまして。その制度を活用しまして、新庄市の各中学校では外部指導者を活用して教職員の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

あと、さまざまな課題がございまして、たくさんの方の外部の人間を入れまして教育の充実に当たることはそれは大変効果のあることだというふうに捉えておりますが、現在さまざまな課題がある中で、例えば特別支援教育の充実には個別学習指導員を昨年度から市単独予算で配置していただいたりとか、あと学校図書館に常時人がいるようにということで図書館支援員等を配置してもらっているということもさまざまありまして、そういう総合的な中で外部指導者の導入については考えていかなければならないかというふうに感じているところでございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 授業へのエネルギーの大切さというか、エネルギーを向けることに関しては非常に大切であると、しかし個別学習指導員、地域コーディネーター、さまざまなこともやっていると。そういう中で、なかなか部活動の外部指導者までは今のところ行っていないということでよろしいんですね。そこまで行けてない。御存じだとは思いますが、外部指導者で非常に優秀な能力を持っていたら方たくさんいらっしゃいますし、その生徒のほうも質の高い指導を受けられるというメリットもあると思うので、ぜひその辺も今後少し余裕ができたなら御検討をいただければなと思います。よくウイン・ウインの関係とかっていうふうなイメージを持って、教育に関係する人たちが皆いい表情になるような選択をしていただければなと思います。本当にインターネットとか、パソコンを使って先生方の事務量の負担を軽減しているとか、いろいろ頑張ってい

っしゃることがよくわかりましたので、今後ともぜひこの方向で頑張っていただいて子供たちの教育環境を充実させていただければと思います。ありがとうございます。

では、最後の質問に入りたいと思います。

中心市街地再生についての質問をしたいと思っています。

最初の質問でも触れましたように、新庄まつりのメイン舞台となっているのはアビエスの観客席があるとはいえ、ドラマチックな練り歩きの舞台となるのはやはり中心商店街ではないかと思っています。その商店街が現在どのような状態になっているかわからない方は恐らくいないと思います。郊外型の大型商業施設、コンビニエンスストア、さらにインターネットやテレビ、ラジオの通信販売などによる多方面からの販売攻勢の渦にのみ込まれ、目に見えて衰退してきています。それにより空き店舗や空き地が増加し、その空き地には雑草どころか木まで生い茂っているというそういうところもあります。そこは、新庄まつりやさまざまなイベントが開催されるたびに格好のごみのポイ捨て場になっています。新庄最上地域の中心自治体である新庄市にとって、中心商店街は本当に現在のような状態でいいのでしょうか。この問題については、過去に何度も質問をしています、これから先中心商店街を含めた市街地をどのように維持していこうとしているのでしょうか。ただ街なかでイベントや祭りを開催して、それだけで街の活性化は実現できるのでしょうか。ただ空き店舗を埋めただけで、商店街にある歴史と誇りと重みある雰囲気を持していけるのでしょうか。ぜひ市長の考えを聞かせてください。

市長は以前からコンパクトシティ化を公言しながらも、実際は今の状況は郊外への宅地や商業地の広がりとはまることはありません。深刻な人口減少、行財政縮小が加速する中で、新庄市はどのような選択をすべきと考えているので

しょうか。

また、都市開発、都市再開発の観点からどのような方向性を持って、中心商店街、中心市街地のバランスを郊外型の場所とそのバランスを維持しようとしているのか聞かせていただきたいと思っています。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 中心市街地再生についてであります、今後の市街地の考え方についてさまざまな観点からの御意見だというふうに思っています。

初めに、宅地や商業地の広がりにとまらないとする点についてであります、民間の業者より開発行為の申請がありますと、その許可は都市計画法第29条の規定により都道府県知事が行うものであります。さらに、都道府県知事は同法第33条の規定により開発行為が基準に適合しており、法律または命令の規定に違反していないと認めるときは開発を許可しなければならないとされております。コンパクトなまちづくりの考え方といたしましては、持続可能な社会の実現に向け、これまで整備してきた都市機能を有効活用させることを基本とし、用途地域及びその周辺を市街地居住ゾーンとした展開を図りたいとの考え方であります。しかし、商業施設や公共施設などの大規模施設の立地に当たり、必要とする条件を満たす用地がなければ地域活性化の観点などから総合的に判断して市街地周辺へ求めることになるものと考えております。

現在、大規模な開発が行われております地区は、周辺の住宅街と地続きであり、この開発により新庄市民のみならず最上郡内周辺町村からの集客、定住も望めるとともに雇用の拡大が期待でき、本市における一方の商業活動の中心をなすものと考えています。

市場原理と民間活力は制限や抑制するだけでなく、うまく活用することによって本市の雇用

の場を確保し定住促進につなげる方法の一つになるものと考えております。

空き家、空き地が増加しているとの件につきましては、平成24年度から条例を制定するなど、危険空き家に対する対策により空き家の数は減少傾向にあります。望ましい姿としては、利用できる空き家については利用していただき、危険な空き家については解体し、別の用途に利用していただくことだというふうに思っています。引き続き適正な管理を促していきたいというふうに考えております。

中心市街地を含めた市街地の維持についてありますが、都市計画法上の商業地区としての用途指定はその効果として、建築基準法により容積率が400%までの建築が許され、商業その他の業務の利便を増進するための手当てがなされていることになります。引き続き中心市街地の求心力が落ちないように、商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金などを活用した支援策を講じるとともに、さまざまなイベントを開催する中でお客様との信頼関係を築きながら市街地周辺の店舗とのすみ分けができるよう慎重に見守ってまいりたいと考えています。

都市開発の観点につきましては、既に整っている社会資本である道路、下水道などのほか、地域の歴史文化とのかかわり、さらに開発の目的を明確にする必要があります。また市街地開発には、土地の利権や既得権の整理など諸課題を解決しながら進めなければなりません。事業導入に耐えられる体力も考慮しなければなりません。そうしたことも踏まえ、現状と将来あるべき姿を関係者と話し合いを進めながら検討してまいりたいと考えております。

昨今、人口減少が全国的に問題視されておりますが、新庄市にとっても人口減少への対応が一番の課題であります。人口が減少し、経済活動も停滞することになれば税収の縮小など、これまで整備してきた道路、下水道などの都市機

能も維持していくことが難しくなり、行政サービスそのものも縮小せざるを得なくなると考えております。そのためにも今後は人口減少問題に対応するための定住促進策の強化を優先にしたまちづくりを進めていきたいと考えております。

その中で空き家の利活用も含め、市街地の中への定住を誘導していき市街地の活性化につなげたいと考えております。

以上を答弁とさせていただきます。

1 3 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

1 3 番（小関 淳議員） わかったような、わからないような。再質問をさせていただきます。

大店舗の進出については、知事が許可する、県が許可するんだと、だから仕方がないんだというふうな答弁のように聞こえました。今の制度であれば当然そうですね。そうですね。でも、よりよいこの地域の方向性を決めていくというのは、皆さんよくお使いになる言葉だと思いますけれども、ニアイズベターという言葉がありますよね。向こうの言葉ですけれども。やっぱりここに住んでいる人が一番この状況をわかっているんじゃないかなって。山形市に住んでいる人が新庄市の状況をそれはわかっている人もいるかもしれませんが、そういうことなんじゃないかなと。私にはどういうこともできないというふうに聞こえましたけれども。では、実際中心商店街と郊外型の商業地とのバランスはとれていると考えていますか。そういう認識がありますか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 バランスがとれているかということで、大変難しい問題かとは思いますが、確かに郊外のほうに新しい大型スーパー等が建設を予定しているところでありまして、また中心商店街、市街地といい

ますか、街の中にも空き店舗を活用して店をまた新しくするといった動きもございます。最近、ここ2年、ことし去年あたりからぽつぽつと目立つようになってまいりました。ですから、郊外には郊外の機能があり、中心市街地のほうにもそういう需要があって店が開かれるということです、それなりのすみ分け等がなされているのかなというふうに考えております。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） バランスはとれているということで理解していいですか。とれている。私はとれていないんじゃないかなと思って質問を続けます。

先ほど、中心市街地の中で空き家があればその利活用を考えていきたいということが答弁の中に入っていたと思いますけれども、空き家条例の中にその利活用につながるような何ていうか、事がスムーズに運べるような条例の中身になっていますか。例えば代執行というようなことも含めて。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 25年1月1日現在で施行いたしました空き家条例に関する確認ということだと思います。条例において示しておりますのは、危険空き家対策条例ということで、近隣に対する危険、安全確保に難しい部分については応急対策を含めて管理者に勧告をしながら指導しますよというふうな骨子を主としておりますので御理解いただきたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 空き家の利活用関係について、一部お答えさせていただきたいと思いますが、確かに条例のほうは適正管理というようなことをうたっているのが主眼でございますので、直接的にはふえていないわけでご

いますけれども、空き家の利活用部分は御承知のとおりまだ途上にありまして、国が動き出している関係もございます。さまざまな制度の見直し、それらも注視しながら今進めていると。ただ、利活用につきましては、多方面にわたる活用策、移住策というようなところにも発展してきますから慎重にまた進めているというような状況でございます。

13番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

13番（小関 淳議員） 時間もなくなってきましたので、やっぱり住む人、中心市街地で住む人のことも少し考えていただいて、空き家の利用、空き地の利用等々もそれぞれ官民あわせた英知を集めて考えていただければと思います。

以上で質問を終わりますが、安倍内閣は新しい布陣をしき前面に地方の創生を掲げています。しかし、間違いなく新庄市を含む地方の自治体は行財政縮小時代に突入していきます。さらに地方の景気がどのようになっていくかは、先は不透明です。このようなときにこそ、前例にとられることなく市職員と民間の英知を集めて地域の進むべき方向を議論し、地域特性に合った独自の道筋を見つけ見出していただければと思います。

終わります。

散 会

小嶋富弥議長 次に、山口吉静君より一般質問の通告がありましたが、欠席となりましたので会議規則第51条第4項の規定により、発言権を失いました。

よって、以上で本日の日程を終了しましたので、散会といたします。

あす11日午前10時より本会議を開きますので、

御参集願います。

本日は御苦勞さまでした。

午後 1 時 4 3 分 散会

平成26年9月定例会会議録（第3号）

平成26年9月11日 木曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
18 番	森 儀 一	議員			

欠 席 議 員（1名）

17 番 山 口 吉 静 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監査委員	高山孝治
選挙管理委員会 委員	矢作勝彦
農業委員会 会長	星川豊

監査委員 局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 局長	小松孝
農業委員会 局長	浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主査	三原恵
主査	川又秀昭	主査	沼澤和也

議事日程（第3号）

平成26年9月11日 木曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤悦子 議員
- 2番 奥山省三 議員
- 3番 石川正志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２６年９月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐 藤 悦 子	1. 小規模企業振興基本法を生かしての施策拡充について 2. 公営住宅入居時の保証人免除について 3. 充実した子育て支援と定住促進対策について 4. 地球温暖化に伴う異常気象による局地的な豪雨災害対策について 5. 平和都市宣言を生かした施策の推進について	市 長 教育委員長
2	奥 山 省 三	1. 都市、田舎交流促進事業について 2. 新庄祭りについて 3. 人口減少社会における財政計画について 4. 旧泉田橋の解体について	市 長
3	石 川 正 志	1. 合併浄化槽設置整備事業補助金交付の見直しについて 2. 生活道路排雪補助の見直しについて 3. 市民生活に寄り添った政策への転換について	市 長

開 議

小嶋富弥議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより2日目の一般質問を行います。

本日の質問者は3名であります。質問の順序については、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、質問答弁を含め1人50分以内といたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党を代表して一般質問を申し上げます。

最初に1番目として、小規模企業振興基本法を生かしての施策拡充について質問します。

夫婦で飲食業を営むある方は、月売り上げが20万円に減った。経費を抑え、年中無休にして頑張っているが厳しいとおっしゃっていました。新潟県の民主商工会が2013年11月に1,027人の経営実態調査を行った結果、57%が年間1,000

万円未満の売り上げで、そのうち65%が売り上げ300万円未満でした。売り上げが前年比で減少している人が70%を超え、減少割合が30%以上の人が4人に1人。特に年間売り上げが300万円未満の層で収益が前年比で減少と回答した人が80%に上り、小さい業者ほど厳しい状況が明らかとなりました。そして4月からそこに消費税増税が来たわけです。

小規模基本法が6月20日全会一致で成立しました。基本法が制定されたことは、小規模業者にとっての朗報です。この基本法に基づき施策が抜本的に強化され、小規模企業の振興が図られるようにすることが求められています。法律は国に対し、小規模企業施策の体系を示す基本計画を策定し、国会に報告することが義務づけられるとともに、地方自治体にもその条件に応じた施策を策定し実施することを求めています。

そこで、大変済みませんが質問の順序を変え、⑤の質問を初めにしたいと思います。

発言通告では、小規模業者の要望を聞き、振興を図れる施策を進めるための条例をつくってはどうかとしておりますが、新庄市の中小企業の実態と要望を踏まえた施策を策定することについて質問したいと思います。

基本法の対象となるのは、製造業で従業員20人以内、商業では5人以内の企業業者です。新庄市にこの基本法の対象となる小規模企業、業者は約1,900です。具体的な施策を策定する上で、重要なことは対象となるこれらの企業、業者の実態をリアルに把握し、どんな問題に直面し、どんな施策を求めているかをつかむことだと思いますが、アンケート調査の実施とか現場に出向いて聞き取り調査とか、懇談会とか、いろんな方法が考えられると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、①ということで質問しておりました地域内循環を行政として奨励していくことが重要ではないかということです。特に給食の食材の

中の肉、魚、大豆の加工食品は、できる限り市内の商店から、あるいは市内の業者から購入を進めていくことはどうかということをお聞きします。

ある小売業者は、大型店にお客を取られ、その上消費税が増税になり経営は大変厳しくなっている。給食での購入がかつて月60万円の売り上げがあったが、今は月10万円に減ってしまっている。冷凍加工食品では店の利益にはならない。地元の店に発注してくれば、自分が切り身にしたりして納入できるのだがと言っていました。給食の食材の発注者が地元の小売業者を大切にする姿勢が求められていると思います。

②の質問で、住宅リフォーム助成の経済効果を踏まえ、継続そして手続の簡素化、また内容の充実についていかがお考えかお聞きいたします。

③の質問では、空き店舗対策は大変いいと評価しておりますが、さらに商店、工場などを対象としたリニューアル助成の創設で、現在頑張っている業者を応援することも必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。高崎市では、商店のリニューアルと備品購入に2分の1補助で最高100万円を限度に補助して応援して大変歓迎されているということです。

④の質問として、市独自補助で上げ幅を抑えていただいた国保税ではありますが、大幅な値上げが行われております。これが自営業者の暮らしを圧迫しております。国保税の引き下げが必要ではないでしょうか。国が今年度から均等割、平等割について法定軽減対策を拡大しています。そういう中で、仙台市では国の法定軽減に該当する世帯からさらに2割軽減し、法定減免に該当しない一定の所得以下の世帯も2割軽減の対象とするということにしました。市独自の軽減額は5億9,000万円でした。財源は国からの特別交付金を活用するとのこと。これが先日8月20日国保運営協議会で了承されたと

いうことです。新庄市でもこういう方向で自営業者の暮らしを少しでも和らげるように努力していただく考えはないかお願いします。

大きな2つ目の質問は、公営住宅入居時の保証人の免除についてお聞きします。

市営住宅について、保証人が必要とされない場合が条例でも規定されておりましたが、今まで適用された方はおられません。保証人が必要とされているために、諦めた方もおられました。一方、1996年10月14日付住宅局通達「公営住宅管理標準条例（案）について」と、2002年3月29日付住宅局総務課公営住宅管理対策官通知「公営住宅の家賃の取り扱い等について」が来ております。この2つの通達、通知に基づいて市の条例に保証人の免除規定があるわけだと思います。例えば、生活保護受給者の保証人については、事業主体の判断により必ずしも保証人を必要としないことができるということです。国からの通達や通知を受けて、大阪市、名古屋市、京都市、坂出市、別府市、中津市、豊中市、朝霞市などが市長の判断で必要な方に保証人の免除を認めております。新庄市でもやっていただきたいと思いますが、御見解お聞きしたいと思います。

大きな3つ目の質問は、充実した子育て支援と定住促進対策についてお聞きします。

通告しました①、②については、質問を割愛することにしたいと思います。

新庄市でもことし12月から中3まで所得制限もなくし、医療費完全無料化を実施するというところで、今議会9月補正予算に上程されました。この決断を子供を持つ父母が大変喜んでおります。ちなみに、人口1万人以下の小規模自治体でも充実した子育て支援、例えば高校3年まで医療費無料化などで人口増加に転じている例が北海道東川町などにあります。子育て支援に一層の御尽力を期待し、①、②について割愛させていただきます。

③ですが、中央学童保育所は外遊びの場所の確保のため努力していただきました。ところが、残念ながら確保できておりません。ドッジボール、サッカーごっこ、鬼ごっこなど走り回ることが大好きな子供たちです。外遊びのできる場所に一日も早く移転させるべきと思いますが、いかがでしょうか。

④として、定住促進の子育て世代への低家賃は大変いいと評価します。しかし、空き家が見られてちょっと残念です。子育て世代は、低賃金で不安定な雇用に苦しんでいる人が多いです。市営住宅並みの低家賃で住宅を提供することが必要ではないかと私は思います。そこで、空き家について所有者が改修する場合に、市が補助して子育て世代に低家賃で提供できるように促すことはできないでしょうか。

4つ目の質問ですが、地球温暖化に伴う異常気象による局地的な豪雨災害対策についてお聞きます。

市内の土砂災害の危険箇所数と被害を防ぐための対策をどのように考えているかお聞きします。

5つ目の質問ですが、平和都市宣言を生かした施策の推進についてお聞きます。

二度と悲惨な戦争をやってはならないという誓いを風化させないために、次世代の子供たちに広島、長崎の実相を引き継ぐ活動など、平和都市宣言を生かした取り組みを強めるべきではないかと思います。いかがお考えかお聞きしたいと思います。

以上、壇上から質問を終わります。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

①の小規模企業振興基本法を生かしての施策拡充、大型店舗、消費増税といろいろ御質問を

いただいたわけですが、その中での地元業者への納入状況というようなことですので、これ学校教育にかかわる問題ですので教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

順番を変えて、2番に5番をとということです。小規模企業振興基本法を生かしての中にある条例に関する件であります。小規模企業振興基本法においては、国が小規模施策について5年間の基本計画を定め政策の継続性、一貫性を担保する仕組みづくりについてうたっており、具体的には小規模企業者による需要に応じたビジネスモデルの再構築、多様で新たな人材の活用による事業の展開、創出、それに地域のブランド化にぎわいの創出などを推進する基本的政策を講じることとなっております。

当該基本法の第9条では、国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構等中小企業に関する団体、その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと規定されており、国が定める5年間の基本計画をもとにしながら関係各位が連携をとることが一番重要な点であると認識しております。

市といたしましては、国が定める基本計画に沿い、関係機関等と連携しながら具体的な施策を考えていくことが重要と考えており、各種金融施策やビジネスマッチングを支援する出展補助金制度や、人材活用としての雇用促進奨励金制度、地域ブランドを活用してもらうための商標登録などに取り組んでおります。このように既にさまざまな事業に取り組んでいることから、現在のところ条例を定めることは考えておりません。

次に、住宅リフォーム助成の件であります。住宅リフォーム補助金の継続、手続の簡素化、内容の拡充の考えであります。御質問の住宅リフォーム補助金はことしで4年目を迎え、毎年多くの市民の皆様から御活用をいただき御好評を得ております。この事業の目的といたしま

しては、市民生活の基本となります住宅の質の向上を図り、あわせて住宅工事という裾野の広い経済活動を活性化させることで、低迷していた地域経済を活性化させることを目的としたものでございます。

おかげさまで本事業の成果といたしましては、昨年、一昨年と3億5,000万以上の対象工事が実施されており、本年度も既に2億7,000万を超える工事が実施されている状況となっております。この事業につきましては、全て県の補助金を活用して展開していることから、補助内容及び手続につきましてはおおむね県の補助要領に準じた内容となっております、補助金の適正を確認する上ではこれ以上の簡素化は難しいと思われます。

また内容の拡充につきましても、現在の制度でも要件工事の組み合わせにより多くの工事内容について補助対象として扱うことも可能となっておりますので、工夫を凝らしていただき住宅の質の向上に合わせたリフォーム工事を御検討いただきたいと考えているところです。

なお、事業の継続につきましては、地域経済の情勢をにらみ、県が目的を達成したと判断するまでの間は継続することとして考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。

続きまして、商業地域空き店舗等出店支援事業に関連してですが、この事業は起業を目指す方々を支援して商業地域全体の活性化を図ることを目的としており、これまでの実績として平成20年度から平成25年度までで7件の出店がありました。この制度の周知が図られたことや、出店希望者も出てき始めたこともあり、今年度も既にこの制度を活用した出店者もおり相談件数も多くなってきております。今後ともこの制度の周知を積極的に図って、商業地域の全体の活性化に努めてまいります。

御質問の商店、工場などを対象としたリニューアル助成の創設の件についてですが、店舗な

どのリニューアルというものはあくまで市場原理にのっとり企業の競争原理に伴う各個店のお店づくりの原点ではないかと考えます。そうした意味で、個々の店舗などのリニューアルについての直接的な助成制度の創設については考えておりませんが、市では大型店等の出店に伴う対策として店舗等の新增改築を行う者や、経営基盤の安定及び向上を図るための資金を必要とする者に対する金融機関と連携した融資制度や、市内に事業所または工場を有し、かつ事業実績を有する者を対象とした地域産業振興資金保証制度など金融面での支援制度を設けておりますので、御相談いただければと思います。

次に、国民健康保険税の引き上げに関する御質問であります。医療の高度化、被保険者の高齢化などにより、1人当たり給付費が年々増加していることから本市の国民健康保険財政は他市の例に漏れず、非常に厳しい状況にあります。また、平成29年度が目標年次とされている国民健康保険事業の都道府県単位化については、国と地方の事務レベルでの協議が始まり、本年8月に中間取りまとめがなされたところでありますが、都道府県単位化の前提条件となる財政上の構造問題の解決方法、今後の保険税のあり方などについて具体的な内容はまだ示されておられません。このような状況の中、本年3月定例会において平均11.83%の引き上げとなる国民健康保険税の改正を行いました。これにより一定の国民健康保険税の増収は見込まれるものの、今後の保険給付費の推移を注視しながらの財政運営となりますので、現段階では議員の御指摘の国民健康保険税の引き下げは困難であると考えております。

次に、公営住宅入居時の保証人免除についてお答えいたします。

賃貸住宅の保証人の役割といたしましては、住宅使用料等の滞納対策が一般的ではありますが、公営住宅につきましてはさらに高齢者や障

害者などの場合の緊急連絡先や身元引き受け的な側面も大変重要な役割を担っております。議員の御指摘のとおり、公営住宅は真に住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図ることを役割としておりますことから、入居希望者の努力にかかわらず保証人の確保が難しい場合は、保証人の免除などの配慮を行うべきとする国の通知もあり、本市の条例におきましても市長が特別の事情があると認める者に対しては入居申請書の保証人連署を必要としない旨の条文も記されているところでございます。また、保証人免除に関する手続規定がある自治体でも、誰も記さなくてもよいというわけではなく、緊急時の連絡先や身元引受者の登録を要件としている例が多く、公営住宅の管理者として連絡先の確保は最重要項目の一つであります。本市では、現在のところ保証人を免除した入居者はありませんが、今後入居者の高齢化を初め社会状況の変化の中で特に必要となる事象が発生した場合は、他自治体の運用を参考にしながら個別に対応してまいりたいと考えております。

次の質問、子育て支援医療給付事業の拡充については、質問を割愛するということですが、このたび補正に上程しておりますので、何とぞ慎重審議よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、中央学童保育所の遊びがないことについてであります。現在市が開設している学童保育所は、中央学童保育所、日新放課後児童クラブ、北辰学童保育所の3つですが、その中で日新放課後児童クラブは御承知のとおり施設の老朽化や通学路の安全確保のため、旧県立新庄農業高校星芒寮の一部を借り受け、必要な改修工事を行い昨年度の12月に新たに開所したところであります。さらに、現在は萩野、泉田地区への放課後児童クラブの整備のため、萩野地区小中一貫教育校内に併設する放課後児童クラブの建設事業を行っております。御質問の

学童保育所の外遊びの場所につきましては、山形県が策定した山形県放課後児童クラブ運営指針において整備要件とはなっておりません。また、中央学童保育所から最近の外遊びの状況を聞き取りしましたところ、週末は最上公園で、夏休み期間中は各小学校のプールをお借りして屋外活動を行っており、入所児童や保護者からの屋外活動に対する要望等は受けていないということであります。このように、学童保育所、放課後児童クラブの設置・整備は、施設の耐震性や老朽化の状況を勘案し、計画的に事業を推進してきたところでありますので、今後は財政状況も考慮しながら計画的な事業の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、定住対策としての御質問であります。少子化を要因とする人口減少問題は大きな行政課題となっており、本市においては人口減少、定住促進対策について全庁的な取り組みを既に始めております。子育て、雇用・所得向上、住まい・雪対策、交流・移住の4つの柱立てを行い、定住促進強化策の具体化の作業研究を進めております。

子育て世代へ低家賃住宅を提供するための空き家所有者に対して改修費を助成に関してですが、市としては子育て支援という視点にとどまらず、加えて定住、長く新庄に住み続けていただくという観点からも事業を捉えていく必要があると考えております。本年1月市独自の取り組みとして、宅建協会会員の協力を得て、空き家利活用対策モデル事業を実施いたしました。物件調査と所有者との相談業務を行うことによって、最適な解決策の提案を行っております。今後もこの事業で事例を積み重ねるとともに、一方においては空き家対策としての法整備の動きもありますので、今後の国の動向を注視しながら現在進めている子育て世代の住宅支援も含めた空き家対策の研究について、関係課との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

次に、局地的な豪雨対策について土砂災害の危険箇所数というような御質問でございますが、国では土砂災害から住民の生命を守るため土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅地の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進のため平成12年に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律を制定しております。同法内に定められた基礎調査を経て、土砂災害のおそれがある区域については、土砂災害警戒区域とし、そのうちで建築物に損壊が生じ住民に著しい危害が生じるおそれがある区域につきましては、土砂災害特別警戒区域としてそれぞれ指定しております。

当市につきましては、同法に基づく基礎調査は既に完了しておりますので、平成15年に市内の危険箇所について新庄市土砂災害危険箇所図として配布するとともに、市ホームページで掲載をするなどの広報を行っております。現在、市内の土砂災害等の危険箇所は54カ所で、そのうち24カ所につきましては土地所有者等関係者に対する地元説明会を実施した上で指定を完了しております。

全区域の指定が完了次第、警戒区域をイエローゾーン、特別警戒区域をレッドゾーンと標記し、危険区域を明確にした土砂災害ハザードマップの作成に入り、市民へ周知する予定であります。

また、豪雨時の警戒避難体制につきましては、気象台からの大雨注意報から警報への切りかえに伴い、大規模災害時職員行動マニュアルに基づき職員を配備し、被害情報の収集やパトロール、応急対策を実施します。このほか市民の方からの電話、メールによる通報も取り入れながら、地区ごとに避難の必要性を判断いたします。避難体制につきましては、市地域防災計画の規定に従い、避難準備情報、避難勧告、避難指示という流れになっております。発令については、

平成26年4月に見直された国の避難勧告等ガイドラインに従い、地域特性に即した内容を検討しているところです。また避難所については、各地区の小中学校や公民館を予定しております。なお、避難情報の伝達につきましては、各地区の区長さん等を通して実施しますが、緊急時には市の広報車や消防団による広報、携帯電話への緊急速報エリアメールを活用します。なお、現在市の防災行政無線をアナログからデジタルへの変更を予定しており、この中で遠隔地に対する同報系無線を検討しております。また、テレビやラジオによるお知らせも予定しております。

次に、平和都市宣言を生かした施策の質問ですが、本市においては昭和59年に新庄市平和都市宣言を行ってから、その理念を広く訴えるために市内の関係団体と協働で新庄市平和都市宣言推進会議を組織しております。推進会議は、各団体の平和に関する活動の支援や、毎年8月に市立図書館と連携し戦争、平和に関する図書の特設コーナーなどを設置しております。さらに、世界の恒久平和という人類共通の願いを広く訴えるため、昨年度より毎年8月15日終戦記念日に実施している新庄市平和都市宣言旗掲揚式へ小中高生の参加を要請し、次世代を担う子供たちに対する啓蒙を強化しております。また、小中学校の授業カリキュラムにおいて戦争や平和に関する授業がありますが、その指導方法として並行読書という教科書で取り上げられている本のほか、いろいろな本を読むことで別の視点を学びながら理解を深めることや、最上広域で実施する少年少女沖縄派遣事業を活用し、その報告会などを実施して戦争の悲惨さを全校生に啓蒙しております。このような取り組みを継続していくことで、引き続き広く市民に平和のとうとさを訴えるとともに、核兵器の廃絶と戦争の愚かさを訴えてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから給食の食材を市内の業者から購入を進めていく考えはないかというようなことについてお答えを申し上げます。

新庄市では、平成26年3月に「しっかり食べて けんこうづくり 地域の恵みで まちづくり」のスローガンを掲げ、新庄市食育・地産地消推進計画を策定しました。新庄市は、豊かな自然に恵まれた食べ物の宝庫であり、新鮮でおいしい食材を使った味わい深い郷土料理もあります。地域の農産物や古くから受け継がれてきた郷土料理を家族で囲む団らんは、食の楽しさを深め、地域の食文化や農業を大切にする心を育むことにつながります。

給食食材については、現在各学校では優先的に地元の業者から新鮮な地元の野菜や肉を率先して取り入れています。大型店から購入することはありません。さらに、農業体験や給食便り等で地域の食材を学び、生産者と交流する機会をつくることで生産者との深い信頼関係のもとに地場産農産物の消費拡大を図り、地産地消を促進しています。また県において、毎月19日の食育の日を含む1週間を地産地消ウィークに定めたことを受け、積極的に地元の業者と関わり地産地消の献立を提供しています。各学校では、地元業者との給食物資納入についての話し合いを持ち、可能な限り地元の食材を地元の業者から購入しています。このように、地元業者と学校が連携協力しながら、今後も地元業者の販売促進に携わっていきたいと考えております。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最初に1番からいきませんが、アンケート調査とか現場に出向いて聞き

取り調査とか、懇談会とかいろんな方法で小規模業者の要望を聞いていくということが大事だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 懇談会等の開催をして要望を聞いてはどうかという御質問でございますけれども、商工観光課としましては以前に比べてずっと商店街のほうに足を運びながら話し合いをしております。さまざまな会合にも出席しまして、要望をきちっと把握していると思いますので、改めて懇談会を設置するという考えは今のところございません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） では、具体的に地域の要望ということで、先ほど教育長から給食のことで地産地消に努めているということで大変ありがたいというふうに思います。そういうことの中で、先ほども言いましたが、かつて魚などの売っている店などですが、60万円の売り上げがあったが今は10万円ほどに減ったというのは、これは地元業者の利用が、発注する立場の人が減っているんだと思います。地元の店に対して。そういう点、改善させて地元の店にできるだけ魚なども含めて買うということをやるようにという市の指導が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 学校給食の納入に限りまして答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、学校給食につきましては地元が業者の納入を最優先として物資を学校のほうに納入してございます。それで、各学校では地元業者との納入物資の協議会を開催しておりまして、そこで契約

のみならず業者さんのほうからの要望等も受け入れながら、可能な限り応えるような努力をしているところでございます。

ちなみに、地元食材の使用状況につきましては、新庄市は山形県でもトップクラスにありまして、地産の農産物を使うということにつきましては当然地元業者からの納入状況も高いということになっておりますので、可能な限り努力しているということで御理解いただければと思います。以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 今のことについてなんですけれども、小規模業者が仕入れる価格というのは大規模業者のそれに比較しますと、高値で仕入れさせられているという、これ本当の現状があります。給食でやっぱり金額が安いものをということで余り優先されていきますと、小規模業者は太刀打ちできないというのが本当のことなんです。そういう意味で、地域内循環のためには地元から購入に補助をする仕組みも必要ではないかなと思うんです。これは小規模基本法の立場でもありますし、そういったことも考える必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 学校給食に関しては先ほど申しましたように、協議会をつくりながら地元を優先させながらということでやっております。大規模と小規模の差があるというようなことですけれども、そんなに差はないのかなというふうに認識しておりまして、今の御指摘にはちょっとよくお答えできないということでございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 実際それは小売業者に

お聞きしていないから認識していないんだと思います。小売業者にお聞きしてみれば、同じ問屋から卸しているはずなのに、いろんなものが高く、小さい店には卸されるんです。大型店には安く大量に仕入れてくれるということもあって安く出しております、その点からももう小さな店というのは厳しいもう、買うときから価格が高く設定されてしまっているという厳しい競争にさらされておまして、それにそのまま乗っていることはやっぱり守れない、小さい業者を守れない。そういう意味でも聞き取りが必要だと思いますが、どうでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商取引の中といいますか経済の原理としてはグロスの問題というのは確かにあると思います。大量に仕入れればやはり単価は安くなるということはあると思いますが、それはある程度市場原理が働くわけでございまして、給食等に関しては特に地元という意識を強くしているわけでございますので、市としてはさまざまな地元食材の活用ということを、手段をいろいろやっておりますのでその辺はご理解いただきたいと思いますと考えております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) そういうことで、小規模関係ではぜひ私としては地元の商店の皆さん頑張っておられるわけですから、固定資産税払ったりしているわけですから、そういう商店を守っていく立場にも立つということで、さらに給食の食材のほかにも、さらにもそれを支えていくためにも仕入れのこととか要望を聞いていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、住宅リフォームのことなんです。25年度の当市の住宅リフォーム補助額は2,879万円でした。その経済波及効果は先ほど市長にもありましたが、3.5億円ということで13倍にも

なっております。ほかの市の予算を見ますと、寒河江市は5,000万円、村山市は4,450万円、東根市では6,300万円で市独自の補助を上乗せしております。対象工事額を10万以上に下げたり、対象工事を市独自に広げて市内業者の仕事おこしにつなげております。屋根塗りとか畳がえなども含めて少し市独自で広げていけば市民も業者も、そして市内経済にとっても全てよしにつながると思いますので、その拡充、市独自の施策、考えはないか再度お聞きします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 リフォーム補助金につきましては、先ほどの市長の答弁のとおり非常に皆様方から好評をいただいている制度でございます。本年度につきましても、現在のところ107件というふうな形で申し込みがございます。今御指摘のとおり、内容の充実等の部分でございますけれども、一つの方策としましてリフォーム補助金にあわせて、リフォーム補助金の中にも省エネ化、バリアフリー化、県木材の利用、克雪化というふうな項目がございまして、それとあわせて例えば水回りの改修ですとか、居室内の内装の模様がえとかというふうな形で加えますと、その工事を含めまして一体の請負工事により実施する場合につきましては補助対象にカウントが可能というふうなことでございます。そのために、組み合わせによっては非常に有効かというふうに思うわけでございます。補助金そのものにつきましては、現在県の補助金を充ててございます。そういうふうなものにつきましては、現在のところこの制度そのものにつきましては継続したいというふうに考えてございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 国保税についてですけども、先ほど私壇上から言いました仙台市の

例がありました。そこで、国の特別交付金を活用してやるという、仙台市やるわけなんです、新庄市でも同じような特別交付金活用ということとは考えられないのか、どうでしょうか。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 仙台市の国の特別調整交付金を活用しての国保税の安くするというか、下げるということでの取り組みを新庄市でもできないかというような御質問かと思います。仙台市で行っておりますそのいわゆる財源ですけれども、3年半前の東日本大震災で仙台市なども非常に被害あったわけですが、国のほうで国保の国庫補助金として特別調整交付金の中に東日本大震災による財政負担増があった被災自治体に支援する交付金ということでの活用です。新庄市には残念ながらその特別調整交付金、その内容では来ておりません。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 中小零細の小規模企業というか、小規模企業の方々は赤字というのが少なくないです。たとえ赤字だったとしても中小業者は固定資産税を払い、従業員の雇用を確保して所得税や住民税を払っております。大量の中小業者が廃業すれば失業の増大、雇用保険負担増、生活保護へとそのしわ寄せなど社会的にも大きな損失です。国保税などの社会保険の負担軽減とともに、先ほど市長も言っていましたが金融施策も重要だと思います。市独自での先ほど金融対策がありましたが、これは大変いいと評価します。

さらに東根市でやっているそうですが、政府系から低い金利で借りている方が市独自での利子補給も受けられるとのこと。例えば、政府系から1,000万円借りて利息が1.45%だったとすると、そこに東根市で1%部分を3年間持ってくれるということです。大変ありがたいがら

れております。昨年度は40件の活用があったそうです。新庄市でも中小零細業者を助ける意味でもやってほしいという声がありました。どう考えておられるかお聞かせください。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 東根市の利子補給等に関する御質問でございますけれども、東根の内容を調べてみますと、例えば運転資金ですと100万以上700万円以内ということで、確かに1%の補助をするというようなことになっているようでございます。ただ、新庄市としましては独自の施策で小売商業振興資金あるいは地域産業振興資金で保証料の補填をしております。金額につきましては、上限は例えば運転資金、設備資金両方可能ですけれども、1,000万円までということではしております。東根市のほうでは700万ということですから、それ以上の金額を借りても700万までというふうに決めているんだと思うんですけども、新庄市の場合は上限がある。それよりも高い。それから、喜ばれているといいますか、その辺は下限がその東根みたいに100万以上というふうに限られてしまいますと、それ以下のものに対応できないということがございます。うちの場合ですと1,000万円以内ということで、下限はないというふうなことでございます。あと、政府資金関係でということだと、企業者の借入金利子補給という制度を市で独自で持っておりまして、これもそれに対応してこれは利子補給でございますけれども、そういう制度をつくっておりますので、東根さんよりも制度的にはいいのかなというふうに考えているところです。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 公営住宅入居時の保証人の免除についてなんですが、個別に対応してくださるということですので、今までよりはわ

かる、いいような気がするのですが、その市長が特に必要と認めた方に保証人免除もあるということをお知らせしなかったために入居を諦めざるを得なかった方がおられるわけです。今後そういう方が出ることがあるわけですから、周知、市民の方に少しお知らせする手だてが必要だと思いますが、その考えについてお聞かせください。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 公営住宅の入居に対しての保証人でございます。書類の提出上保証人を指定いただくというふうなことが原則でございます。ただし、いわゆる入居の手続の段階で市長が特別の事情があると認める者に対してというふうな項目がございまして、この者につきましては、やはりそれぞれの事情がございまして、そのためにまず第1番目には、相談とかというふうな形で聞き取り等を実施しましていろいろと相談に乗りたいというふうに考えてございます。原則的にはやはり連帯保証人をつけていただくというふうなことが原則となりますので、その辺で特別な事情というふうに考えられる場合については、こちらのほうにご相談していただきたいというふうに思います。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 特別な事情がある場合ということで、今までも条例はあったようなんです。でも、その条例をわざわざ市民が見ているわけでもないですし、なかなか知らされていないわけなんです。それをどう必要な方が、自分で諦める前に相談に行けるようにするにはどうするかということです。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 一つの事例でございます

けれども、例えば、そういう方々がおりますとい
いわゆる緊急時の連絡先とか身元引受人という
ふうな方がおる場合でございますと、やはりそ
の方につきまして連帯保証人としてなってい
だくというふうなことも考えられるわけござ
います。そのために、いわゆる私どものほうの
窓口とにかく来ていただいて、個々相談して
いただくというふうなことが一番大事かとい
うふうに考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 土砂災害防止法の第25
条に基づく補助で、特別警戒区域から移転す
る場合786万円の補助が出るということを知ら
ない方もおられて、尾花沢市で行政訴訟があ
りました。こういうことがないようにお知らせ
する必要があると思うのですが、どう考えて
いますか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 危険区域からの移転に対
する補助金ということでの御質問ございま
す。

新庄市危険区域につきまして、先ほど市長
のほうからありましたように現地の地域に対
する説明会というものを開催しております。そ
ちらの説明会のときに指定についての内容に
ついて説明されております。その席で、こう
いうふうなことでということで該当項目とし
て説明があったというふうに承知してござ
います。なお、全部の地域が説明終わりました
段階でさらに周知をするということもござ
いますので、その辺御承知おきいただきた
いと思います。以上です。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩
いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

奥山省三議員の質問

小嶋富弥議長 次に、奥山省三君。

（7番奥山省三議員登壇）（拍手）

7 番（奥山省三議員） おはようございま
す。

開成の会の奥山です。通告に従いまして
一般質問を行います。

まず最初に、都市、田舎交流促進事業に
ついて。今年度の主要事業として、都市と
の交流を図り田舎の魅力を都会に発信す
ることとしてこの事業ができたと思いま
すが、地域おこし協力隊員の現在の活動
はどのようなものかお聞きします。

また、その成果といいますか効果とい
うか、すぐにはそれは出ないと思いま
すけれども、どのように考えているのか
もあわせてお聞きしたいと思いま
す。

次に、新庄まつりについてですが、こ
としも新庄市の最大のイベントの新庄
まつりが終わってわけございま
すが、まつりに外国人とい
いますか、旅行者は何人ぐ
らい訪れたのでしょうか。

また、台湾とのインバウンド事業も
やっていますが、それにつ
いても何人ぐらい来られ
たのでしょうか。ちょっと
お聞きしたいと思います。

これから世界ユネスコ遺産に登録
されようとしていますけ
れども、もし登録された
場合に問題になるよう
なことは特にないか。

また、まつり100万人の構
想に向けて今後の課題
は何であるのか、どの
ように考えているのか
お聞きしたいと思います。

それから、人口減少社会にお
ける財政計画につきまして、
人口減少化がますます
当市も進ん

でいるように感じますが、これから当市の人口減少もますます加速していくと考えられます。それに合わせて財政も縮小していくのではないかと思います。市の財政も厳しくなって大変になると思われますので、将来どのようなようになっていくのか予測は立てておられるのでしょうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

また、今後の財源の補填についてどのようなことを考えているのかお聞きします。

それから最後ですが、旧泉田橋の解体についてです。

これは以前から何回も申し上げておりますが、明快な回答はまだもらっておりません。今回、広島で土砂災害が起きましたけれども、全国今どこでもゲリラ豪雨があってもおかしくないような大気の不安定な状況にあります。もし、泉田川の上流でそういうゲリラ豪雨が発生したら、現在の状況では大変なことになると思います。洪水が起こり、近隣に被害を及ぼすことは明白です。この橋の解体につきまして、どのように考えているのかお聞きします。地域の安全・安心を考える点からも、今後どのような対策を立ててやっていくのかもお聞きしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

都市と田舎交流促進事業についてであります。本年7月から都会からの交流人口の拡大を図ることを目的として、本市初となる地域おこし協力隊員を商工観光課に配置し、採用から約2カ月を経過しましたが、これまでの活動状況について御報告させていただきます。

具体的な事例で申し上げますと、最上伝承野菜生産農家への取材、畑ナスのイベントの支援、

KitoKito Marcheにおけるカフェメニューの開発、協力隊員独自のフェイスブックによる情報発信、最上郡内の地域おこし協力隊ネットワークの構築と意見交換の実施などを行っているところであります。

今後は、本市の歴史や文化への知識を深め、地域資源の発掘、都会目線による農村体験メニューの磨き上げ、開拓を行い、都市と農村の交流促進を図ってまいります。宿泊施設が少ないことが本市の観光事業の大きな課題でありますので、滞在型の余暇活動を行えるよう協力隊員とともに努力してまいります。また、今後農林課に配属される地域おこし協力隊員とも連携して、相乗効果により交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、新庄まつりについてであります。本年も県内外から多くの方々にお越しいただき、52万5,000人の人出となりました。特に24日においては、過去最高の22万人の人出となっております。人出の算出については、関係者の意見を聴取し天候、曜日配列、行事内容の諸条件などを考慮し総合的に判断しております。

外国人旅行の対応といたしまして、ことしは昨年と変わりましたツアーの実施の知らせは入っておりません。昨年、台湾からのエージェントを招聘して新庄まつりのPRを行っておりますが、外国人の個人旅行者はかなり見かけておりますが、団体旅行ではないという状況を報告いただいております。

今後、ユネスコ無形文化遺産の登録で海外への知名度も高くなることから、現在取り組んでおります外国人誘客推進事業により国際旅行博や商談会に参加し、外国人旅行客や旅行エージェントへの情報発信を強化するとともに、外国人旅行客に対するおもてなしや受け入れ態勢の整備を一層推進してまいります。

また、誘客100万人の実現に向けて開催日時、山車の御祝儀や助成金、宿泊施設の整備、観覧

場所や駐車場の確保、トイレの増設やごみの処理、案内掲示の充実など、まつりのにぎわいを楽しむことのできる条件整備が必要であると考えております。新庄まつり委員会及び関係機関との連携や調整を図りながら、新庄まつり百年の大計で掲げている課題の解決を着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、人口減少社会における財政計画についてであります。人口減少に伴う本市財政の主な影響として納税人口の減少に伴う市税の減少と、国勢調査人口を基礎として算定する項目が多数を占める普通交付税の減少が考えられます。市税収入につきましては、御指摘のとおり減少傾向にあるものと予測しております。しかしながら、市税収入は景気の動向によって左右されるものであり、またこの数年間は人口が減少しているにもかかわらず景気の持ち直しから税収が伸びている状況にあります。このようなことから考えても、今後の景気の先行きが不透明な状況において将来的な税収の数値的な予測を立てることは非常に難しい状況にあると考えております。

一方、普通交付税につきましては、国勢調査人口を基礎としている部分については確実に減少するものと思われ、これによって今後の普通交付税も減少傾向にあると考えております。

このような収入の減少が予測される中で、安定した財政運営を図るためには経常的な財源の不足分を安易に他の臨時的な財源に頼ることなく、財政運営の基本である歳入規模に合った歳出規模に立ち返った財政運営が必要と考えております。現在、中期財政計画の策定作業中ですが、今後の収入減少が見込まれる中での市税を初めとする経常的な財源の安定確保と、経常的経費の抑制、そして計画的な施設整備事業の実施と市債発行の抑制などによって財政運営の安定性と継続性を確保し、市財政の健全性を将来的にも確保していかなければならないも

のと考えております。

次に、旧泉田橋の件であります。昭和44年に国道13号がバイパス開通したことにより市に移管されたものであります。その後、老朽化が進み平成19年1月から全面通行どめの措置を取り現在に至っております。平成23年3月からは、老朽化に伴うコンクリート片の落下防止のため、剝離防止ネットを設置して安全対策を講じているところであります。平成22年度より市内全域の市道橋117橋について3年間点検を実施、平成25年度に長寿命化修繕計画を策定いたしました。これにより従来の事後的な修繕から予防的な修繕へ転換することで、供用している橋の安全性、信頼性を確保するため緊急度の高い橋から順次修繕を実施したいと考えております。

旧泉田橋の撤去につきましては、効果促進事業により国の交付金として取り扱えることになりましたが、平成28年度まで策定するよう国から求められている公共施設等総合管理計画の中に取り込み、確実性があり効果的な財源確保を模索してまいりたいと考えております。当面は設置している剝離防止ネットを維持しつつパトロール等を実施し安全を確保してまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 答弁ありがとうございます。

まず、最初泉田橋から、再質問させていただきます。

今、昭和9年生まれの人がことし80歳になりますけれども、この泉田橋も80歳でございます。鉄筋コンクリートの橋の平均寿命は50年ですので、かなりオーバーしているという状況でございます。前にもこの質問を何回もしておりますけれども、はっきりした回答はもらっていません。今回、平成28年度までいろんな計画を立て

て何かやるような感じですがけれども、ちょっとははっきり明確にはわかりませんので、今ある程度財政も回復していると思います。前は実質公債費比率が30%を超えていましたけれども、その辺は大丈夫だと思いますので、撤去費用が捻出できる財政状況には私はなっているというふうに考えていますけれども、その辺のところどういうふうにお考えかお願いしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 泉田橋につきましては、前回の議会でも議員のほうから御質問いただいております。先ほどの市長の答弁でもございましたとおり、28年度まで国のほうから策定するように求められております公共施設等総合管理計画というふうなものがございます。その中に組み入れまして、それを一つの条件とすることとございまして、起債関係の財源を確保したいというふうに思っているところでございます。そのために、現在のところ平成26年度にいわゆる補助対象として効果促進事業というふうな形で取り扱うことが可能となったわけですが、それにつきましてもやはり起債のものにつきましては、このいわゆる公共施設の総合管理計画、これが定められることが一つの条件というふうな形でございます。その条件をクリアするために、その計画を作成したいというふうに考えてございます。そのために、それ以降というふうな形で検討したいというふうに思っているところでございます。

また、当面のいわゆる安全面ですがけれども、それにつきましてはやはり現在剝離ネットというふうな形で、これは県の建設業協会の最上支部のほうから寄附をいただいて設置したものでございます。その維持をしながら安全確保、パトロール等を実施しながら見ていきたいというふうに思うわけでございます。どちらにいたしましても、安全面をいろいろ確認しながら維

持をしていきたいというふうに考えてございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） その管理計画を立てて、これ28年ですか、やっていくという考えのようですがけれども、今現状をちょっと申してみたいと思います。

今、網を張っていますけれども、ネットをかけて崩れ落ちるのを防いでいますけれども、それも現状では網に崩れ落ちたコンクリートの塊が大きくなって膨れ上がって危険な状態です。それから、橋の南のほうに支障木といいますか柳の木がすごい大木になっております。これだけで撤去というか、この撤去に関しては市の仕事じゃない県の仕事と言われればそれまでなんですけれども、やっぱりこれも伐採しなければ川に水が出たような場合には大変なことになると思います。これらについてはどういうふうに考えているのか、その辺のところをもう1回お願いします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 やはり、剝離ネットそのものにつきましても数年たっておりますので、コンクリートの破片等、いわゆるたまっている状況でございます。それにつきましては、こちらのほうでもいわゆるそれを解消する方策等を進めまして、安全にしたいというふうに考えてございます。

あともう1点の、支障木でございます。支障木につきましては、やはり河川管理者が県というふうなこともございまして、なかなか市独自ではできないことでございます。これにつきましては、やはりほかの河川もあるというふうなことでございますので、支障木撤去等につきましてはやはり県のほうに要望していきなり、そういうふうな活動を進めたいというふうに考え

てございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 支障木に関してですけども、前に県議会議員にお願いして言ったこともあるんですけども、県は全然動いてくれないような状況なんです。だからといっても、そのままにしておいていいのか、今週河川清掃もありますけれども、やっぱりみんながそれを見てちょっと危険な状態にあるというふうに感じています。市の方は前回も誰も来ませんでしたけれども、いろんなことを言われるのが嫌だから来ないのかもしれないけれども、それはしょうがないと思いますけれども、そういう考えでは私はうまくないと思いますので、やっぱり地元の人も協力するつもりでいますので、ちょっと何らかの支障木に関して、みんなで協力して伐採するというようなことも頭に入れてこれから進めていってほしいというふうに考えますけれども、その点については、支障木については全然市ではさわれないということになるのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 いわゆる支障木、河川の中でございます。河川管理者というふうな形で県が管理している河川でございますので、やはりその点につきましては市のほうから県のほうに支障木撤去というふうな形で要望していくというふうな形になろうかと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） だから幾らお願いしても、県は動いてくれませんけれども、前にも滝の倉のほうでも支障木について伐採してほしいというような話とその泉田川について言われたんです。それで、県のほうに私も直接行って言ったこともあるんですけども、県も何かやっ

ぱり予算がないというかその件に関してはほとんど動いていない状況です。だからそのままというふうなことをすると、やっぱり水が出たときには大変なことになることは明白ですので、もう少し市としてもその大きい大木だけでも何とかするとか、そういうことは考えていないのでしょうか。その辺もう1回お聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 先ほども申し上げましたとおり、やはり河川の管理者が第一でございます。河川の管理者にお願いするというふうな第一義的でございます。その要望につきまして、可能な限りやはりこちらでも継続して要望していくというふうな形をとるというふうなことでございます。その辺につきましては、やはり地元の方、皆さん方のお力も必要かと思います。その辺につきましては、行政だけではなくて皆さんからの声もいろいろ拝借しながら県のほうに要望していきたいというふうに考えてございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 県というふうに課長言いますけれども、やっぱり地域住民の安全・安心を考えて行政はやっていくというふうに私は思っていますけれども、県に任せても何もしないということではやっぱり新庄市としてもそれでいいのかというふうに私は思いますけれども、もう少しアクションを起こしてほしいと思いますけれども、その点どういうふうに考えているのか。

それから、今回がんばる地域交付金というのを国から交付されていますけれども、これを充当することは無理だったのでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 私どもの要望そのものについても、例えばこちらで道路、河川等要望がございます。その中で、ただ優先順位を上げるというふうなことが1つ考えられるわけです。ただし、やはり県もその予算の中、最上総合支庁管内の予算の中で対応するというふうなことで、非常にやはり地区の皆さん方を思うと歯がゆい思いをしているというふうに感じてございます。やはりその要望に関しても優先順位等を上げるというふうなことで、これからも要望については粘り強くやっていきたいというふうに考えてございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今、私お聞きしたのはがんばる地域交付金について、返事なかったのですけども、その点お願いします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま、がんばる地域交付金、このたびの9月補正で計上しております交付金に関して、ただいまの橋の撤去に関して充当できないかというふうな御質問でございます。

このたびのがんばる地域交付金につきましては、いわゆる地方自治体の負担分を国が市の単独事業に対して援助する、概略を申しますとそういう形になります。ですからこのたびの9月補正におきましても、テニスコートの改修事業、神宝荘の整備事業等に充当させていただいておりますが、このたびの今お話に出ておりますいわゆる橋の撤去に関しましては、先ほど都市整備課長がお話しされましたように、いわゆる起債充当がいずれは可能であろうというふうなまず条件もございます。ですから、いわゆる必要性の順番としては全くその財源を持たない、市単独事業を優先してこのたびはがんばる地域交付金を充てたと。まず1つがその考えでございます。ということで、このたびの充当先につい

てはそういう考えでさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 私、総務省にちょっとお聞きしました。そうしたらそれはやっぱり可能だということでしたので、いずれにしてもこのままの状態では地域住民のまず安心・安全は守れないと思われまますので、早急に解体撤去することをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

それから、もう一つ、これから公共施設が老朽化を迎えているいろいろ更新されると思いますけれども、その順番でいきますと、その今の泉田橋が一番最後になってまたそのまま残されるという心配もありますので、そういうことのないようにまず早急に解体撤去されることをお願いして次の質問に移らせていただきます。

次は、2番目の新庄まつりについてちょっと質問してみたいと思います。

ことしのまつりの特徴として、各町内でも頑張ったと思いますけれども、華やかさがあって今までよりも各山車が華やかであったというふうに私は感じましたけれども、それにあわせて山車の制作費も増額されてくるというふうに考えますけれども、数百万円という制作費について、これから人口減少が続きますけれどもこういう社会においてこの金額を捻出するのは大変なことだと思われまます。市のわずかな助成では今後成り立っていかないのではないのでしょうか。企業の協賛も今後必要になってくるのではないかと私は思われまますけれども、今まで企業の協力なしで町内の住民が頑張ってまつりを盛り上げてきたことは新庄市の誇りだと思いますけれども、100万人というふうな夢というか構想の実現のためには、今は転換期に差ししかかっていると思いますが、どのように考えるかちょっとお聞きしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄まつり、ことしも天候に恵まれたということもございますけれども、52万5,000人という大変なにぎわいでございまして、本当に宵祭りは人通りもすれ違うこともできないほどたくさんの人からおいでいただきまして大変盛況だったのではないかなというふうに考えております。

御質問の内容につきましてですが、新庄まつり百年の大計ということで計画をしておりますけれども、やはりその中では曜日の問題とか、財源の問題、それから今はまつり委員会ということで主催していることを実行委員会組織でできないのかといったことが課題として計画されているわけです。やはりその辺はこちらとしても課題の中に入っております、まず一番最初に曜日の問題とか財源の問題とかにつきましては、あるいは後継者の問題につきましては、今のまつり委員会組織では団体の意見は聞いてはおるんですけれども、やはり目先のそのまつりをどう運営するかということに話が向いてしまいますので、やはり実行委員会組織できちっとした部会を整備しながら話を吸い上げてだんだん上のほうに上げて討論をするという組織をきちっとつくらないとまずいというふうに認識しております。できれば来年260年ということですので、来年の実行委員会をつくるということで、そして組織討論の場をきちっと設けて話を進めていきたいというふうに考えております。

まつりの運営費の問題も当然市としても、後継者の育成も含めて大変な重要な問題だと思っておりますので、その実行委員会の中でも話し合いをしながら今後負担金の増についてはやはり検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） ことし私、五所川原の立佞武多に見学行ってきましたけれども、ことしの人出は104万人だったそうです。ただ、8月4日から8月8日までの5日間での集客数ですからちょっと新庄市とは違います。それでも昨年よりは30万人減少したそうです。減少した理由というのが、天候がよくなかったことと、曜日が月曜日から金曜日までだった、土曜日、日曜日が入らなかったってそういうことが主な原因のようでした。新庄市も100万人という構想を実現するためには、曜日とかそれから日数とか、今までのただやり方だけでは100万人というふうなこれ以上の人出の伸びは無理というふうに私は考えますけれども、その点についてどのように考えてやっていくつもりなのか再度お聞きしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 県内の祭りにつきましては、大きい祭りとして山形の花笠、あるいは村山の徳内といった祭りがあるわけですが、天候ということもあるんでしょうけれども、最近はだんだんと減少傾向にあるというふうに聞いております。ただ、その中で新庄のまつりはだんだんと人がふえているねというふうな話をよく耳にいたします。曜日の問題とかございましたけれども、やはり新庄がだんだんその人がふえているねとかという評価をいただいているということには、やっぱり伝統をある程度きちっと守ってやっているということがあって長く続いているということにもなっていると思います。

確かに先ほど申しました百年の大計の中での課題として曜日の設定の問題等もございますけれども、やはりそこは歴史を重んじていくのか、それともその商業ベースに乗っていくのかという瀬戸際ではあると思うんですが、今まで曜日

を変更したりしてうまくいったという話は余り聞きません。新庄のまつりも曜日を変更したことが、相当前だそうですねけれどもあったそうですねけれども、すぐに元に戻ったというようなこともございますので、その辺を考えながら先ほど申しました実行委員会を組織しながら検討していきたいというふうに考えております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 課長の話ですと、今までの伝統を守って日にちも変えない、今までのままでやっていくというふうに受けとめましたけれども、ただ100万人という構想を立てていくとするなら、やっぱり100万人を目指していくのか、ただ今までの伝統をただ守っていけばいいというのは、ちょっとどちらのほうをとるのか私はちょっとわかりませんけれども、企業の協賛なんかも別に考えないで今までどおり市民で頑張るって。ただ、今この人口減少社会において大変な税収も減って市も大変だと思いますけれども、もう少し助成とかそういうふうなことも考えていかないとやっぱり100万人というのは無理だと思いますけれども、その点について再度答弁をお願いしたいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 やはり財源の問題で、寄附金とか民間からの資金を受け入れるということについては、やはりまつりを財源を安定化させるためにはそれは必要なことだと思います。ただ、青森のねぶたのようにもうまるきり企業の協賛金等で、作り手ももうプロだといったようなそういう新庄まつりというのは、個人的にはそういうふうに持っていくと余り将来的にはよろしくはないのではないかとというふうに考えているところです。いずれにしても、社会資本の整備といいますか、道路とか駐車場の整備とかも必要です。それ以上に、やっぱり後

継者の育成といったことが大事だというふうにも考えておりますので、実行委員会等で話をしながら今後検討をしてみたいというふうに考えております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 商業ベースは考えないというふうなことだと思いますので、今までのとおりで頑張っただけから100万人誘客実現のためにいろんな方策を考えて実現するということだと思いますので、頑張っていただきたいと思います。

次、1番目の地域おこし協力隊についてちょっとお伺いしたいと思います。

この事業は、総務省で始めたんですけれども、大分前から行っていて私も2年ぐらい前に十日町市に行ったことがありますけれども、そのときは地域おこし協力隊の方がちょっといなかったんですけれども話は伺うことができて、市の担当者の説明しか聞くことができなかったんですけれども、当市としてはこの地域おこし協力隊につきましてどのように考えているとか、さっき市長の説明がよく詳しく具体的にどういふにかはちょっとよくわからなかったんですけれども、地域資源の開発とか伝承野菜とかいろいろな話がありましたけれども、将来的にどのような、地域おこし協力隊をどのように持っていくのかその辺のところをもう1回ちょっとお願いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域おこし協力隊ということで、総括的な部分になりますので私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

生活支援から始まりましてさまざまな産業、地場産業への応援等々、伝統文化、地域のさまざまなその資源を用いながらその地域に対する刺激をいただいて、都会からの発想もあるいは

感性として刺激を受けた中で地域協力活動というように行っていきたいというところがこの趣旨でございますので、都会の方々からの受け入れをさまざま他の町村のいいところ悪いところというようなものを、こちらのほうで調査もした中で導入ということで踏み切ったわけでございますが、今後ともそのメリットを生かしながら、あるいはデメリットが出るとすれば改善を図りながら事業の定着、協力隊員の定着、定住化というようなところも含めて少し期待値を上げてやっていきたいというふうに思っております。したがって、採用の仕方につきましてもできれば年度当初からというような単位でやってまいりたいということも含めながら、今新年度に向けた形の中で全庁的にこの協力隊の採用というようなことについても各課のほうで意識を高揚していただくために、うちの課のほうからも発信しているというようなところでございます。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今回まだ始めたばかりですけれども、この地域おこし協力隊員をどの地域に配置というかそういうふうに考えているのか、それともただ市内に置いて全体的なものを見てもらうのか、そのようなところはどうかというふうに考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域的な配置というふうなことも今ございましたが、各市町村をさまざま見てみますと、その活動内容に応じてさまざまなのでございます。したがって、その特質を踏まえながら協力いただける活動の性質というか、あるいはその目標というふうなものも見据えた形の中で設定すべきであろうというふうに思います。したがって地域に特定し

て張りつけるというようなやり方、あるいは各地域で要請があれば出向いていけるような形、さまざまあるかと思いますが、その特性に応じた形の中で配置すべきその効果性で判断していかなければいけないというふうに思っております。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） この地域おこし協力隊員ですけれども、年数といいますかどのくらい、何年ぐらいになったら地域に配置するというか、どういうふうに考えているのか。それから、将来定住に結びつけるというふうに考えているように思いますけれども、その点市としてはどうかというふうに考えているのか、もうちょっとお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 最初のほうの御質問でしたが、一応総務省からの財政措置、この条件といたしましては3年間というふうなことでございます。その後の配置というふうな部分につきましては、措置はないというふうな形になります。

定着、定住の方向性につきましては、財政的な絡みもあるんですが、一番は本人のほうの意向なのであるということ、この地域でのその活動をもとに、ここにいわば骨を埋めるような形でも定住していきたい、あるいは婚活などの契機で定住化というふうな方向に結びついていくというふうなことも考えられます。あるいは首都圏、政令指定都市に自分の生まれ育ったところがあるわけですので、そちらの方々とのそのコミュニケーションのとり方によっては交流のほうにつながっていくというふうなことも考えられますし、定住化に向けた切り口はさまざま期待される面があるかと思いますので、今はこのような形で、このような方策であるべ

きというようなどころまでは考えておりません。各市町村におきまして、同じような形でございまして、定着を図るためには自治体として採用試験を受けるというようなどころも結構見えるようでして、あるいは定着のほうに結びついてなく各地域に渡っていくというような形もあるかと思しますので、本人と地域とのかかわりの中でそれは自然に出てくるであろうと思います。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） 今の話ですと、3年間という年数ですけれども、3年であと見放されるということになるという、その採用された方も大変だと思いますけれども、それ以降については市としてはどのように支援していくか、その方が定住、定着というか考えようについてはその3年間だけではちょっと足りないと思いますけれども、その点については市としてはどのように考えているのかちょっとお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 単身で入ってくる方ありますので、自治体のかかわりというようなのが非常に大切になってまいります。地域とのかかわりも非常に大切になってまいりますので、コミュニケーションをとること、これが一番。あとは、他市町村との交流、同じ協力隊員との交流、こういうようなことも図ってまいります。

それで、定着化のほうをぜひぜひお願いしたいというふうなことでございますが、やはり選ぶのは協力隊員というようことになります。見放すという今言葉が出ましたけれども、自治体が見放されている場合もあります。ですから3年間の中で、別のところに移っていくというような方々もいらっしゃると思います。したがって、新庄市のその地域、この特性を本人も将来

性を感じてもらいまして、新庄のこの城下の中で一緒になって生きていきたいというような方々については当然残っていただけるというような形になるでしょうし、特に地域活動というようなものを進めていく上での同胞を得るというようなことの中で、特段その方への支援というようなものについては現在のところは考えてございません。

7 番（奥山省三議員） 議長、奥山省三。

小嶋富弥議長 奥山省三君。

7 番（奥山省三議員） わかりました。その地域おこし協力隊の方に地域を知ってもらって、地域の人のつながりを持って将来的には定住してもらおうことを、この事業が芽を出すことを希望いたしまして以上質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

石川正志議員の質問

小嶋富弥議長 次に、石川正志君。

（5番石川正志議員登壇）（拍手）

5 番（石川正志議員） 絆の会の石川でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、発言通告書の訂正をお願いいたします。申しわけございませんが、左側4つ目の丸印、「新庄市公共下水道認可事業区域」とありますが、これを「新庄市公共下水道事業計画区域」に変更をお願いいたします。

それでは、通告書に基づき質問をさせていた

できます。

新庄市では、生活排水の処理として公共下水道、農業集落排水、そして合併処理浄化槽の3つの方法で市内全域をカバーしております。新庄市公共下水道事業計画では、第1期から第4期事業認可区域まで順次整備され、ようやく第5期認可区域が整備されているようですが、果たして県全域生活排水処理施設整備基本構想にあるような泉田川以北まで公共下水道の計画が現実的なのかという疑問を持ちました。これまでの公共下水道布設の原資として国家補助金に半分依存しているため整備がわずかずつしか進捗しないことと、仮に国道13号線沿いに本管布設工事を行った場合、想定される受益者の数が市街地と比較して少ないため費用対効果が望めるかというのが理由でございます。

あわせて、本合海地区は県全域構想によれば農業集落排水の計画になっておりますが、現況はどうなっているのか。また、農業集落排水や合併処理浄化槽などは生活排水処理の補助メニューに位置づけられていると思いますが、その他の例えばコミュニティプラントという考えはこれまで計画を立てる上で検討されてきたのかをお伺いいたします。

「水一滴きれいに使うその気持ち、小さなことから始めよう」、市役所庁舎正面に市内の小学生の標語が記載されております。生活排水処理の目的は、快適で安全な生活や美しい自然環境を守っていくことです。これは市民の生活の暮らしの質の向上に直結することから、新庄市に暮らす人々がひとしく享受されるべき公共的なサービスであると思います。認可区域に指定されても公共下水道工事を待ち続ける市民も多くいる状況で、さらに遠くに住む市民は一体いつになったらサービスを受けられるのでしょうか。よその自治体では、合併処理浄化槽の整備により力を入れ、時間的な不公平感を是正しているところがあると聞いております。新庄市と

して、合併処理浄化槽整備をこれまで以上に推進していく考えがあるのかお尋ねします。

仮に時間的な不公平感を是正するため、県全域生活排水処理施設基本構想を根本的に見直し、コミュニティプラントや合併処理浄化槽など浄化施設の分散を図った場合に、公共下水道の計画が縮小されますが、これまで交付されてきた補助金の返還などは想定されるのか伺います。

また、合併処理浄化槽整備を推進していく考えがあるとするならば大きな壁が想定されます。

質問項目の2番目、3番目になります。

1つは、自己負担の問題です。公共下水道の受益者負担は受益地面積に単価420円を掛けた金額、すなわち仮に宅地面積が約100坪の場合13万8,800円になります。一方、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を活用した場合、5人槽で約100万円の設置工事費がかかるとすれば、上限の35万2,000円が補助されることから自己負担は64万8,000円になります。また、農業集落排水の場合、受益者負担はおおむね30万円弱となっておりますので、制度の違いこそあれ合併処理浄化槽の自己負担額が多いということがわかります。また、設置後の維持管理費は合併処理浄化槽の場合点検保守や清掃が義務づけられているため、年間最低でもおよそ3万9,000円かかります。初期経費における受益者負担と自己負担の格差を是正する必要があると思いますが、補助金の新庄市負担分をかさ上げするなどして、自己負担の軽減を図る考えはあるのか伺います。

2つ目の課題ですが、現行の制度では合併処理浄化槽設置整備にかかわる補助金は原則公共下水道と農業集落排水の計画区域である場合、その恩恵を受けることができません。計画区域であっても補助の対象となるような方法がないのか伺います。

次に、雪にかかわる質問です。

残念なことに昨年度も大雪に見舞われ、新庄

市の除排雪に係る経費も7億5,000万円を超えました。昨年12月定例会では、雪処理にかかわる条例の件で一般質問させていただきました。早速職員を青森市に派遣していただけたとのこと、またあわせて市道の除排雪に関しては多くの市民の方々からお褒めの言葉を頂戴していることはありがたいことであると思います。

さて、新庄市では生活道路の除排雪経費を補助する名目で、ほかにも消雪道路整備に係る補助や、除雪機購入に係る費用への補助が予算として計上されておりますが、このたびは新庄市生活道路排雪事業費補助金に関して議論したいと思います。

通告書にあるように、平成25年度決算ベースで見ると、予算100万円に対し12件の申請で支出された金額が32万9,000円となっております。言いかえると、せっかく市長が市民生活向上のために組んだ予算の7割弱が使っていただけなかったことになります。制度自体に問題があるのではないかと疑ってしまいます。

新庄市の生活道路と言われる部分は、総延長で42キロ、市道除雪が223キロですから約5分の1になります。生活道路沿線の市民の中には、自助、互助の排雪を行っており、公助までいかないケースもあると伺いましたが、先ほどの12件にかかわる市民の皆さんは多額の自己負担をしている現状にあります。市道と生活道路を全く同じに考えるのは無理ですが、雪と闘いながら暮らしているという観点では同じです。

そこで、生活道路沿線に住んでいる市民から一定の負担はいただきながら、道路の排雪は新庄市で行うような制度設計や、自己負担軽減を図るために補助金交付にかかわる算定根拠の見直しはできないものか伺います。

大きなくりの最後の質問になります。

あえて山尾市長に苦言を呈することになりますが、人口減少社会に対応する上で民間活力を増進することや、交流人口を拡大させ一定の経

済効果を得るための政策の一環として、そば祭りなどのイベント開催や外国人誘致のためのインバウンドの事業が行われてきました。これらの施策の趣旨は私も理解し予算審議において賛成してまいりました。しかしながら、行政の役割を改めて考える場合、新庄市で暮らす市民生活の満足度を少しでも上げていくことが最大の責務ではないかと思います。

例えば、これまで実施されてきた新庄節大会などのイベントはできる限り民間主導型へ移行した経緯がある中で、そば祭りなどは職員が率先して実施されております。準備を含め数日間職員はイベントに主体的にかかわることになり、新庄市の農林行政をどうしていくのかといった本来果たすべき業務の遂行に支障が出るのではないかと不安でおります。

また、国レベルで観光立国という観点で、これまで以上に外国人誘致をどうしていくのが騒がれておりますが、果たして我が新庄市の場合効果があるのか疑問が残ります。

去る3月定例会予算委員会におきまして、同僚議員の中からインバウンド事業のこれまでの効果の検証、または事業目的の設定が不十分なのではといった議論があったことは記憶に新しいところであります。限られた職員と限られた予算の中で、いつかは効果が期待できる事業から市民生活向上に直結する事業を優先させ、思い切った予算を充当させてはいかがですか。市民により寄り添った政策への転換について、市長がどのように考えておられるのかお伺いして壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

初めに、新庄市公共下水道事業であります、

生活排水処理施設の効率的な整備を推進するため、その整備事業を所管する農林水産省、国土交通省、環境省の３省の共同通知に基づき山形県が策定した県全域生活排水処理施設整備基本構想と整合を図り計画しているところであります。現在は、人口減少や高齢者世帯の増加など社会情勢の変化により、今後の生活排水処理施設の整備に影響があると判断し、平成23年３月に第２次県全域生活排水処理施設整備基本構想の改定版が策定されました。現構想も平成27年度で満了することから、来年度次期構想を策定する予定となっておりますが、今年度新たに３省統一で作成された都道府県構想策定マニュアルに基づき、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ県と協議し、整備区域や整備手法について事業期間も考慮し計画していきたいと考えております。

また、本合海地区におきましては、平成21年度に意向調査等実施しておりますが、事業着手までには至っておりません。これまでの基本構想は合併処理浄化槽、農業集落排水、公共下水道の整備手法に絞った建設費と維持管理費による費用比較に重点を置いた整備計画でありましたので、その他補助メニューについて具体的な検討は行っておりません。３省が所管する各種污水处理施設の整備には、全国の多様な地域のニーズに応じるためさまざまな補助メニューが用意されております。時間的な不公平感を是正するためにも、早期整備に係る時間軸の観点も盛り込むなど、弾力的な整備手法を次期構想に反映していきたいと考えております。

また、懸念される補助金の返還等についてありますが、管渠や処理場の施設設備に関して逐次全体計画を見直し、かつ整備区域の拡大等に合わせ実施しておりますが、処理場の建設用地につきましては当初全体計画に基づき先行取得しております。計画区域の大幅な縮小に伴い不要となる建設用地におきましては、その他関

連施設等による有効利用を図るか、または売買等の土地処分により補助金返還を行うなど、適正化法等にのっとり適切な処理が必要となります。

合併処理浄化槽の整備推進につきましては、上下水道課において下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備目標として策定しております第２次山形県全域生活排水処理施設整備基本構想を踏まえた上で、環境課においては廃棄物の処理及び清掃に関する法律により平成23年１月に策定しました新庄市の一般廃棄物の処理に関する計画、いわゆる生活排水処理基本計画に基づき整備を進めているところであります。

具体的には、下水道事業計画区域以外等の地域住民に対し平成23年度から平成27年度までの５年間、国の交付金を活用しながら下水道と同等の処理機能を持つ合併処理浄化槽設置に伴う工事に要する費用を新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金として交付しながら事業を進めております。平成27年度には、山形県全域生活排水処理施設整備基本構想及び生活排水処理基本計画とともに新たに策定する時期になっております。

議員より御質問のありました集合処理施設コミュニティプラントという考え方も含め公共下水道農業集落排水について、未整備となっている地域を対象として設置費用や維持管理費などを総合的に比較検討を行い、さらに地域の実情や住民の要望なども十分勘案し地域に合った適切な生活排水処理施設を選定して進めていきたいと考えております。

昨今、人口減少、高齢化世帯の増加、国の予算が縮小するなど大きく変化していることから、これまでの合併処理浄化槽設置整備の進捗状況からさらなる整備を促進していくためには、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽が連携して整備していく必要性を強く感じていると

ころであります。近年の社会経済情勢の変化に対応して、国におきましてはより効果的な合併処理浄化槽の整備を推進しており、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽と各事業間で融通可能な交付金として国の支援につきましても整備が進められてきているところであります。これらを精査しながら、河川等の水質汚濁を防止するとともに良好な水環境の保全を図り、市民の快適で文化的な生活志向に応えるという観点から、合併処理浄化槽設置整備事業の計画を進めていきたいと考えております。

次に、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付に伴う補助のかさ上げについての御質問であります。現在この補助金交付につきましては、国の循環型社会形成推進事業費交付金を活用しながら、平成23年度から平成27年度までの5年間、個人設置型としての合併処理浄化槽設置整備事業を進めているところであります。

補助金額につきましては、合併処理浄化槽設置に要する費用の額の10分の4に相当する額を補助金の額とし、人槽ごとに限度額を定めているところであります。

補助金の額の内訳としましては、3分の1が国交付金、3分の2が市補助金によるものであります。仮に設置に要する費用が100万円とした場合は10分の4に相当する額を補助金の額としておりますが、5人槽であれば35万2,000円の限度額とし交付をしていることから、64万8,000円の自己負担額となります。県内におきましても、本市と同じ個人設置型として補助金を交付しているところでは、国で示す5人槽の補助金基準額35万2,000円を大きく下回る市、5人槽と6から7人槽の人槽による区別をせずに一律35万円を補助金額としている市も見られ、またかさ上げを行っている市についてはその対象を一部地域に限定し実施している状況であります。

なお、山形県におきまして水環境の保全と浄化槽設置者の負担を軽減するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に際し、平成24年度から平成27年度までの4年間に限り全額県費補助制度「浄化槽水環境保全推進事業」を行っております。本市におきましても、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請の際、この県費補助事業を活用し該当する場合は上乗せとなる申請及び交付手続を行っているところであります。この県費補助制度を利用した場合、5人槽では補助上限額については16万円となっております。先ほど例を挙げました5人槽の自己負担額におきましても、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換した場合、自己負担額は64万8,000円から48万8,000円となります。この上乗せとなる補助制度につきましては、自己負担額の軽減はもちろんのこと水環境の改善に効果的であり、平成28年度以降も各市町村において希望しているところであります。

1 基当たりの補助金額のかさ上げを行い、自己負担の軽減を図り水環境の改善を推進していく方法もございます。しかし年々国の交付金が減っている現在、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図りながら、より広く市民の方々が新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金を利用し、1基でも多くの浄化槽を設置することができるよう設置基数の確保により生活排水の改善を優先とした合併処理浄化槽設置整備事業を進めている状況ですので、何とぞ御理解賜りたいと存じます。

生活排水処理基本計画の策定の見直しの際、補助金の額やコミュニティプラントも含め、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規程につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽の補助対象地域についての御質問であります。新庄市合併処理浄化

槽設置整備事業費補助金につきましては、さきに御説明しましたとおり国の交付金を活用し事業を進めているところであります。また、下水道事業計画区域においても国の交付金によることから、国庫補助事業実施要綱では合併処理浄化槽設置整備事業と他の事業間における国庫補助事業の二重投資を避けなければならないとなっております。

以上により、新庄市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付規程において、補助対象地域を規定しているところであります。補助対象となる地域を、新庄市公共下水道事業計画及び新庄市農業集落排水処理施設計画区域以外の新庄市全域とするとしております。しかし、下水道事業の計画や農業集落排水処理施設の計画はあるものの当分の間整備実施予定のない区域について、国の交付金において補助対象地域としていることから、環境課におきましても上下水道課と農林課と調整を図り、当分の間整備実施予定のない区域については補助対象地域としているところであります。

先ほど御質問にありました本合海地区につきましては、当分の間農業集落排水処理施設の整備実施予定のない区域として合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付の補助対象地域としております。

次に、生活道路の除雪につきましてですが、353カ所の申し込みを受け付け、延長約42キロにわたり除雪を行っており、平成25年度に生活道路の除雪に要した経費は7,500万円程度となっております。また生活道路排雪補助金制度は、生活道路の雪捨て場の機能維持を目的として創設させた制度であります。創設に当たっては平成24年度に実施しました生活道路排雪実態調査をもとに、豪雪年度に排雪に要する費用の軽減を目指し制定されたものであります。平成24年度においては、豪雪にもかかわらず創設当初でもあり8件のみの申請のため平成25年

度においては市ホームページ、広報紙はもとより生活道路の除雪申請者に個別に説明を行い、補助制度の周知徹底を図ってまいりました。結果として平成25年度は12件の申し込みがあり、32万9,000円の補助金を交付しております。

制度の検証に関する御質問ですが、この制度は発足し2年と浅いためまだ十分な検証数が得られていない状況にあります。豪雪年度には今後も生活道路の除雪申請者に補助制度のなお一層の周知を図っていくとともに、利用者の意見を伺いながら実態の把握に努め、適切な算定根拠をもって住民の利にするように検討してまいりたいと考えております。

最後に、市民生活に寄り添った政策への転換についてであります。常に市民生活に寄り添った政策をしているつもりであります。その中における中で市の役割としては、先導的な役割、市民と協働していく役割、さらにはその活躍を支援する役割があると思います。議員のおっしゃる今取り組んでいるイベントやインバウンド事業など見えにくい事業であります。市が先導的に役割を果たしいずれ民間に譲り上げていくという、今そのスタートの段階だというふうに御理解いただければありがたいというふうに思います。

私が考えたまちづくりの基本理念の一つである「人行きかうまち」の実現に向けて、確かにさまざまなイベントや事業を実施し交流人口の拡大を通して地域の経済活動を高めてまいりたいと考えております。社会的な要因や財政的な要因などに施策の優先度は変わってくると思いますが、それぞれのイベント、事業ごとに特色があることから、一つ一つを評価改善した上で今後も歴史文化、自然や食などの地域の観光資源の発掘、魅力を発信し活力あるまちづくりにつなげるため、多様な交流の中で新庄市のファンをふやしていきたいと考えています。

優先度の見直しにより、職員や予算を新庄市

で暮らす市民生活の満足度を引き上げる政策に行政の力を注ぐべきだという点についてですが、今年度は市政運営の基本方針である新庄市まちづくり総合計画の10年の計画期間の4年目になります。今後はこれらを評価、検証するとともに、後期の実施計画の策定に向け後期5カ年の方向性を検討していきたいと考えております。

特に、まちづくり総合計画の基本指標である人口は、将来推計として大幅な減少が予測されていることもあり、人口減少対策の骨子として産業振興による雇用の拡大、子育て環境の充実、安全な生活環境の向上などの定住人口の増加に向けた施策と合わせ、交流人口をふやす施策の効果的な推進に今まで以上に市民や地域、団体、事業者などの皆様と協働して取り組んでまいり所存であります。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 前半の生活排水処理をどうするのかといったところの計画、非常に前向きな答弁をいただいたとっております。つまり、これまでのただの事業費の比較ではなくて時間軸、より早期に市民の皆様にサービスを楽しんでいただくために策定するというふうにとりましたが、そのように理解していいわけですか。

高橋 弘上下水道課長 議長、高橋 弘。

小嶋富弥議長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 ただいま市長答弁にもありましたように、今後の生活排水処理設備の整備につきましては、山形県が来年度策定しております次期構想に基づきまして地域のニーズを踏まえて整備区域、整備手法、また時間軸等を考慮しまして今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 市長答弁の中でも、これからどうするのかといった点で恐らく各課の連携と、恐らく補助メニューとしての合併処理浄化槽を推進していくというお考えなのかなと推察しますが、例えば合併処理浄化槽、一般常識で考えますと、今はちょっと詳細わからないのでお伺いしますが、例えば処理した水を流すところがあって初めて合併処理浄化槽の設置ができるのかと私は今捉えておりますが、間違っていたらまた御指導いただきたいのですが。例えばそうするとですね、宅地に合併処理浄化槽を設置すると、ただそこには排水すべき生活排水あるいは道路側溝が果たして合併処理の排水していいか悪いかは別なんです、そうした場合どうしても環境課、当然計画練るのは上下水道課でされると思いますけれども、そのほか都市整備とか総合政策まちづくりの観点まで考えないといけないという観点から、各課の連携をどのように図っていくのかということで、総務課長、お考えがあればお伺いしたいんですけれども。

高橋 弘上下水道課長 議長、高橋 弘。

小嶋富弥議長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 各課の連携というような話でございましたが、歳出処理の施設整備につきましては、農林省、国土交通省、環境省等さまざまな補助メニューがございます。しかしながら、まちづくりという観点もございます。したがって、環境課、農林課、都市整備課等々新庄市の各課と連携を図りながら整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） わかりました。

続きまして、今どうしても公共下水道でいきますと受益者負担、平均的なところで壇上からも質問いたしましたけれども16万ちょっと。そ

れで、仮に今市長答弁にもございました県費の補助をいただいた場合に、16万円の部分かさ上げしたとしても自己負担額が48万8,000円と、事業費100万円というところを別にした場合、半額が自己負担となると。公共下水道の受益者負担が16万円である。また、これまで行ってきた農業集落排水が地形で高いところもあるんですが、おおむね30万円を切っているという状態の中で、合併処理浄化槽の自己負担48万8,000円ですから、いささかまだ格差があるのではないかなというように思いますが、これ確認です。合併処理浄化槽、これまでの設置するために補助金つくっておりますけれども、そのやはり市のかさ上げ部分は難しいというように捉えていいわけですか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 合併処理浄化槽の設置に対する補助金の市独自のかさ上げということだと思います。

御承知のように先ほど市長からありましたように、かさ上げをして水環境の改善を促進させるという手法と、それから現在行っておりますように現行の補助金の交付によりまして設置基数をふやして水環境の改善、生活環境の改善というふうな2つがあると思いますが、予算もありますし現行の中で新庄市はそれを選択しているということでございます。

なお、今後の計画策定につきましては、その辺も検討して検討したいというふうに考えております。以上です。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 全体的に本当に非常に前向きな御答弁をいただいた中で、余り聞くとイヤになるんですけれども、例えば大きくくりとしての新庄市の生活排水の処理をどうやっていくのかということが、来年度から入る。

恐らく28年度から計画に沿った新庄市はどうしていくのかということが開始されると思うのですが、その内容まで私は踏み込むつもりはございませんが、例えば公共下水道処理あるいは農業集落排水といった場合には、これは地元が恐らく3分の2以上まとまった場合として考えられても、本管設置という工事費があります。合併処理浄化槽の場合は、排水は先ほど話しましたが別として、それぞれの宅地の中で自己完結型であるというところですけども。例えば、じゃあ今公共下水道から計画が見直しされた場合、私のところはどやっていくのやといったときに、例えば、合併処理浄化槽が10基ぐらいまとまったというような場合、本管工事部分この事業費が浮くわけですよ。ですからその辺を、例えばモデル事業みたいなところに、どの地域とはいいませんが、そこにモデル事業的なもので行って28年度から実施されるであろう新しい制度の効果を検証する試験的なものはやるお考えは今のところありませんか。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 合併処理浄化槽の集団的な設置ということと、それから公共的な農業集落排水事業、それから公共事業下水道ですね、その辺の部分で合併処理浄化槽の供用部分に公共的な部分の投資をということかと思います。これについては、ただいま提案という形でお話をいただきましたので、どういう手法でそれがかなうか、来年度の生活排水処理基本計画の策定の中で検討しながらできる限り時間軸を縮めるような水排水処理ということで検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） それでは、雪のほうにいきたいと思います。

課長、これ平成25年度の12件のあった申請、

仮にもし新庄市が全て負担したとすると、事業費いかほどのあれか算定してございますか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 申請のあった12件というふうな形になりますけれども、事業費総額にすれば171万3,000円というふうな形になっております。実際、その額が全体の事業費でございまして、申請1件当たりというふうな形になりますと負担額が11万5,000円と。さらに、例えば1戸当たりというふうな形で利用しますと、戸数に割り返しますと1万7,300円、補助金を除いた自己負担額が1万4,000円というふうな形、細かく分けるとそういうふうな数字になってございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） この制度に関して明確な市長答弁ありましたように、平成24年度から昨年度で2カ年経過していて、制度そのものの検証はこれからされるということですが、これは生活道路あるいは新庄市の市道といった大きな違いこそあれ、私の知る限りですよ、好き好んで生活道路に皆さん暮らしているわけではなくて、例えばその道路が行きどまりであったり、あるいは道路の幅員が若干規定より足りないということでのいるわけです。壇上からの質問でもありましたけれども、市道に暮らしている方々は全くただで排雪、生活道路で暮らしている方々は自己負担をして新庄市の補助を受けていると。同じ道路という考え方は非常に乱暴なんです、これは今これからまさしく検証されると、これまでどおりのやり方ではないよという答弁いただいているんですが、これもやはりちょっと早目に手を打って、できれば今の仮に12件の申請が来年度もそのままとしたとすると、今課長から御説明あったように170万前後で済むわけですね。全くただということでは

きないですけども、だからその辺をもう少し制度をやわらかい、市民の暮らしに沿ったような要望をぜひお願いしたいなというふうに思います。

また、生活道路を含めまして市道における場合でもそうなんですけれども、排雪というこれは莫大な経費がかかります。排雪場所の確保という観点でお伺いするのですが、空き地等の利用。これまでどのような検討されてきたのか、お伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 私どもといいますか、この地方に住む者にとっては、やはり雪の問題については非常に避けて通ることのできない問題でございます。特に、空き家、空き地の関係につきまして生活道路の隣接関係と地権者というふうな形から排雪場所を借用しているケース、これにつきましては相当数あると認識してございます。市道におきましては、市道除雪に伴う玄関前の置いている雪を各家庭において処理している状況でございますけれども、やはりそのときに隣接地に雪捨て場があると非常に便利だというふうな声は非常に皆さん方からお聞きしてございます。

それを受けましてといいますか、空き地に関してですけども、私どもとしては基本的な立ち位置についてはその情報が入り次第、私たちのほうでお伺いしてその場所について土地が利用できるかというふうな形で、土地の利用者につきまして当たっているというふうな状況でございます。

現在につきましては、箇所数については17カ所ほどになっておりますけれども、今後皆様方の地区から例えば情報をいただきまして、あとそれからもう一つは除雪業者からの情報というふうなことも非常に重要でございます。そういうふうな形で情報がありますと調査いたしまし

て、可能であればお貸ししていただくというふうなことも協力してまいりたいというふうに考えてございます。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 3番目の大きなテーマということで、このたびの定例会の最終日、補正の審議の中でも議論されることとは思いますが、けれども子育て支援、医療費の拡充になりますけれども、これ今期定例会で出されると私わかりませんでしたので、一般質問ちょっと場違いだったような質問をしてしまいました。

冒頭市長答弁にもありましたが、常に市民生活の向上ということには気を配っているという明確な市長答弁がありました。ただ、今申し上げましたように雪問題ですね、これは何回も繰り返しになりますが171万円を新たに新庄市が出すというのは、極めて乱暴な方式でとったときにも、私たち議員がここで要求すればするほど予算の規模がふえていく、結局は定住促進ということにつながって将来の新庄市のためにはなるのかなとは思いますが、これ定住促進ということで私も申し上げておりますけれども、乱発していったら新庄市の財政大変なことになると。一方、市民のニーズを酌み取り、じゃあ除雪費を、生活等に係る部分170万新たなこれまでの予算100万円から70万かさ上げして市民のニーズに伝えていくという、例えば政策転換図った場合、これこのたび冒頭で財政課長のほうから25年度の決算ベースという流れで経常収支比率が9割に近いと、89%という御説明あったように非常に窮屈な財政の中で、これまでやってきたところの見直し、つまり事業の優先度を変えて新しい部分に取り組んだもの、あるいはかわりにどこか事業を見直しとか削減しないといけないんじゃないかなと。これ財政課長、このような観点で何かございますか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま経常収支比率ということに関しまして、将来的ないわゆる市の補助のあり方、もしくはその市の政策の選択についての御質問かと思われま。

25年度決算におきまして、一定程度の改善した数字にはなったというところではございますが、冷静に見ますと市段階でまだ中段階、もしくはその類似団体と比較しましてもやや落ちるというふうな財政状況でございます。という現状でございますので、一気にかじをいわゆるその右方向に持っていくというところにはなかなかないだろうというふうには思っております。

ただ、現在今までのその財政運営の取りまとめをしております、来年から5カ年の中期財政計画というふうになるかと思われまますが、一応現在数値を入れながら各課の要望をいただきながら策定中でございますけれども、その中の一つの大きな課題としてはやはりその財政構造の弾力性を確保していくということが一つの課題です。もう一つとしては、いわゆる財政運営を安定して継続性、いわゆるそのぽっきり折れないような継続した事業配置を行っていくというところが必要かと思っております。ですから、今石川議員がおっしゃっている補助の関係につきましては、いわゆる財政構造の弾力性の確保の部分に該当するかと思われましますが、現在その扶助費、それから補助費につきましては、原則としては抑制の方向で行かざるを得ないだろうと。少子化の流れになりますといわゆる財源がなかなか確保できないという部分が想定されますので、やはりそれに合わせた支出も見直ししていかなければならない。ただ、その中で皆さんが要望されるようないわゆる市民生活に即した事業も展開していかなければならないということであれば、やはり現行の事業を見直し

しながら、いわゆる順位づけしながら優先度を
つけながらやっていくと。さらに、その事業に
ついては臨時的という形になるかと思いますが、
平準化して1年1年ごとに負担にならないよう
な形の財政を想定しているというところでござ
います。

ですから、今まで皆さんからいろいろな御意
見いただいておりますが、基本方針としてはい
わゆる財政計画のための財政計画ではござい
ません。いわゆるその行財政改革、それから一
番大目のまちづくり推進計画を進めていくとい
う立場の財政計画になるかと思われますので、
皆さんからの御意見も踏まえながら財政計画を
策定していきたいというふうに思っています。
基本的には、なかなか厳しい状況にあるん
ですが、基本方針としてはそういうふうな心
がけで計画策定をしていきたいというふう
に考えておりますので、よろしくお願いします。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 3番目の問題で、具
体的な名称まで踏み込んで大変失礼かと思
いましたが、例えば、今市長答弁ではまず
行政が先導していく、あとは民間市民と
協働を図っていくというような流れで、
ホップ、ステップ、ジャンプのうち今
はまだスタート地点であるということ
でしたけれども。例えばインバウンド
などの事業ですね、これは今あと何
年ぐらいでスタートで、検証できる
のはあと何年ぐらいなんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンドの
効果等についての御質問でござい
ますが、事務事業評価ということでは
毎年度しておりますので、それに対
する評価はしておりますけれども、
やはり事務評価では評価できない
評価の部分もございます。この事業
もその事務事業評

価という一律的な今のやり方では
評価できない部分ではあるわけ
ですが、台湾とのインバウンド
事業を始めてまだそんなに時間
がたっていない、これはやはり
人と人との結びつきとか息の
長い事業ではあります。でき
るだけ早く効果があらわれる
ように我々も努力している
ところでございますので、よろ
しくお願いしたいと思います。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） いずれにしろ適切な
検討をされていくというふう
に伺いました。残念ながら、
私ども議員は4年に1回みそ
ぎを受けなくてはならない
ということございまして、
今言った生活排水処理にし
ても事業の見直しにしても
年度をまたぐという。4月
以降も皆様と議論できる
ように期待しながらおり
ますので、よろしくお願い
いたしまして私の質問を
終わります。

小嶋富弥議長 以上で、今
期定例会の一般質問を終
了いたします。

散 会

小嶋富弥議長 ここでお諮り
します。

今期定例会の本会議を明日
9月12日から9月21日まで
休会したいと思います。これ
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと
認めます。よって、今期定
例会の本会議を明日9月12
日から9月21日まで休会し、
9月22日午前10時より本
会議を再開しますので、御
参集願います。

以上で本日の会議を散会
いたします。

御苦労さまでした。

午後1時50分 散会

平成26年9月定例会会議録（第4号）

平成26年9月22日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	高 橋 富美子	議員	4 番	佐 藤 卓 也	議員
5 番	石 川 正 志	議員	6 番	佐 藤 義 一	議員
7 番	奥 山 省 三	議員	8 番	沼 澤 恵 一	議員
9 番	平 向 岩 雄	議員	10 番	小 野 周 一	議員
11 番	小 嶋 富 弥	議員	12 番	清 水 清 秋	議員
13 番	小 関 淳	議員	14 番	遠 藤 敏 信	議員
15 番	下 山 准 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
18 番	森 儀 一	議員			

欠 席 議 員（1名）

17 番 山 口 吉 静 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監査委員 高山孝治

監査委員 佐藤正寿

選挙管理委員会 矢作勝彦

選挙管理委員会 小松孝

農業委員会 浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長 高木勉

主査 川又秀昭

主査 沼澤和也

議事日程（第4号）

平成26年9月22日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 請願の取り下げの件

（決算特別委員長報告）

日程第2 議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

（総務文教常任委員長報告）

日程第11 請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願

（産業厚生常任委員長報告）

日程第12 議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第13 議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について

日程第14 議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

- 日程第 15 議案第 52 号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について
- 日程第 16 議案第 53 号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 日程第 17 議案第 54 号市道路線の認定について
- 日程第 18 請願第 5 号国の農政改革の再検討を求める意見書提出の請願
- 日程第 19 請願第 6 号緊急の過剰米処理を求める意見書提出についての請願
-
- 日程第 20 議案第 64 号平成 26 年度新庄市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 65 号平成 26 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 66 号平成 26 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 67 号平成 26 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 68 号平成 26 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 69 号平成 26 年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 70 号平成 26 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 71 号平成 26 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のうち日程第 18、第 19 を除いたもののほか

日程第 28 議会案第 6 号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出について

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は山口吉静君の1名です。

なお、農業委員会会長星川 豊君より欠席届が出ております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

日程第1 請願の取り下げの件

小嶋富弥議長 日程第1 請願の取り下げの件を議題といたします。

お諮りします。

請願第5号国の農政改革の再検討を求める意見書提出の請願及び請願第6号緊急の過剰米処理を求める意見書提出書についての請願の2件について、請願者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第5号及び請願第6号の取り下げを許可することに決定いたしました。

ただいまの議決により、日程第18請願第5号と日程第19請願第6号を削除いたします。

決算特別委員長報告

小嶋富弥議長 日程第2 議案第55号平成25年度新

庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長伊藤 操君。

（伊藤 操決算特別委員長登壇）

伊藤 操決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの計9件であります。審査につきましては、9月17日と18日の両日にわたり活発な審査が行われたところです。

初めに、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、遠藤敏信委員より認定することに賛成の討論があり、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての5件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決

しました。

また、議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、同じく全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げ、決算特別委員会における審査の経過と結果についての御報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

初めに、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

議案第55号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての7件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号の7件は、委員長の報告のとおり認定し、議案第63号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第11請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願を議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

石川正志総務文教常任委員長 私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、請願1件であります。審査のため、9月12日午前10時より議員協議会室において委員8名全員出席のもと審査を行いました。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願書については、現状確認のため、総務課職員の出席を求め審査を行いました。

審査に入り、委員から、請願の趣旨について、国の動きというのはどういう方向で整備されていくのかというところがわからない中で、これを一自治体の中で議論するというのは時期尚早、立法化するしないは別として、もう少し国の動向を慎重に見定めるべきという意見がありました。また委員から、本当の意味で国民の生命、財産を守るために必要だとすれば、きちんと法制化すべきだという意見がありました。

この法制化に関し、総務課からは、この法制化については、来年1月に招集される通常国会に関係法案を提出することとなっており、今のところ閣議決定したから直ちに集団的自衛権を行使できるということではなく、実態的に法整備が必要だという政府の見解があるという説明がありました。そのほか、この請願を採択すべきであるといった意見はなく、この請願に関して採決した結果、請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願書は全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました

案件の審査の経過と結果についての報告を終わりますが、集団的自衛権に関しては、常任委員会として今後とも国の動向や世論等に対し最大の注視を図っていきたいと考えております。

よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

請願第4号集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願について、質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまの報告の中で、国の生命、財産を守るのであれば必要だという話があったということなのですが、この集団的自衛権というのは、今まで認められなかったわけですね。これまでは集団的自衛権というのではなく、個別的自衛権ということで認められたと思います。その違いをどのように捉えておられるのか。集団的自衛権というのが、国民の生命や財産を守ることにつながると言えるのか。個別的自衛権との違い、そこについてはどう判断されていたのかお聞かせいただきたいと思います。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 12日の常任委員会の請願審査におきましては、佐藤議員も傍聴されていたと思います。ただいま壇上で委員長報告申し上げた以上の議論はなかったと思います。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 集団的自衛権行使というのは、今まで憲法上認められないというふう言われてきました。例えば防衛白書では、1978年以来昨年度まで、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、他国に加えられた武力攻

撃を実力で阻止することは、憲法9条のもとで許容させる実力の行使の範囲を超えるものであり許されないと考えているとはっきり書いてきました。

この集団的自衛権行使というのは、自分の国、日本の国が攻撃されたり、国民の命が危なくなったりしたときにするものではなくて、これは個別的自衛権と言われて、今まではそれは認められてきたんです。その立場はあったんです。しかし、それを超えて今度は他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止する。簡単に言いますと、ほかの人が攻撃を受けてけんかをしているというときに買って出て、その人の敵だと彼がみなしている人を殴ってやるということでもありますから、これは今まで憲法9条で認められないと、憲法9条のもとでは許容される実力の行使の範囲を超えるものだ、と許されないと考えていると言われてきたものなんです。そういう意味で、集団的自衛権行使というのは、国の生命、財産を守るというのではないんです。これを超えたもので、人のけんかを買って出て人をぶんどってやるということなんです。そういう意味で、もう少し慎重に審議すべきではなかったかなと思います。

また、加えて言えば、坂田元内閣法制局長官という人がいますが、この方は閣議決定について、1954年に自衛隊が発足して以来政府が一貫して述べてきた憲法の読み方を根底から変更するものであり不当だと、立憲主義にもとる、歴代政権が当時の縛りとして受けとめてきた9条を葬り去ろうとするものだ。このように述べて、集団的自衛権行使容認というのはおかしいんだとはっきり言っているわけです。

そういう意味で、私は不採択にするのではなく、最低でも継続審査にして、今後とも最大限世論や国の動向を注視していきたいとおっしゃっている、そういう総務常任委員会でありますので、私は不採択というふうにするのではなく

て、もう一度話し合って継続でもよかったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 私ども総務文教常任委員会に今回付託されました案件は、請願書の審査でございます。ですから、先ほど申し上げましたとおり、お答えすることはただ一つ、壇上から報告した以上の報告はできませんので、よろしくお願いいたします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私はそういう意味では審議不足でなかったかなと思うわけなんです。

今まで、戦闘地域には行かない、それから武力行使はしないということで自衛隊が派兵されてきました。それで一人も戦闘地域に行かない、武力行使はしないということでやっても、大変危険な目に遭ってきたわけです。いろいろな名前の爆弾が飛んできたりして、実は自衛隊の中では棺おけを10個程度用意して、死ぬ者が出るだろうということで準備していったということでありました。幸い死んだ人はいなかったんです。危なかった、これは本当に紙一重だったというふうに行ってきた自衛隊の幹部が言っております。

今度は戦闘地域に行く、それから武力行使もするという、そういうことが安倍首相の国会での答弁で明らかになっています。そうなりますとどうなるかというと、まさにアメリカ兵士が受けた状態だと思います。あるいは、アメリカ兵士はどうなったかといいますと、200万人派兵されて、帰国後60万人が心の病にかかり、1日平均そのうち22人が自殺しているそうです。年間8,000人の自殺だそうです。これほど戦闘地域で死んだ人もいたし、心も傷つき、そしてずっとその後遺症に悩まされる若者が続々と出ているということです。そして、一緒に集団的

自衛権行使ということでアメリカと一緒にやった軍隊、ほかの国があるわけですが、その国を見ても1,000人を超えて亡くなっています。

日本の若者が、自衛隊員だけではなく、もしかしたら足りないといって徴兵制になる可能性だってあります。そうなりましたら、自衛隊員及びそうでない若者たちも含めて血を流させられる、そういう事態になるというのが集団的自衛権行使だと思うんです。そういう意味で、そういうことはあつてはならないという、母親として、子供を持つ親たちとして、子供たちがそんなことになってはならない。

現在、今、自衛隊員の親たち、家族たちもすごく不安になっています。最高の体力のある人たちを集めた第1空挺団とかというのがあるんだそうですが、そこに息子が行っているお父さんが言っていました。息子を今まで誇りだと思っていたと。体力もある、頭もいい、だから一番の先頭部隊に選ばれたんだろうと思っていた。ところが、今度集団的自衛権行使になったら、この大事な息子が一番先にやられるだろうと、連れていかれるだろうと、やめたらいいのではないかと訴えたそうです、子供に。そうしたら、子供が友達を裏切るわけにはいかない、仲間を裏切れない、そう言ってなかなかすぐやめるとならなかったということで、自衛隊員の家族もすごく心配しています。

私はそういう世論をよく聞いて、本当は継続審査でやるべきではなかったのか、慎重に審議する立場であるべきだったのではないか、簡単な質疑が足りなかった状態で終わらせてはならなかったのではないかと思います、委員長のお考えをお聞かせください。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 繰り返しのお答えになりますが、このたび私ども常任委員会が預かった案件は請願第4号集団的自衛権行使容認

の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願書、この審査でございまして、拡大した範囲の判断は伺っておりません。繰り返しになりますが、この請願書を採用すべきかどうかといったところでは、採用すべきという意見はなく、全会一致で不採用すべきものと決しました。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 先ほどの委員長報告の中で、集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書の請願審査に当たって、国の動向を見定めると、見きわめると、そういうふうな発言がございましたけれども、国の動向に危うさを覚えたからこそ請願が出されたわけです。国の動向を見定めるではなくて、国の動向が危ないというふうなことからの請願であり、これは至極当然のことだと私は思います。

全会一致で不採用というふうなことだったらいいですけども、この請願の趣旨に対して、委員の間から、理解あるというか、理解を示すような発言はあったのか、なかったのか、その辺を確認したいと思います。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 請願審査に関しまして、ただいま遠藤議員がおっしゃられたような請願の趣旨に関してはある程度理解できるという意見もありました。また、今は国の危うさということですが、立法化までには時間がかかり、それも国民的な議論を踏まえて変わる可能性があるということも議論になってございますので、よろしくお願いいたします。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 私の認識では、集団的

自衛権、閣議決定で行使できるというふうなことに對しての世論的には、それはだめだと、反対だというもののほうが多いように理解しております。いつときの内閣がこれを自由に憲法解釈を変えて判断できるというふうなことに對しては、非常にこれは危険なのではないかと私自身は思っています。もう一度伺いますけれども、趣旨に賛同するというふうな委員がいたということでもありますけれども、その点について少し踏み込んだ議論はなかったのか否か、お伺いいたします。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 先ほど佐藤議員にお答えした答弁の内容と重なりますけれども、当委員会に付託されました案件は、請願書自体どうか、いいのか悪いのかということでございまして、拡大した範囲は適切ではないと考えております。よって、委員長報告どおり、この請願書は全会一致で不採択にすべきと判断したところでございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

請願第4号集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と憲法9条を生かすことを求める意見書提出についての請願については、委員長報告は不採択であります。請願第4号については原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択にすることに決しました。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第12議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定についてから日程第17議案第54号市道路線の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案6件、請願2件であります。なお、請願につきましては、先ほど請願の取り下げが議決されましたので、報告は省略させていただきます。審査のため、9月12日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定については、子育て推進課

から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課の説明では、この条例は、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費を各施設にお支払いする際に、保育の運営基準がないと財政措置ができないことから、その運営基準を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、施設の利用定員を超えた場合は、施設が利用者を選ぶことになり、施設の保護者とのトラブルが懸念されないかとの質問があり、子育て推進課からは、認可保育所をこれまでどおり市が入所調整に入るので問題はないが、各幼稚園については、これまでと同じ幼稚園ごとに自由な申し込みとなるので、市で介入はできないとの説明がありました。

その他質問ありましたが、採決の結果、議案第49号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について、子育て推進課の説明では、この条例は、現在の児童福祉法の中で保育に欠けるという言葉を使っていたものが、子ども・子育て支援法で保育の必要性という言葉に変わった中において、この保育の必要性の条件の一つである就労の下限時間について各市町村で設定することになっているため、これを規定したものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、64時間というのは月か、週かという質問が出され、担当課からは月の下限就労時間となっているとの説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第50号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、子育て推進課の説明では、この条例は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業につ

いて、民間事業者の場合、各市町村の許認可が必要なため、この設置基準を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、アレルギーやアトピーの子供がふえ、アナフィラキシー症候群などの社会問題となっているため、食事の提供については外部からの搬入ではなく、自園調理にすべきと明記すべきと思うがいかがかという質問があり、担当課からは、地域型保育の4事業については原則的には自園調理となっており、特例としてほかのところから搬入することもできるとなっているが、搬入施設についてはアレルギー対策をきちんと講じている社会福祉施設及び児童福祉施設を連携施設として規則に定めることになるとの説明がありました。

その他の質問等がありましたが、採決の結果、議案第51号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について、子育て推進課の説明では、この条例は、放課後児童健全育成事業がきちんと法定化されたということ、さらに、来春に萩野放課後児童クラブがふえることから提案するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、日新放課後児童クラブは6年生まで拡大して、スペースは間に合うのかとの質問があり、担当課からは、広さに関しては昨年の改修時に6年生まで拡大して受け入れても大丈夫な改修を行っているとの説明がありました。

その他質問等がありましたが、採決の結果、議案第52号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、子育て推進課の説明では、子ども・子育て支援新制度の中で民間事業者等が放課後児童クラブを実施する場合については、

各市町村への届け出制となったため、その設置運営基準を定めるものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、児童1人につき1.65平方メートルというスペースは狭過ぎないかという質問があり、担当課からは、あくまでも最低基準であるという旨の説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第53号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号市道路線の認定については、都市整備課から補足説明を受けた後審査を行いました。都市整備課の説明では、柳原高壇線については、市道荒小屋泉田線整備事業により建設された道路を認定するもの、元宮内1号線及び2号線については、民間の宅地開発に伴う道路について、市に寄贈を受けたことにより認定するものとの説明がありました。

審査に入り、委員から、柳原高壇線の信号設置についての質問があり、都市整備課からは、市の工事とは別に警察の発注になり、10月中旬から1週間程度で完了予定との説明がありました。

その他質疑はなく、採決の結果、議案第54号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第49号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議がありますので、起立採決いたします。

議案第49号については委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号新庄市保育の必要性の認定に関する条例の設定については、委員長報告のとおり

決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「あり」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 佐藤議員、賛成ですか、反対ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 反対です。

小嶋富弥議長 それでは、反対論者として佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 私も、産業厚生常任委員の一人として、この審議の話をした一人であります。その中で述べたことでありますが、1つは、国家資格のある保育士を家庭的保育事業などにおいて、A型だけは保育士とすると書いてありますが、B型は半分とか、C型についてはいなくてもよい、または訪問とか、家庭で1人で受け取る、そういうやり方についても保育士でなくてもいいというふうになっているわけなんです。

前に、つい最近ですが、事故がありました。うちに行って、子供をお母さんにかわって見てあげるといふサービスがあったんですが、全く保育士の資格のない方がやはり子供を死なせてしまったという事件がつい最近ありました。

そういうことを考えると、やはり国家資格のある保育士を、せっかく国や法律や条例で認める施設なわけですから、どの子にも安全な施設であってほしい、どの子にも安全な保育を、そ

して内容の濃い一定の保育を与えるようにできてほしいというそういう趣旨からいいますと、国家資格のない保育士でいいという、このことを条例で認めてしまうのは、私はできないと思います。確かに、現状としてこれになるかもしれない小規模の新庄市の保育施設では、保育士がいなくてという施設はないと課長からお聞きしました。ですから、今ある認可外保育所がこれに手を挙げて入ったとしても、皆保育士が配置されているいい保育を保障する立場であるだろうと思います。

しかし、保育料が足りなかったというか、管理費が足りなくなれば、この条例に基づいて保育士をいなくさせる、保育士でなくてもやっていいというふうには運営者が考えざるを得なくなっても、この条例上は間違いないことになってしまいます。そういうのを認めてしまうことになってしまいます。そういう意味で私は、保育士がいなくてもいい、今の半分でもいい、保育士が保育に当たらなくてもいい、こういう内容になっている条例は認めるわけにはいかないなと思っております。

また、先ほど常任委員長からもありましたが、調理場がなくてもよい、それから調理師を置かなくてもいいというふうにもなっているようですが、これは調理師も教育者だ、保育に当たる教育者だと私は思うんです。それを否定するものであるし、いろいろアレルギーの子供たちが非常に今ふえております。そういう中で、その子供たちに丁寧な食事指導をしていくためには、やはり調理師免許を持った調理師がいて、そして保育士と一緒に協力しながらどうやって食べさせたらいいかということを考えながら手づくりに努めて、そして地場産を使っていく、そういうことを考えた調理師があり設備がある、こういうところが私は子供たちに、小さな子供であればあるほど必要だと思います。特に、やはり乳幼児の時期にどんなものを食べたか、これ

がその人のほぼ好き嫌いを決定する状況です。そういう意味でも加工食品に頼らない手づくりの安全でしかも子供の個々に配慮したそういう調理された食事が子供たちに与えられるためには、調理設備があり、調理員がいなければならない、私はそう思います。

そういうことで、私は全ての子供たちに安全で、そして豊かな保育を保障する条例であってほしいと考えたときに、ここについては反対しなければならないと思っております。

以上です。

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第51号については、反対討論がありましたので、起立採決いたします。

議案第51号については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

小嶋富弥議長 起立多数であります。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第52号新庄市放課後児童クラブ施設設置条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号新庄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号市道路線の認定について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第54号市道路線の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第20議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)

小嶋富弥議長 日程第20議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5番(石川正志議員) それでは、私から、もう手を挙げて賛成としかねる部分が2つござい

ますのでよろしくお願いいたします。

初めに、補正予算書15ページ、第3款第2項1目児童福祉総務費というところで、このたび中3まで医療費を面倒見てくださるということで、市民にとっては大変ありがたい補正であるとは思いますが、多少影響が出る部分があるということで、さきの決算委員会の中でも出ましたけれども、国保部分に関して、国からペナルティーが生じると。例えば中3まで延長した場合に影響額はいかほどなのかということをもまず1点お伺いいたします。

続きまして、補正予算19ページ、第6款第1項農地費の中で、多面的機能支払交付金ということで、国の制度の変更に伴った補正ということで捉えておりますが、この交付金、議決された後、どの段階で各活動組織に交付されるのか。

初めにその2点をお伺いいたします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいまの最初の御質問についてお答えしたいと思います。

このたびの補正で、子育て支援医療給付事業費の無料化の年齢拡大ということでの補正があって、それにかかわる国の支出金の削減の影響ということで回答したいと思います。

主に、国保特別会計のほうになりますが、国の支出金、地方単独でのいろいろな制度を入れることによって医療費が拡大するのではないかなというようなことで、割合、パーセントですけれども、一律に削減している状況があります。

今回、補正になったわけですが、補正前も同じように無料化をやっておりますので、その分と今回の補正について、ちょっと削減額についてお答えいたします。

今までの、今回の補正前の状況の中での無料化に対しまして、国から削減されている支出金の額でございますけれども、過去5年間の平均額としましては、年間3,500万円ほどです。そ

れから、今回、補正になりました中3までの無料化ということで、今回補正になった部分については、年間を通しますと前年度の決算ベースでいきますと約500万円ほどふえるというような状況でございます。

以上です。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 19ページの多面的機能支払交付金、可決後、いつ支払われるかというふうな御質問ですが、既に概算払いという形で10アール当たり2,200円、これについては、県の地域協議会を通じて6月末に交付されております。年度によって、概算払いが2回あって、最後精算というような年もありますし、やはり事業が進んでいるということもありますので、今後引き続き、県の地域協議会のほうに2回目の概算払いの早期支払いのお願いと精算払いについても年度内にできるような形のお願いはしていきたいと思っております。

以上です。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 初めに、子育て支援ということで、医療費無償化の拡大に伴う国保の影響がプラス500万円と、トータルで4,000万円ほどと想定されますが、実質、国保の運営上、数字が出てくるのが翌年度というところで、このたび明確な答弁ができない部分もあると思いますが、恐らくただでさえ厳しい運営を迫られている国保の中で、平成25年度では決算ベースで3億円強の法定外繰り入れを含めた一般会計からの繰入金がありましたけれども、このたび中3まで拡大することによって、さらに500万円国から入ってくる分が減ってしまうということを捉えた場合に、国保運営上、非常に厳しくなるのではないかと。

国保の運営自体に一般会計からの法定外で対

応すべきではないという議論が主流化しておりますけれども、このたびの中3までの医療費拡大となるのは、定住促進といった市民全体の問題であるので、ここは国保の運営状態を見ながら判断すべきことではありますが、ここは市民全体のために使うお金でございますので、一般会計からの繰り入れ、これを前向きに検討すべきではないかと思いますので、財政課長、できれば答弁をお願いします。

あと、多面的機能支払というところで、交付の時期が年度内というお答えを賜りましたが、実質、各活動組織、保全会でしょうけれども、例えばこれまでの中身と申しますと、大体、農道の整備でございますとか、水路の補修、これはシーズン中、つまり水が流れて田植えが始まって、稲刈りが終わるまでの間、なかなかしばらく部分があって、新庄市の場合はどうしても冬期間何もできないという事態があります。そうすると、雪解けから田植えまでのわずか1カ月ちょっとと、あるいは田植えや稲刈り終了後、10月中旬から雪が降る12月の頭ぐらいまでしか工事ができないというところを鑑みると、これはもう少し早い活動組織への交付が必要なのではないかと。今、県と協議してできるだけ早い決着を求めるということでしたけれども、その点に関しましてはよろしく願いいたします。

あと、この多面的機能支払交付金に関しましては、今回は交付単価の見直しプラス資源向上支払の部分の共同活動までの部分と捉えておりますけれども、例えば農道の舗装など長寿命化というやつがございますが、それはなぜ今回見送ったのかと。

以上、2点お伺いいたします。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 国保特別会計に対する特別支援の考えということなんですが、基本的にはやはり保険料でやっていただくというのが原則と

いうことでございますし、今年度につきましては、保険料改定、さらにその今の御発言にありますような子育て支援の医療につきましては、実施時期が遅いという状況もございますので、当初及び9月補正には特別支援については計上しておりません。この2年間に限りまして、平成24年度で8,000万程度、昨年度、25年度の決算の中では1億1,000万円の特別支援を行っておりまして、結局、国保の会計の運営状況なり課題を解消しながら、そういう特別支援、いわゆる支援については今後も同じような立場で考えていきたいというところでございます。

以上です。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 このたびの多面的機能支払交付金、この補正につきましては、中身としましては、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金の中の共同活動の分ということで、このたび4,817万8,000円の組み替えをさせていただきました。

このページの説明欄の2つ上に、農地・水保全管理支払交付金ということで、減額の2,273万2,000円がございしますが、これがいわゆるこれまでの従来の事業の名称の分でございます、この部分を減じて名称がえということで今回4,817万8,000円、差額2,544万6,000円、この追加補正をお願いしたところでございます。

議員が御指摘の資源向上支払交付金のうちの長寿命化につきましては、やはり農道の舗装とか、素掘り水路からU字溝、あるいはコンクリート水路に入れかえるというふうなそういった事業でございますが、対象面積に事業単価を計算しまして試算しますと、最大額で1億5,100万円ほどに上ります。このうち市の負担が4分の1ということで、約3,800万円ほどの予算化が必要というようなことで、このたびいわゆるこれまでの農地維持支払交付金、あるいはその

共同取り組み活動の分については、これまで農家の方々に2分の1、いわゆる特例単価をお願いしていたということもございまして、その部分については満額を何とかお願いしたいという協議をさせていただきました。しかしながら、長寿命化につきましては、ただいま言ったような予算が市の単独の部分の、持ち出しの部分の予算が必要というようなことで、この部分については来年度当初予算に向けて引き続き財政と協議していきたいということでございますので、御理解していただきたいと思います。よろしくお願いします。

5 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

5 番（石川正志議員） 今、前段の部分の子育て支援にかかわる部分に関してはおおむね理解いたしました、このたび、春の予算委員会的时候にも申し上げましたけれども、残念ながら国の今の多面的機能ともかかわるのですが、補助金の部分だけで、もう新庄市全体で4億円が減少すると。残念ながら、過剰米のおかげで、新聞等で報道されているように、過去最悪の仮渡し金になっていると。これは国保を支えている農家経済を直撃するわけですね。そうすると、おのずとして今よりも悪い国保の運営状況がかなり予想されますので、数字を見てから判断されても結構ですが、その辺はしかるべき検討をされるようによろしくお願いいたします。

あと、多面的機能の交付金ということで、今の課長答弁ですと、今年度は見送るというように捉えておりますが、それでいいのかどうか。ということは、5カ年計画のうちに、1年間新庄市の農家の皆さんは泣いてくださいよというような答弁とりましたが、それでよろしいんですか、これで終わりますが。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 長寿命化の予算化についまし

ては、34保全会中、取り組みたいというふうな保全会が、意向調査をしたところ、27保全会あったというようなことでございます。現在、この長寿命化につきましては、いわゆる面積掛ける単価という形での金額につきまして、満額使い切り予算ということではなくて、あくまでもその保全会がどれだけの事業量、事業費を投じて何をしたいかという部分の積み上げが必要となってきます。そのようなことで、現在、各保全会に今後の平成30年度までの事業量、事業費の調査を現在しておりまして、その辺につきましては、当初予算編成をにらみながら継続して、今後とも財政と協議してまいりたいというふうなことでございます。

以上です。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） ただいま、石川議員の発言につけ足すわけですが、19ページ、6款1項5目農地・水保全管理支払交付金と多面的機能支払交付金に絡んで質問いたします。

先ほど来、課長の答弁では、財政担当と協議した結果、今年度採択にはならなかったということのようですけれども、3月に説明会を行い、6月にさらに説明会及びその要望の聞き取りというか、それを受けて今年度できるものというふうな、各地域保全会では期待を持って見積査定もとったというところもあります。これが、9月19日にさらに説明会があったそうですけれども、その際には今年度予算化できないというふうな説明があったと聞きます。説明会ではなくて、なぜこの事業がやれなかったか、長寿命化に向けた対策をやれなかったかということの言いわけ会にすぎないというふうな感想を漏らした地域保全会の代表がいました。期待を持たせるだけ持たせて、はい、できませんでしたというふうなことで果たして済むのか。このこと

についてお伺いいたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この制度につきましては、従来の農地・水保全管理支払交付金、これから新しい農政の展開ということでスタートというか、新しく出てきた事業でございます。事業が大きく変わるという部分もありまして、たしか3月26日にいわゆる新しい制度の説明ということで説明をしたときに、これまで農地・水につきましては、新庄市、財政が厳しいというふうなことで、特任単価ということで泣く泣く10アール当たり2,200円で活動をお願いしていた経過がございます。

この点につきましては、新たな制度になるということと、いわゆる米の直接支払交付金、こちらの部分からの予算を充当していくというふうな部分もありまして、これまで取り組まれてきた農地維持支払、それから共同取り組み活動につきましては、何とか満額の国の基準単価、これについては獲得したいというふうな、たしか3月の説明会ではやってきました。

それから、6月に入りまして、いよいよ4月からいわゆる事業の交付要綱が制定されまして、今後の取り組みの具体的な内容につきまして、特に市と協定を結ぶところがございまして、その辺の説明とあわせて長寿命化、新しく新庄市としては取り組むこの長寿命化につきまして、どれだけの要望があるかということが把握しかねていたところがございまして、その辺について、何とかこの事業についても新庄市として取り組みたいので、事業量のいわゆる取り組みたいところの希望調査をしたところでございます。

その結果、先ほど申しましたように、34保全会中、何と27保全会からその長寿命化に取り組みたいという意向がございまして、その辺につきまして財政と協議してきたところでございま

す。やはり、新たにこれまでの交付単価半額以下で取り組んでいた部分を満額上げた形で取り組むという部分と、新規事業としてのその長寿命化、この2本を同時に増額するということは相当の経費の持ち出しということで、額にしますと、今回の2,500万円の追加と3,800万円の追加ということになりますので、その辺でやはり財政も大変厳しいということで、今年度については非常に厳しい状況であるということから、27年度当初予算編成に向けて何とか協議を継続しながら、予算を確保していきたいというところでございます。

以上です。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 課長は、農地・水保全向上対策事業の際は2分の1だったと。それを農地維持支払というふうなことで、2分の1削っていた部分を入れたからそれでいいだろうとおっしゃいますけれども、長寿命化の事業と満額戻したというふうなことの事業の内容というのはまるっきり違うのよ。従来、例えばほかの市町村でやっている形に戻したらいいだろうというふうなものではないと思うのよ。

しかも、これは非常に重要な事業だということで、その保全会の代表たち延べ300人も集めて説明会をやった結果、だめですなんて、それはただその内容を十分に精査して上げたところと、そうでないところもあるかもしれない。でも、地域保全会というのは、これは農家だけではないのね。その地域を構成している、例えば子供たちであれ、その地域に住んでいる人たちみんなで組織構成して地域保全会ができていくわけよ。これ、農家の事業、農林事業というふうな、そういうふうな狭めたもので考えてもらっては、ちょっとお門違いなのではないかなというふうなことも思います。

ちょっと19日の資料を借りてきたんですけれ

ども、補正予算について、財政課、副市長、市長と協議を行いと、結局、事業として取り組まないという査定を行ったとありますけれども、市長も、例えば2分の1から本来の形に戻すわけで、予算措置的にはこれでいいのかと、いいだろうというふうな、そういう軽い見方があるのかなのか、あったのかなかったのか、その辺のところを伺います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 今回、補正予算に計上させていただいています多面的機能支払交付金につきましては、いろんな事業のメニューがあるという中で、先ほど農林課長からは、従来行ってきた共同活動支援交付金を、今回は農地維持支払交付金という中で、一つは今まで市の予算上減額させていただいた分をある程度本来の姿、国の単価にきちんとした形で戻させていただいたという件が一つでございます。

今、遠藤議員がおっしゃった長寿命化というのは、まさしく新しい、今までやってきていなかった取り組みということだと思います。そういう意味から、3月の説明会、あるいは6月の説明会の中では長寿命化、6月では意向調査という形で長寿命化の事業量等がどれだけなのか把握するという意味で意向調査をさせていただいたということですが、その中で、うちの職員等がいろいろ説明する中で、結果的にいえば、説明がやや足りなかったというふうな形になったと、残念ながら誤解を生んだということはそういうことだと思います。

あわせて、内部での調整機能といいますか、その辺の当然財源の絡みも大きい、多額な財源の絡みも生じますので、その辺においてなかなか内部での調整機能がうまく果たせなかったということだったと思います。そういう意味から、私、副市長として、事務方のトップでございしますが、私の指導力がやや足りなかったのかなと

思っております。

今後につきましては、それぞれ主管課等という
ろんな全庁内うまく調整するよう頑張ってい
きたいと考えているところでございます。

14番（遠藤敏信議員） 議長、遠藤敏信。

小嶋富弥議長 遠藤敏信君。

14番（遠藤敏信議員） 財政事情を考慮して考
えていきたいというふうなことです。であるな
らば、例えば要望で上がってきたものを全部採
択するというふうなことでなくても、例えば新
規事業を全部やるということではなくて、その
うちの何パーセントはやると、そのほかについ
ては待ってくださいとか、そういうふうなやり
方もあったのではないかということを思います。

今年度、追加補正ということは考えられない
のか。あるいは、今年度だめなら、来年度にお
いてはこれを考えるというふうなことで解釈し
てよいのか。このことは、例えば市民と行政の
信頼関係というか、それを構築する上で非常に
悪く作用するというふうに私は捉えます。修正
の有無、あるいは後日追加補正というふうなこ
とは考えられないか、お伺いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めに、これまで半額の交付
単価で取り組まれてきた部分について、満額取
れたからあとはいいだろうというふうな考えは
まず毛頭ございませんので、今後も引き続き農
家のいわゆる所得増大、あるいは農業、農村環
境を保全していくという意味では大変重要な事
業であるという認識をさせていただきます。

そのようなことで、今後も引き続き、現在10
月末まで事業の要望調査をさせてもらっていま
すけれども、来年度の当初予算編成には何とし
ても協議をしていきながら、27年度以降の事業
の着手について努力してまいりたいと思います
ので、よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） 私も19ページの農地費
の、今の石川議員、遠藤議員が質問しました多
面的機能支払交付金についてお聞きしたいと思
います。

これについても、長寿命化の交付金の補正は
入っていないわけなんですけれども、実はこれ
は、今、遠藤議員も言ったんですけれども、や
はり行政と市民の信頼があればこそ、農林課が
今まで会議の席上この新たな事業を9月補正で
何とかしますから、34ある保全会の会議の席上、
手を挙げてくださいと言ったところ、80%に当
たる27の新庄地区の保全会が手挙げをしたわけ
なんです。

やはりここで一番大事なのは、行政と市民の
信頼なんです、これね。よく市長も言います
けれども、行政と市民の協働、それはやはり、
行政と市民の信頼が成り立つからそういう事業
もなし遂げられてきたし、これからもそうでな
いとだめだと私は思うんですけれども、やはり
今、私、農林課の課長からる説明があったん
ですけれども、これはゼロ査定した結果、やは
り市民も本当に新庄市の財政、まだまだ大変だ
と思っています。しかし、原課のほうで説明
で、9月補正でその事業に対する費用を何とか
したいというから、80%に当たる保全会の方
々が手を挙げたんですよ。これは恐らく最終的
には副市長なり、市長の判断で、ゼロ査定にな
ったと思うんですけれども、この多面的機能に
関してどういう思いをお持ちなのか、市長、副
市長、考えをお聞かせ願いたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この多面的機能支払交付金の
特に長寿命化につきましては、やはり国道であ
れば国の責任において、県道においては県の責
任、市町村道においては市町村が責任を持って

維持管理していくというふうな建前のもとに、では、農道は、水路は誰が管理するんだというふうな、そのようなことから出てきた事業でございます。農家の熱い意欲と熱意で、その農道あるいはその水路を今度とも補修していくというその部分について、34保全会中27の保全会が取り組みたいというふうな希望がございました。そのような部分につきましては、何としてでも今後平成27年度から何とか対応したいなということで、今後も継続して協議してまいりたいと思います。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 先ほど、遠藤議員にもお答えさせていただいていますが、新たに今回多面的機能支払交付金のうち長寿命化というのが、新庄市は従来行っていなかった事業を事業化するというような形に今回、補正等の要求があったわけですが、基本的には先ほど小野議員から、行政と市民との信頼関係を築いてきたのに大きく損なうのではないかとというふうなお話もあったということですが、おっしゃるとおりだと思います。我々がいろんな市民の方に説明する場合は、常に誤解のないような形で説明しなければいけないということなわけです。ある面では期待感を抱いて、その結果残念ながら、残念といえますか、予算計上できなかったということですが、この辺、担当が当然前向きな説明はしたんでしょうけれども、結果的に誤解が生じたという形になってしまったということで、再三農林課長が答弁しておりますが、27年度当初予算に向けて現在いろんな実際、先ほど遠藤議員からもお話がありましたが、どのような形で具体的な事業計画等を十分勘案しながら、27年度に向けて我々としてもこの新しい多面的機能支払交付金の制度を活用していきたいと考えているところでございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今、副市長並びに農林課長がいろいろなお答えをされていますが、最終決断は私というふうな責任を負っているわけであります。

今まで足りなかった国の交付金を倍額するというようなことが最初にありました。これは大変農家の皆さんに、これまで緊縮財政の中で御迷惑をおかけしてきたという部分で、まずこれを戻そうということであります。

事務的な連絡の中身の理解、私自身も不足していたということをおわびしたいと思います。5年間ということで、全てをカバーするんだというふうに私は理解していたものですから、単年度ごとというようなことの理解が不足していたこと、このことについては大変申しわけなかった。その面積に対して5年間でどう整備するのかということで、9月補正で上げて、きょう採択になったときに、今は稲刈りの最中であるということで冬期間になると、工事が速やかにできるのかというようなことを話した経過がございます。それで、冬期間各集落の事業体に調査し、来年度どのぐらいの事業予算、それを4年間で割り返したときどういうふうになるのかというようなことで、来年度当初から満額でやろうというような決定をしたことであります。理解不足だったというのは、5年間単独の事業だということをその後理解したということを変え申しわけなく思っているということであります。そういう意味で、4年間で5年分ができるというふうに解釈していた、この期間の中でそれぞれの集落ができるというふうに解釈したこと、これに対して大変申しわけないなと思います。

また、9月補正で、先ほどの繰り返しになりますが、これからの補正の中で計画に上げてもらうというふうなことで交付するとなった段階においては、これまでの手続上はやっぱりこの補正が通ってからの申請ということにな

りますと、10月、11月、工事が非常に短い期間では全部終わらないだろうと。繰り返しになりますが、それをもって冬期間全て調査し、来年度予算に向けて全保全団体の計画を出させたらどうだろうというような決定をしたということでもあります。

理解不足という言葉を使って大変申しわけないことではありますが、農家の皆さんが一生懸命頑張っている事実に対しては敬意を表しているところでもあります。足りなかった交付金の倍、さらには来年からは全額に向けてやりたいというようなことで協議したということだけは、そのことは事実でありますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上であります。

10番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

10番（小野周一議員） やはり、今の副市長なり、市長の答弁というか、反省を聞いて、やはり現場とトップとのずれがあったのではないかと私は思います。ボタンのかけ違いがあったのではないかと。当初、やはり手挙げをした各地区の保全会のある程度の事務事業費がわかるとすれば、やはり新庄市の財政のほうでもない袖は振れないものですから、前もってどの程度まで大丈夫だという、そういう相談があつてしかるべきではなかったかと私は思います。やはり、6月に最初の保全会の農林課の会議があつて、恐らく8月中旬ころ予算請求したと聞いております。だとすれば、この議会にこの議案が、長寿命化の予算が入っていないわけなんですけれども、実はこうこうなわけで予算化になりませんでしたよということを、やはり議会の始まる前に保全会の方々に集まっておき説明をしていただければ、こんなに恐らく何だよという、行政、我々議会に対する不信感というもの生まれてこなかったのではないかと私は思います。

そういう中で、今、市長答弁で来年度事業で満額当初予算に盛り込みたいというそういう話があつたんですけれども、これはあくまでも、市長も理解されたようなんですけれども、5カ年のうちの4分の1の26年度事業であります。先ほど遠藤議員もちょっとさわりましたけれども、この事業を圧縮して、何とか圧縮した形の補正予算を改めて臨時議会なり、それに向けて出す考えはないか、農林課長にお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 初めに、やはり2回の説明会はしたものの、農家の皆さんに説明不足だったことにつきましては、この場をおかりしましておわび申し上げます。

現在、12月末までの各保全会の事業の要望調査をしてございますので、議員の質問では今後の追加補正はどうなんだというふうなことのお話でしたが、この場では、それでは補正させてもらいますというわけにもいきませんので、先ほど来からお話ししているように、27年度当初に向けて内容を見ながら協議をしていきたい、そして27年度当初には満額参加できるような努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） 私からも関連して、今の小野周一議員、また遠藤議員、そして石川議員の質問の関連として質問させていただきます。

この事業化は、去年の段階で事業規模の拡大の状況化は恐らく行政サイドもそれなりにつかんでいたと私は思う。つかんでいなかったらおかしい、これは国の国策で、そういうふうな方針を定めているわけですから。その辺の甘さを指摘しなければならないわけだから。こういう

ふうに事業が、要望が出て拡大した。いいですか。風呂敷は広げましたね、6月までは。それが今になって、包み切れなくなったから、風呂敷から出てしまった。これは4分の1も出せない。これが長寿命化事業。

そういう状況が生まれたその要因はきちっと本来ならば、この前の9月19日、いいですか、各集落の保全会の方々が、それ相当にあそこに出席して説明を聞かれたと聞いております。その説明会に参加したほとんどの方々が納得いかない、なぜ今ごろなんだと。先ほど遠藤議員も言いましたように、この新規事業、もっと先にここまで至らないうちにちゃんとした説明はできるはずだ。今さらになっておわびします。おわびしたらそれで終わりだ、普通。大抵の人はおわびだって謝ってもらったら、もう大抵のものは終わりなの。そういう状況が今現実になっている。これに対して、きちっと要因、こういうふうになった要因、そして長寿命化をカットする要因、そういうものをきちっと説明できたんですか、保全会の皆さんに。まずそれをお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 新たな米施策の転換につきましては、昨年11月ぐらいから時を見て、1月から説明会を開催はしたものの、これまでこの長寿命化につきまして、本市としての取り組みがなかったなかったというようなことと、それからこれまで2分の1に圧縮されていた農地維持支払の部分と混同された部分がございまして、私どもの説明が本当に舌足らずだったなということで、本当に今反省しているところでございます。

今後につきまして、また稲刈りシーズンが終わってから再度お集まりいただきまして、今後の取り組みについての丁寧な説明をしてまいりたいというふうなことを計画しておりますので、

御理解のほどよろしくお願いいたします。

1 2 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

1 2 番（清水清秋議員） 課長、説明不足だからこういうふうないろんなことが生じてしまった。そういう物事の捉え方で行政が務まるんですか。いいですか、もうこの事業、手を挙げた27団体、27集落、もう事業進行しているんですよ。もう見積もりなんかやったり、いろいろ業者と。うちの集落もそうです。もう動いているんだ。そういう段階まで来ているということを、農林課長、副市長、市長、そういうことを頭に入れているんですか。もう保全会の皆さんは、汗水かいて何とかこの事業をきちっとやりたい、そういう段階まで来ているんですよ。だから、こうやってみんな各議員も質問しているんです。もう動いているんだよ、これ。各保全会は、この事業をやったら役所のほうで精算金はいつなんだろうと、それまで業者に支払いできないという相談も受けました。そういう状況をきちっと把握しているんですか。そう簡単なものではないんだ、これ。

新規事業、当然これは、いいですか、今まで民主党の政府から自民党になって変わった内容の事業なの、これ。直接支払い、1万5,000円が半額7,500円になった、自民党になって、政府。そのあとの7,500円分がこういうふうな共同事業、農地・水保全事業、これが集落、各地域でやってもらったら、こういうふうな補助金を活用できますよと、そういう名目でしよう、これ。これは各農家の個人に行くのではないですよ、この交付金は。地域を環境整備、そういうふうな事業なの。恐らく俺から言われなくてもわかっているんだ。そういう事業をなぜ今年度断念する。

市長は5年の事業計画で国は動いているから、これは5年でやればいいと思ったと。とんでもないですよ。今回、26年度の事業が27年度に延

びたら、1年間、ことし26年度の事業どうなるんですか。全然やらない、新庄市は。そうなるのではないですか。そんなことでいいんですか。ほかの町村はどうなんですか、課長。わからない。新庄市だけそうになったらどうなるの、これ。そういうことも考えたことはあるんですか。もっと慎重に運ばないとだめなのよ。この保全会、農家の保全会、農家ばかりではないんだけど、事業が拡大できる、今まで市がやってきた農地維持、共同活動、こういうふうな、今までより事業を拡大できると物すごく期待していたのよ。そういう状況を、なぜここに来て予算が確保できない。そんなものでいいわけがない。ちゃんと風呂敷広げたら風呂敷に全部包み込んで、予算を確保してやるというのが市の役目であって、我々はそれを執行してもらえれば、我々議会だってとやかく言うものではないです。その辺どうなんですか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 7月末まで事業要望を取りまとめるときに、やはり大きく分けると3つの事業があるというふうなことで、どの事業に取り組むかというふうな説明をしながら取りまとめを依頼したところと、それから、これまでいわゆる水路の草刈りとか、あるいは土砂上げとか、維持管理している部分につきましては、4月にさかのぼって協定を締結するので、国も4月から作業してもらっていていいというふうなお話があったのと、今回の長寿命化に手を挙げられた保全会につきましては、やはりその部分につきまして、私どものそれとこれとは別の次元の取り組みなんだというふうな説明が本当に足りなくて、このような御迷惑をおかけしたというようなことを認識してございます。

また、やはりその米の直接支払交付金が10アール当たり1万5,000円、これが半減の7,500円、この財源をこちらの多面的機能に回されていっ

たというふうな部分も、私も含めまして農政担当は理解してはありましたが、やはり説明不足だったというところにつきましては、本当におわびを申し上げるに尽きるかなと思っております。

それから、他の市町村の取り組みということにつきましては、やはり9月補正等で何とか財源確保したいというような形で予算要求をなさっているというふうに認識してございます。

以上です。

12番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

12番（清水清秋議員） これで3回目。

課長、この事業の内容は別に聞かなくても私もわかるんですが、この長寿命化というのはまた新たないろんな内容のものもできる事業だと聞いている。そういうふうな改正があったということも聞いているので、そういうことだからこそ事業が拡大、保全会の方々は要望しているんです。そういうことを見据えて説明してきたわけだろうから、今になって、そういう保全会の方々が集落、自分の地域を、何とか環境整備をやっていききたいという思いが、ただ課長は今年度1年見送ると言うだけのことかもしれないけれども、そうは受け取っていないのよ、保全会の人たちは。そういうことを考えたことはありますか。だからこそいろいろ今、議員たちもいろんな相談を受けたと思うよ、小野議員も、遠藤議員も、石川議員も、私も受けています。それだけ思いがある。市長、この事業については財政課、副市長、市長と、最終的な打ち合わせをして決めたというふうな内容も載っている。この事業は何としても、国が地域再生、地域創成、地域を元気づける国策、それ相当に打ち出しているんだよ、こんなことは言わなくても市長が一番わかっているだろうけれども。それを何で地方団体の行政がこれをとめなければだめなの。私も、俺ばかりではないだろうけれども、

納得がいけない。これは保全会の方々にもっときちっと納得、理解してもらえるような方向で考えていかなければならない。どうですか、今回の補正には組み入れられなかった。これは何としてでも、今年度事業で手を挙げて申請した方々に、事業に対して、手を差し伸べて、やはり事業化の方向に持っていく、これが行政の本当の地域活力を生かす手だてではないですか。市長、そういませんか。これで終わりなんです、市長からの答弁をお願いして終わります。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小嶋富弥議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 制度の説明は今さらするまでもないと思いますが、事業費の2分の1が国、4分の1が県、4分の1が市という財源の内訳になっております。したがって、仮に市が大丈夫だといっても、国、県の予算がなければちょっとこれは不可能なんです、基本的には10月末までの調査の中、本当に必要な事業量を精査しながら27年度に向けて行っていきたいということについては何回もお話しさせていただいているとおりで、10月の調査の結果をちょっと十分精査しながら、今後国、県の財源の絡みもありますのでお約束はできませんけれども、その辺についてはいろいろ検討はさせていただきたいと考えております。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

質疑ありませんか。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） それでは、私から幾つか質問させていただきます。

まず、15ページ、3款2項1目児童福祉費、そして19ページ、6款1項3目農業振興費、20ページ、7款1項2目商工振興費及び3目観光費、この4点について質問させていただきます。

1番の質問ですが、3款2項1目児童福祉費、先ほども石川議員が質問されたと思いますが、子育て支援医療給付費について質問させていただきます。

このたび、新しく中3まで医療費無料ということなんですけれども、それに対しまして、市長はこれまで5月の多分知事とのタウンミーティングでもこれは新庄市ではやらない、そして新庄市独自の子育て支援をやるということで今まで来ていたと思います。それがこの9月補正に対していきなり上がってきて、中3まで無料にするということをなぜこのようにやったのか、市長の考えをまず一つ質問させていただきます。

そして、またこの治療代の取り方ですけれども、治療代の取り方をどのようにやるかも一緒に質問させていただきます。というのは、先ほどのいろんな議会でもこれは問題になっていますが、コンビニ受診が問題となっております。それに対してどのような徴収をしてこのコンビニ受診を防ぐのか、そのやり方も一緒に考えていかなければ受診料がふえてしまうと大変なことだと思っています。

近隣の話によりますと、もう国民健康保険税が80%上がったという話も聞いておりますので、そこら辺の対策もどのように一緒にしてやるのかをお伺いします。

また、今回の補正予算では1,260万円ですけれども、27年度もこれから続けていくわけですが、先ほども石川議員がおっしゃったように、国の削減額は大体4,000万円ぐらい、だとすれば、新庄市の来年度の持ち出しが大体5,000万円弱と聞いていますが、どのようにやって、財政的にもどのような措置をするのかも一緒にお伺いいたします。

続きまして、19ページ、6款1項3目ですが、農業振興費、そばまつり実行委員会負担金なんですが、これはまたことしで5回目ですか、やるんですけれども、なぜ10万円を上げるのか、そこら辺の内容はまだ説明がなされていませんので、説明をよろしくお願いいたします。

そして、20ページ、7款1項2目商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金ですが、新庄市にまた新しい店がふえるのか、そこら辺のこの50万円の内容。

その下です。また3目ですが、エコロジーガーデン推進事業費報酬費がふえて、管理委託料が減っておりますが、ここら辺の詳しい内容をよろしくお願いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

子育て支援医療給付の拡充についてでございます。

初めに、なぜ今の時期になったかというふうなことでございます。御承知のとおり、昨年度の3月議会、それから今年度の6月議会、子育て支援医療の拡充について議員のほうから御質問をいただいております。そのたびに検討するというふうなことでお答えしていたところでございます。

昨年12月でございますけれども、子育て世代へのニーズ調査というふうなことでニーズ調査を実施したところでございます。その結果が3月にまとまったわけなんでございますが、その中で、やはり子育て世代の方々から一番必要だと要望が高かったところがこの子育て支援医療の拡充でございます。

また、御存じのとおりなんですけど、定住促進強化策プロジェクトというふうなことで、こと

しから始動しているわけなんですけれども、その中で、やはり定住促進、特に子育て世代の定住促進というふうなことで、この子育て医療の拡充が非常に重要なのではないかとということが部内で協議になりまして、ぜひ前倒しをして実施したいというふうなことで調整が整ったところでございます。それで、このたび9月の補正で提案をさせていただいたというふうなところであります。

また、2点目のコンビニ診療の不安がないのかというところでございます。

それにつきましては、やはり医療が受けやすくなるということがありまして、その懸念も払拭はできないと思います。例えば小児救急の電話相談ですとか、最上で活動してございますNPOの団体等もございます。そういったところと連携をとりながら、診療の適正な受診という面に対応していきたいと考えてございます。

それから、財政措置につきましては、実際問題として今回の9月補正でも上げさせていただいておったところなんですけど、ことしの7月から県の補助金、それが小学校3年生までの外来分が拡大されました。それで約700万円程度補助金が上積みされる予定になってございます。またこれを1年に直しますと、大体1,000万円強というふうなことで、若干の補助金の上積みが出てくるだろうというふうなところで、それで対応してまいりたいというふうなことでございます。

以上です。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 単独事業実施に伴います国保財政、いわゆる持ち出し分への対応ということでの御質問でございますが、先ほど健康課長から現行で3,500万円程度、新事業実施に伴って通年で大体4,000万円弱程度というふうなことでお話があったかと思いますが、先ほど

石川議員の御質問にもお答えしておりますが、今、税率改正間もないということもありますし、27年度のいわゆる受診状況、負担の状況も考慮しまして、その辺を見ながら財政的支援については考えていきたいとは思っております。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 そばまつり実行委員会負担金10万円につきましては、会場となるセミナーハウス前のグラウンド、ここに山砂を入れてローラー転圧をかけて臨時駐車場にしたいというふうなことで、その原材料費なり、転圧ローラーのレンタルということで作業については職員直営で整備を行いたいというふうなことで10万円のお願いでございます。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 私は、7款1項2目商工振興費のまずは空き店舗の支援事業費補助金の50万円の件でございますけれども、空き店舗につきましては、今年度当初予算、それから6月の補正で2件分をつけていただいております、2件空き店舗活用になりまして、既に使い終わったところでございます。まだ、現実的に、具体的に来ているわけではないのですけれども、空き店舗を活用した出店をしたいという方が二、三名見えております。それで、決まった場合はすぐ交付できるようにということで、今回補正をお願いしているところでございます。具体的にはまだ決まっております。

それから、3目の観光費のエコロジーガーデン事業費の入りの件かと思えます。

まず、修繕料の増ですけれども、建物の修繕等が入っております、大きいものと、屋根瓦の修繕が35万円ほど、それから外壁の修繕が32万円ほど、そのほか機械の修繕等で修繕料が111万6,000円の増です。施設管理業務の減額分ですけれども、これは施設管理業務委託料の

中に当初予算で環境整備委託料ということで、管理をしていただいていた方のいわゆる人件費なのですが、委託料として計上していたものが160万2,000円ございました。この方が3月末でやめられましたので、その分の160万円ほどの減です。

それから、委託料の増としまして、北側の樹木の枝払い17万2,000円が入っておりますので、このような数字になっているところでございます。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） はい、わかりました。

確かに私たちのほうもそういう子育てに対しては中学校3年生無料と非常にいいことなんですけれども、先ほどから市長も言っているように、緊縮財政があって、決して財政がよくないというところで、急に補正が上がってきたのは逆に言えば当初予算からやったほうがもっとよかったのかなと思います。いきなり補正でやって、もうことしは12月から施行となれば3カ月間でしょうし、子育てもしくは定住化になるならばもっと早目にやったほうがよかったのかなと思います。

それに関してなんですけれども、先ほどコンビニ受診、コンビニ治療なんですけれども、この治療代の取り方を、さっきのようにただやればいい、ただ告知すればいいというだけではなくて、しっかりとしたやり方をしないといけないと私は感じています。というのは、やり方ですか、窓口で無料にするのではなくて、そこは無料にして後から申請するとか、そういう対策をとらないと、やっぱりほかの自治体では、やはりそういう何ていうんですか、必ず上がってしまうという事例が多々あります。そういった施策と一緒にやらなければ、やったとしても財政が苦しくなれば何のためにやっているかわからないでしょうし、ここら辺をもう少し考えて

やらないといけないと思いますが、そこら辺の対策をどのようにやるのかももう一回お聞かせください。

また、セミナーハウス、グラウンドにローラーかけるのは、それはそばまつりでやることなのでしょうか。そこら辺が非常に何か今説明を聞いてすごく不安なんですけれども、この10万円というのはそういうものではなくて、中身を充実するものにかかるものなのではないでしょうか。そこら辺はもう一回お願いいたします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 窓口負担の軽減のあり方というふうなところかと思うんですけれども、確かに県内の市町村の一部では後で申請をして償還すると、償還払いにするというふうな制度にしているところもございます。ただ、やはり実際に受診される方の側に立って考えますと、どうしても手間が出てくるということで、なかなか医療が受けやすい環境という面では今のやり方がいいのかなと考えてございます。

ただ、先ほど来おっしゃっていただいたように、医療費がかさんでしまうということも懸念されることは事実であります。こちらのほうでできる手だてとしましては、やはり軽微な医療についてはかからないと、それから、我慢するということではありませんけれども、やはり本当に治療が必要な症状なのかどうかというふうなところを保護者の方が的確に御判断いただけるようなさまざまな周知、それから既存の電話相談等を活用してまいりたいと考えてございます。

以上です。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 セミナーハウス前のグラウンド整備については、やはり基本的には施設管理者にやっていただくものというふうに認識はしておりますが、やはりあそこのグラウンドは雨が降ると水たまりになって非常に駐車場として使えないということで、緊急避難的に実行委員会のほうで対応させていただきたいというふうな趣旨でございます。

もっとまつりそのものに経費をかけるべきというふうな御指摘でございましたが、待ち時間を利用して外に出店している出店、こちらの品々、受領の際とか、重い物とかさまざまありますけれども、やはりそこに車を置けることによって購買意欲がそそられる、そこで買ってすぐ車につけられるというふうな、そういった利便性のことも配慮しての対応でございますので、あくまでも臨時的な対応ということで予算計上させていただきました。よろしくお願いします。

4 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

4 番（佐藤卓也議員） ぜひとも、中学生無料ということは非常にいいことなので、それをしっかりと対応していただいて、財政措置もしっかりしていただかなければ、今後につながりませんし、また国民健康保険も上がるとなればそれなりの対応をしなければいけないので、そこら辺を踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 私からは2点ほど質問させていただきます。

最初に、歳入でございます。

9ページ、寄附金、ふるさと納税寄附金が歳入で1,500万円の補正を組まなければならない。組むほどによくなっているというのは大変喜ばしいことでありますが、今後に対して、どのよ

うな取り組みでふるさと納税に対していこうかとお考えですか。

決算委員会の中でも、新庄の発信なんだと、物をもらうという発想ではないんだと。新庄を発信するんだということでもありますので、発信の方法を今後どのように考えていくのか。例えば、パンフレットの作成をやっていくとか、あるいはクレジット払いを、今新庄市はクレジット払いをやっていませんね。クレジット払いをやったことによって非常に寄附金が、ふるさと納税がふえている。関係課でやってきたわけです。今までですと、そこの行政に電話して申込書をもって、私はこういうふうにしたい、クレジット払いですと一発でできるわけです。それは事務手数料もかからないということです。そのようなことをこれから今お考えなのか、これからどうやってこれをふやしていくのか、お考えなのかお尋ねします。

それから、もう一点、25ページの10款教育費の中の学校経費の中で、小学校給食管理運営事業の「総称山形牛」利用促進対策事業補助金がありますが、牛に関してではありませんけれども、再三食の安全と言われています。それから、アレルギーの問題も出ています。例えば、私も、私は農家ではありませんけれども、米を出荷する、農産物を出荷する場合に、トレーサビリティ、いわゆる生産履歴、どんな肥料を使ってどんな農薬を使ったかということを説明して消費者に持っていくわけです。確かに学校給食の中で地産地消が行われていると、新庄のものを、米も含めて野菜もしていると。地産地消は安心安全なんですけれども、もう一つ必要なんです。地産地消プラス責任なんです。

それで、お尋ねします。学校給食に使われている野菜の残留農薬の検査はなされていますか。これは非常に大きな問題なんです。残留農薬は蓄積するんですよ、体内に。私の場合はアルコールがこの辺に少し堆積していますけれども、

そういう冗談はさておいて、ずっと摂取させられ、何を食わされたかわからない。例えば、何で残留農薬が問題になったかということ、世界に誇れる日本の商社がありますね。丸何とか、何とか紅という商社が中国に行ってネギをつくらせたわけですよ。要するに、規制が緩いわけですから、日本に比べて中国の場合は。ネギの消費はおもしろくて、市場の関係者に言わせますと、120の需要に対して100の供給しかないと。これはどういう意味か最初理解に苦しんだんですけれども、それだけネギって売れるんですよ、国内で。それで、その商社が中国に行ってつくらせたところ、日本に来て、検疫で残留農薬が余りにもひど過ぎる、そこから一回なつたんです。その何とか丸、何とか紅という商社は非常にたたかれましたけれども、ただそれを、小学校のころからそういった残留農薬の検査をしないで、ただ地元の野菜だから安心安全だと。私も、皆さん、農家のいらっしゃる前で余り口はばつたいことは言えないんですけれども、私も自分で食う野菜は自分でつくろうとつくっています。私は一切農薬を使いません、青虫がいようと、ミミズがいようと。それだけ自分たちが安心安全、責任、自分に対して責任をとるわけですからいいんですけれども、その2つのことを、ふるさと納税とその残留農薬の検査をやっているのか、その2つをお尋ねいたします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ふるさと納税の件でございますけれども、このたび当初予算の500万円に、ふやしました1,500万円ということで、多額の補正をお願いしているわけでございますが、ここまでのところ、非常に件数が伸びておりまして、8月末現在で809件ということで、昨年度全体のもう7割を超しております。金額も1,000万円を超しております、昨年度実績の

1,200万円弱の84%というようなことを見る中で、今後を考えた場合に、これからの10月、11月、12月と年末までステップアップしていく寄附金のこれまでの状況から鑑みまして、この3カ月間だけで年間の約5割に達するようなことも含めまして、このたび大幅な1,500万円というような増額をさせていただいたというようなことをございます。本来であればもう少し行くのかなというふうに思っているところでございますが、ややこれでも少し抑えている部分でございますので、今後期待している部分ではありません。

その期待している部分をさらにふやしていくための後段のほうの質問のお答えになりますが、今、ふるさと納税につきましては、国のほうでももっと確定申告をしやすく、地方への財源の確保をさせやすいようにというような形で重点を置くような方向づけをしておりますが、そのような方向づけにもらみながら考えた場合に、やはりこのままの状況でこの制度を事業の中で生かしていく場合には、やはり人手が相当かかっていくということがあります。11ページの企画調整事業費のほうにも日々雇用賃金を計上させてもらっていますが、このたびから下半期のふるさと納税担当事務の賃金ということで計上させてもらっておりますが、本格的に今年度からふるさと納税を事業化の中で取り入れているところは、県内13市の中で3つほど非常に伸ばしております。そこは、人の手のかけ方が違ってきているんです。したがって、うちのほうでもこのままでは人手ばかりかかってしまうという中で、業務の一部委託をできないかというようなことをちょっと検討しております。

しまいには、この制度自体は、今言ったクレジットカード、ネットショッピングみたいな形になってきますので、クレジット決済、これがふるさと納税の本来の求めている姿なのかどうかは別にしまして、競争原理の中に入っていっ

た場合には、そのような入金決済の仕方、あるいは申請の仕方ももっと簡便にしなければいけないのではないかというようなことをちょっと課題として持っております。

しかしながら、これを全部やったとしても、ほかの自治体も同じレベルにまで達するでしょうから、やり方につきましては。ですから、本来的には、この競争原理の中で勝ち負けを考えるのであれば、あるいは特産品をどこまで紹介できる、あるいは市をどこまで売っていけるかというふうなものにつきましては、そのイベントとか、特産品の品ぞろえ、あるいは差別化とか、ストーリー性とか、そういうようなところまで持っていけないと競争はできないのかなと思っております、とても難しい課題を抱えている制度でもあるなと思っております。

長谷部 薫 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥 議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 まず、総称山形牛の事業につきましては、県の補助事業を受けておまして、事業の目的については県の特産品であるということと安全安心だということの事業をうたっているところでございます。

あと、給食での残留農薬の検査につきましては、県のほうで各市町村で年1回検査をするようにという規則がございまして、昨年12月17日に食材を1つ、検査を行っております。これにつきましては、約100種類ほどの検査項目がありますけれども、その中で全て不検出だという結果が来ておまして、農薬についての検出は認められておりません。

ただ、議員が御心配のように、全ての食品を毎日検査できるというものでございませぬので、それについては、納入業者との話し合いを密にしまして、安心な食材を提供していただくということについて共通理解のもとに給食を実施するような運びで今後とも気をつけていきたいと思っております。

以上です。

6 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番（佐藤義一議員） 残留農薬に関しては、年1回ですけれどもやっているということでまず安心いたしました。

それで、ふるさと納税は、実は一般質問で、私どもの会派の山口さんがやる予定だったんですけれども、何か来なくてできなかったんですけれども、その意思を継ぐわけではないですけれども、課長、今ね、これ新庄市のホームページです。ふるさと納税の品目が書いてあります。A、B群、何種類あります。

それと、私どもがこの前絆の会で4月に平戸市というところに行ってきました。平戸市は平成17年に周辺の2町1村が合併しまして、新しい平戸市になりましたけれども、人口は3万4,000人、市税収入は26億円で、ふるさと納税のこししの予定、2億円ですよ。それで、将来的には5億円までふやしたいと。くしくも先進事業地だと思って行ったんですけれども、対外的に視察に来られたのは新庄市が初めてだと。えっ、まさかと言ったんですけれども、実際そうだったらいいです。いわゆるふるさと納税では後発組なんですよ。でも、当たったんですよ。何で当たったか、私はもらってきました。絆の会は全員持っていますけれども、これは平戸市のふるさと納税のパンフレットなんです。これは最初のやつ。これで大体30種類ぐらいある。次、余りにも当たったものですから、これをつくったんです。1ページ、2ページ、六、七枚あります。さっき数えましたがけれども、70種類ぐらいあります。これをどうやって使うのかと。簡単なんですよ。1回もらった、そうしたら、ありがとう品を送るときに、このパンフレットを入れたんですよ。そうすると、まだ平戸にはカステラばかりではありませんよと。こういうものがありますよと。この間、決算委員会で遠藤

委員もおっしゃっていましたがけれども、次はどちらを選ぼうと思っている。平戸は利口なんです、逃がさないんですよ。アワビ食ったから、次は干物を食ってみようという話です。

それで、2億円の中でどうやって使っているか。お土産代が約1億円です。1億円から、6割とは言っていましたけれどもね。それで、簡単に言いますと、課長、人手が大変だと言っていましたけれども、平戸市は3人でやっています。係長が1人、係が1人、次、嘱託の女の子、この子はふるさと納税の事業が大きくなってきたから臨時で嘱託で雇った。1人雇用が発生しているわけですよ。

それで、こういう商品の決定等は、やっぱり課長がおっしゃるとおり、職員ができないかもしれません。物産館とかに依頼するわけですよ。こういうアイデアを、このような価格構成の中でこれをやってくれないか、やれないかと。ということは、平戸で1億円から1億2,000万円ですよ。行政が市場開拓したわけですよ。平戸の産物を日本全国に売るわけですから、そうすると、そのお金は全部地元に戻ります。

それで、岐阜だったか、長野だったか、ちょっとテレビでしたので見た方もいらっしゃるかと思いますけれども、過疎の村で米一本でやっているんですよ。米一本でやっていて、過疎ですので、じいさん、ばあさんしかいらっしゃらない、言葉が悪いですがけれども。その中で、自然米ですよということで米をやると。それがちょっと当たりまして、役場で米を買うから、あなた方そこで米をつくってくれないかと。それで、じいさん、ばあさんが休耕田を復元してやっているわけです。それも一つの村おこしという形。

ですから、一つの事業、いわゆる市場開拓ですよ。日本全国に向けた市場開拓を平戸もその過疎の町もやっている。こういう方向でやっていったら、ただ来たからもらうのではなくて、

発信をしていくという考え方、確かに課長のおっしゃるとおり人手がかかるというのはわかりますけれども、そういうお考えはないですかね。農家でなくていいですけれども、業者、例えばあじさいせんべいとかね、さまざまなものがあるわけです。そういうのを発信に使っていくという考え方をしていって、新庄の産業興しをやっているという気持ちはいかがでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 さまざまとありがとうございます。

一部、私どものほうでも既にやっているところがありまして、例えば物産を扱っている専門のところと連携しながら、さまざまなそれぞれのノウハウをいただきながら商品も品ぞろえの形に工夫を施しております。例えば26年度につきましては、25年度末までで12品目ありましたが、高額な寄附をいただける方を対象として、高額な寄附をいただきたいというようなことのために、高額な人向けの品数をふやして、今、17品種ですか、そこまでふやしている部分があります。

そういうふうな中で、物産のほうの専門と情報交換をしながらそろえているわけですが、うちのほうでの人の手は今正職員1人と、あとこのたびから臨時というような形で1人入ってまいりますけれども、手がかかると申しますのは、やはり入金の仕方、あるいは申し込みの仕方といったものが、今まではいわゆる顔は見えないんですけれども、気持ちのやりとりとか、メッセージのやりとりとか、そういうようなものを行いながら欲しいものをこちらのほうから提供できるというような形で行っていたということもありますので、ちょっとアナログ的ではあるかと思いますが、そういうふうなファンをつくっていったのかなというようなことを思っております。したがいま

して、金額が同じようなところから見れば、非常に件数は多くなっておりまして、その辺のファンは少しずつ定着してきているかなと思います。単にネットショッピング的なものを売るといようなことだけでなく、広く本当の新庄を紹介していきたい、新庄の本物を紹介していきたいというところもありますので、その辺の工夫の仕方に難しさがあるというふうに思っております。

6 番(佐藤義一議員) 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

6 番(佐藤義一議員) 課長のおっしゃるのも十分わかりますけれども、アイデアだと思います。天童市は1億円を超えましたね、ことで。天童市の最近のふるさとのありがたい品が何か、課長御存じですか。天童市で最近送っているやつ。違う、違う、「降ひょうりんご」ですよ。ひょうにやられたリンゴ。

それで、そういった着眼点だと思うんですね。それで、今、課長がおっしゃったとおり、今現在809人の方の申し込みがあると。パンフレットをつくって送ってやったらいかがですか。こういうのがありますよと。それで、时期的なものもありますよね。例えば、新庄でもサクランボができるのは知っていますよね、当然。新庄のサクランボ、6月、ラ・フランスをつくっている人もいますよね、あと米。そういった季節のこととかに関してもっとやれば、809人が見るんですよ、日本全国で。そうして、これが口コミで広がるんですよ、末広がっていった。これをパンフレットをつくってやっていこうという気持ちはおありではありませんか。

さっきクレジットも話をいただきましたけれども、クレジット決済は私はやるべきだと思います。とにかく、面倒くさいのでやりたくないんです、正直に言って。申込書をもらってきて、新庄市から送ってもらって、これだけやりましょというよりは、課長、カード使いませんか。

私はほとんど現金を持っていないものですから、カードでやっているんです。利便性を感じたら、カードはすごく便利だということがありますので、このパンフレットの作成と、それからカードの使用をどうですかとお尋ねして終わりますので、お答えいただきます。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 パンフレットにつきましては、今手づくりのカラー刷りのやつをつくっておりまして、それを郵送して返送しております。やはり、その都度工夫を施して、パンフレットをつくっておりますので、既成の形よりは手づくりのほうがやりやすいと、あるいは気持ちも伝えやすいというようなところがあって、今その方向で進めております。

あと、クレジット決済につきましては、先ほど申し上げましたとおり、申し込み、あるいは入金のところ、そこでもう差をつけられているようでは、今後次の特産品で選択をしてもらうというようなところでは当然負けてしまいますので、そこら辺の入り口部分は、これは同じスタートラインに立たなければいけないんだろいうというようなことも思って、今業務委託とともに並行して考えております。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 議御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第21議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

**日程第２２議案第６６号平成２６
年度新庄市交通災害共済事業特別
会計補正予算（第１号）**

小嶋富弥議長 日程第22議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

**日程第２３議案第６７号平成２６
年度新庄市公共下水道事業特別会
計補正予算（第１号）**

小嶋富弥議長 日程第23議案第67号平成26年度新

庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号平成26年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

**日程第２４議案第６８号平成２６
年度新庄市農業集落排水事業特別
会計補正予算（第１号）**

小嶋富弥議長 日程第24議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第68号平成26年度新庄市農業集落排水事
業特別会計補正予算（第1号）は、原案のと
おり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第25議案第69号平成26 年度新庄市営農飲雑用水事業特別 会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第25議案第69号平成26年度新
庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1
号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わって
おりますので、直ちに質疑に入ります。質疑あり
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第69号平成26年度新庄市営農飲雑用水事
業特別会計補正予算（第1号）は、原案のと
おり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第26議案第70号平成26 年度新庄市介護保険事業特別会計 補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第26議案第70号平成26年度新
庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わって
おりますので、直ちに質疑に入ります。質疑あり
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第70号平成26年度新庄市介護保険事業特
別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決
することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

日程第27議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第27議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第71号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後1時52分 開議

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

（小関 淳議会運営委員長登壇）

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午後1時48分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出についての議会案1件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、議会案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため、暫時休憩いたします。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第 28 議会案第 6 号米価下落 への緊急対策を求める意見書の提 出について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第28議会案第 6 号米価下落への緊急対策
を求める意見書の提出についてを議題といたし
ます。

提出者の説明を求めます。

清水清秋君。

(12番清水清秋議員登壇)

12番(清水清秋議員) 私から、議会案第 6 号
米価下落への緊急対策を求める意見書の提出に
ついてを説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条
第 1 項の規定により提出します。平成26年 9 月
22日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者、新
庄市議会議員清水清秋。賛成者、新庄市議会議
員奥山省三、同じく下山准一、いずれも会派の
代表者であります。

別紙、米価下落への緊急対策を求める意見書。

米の需給などをめぐる情勢は、25年産古米の
持ち越しが想定され、27年 6 月末の民間在庫は、
平年作でも 232万トン程度と見込まれており、
これは需給緩和で大幅な米価下落が発生した21
産米の在庫量を大きく上回る水準にあります。

J A全農山形が決めた26年産米の「はえぬ
き」の概算金は、前年を大きく下回り、過去最
低となっています。また、日本一のブランド米
を目指している県産米「つや姫」も、昨年より
大変厳しい金額が示されました。

こうした深刻な状況にあって、米価の下落と
低迷が現実のものとなった場合には、当地域の

稲作農家の経営を維持存続させていくことが困
難となり、農業・農村の崩壊をも招きかねない
事態となり、ひいては地域経済や住民生活全体
に多大な影響を及ぼしかねません。

今日、国内の食料自給率の向上や担い手の確
保対策などが喫緊の課題となっている中で、将
来にわたり農業経営を安定させ、農業・農村を
維持存続させていくことは、国の重要な責務で
あります。

よって、国においては、米価の安定と回復を
図る対策を緊急に講じられるよう下記事項を強
く求めます。

記。1、米の需給と価格の安定対策。

米の需給と価格の安定を図るには、市場に委
ねるだけでは需給ギャップが生じることから、
政府備蓄米の柔軟な購入、売り渡しの仕組みを
構築すること。また、26年産米の出来秋に向け
て、過剰米の緊急対策を講じること。

2、米価変動に対応した経営安定対策。

米価の下落と低迷が懸念される中、生産調整
に取り組む全ての稲作農家が、将来にわたって
安定的な稲作経営を展望でき、経営の安定化に
より創意工夫を生かした経営を展開できるよう、
米価変動に対応し得るセーフティーネットを構
築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見
書を提出します。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産
大臣、経済産業大臣各宛てでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。
皆さんの御賛同をよろしくお願いしたいと思います。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第 6 号米価
下落への緊急対策を求める意見書の提出につい
ては、会議規則第37条第 3 項の規定により委員
会への付託を省略したいと思います。これに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。議案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号米価下落への緊急対策を求める意見書の提出については、提案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで市長より御挨拶があります。市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 今9月本議会、長期間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございます。

新庄まつりも終わりまして約1カ月というように、朝晩すっかり冷え込んできたとい

うようなところであります。おかげさまで実りの秋を迎えたわけでありましたが、先ほど議案が皆様の同意で可決されていまして、大変な実りの秋に反する米価の下落ということで、地域経済に及ぼす影響を大変心配しているところであります。

一方、昨日は今後の新庄、最上の地域の発展に寄与するであろう泉田道路の起工式が知事主催のもと無事終わったこと、本当に心からうれしく思っています。今回、一般質問の中でもさまざまな御意見をいただいたこと、さらには何ととっても9月のメインであります決算委員会につきましては、伊藤 操委員長より采配を振っていただき、無事審査いただいたこと、まことにありがとうございました。

皆様からいただいた御意見につきましては真摯に受けとめ、今後この決算委員会そのものにつきましては前年度の事業の評価、さらには来年度の事業に向けた今後のかがみとするべき御意見だと考えておりますので、今後の予算反映等について、真摯に受けとめてまいりたいと考えております。また、補正予算等におきまして、さまざまな御意見をいただいたことにつきましても、鋭意検討させていただきたいと思っております。

いよいよ来月になりますと、全国育樹祭ということで、皇族が来られるということで、市民の皆さんも期待を多くお持ちの方も多いかと思えます。それにあわせまして、森林・林業・環境機械展が新庄の中核工業団地で2日間、12、13日と開催されること、これもまことに光栄なことであり、全国から7,000名を超える方々が訪れるというようなことで、またおもてなしの心をもって迎えなければならないと思っております。

さらには、最上大産業まつり、味覚まつり、そばまつりと味覚の秋を代表するこの地域のお祭りが続きますが、皆様方の一層の御指導をお

願いできればと思っております。

長期間にわたる９月議会本会議に対しまして、皆様方のさまざまな御意見を改めまして真摯に受けとめることとお誓い申し上げまして、簡単ですがお礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成26年９月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後２時０７分 閉会

新庄市議会議長 小 嶋 富 弥

会議録署名議員 奥 山 省 三

〃 〃 清 水 清 秋

決算特別委員会記録（第1号）

平成26年9月9日 火曜日 午後2時00分開議
委員長 伊 藤 操 副委員長 石 川 正 志

出席委員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	伊 藤 操	委員
3 番	高 橋 富美子	委員	4 番	佐 藤 卓 也	委員
5 番	石 川 正 志	委員	6 番	佐 藤 義 一	委員
7 番	奥 山 省 三	委員	8 番	沼 澤 恵 一	委員
9 番	平 向 岩 雄	委員	10 番	小 野 周 一	委員
11 番	小 嶋 富 弥	委員	12 番	清 水 清 秋	委員
13 番	小 関 淳	委員	14 番	遠 藤 敏 信	委員
15 番	下 山 准 一	委員	16 番	新 田 道 尋	委員
18 番	森 儀 一	委員			

欠席委員（1名）

17 番 山 口 吉 静 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監査委員	高山孝治
選挙管理委員会 選委	矢作勝彦
農業委員会 農会	星川豊

監査委員 局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 選事	小松孝
農業委員会 農事	浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主査	三原恵
主査	川又秀昭	主査	沼澤和也

本日の会議に付した事件

委員長の互選
副委員長の互選

開 議

平向岩雄臨時委員長 皆さん、御苦労さまでございます。

ただいまから委員会条例第10条第1項の規定に基づき決算特別委員会を開き、委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私、平向岩雄が臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は17名です。

欠席通告者は山口吉静委員の1名であります。

これより決算特別委員会を開きます。

委員長の互選

平向岩雄臨時委員長 これより委員会条例第10条第2項の規定により委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、臨時委員長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長に伊藤 操委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました伊藤 操委員を委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平向岩雄臨時委員長 異議なしと認めます。よつ

て、伊藤 操委員が委員長に当選されました。

それでは委員長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(臨時委員長退席、委員長着席)

伊藤 操委員長 ただいま決算特別委員長に当選いたしました伊藤 操でございます。皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

伊藤 操委員長 これより委員会条例第9条第2項の規定により副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選の方法につきましては、会議規則第126条第5項の規定により指名推選によることとし、委員長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長に石川正志委員を指名いたします。

ただいま指名いたしました石川正志委員を副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました石川正志委員が副委員長に当選されました。

石川正志副委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

散 会

伊藤 操委員長 それでは、9月17日水曜日午前

10時より決算特別委員会を本議場において開催
いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 1 時 1 5 分 散会

決算特別委員会記録（第2号）

平成26年9月17日 水曜日 午前10時00分開議
委員長 伊 藤 操 副委員長 石 川 正 志

出席委員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	伊 藤 操	委員
3 番	高 橋 富美子	委員	4 番	佐 藤 卓 也	委員
5 番	石 川 正 志	委員	6 番	佐 藤 義 一	委員
7 番	奥 山 省 三	委員	8 番	沼 澤 恵 一	委員
9 番	平 向 岩 雄	委員	10 番	小 野 周 一	委員
11 番	小 嶋 富 弥	委員	12 番	清 水 清 秋	委員
13 番	小 関 淳	委員	14 番	遠 藤 敏 信	委員
15 番	下 山 准 一	委員	16 番	新 田 道 尋	委員
18 番	森 儀 一	委員			

欠席委員（1名）

17 番 山 口 吉 静 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監査委員	高山孝治
選挙管理委員会 会長	矢作勝彦
農業委員会 会長	星川豊

監査委員 局長	佐藤正寿
選挙管理委員会 会長	小松孝
農業委員会 会長	浅沼玲子

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	主査	川又秀昭
主査	沼澤和也		

本日の会議に付した事件

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

開 議

伊藤 操委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は16名です。

欠席通告者は山口吉静委員の1名であります。

清水清秋委員よりおくれるとの連絡がありました。

なお、選挙管理委員会委員長矢作勝彦君より午前中欠席届が出ております。

これより決算特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました案件は、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件でございます。

審査に入る前に、審査及び本委員会の進行に關しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質問は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点につきまして、特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第55号平成25年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 初めに、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の審査につきましては、歳入と歳出を分けて質疑に入ります。質疑は、答弁を含め歳入と歳出それぞれ1人30分以内といたします。それでは質疑に入ります。

一般会計の歳入について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書の50ページで1款市税ということであります。当初予算を超えまして収入済額が伸びたように思います。その理由はどのように考えておられるかお聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 収入済額が伸びた理由というふうな御質問でございます。

まず全体に、調定額が若干ではございますけれどもふえました。それから収納率ですか、これも昨年よりも、前年度24年度よりもふえたということございまして、調定額がふえてなおかつ収納率がふえたということで収入済額がふえたというふうに申し上げてよろしいかと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 1の1の1で同じページですけども、個人市民税が伸びております。その理由はどのようにお考えかということと、ただいま課長のほうから収納率が伸びたということで、これは決算審査意見書の5ページなどを見ると収納率、収入率と収納率同じだと思えますが、1.5%24年度のときと比べて伸びております。その理由はどのようにお考えなのかお願いいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 まず、個人市民税の収入済額の増でございますけれども、収納率の増でございますけれども、まず主要施策の成果の17ページをごらんいただきたいと思います。

その第1表、それから第2表も関連でございますけれども、特に第1表のほうでございいただきますとわかりますように、納税義務者数がふえてございます。それから、この中でも所得割の部分、均等割の部分よりも所得割の部分のほうによりふえているということでございまして、その分全体的な所得がふえているということがございます。1人あたりに換算しますと、大体7,000円ぐらいふえているというふうな計算になってございます。

それから収納率の増でございますけれども、これにつきましては一番大きい理由としましては、特別徴収がこの間進んだと、市民税についてはですね、ということがあるかと思います。25年度について言いますと、県内でも13市の中でトップになりました。そういったことで、26年度には全体的に上がりましたので、順位は逆転されるわけですが、そういうことで確実な特別徴収がふえたというのが一番大きいと思います。

それから、主体的な要因といたしましては、やはり収納率を上げる、引き上げる努力、こういったところで特にこれまで現年度優先で進めてきたわけでございますけれども、それによって現年度の収納率がふえてきていると。それはすなわち滞納繰越分に対する注力、力を注ぐということが、そういう余裕が出てきたということになるかと思います。そういったこともございまして、今回滞納繰越分の収納率がかなり上がっております。そういうことで全体として収納率はプラスになっているというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 納税義務者がふえたということなんですけれども、振り返ってみますと、年少扶養控除がなくなって子育て世代を中心に、去年言ったんですけれども所得税と住民税で7万5,000円ぐらい増税されたということがあったように思います。そういう意味で、大して本当に年収はそんなにふえなかったとしても、課税される所得が年少扶養控除がなくなったことでふえたということで、このように住民税が課税というかふえたり、そういうことに影響したんじゃないかなと思うんですけれども、そういう見方はないかお願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 年少扶養控除の問題でございまして、確かに平成24年度決算についてはその影響が直接反映されました。ただ、25年度につきましては条件的には同じでございますので、その影響というよりはむしろ、やはりその分、先ほど申しましたけれども所得がふえているところを純粋に捉えてよろしいのかなというふうに思っております。ただ、その幅につきましては比較的小さい幅であるということはもちろん考えておるところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、決算審査意見書31ページの市税の未納状況調べというのがありまして、これを見ながら何ていうか払えない方々の苦しさとか本当に浮かんでくるわけなんですけれども、市独自減免が適用されそうな方はおられなかったのかお聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 市の独自減免ということでございますけれども、恐らくおっしゃっているこ

とというのは所得が激減したということを理由にした減免というふうなことかと思います。それにつきましては、平成25年度につきましてはそれを理由とした減免はございませんでした。そもそも申請自体がないということがあります。ただ、昨年の決算委員会の際にも私お答えいたしましたけれども、少々そういった制度があることを我々市民のほうにお伝えするという点でちょっと力が足りなかったということもございますので、今年度はその点改善してございます。しかしながら、今年度も申請は1件ございましたけれども、それ以外はございませんでした。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民の立場から言いますと、自分が税が納められないなって感じたときにこれを申請減免ということでやっていいものやら、やったらうまくいきそうなものやら、全然わかりません。このたびの、例えば給付金というか臨時給付金がありましたけれども、このことについても、また前冬にやりました福祉灯油にしても、本人はなかなか黙っていれば行政からあなたが該当しそうですよと言われて初めて、ええって喜ぶと同時に何かほっとするとか、そういうことがあるような気がいたします。自分のことが減免に値するかもしれないというのは、なかなかぴんとこない。福祉が受けられるかもしれないってなかなかぴんとこないものですから、やはりそれに携わっている市職員の方が関係するかもしれないと思えば、あなたが多分該当すると思われる、やってみなきゃわからないけれどいいんですけれども、そういうふうに親切に丁寧に御案内することがなければ、市民からみずからなかなか言い出せない。そういうのが市民の立場だと思いますので、職員の方は一層研究していただきまして、困っている方おられたら、該当するかしないかまで含めて相談に応じて導いていただきたいなと私

は思いますので、どうかお願いします。

また、もう一つ今、今年度減免申請あったけど残念ながら通らなかったということでありました。そのことについては、生活保護世帯の基準というのがあります。そことあわせて見てどうだったのかまでも私は検討すべきではないかなと思った次第です。その点についてはどうだったのでしょうか。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は平成25年度の決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことをよく踏まえて質問の趣旨を明確に発言お願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） あと、1件ということについての今年度の話でしたので、また来年度か後にしたいと思います。

次に、決算審査意見書の6ページ、第10款地方交付税ですが、前年比3億2,100万9,000円、6%も減だということでありました。21年度から24年度まで伸びてきた地方交付税です。これが新庄市の財政をよくなるほうに導いた力になったと、一番の力でありました。25年度大幅減であります。その原因は何と見られているのか、今後の見通しとしてはどうなのかお願いいたします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 地方交付税の減額に対する御質問でございますけれども、決算の見込みの説明の中で若干申し上げたところでございますが、基本的にはまず普通交付税につきましては基準財政収入額、いわゆるその収入となる基準の部分が計算上1億5,600万円ほど増加しております、この分に対応していわゆる減額になったということでございます。あわせて特別交付税につきましても、平成24年度につきましてはかなり除雪経費ということで特別事由を認めて

いただいたところでございますけれども、25年度分についてはそれほど多くなかったというところで、24年度に比べて1億6,000万円ほど減額になったということで、合わせて3億ちょっと減額されたというところでございます。今、佐藤委員のほうから21年度からかなり何年間交付税がふえてきたという時代がございますけれども、状況的には当時の政権の判断というところもございますけれども、いわゆるかつての三位一体改革の激変に対する、いわゆるその寄り戻しといいますかそういう措置が大分国のほうでもとられておりまして、この間大分地方交付税については配慮していただいた時期がございます。ただ、今回の減額につきましては先ほどの市税等の論議にもございますように、一定程度その市税収入が回復しつつあるというところを踏まえた減額というところと、それから特別事由についてそれほど見ていただけなかったというところが大きい理由でございますので、その辺はまず御理解をいただきたいというふうに思います。

あとこれからの問題につきましては、傾向的には長い期間同じような財政規模を続けておりますので、そう激変するというふうなところはないかと思われませんが、今後の傾向としては若干減少に近い形で進むのではないかというふうには思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 今後の見通しとしては減少かということであります。でも新庄市のことを考えますと、市有財産というか市の持っている建物などの老朽化に伴っていろいろ改善しなきゃいけないお金というのが今後膨れ上がるかもしれないというふうに考えて、私なども感じます。それを考えたときにも、減ってもらっては困るなという気がします。市民の暮らしを見ても、アベノミクスだと言われますけれども

GDPも4月から6月大幅に減ったようだし、私自身も含めて物を買わないようになってしまっているというか、収入減からですけども皆さんそうだと思うんです。そういう中で、税も上がりにくくなっていくだろうということは目に見えます。それで、地方交付税を上げるためにどのような考え、行動というかしていくことを考えておられるかお願いします。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの発言は、議題外にわたっていますので質疑の範囲を超えております。

ほかにありませんか。

1 8 番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

1 8 番（森 儀一委員） それでは、83ページの20款諸収入の4項の雑入でございます。備考欄に上段のほうに旧中部牧場飼養料、それから旧中部牧場の光熱費、3番目に旧中部牧場の除排雪業務の負担金、それから4番目に旧中部牧場敷地内の巡視路使用補償料ですか、これについてもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

それから、この4項目とそれから最上中部牧場の管理主体である最上中部牧場管理組合が平成14年の3月31日をもって解散ということで、新庄市そして鮭川村に移管譲渡されていますが、新庄市での持ち分、固有財産であります、この旧中部牧場の利活用についてもお聞きしたいと思います。畜産振興の拠点として現在の牧場機能を生かしてこれからも活用していくのか、また農業行政の進展に伴って新たな課題に対応することなど考えているのかどうかなどもお聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

旧最上中部牧場の雑入に関する御質問でございますが、平成13年度末に中部牧場管理組合が解散した当時、国有林野から牧場を払い下げる

条件としまして向こう5年間は牧場機能を維持する必要があるというふうな条件を付して求めた土地でございます。今後の畜産振興という点もありまして、当時委託管理体制を協議するときに最上中部牧場預託利用者会であったり、新庄市酪農研究会であったり、新庄市和牛改良組合等でその委託管理体制のいわゆる旧最上中部牧場利用団体協議会というものを結成していただきまして、そこで預託牛を使用していただいでこれまで来ております。

そんな中で、その利用者協議会が利用なさっているその建物等の使用料であったり、それからいわゆる電気代とか水道代、それからそこに至るところの除雪費ということでその管理道路の除雪経費を案分していただいて、その分の使用に見合う料金をいただいたその内容がこのページにある雑入となっております。当時、おおむね10年を目標としましてこの旧最上中部牧場を維持管理していくというふうなプランをもって今日に至っているわけでございますが、やはり建物の老朽化とかいろいろあります中で、中にはやはり採草地をきちんと起こして、さらにそこに肥料を入れて対応をしている利用している組合もございますし、そういったいろんな利用者との話し合いを今後していって、今後のあるべき姿を模索していきたいなと思ってございます。

ただし、不用となっているサイロとか管理棟につきましては非常に老朽化してございますので、この施設については除却の方向でおりますが、今後あの広大な約90ヘクタールの利用については、そういった協議会等と話し合いをしていながら今後の利活用について協議していきたいというふうに考えてございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) それから、近くに行ってみますと大変荒れているというところがござ

いますが、これ管理はその中部牧場の利用団体の人たち以外にも、この人たち利用している以外のところもどこかの団体でこれ管理しているのか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 いわゆるその牧道と言われる場内の道路等の草刈り作業につきましては、旧最上中部牧場利用団体協議会、こちらのほうに委託という形で歳出の面で決算ございますけれども、そういった維持管理もお願いしていると。しかし、その利用が非常に厳しい、いわゆる採草地といいますかそういう部分については、やはりなかなかそこまでは手が届かないというふうな状況でございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これ牧草地でございますので、あれだけ荒れますと何か耕作放棄地というような感じしますけれども、そういうところで市でももう少し管理体制をして、そして早い機会に建物とかそういうものを除去するものをしないと、一度にとすると大変なお金がかかると思いますので徐々にやっていただきたいなと、このように思うところでございます。

それからお聞きしますが、用途の変更やそれから用地ですか、変更とかそういうものは今後できないものですか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 用途の変更につきましては、先ほどもお話ししましたように今後の施設の利用のあり方について協議をしていながら、今は地目は牧場という形で登記についてございますので、この辺今後の利活用の中で変更できる部分は変更していかなくやらないんではないかなというふうに考えてございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) 一般国道の13号線泉田道路などの供用開始というのが目に見えてきておりますので、中部牧場の将来非常に機能を生かした利活用が必要かと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。終わります。

4番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4番(佐藤卓也委員) 私のほうから、決算書で言いますと50ページ、51ページ、そして成果表の27ページ、そして決算意見書の3ページ、そこら辺を集中的にお聞きしたいと思います。

まず、第一なんですけれども、ここに上がっています収入未済額、収入欠損額なんですけれども、前年よりも、さっき佐藤委員がおっしゃっているように今回は大分解消されていますけれども、その要因になっているのをさっき少しお聞きいたしました。そして成果表にもこの納税相談員、去年も聞いたと思うんですけれども4人体制を維持して頑張っていらっしゃる。そこら辺の成果についてもう少しお聞きしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 収納率がふえ、収入済額がふえているということで、全体としては収入未済額が減るというふうな方向にはなっております。ただ、これは一概に簡単には言えない話ですけれども、そういう方向になっております。その原因といいますか、その辺のお話になりますが、平成24年度から増員いたしました納税相談員、これが従来2名だったところを4名体制にいたしました。その成果が早速平成24年度であられたわけですが、25年度につきましてはさらにもっときめの細かい密度の濃い滞納整理といいますか、そういった作業ができるようになったというふうに感じております。そういうことで、1年目とやはり2年目とでは違

うというところがあるかと思います。きめの細かな納税指導といいますか、そういう点では2年目のほうがはるかに進歩したのかなというふうに思っております。

そういったこともございまして、納税者の方に対する相談内容、その辺も、あるいは具体的な回数、頻度の高い相談、そういったことを追求いたしまして成果に結びつけているんだというふうに思っております。そんなところでよろしいでしょうか。

4番(佐藤卓也委員) 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4番(佐藤卓也委員) わかりました。その中でも、どうしても不納欠損額に対してもそこら辺がかなり多くなっているわけです。解消されたといってもこれが全て解消されるわけではございません。その中でも、その納税相談員の役割はやっぱり去年から見ても非常に重要だと思いますし、そこもやっぱりやるからにはしっかりと税の公平性のためにもしていかなければならないでしょうし、そういうことに対しても来年に対してもこの4名を維持していかれる体制なのか、それとももう少し全体的に、これ予算書を見ましても正直いろんなところ、決算書を見てもわかると思うんですけれども、決算意見書の31ページですか、このぐらいの分かれていますし、そこら辺もやっぱりもう少し細かくすべきだと思うんですけれども、そこら辺の強化についてもう少し詳しく聞かせていただければと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 税務納税相談員4名体制については、当面これを維持するということになるかと思いますけれども、私ども滞納を解決していくというに当たりましていろんな工夫をしてございます。納税相談員の方にもお願いしているのは、やはり基本は滞納している方の完納

であると、完納ということを常に意識して仕事をしていただきたいということをお話しております。なかなか納付が困難な方が多いわけですので、現実問題として完納というのは非常に難しいわけです。ただ、そういう状態が繰り返されますと、私ども職員のほうが完納という意識が抜けてしまうというおそれもあるものですから、それはやはり基本に立ち返って、完納のためにはこういうふうな分割納付が必要なんだよというふうな指導も含めて進めるようにお願いしているところでございます。そういった点で、職員のほうの意識を改革していくということも大切ではないかなというふうに思っているところです。

それから、滞納繰り越しを減らしていくということに関しては、やはり今申し上げましたような対策によって収納率を上げていくということももちろんございますけれども、この間先ほども申しました現年度分を優先して回収しているということから、現年度分の収納率がこの間上がってきております。それで、滞納繰り越し分のほうに振り向ける力というものもふえてきているということで、全体としては滞納繰り越し、特に収入未済になるかどうかというのが肝心ですけれども、収入未済がふえるか減るかというのは滞納繰り越し分というのはこれ以上ふえることはない部分です、これは回収をすればするほどというところがございますので、ただそれに現年度分の未納が繰り越して加わるということで滞納繰り越しが全体としてはふえていくという構造になっておりますので、現年度分を少なくしていくことによって滞納繰り越しのほうに繰り越していく額を抑えていくということをやっぱり地道に繰り返していくしかないのかなというふうに思っております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。ぜひとも努力を惜しまず頑張っていただきたいと思います。

そしてもう一つなんですけれども、去年も聞いたんですけれども、軽自動車税のコンビニ収納なんですけれども、そこら辺の効果はどのくらいあったのかもよろしくお願ひいたします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 軽自動車税のコンビニ収納でございますけれども、主要施策の成果の28ページをごらんいただきたいと思います。25年度はコンビニエンス収納の初年度、1年目でございます。初めてやったわけでございますけれども、ごらんのとおり一般というのは納付書をお送りする、納付書で納めていただくという方です。それから口振というのは、口座振替になりますけれども、その右2つ隣のほうにコンビニ納付の件数ございます。利用率が24.49%ということでございますので、これは一般という納付書で納める方、この中の4分の1の方々がコンビニを利用されているというふうなことです。それから、普通は金融機関等の窓口で納めていただいていたわけですが、金融機関が開業していない時間帯、夜、それから土日ですけれども、この時間帯に納めていただいた方々が約6割に上るというふうな実態がございます。そういう意味でも、納税者の便宜を図るという点からしてもこれは非常に有効な手段かなというふうに思っております。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） これに対しての費用対効果はどのくらいと考えていますか。よろしくお願ひします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 コンビニ収納に関する費用対

効果というふうなことでございますけれども、初年度平成25年度につきましては、初年度というのはコンビニの初年度でございますけれども、約100万ぐらいの出費でございました。これに対して、コンビニだけで納めていただいた方といっても費用対効果比較不可能だと思うんですが、要はコンビニでもってコンビニ収納をやったことによりまして納期内納付がふえたと、これが約5%ほど納期限内に納めた方がふえてございます。これが最終的にどのぐらいの率になるかということがコンビニ収納の効果というふうに考えてよろしいかと思うんですが、5%そのままの収納率アップにはつながりませんでしたけれども、その半分程度の収納率というふうなことになるって、全体としてコンビニ収納によって納期内納付が進んだその貯金分が最後まで蓄えとして残ったというふうに考えております。その分の金額という点では、ちょっと出してございせんけれども、以上でございます。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） なぜこういう質問をするかといいますと、いずれはこういう時代が来るのではないかというその試験的なものもあるのではないかなと思います。というのは、期限内に納めていただければそれだけ財政が確保できるわけですし、いずれはこういうことが軽自動車税以外にも発生するのではないか、その辺のシステム開発も必要だと思いますので、そこを踏まえてこれからの時代はやっぱりコンビニという便利なものがあるわけですから、そこも踏まえた収納ということも考えていく必要があるかと思うので、今回言わせていただきました。質問は以上です。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 私のほうから質問させ

ていただきます。決算書50ページ、1款2項及び6項の、それから成果の24ページ、固定資産税と都市計画税についてであります。

4つほどあります。1つは、土地について。2つ目は、家屋について。3つ目は、都市計画税について。4つ目は、交付金について。

次に、決算書の72ページ、16款2項財産前払収入に関することとあります。1つ目は、土地の売り払い金、これは中核工業団地を除いたものです。2つ目が、萩野小学校の立木売り払い金。それから3つ目が、物品売り払い金。この3つでございます。

それでは、固定資産税と都市計画税についてお願いしたいと思います。

まず先に、土地について伺います。成果に各土地の負担水準に応じて負担調整措置を講じ評価額を見直すかとあります。この内容についてお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 主要成果の24ページの件でございすけれども、負担水準というのは個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額、新しい評価額ですが、これに対してどの程度まで達しているかという割合を示すものでございます。これは平成9年度評価がえ以降、地域や土地によりばらつきのあります負担水準、これを均衡化させることによってそれを重視して税負担の調整措置を講じるというふうな内容でございす。宅地につきましては、負担水準が高い、高ければ引き下げまたは据え置きを行う。逆に負担水準が低ければ、一度にではなくてなだらかにこれを上昇させるというふうな、そういった調整措置になっています。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 今お聞きしましたけれども、これは毎年このように措置を行うことに

なりますか。それで、最も多いのはどちらに類しますか。要するに、少ないほうなのか多いほうなのか、この調整に措置をとるための何といえますか、数字的なあれですね、少ないほうでしょうか、多いほうに属するほうがこの負担調整が多いことになりますか。お願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 負担調整措置のことでございますけれども、平成9年度から本格的にこれ始めたわけでございます。こういう調整をやりまして、ばらつきをだんだん平準化していくということがこの間繰り返されてきたわけでございますけれども、平成24年度の評価がえのときになります、負担水準が低い土地というのが住宅地に占める割合が23年度に4%まで減少いたしました。それから、こういった負担調整のための特例を適用している土地の割合が66%、本来の課税標準額で課税されている土地が30%となっております。平成9年度当時からの負担水準のばらつきの幅を狭めていくというふうな目標がほぼ達成されてきているというふうなことがございます。以上でございます。

8 番(沼澤恵一委員) 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番(沼澤恵一委員) なぜこのようなことをお聞きしますかといいますと、固定資産税の税収がこれ毎年下がっております。去年から5年さかのぼって見てみました。ちょうど5年間で10%の税収減であります。税収減ということは、当然率が変わらないわけですから課税標準額が下がっていると、こういうふうになると思います。それでこの10%というのは、ちょっと私も意外だなと思ったんですね。もっと少ないのかなと思ったんですよ。先ほど御答弁ありました24年度に評価がえしたと、こういうふうにお聞きしましたが、これ何か聞くところによりますと3年に1度評価がえをするとい

うふうに聞いているんですけども、そのとおりなんでしょうか。

それと、この毎年下がっているこの税収をもしかしての話なんですけれども、補おうとすれば、先ほどちらっと申しましたが税率というものがあるわけです。この税率は、現在は1.4%で課税されております。このことは皆さん御承知だと思いますが、さらにこの1.4%の上に限度額があると、こういうふうに承知しております。この1.4%をもし変えようとする、あるいは見直そうとすれば、どんなときにこういうふうな税率の見直しをできるか。しなくてはならないときというのはいつごろなのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 先ほどの負担調整ですけれども、これ毎年行うというふうなことでございます。それから、ただいまの御質問でございましたけれども、固定資産税の減収というふうなことで、この間5年間のスパンで見ますとそういうふうになっているというふうなことでございました。25年度実態を見ますと、現年度分で土地につきましてはこれは年々の下落修正でもってやはり減少しております。それから、家屋につきましては若干増というふうになっております。微増です。それから、償却資産がプラス5.5%ということで比較的大きな伸びを示しているということで、現年分だけを見ますと今年度は若干伸びているというところはございますが、ただ全体の流れとしてはやはり減収傾向にあるというのは否定できないかなというふうには思っております。その点を改善する、あるいはそこを脱却するというようなことで、税率1.4%これについて場合によってはそれを引き上げるといっても含めてというふうなお話です。新庄市の場合は、1.4%の税率を適用してございます。地方税法によって市町村は条例で

これと異なる税率を定めることができるというふうになってございますので、じゃあそれ以外の税率を適用しているところはどこかあるかというふうになりますと、県内の13市では米沢市で1.5%という税率を設定してございます。それ以外の市は全て1.4%ということで変わりございません。米沢市の場合は、昭和57年ころというふうに記憶しておりますが、財政再建団体になったというようなことがございまして、その際に税收を確保するために税率を改正したというふうな経過があるようでございます。それが今も同じ税率でもって継続して、当面見直しは行わないというふうなお話をしていますけれども、そういうことで引き上げるとすればそういうきっかけになるのかなというふうに思っております。ですから新庄市の場合は、今のところ1.4%という段階を超えるということは余り考えていないというふうに思っております。

それから評価がえの件、基本的なところで御質問いただきました、3年に1度今度は平成27年度というふうになっております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 税率の見直し、下げるなんてことは決してないと思います。やはり米沢市のように上がるということは、市民にとっては非常に困りますので、この件についてはしかと伺っておきたいと思います。

2番目に進みます。家屋についてであります。納税者が前年より3.8%減っております。課税標準額が逆に3億円を超えておると、ちょっとアンバランスの意味がわかりません。ここを簡単にいいですから説明してください。

それと、納税者が先ほどの3.8%というのは470名に該当します。この方が減っているのに、家屋棟数減が99棟にとどまっていると。この2つをどのように考えればいいのか簡単に説明をお願いします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 初めの御質問でございます。

納税者が前年より3.8%減ったと、それに対して課税標準額が3億円ほどふえたと、アンバランスというふうなお話ですけれども、結論から申し上げますとこれ因果関係はございません。といいますのは、新たに新築された家屋の場合、課税標準額というのは非常に高くなります。逆に何年もたってから解体する家屋というのは課税標準額が安くなっているという、そういうことでいいですと年々ふえていくというのが基本かと思います。しかしながら、3年に1度の評価がえの際にこれ見直しますので、その年に限っては減額になるというふうな流れが繰り返されております。そういったことからいいますと、直接この新築家屋の棟数の違いで年ごとの増加額というのは変更になることはあると思うんですが、納税義務者数の増減と課税標準額の増減には因果関係はないというふうに考えております。

それから2点目でございます。いわゆる納税者が470人減ったと。ところが家屋の減少した棟数が99棟にとどまっているというふうなお話でございました。これも連動しているとは言えないことになります。納税義務者が減る要因の第1番というのは、納税義務者が亡くなられた場合、それからそれに引き続く相続の手続が解決する決着を見ると、この一連の流れが約半数を占めております。それから、あとは売買ですね。売買というのは、納税義務者から別な人に売るわけですので、納税義務者の数は減らないんじゃないかというふうに思いますが、ところがもともと納税義務者であった方に売った場合などは減ってしまうというケースもございます。それから、一番わかりやすいのは家屋だけを所有している納税義務者がその家屋を解体したという場合は、これ納税義務者と家屋の棟数が同

時に消滅するということになるケースですので、これは関連が当然あるわけです。しかしこの数は非常に少ないというようなことで、全体としてはやはり死亡、それから相続、これによる影響ということで、必ずしもこれは連動しないというふうに考えております。以上です。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。

次に、直接税には関係ないと思われませんが、先ほど家屋の解体という言葉がありました、昨年度この居住用の空き家の解体、これは何棟ぐらいだったのでしょうか。これは実際住んでいるところだったのでしょうか、どうでしょうか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 空き家ということで新庄市の空き家等の適正管理の促進に関する条例ということで空き家を担当しております環境課のほうから回答させていただきたいと思います。

昨年度環境課のほうから空き家の適正管理ということで指導をして、その中で解体していただいたというのが6棟ございます。それを含めて自主的に空き家にした、更地になったという部分が36戸でございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 6棟の36棟、これはどうですか、環境課長から見て空き家数全体のことを捉えた場合、結構進んでいるなというふうに感じますか。どうですか。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 現在、26年の4月1日現在、25年度末ということになりますが、空き家等についての全棟数、当初463棟ございました。そのうち利活用、更地分を除いて純粋に空き家管

理されていないという戸数が326棟、この中で指導も含めまして全体で36棟が解体し更地になったという数値でございます。この数字そのものが空き家等の中で適正な管理ということでどうなっているかという部分についてはなかなか難しいでございます。私どものほうで把握している状態としましては、危険等があるとか安全的にそこを通れないとか、危害を及ぼすとかというふうな相談を受けての確認ということがまずありますので、その他できちっと管理されているという部分については私のほうではなかなか把握できないという部分があります。それから、雪等で潰れてしまってそのままになってきちっと更地になっていないかという部分もパトロール等なかなかできない状況にありますので、そこは確認されていない部分もございます。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） はっきり言えないようではけれども、私から見ますとやはり進んでいないというふうに見えます。その理由の一つとしてですけれども、よく聞く話なんです、解体しちゃうと更地に戻る、それで更地に戻れば固定資産税が上がるよと、こういうふうによく聞く話なんです。居住用でなくなったから税金が上がり。わからんでもないですけども、これについてどの程度上がるのか、あるいはそこを具体的にというふうに、ちょっと大変だと思いますので、標準的な一例でも結構ですので、どのぐらいの率が上がるのかわかればちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 空き家解体が進まない理由の一つとして固定資産税が上がるというふうなお話でございますが、これは住宅用地に対する課税標準の特例というものが取り払われるという

ことでそういうふうになってございます。200平方メートル以下の住宅用地については評価額の6分の1を課税標準として課税するわけですが、これは特例が取っ払われることによりまして6倍になるのではないかというふうに誤解なさっている方がいらっしゃいます。実際はそれほどではないというふうなお話になるんですけれども。一般に住宅用地、建物の建っていない住宅用地としての宅地ですけれども、固定資産税は評価額の7割程度を課税標準として課税しております。したがって最初の段階から評価額満額を課税するというわけではなくて、そこから7割落とした状態を課税標準として土地には課税しておるわけです。それが家が建つことによりまして、課税評価額の6分の1あるいは200平方メートルを超えた部分になりますと3分の1というふうになるわけですが、その特例が外されますとどのぐらいになるかと、一つの例でございすけれども、基準となります面積であります200平方メートル約60坪の宅地の場合、土地だけの税額で比べますと6倍でなくて約4倍程度。それから、もうちょっと広い土地、300平方メートルの土地でいいますと、これは約3倍程度というふうに見られます。ただ、これはそれぞれの個別の事情によって多少の違いはありますけれども、大体そのぐらいになると。以上でございす。

伊藤 操委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいまの税務課長の説明で200平方メートル以上、300平方メートル

以上おのおの上がる倍率をお聞きしました。高いですね、3倍とか4倍というのは私は高いんじゃないかと思います。それがまたその土地に住宅を建てれば下がるんでしょうけれども、そうでない限りこの状態がずっと続いてしまうということは、やはり負担が多いと思います。ちょっとこれだけじゃなくてやはり空き家は解体費もかかるわけです。それらを踏まえますと、やっぱりなかなか一気に進まないのかなというふうには感じております。でも何かいい方法がないのか、今後役所の頭のいい皆さんで考えてもらって解体が進むようにお願いしたいなというふうに思います。この件については、以上にしておきます。

次に進みます。都市計画税についてであります。2億1,000万ほど税収があります。これは主に何に使われているのか、お願いしたいなと思います。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 都市計画税の使い道ということでございますので、財政課からお答えいたします。

基本的に税の目的としまして、都市計画区域内のインフラ整備を進めるという建前でございすので、街路事業、公園事業、それから下水道事業、これらの都市計画事業費に充当しているという状況でございす。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。これは都市計画区域内と、こういうふうに限定したというふうに理解してよろしいですか。もう一度お願いします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 委員御指摘のとおり、都市計画区域内の都市計画事業に充当しているという

ことでございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） 次に、交付金についてであります。

前年よりも納税額が9%ほどふえております。それと、この成果にあります国・県から価格通知というふうにあります。この価格通知というのは、一方的に国・県から来るのだろうとは思いますが、その場合隣接の民地とのこの評価額等についての差があるのかどうなのか、その辺わかったらお願いしたいと思います。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 国有資産等所在地交付金の額が上がっているというふうなお話でございます。その中身ですけれども、もちろん減ったものもある、ふえたものもあるわけですが、全体として伸びたという大きな理由になったものが、山形県病院管理者分、これが約168万円の増となっています。これは小田島町の医師宿舍分でございます。それから、東北森林管理局の分収林分としまして54万円の増、こういったところが主要なところになっています。

続いて、国、県から価格通知というふうなお話です。隣接民地との評価額に差がないのかどうかというふうなお話ですが、近傍の類似地との評価額に準じているということから、評価基準に近所の土地と差はございません。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） わかりました。時間ありませんので、次ですね、先ほども申しました財産の売り払いの収入関係についてお伺いします。

まず先に、土地の売り払い781万円、これの内容です。それから2番目の萩野小学校の立木

の売り払い金827万円、それから3つ目の物品売り払い金330万円、おのおのの内容をお願いします。

小野 享財政課長 委員長、小野 享。

伊藤 操委員長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 私のほうから、土地の売り払い金781万円と、それから物品売り払い金330万円についてお答えをいたします。

基本的には、昨年度いわゆる遊休地ということで売却をかけた案件が何件かございますけれども、そのうちもとの土内分校用地が188万円、それから北辰小学校の10周年というのがございましたけれども、これも用途もうこれから使わないということでございましたので近隣の方に87万円で売ったということがございます。ただ、そのほかの案件につきましては市内の開発行為、またはその国、県の事業に伴う法定外公共物のいわゆる売り払いという形になりますので、最近こういうケースが非常に多いのですが、それがほとんど全てという形になります。

それから物品売り払いにつきましては、基本的には市がもともと使っておりました除雪車、それから公用車、一応我々としては廃車措置にするのですが残余価値があるというふうなところを鑑みまして、いわゆる見積もりをいただきながら入札をかけて、いわゆる希望者に売却しているというところで、額的にはそのロータリ除雪車210万円というのが1つ大きいのがございますけれども、ほかの小型除雪車とか小型自動車、これらに関する売却益という形で御報告させていただきたいと思います。以上です。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 委員長、森 隆志。

伊藤 操委員長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 それでは、萩野小学校学校林の立木売り払い金について私のほうから御答弁申し上げます。

中身につきましては2カ所ございまして、1カ所が土内吐出地区、これは萩野地区いわゆる萩野村時代からの学校林でございます。そちらのほうで782万ほど。もう1カ所が、いわゆる国有地をお借りしまして植林しておりました部分、これが45万。合わせて827万ほどになります。以上でございます。

8 番（沼澤恵一委員） 委員長、沼澤恵一。

伊藤 操委員長 沼澤恵一委員。

8 番（沼澤恵一委員） ただいま萩野小学校の立木関係説明いただきましたが、2カ所、土内のほうが多いようですけれども。これですね、なぜ今の時期にこの立木を売却しなくちゃならなかったのかですね。あと、この山林の間伐とは見えませんが恐らく皆伐じゃないのかなと思います。この面積と、それから立方メートル数、この辺わかりましたらお聞きしたいと思います。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 委員長、森隆志。

伊藤 操委員長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 萩野小学校のいわゆる吐出地区の部分が782万ほどになりますけれども、こちらにつきましてはいわゆる萩野村時代からの萩野小学校の学校林となっております。このたび、来年の4月から統合しまして萩野学園になるわけでございますけれども、いわゆる昔からの萩野小学校の財産というふうなことでこのたび処分いたしまして、いわゆる歳出のほうにも出てまいりますけれども、その分を学校づくり協議会のほうに負担金として出しまして、いわゆる閉校記念事業等に使用するというふうなことでございます。

あと、平方メートル数でございますけれども、吐出地区が約5万平方メートル、5町歩ほどで、伐採の石高はちょっと今資料の手持ちがございませんけれども、本数としましては5,000本ほ

どの本数になってございます。以上でございます。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳入について質疑を終結いたします。

次に、一般会計の歳出について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算167ページの10の1の3で謝金というのがありまして、1,793万9,283円でこれでは成果の115ページの14で地域コーディネーターの配置とかかかわると思います。これ学校図書館の仕事が主でありますけれども、事務補助的な扱いになっていなかったのかお聞きしたいと思います。

長谷部 薫学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 地域コーディネーターの業務内容等についての御質問と受けとめましたけれども、地域コーディネーターの業務につきましては図書館業務を7割程度充てるということでの取り決めがございます。そのほか、地域との連携等に業務を充てる、またあと校長の必要と認める業務という形となっておりますので、事務的な補助というよりは学校図書館の充実に力を注いでいるということで業務を行っているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この地域コーディネーターという名前をつけた配置で、これは補助を受け取る立場からこういう名前をつけなくちゃいけなかったわけですが、実質は学校図書館の充実のためにほとんど働いていただいたと認識していいわけだと思います。それで、これが本当に図書館の今重要性というのが非常に高まっ

ているような気がして、これ補助が何年か限定だったようにも思うんです。補助がなくなっても市としてはやっぱり学校図書館の重要性から続ける必要があるようなものではないかなと思っているのですが、どう御認識していращやるか。また、この補助が終わって変わる可能性はないかお聞きしたいと思います。

長谷部 薫 学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操 委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 この事業につきましては、学校支援地域本部事業という事業でありまして、国と県からそれぞれ3分の1、市から3分の1の補助という形で運営しておるところでございます。新庄市でも読書教育の充実というところについては、教育の重点と挙げておりまして、読書好きの子供を育てることが学力の向上や心づくりに資するということで取り組んでおります。この事業につきましては、年次でこれから27年度事業等についても実施されますが、なくなった場合については財政のほうと協議しながら大事な事業ですので検討していきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） どうか続けられるように頑張っていたきたいなと思います。本を読まない、知らないという家庭であっても学校教育の中でこれを大事にすることで、貧困格差が広がる中でであっても、心寒々としたときに本が読めるような子供たちになるということで、とても大事なことだと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、決算173ページの10の2の3で、小学校給食管理運営事業費があります。8,000万円です。成果の113ページの8で地産地消の割合が高まっている、これに関して高まっているとお聞きしました。この地産地消の割合が高まっているという具体的な全体の地産地消の割合

が高まっているという数字はどこにも出ていないように感じるんですけれども、わかっていたらお願いいたします。

長谷部 薫 学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操 委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 成果表の113ページにありますような給食に提供した主な地場産作物にキロ数が載っておりますが、これにつきましては昨年度の成果表と比較しましてもキロ数が上がっておりますので、地場産物の使用状況については新庄市のほうでは学校給食について上がっているというふうに捉えているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操 委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 御努力本当にありがたいことだと思っております。成果の113ページの今は（2）でしたが、（3）で調理師研修会というのがありまして、ここでは衛生管理の研修が主であります。それだけでは足りないかということなんです。というのは、さきの一般質問などでも子供のアレルギーの増加の話がありました。これは全国的な問題になっているわけで、このことに関しては調査結果では輸入食品の増加と同様にふえていることが実証されております。中国からの冷凍ギョーザ事件、中国のチキンナゲットの肉、狂牛病、O157、食中毒事件は米国産の輸入牛肉の危険性が指摘されております。ここで、調理師研修の関係なんですけれども、加工食品ではなくて例えば、ハンバーグの手づくり、コロッケの手づくり、カレーのルーの手づくり、みそ汁のだしなど、前かつて全部直営だった時代、調理師らが研修によって手づくりを一生懸命やっていたように思います。そういう意味では、国産の素材を使って手づくりを奨励していくべきではないか、そういう研修も含めて取り組んでいただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

本委員会は平成25年度決算についての審査でありますので、質疑の際はそのことを踏まえて質問の趣旨を明確にお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、地産地消も含めて調理師の研修の中で地産地消を高めていく、より安全な給食をする意味で高めていく手だてというのは、この25年度やってみてさらに考えていることがあればお願いします。

長谷部 薫学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 食の安全性及び地産地消の給食提供ということでございますが、献立につきましては毎月献立検討委員会をもちまして市の担当職員と給食関係者によりまして、安全な食の提供と郷土料理等の提供を行っておるところでございます。それにつきましては、給食調理業者についても連携を図りながら取り組んでおりまして行っております。

なお、食の安全につきましては文部科学省の学校給食衛生管理基準等に記載されておりました、例えば不要な食品添加物を使ってはいけなとか、あと内容表示、期限表示とか販売業者との名称所在地、使用原材料、保存方法が明らかではないものについては使用を禁止されているということが規定されておりますので、それにのっとりまして安全な給食の提供に努めているところでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） より一層、安心・安全そしておいしい給食のために頑張っていただきたいと期待しています。

決算の185ページの10の4の11で、駅伝大会新庄・最上チーム強化対策事業負担金212万1,000円というのが載っています。成果のほう

では126ページで19で強化選手の配置ということが載っております。この駅伝大会のためにそのほか、この新庄・最上というわけでありますが、新庄・最上ということですから広域とか最上町村全体としてはどのような対策を行っているのかをお願いします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 駅伝対策についての御質問でございます。駅伝につきましては、新庄・最上チームということで県縦断駅伝と参加してございますが、これについて陸上の底辺の底上げということも含めまして、最上8市町村総意ということで対策に進んでおります。強化対策事業はまた実行委員会負担金ということで最上8市町村から負担金をいただきながら進めております。特に強化対策については、有力選手ということでこちらにお手伝いに来ていただける方をピックアップしまして御協力をいただいているということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 聞くというか、資料でホームページ、インターネットで見たときに、広域の消防の職員の採用の枠の中に、陸上競技の全国的なレベルを持った人も1人配置するという採用枠を設けているようです。それで、私としては地区内の人、これで結局強化選手の配置ということで結果見てみますと、本当は新庄市内、最上郡内の人であるべきなんですが、そうでない他県とか他地域とかの人が配置されているように思うんですが、これの矛盾といたしますか、どう考えますか。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

ただいまの発言は、質疑の範囲を超えておりますので注意いたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 強化選手の配置ということで来ていただいている方を考えてみますと、新庄・最上の方でなかったと聞いているんですが、その点は私としては地区内の人の競技力の向上こそこの私たちの税金を使うときに重要でないかなと感じるんです。地区の名前を高めるためにほかの地域から人を呼び寄せるのは無理がないのかと、行政の名声ではなくて住民の力を高めることに力を入れるべきでないのかと思うんですが、どうだったでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 駅伝の強化対策事業、随分長い間やってきておるわけではございません。もちろん、目的としては地区の陸上競技力の向上にあるわけでございます。ただ、時間的にまだそう長くないということから新庄・最上でその駅伝の強化対策の方から走り方を習った人がまだこちらに戻ってきているという状況ではございません。そういったことで今後継続している中から、こちらの強化対策事業の選手の指導を受けた生徒が社会人になって戻るということを期待している事業でございますので御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 私としては、こんなに無理無理ほかの地域から人をお金出してやるということよりも、順位は多少落ちても地区内の青少年を育て、地区内の人たちにやっぱり走っていただくと、代表として、そういう駅伝であるべきでないかなと考えるんです。無理してほかの地域からお金を出して職員を採用してまでやる必要ないのではないかなと思うんです。そういう意味からも考えていただきたいということで、終わりたいと思います。

次に行きます。

133ページの4の2の4で、エコプラザもが

み4億8,400万円、リサイクルプラザもがみ8,416万3,000円ということで、成果表のほうでは70ページの1ということで（1）、（2）、（3）というふうに出ておりました。ここで見て感じることで思ったんですけども、事業系ごみの増大ということがあると思います。資源化が減っているという現状でないかなと思うんですが、そうですかということをお願いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 広域のほうで処理しておりますエコプラザ、それからリサイクルプラザのごみの量ということでの御質問というふうに考えます。

この成果表の表にございますように、年度で若干の増減はございます。ごみ総量について、事業系についてもそれから生活系についても郡内全体で増加傾向にあるというふうなごみの推移があります。資源化ということになりますと、現在新庄市では容器包装分に係る瓶であるとか缶であるとかペットボトル、それらについては広域のほうに容リ法の法に基づいて適切に処理をしておりますけれども、市内に缶であれば中間処理、それから瓶それから瀬戸物については最終処分というふうな処理する事業所が出ましたので、そちらのほうで直接処理をするというふうな自家処理ということでやっております。ごみ総量についての増加傾向の中については、市民それから事業所に対しても指導の責任は新庄市にありますので、一般廃棄物として指導の責任はございますので、それはなお今後とも周知をしながらごみ減量化に尽くしたいというふうには考えております。若干増減の推移はございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） エコプラザと考えたときに、エコプラザ燃やす焼却炉があるわけです。

これは非常に高いし、管理運営費も毎年約5億円近いということで、かなり大きなお金を出しているわけです。これを今後かけるということになったら大変だなと思うし、何とか節約を真剣に考えていくということで、燃やさない方向を目指すべきでないかと考えるのですが、その手だてとしてどのようなことを考えておられるかお願いします。

小嶋達夫環境課長 委員長、小嶋達夫。

伊藤 操委員長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 エコプラザ焼却場のごみの減量についての考え方ということでございます。

焼却ごみについての総量の中でウェートを占めているのが紙ごみ、それからプラスチック類の包装袋ですね、それから重量的に多いのが生ごみというふうになります。紙類につきましては、市内の各団体、子供会と老人クラブ等を結成しております集団資源回収の中で紙、古紙としてリサイクルということで収集をお願いしております。こちらのほうは、再生業者のほう中間にリサイクルの業者の会というふうなものがありますけれども、そちらのほうで回収をいただいて再生化ということで、ごみの中から使える紙類については資源化をしていただくというふうをお願いしております。また、直接回収業者さんのほうにお持ちいただくように私どものほうで事あるごとに御案内をお願いしております。

生ごみにつきましては、現在市内の協力者をいただきながら生ごみの資源化ということで堆肥化を進めております。

エコプラザにつきましては、先ほど委員おっしゃりましたように施設相当な経費がかかりますけれども、新庄市に限らず郡内全体でごみの減量化を進めながら焼却場の延命化を図りながらお資源化を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ごみの中身を見たときに、今課長がおっしゃったようにプラスチックというのもすごく多いというふうに感じております。特にふえてきたような気がいたします。これを燃やすのではなくて、なるたけ、どうしても紙おむつは燃やすしかないかもしれませんが、わかりませんが、それ以外のきれいなプラスチック類などを資源化できるのではないだろうかと思うわけなんです。それから生ごみは全量できれば堆肥化といいますか、そういう方向を目指せないだろうかと思うんですがどうでしょうか。

伊藤 操委員長 佐藤委員に申し上げます。先ほども申し上げましたが、平成25年度決算の審査です。そのことをよく踏まえて質問の趣旨を明確にお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、減量化にいろんな手だてを考えていただいて進めていただきたいという期待を申し上げます。

次に、決算書の115ページで3の1の5で在宅老人福祉事業費というのがあります。成果に関する説明書では46ページの2の（1）で、ここの中で寝たきり老人おむつ支給事業というのがあります。ここには介護保険会計においてということで書いてありまして、ここの部分については介護度3以上の方が介護保険会計においてされているということを何度もお聞きしておるのでわかります。介護保険会計を使えない一般会計ということで考えたときに、在宅老人福祉というふうに見たときに、介護保険には該当していない介護度3以上になっていないんだけれども、必要としている市民がおられたか、そういう話はこの25年度なかったかお聞きしたいんです。現状を。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、

小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 主要施策の成果に関する説明書の46ページの寝たきり老人おむつ支給事業につきましては、介護度2以下の方がおむつ支給していただきたいというふうな声については私のほうでは把握してございません。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） それは多分、ケアマネジャーの会議などでお聞きしているだろうと思います。ケアマネジャーの会議というのは、基本的には介護保険の利用の中でですから、どうしても枠内である話以外はそれ要望みたいな話は受け付けられないかもしれませんので、ないのかもしれない。市民の実態を考えたときに、私の亡くなった母も介護度後で2というふうに認定されましたけれども、その前からやはり高齢になって自分でおむつを買ったりしている場面を私も母を見ながら一緒に買いに行ったなんていう場面がありました。そのほかにも、介護度3にはなっていないので紙おむつの支給は受けないんだけど、年金が6万円ぐらいしかない中でひとり暮らしで、生活保護は受けないで頑張っている、しかしどうしても高齢のために紙おむつが必要だということで買っておられる市民がおられたんです。そういう方を見たときに、収入が少なくおられる中で高齢になり紙おむつは自分で買っている、しかし収入が非常に少ない中で苦労しておられる。そういう方々がおられたということを私は見てきております。そういう意味で、そういう声を吸い上げる機関はないのかということでお聞きしたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 実際にこの制度につきましては、常時失禁状態というふうな、在宅ですけれども、例えば要介護1の方が常時失禁になるというふうなことを想定いたしますと、例えば介護認定の区分変更というふうな形で再度認定を受けて介護3というふうなことでなる場合もあるでしょうし、実際必要な方というのは個人差があると思うんですけれども、例えば時たま失禁してしまうとかいう方につきましてはこの制度ではお救いできないというふうなことになりますので、御本人にとっては非常に気になるというふうなこともありますでしょうけれども、制度上ある程度の区分をしなければならないというふうなこともございますので、現状の条件の中でやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書111ページの3款1項の3福祉タクシー給油費助成事業費があります。成果に関する説明書で見ますと45ページがありますが、タクシーの利用助成がありまして使用率は69.7%となっております。給油券のほうは利用は52人ということでした。この使用率の状況について、どう反省というか、総括ありましたらお願いしたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 主要施策の成果に関する説明書45ページの福祉タクシー利用助成事業につきましては、ここに記載ありますように使用率が69.7%というふうなことで、これにつきましては障害者の身体障害者につきましては1級、それから療育手帳A、それから

精神保健福祉手帳 1 級所持者に年間15枚、身体障害者手帳の 2 級には年間12枚の利用券というふうなことで交付しております。全員がその配付された枚数を使わないというふうな結果としてこの数字が出てきているというふうに認識しております。過去 3 年間の使用率を見ましても、大体65%からこの69.7%というふうなところで大体推移しているというふうなところです。人によっては全部使う人もおりますでしょうし、中には家族の方に送っていただくとかというふうな機会があって全部 1 年間の間に使えないというふうな方もいらっしゃる結果としてこの数字が出ているものと思われます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 市民の方も25年のタクシー券もらえると聞いて、大変喜んでもらってきたのを見てまいりました。ところが、大事にし過ぎて、いざ本当に使おうとしたときによく見たらおくれていたというか、そんな不手際もあって結局使わないままもう 1 回今度の新しいのを交付してもらうようにして使うようにしていましたけれども。市民の方々は本当にこういう制度をありがたいというふうに感じているし、大事に大事に使っていきたいと思いつつも少な過ぎるという声もあります。前でですけども、1 枚が300円でなくて600円分ぐらい、基本料金ぐらい補填してくれての枚数だったという時代もありました。それから、枚数的に見たときにほかの郡内を見たときに非常に手厚いのと比較したときに、手厚い状態に驚かされます。若あゆ温泉という舟形ありますけれども、そこに行った市民の方が舟形のは高齢者の方がこんなにいっぱいタクシー券をもらっていたと、数倍、何倍ももらっていたみたいなんですけれども、元気な障害者にもなっていないような高齢者でありましたけれども、それでももらえているということに非常にうらやましいなというのが市

民の声だったように思います。介護予防ということをよく言われますけれども、元気なうちに出来るように考えていただきたいなと、そこをお願いします。

伊藤 操委員長 佐藤委員に申し上げます。ただいまの質問は本件の質疑と違うと判断しますので、この件に関しての答弁は必要なしと判断します。

ただいまから 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） それでは、成果表の 9 ページからお願いいたします。

4 番の行政評価に関することですけれども、事務事業評価が24年度からなっております。25 年度に対してもやっておりますが、この中でもなかなか拡大が多く、縮小または改善、廃止が少ないんですけれども、その辺に対してどのような評価をなさっているのか、まずお聞きいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 9 ページの行政評価(1)の部分であろうと思いますが、現行から終了までこのような形で24年度に実施いたしました評価対象事業全部の267事業をこのような形の区分の仕方をして表記させてもらっている、昨年度も同じような形でありますが、傾向といたしまして最後の 3 つ、休止、廃止、終了、この部分はその時々で年度でばらつきはあるんですが、全般的には少なくなっている部分。あと、その中で特徴的なものは改善しているという部

分がここ数年多くなっているというようなことで、財政再建を懸命にやってきた当時とまた異質な形の中で時代に合わせたサービスの提供の中で折り合いをつけてきているというような形で思っておりますが、今後の定員自体のこともありますので、優先順番のつけ方というのはさらにそこを精査していく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。職員の数も年々減ってきていますし、拡大も重要ですが、ある程度やっぱり改善も必要だと私も感じております。最近の傾向を見ますと、やっぱりどうしても一般質問でもありましたとおり、やっぱりイベントとかかなり数多く、また職員の方々が数多くそういうイベントに参加して手伝っていただくということはいいいことではありますけれども、職員の方々の休む時間なりも考慮しなければいけないでしょうし、そこを踏まえてある程度、縮小まではいかななくても、ある程度ここで言う統合なりをもっと考えなければいけないと私は考えます。その辺においても25年度においてはもう少ししっかりとした精査やその施策に対しての課題をもう少し追求する、そしてそれをもっと深めていく必要があると思いますが、26年度、それ以降に対してもどのような対策を講じていかれるのかをお聞きいたします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 委員言われるところは非常に根幹的な部分でございまして、私どももそのような形で思っております。職員の個々が同じような意識を持って進めることが必要になってまいりますので、トップダウン、ボトムアップ、さまざまな形の中で折り合いをつける必要があろうかなというふうに思います。人口減少

化の中での施策の優先度というものもありますし、定住化を図っていくためには偏った形の中での方向づけというのも非常に難しい部分がありますので、そのような中でバランスのよい効果的な行政というものが求められるというふうに思いますので、今年度は間もなく25年度に実施いたしました事務事業評価が終わろうとしています。今後引き続きそのような観点から臨んでまいりたいというふうに思います。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。ぜひとも先ほど言ったようにその選択、集中をしつかりとしていていただきたいと思います。

決算表の117ページ、3款1項から質問したいと思います。それに関しまして、成果表の51ページに関連することになりますけれどもよろしくお願いします。

児童福祉に関してですけれども、新庄市でも第3のところですか、認可外保育所のところに一番下段のところにありますけれども、第3子以降の乳幼児保育免除にかかわっていますけれども、新庄市においてまず大体どのくらいの第3子の乳幼児がいらっしゃるのか、そこら辺をちょっと予算と関係あれば答えていただきたいと思います。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

伊藤 操委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 新庄市に第3子が何人いらっしゃるかというふうな御質問でございますが、大変申しわけございません。今、手元に第3子の資料ございません。ただ、第3子以降の保育料免除事業でございますけれども、そちらにつきましては25年度については21人該当してございます。それから26年度、今年度当初予算では16人の該当がいるだろうと

いうふうなことで計上してございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。どうしてもこのような質問をしますかといいますと、どうしても第3子の方でも年の離れた方、要は今この制度ですと少し穴があいておりまして、年が離れていても第3子の方については保育が必要であると私は思っております。そこら辺もこの予算にしっかりと反映して、年が離れていても第3子の方が保育できる、そしてまた保育所だけでなく私立幼稚園に入っておられていても補助できるようなシステムが必要だと思いますので、そのような穴がないように、ぜひ新庄市が子育てしてもいいところ、子育てしてもいい場所だという、思っただけのような施策に反映して今後していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、決算書137ページ6款1項でございます。そば祭りのことに関してなんですけれども、成果表で言いますと78ページになりますけれども、これも再三一般質問でさせていただきましたけれども、新庄市のそばのうまさを広めてとありますけれども、ここら辺をもう少し選択集中する必要がありますが、このそばのうまさをどこに誰に発信していくのか、ここら辺をもう1回お聞かせください。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 そばのうまさの情報発信ということで、どこに発信するかということでございますが、まずはやはり基本的には地元であろうというふうに考えます。地元の方がおいしいというふうにやっぱり言っただけないと、それはなかなか地元のそばはおいしいというふうにはならないんじゃないかと。地元のそういったおいしいおいしいという言葉が広がって

って、やがて新庄そばはうまい、そういうふうなことになっていくのではないかなと思います。同時に、テレビCMとかラジオスポットを使いながら近隣の県内へも昨年情報発信したところ、庄内とか山形とか仙台方面の方、そちらのほうからも来ていただいております。また、本日と明日と東北へそ観光祭りということで、そばガールズがいわゆるその新庄そば祭りのPRということで2日間にわたってキャンペーンを張っております。そんなことで、地元プラスその周辺の近隣の県、そういうところまではまず第1弾としては広めていきたいなというふうに考えてございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） 第4回そば祭りをやったわけなんですけれども、そこら辺のところの人数も1,100人ぐらい、1,200人ぐらい1,500食、1,600食売り上げたと思いますけれども、これが成果として上がっているのか、というのは要はこの数字を目標にしているのか、それともこの関係団体とのこういう協力を得て広げていこうとしているのか、どちらのほうにその力を入れているのかもよくお願いします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 やはり実績評価となれば食数であったり、そこに来ていただいた来客数というものが一番わかりやすい物差しになるのかなというふうには思います。やはりその一日にふるまう食数なり入れ込み客数というものは、大石田のそば祭り、あるいは尾花沢のそば祭り、この辺を先進事例として捉えていくと、やはり一日のキャパとしてはこれぐらいが限度かなというふうなことでございます。この事業につきましては、いわゆるそのいろんな関係の団体との協力のもとでつくり上げてきたそば祭りでございます。役所だけではやれない事業というよ

うなことで、アマチュアのそば打ち部隊とか、あるいは市内のそば街道、そば道楽のいわゆる店主の皆さん、そしてまた地元の連合会の方、あるいは観光協会、物産協会、あるいはJ A、大学校と色々な形の連携のもとに第4回目まで行ってきました。そのような関係機関、団体で構成する実行委員会の中で、ことは5回目でございますので、方向性としては例えば2日間できないかというふうな意見もございますし、その辺も含めましてその辺の可能性を探ってきたいというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。せっかく市単独の事業でございますので、それをやっぱり単独でするのならばもっと違うやり方もあるでしょうし、そこら辺をもっと検討する必要があると思います。またこの物品の振興も目的として掲げてございますので、そこら辺の強化をやっぱりほかの関係団体とももっと強めていて、そしてどうせやるんだったらもっとPRもする必要もありますし、そこら辺の検討がまだまだ必要かと思っておりますので、これ以上突っ込みませんけれども、ぜひともそこら辺の考えをしっかりといただければと思います。

そのまま成果表の79ページにありますように、若者園芸塾に対してなんですけれども、ここに対しても昨年から言われているとおり塾生数がどうしても少ないと言われておりますけれども、そこら辺は塾生数とかその辺評価をどのように市の内部のほうでは検討しているのかをよろしく願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 若者園芸実践塾、勇氣塾につきましては平成22年の後半から年度当たり5名の定員ということで開設された塾でございます。過去平成7年から10年間やった塾におきまして

は、10年間で39名の卒塾生がおりまして、このうち31名の方が地域の中核的な園芸農家としての園芸振興の推進役を担っていただいているというふうに認識してございます。

昨年の実績で申しますと、卒塾生4名ございます。4名のうち2名が即就農ということで実践していただいております。もう1人の方が農の雇用ということで、ある篤農家の方に就職という形で就農してございますし、またもう1人の方は1年ではちょっと足りないというようなことでことしもう1年勉強させてくれというようなことでの今の25年度の実績でございます。22年から数えれば20人、23、24、25と4年間というふうな開設期間でございますが、この中で入塾された方が12名、そして卒塾された方が10名、うち就農なさっている方が9名というふうな実績でございます。

この人数を少ないと見るのか、妥当と見るのか、その辺はいろいろな人の見方によって意見は違うかとは思いますが、やはりその人材育成という形で過去10年間の実績も踏まえまして、やはりその農業振興の基本は人づくり、担い手づくりというふうな視点でもってやってございますので、その辺をどう捉えられるか、多いか少ないかというふうな数的な評価もあろうかとは思いますが、今後の営農状況について非常に大きく期待しているところでございます。以上です。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） この園芸実践塾について、勇氣塾についてなんですけれども、今のこの決算を踏まえてこれからこういうふうやっていくのか、それとももう少し年数ふやして経営的なものも一緒に含めていくのかももっと考えなければいけないと思います。農家をやっている方で実践も大事なんだろうけれども、将来的には経営能力も必要ですし、そこら辺も一

緒に勉強なされたほうが、より青年がこの農業につくためには必要だと思いますが、そこら辺もこの実績を踏まえてどういうふうに将来やっていくのか、そういう考えがございましたらよろしく願いいたします。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 今の運営スタイルを今後ともずっと継続していくというふうな、いわゆる慢性的な考えはございません。その辺は今後この塾の運営協議会を構成しているＪＡなり県の農業技術普及課とも相談しながら、ああいうスタイルではなくて別のスタイルがもっとできないかというふうなこともありますし、例えばその篤農家に即実践力、経営力ということでその農家に就職というか、そこに１年間見習いの的なその学習することによって農業を身につけていくというふうな方法もあるかと思います。そういうふうないろんな多面的な面から、必ずしも今の状態をそのまま存続していこうという考えはございません。

４ 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

４ 番（佐藤卓也委員） ぜひとも新庄にとっては大事な人材育成ですので、ある意味成功する実例をつくっていただいて、次の発展にしていっていただければなと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、決算書の149ページ、７款１項のインバウンド事業に対してです。成果表の97ページになりますけれども、これも各議員が一生懸命一般質問あたりでも説明しておりますけれども、その効果についてなかなかうまくあらわれていないのかなと思いますけれども、そこら辺は市としてはどのような成果を求めているのかよろしく願いいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンド事業についての御質問でございますけれども、インバウンド事業につきましては昨年度、25年度につきましては市民号と一緒にになりまして台湾のほうに百十数名と一緒にキャンペーンを行ってきたところでございます。日本全体としましては、外国人の旅行を引き受けて経済活性化ないしは交流人口の拡大ということを目指しておりまして、当面1,000万という数字を掲げておりましたが、それがクリアして次は2,000万を目指するかというふうに視野に入ってきているところでございますが、御承知のとおりまだ山形県、特に最上地域には余りおいでになっておりません。確かに国内の旅行を見据えながら観光客を誘致するということの延長線としてもインバウンド事業というのを考えているわけですが、まだまだその外国人の方々が率として非常に低い状況ですので、もしその方々を取り入れられたら非常に経済効果、それから交流人口の拡大に結びつくということで考えているところでございます。

４ 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

４ 番（佐藤卓也委員） この予算に対してなんですけれども、県とか国とで一緒に連携するということはこの予算には一緒に入っているのか、それとも別の予算で入っているのか、そこら辺ももう１回お聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 県の事業といたしまして、台湾国際観光博覧会とかＩＴＦとかＴＴＥとかというところに県が主導して事業を組んでおります。博覧会に対するプロモーションをかけているところです。それらと一緒にやっているものとして年に２回ほどそのインバウンドの負担金の中に入っております。そのほかは新庄市独自の単独事業ということになります。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） せっかくいろんなところに行かれているわけですから、そのアピール度がやっぱりどうしても、新庄で始めているわけですから要は庄内置賜から負けているわけですよ、空港に来れば雪とか言えば置賜に行くほうが強いでしょうし、だとすればアピールをもしこれからも今後続けていくんであるとなれば、インバウンドに対してはもうちょっと強いアピール度、予算をかけなくてもできるアピールのやり方がもっと必要ではないかなと思います。だとすれば、このぐらいでいいのかなと思いますし、私たち委員のほうでも、いろんな言い方をされますけれどもその効果がどのぐらい出るのかが正直まだわからないで手さぐりなのかと思います。だとすればもうちょっと違うやり方をしていくほうがもっと成果が上がるのではないのでしょうか。とすれば、ここら辺でいろんな受け入れ態勢もありますが、これでは進まないでしょうし、予算の関係もあるといえればそれまでなんでしようけれども、そこら辺をもっと強くアピールする必要があったのではないか、あるのではないかと思います、そこら辺はどういうふうに感じていますでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 委員おっしゃられますとおり、アピール度という点ではまだまだ不足しているかと思います。新庄まつり自体も昨年のDCのプレとして販売促進会議とかということをやりましたが、県内でも置賜のほうに行くと新庄まつりのことをよく知らないとか、関東でも新庄まつりのことを余り知らない。関西の方なんか初めて聞いたというような感じで、そういう状況でした。関西の方はことしまつりに2グループ来ていただいたんですけども、ましてや海外に目を向けますとまだ新庄最上の

アピール度は足りないというふうなことは感じております。いろいろな発信の方法ありますけれども、ことしに入ってからではございますけれども、SNSを台湾語に直してフェイスブックでアピールしたり、あるいは観光客が食事や宿泊をしたときにバックマーゲンを出すような形でツアーを組んでいただきたいというようなことで対策をしているということです。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） ぜひともしっかりとした対策をとって、今年度事業、来年度事業に対しても、これ続けるのであれば頑張っていただくほかありませんので、ぜひともよろしくお願いいたしますと思います。

決算書ちょっと戻りまして137ページ、農林水産業費1項農業費なんですけれども、エコロジーガーデンの推進事業に対してなんですけれども、成果表の94ページになります。エコロジーガーデンの管理活用に対することなんですけれども、25年度も今までにないぐらいの人がこのエコロジーガーデンに来てやっていると思います。その中でも、今回は交流拡大プロジェクト実行委員会がいろんな企画を立ててやっておりますけれども、そこら辺のどういう評価を、市のほうではどういう評価を得ているのかよろしく願いいたします。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 エコロジーガーデンの活用につきましては、委員御指摘のとおり交流拡大実行委員会の皆様方とともにいろいろ検討しながらやっているところでございます。キトキトマルシェという名前で24年度から始まっていますけれども、25年度につきましては相当の毎回1,000人以上の方がお見えになって、売り上げもだんだん伸びてきているというようなことで、すごくエコロジーガーデンを母体にした

情報発信のみならずすばらしい事業になっているのではないかと考えております。まだまだエコロジーガーデンを活用しながらいろんな事業を展開していきたいと考えておりまして、なくてはならない事業、場所、エコロジーガーデンであると、それをもう少しうまく活用する方法もあるというふうに考えております。

4 番（佐藤卓也委員） 委員長、佐藤卓也。

伊藤 操委員長 佐藤卓也委員。

4 番（佐藤卓也委員） わかりました。いろんな各団体もごございますし、この実行委員会もいろんな方が入っていると思いますので、そこら辺をいろんな方ともっと接したり、またあそこは農業の発信地でもありますし、農家の方のもっといろいろ入れるような方もあるでしょうし、そういった取り組み方をもっとしていただきたいと思います。一生懸命、今年度あたりもいろんな方も大学生も来ていますし、エコロジーガーデンは要は通年型の新たな観光の魅力となりますので、そこら辺の取り組み方を来年度もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

済みません、ちょっと決算書のページ数がわからないので、成果表で申しわけございませんが、成果表の131ページでよろしくをお願いします。その24番、各種スポーツ大会でございますけれども、いろんなスポーツ大会が新庄市の健康増進には役立てているのかなと思います。その中で1点だけ気になったのですけれども、（5）、（6）ここにロードレース大会といものこマラソン大会がございます。これは素人ながら申しわけないのですけれども、走るんですからこれ大会を1つにしてとか、さっきも事務事業でも私言いましたけれども、こういう大会を1つにすれば新たな事業が生まれるのではないかなと考えております。ましてや今マラソンというのは、市長が申すような交流拡大の一つにもなっておりますし、例で言いますと東根あたりなんかはその走るマラソンの100選みたいな

のになりますと5位ぐらいに入っておりまして、日本中でも非常に注目されるマラソン大会になっております。新庄市でもマラソン大会はありますけれども、正直申しましてまだまだ知名度が足りないとは私は思っております。ですからこういうものを1つにして、よりパワーアップするようなことも必要だと思います。それに対して25年度はたくさんの方が参加されていますけれども、市としてはどのような評価をなさっているのかまずお聞きいたします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 ロードレース大会、いものこマラソン、似たような事業というふうに御指摘をいただきました。我々のほうではロードレース大会については、小学生が多く参加しております。これについては私の子供もそうだったんですが、非常に子供たちが意欲を持って自分は走りたいと、記録を出したいと、そういった意欲を持って参加している大会であると思っております。また、いものこマラソンについてはそういった観点とは少し離れまして楽しみながら走る、親子で走るといった要素も含まれている大会ではないかなと思っております。非常に開催の時期に当たっては近いという御指摘ももちろんあることは承知しておりますが、この事業についてはそれぞれ目的がございますので今後一層検討を加えまして、こういった時期に開催すればいいのか、こういった中身にすればいいのか検討したいと思います。

また、マラソン大会ということですが、東根マラソンは非常に大会の参加者が多くてうらやましいと思っているところでございますが、こちらのほうとしてもこれまでも御指摘ありましたようにマラソン大会をするということに関してはまたスポーツの振興の担当課としましては非常に行っていききたいと思っているところでございますが、予算との絡みや人員の配置いろ

いろいろございますので、検討を加えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 私から何点か質問させていただきます。

1点目は成果表の3ページの総務費の職員の給与改定と独自削減についてお聞きします。これについては、議案としての当初大震災の工事の停止なり、あと国家公務員との本市職員のラスパイレス指数の関係、また交付税の削減の対応等の必要性から山形県内ではいち早く議案として提出され、一部の反対はあったにせよ可決された案件であります。そういう中で、議会としても職員の給与等の関係からこの議会費等に載っていませんけれども、我々議員も削減した経過があるんですけれども、その後こういう国の要請によりそういった事案に対して協力した自治体と協力しなかった、県内でもあるわけですから、その後交付税にどのような違いというか、出てきたのか。そういうこともやはりこれは職員みずからのやはり給与を削減したわけでございますので、職員の方々にもやはり周知をしていただくという意味でもお聞きしたいと思います。

野崎 勉総務課長 委員長、野崎 勉。

伊藤 操委員長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 昨年の7月1日からことしの3月31日までの間、9カ月間になりますけれども、先ほど小野委員おっしゃるとおり国の要請に基づいて復興支援を兼ねまして独自削減、要請を受けての削減を行ったわけでございます。新庄市は当時106.3というラスパイレス指数でございました。ただ、決算が間近になりまして105.7ということで確定値になってございます。この削減措置を講じた結果、ラスパイレス指数は99.0まで落ちています。この99.0と申します

のは県内でも一番低いほうのレベルのラスパイレス指数になってございます。その結果、財政効果とすれば約7,200万円ほどの削減効果が生じてございます。

これは平成25年度の給与等の削減効果ということになりますが、かねて総務省のほうからこの削減に協力したところと協力しないところについての取り扱いが総務省の中でも協議されてきたところでございます。その結果、給与の削減努力というものが一行革の取り組みの一つであるというふうなことから、行革取り組み分として元気づくり地域交付金でありますとか、そういったところで反映させましようということになってございます。失礼しました、がんばる地域交付金です。この件につきましては、既に御承知のとおりこの9月定例会の補正予算のほうに歳入として計上させてございますが、新庄市はがんばる地域交付金の事業の対象として4億4,000万ほどの事業費に対して新庄市の交付率は28.7%ということで、交付金の限度額が約1億3,000万ほどになってございます。

ただ、こういったことで大変財政効果があったわけでございますが、一方でこの削減に協力しなかったといえますかできなかったところもございまして、県内では7市町がございまして、7市町のこの交付金に対する加算率、先ほど申し上げました行革の取り組みのその努力の成果によってその加算率が変わるわけでございますが、新庄市はマックスの10%加算ということになってございますが、削減しなかった例えば山形市の場合ですと0.8%の加算率にとどまっていることで、非常にその行革努力分という面では低い評価を国のほうから受けているというふうなことでございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） やはりこのように国の要請に基づいて協力してくれた自治体としなか

った自治体の差ができたとすれば、今後とも本当に執行部にとっても、また我々議会にとっても本当によかった一例ではなかったのではないかと思います。やはり今後とも執行部のほうで間違いのないように今後ともしてもらいたいと思います。なお、やはり市民のほうにも、広報紙等でこれらも周知をしてもらいたいと思います。

次に、成果表の65ページ任意予防接種の2番目の高齢者肺炎球菌ですね。後期高齢者医療制度加入者へ接種費用の一部助成なんですけれども、この制度も恐らく新庄市の財政難で過去何回となく執行部のほうに原課のほうで予算請求してもはじかれた経過があると聞いております。それで前年度始めて県内で一番最後にこういう一部費用が認められたわけなんですけれども、これによりますと13市というか県内の市町村の中でも新庄市は3,000円ですよ、一部費用ね。非常に低いほうにあるわけですよ。その結果といっでは何ですけれども、この接種率が5.7%ですか。この数字というのはどのように判断されるかお聞きしたいと思います。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいま御質問ありました高齢者肺炎球菌の予防接種の接種率についてということで、昨年度から市の一部助成制度としての予防接種になりまして、昨年度医療機関にはポスターを掲示したり、あるいは市報で春と秋、4月とそれから10月の全戸配布になる市報でも市民の皆様方に御連絡申し上げ、結果的にはこういった内容での結果になったということで、いろいろ分析もしました。

まずは、この予防接種そのものが昨年度、今年度の9月いっぱいまでなんですけれども任意接種という、いわゆる定期予防接種ではない任意の接種であるということで、ある意味、あくまでも自主的な判断によるものという部分がこ

の任意接種にはございます。そういった意味で、医療機関のポスター、それから市報で2回ほど全戸配布の市報を使ってお知らせしているわけですが、残念ながらもなかなか浸透しなかったのかなというふうに捉えております。

それから、この高齢者肺炎球菌の予防接種につきましては、5年間というのでしょうか、1回予防接種を受けますと副反応ということで基本的には5年間は予防接種を受けないようにということでは言われております。

それから、考え方なんですけれども、1回受けるといわゆる肺炎にはかかりにくい、かからないような事例が非常に多いということで、まず1回接種することを勧めている先生もおられます。1回接種したかしないかというのは、昨年度いわゆる任意接種、新庄市の場合助成をし始めて予防接種を受けた方の申請があって、その予防接種を受けた名簿がございまして、それでそういった昨年からのことでございまして、それ以前は本人それからかかりつけのお医者さんからの指導等で過去に受けている人には予防接種は受けなくていいよというようなこともあったのかなということ。

それから、委員がおっしゃるように3,000円の助成ということで自己負担もあるということで、その予防接種の接種率が結果的には助成の初年度ということでこういう結果になったのかなというふうに分析しております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） やはり、高齢者の方々はお金の問題も一番の問題だと思うんですよ、やっぱりね。たかが1,000円しか変わらないですけれども、ほかの地区は4,000円、新庄だと出して3,000円だべなど、そういう声がよく聞こえました。あとは周知の徹底ですよ、これね。せつかくやっぱりこの肺炎というのは、課長わかるとおり死亡のうちの恐らく3位ぐらいに入

ってくると思うんですけども、やっぱり非常に残念だっているのが、今まで新庄市本当に財政的に大変だったんですけども、13市で一番最後なんですよね。県内市町村で。そういう中においても、課長わかるとおりことしの10月から今度は定期接種になるわけですよね。やっぱりこれも昨年度から新庄が一部費用でやったんですけども、これの徹底、告知というか周知を徹底しないとダブってくる面もあるんじゃないかと私は思うんですけども。この10月からの定期接種についての、高齢者というのは恐らく65歳くらいになると思うんですけども、その周知徹底というのはどのように考えているのか。あと、できればやはり議会のほうにも前もって情報を提供していただければよかったかなと私は思うんですけども、その辺どうですか。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 この高齢者肺炎球菌ワクチンの定期予防接種とことしの10月1日に法改正でなるわけですけども、この高齢者肺炎球菌の予防接種、それからあわせて同じく水ぼうそうワクチンの予防接種なども普通は10月1日ってなかなかないと思うんですが、今年度10月1日からということで2種類の予防接種がいわゆる定期予防接種になりました。委員の皆様方にもなかなかそういったお話、御連絡を申し上げることができなくて大変申しわけありませんでしたと思います。市民の皆様につきましては、8月の広報紙それからその前にこういったチラシを回覧の文書としまして周知するように、あるいは受けていない方については予防接種を受けられるようにということで対応させていただいたところです。

なお、ことしの10月1日から今年度は委員おっしゃられるとおり65歳から5歳刻みで、そして最終的には30年度までに4年半かけてですけ

れども5歳刻みの人たちが65歳以上の人全員がいわゆる対象になる5年目からなるわけですけども、その間、先ほども言いましたように助成を受けている方、受けて予防接種をされた方の情報を蓄積しまして、過去に受けたことのある人、5年以内に受けたことがある人、その過去5年間で受けていない人、そういったことを判断できるようなそういった資料づくりもこれから進めてまいりたい、そのように思っております。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） やはり高齢者の死亡率の上位というのがやっぱり肺炎なわけでございますので、やはり市民に対するさらなる周知徹底をお願いするものであります。

次に、同じく成果表の82ページ。2番目の農地・水・環境保全向上対策費のうちの環境保全型農業直接支払交付金についてお聞きします。

実はこの交付金、昨年度に比べ交付金総額で563万400円ほど少なくなっております。また件数でも9件ほど減少しておりますが、この減少した要因というのはどのようなものかわかっていればお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 環境保全型農業直接支払交付金でございますが、これにつきましては25年度から県の交付金も市を経由して農家に入るということで、24年までは市は市、県は県、国は国という形で三方からそれぞれ入る仕掛けとなっておりましたが、25年度からは県の補助金と市の補助金合わせて農家に交付されるというふうな仕組みになってございます。

内訳としましては、特別栽培プラス冬期湛水で、これは水稲なんです約45ヘクタール。それから有機栽培ということで、これは201ヘクタールとかなり大きい面積になっていますが、

大半がソバ、ソバに対して有機肥料を使うということで対象になった面積でございまして、合わせまして246ヘクタールが25年度の環境保全型農業直接支払交付金の対象面積となっておりまして、昨年から比べますと、若干減ったようなところもありますけれども、その辺の増減の部分については追跡はしてございません。以上です。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 実はエコファーマーの認定ですよ。ちょっと調べたところ、ことしの3月だから25年度なんですけれども、認定が前年度にも45件も認定する件数が減っているわけなんです。今の山形県でも全県下でエコファーマーというか、そういう構想をやっておりますよね。その県とやっぱりタッグを組んだ環境保全型農業をやっているか、市町村の取り組みは一体どうなんだという、私そういう意味合いで質問をしているんですけれども。これは一般質問でもした経過があります。行政だけでなく、やはり農業団体、そして生産者を取り入れた3者まとまったやり方しないと、県との足並みをそろえた政策というのはできないんじゃないかと私思うんです。

県でも、課長わかっていると思うんですけれども、この推進目標として今回の平成26年度も一応の目標年度あるんですけれども、環境保全型農業に取り組んでいる農家数の割合を70%に目標に考えております。また、31年の目標とすれば75%という本当に高いパーセントを掲げているんですけれども、しかしながら皆さんわかるとおり本当にことしも米価があのおり極端に安くなっているんですよ。やはり県と同じような足並みをそろえた、やはりこれからは環境保全型農業を新庄市も取り組んでいくんだよという姿勢を見せていかないと、やはりこれからの新庄市の農業の姿というのを私は描くこと

ができないんじゃないかと思うんですけれども、これにかかわった農業の形態があればお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 山形県としましては、ただいま委員お話あったようにエコエリア山形農業推進プランというものを平成22年12月に立てまして、最終年次である平成31年にはやはり75%まで持っていくという、そういうふうな構想でございまして。地球温暖化防止、あるいは生物多様性に向けたそういったこと、それから生産者と消費者との共感の醸成というか、お互いにつくる側と利用する側の、食べる側のその辺の共感を醸成していくと。そういうふうな、ひいては農業農村の広域的な機能を担っていくということで、この山形全県、エコエリア山形と環境保全型直接支払交付金、これがかなりマッチする部分ではあると思います。やはりその安全・安心ということの名のもとに、その生産された農産物に差別化を図って単価をとっていくというほうも、そういった所得を上げていく上では非常に有利な取り組みかと思っております。

しかしながら、やはりその化学農薬を2割、3割軽減しながらいろんなその農家の取り組む作業内容についても当然、ある程度リスクも当然、リスクというかその難儀の部分、苦労の部分も当然絡めてのことでございまして、この辺はやはり生産者あるいは生産者団体と一体となって、さらにそのエコエリア山形をどうやって推進していけるかというふうな策についても、その辺いろいろ協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 次の決算書の139ページの担い手総合支援事業のうちの市青年給付金、そして果樹園芸事業費の戦略的園芸産地拡大支

援事業補助金、最後に先ほど佐藤卓也委員も質問しました若者実践塾事業なんですけれども、これらの事業は本当に当市の基幹産業である農業への支援策として盛り込まれているわけなんですけれども、これらの事業により新規就農者への影響というか動向というのは、どのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 基本的にはこれから農業を担っていく若者を育てていくというふうな部分から、いろんなその角度でもって市のかさ上げをしたり、独自の勇氣塾をつくってそれを進めていったりとふうなことを現在しております。一言でどれだけの効果があるかというふうなのは大変はかりにくい難しい面がございますけれども、例えば認定農業者の数から見れば現在307名というふうな数字になっております。これまで290名ぐらいでしたが、これがかかなり少しずつ伸びてきているというふうなこと。あるいはその昨年から始まった青年就農給付金、これについては昨年度25年度については16名で全て女性の方でしたが、決算ではございますが今年度の状況を申し上げますと、今年度はさらに5名の認定がありまして、このうち2名の方が女性ということで現在21名の青年就農給付金が対象者がございます。この方々に対しては、県の農業技術普及課とタイアップしながら今後の青年等のその就農計画についての作成支援等もしてございます。

それから、その窓口で担い手の経営研修会ということで法人化に向けた研修会もしてございますし、園芸作物関係で申し上げますと25年度から皆さんの御可決いただきました市の12分の1のかさ上げ、この事業につきましては現在のその事業に取り組んでいる販売状況が今3億円ほどでございますが、これを27年度には4億4,000万まで持っていくというふうなもとで今

現在取り組んでいるところでございます。そのようなことで、今後も引き続きできるものからいろんな策を打ちながら担い手の育成、あるいはその青年農業者の育成というような面で、この地域の農業を支える人材づくりに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

10番（小野周一委員） 委員長、小野周一。

伊藤 操委員長 小野周一委員。

10番（小野周一委員） 先般、山形新聞のほうに新規就農者が過去最高にふえたという記事が載っていました。全県では恐らく264人ですか、そのうち新庄市は7名が全体でふえたそうであります。しかし、最上郡では、これ県からもらったんですけれども舟形町が21名、真室川町が13名の総計で新規就農者がふえております。やはりそれも、先ほど私言いましたけれども、その町村町村のやはり自分の町は農業が基幹産業であるという思いでいろいろな事業を展開した結果ではないかと私は思っております。そういう意味で、さっきも言いましたけれども本当に米づくりが今多い農家の新庄市、今まで以上に新たな支援策をお願いをして私の質問にかえさせていただきます。

伊藤 操委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。
ほかに質疑ありませんか。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） それでは、141ページの6款農林水産業費の1項農業費の中で堤沢地区ため池等整備事業負担金について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

それから進捗状況、これまでの進捗状況とか

この金額は市独自の持ち分の金額ですか、その辺お聞きます。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 決算書141ページの県営土地改良事業費の堤沢地区ため池等整備事業負担金でございますが、この2,310万円につきましては新庄市の負担分ということで事業費の11%の負担金となっております。この事業につきましては、平成22年度からスタートした事業でございます。休場地区の上流部にあるため池堤沢、ここの堤防の改修工事を、漏水防止工事をしているものでございます。最終年度は平成27年度ということで来年度完成の見込みということで、総事業費としまして6億1,000万の事業費となっております。この事業費を国が55%、県が32%、市が11%、改良区が2%、このような負担割合で負担して下流域の水害防止と農業用ため池の農業水の確保ということで取り組んでいる事業でございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) このため池の事業に対して道路を拡張して道路をつくっているということをお聞きしましたが、完成後にはこの道路の活用というのはどうなるのか。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 道路用地のうち共有地については新庄土地改良区が登記名義人と借地契約を締結して用地を確保して、その後県が事業に着工してございます。それから、その県道交差部、いわゆる始点から林道併用区間までの拡幅に伴う用地については県が用地買収を行って事業を着手してございます。以上です。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これ完成後にはこの道

路はそのまま残るか、それとも撤去するかということをお聞きしたいんですけれども。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 完成後の道路の管理については、ちょっと今のところ情報を得ておりませんが、やはりその今後の維持管理という面からすれば当然残るものだというふうには思いますが、済みません、その程度しか答えられません。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) わかりました。

それから次に、179ページの10款教育費の4項社会教育費の中の図書館の管理運営事業費でございますけれども、これは指定管理料と思いますが、これについてお聞きいたしたいと思います。この図書館の開館の時間、閉館の時間、それから室内の温度管理、特に夏の場合ですけれども、そういう夏にどういう管理をやっているか、その辺ちょっとお聞きしたい。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 開館につきましては、朝は午前10時からという開館になっております。夜は6時だったと思っております。また温度管理ということですが、温度管理についてはただいま図書館の管理運営については指定管理者が行っております。指定管理者の判断でエアコンをつける、つけない、暖房をつける、つけないという判断をしているものと思っております。

18番(森 儀一委員) 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番(森 儀一委員) これ山形新聞のほうにも出ておりましたが、夏休みの学習あるいは宿題のお手伝いをして、退職された先生方なんかお手伝いをして、大変効果が上がっているということをお聞きしました。中には早くから来て9時ごろから待っている人がいるということで

ございますので、せめて夏分だけでも10時というより9時からということを考えられないものかという声が多いものですから、その辺、今後夏だけでもそういう時間の設定をすることできませんか、考えていないか、それをちょっとお願いします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 ただいま御指摘ありました朝の開館時間を早めるということについては、私も別のほうから声は聞こえております。ただ、先ほど言いましたように指定管理者の管理運営になっております。当然時間を早める、開館時間を延ばすということについては指定管理料との兼ね合いもございますので、夏期限定という申し出でございますのでそちら辺は指定管理者のほうと相談しながら財政状況等勘案しまして検討してまいりたいと思います。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 学力の向上ということで、先ほども出ましたので読書についてはよろしくをお願いしたいと思います。

それから、トイレですけれども、これトイレ洋式になっていないということを聞きましたが、これ本当ですか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 トイレの洋式化については、委員御指摘のとおりまだということですが、多目的トイレが1つ洋式になっておるだけでございます。ただ、その件については9月の補正のほうで御提案申し上げている内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

18番（森 儀一委員） 委員長、森 儀一。

伊藤 操委員長 森 儀一委員。

18番（森 儀一委員） 学力向上そして夏の読

書、これ温度管理十分注意しながらやっていたきたいと思います。終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ある方、ありませんか。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） それでは私から二、三質問申し上げます。

成果表の9ページの一番下のほうに新エネルギーということで載っていますけれども、これは25年度に山屋のセミナーハウスに取りつけたパネルだと思うんですけども、これ年度ごとに書いて次のページにあります、24年度は市民プラザはもう既に設置して終わってしまして、25年度がセミナーハウス、それで今年度が萩野学園に取りつけるということですが、この下の成果に書いてありますが我が市における今後の再生可能エネルギーの方向づけに資することができたというふうに書かれてありますけれども、いずれにしても再生可能エネルギーはこれを見る限り太陽光にだけ頼っているように見受けられるわけです。再生可能エネルギーはほかにももっとあるわけで、風力または木質のペレットまたはチップ、それから小水力、雪等今考えられることはこのぐらいあるわけで、どういうふうに今後新庄市はその方向づけを定めておるとすればお知らせをお願いしたい。

きのうも信金の6階で再生エネルギーの講演会ということであったんですが、世界を挙げてもこの再生可能エネルギーのやらなきゃならないと、化石または原子力を排除して地球環境の上からも、また防災上も再生可能エネルギーというのは十分使っていける、また使えるということで、やっている国が相当あります。日本でもその方向性を今見定めているんですが、当市には私の今感じている限りではこの太陽光パネル以外には見受けられない。どういうふうな政策を打っていただけるかお知らせいただきたい。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 新エネルギー関係の御質問ですけれども、グリーンニューディール国の政策にのっとりまして、24、25、26、3カ年度、ここに掲載しておるように計画的に国の方向づけによる県の基金を使いながら防災拠点施設となり得る施設に対しての、いわゆる公共施設に対する再生可能エネルギーの導入というようなことをしてまいりました。市役所の何か裏の庭のほうにも附属屋がございますが、それとあわせて実績をずっととってきております。雪国でありながら夏場よりは雪の降りぐあい、あるいは夏場のその天気ぐあいによってはかなり冬でも効果があるというようなことも実証が出てきておりますので、この導入をもとに持続可能で市民一人一人が自然循環型、あるいはエコ的なものに貢献するんだというような意識を育てていくためにも、この公共施設を母体として広めていけることの素地ができていうふうに思っております。

まだ現在進行形ではありますが、このたびの9月議会定例会のほうにも明倫中学校のほうを設計というふうなことで計上させてもらっておりますが、今年度から環境課担当ということで一般市民の方にもお使い願うことができるような補助制度、これを設計しております。これは太陽光パネル、それからこれだけではございせん、ペレットストーブ、まきストーブというようなところにも補助、これを制度として組んでおりますが、今後の要請次第によってはこの再生可能エネルギーの素地をもうちょっと広げられるのではないかといいうなことは期待できるものと思います。

何はともあれ、公共施設だけではこれは広がりというのはありませんので、市民全体で意識を持って再生可能エネルギーを含めて温暖化防止に資することができるような方向へというよ

うなことが大切でございますので、太陽光パネルGNBによる成果も市民の方々に御公表しながらさらに市民とともに広げられるような、持続可能なエネルギー対策というようなものを考えなければならないのかなというふうに思っております。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 大体のことはわかるんですが、一番手っ取り早いのは太陽光パネルつければ一番簡単で楽でいいんですけれども、ここに決算書にあるように、187ページにセミナーハウスのパネル設置に関する金額が出ていますけれども、3,850万ぐらいですか、設計とそれから工事の請負費ということですが、これだけの金を投資してどういうふうなエネルギーをどのぐらいここから得られるかというようなことは計算つくと思うんですが、これを単年度で消化していくということはこれは無理にしても、もっといい方法がないかということを探っていくのが政策だと私は思うんですね。ですから、ほかにないわけでないんで、事実チップボイラーというのは最上郡内でも最上町を先頭に、もう合庁でも使ってやっているし、そういうふうな実績がもう出ているわけですから、当市ではだからその部分をどう考えているかということはこの成果表の中に書いてある方向づけというものをどう捉えたかということをお伺いしたかったんです。これは後ほどいろんな機会にお伺いしたいと思うのですが、あとはきょうはちょっとまずいと思うのでお伺いしませんが、プラザの実績をいつか機会があったらお伺いしたいというふうに思いますからよろしくお伺いしたいというふうに思います。

それからその次、同じ成果表の中から行きます。次に、この下の7番に空き家対策というふうなことが書かれていますけれども、この空き家条例をつくってから環境課を中心にしてい

いろと苦勞なさっていること、ありありとこの文書の中からもとれることができるんですけれども。今全て対策を立てて、これを揺るがないものにまで持っていくというのは、まだまだこの先いろいろとかかると思うんですよね。今、現状として一番困るのは、これから始めるんですが去年のように２メートル近くの積雪となるということは必ず問題がその空き家から出てくるはずなんですよね。それをどう解決するか、非常に難儀なことだと思うんです。去年の実績見ますと、99ページに書かれてありますけれども、応急処置ということで11万9,210円というような決算の中で報告されてあります。これは恐らく危険な雪をおろしたんじゃないかなというふうな気がするんですけれども、これ1件や2件でなくて相当数の件数からそういうことが、苦情が来て対処せざるを得ないということが、おいおいとこれ出てくるわけなんですよね。ですから、こういうふうな処置を今後どういうふうにやるかということを徹底してやっていかないと苦情処理がこれ大変なことになって、私のところも相談が来るんですけれども、やはり大変今の状況では条例だけあってもどうにも対応できないというふうな行き詰まった問題が出てくるわけですよね。ですから、もう少し各機関と、宅建ですか、関係業界と相談しながらということでここに記されてございますけれども、なるだけその市民に優しい対応ができるように今後も努力をお願いしたいというふうに思います。これは、この結果を見てそういうふうに思うわけで、別に質問とはならないんじゃないかなというふうに思います。

それから次に移りますけれども、地域リーダー講座、この次のページ11の3にありますね。リーダー講座、ここでもうたっていますけれども、これも地域づくりにはやはり欠くことができない重要な問題であるというふうに思います。ただこの中で伺いたいのは、第1回の講座

で地域住民の健康づくりをやったんだというふうなのが書いてあります。それで集まられた138名の皆さんの中から、その健康に対することが十分理解されまして、必要性を理解されたということでありまして、この138名の中からその地域のリーダーを選んでいくんだというふうに私は理解しているわけですが、今後これをどういうふうに持っていけるか、この中から得られるか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域リーダー講座のリーダー育成の部分ですが、今委員御指摘のリーダーの育成の選び方、ここからいわゆる参加した方の中からリーダーをこちらが選抜するというふうなことではありませんで、地域の中に入って、戻ってもらって入ってもらって、その中で学び得ていただいたさまざまな具体策とかあるいは考え方、これをほかの地区町内の中のリーダーというか先頭となる方々がいらっしゃるでしょうから、その方々とともに地域住民の方々の健康づくりに資するものは何だろうと、ここの町内地域に非常にふさわしいやり方はどういうものだろうというようなところの検討から始めてもらって、実践のほうに移ってもらうという、そういうふうな活動の方向性というようなものを目途としているものでございます。

したがいまして、リーダーそのものの方々の限定して育成をしていくというようなことの方角づけとしては、その方を固定限定したのではなくて、やり方について学んでいってもらって町内でまた考えてもらう。そしてそれを実践して広げてもらうというような方向づけを、地域リーダー講座、リーダーとなる方々は基本的にはさまざまな分野があろうかと思しますので、まずは地域住民の健康が第一であろう

と、住民の健康なくしてはさまざまな地域活動の立て直しもできないだろうというようなことのもとに、まずもって健康というようなものに着目しまして進めてきた経過がございますので、リーダーの健康づくりバージョンの一つの考え方というようなことを今のよう形で思っております。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 地域のリーダーづくり、私も賛成ですけれども、どうもやはり地域間のコミュニティー意識が非常に希薄になってきている。一番極端なのは、老人クラブの解散というふうな現象がどんどん起きてきていると。数字的に捉えればすぐわかると思うんですけれども、もう私のイメージでは半分以下になっているんじゃないか、当初のですね、最盛期の半分以下というような気がするんですよ。

それで、なぜ憂いるかといいますと、この間も敬老の会がありまして、集まってくる人間も昔の半分以下、私のところ萩野地区公民館でやりましたんですが以下なんです。呼びかけても来ないんです。来ているのは老人クラブの組織を持っているところが来ているんですね。あとはばらばら。せっかく若者が、私のところ青年団がやりますので、支度をしていろいろ企画しておもしろおかしくやるんですが、それでも、ただですよ無料ですよ、でも来ないんですね。ということは、やっぱり地域のリーダーが育っていない。こっちは老人クラブですけれども、同じやっぱり年齢の中にリーダーがいないということになると思うんですよ。

するとどういうふうな悪いほうであらわれてくるかといいますか、これは今健康づくりの講座をやったんだということなんです、一番大事なその健康を害する方向に向いていくんですね。今、一生懸命やっている健康体操というのがスポーツ21の中にあるんですが、一番人数が多い

んですね、その部分が。今4カ所でやっているのかな、120、130人ぐらいになっているはずなんです。ですから、健康に対してやはり関心を持つのは自分のことです。そういうような方向づけ向けてやらなきゃならないということと言えるわけですね。それでやれば集まってくるんですよ。そうしたらその1つの、そういうチームというか会の中からもいろんなものが生まれてくるはずですね。ただ体操やっているだけでなく、会話が当然あるわけですから。そこに、その新しいリーダーが生まれて、いいコミュニティーの組織ができてくると私は思うんですよ。ですからこの部分をもう少し強力に進めるべきじゃないかなと、新庄市の方向性として私は思うんですよ。どうですか、その辺の今後の進め方、どういうふうに捉えていますか。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域コミュニティーが非常に、極端に言えば非常に廃れてきている。今後が非常に心配であるというふうなことになるわけですので、地域リーダー講座というようなものの開始した意図につきましては、今言われた部分が非常に共有できている部分だと思います。したがって、まずもっては地域住民の健康づくりというところがさまざまな問題を抱えている地域でありながら、この健康に着目する部分というのが非常にわかりやすく、共有できる部分じゃないかというようなところで、この切り口から出発したものでございますので、リーダー講座、毎年さまざまなその地域が抱えている課題に焦点を当てていこうというような形の意図を持っておりましたが、2年度目の今年度につきましては、別の分野に移ることはまずちょっと難しいだろうと。もう1年度健康づくりをしないと浸透も少し図れないのではないかとこのことのもとに、2年度目も今年度、25

年度の反省をもとに引き続き実施しているところでございますので、力の入れようとかそういうような形で見ていただける部分ではあるのかなというふうに思います。

あと、やり方につきましては、1つとしてはモデル地区を、やる気のあるところをモデル地区に設定できないかというようなことのもとで、実践活動を健康課と具体的な連携を図りながら実践をしている今年度でございます。健康教室というようなことで具体的な町内を設定しながら今年度やっていますが、また来年度につきましても今年度のこの実態を踏まえてやってみようというところが出てきておりますので、少しずつ浸透していくのかなというふうに思っております。あと、あらゆる機会にこのようなことを広めていかないとまくなということもありますので、区長協議会のほうを通じて機会を見てこの辺の情報の共有、あるいは問題の共有というところも図って御意見を頂戴しながら進めてまいらなきゃいけないというふうに思っています。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 私の言いたいことは、何といっても人間は健康でなければ物事が始まらないわけで、害してはもう何もできなくなるということであろうというふうに思います。一番大事なこと、新庄市にとってもその健康問題をクリアすれば、やはり政策上も住みやすい明るいいいまちにできるんじゃないかというふうに私はいつもそういうふうに思っています。そんなことで、総合的に一つのこのまちのスローガンに掲げても私はいいんじゃないかというふうに思います。新庄に行けば、そういうふうないい政策がいっぱいあって、健康で長生きできるまちなんだというふうなことに例えばなつたとすれば、人口減にもある程度の歯どめがかかるんじゃないかなと、そして一番嫌なその雪の

問題も自然と消えていくんじゃない、いいことが余計あれば悪いことは消えていくのは当たり前なことなんだから。だからそういうふうに進めていけないかなというふうな私の思いがあります。それで、それを政策をどんどん進展することによって、今年度上がったその健康保険税なんていうものをある程度は歯どめ、絶対これ私は信じています。そういうふうに保険税を下げるができる、要するに医者にかからないような体を自分でつくっていくんです。そういうものを市民に植えつける、これが大事だというふうに思いますので、この政策をもっと大々的に早く進めていただきたいなというふうに私は思います。よろしくお願いします。

それから次に、これも成果表の79ページにありますけれども、これも何回も私申し上げているのですが、この4番の若者園芸塾、先ほども質問ありましたんですが、成果表の中にはその売上金が販売金額として223万3,000円と出ていますけれども、ここでできたものを売るためにこれやっているんじゃないんじゃないですか。こんなのは出てこなくなっちゃいいんですよ、成果表の中に。私はそう思いますよ。だって若者を農家を経営する担い手を育成するために、一番上に書いてあるじゃないですか。担い手育成のためにこの実践塾というのはつくってあるんでしょう。売り上げを伸ばすためじゃないはずなんですね。

それで、一番先にそのスローガンに掲げた夏秋いちごは全然全く伸びていかないんですね、わずか金額からいったって大したことをやっていないというのは出てくるんですね。だからその下のやつなんていうのは、ここで学ぶよりも何回も、これも同じこと繰り返しますが、やっている人がいっぱいいるんですよ。特にトルコギョウなんていうのは日本の皆さんに指導するぐらいの技術を持ったのはいっぱいいるんですよ。ここでやるなんていうのはおかしいん

ですよ、実践塾でこんなことをやるって。はっきり言うと私はこの事業やめるべきだと思う、来年度から。私から言えば必要がない。だって実践塾入塾する人は最初から苦労しているんじゃないですか、集まってこないでしょうが。人気がない。当たり前ですよ、だってこんなところで聞かなくなったら何ぼでも聞けるんだもん、いっぱいやっているんだから。そこ検討してください、来年に向かってまたやると思うんですが、私は思い切ってやめるべきだと。これ県が新しい計画立てるのはいいんですけども、やめて引き際というのは大変難しいんですよ。ここで打ち切るなんていうのはなかなかできないことです。

それから、もう一つは、まだ時間あるな。もう一つは、そのインバウンドですね。インバウンドこれも3年やりましたか。それで成果表の中に97ページ、7番ですね、ここへ出ていますけれども、成果は迎えるんでなくて行ったほうが余計だな、これずっと見ていっても。新庄から出て行って台湾に行ったほうが余計。これは、誘客のためにやったんだというふうなことに言えばそれもそうですけれども、これだったらお伺いしますけれども、この事業何年間やってどういうふうな計画を持って何年なったら台湾から人が来るんですか。これはちょっと続けるには難しい事業だと。何でかという県がやっているでしょう、大体同じようなことを。県に勝てるわけない。そう思いませんか。答えていただきます。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 インバウンド事業でございますけれども、インバウンド事業は確かに今現在は昨年も百十数名と一緒に台湾のほうに出かけたというようなことでございます。ただ、向こうのほうからも昨年は宿泊立ち寄り等を含めると、台湾だけではございませんけれども

四百数十人の方がおいでになっているということもございます。ただ、やはりまだ先ほども申しましたけれども、日本全体にきている中で新庄最上地域においでになっている方は非常に少ないということでございますが、やはりなれていないということもございます。もう少しPRもしなければなりませんし、トイレの問題とかそういった問題もありますので、だんだん条件整備を重ねながらPRをしながら続けていきたいと思っておりますが、県のほうはチャーター便を確保するとかそういった事業でございますので、我々としてはチャーター便で来た方も含めながら新庄最上地域に寄っていただけるような工夫をするということでございます。

来年は、日本と台湾で観光サミットというのをしております、日本でやって台湾でやると隔年でやっておりますが、来年はその台湾の日台観光サミットというものが山形県で行われるということが決定しておりますので、県とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） 希望のない話に聞こえますけれども、毎年これだけの予算を使っているわけですから、効果が長くかかるのはこれやむを得ないと思うんですが、効果が少しずつ上がっていくような状態でないとこれやってもしょうがないんですよ。ですから、今も課長のほうから県とタイアップと言うけれども、県は新庄市に力なんかかさないですよ。そうでしょう、県自体が一生懸命になっているんだから新庄市にそれをおすそ分けするなんてことはあり得ない、私から言うと。ですから新庄市独自に効果を把握して、これはいけると思えばやればいいんでしょうけれども、見込みないというときは潔くやめなさい。この次は。勇気が必要けれどもね、これだけ投資して途中で投げるとい

うのは非常に残念で難しい話ですけども、それも一つの政策上の手段だと思いますので、そういうふうに見きわめて状況だけはきちっと把握して、いつ聞かれてもわかるように、成果が出ないものはこれだけじゃないんですけども、早く終止符を打つべきだと私は思います。以上終わります。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

散 会

伊藤 操委員長 ないようでしたら、以上をもちまして、本日の審査を終了いたします。

次の決算特別委員会は9月18日木曜日午前10時より再開いたしますので、御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後2時52分 散会

決算特別委員会記録（第3号）

平成26年9月18日 木曜日 午前10時00分開議
委員長 伊 藤 操 副委員長 石 川 正 志

出席委員（17名）

1 番	佐 藤 悦 子	委員	2 番	伊 藤 操	委員
3 番	高 橋 富美子	委員	4 番	佐 藤 卓 也	委員
5 番	石 川 正 志	委員	6 番	佐 藤 義 一	委員
7 番	奥 山 省 三	委員	8 番	沼 澤 恵 一	委員
9 番	平 向 岩 雄	委員	10 番	小 野 周 一	委員
11 番	小 嶋 富 弥	委員	12 番	清 水 清 秋	委員
13 番	小 関 淳	委員	14 番	遠 藤 敏 信	委員
15 番	下 山 准 一	委員	16 番	新 田 道 尋	委員
18 番	森 儀 一	委員			

欠席委員（1名）

17 番 山 口 吉 静 委員

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治

監 査 委 員 高 山 孝 治

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦

農 業 委 員 会 長 星 川 豊

監 査 委 員 長 佐 藤 正 寿

選挙管理委員会 小 松 孝

農 業 委 員 会 長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉 主 査 川 又 秀 昭
主 査 沼 澤 和 也

本日の会議に付した事件

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

開 議

伊藤 操委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は17名であります。

欠席通告者は山口吉静委員の1名であります。

これより9月17日に引き続き決算特別委員会を開きます。

初めに、審査に入る前に、9月17日の初日も申し上げましたが、再度確認のため審査及び本委員会の進行に関しての主な留意点を申し上げます。

会議は、おおむね1時間ごとに10分間の休憩をとりながら進めてまいります。質疑は答弁を含め1人30分以内といたします。質問の際は、決算に関する資料の名称とページ数、款項目、事業名などを具体的に示してから質問されるようお願いいたします。また、会議規則第116条第1項に、発言は全て簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないと規定しておりますので、これを遵守願います。

以上、ただいま申し上げました点について特段の御理解と御協力をお願いいたしまして、ただいまから審査に入ります。

議案第55号平成25年度新庄市 一般会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 初日の審査に引き続き、議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、一般会計の歳出に関し質疑ありませんか。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） それでは、早速質問をしたいと思います。

決算書147ページ、7款1項商工費のところの備考欄が商業振興対策費、その6行下、7行下あたり、商店街活性化アドバイザー育成事業業務委託料767万2,400円とありますが、委託料と書いてありますが、この委託先。

その下の商店街連合会事務局機能拡充事業業務委託料82万4,922円、この委託先というのは、どこになるのでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街活性化アドバイザー育成事業の委託料767万円、これにつきましては、NPO-AMP（アンプ）になっております。

それから、その下、商店街連合会事務局機能拡充業務委託料82万4,000円、これもNPO-AMPでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 両方とも、アンプというNPOということですが、何に使われたかというのは、わかりますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街アドバイザーのほうですけれども、これは、いわゆる商店街を活性化するためのさまざまなアドバイスをするための人材を育成するということで、2名を緊急雇用で雇用したものでございます。ほとんどは人件費でございますが、この緊急雇用は、最近、人件費はたしか6割ぐらいまでということが上限でございまして、そのほかは、それに付随する事業費に使うことができるということでございますので、印刷費とか消耗品等に使っ

たものでございます。

それから、商店街連合会事務局機能につきましては、商店街の事務局機能を担当する者を、人数1名を緊急雇用で雇い上げまして、事務局機能を強化したいということで雇い上げたものでございます。これも同じように、人件費が6割相当ということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） はい、わかりました。

そのアドバイザー育成事業で、商店街に対してアドバイスしたわけでしょうか。どのような内容のアドバイスをしたのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 商店街の正式な名称はちょっとあれですが、商店街の活性化のアドバイザーの資格がございまして、その資格を取るということをまず前提に、緊急雇用で雇用したものでございます。その資格は取りましたので、まず、それはクリアしております。

それで、実際2名につきましては、商店街の「バル街」とか、それから「まちなか学校」等の事業に参画しまして、事業の募集やら、こうしたらもう少しお客さんが来るのではないかと、いったようなことをアドバイスしたということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） そうですね、商店街も、私も一般質問で申し上げたように大変な状況であるということなので、より有効性のあるような事業をやっていただきたいと思います。

次に、149ページ、同じく7款商工費1項商工費の中の真ん中よりちょっと上、備考欄のちょっと上ですけれども、市インバウンド誘致キャンペーン実行委員会負担金332万5,000円、き

のうも委員の中から質問がありましたけれども、これは、新庄市の例えば何をどういうふうに見せる、あるいはアピールする、そういうふうな具体的なもの、新庄市の何を売りにするかというのはあって、こういうふうな事業を進めようとしているのでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 きのうも一部申し上げたところではございますが、国内の外国人の旅行者というのは、もう1,000万人を超えていると。新庄最上地域においては、4,000人程度ぐらいしかいらしていないということでございます。交流人口を拡大しないと旅館業の方々も厳しい状況にありますので、たくさんの旅行客を受け入れたいわけですが、やはりインバウンドで国のほうとしてはもっと外国人を受け入れたいという方向に傾いていますので、その方々をやはり呼ぶということは重要なことだというふうに考えているわけです。

この地域におきましては、自然条件として、桜、それから新庄まつり、秋の紅葉、冬の雪といった自然条件が打ち出せるものだというふうに考えておりますけれども、特に台湾の方々につきましては、人格的にも日本を好んでいただいておりますし、そういった自然に非常に興味を持っているということで、台湾をまずはターゲットにして今の事業を進めたいというふうに考えているところです。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） もやもやとはわかりましたけれども、例えば具体的に何かこういうふうなことをやってみたいなことは、去年は計画したんでしょうか。地域にこういう場所があるから、こういうふうな方向でみたいなのことの議論は行われたんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 昨年は、やはり新庄最上地域をまだまだ知っていただけていないということで、いかにこの地域を知っていただくかということに主眼を置いたわけでございます。

「市民号」と一緒にセールスに行ったということはありますが、それ以外としては、向こうの旅行業者をこちらに招待しまして、特に冬の間、2月だったと思いますが呼びまして、新庄の雪とか温泉とかそういったところを見ていただいて、その結果、向こうのほうの情報誌にも新庄最上を掲載していただいたというようなことでございます。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 課長がおっしゃるには、やはり新庄単独でというわけではなくて、新庄最上を全体として考えて誘客を図るというふうな考えなわけですね、大体。

それでしたら、私は、最上広域全体でこういうことを進めるべきではないかと。いろいろ新庄市単独でこのように予算をつけてやる必要もあるかと思いますが、むしろ有効性からいって、肘折とか、金山のグリーンバレーとか、最上地域周辺にはいろいろな観光資源がありますので、それこそ新庄市単独の予算というよりも最上広域全体でこういうものを進めるべきで、そのほうがいいかなと思うんですけれども、そういう流れみたいなものは、去年は議論されなかったんでしょうか。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄市単独だけでは、やはりインバウンド事業として呼びするには難しいという面がございます。好まれる温泉施設も新庄市ではないというようなこともございますので。昨年、市民号と一緒にいったというところでセールスも行ったわけですが、新庄市

だけでなく、ほかの郡内の担当者、それから観光業に携わる方々も一緒に行っていてセールスコースをしております。最上総合支庁長も同行しております。

その結果、やはり新庄最上地域全体で取り組まなければならないというふうなことは皆さん認識しておりまして、そういう方向でございます。

特に、今後、定住促進対策とかそういった事業を最上地域全体で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、最上広域といたしますと広域としての事業の範囲がございますので、市町村で連携をとりながらやれる事業かなというふうに考えております。

13番(小関 淳委員) 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番(小関 淳委員) 効率からいっても、アピール度からいっても、最上8市町村で協力し合いながら、いいところを引き出し合いながらさらにいい方向性を見つけていったほうが、私はよろしいのかなと思いますので、ぜひその辺もこれから検討なさっていただきたいと思います。

次に、185ページ、10款教育費4項社会教育費の中の、ちょうど備考欄では真ん中ぐらいにあります。スポーツ指導員報酬353万2,000円とありますけれども、この指導員というのは、指導対象とか人員、あとは種目などはどのようなものなんでしょうか、ちょっと聞かせてください。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 スポーツ指導員報酬ということでございますが、県縦断駅伝競走大会の強化対策事業として配属されましたスポーツ指導員に対する報酬でございます。

スポーツ指導員ということで、駅伝を中心に長距離を中心に指導をいただいておりますが、

小中学校への陸上の指導、また、スポーツ21等の陸上の指導について、御協力をいただいているものでございます。

これにつきましては、昨年度は新庄市と舟形町に各1名ずつおまして、新庄市にも1名おりましたので、その方に対する報酬ということでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 駅伝の選手ということですか。違うのですか。人件費ということですね、わかりました。

いや、私は、各スポーツの指導者が何人かいらっしゃって、その方が中学校とか大人の方とかに各種目を指導しているのかなと思ってお聞きしたのですが、ぜひそういう方向性も考えていただければと思います。

187ページ、同じところですが、備考のちょうど真ん中ぐらいですね、成果表にも129ページあたりから132ページあたりにいろいろ載っています。市民スキー場管理運営事業費3,904万3,575円についてちょっとお聞きしたいと思います。

スキー場のことについては、私は何度も何度も質問をさせていただいて、これからの方向性などもいろいろお聞きしているんですけども、使用料についても、昨年よりは非常に使用料も約444万円、それぐらいの数字で非常に頑張っているという数字は出ているのですが、ただ、非常に懸念されるところが修繕料なわけでございます。修繕料が、去年595万4,539円、その前の年が約460万円、その前の年が350万円、その前の年が410万円。

市民スキー場の意義というのは、何度も御説明いただいて、ある程度は理解できるんですけども、本当にこの修繕料というのは、これからいろんな設備が経年劣化してくるわけですから、どんどんはね上がってくるような流れが見

える。去年、その修繕料等々についての議論はなされましたか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 修繕料ということでございますが、これまでも何度も御質問いただき御回答しているところでございますが、スキーリフト等の修繕について大分かかるわけでございますが、人命ということにかかわってきますので、法的な検査についても行っておりますし、それで不備が見つければ必要な修繕を行っているということで、理解しております。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） そういう答弁でいいんだと思いますけれども、私が聞きたいのは、この修繕費がどんどんかさんでいく状態について、何か議論したかということです。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 修繕につきましては、スキー場だけでなく、社会教育の施設自体が非常に老朽化のため修繕が必要となっております。これと同様に、スキー場のリフト等の修繕についても話をしているところでございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 課長がおっしゃるようないろいろな施設が経年劣化しているという事実は、周知の事実だと思います。

ただ、私が聞きたいのは、スキー場についての修繕について、どういうふうな議論で、どういうふうな方向性あるいは対処、そういうものの議論があったかということです。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 スキー場の修繕の中身、主なものについては、法定の検査に基づく御指

摘に従って修繕をしているというところも大分ございます。

ただ委員御指摘のように、これからますます使用料400何万の中で3,900万円をかけて、また、その中でも600万円近い修繕費がかかっているという状況は理解しておりますが、市民の安全のために、法的な検査によって指摘された部分については修繕して利用してまいりたいというふうに考えております。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 修繕の方向性も考えていただくと同時に、継続するのか、やめるのかということも、今後議論をしていただければと思います。

あと最後に、109ページ、2款総務費6項社会福祉総務費の中のシルバー人材センター助成事業費648万7,000円。これについてですけども、わかりますか、109ページ。

3月の予算委員会のほうで私がシルバー人材センターについてのことを質問をした際に、それをインターネットか何かで見た元市職員から、町で突然会ったんですけども、「シルバー人材センターについて余計な質問はするな」と、思いつ切り真顔で言われてしまったので、あえて議員として質問をさせていただきますので、お答え願えるところはお答えいただきたいと思います。

このシルバー人材センターに648万7,000円が行っていますけれども、この市の自主財源の部分というのはどれぐらいになるのでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 シルバー人材センターにつきましては、補助金につきまして、この109ページの648万7,000円でござ

います。

これにつきましては、県のほうの140万4,000円というふうな総合交付金から出るものがありますけれども、それと、新庄市の部分が498万3,000円というふうなことでござい

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 498万3,000円も自主財源から行っているということなので、それでしたら、その組織の状態や業務内容のチェックなどは、新庄市は行っているのでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 シルバー人材センターの補助金の推移でござい

ますけれども、一番高かった時代では、国の補助金も含めまして2,780万円というふうな時代もございました、平成10年でござい

ますけれども。その後、平成11年、平成12年と、この経営状況を考えまして削減してきたというふうなことで、最終的にはだんだん減ってきておりますけれども、平成21年度から、平成10年度の補助金額と比べまして3割程度下げてきているというふうなことでござい

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 懇切丁寧な御説明いただいたんですけども、組織や業務内容につ

でのチェックはなさっていたんですかということ
を、簡潔に答えてください。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 シルバー
人材センターにつきましては、毎回、総会後に
その決算資料等を提出していただいております。
その中で、会員数の状況でありますとか、それ
から正味の財産の決算書でありますとかという
ものは、提出していただいております。以上で
ございます。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） 私は、シルバー人材セ
ンターの機能及びこの地域への役割については、
非常に重要なものがあると認識した上で確認を
させていただいています。誤解のないようお願い
したいんですけれども、ただ、やはりチェ
ックの状態が曖昧であると、なかなか組織とい
うのは真つすぐに進めないというふうなことが
あるかと思しますので、ぜひチェックを十分に
していただいて、あと、市民もチェックできる
ようにインターネット上では公開されています
けれども、それよりももっと踏み込んだチェ
ックというのが必要なんじゃないかと思うので、
ぜひ実践をしていただきたいと思います。648
万円も行っているわけですから、その辺をしっ
かりお願いしたいと思います。

あと3分ですので、ほかの地域のシルバー人
材センターも、市役所の退職なさった方が事務
局長等々についているんでしょうか。ほかの地
域はどんな感じで採用しているんでしょうか、
その辺、わかりますか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小

野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 どこの地
域のシルバー人材センターにつきましても、一
般の社団法人から公益法人のほうに移行してい
るところが多いと思いますけれども、そういつ
た中で、いろいろその理事会でありますとかそ
の組織の中で審査しているものと思われますの
で、具体的にはどの地域でどの方が就任してい
るか、その経歴までは把握してございませんけ
れども、ほかの一つの公益法人として自主性と
いうこともございますので、そこら辺のところ
は市のほうで意見するところでもないかなとい
うふうに考えております。

13番（小関 淳委員） 委員長、小関 淳。

伊藤 操委員長 小関 淳委員。

13番（小関 淳委員） やっぱり予算が、シル
バー人材センターのほうに入っているわけでご
ざいます。紛れもなく血税でございますので、
その辺についても十分にそのシルバー人材セン
ターのほうで議論できるような、そういうふう
な雰囲気をつくっていただければ、より機能す
るシルバー人材センターになるんじゃないでし
ょうかということで、質問を終わります。

伊藤 操委員長 ほかにありませんか。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ただいまの小関委員の
質問に引き続きましてシルバー人材センターで
すけれども、シルバー人材センターに登録され
ている方の人数、いかほどでしょうか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、
小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小
野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 25年度末
でございすけれども、新庄市の会員につきま
しては、353名というふうなことになるござ
います。郡内各町村合わせますと、582名とい

うふうな状況になってございます。

1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

1 4 番（遠藤敏信委員） 582名というのは新庄市と合わせた分ですか。合わせた分、はい、わかりました。

それで、例えば新庄市では、山屋の農村環境改善センターとか、昭和活性化センターなどの管理運営をシルバー人材センターに委託されているわけですが、シルバー人材センターが行っている例えば25年度の事業高、わかりましたら、お教え願いたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 補助金をやっているというふうなことで、いろいろ会計報告、事業成績なんかについても報告をいただいておりますけれども、一応別の独立した公益法人でございますので、この場で報告するというふうなことは適当ではないかというふうに思います。

なお、市の監査のほうでも報告いただいているということで、審査しているというふうな状況をお聞きしております。以上です。

1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

1 4 番（遠藤敏信委員） ほかの事業体だから明らかにできないというふうなことでしたら、これでやめます。

成果表の11ページ、5ページの最下段にも書かれておりますけれども、市民協働の推進に関することというふうなことで、職員の地域担当制について書かれております。全職員を40班に地区割り編成し、市長と市民のまちづくりミーティング開催の要望調査やその運営、豪雪に伴う地域の諸状況の把握や東北地方自動車整備検

討計画に対するアンケート調査表の配布・回収などを行ったとあります。

そのほかにかというか、地域担当制がどのように機能しているかというふうなことについて伺いたいします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 職員地域担当制の役割というふうなことになりますけれども、担当職員と区長方の中で、地域の課題、ハード、ソフトがあれば、そういうふうなものの意見交換、課題の解決に向けた具体的な動き。あとは情報としてのやりとり。そういったものが適宜行われるように、これが制度として持っておりますけれども、職員と区長方とのコミュニケーションの発展の度合いによって、それがあのかなというふうに思っております。

その中で、一つはまちづくりミーティングといったものの開催も随時受けるということもあります。随時、市政に関する意見交換というものを行える体制をとっているというふうなことでございます。

1 4 番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

1 4 番（遠藤敏信委員） これ、地域担当制が最初に打ち出されたときには、行政と地域を結びより緊密なかけ橋になるのではないかというふうな期待感が非常にあったわけです。

ところが、いざやってみると、それがうまくいっているというふうな例を聞かない。非常にこれは例えばコミュニケーションをとる重要なツールだとは思いますが、ある区長方にとっては、用もないのに来てもらっても迷惑だと、あるいは逆の場合、そういう地域担当制というふうな制度があるのなら、たまには顔を見せろよという相反するふうなお話を聞いたことがあります。

地域担当制をやっていますよというふうなこ

とはあるんですけども、このままいいいいのか、あるいはより機能するような方策というかチェンジするというか、そういうふうなことは考えないのか。

また、この地域担当制というのは時間内でやっているのか時間外でやっているのか、その辺のところを。例えば日中留守の場合には、当然夜間を割かなければならないというふうなことであるし、その場合、職員の負担というのが大きいと。その辺のどういうふうな範疇で考えた方がいいのか。

これは、うまくやれば物すごくいいと思います。ところが、現状というのは、地域担当を担う職員とのやりとりではなくて、直接必要とする課に出向いて交渉するというか、そっちのほうよりストレート、簡便だというようなことでやられているような気がするんです。だから、よりよい方向に改善してやっていくというふうな見込みがあるのか、そういうふうなことにについて検討したことがあるのか、お伺いします。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 以前にもお答えしたことがあると思いますけれども、導入して6年がたっております。5年をめどとして検証のほうをしまして、制度自体、これは非常に人口減少がこの形の中で進む中で、地域のコミュニティー活動のほうもだんだん減退化していくというようなところを、効果的に行政との中で結びつきを強めてやることのほうが非常に効果的な行政を推進できるだろうというようなことのもとに、やはりこの制度については公務の中で我々としては進めるべきであろうというようなことは、その継続性をもって考えてございます。

成果といたしましては、やはりこれがあることによって市民の皆様方と、代表となる区長方になりますけれども、市役所との間の距離感と

申しますか、それが縮まったのではないのかなと、さまざまな御意見を頂戴しやすくなっているのではないかというような感じはいたします。

あとは、お聞きする中で、まちづくりについては、やはり地域が主役になって意識を強めて、主体的に考えていくことが必要だということなところの認識も芽生えてきていると感じております。職員側のほうも、市民の目線に立った考え方をもう一度見直したのではないかと。その辺、お互いにもっと高くというか深くというか、強化していかなければいけないのであろうというふうに思います。

そのためには、統一的な今言われた行動だけではなく、常日ごろの先ほど申し上げました地域担当制の役割、これをもう一度見直して進めていくことが必要なんだろうということなことで、我々も区長方に、協議会を通じる、あるいは、また今さらに検証もしているところなんですけれども、それを改善のほうにつなげていって職員のほうへの意識の醸成というか、また研修もする必要があるだろうというふうなことも今議論しているところでございます。

改善のほうといたしましては、この職員地域担当制の役割をもう一度確認するとともに、個別活動についてコミュニケーションを図りながら、この時間に来てもらっては困るとか、この時間に来てもらわなければだめだとかさまざま、おっしゃるとおりケース・バイ・ケースなわけでございますので、その辺も踏まえた形の中での動き方、そのためにもお互いの意識の持ちようというようなものをもう一度確認する必要があるであろうということなことで、区長方と職員のほう、もう一度それぞれを確認し合っていきたいということなことで進めてまいりたいと。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） 確認して、うまく機能

するような形にしていっていただきたいと思います。

成果表の9ページ、ふるさと納税について伺います。

25年度、1,150件の申し出があり、1,198万9,000円というふうな納税があったというふうなことです。これに対して、返礼として幾らバックしたかと。支出した金額は幾らかというふうなのが決算書には載っておらないのですけれども、1,198万円に対してどれほどの返礼があったのか、それを伺おうと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 決算書の95ページをお開きいただきたいと思います。

95ページの後段のほうに、企画調整事業費が大区分としてございますが、その上から2つ目の明細、報償費、これがすなわちふるさと納税の返礼品代全額となります。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） すると、ふるさと納税、2008年から始まったわけですが、総務省の当初の狙いを大きく超えて、今はふるさとを応援しようというふうなことからは、例えば今住んでいるところの地域の税負担が緩和されるというふうなことから、自分の好きなところでもいいけれども、例えば、よりよいものをいただくために納税するというふうな形に、少し形が変わってきています。

これが非常にヒートアップしてきておりまして、「100%得をするふるさと納税生活」などという本も出たというふうなことで、いかに、例えば1万円を出して、例えばそこら辺のスーパーで小売で1万円ぐらいの値するものをもらった、もらったではなくゲットしたというような表現をして奪い合いをしているというふうな傾向があります。ちょっと私も新庄市のものをぞい

てみたのですけれども、26年4月から、ふるさと納税に関する欄がリニューアルされて、Aコース、Bコースとあって、返礼品のリストが載っておりました。品目としては、そうほかの地域と比べて多いわけではないんですけれども、方向性が変わってきているというふうなことで、話がちょっと飛躍しますが、26年度において昨年度をはるかに上回ったというふうな結果が出ているんだと思います。地域を売るというふうな役割というか、新たな情報発信源としては非常に大きな力があるんじゃないかというふうなことを思っています。改めて、これについて今後立ち向かうというふうな、今後の取り組みに向けて見解を伺いたと思います。

荒川正一総合政策課長 委員長、荒川正一。

伊藤 操委員長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今ありましたように、新庄市におきましては、20年度の制度発足以来、戦略的に新庄市を売っていくと、全国的に新庄市のイベントあるいは特産品を情報として発信していくんだというようなことを踏まえながら進めてきたわけですが、今言われたとおり、非常にショッピング的な色合いが強くなってきておることも事実でございまして、地方の財源確保のためにというようなことで、さらにそちらのほうにシフトしているような自治体が多くなってきてございます。

しかしながら、新庄市につきましては、この特産品の内容を質的に量的に変えながら、新たなものも含めながら出していき、さらに、イベントあるいは新庄市の資源的なものの紹介も含めて情報を出すことに重きを置いて進めてまいりたいと。

しかしながら、その件数をふやすためには、申請あるいは入金やり方について、非常に効果性のあるものを模索しなければいけないというようなことも事実でありまして、非常に数がふえてくるとともに、これにかかる時間、経費

も非常にふえてございます。

したがって、その効果性というものを今後乗り越えていく、これが一つ課題になってくるのかなというように思います。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） ぜひ頑張ってくださいと思います。

続いて、決算表137ページ、成果表の113ページ、地域循環型堆肥製造事業費というふうなことがございます。

ここでは、これは環境課の生ごみ収集事業と関連しておるわけですが、例えば、成果表72ページによりますと、「生ごみを原料とする肥料を、平成23年度に学校の食育に活用することを目的に収集を実施しており」、というふうなことがございます。

そして113ページでは、「農林課と連携しながら、地場農産物の活用をした学校教育の給食の提供を行った」と、児童への食育に取り組んだというふうな一つの成果をうたっておりますが、どのような使い方をしたのかを、お伺いいたします。食育の場では、その食事を提供した場合、どのような伝え方で、例えばこの野菜とかここに供されているのかというふうなことを伝えたのか、お伺いいたします。

長谷部 薫学校教育課長 委員長、長谷部 薫。

伊藤 操委員長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 地産地消についての学校教育の取り組みについての御質問でございましたが、地産地消につきましては、献立検討会等でも、毎月、どこ産のどの野菜を使って食事を立てるということを検討しておりまして、そのことにつきましては献立表にも入れながら、子供たち、保護者にも伝えているところでございます。

また、給食の時間につきまして、学校放送で、例えば、これからの季節ですと芋煮の食材等が

提供されると思いますが、きょうの芋については、泉田産の里芋であるとか、ネギについては小野田さんちのネギであるというような形で、この食材が地元の食材を提供しているということについては、折に触れて子供たちに伝えているところでございます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） その栽培された由来、つまり、自然循環によってつくられているんですよというふうなことを、伝えていただきたいと思います。ただ化学肥料でつくったものではございませんというふうなことを、自然循環の仕組みとかそういうふうなことを伝えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に移ります。

決算書の185ページ、成果表の124ページ、雪の里情報館なんですけれども、東北情報センターとの間で指定管理者制度が結ばれております。管理契約の範囲についてお伺いします。

ということは、あそこは自主事業というかさまたまやられているわけですが、独自に全ての事業というか催事事が指定管理者である受け手でできているのか。それとも、運営協議会などというものがあるそうですけれども、例えばそこに行政も入ってさまざまなことを協議しておられるのか、お伺いします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 雪の里情報館の運営協議会というのを組織してございます。運営協議会の委員につきましては5人ということでございまして、独立行政法人の防災研究センターの職員の方とか、地元の地区の方、また、地区にあります学校の校長先生等を委員にして、検討して事業をやっているところでございます。以上です。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） あそこの空間というのが、割と非常に私は好きなところでありまして、落ちつくんですね。たまに何うんですけれども、例えば、成果表の125ページを見てわかるように、この催し物が非常によく探してくるものだというふうなぐらいに頻繁にやられているというふうなことで、例えば新庄市でやっている時代よりは、それこそ安い経費でよく頑張っているというふうに思います。

ところで、常設展示会場ってありますね。つまり奥のほうなんですけれども、あれも雪国新庄市の歴史をうまくたどると、雪国文化をたどるというふうなことで、非常にうまい構成だなというふうに思います。

ところが、展示写真の中に、劣化して、これは果たして何をあらわしているんだ、誰なんだというふうなことがわからないようなものがあるんです。例えば、おとしでしたか、シャルロット・ペリアン展があったんですけれども、20年前、新庄からわざわざフランスに行き会ってきたと。それから、孫さんがこちらに来たときの写真とかそういうふうなものが、例えばネガとか何かが残っていると思うんです。それは新たに更新するというか、そういうふうな手だてをとっていただきたい。あるいは、パネルなんかも非常にうまく張られているんですけれども、例えばテープで何か張ったと、それを剥いだというがために、文字が見えなくなっているものもあると。内容が非常にいいものなんです。にもかかわらず、そういうふうなものが見えるというふうなことで、新庄市内の人のみならずよそからも来てくださっているというふうなことを考えれば、そんなつまらないことで評価を下げることはないというふうなことで、その辺のところを確認の上、うまく手直ししていただきたいというふうに思いますが、その辺のところを認識されていましてでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 委員、雪の里情報館を御利用いただいているということで、非常にうれしく思っております。

各施設の展示物の状況でございますが、詳しく全ての施設について回っているわけではございませんが、このたび、歴史センターのほうに参りまして、そういった展示物、やはり劣化しているものが数々ございましたので、そういったものについては新しくするということで指示をしているところでございます。

今後、その歴史センターのみならず、そのほかの施設にもそういった目で回りまして、委員の御指摘のあったことについてもそういった目で施設を見て、指示をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

14番（遠藤敏信委員） 委員長、遠藤敏信。

伊藤 操委員長 遠藤敏信委員。

14番（遠藤敏信委員） よろしく申し上げます。

急いで、最後の質問。

決算書185ページ、成果表126ページ、10款4項11目県駅伝競走大会新庄最上チーム強化対策事業負担金についてお伺いします。

きのうもこれについて質問があつて、強化選手は地元から採用というふうなことがございましたけれども、私は、強化選手を選考する場合の基準はどこにあったのか、特に配慮していることはどういうふうなことかということについて御質問いたします。

伊藤洋一社会教育課長 委員長、伊藤洋一。

伊藤 操委員長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 駅伝強化対策の該当者の選考ということでございますが、これにつきましては、関東地方の有力な駅伝の強い大学のほうに御紹介をしまして、その中から御推薦のあった方について面接をして採用するというようにしております。これにつきましては、今回、

25年度の職員については、1人の応募ということでした。その中で、駅伝の記録、陸上の記録とかの標準も勘案しながら選考しているものでございます。

また、地元のほうからも採用できないかということで、来年度以降の採用につきましては、そういったことも考慮しながら選考してまいりたいと思っているところでございます。

伊藤 操委員長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。
ほかに質疑ありませんか。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 委員長だった体で申し上げます。私のほうから、時間のある限り質問させていただきたいと思います。まず決算書、また成果表も交互に見ながら、させていただきます。

最初に、成果表のページ52の学童保育関係の質問をさせていただきます。

この学童保育所を開設されているのが3施設かなと思いますが、一つ聞きたいのは、この学童保育所がかなり利用されている状況であるということで心配なのが、各学童保育所の施設は定員がある中でやられておるわけですが、日新学童保育所、この成果表では25年5月1日現在、25年度決算でありますからその後もいろいろと利用状況が変わっているかと思いますが、私の聞く中では、日新学区の保育所が定員を超して、なかなか入所されないでいる方もおられるということで、その辺は間違いないか。その辺のまた対応ですね、どう考えているか、まず一つお聞かせいただきたい。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

伊藤 操委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 御質問の日新学童保育所、今現在は日新放課後児童クラブという名称になってございますが、25年の5月1日現在に関しましては、41名というふうなことでございます。

直近の入所状況でございますが、ほぼ定員を満たしていると。ただ、年度途中で入り繰りがありますので、いつでも定員を満たしているということではないのですが、今現在はほぼ定員を満たしているというような状況でございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 課長、そういう状況下をいつまでも続けていいわけじゃない。これは、入所できないでいる方はいろんな面で波及されるわけです。特に私が心配しているのは、保護者がなかなか正規な仕事につけないで困っているというような状況を聞かされました。

そういう対策の一つが、学童保育所の役目じゃないかと。そういうふうな働きたくても時間どおりに働けない。そういう状況が生まれてきていると、こういうのは速急にやはり定員管理、今のあの日新学区に置いている施設は、前の星芒寮の跡の施設をリニューアルしてやっているわけですから、それなりにまだ利用できる要素があるわけですから、一つその辺をどう考えているのか、もう一回。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 委員長、板垣秀男。

伊藤 操委員長 子育て推進課長兼福祉事務所長 板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 定員管理の問題でございます。

今現在、子ども・子育て支援新制度に基づく、

新たな子供に関する計画を立てているわけなんですから、法律も変わります、今回議案として上げさせていただいている部分ではあるのですが、その学童保育に関する、いわゆる今まで小学校3年生までをめぐりというふうな条件が、小学校6年生までいいよというふうなことに変わります。それに対応するために、新しい計画のほうでは、逐次、学童保育所の小学校6年生までの対応をしていかなければいけないというふうに考えてございます。

特に日新放課後児童クラブに関しましては、今現在でも、議員おっしゃったとおり、若干の面積的な余裕、それから教室の余裕がございます。ただ、今その新庄市でやっております3つの学童保育所ですけれども、社会福祉協議会、そちらのほうに業務を委託しているというふうなことがあります。

その社会福祉協議会とのこれからの折衝もあるのですが、面積的な要件はクリアできても、例えば指導員、そういった方々の配置ということもございまして、そのあたりを含めまして、27年度に関してこれから検討をしていきたいというふうに考えてございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） わからないわけでもないのですが、やはり子育て新事業は27年度から、これは事業化されるわけでは聞いておりますが、しかし、やはりそういうふうな定員があるから入りたくても入れない状況をつくっておくというのは、市民から見れば余り好ましくない。入れる人は入って、定員だから入れない。そういうふうな状況は、速急に対処するべきだと私は思います。ほげんないでしょう、まず、ほげだと思いませんか。

では、市長、そういうふうな市民に対して、そういうふうなことこそスピードアップしてやっていただければと思いますので、ひとつよろ

しく、その辺、対応を考えていただきたい。

続いて、成果表のページ37、これはまた福祉バス運行事業をやられておると、その中で、やはりこの福祉バスを利用していろんな研修、いろんな交流、そういうものを企画して、特にお年寄りの方々、クラブというかそういうふうな利用者からの話では、この間の話だったのだけれども、これの利用する要綱、いろいろあるかと思います、利用者側に対して。

ただ、しかしながら、何かその方々が取りやめたという話だったものだから、何で取りやめたかと聞いたら、乗りおりするところが、そのバスを1台利用するために、2カ所しかとまれないというような話をされた。何カ所かとまっていたり乗せてもらいたいというようなことだったらしいんだけど、そういうことはやっていないから、2カ所以上あればだめですよというようなことを言われた。そういうことなんですか、ちょっとその辺。そういうふうな要綱があるのか、少しお聞かせいただきたい。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 福祉バスの運行につきましては、市のほうで要綱を定めてございますけれども、委員おっしゃるように、多分、集合場所の関係で、乗降を2カ所程度まで抑えていただきたいというふうなことだと思いますけれども、そこら辺のところにつきましては……（「要綱はあるの」の声あり）要綱はございます。以上です。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 要綱があったからこうなったわけだ。しかしながら、弱者というかお年寄り、朝は子供たち、子供は元気だからお年

寄りの方々はなかなかそういうような要綱があって乗降場所２カ所以上歩かなければならない。そういう要綱は緩和しないとなかなか利用しづらいと私は感じたわけです。その辺の考え方は、これからそういうふうな要綱、今までどおりでやらせてもらうということなのか、その辺をちょっともう少し。できれば緩和して、やっぱりある程度はうちの前から乗せてやれるとか、おろしてやれるとか、そういうふうな利用体系を考えられないものかなと思ったわけです。そういうふうな考え方はどうですか。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 私の言葉足らずのところがありましたけれども、要綱上で、いわゆるお迎えに行くところでの何カ所というふうな規定はございません。

福祉バスにつきましては、いわゆる高齢者の方でありますとか障害者の福祉団体というふうなこともありますので、そこら辺の運用につきましては、今後、委託先であります社会福祉協議会のほうと協議いたしまして、適切に対処していきたいというふうに思います。以上です。

１２番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

１２番（清水清秋委員） 課長、ひとつ。できないことはないわけですね。それから、要綱もやはり改正しないと、個人的なというか、そういうふうな団体だけということではいけないわけですから、その辺もぜひひとつ。せっかく企画して、どこそこへ研修に行くんだと張り切っていたやさきに、そういうふうな要綱があるからだめだと。そういうふうにならないようにひとつ。もっと社会福祉協議会が委託されているわけだったら、最初社会福祉協議会のほうへやはりそういうふうな物事をきちっともっと緩和で

きるように、ひとつこれからお願いをしたい。要望的になるんだけど、そういう利用者側に立った形で運行をしていただきたい。お願いします。

次に、成果表の９ページ、企業誘致対策事業。９ページではないか。成果表のこれは何ページだ、企業誘致。ページ数は何ページだ。これは後回しにします、では。９８か。ありがとうございます。９８ページだそうです。大変失礼しました。９８ページ。

この内容を見ますと、企業訪問、３２社、３９回、これらの訪問先に、トップがもし顔を出されているとすれば、どのくらい顔を出されておられるのか、わかればお聞きしたい。

そしてまた、ページ９９の⑥、中核工業団地の未分譲用地の購入。これは、昨年、２億円余りで市が買い入れたという中でありますが、この中で、⑦にもあるわけですが、こういうふうな状況で動いていると。ただ、気になっていたのは、ことしの３月議会において、議会の本会議の最終日等、分譲の契約そういうふうな話が市にあったというような我々議会に示されたわけでした。その後、議長、いろいろ対応しようとしたやさきに、臨時議会の開催もやむを得ないような状況で、そういうような話で、執行部もわかっているかと思いますが、それが急遽キャンセルになった。その辺のこれまでの経過、それはどういうふうなのか。全然変わらない、何もなくなったとなれば、それも結構ですが、この経過はどうなのかお聞かせいただきたい。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 企業誘致対策でございますけれども、１点は、企業訪問でトップが行ったところというところでございますけれども、やはりうちのほうとしましては、業種を決めながら、特にこの部門というふうなことに力点を

置きながら企業訪問をしているところです。特に医療機器関係とか、今のコールセンターとか、そういったところを特に決めながら、力点を置きながらしております。

トップということで、市長がどのくらいということですが、昨年度は、何社ほどですか、2日ぐらいかけて、6社、7社ぐらいを回っております。そのほかに首都圏に、福田の工業団地のほうに、横根山もそうですが、本社が東京のほうにある会社がありますので、そのトップの方々と懇談会なども行っているところでございます。

それから、工業団地の分譲で、昨年度末に購入の申し込みがありながらやめたところが確かにありましたけれども、その辺の経過ということでございますが、昨年の3月議会の最終日にそういう申し入れがありまして、購入したいということでしたので、ただ議決が必要な土地でございましたので、臨時議会をぜひお願いしたいということでした経緯がございます。ただ、向こうのほうで土地をもう一回勘案したところ、もう少し広い土地が欲しいというようなことで、途中で、買い入れ申込書までいただいたのですが、それを取り下げたという経過がございます。

議員の皆様方には……（「そこまではわかっている」の声あり）

その後、ほかのところで既に団地が民間のほうに渡っているところがありまして、その物色もちょっとその方々は考えていたような節はありましたけれども、成立までには至っていないという状況でございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 課長、今の1社が契約進展を取りやめたということに関して、あのときの取りやめは、あの場所は狭いと我々に説明があったわけです。では、もっと広いところがあるわけでしょう、あそこには分譲する用地は。

そういうのはあるということをやちゃんと向こうはわかっていると思うんだけど、それに自分たちの会社の見合った用地を欲しいということは当然わかるのですが、観光課長、それは、こういう土地もありますよということを説明されているんですか。そういうふうな物事を踏まえても、まだ、その会社が一向にそれ以後話も何もないという今の状況だということなんでしょう、まず、言ってみれば。

どうもその辺の対応というのは、我々から見れば曖昧というか、甘い。この辺、どうなんですか。課長、そういうふうなこういう土地もありますよとか、そういう説明とかいろいろ会社と話し合いをされたことはあるんですか、その後。

東海林 智商工観光課長 委員長、東海林 智。

伊藤 操委員長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 3月のときには、もうその土地ということで、向こうのほうでもう決定してきてございます。

その後、うちのほうとしても、あそこは7,000平方メートルですけれども、もっと広い土地も隣にもありますし、もう少し奥のほうにも1万平方メートルぐらいの土地がございますので、そこを紹介したのですが、1万平方メートルぐらいとなると、今度は広過ぎるというような言い方でございます。先ほども言いましたが、民地として売買はなっているところですが、そのところも9,000平方メートルぐらいのところがありますのでというふうな紹介もしましたが、そこも何か条件に合わないということで現在に至っているところでございます。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） わかりました。そういう状況であるということ、経過がわかったわけで、押し売りするようなことはできないわけで

すから。我々から見れば、その企業はこの団地に、あそこに操業するという気力がない、何かそんな感じ。今、課長のいろいろ説明しても、話に乗ってこない。それ以上は私からは説明は申しできませんが、そういう状況であることがわかりました。

まずは、その工業団地、課長はほかの企業の誘致で頭がいっぱいだと思いますが、その辺は現状を大事にさせていただいて、現状の今の会社が、あそこへ5ヘクタールほど欲しいという会社があるということで、その辺の対応をきちっとやってもらえればいいかなと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと。

次に、今度は決算書のページ139、6款1項3目、これは農地集積協力金940万円、この内容についてまずお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 この協力金につきましては経営転換、いわゆる離農とか、別の作物に転換するというようなことで、農地を白紙委任ということで貸す方に出る協力金でございますが、面積によって区分がございます。昨年度該当したものについては、0.5ヘクタールを超えて2ヘクタール以下の面積の経営転換あった方、これは1件につき50万円交付になるんですが、これが9件ございまして450万円。それから、2ヘクタールを超える白紙委任、経営転換なされた方が1件につき70万円ということで7件、合計しまして490万円。総計で16件、940万円ということで、面積にしまして35.48ヘクタール、これが集積が図られたというようなことになりました。以上です。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 内容的にはそうなんです、これの申請者の話。そういうふうに協力を金を受けられた方々は、今課長が言われた方々

だと思いますが、これ、申請して該当にならなかった人のお話なの。課長はわかっているか。担当者がわかっているんだけど、該当にならなかったというその内容ですね。どうも疑問なところが出てきたんです、私なりにですよ。

行政サイドの担当者が、そういうふうな事業申請に当たって、その当事者にいろいろ説明して書類を作成して、そして、これは国策ですから農林省、それらの出先機関、今そういう出先機関は酒田にあるところで、そこで受理されなかった方が出てきている。そういう行政担当者が綿密に事を運んでやったにもかかわらず、認定されなかった。それでこの協力金というものを活用することができなかった。それは、どこに原因があるのかなということ。その辺の状況は課長の耳に入っているか、入っていないか、ちょっとお聞かせいただきたい。

齋藤彰淑農林課長 委員長、齋藤彰淑。

伊藤 操委員長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 これは、後ほど事後報告を受けた案件でございますけれども、この経営転換協力金、いわゆる農地集積協力金につきましては、面積によって先ほど申しましたように3区分になっているというようなことで、その面積の積み上げのところの段階で、筆漏れかなんかしたのかと思われますがランクが1つ落ちたというふうなことで、その差額の部分については、大変申しわけないですが返還いただきたいというふうなケースの報告を受けております。

12番（清水清秋委員） 委員長、清水清秋。

伊藤 操委員長 清水清秋委員。

12番（清水清秋委員） 時間もあと1分。

そういう状況はやはり好ましくないのよね。担当者が対応してそういう状況が起きるということですよ。これはできたことであるわけですから、今さらどうしようと言っても、やぶさかではない。そういうところで行政業務をきちっとやっている人が、そういうふうな説明をし

て、そして、国のほうでも県のほうでも連絡をとりあってやって、そして、そういうふうな認定がなかったと。これは非常に当事者から見れば、納得、理解がされない。ぜひひとつそういうことにならないようにしないと、きちっとした対応をお願いをして、私の質問を終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、歳出についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、討論の発言を許可します。

初めに、認定に反対討論として佐藤悦子委員。
(1番佐藤悦子委員登壇)

1 番(佐藤悦子委員) 平成25年度一般会計決算に反対討論を行います。

初めに、評価すべきと考えた点についてお話しします。

国民健康保険への法定外繰り入れ、約1億1,000万円で2年連続の増税を抑えたということです。

また、市民の仕事をふやす住宅リフォーム総合支援事業に取り組んできたということです。これは、事業費が13倍にもなりまして、経済波及効果が抜群でした。

また、生活道路の排雪への補助費、わずかではありますが、始まっているということです。

あと、不妊治療費への助成、また、高齢者肺炎球菌予防接種の一部助成、小中学校図書館に延べ14名職員を配置して図書館の活用を図ったこと、また、学校の耐震化の前進、あと、市有施設の耐震化を目指して泉田保育所へ耐震化したこと、再生可能エネルギーの導入、福祉灯油などです。

また、市三役の独自削減に加えて、総務省からの要請を受けて7.5%を削減したこと、あと、平成26年春に泉田保育所を改善して、3歳未満

児受け入れをふやしていただいたことなど、関係各位に本当に敬意を表したいと思っております。

次に、反対の理由を述べます。

1番として、福祉施策のおくれを改善すべきではないかということです。25年度の決算において、実質公債費比率12.4%に改善されました。財政の改善の理由は、人件費の削減、1億8,900万円の削減と維持補修費1億円減と、市民への負担増と、特別徴収などの収納努力、そして市独自の福祉施策の抑え込みによるものではなかったかと思います。

年金も下がり、長引く不況で家計が低迷している市民にとって、24年度から、国民健康保険税は15.54%1人当たり増税になり、介護保険料も25%引き上げ、後期高齢者医療保険料も引き上げ、年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の範囲の変更で、住民税の子育て世代への増税。こうした増税の結果、税や税外負担金の未納の方が低所者に多い現状が続いています。経済的に厳しい方へ手を差し伸べる市独自の福祉施策が財政再建の中でも削られて、福祉タクシー券や、はり・きゅう・マッサージ補助金など、郡内町村と比べてもかなりおくれしております。3歳未満児の認可保育所への待機児童が年度当初ゼロでありましたが、途中入所希望によって最高時17人にまで待機児が膨れ上がっております。低賃金、不安定雇用で働く若い子育て世代が安心して預けられるということから、認可保育所への需要が多くなっていると思います。

2つ目の反対の理由は、学校給食などの民間委託や保育所の民営化、指定管理制度というのは、働く人の貧困化を招くということです。民間委託や指定管理を市の直営に戻すことも検討すべきだと思います。働く人の待遇改善は、市民や子供の命を守ることにつながります。

例えば学校給食の地産地消についてですが、これはふえているとのこと、これは関係者の真

剣な努力のたまものです。さらに、食の教育として、地産地消50%以上になるよう頑張っていたきたいと思います。子供のアレルギー増加は、調査結果で、輸入食品の増加と一緒にあってふえております。狂牛病、O157、中国の冷凍ギョーザ事件、チキンナゲットの肉問題など、輸入・加工食品の安全性が問題だと指摘されております。おいしくて安全な学校給食は、素材から手づくりのできる条件を守らなければなりません。輸入食品や冷凍・加工食品ではなく、地産地消の食材で心を込めた手づくりのできる学校給食を守り、発展させていくことが重要になっていると思います。献立作成は市の栄養士ですが、調理師が手がかけられないとか時間が足りないとなれば、手づくりができないのです。農家と給食をつなぐ専門家の配置も重要と思います。

3つ目の反対の理由は、職員の給与カットであります。これと、正職員数をもっとふやすべきだという点です。

総務省からの要請によって、平成25年7月から平成26年3月まで、職員の給料を1人当たり月2万4,400円減給しました。国や市の財政難のためという理由でありましたけれども、私は、この財政難の理由は、公務員にあるのではないと考えます。庶民には増税をしながら、大企業には法人税減税などの大盤振る舞いをしております。その結果、消費税導入前と現在を比べますと、国は10兆円以上の税収が減っております。そして、財政難で社会保障の財源も枯渇してしまっているのです。公務員も庶民の1人です。賃下げと増税、社会保障の削減で個人消費が落ち込み、市経済に回るお金が減り、税収減へとつながっていく悪魔のサイクルを、行政みずからつくることになっていると思います。

また、正職員について、平成25年度は15人の退職者でした。新規採用は12人でした。平成26年4月1日現在では290人の正規職員でした。

そのほかの職員を見ますと、嘱託職員は100人、日々雇用職員は70人、再任用職員が、新たに7人ということです。再任用職員については、お聞きしましたら、週31時間勤務、正職員という扱いですが、定員管理上の正職員には入っていないということです。しかし、退職したベテラン職員なので、大変仕事はできる。市にとっても大変助かっているという話でした。

臨時職員について相変わらず大変多くて、これをふやして仕事をカバーして全体の人件費を抑制しているという状況です。行財政改革の計画では、平成25年には300人としていたんです。退職者が計画を上回っております。仕事量はふえております。それなのに人が減り、一人一人の責任が重くなり、長時間労働になり、心身を壊す状態にならないのか心配です。臨時職員では、家族を持つ展望を持ちにくいです。正職員をふやして安定して働けるようにすべきだと思います。公務を支えているのは人です。その専門性は、担い手である労働者の知識、経験として蓄積されております。そして、職場内訓練などを通して長期にためていかれるものです。あえてそれを中断させることは、税金の無駄遣いです。公務の質を維持向上させるためには、その担い手が誇りを持って安心して働き続けることのできる賃金、労働条件が必要だと思います。

4つ目の反対の理由は、小中一貫教育の推進と標準学力テストの拡大の問題です。小中一貫教育ではなくて、緩やかな小中連携にとどめるべきだと思います。小中一貫校での4・3・2体制では、小学校高学年としての活動が保障できません。4年生でリーダーをと言いますが、4年生ではリーダーとしての活動はできないというのが現場の声です。大規模な小中一貫校づくりを進めた品川区では、15年間で不登校がふえ、いじめがあると子供から訴えがあったにもかかわらず、先生方が忙し過ぎて対応ができなくて、結果、同学年で3人も子供の自死が起き

ています。いじめなど問題があれば、先生方、子供、保護者のみんなで知恵を集め、時間をかけて話し合うことが必要です。小中一貫校の教育効果は検証されておりません。小学校をなくす方向ではなく、小学校として守り、小学校を充実させる方向を目指すべきだと思います。

また、標準学力テストは、到達度をはかるのではなくて、偏差値でほかとの比較をして競争をあおるものです。小学校2年以降全学年に実施が平成24年度から拡大されました。これは、先生と子供を縛り、テスト対策中心のつまらない学校に追いやるものになるのではないかと心配です。授業改善やおくれた子供への補習ができるよう、子供と先生がじっくりとかかわれる環境づくりに、教育委員会としては力を入れていただくようお願いしたい。そして、子供たちが勉強って楽しいと言って喜んで行くような学校に、ぜひしていただきたいものだと思います。

5つ目の反対の理由ですが、好転した財政は、市民の家計を温める施策に生かすべきだということです。財政調整基金は、25年度末、2億円ふえて約17億4,500万円、土地開発公社の現金預金は約1億8,900万円もあります。国保税や介護保険料の引き下げ、利用料などの減免制度の充実、福祉の充実、住宅リフォームの拡充などを進めていただきたいと思います。また、わらすこ広場の利用料や老人福祉センターの利用料、市バスの料金について、引き下げなどで子育て世代や高齢者に少しでも温かい施策の充実を望みます。

ごみの資源化率74.9%という鹿児島県志布志市では、1人当たりのごみ処理費用が年間8,071円、これは2011年度でありまして、全国平均の半分です。その理由は、莫大な経費のかかる焼却炉がないからです。全国平均のごみ処理費用と比べて2億7,000万円節約できているために、産業や福祉、教育に予算が回せるとの

ことでした。ごみ問題、将来、環境と命と資源問題を引き起こすものです。持続可能な地域を子供に残す課題として、ごみを出さない社会の仕組みづくりが求められています。焼却ではなく、減量・資源化を目指していくべきだと思います。

以上、反対討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

伊藤 操委員長 認定に賛成討論として、遠藤敏信委員。

(14番遠藤敏信委員登壇)

14番(遠藤敏信委員) 平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成討論を行います。

本市の財政につきましては、平成16年度からスタートした財政再建計画とそれを受け継いだ財政再建プランの計画期間である25年度までの10年間において、私ども議会といたしましても一丸となってその健全化を進めてまいりました。

計画期間の最終年度としてのこのたびの決算の成果を見えますと、財政再建に対して早くから市を挙げての取り組みを続けてきた結果が、実質公債費比率や将来負担比率の大きな改善にあらわれてきていると思います。

決算総額については、前年度との比較において歳入歳出ともに大きく伸びております。これは、25年度より校舎建設が本格化した小中一貫教育校建設事業や新庄中学校体育館改築を初めとする小中学校耐震改修事業の実施が主な要因になっているものと思います。

なお、歳出面においては、財政の硬直化の原因とされてきた義務的経費のうち人件費の職員給は着実に減少しており、また公債費についても、起債の継続的な抑制によって減少していることから見ても、財政健全化の土台はますますしっかりと築かれてきているものと思われます。

また、放課後児童対策の拡充や子供の多い世帯の保育料負担の軽減を初めとする地域の子育

て支援事業を中心とした福祉施策の展開や、予防接種事業の拡充を初めとする市民の健康対策の展開は、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるために極めて重要なものでありました。

そのほか、農業関係における園芸や畜産等の経営基盤の育成と確立に資する事業展開や、商工観光関係における交流人口の拡大や市内立地企業への支援を初めとする市内経済活動活性化のための取り組み、そして教育においては小中一貫教育の推進や施設環境整備など、幅広い分野での事業の展開が図られております。

さらに思い起こせば、この冬も4年連続の大雪でありましたが、除排雪に係る業務などを効果的に実施されたものと認識しています。

このように、喫緊に対応しなければならない多くのことをも含めながら、平成25年度も実効性の高い経費として支出されたものと思います。

このように、平成25年度決算は財政の再建計画のもとでの最終段階において、これまでの市を挙げての継続的な努力が大きな成果としてあらわれ、今後のより安定した財政運営へのきかけとなる決算として大変意義深いものがあると思います。

しかしながら、国においては地方交付税を抑制していくという方針を示しており、加えて市税収入の先行きが不透明な状況の中で、今後の財政運営においては、歳入の安定確保が大変大きな課題になってくるものと思われます。私たちのこれまでの努力を無駄にせぬよう、健全な財政運営に細心の注意を払うとともに、事業的確な企画とその執行によって、市勢の発展、そして市民生活向上の期待に応えられることを切に願い、今般決算の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

伊藤 操委員長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 ほかに討論なしと認めます。よ

って、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第55号平成25年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論がありましたので起立採決いたします。

議案第55号について、原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

伊藤 操委員長 起立多数であります。よって、議案第55号は原案どおり認定すべきものと決しました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第56号平成25年度新庄市 国民健康保険事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

なお、本件を含む特別会計につきましては、歳入と歳出を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書の192ページの1の1収入未済額2億8,244万円が載っております。これに関してです。成果の138ページの5の（2）資格証明書36世帯というのがありますが、この理由、そして、それらの方々の状況についてお聞かせください。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいまの御質問、主要施策の成果の138ページ下段、被保険者証の資格証明書の交付されている世帯についてということです。

国民健康保険税未納の方への対応ということで、資格証明書、それから短期被保険者証とありますが、資格証明書につきましては、国民健康保険税のいわゆる未納のある方について交付している状況でございます。

その未納の方につきましては、税務課も健康課のほうでも納付できないかという、いろいろな納付するような方向での相談を受けながら対応しておりますけれども、資格証明を受けている方々につきましては、未納されていて、そして、さらにその未納の相談等も行わないような方、何の音沙汰もないような方についての資格証として交付しているものであります。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 県立病院では、10割負担の方が20人弱おられたということでありました。病院にかかる方には保険証を出すということを知っておりますが、そういう立場になかったのかどうか、お願いします。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 県立新庄病院かと思いますが、新庄市民かどうかはちょっとよくわかりませんが、私どものほうでは、基本的に、やはり市民の生活、健康、そういったことを勘案しながら国保運営等を行っておるわけでございます。

したがいまして、先ほども言いましたように、いろいろな形での納税相談やら、あるいは健康状況時の相談等を加味しながら被保険者証の交付を行っている状況でございます。その県立病

院のいわゆる10割負担の方がどういう方々かというのは、特に私のほうでは情報としては聞いておりませんので一概には言えませんが、相談を受けながらいろいろな形で対応していくというのが、私たちの基本的なスタンスです。よろしく願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） だとすれば、県立病院と連携も必要なことではなかったらと思うんです。県立病院で10割負担になった方が20人弱おられるということは、やっぱり保険証がない方々で、しかし、病院にかからざるを得なくて行ったという結果、そうなっているんだろーと思います。市町村のほうでは、病院にかかりたいという申し出があれば保険証を直ちに出すと、今まで伺っております。その姿勢が変わらないのであれば、県立病院のケースワーカーとか、県立病院の事務とも連携しながら、もし新庄市民でありましたら、市役所のほうに相談に来てくれとか話を聞きに行くとか、そういう対応も必要だったのではないかなという気がするのですが、どうだったでしょうか。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 県立新庄病院のケースワーカーとか、御相談とかあれば対応しているかとは思いますが、ただいまの事例についての私への報告等をちょっと耳にしておきませんので、今後そういったことがないような、新庄市民として起こらないような形での連携をとっていくよう、担当の者にも話をして、市民の健康管理、そして国民健康保険あるいはさまざまな医療費関係で滞りなくできるようななるべく方策をとれるよう、いろいろ連携をとっていければというふうに思っております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、審査意見書の31ページ、25年度分の税未納805世帯、未納額7,828万円についてです。これを平均未納額を出してみましたら、1世帯9万7,000円でありました。未納世帯の所得の平均額についてどうだったか、お聞かせください。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 未納世帯の所得の平均額ということでございますけれども、所得の段階別の未納者等については把握してございますけれども、全体の平均額ということについては、把握してございませんが。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） では、その段階の所得ごとに何人ぐらいずつ、この所得に何人というのがありましたら、教えていただきたいと思えます。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 これは私ども税務課のほうでのあくまでも所得区分によって出した数字でございますけれども、所得額ゼロという段階が18.84%ございます。それから、50万円未満が12.81%、それから、50万円から80万円未満までで9.61%、この部分だけで全体で41.26%というふうになってございます。

それから、そのほか、それ以上の部分なんです、一つ一つ申し上げませんが、100万円から300万円未満、この段階が全体を通しての一番高い率になってございまして、286世帯、35.22%という数字になってございます。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ただいまお聞きしてみても、所得が決して豊かでない、所得ゼロの方な

ども多いし、また、100万円から300万円未満といっても、これらの方々の中の未納というのは家族がおられるだろうというふうに推察されますし、そういう方々の未納世帯、未納金額が平均9万7,000円ということで、やはり国保税が高過ぎる。これは値上げする前では、今回の今年度に比べれば少ないかもしれませんが、それでも高過ぎる状態がこういうことになっているんじゃないかなと思います。

次、決算書の193ページの3、国庫支出金の収入済額は11億1,041万円とありました。収入に占める割合は、成果表の136ページを見ますと、25.1%でありました。

国庫支出金の伸び率は4.72%の伸びで、伸びたかと思いきや、保険給付費の伸びを見ると5.68%でありました。これは、保険給付費のほうが伸びが大きいのに比べて、国庫支出金の伸びが小さいということで、これはなぜなのか、お願いします。

伊藤 操委員長 暫時休憩いたします。

午後1時12分 休憩

午後1時15分 開議

伊藤 操委員長 休憩を解いて再開いたします。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 国庫支出金と、それから療養費の関係ということでの御質問かと思えます。国庫支出金についてですけれども、療養費と連動するような形で直につながっているものではないということです。介護のほうにこの支出金が入ったりするものですから、必ずしも療養費と同じようになるということではないということとで御理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） わかりました。そうい

うことかもしれないとは思って、聞いてしまいました。

では、次に、25年度の独自施策をする自治体に、国のペナルティーがあるということを何度も聞いたような気がします、25年度における市独自の施策に対する国のペナルティー金額、本来は来るんだけど、市が独自に施策をしているのを国は許さないといって国庫支出金を減らしていると聞いていますが、その金額は幾らぐらいになると考えておられるのか、わかっていたらお願いします。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 市町村の独自施策によって、新庄市の場合ですと、子供方の医療費の無料化とかいろいろやっておるわけでございますが、国のほうで、そういったことをやると医療費が余計にかかるんじゃないかということで、単純なその規模の割合でパーセントを掛けて減らしているわけなんですけれども、試算をしてみますと、過去5カ年平均で大体3,500万円ぐらいの減額、1年当たりですね、なっているというような状況です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） この国庫支出のあり方について、私はもっとはっきりした立場で、市町村などで言わなければいけないなと感じております。国民健康保険の目的は社会保障であるというふうに、1959年以来の国民健康保険法第1条で、はっきりと書かれてあります。これは変わっておりません。戦前からあった国民健康保険法は、相互扶助の共済というふうに書いてありまして、国の責任はない、社会保障という言葉もなかったんです。しかし、国民健康保険の今の一番大事な法律では、社会保障だとはっきり書いてあるんです。ほかの医療保険に加入できない全ての方を被保険者にしております。

ですから、保険税や医療費が払えない人を必ず抱え込むということは、最初からわかっておりました。

憲法第25条では、国の責任でというふうにもいっております。社会生活保障、すなわち社会保障の責任は国にあると、これは憲法でも国民健康保険法でも書いてあります。医療を受ける機会の不均等や疾病が貧困の最大の原因であることが、当時から指摘され続けています。これは、1956年の社会保障制度審議会による勧告でもそう述べられております。払えないほどの国保税をつくった原因は、国にあるんです。国庫負担をふやしたのは当然と思いますが、このことについてどう考えておられるか、お願いします。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員に申し上げます。

この場合は決算特別委員会でございますので、質問の趣旨をもう少し縮小していただけますようお願いいたします。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） という意味で、市長を先頭に国庫負担をふやせと、そして国の責任ではないかということを言って、国庫負担を大幅にふやして、市町村である国保会計を落ちついてやれるように、国保税を上げなくてもやっていけるようにすべきではないかということをお願いさせていただく必要があると思いますが、25年度におけるそれらの運動といいますかそういうようなことについて、教えていただきたいと思います。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 国保事業としましては、国民健康保険の被保険者の健康を守るというんでしょうか、病気になったときとかの健康あるいは回復を目指した保険事業でありますけれども、佐藤委員がおっしゃられます国の支出金の削減

等については、多くの市町村でそれぞれの独自の事業として、子供方の無料化とかいろいろやっておるわけですので、その分についてのペナルティーということはないようにということで、市長会など、あらゆる方面で、私ども市町村の集まりのときなども含めまして、いろいろ国のほうに要望するような形で毎年対応させてもらっております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ということで、国民健康保険に関しては、一番責任があるのは国だということをはっきりと認識していただき、相互扶助ではないんだと、あくまでも国の責任で、足りないところを市町村でやらざるを得ないということがあるんだと思います。

そういう意味から、市独自の減免の申請がなかったと聞いておりますが、それはなぜなのか、どうお考えになったのでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 国民健康保険税減免がなかったというようなことについてですが、誤解なされないようにちょっとお話ししておきたいんですけれども、一応市の独自減免制度、これは国の制度に基づいて行うものですが、それによりますと、例えば服役によるもの、それから社会保険から離脱した場合の扶養の関係、こういったものの減免というのはございます。

ただ、佐藤委員が常日ごろおっしゃっているような、所得激減による減免というのはなかったというふうなことでございます。

その理由ということでございますが、これまでそういった制度があるということを十分周知してこなかったという面も確かにあるかと思えます。ただ、これは今年度の話になりますけれども、いろいろ御相談にいらっしゃった方々が最初におっしゃるのは、もし納められない場合

ですけれども、何とか延ばしてもらえないかと、ちょっと待ってもらえないかというふうな話になります。ここから入ります。まけてくれ減免してくれというふうな話からは、なかなか入らないと。いろいろお話を伺っていると、減免対象になる可能性のある方、こういった方々については、そういう制度もあるというふうに教えなさいと、私のほうから職員に指示しておりましたけれども、なかなかそういう方向に進むということを承知される方が少なかったということでございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 職員の立場から、困った方に可能性がある方には教えていこうというそういう姿勢というのは、本当にありがたいことだなと思います。市民には手をとって、こうだよとまでしてあげないと、なかなか自分のこととして捉えられないと思いますので、丁寧に、可能性があるかもしれないといったら、こうなるこうなるこうなるまで、先もわかるぐらいまで示して、できるだけ使える方には使っていただくように指導をお願いしたいと思います。終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

1 6 番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

1 6 番（新田道尋委員） 私からは、204ページにある2款の保険給付費について質問させていただきます。

この部分は、毎年、エレベーターの上りだけのやつと同じで下りがない。毎年これはふえていっているわけです。24年度と比較すれば、成果表の中の136ページにありますように5.68上がって、金額が1億4,600万円増になっています。それで、監査の意見書の中には18ページを見ると、所帯数が当然減ってきているわけ、218減、被保険者数が660人減、診療件数も同じ

三角がついて3,874減になっているのですが、1人当たりの療養また給付費が、前年度よりも1人当たりで療養費で3万円ですね、給付費で3万2,861円と、こういうふうになって上がっております。

この現況が、国保税を非常に窮屈にして、今年度においては11.8ですか、保険税を上げざるを得ないような状況になった。どこからも給付されない、補助金も何もない、市独自の自主財源でこれをカバーしていく方法しかないわけです、今のところね。

ですから、これは給付を下げる方法を講じなければならぬ。これは自治体に任せられているわけです。だから、この保険税の中の事業計画をがっちりやらないと、これが下がっていかないとの中身を見ますと、何をやってきたかといいますと、毎年同じようなことを繰り返している。成果書140ページ、被保険者の健康づくり推進事業と記されていますが、ここはずっと見ていきますと、毎年同じような事業展開をやっているわけです。それでもってこの事業をやっても給付費が下がっていかないということは、今までやってきたことが余りよろしくないと言わざるを得ない、私から見ればですね。

ですから、新しい何かこの下げるべき事業を見つけていかなければならぬと、私は思うんです。その辺の原因をつかまえているかどうか、まず、課長のほうから、つかまえていたら、どうしてふえたかという原因です。人口は毎年減っていったっているわけです。年間に四、五百人は人口減っているんです。その状況でこういうふうに給付費、要するに1人当たりの給付額が保険医療費が上がるというのはどういうことかということを、考えたことがありますか。何かかんかデータから拾って、これではというのがありましたら言って、なかったらいいです。

荒澤宏二健康課長 委員長、荒澤宏二。

伊藤 操委員長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 ただいまの新田委員からの御質問、全国保険者の課題といいたししょうかそういったところで、私どものほうでも、いろいろ国民健康保険の特別会計として課題あるいは苦慮している、心配している部分でもございます。

医療費につきましてでございますが、被保険者も減っていると、そして診療件数も減っていると、そういった中でなぜ医療費がこんなに伸びるのかという御質問ですけれども、医療費につきましては、いろいろ分析をしております。

特に平成25年度につきましては、2つほど大きな理由がございます。25年度の上期、春にですけれども、医療費、療養費等の請求の内容を見てみますと、過年度分の請求が非常に昨年度当初多かったということがあります。なかなか診療等の結果が来るのがおくれてしまって、過年度分請求が春先多かったということ。それからあと、新田委員も大体想像できるかと思いますが、医療技術が進歩したということで1件当たりの医療費がかかるようになったと。特に昨年あたりを分析してみますと、人工関節といいたししょうか、膝のほうの治療とかそういったところで結構伸びたなというふうな実感がございます。それら医療費がふえていく。これから当然医療技術もどんどん伸びていくでしょうし、ますます長生きできるような世の中になっていくだろうということを考え合わせますと、医療費を減らすその大きな要因として考えられるのが、やはり健康でいると、健康を推進していくということかなというふうに思います。

それで、この主要施策の成果で毎年同じようなことをやっていると言われれば、確かに毎年同じように、市民の健康を思って事業を進めておるわけですが、昨年から、一人一人の意識を改めてもらうこととあわせて、地域での健康に関しての関心を持っていただいて健康づくりからの地域づくりということで、いろいろみんなで声がけをし合ったり運動をしたり楽しく

食事をしたり、1人きりにさせないような地域づくりを進めていくというリーダーづくりとか、あるいは、ことしはモデル事業として行っておりますけれども、そういったことで地域の中での健康づくりというものを意識してもらいながら、なるべく病院にかからないで済むような健康な体を維持していけるようなということでの事業展開も進めております。また来年度も、さらにその内容を濃くしながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

16番(新田道尋委員) 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番(新田道尋委員) 今、課長のお話を聞きますと大体わかるのですが、このやり方が悪いんじゃないですよ、やり方はいいんですけども、広がりが見えない。ですから、効果があらわれてこないというふうに私は見えています。ちょっと中途半端なんですよ。例えば、新たに去年から、「こつこつ体操」とかというように取り入れましたね、各公民館に。あれは大変いいなと思って私は見ていたのですが、参加者の少ないことと、期間が余りにも短い、短期間である。これはやはり1年間を通してやる事業でなければ、成果があらわれてこないと思うんですよ、こういうことは。短期間で2カ月や3カ月やったって、効果が出るなんていうことはあり得ない。

ですから、もう少し幅を広げて、間口を広げて、期間も広げていくと。通年でやらないと、こういうものは余り効果が出てこないというのが言えるんじゃないかなというふうに思います。

それで、だめだだめだではなくて、こうしたらどうかという提案を、今回、きょう一つ申し上げます。研究してください。

ゆうべ、テレビを見た人いますかね、「ためしてガッテン」。見た人いますね。いるはずですよ。私は偶然にテレビをつけてみたら、それをしていて、これと言って関心を持ってず

っと最後まで見ていました。長野県松本は日本一の長寿県です。松本ではなく、長野県が長寿県です。その松本市でやっている事業、「インターバル速歩」と言っていました。テレビで見えています。これは、ただ歩くだけです。インターバルですから、同じテンポでなくて、速く歩いたり遅く歩いたりいろいろやって、終わった後には牛乳も飲むんです。それが効果があるんだと、要するに筋肉をつくっていくんです。その筋肉がどういうふうな作用をするか。筋肉をいっぱい持った人が、いろいろな病気に対応するだけの力を形成することができるということなんです。リンパ球がふえるということでした。リンパ球は、病気になろうとするものを抑えるんだというふうな医者の説明がありました。これを相当その松本では一生懸命勧めているということ言っていましたので、もしできれば、課長が職員を連れて、自分で行かなくてもやってもいいから、研修なさったほうがいいんじゃないかなと。いいことは早くまねたほうがいいです。さっき言っていましたのですが、一人一人が健康に気をつけて、自分の体の健康状態を長く保っていくという努力をすれば、この給付費が絶対下がると私は確信しています。

同じことを何回も何回も繰り返して言っているのですが、その方向性がちょっとまだ見えてこないの、くどいようですが何回も同じことを質問しているわけなんです。何とかしたい。保険税をこれ以上上げたくないと思うんです。皆さんだって相当高い健康保険料を、33万円どころではなくて年間払っているでしょう、保険税。それは当然ですけども。なるだけ下げたいですよ。下げるというよりも、健康であつたほうがいいわけでしょう、病気にかかるよりは。同じ思いが、みんな市民全員が思っていると思うんです。ですから、それをそういうふうな方向に向かせるような事業を計画して、みんなを引き出すというふうなことを考えてい

くべきじゃないかと思います。この松本へぜひ行ってもらいたいです。ただ歩くだけです。何も道具は要らないんです。場所も要らないし、道具も要らないし。みんなも歩けばいいんです。その歩き方があると思うので、その辺を研修なさったほうがいいんじゃないですか。

財政課長、その旅費を出してやってください。絶対これは効果がありますので。そうでないと、また苦しくなります。また健康保険税を上げなければならないです。給付費が上がって行って、また一般会計から歳出しなければならないです。これは黙っていると間違いなく上がっていくから。やっぱり震災の仮設住宅に入った人がみんな病気になっていったでしょう、動かないからです。黙って住宅に入りっ放しだから、ああいうふうな現象でみんな病気になっていくんです。そういうことですので、どうですか、やる気ありますか、どうでしょう。

伊藤 操委員長 新田委員に申し上げます。ただいまの質問は、本決算の質疑と違うと認めますので、この件に関しての答弁は必要なしと判断させていただきます。

16番（新田道尋委員） 委員長、新田道尋。

伊藤 操委員長 新田道尋委員。

16番（新田道尋委員） これは、いいですか、来年度の予算に向けた審議なんです。これを生かしていかなければならない。私は、来年の予算にそれを入れてくださいと言いたいから言っているんです。関係ないわけではないの。重要なことなんです。ただ決算の結果を見ればいいんじゃない。予算に反映していくんですよ、この決算というのは。おかしくないんです、その内容は。

伊藤 操委員長 新田委員に申し上げます。再度、答弁は必要なしと判断いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よ

って、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第56号平成25年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第57号平成25年度新庄市 交通災害共済事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第57号平成25年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第58号平成25年度新庄市 公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第58号平成25年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり認定すべきものと決

しました。

議案第59号平成25年度新庄市 農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第59号平成25年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第60号平成25年度新庄市 営農飲雑用水事業特別会計歳入歳 出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号平成25年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子委員) 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番(佐藤悦子委員) 成果表でいかせていただきますが、151ページの4で、介護老人福祉

施設が載っています。ここで前年比99.2%ということですが、特別養護老人ホームかなと思いますが、この待機者の状況はどうだったでしょうか。

また、特別養護老人ホームも含めて、ヘルパーの人手不足が心配されていると聞いておりますが、どういう状況だったか。手だてなどありましたら、お願いします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 委員長、小野茂雄。

伊藤 操委員長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 最初に、特別養護老人ホームの待機者というふうなことですけれども、毎年10月に調査しております。その中では、各施設に申し込みというふうなものがございますので、例えば、新庄市内とか真室川とかに3カ所、4カ所に申し込んでおられる方もいらっしゃいます。また、申し込んでおいて、別の特養に入ってしまったというふうな方もおりますし、中にはお亡くなりになっているというふうな方もいらっしゃいますので、そういったものも引きますと、178名というふうなことになります。

ただ、この178名につきましては、現状の中で仮に悪くなったら入りますみたいな形で、実際に今特養のほうの待機状況を見ますと、結構申し込んでからすぐ実際に入っているというふうなところもございます。新たに「かつろくの里」のほうで80床の特養が来年早々にオープンする予定ですが、そちらのほうのところを期待しているところでございます。

また、介護人材につきましては、昨今のいわゆる一般の企業も含めまして求人状況がよくなっているというふうなこともありまして、なかなか人も集まらないというふうなところも聞いてございます。ただ、現状で人員不足になっているというふうなところは余り聞いていないと

ころでございますので、順調に雇用を行っているものと考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書の253ページ、収入未済額1,196万5,973円で、続いて審査意見書の32ページには、25年度、198人、未納者の数が載っていました。そこで金額について見ますと、25年度ですね。金額、25年度は693万4,253円ということで、これを計算してみたりしますと、1人当たり3万円余りなんです。

ということは、介護保険料第1段階、第2段階が3万円と800円なんです。これに匹敵する。つまり、ほとんどこれに該当するような平均的な人たちが、年金から天引きできないとされているような理由から、払わない、払えないことになっているわけなんです。そういう意味では、介護保険の保険料の未納の方々の状況は、貧困な高齢者ではなかったか、どうでしょうか。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 ただいま、平均した結果が第1段階、第2段階レベルだというふうなお話がありましたけれども、いろいろ滞納といいましても、一部の納付が進んでいるという方も含めましてこの数字になっているというふうなことでございますので、必ずしもそれと一致することにはならないかというふうに思っております。

それで、介護保険料の25年度の滞納者数について、198名というふうなお話がありました。その中で一番少ない率の段階といいますと、介護保険料は第1段階から第8段階まであるわけですが、やはり最高の第8段階が一番低い率でございます。第8段階に所属される普通徴収の方々のうちの5.43%だけでございます。

それから、一番所得の低い階層といってよろしいかと思うのですが第1段階、これがどうか

といいますと、普通徴収の総数が33名に対して滞納している方は4名、率にしまして12.12%、各8段階の中で2番目に少ない層になっています。

残りの部分ですけれども、残りの部分は最低でも16.30%から最高は34.22%、このくらいの方がそれぞれの段階の中で滞納者になっているというふうな状態です。今申し上げました数字の中で一番大きかった数字、34.22%というのが第2段階に属します。ただ、そのほかの段階につきましても、例えば第3段階は29.41%、第4段階が25%、第6段階、これは基準の段階ですけれども、これが25.86%ということで、各段階に満遍なくといいますか、それなりの率の方々が散らばっているというふうな状況かと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） なかなか複雑なことだったのでなかなか難しいんですけれども、市民の中で減免制度の活用はできなかったのか、お聞きします。

佐藤信行税務課長 委員長、佐藤信行。

伊藤 操委員長 税務課長佐藤信行君。

佐藤信行税務課長 介護保険料の減免制度というふうなことでございますけれども、これについては、平成25年度実績としてはございませんでした。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 職員の方は、税を納める、納めない、その市民の皆さんに直接当たっておられまして状況がわかるわけなんです。そういう意味では、これは大変だなという方がおられたときに、こういう減免制度があるよと使えるような減免制度をつくっていただくよう、検討していただくようお願いして、終わります。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第61号平成25年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 これより採決いたします。

議案第62号平成25年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

伊藤 操委員長 次に、議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

本件について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 決算書の2ページの（1）1の1営業収益ですが、予算よりも決算がふえています。これに関して、メーター使用料をなくして水道料金の緩和を図った結果こうなったのか、影響はどうだったのか、ふえた理由など、お願いします。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 メーター使用料につきましては、本年5月より実施したものでございます。それは26年5月分から実施したものでございまして、ことし3月の定例会にお諮りいたしまして皆さんから御可決いただいたものでございまして、25年度決算には影響はないものと考

えております。

続きまして、給水、対予算ということでございますが、決算書18ページでございますが、確かに予算に比べましてふえておりますが、決算額24年度、25年度から見ますと、中ほどの（２）営業収益、約800万円ほど24年度から見れば減収になっております。そのほとんどが給水収益ということでございまして、対予算に対しては増額でございますが、決算額ベースとすれば、収益としましては下がっているという状況でございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） ありがとうございます。いろいろ頭が混乱しているようです、私も。済みませんでした。

次に、決算書の31ページで、企業債が載っております。ここで、企業債の利息が最高4.75%というのもあります。4%以上のものがかなりありまして、借りかえできれば、利払いがかなり節約できたのではないかと思います、どうだったでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 利払いの関係でございますが、これは平成19年度から24年度まで実施いたしました公的資金の補助金免除制度のことかと思いますが、この補助金免除制度につきましては、24年度で一応国のほうでは廃止しておりますが、水道事業体で組織しております日本水道協会、本市水道事業も加入しておりますが、そういう組織で全国的に、5%未満の企業債についての制度存続と、委員が言われました4%台の企業債についても対象となるように要望しているところでございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子委員） 委員長、佐藤悦子。

伊藤 操委員長 佐藤悦子委員。

1 番（佐藤悦子委員） 次に、決算書の10ペー

ジの2の（1）、これを見ますと、現金預金があります。13億4,993万円ということで、1年間の水道売上金よりもはるかに多い状態となっています。これを有効に活用して老朽管の敷設がえなどで仕事おこしをぜひやっていただきたいし、あと水道料金引き下げも検討等を思うのですが、いかがでしょうか。

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 現金預金の件でございます。

現金預金、そのほとんどが、これまでも御説明申し上げましたが、これは設備を更新するために費用化した減価償却費でございます。その大部分がその現金預金の内部留保資金になっておりますけれども、それについては、今後とも建設改良に伴う資金、また企業債の償還に充てていきたいと考えているところでございます。

なお、工事でございますが、本市水道事業といたしましては、これまでの工事につきましては、なるべく地元の業者を指名競争入札で考えて実施しているところでございます。（「水道料金」の声あり）

高橋 弘上下水道課長 委員長、高橋 弘。

伊藤 操委員長 上下水道課長高橋 弘君。

高橋 弘上下水道課長 料金改定ということでございますが、これも再三再四御説明させていただいたところでございますが、料金改定というのは、当年度赤字か黒字かということがまず大前提になろうかと思います。御利用をしている方々に御負担を申し上げるような料金改定、もしくは負担軽減するような料金改定というのがございます。その単年度収支がどのくらい続くのか、また、今後、建設改良等企業債償還金にどのくらい資金が必要になるのか等々を勘案しながら、料金改定というものは考えていかなければならないと思います。

したがいきまして、利用者の方々になるべく負担を少なくなるような、低廉で安全・安心した水を安定的に供給するというのが水道事業の使命でございますので、その使命に基づきまして職員一丸となってやっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

伊藤 操委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成25年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤 操委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

しては、ふなれな議事進行にもかかわらず、各委員の活発な質疑のもとに審査を終了することができました。委員の皆様、執行部の皆様の御協力に心より感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、本委員会において出された意見などにつきましては十分精査されまして、今後の市政運営、行財政運営、事務事業の執行に最大限生かされるよう要望いたします。

それでは、これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後2時05分 閉議

決算特別委員会委員長 伊藤 操

閉 議

伊藤 操委員長 以上をもちまして、本決算特別委員会に付託されました全ての案件についての審査を終了いたしました。

ここで、決算特別委員長として御挨拶を申し上げます。

平成25年度決算の認定等9件の審査につつま

平成26年11月臨時会会議録

平成26年11月10日 月曜日 午前10時00分開会
議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	伊藤操	議員
3番	高橋富美子	議員	4番	佐藤卓也	議員
5番	石川正志	議員	6番	佐藤義一	議員
7番	奥山省三	議員	8番	沼澤恵一	議員
9番	平向岩雄	議員	10番	小野周一	議員
11番	小嶋富弥	議員	13番	小関淳	議員
14番	遠藤敏信	議員	15番	下山准一	議員
16番	新田道尋	議員	17番	山口吉静	議員
18番	森儀一	議員			

欠席議員（1名）

12番 清水清秋 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
教育長	武田一夫	総務課長	野崎勉
総合政策課長	荒川正一	財政課長	小野享
農林課長	齋藤彰淑		

事務局出席者職氏名

局長	高木勉	総務主査	三原恵
主査	川又秀昭	主査	沼澤和也

議事日程

平成26年11月10日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 7 2 号平成 2 6 年度新庄市一般会計補正予算（第 3 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

小嶋富弥議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。

欠席通告者は清水清秋君の1名であります。

それでは、これより平成26年11月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において沼澤恵一君、小野周一君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

本会議場が工事になったということで、この市民プラザ3階のホールで臨時会をやるわけですが、ここもまたなかなかいい雰囲気だと感じております。

それでは、議会運営委員会における協議の経

過と結果について御報告いたします。

去る11月4日午前10時から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年11月臨時会の運営について協議をいたしたところであります。

会期につきましては、このたびの提出案件は議案第72号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第3号）についての議案1件でありますので、本日11月10日、1日と決定いたしました。

案件の取り扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくをお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日11月10日、1日にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は11月10日、1日と決しました。

日程第3 議案第72号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第3号）

小嶋富弥議長 日程第3 議案第72号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。最近めっきり涼しくなってきた冬到来が間もなくですが、臨時会、ありがとうございます。

それでは、議案第72号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ。

議案第72号一般会計の補正予算（第3号）は、平成26年米価下落対策緊急資金（災害・経営安定対策資金）利子補給に係る債務負担行為を追加補正するものであります。

平成26年産米の概算金は大幅な減額となっており、今後も米生産者の資金繰りなどへの影響が懸念されるところであります。

このため県において、米生産者の営農意欲の維持や円滑な資金繰りに資する目的で米価下落対策緊急支援制度を創設しておりますが、当該基金につきましては、県と市町村による利子補給に加え、融資機関の負担によって貸付利率を無利子とするものであります。今般、当該制度の創設に伴う平成26年米価下落対策緊急資金の利子補給に対し、融資総額7,000万円に対し年1.25%の割合で計算した額を負担する内容の債務負担行為を新たに加えるものであります。

以上、御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました議案第72号について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 3点お聞きします。

1点目は、平成26年の米価下落などによる農家の減収額は、幾らと見込んでおられるかということです。

2点目は、このたびの融資総額はそれを補填する金額となる見通しなのか。

3点目は、農家はそれを返済できると見込んで

でおられるのか。お願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

まず初めに、平成26年産米の米価下落、これの農家の減収はいかほどかということでございますが、仮に新庄市に県から割り当てられている米の生産数量目標は28万俵となっておりまして、仮に平年と比較し1俵当たり2,000円の減収となれば、28万俵掛ける2,000円ということで、5.6億円、5億6,000万円の減収と試算してございます。

それから、この資金で下落の分を補填するかという御質問だったと思いますが、この資金の借入限度額ですが、検査して販売に出た米1俵に対する金額を3,300円ということで、3,300円掛ける出荷俵数ということで、限度額が1農家個人ですと500万円、法人ですと2,000万円という融資枠が設定されてございます。この3,300円の根拠たるものは、やはりその辺のデータから落ち込む部分という単価が3,300円という試算でありますので、平年並みの収入に戻してあげるとということでございます。そういった減収分の補填のための資金ということでございます。

それから、返済能力でございますが、これについては、やはり基準となるものが平年の米価を基本としてこの制度は制度設計されておりますので、その辺は返済は可能であるという考えでございます。以上です。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は、討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第72号平成26年度新庄市一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 以上で、今期定例会の日程を全て終了いたしましたので閉会といたします。

本日はどうも御苦労さまでございました。

午前10時12分 閉会

新庄市議会議長 小 嶋 富 弥

会議録署名議員 沼 澤 恵 一

〃 〃 小 野 周 一

平成26年12月定例会会議録（第1号）

平成26年12月5日 金曜日 午前10時00分開会
議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	石 川 正 志	議員	4 番	佐 藤 義 一	議員
5 番	奥 山 省 三	議員	6 番	沼 澤 恵 一	議員
7 番	高 橋 富 美 子	議員	8 番	佐 藤 卓 也	議員
9 番	小 嶋 富 弥	議員	10 番	清 水 清 秋	議員
11 番	小 関 淳	議員	12 番	遠 藤 敏 信	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	平 向 岩 雄	議員
15 番	小 野 周 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
農業委員会 星 川 豊

選挙管理委員会 小 松 孝
農務局 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭
総務主査 三 原 恵
主査 沼 澤 和 也

議事日程（第1号）

平成26年12月5日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議席の指定と変更について
- 日程第 2 会議録署名議員指名
- 日程第 3 会期決定
- 日程第 4 市長の行政報告
- 日程第 5 報告第10号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 議案第73号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について
（平成25年議案第43号）の一部変更について
- 日程第 7 議案第74号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について
（平成25年議案第44号）の一部変更について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第 8 議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 9 議案第76号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第10 議案第77号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第78号新庄市いじめ防止等対策推進条例の設定について
- 日程第12 議案第79号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第80号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第81号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第82号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第83号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 18 議案第 85 号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 19 議案第 86 号財産の無償譲渡について
- 日程第 20 議案第 87 号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 88 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 22 議案、請願の各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第 23 議案第 89 号平成 26 年度新庄市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 24 議案第 90 号平成 26 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 25 議案第 91 号平成 26 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 26 議案第 92 号平成 26 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 27 議案第 93 号平成 26 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 28 議案第 94 号平成 26 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 29 議案第 95 号平成 26 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 30 議案第 96 号平成 26 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) に同じ

開 会

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

12月定例会開会前にお知らせいたします。

議場改修に伴いまして、採決システム等の機器が更新されました。

きょうは初めて使用する日でありますので、東北議事録センターより職員2名が立ち会いのため入場しておりますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成26年12月新庄市議定会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 議席の指定と変更について

小嶋富弥議長 日程第1 議席の指定と変更についてを議題といたします。

議場改修に伴い議席の変更がありましたので、会議規則第4条第1項及び第3項の規定により議席の指定と変更を行います。

初めに、議席の指定を行います。

佐藤悦子君、伊藤 操君、新田道尋君、山口吉静君、森 儀一君、以上の5名の議席はただいま着席のとおり指定いたします。

次に、議席の変更を行います。

変更後の議席はお手元に配付の議席表のとおりでありますので、お諮りいたします。

お手元に配付の議席表のとおり議席を変更す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の議席表のとおり変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に着席をお願いします。

暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第2 会議録署名議員指名

小嶋富弥議長 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において平向岩雄君、森 儀一君の両名を指名いたします。

日程第3 会 期 決 定

小嶋富弥議長 日程第3 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

去る11月28日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部か

ら副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年12月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付してあります平成26年12月定例会日程表のとおり、本日から12月15日までの11日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告1件、議案16件、補正予算8件、請願3件の計28件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告1件の後、議案第73号及び議案第74号の2件につきまして提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第75号から議案第88号までの議案14件につきましては、本日の本会議に上程し、提案説明の後、総括質疑を受け、各常任委員会に付託し、審査をしていただきます。補正予算8件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、

委員会への付託を省略して12月15日最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は10名であります。よって、1日目5名、2日目5名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

また、今定例会から議場のシステムが変わり、それに伴い議席も新しいレイアウトになっております。地方自治の重要な役割を担う機関として、一層の緊張感を持った質の高い議会にしていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から12月15日までの11日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、会期は12月5日から12月15日までの11日間と決しました。

平成26年12月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第1日	12月5日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告（1件）の説明。議案（2件）の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案（14件）の一括上程、提案説明、総括質疑。議案、請願の常任委員会付託。補正予算（8件）の一括上程、提案説明。
第2日	12月6日	土	休 会			

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 間	摘 要
第 3 日	12月 7 日	日	休 会			
第 4 日	12月 8 日	月	本 会 議	議 場	午 前 10 時	一般質問 森 儀一、伊藤 操、山口吉静、 佐藤卓也、小関 淳の各議員
第 5 日	12月 9 日	火	本 会 議	議 場	午 前 10 時	一般質問 石川正志、小野周一、佐藤義一、 高橋富美子、佐藤悦子の各議員
第 6 日	12月10日	水	常任委員会	総 務 文 教 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 7 日	12月11日	木	常任委員会	産 業 厚 生 (議員協議 会室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	12月12日	金	休 会			本会議準備のため
第 9 日	12月13日	土	休 会			
第10日	12月14日	日				
第11日	12月15日	月	本 会 議	議 場	午 前 10 時	常任委員長報告、質疑、討論、採 決。補正予算（8 件）の質疑、討 論、採決。

日程第 4 市長の行政報告

小嶋富弥議長 日程第 4 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

12月議会、参集ありがとうございます。ことしもまた早目の大雪ということで、市民の皆さんも大変不安があったのかなと思う中で、全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

このたびの行政報告につきましては、集成材企業の進出についての御報告であります。

このたび、東京に本社のある協和木材株式会

社が新庄市へ進出することが決定いたしました。11月26日に同社から進出決定の報告と計画の概要をお聞きしました。

計画によりますと、新庄市に建設を予定しております集成材工場は、年間12万立方メートルの原木を使い3万6,000立方メートルの製品を出荷する予定とのことであります。また、約60人を雇用する計画とのことで、雇用の創出に大きく貢献するものと思います。操業開始は平成28年の春を目指しているということでもあります。

新庄・最上地域はかねてより森林資源の豊かな地域であると言われており、今回、同社が進出先として新庄市を選んだ理由といたしましては、新庄・最上地域に質のよい森林資源が豊富にあることと道路網が整備されていることだと伺いました。

山形県内にはこれまで集成材工場はなく、新庄市が進出先として選ばれたことは大変うれしく感じております。同社の進出により、本地域の森林資源が利活用されることになれば、地域経済の振興が図られることはもちろんのこと、本地域のイメージアップにも大きく貢献するものと考えております。

さらに、国は地方創生を政策課題としており、それと連動する大きな企業進出であると思っており、県と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

次に、子育て支援医療給付事業の拡充について御報告させていただきます。

この件に関しましては、さきの9月議会補正予算において、中学校3年生までの医療費無料化の提案をさせていただき、慎重審議の上、御可決いただいたものであります。

このたびの子育て支援医療給付事業の拡充により、今月12月1日受診分より中学校3年生までの全てのお子さんの医療費が外来分・入院分ともに無料となります。

9月議会補正予算可決後、10月中に医療証交付に係る申請書の案内、受け付け等の作業を行い、11月末に対象者に対し新しい医療証を送付させていただいたところであります。

このたびの子育て支援医療給付事業の拡充により、医療給付の対象者が新たに2,018名ふえたことにより、子育て世帯の負担軽減はもとより、今後の定住促進策につながるものと期待されているところであります。

以上2件、報告させていただきます。

日程第5報告第10号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

小嶋富弥議長 日程第5報告第10号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、報告第10号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

去る11月21日の衆議院の解散に伴い、12月14日に衆議院議員総選挙が実施されます。

この選挙に係る経費について、ポスター掲示板の設置や印刷物の準備などへ向け早急な対応が必要であったため、11月21日付で予算の専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、衆議院総選挙に係る経費として2,021万5,000円、また同時に実施されます最高裁判所裁判官国民審査に係る経費として11万5,000円、合わせて2,033万円であります。

当該選挙が円滑に執行されるよう予算化したものでありますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいま説明のありました報告第10号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第10号は討論を終結し、直ちに採決するこ

とに決しました。

これより採決いたします。

報告第10号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、報告第10号はこれを承認することに決しました。

議案2件一括上程

小嶋富弥議長 日程第6議案第73号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第43号）の一部変更について及び日程第7議案第74号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第44号）の一部変更についての議案2件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第43号）の一部変更について及び議案第74号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第44号）の一部変更についての議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第73号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第43号）の一部変更について及び日程第7議案第74号萩野地

区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第44号）の一部変更についてあわせて御説明申し上げます。

昨年7月臨時議会において御可決いただき、工事着手し建設を進めております萩野地区小中一貫教育校建設工事のうち、機械設備工事と電気設備工事につきまして、契約内容について変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更する内容でございますが、機械設備工事の契約金額について135万8,640円増額いたしまして2億7,330万8,640円に、電気設備工事の契約金額について436万7,520円増額いたしまして2億6,686万7,520円とするものであります。

主な変更内容といたしましては、機械設備工事で5点ございます。

第1点は、プール循環ろ過ポンプ装置の遠隔操作を追加するものであります。

第2点目は、消火器ボックスの一部を壁埋め込み型に変更するものであります。

第3点目は、給食室厨房給排気設備の給排気効率を向上させるための仕様変更によるものであります。

第4点目は、浄化槽排水ポンプ槽の統合による変更でございます。

第5点目は、天井の高い学童保育室の天井内にメンテナンス用歩廊を設置する変更でございます。

電気設備工事では2点ございます。

第1点目は、大小体育館の照明器具を従来型のハロゲン灯よりLED照明に変更するものであります。

第2点目は、普通教室及び教科教室の前後壁面に扇風機を設置するための変更でございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろ

しくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第73号及び議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号及び議案第74号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第73号萩野地区小中一貫教育建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第43号）の一部変更について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 73号の中で、市長が今おっしゃったことの5番目に、天井の高い学童保育室に歩廊をつけるということなのですが、この点について詳しく教えていただきたいと思っています。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 萩野の学童保育につきまして、併設して今建設を進めているところでございますけれども、結構高い天井になってございます。それで、天井にエアコン、それから換気扇等が設置されております。今後のメンテナンスをいろいろ考えた場合に、一々足場を組んだりはしごを持ってきたりというふうな、そういった部分を考えまして、天井裏に歩廊、いわゆるキャットウォークと申しますけれども、管理用の鉄製の歩廊を設置するものでございます。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第73号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機械設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第43号）の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内機電気設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第44号）の一部変更について質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 普通教室に扇風機をつけていただくということで、改善かなと思いますが、でも聞いてみますと、かつてほかの学校で扇風機をつけたときに、先生方が渡してくれたプリントとかそういうのが吹っ飛んだりしてちょっと使いづらいというか、そういう声もあったように思います。そういう意味では思い切って冷暖房というか、冷房もつけたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけども、新しい学校でもありますし、その点についてはお考えにならなかったのか、お願いします。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆

志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 普通教室への空調設備の設置につきましては、確かに建設する際に話題にはなりました。ただ、このたび空調設備、各小中学校に今年度整備しましたけれども、普通教室については莫大な金額がかかると。萩野学園だけにかかわる部分ではございませんので、市全体の学校施設を考えた場合にかなりの費用がかかるというふうなことで、現在ほかの学校につきましても、普通教室につきましては扇風機で対応しているというふうな現状がございます。その辺を鑑みまして、萩野学園につきましても扇風機で対応すると。

当初の設計では扇風機の設置もございませんでしたけれども、いわゆるエアコンにかわる対応というふうなことで扇風機の設置を行うということでございます。よろしく願いいたします。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第74号萩野地区小中一貫教育校建設工事の内電気設備工事請負契約の締結について（平成25年議案第44号）の一部変更については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案 1 4 件一括上程

小嶋富弥議長 日程第8議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第21議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案14件を会議規則第35条の規定により一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案14件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告及び本市一般職の職員の期末勤勉手当の改定に鑑み、議会の議員、市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当について、支給月数を0.15月増額するため関係条例の改正を行うものであります。

続きまして、議案第76号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、山形県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当その他の手当等を改正するため、関係条例の改正を行うものであります。

す。

改正の内容といたしましては、平成26年分として、給料月額につきましては、若年層を中心に引き上げ、高年齢層は据え置き、平均0.26%を引き上げるとともに、勤勉手当の0.2カ月引き上げが主な内容となっております。

また、平成27年度分として4月1日から施行する給与制度の総合的見直しに対応し、給料月額につきまして、若年層を引き上げ、中間層をほぼ据え置き、高年齢層では経過措置を講じた上で引き下げの改定を行うとともに、勤勉手当の6月期、12月期への振り分けやその他手当の改正を行うものであります。

続きまして、議案第77号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本市においては下水道の普及等による都市施設の整備拡大が図られてきておりますが、都市計画税の目的に鑑み、税の公平性の確保を図るために、都市計画税について課税区域の見直しの提案をするものであります。

新たな課税区域といたしまして、小栄町、西町、円満寺町地区の一部を追加するものであります。

該当区域に対しまして住民説明会を開催し、見直しの趣旨を説明して御理解を求めるとともに周知してきたところであります。

施行日につきましては、平成27年1月1日であります。

続きまして、議案第78号新庄市いじめ防止等対策推進条例の設定について御説明申し上げます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめ問題への対応は、学校における最重要

課題の一つであり、新庄市では「命の尊厳を根底に据えたこころの教育の充実」を学校教育の重点とし、これまでも教育委員会と学校が連携してさまざまな取り組みを行ってきました。

こうしたいじめから子供たち一人一人を守るためには、家庭・地域との連携を密にし「いじめはひきょうな行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」との認識のもと、いじめをしない、させない、許さない取り組みが必要です。

このように社会全体でいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立しました。そこには地方公共団体、学校の設置者、学校等のいじめ防止について取り組むべきことなどが明示されており、いじめ問題に関する対策や調査、審議などを行うための組織を設置することができるとされております。

本市では、いじめ問題に積極的に取り組み、「夢を持ち、元気で才能豊かな、命輝く新庄っ子」の育成に努めてまいります。そのために、いじめ防止に関する本市の基本理念を明らかにし、いじめ防止等のための対策について必要な事項を定めるために、新庄市いじめ防止等対策推進条例を制定するものであります。

また、附則において、各委員の報酬について規定するものであります。

続きまして、議案第79号から議案第82号までの指定管理者の指定について一括して御説明申し上げます。

いずれの議案も市の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第79号新庄市民文化会館につきましては特定非営利活動法人芸術文化振興市民ネット新庄を、議案第80号雪の里情報館につきましては株式会社東北情報センターを、議案第

81号山屋セミナーハウスは山屋有志会を、議案第82号屋内ゲートボール場は新庄市ゲートボール協会を指定管理者として指定するものであります。

新庄市民文化会館と雪の里情報館につきましては、公募を行った結果、現在の指定管理者が引き続き選定されたものであります。

また、山屋セミナーハウスにつきましては、現在、山屋地区連合会が指定管理者として管理を行っておりますが、山屋有志会は、山屋地区連合会の内部組織であり、指定管理業務を主体的に行っている組織であります。今回は山屋有志会として応募し、選定委員会で指定管理者候補として選定されたものでございます。

屋内ゲートボール場につきましては、現在の指定管理者を引き続き指定するものであります。指定期間につきましては、平成27年1月1日から、屋内ゲートボール場は2年間、その他の3施設につきましては5年間とするものであります。

続きまして、議案第83号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、体育施設の管理を指定管理者に行わせるに当たり、利用料金制を導入するため必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができるものであり、利用料金の設定につきましては、教育委員会の承認を受けて指定管理者が定めるようになるものであります。これにより指定管理者の自主的な経営努力が発揮されやすくなるとともに、市及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるものであります。

続きまして、議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の

一部が改正されたことに伴い、支給の対象とする遺族範囲の見直しが図られたため必要な改正を行うものであります。

改正内容につきましては、災害弔慰金の支給の対象となる遺族について「兄弟姉妹」を追加するものであり、あわせて文言の整備を行うものであります。

続きまして、議案第85号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定について御説明申し上げます。

平成24年度より、養護老人ホーム神室荘の民間経営移管について、社会福祉法人新寿会と協議してまいりましたが、今年1月に新寿会理事会において経営移管を了承する旨の議決を経たことから平成27年4月から経営移管することとし、経営移管に向け協議を行うなど民営化の準備を進めているところであります。

本案は、神室荘の経営移管に伴い、新庄市老人福祉施設設置条例を廃止するものであり、あわせて関係条例の整備を行うものです。

施行日は平成27年4月1日であります。

続きまして、議案第86号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

平成27年4月1日の神室荘の経営移管に当たり、民営化後の経営安定化と継続性を確保する観点から、神室荘の建物を移管先である社会福祉法人新寿会へ無償譲渡いたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第87号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法が10月1日に一部改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に法律名称が改正されたことに伴い、新庄市福祉事務所設置条例中に表記する法律名称を「母子及び父子並びに寡婦福祉法人」に改正するものであります。

最後に、議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が11月19日に公布されたことに伴い、出産育児一時金の金額について必要な改正を行うものであります。

現行の出産育児一時金の金額は基本額を39万円とし、分娩に関連して重度脳性麻痺となったお子さんとその御家族の経済的負担を補償することを目的とした産科医療補償制度に加入する医療機関における分娩の場合は、その掛金相当額の3万円を基本額に加算した42万円と規定されております。

今般、平成27年1月から産科医療補償制度の掛金を現行の3万円から1万6,000円に引き下げるとともに、出産育児一時金の総額は現行の42万円で据え置く旨の関係法令の改正が行われました。

これにより、出産育児一時金の基本額が現行の「39万円」から「40万4,000円」に改められたことに伴い、本市の国民健康保険条例についても必要な改正を行うものであります。

施行日は、改正政令の施行日と同日の平成27年1月1日とするものであります。

以上、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 それでは、これよりただいま説明のありました議案14件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第78号についてです。3点です。

1点目は、いじめ禁止を子供に義務づけている内容となっています。そして法律では厳罰をして取り締まるという仕組みです。これはいじめた子供に対して、起きた場合、上からの押し

つけになり、いじめをしない人になれると考えているのか。いじめとなったときに、本当は教育的な指導で納得させて、生き方などを考えさせていく丁寧な取り組みが必要な子供たちなんだろうと思いますが、そういうことが上から厳罰でやられることによって実は逆効果にならないのか、その点、考えておられないか。逆効果ということは、本当に心から反省していじめをやめるというよりも、考え方が上から押しつけられたということで逆に人間として成長しないまま大きくなっていくというか、またそういう罪を犯すような人になってしまう可能性もあるかもしれない、そういう逆効果にならないのかということでどう考えておられるのかひとつお願いします。

2つ目は、被害に遭った子供、遺族についてなんですが、被害に遭った子供や遺族が真相を知る権利が明確になっていないのではないかと、いう2つ目です。

3つ目なんですが、連絡協議会の組織の中で（5）に山形県警察の職員が入っています。さらに、守秘義務ということで、14条に委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとありますが、警察官である山形県警察の職員である場合、警察官として警察の職員としていじめ関連の会議に出て、職務上知り得た内容を警察内でしゃべってならないというふうに言えるのか。職務上、どちらも仕事になると思うんですね。そういった場合、警察としては犯罪を取り締まるのが目的です。そうですから、可能性はある、犯罪かもしれない、そういう話も出てくるわけです。可能性もあるかも含めて、そういったことを警察官が連絡協議会で知り得た場合、話さなければならないことになると思うんです。そうした場合、守秘義務と書いてありますが、警察の職員の場合はこれは守られないのではないのか、そこまで考えておられるのか、お願いします。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 3点御質問いただきました。

まず初めの、子供に対しての威圧的な指導により子供は更正できないのではないかという御質問でしたが、いじめにつきましては、先ほど市長の答弁にありましたように卑劣な行為だということで、絶対に許されないことだと。これにつきましては、どの子にもあまねく指導していかなければならないということは必要だと思っております。

ただ、いじめた側につきましては人権を守るとか、きちっと心にしみ渡るような指導をするということにつきましては、これまでもいじめにはかならず、生徒指導の問題行動につきましてはどの学校でも職員が寄り添いながら説諭という形で子供に指導をしております。厳しい信念を持ちながらも子供の心に寄り添った丁寧な指導を行っておりますので、いじめの子についても例外の漏れなく行っていきたいと思っておりますのでございます。

2つ目の御質問にありました保護者についての説明についてですが、これにつきましてはプライバシーに配慮しながら情報の公開できることにつきましては公開しながら、丁寧な対話と説明によりまして御理解いただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

3つ目の連絡協議会におきます警察についての守秘義務につきましては、連絡協議会自体がまず新庄市のいじめ防止のための方針とか取り組みを協議するような場でありますので、根深いようなプライバシーについてのものをここに上げるという会ではございません。ただ、子供の氏名とか個人情報等が若干入るような場合があるかもしれませんが、これにつきましては守秘義務を通していただくということで依頼をしますので、御理解をいただきながら委員の選定

については行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

小嶋富弥議長 ほかに。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいまの山形県警察の職員について、守秘義務を守っていただくということでありましたが、山形県警察の職員として知り得た個人情報があった場合、警察の中からやっぱりきょう何をしてきた、どういう内容で話し合ってきたかということも含めて仕事上、警察の中に報告するのは当たり前だと考えるんですが、どうなんですか。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 当然、復命の義務は生じるとございますが、これまでも警察が入りまして子供の問題に当たった事態についてはこのケースのほかにさまざまございます。その場合でも守秘義務等につきましては十分に御理解いただきながら、これが漏れて大きな問題になったということについてはございませんので、このいじめの連絡協議会についても同様に守っていただけるものと思っておりますのでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今まで教育関係の話し合いの場に警察官の山形県警察の職員が入ってきたと。今まで問題もなかったという課長のお話ではありましたが、そういう中で警察官が入ることによって、今までも多分同じだったと思いますが、子供のことを十分に話せないかもしれない、もしかしたらこれは警察内に犯罪の前提にされるような人として見られるかもしれない、マークされるかもしれない、それを考えたときに、警察官が入った関係会議がもししたら本当に子供の権利というか学ぶ権利を保障

する立場からどうあるべきかということで十分な話し合いができなかったかもしれない、私はそう思うんです。なぜかという、警察はやはり犯罪を取り締まる立場の仕事なんです。子供を教育的な面から人格を育成するという、そういう面からの仕事ではないのです。ですから、どうしても犯罪を取り締まる、それを防止する、そういうような犯罪という見方でやはり仕事としていろいろな場に参加しているわけなんです。私は警察官を抜くべきでないかと思うんです。そして全体として話し合って、これは重大な問題だとやっぱり警察に言わなければならないとなったときに警察に通報するなり、それは必要だと思います。しかし、子供の人格形成、教育的ないろいろなこういうふうによって子供を改善させた、立ち直らせたという実践だってあるわけです。そういうことを重要視してやっていく立場に立ったときに、犯罪を取り締まる警察は入れるべきでないかなと私は思うんです、教育の係に。どうでしょうか。

長谷部 薫学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫学校教育課長 警察のほうでも主に市民の生活安全にかかわります生活安全課の方を今のところ想定しておりますので、今、佐藤議

員さんのおっしゃる犯罪を取り締まる、どちらかという刑事課の方ではないということをもまず御理解いただければと思います。生活安全課の方をお願いすることによりまして、子供のパトロールとか見守り活動等についての御協力をいただきながら、学校の外からもいじめ防止についての御協力をいただくような形で取り組んでまいりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第 2 2 議案、請願の各常任委員会付託

小嶋富弥議長 日程第22議案、請願の各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成 2 6 年 1 2 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議案 (9 件) 請願 (1 件)	○議案第 7 5 号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第 7 6 号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第 7 7 号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 7 8 号新庄市いじめ防止等対策推進条例の設定について ○議案第 7 9 号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指

付 託 委 員 会 名	件 名
	定について ○議案第 8 0 号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 8 1 号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 8 2 号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定について ○議案第 8 3 号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 9 号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善について
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議案（5 件） 請願（2 件）	○議案第 8 4 号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 8 5 号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定について ○議案第 8 6 号財産の無償譲渡について ○議案第 8 7 号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 8 8 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 7 号米の需給安定対策に関する件について ○請願第 8 号農協改革に関する件について

議案 9 件一括上程

小嶋富弥議長 日程第23議案第89号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第5号）から日程第30議案第96号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算8件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号平成26年度新庄市一般会計補正予算

（第5号）から議案第96号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算8件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第89号から議案第96号までの平成26年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

予算書1ページ、議案第89号一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億5,892万1,000円を追加し、補正後の総額を175億2,664万7,000円とするものであります。

8ページからの歳入についてであります、14款国庫支出金に雪寒指定路線の増加に伴う雪寒指定路線除雪事業社会資本整備総合交付金の増額分を計上しております。また、道路整備事業等に係る社会資本整備総合交付金の減額分を計上し、これに伴った市債の減額を21款に計上するとともに、今年度の市債の発行総額を抑制するために他事業の交付税措置のない市債を減額する補正を計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、職員給与費につきましては、県人事委員会勧告に準じて、全款にわたって増額を計上しております。

14ページ、3款民生費についてであります、障害者自立支援給付費や生活保護費において対象者の増加などにより扶助費を中心に増額するものであります。

次に、17ページの6款農林水産業費につきましては、多面的機能支払交付金の資源向上支払交付金分や農地集積協力金の増額を計上するとともに、米価下落対策緊急資金利子補給補助金を新たに計上しております。

また、24ページの10款教育費において、小中一貫教育校建設に伴う工事請負費の増額を盛り込むとともに、2法人より御寄附いただきました寄附金をもとに、ものづくり教育の推進と生涯スポーツ振興に資する増額補正を計上しております。

以上、一般会計に続きまして、29ページからの特別会計であります、議案第90号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第95号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までにつきましても、それぞれ必要な所要額を補正するものであります。

また、議案第96号水道事業会計補正予算につきましては、職員の給与費について一般職の職員に準じた改正を行うものであります。

私からの説明は以上であります、各会計の詳細につきましては財政課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

小野 享財政課長 私から、議案第89号一般会計補正予算(第5号)につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

市長の説明にもございましたように、一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,892万1,000円を追加しまして、補正後の総額を175億2,664万7,000円となります。

2ページから、第1表歳入歳出予算補正といったしまして、各款各項の補正予算額並びに補正後の額を掲載しております。

5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、国交付金に係る地方道路等整備事業債とロータリー除雪車整備事業債、流雪溝整備事業債、消雪整備事業債の減額を行うとともに、今年度の市債発行総額を抑制するために、地方交付税措置の見込めない4本の起債については廃止するものでございます。

8ページからの歳入でございますが、まず、14款国庫支出金のうち1項1目民生費国庫負担金において、障害者自立支援給付費の増加に伴います負担金と生活保護費の増加に伴う負担金を増額しております。

また、下段の2項4目土木費国庫補助金につきましては、道路整備事業等に係る国の社会資本整備総合交付金の減額措置を行うとともに、9ページ上段の3目雪対策補助金におきまして、雪寒指定路線の増加に伴います雪寒指定路線除雪事業社会資本整備総合交付金の増額を盛り込んでおります。

続く15款県支出金では、障害者自立支援給付

費の増額に対応する負担金を増額し、下段にございますが、労働諸費補助金に緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金、続く農林水産業費補助金におきましては農地集積協力金交付事業費補助金など、歳出面における増額補正に対応した増額を計上しております。

10ページ中段の16款財産収入におきましては、旧乳幼児保育所用地などの売却収入を盛り込んでおり、17款寄附金におきましては、ふるさと納税寄附金の増額のほか、2法人から御寄附いただいた寄附金を計上しております。

11ページ20款諸収入におきましては、最上広域からの25年度分の分担金の精算による返戻金など、雑入に3,066万6,000円盛り込んでおります。

なお、このたびの補正の財源調整としましては、上段にございます19款繰越金の3億274万2,000円などで対応しております。

続きまして、12ページからの歳出でございます。

まず、全般にわたりまして、今般の県人事委員会勧告に準じた職員給与費の増額を計上しております。

2款総務費でございますが、1項総務管理費の7目企画費におきまして、好調に推移しているふるさと納税の伸びに対応した経費の増額を盛り込んでおります。

3款民生費では、15ページ上段、1項社会福祉費の4目におきまして、歳入の際に述べました障害者自立支援給付費の伸びに対応し、国・県支出金を充当しながら増額補正を組んでおります。

また、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費において、小中一貫教育校に併設する放課後児童クラブの建設工事請負費の増額と認可外保育施設の乳幼児育成支援に係る経費の増額を盛り込んでおりまして、16ページでは、3項生活保護費におきまして対象者の増加に対応した

扶助費の増額を盛り込んでおります。

17ページの4款衛生費1項保健衛生費におきましては、本町公衆便所の改築に係る設計費用を盛り込むとともに、再生可能エネルギー等設備導入の支援に係る経費の増額を盛り込んでおります。

18ページの上段からの6款農林水産業費1項農業費の中で、農地集積協力金などの担い手総合支援対策に係る経費の増額や、中段にございます多面的機能支払交付金の長寿命化対策に係る経費や米価下落対策緊急資金の利子補給に係る経費を新たに盛り込んでおります。

7款商工費でございますが、1項商工費におきまして、19ページ下段から20ページにかけて県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用しました委託事業費等の転換を図る経費を盛り込んでおります。

21ページ、8款土木費でございます。中段の2項3目道路新設改良費につきましては、歳入でも触れましたとおり、国の社会資本整備総合交付金を活用した泉田二枚橋線などの道路整備事業につきまして、交付金の内示などを踏まえた減額補正としており、関連して23ページ中段の6項2目の雪総合対策費の沖の町・中山地区の流雪溝整備事業につきましても同様に減額補正を計上しております。上段の6項1目除排雪費におきまして、除排雪業務委託料の増額を盛り込んでおりますが、雪寒指定路線の増加に伴います雪寒指定路線除雪事業社会資本整備総合交付金の増額に対応した増額補正でございます。

最後に、24ページからの10款教育費でございますが、1項3目指導費におきまして、いじめ問題対策に係る経費と教科書の改訂に伴う教師用指導書の購入に伴う経費を新たに計上したほか、寄附金を原資としましてものづくり教育奨励基金への積み立てを行い、小中一貫教育校推進費におきましては、開校に伴う校章作成に係る経費の増額を盛り込んでおります。

また、次のページの2項小学校費では、小中一貫教育校建設に係る経費の増額と3項中学校費では空調設備整備工事の確定に伴う減額を計上したほか、4項社会教育費におきましては、27ページになりますが、社会体育費におきまして生涯スポーツ振興へ向けた経費を寄附金を原資として盛り込んだところでございます。

以上で一般会計を終わります。29ページからの特別会計に入らせていただきます。

議案第90号国民健康保険事業特別会計予算（第2号）でございますが、歳入歳出のおの571万5,000円減額しまして、補正後の予算総額を41億8,201万円とするものでございます。

33ページをごらんください。

歳入に関しましては、介護納付金負担金の減額と出産育児一時金に係る一般会計繰入金及び前年度繰越金の増額でございまして、34ページからの歳出におきましては、保険給付費関係の増額と6款介護納付金の減額を主なものとしております。

次に37ページ、議案第91号交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出のおの214万円を追加し、補正後の予算額を1,058万9,000円とするものです。

補正の内容は40ページのとおり、交通事故による犠牲者の増加などによる災害見舞金等の支出増加に対応するためのもので、財源としまして交通災害共済基金繰入金を充てております。

41ページ、議案第92号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出のおの3,446万9,000円を追加し、補正後の予算総額を14億3,199万円とするものです。

43ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、国の社会资本整備総合交付金の再配分に基づく管渠建設事業の増額によりまして公共下水道事業債を増額変更するものでございます。

これに対応しまして、45ページの歳入におき

まして国庫補助金、市債、一般会計繰入金の歳入費目を増額しておりまして、47ページの歳出におきまして管渠建設事業費を増額しております。

続いて49ページ、議案第93号農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出のおの8万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8,558万円とするものですが、補正内容につきましては52ページに記載のとおり、県人事委員会勧告に準じました職員給与費の増額補正を行ったところでございます。

続いて53ページ、議案第94号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出のおの5,032万2,000円を追加し、補正後の予算総額を34億7,806万3,000円とするものです。

57ページから58ページの歳入につきましては、歳出における介護サービス給付費の増減に基づきまして財源の整理を行ったものでございます。国・県支出金のほか一般会計基金繰入金で財源を調整しております。

59ページからの歳出におきましては、主に2款保険給付費の介護サービス等諸費や高額介護サービス等費の増額を主なものとしております。

最後に63ページ、議案第95号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出のおの308万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4億1,112万3,000円とするものでございまして、66ページからの補正内容につきましては、歳入の前年度繰越金を財源とし、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正とするものでございます。

以上が一般会計及び特別会計補正予算の説明でございます。

続きまして、議案第96号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

水道事業会計補正予算書の1ページをお開き

ください。

このたびの補正につきましては、県人事委員会勧告に準じました職員給与費の補正が主なものでございまして、第2条にございますように、収益的支出の補正につきましては54万9,000円、そして第3条につきましては、資本的支出の補正を掲載しておりますが10万4,000円、あわせて第4条におきまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正といたしまして65万3,000円の今回の補正額ということになっております。

続く2ページ、3ページにおきまして、それぞれ収益的支出、資本的支出に係る細部の説明を記載しておりますので、御確認いただきたいと思えます。

以上、御審議いただき御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算8件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号から議案第96号までの補正予算8件につきましては、委員会への付託を省略し、12月15日、定例会最終日の本会議において審議いたします。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

6日、7日は休会であります。12月8日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時10分 散会

平成26年12月定例会会議録（第2号）

平成26年12月8日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	石 川 正 志	議員	4 番	佐 藤 義 一	議員
5 番	奥 山 省 三	議員	6 番	沼 澤 恵 一	議員
7 番	高 橋 富 美 子	議員	8 番	佐 藤 卓 也	議員
9 番	小 嶋 富 弥	議員	10 番	清 水 清 秋	議員
11 番	小 関 淳	議員	12 番	遠 藤 敏 信	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	平 向 岩 雄	議員
15 番	小 野 周 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

小 松 孝
浅 沼 玲 子

農業委員会
会長

星 川 豊

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉
主 査 川 又 秀 昭

総 務 主 査 三 原 恵
主 査 沼 澤 和 也

議 事 日 程 （第2号）

平成26年12月8日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 森 儀 一 議員
- 2 番 伊 藤 操 議員
- 3 番 山 口 吉 静 議員
- 4 番 佐 藤 卓 也 議員
- 5 番 小 関 淳 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成２６年１２月定例会一般質問通告表（１日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	森 儀 一	1. 企業誘致と人口減少対策について 2. 道の駅構想について 3. 市有財産の建物の今後の建て替え・改修について 4. 市有施設東高柔道練習場のトイレの改修について	市 長
2	伊 藤 操	1. 市体育館の改修工事による閉鎖中の利用者への対応について 2. ２年続きで開催された「地域リーダー講座」の今後の取り組みについて 3. 健康福祉推進員の活躍について	市 長 教育委員長
3	山 口 吉 静	1. ふるさと納税について 2. 市営学習塾について 3. 空き家問題について 4. 市内商業地域の電線地中化について	市 長 教育委員長
4	佐 藤 卓 也	1. 新庄まつりの将来について 2. 山形ＤＣの検証について 3. 子育て環境充実による定住促進について	市 長
5	小 関 淳	1. 地域おこし協力隊の役割について 2. 職員研修について 3. 定住促進策の充実について	市 長

開 議

小嶋富弥議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

なお、選挙管理委員会委員長矢作勝彦君より欠席届が出ております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は10名であります。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は5名であります。

森 儀一議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に森 儀一君。

（18番森 儀一議員登壇）（拍手）

18番（森 儀一議員） おはようございます。

雪が降って新庄らしい風景になりました。何かと忙しくなる師走に入り、1年を振り返る時期になりましたが、年々世界各地で、また国内で常識を超えた温暖化を要因とする異常気象や風水害、また火山活動による災害が発生して痛

ましい人身事故を初め多大な被害が発生し、巨大災害というようになりました。

被災地の皆様にはお見舞いを申し上げる次第です。

幸いにも当地は豪雪を除き全て免れて無事にすることも過ごせそうですが、いつ当地にもこうむるかわかりませんので事例を参考に対策を立てておきたいものです。

無事故無災害を祈りつつ、改修されました対面方式の議場で一番最初に質問の機会をいただきましたので、お礼を申し上げ、戸惑いながらでございますが、4点ほど一括方式で質問に入らせていただきます。

最初に、企業誘致と人口減少対策について伺います。

地方の時代と言われて久しくなりますが、いよいよ本格的に始動を始めてきました首相はふるさとの名物を全国区の人気商品へと支援する地域ならではの資源を生かし、新たなふるさと名物の商品化、販売、開発を後押しする伝統あるふるさとを守り、美しい日本を支えているのは中山間地に住んでいる人たちです。このふるさとを消滅させないように早急に対策と地方創生を国会で力説しています。地方が知恵を発揮しふるさとの個性や特性を生かして自立する努力をしてほしいと言っています。

気象条件や中央との距離、交通網といったハンデがありつつも、もう一度地域の特性や長所、利点を見直し、地場産業の育成とこの地で生きる道を再考してみる必要があるのではないのでしょうか。

新設された地方創生担当大臣は地方で頑張る企業や個人、企業また個人事業を支援すると言っております。また、地域再生法案改正で自治体が企業立地の促進など他の法律に基づく支援を求める場合の国の申請窓口を一本化するなどして、県市町村にやる気を促しています。

さい先のよい話ですが、先月7日に山形新聞

1面に新庄にとって明るい期待が持てる企業の進出の報道がされました。また、12月定例県議会でも知事が森の道の推進ということで、地域活性化を図ると説明しています。

さきの市長の行政報告でもありましたが、県内初の大型集成材工場とのことで、地場の森林資源の活用や雇用創出などメリットが多いことが想定されますので、実現に向けて県とともに頑張りたいと思います。

企業誘致、人口減少についてどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、道の駅構想で新庄を活性化したいのでお聞きします。国道13号線の東北中央自動車道尾花沢新庄自動車道は全線開通され、南への利便性が期待されると同時に北側への延伸も泉田道路が9月21日に工事着手され、高速交通網がますます便利になりつつあります。47号線も名勝八向楯へ向かって整備されつつあります。3年前にも質問申し上げましたが、これに伴って新庄最上の文化、歴史、自然などの地域情報の提供や特産品の販売をする場を設けて、通過するだけの道にしないで結節点をつくり出す道の駅構想を検討してはどうか伺います。

新庄は鉄道の奥羽本線、陸羽東線西線のクロスポイントの駅を中心にして地域の玄関として訪れる人の利便を図り、また地域の人々にとっても村おこし町おこしの一環として地域活性化をしようとして頑張っています。

一方、道の駅については交通の国道13号線、47号線のクロスポイントの要衝として言われているのに、この新庄に道の駅がないのはなぜか、どうしてかと不思議に思っている人が少なくありません。

今、道路整備が具現化しているこの時期にぜひ地域活性化を促すためにもぜひ道の駅構想を検討してはどうか。自動車道の道の駅サービスエリアはまだ少ないと思うので、働きかけを検討していただきたいと思います。

先月初めに所用で出かけましたが、行楽シーズンとはいえ近隣の道の駅は押すな押すなのにぎわいで、当地にとっては本当にうらやましい限りでありました。道の駅誕生から20年。1,000カ所を超え、ますます多様な発展進化を続けています。国土交通省は、政府が掲げる地方創生の拠点として機能強化を後押しすると言っています。単なる休憩施設にとどまらず防災、観光、高齢者が集まる地域の福祉拠点にも、そんな役割なども持ち始めていると言っております。人口減少の時代に入り、さきの質問にも関連し、地方創生の具体策として検討してはどうか伺います。

期待されるのは、交流人口の拡大増加こそが地域を活性化させ生き残る切り札のような気がします。地方創生の立ち上げにおくれることなく、何事にも積極的な姿勢を早急にアピールしていくことが大事かと期待をしております。

以上で、道の駅構想について考えをお聞かせください。

次に、先ごろ県有施設の建てかえや改修についての試算が発表されました。これによると今後30年の間に3,000億円が必要とのことで年間の営繕工事費は従来の2倍に当たる100億円になると試算しています。これは建物だけで道路、橋、トンネルなどは含まれていないとのことで、同時に費用の増加が懸念され、県有財産総合管理基本方針の策定をすと言われていると聞いております。

財政再建を懸命な努力をしてやっの一息、さらに健全財政を目指しているところですが、当市の場合はいかがなものか。また、財政的に喫緊に重大な支障が出ないのか、現状はどうなっているのかお伺いいたします。

最後に、新庄東高校が市有地で柔道や県道の練習を使用している武道館についてはことしで11年目になりますが、その活動や利用状況の一端を紹介しますと、柔道男子団体では県大会で優勝、そして国体へ。春の高校選手権、インタ

一ハイに出場していますが、東北大会でも数回にわたり高順位、好成績を上げております。個人でも同様、優勝者を初め好成績をおさめ、活躍しています。現在、男子柔道部員36名で、来年度より女子も創部する予定で頑張っていると聞いております。

また、東高の皆さんのみならず最上地区の中学校柔道団体戦大会や小中校一般の練習場、最上地区柔道連盟、そして最北地区高体連、東北各地の高校からも練習、合宿大会が行われ、多いときには100名を超える人数になり、新庄最上の柔道剣道の拠点になりつつあります。今後、ますます活躍が期待され、大勢の人たちの利用が見込まれております。

このような活躍や利用状況になるにつれて施設面のトイレですが、トイレについては野外に簡易トイレ2つありますが、夏場の衛生面や冬場は凍結、雨天降雪時の不便など。また今後の利用者の増加に苦慮しているそうです。東高のみならず小中高広く一般にまで利用されている実績から、有望な若者たちが元気に頑張れる環境をぜひ整えてあげたいものと思いますので、考慮をお願いし、市の考えをお聞かせください。

以上で質問席にて、着席にて答弁をお待ちします。よろしくお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

初めての対面方式ということで、本当に御苦労さまであります。何か、日ごろと感じが違うような気がしますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、森議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的には、企業誘致と人口減少対策について市の取り組みはどのようなかということですが、人口減少対策に関しましては国の動き

といたしまして50年後に1億人程度の人口を維持することを目指し、まち・ひと・しごと創生法が成立し、日本の人口動向を分析し将来展望を示す長期ビジョンと、5年間で国が取り組む対策や目的を定めた総合戦略を策定することになっております。

地方自治体におきましても、地方版の総合戦略の策定が努力義務として定められていることから、本市におきましても今後の動向を注視し適切に対応してまいりたいと考えております。

本市における人口減少の対応といたしまして、定住促進策を強化拡充するため定住促進策強化プロジェクトとして検討を行っております。

今年度は、特に子育て世代の負担軽減を図るためできることからということで、12月から子育て医療制度の対象を中学生年代まで引き上げたところであります。今後とも、さらに福祉医療教育の充実、雇用対策や住環境整備などの施策とあわせて定住人口増加に向けて市民や地域、団体、事業者などの皆様と協働しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の状況についてですが、平成24年以降新庄中核工業における団地新規用地売買契約が5件6区画、空き物件を取得しての企業進出が1件と企業の進出が活発化しております。

そのほか工業団地を現地視察するなど進出を検討する動きが数件ございます。定住人口増加のためには働く場の確保が特に重要な施策と考えており、新規立地と雇用拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

地場産業の育成についてですが、市内中小企業者が県外への商談会に出展する費用の一部を補助する商談会等出展支援事業費等補助金により、地元企業の取引拡大を支援しております。また、市内企業が一定規模以上の設備投資を行い、それに伴って一定数以上の常用雇用者を1年間雇用継続した場合にその人数に応じて市が

奨励金を交付する企業立地等雇用促進奨励金制度により、設備投資と雇用拡大に対する支援を実施しており、これまで1社に4人分の奨励金を交付しました。さらに、新庄中核工業団地への進出企業に対し、本市以外の6町村でも奨励金を交付するように規定を整備したところであります。

市民への企業情報を発信する場として、10月に第3回ものづくり博新庄商工見本市を開催し、3,800人の来場者でにぎわいました。また、市内企業14社と圏域市町村長で構成する立地企業情報交換会を年2回開催するとともに、市内企業の首都圏にある本社、親会社17社による首都圏情報交換会を東京で開催しながら企業間連携と最新の情報収集に努めております。

このほか、企業の業務改善活動の事例発表と若手従業員の交流の場であるものづくり企業交流会を毎年開催し、ことしは市内企業関係者38人の参加がございました。販路拡大支援といったしましては、県外商談会への共同出展に参加しており、昨年度は4社の共同で新潟市とさいたま市での商談会に出展いたしました。今年度、4社が1月にさいたま市で開かれる商談会に出展する予定であります。

また、人材育成事業といたしまして企業からの要望の多かった若手職員キャリア開発研修、女性リーダー研修、管理職養成研修などの社員研修会を8回ほど行わせていただきました。

雇用拡大のためには地元企業への支援が大変重要でありますので、今後とも企業側の意見や要望を把握しながらその拡充を図ってまいりたいと考えております。

先日新聞に報道されました企業のことでありますが、行政報告をさせていただきました。東京に本社がある集成材製造企業の協和木材株式会社が市内鳥越に県内初となる集成材工場の進出を決定いたしました。同社は国産材を扱う製材業者としては全国一、二位を争う大手企業で、

福島県塙町で工場を操業中です。今後の集成材需要の拡大を視野に入れ、新工場の立地を検討していたもので、新庄最上地域の豊富な森林資源と交通の要衝としての本市の優位性が評価されて今般の立地決定につながったものであります。

約35ヘクタールの用地に大規模な集成材向上を建設する計画で創業時期は平成28年春、約60名の地元雇用が予定されております。地域の雇用拡大と新庄最上地域の林業振興はもとより、裾野の広い関係産業にも波及効果が期待されますので、県と連携しながらできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、道の駅への御質問であります。議員説明のとおり、東北中央道の尾花沢新庄道の前線開通や泉田道路が起工式を迎えられましたことはまことに喜ばしく、また地域の悲願である全線開通に向け着実に前進していると改めて御礼申し上げます。

さて、国土交通省が示す地方創生の拠点となる道の駅の類型機能イメージといたしましては、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型と言われるものと地域の元気をつくる地域センター型に類別されております。どちらを選択するにしても、地域振興への明確なコンセプトを持つことが重要と考えられております。

設置に当たりましては、国土交通省東北整備局との話し合いの中で、今後進めるためには関係機関と協議の場を設け設置の場所を含めた課題の整理と検討を進めてまいりたいと考えております。さらに、全体構想の策定には施設の設置箇所、運営主体、運営方法と維持管理方法等多くの課題が考えられることから、物産協会などの関係機関そして各農業協同組合、既に産直を実施している団体などの意見も聞きながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、道の駅は情報発信機能等の3つの機能による相乗効果から、地域とともにつくる個性

豊かにぎわいの場を創出することが期待される施設と認識しております。以前は、通過する道路利用者へのサービスが中心でしたが、近年の道の駅は地域の個性に合わせてその役割が進化しており、物産品の販売などの産業振興、災害時の避難所、物資の輸送拠点などを想定した防災拠点、地域福祉などの機能も盛り込まれております。このような地域外からの活力を呼び地域の元気をつくる道の駅の存在は、地域活性化の拠点として有効に機能しているところもあるようであります。

今般、国道13号尾花沢新庄道路が全線開通し今後のさらなる整備促進が図られる中で、道の駅が当市で設置されることになれば交流人口の増加や地域としての拠点づくりとしての効果が期待できる一つの方策として、町なかへの観光客の誘導といった点も見据えながら諸課題の整理と検討してまいりたいと考えております。

次に、市有財産の改修費用に関する質問でございますが、全国的に経済成長期に建設された多くの公共施設が近い将来更新時期を迎えることから、老朽化対策が大きな課題となっております。このため、国からは今後の財政状況や人口減少などによる利用上の変化を踏まえた公共施設等の最適な配置を目的として平成28年度までの公共施設等の総合管理計画の策定が求められており、さらに平成29年度までの公会計固定資産台帳の整備が来年1月に要請されることとなっております。

本市といたしましては、現在長期的な公共施設等の維持管理更新費用について正確に把握するために、9月末に国から示された統一基準をもとに調査算定していく方向で検討しているところであります。施設改修、更新等には相応の費用が予想されることから、長期的経費の見込みや充当可能な財源額等を明らかにし、財政計画と連動させ長期的視点から計画的に改修更新等を行うことにより、財政負担の軽減と平準化を

図っていく必要があると考えております。

最後に、学校法人新庄学園新庄東高等学校に柔道剣道練習場として貸与している旧ポリテクセンター新庄分所の多目的実習場のトイレ改修についての御質問であります。現在普通財産としての土地建物の賃貸借契約を締結しておりますが、貸し付けに当たっては現状のままでの貸借とし、維持管理や修繕費用は借主の負担としております。現在、トイレが利用できない理由といたしては、近隣の便所等が維持管理上の問題から浄化槽を廃止し、水道管や配水管を撤去しているためであります。仮に、トイレを再び使用するためには新たな給排水管の布設や浄化槽設置経費を要するため、適当ではないと考えております。

ただし、貸し付け当初に比べ活用範囲が広がっているとの状況もお聞きしておりますので、利便の向上という面から利用者と協議してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

18番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

小嶋富弥議長 森 儀一君。

18番（森 儀一議員） それでは、再質問に入りたいと思います。

最初に、企業誘致と人口減少についてでございますけれども、まだはっきりしていない点が多々あるかと思いますが、県では整備対策に助成などを行ってということをお聞きしておりますが、市としてはどんな支援策が考えられるかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、以前は大変新庄市内でも盛んな林業でございましたが一時は途絶えておりましたが、地場産木材の利用ということで活気が取り戻されると思いますが、この点についてどうですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 私からは最初の市の支

援という点からお答えさせていただきたいと思います。

県といたしましては、お聞きいたしておりますと事業に対する事業費補助ですけれども、これは国の補助金などを使いながら支援していくということでお聞きしております。

市の対応といたしましては補助金については国の補助金を活用して県が対応するということにしておりますので、市独自の対応といたしましていわゆる雇用奨励金、新庄市内の方を雇用した場合に60名の雇用を考えていらっしゃるということですから、新庄市内の方は何人になるかわからないわけですが、大規模な事業ですので、この場合は1億円を超す事業につきましては1人50万円の助成になるわけなんですけれども、そういった支援をしてまいりたいと思っております。

また、地元ですので、さまざまな道路の問題、雇用の問題、あっせん等も既に高校にも打診をしているということを聞いておりますので、そういった面から採用につきましては十分な協議をしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

地場産木材の活気ということでの御質問でございますが、新庄市においては林野面積全体で1万2,300ヘクタール、うち国有林野が8,000ヘクタールほど。残り4,300ヘクタールが民有林となっております。そのうち、人工林と称されるものが1,700ヘクタールほどございまして、ほとんどが杉材の植林となっております。

協和木材の誘致ということで年間12万立方メートルの木材が必要となっておりますので、地域としては相当の木材があるということで白羽の矢がこの地域に立ったと理解しているところでございますが、やはり材を出すにしても伐倒

から林道の開設、それを運搬搬出といったいろんな多面的な部分での雇用が生まれてくると思います。また、木を切り倒せばそこに植林という声も出てきますので林業としてのなりわい、裾野は非常に広いと理解してございますので、そういった意味では林業の活性化という部分では大きな起爆剤となるのではないかなと期待しているところでございます。以上です。

18番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

小嶋富弥議長 森 儀一君。

18番（森 儀一議員） 60名の雇用ということ想定されておりますけれども、これは市内の人を率先的にということと、むしろこちらから要望的に市内の人を率先的に使っていただきたいということをお願いしたいんですが、その辺はどうですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 できるだけ、新庄市内に立地した企業ですので、新庄市内の方を雇用していただきたいということは企業に御要望したいと思いますが、なかなか最近企業進出があるものですから、雇用される人がなかなかいないという状況も、うれしいことなんですけれども、状況がございまして。ですので、新庄市内だけで60人というのは現実的には難しいと思いますが、最上地域の中で全体で60人を雇用していただければと思います。雇用奨励金につきましても新庄以外でも出せるように今しておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

18番（森 儀一議員） 議長、森 儀一。

小嶋富弥議長 森 儀一君。

18番（森 儀一議員） わかりました。

中核工業団地でも、市長初め職員の皆さんの努力で大変今活気づいてきたということでうれしい限りでございまして。多忙な業務の中ではございますが、この時期盛んに人口減少の克服に向けた政府の地方創生総合戦略の骨子案が示さ

れ早急な地方の取り組みが要求されているところでございますので、この機会にぜひおこないようにして頑張っていたきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、道の駅についてでございますが、よく市長の答弁でわかりました。具体的に、13号線と47号線の交わる地点にあれば、例えば北の正面には鳥海山が一望できて新庄市内も見える位置などはどうかなと気の早い話で、夢は大きく理想的なことを述べさせていただきますけれども、これは素人の考えで、やはり専門的なことをお聞きしますと、交わる地点ではなかなか運転する人が神経を使ってどこに秋田の方面かそれとも酒田のほうか、交わる地点で考えながら来るからそんな休憩する余地はないからやはり少し過ぎたところとか手前のほうとかいうこともお聞きしているところでございますが、これは大変多難であることはよくわかりますが、将来にわたって新庄最上地域発展に不可欠のような気がしますので国や関係省庁への働きかけなど検討して欲しいと思うところでございます。

次に、市有財産の営繕工事仕様についてでございますけれども、なかなか表面化しにくいように思ひますが、インフラについて減価償却なども念頭に置いて将来の健全財政に対処されますようにお願ひを申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、東高のトイレについてでございますけれども、これは市長も申しましたが、毎月1回第4金曜日の夜7時から9時に、最上地区のスポーツ少年団を中心に小中高、一般と広い年代で柔道の練習をして、大変そのときも100人以上の人が集まって練習強化しているということをよくお聞きしております。これもひとえに、市からお借りしてやれて成績もよくなってきているということをお聞きしておりますので、何とか子供たちにもひとつ有望な若者の育成とい

うことで大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと、このように思うところでございます。

時間がまだ早いようですが、以上で今回は大変大勢の人が一般質問しておりますので、私の一般質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。(拍手)

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時48分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

伊藤 操議員の質問

小嶋富弥議長 次に、伊藤 操君。

(2番伊藤 操議員登壇)(拍手)

2 番(伊藤 操議員) おはようございます。

本会議2番目に質問させていただきます。開成の会の伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

寒い季節をお迎えしています。ここ新庄の地では毎年の市民の最重要課題の雪問題が発生する時期を迎えています。少子高齢社会の中におきまして、除雪の人手が減り要援護世帯が増加している昨今、冬期間の市民の安心できる生活を築くべく市民と行政が連携してこの課題を乗り越えていかなければならない、そのように考えております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますが、都合により質問の順番を変えさせていただきますまして、2番目の昨年より2年続きで開催された地域リーダー講座の今後の取り組みについてを先に伺います。

テーマは昨年同様の健康づくり、参加者の枠

を拡大して開催され、内容も前回よりもわかりやすく充実したものであったと参加者の一人としての感想を述べるところです。

特に、モデル地区の取り組みの効果は非常に大きく地域住民の安心安全が図られ、まさに理想的と言っても過言ではないと思いました。このような地区が市内全域に拡大していくこと、そのような政策が求められると思います。どのようにしてモデル地域のような取り組みを拡大していこうとするのかをまず伺いたいします。

講座が終了して次のステップに移るべく準備を進めたい、そのように考えている参加者の中からは、アンケートの結果が届いただけで具体的な取り組みについての話し合いが聞かれてこない、そういう招集がないのが残念である、そういう声や、余り間隔を置き過ぎると地域づくりに対しての自身のモチベーションが下がってしまう、そういう参加者の声が余りにも多くありました。

担当する課や引き継ぐ課で共通認識のもとで慎重に進めていると思われています。しかし、鉄は熱いうちに打てのことわざのとおり、参加者の地域づくりへの意識が高いうちに行動に直ちに移すのがベストではないでしょうか。高齢化や地域の過疎化は待つてはくれません。スピード感が必要と思われていますが、それも含めて伺いたいします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 失礼いたしました。一問一答式ということでありがとうございます。

先に、地域リーダー講座の今後の取り組みについてということですが、伊藤議員御参加で内容は十分に御存じかと思いますが、地域づくりを担うリーダーの育成を目的に平成25年度より地域リーダー講座を実施し、2年にわたり地域の健康づくりをテーマに参加者がみずか

ら地域課題の解決を考え、2年で延べ8回の講座に280人が参加されました。

これの意図するところは、再三議員の皆さんから国保会計等が非常に年々高くなるということ、それを全体的に歯どめをどうやってかけていくかということが底辺にある。地域それぞれが自分の課題として捉えていただく、健康寿命を延ばしていただくことによって国保会計にもよりよい影響を与えていきたいということが基本的な底辺の考え方であります。

おかげさまで、初年度の講座を受講したことなどがきっかけで今年度モデル地区としての末広町地区が健康推進事業に取り組んで、これは区長や健康福祉推進員などの地域の役員の方々が中心となり、4月から毎月1回健康教室を開催しているもので、健康課でも地域住民の健康づくりの意識向上を目的として健康づくりに関する講話や体操などを行っており、地域が主体となって地域の健康づくりを推進する先進事例となっております。

この活動につきましては、今年度地域リーダー講座の中で末広町の健康福祉推進員を講師として招き、取り組みまでの経緯や活動状況の紹介をいただきました。受講者には身近な実践活動事例として受けとめ興味を持っていただいたところでございます。

また、今年度の地域リーダー講座終了後におきましても健康福祉推進員がリーダーとなり健康づくりの活動を始めた地区もあり、既に2回実施しており、健康課でも健康体操や減塩食指導を行い連携しているところであります。さらに他の2地区でも新たな動きが見られており、それぞれの地域の実情に合った方法での自主的な活動に期待しているところであります。

講座終了時に行った参加者アンケートの9割の方に、講座で学んだことを地域の健康づくり活動に生かすことができるとの回答をいただきました。しかし、指摘のとおりそれをどうい

ふうに進めるかというのは非常に戸惑いもあるということも承知しているところであります。参加者にこの経験をぜひそれぞれの地域で生かしていただきたいと考えているとともに、市といたしましてもよりよい地域づくりの取り組みを関係課、特に職員の地域派遣制度なども積極的にかわりながら支援してまいりたいと考えております。

今後、健康づくりの取り組み事例の紹介や区長や健康福祉推進員等の研修の場や広報への掲載などを通じて、地域の健康づくりを推進する上で参考としていただけるよう情報提供にも一層努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） とても丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再度お伺いいたします。

先ほど、市長答弁の中でアンケート調査でできるという回答があったとお伺いいたしました。しかし、モデル地域のあの取り組みようはまさに理想的なのですが、地域の実情にこれは合わないというところもあると思います。その点で、回答用紙の中のできるといったところに対してどういう実情に合わせて指導していくのかをお伺いいたします。

荒澤宏二健康課長 議長、荒澤宏二。

小嶋富弥議長 健康課長荒澤宏二君。

荒澤宏二健康課長 伊藤市議も一緒になって健康づくりによる地域づくり、そのリーダー講座に参加していただき、本当にありがとうございました。

4回にわたって開催して、その中でも私も4回参加させてもらいましてワークショップ等一緒にさせてもらったところでございます。伊藤市議のお話しされたようになかなか地域に帰ると難しいという状況を言葉にされている方もも

ちろんおりました。また、私たちの地域でもこれはできるんじゃないだろうかという思いでの声を言葉に出していただいた方もおりました。できるかできないか挑戦してみようかなという方もおまして、これからの地域づくり、特に健康というんでしょうか、明るい地域づくりに向けてお互い認識というのでしょうか、こういうこともやっていかなきゃならないんだという気持ちになれたということでは、非常に前向きなリーダー講座だったかなと思っております。

その講座の最後のときに、ワークショップの中であるいは挨拶の中でも出てきたかと思いますが、これからこの講座を受けていろいろな地域づくりに向けて取り組んでみましょうと、もしよくわからない点とかそういったことがあればぜひ総合政策課もしくは健康課、関係各課に相談にどんどんおいでになってくださいということでのお話もさせていただいたところでございます。

現在、市長答弁にもありましたように今年度からまたモデル的に始めた地域も3つほどございますし、私どもに相談に来ている方もございます。ただ、中にはどういうふうにしていいかわからない、うちの地域ではちょっとなということをおっしゃられる方もおられると思いますので、今回は末広町の取り組みについていろいろな事例報告、事例発表をさせていただいたわけです。

その中でもこれはうちの地域でもできるんじゃないかという方もおりましたので、今年度のモデル的な取り組みにつきまして、あるいはいろいろ私どものほうで知り得ているようなこういう取り組みをやっている地域もありますよということとか、あるいは私どもが進めています出前講座のPRなども含めまして区長さん方の研修のときあるいは市報とかこちらでいろいろな形でPRあるいは周知するようなことができる場面をつかまえて、いろいろな取り組み

について紹介して、これならできるんじゃないだろうとかあるいはこういうことはできないだろうかということを思っていたけるような、こういうことはどうだろうかというときには相談に乗るような形で対応してまいりたいと思っております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 丁寧な対応をしていたけるようでありがたいと思います。

モデル地域のように積極的に地域とかかわりを密にできるような地区はいいのですが、どうしても過疎化が進んでいたり要援護宅が多い、そういう地域ではなかなか結びつきが大変だと思います。

それで、市長答弁であったように、職員とのかかわり、地区担当制のことだと思うんですが、そのことについてもお伺いしたいんですけども、具体的にどのようにして地域との橋渡しをするんでしょうか。漠然と聞いているとなるほどとは思いますが、本当に地域によってはどうかかわりを持つのか、そのスタート時点からわからない、そういう声も聞こえます。それだけ行政に頼っているということで地域の自立ということについては難しいということもあります。

それで、職員の地区担当者のことも含めてもう一度答弁をお願いいたします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 おはようございます。

健康づくりを地域で行う。非常に地域づくりの上で重要な基幹的な部分でありますので、さまざまな手を考えながらということが必要かなと。このたびのリーダー講座につきましても取っかかりとして2年目になりますので、最終的な目標というものを掲げながら4回行ってきたわけでありまして、したがって最終的に健

康のための地域の計画をつくってみましょうという演習をもって終了して、これからやろうとすることについてはさまざまな形でよろしいですので、相談に来ていただきたいということで閉めた形となっております。

その後のサポートという部分になってくるかと思えますけれども、健康課長の答弁にもあったことに加えて、地域担当という制度、今見直しもかけておりますが、その役割の一つとして地域課題を共有して前に進もうというところもありますので、折を見てさまざまな形でまずは町内の中で話をしてもらって、そこでまとまったことがあるとすれば私どもにかあるいは健康福祉推進員の方とともに地域担当職員にも話をかけていただくという形を、地域担当制の中でも地域課題の共有解決への道筋ということで役割を持っていますので、そのような形の方向でお願いしたい。

一つ、決まった方程式のようなルールというきちっとしたものはありませんが、地域担当の役割からしてそういう使い道があるということで御承知おきいただきたいと思います。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） よくわかりました。昨年とことしの参加者の健康推進員や地域の区長さんの地域リーダー講座の参加を見ますと、2年続けてダブっている方もおられます。そして、同じ町内から複数出ている状況でありまして2年間全くこの情報すら知らない少し残念だなと思われる地域もあります。その講座に参加できないような地域にも施策が隔々に行き渡るように望みますのでよろしくお願いします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

平成27年5月からの市体育館改修工事による閉鎖中における利用者への対応はどのように行うのかをお伺いいたします。

おおむね1年間利用できなくなるということ
で、現在市体育館で健康増進のための軽運動や
競技力向上のための練習を行っている団体や個人から、活動を制限されることへの不安や懸念の
声が聞こえ始めております。市におきましても健康寿命の延伸などに積極的に取り組む姿勢
が見られるようになり、体を動かすことへの機運が徐々に高まりつつある中で、わずか1年間
とはいえその機運がトーンダウンするのではないかと心配になります。

そこで、閉鎖中において市民の活動がたとえ制限されるようなことがあっても代替施設と連
携して利用時間や利用頻度、料金の補助など
うまく調整できる場合もあると思いますが、その対策をお伺いいたします。また、民間施設な
どとの連携は視野に入れてまいるのかも伺いいたします。

関連して、冬期間の利用についても伺い
いたします。冬期は積雪により屋外での競技が
できなくなります。そのために体育館の利用頻度
は毎年上がるという状況です。現在は、利用団
体相互の調整で行われているようですが、閉鎖
中はさらに大きな影響があるものと推察されま
す。小中高校生は学校内対策で何とかできるか
もしれませんが、一般の利用者の場合はどの
ような対策をとられるのかをお伺いいたしま
す。

そして、小中学校の体育館においてもお答え
いただきたいと思います。市民に開放されてい
ると伺っています。あくまでも、児童生徒優先
であり、夜間や休日の一般の利用は現在は行っ
ていると思いますが、要望がふえた場合はどの
ような対策をとるのか。閉鎖する市体育館の機
能を学校の体育館が補うことができるのかをお
伺いいたします。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、市体育館改修工事に

よる閉鎖中の利用者への対応ということでお答
えしたいと思います。

市体育館は平成25年の利用実績として延べ
1,830団体、5万1,108人の方から御利用いた
だいております。市体育館や市武道館、市民球場
などの体育施設については利用団体が多いため、
年2回利用者の調整会議を実施し施設を御利用
いただいている現状でございます。市体育館が
使用できなくなることへの対応といたしまして
は、従来から調整会議を実施している施設につ
いてはその調整会議を経て御利用いただくこ
になり、調整会議を実施していない体育機能の
ある施設、山屋セミナーハウス、農村環境改善
センター、昭和活性化センターの3施設につ
いては来年度は利用調整会議を実施し御利用い
ただくように考えております。また、農村環境改
善センター、昭和活性化センターについては週
2日の休館日を月1日に変更し、使用日数をふ
やすことで進めております。

このたびの市体育館の耐震改修については、
利用者の安全安心を図るために実施するもので
あり、そのための他の施設の使用時間の変更や
使用料補助等は考えておりません。また、民間
の体育施設について市が利用調整することはで
きないと考えております。市体育館が使えな
くすることで御不便をおかけいたしますが、利用
者の主体性のもと自分たちが利用しやすい施設
を御利用いただければと考えております。

また、冬期間における屋内体育施設は、積雪
による屋外スポーツ競技の利用もあって利用希
望者が大変多い状況にあり、利用調整会議を行
いながら施設を御利用いただいております。市
体育施設や生涯学習施設、小中学校など屋内で
スポーツができる施設には限りがあり、それぞ
れの施設において調整を図りながら御利用いた
だかざるを得ないと考えております。

3点目の、小中学校の学校開放として学校教
育上支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に

開放し、夜間休日の体育館についてはスポーツ少年団や部活動のほか、地域の方々からも広く御利用いただいております。

小中学校の体育館も市体育施設と同様に大変利用者が多い状態にあり、各学校において調整会議を行いながら御利用いただいている現状です。そのため、小中学校や高等学校のスポーツ少年団や部活動での利用については市体育館の利用頻度も高くなっておりますが、改修期間においては自分の学校の体育館で譲り合いながら活動していただくよう協力を求めていますと考えております。

現在の市体育館の利用状況から見ても、利用者の皆さんに満足いただける対応はできなく、改修工事の1年間については御不便をおかけいたしますが、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 苦慮しているのが大変よくわかります。その中で、二、三伺いします。

今、答弁の中で小中学校の体育館の利用も満杯の状況であるとありますが、時間枠とか使用時間を決めるとか、時間枠を拡大するとか、例えば利用時間を1時間刻みもしくは2時間刻みにするとか、そういう対策はお考えなのでしょうか。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 議長、森 隆志。

小嶋富弥議長 教育次長兼教育総務課長森 隆志君。

森 隆志教育次長兼教育総務課長 学校の体育館の開放についての御質問でございますので、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

先ほど教育長から答弁ありましたように、学校につきましてはいわゆる日中は授業で使います。主に夜間、土日の開放という形になります。

夜間につきましては、ほぼスポーツ少年団、それから社会体育といいますか、ママさんバレーとかバドとかバスケットとか、そういった社会体育の開放を行ってございます。大体2時間枠で開放しているという状況で、やはり準備の都合上1時間という枠はかなり厳しいかなと感じています。そんな形で学校開放につきましてもいろいろ調整しながら行っておりますので、その調整の中で協力し合いながらやっていくという形になろうかと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） わかりました。

それでは、体育館に今現在置いてあります卓球台とかネットとかボールとかマットなど、そういうものは体育館閉鎖中はほかの施設に貸し出しをしたりという便宜は図っていただけるのでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 体育館にございます備品等につきましては体育館が1年間使えなくなるわけですので、置いておいてもしようがありませんので、先ほど申しました農村環境改善センター、昭和活性化センター等において、ないものについては便宜を図りたいと考えております。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 利用する方はありがたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

それと、体育館の閉鎖中なんですけれどもスポーツ推進員という方がおられるはずですが。閉鎖中にいろいろな部分で使えないということで利用者の方からはいろいろな心配する声がありまして、例えばですけれども、使えないかわりにスポーツ推進員が派遣されて講習会を開くと

か、いろんな催し物を開くとかそういう新たな対応はお考えなのでしょうか。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 大変よい御提案をいただいたと思います。ありがとうございます。

スポーツ推進員がおりますが、なかなか活動できていないという状況もありまして、先ほど御質問でありました地域リーダー講座の御質問がありましたが、健康の地域づくりについても活用していただきたいということで健康課と一緒に取り組んでいる部分もございます。また、健康スポーツ推進員につきましては18人おりますが、どんどん御活用いただければ地域のスポーツ、体力向上、また健康づくりに大いに役立つと思っておりますので、どんどん声がけいただければこちらでも推進員と調整を図りながら派遣したいと考えております。ありがとうございます。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に健康福祉推進員について伺います。

先ほどの質問の地域リーダー講座には名簿上で22名参加していました。150の地域で選出されているということで、参加者は15%、この数字をどう解釈したらいいのかわかりませんが、本市における健康福祉推進員とは地域の健康福祉活動推進のためのリーダー役として地域において地域の健康福祉事業の情報提供や講演会への参加などの呼びかけを行い、また健康福祉にかかわる相談について民生委員との連携を図る活動を行う、そのように3月の定例会で伺っております。

世帯分離や高齢夫婦世帯、高齢者の独居世帯などの要援護宅が急増しておりまして、医療や

介護の分野からも健康寿命の延長の必要性がうたわれております。

しかし、地域住民の健康推進する立場である本市の健康福祉推進員の現状の活動内容では、果たして地域の健康づくりが活発に行われるものか疑問に感じております。仮に、情報の提供がスムーズに行われたとしても一方通行の取り組みと感じて効果の検証ができないのではないかと心配しております。地域で選出された推進員の負担を考慮しての活動内容なのかと予測はできるのですが、このような現状の流れはせつかくの制度が果たして生かされるものか、もったいないような気がします。健康福祉員みずからが地域で健康づくりを実践できるような新たな体制づくりと人材の育成を図るべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 健康福祉推進員の活動状況についての御質問であります。町内においての健康福祉活動推進のためのリーダー役として平成6年度から各町内に設置をして、現在162の町内から選出していただいております。

主な活動として、町内で開催する健康教室や健康づくり講演会の参加を依頼するとともに地域の方々への声がけをお願いしています。また、個別の相談等が必要と判断した場合には地区担当の民生委員、児童委員への情報提供をお願いしています。

毎年、健康福祉推進員を対象に健康福祉に対する知識の向上を目的に研修を行っており、ことは山形県接骨師会新庄支部の先生方による健康寿命の延伸をテーマに体操の実技を取り入れた内容を実施したところです。また、健康課の出前講座は、11月末現在で既に11地区において14回ほど開催し、延べ211人の方が参加しております。このように、少しずつであります、活動の輪は広がっており、今後も健康福祉推進

員の主体的な活動に期待しているところであります。

健康福祉推進員はボランティアの位置づけであるため、町内の方々を対象に直接指導していただく活動までは想定しておりません。しかしながら、少子高齢化が確実に進む中で健康や福祉についての関心が高まってきており、さまざまな課題を克服するために健康福祉推進員と共通認識を図ることが重要と考えています。健康づくりは地域からの理念とともに、地域の健康づくりのパートナーとして今後も一層の情報提供を行い、出前講座などを積極的に活用いただくなど地域における活動の推進役として関係する庁内各課と連携しながら、健康福祉推進員が地域で活動しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

伊藤議員がおっしゃるとおり、では現実的にはどうなのかといいますと、町内における組織のあり方ということは非常に複雑化してきておりまして、先ほど御質問がありました、言っているのかどうか、町内によっては高齢者世帯の数が多くなってきているところでの活動が非常にしづらい、あるいは若い世代の方々はどうしても土日だけがあいてしまうということでの日常活動が難しいとか、それぞれの町内における活動の内容も複雑化している。そういうことで、地域リーダー講座と合わせながら健康福祉推進員にもう一度活躍の場を提供して広がり求められないかということで、相互連携しながら進めているのが現状であります。

そうは言いながらも、地域の健康寿命、あるいは地域の健康の推進役という大きな役割をまず推進員の方々から実践していただくのが理想的なわけでありまして、それらについて今後ともしっかりと呼びかけ連携し、何が問題であるのかという情報収集もしながら今後も進めてまいりたいと思います。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 地域によりましていろんな特色がありますので、一概にこれこれこういう講座があるからこうしようとか、健康福祉推進員がこのような活動だからといってきちんとできるということはなかなか難しいというのはわかります。しかし、このように今要援護世帯がふえている中で地域の結びつきが非常に叫ばれている中で、健康福祉推進員の活動を中心に地域づくりを始めないとますます大変な状況に陥ると思います。

そこで長野県松本市の取り組みや新潟県見附市の取り組みのように、健康福祉推進員が地域でまさに実践して地域のなかなか外に出歩かない、特に高齢男性が多いのですが、その方への呼びかけを徹底してみずからが運動の指導であったり減塩対策やいろんな歯科衛生に関しても情報を提供しながら健康づくりの中心になってやっていく、そういう取り組みが先進事例で見られるんですけども、本市におきましては地域の中で何するのかわからないという方もなかなか多いような状況でありまして、中には大したことがないから、この健康福祉推進員、名前だけでも貸してくださいみたいな、そういう状況が百五十数名の中で、なかなか言いづらいんですけども、多いような現状があるんです。そのようにしても果たして健康が推進されるのかという疑問があります。先進事例を見習って新庄市においてももう少しスピード感を持って対策をするべきと思います。

そこでですけれども、健康福祉推進員という福祉課なのか健康課なのかまずわからないという部分が私にとっては多いんです。何をするかというと、市長からの話にも情報提供がまさに仕事という答弁をいただきましたけれども、私がお伺いしたいのは健康福祉推進員の人材育成についてです。どういうふうに行っていくの

か。

せっかくこういう役割を持った方がいらっしゃるのに、この方に対しての研修や何も講座を数回やっていると、そういうことではなくて定期的に勉強して地域に隅々に行き渡るような対策が求められるのではないかと思います。その点について、定期的な学習をして健康福祉推進員が地域でどんどん活躍して、活動できないような地域においても協力できる体制ができるのか、それをお伺いいたします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 健康福祉推進員の選任の担当は成人福祉課でやってございます。これの背景につきましては、一つに将来での健康づくりということがございますけれども、民生委員と協調した福祉推進という役割をお願いしているところであります。民生委員、児童委員につきましては、多いところだと5町内を担当しているという方もいらっしゃいます。なかなか全ての町内まで民生委員、児童委員が行き届かないという事情もございますので、例えばですけれども、ひとり暮らしの方の情報ですとか、そういうものが健康福祉推進員の中から出てきていただければなというところでの協調をお願いしたいというところです。

ただ、実際には町内の選任についてなかなか具体的にこういう役割ですよというところが伝わってなかったのかなという反省もございます。そのため、大体地区の総会におきましては3月下旬でありますとか4月の上旬、そういったところが多いかと思いますので、その前にこの健康福祉推進員の役割についてまずは周知していきたいなと思っております。また、民生委員、児童委員の名簿についてもホームページ等で公表している部分につきましてはお知らせ担

当地区、どの部分を担っているのかをお伝えしていきたいと考えております。

また、先ほど市長答弁にもございましたようにやはりなかなか即効性があるかなというところは当然ありますけれども、やはり出前講座等中心にしてなるべく地域の中に入っていきたいと考えております。

あと、先ほど松本市とか新潟の事例を御紹介いただきました。なかなか、健康福祉推進員だけでそういった役割を持つていくというのは難しいかと思います。高齢者サロンということで出歩かない方なるべくお茶飲みサロンのところで家の中に閉じこもらないという活動を推進してまいりましたけれども、今後におきましても社会福祉協議会でも今後活動を広げていきたいというところもございますので、そういったところについても積極的に市の中でかかわっていききたいと考えております。そういった役割分担をしながら、健康福祉推進員を自主的な活動ができるような形でフォローしていきたいと考えております。以上です。

2 番（伊藤 操議員） 議長、伊藤 操。

小嶋富弥議長 伊藤 操君。

2 番（伊藤 操議員） 2025年問題というのがありまして、高齢者の数がピークになり最も医療費や介護費用が高くなるという、それまでもう10年しかないんです。健康問題というのは先ほども答弁がありましたけれども、即効で効果が出るというものではなくてやはり10年来20年来の取り組みが必要だと思います。

新庄市におきましても今から始めなければ2025年問題までには改善の兆しが見えなくなるような心配もございますので、ぜひとも積極的に取り組んでほしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

山口吉静議員の質問

小嶋富弥議長 次に、山口吉静君。

(17 番山口吉静議員登壇) (拍手)

17 番 (山口吉静議員) 皆さん、御苦労さまでございます。絆の会山口吉静でございます。

それでは、早速でございますが、通告に従いまして次の4点について一般質問をさせていただきます。

1 点目はふるさと納税制度についてであります。ふるさと納税制度は財政が苦しい自治体を助けようと2008年に始まりました。自分が住む市町村に支払う税金が安くなる利点もあり、特産品などを金額に応じて多くの自治体が寄附のお礼の品に地元の特産品などを送ってくれるため、お取り寄せ感の節税として注目を浴びています。

山形県には2012年に158件654万9,000円が集まりまして、県が行う事業や震災復興へ活用されています。人気の特産品などをもらえることや株主優遇と比べても寄附金の還元率の高さから人気を集めるふるさと納税、自治体は魅力的なお礼品、特産品を供することで寄附を多く集められ、生産者は自治体に農産物を買取ってもらえるというそれぞれの自治体が寄附金をどのように活用されるのか、わかりやすく説明し、賛同者を募る方法は、また私ども絆の会で7月16日から18日の行政視察で平戸市に視察に行つてまいりましたが、ふるさと納税特典カタログを作成し、市の要所要所に置いてあり商品を選

ぶことができるようになっていきます。市自慢のふるさと産品や旅行商品など好きな特典を選ぶことになっております。参考までにふるさと納税のこれがカタログなんです。平戸市のあれなんですけれども。

ふるさと納税の人气に火がついたのは、各自治体がPRのために寄附した人に特産品などをプレゼントするようになったことによります。総務省は昨年9月、各自治体に特産品などの送付については適切に常識を持って対応することと通知しました。我が新庄市としても他市におくれずもっと活用して、ふるさと納税を受けるべきと考えますが、市としてさらなる対策について御所見をお伺いいたします。

次に、2 点目は一般質問で東成瀬村学力日本一、小学校と中学校が1校ずつで村では子供は村の宝、相応の力をつけて送り出したいと、中学校向け英語塾を村営で開設しております。今回、大蔵村で村営学習塾が8月26日に開塾式、いわゆる入学式がありました。大蔵中1年から3年生46人がしっかり勉強することになります。我が新庄市も子供は市の宝であります。このことについて前向きに検討をお願いし、対応についてお伺いいたします。

3 点目は、空き家問題についてであります。お年寄りがふえたり人口が減ったりして空き家はふえ続けております。また、人が住まない家は台風や地震のときに危ないし、悪い人が出入りして治安が悪くなると。管理不全の空き家対策については危険な空き家を解体してほしい、現に本合海でも空き家の雪を払っていて滑って転んで3カ月入院された方もおられます。

土地や家には固定資産税がかかります。住宅用の土地には固定資産税が安くなっていますが、家を取り壊して何もない土地、いわゆる更地にすると優遇措置がなくなり固定資産税が最大で6倍になってしまいますが、負担増を嫌って家を放置している人も多いと考えます。解体費用

なども市で全体の3分の1を補助する方法などいかがでしょうか。前向きにお伺いいたします。

次に、4点目は市内商業地域の電線地中化についてであります。商店街街路灯LED化事業については前にも質問しましたが、明るく節電、コスト削減、蛍光灯の約4倍の長寿命、発熱が少なく有害物質を含まず赤外線がほとんど出ない、虫が寄ってこないなど多くのメリットがあります。この機会に商業地域の電線地中化、裏配線、軒下配線、無電柱化、安全で快適な通行空間の確保、市景観の向上、無電柱化を進めれば特に新庄まつりで山車・神輿渡御行列また高さも10メートル、青森ねぶた祭り以上のけんらん豪華な20台の屋台が鮮烈な色彩を放つ行列、豪華と迫力は圧巻でありますので、山尾市長が申されておる100万人誘客は可能であります。補助金を受けて電線地中化について実現できないかお伺いいたします。

以上で、質問席での私の質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。御答弁よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山口市議の御質問にお答えさせていただきます。

ふるさと納税に御質問がありますが、新庄市まちづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税に対する市としての今後の取り組み方についてという御質問ですが、ふるさと納税制度は大変失礼ですが、財政の苦しい自治体を助けようということではなくて、税負担を軽減することで寄附しやすくしふるさとを離れた方のふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいというふるさとを大切に思う気持ちを実現するために創設されました。また、出身地でなくても第二のふるさとと考え応援したいと思う方も活用できる制度となっております。

市の現状といたしましては、今年度当初からふるさと納税についてのパンフレットや寄附申込書の改訂、選択できるお礼品の数の拡充を行いPRを図っております。そのかいもあり、今年度は11月末現在で1,200件、金額1,600万円以上となり、既に昨年度の実績を超え、昨年同期と比べ件数で2倍、金額で約3倍の伸びとなっております。昨今のふるさと納税制度に対する注目度の高まりもありますが、新庄市を応援してくださる方々がふえていていると感じております。また、県内自治体でも大きな事業改善を図り、戦略的にこの制度に取り組んでいるところも出てまいりました。

ふるさと納税が注目を浴びている理由の一つとして、寄附のお礼品として地域ごとの魅力ある特産品がもらえることがあり、現在新庄市が提供している特産品では新庄産米はえぬき、つや姫、山形牛各種、旬の農産物セットが人気を集めているところです。申込書に添えられたメッセージ等を見ますと、昨年送ってもらったお米、野菜がおいしかったというコメントも数多くあり、新庄の特産品のファンになっていただいた方がふえていていると実感しております。

特産品を通して新庄の魅力を知ってもらい、ファンになっていただく、いずれは実際に新庄を訪れていただけるものと考えております。交流人口の拡大という面からもふるさと納税制度は本市を知ってもらう絶好の機会であると捉えておりますので、今後も新庄というまちに対する関心を高めていただけるようお礼品のリニューアル、充実を初めパンフレットの改定やポータルネットなどインターネット上の無料広告枠の活用などPR方法の充実を図ってまいります。

また、全国的に見ましてもふるさと納税に係る手続の簡略化、迅速化を進めることで寄附件数・寄附金額の増進を図っている自治体もあります。新庄市におきましても寄附をしてくださる方の利便性の向上と年々増してくる事務量の

削減のために、来年度当初からのインターネット申請サービス及びクレジットカード決済サービスの導入など受け付け事務を含めたさらなる改善を進めてまいります。

市営学習塾については教育長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

次に、空き家問題についてであります。危険な空き家の解体について市で解体費用の3分の1の補助はできないかについてであります。市では平成25年4月1日に施行しました新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例に基づく平成25年度中に空き家情報を整理し、平成26年4月1日現在で326戸について空き家と認定し、近隣から苦情が寄せられるものについては指導を行い、また管理者に対し今後の予定を確認する意向調査を行ってまいりました。その結果、今年度に入ってから6件の空き家について改善がなされその後更地や駐車場に活用された事例を確認しております。

家屋の解体時の補助についてであります。基本的には所有者等の責任において行われるべきものであり、解体費用についても他の市民の方々との公平性を鑑みて所有者の負担が原則と考えております。ただ、さまざまな理由で解体に踏み切れない方がおりますことも承知しております。自力での解体が困難な方について、市では方法の一つとして山形県住宅供給公社で進めているまちの再生事業の活用を関係課と検討しております。

この事業は市に空き家とその宅地を寄贈していただくことでその解体費用を市、公社、国側で負担するというもので、所有者が土地と家屋の所有権を市に譲渡するという条件つきではありますが、今後の空き家問題を考える上での選択肢の一つになるものと考えております。

次に、市内商業地の電線地中化についてであります。無電柱化を実施することは市街地の道路を含めた安全で快適な通行空間の確保、良

好な景観、住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、歴史的町並みの保全、観光振興地域文化の復興、地域活性化などに資することが期待されているものであります。その反面、地中化をすることにより電線類の傷みを目視で発見しにくく破損断線箇所の特定が難しく復旧に時間を必要とし、冠水、豪雪などの災害時は配線復旧作業ができないなどの問題があります。

無電柱化を行う手法といたしましては地中化と地中化以外の無電柱化があり、地中化以外の方式としては軒下配線方式、裏配線方式などが考えられます。無電柱化を含め公共事業は地域経済活性化の一助とし期待されるものではあります。補助事業として全国10ブロックごとの地方ブロック無電柱化協議会において協議する必要があります。県単位の地方部会の意見を反映することとなっております。これらの協議において道路管理者、電線管理者、地方公共団体による十分な協議が必要と考えております。

いずれの方式、事業といたしましても地方公共団体道路管理者、電線管理者、地下埋設物管理者、それぞれの負担が必要となってきます。このように関係機関との合意形成の可否や費用対効果の検討が不可欠であり、今後につきましては国土交通省にて推薦しております次期無電柱化推進計画の動向を見ながら、祭りの期間のみならず道路を含めた安全で快適な通行空間の確保に向かって関係機関と協力しながら努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 学習塾についてお答えいたします。

先日、東成瀬村の学力日本一の秘訣を探るために視察研修に行っていました。学習塾も話題に出たんですけれども、学習塾と学力日本

一の関係というのは余りないというお話でした。

東成瀬村では長年授業改善に取り組んで年々進化しているということと、子供たちの自発的な家庭学習を推進している、学校の中でさまざまな取り組みをここ何年もかけてしてきた結果が学力日本一になったということで、ただ、さらに学力を子供につけたいという保護者が、村内には学習塾がないものですから何とか学習塾を通いやすい村内につくってもらえないかという要望がここ何年か、近年ありまして、それに応えた形で村営の学習塾を開設したということでした。大蔵村も事情は同様のようでもあります。

新庄市においても、子供は市の宝であり、教育委員会では児童生徒一人一人に確かな学力を育むことは重要な課題の一つと捉えております。教育委員会では、確かな学力とは知識や技能はもちろんのこと、これに加えて学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、主体的に判断して行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものと考えております。

各小中学校では、児童生徒が主体的な学習となる授業改善に取り組んでおります。例えば、教科の特性を踏まえ児童生徒の知的好奇心を揺さぶるような課題設定や考えを考慮したり、書く活動を取り入れたりしながら自分の考えを深めていく活動を工夫したり、より難しい問題にも挑戦しようとするような授業に取り組んでいる学校が多くあります。来年4月開校予定の萩野学園はもちろん、市内5つの中学校区では小中一貫教育に取り組んでおり、9年間を見通したカリキュラムによる確かな学力の向上及び小中学校教員の協働性に基づいた授業力の向上を図っております。

さらに、基本的な生活習慣が安定している児童生徒は学力も高いという相関関係も出てきますので、家庭と連携しながら家庭学習の習慣化やテレビの視聴時間、ゲームや携帯の使用時間

の短縮についても取り組んでもらうよう各学校に依頼しているところです。

新庄市には民間の学習塾が複数ある現状を踏まえ、教育委員会としては塾を設置せずに毎日の授業を大切にしながら市の宝である子供たちの学力向上を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） まことに御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

ふるさと納税については、例えば天童市は昨年度は県内35市町村のうち最下位だったわけですが、今年度は9月末時点でトップを走っております。ことし4月に導入したお返し制度が功を奏したようであります。昨年1年間で5人で66万円しかなかった金額が、今年度は11月13日現在の申し込み段階で2万5,760人に急増し3億円を突破したとあります。県市町村課によると、9月末時点での寄附金額は1位が天童市、2位が最上町、3位が三川町となっております。どうか、新庄市も年末に向けて申し込みがふえる傾向があるとのことなので、市長の考えもあるでしょうけれども、天童市を参考にしたいのか、対応を考えてほしいと思います。新庄市の所見を改めて伺いたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 ふるさと納税につきましては、今紹介いただきました方向性で私どもも各市町村情報を伺っております。今後、新年度に向けて今からまたやれるところを整理しながら順次反転攻勢というか、私どもでも競争に負けないようにやっていきたい。ただし、やはり財源確保を目標にするのではありませんので、あくまでも制度の趣旨を理解しながら進めてま

いりたいと思っております。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうも御答弁ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、空き家問題についてですけれども、地方でも都市部でも空き家が急増しておって国土交通省が開催している個人住宅の賃貸流通の促進に関する検討会の資料が公表された調査結果では、空き家所有者の7割が放置している。空き家となった理由は別の住宅にかえた後、当面は売却や賃貸なく放置していたり、親から相続したまま、または別荘を購入したが使っていない状態であったり、空き家を放置すれば防犯とか防災のさまざまな問題もありますので、早期に対応すべきと考えますが、その点について新庄市としての御所見をお伺いします。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 危険空き家に対する除去ということとただいまお話がありましたけれども、新庄市で制定しておりました空き家条例につきましても同様に危険な空き家の安全管理ということを目指しております。まずは所有者に対する指導、それから勧告命令という手を踏みながら適正管理を促すという方向で進めたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

次に、市内商業地域の電線地中化についてですが、無電柱化におくれをとっている日本、生活道路の無電柱化が特におくらしているわけですね。無電柱化の目的としては安全で快適な通行空間の確保、市景観の向上、市防災の防止、情

報通信ネットワークの信頼性の向上、観光の振興、地域の活性化など電線地中化のメリットは安全で円滑な通行空間の確保、市景観の向上、市防災対策などありますが、その辺を総合して考えて、さらに市の所見についてお伺いいたします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 電線地中化につきましては、いろいろ実施するに当たって非常に難問が山積しております。特に、無電柱化につきましては都市部のバイパス事業それから拡幅事業または土地区画整理事業、市街地再開発事業という事業に合わせて無電柱化を実施しているものが実情でございます。このため、その事業と一緒にやるわけございまして、いわゆる電線管理者の理解が非常に重要であると考えています。

そのために、現在のところ県内では8市町村が26年から30年までの間に予定してございます。ただし、この実施予定箇所につきましては全て市街地開発事業とか事業に絡めたものでございます。その辺が非常に難しいところでございます。なお、国土交通省において現在推進しております無電柱化推進計画、この動向を見ながら祭り期間のみならず全体として関係機関と協議しながら情報収集に努めていきたいと考えております。以上でございます。

17番（山口吉静議員） 議長、山口吉静。

小嶋富弥議長 山口吉静君。

17番（山口吉静議員） どうもありがとうございました。

とにかく、無電柱化に成功すれば新庄市に全国から視察にお見えになると思いますし、またLED照明で明るくして無電柱化にすればさらに視察に来られて新庄市の活性化にもなると思いますので、その辺よく御検討いただきたいと思います。

また、学習塾についてはやはり塾で勉強すれ

ば成績は上がりますので、その辺もいろいろ御検討いただきたいと思います。

以上で、私の再質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時36分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤卓也君。

(8番佐藤卓也議員登壇)(拍手)

8 番(佐藤卓也議員) 4番目に質問させていただきます。市民・公明クラブ佐藤卓也でございます。市民の皆様の視点に立ち質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、冬将軍の訪れによりまち全体が白くなりました。それを解かすかのような熱い議論を交わしていきたいと思いますので、執行部の皆様ぜひともよろしくお願いいたします。

また、市民の皆様によりわかりやすくするため一問一答方式にさせていただきます。これもよろしくお願いいたします。

新庄まつりは来年260周年という節目を迎えます。平成21年3月には国重要無形文化財に指定され、さらに全国18府県32県を山鉾山車行事に国連教育科学文化機関、略してユネスコですが、ユネスコの無形文化遺産登録に向けて検討すべきものとされ、これから全国的にそして世界的に注目されることとなります。海外旅行者を含めた新庄市を訪れるたくさんの方々に満足

していただけるよう今までの課題を整理し、問題を解決するためにも新庄まつり百年の大計3期計画の早期実現に向け取り組む姿勢があるのではないのでしょうか。今後、新庄まつり百年の大計の基本施策をどのように実行しさまざまな課題を解決していけるのかお伺いいたします。

また、祭りの中心である若連の意見が反映されにくい運営体制が現在行われております。その早急な見直しが必要と考えられますが、どのように改善されていくのかお伺いいたします。よろしく御答弁お願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 新庄まつりの将来についてということで御質問をいただきました。全国的な人口減少や国内市場の縮小により、外国人観光客の誘致の必要性が高まってきておりまして、新庄まつりにつきましてもユネスコ無形文化遺産の登録が期待されており、登録されますと海外への知名度も高くなることから、現在取り組んでおります外国人誘客推進事業により国際旅行博や商談会に参加し、外国人観光客や旅行エージェントへの情報発信を強化するとともに、外国人観光客に対するおもてなしや受け入れ体制の整備を一層推進していかなければならないと考えております。

また、運営体制につきましては、現在新庄まつり委員会が主催者として企画運営を行っておりますが、祭り関係団体の代表者のみで構成された組織であるため、祭り実践者である山車若連や囃子若連などの意見や提案が反映されにくいという体制となってきたと言われております。このため、現行の運営体制を見直し、祭り関係団体の実務担当者が主体的に企画運営事業を担うことのできる新たな組織の確立と、新庄まつり百年の大計第3期計画に盛り込まれた各種施策の進行管理を推進するため来年度に新庄まつ

り実行委員会の設立に向け準備を進めているところであります。

また、喫緊の課題といたしまして、関係団体ともに運営体制の改編と運営方法の見直しを行いながら、また市負担金の増額についても検討しているところであります。

特には来年260周年という節目を迎えるということで、現在事務局レベル若連レベルの中でどのようなお祭りを計画し260年祭をお祝いするか、また多くの人を迎え入れるか、特には月火水という平日開催であるということも含め、その辺について鋭意関係団体の皆さんと話し合いを続け、来年の26年に向けて進めているところであります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。

ここで確認させていただきたいのですが、新庄まつりは誰のための祭りなのかもう一度考える必要があると思いますけれども、新庄まつり、誰のための祭りなのでしょうか。市長、よろしくをお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄まつりはと承知のとおり260年ほど前から飢饉に打ちひしがれた農民、町民を奮い立たせるというところから来ておりますので、新庄市民全体の祭りであると考えております。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。もう一つ確認させていただきます。日本一の新庄まつりと言っていますが、何が日本一なのでしょう。そこら辺をもう一度確認したいと思います。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄まつりはやはり山車のつくり手、囃子弾き手、神社等が一体となってやっているということで、やはり市民全体の祭りに参加するという意味からも祭りの豪華さからも含めて日本一ということで考えているところでございます。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） 済みません、今の答弁だといまいちわからないんですけれども、なぜ私がこういう質問をしますかといいますと、市民の皆さんが何が日本一かわかっていないのではないのでしょうか。これをもう1回確認していただいて、何が日本一なのか、新庄まつりのどこが日本一なのか、もう一度確認する必要があるんじゃないのでしょうか。260周年を迎えてその確認をもう一度させていただきます。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 先ほど申しましたように、市民挙げて祭りをしているということでその祭りの山車等の豪華さからあるいは熱気からして日本一ではないかと考えています。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。そういうことなのでしょうね。そこをもう1回確認させていただきます。

市民全体でつくり上げる山車、それが新庄まつりだと思います。それを今度は未来に向けて子供たちにもっと発信していかなければいけないでしょうし、その運営体制もしっかりしていかなければならない、そういうものだと思います。ですから、そういう確認をもう一度させていただきます。

そこで一番最後のほうなんですけれども、運営体制のことについてもう少し触れたいと思いますが、運営体制が悪いと思っているのは、今

第3期ですよ。第1期、2期、この第3期というのは百年の大計ができて取り組みはまだまだ進んでいないんですよ。それで260周年を迎えるということは非常に、逆に遅いんじゃないですか。来期じゃなくてももう今年度中にどんどん進める必要があるんじゃないでしょうか。そのおくれが結局30年たっても進まないことにはならないんでしょうか。そこら辺の進め方ももう少し強力にしては行かないものんでしょうか。よろしくお願いいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄まつりは、現在御承知のとおり新庄まつり委員会が主催しているわけございまして、この委員会はやはりことの祭りをどう運営するかということにどうしても主眼が置かれがちでございまして、やはり百年の大計の中の今までずっと言われております重要な問題といたしましては、祭りの開催日を金土日にする、あるいは本祭りを夜型にする、後継者をどうするといった問題が大きな問題があるわけですが、これらを何ていいますか、ずっと下からの持ち上げで議論しながら積み上げていくという体制が、今の組織ではちょっと欠けているのかなと考えているところでございます。

現在もまつり3団体の方々の意見を取り入れてはいるわけですが、御指摘のとおり事務局長とか役員の方々が出ている事務局会議というのがございまして、若い方々から広く意見を求めるという組織にはなっていないという反省はございます。そこで実行委員会の中で部会等を設置しながら常時広い意見を求めるということで実行委員会組織が必要だと考えておまして、まずは実行委員会を組織して広く意見を交わすという体制をつくるのが一番大事なのではないかと考えているところです。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） それまでもやっているわけですよ。それで今まで20年もやっておいてできないというのはなかなか進まないからでしょうし、もしこれが祭り実行委員会になったとして組織をつくっただけでは一応市側としてつくりましたと言っているだけでは逃げるような意味合いもあるんじゃないですか。今までやっているのは実行委員会をつくったから正式にできるんですかねということは、実行委員会をつくっただけじゃなくて実際にやらなければいけないんですよ。そこら辺をただつくっただけで、若者の意見を取り入れました、はい、そうですねといった本当に変わるんですか。実行委員会をつくっただけで。そこら辺の取り組みの強化をお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 新庄まつりに対する思いは全ての皆さんがお持ちになるわけです。基本的に私も新庄まつりの名誉会長ということであるわけですが、基本的には新庄市から補助金という形で出しております。それは外郭団体ということになります。無責任な言い方をするわけありませんが、そこにあります3団体、山車、囃子、神輿渡御、その3団体の協議のもとに進められるということが実情であります。さらには最近のお花もらいの子供たちの減少あるいはスタッフの減少、それから職場の非常に休みづらい環境ということでなかなか以前のような形で進まないという認識を持っています、3団体とも。

その中でどういうふうに進めようかということで3団体の協議。市としても補助的に意見をいただけないかという立場でございまして。その補助的な意見の中でこれまで皆さんから言われてきたような意見、なかなか通りづらい、3団体の代表者だけで決められているのではないか

ということに対応して、ことしの夏終わってすぐから実行委員会形式で事務局レベル、それぞれの若連の副代表あるいは副会長といった方々と市の事務局、商工会議所の事務局、観光協議会の事務局が入りまして意見を拾いながら来年に向けてやっているということも御理解いただきたいと思います。

全然進まなかったということ、有識者会議の中で御提案いただいておりますが、具体的に何を変えなければならないかとなると一つ一つクリアするのが大変多いということも御理解賜りたいと思います。

ですから、あくまでも新庄市が主催する祭りではないということでもあります。新庄市としてはこのお祭りを活用し、そして何とか地域経済の発展につなげたいという商工課の意図はございます。しかし、あくまでも主体的には祭りをやる主体方が実施主体だということの距離感をきちっと置いておかないと、全て新庄市が丸投げということでないということも御理解賜りたいと思います。

8 番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番(佐藤卓也議員) わかりました。市長の言っていることも当然だと思います。しかしながら、市がある程度引っ張ってあげないと今までできなかったものが今までできないのですので、その橋渡し、連携をうまくとっていくのが市の役目でもあると思いますので、そういうことでいえば頑張ってくださいとしか私どもは言いませんし、していただかなければいけない、新しい運営体制、そこに立つ実行委員会となれば総会も開かれることだと思いますし、市民全員の意見を総括して新庄まつりを260周年、ユネスコ登録に向かった検討すべきものでしょうけれども、なったとき、なってからでは遅いのでそこら辺の検討をぜひよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

デスティネーションキャンペーンとは、地元自治体とＪＲ６社、観光業者や協賛会社などが協力して集中宣伝と情報発信を行う日本最大の観光誘致キャンペーンのことで、ことし６月１４日から９月１３日の３カ月間行われました。

デスティネーションキャンペーンはあくまでもきっかけづくりです。これを契機に新庄最上が観光地としてステップアップし、持続的に行うことができる鍵となります。旅行会社や自治体など関係者がさまざまな話し合いを行い、観光素材や新たなおもてなしの発掘やネットワークの構築などの仕掛けづくりを行って、デスティネーションキャンペーンが終わってからがこのスタートではないでしょうか。

そこで、地元自治体新庄市としてさまざまな集客事業や受け入れた事業を行ってきましたが、どのように検証されたのかお伺いいたします。

また、その反省点を生かし、各課関係者と通年の誘客に向けて地域資源を活用した先を見据えた取り組みをどのように行っていくのかお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 議員おっしゃるとおり、６月１４日から９月１３日まで３カ月間山形ＤＣが行われました。

本県では１０年ぶり６回目の開催となった山形デスティネーションキャンペーンであります。新庄最上地域の観光資源や魅力的な食文化をアピールする絶好の機会と捉え、関係団体とともに実行委員会を組織しておもてなし事業を展開した結果、ＤＣ期間中の観光客数は最上地域全体で７％増、県全体では２０％増となりました。ＤＣオープニング、クロージングでの多くの市民が参加したＪＲ新庄駅での出迎えや沿線での歓迎、市制６５周年記念元気まつり、新庄総合１００円商店街とのタイアップによるにぎわいの

創出やDC期間中における町なかでの観光客が楽しくおいしく町歩きできる空間の構築や植栽、歓迎フラッグ、さらにはバル街の催しなどさまざまなおもてなしの雰囲気をつくり出してきました。DCと同時に開催となりました最上観光博でも、最上の地域の強みであるブナと巨木の最上回廊をテーマに世界的な登山家田部井淳子さんを招いたトレッキングツアーを開催し、メディアへの情報発信に努めたところであります。

また、継続的な誘客体制を確立するため、最上地域観光協議会に観光誘客プロデューサーを新たに配置し、旅行商品の企画開発、売り込みを行い、最上巨木巡礼や今しか見られない高速道路の工事見学などの4本の旅行商品が具体的に実施され成果を上げております。

今回のDCで築くことができた多くの市民の方々、団体の皆様との連携、つながりを来年度のポストDCにおいても拡大強化し、市全体で交流人口の拡大に向け継続的な取り組みになるよう努めております。さらに、来年迎える新庄まつり260年とポストDCの誘客の相乗効果での誘客を図るべく祭りや雪のふるさと新庄のアピールポイントを明確に打ち出し、通年を通した魅力創出、情報発信に取り組むために工学院大学へ市内の歴史、文化のストーリー性の構築に向けた調査をお願いしているところであります。

また、新庄最上地域においてもブナと巨木の最上回廊のブランド化を図る上で玄関口となる新庄市が大きな役割を担っており、管内町村とも連携しながら持続可能な観光誘客の基盤づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。

検証の点で反省点が幾つかあったと思うんですけれども、その反省点をお聞かせ、よろしく

お願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 新庄最上地域の成果の検討というか検証につきましては、最上観光協議会を初めとする関係団体で先ごろ成果の検証会の会議を持ったところでございます。

かなりの観光客の方々がおいでになったということで、例えば新庄駅の方々からはデステーションキャンペーン実施期間中に30万人の乗降客を見込んだそうですが、42万人の方々が訪れたということで、大変計画以上といえますか、思った以上の成果を出しているといったところの報告などもございました。

ただ、一部とれいゆなどで新庄に来ましても、新庄駅でおりましても大きな観光をするところがないので、そのまま帰ってしまったという意見も聞かれましたし、宿泊客につきましては地域ごとのばらつきがあって新庄最上地域では必ずしも宿泊客がふえたという、思ったよりふえたということは認識していなかったという意見もあったところでございます。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。また、新庄市内では地域資源の活用ということでの検証はどのようになされたのかよろしく申し上げます。

また、将来を見据えた意見の交換というんですか、行政と民間の方が異業種を超えた取り組みがなされたのかどうか、その2点お聞きいたします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 検証ですけれども、先ほど申しました最上地域の観光協議会を主体としてやったわけですけれども、やはり先ほど申しましたJRの方の意見、最上物産協会の方々

の意見を聞きますとやはりかなりのお客さんがいらしたということのようですね。一応県での検証方法としましては観光地の定点をピックアップしましてその人数を検証しているわけです。うちのほうとしましては、毎月観光地、例えば歴史センターとかそういったところを定点観測しておりますので、その辺の観光客数から過去の昨年度と比べての人数で検証をしているところでございます。

異業種ということでございますけれども、観光ボランティアガイドの方々とかあるいは観光協議会の方々などと力を合わせながらおもてなし事業、例えばここの方々と一緒にしてお出迎えあるいはお見送りといった手を振る事業とかそういったことを期間中相当してまいりましたので、一定の成果があったものと考えております。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） 今の課長の答弁ですと、特に何もやっていないですね。

デスティネーションキャンペーンも取り組んでおりますけれども、課長から資料をいただきましたけれども、オープニング、あとは終わるときくらいで特に何かやったかというのは今の答弁では何もなかったような気はします、私から見れば。

だとすれば、そこら辺の異業種のやっている、どういう、新庄市自体で検証しなければわからないんじゃないですか。最上で検証するのは最上でやっていただいて、新庄市でもう少しどういうふうにやりましたよ、その結果どうでしたよという検証がなされなければ次のステップに行けないのではないのでしょうか。

なぜならば、去年おとしと最上観光博もやっていますよね。そのときも検証なさっているはずなんですけれども、それは解消されていませんよね。それなのにまた来年ポストDCやっ

て同じことをやってまた同じ反省をするんですか。これでは全然先に進まないですね。地域資源、確かに田部井さん来ました。来年また来てもらえるんですか。そうじゃないですね。次に進まなければその地域資源は何になるんですか。そういうことをもっと考えなければ、地域資源をもっと掘り起こさなければ新しいおもてなしを見つけなければ先に進まないんじゃないですか。そこはどうなんですか。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 田部井さんを誘致してのトレッキングツアーにつきましては、最上観光協会でブナと巨木の最上回廊をキャッチフレーズに頑張っているわけでございまして、自然豊かな風景、巨木とか、そういったものを生かして最上地域の観光に結びつけていこうということで地域全体としては考えているわけでございます。

市としましては、やはりエコロジーガーデンあるいはふるさと歴史センターあるいはことから就航しました本合海ルートの子船下り、これらを組み合わせて観光をもう少しPRして取り組んでいきたいと考えておりますし、先ほど市長からありましたストーリー性の観点から工学院大学等が調査を行っていることもありますので、それらを組み合わせて取り組んでいきたいと思っております。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） 新庄市は旅行会社ではございませんので、別にルートを組んでいただくと思うわけではありませんので、そこら辺を勘違いしていただきたくはないんですけれども、その仕組みを構築する、連携をとるのが市の役割ですので、そこら辺をしっかりといただきたいと思います。ましてや、そういう情報を持っているのは新庄市ではないのでしょうか。その

橋渡しをうまくしていただいてルートをつくっていただく、そしてその新しいツアーなるものを全国各地にPRするのも行政の一つの役割ですし、そこら辺をしっかりと反省し、検証していないと先に進めません。

また、今回も問題になりました2次交通の問題もまだ解消し切れていませんし、そこら辺の検証もしっかり、いつかはしますよねでなく、先、もっと先を見つめて先手先手を打つのが行政ではないでしょうか。問題が起きてからでは遅いですし、さきの質問にも重なりますが、260周年、ユネスコ来てからさあどうしましょう、こうしましょうでは遅いですから、そこら辺をもう少し先を見つめていく必要があるんでしょうけれども、そこら辺の答弁をよろしくお願いします。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 行政の役割ということで御指摘がございましたけれども、先ほど申しました最上地域観光協議会の中でも、例えば新庄市だけとか、最上町だけという市町村単位でやっても効果が上がらないといえますか、それ以上に、最上地域全体が一つの取り組みを一体となってやらなければいけないという認識が非常に強くなっておりますので、行政といたしましてもそういった連携をとるように、一体的にとれるように今後連携を強化していきたいと思っております。

ツアーをつくるわけではないということではありますけれども、観光プロデューサーの方を配置しまして新しい視点からの最上地域のツアーも考えられております。これもやはり最上地域全体としてのことを考えたツアーをいろいろ考えておりますので、我々も一緒になって検討していきたいと思えます。

それから、2次交通の問題ですけれども、やはりどこの地域でも2次交通の問題が非常に反

省点として出てきているようでございます。

今も新庄駅で例えば観光タクシー1時間半コースとか2時間コースでのコースも設定しているわけですが、そういったタクシーあるいはレンタカー、観光協会では自転車、レンタルサイクルなども整備しておりますが、確かに御指摘のとおり2次交通の問題がありますので今後検討していきたいと考えております。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問に移させていただきます。

日本創成会議は、国立社会保障・人口問題研究所が出した2040年の人口推計データをもとに子供を産む中心世代の若年女性の人口を試算し、全国の市町村の約半分の896市町村が消滅可能性都市にあると発表しました。その消滅可能性都市に新庄市も含まれており、若年女性が半減した自治体は介護保険や医療保険などの社会保障の維持が困難になり、雇用も確保しづらいという大変な状況に陥ります。

消滅都市にならないよう、先を見据え対応しなければなりません。人口減少に歯どめをかけ、新庄市に子供を産んで育てていくために子育てしやすい環境をしっかりと充実させる必要があります。現在、各自治体の子育て、子育て環境の充実で独自のアイデアを出しさまざまな施策を展開しております。これからは子育て推進課だけでなく各課が行っている子育て施策を連携し、市全体で子育てしやすい環境整備をすることが定住促進につながる大きな柱となるのではないのでしょうか。

そこで、市として今後どのようにさまざまな子育て施策を連携していくのか。また、子供を育てる環境整備の充実をハード面やソフト面を含めどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

新庄市子ども・子育て新事業計画施策に関するニーズ調査の結果報告を見ても、まだまだ知られていない方がいらっしゃいます。まず、知らなければこのファミリーサポートセンターなど知らなければ利用することもできません。これからは子育て支援事業をもっとたくさんの方に知っていただく必要があります、利用していただくことで少しでも育児や子育ての不安の解消に役立てていきたいと思っております。

そのためにも子育て支援センターやファミリーサポートセンターを知っていただくための工夫をどのように行っていけるのか。そしてどのように充実を図りたくさんの方に利用していただくために、保育所や幼稚園、認可外保育所各NPO団体との連携を構築していけるのでしょうか。また、フェイスブックやラインなどSNSを活用し、時代に合った情報交換ツールの利用なども考えられますが、今後どのように取り組んでいけるのか、お伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 確かに、日本創成会議の中で896の自治体が消滅する可能性があるとの報告されて、全国的な市町村においては非常に急激な高まり、意識の強化が図られております。それを受けて国としましてもひと・まち・しごと創生会議、法律を成立させてまで地域の支援をしなければならぬと動きがなってきた。一つの危機感が次なる時代の行動になるのかなと思っています。

本市の子育て支援施策につきましては、新庄市次世代育成支援対策行動計画に基づいて取り組んでおりますが、この計画は平成26年度までの期間となっております。そのため、平成27年度以降は後期計画の成果を引き継ぐとともにさらに充実させるべく、新庄市子ども・子育て支援事業計画を策定中でありますが、来年4月から開始予定であります子ども・子育て支援新制度の効果的な運用を図るとともにこの新しい計

画に基づいて本市の子育て支援策の充実を目指してまいります。

子ども・子育て支援新制度は従来の子育て支援施策がその制度、財源が縦割りだったことによるさまざまな弊害を排除し、横断的かつ総合的な事業展開を図ることを目的として整備されたもので、その内容といたしましては、教育・保育施設に入所している子供の保護者に対しての教育、保育費用の給付事業と自宅で保育を行っている保護者など全ての子育て世帯に対する支援のための地域支援事業の大きく2つの事業に区分されております。

中でも地域支援事業につきましては、健康課が担当している妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、いわゆるこんにちは赤ちゃん事業、子育て推進課において実施している地域子育て支援拠点事業、子育て支援センター事業や放課後児童クラブ事業など既に本市で取り組みを行っている事業も含まれており、妊娠出産時から子供の成長過程に合わせた各種事業、各担当が連携強化しながら現在も実施しているところでありますが、子ども・子育て支援新制度が整備された趣旨を踏まえて今後の担当課間の連携をさらに推し進めながら地域支援事業の積極的展開を図るとともに、特定不妊治療費助成事業や子育て支援医療費助成事業、第3子以降児童の保育料免除事業、子育て世代の定住促進住宅の家賃軽減事業、わらすこ広場運営管理事業、特別支援児童に係る養護業務員の配置など、本市の独自事業も継続し、各子育て支援策が有機的に結ぶことによって魅力ある定住促進強化策として一つの大きな柱となるよう今後の展開を図ってまいります。

しかしながら、この子ども・子育て支援新制度を実施するための財源として予定されていた消費税の税率改正が今回見送られたため、必要となる財源については今後国の動向を注視してまいります。

また、子育て支援センター事業とファミリーサポートセンター事業も地域支援事業の一事業として法定化されておりますので、今後は現在の子育て世代の方が数多く利用していると思われるソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSを活用するなどして、事業の内容や利用拡大に向けた周知をより一層図り、さらにはコミュニケーションツールとしてのSNSの特性を利用して子育てサークルなどの関係団体同士の関係強化が図られるよう検討してまいりたいと思っています。以上、答弁とさせていただきます。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。なかなか私もきょう持ってきましたけれども、ニーズ調査ですけれども、余り見たくない内容がたくさん書いてありまして、非常に目をそむけたくなるような調査結果でした。

質問にもあるように、ファミリーサポートセンターは非常に使い勝手がいいんですけれども、知られていないですよ。知られていなければ使う方もいないのも当然であります。でも、知らないのもそのまま放っておくわけにもいかないですし、周知をもう少ししていただいて使いやすいにさせていただく施策、施策といえますか、ことを考えなければいけないんでしょうけれども、そこら辺はどのように考えていますでしょうか。よろしくをお願いします。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 ファミリーサポートセンターの利用の拡充と拡大ということであるかと思います。いわゆるファミリーサポートセンター、今現在NPOでやっていただいているわけなんですけれども、新庄市の

ホームページの活用ですとか市報、そういったものを活用してこれからも周知を図っていくつもりではおるんですが、さらに今年度から最上地域みんな子育て応援団という任意の団体ですけれども、これが活動し始めております。

これは郡内の全市町村、子育て支援センター、あとは子育てに関するNPO法人ですとか子育て支援の事業所、こういった方々が会員となっております。この子育て応援団でホームページを開設しておりまして、そちらに妊娠から出産子育て、いろいろなページをつくっていただいております。そこに各市町村のリンクを張らせていただいているという格好で運用しております。そういったものも一つの効果があるのかなと考えてございます。

また、先ほど市長の答弁にもございましたが、来年度から子育て支援施策として子育て支援センターが中心となるかと考えておりますけれども、そちらでフェイスブックもしくはラインアットですとか、そういったコミュニケーションツール、そういったものを利用した格好で即時性を持たせた情報発信をしていきたいと考えております。市のホームページですとなかなかた苦しくて見づらいということもございまして、そういった今の若いお母さん方が利用しやすい、そういったツールも来年度からになります。がやっといこうと考えております。

また、広がりという面でありまして、広域連携という形で例えばファミリーサポートセンター、各企業にあります子育て支援センター、そういったものをもちろん新庄市優先ではございますけれども、ほかの郡内の方々からも利用できるようなやり方、取り組みをやっていければと考えております。以上です。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） 前向きな答弁ありがとうございます。やっといければなくてやっ

ていかなければならないと思いますのでそこら辺はしっかりと取り組んでいただいて、それがいずれは新庄の定住促進につながるものと思います。ぜひとも若い方々は今はSNSを使っていますので、使い勝手がよい、ホームページを見なくてもスマホで見られるような形が定期健診なりいろいろなものに使えますので、そういうことを新庄市が発信していければ新庄市って住みやすいんだなということになっていきますので、ぜひともそのところの取り組み強化をよろしく願いいたします。

また、私が今その前段なんですけれども、各課がいろいろな子育て施策を出してはおります。かといってなかなか横の連携がまだ行っていない。横が行っていないからこそ新庄市がぼんとなってしまう。それが定住促進にはつながっていないのかなと思っています。だとするならば、施策をつくる前の段階で話し合っていけば新庄市が子育てしやすいなら、このように雪が降っても新庄市に住みたいという施策が自然にできるんじゃないでしょうか。そこら辺は総合的にどう考えていますか。政策課長、何か御意見ありますか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 定住ということが出ておりましたが、私たちが23年度から始めておりますまちづくり総合計画、その将来像を実現するための大きな2つのテーマということが暮らしと定住ということでございます。23年度から始まっておりますので、あわせてそこからその命題を解消すべく始めておりますが、特に25年度、26年度総合的に多くの分野で子育てにかかわる部門を進めてきてございます。進め方の横の連携につきましても、その進め方について創成会議というお話がありましたが、そのような影響もありまして、今までやってきた部分について補完するところはないか、補強するところはな

いだろうかということで全庁的に体制を整えて考えて案を出してもらって、それをこれまで行政評価という中でさまざまな事業間の調整を施せる中でそのプロジェクトチームの出てきた定住策について議論を重ねて、連携といえはそのような形で業務課の中で整合性をとりながら逐次優先度を考えてこれを予算化して進めてきておると。

その第1番手が9月補正で子育て支援家庭の医療費という分の拡充ということになっておりまして、今後ともそのような形で段階的に先を見ながら進めてまいると。連携としては組織化ではないんですけれども、基本的に持っているというところがございます。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひとも新庄市が子育てしやすい環境であることを願って一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時33分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小関 淳君。

（11番小関 淳議員登壇）（拍手）

11 番（小関 淳議員） それでは、早速質問を始めたいと思います。

御存じのように、当市の人口は減少を続け、既に3万8,000人を切り、もう3万7,000人台に

なっています。前回の一般質問でも言いましたようにこの人口減少は全国的な現象ではあるものの、その速度を加速させるかそうでないかはそれぞれの自治体のさまざまな施策の充実度がかかわっていると考えます。

転出を抑制し転入を促進するためには、このまちに住みたいという明確な理由となるような住み続けるための環境づくりが不可欠です。それは、都市整備や環境美化などというストレートな施策の充実も含みますが、それよりも住民が安心し、快適に暮らし続けることのできる多面的な施策の充実が何より重要だと、そういう意味もあります。

市は、そばまつりや味覚まつりなどのイベント事業に職員の大切なエネルギーを向けています。また、台湾から観光客を呼び込もうというインバウンド事業にも力を入れています。さらに、テニスコートの増設事業なども進行しています。私には、市がこれらの事業を優先的に進めなければいけない重要なものとして取り組んでいるように見えます。

しかし、何よりも重要なことは混沌とした世界の中の日本、その地方都市である新庄市の未来を見据えた子育て支援や雇用・起業支援、福祉や教育、農業商工業など、ここで暮らし続けていくための基礎となる施策を一層充実させることではないのでしょうか。そこに、頭脳集団である市職員のエネルギーを、それを核として都市部の感覚を持ったクリエイティブな人材や柔軟な発想力を持つ民間力を結集し、それらの英知を我がまちの生き残り施策に生かすべきではないのでしょうか。

政府は、抜本的な地方創生を掲げ、疲弊した地方に予算を向けようとはしているものの、1,000兆円を超える国の借金を考えれば行財政縮小時代の流れは変わるはずはありません。これからは、より事業の選択と集中が求められ、事業によっては廃止という決断をしなければ、

このまちの将来はようになるかは容易に想像がつきます。

そのようなことを踏まえ、これから3つの質問をしていきたいと思います。

まず、地域おこし協力隊の役割についての質問です。全国の多くの自治体では2009年から総務省が進める都市部からの人材に地方に住んでもらい、その地域にあるさまざまな課題の解決の糸口として地域を活性化していこうという地域おこし協力隊事業が進められています。

総務省のデータによりますと、全国に散らばる地域おこし協力隊員の数は25年度までで約1,000名、採用している市町村の数は314団体となっています。

しかし、地域おこし協力隊の中には、採用された自治体からの明確な事業内容、つまりミッションを伝えられていないケースも多くあり、具体的にどう行動すれば自分の使命が果たされるのかわからず苦慮しているという声もあるようです。

そこで、新庄市の地域おこし協力隊事業についての確認をします。隊員には具体的にどのような成果を期待しているのでしょうか。また、最長3年間の任期終了後についてはどのように考えているのか。そして、今後隊員を増員する予定はあるのかを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊とは説明のとおり本市住民が人口減少や高齢化などの振興著しい地方において農林漁業の応援などの地域協力活動に従事してもらい、その定住、定着を図りながら地域活性化に資することを目的とした制度であります。

本市における地域おこし協力隊については、

他の導入事例を参考にしながら本市全体の農業を初めとする産業の活性化や地域づくりの推進課をより図っていくため、今年度から都市対田舎交流促進事業と6次産業化推進事業という2つの事業について導入しました。

都市田舎交流事業促進事業は7月に、6次産業化推進事業では10月にそれぞれ協力隊員を委嘱し活動を行っているところであります。

この地域おこし協力隊の活動については報酬等は200万円まで、活動費も200万円まで特別交付税の交付対象となるので、その枠内で実施することを基本にしております。財源の裏づけのある活動期間は最長3年間としており、地域への地域おこし協力隊制度内容の周知を図りながら、主として本市の地域資源の発掘などを行い、これまでの都市での経験を生かしつつ資源を活用したさまざまな地域づくり活動に取り組み、活性化の推進を目指しております。

改めて、この制度は都市から協力隊を導入することによって隊員のみならず周囲の関係者に新たな視点を提供することで変化が生まれることを期待しているほか、都市田舎交流事業においては本市の自然環境や農業などを生かした都市地域の住民との交流を、6次産業化推進事業においては、既存の農業関連事業に加えて新たな地域資源の活用により産業創出のきっかけになることを期待しております。

また、異なる2つの事業にそれぞれ隊員を配置しておりますが、隊員同士が協力連携しそれぞれの事業で相乗効果を得ることも期待しております。

現在委嘱しております隊員については委嘱後間もないので、現段階ではまだ定住、定着に向けた具体的な取り組みを実施していないため、今後は本人の意向を尊重しながら将来の定住、定着に向けて連携や支援を検討してまいります。

今後は現在進めている2事業における活動の所期の成果を目指してまいります、新年度に

においてはこれら事業中心に拡大を図りさらなる地域活性化のための事業展開を考えております。また、産業以外の分野においてもUターン等の支援において定住促進につながる地域おこし協力隊の活用ができるか現在考えているところであります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） 大体私が聞きたいところは答えていただきましたが、私のイメージですと地域協力隊というのは集落というか地区というか、集落に入って地域住民とコミュニケーションを図りながら地域課題を住民とともに解決していくという、要するにそのサポートマンみたいなイメージがあるんですけども、今後そういうところに配置をする、要請があればでしょうけれども、そういう予定があるのか。そして、今現在そういう要請などはあるのでしょうか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 地域、町内からそのような要請という部分は今のところ大きな声としては聞き及んでおりません。制度自体の周知もまだまだというところで、まだ言ってみれば未熟な部分ということです。今、議員が言われた地域の中で専門で地域に根差して活躍する地域おこし協力隊と似たような制度で集落支援制度というものもあります。そのような形で特化しているものはそちらでということで、私どもの地域おこし協力隊はそのようなものも含めてお互いに地域のためにあるいはその本人のためになっている制度ですので、逆に柔軟性のある制度であると。したがって、今後そちらの検証なども加えながら定住促進ということのための一助として続けてまいりたいと思います。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） そうですね。まだ、初期の段階だということですね。ぜひ地域の地区の要望があればそういうその前に、要望するだけの告知というかPRをしないことにはわからない制度かもしれないので、その辺もよろしくをお願いします。

今、市長から6次産業の分野と都市交流のところに1名ずつ配置しているということだったんですけれども、私のイメージでは町内で臨時で働いている非正規職員の方とどこが違うのかと、これは地域おこし協力隊なんだと、どこが違うんでしょうか。ちょっと教えてください。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 先ほど市長から申し上げましたとおり、協力隊員は都市部で生活してきたその価値観でもって新たな息吹を、それもこちらで求めているということでもありますので、そのような刺激あるいはノウハウ、感性といったものを提供していただきながら、こちらもそれをきちっと受けることのできる対応が必要だということになります。

したがって、今までやってきたあるいはやっている事業に対して充当していくような、補完するような役割ではなくて対等の立場でつくり上げていくということですから、その方々の姿勢あるいは考え方、これも尊重しながら協議した上で進めていくという形の中で御理解していただければと思います。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） さすがでございます。

私がそうお願いしたいなと思っているところを先に言っていたいたようなところです。ぜひ、地域おこし協力隊員の可能性というか、認識していращやるようなので、ぜひ可能性を

信じて一生懸命育てながらお互い影響され合いながらいい地域にさせていただくようお願いします。

そして、例えば都市交流、地域おこし協力隊員が都市に出かけたい、どこそこのイベントに出かけたいという経費等はどのようなところから出るんですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 旅費手当、それらの分につきましては今都市田舎交流とありましたけれども、6次産業化推進についても同様に執行できるような予算化をしております。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） その辺も十分に相談に乗りながらやっていただきたいと思います。

地域おこし協力隊のいろいろな雑誌とか本などを見てみますと、なかなか採用された側とその本人とうまくいっていないような地域も多く見られます。何のために採用されたのかよく明確でないという地域おこし協力隊の意見もあって、新庄市の場合はそういう悩みとか地域おこし協力隊の悩みとか、そういうものを聞けるようなシステムとか、そういうものはあるんですか。要するに、悩みですね、ありますか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今、2事業の中で進めておりますので、その担当課の中において一つは密着しながら寄り添いながらという部分はあろうかと思います。もう一つは、お二人おりますので2人がセットしてあるいは同じ地域ですから最上地域の中であるいは県内の中で交流ができるようにというところを図る、これができるだけ機会を多くしたいなということを思っています。

悩みというか、そういうところで課題として

認識しておりますので解決を図ると思っています。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） いろいろ悩みも出てくると思いますので、ぜひ悩み相談に乗ってあげてください。市内の方だけでなく外にもそういう悩みを相談できる方がいればもっといいかと思いますので、ぜひそのように思います。

いずれにしても可能性は非常に高いと感じますので、ぜひ進めて今後とも進めていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

職員研修についてでございます。冒頭に申し上げましたとおり、これから予想されるさまざまな艱難を打破していくためには、その頭脳集団である市職員の資質の向上を地域課題に敢然と立ち向かう勇気が何より重要になってきます。

現在、市役所には今年度を含め66名の新しい職員が加わっています。その数字は正職員290名の中の実に約22%を占めています。彼らは各課に配属され、市民福祉のために懸命に業務をこなしています。しかし、先輩職員の日々職務を遂行しながら、先輩職員が日々職務を遂行しながらのOJTには相当の時間と努力が費やされていると考えます。

民間企業では短時間で新入社員を即戦力とするために企業独自のさまざまな研修を実践し、効果を上げているようです。ただし、職務をきちんとこなすだけの社員は要らないという企業も多くあり、クリエイティブでさまざまな課題に柔軟にかつ的確に対応できる社員を求めているという流れもあるようです。

そこで、市では勇気があり魅力ある職員養成のために現在どのような特色ある研修を進めているのでしょうか。また、今後どのような職員が必要と考えているのでしょうか。そのために今後どのような独自の研修を考えているかを聞

かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 次に、職員研修についての御質問でありますので、お答えさせていただきたいと思います。

ここ数年、総職員数が減少傾向にある一方、新規採用職員が御指摘のとおりふえております。新規採用者には即戦力としての働きが求められる現状にあります。そのため、職員研修の中でも特に新規採用職員研修には力を入れているところであります。

市にとって魅力ある職員とはどのような職員か。私はまずこの新庄をよく知っている、知ろうとする努力する職員、市民が自信と誇りを持てる新庄を市民とともにつくっていく職員、このような職員を育てたいと考えております。

採用初年度におきましては、講話や意見交換会など私と職員が直接話をする機会を数多く設定し、職員としての自覚と意識の確立を図ることにしております。さらに、新庄の魅力を知るという観点から市内の文化財、史跡の視察研修や、11月には新規研修として市内立地企業の視察研修などを実施するなど本市ならではの研修も取り入れて行っているところでございます。

今後、どのような職員が必要であるかという御質問であります。人材育成基本方針に市民とつなぐ、未来とつなぐ、成長につなぐという職員増を掲げ、地域を支えるという強い自負さらに新たな行政課題などへの柔軟かつ積極的に対応する意欲と能力を有する職員が必要であると考えており、研修の拡充に努めているところであります。

なお、職員自身も自己啓発などたゆまぬ努力が必要なことは言うまでもありません。

また次に、どのような独自の研修を考えているかという質問であります。職員の自主研修、研究活動への助成、若手職員グループ「Let's」

の取り組みなどを今後も継続し、職員の自己啓発意欲の向上を図っていきたいと考えております。

このような研修は地域にある資源の発掘、それらを活用した情報発信のあり方など職員の能力向上に一役買っているものと考えており、また新たな行政課題などへの対応に向け電通への派遣職員、派遣研修や技師職員の専門研修機関への派遣なども継続して行っていく考えであります。可能な限り多種多様な研修機会を設け、職員の自己啓発意欲を高め、ひいてはその力を結集し、職員一丸となり定住促進策など重要課題に立ち向かってまいりたいと考えられております。

以上、答弁とさせていただきます。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） 予算も研修費もふえているので、非常に前向きなんだろうなという感じはいたします。

正規職員の話だと思います。非正規の方も200名近くいらっしゃいますよね。非正規の方の研修はどういうふうになさっていますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 非正規職員、御指摘のとおり、年間で約200名ほどいます。その中で臨時雇用職員につきましては、雇用期間が限られた職員ですので、そういった研修を特に設けているわけではございません。また、もう一方の嘱託職員につきましては個別の専門的な機関、仕事で資格試験でございますとかその資格に基づいて仕事をするようなところ、それについてはその機関研修がございますでしょうから、そういったところでやっておられるというところで、いずれにいたしましても御質問にございます市職員全般の研修というよりはこのたび一般職職員の研修自体について、その核となる職員研修に

ついて今拡充を図っているところでございますし、嘱託臨時職員の研修についてはまた機会を改めて検討させていただきたいと思います。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） 接遇、マナーというのは非正規の臨時の職員の皆さんも理解していると思います。その教育もなさっているわけですよね。ぜひ充実させていただきたいと思います。

正規職員が290名で非正規職員が200名もいるという職場なわけでございます。いろんなことが私は心配されますので、精神面もあわせて研修をしていただければと思います。

政策法務関係の研修というのは、事務職全員がそういう研修を受けているわけですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 政策法務の研修につきましては、御承知のとおりかなり専門的な研修になってくる面がございます。山形市にある県市町村職員研修所、そういったところの定員枠もそれほど多くあるわけではございません。そういったこともございまして、定期的に年に数名ずつ研修所に派遣研修はしてございますが、全職員に対して政策法務の研修を受けさせるということよりも、その専門的な研修所に送りまして研修を受けさせているということでございます。よろしくをお願いします。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） 異動もありますので、本当にいろんなお仕事をしなくちゃいけないことはわかっていますが、ベースとして政策法務の勉強などもしておいたほうがもしかするとスムーズになるのではないかと思うんですけども、ぜひお願いいたします。

あとは、若い職員、前に話をしたかどうかあれですけども、人前で話をしているときに若

い職員の話聞いた市民が私に電話をくれたんですけれども、俺たち勝ち組だよねということを口走ってしまったと、それで公務員という立場に採用されたので、勝ち組だよねという職員もいるということで、市民から電話をもらったんですけれども、そういう精神面ですよ。なぜこの職についていて、どういう仕事が君たちの仕事なのかということをしかり教えていない可能性もないですか。そういうことを口走ること自体、私は疑問を感じるわけですよ。研修というか、それについてちょっと。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 若手職員の研修のあり方についてでございますが、もちろん議員御指摘のようにまずは公務員としての自覚、これは公僕であるということをまず自覚するべきことは最初に教えるカリキュラムの一つであります。

新規採用職員については春と秋にそれぞれ研修を行ってございますが、その際についても研修のたびに申し上げますのは公務員としてのあり方、考え方、そういったことを中心に講義等組ませていただいています。また、その新庄市の職員として基本的に新庄を知っておくべきだということから、先ほど申し上げましたとおり新庄の史跡を視察したり市内の有名企業を視察したりという研修を行いながらやっておるところでございます。その辺十分今後も気をつけて研修に励んでまいりたいと思っております。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） ぜひ、市民の公僕として一生懸命働ける職員を育てていただきたいと思います。

残り時間も少ないので、次に入ります。

定住促進策の充実についての質問でございます。前の佐藤議員も一生懸命エネルギーに質問していましたが、私もおとなしく質問させ

ていただきたいと思います。

このことについても少し冒頭で触れましたが、新庄市の人口は10月末現在3万7,768人で間もなく第4次総合計画の基本指標にある平成32年で人口3万7,000人という数字に迫ろうかという勢いで減少が加速しています。雑誌で見たんですけれども、都道府県議会議長会の会長の言葉というか、最初の挨拶の言葉の中に人口減少でなくて人口急減という言葉を用いて人口減少が急速に減っているんだということ、急速に進んでいるんだということを強調して挨拶をしているわけでございます。

全国のそういう地方自治体では、人口減少抑制対策を総合計画の大きな柱としてさまざまな施策や事業を専門部署を設けるなどしながら積極的に実践しているところも少なくありません。

このように定住促進に積極的な自治体とそうでない自治体には人口減少の加速度に大きな差が出始めているという事実もあります。

この状況を市ではどう認識しどのように人口抑制を充実させようとしているのか確認させてください。

まず、現在どのような体制で取り組んでいるのでしょうか。また、具体的に現在どのような事業を進めながら定住促進を図ろうとしているのでしょうか。さらに、既に本腰を入れている他の自治体とどう差別化を図り、今後どのような体制を組んで定住促進を進めていこうとしているのかを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、定住促進対策について御質問がありましたので、答弁させていただきます。

定住対策につきましては、雇用、医療、福祉、教育、住環境整備など総合的に実施していく必要があります。市民の生活に困っているところをどのように解決していくかを優先に考えこれまで

市政運営を行ってまいりました。それを実現するために市民の皆さんとの協働により作成したのがまちづくり総合計画であります。

市の将来像である自然と共生、暮らしに活力、心豊かに笑顔輝くまち新庄の実現のため、限られた資源の中で選択と集中により事業を実施してまいりました。また、総合政策の立案調整のための総合政策課、子育て支援のための子育て推進課の設置や各課各室の再編などによる組織の見直しを図り、総合計画を推進するための体制づくりを行ってきたところであります。

推進する事業といたしましては、まちづくり総合計画で掲げた3つの重点プロジェクトに基づく取り組みとなります。雇用交流の面では、雇用促進奨励金などによる企業用地対策での雇用機会の創出、新庄まつりを初めとした各種イベントなどによる交流人口の拡大に取り組んでまいりました。安全安心では、老後の暮らしの安全安心につながる雪対策や健康づくりに力を入れております。子育て、人づくりにおいては、放課後児童クラブの整備や第3子以降の児童保育料免除などにより子供を産み育てやすい環境を整備するとともに、地域リーダー講座などにより地域づくりの人材育成にも努めております。

人口減少への対応については、新庄市だけでなく全国的に共通の課題であります。今年5月に民間研究機関であります日本創成会議が発表した将来の推計人口試算では全国約半数の自治体が消滅の可能性があります、その中でも新庄市も入っている、改めて定住対策についても考えさせられるものがありました。

このような動きもあり、庁内におきましても定住促進策強化プロジェクトといたしましてこれまで進めてきた定住対策に加え、強化拡充できないことがないか各課積極的に検討を行っております。その第1弾として9月補正において子育て支援医療対象者の拡充を行い、子育て支援の充実を図ったところであります。

さらに、平成27年度予算におきましても新規拡充策を盛り込んでいきたいと考えております。

また、他の自治体との差別化をどのように図っていくかにありますが、まずは人口が増加している自治体、あるいは出生率が高くなっている自治体と新庄市の違いがどこにあるのかを検証、その上で新庄市が独自にできることは何かを考えなければいけません。ただ、単なる人口の奪い合いになるようなことは避けるべきと考えております。そのような意味では出生率の向上や転出の抑制を優先にした継続して行える効果性の高い施策の展開が必要と考えております。

さらには、近隣の町村との連携も重要となってきました。このまま人口減少が続けば単独の自治体で行政機能の維持は困難になってくることが、定住自立圏構想による広域連携による新庄最上地域一体となって地域の課題解決、定住促進に向かおうと話を進めております。

新庄最上地域の将来を見据えて他に負けない圏域づくりに向け、中心的役割を果たしていきたいとの思いもあります。

人口減少対策に向けた国の動きでは、まち・ひと・しごと創生法が成立し、人口の現状と今後取り組むべき将来の方向性を示した長期ビジョン、5年間で国が取り組む対策や目標を定めた総合戦略を策定することとなっております。

地方自治体においても、地方版の総合戦略の策定が努力義務として定められており、新庄市におきましてもこれにおくれることなく総合戦略を取りまとめ行動に移していきたいと考えております。

また、まちづくり総合計画におきましては平成28年度から後期5カ年となることから、総合戦略とまちづくり総合計画がリンクする形で目標指標や重点施策などの見直しを図り、それを実行するための組織のあり方、プロジェクトチームの設置などについてあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） プロジェクトチームを組んで定住促進の対策を立てているということですね。広域、各町村と連携していくということもいいと思います。

長野県にこの間定住促進のことで視察に行ったんですけれども、移住者を非常に求めているというか、PRして呼び込んでいるんですね。これから、そういう移住者を、新しい住む方を呼び込もうという方向性はお持ちですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 国でこれから詳しく出そうとしている総合戦略、長期ビジョンの中にも東京一極集中是正というものがあります。やはり若い世代がいなければあすの進展というものとは築くことができませんので、その一つとして移住策は大きい価値がある政策なんだろうと。

そのために、定住促進の強化の数カ月間の流れの中でも出てきておりますが、一つには空き家の利活用の部分を早目に仕上げてアピールするとかあるいは婚活の推進方についてももう少し実績を上げるすべを探っていくとか。もう一つは定住自立圏構想の中の8市町村の枠組みの中で移住というものを掲げてワーキンググループとして活動している面もありますので、同じ新庄最上地域の中で移住というものを共有して前に進もうと、どんな策ができるのかという検討も始めたところでございます。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） 移住という移住者を呼び込むという考えもなくはないと、そういうことですね。積極的に、はい、わかりました。

そうですね。呼び込んだだけではしょうがないので、やはりさまざまな施策の充実がもちろ

ん基本というかベースになると思いますので、やはり私は専門部署、先ほども私の質問の中に入っていたと思うんですが、専門部署を設ける必要がもうそろそろあるんじゃないかなと思うんですが、その辺に関してはどうですか。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 私たち新庄市は既にまちづくり総合計画の開始とともに暮らしと定住の安定向上のために策を練って予算化をして執行している。それに平成25年度、26年度、特にそこを拍車をかけているということで認識しております。

その中で、長くかかる地道な策、事業ではありますので忘れているところ、漏れているところ、補完すべきところはないのかという視点から今年度もう一度見直しをかけた、これがプロジェクトということで補充補完をしてまいろうということで新設するものもあるでしょうし、あるいは拡充するものもあるかもしれません。その1弾目が子育て世代への医療費拡充という面でもありますので、そういう視点から見て今後ともその辺の方向づけを強化してまいりたいというのが基本姿勢であります。

専門部署を設けるというのは県内13市を見ても1カ所ございますが、冠をつけている部署なんですけれども、やはり機能的にまちづくり総合計画をきちっと進行管理ができて、その中で、先ほど議員、冒頭におっしゃいましたけれども、事務事業のありようというものを統廃合あるいは廃止あるいは改良という形でしっかりと見ていけるような部署、それがまちづくり総合計画を進めていく上での管理に当たっていくと思いますので、その機能を持った部署が一緒にこの策を進めていかなければ機能しないだろうと思います。

したがって、専門部署というものがあるとすれば今ここを進めている部署をもう一度強

化するとかという形で進めてまいるのが適当な
んだらうと思います。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） 定住促進を進めるとい
うのは片手間ではできませんよね。あっちの仕
事もこっちの仕事もこうやってやる仕事ではな
いと思うので、ぜひそういう組織のことも考え
てやっていただければと思います。

視察に行ってきた担当者から聞いたんですけ
れども、長野県では県で、県が中心となって移
住交流を進めているんだそうです。目標が年間
1,000人だそうです、都市部から。県下77市町
村あるんですけれども、そのうち62の市町村、
残りの15市町村は余り積極的でなくて消極的な
感じで加わっていない。差が歴然としてきてい
るという話も伺いました。ぜひ本気でやってい
ただければと思います。

あと、佐久市、人口10万人ぐらいですよ。ね。
県都、県庁のある長野市、人口30万人。そうい
う都市でももう定住促進に積極的に取り組んで
いるんですよ。人口が減るんだということ。で。
ぜひ、そのことも頭に置いていただいて何とか
専門部署を設けて本気でやっていただきたいな
と。今本気じゃないとは言いませんけれども、
ぜひお願いしたいと思います。

一言何か決意みたいなものを。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 決意は先ほど申し上げて
いると思いますが、もう既に本気モードに入っ
ているわけですので、職員一丸となることがも
っと必要なと思います。

この間、職員の意識高揚のためにも総務課で
研修、自立圏に向けたということも含めた定住
促進に向けた人口減少問題のありようというも
のもやっております。総合力で、時間はかかる
んでしょうが進めてまいるものだと思います。

よろしくお願いします。

11番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小嶋富弥議長 小関 淳君。

11番（小関 淳議員） よろしくお願いします。

最後ですけれども、10月下旬、さっき視察に
行った長野県の話なんですけれども、定住促進
を中心に2市1町の視察をしてまいりました。
どの自治体も県とタイアップして真剣にやって
います。その中で私は説明をしてくれたある職
員、ある自治体のある職員の言葉が本当に胸に
刺さったというか、それは「もう大変ですよ、
今は自治体間の戦国時代ですよ」とぼそっと言
ったその言葉が強く心に残っています。ぜひ、
新庄市でも本気でやっていただきたいと思います。
終わります。

散 会

小嶋富弥議長 以上で本日の日程を終了しました
ので、散会といたします。

あす9日午前10時より本会議を開きますので、
御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時22分 散会

平成26年12月定例会会議録（第3号）

平成26年12月9日 火曜日 午前10時00分開議
議長 小嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出席議員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	石 川 正 志	議員	4 番	佐 藤 義 一	議員
5 番	奥 山 省 三	議員	6 番	沼 澤 恵 一	議員
7 番	高 橋 富 美 子	議員	8 番	佐 藤 卓 也	議員
9 番	小 嶋 富 弥	議員	10 番	清 水 清 秋	議員
11 番	小 関 淳	議員	12 番	遠 藤 敏 信	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	平 向 岩 雄	議員
15 番	小 野 周 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会
農業委員会

矢 作 勝 彦
星 川 豊

選挙管理委員会
農務局
農業委員会

小 松 孝
浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局長 高 木 勉
主査 川 又 秀 昭

総務主査 三 原 恵
主査 沼 澤 和 也

議事日程（第3号）

平成26年12月9日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

- 1 番 石 川 正 志 議員
- 2 番 小 野 周 一 議員
- 3 番 佐 藤 義 一 議員
- 4 番 高 橋 富美子 議員
- 5 番 佐 藤 悦 子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成２６年１２月定例会一般質問通告表（２日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
１	石 川 正 志	１．新庄市における土地利用型農業の方向性について ２．農業への市の支援の方向性について	市 長
２	小 野 周 一	１．都市データパックの評価について ２．二期目の山尾市政について ３．地方創生に向けた本市の取り組みについて ４．農業振興について	市 長
３	佐 藤 義 一	１．道の駅の設置について ２．交流人口拡大に向けて ３．空き家条例のその後について	市 長
４	高 橋 富美子	１．婚活支援について ２．認知症対策について ３．読書による人づくり、街づくりについて	市 長 教育委員長
５	佐 藤 悦 子	１．米価下落対策について ２．福祉施策の充実で、格差解消をめざすことについて ３．介護保険の大改悪で、サービスの切り捨てを許さない ことについて	市 長 教育委員長

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小嶋富弥議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は5名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

石川正志議員の質問

小嶋富弥議長 それでは、最初に石川正志君。

（3番石川正志議員登壇）（拍手）

3 番（石川正志議員） おはようございます。

議場改修によりまして議席番号が2番若くなりましたということで、議席番号3番を拝命しております絆の会の石川正志でございます。よろしくお願いいたします。

平成26年産米、特に山形県の主力品種でありますはえぬきの大幅な価格の下落は、新庄市の米生産農家にとって大きな影を落としております。10アール当たりの収支は、このままでいきますと赤字となる見方が強く、このままでいけば農家の経営が成り立たなくなります。そのことから、耕作放棄地の増加、さらに農村の崩壊につながりかねません。したがって、主食用米

にかわる作物へ円滑に移行し、農家の収入を安定させていくことが急務であると思われます。このたびは、土地利用型農業の大豆と飼料用米の栽培普及をどうしていくのかということを議論したいというふうに思います。

大豆の生産に関しては、新庄、最上の気象的ハンディキャップ、すなわち播種時期に圃場が乾かない、あるいは収穫時期に晴天が持続しないなどの要因で、収量、品質とも不安定であることから、農家がこれまで栽培を敬遠してきた傾向にあります。

最近、県の奨励品種として登録された「里のほほえみ」は、倒伏しにくく、また、さやが割れにくいといった品質特性があり、新庄においても200キロ以上の単収と高品質の大豆生産が可能になったというふうに私は認識しております。

平成25年度の全農平均価格、これは品質でいけば特定加工になりますが、をもとに単収240キロを想定した場合、水田活用直接交付金と畑作物直接交付金を合わせた収入は10万9,000円となり、経費を控除して3万8,000円が農家の内部留保できる金額となります。

大豆栽培に関しては、初期生育の確保と多収を図る上で圃場の排水対策が重要であると考えられます。土壌条件によって、暗渠施工など比較的大がかりな排水対策事業が必要な圃場を除き、農業者らが機械をリースして明渠施工や耕盤破碎などを行った場合、面積当たり一定の条件を設けながら市単独での支援はできないのかお伺いいたします。

田畑輪換、これは一定の周期で田んぼと畑作物を交互に作付する方法であります。うまく組み合わせると農薬や化学肥料の使用を抑えることで、環境負荷を軽減し生産コストを削減できる効果が得られることから、これら申し上げましたような簡易な土壌排水対策に対してどういったお考えがあるのかということ、前向き

な答弁をお願い申し上げます。

また、大豆の高品質化を図る上で適期刈り取りが必須条件であります。10月中旬以降、天候が安定しない中、ソバの収穫と競合するため、既存の刈り取り体制の効率化を初め、さらなる刈り取り体制の強化が必要と考えます。あわせて、現行の乾燥調整を担っている施設では、今後の生産量の増加に対応できないと考えられますが、市はどのように認識されているのかお伺いいたします。

生産コスト削減の観点から、大豆やソバなどは1ヘクタール以上の団地を形成することによって大幅に作業の効率化を図ることができると考えられます。かつて、団地化には加算金に加算した経緯があると伺いましたが、このように団地化を誘導するための施策はないのかお尋ねいたします。

次に、飼料用米について尋ねます。

圃場条件や土壌条件により畑に転換できない場合は、加工米や飼料用米を作付するしかありませんが、飼料用米の受け入れ体制はいまだ不十分であると認識しております。家畜に与える輸入飼料は円高と重なり高騰が続いており、畜産業の経営を圧迫している中で、この際、思い切った行政の支援で畜産に活力を見出すことができれば、地元で生産された飼料米を地元で消費できることにつながり、相乗効果で農業振興を図ることができると考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

最後に、市の農業支援の方向性についてお尋ねいたします。

戦略的園芸産地拡大支援補助金に関しては、新庄市も独自にかさ上げすることで、事業主体の負担を50%にしております。その結果、ニラは全国有数の産地となり、ネギやアスパラもそれに続いており、大きな成果が出ています。一方で、今回論じている土地利用型の生産基盤の強化は、例えば大豆、ソバの乾燥調整施設や飼

料用米のほかに対応した米倉庫などの整備は、いまだ手つかずの状態であります。今後、農協を初め各事業者の施設への投資が予想されますが、国の補助を最大限活用しても50%が事業者負担となり、このような施設整備には莫大な経費がかかるため、事業者の借入金に係る利子等を補充し、事業者負担の軽減を図れないものかお尋ねいたします。

以上、答弁のほどをよろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

ことしは大変な米価下落というふうなことで、農家の疲弊状況、またさまざまな叫びが聞こえる中での御質問だというふうに思っております。

平成26年産の主食用米の作付面積は約6割で、転作作物に占める飼料用作物、ソバ、加工用米、備蓄米の面積が多く土地利用型作物の担い手への集積が進みつつありますが、主食用米の需要が年々減少する中で、他の作物への転換を促進することで水田の維持、活用を図っていく必要があります。特に、土地利用型作物であるソバ、大豆については排水不良や土壌酸度の不適性等により単収の低下が懸念され、排水対策や土壌改良、適期収穫の対応が求められております。

本市の大豆作付面積は、平成26年は43ヘクタール、全水田転作面積の2%であり、飼料作物は23%、ソバは19%となっており、これは当地域における天候不順など収量、品質ともに不安定であることから、大豆栽培が敬遠されてきたものと思われます。

このような中、平成22年、品種登録された大豆「里のほほえみ」は大粒、良質で、収量性が高く、耐ウイルス抵抗性も強いと評価され、ま

たたんばく含有率が高いことから、特に豆腐加工の適性が高いと、平成24年に山形県の奨励品種に位置づけられました。長茎であるが耐倒伏性にもすぐれ、また県内の需要の確保もでき、年々栽培面積をふやしつつあります。これにより、当地域の過去5年間の平均単収108キログラムに対して倍以上の収穫が見込まれれば、交付金の額も含め現行の主食用米より有益な単収金額が確保されることも可能となります。この地域で特に問題となる圃場の排水対策と刈り取り期の対応について、まだ土壌改良や栽培管理の研修、収穫、乾燥、調整体系の構築など、一層の品質向上と生産の安定を図るための支援については、国や県の支援策の情報を集めながら、さらに市も検討してまいりたいと考えております。

乾燥調整施設整備をどのように考えているかといった御質問ですが、効率的な利用形態を推進するため、また土地利用型作物の振興策と機械施設導入計画について、農業協同組合など関係機関と一体となった協議をしております。

団地化については、法人化や生産組織化、集落営農により効率的な経営を図るための団地化、集約化、ブロックローテーションに取り組めるよう、関係機関と一体となって進めてまいりたいと考えております。

次に、土地利用型農業の方向性についてということでございますが、主食用米の需要減が見込まれる中、本市においては飼料用米を転作作物に位置づけ、地元需要者とのマッチングを図るなど流通体制の構築を進めるとともに、多収性専用品種の導入と産地交付金の追加配分の活用により生産拡大を図る必要があります。

その一方で、畜産の飼養頭数については年々減少の一途をたどっており、今年度の頭数は平成24年度に比べて8.7%減となっております。こうした状況の中、これまでハード面に対しての強い農業づくり交付金事業が国庫事業として

整備されておりましたが、平成27年度は関係者の連携結集により地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスターの実証に係る支援、高収益型畜産体制構築事業や飼養管理施設の整備を支援する畜産収益力強化対策事業を行うとしております。

現在、本市において実施している畜産振興に係る支援策としましては、畜産経営体等の規模拡大や生産性の向上、効率化のための機械設備の導入や施設整備に係る経費に対する補助制度、肉用繁殖牛の貸し付けや優良子牛の保留に対する奨励制度など家畜の増頭に加え、銘柄の確立も図っており、こうした市の単独事業とあわせ国の新規事業を活用し、関係機関との連携を密にしながら取り組んでまいります。

次に、農業への市の支援の方向性についてということでありますが、特に飼料用米の貯蔵倉庫等の施設整備については、議員のおっしゃるとおり大きなコストを要するため、国庫補助を活用すれば50%の事業負担が伴います。今後、農協等から施設整備計画を聞き取りするとともに、イニシャルコストに対する支援の可能性について探ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） 前向きな答弁をいただいたと私は捉えておりますけれども、実際、議場中継されている中で、農家の多くの方がインターネット等で今のやりとりをごらんになっていると。やるのかやらないのかといった話ですね。これまでも新庄市の農業にかかわる補助ということに関しましては、今、市長の答弁もございましたとおり、国や県あるいは関係機関の調整の中で進めていくんだということで一貫してございますが、実質先ほどの一括の中でも申し上げましたけれども、2年ほど前に園芸に関しては売上増が見込めて、農家の収入がかなり

期待できるという部分に関しては、市が県単の事業に関しまして事業費の12分の1をかさ上げすることによって県も出すといったことで、繰り返しになりますが、農業事業者の初期投資が50%に押されると。

そのような経過で、やはりニラはもともと産地化になってございましたが、近年ネギは残念なことに平成26年産、9月以降、産地の競合もあったんですが、暴落に至るまで拡大していると。ですから、確かに国や県の動向を見ながら新庄市は何ができるのかと考えるのは自由なんです、市独自で何ができるのかといったこともこれから議論していかないとだめなのかなというふうに思います。

例えば、これまでの予算委員会及び決算委員会等において発言させていただいたことは、畜産においてもそういった特例があるというふうに伺ってございますので、これまで県単の補助に関して園芸の部分と同じような部分があるということでございますので、市の単独の、畜産にかかわる部分で結構ですので、それはどのように捉えておられるのか。

つまり、新庄市も事業費の12分の1を出すことによって県もついてくると。そうすると、最初の事業費は50%に抑えられると。これはどのような認識でおられるか、もう1回伺いたします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 おはようございます。

園芸関係につきましては、平成25年度から県の単独補助事業と協調補助という形で皆さんにより12分の1のかさ上げをいただいております。おかげさまで、ただいま例に挙げましたニラ、ネギ、アスパラ等の栽培面積も年々拡大しておりまして、ネギについてはことし価格が暴落したということで残念と思っておりますけれども、そういったいわゆる誘引策としては非常

に効果があったのではないかなというふうに評価しているところでございます。

来年度の予算編成に当たり、各JA等から来年度の園芸関係あるいは畜産関係の助成に対する所要要望額を今取りまとめておりますが、やはりある程度の、園芸作物に対しては、十分とは言いませんが、ある程度浸透してきたのかなというふうな気がします。そのようなことから、財政との協議の中で今後いわゆる畜産タイプの市町村協調補助というものがやはり26年度からメニューとして出ておりますので、この辺、要望額と財政との協議の中で、できれば畜産についても市から12分の1のかさ上げということで、強い農業をつくっていくというふうな意味で、畜産型でもそういった制度を活用していきたいなというふうに考えているところでございます。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） ここは、今の答弁、私も同様の認識でございます。財布にはやはり限りがございます、新庄市の場合、本当にこれから大変な時代が来ると。

きのうの一般質問等でも市有財産をどうやって管理していくんだというふうな部分で、中長期でかなり大きなお金がそちらに流れていくと。一方で、義務的経費を代表するような民生費、もうこれは膨らむ一方で、縮小できない。ということは、財布の中身はもう決まっている中で、ところが、でも今、私が申し上げたような農業に対する支援、市独自の支援はどうしていくんだというような議論は最優先で私はあると思うんですよ。

ですから、例えば大きな施設あるいは経費、つまり生産基盤の強化にかかわる部分で、私も参考にさせてもらっているのが平成26年農水の攻めの農業実践緊急対策事業というところを、大きな流れでいくとこれは5カ年の農政の大転換に伴う農水の予算でございますが、今すぐに

これから5年先の新庄市の農業をどうするんだというところを、市のかさ上げをどうしていくんだという議論を始めていかないと、いざ新庄市が手を挙げたときにはこの事業はもしかしてなくなっている可能性もあるということでございまして、一方でやはり財政の中身が決まっていると。ということは、どこかを壊さないと、あるいは事務事業を2つや1つなくして思い切って新しい部分に投資していくというようなことをやらないと、私はうまく限られた予算で新庄市の農業を元気にすることができないのではないかというふうに思っております。その辺の課長の認識はいかがですか。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 過去にも本会議あるいは決算議会等で御指摘を受けているような事業、ございます。やはり新しい事業を起こした当時は、やはり必要性があってそういうふうな事業に着手したという経緯が当然あるわけでございますが、その事業が10年、15年、20年と経過する中で、やはり市民のニーズも変わってきますし、限られた財政予算の中で適切に農業振興に持っていくには、やはり限られた予算の中でスクラップ・アンド・ビルドをしていかなきゃならない、こういうふうな意識は常に持っております。例えば御指摘いただいている体験農園事業につきましては、27年度の作付栽培体験事業を27年度限りとしまして、ジャガイモ収穫体験とか、それから大根収穫体験、コスモスまつり等については26年度から終了しているというふうなことで、全体の事業を見渡しながら、優先順位をつけながら事務事業評価をする中で、限られた予算の中で効果的な事業を展開できるようなそういう意識を持ってやっているつもりでございます。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） 当初予算編成に向けて、これからさらに議論されていくのかなというふうに思っております。

あとは、今は畜産ということで申し上げました。畜産農家の経営自体が、飼料等の、材料費の高騰によって非常に危機的な状態を迎えていると。あるいは、もう一つの受け皿として、さっき申し上げましたように、地元でとれた飼料米を地元で使うと。受け手の畜産の経営がしっかりしていかないと、地元でとれた飼料を地元で使っていただけないという事情なんですね。その件に関しましては、先ほど申し上げましたのでいいです。

あと、今は、もう先ほど、最初の再質問のときに園芸の部分のことは既に目標地点までやや到達しているのではないかとということでございますので、できれば私は園芸も畜産も土地利用型も同時にやっていただきたいと思うのですが、その中で優先順位をつけるのであれば、これまで手をつけてこなかった部分の土地利用型、つまり汎用コンバインでありますとか刈り取り収穫機械ですね。あるいは、大豆、ソバの調整施設、これはかなり今、老朽化あるいは箇所が少ない。大豆生産、これから大幅に増になればこのままでは対応できないということでございますので、これからは本当にこれから5年間、思い切った、これまでやってこなかった土地利用型の部分の支援、市のかさ上げ、これはどこをやっていくのかというようなことは、非常に私は注目していきたいと思っておりますが、今のところどのような認識でおられるのか、もう一度確認したいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 土地利用型農業につきましては、現在、新庄市の水田面積が約4,009ヘクタールございます。このうちの約3,000ヘクタールで主食米がつくられておりまして、残り

1,009ヘクタールについては転作という形で進められております。

この中で、労働集約型の農業ということでネギ、ニラ、アスパラ等の作物については、野菜の中でも特に26年度から産地交付金の中での誘導奨励策としまして重点振興作物に位置づけている7品目、これについては4万3,000円の交付金という形で誘導しているところで、現在この7品目では172ヘクタールほど広がっております。野菜、トータルで260ヘクタールでございますので、ある程度の方向性、誘導はできてきているのかなというふうな気がします。

しかしながら、ただいま御指摘のあった土地利用型農業につきましては、やはり今、主に消化しているというものは、例えばソバが330ヘクタール、それから飼料作物、これについては380ヘクタール、加工米についても300ヘクタールと。この中で、特に大豆とかソバとか、あるいは自己保全管理という水田につきましては、なかなか単収の上がらない、所得の伸びない作物ではあるんですけれども、やはり4割の転作を強いられた稲作農家にとっては、これを何とか換金していかなくやならないというふうなところを考えているところでございます。

やはり自己完結型の家族経営では、稲作そのものも限界がございますし、とはいっても4割の転作がついて回ると。そうしていかないと、米の需給バランスがとれないわけでございますので、この辺の土地利用型農業につきましては、やはり生産組織化、例えば法人化であったり、集落営農であったり、そういった作業単位を拡大することによって水稻の作業であったり、転作になる大豆とかソバから所得を上げていくためには、そういったスケールメリットを考えていかないとなかなか難しいんじゃないかなと思います。

そのときに、やはり一つは単収を上げるためには排水対策、それといわゆる適期適作業とい

うことでは機械あるいは乾燥調整施設、こういったものの整備が不可欠となってまいります。

かつて、10年ほど前には大豆が新庄市においては140ヘクタールほどあったんですが、やはり加工用米とかソバとかに押されまして今の作付面積まで落ちておりますけれども、冬場の農業ということも考えれば加工施設であったり、いろんな6次化も含めて、周年農業の形態を持った集落営農とか法人化、こちらのほうの誘導をしていかなくやならない、このように思っていますので、そのための行政等の支援策、これをJAあるいは生産者団体と話を協議していきながら、そのへんの有効な支援策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） これまでのやりとりの中で、市の農林行政の基本的なスタンスは事業主体、例えば農協とあるいは農家の、生産組合でもいいんですが、そこを主体として行政としてはバックアップに回るというようなことを私も散々やりとりしてまいりましたが、きのうの質疑にもございましたが、皆さんはエリート集団でございまして、最高の知恵袋をお持ちだということで、今、非常に農業をめぐる環境の中で民間、事業主体となるべき農業主体もJAも非常に先行きが見えず、前向きな発想ができづらい状況にあると。

今、課長が申し上げたようなプランは私も非常に賛同するところでございますので、その辺でちょっとリーダーシップを若干発揮していただいて、提案は行政も積極的に申し上げるべきではないか、そういった事業のプランですね、というふうに私は思っております。

あと、もう一つだけ確認したいことがあるんです。一番最後の質問事項で、例えば米倉庫の飼料用米等の保管にかかわる部分で、これからかなり補修しなければならないと。恐らく事業

費が1億円を超える部分の最後で、市長答弁の中ではイニシャルコスト、すなわち初期経費における市の補助の可能性をこれから考えていくというような答弁を頂戴しました。質問の中で私が申し上げているのは、事業費がかさむので、例えば初期投資の中で1億円として、国の最大限50%のハードルを超えた場合、残り5,000万円が事業者の負担となると。そこを初期投資でやるとすると、ある程度の上限は設定されるかもしれませんが、例えば事業費の、じゃあ市の中で事業者負担分の50%ですから5,000万円を新庄市が1割負担するとすると、初期投資にかかる分の市のかさ上げ分は500万円となります。500万円を一気に出していくのかという議論なんです。私がやりたいのは。

つまり、そういった事業にはスーパーL資金といった非常に便利な資金がございまして、償還期間の当年度5年間はそこでカバーしていただけると。問題となる部分は、償還期間が15年とすれば残りの10年間でどうしていくんだと。簡単にいくと、利子を何十万円かずつ出したほうが、市の財政的な支出の平準化が図れるのではないかと。いった発想で私は質問したのですが、その辺のところの見解はいかがでしょう。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 仮に総事業費1億円というふうに置いたとき、その半分が補助金ということで、国庫補助を受ける場合は2分の1になりますので、5,000万円の自己負担と。自己負担5,000万円に対してスーパーLの無利子貸し付けが対象となれば、残り後半5年間の利子補給というふうな、利息が発生するわけでございますが、後期5カ年の利子を計算していきますと、元金均等でいけば2,500万円残るわけでございますので、利息的には160万円ほどになるのかなというふうな計算になります。

それが、果たして利子補給という形がいいの

か、いわゆる当初でもって自己負担の例えば補助残分の1割を負担するのがいいのかとなれば、補助残の1割となれば500万円になりますので、500万円を初年度で交付するという形よりもL資金対応の残り、後半の2,500万円の例えば市場金利、今は2.15%ですので、これで計算していったほうが、行政としては対応するとなればその二百数十万円で対応できますので、そういうふうな計算は成り立つのかなと思います。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） わかりました。

繰り返しになりますが、行政が新庄市の農業をどうするんだと。一步、民間事業者よりこれから進んでいって提案して、ビジネスモデルじゃないですけども、そこを民間主導から元気が出てくるまでの間、行政がリーダーシップをとることで新庄市の農業の将来性が開けると私は思いますので、その辺の対応をよろしくお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

小野周一議員の質問

小嶋富弥議長 次に、小野周一君。

（15番小野周一議員登壇）（拍手）

15番（小野周一議員） おはようございます。

12月定例会一般質問をします市民・公明クラ

ブの小野です。よろしくお願いいたしますと思います。

発言事項といたしまして4項目を通告しておりますが、初めての対面式の質問でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、最初の発言事項であります。

都市データパックの評価についてお聞きします。

東洋経済新報社の発行する雑誌、東洋経済が発表した都市データパック2014年版によると、全国812の地区で本市は住みよいランキング総合評価で県内で3位、東北で5位、全国では93位と評価をされています。また、財政健全化度ランキングでも県内で4位、東北で23位、全国で472位と評価されていることは、私は今までの新庄市の行政と議会、そして市民との協働によるまちづくり、そして長い間行われてきた財政健全化に努めた結果であると思っております。

しかし、一方では自分の住むこの新庄市を何もないというような否定的な市民がいることも事実であります。

このような本市に対する高い評価を市民とともにいかに共有するため、広報等で周知させるべきと思いますが、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

次に、2番目の発言事項であります。

2期目の山尾市政についてお聞きします。2期目の初めての定例会で、山尾市長は各議員の質問に答弁をされていますが、1期目の任期中にやり残した公約を2期目の市政にどのように重点的に取り組まれてきたのかお聞きしたいと思います。

1つ目は、公約である雪対策の流雪溝の整備の進捗状況であります。雪対策は、言うまでもなく新庄市にとって最も重要な課題であります。議会といたしましても平成24年2月に政策提言をし、整備計画の促進と水源の確保対策を要望

しております。

市長の1期目の当選年度である平成19年から平成25年実績まで新たに約2,157メートルしか整備されていない状況であります。また、水量確保対策についてもいまだに解消されておられません。みずからの公約、そして議会の政策提言事項について重点的に取り組み、実施すべきではなかったのかと思いますが、その点についてお聞きします。

また、平成26年度は短期流雪溝整備計画の最終年度でもあります。このまま整備計画の見直しをせずに、長期整備の推進を図っていくのかお聞きします。

次に、子育て支援対策の第3子誕生祝い金制度の復活についてお聞きするものであります。

本市では、第3子にこだわることなく学童保育機能の充実や、9月議会の補正で可決された中学校3年生まで範囲を広げての子育て支援医療給付事業の拡充を図っておりますが、公約であった第3子誕生祝い金制度の復活については、この27年度予算に計上されているのか。

また、26年度中に第3子のお子さんがこの新庄市に何人誕生されたのかお聞きします。

また、公約になりますけれども、市役所改革における幹部登録試験の導入もまだ実施されていないと聞いております。いまだに年功序列の人事であります。この幹部登録制試験の導入を今後実施するのかお聞きしたいと思います。

来年は、我々を初め統一選挙の年でもあります。山尾市政2期目の任期も残り約9カ月となりました。現在、市政に全力で取り組んでいる中、市長の3選についてお聞きするものですが、来年は第4次振興計画の実績を評価、検証する年でもあります。3選を目指すとするれば、市民に市政運営の基本方針を具体的に掲げて訴えるのかお聞きします。

3番目に通告しております、地方創生に向けた本市の取り組みについてお聞きします。

きのうも森議員、佐藤卓也議員からも地方創生に関連する質問がありました。2011年の総務省の過疎集落調査によると、全国で10年以内に消滅するおそれのある集落は454だそうであります。そして、いずれ2,300の集落が消滅すると言われております。民間の研究機関である日本創成会議の公表によりますと、二十から39歳までの若い女性が2040年までに半数以上減少し、自治体の維持が危ぶまれる全国で896の市町村。県内では8割に当たる28の市町村も消滅可能性都市と発表されております。本市も若年女性人口変化率が、マイナスの51.1%と公表をされております。政府は、人口減少の克服と地方創生を目的として今後5年間の達成目標を定めた総合戦略を策定し、各自治体に対しても2015年度中に地域の実情に応じた地域振興策をまとめ、地方版の総合戦略を策定するよう努力義務を課したと報じられております。

自治体が独自の人口減少対策を策定することには大変難しいこととは思いますが、現在本市においても少子化対策、人口定住を図る観点から、最上地域の中心市として広域連携による定住自立圏構想に取り組もうとしておりますが、本市の実情に相応した取り組みについてお聞きをするものであります。

先ほど石川議員も農業関係の質問をなされましたが、私も最後の発言事項である農業振興についてお聞きします。

米の消費低迷や13年度産米の大量の繰越在庫などで今年産米のJA全農山形の概算金は、大幅に下落しました。議会としても9月定例会で米価下落への緊急対策を求める意見書を国に提出し、市としても12月補正に米価下落対策として農業金融対策事業費を計上しております。

しかし、今は個々の農家の営農努力だけでは既に持続経営に限界が来ております。今年度の米価は、40年前の米価と同じであると言われております。県の主力品種であるはえぬきを生産

する農家は10アール当たり8,220円の赤字になると県は試算をしております。県全体の主食用米の算出額も、前年度額の746億円よりも152億円減少すると示されました。

そこで、本市の減少額とこの地域経済に与える影響についてお聞きするものであります。

また、基幹作物である稲作経営が持続できる支援対策と消費拡大に対する本市の取り組みについてお聞きします。

稲作経営対策の見直しで、来年度から収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の対象者が認定農業者、認定就農者、そして集落営農に重点化されます。本市の認定農業者の年代別の構成率を見ますと60代、70代が全体の約半数近くを占めております。このようなことから、今後の認定農業者の動向についてお聞きするとともに、集落営農の組織化の現況についてお聞きします。

最後になりますけれども、ことしの3月定例会で我が会派の平向議員もこの6次化産業について質問しましたが、改めて質問をするものであります。

農業の6次産業化は、政府の成長戦略の重要施策として位置づけられております。県においてもオール山形の体制で平成28年度末までの4カ年を計画期間としたやまがた6次産業化戦略推進ビジョンを策定し、推進するとあります。この6次化産業は、本市の今年度の主要事業でもあります。この主要事業の今までの進捗状況と本市の取り組みについてお聞きします。

これで、質問席での質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小野市議の御質問にお答えさせていただきます。

今回の本年の都市データパックの活用につい

てという、御提案というふうにお聞きしております。新庄市に何もないと否定する市民の皆さんが大変多くいるというお話も聞かせていただきました。そんな中で、市民が誇りとする新庄まつりを筆頭として、自信と誇れる住みよいまちづくりを目指しているわけですが、またデータパックにおきまして全国800を超える市区町村の中で、質問のとおり、国の調査ですので統計等を用いて利便度、富裕度、住宅水準充実度などの5つの指標をもとに住みよさランキングとして格付され、本市の場合、全国で総合93位、東北で76市中5位、県内では東根、天童に次いで3位と高い評価を受けた。

人口1人当たりの小売業年間販売額を指標した利便度、世帯当たりの住宅延べ床面積、持ち家世帯比率の用いた住居水準充実度と一人当たりの病床数や出生数、待機児童数を指標とした安心度が高順位になったことが要因と考えております。

また、財政力指数、経常収支比率、人口1人当たりの地方債残高の14の指標から各市の財政健全度もランクづけされており、昨年度と比較して相対的に順位は好転しておると考えております。このデータパック、多くの統計や調査結果に基づいて全国の市を順位づけしており、それぞれの市の強みや弱みを数値化しておりますので、今後は他市との比較や過去のデータを時系列に見ることなどを通して、データを客観的に分析、活用するとともに、市民の皆さんに対して本市の状況を知っていただくとともに、市報等の活用も図ってまいりたいと考えております。

また、各市内のまちづくり会議のときに、区長さん方に都市データパックの順位等を資料としてお渡ししますが、雪が抜けているじゃないかというふうなことの御指摘をいただきました。数値的な全国の優位性はありますが、市民にとっての雪の課題ということは、常にあるという

ことも認識しているところであります。

次に、2期目の市政についてということで、2期目の市政のときマニフェストを出すのに、1期目のやり残した公約について取り組んできたかと、また取り組んできたつもりであります。大きな課題である雪対策につきましては、道路の除排雪に力を入れる。一方、地域に簡易除雪機を貸し出すなどのきめ細かな除雪対処を進めてまいりました。

おっしゃるとおり、議会から提案された流雪溝への状況であります。平成25年度現在では計画91キロの中で48キロ部分というようなことで、52%ほどの完成率と。水につきましては、水利権を国土交通省へ申請を行い、これも水利権をさらに容量アップの確保をしているところであります。流雪溝ができた場合に、それに合わせて水の補給ができる水源を確保している状況であります。

そんな中で、さらにはこの除雪対策のほかには、雇用対策、定住促進のための基本的な対策としての雇用対策として、市民の皆さんの熱い思いと関係機関の働きにより、高規格道路の事業化が着々と進行したことにより、交通の要衝としての期待から中核工業団地への企業誘致が実現しているというふうと考えております。

さらには、交流拡大として新庄まつり誘客100万人構想を実現すべく、特に近県へのアピールを強化し、アビエスへの観覧席の増設や各地の祭りを招聘するなど交流拡大を進めてまいりました。このように、新庄まつりを全国にアピールすることに市民が誇りを持ち、元気なまちづくりにつながることを目指しております。

また、第3子祝い金の実現に向けてというような御質問がございましたが、急激な社会情勢の変化、少子高齢社会の中で今、新庄市が緊急的に取り組まなければならない子育て支援と、全体的な構想の中で進めなければならないということで、今、慎重に取り扱いを進めていると

ころであります。

また、幹部登用試験の実施というような御指摘がありました。まだしていないのではないかと考えておりますが、外目から見た立場と内部に入ってからそれぞれの幹部への対応、またそれぞれの幹部との話し合い、意見聴取、交流などを通して市民あるいは議会、行政のきちっとした対応ができる職員を選抜しなければいけないという思いでございまして、特に試験は行っておりませんが、幹部職員との討論会、話し合いなどを通してチェックしているというようなことを理解賜りたいというふうに思います。

以上、2期目に残された公約につきましては、時代の変化を捉えながら取り組みを講じ、実現を図ってきたと思います。残された期間、市民の皆様とともに全力で市政運営に取り組んでまいっている所存です。3期目の以降という御質問で、現在は2期目の任期を全うすることが第一と考えているところであります。

次に、地方創生に向けての本市の取り組みについてですが、少子高齢化の進展に的確に対応し人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために町、人、仕事、創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための法律、まち・ひと・しごと創生法が成立しました。この法律では、市町村は国、県の町、人、仕事の総合戦略を勘案しつつ、市町村区域の実情に応じた町、人、仕事に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされております。

9月に総理大臣を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部が設置され、この中で長期ビジョン、総合戦略についての協議が行われたり、近々ビジョン、計画を取りまとめる方向で進めております。県におきましても総合戦略を27年

度に策定する予定のようであります。また、このたびの創生法にあわせ、関連法として地域再生法も改正されております。今回の改正は、各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を総合的に運用し、やる気のある地域に対し集中的に政策資源を投入、政策効果を最大限にするための内容を盛り込んだ改正が行われております。

このようなことから、現段階では計画に盛り込む内容について国から具体的な事項が示されておりますが、計画の有用性について検討し、本市としても積極的に取り組んでいく方向で考えております。

この中で、定住自立圏構想についての御質問がございましたが、この地域896の消滅自治体というような方向性が出てきておるわけであり、これは対策を何もしなければということでもあります。新庄市において財政的な危機が平成の15年ぐらいをピークにあったわけです。将来のこの財政危機をどういうふうな形で乗り切るかということで、職員一丸になって新庄市のあるべき姿を検討し、さまざまな事業に取り組んでおります。

一つには、定住対策の根本となるのが雇用であるというふうなことで、企業立地推進室を奨励し着実に成果を上げているというようなことを挙げられるかというふうに思います。その雇用の中で、定住自立圏の前段としてそれぞれの町村が工業団地のほうに採用された場合に、規模によりますが50万円、30万円の協調をしながら企業の誘致に資するといったことも画期的なことであるというふうに思っております。

また、きのうも答弁させましたが、地元企業との連携あるいはものづくり博の実施、そうしたことも含めてこの地域の、最上全体の企業が参加しているという点でも非常に大きな成果だというふうに思っております。

それらの前向きな制度、政策、事業のほかには現実的な課題等におきますのは、やはり高齢社

会、限界集落等を抱える地域がございます。そうした地域と新庄市が連携をとりながら今後進めていかなければ、新庄市だけがよくなる、郡部が限界になってしまうという、そういう関係ではあってはならないということで、共存共栄というスタイルを基本的に考えています。このことについては、合併というふうな位置を一時模索したわけですが、それぞれが基礎自治体としてそれを全うするという考え方を尊重し、職員にも常々、共存共栄の関係をと。

その一つの表現力として、定住自立圏構想、これは来年の9月まで新庄市という地域ポジションがそれを名乗り出る権利を持っているということで、権利を行使する、それについては8,500万円という国の支援もある。契約によっては、町村に2,500万円と。こうした貴重な財源をそうした共存共栄の関係に使いながら、この地域、力を合わせて生き抜くという誓いをしていきたいというようなことでの定住自立圏構想を今進めているところであります。

このようなことから、現段階でさまざまな計画を人、町、仕事の再生にしていりますが、一つ一つやっていること、将来に、先ほど申し上げましたが、財政危機に直面した職員、議会、市民の皆さん、それぞれの英知を合わせながらこの地域を支えていくというふうな、一番大事な時期であるというふうに考えておりますので、それらを総合的に力を合わせて取り組んでまいりたいというふうに思います。

次、農業振興についてであります。JA全農山形によれば、山形県の主力品種はえぬきの概算金、もう既に皆さん当然御存じのとおりであります。2,500円安い8,500円となり、つや姫についても1,200円安い1万2,500円と大幅な下落となったため、稲作農家の経営を圧迫する深刻な状況と認識しております。

当市における米価下落に係る減少額につきましては、仮に出荷見込みを28万俵とし、平均下

落幅を2,000円で試算しますと、約5億6,000万円の減少額となり、稲作農家のみならず地域経済にとっても著しい損失を与えるものと危惧しております。この米価下落の対応といたしましては、米価下落対策緊急資金の無利子化の対応を初め米の直接支払交付金の早期支給、仮渡金の追加払いの要請、米の需要拡大と輸出の促進など国や県、農業団体等と一体となった取り組みを進めているところであります。

経営所得安定対策の見直しにより、いわゆるゲタ、ナラシ対策の加入要件が平成27年度から認定農業者、集落営農、認定新規就農者に限定されたため、当市においても認定農業者への認定要件の緩和を行うとともに、集落営農への組織化の支援、認定新規就農者の計画策定の支援を行っております。新たに認定農業者の申請を行った農業者は10月以降40名を超えており、集落営農については3つの集落の相談を受けているところであります。

続きまして、農業の6次産業化につきましては、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法に規定され、また山形県の推進ビジョンにおいても農業と商工業者の連携により新たな商品が開発され、生産拡大や雇用の創出に結びつく取り組みは産業振興における非常な有効手段であるとされており、本市においても市の主要施策に位置づけ推進しているところであります。

本市の取り組みといたしましては、既存の農産加工品に磨きをかけ、パッケージやデザインについても検討を重ね、大消費地の競争に乘るような、消費者の目線で見えて魅力のあるもの、ニーズに応えるものとして開発していきたいと考えております。また、こうしてできたものをいかに売るか、売り先を見つけたり確実な流通経路を確保するなど販路の開拓についても取り組んでまいります。

このためには、農商工、消費者、流通部門の関係団体の連携が不可欠であり、その組織として農業協同組合、商工会議所、観光協会、物産協会、産直運営協議会、飲料業生活衛生同業組合の長でもって構成する新庄市6次産業化推進協議会を11月5日に設立し、関係機関の協調のもと、本市産業の発展と所得向上のために6次産業化を推進するという事で意思統一を図ったところでございます。

その実施につきましては、各機関の実施者、担当者から成る作業部会を開催し、食産業のネットワークの形成、加工食品等のブラッシュアップと販売戦略の構築、パッケージ開発支援や販路開拓支援など会議や市場調査を実施しながら進めていくと決定したところであります。まずは、新庄市の既存の農産品をリストアップし、幾つかの商品について都会目線のプロデューサーの指導を受けながら取り組みを進めてまいります。

また、市としての推進体制につきましては、地域おこし協力隊として東京都内で暮らしていた男性職員を1名雇用し、専任として業務に当たらせ、売れる商品の検討や市場調査、販路開拓に従事しており、当面はこのような体制で本市の6次産業化を進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、都市データパックのこのような第三者による当市の高い評価を受けているわけでございますので、いかにこの評価を市民に示せるかということが、今後この新庄市に住みたくするというまちづくりのためにも適用できると思いますので、早目に周知の方法をとっていただきたいと思います。

今、市長の答弁にもあったんですけれども、やはり市民は、我々も市民といろいろ会う機会があるんですけれども、新庄市、何もないとそういう否定的な声があるのも事実でありますので、こういうよい結果はやっぱり市報等で周知をしていただきたいと思います。

次の市長の1期目の公約を、残された分を2期目でどのように重点的に取り組まれたかという私の質問ですけれども、私も市長の公約は、ここにありますが、ちょっと具体的な答弁がなかったわけなんですけれども、やはり雪対策として、今我々も議会報告会なりで話をしますと、一番やっぱり問題なのは流雪溝はどうなんだ、水はどうなんだというそういう質問であります。

そういう中で、市長も安心して暮らせるまちと、雪対策の最初に流雪溝の整備を上げているわけなんですけれども、今までの1期目からこの間までの流雪溝の整備のメーター数が、短いか長いかは別にしても、やはり現下においてどのように優先的に取り組まれてきたのか。また、今後どのようにこの整備を見直して実施をされていくのか、まずお聞きしたいと思います。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今の御質問、流雪溝整備、それに伴った水というか取水というふうな、水利用というふうな形だと思います。特に、第2次新庄市総合雪対策基本計画、この計画につきましては全体が574ヘクタールほど定めておりまして、平成16年から平成39年までの長い期間の計画というふうなことでございます。

その中で、やはり整備を進めていける上で一番問題になったのが水源というふうな形で問題になったわけでございます。現在、常葉町、万場町地区の流雪溝の整備を進めているわけでございます。これにつきましても水源につきましては、これは指首野川のほうから水源をとると

いうふうな形で現在進めてございます。あと、もう1点、前からちょっと懸案事項でありました金沢地区関係に水を送る水路の確保というふうなことでございますけれども、これにつきましては以前、新田川の水を利用するというふうな計画でしたけれども、それではなくて最上川から取水した水を利用するというふうな形で、県と共同で現在、27年度より事業採択を受けて進めるような計画でございます。いずれもやはり大きな問題、水源の問題等につきましては、一つ一つ解決していくというふうな形で現在、27年から30年までの計画で、今年度につきまして地区のほうに内容をお知らせしたというふうな状況でございます。

あと、それから今後の流雪溝の整備計画、これにつきましてはやはり今進めている事業そのものの進捗状況がある程度把握した上で、やはり見直し等も進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。これにつきましては、やはり今後の状況等、財政事情、あとそれから国からの補助金等の状況も踏まえて、適正な時期にやはり見直し等を図っていききたいというふうに考えてございます。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） 公約は、あくまでも選挙民との約束であり、またこの雪対策については我々議会としても政策提言をしておりますので、来年度以降、優先順位を上げてやってほしいなという思いであります。

次の第3子の祝い金制度でありますけれども、恐らくこれは財政難で厳しかったから途中で廃止をされたという経過があると思うんですけれども、しかしその経過を踏まえて公約に掲げておりますので、その点についてもやはり何らかの形で市民のほうに、今はこういうわけでできないんだよということを周知してほしいと思います。

次に、地方創生にかかわる件なんですけれども、これは今、国においても一番の重要な施策であります。これについて、国においても27年度の予算要求に際しては特別枠で予算を要求していると聞いております。やはりこれからは地域間同士の競争はもちろんでございますけれども、大事ではありますけれども、しかし何といってもその自治体の実情に合わせた地域振興策を策定して、つくり上げていかなければならないと私は思うんですけれども、その点のほどをお願いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 おはようございます。

今、おっしゃられたとおり地方創生というふうなことで、衆院解散前に関連2法案が成立いたしました。それに基づいて、年内あるいは年明けにそれぞれ長期ビジョン、総合戦略と言われている長期的なものあるいは短期的なもので地方版のものというふうなことでその詳細が示されようかと思いますが、その骨子ということで今示されているものが届いているわけなんですけれども、それに基づく3つの視点の中の1つが、今言われた地域の特性に応じた計画をとるというふうなことでございますので、これまで進めてまいりました前期のまちづくり総合計画の見直しを図りつつ、少子化対策、長定住化強化、これを含めて後半に向けた、後期のまちづくり総合計画に向けたものを前倒しして少し吟味をしていきたい。その結果を総合戦略というふうなことで、地方版の進行計画の中に盛り込んで、第1段階の早い時期で計画のほうを策定し、提示していきたいというふうに考えております。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） 実は、国土交通省でも2050年を時点に消滅するだろう都市に対して、生活拠点コンパクト化構想をまとめております

が、当市においても第4次の国土利用計画、そしてまちづくり総合計画においてもコンパクトシティのそういう計画があるんですけども、これらの点、国の構想に対してどのように関連して展開をなされていくかお聞きしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 中山間地域において今後もさらに疲弊するであろうというような中で、地域の再編ということで国土交通省のほうでコンパクトシティの考え方をまた出して、それを推進しようとしていると。

一方で、総務省のほうとのその地域の振興というふうなことでのすり合わせが今後どうできていくのかというところが、ひとつ今後この総合戦略、長期ビジョンのひとつ整理しなきゃいけないというふうに言われているところであろうというふうに思います。

その辺をにらみながらというようなことも必要なんです、新庄市におきましても、申し上げましたとおりコンパクト交流文化都市というような構想のもとに進めていることがありますので、都市集積機能がこれだけ新庄市に集まってきた新庄最上地域の中にあって、その考え方を、都市集積を維持しながら定住を図っていくというような考え方で進めるべきなんだろうというふうに思います。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） ありがとうございます。

次に、農業問題ですけども、6次化産業についてお聞きしたいと思います。

先ほど市長答弁では、いろいろな今までの推移をお話しになりましたけれども、実は私、この6次化産業、新庄市の今年度の主要事業の一つでもあります。それが、6月に組みかえ補

正をなされ、そしてその事業が11月に6次化産業の協議会を発足したという経過があると聞いております。そういう中で、6月の時点で組みかえによる補正で300万円の予算をつけていながら、11月において一般財源でその半分の150万円しかつけておりません。野球で言えば、あと12、1、2、3、4カ月しかありませんよね。まるきりこれじゃあ、事業消化だ。予算の有効的な使い方がなされるのか。

先ほども言いましたけれども、県においてもオール山形として28年度までそういう計画をしながら実施してくださいという要項があるわけですね。本市としても、いかにも手ぬるいなという思いがするんですけども、その6月の補正でなされ、そして11月に補正でされた予算額の半分しか計上されなかったその事業の内容をお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 6次産業化推進事業につきましては、平成26年度当初、山形県の県単の食と農という事業を活用し取り組もうというふうな姿勢でおりました。年度初め早々、本庁のほうにこの事業につきまして再度協議していったところ、なかなか新庄市の考えとは若干なじまないというふうなことで、補助事業については断念せざるを得ないというふうな判断をさせていただきました。

本市としましては、入り口と出口の部分をつなぐプラットフォーム的な活動ということで、いわゆるなかなか入り口の部分ではいろんな商品開発についてはいろんな補助事業があるんですが、そうやって開発された商品をいわゆる大消費地、首都圏に向けて販売戦略を立てていく、こういった事業を中心に、いわゆる入り口と出口をつなぐプラットフォームをやりたいというふうな内容でおったところでございますが、残念ながら県単の事業になじまないというふうな、

重ね重ねの説明になってしまいますが、そのような経過がございました。

来年度に向けて国庫事業の6次産業化ネットワーク交付金、これらを活用したいというふうなことで、実は先月、また本庁のほうの6次産業推進課のほうにお邪魔しまして、何とか来年度、国庫事業に乗っていききたいというふうな経緯を今しながら、予算がなくてもできるところ、いわゆる例えばこれまでの既存商品の洗い出し作業ですとかレシピの洗い出し、こういった金のかからない部分は今年度やっていこうというふうなことで、最低限の、最低限と申しますか、本来、補助事業で予定しておった150万円の部分での作業を現在しているところでございます。

また、11月から立ち上げました協議会の中で現在作業部会を行ってございますが、11月には3回に分けていわゆる実践セミナーということで3回、6次化を希望した方々を対象としまして、そういった研修会をしているところでございます。また、当面のテーマとしましては、雪の下シリーズ、新庄最上の漬物と発酵食品シリーズ、それから新庄最上の郷土料理シリーズ、こういったテーマを置きながら地道な活動を始めたところでございます。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） 私も、6次化産業の中身云々よりも、せっかくここに本市の主要事業の中に取り入れているのであれば、それまでにやっぱり3月の段階で県と話し合いをして取り組むべきではないかという思いで質問をさせてもらったわけでございます。やはり、11月の5日ですよ、設立ね。あと何カ月しかないんです、この講習会は。やはり、先ほども言いましたけれども、野球で言えば消化試合のようなものなんですよ。

あと、次なんですけれども、この6次化産業の中の一つに、農作業体験を取り入れた中学校、

高校の教育旅行の受け入れとして、最上郡でも金山、最上町、舟形町、戸沢村の4町村が実施して、昨年度1,100名の生徒を受け入れているそうであります。このような事業を6次化産業の関心を持ってもらうためにも、こういう取り入れというか取り決めとかをする考えがないのかをお聞きしたいと思います。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 農家民泊というふうな形で、都市と農村の交流ということで修学旅行を活用した都市との交流なんかも当然視野に入れながら、十分商工観光課とタイアップしながら進めてまいりたいと思います。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） これで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後 1時00分 開議

小嶋富弥議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤義一議員の質問

小嶋富弥議長 次に、佐藤義一君。

（4番佐藤義一議員登壇）（拍手）

4番（佐藤義一議員） 絆の会の佐藤義一であります。

初雪がそのまま根雪になってしまいまして、また厳しい季節を迎えることとなりました。た

だ、その寒さを吹っ飛ばしてくれたモンテディオ山形の活躍には感激をさせられました。あのジュビロ戦で記録に残る山岸のスーパーヘッドシュートで磐田を破り、また決勝では千葉を破り4年ぶりにJ1に復帰させた活躍には、山形県人として素直におめでとうとありがとうを言わせていただきたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

なお、通告分にあります空き家の解体に対する助成については、昨日山口議員が質問されたことに対して市長から丁寧な御答弁がありましたので、それについては省略して、割愛させていただきます。

まず、道の駅設置についてお尋ねいたします。

きのうも先輩議員である森議員から道の駅の設置について質問がありましたので、なるべく重ならないように質問をさせていただきますが、ダブリましたら御容赦をいただきます。

ことしの9月に新庄泉田道路のくわ入れ式が行われ、いよいよ東北自動車道の整備促進、縦軸の構築が感じられるようになりました。市民歌にもございますが、「伸びる鉄路の わが新庄」とありますように、鉄路による十字軸により我が新庄も発展してきました。それをもって新幹線の始発、終着駅となり成果を見ることができましたが、今後の物流、人の移動手段としては陸路の重要性が増すものと思われる中で、泉田道路の工事着工は地域に期待感を生みます。また、このチャンスを生かし、新庄をさらに発信するために道の駅を設置されるというお考えはないものかと、設置を一考していただくことを提案いたし、質問させていただきます。

長距離ドライブや女性、高齢者のドライバーが増加する中で、交通の円滑な流れを支えるため高速道路に限らず、一般道路にも安心して利用できる休息のための施設が求められています。これらの施設では、地域の文化、名所、特産物

などを活用して多様なサービス、発信が可能です。さらに、これらの施設が設置されることで、地域の核も形成され、道を介した連携機能が促進されるなどの効果も期待されるものと思います。

また、このようなことを背景として道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけとした町と町とが手を結び合う地域の連携機能、このような機能を持つ道の駅とされてきましたが、最近では災害時における避難場所、また地域のイベント会場としての機能も持ち、また最近では他の地域を呼び込むゲートウェイ型、地域創生を目指す地域センター型というふうに変化されています。このような多くの機能を持つとされる道の駅の設置をぜひ一考いただきたいと思います。

次に、交流人口の拡大に向けてであります、昨年9月の定例会におきまして、御質問の御回答に飯豊町等の先進地に学び、農家民宿等への可能性を探りたい、決してハードルは高くはないとありましたが、そのことの進捗状況をお尋ねしたいと思います。

職員派遣を行いどのような研究をなされたのか、またグリーンツーリズムの関連規制緩和により農林漁業体験型民宿は大きな改修等も必要なく開設できることになっており、さらに調査研究し、希望者等の把握をしたいとの御回答でしたが、どの程度の参加希望者があったのか。

また、来年は新庄まつり260周年の節目ですが、それらに対応できるのか、いつから実践できるのか。それらの進捗状況についてもお尋ねをさせていただきます。

また、県内各地ではさまざまな集客イベントを行っておりますが、当新庄市でも観光協会主催のカド焼きまつり、商店街主催の100円商店街、市が主催される味覚まつり、また私の周囲

の人は大変楽しみにしておりますそばまつり等の集客イベントがありますが、食に偏ったイベントという感が否めません。昨今の健康志向を重視し、各地ではマラソンを初めとしたスポーツイベントに大変人気が出てきておるようでありまして、そのような中で当市でもそのお考えをもって検討しようという意思はないものかとお尋ねいたします。

ことしの秋に行われました、たしか天童だと思いましたが、ラ・フランスマラソンロードレースには、県内外より3,500人もの参加者があったと報じられております。また、自転車ロードレースのイベントによる集客も可能かと考えます。萩野と鳥越を結ぶスーパー農道、今は県道になっているのでしょうか。また、東山、梅ヶ崎、小泉道路を利用すれば大きな交通規制も障害が少ないと考えますが、スポーツイベントによる交流人口の拡大の方策についてお尋ねいたします。

健康が一番だと言われる中で、食と運動を連携した交流人口の拡大に努めたいものです。また、このようなスポーツイベントの参加者は参加費を払ってまで参加しているようであり、また家族や友人が応援に駆けつけることも多く、前日に新庄に来てコースの下見などをされるようで、宿泊客の増加も期待されると思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

3点目の空き家条例のその後についてであります。以前の御回答に空き家の利活用も検討されるとありましたが、利活用の申し込みはどの程度あって、どの程度、現在、利活用されているのか。住宅で何軒、店舗で何軒と、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。お尋ねいたします。また、解体について経費上の問題でなかなか費用が捻出できず、現状のままにするしかない人々もおられますが、そのような相談等はなかったのか、あわせてお願いいたします。

以上、質問させていただきます。よろしく御答弁をお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、最初に道の駅の設置についてというようなことでありますが、きのうも森議員から質問あったわけですが、内容についてはドライバーの休憩機能あるいは情報発信機能、地域連携機能と、おっしゃるとおりそうした機能を持ち合わせたものが現在の道の駅と。さらには、避難所であるとかさまざまな情報提供の中で、国土交通省が示す地方創生の拠点と道の駅の類型機能イメージとしては、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ型と言われるものと、地域の元気をつくる地域センター型に類別されると。どちらを選択しても地域振興への明確なコンセプトを持つことが重要であると考えております。

ときに、どこに設置し、どのような活用をするかというふうな明確なコンセプトが必要であるかというふうに思います。市内外れ等に設置しますと、町の中へ誘客をどう図るのかというふうな、町の中に設置した場合にどういうふうな誘導策をするのか、両方大変大きなコンセプトをきちっとつける必要があるかなというふうに思います。

設置に当たりましては、以前より山形国土交通省のほうに申し入れをしているところですが、先般、泉田道路起工式の折、東北地方整備局長との懇談の中で再度要望し、今後設置の場所あるいはそれぞれを含めた先ほどの課題等の検討を進め、再度提案したいということで考えを東北地方整備局のほうに示したところであります。それを待って、整備局のほうでも設置に対する考え方の指導を行いたいというふうなことです。

その前提となる構想の策定の中には、施設の設置箇所、先ほども申し上げましたように、ど

ここにというのが一番大きな問題であります。あと運営主体、以前の議員の皆さんにも申しました。これは、運営主体は市ではやらないということ以前に申し上げたところであります。ただし、公設民営という考え方は十二分にあるだろうというふうに内部では検討しているところであります。

そうした意味で運営主体、運営方法と維持管理方法と多くの課題が与えられますが、市だけで当然解決できるものでありませんので、関係各機関、例えば具体的には物産協会であるとか農協であるとか、これまで既にやっている産直の団体であるとかそういうところとも意見を聞きながら最終的につくればいいのか、その維持経費等を今調査させているところであります。

そんな意味で、道の駅、全国に1,000近くあるわけですが、全てが黒字というわけではありませんので、つくって最後に赤字で誰が責任を持つかということも十二分に検討し、皆さんからの判断も仰がなければならないというふうに考えているところであります。

次に、交流人口の拡大に向けてということですが、農林漁業体験民宿、いわゆる農家民宿についてであります。本年7月に都市と農村の交流等による農山村地域の活性化を目的とした新庄市グリーンツーリズム推進協議会を設立し、関係団体等と一体となって、グリーンツーリズムの推進のために必要な啓発、普及、情報発信などの条件整備などの活動を本格的にスタートいたしました。これなども以前、議員の皆さんから「もう、グリーンツーリズムという言葉が使われて大分になるよ」と指摘を受けていたわけですが、その中でも本格的にスタートしなければいけないというふうなことで、おくれた感があることは大変申しわけなく思っております。

その中で目指すところ、グリーンツーリズムの目指すところで統一された考え方が、やっぱ

り農家民泊を推奨していく、これが一番大きな最初のスタートではないかということで、初めての事業といいますか行動として、県内での農家民宿の飯豊町で11月に開催されたセミナーに、会員を含め参加してきたところであります。参加者自体の感想としては、余りハードルは高くないとの感覚をつかんだようであります。

市内でのそうした民泊の協力者は現在10軒ほどあるわけですが、なりわいとするまでには至っていない状況であります。視察などを進めておりましたところ、山屋地区が農家民宿に関心を示しておりますので山屋地区を重点地域と位置づけ、農家民宿を1軒でも多く取り組んでいただけるよう関係者との協議を進めておるところであります。

現在、関心のある方々、3名ほどですが、具体的に飯豊町の民泊を経験、これからですが、経験するということが何よりも大切だろうということで、自分で体験し、そして今後の進め方をするということの今は現状だというふうに御理解賜ればというふうに思います。

もう1点の交流人口、マラソン等については教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

次に、空き家条例のその後についてということですが、空き家条例について再利活用された空き家はあったのかということですが、年間二、三件程度の問い合わせがありますが、民家の実績については現段階ではないというふうに把握しております。

店舗等につきましては、危険空き家対策の中では特に問い合わせはございませんが、その場合、相談があれば関係各課と各種補助金の活用を進めたいと考えております。空き家というよりも再利活用できる、リフォームできるようなところで具体的にいけば、支援させていただいたのが駅前のだこ焼き屋さんなどは再利用というようなことになるかというふうに思います。

今後の利活用の方向性についてであります、現在300戸を超える空き家のうち、リフォームをすれば活用できる空き家が3割程度と見込んでいます。90軒程度ぐらいを見込んでいます。これら住居可能な空き家を利用、活用していくために、平成25年度より県宅地建物取引業協会新庄最上の協力を得て、新庄市空き家利活用対策モデル事業に今現在取り組んで進めているところであり、このモデル事業を検証し、空き家の活用が定住促進の重要な施策であるとの認識から、来年度には空き家登録紹介制度の構築に向けて現在進めているところであり、

空き家利用については、所有者の意向が大きく働くことから、所有者から前向きに判断していただけるような独自性のある仕組みづくりもあわせて考えてまいりたいと思っております。

次に、25年1月1日に空き家等の適正管理の促進に関する条例を施行させていただいたわけですが、なかなか進まない空き家の解体について上限を定めて解体費用の一部助成を考えられないかというようなこと、きのうも御質問あったわけですが、平成25年度中に空き家情報を収集、整理し、26年4月1日現在で326戸について空き家と認定し、近隣から苦情が寄せられるものについては指導を行い、あわせて管理者に対し今後について確認する意向調査を行ってきました。今年度は6件になりますが、平成24年度の空き家調査から3年間では合計77件の解体がなされ、その後、更地や駐車場に活用された事例がございます。

家屋の解体に対し、上限を定め費用の一部の補助についてですが、基本的には所有者の、きのうの答弁ですが、所有者の責任において行われるべきものでありということで、所有者の負担が原則と考えておりますが、きのう答弁しましたとおり、なかなかできないという場合につきましては、山形県の住宅供給公社で進めているまちの再生事業なども活用し、一定の条件下

のもとに解体費用をし、公社、国などが負担をするというのも今後の空き家問題を考える上での選択肢の一つになるものと考えています。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうからスポーツイベントによる交流人口拡大についての答弁をさせていただきます。

本市で開催されているマラソン大会や自転車競技大会は、いものこマラソン、クリテリウム新庄大会がございます。いずれの大会においても市内のみならず宮城県や秋田県、遠くは静岡県など広く県内外から参加いただいております。

スポーツは、健康増進のみならず経済を含めて地域活性化の大事な手法であると考えておりますし、東根のさくらんぼマラソン大会や議員の御質問にあった天童市のラ・フランスマラソンなどは大きな成果を上げていると思っております。また、日ごろより議員の皆様からも大規模なマラソン大会などを開催できないかと御指摘もいただいておりますし、スポーツの大会をイベントとして捉え、新庄のよさを感じていただける新庄らしいスポーツ競技大会等を開催することの必要性も感じており、今後の課題と思っております。

そのような中で、来年度はスローピッチソフトボールの国際親善大会、東日本軟式野球大会、県レクリエーション大会、平成29年度は南東北インターハイでのバドミントン競技、平成30年度には天皇杯全日本軟式野球大会など県大会や全国大会、国際大会などの各種スポーツ競技大会が本市でも開催される予定であり、そのような機会を生かしスポーツの面からの交流人口拡大による経済効果が得られるものと考えております。以上でございます。

4 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

4 番（佐藤義一議員） 市長、教育長、丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、余り時間をかけないで再質問をさせていただきます。

まず、最初に道の駅についてです。

隣の隣の町、尾花沢市の交流人口の中で、尾花沢市に入ってくる人口は80万人でした。何年か前までは、ねまるという道の駅ができてから100万人から110万人、ちょっと交流ともダブりますけれども、道の駅を設置することによって人の流れができる。尾花沢市には銀山温泉という有名な旅館があります。そこの利用客がほとんど多いんですけれども、道の駅ねまるができたおかげで20万人から30万人の尾花沢市に入る人口がある。これは、非常に大きいことだと思います。課長、どうでしょうか。そういう効果をどういうふうに考えられますか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今、議員のおっしゃるとおり、尾花沢花笠の里ねまる、この施設についてはやはり相当の交流人口が生じているというふうに思います。

まず、道の駅そのものにつきましては、最初の段階ではドライバーの休憩施設というふうな位置づけから始まりまして、現在進化しておりまして、その施設に今度は特産物を販売すると。そこからまた進化しまして、今度は人を呼ぶと。そして、さらに進化しまして、人を呼べば仕事が生まれるというふうな形で、非常に鎖状に輪が広がってくるというふうなものでございます。やはり道の駅一つにいたしましても、その地域が発展するというふうな効果は非常にあるかと思います。

ただし、ここで気をつけなければならないのは、そこの道の駅だけで完結してはならないというふうなことでございます。それをもととしまして、そこから今度は新たな人の流れをつく

るというふうなことが非常に大事かというふうと考えております。ですから、その流れをつくるということでいろいろ考えながら進めたいというふうに思っているところでございます。

4 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

4 番（佐藤義一議員） 課長の御答弁、すばらしいですね。流れがちゃんと把握されておりまして、私も全くそのとおりだと思います。

ですから、今回、道の駅と交流人口の拡大というのは、つなげて質問するという意識が私の中でもありましたので、いかにして新庄に人を呼ぶか、交流させるかということです。道の駅ねまるというのを私も調べましたところ、課長のおっしゃるとおりで、最初は、国道からちょっと下へおりるんですね、入りづらいし上りづらいという批判があったんですけれども、ただ二、三十万人の交流人口が発生しているというのは大きな驚きを持って私は感じました。

それで、今、市長からも御答弁ありましたが、赤字になった場合の経営責任あるいはやりたいけれどもクリアしなきゃならない、新庄市だけでいいのかという話があるという御答弁をいただきましたけれども、私も結構車に乗ってあちこち歩くのが好きでして、岩出山町、今で言う大崎市にあるあ・ら・伊達な道の駅、あそこに年3回ぐらいドライブがてら行くんですけれども、まずネーミングがいいですね。あ・ら・伊達な道の駅という。一番最初に行ったときに、ロイズのチョコレートを買っているわけですよ。ロイズのチョコレートというのは、北海道の余市でつくってまして、自分のところの専属店でなければ売らないというプライドを持っているロイズのチョコレートなんです。それで、何でもここでロイズを買っているんだやと聞きましたら、あの当時の岩出山町と余市町が姉妹都市だった。それで、道の駅をつくるときに余市と話をしてロイズを売らせてほしいと

いうことで売っていますと。

非常に体系が似ていると思うのは、今、市長が答弁されましたように、新庄市だけでいいのかという話なんです。最上郡に道の駅はないんですよ。ただ一つあるのは、戸沢村の前の高麗館、あれが道の駅とざわという名前でデビューしていますけれども、そういう形の中で模索をしていますが、思うんです。最上郡でやっということ、最上郡の特産物でやっということ。

ことしの7月の29日でしたけれども、成田に行く用事がありまして、東北自動車道から磐越道を通して常磐道を抜けて成田空港の近くの小さな高速があります。そこに本当に小さなサービスエリアがあったんですよ。高速です。私、初めて見たんです。大手コンビニと、両方やっているんですよ。コンビニにも負担させる、大手の。そこで出資させてやっている、そういうやり方があるんじゃないかと思うので、これは広域等の連携をしてもいいんじゃないかと思います。それで、その中には新庄の道の駅に行ったら沖縄のものが売っていたとか、そういうことも考えられると思うんですが、いかがでしょうか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 先ほど議員のおっしゃいました宮城県のあ・ら・伊達な道の駅ですか、そこで販売しているチョコレートというふうな話で、非常にインパクトのある品物でして、要は余市で開発されて、会社、それをブランド化して販売店を道の駅で売っているというふうな形になっています。こういうふうなオリジナル商品の開発から販売というふうな、これも一つの産業振興、地域に元気をつくる地域センター型というふうな形で位置づけられているものがございます。やはりそういうふうなことも一考、考えた上で道の駅については将来的にイメージといいますか、それを持っていくというふうな

ことが必要ではないかと思います。

その中で、やはり先ほどおっしゃいました広域に関するもの、これについてもやはり新庄市だけではできない部分もございます。これについては、やはり連携しながら国土交通省が示す道の駅による地方創生拠点の形成というふうな形で、先駆的な道の駅の取り組みについてはモデル箇所を選定されまして、選定されますとやはりいろんな支援策があります。それを有効に使っていくというふうな方策も考えられます。今後、関係各機関または関係者ともいろいろ話をして、総合的に判断していきたいというふうに考えております。特に、情報収集等については皆様方からいろんな情報を伺いながら計画段階、それも含めましていろいろ情報収集等を図っていききたいというふうに考えてございます。

4 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

4 番（佐藤義一議員） 本当に丁寧であります。

道の駅に関しましては終わりますけれども、今回の12月の定例会の中で2人の議員が道の駅のことを訴えたということは、非常に意味合いが重いものだと思います。同じ会派ですので、示し合わせたつもりはありません。偶然に道の駅の話が2人から出てしまった。それは、やっぱり市民がそういうふうなものが新庄に何でないんだと、きのうも誰か言いましたけれども、新庄には何もないということではなくて、それはやっぱりスタンスとして示していくべきではないかと思う。2人の市議が質問したという重みを受け取っていただきたいと思います。

それで、次に交流人口の拡大について再質問をさせていただきます。

教育長から先ほど、さまざまなイベントはやっているんだと、いものこマラソンもやっていると。県外、東京、静岡からも来ているということでしたので、前振りもなく大変申しわけ

ないんですけれども、いものこマラソン等についての参加者数、それから先ほど私が申し上げました参加費、料等は徴収されているのかお尋ねします。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 ちょっと本日、詳しい資料を持ってこなかったんですが、今年度のいものこマラソンにつきましては600人を超えまして、たしか614人だったかと思います。参加費については、300円だったか500円だか、ちょっと資料を持ってきていないので申しわけありませんが、そういった金額だったと思っております。以上です。

4 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

4 番（佐藤義一議員） 何で農家民泊等にこだわるのかといいますと、このスポーツイベントをやっていくことによって彼らの新庄に来る目的というのは、スポーツ大会に参加することなんです。それで、温泉に泊まるのが目的ではないわけですよ。ですから、そういう選手方を受け入れられるような、山屋のセミナーハウスという話を聞きましたけれども、これは非常に私はいいことだと思っているんです。そこでやっていく。彼らは、いい温泉に入っていい料理を食べていい酒を飲んで、ああ新庄っていいところだと帰ろうとは思っていません。参加して、景色のいいところを走って、眺めて、それで人情に触れてやっていく。ですから、ぜひそういうスポーツイベントをやっていただきたい。

私、決してコースは難しいとは思いません。私もあそこを何回か走りましたが、あの道路であれば大がかりな交通規制は要らないと思います。そういうふうなことでやっていただければ。

先ほど、教育長からもありましたけれども、スローピッチソフトボール大会、これは来年の

10月に新庄市で行われると。名前が何といいましたっけ。メイジャ・マクレですか。これは、ハワイの言葉で、皆さん御存じでしょうけれども、「偉大なる年寄り」という意味だそうです。これに新庄市はどのようなかわりをしていくのかをちょっとお尋ねします。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 スローピッチソフトボール大会、国際親善大会ということでもあります。これについては、信用金庫の井上理事長のほうからお話ございまして、我々のほうでもバックアップしていきたいというふうに思っているところでございます。

今年度は、熊本市で第16回の大会がございました。熊本市につきましては、8チームの参加ということで報告をいただいておりますが、その前年度の益子町というところでは台湾からのチームが参加しているということで、国際親善大会ということでございます。こちらのほうでは、3月の予算のほうにも要求をさせていただいて、信用金庫と商工会議所とタイアップしながら進めていきたいというところでございます。

参加チームとしては、13、14、15チームぐらいをめぐりにやるわけですが、最低200はするということでしたので、そういったことでも交流人口の拡大を図ってきたいということでございます。よろしくお願いします。

4 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小嶋富弥議長 佐藤義一君。

4 番（佐藤義一議員） さまざまなことをやっていって、試行錯誤して新庄が市長のおっしゃる人行き交うまちになれるように頑張っていきたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分間休憩いたします。

す。

午後 1 時 3 6 分 休憩

午後 1 時 4 4 分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

小嶋富弥議長 次に、高橋富美子君。

(7 番高橋富美子議員登壇) (拍手)

7 番(高橋富美子議員) 市民・公明クラブの高橋です。通告書に従いまして一括方式にて一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 点目に婚活支援について伺います。

結婚についての価値観の多様化や若年層の経済的な困窮などを背景に、未婚者の増加は全国的な傾向にあります。未婚率は、今後緩やかながらもアップし続け、2030年には男性の約3人に1人は結婚しない可能性もあるとの新聞報道がありました。このままでは地域社会は成り立ちません。本市における婚活新事業の具体的な取り組みと成果について、また市単独で婚活事業を立ち上げることで、より充実した支援が期待され人口減少に歯どめができると思います。市独自の婚活事業実施についての考えについて伺います。

2 点目に、認知症対策について伺います。

認知症高齢者は全国で300万人を超え、団塊の世代が75歳以上となる2025年には約470万人に達し、4人に1人が認知症を発症されると言われており、大変身近で大きな社会問題であると思います。認知症対策については、厚労省が策定した2013年度から17年度までの5カ年計画

オレンジプランがあり、これに基づいて本市においても早期診断と患者、家族への支援などに取り組んでいると認識をしております。この2025年に至るまで高齢化が加速的に進む一方、社会保障の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が続けられる新しいケアシステムの構築、これはこれからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題です。

国の本年度予算には、認知症の患者、家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備など、地域包括ケアシステムの構築を後押しする予算が盛り込まれております。こうした予算を活用し、医療、介護、予防、住まい、生活支援などを切れ目なく提供できる体制として地域に合ったシステムをいかに築くか、市役所を中心に地域住民や関係諸団体等の取り組みにかかっているとも言えます。

団塊の世代が一斉に75歳を迎える年であるとされております2025年、これをめどにそれぞれの市町村ごとに地域単位でつくり上げる地域包括ケアシステムですが、本市における地域の関係機関の連携体制、在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実、関係分野への人材確保などの課題から、我が地域の包括ケアシステムの取り組み状況はどのようになっているのか。また、今後の計画などについて伺います。

3 点目に、読書による人づくり、まちづくりについて伺います。

新庄市子ども読書活動推進計画の基本方針の中に、読書活動を通じて第4次新庄市振興計画の基本目標「ふれあい 学びあい 心をつなぐまち」のもと、心の教育の充実を図りながら、一人一人の子供たちの感性を磨き、表現力を豊かなものにし、生きる力を育むことを目的としますとあります。本市の現状等を踏まえ、計画推進に関する目標、基本方針と具体的活動を整えるとされておりますが、これまでの進捗状況

についてお伺いいたします。

最後に、市立図書館の利用時間、開閉時間、また駐車場などの整備が充実することにより、利用者の拡大とまちづくりの活性化につながると思いますが、本市の考えについてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、婚活支援についてというようなことで、次第に未婚率の上昇が続くというようなことで大変私も危惧しているところであります。

本市の結婚活動支援事業につきましては、これまでの取り組みと成果及び今後の市独自の取り組みの展望についての御質問ですが、これまでの取り組みといたしまして、市では平成22年度に組織された最上広域婚活実行委員会に参加し、最上地域に暮らす未婚者全体をターゲットとした活動を行っております。実行委員会、最上8市町村の職員だけでなく、民間の有識者、地域活動者、地域おこし協力隊、結婚支援員などで構成され、幅広い見地から意見を出し合い、最上地域に暮らす独身男女の出会いの機会を創出、提供するという目的のもとで活動しております。

これまでの4年間で婚活パーティーを含め16回のイベントを開催し、54組のカップルが成立しております。また、今年度におきましてもこれから3月にかけて3回のイベント開催を予定しているところであります。

市独自の事業実施についてですが、最上8市町村は単に隣接した地域というだけではなく、社会的、文化的な面からもつながりが深く、暮らす人々同士も密接につながっている地域だと

いうこともあり、単独ではなく地域全体で取り組んだほうが効果的であると考えており、最上広域婚活実行委員会にはオブザーバーとして最上総合支庁の子ども家庭支援課にも参加していただいております。県からの結婚、子育てに関する情報や動きも踏まえつつ、今後も地域全体の未婚者が結婚を前向きに捉えられるような意識啓発や出会い、結婚につながるような機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、認知症対策についての御質問ですが、御指摘のとおり団塊の世代の皆さんがあと10年少したちますと75歳で、4人に1人が認知症というようなことの御意見であります、私もその一人になるのかというような思いで聞いておりました。

認知症対策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランは、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画として認知症の高齢者を早期に発見することで、少しでも早く適切な医療や介護のケアを開始し、住みなれた地域でそのまま暮らし続けていけるよう、必要な医療や介護サービス等について国が政策課題を定めたものであります。

御存じかと思いますが、計画の主な内容は早期診断、早期対応に向けた人的、物的整理、地域での生活を支える医療、介護サービスの構築などが柱となっており、これまで認知症対策は事後対応が中心でしたが、これを早期ケアへと方向転換するのが狙いであります。

当市では、市職員、地域包括支援センター職員を含め21名のキャラバン・メイトが登録されております。各種報道で取り上げられる認知症への関心が高まり、今まで金融機関、老人クラブ等各方面から認知症サポーター養成講座の開催依頼があり、今年度は11月末現在で710名の方が養成講座を受講いたしました。今後も本市職員も含め多くの団体等を対象にさらなる養成講座の開催を企画し、受講者をふやしていくよ

う積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、新庄市地域包括支援センターの主催する地域ケア会議にも定期的な開催を実施することで、地域課題の解決へ向けての共通認識の確認や認知症で困っている家族の方々の支援の一助となるよう活用を図っていきたいと思っております。

認知症対策は、地域包括ケアシステムを構築する上で最も重要な要素ですので、平成27年度からの介護保険事業計画策定に向けた計画委員会の中でさらに議論を重ねてまいりたいと思っております。

子どもの読書活動推進計画の基本方針並びに読書による人づくり、まちづくりにつきましては教育長より答弁させますので、私からの壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

武田一夫教育長 議長、武田一夫。

小嶋富弥議長 教育長武田一夫君。

武田一夫教育長 それでは、私のほうから平成25年12月に策定された新庄市子ども読書活動推進計画の進捗状況についてお答えいたします。

これは、平成26年度から、今年度から平成32年度までの7年間の計画となっており、基本目標については議員のおっしゃるとおりでございます。そのために、乳幼児から高校生までの発達段階に応じた現状と課題を踏まえ、目標と具体的な取り組みを設定しています。また、市立図書館における子供の読書活動推進への目標と具体的な取り組みも設定しています。このように、家庭や学校、教育機関等が連携して読書活動の推進に取り組んでおります。

また、読書活動推進の基本方針ですが、1つ目の推進のための連携協力では、市内の14校の小中学校の教員と地域コーディネーターを対象とした研修会を実施しております。また、教育委員会、保育所、保育園、幼稚園、小中学校、市立図書館、ボランティアサークル代表をメン

バーとして新設した新庄市子ども読書活動推進委員会で情報を共有し、それぞれの機関での実践に生かしてまいりたいと考えております。

2つ目の読書環境の整備では、小中学校の学校図書館図書購入費を前年度比1.5倍に増額し、蔵書整備に努めています。また、地域コーディネーターを各校に配置し、授業などにすぐ活用できる図書リストの作成や図書館環境の整備に努め、子供たちが来館したくなる環境整備に努めています。

3つ目の意義についての広報と啓発では、各小中学校において学校だよりや図書館だよりの発行等により児童生徒及び保護者への広報、啓発活動を進めています。さらに、乳幼児期から家族で読書を楽しむ環境づくりの大切さを啓発するために、社会教育課の新規事業として4カ月健診時に全ての子供に本を無償提供するブックスタート事業も行っています。

今年度4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査では、読書が好きという児童生徒が全国よりも高い割合となっております。それら児童生徒の読書に対する高い興味関心のもとに日新小学校が平成26年度子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受賞したり、今年度のYBC読書感想文コンクールでも日新小学校が学校賞、新庄小学校が奨励賞を受賞したりするなど本市の児童生徒の読書活動の取り組みが素晴らしい成績をおさめております。今後とも関係機関との連携を図りながら、計画的に子どもの読書活動を推進してまいります。

続きまして、市立図書館の利用時間及び駐車場等の整備についてお答えいたします。

市立図書館は、議員御承知のとおり、現在指定管理者制度を活用し運営しております。御質問の利用時間につきましては、午前10時から午後6時までとなっておりますが、指定管理者の努力により学校が夏休みとなる約1カ月間は午

前9時から開館しております。しかし、これ以上の拡充は、人員の配置が厳しくできない状況であると伺っております。利用者からは、利用時間を延ばしてほしいという声があることは承知しておりますし、利用者の拡大も予想されますので、県内の各市や郡内の町村の現状を参考にし、指定管理者と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

駐車場につきましては、敷地に余裕がなく広げることにはできない状況ですが、近隣の生涯学習施設の駐車場を利用できるよう、調整を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

7 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

7 番（高橋富美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、婚活支援についてですが、本市の出生率と未婚率についてどのように推移されているかをまずお伺いしたいと思います。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 出生の関係でございますけれども、出生率につきましては手元にあります25年度、山形県の人口と世帯数ということを見ますと、率につきましては人口1,000人当たり8パーミルですか、ということで35市町村の中では5位ということ、高いほうからになります。

出生数ということにはちょっと浮き沈みがありますが、少しずつ減ってきている中で近年では増減というようなものを繰り返しながら現在は297、直近の数字で押さえているところは年間297名と。

あと、もう1点、未婚の部分でしたけれども、これは22年の国調ということになりますが、数的には割合から申し上げますと20代あるいは30代でくくると、未婚率が20代、30代の総

数の中で43%が未婚率であると。もう一つ押さえているところは、生涯未婚率というふうなところでありまして、50歳までに一度も結婚したことのない人たちの割合というふうなことになりますが、これにつきましては新庄市の場合は12.0%というふうなことでございます。低いほうから6番目、35市町村中6番目ということでございますが、推移としてはちょっとそこまでは持ってございませんが、未婚率、これについて男性のほうが女性よりもはるかに上回っているというふうな特異さもございますので、この辺を婚活のほうに反映させていっているというふうなことがございます。

7 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

7 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

本年7月に、会派で大分県の豊後高田市を視察しました。そちらでは総合的なまちづくりについて学んできたわけなんですけれども、人口2万3,577人から人口3万人をという新たな目標を掲げて定住促進、定住関係のサイトを立ち上げるなど他市にはないさまざまな取り組みをされておりました。その中でも、やっぱり婚活についての事業がありました。ユニークなイベントをさまざま計画して積極的に開催しておりましたけれども、独身男女の出会いを応援ということで今年度は月に一度のツキイチコンパ、出会いの場を提供されておりました。また、毎月第4金曜日に婚活サロンを開催しております。縁結びお世話人さん、独身者の親御さんを初めとして市民の方々が誰でも参加いただける婚活や縁結びについて交流しているサロンです。

新庄市においてもさまざま、先ほど取り組みを伺ったんですけれども、豊後高田市では市で認定された縁結びのお世話人さんがお引き合わせして、カップルが結婚し市に定住した場合、縁結びお世話人さんへ10万円の奨励金を差し上

げております。以前、本市にもこのような制度があったと伺ったんですけれども、このような取り組み、また復活するようなこととか考えていらっしゃるのでしょうか。お伺いします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 類似の施策ということで、県内でも1市1町承知しているんですが、今の御発言の提起、非常にありがたい方向性ですので、その辺をやっている1市1町をちょっといつも追跡しているんですが、なかなか実利が出てこない、あるいはその縁結びの方々が実際に市の意向を持って実績としてなし得たのかどうかの検証も難しいとかありまして、ちょっとその辺は前に進めない状況ではあるんです。

私どものほうでは、やはり人口減少下の中もありますので、8市町村、最上地域全体で同じ社会構造下の中にありますから連携をしながら、スケールメリットというふうなことで企画あるいは他への連携の考え方、こういうものを導入しておるところでして、単独でやっているとところもあるんですけれども、なかなかその方向性として結果が出てきていないというようなこともありますので、今言われたようなところには少しちょっと今は向いていけないというような状況になっています。

7 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

7 番（高橋富美子議員） なかなか難しい面はあるとは思いますが、そういうこともやっぱり必要なことであると思います。

富山県の南砺市の取り組みをこの間お聞きしたんですけれども、市内在住の成人男女ボランティアで行っている「婚活応援団なんとおせっ会」、あと「婚活倶楽部なんとな」とかとネーミングもすごいんですけれども、出会いの場をいろいろ提供しているわけですが、婚活倶楽部な

んとというのは出会いの場を提供するだけで、おせっ会は婚活に踏み込めない男女を強く後押しする役割を担っているということでした。

ちょっと前までは、やっぱりおせっかいというか世話好きなおじさん、おばさんというのがどこにもいたような気がするんですけども、今はなかなかそういう方もいらっしゃらない。この南砺市では、3年間で38組がゴールイン。先ほど伺った五十何組もカップルが誕生しているということで、こちらも本当にすごいんだなと思いましたけれども、やはりおせっかい、お世話をする方、本当に必要なんじゃないかなというふうに思います。市の中に1つ課をつくるというのは大変難しいことだと先ほどお伺いしましたけれども、今構成されている中でそういう、もう少し前に、おせっかいをもっともっとおせっかいしてくれる方が必要じゃないかなと考えます。

最近では、本当に人間関係の希薄化ということで、都市部だけではなく本当に郡部、本当に今は都市部も郡部もないような状況だと思います。それで、今は本当にネットの時代だなということで私もびっくりしたんですけれども、インターネットで知り合って、インターネットの中で恋愛ゲームをするんだそうです。皆さん御存じでしょうか。それで、本当にこれは実際にあった話だということなんですけれども、インターネットで恋愛関係というかあれして、本当にたった5回会っただけでこの新庄市に嫁いできた方がいらっしゃるということでした。もうそういう世の中なんですけれども、やはりネットはネットでいい面があるかとは思いますが、私はやはり人間対人間、もうそばにいろいろな方が本当に親身になって結婚ということを考えて今、行くべきであると思います。その点で、もう一度取り組みの中身ですか、具体的な、もっとこういうのをやっていきたいという市のお考えがありましたら、お話しいただければ願

いします。

荒川正一総合政策課長 議長、荒川正一。

小嶋富弥議長 総合政策課長荒川正一君。

荒川正一総合政策課長 今、8市町村の中で実行委員会を組みながら進めているんですが、その成果と課題が浮き彫りになっておりまして、課題としてはなかなか女性の参加を得られないと。先ほど54組のカップルがということでこの4年間の実績を申し上げましたけれども、その7割が2月のイベント、いわゆるバレンタインの集中するイベントの月に成立しているというようなことのようにです。したがって、バレンタインの性格というか、そちらから見れば女性と男性とのかかわり方の違いなのかなというようなことで、女性が参加しやすくするような方向づけをここ数年しているんですが、なかなかやっぱり大きくはね上がるような結果には出てこない。

もう一つの課題は、男性が女性とのかかわり方について臆病なのか、あるいはよくわからない。話し方、服装、そういうようなものがありまして、スキルアップをしようというようなこともしております。男性は、延べて参加者は多いんですが、悪く言えば多だけというような形になってしまう部分がありますので、私的なものを今流にしていけないと女性のほうもコミュニケーションがとりづらいというようなことになってまいりますので、男性、女性のそれぞれの特質、課題を浮き彫りにした上で、じゃあどうするのかといった中でスキルアップ講座なり、あるいはスタッフ自体がもうちょっと勉強、研修したいというようなこともしておりますし、隣接している他地域に出て行って、そこでイベントをやってみたいとか、あるいは業種を変えてやってみたいというふうなことの考え方も出ております。

今、議員の言われたおせっ会隊というふうなことも含めて提起して考えていけるものなのか

なというふうなことで、さまざまな形でやっていかないと、試しにもなるんでしょうが、県もそのようなやり方でやっていますので、よくよく参考にさせてもらいながら実行委員会のほうにも提起していきたいというふうに思います。

7 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

7 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

やはり本当に皆さんで目をかけながら、声をかけながらやっていけば何とかイベントも大成功するのではないかなと思いましたので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、認知症対策のほうに移らせていただきます。

先ほど高齢者の認知症の数を伺ったのですが、前回からまたふえていまして、なお認知症サポーターの役割について質問させていただきます。

先ほど、市長の答弁の中で認知症サポーターが710名にふえておりました。6月現在、伊藤市議が同じ質問をされたんですが、そのときは537名でした。それから200名近くふえておまして、本当にこの認知症サポーターについての取り組みというか、皆さん本当に必要性を感じていらっしゃるって、参加をされているんだなというふうに思いました。

私も新庄市の認知症サポーターの講座に参加することができなかったもんですから、東根市の認知症サポーター養成講座をたまたま受講することがありました。本当に今まで知り得なかったことがたくさんあって、大変勉強になりました。そのときに、終了してオレンジ色のリングですか、認知症サポーターの印ということでオレンジ色のリングをもらいました。私も、今はつけていませんけれども、それがまず目印というかになるんですけれども、町の中を歩いていてそういう、皆さん、見かけたことはありますかね。私は、余りそういう方に会ったこと

がありません。私自身も徘徊された方とか、それから本当に妄想ですか、いろいろ認知症の症状の方に出会いました。その中で、やっぱりそういう認知症サポーターの養成講座を受けていたもので、いろんな対処の仕方を学ぶことができました。

前回、伊藤市議も言われたんですけども、その認知症サポーター養成講座を受講した後の取り組みがしっかりとしていかなければ、何のために受講されたのか、一人一人は多分そういう場面に遭遇したときにいろいろ対処はできると思うんですけども、全体としてのそういう受講を終えた後の何かもう一つ手だてがあってもいいんじゃないかなという思いが1点と、それから今後サポーターをふやしていくという話がありましたけれども、一体どれくらいの人数というかふやす予定があるのかをお願いしたいと思います。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 認知症サポーターの件についてお答え申し上げます。

認知症サポーターにつきましては、サポーターという名前からして認知症の方を支えていく役割というふうなことで言葉尻からするとそういうふうに思われがちですけれども、認知症の方の行動特性を知っていただいて、市民が適切に接していただくというふうなところを勉強していただく場というふうなことで、そういった受講者の方をサポーターと呼んでいるところがあります。

先ほどの市長答弁にもございましたように、金融機関でありますとかにおいては、やっぱり認知症の方が毎日いらっしゃるとかということもございまして、金融機関の申し込みが多かったところがございます。また、老人クラブにつ

いても何力所かあったところでございますけれども、今年度につきましては新庄警察署の方々、一応全員受講していただいたところです。徘徊等におきまして、やはり警察の方が接することが多いものですから、その接し方について学んでいただいたというふうなことで、アンケートの中でもかなり好評だったというふうに認知しております。

今後どうやってふやしていくかというふうなことですけれども、やはりいろいろなところ呼びかけていくというふうなところを中心になってくると思いますので、やはり、例えば、きのうも話がありましたけれども、健康福祉推進員とか地域の方々にとっても、やはり自分の家族でありますとか周囲の方々に接していく機会というのは今後ふえてくると思いますので、そういった呼びかけを今後もしていきたいというふうに考えております。

一応、人数、これからどういうふうにならして、目標を持ってみたいという形で聞かれましたけれども、それについては今のところ定めてございませんけれども、積極的に受講を呼びかけていきたいというふうに思っております。

なお、今年度につきましては、市職員の窓口業務を担当する職員の方を中心として講座を、サポーター養成講座につきましてやっていきたいというふうに考えているところです。以上です。

7 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

7 番（高橋富美子議員） 今回のお知らせ版の11月25日号というんでしょうか、それにもしっかり認知症についてのサポーターの件とかも入っておりました。まだまだいろんなところで啓発活動をお願いしたいと思います。

先ほど、私は東根市で受講したんですけども、最後に社会福祉協議会の事務局長さんが絵本の読み聞かせをしてくれたんです。それは、

「大好きだよ キョちゃん」ということで、おばあちゃんとお孫さんの物語というか絵本でした。そのお孫さんは、おばあちゃんがだんだん変化していく姿にすごくいら立ちとか、何でずっとずっと僕に迷惑をかけるんだみたいなことを言うんですが、おばあちゃんが認知症だったということをそこで知ってからおばあちゃんに接する態度が変わり、思いやりとか優しさに変わってきたというそういう絵本でした。

今、小中学校を会場に子供の認知症サポーターの養成に取り組んでいる自治体があると聞いております。本市において、このような取り組みは考えていらっしゃるのでしょうか。お尋ねします。

長谷部 薫 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 学校現場におけます認知症対策についてですが、特設サポーター制度というのについては現在のところ行ってございません。ただ、学校教育の中につきましては、総合的な学習の時間の中で福祉を扱う分野がございまして、お年寄りの方と接する場面とか、あと道徳の時間の中で昔から題材にされています長幼の序というものに通じます思いやり、親切などという徳目を通じまして、目上の方に対する思いやり、それから困っている方について手を差し伸べることについては、これまでも取り組んでいるところでございます。

このような機会を踏まえまして、ぜひ福祉の中でもこういう認知症ということについては、子供たちについてもかかわってくることになりますので、教育の場面を通じながら適切な指導を行ってまいりたいというふうに思います。

7 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小嶋富弥議長 高橋富美子君。

7 番（高橋富美子議員） わかりました。しっかり、やっぱり今、本当に誰がなってもおかしくないそういう認知症に対して、本当に思いや

りの精神で接していきたいなと感じました。

最後に、先ほど市立図書館の開閉時間ということで、本当に指定管理者制度があるということで、大変問題があるというお話をお聞きしました。

尾花沢の市立図書館は、月曜日から土曜日まで午前9時から7時、あと日曜祝日は9時から午後5時。また、甕葉プラザも火曜日から金曜日が午前10時から7時、土曜日が9時から夜7時、日曜祝日は午前9時から5時というふうに時間帯もさまざま工夫されているようです。市民の皆様がやっぱり使い勝手のいいように、冬場は遅くてもいいのかなと思いますけれども、やっぱりさっきお話ありました夏、子供たちが夏季休業に入るときは時間も9時からということでしたいただいているんですけれども、やっぱり夏の間は少し早目に、今は退職者も多いですし、9時からとかそういうところを再度検討していただきたいなと思います。

これはお願いですので、以上をもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

小嶋富弥議長 ただいまから10分休憩いたします。

午後2時22分 休憩

午後2時32分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）（拍手）

1 番（佐藤悦子議員） 日本共産党の佐藤です。一般質問を申し上げます。

さきの質問された議員の皆さんが、新庄最上

地域の人口減少をどう食いとめていくのかということを大きなテーマにしておられました。私は、新庄最上地域の人口減少を食いとめられるかどうかというのはエネルギー問題と食料自給問題、これに責任を負える日本になれるかどうか、農業が基幹産業として持続できる政治になれるかどうか、これが私は一番大きなことだと思います。安倍内閣は、地方創生と言いながら国民の胃袋と財布をアメリカに売り渡すTPPを推進しています。そしてまた、このたびの米価暴落には何の手も打ってくれません。これでどうして地域創生ができるのか、私は怒りでいっぱいです。

そこで、第一に米価下落対策について伺いたいと思います。

このたびの米価は、米の銘柄によっては1俵当たり前年比で3,000円も下がっています。10アール当たり8俵を収穫とすると、1.5ヘクタール耕作している農家は36万円の減収が見込まれます。そのまま10ヘクタールを耕作している農家に当てはめれば、240万円の減収です。20ヘクタール耕作した場合に当てはめれば、480万円もの減収です。米価暴落は、大規模農家ほど大きな打撃となっています。

その上、減反への補助金が半減しました。米をつくっても飯が食えねえ、そういう時代です。米価は来年もさらに下がるのではないかといい見通しもある中で、農家は再生産の意欲を失っています。融資、これもそのままに本当にありがたいことではありますが、それだけでよいのかと私は思います。

秋田県東成瀬村は、2000年から2014年について村独自で米価対策に取り組んでいるとのこと。JAの概算金の5年間の平均額と平成26年度産米の概算金との差額の半額を補助しているそうです。今年度3,000円下落した米には、村は60キロ当たり1,100円の補助をするそうです。仙北市では、10月18日1俵当たり200円、

市全体で3,737万円の農家への市独自の補助を行ったそうです。当市でも緊急に独自補助を実施する考えはないか、お聞きしたいと思います。

また、国民健康保険税の市独自の減免の拡充が必要ではないかということも伺います。農家に独自減免の制度をこの際お知らせして、軽減を図ることはできないでしょうか。もし、該当者がいない場合は、減免の基準の緩和が必要ではないか、お考えをお聞かせください。

次に、米の消費拡大に取り組むべきではないかということをお伺いします。例えば、高齢者福祉施設や学校、乳幼児施設の給食で米飯給食をふやすように奨励するなどをしてはどうかお聞かせください。

また、米価下落の原因はどう見ておられるでしょうか。自給率の低い日本で、主食である米をつくる生産者に価格補償をしない状況を市長としてどう見ているか、お考えをお伺いします。アメリカでさえ生産物の価格補償をして農家に二重、三重の助成をしています。国民の主食に責任を持たない政治は、おかしいのではないのでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

福祉施策の充実で、格差解消を目指すことについて伺います。

年金が下がり物価が上がる中で、家計消費が冷え込んでいます。そこで、福祉灯油の実現で低所得者世帯を励ますべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、視覚障害者だけに絞って実施しております市独自の移動支援事業ですが、これは大変喜ばれております。その対象者を知的障害者や身体障害者にも広げてほしいという要望があるということですが、どう考えているかお聞かせください。

また、第3子保育料無料化の施策の拡充をどう考えているかお尋ねします。市独自で、上の子供が小学3年生になるまで第3子以降保育料

が無料となっています。このたび該当することになった世帯は、ぎりぎりの生活で働かざるを得ない、本当に助かると言っておられました。少し離れて生まれても第3子保育料無料化が受けられるように拡充すべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

大きな3つ目の質問です。

介護保険の大改悪でサービスの切り捨てを許さないことについて伺います。

安倍自公政権は、さきの通常国会で医療介護総合法の可決を強行しました。この法律は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しをさらに強化するなど公的介護、医療保障を土台から掘り崩す大改悪法です。以下、この法律を総合法とします。

7月に、厚生労働省は総合法の具体化に向けてガイドライン案、告示案、政省令案等を明らかにしました。総合法は、要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施する地域支援事業に移すとしています。具体的には、地域支援事業の介護予防事業に要支援者の訪問、通所介護の代替サービスを加え、新しい介護予防、日常生活支援総合事業（新総合事業）に改変します。新総合事業のサービスは、既存介護事業所による専門的サービスとボランティアなどによる多様なサービスが用意されることになります。既存の介護事業所の専門的サービスを利用してきた方も、一定期間後にはボランティアによる多様なサービスに転換していくようガイドライン案は指示しています。

今回の法改定に先行して予防モデル事業を行った市町村がありますが、そこでは行政が要支援者を説得して、強引に介護サービスを打ち切るなどの事態が相次いでいるとのこと。サービス切り捨てによる給付費の削減こそ、この制度改定の本質になっています。要支援者を軽度者として一くくりにして、今利用している介護保険のサービスから外し、住民主体の自主的

支援に肩がわりさせようという改悪です。要支援者の援助のためには、高齢期の心身と生活の全体を把握するための知識と視点、高齢者本人を主体としたサービスの技法と倫理観を持ち、熟練した対人援助を行うことができるホームヘルパーが私は欠かせないと思います。

そこで、要支援者サービスの新総合事業への移行について市町村の条例で実施をおくらせ、2017年3月末まで現行の仕組みを継続することが可能だと聞いておりますが、そういう立場でいるべきだと思うんですが、市の考えをお聞きます。

また、要介護認定、サービス受給は権利です。自治体が妨害することは法令違反とのこと。行政が圧力をかけて本人の同意もなしにサービスを打ち切ることはいえないかどうか確認したいと思いますが、どうでしょうか。

また、特別養護老人ホームの入所は介護度3以上に限定していくとのことですが、それでも介護難民の深刻な実態は改善されません。そこで、特養ホームの抜本的な増設、入院患者の追い出しの中止、居住系サービスの低所得者の利用料の減免、虐待や孤立など処遇困難を救済する措置、福祉の再建などが必要ではないかと思っています。市の考え方を伺います。

また、利用料の2割への引き上げは、施設利用者とその配偶者の生活破壊、負担を苦にした退所がふえるなど、悲惨な事態になることが予想されるのではないかと思います。どう見ているか伺います。

そして、介護保険料は2015年には全国平均で8,200円になることが予想されています。年金は、アベノミクスによる物価上昇の影響も含めると、実質年金額が安倍政権発足後、6%も減りました。来年度は物価上昇以下に支給を抑えるマクロ経済スライドを初めて発動します。今後30年間も年金削減を続けることが検討されています。そうした中で、高齢者の負担は限界を

超えているのではないのでしょうか。保険料を抑えながら必要な介護を充実することを持続可能な制度とするには、国庫負担の割合を大幅に上げさせる以外にないと考えます。市長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小嶋富弥議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

平成26年産米における概算金の大幅な下落や米の直接支払交付金の半減により、米による収入が生産費を大幅に下回ることになり、稲作農家の経営が非常に厳しい状況にあると認識しております。

当市では、当面の資金繰りをサポートするため、早々に米価下落対策緊急資金の無利子化の対応を行うとともに、米の直接支払交付金の早期支給、仮渡金の追加払いの要請など国や県、農業団体等と一体となった取り組みを進めているところであります。今後も米価の安定に向けた要望や要請、情報収集を進めながら、稲作農家の経営安定を図っていく所存であります。

次に、国民健康保険税の減免についてですが、市税減免の制度やその趣旨につきましては地方税法に規定されており、これを受けて市税条例で改めてその内容を定めております。

御質問の国民健康保険税の減免につきましては、所得が皆無になったため生活が著しく困難になった方や、これに準ずる方が対象となります。この減免の制度とは別に、低所得の方には当初の算定において所得に応じて均等割額と平等割額について最大7割を軽減する仕組みとなっております。このような減免の軽減については、市報や市のホームページへ掲載、課税される全世帯への説明書の送付など、さまざまな方法で周知に努めてきたところであります。独自減免制度の拡充については、厳しい国保財政を

勘案いたしますと現段階では困難であると考えております。

次に、米の消費拡大についてであります。高齢者施設や学校、保育所等施設での給食は、米を中心としながらパンや麺などを使うメニューも用意し、毎日の食事として楽しんでいただける献立としておりますが、米飯給食の実施回数をふやすことはほぼ頭打ちの状況にあると考えております。米に限らず、新庄産の農産物の消費拡大につきましては、今年3月に策定した新庄市食育地産地消推進計画において大人から子供まで食育と地産地消を一体的に進め、家庭や給食において地元産農作物を積極的に消費し、健康と元気を維持し、農業の振興に寄与していくことを計画しております。

米飯給食の推進に関しては、さまざまな食に対する嗜好がある中、米を食べる習慣が子供から親、家庭の中へと浸透し、米を食べる生活が大人になっても根づいていくよう、保育所や学校の食育、地産地消の取り組みを通じて働きかけていきたいと考えますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

米価下落対策、価格補償等ではありますが、平成26年産米における概算金の大幅な下落の原因については、主食用米の消費減少に歯どめがかからないことや近年の豊作基調等による過剰在庫により、需要と供給のバランスが崩れてしまったものと推測しております。米の価格補償については、国が推し進める新たな農業、農村政策の4つの改革の中で、農業を足腰の強い産業としていくための構造改革として、日本型直接支払制度の創設と経営所得安定対策の見直しを図ったところであり、当市においても多面的機能支払交付金の拡充と認定農業者の拡大や集落営農の組織化を進めているところであり、現行の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策の拡充による経営の安定化を求めていく考えであります。

福祉施策の充実で格差解消を目指すというようなことでありますが、議員のおっしゃる福祉灯油の実施につきましては、山形県ではことし2月に灯油価格の高騰が続き、低所得の高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親世帯などの家計を圧迫している世帯の軽減を図るため、緊急対策として灯油購入費助成事業を実施しております。当市においても594世帯からの申請があり、低所得の高齢者世帯や障害者世帯などの家計負担の軽減が図れたものと考えております。

最近の原油価格の動向といたしましては、6月のピークと比較し、11月現在において約30%下落しております。11月27日に開催されたOPEC総会では減産の決議はなされず、今後とも原油価格は下落するものと思われ、新聞報道においては円安傾向による石油価格高どまりも解消していくものと見られております。

こうした状況の中、今冬に向けた福祉灯油の実施につきまして今のところ当市としては考えておりませんが、県の判断において昨年度のような緊急対策が実施される場合は、本市として実施を検討してまいりたいと考えております。

移動支援事業についてであります。当市におきましては障害者総合支援法第77条に規定しております市町村が定める地域生活支援事業の一つとして行っており、屋外での移動が困難な障害者および障害児への外出のための支援を行っております。対象者としては、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者の方と要項で規定しており、いわゆるガイドヘルパーの派遣を通じ視覚障害者の支援を行っております。この対象者の範囲につきましては、近年の核家族化などの社会情勢も反映し、視覚障害者以外にも対象者の拡大を求める意見が出てきており、全国的にも対象者を移動支援が必要な肢体障害や知的精神障害者に広げる傾向にあります。

本市においても、先日開催しました障害者福祉計画推進委員会の中で拡大の意見が出されて

いるところであります。これらの状況や積極的に社会参加を促すという本事業の目的を果たすためにも、現在策定中である平成27年度からの新庄市障害福祉計画において移動支援事業における対象者の拡大について議論していきたいと考えております。

続きまして、第3子以降児童の保育料免除事業の対象範囲の拡大についてお答えいたします。

既に御承知のとおり、この第3子以降児童の保育料免除事業は、多子世帯における経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成25年度から市単独の事業として実施しております。特に、経済的な面で第3子以降の子供を持つことをちゅうちょしている子育て世帯に対し、少しでもその不安を解消できる一助になれば大変喜ばしいものと考えております。

この事業の対象範囲の拡大については、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。理由といたしましては、この免除事業を開始して2年目であり、さらなる効果、向上を図る上でも事業の検証も必要であること、また市内の私立幼稚園に入園している児童の世帯への就園奨励費補助事業の第3子以降の保育料が、全額補助となる長子の年齢が9歳未満の児童となっていることから、幼稚園入園児童の保護者と保育所入所児童の保護者との費用負担の均衡性を考慮する必要があることが挙げられます。さらには、子ども・子育て支援新制度を実施するための財源として予定されていた消費税の税率改正が見送られたことによる影響等も考慮すべき点であると考えております。以上の状況から、さらにより効果的な保育料免除事業として推進するためにも、時間をかけて慎重に検討を重ねてまいりたいと思います。

最後に、介護保険法の改正についての御質問ですが、平成26年6月に施行されました通称医療介護総合確保推進法により、一部事業内容を改変し、新しい総合事業として平成27年度から

市町村に義務化されることとなりました。

御質問にもございましたが、事業の受け皿整備等のため、一定の時間をかけて事業を開始することができるよう平成29年3月まで実施猶予されております。実施までの猶予期間を活用することも視野に入れ、多様なサービスとサービス提供主体の把握、市及び地域包括支援センターの実質単位の確保を進め、できるだけスムーズな移行を図っていきたいと考えております。

次に、要介護認定を受けた方はケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、その方の自立を支援するために介護サービスが提供されます。一定期間、介護保険料の未納等が発生した場合は給付が制限される場合がございますが、サービスを受ける権利と保険料を納める義務の関係でございますので、行政が一方的に給付を打ち切るということはございません。

特別養護老人ホームの入所限定の件でございますが、平成27年度から特別養護老人ホーム申し込みについては基本的に要介護3以上となります。要介護1、2であっても家族の介護放棄などのやむを得ない事情の場合には、入所が可能となります。現時点では、市内の特別養護老人ホームに入所している方は9割以上が要介護3以上であり、法改正による入所に係る規定が定められても問題は発生しないと考えております。

また、特別養護老人ホーム入所については、現在定員80名の特別養護老人ホームが開所に向け整備が進められておりますので、待機者解消が期待されているところです。入院医療が不要となった重度要介護者については、施設において早期の老人保健施設や特別養護老人ホーム等への入所調整を行っているところです。

入所施設における低所得者層への補足給付については、基準変更等はあるものの継続されることとなっております。なお、虐待等によるケースにおいては地域包括支援センターや施設な

どとの介護保険を活用した緊急避難による入所調整など連携を図り対処してまいります。

次に、利用料の2割負担については、65歳以上の単身被保険者で合計所得160万円以上の方を基本としておりますが、合計所得がそれ以上であっても実質的な所得が280万円に満たないケースや2人以上世帯における負担能力が低いケースについては、年金収入とその他の合計所得の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円未満の場合は1割負担となるよう改正されております。なお、高額介護等の負担限度設定もありますので、原則2割負担でも実質2割を超えない場合もございます。

最後に、介護保険料についての御質問ですが、高齢化が急速に進み介護サービスを利用する方が増加し続ければ、利用料の負担と給付費も増加し続けます。介護予防に重きを置き、健康寿命を延ばし、要介護認定者数を減らすことで保険料の引き上げを最小限度に抑えたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 情報収集に努めていくという米価下落問題については、市長の丁寧なお答えがあったように思います。私としては、国が動かないのであれば、市の農業を守るために市独自に仙北市のように補助することもあり得るのではないかなと思うんですが、そういう考えはなかったのかお願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 市独自の助成ということでの検討はなかったかというふうなお話でございましたが、確かに来年産の播種用種子、この種子に対する助成をどうかなというふうな検討をさせていただきました。水田面積約3,000ヘクタールに対して1キロ500円の種子を1反歩当た

り4キロ必要でございますので、1反歩2,000円の種子、この半分をJAと市でどうかというふうなお話をさせてもらいました。やはり、総額にしますと2分の1で3,000万円ほどになるんですが、なかなか10アール当たりになると1,000円とかそういうふうな額になりますので、非常に実効性がないんじゃないかなというふうな判断をさせてもらったところです。

米そのものが、いわゆる収量が冷害等で減収したとか、あるいは非常に湿度が高くていもち病が多発した、こういうふうな年には来年産の水稲種子助成というものはありましたけれども、今回については量とも質とも申し分ないぐらい出ていることがゆえに米価下落というふうなことの結果になってございますので、それよりもやはり地域経済あるいは農家の経営、この辺の来年の再生産をしていくためにもっといろいろな方法があるんじゃないかなというふうな検討の中で、9月の本会議で質問をいただきました農業農村の長寿命化対策、この対策でもって当面の農家の雪解けを待っての直営事業とか、あるいは地域経済の第2の公共と言われるこの事業について何とか補正をすることで再生産に、地域経済の活力にも回るのではないかなということで、今12月定例会において補正予算として3,765万円の負担金の補正をお願いしたところでございます。

末端にしますと、この4倍になりますので1億5,000万円ほどのお金が保全会のほうに回ることにになりますが、その中で何とか経済地域を回す、あるいはそこでの直営事業によって何とか実入りをさせていただくというふうな、そんなことでの検討をさせてもらっているところでございます。

当面の対策としまして、ただいま市長が申し上げた3点のほかに、ナラシ対策の早期交付ですとか、あるいは急ぎの防止、あるいは非主食用米への転用、それから備蓄米としての市場隔

離、青死米発生による作況指数等生産数量との乖離補正とかいろいろ策はございますので、このようなことを国のほうに機会を捉えて要望していきたいというふうなことでありますので、御理解のほどをよろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 担当課として市独自にできないかということを検討したというのは、本当にありがたいことであります。その意味で、おっしゃっている、やると言っている中身についてはいいものだ、悪いものではないと思います。さらに、でも農家としては本当に今、意欲がなくなっているんです。そういう意味で、米をつくっても来年また米価が下がるんでないかということで、不安で不安でやめようかというそういう声が広がっているんです。そういう意味では、今の国の米価対策といいますか、これが全くなっていないというか、そういう気がします。

そういう意味で、私たち我が党国会議員団は政府に対して申し入れをしました。1つは、先ほど課長もおっしゃった過剰米の市場隔離を初め、米に対する需給調整に直ちに乗り出すこと。もう一つは、今年度の米の直接支払交付金の半減対策、半減措置を撤回して、もとの1万5,000円にして、農家の経営安定対策をとるということをやるべきだと要望しました。そういうことは、要望する気持ちがあるかお聞きします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 先月、11月の東北市長会から内閣総理大臣、農林水産大臣、各政党代表へただいまのお話のあったような内容の要請をなさっておりますので、我々末端自治体としても、できる範囲は限られておりますけれども、やはり県を通じてそういった要請、お願いを引き続

きしていきたいなと思っております。

しかしながら、やはり過剰在庫、それから年々米の消費量が年間8万トンずつ消費が減るというふうなことで、需給バランスの崩壊が招いた結果でないかなというふうに言われております。次年度以降の対応としまして、転作の本作化であったり、先ほど来、質問をいただきました飼料用米などの非主食用米への取り組み拡大、これ、JA全農では20万トンから来年は60万トンを目指し、取り組むというふうな姿勢も示されておりますし、米の輸出の拡大促進、また来年産の生産数量目標がことしと比べて14万トンほど減らした形で生産数量目標の配分割り当てがなされました。山形県では3.9%の減でございます。これに加えて、自主的な取り組みをしていただきたいというふうな目標数字で、自主的超過達成目標への取り組みということで、さらに12万トンの自主的取り組みが割り当てられる模様でございます。

この取り組みにつきましては、産地交付金10アール当たり5,000円を交付するから何とかそちらのほうの取り組みをしていただけないかというふうなお話もございますし、主食用米の長期的計画的販売というようなことで、これを担当しているのが公益社団法人米穀機構が担ってございますので、また備蓄米の政府の取り組み拡大、こういったものも総合的に進めていくことでいわゆる過剰在庫から需給の適正バランスに持っていけるのではないかなというふうなことで、そういった総合的な取り組みが必要だと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今、さまざま国が頑張っているのではないかみたいな感じで聞かされたような気がします。でも輸入の米が77万トンあると聞いております。それが、結局過剰に加工のいろんなものに回って過剰米に至って

いるのではないかと、そういうことがあります。

また、備蓄米のことで言えば、古々々米と言われるような非常に古い米がありながら、それを飼料米に放出すれば、放出して新しい米をことし買ってくれば、そういうのを買えば、本当は生産者の米価は上がるだろうとも言われているんです。そういった対策を一切打たないまま、今の農家泣かせ、新庄の農業を潰していくような、意欲を失わせるような米価で放置してきた今の自民党の、自公政権のあり方というのが、私は亡国の政治ではないかなというふうな気がします。

先ほど大規模化なども米を輸出するような話でも、課長の話の中から6次化で出ているんだとありました。しかし、農水省の諮問機関農政審という企画部会で話し合われたのを見ますと、大規模化やコスト削減とか輸出をふやすことでの所得倍増の方法はできないと、農家関係者が実際にやってみて指摘しています。例えば、藤井牧場の藤井さんという方が外国でアイスクリームを販売してみたけれども、売り上げよりも経費のほうが多くかかったと発言しています。また、野菜や米の大規模組織をやっている近藤さんという方は、実際に下がっている生産コストは一つもないと。所得も減っている、所得倍増をどう具体化するのか、これが審議会の中で行われている中身なんです。それですから、今の農政のあり方では農業がどんなに大規模になっても、輸出しようとしてもうまくできない。そうして努力した人たちが片っ端からやめざるを得ないような方向に持っていける、そういう今は農政になっているような気がします。

また、ナラシ対策ということでさっきありましたけれども、これは実際には認定農家とか集合体というか生産組織になっている人たちに保険を掛けさせて、国が補填してやっていくという話なんです。掛けられる人は農家の6%と言われています。そうすると、ほとんどの農家

はそれに掛けられないわけですし、全く今の米価暴落で、家族でやってきた農家が全部やめざるを得ないような農政に持っていかれる。自民党政府は自給率を上げるんだというふうに目標を掲げますが、実際の農政の中ではそれが成り立たない、自給率が下がっていくだけの方策しかやっていないんじゃないのかなという気がするんです。なぜか。それは、公約に反してTPP交渉をやる、そして農産物輸入の譲歩をしている、こういう農政だからでないかなと思うんです。

小嶋富弥議長 佐藤議員に申し上げます。

論点を絞って市政に持って行ってください。

1 番（佐藤悦子議員） はい。

そういう意味では、市長として国に対して新庄市の農業を守る立場からTPP交渉はすぐにやめるべきだということも言っていたかと思うんですが、どうでしょうか。

小嶋富弥議長 それは通告に入っていないので、それは趣旨が違うんじゃないですか。

1 番（佐藤悦子議員） 米価下落をどうするのか、新庄市の農業をどう守るのか、これを考えたときに、今の自民党安倍政権の中でTPP交渉に入っていく、これでは新庄の農業をどんなに努力してもやっていけないということは明らかじゃないかということなんです。どうでしょうか。これは、新庄市の農業を守るために私は聞いているんです。

小嶋富弥議長 TPPの問題は、通告にも入っていませんよ。佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 新庄市の農業を守るといったときには、今の国の農業の施策、これがどうなっているのか、本当に自給率を上げるものになっているのか、そういう目から見て物を言っていかなばならないんじゃないかと私は思います。そういう意味で、市長にそういう見解を伺った次第です。答えをさせないというのであれば仕方がないので、次に行きたいと思いま

す。

先ほど、米の消費拡大についてなんですが、もう限界だというお答えだったように思います。でも、養護老人ホームの神室荘ではパンを提供しております。入居者からは、パンよりも御飯を食べたいという声があります。外国から輸入する小麦よりも国産の米を食べさせるほうが栄養もあり、食物繊維としても大腸がん予防にいいと言われています。そのことについて消費拡大という点でどう考えているか、またお願いします。

あと、学校給食について。米飯給食をふやすことは将来にわたって米の消費拡大につながります。限界だと言わないで、新潟県の私たちが見てきた市では全食米飯でした。そういうふうにして、米をおいしいと感じるようなレシピを考えてやっていただきたい。米の消費拡大についてどう考えているか、再度お願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 日本食のベースはやっぱり米というふうな、これは基本だと思います。しかしながら、やはり国民1人当たりの米の消費量が現在、直近1年間で54.5キロが1人の消費量でございます。市長答弁にございましたように、食の多様化もある中で週5回の給食のうち4回が学校給食では行われていると。やはり、小さいころからおいしい御飯を食べて、それで育っていくと。つまり、大人になってもやはり米だね、御飯だねというふうなそういう食文化を根づかせていくことが大事ではないかなと思います。

そのようなことで、ことし3月に策定されました食育地産地消計画、こちらのことで大人になっても自分の子供や家族にも御飯を食べていただく習慣、これを根づかせていくというのがやっぱり一番大事なことはないかなと思いますので、その辺のところ消費拡大については

力を入れていきたいなと思っております。以上です。

小嶋富弥議長 学校給食はいいの。

長谷部 薫 学校教育課長 議長、長谷部 薫。

小嶋富弥議長 学校教育課長長谷部 薫君。

長谷部 薫 学校教育課長 学校給食につきましては、今、農林課長の答弁にもありましたように、週5日のところ4回提供しております、そのほかにもパンの場合につきましても米粉を使ったパンを子供たちに食べさせるなど、米については消費について学校給食の中でやれる範囲のところでやっております。

また、新庄の小中学校で食べている米飯につきましては、新庄産のはえぬき1等米を使用しております、大変おいしい米を子供たちに提供しておりますので、その子供たちの舌が豊かになって、将来大人になったときもやっぱり米飯から離れないということについては取り組んでいるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 米については、ありがとうございます。これで終わりたいと思います。次に行きます。

福祉灯油のことについてなんですが、長井市で福祉灯油を実施するとの提案がこのたびされました。県としても2分の1の補助をする方向だということです。当市でもやる方向で検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

小野茂雄 成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野茂雄君。

小野茂雄 成人福祉課長兼福祉事務所長 市の姿勢としては、市長答弁と同じでございます。県のほうで進めるというふうなことがありましたら、うちのほうでも検討して、県の施策に乗ってい

くかどうかということを検討していきたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

次に、第3子保育料無料化の問題についてです。

天童市では、18歳未満の児童が3人以上いる世帯は、第3子以降は保育料が無料とされているということでした。鶴岡市では、上が小学校6年までに3人以上いる場合は第3子保育料が無料だということでした。

当市としても働きながら子育てする支援として、そういった方向に前向きに検討すべきでないかなと思うんですが、どうでしょうか。

板垣秀男 子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

小嶋富弥議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男 子育て推進課長兼福祉事務所長 第3子保育料の免除のお話でございます。基本的には市長が答弁したとおりであります、いわゆる事業開始2年目であるということ、それから幼稚園就園奨励費、そちらの長子の救済というふうな関係、あとあわせまして平成26年度からの寒河江でも実際に始めている。これは、もう新庄市と同様の制度で始めてございます。そのあたり、県への財政的な手当てができないのかというふうなところも県のほうに要望しながら、また事務事業評価ですとかそれから定住促進強化策、そちらのプロジェクトに乗せながら検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。お願いします。

次に、介護保険のことについてですが、聞き

漏らしがあるのかもしれませんが再度になる
かもしれません。お願いします。

利用料2割負担になる方は、年金収入280万
円以上の層の方です。例えば、夫が280万円の
年金で妻が収入ゼロでも該当するとのこと。す
月平均23.3万円で2人世帯で暮らすわけ。す
介護度5で2割負担となれば、施設サービスで
は老人保健施設で月16万円2,180円になりま
後期高齢者で医療費も通院限度額である月1万
2,000円の負担だとすると、配偶者の生活がこ
れで成り立つのか。その他の税負担や光熱水費、
食費などに不足することが明らかではないのか。
これについてどう考えるかをお願いします。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、小
野茂雄。

小嶋富弥議長 成人福祉課長兼福祉事務所長小野
茂雄君。

小野茂雄成人福祉課長兼福祉事務所長 介護保険
制度の改正につきましては、細部にわたりまし
てまだ検討中のところがございます。所得が
160万円以上の方が2割負担、実質は年金収入
で言いますと280万円以上というふうな方で
ございますけれども、2人暮らしの場合につきま
して、先ほど市長答弁にもありましたように、
年金収入と2人以上世帯で346万円未満の方は
1割負担となるというふうなことで、ある程度
想定した場合で変更がなされているところで
あります。

なお、来年の閣議決定のあたりまでこの細部
のところ、横のところとか変わってくるという
ふうに思われますので、その点については今後
の動向を見守りたいというふうに考えておりま
す。以上です。

小嶋富弥議長 よろしいですか。（「もうちょっと、
まだある」の声あり）だって、あと答え、求め
られないよ。（「ああ、そうですか」の声あり）
うん。（「制限時間、まだあるということだった
ので」の声あり）30秒でおさめてください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 国会の審議でも日本共
産党の指摘がありまして、この2割負担の部分
について厚労省の示したデータが捏造だったと
いうことが露見して、厚労省が説明を撤回し反
省を明言する事態となりました。この層なら2
割負担は大丈夫という説明は姿を消したわけ
です。そういう意味で、撤回が必要ではないかと
思います。以上です。

小嶋富弥議長 以上で、今期定例会の一般質問を
終了いたします。

散 会

小嶋富弥議長 お諮りします。

今期定例会の本会議を明日12月10日から12月
14日まで休会したいと思います。これに御異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
今期定例会の本会議を明日12月10日から12月14
日まで休会し、12月15日午前10時より本会議を
開会しますので、御参集をお願いしたいと思います。

本日は以上で散会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時23分 散会

平成26年12月定例会会議録（第4号）

平成26年12月15日 月曜日 午前10時00分開議
議 長 小 嶋 富 弥 副議長 小 野 周 一

出 席 議 員（18名）

1 番	佐 藤 悦 子	議員	2 番	伊 藤 操	議員
3 番	石 川 正 志	議員	4 番	佐 藤 義 一	議員
5 番	奥 山 省 三	議員	6 番	沼 澤 恵 一	議員
7 番	高 橋 富 美 子	議員	8 番	佐 藤 卓 也	議員
9 番	小 嶋 富 弥	議員	10 番	清 水 清 秋	議員
11 番	小 関 淳	議員	12 番	遠 藤 敏 信	議員
13 番	下 山 准 一	議員	14 番	平 向 岩 雄	議員
15 番	小 野 周 一	議員	16 番	新 田 道 尋	議員
17 番	山 口 吉 静	議員	18 番	森 儀 一	議員

欠 席 議 員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山 尾 順 紀	副 市 長	伊 藤 元 昭
総 務 課 長	野 崎 勉	総 合 政 策 課 長	荒 川 正 一
財 政 課 長	小 野 享	税 務 課 長	佐 藤 信 行
市 民 課 長	月 野 節 子	成 人 福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	小 野 茂 雄
子 育 て 推 進 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	板 垣 秀 男	環 境 課 長	小 嶋 達 夫
健 康 課 長	荒 澤 宏 二	農 林 課 長	齋 藤 彰 淑
商 工 観 光 課 長	東 海 林 智	都 市 整 備 課 長	松 坂 聡 士
上 下 水 道 課 長	高 橋 弘	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	近 岡 晃 一
教 育 委 員 長	山 村 明 徳	教 育 長	武 田 一 夫
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	森 隆 志	学 校 教 育 課 長	長 谷 部 薫
社 会 教 育 課 長	伊 藤 洋 一	神 室 荘 長	武 田 清 治
監 査 委 員	高 山 孝 治	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	佐 藤 正 寿

選挙管理委員会 矢 作 勝 彦
農業委員会 星 川 豊

選挙管理委員会 小 松 孝
事務局 農 業 委 員 会 長 浅 沼 玲 子

事務局出席者職氏名

局 長 高 木 勉 総 務 主 査 三 原 恵
主 査 川 又 秀 昭 主 査 沼 澤 和 也

議 事 日 程 （第4号）

平成26年12月15日 月曜日 午前10時00分開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 議案第76号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 3 議案第77号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第78号新庄市いじめ防止等対策推進条例の設定について
- 日程第 5 議案第79号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第80号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第81号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第82号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第83号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 請願第9号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第11 議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第85号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第13 議案第86号財産の無償譲渡について
- 日程第14 議案第87号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願第7号米の需給安定対策に関する件について
- 日程第17 請願第8号農協改革に関する件について

- 日程第 18 議案第 89 号平成 26 年度新庄市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 19 議案第 90 号平成 26 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 20 議案第 91 号平成 26 年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 21 議案第 92 号平成 26 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 22 議案第 93 号平成 26 年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 23 議案第 94 号平成 26 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 24 議案第 95 号平成 26 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 25 議案第 96 号平成 26 年度新庄市水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 26 議案第 97 号財産の処分について
日程第 27 議会案第 7 号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出
について
日程第 28 議会案第 8 号米の需給安定対策に関する意見書の提出について
日程第 29 議会案第 9 号農協改革に関する意見書の提出について

開 議

小嶋富弥議長 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は18名でございます。
欠席通告者はありません。
それでは、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

総務文教常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第1議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第10請願第9号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善についてまでの10件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

（石川正志総務文教常任委員長登壇）

石川正志総務文教常任委員長 おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案9件、請願1件であります。審査のため、12月10日午前10時より議員協議会室において委員8名全員出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

前後しますが、初めに請願第9号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善については、紹介議員及び学校教育課職員の出席を求め審査を行いました。

紹介議員より請願の趣旨説明があり、山形県においては現在「教育山形さんさんプラン」を実施しているが、実施前に比べると児童生徒の学力向上、不登校児童の減少、欠席率の低下などの成果があり、一人一人の子供にきめ細やかに対応を行うことができる少人数学級が望ましいこと、また、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことについて、自治体の財政を圧迫していること、また非正規雇用者の増大などにより教育条件の格差が生じていることから負担割合を2分の1に復元することについて請願を採択願いたい旨の説明がありました。

委員から、この請願の根拠についての質問があり、紹介議員からは、少人数学級にした結果、先生方が子供たち一人一人に目が行き届くようになり、細やかに対応できるメリットが挙げられるなどのアンケート結果が出ているとの説明がありました。

また、委員から、社会の変化によって現在の教師の負担を考えると大人数学級では対応できないといった現状の中で、少人数学級は必要なことではないかといった意見が出されました。

学校教育課からは、さんさんプラン導入後、学力については4ポイントほど伸びている。不登校についても、山形県は全国よりも低くなっている状況にある。その要因は、少人数学級編成になったことで教室の空間にゆとりが生まれる。その中で教師の心のゆとり、子供たちも教師に触れ合ってもらえるという心のゆとりが生じる。そして担任の業務についてもゆとりが出るなどの説明がありました。

その他、質疑はなく、採決の結果、請願第9号については全員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決しました。

続いて、議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について並びに議案第76号新庄市一般職の職員

の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、山形県人事委員会勧告に鑑み、特別職と一般職の職員の給与の改正を行うものです。

総務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第75号、議案第76号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、税務課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第77号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号新庄市いじめ防止等対策推進条例の設定については、学校教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員から、連絡協議会の委員は必ず明記しなければならなかったのかという質問があり、担当課からは、条例として市民にも周知することになるため、具体的に明記したほうがいいということで項目を入れた。国のいじめ防止対策推進法にも委員の中に警察を入れることが望ましいと明記されていたため、市においても準じて載せている。議会初日の質疑を受けた守秘義務については、公務員については守秘義務が生じ、警察も公務員なので守秘義務については遵守することになると説明がありました。また、市のいじめ防止条例なので、総則の前文に市としての取り組みを記載し、新庄市の色を出すことにしたとの説明がありました。

その他、質疑等がありましたが、採決の結果、議案第78号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について、議案第80

号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について、議案第81号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について、議案第82号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定についての議案4件については、市の施設の管理を行わせる指定管理者の指定を行うものです。

社会教育課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

議案第79号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について、委員から、更新する場合は改めて公募するのかという質問があり、担当課から、新たに公募するということになるとの説明がありました。

また、選定委員会の人数と審査の方法を教えてもらいたいとの質問があり、選定委員は市民代表3名、市側から3名の計6名で審査をしている。また、審査については事前に申請書を配付し、委員の方で情報収集していただいているとの説明がありました。

その他、質疑等がありましたが、採決の結果、議案第79号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定について、委員から、施設の中で事故が起きた場合の賠償はどうなるのかという質問がありました。

担当課から、指定管理者の要綱に、市の責任において事故が起こった場合は市の責任で行い、指定管理者の責任において事故があった場合は指定管理者が責任を負う。また、事故に備えて市と指定管理者が保険に加入しているので、それに対応することになるとの説明がありました。

その他、質疑等がありましたが、採決の結果、議案第80号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第81号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について、

委員から、この団体はどういった団体なのかという質問があり、担当課から、以前の指定管理者であった山屋地区連合会の中の山屋セミナーハウスの運営を行うグループが、今回、山屋有志会として指定管理者に公募したとの説明がありました。

その他、質疑等がありましたが、採決の結果、議案第81号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定については、審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第82号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、社会教育課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

使用料の改定の有無についての質問はありましたが、その他、質疑はなく、採決の結果、議案第83号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第75号新庄市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第76号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第77号新庄市市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号新庄市いじめ防止等対策推進条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまの委員長の報告の内容によりますと、連絡協の委員に警察が入っているのかどうかということで議論がされたようで、守秘義務は警察も遵守すべきという答えをいただいたということで、全員一致で可決ということでした。

これについてなんですが、警察も遵守すべきということは、もしも連絡協の中でこういういじめの事例があつて、どこどこの誰々がという話になると思うんですが、そういうときに警察がその名前を聞いて、警察職員として職場に帰ったときに報告する必要はないということなんでしょうか。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 常識の範囲でお答えします。

佐藤議員御指摘のような事案が発生した場合に、仮に警察署の中でその話題が出た場合、その課の中で情報提供しないと事を改善することはできませんが、警察署の外に漏らすことは法で禁じられてございますので、その辺のところを御理解いただければ助かります。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) ただいまのお答えの中で、警察署の外には出さないという答えでありました。つまり、警察署の職員が連絡会で聞いた個人情報について、警察署の中については話をするということですね。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 繰り返しになりますが、公務員の守秘義務は国においても法で整備され、県や市においても条例で規定されておりますので、そこを信じたいと私は考えております。また、常任委員会ではそこまで突っ込んだ話し合いはされませんでしたので、これ以上話すと私見を發表することになりますので、差し控えたいと存じます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) つまり、連絡協の中で、いじめたかもしれない子供個人の名前なども出るかと思います。そうした子供の名前が警察署の中に報告され、結局はレッテル張りの形になるんだと私は思います。いじめた子供かもしれない。そのいじめなどの問題というのは、いじめを受ける側がいじめと感じた場合はいじめになるわけですから、いじめたかもしれない、いじめたと言われる子供が警察署の中で名指しされ、そしてレッテルを張られ、その子はいじめの経験をしたという形で警察に残ることになる、

私はそういうふうを受け取っていますが、それでよろしいですね。

石川正志総務文教常任委員長 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 総務文教常任委員長石川正志君。

石川正志総務文教常任委員長 ただいまの質問に関しましては、議会初日、総括質疑の中でも教育委員会からの答弁がございました。常任委員長としては先ほどの答弁以上のことは申し上げられませんが、ただいまの佐藤議員の御指摘は、私、委員長として心にとどめておきたいというふうに思います。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 賛成ですか反対ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 反対討論です。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 議案第78号新庄市いじめ防止等対策推進条例に私は反対いたします。

先日、私の体験ですが、子供から悩みを打ち明けられました。泣きながら言ったことを聞いておりますと、嫌な言葉を友達に投げつけられ、心が大変傷ついてしまったということでありました。どんな言葉なのかと聞いてみると、あだ名のような言葉だったり、「死んだ」とか「負け」とかそういった言葉でした。その言葉に泣いて苦しんでいる様子でした。そこで先生に相談しました。それに対して先生は時間をとってくださり、それぞれに事実を確かめ、これから嫌な言葉はやっぱり言わないようにしようということを諭してくれました。その子は先生に話してもらったおかげで笑顔になりました。学校が楽しくなったと言ってくれました。

ここから私は次のことを感じました。1つは、

少人数学級であることから、先生が非常に忙しい中でも何とか時間をとれたということです。

じっくり話を聞く時間をとることができたということが何よりも大切だなと感じました。そして、その場で先生から話をされる中で、お互いの成長の場として、学校のあり方、先生の姿、そこから成長できる場を得たと思います。

2つ目は、家庭や担任との連携が大事ななということです。

3つ目は、いじめをしたと言われる子供が警察に伝えられることは、逆にその子供にレッテルを張ることになるのではないかということを感じました。レッテルを張る前に、先生たちから丁寧な話を受けることで涙を流しながら謝ったりして関係修復、自分を反省する時間を得たということです。

ここで条例の問題と感じたのは、いじめをしてはならないと子供に義務を押しつけているということです。子供は過ちを繰り返す存在です。その中から、諭されたり、友達との関係の中でいろいろな方から影響を受けて過ちを正していくかもしれないと思うんです。そういう意味で、子供に義務づけしてしまっても罰する対象にしてしまうことに私はこの条例はなってしまうような気がします。

2つ目は、先生方の多忙を解消するための行政の責任が明らかでないということです。私は、少人数学級を行政として進めていくことがまず第一に担任の先生方のゆとりを生み、子供にいろいろな問題が起きたときに対処できるゆとりを与えることができると思います。そういうことで、先生方をふやしていく、行政として私は一番大事な責任があるんだと思います。

3つ目の問題は、県警察の職員を連絡協議会に入れている問題です。先ほども私が質問の中で言ったことに委員長が答えていましたが、警察署の外には出さないとは言っていました、つまり警察署の中では連絡協議会で出た子供の

名前などを出すことになるんです。それは子供にレッテルを張ってしまうことになる。私はそういう意味で非常に問題な条例ではないかと思うんです。

私たち日本共産党として考えていることです。市が条例を制定するときは、法律の弱点を改善することが求められるんだと思います。いじめは人権侵害であり、暴力であり、市は子供の生命と人権を最優先で守ることを明確にする必要があると思います。いじめを防止するための方針、対策を具体化する際に何より重視すべきは、子供の命と人権を守る立場から、子供がいじめられずに安全に生きる権利を持っていることを明記し、それを保障するための基本方針であることを明確にすることが重要です。子供の健やかな成長を保障し、いじめのない学校づくりのため、市として教育条件の拡充に努めること、そのことが何よりも行政に求められていることだと思います。

そのためには、1番は教職員を増員することです。

2つ目は、多過ぎる報告や事務処理業務を教職員参加のもとで整理して、教職員一人一人が子供たちに向き合うことができ、その都度、丁寧な対応を通じて問題を乗り越え、子供たちが成長できるよう学校づくりを進めることが必要だと思います。教職員をふやすことでは、国へ35人学級の全学年への早期実施、養護教諭の増配置、スクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーの学校配置、学校図書館への正採用の司書の全校配置など、教職員増に努めることが行政として必要です。市として必要な財政措置を講じることを条例に明記することも大事なことだと思います。

小嶋富弥議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

ただいま反対討論がありましたので、電子システムにより採決を行います。

議案第78号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君を反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小嶋富弥議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第79号新庄市民文化会館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号雪の里情報館の管理を行わ

せる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第80号雪の里情報館の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第81号新庄市山屋セミナーハウスの管理を行わせる指定管理者の指定については、委員

長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第82号新庄市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第83号新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第9号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第9号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第9号は委員長報告のとおり採択されました。

産業厚生常任委員長報告

小嶋富弥議長 日程第11議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第17請願第8号農協改革に関する件についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

(奥山省三産業厚生常任委員長登壇)

奥山省三産業厚生常任委員長 おはようございます。

それでは、私のほうから産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願2件であります。審査のため、12月11日午前10時より議員協議会室において委員9名全員出席のもと、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、環境課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第84号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定について及び議案第86号財産の無償譲渡については、同じ改正理由であることから一括して成人福祉課の補足説明を受けた後、審査を行いました。

いずれの議案も神室荘経営の民間移管に伴うものであり、審査に入り、委員から、建物以外で敷地内にあるお墓などの管理はどういうふうになるのかという質問があり、担当課からは、

維持管理についての協定を締結する中で、新寿会で管理してもらう旨の回答がありました。

その他、質疑等がありましたが、採決の結果、議案第85号及び議案第86号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査においては、最近の結婚数及び離婚数の状況についての質問のほかに委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第87号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、上位法の改正により出産育児一時金の額が改正されることについての詳細な説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第88号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号米の需給安定対策に関する件については、請願の紹介議員の出席を求め審査を行いました。

審査において委員から、ナラシ対策の課題とあるが、課題としてはどういうことが考えられるかという質問があり、紹介議員からは、ナラシとして過去3年間の平均として出す中で、ことしの米の価格が下落した分が来年度以降の3年間のナラシの中に入るということで、ナラシの価格も下がってくるという課題が大変な状況であるとの説明がありました。

その後、委員間で討議をした中で、26年産米に係る緊急対策についての意見や、来年の生産調整数量が前年度対比の減反率3.9%ということで、山形県が全国トップとなることなどさま

ざまな意見が出されました。

この米の需給安定対策につきましては、議会として9月の定例会で意見書を出しているものの、国に対して粘り強く意見書を送付すべきとの考えもあり、採決した結果、請願第7号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

最後に、請願第8号農協改革に関する件については、請願の紹介議員の出席を求め審査を行いました。

審査において委員から、JA新庄もがみと共同で提出できなかったのかという質問があり、紹介議員からは、JA新庄市では新庄もがみにも話をしている中で、請願書という形としてなかなか新庄もがみから提出されなかったため単独の請願となったと聞いているとの説明がありました。

その後、議員間で討議をした中で、委員から、国で農協改革を推進する根本的な理由についての質問があり、説明員である農林課より、国は農協を営農活動に特化させたいという考えであり、農協が行っている信用事業、購買事業、共済事業などのさまざまな事業を切り離すという考えの中において、都市に近いようなJAであれば問題ない部分も、山間部とか地方に行けば行くほど利便性が失われる。その辺の考えの違いがこのような請願につながっているのではないかと説明がありました。

農業協同組合としても自己改革集中期間を5年間で定めて、農協改革の取り組みを進めるということで、その辺も十分尊重されるべきではとの考えもあることから、採決した結果、請願第8号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 ただいまの産業厚生常任委員長報

告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第84号新庄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第85号新庄市老人福祉施設設置条例を廃止する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号財産の無償譲渡について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第86号財産の無償譲渡については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第87号新庄市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第88号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第7号米の需給安定対策に関する件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第7号米の需給安定対策に関する件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第8号農協改革に関する件について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第8号農協改革に関する件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、請願第8号は委員長報告のとおり採択されました。

た。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第18議案第89号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第5号）

小嶋富弥議長 日程第18議案第89号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） では、12ページの1の1目で看板製作費5万4,000円が掲げられていますが、その内容と理由をお聞かせいただきたいと思います。なぜ必要なかもお願いします。

2つ目は、21ページの8の3、泉田二枚橋線整備で工事費が3,000万円減っていますが、その理由をお願いします。

3番目は、8の1で住宅リフォーム補助金がマイナス1,020万円となりましたが、その理由は何か。

また、23ページの8の6の2で、沖の町・中山線外流雪溝整備事業費がマイナス2,909万8,000円となっていますが、その理由などをお聞かせいただきたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 慣例によりまして、議会の件は私のほうから御答弁させていただきます。

議会費の中の看板製作業務委託料でございますが、これにつきましては、議場内に市旗と国旗を掲げるための経費を計上したものでございます。

この件に関しましては、既に議会内部のほうでも御検討いただいたというふうなお話を頂戴してございますし、また我々新庄市も日本の一自治体でございますので、日本の国旗、市旗、それを掲揚といいますか掲げることにしましては特に異論ないところだというふうに承知してございます。以上です。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 続きまして、21ページになります。土木費になりますけれども、8の3、泉田二枚橋線整備事業費の減額、あとそれから一括申し上げます。続きまして21ページ、住宅リフォーム総合交付金、減額1,020万。続きまして23ページ、雪総合対策費、沖の町・中山町線外流雪溝整備事業費2,909万8,000円の減額でございます。

いずれの減額につきましても、これにつきましては国の社会資本整備総合交付金、これの減額によるものでございます。特に社会資本整備総合交付金の中につきましては、国のほうの方針で重点配分を行うというふうなことでございまして、その中で内示になったものでございます。その分の減額でございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ただいま議会内部からという意見が出て市旗と国旗を掲揚すると、これが議会内部から出たということで、日本の一自治体としては異論はないというふうにお答えいただきました。

これについてなんですけれども、今の議場で何も不都合はないというふうに私は思っています。というのは、時計が目の前に見えて、またきれいな新庄市の市民がつくってくださった花を大きく飾って、そして議長がおられて、そしてそれを中心にして自分たちが市民のためにどうあるべきかという議論をする場として、私はこれで何も不都合はないと思います。これにわざわざ国旗、日の丸までもそれを掲げるということについては私は反対したいなと思うんです。

というのは、先ほど異論はないという課長の答弁でありましたが、少なからぬ国民は日の丸を国旗とすることには同意しない態度をとっております。その理由は、さきの大戦で日本がアジア地域を侵略したときに、その戦争の旗印として使われた旗だということです。侵略戦争の陣営の主力となった三国は、その侵略戦争の旗印を掲げているかを見ると日本以外は、ドイツ、イタリアはその国旗はやめました。別の国旗にかえています。そういう意味で、ある憲法学者に言わせると、君が代も日の丸も大日本帝国の象徴だったのだから、その帝国がなくなったときにその象徴だった旗も、また歌もですけれども、廃止されるべきだったろうと。国の体制が変わったから、国旗も国歌も新しいものを生み出すべきだったと言っています。そういう深刻な内容を持ったものであります。

そういうことで、政府は国民の十分な討論もなく多数決だけで国旗というふうにしたわけですが、その内容は世界から見たら、特に日本から侵略を受けたアジア地域から見たら、これは異議があるというふうな声もあるわけです。そういう意味で私は、学校行事などで日の丸、君が代の使用強制はやめるべきだと思うし、それを助長することになるような議場での国旗ということで日の丸を掲げるというのは国民一人一人に強制する立場になるなというふうに感じますので、それはなくても今、市議会としてはや

っておりますし、必要はないと思うわけです。どうでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 国旗に関しましては、平成11年に法律化されまして日本の国旗として制定されたものでございます。るる先ほど以来、佐藤議員のほうからは歴史的背景の御説明も頂戴いたしました。今現在においては既に平成11年の法律の中で国旗国歌法が成立、施行されている状況でございます。今のこの国旗が日本の国旗であるという中で、その日本に属する新庄市、一自治体として国旗を掲揚することに関して特に議員のような違和感を持っているものではございませんし、またこれを掲げることについて、機能的にどうだこうだという話ではございませんので、一自治体として掲げるんだというふうなことで御理解いただきたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小嶋富弥議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私は議場において、反対討論などこの壇上に上がって質問する場合があります。そのときに誰に対して礼をしてきたか。それは議長に対してです。議長に対してであり、それは議会の運営に対して民主的であろうという願いを込めて私は議長に礼をしてまいりました。

しかし、今度、上に国旗として日の丸が掲げられることになると、私は日の丸に向かって礼をするような、そういう気持ちはありません。そういう意味で、そういう形になってしまうわけです。あくまでも市民に対しであり、議会が民主的であるべきという立場から私は壇上に礼をするのでありまして、それを違うものになってしまうと私は感じます。私は、日の丸は侵略戦争の旗印であったと思いますので、それは国民のものではないと、国民の十分な討論を

経たものではないと受け取っておりますので、それに礼をする気はありません。そういう意味で、今度は壇上に立つときに、日の丸に礼をするような形になる礼はできないことになります。

そういうこともありまして、私は余計なものをつける必要はない。ここは住民が主人公の議場でありまして、住民のために議長を先頭に議論すべき場所なんです。侵略戦争を進めた旗印として使われた日の丸のために私は議場で発言するのではないので、余計なものをつける必要はないと思います。どうでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 議場に国旗を掲げさせていただくからといいましても、佐藤議員のほうに礼を強制するわけではございません。佐藤議員の思想・信条に従って行動していただければ結構なわけでございます。

その中で、先ほど来、国旗を掲げることにしましては、同じ答弁になるかとは思いますが、既に平成11年に国の国旗として制定されたものでございます。これをこの議場に掲げることにに関して重ねて違和感を持つものではないというふうにお答えしたいと思います。以上です。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） それでは、真面目な議論をしたいと思います。

ページが重なって恐縮でございますが、補正予算書21ページ、8の2の3、これは先ほど都市整備課長の答弁にもございました国の交付金が一律40%カットされたことによるものと理解してございますが、新庄市にとってインフラ整備における特に雪にかかわる部分、これは市民の皆様が非常に心配しておられる点でございます。国の交付金が一律減額されたから

といって事業がその分だけ縮小されてございますが、これまで国に対して、新庄市にとってこの事業に係る交付金は非常に重要な部分であるといった部分をどのようにお伝えしてきたのかお伺いします。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 今、先ほど議員からおっしゃられまして、やはり新庄市におきましては、雪に対する国の補助が非常に重要度があるというふうに理解しております。そのために社会資本整備総合交付金の増額、各それぞれの分野での要望活動、これにつきましてもやはり雪に対することを抜きには考えられないということで、要望の場面で雪に対することをいろいろ話しながら要求してまいったところでございます。特に昨今の大雪に対する費用負担等も鑑みまして、いわゆる県を通じました要望、あとそれから県知事に対しました間接的な要望等、いろいろ要望活動を実施してまいっているところでございます。引き続きこの要望活動については重要と考えておりますので、継続していきたいというふうに思っているわけでございます。

特に雪に関する補助金と申しますと、流雪溝、あとそれから防雪柵とハード面の部分もでございます。そのほかに除雪費に関する負担費用の補助もでございます。そういうふうな形で、パッケージの中でいろいろやっておりますけれども、やはり全体的な増額等を要求してまいりたいというふうに、今後とも引き続き活動をやりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

3 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小嶋富弥議長 石川正志君。

3 番（石川正志議員） それでも結果としては一律カットということでございまして、この部分に限らず、今、地方自治体における定住促進を考えると、どうしても住民の皆様への行

政サービスを向上させて、一人でも多く新庄市で安心して暮らせるという体制、これは皆さん一致した考えだと思いますが、地方頑張りなさいと言っておきながら冷たいんじゃないかなと私は感じるところでございます。

今、都市整備課長から力強い、今後とも要望あるいは陳情等、新庄市においては絶対必要な部分であるというところの主張はされていかれるとの答弁ですが、この辺、山尾市長の御見解はいかがですか。

松坂聡士都市整備課長 議長、松坂聡士。

小嶋富弥議長 都市整備課長松坂聡士君。

松坂聡士都市整備課長 雪に関する要望活動については、私ども市長を先頭にして要望活動を実施しているわけでございます。これにつきましては、やはり新庄市全体として雪に対する取り組み方を示す必要が生じておりますので、これは市長を先頭になってやっていきたいというふうに考えてございます。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） 私のほうから2点ほどお聞きいたします。

17ページ、4款1項6目公衆トイレのことにについてなんですけれども、そこと、19ページから20ページにかけまして商工費7款1項2目、次のページになりますけれども、情報端末、マスメディアなどなどについてです。

ページ戻りまして、まず最初に公衆トイレ、多分南本町のトイレをこれから新しくすることなんですけれども、再生エネルギーを使ってやるという事業だと思います。再生エネルギーをどういうものに使っていくのか。そしてこのランニングコストですか、従来と違ってどういうふうに使っていったら、それでランニングコスト、どのくらいかかると見込んでいらっしゃるのかをまずお聞きいたします。

また、次のページになりますけれども、商工関係費、ここにあるのはマスメディア等々の使い方、156万2,000円、またその50万円をどのように使うのかをまずお聞きいたしたいと思います。

小嶋達夫環境課長 議長、小嶋達夫。

小嶋富弥議長 環境課長小嶋達夫君。

小嶋達夫環境課長 ただいま質問ありました公衆トイレについてでございます。確かに公衆トイレにつきまして、場所は本町の公衆トイレでございます。先ほどありましたような再生可能エネルギーとまた別個のものでございまして、トイレ自体の改修ということで今回要求させていただいております。

内容としましては、環境課においてこれまで公衆トイレの洋式化ということで進めてきております。このたび本町の公衆トイレの改修で洋式化ということを検討したときに、あそこは実際には町内から借用している土地でございまして、その借用している土地そのものが余分に使っていていいですよというような話がありまして、現在のトイレの拡大ということで検討した結果でございます。

中身としましては、男子用のトイレ、これを3基、大便器1基、それから女子用のトイレ、これを5基程度、それから身障者、多目的用としてのトイレ、これは男女それぞれ1基ずつというふうな内容の検討をしまして、その分に係る測量設計費ということでお願いしております。

事業自体の着手は27年度でございますが、27年度は新庄まつりの260年祭がありますので、どうせであればそれに合わせて使用いただいたほうがより住民の人のサービスにはなるのかなということで今回提案差し上げたところです。よろしく申し上げます。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 20ページの情報端末と

マスメディアによる地域の魅力発信事業委託料156万2,000円と、その下の空き店舗の補助金50万の件でございます。

まず、情報端末の件でございますけれども、これは緊急雇用の関係でございます。緊急雇用は今回たくさんの部分を補正しております。これはアベノミクスに基づきまして今年度新たに地域づくりという名目で区分されまして、ただ、名称は緊急雇用なんですけれども、メニューがふえたということでございます。

これに限らず、例えば18ページですけれども、一番上の農業生産法人経営能力強化、それからその下のほうの特産品コンシェルジュ育成事業、それから19ページですと中小企業関係委託料がございますが、これは全部緊急雇用で、既決後、1月からの執行を予定しているものでございます。

それから、20ページも今ございました御指摘の件のほかに、下のほうの3目の観光費の都市美化委員の業務委託料、下の亀綾織の委託料、特産品の販売委託料、それからページは飛びますが、26ページ、4目図書館費のネットワーク業務委託料、これも緊急雇用の関係で補正させていただくものでございます。

御質問のございました20ページの情報端末とマスメディアによる地域の魅力創造発信の関係ですけれども、今、スマホ関係のARというアプリを市内にございますジェーピーディーという会社が開発しております。これは登録したものに等に画面を当てますと紹介が全部出てくるということです。ですから、登録した商品に当てる、あるいはかむてんに当てるといって、いろいろな情報が説明になってくるということですので、これを強化していきたいというふうなことで予算化しているものでございます。

それから、その下の空き店舗の補助金でございます。空き店舗の補助金につきましては、当初予算で50万、6月で50万、9月補正で50万、

今回お願いしてしまして、4件分といいますか150万円になります。今年度、駅前のタコ焼き屋さんとそれからすし屋さんのやつをあけぼの町のところの空き店舗を活用して開業してございます。

そのほかに今現在、既に契約している話もありますが、福祉関係のものとそれから物品の販売の空き店舗を活用した相談がありまして、かなり進展しているものでございますので、このたび50万、4件目分になりますが、補正をさせていただきますということでございます。

8 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小嶋富弥議長 佐藤卓也君。

8 番（佐藤卓也議員） わかりました。空き店舗の活用も4件目ということなので、うまく活用していただきたいと思います。

また、トイレの改修だったんですけれども、ちょっと私が勘違いしたようで申しわけございませんでした。確かにトイレというのは新庄まつりに対してもトイレが少なくなっておりますし、今の状況でもちょっと衛生的にもどうかなと思っていましたので、いち早い工事をしていただいて、皆さんに快適に過ごしていただきたいと思います。

また、さっき言ったARは使われるんですけれども、そういったことと関連して、またちょっとページは飛ぶんですけれども、12ページの2款1項8目、ホームページが更新しますけれども、それに関連して一緒につなげていくという、そういう関連も一緒にこれは入っているのか。それとも、ただ単に更新だけなのか。もしこれからこういうことがあるならば、一緒につなげていくというんですか、マスメディアとホームページを一緒にしていくものなのか。それともこれはただ単にホームページ、直に更新するだけなのか、そういうことも含めてどういうものなのかと一緒に答えてもらいたいと思います。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 このたびホームページ更新業務委託料といたしまして548万4,000円を計上させていただきますいておりますが、これにつきましては、来年の3月31日をもって現在契約しておりますアーキネットという会社との契約切れになります。そのためにデータ移行等のために前もってその準備をする必要上、この12月に補正計上させていただいたところでございますが、このたびこの補正に当たりましては、事業の業者の選定に当たりましてはセキュリティ、ネットワーク等の侵入等を防止する措置等を考慮いたしまして、現在市内ネットワークで実績のある、独自回線と同様の機能を持つフェニックスネットワークという回線を用いているわけなんですけれども、そこの回線を用いている富士通マーケティングというシステムを導入したいということを今考えているところでございます。

なお、議員御指摘のネットワークをつなぐかどうかということよりも、このたびにつきましては契約の期限切れをもとにいたしまして、新たなセキュリティ対策を講じながら選定してまいりたいということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

小嶋富弥議長 ほかに質疑ありませんか。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） 私から2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目は、18ページの農林水産業費の6次産業化推進事業費77万8,000円ですが、国県支出金ですね。

あともう一つは、26ページの教育費の7目の矢作家の管理事業費435万3,000円についてお聞きしたいと思います。まず、説明をお願いします。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 ただいまも商工観光課長よりお話しありましたが、雇用拡大関係の事業を用いまして地域特産物コンシェルジュ育成プロジェクトというものを実施する予定での予算計上でございます。6次産業化の製造事業者にとってプラットホームとなるべく、地域に根差した事業者とのスキルを持った担当者が必要というようなことで、このたび補正が通れば新庄もがみ物産協会のほうに業務委託をしまして、自社社員としての雇用を図って、新規に農産物の分野に着手していただくというふうなことで地域特産物のコンシェルジュの育成を図っていきたいというふうなことでございます。

主な費用としましては、人件費という形での予算となります。2カ月分ということでございます。以上です。

伊藤洋一社会教育課長 議長、伊藤洋一。

小嶋富弥議長 社会教育課長伊藤洋一君。

伊藤洋一社会教育課長 旧矢作家住宅の管理事業費、修繕費になりますが、御説明申し上げます。

動力消防ポンプの交換が1つでございます。これにつきましては、保守点検の際に動かなくなっておりまして、調査したところ起動装置の故障ということでありました。設置後30年以上経過しておりましたので、交換ということではなくて新たに設置するという事で418万円を計上しております。

もう1点につきましては消火水槽の配管でございます。漏水により修繕するという事で17万3,000円を計上しまして、合計になっております。以上です。

15番（小野周一議員） 議長、小野周一。

小嶋富弥議長 小野周一君。

15番（小野周一議員） 実は1点目の6次産業化費、これは緊急雇用の人件費ということですね、2カ月分の。一般質問でもしたんですけれども、やはり6月に組み替えて300万の予算が

あったのが、11月5日に協議会設立ですか。それはやっぱり150万の一般財源でやるということにしているんですけども、その時点でできなかったのかなと私思っ質問した次第であります。

あと1点目、矢作家ですか、やはりいろいろ話を聞いております。これだけでなく屋根の問題とかいろいろ聞いておりますけれども、新庄市になくってはならない文化財ですので、前もっていろいろなことに修繕費をかけていってもらえば長持ちするんじゃないかと思っておりますので、こう思っ質問した次第でありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

小嶋富弥議長 答弁いいですか。（「いいです」の声あり）

ほかにありませんか。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） 私のほうから二、三お聞かせいただきたいと思っております。

まず議会費。議会費は我々のことでありまして、これはいかがなものかなと思うんですけども、内容が総務課長に聞きたいんですけども、このたびこの議場がさま変わりというか、いろいろなシステムを導入して、今もモニター入っているんですけども、一つは、別にいいんですけども、こういうふうな質問している、答弁している、そうすると名前が出るわけですね、こうやって明示される。最初から気になったことが、我々質問者とか市長とかは名前が出るんですけども、執行部の方、あと委員長、会長、局長の名前が出てこない。これは執行部の総務課長のほうから名前は余り明示しないように議会側に話をされたのか、それを確認をしておきたい。

もう一つは、20ページの商工費1項3目、新庄亀綾織伝承員育成事業委託料82万3,000円。その下の、これも時間があればだけれども、市

特産品販促事業委託料、この辺も説明いただきたい。

まず、亀綾織の伝承員育成事業、今どういう状況というか、どういう人材がどのくらいいて、どういうふうなものを亀綾織で商品というか製品というかつくられているのか、その辺をまず説明をいただきたい。

3回すると終わりだからまとめて話をするんですけども、うちの会派のみんながネクタイとかこのたび全員が、今しているのは俺だけだ、きょう何人かもうやって来ているんですけども、亀綾織をやっている方からネクタイを提供していただきました。提供というか、それなりにお金を出したんですけども、特にネクタイを織る人がもういなくなったというふうな話を聞かされましたものですから、そういうこともありまして、どういうふうな伝承員の育成を図っているのか、その辺のなくなった人に対して、こういうふうな織物が伝承していかなくなるのを私は懸念しているものだから、その辺もあつての質問であります。

もう一つ、18ページの農林水産業費の1項6目米価下落対策緊急資金利子補給12万3,000円。これは今回、米価下落とかいろいろな農業経営やっている農家の方々が融資を受けたいということでの利子補給に充てるということだと思うんですけども、これはどのぐらいの方々から融資の申し込みがあつたか、その辺からお聞かせいただきたいと思っております。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

小嶋富弥議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 私のほうから、最初に議場の画面のテロップについて、名前が執行部側のほうで出てこないのはどういうことなんだということですけども、特に我々のほうから議場の画面について申し上げたことはございませんが、推察いたしますと、やはり公選によって選ばれた皆様と我々職員、職名がほとんど、それで仕

事をしている者とやはりその辺を区別されたのではないかなというふうに思っております。公選によって選出された皆様につきましてはお名前をはっきり明示させていただいた上でどういうふうな御意見を申し上げるのか、議会の中で提案しているのかというふうなことを明示するという意味ではないかというふうに思っております。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 20ページの新庄亀綾織伝承員育成事業委託料82万3,000円でございますけれども、先ほど申しましたように緊急雇用で今回補正させていただくものでございまして、議決いただきますと、来年の1月から1年間、1人を雇用して織り手を育成していきたいという考えでございます。

今現在、亀綾織をしておりますのは、お一人は専属ずっと織っておりますけれども、これも以前、緊急雇用で募集して織っていただいた方がずっと引き続いて従事していただいております。そのほかに時間を見ながら織っている方は現在3人しかおりません。ほとんど家の都合とか仕事の都合で織っている時間がないという状況でございます。

先ほどネクタイの件もございましたけれども、織りはできるわけです、生地ですので。ただ、それを加工する技術を持っている人がいなくなっているという状況はございます。ネクタイに限らず、いろいろなものは織るわけですが、それを商品として例えば財布をつくるとかそういった加工する部分の技術がなかなかないというところで、1名の方をできればまた雇用して、あるいはほかの人からも教えていただきながらということで予算化しているものでございます。

先ほどネクタイを買っていただいたということでございますが、ほかの会派の方々からもう

ろいろお買い求め、御協力いただきまして、25年度ですと売り上げは約200万ちょっとという状況でございます。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 18ページの農業金融対策事業費の米価下落対策緊急資金利子補給につきましては、先月11月10日の臨時会におきまして、7,000万円を融資枠とした年利1.25%の利子補給ということで御可決いただきましたが、先週末現在の段階で14件の申請ということで、額にして1,400万円の申請がございまして、以上です。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 どうも大変失礼いたしました。

亀綾織の下の市特産品販売業務委託料106万6,000円でございますけれども、これも緊急雇用でございますが、契約しようとする相手方は「とまとプラス」というところでございまして、ここで1人雇用していただいて、特に市の特産品の農産物関係をネット販売のほうで活用してできるようにということで、今回緊急雇用で雇用してそういう人材を育てていきたいというふうに考えているところでございます。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） 総務課長、そういうことなんだが、これは議会費だから、そういうことであれば我々議会でもたまたその辺は話し合う余地があるかと思います。せっかくこうやってモニター、我々だけのものじゃなくて市民が市民課やプラザでこれを見てられる方がいるわけですから、格別執行部の方々、ちゃんと名前を下げているわけだから、私は名前は知ってもらったほうがいいのかなと思って聞いてみただけです。この辺は議会とまたお話しさせていただきたいと思います。

亀綾織の人材、これは大事なわけでしょう。これは長年、何年も続けてきているわけですから、もっともっとやっぱり伝承していくというもともと考え、事業としてやっているわけですから、やっぱりそれなりの伝承、継承されていけるような体制づくりというのは非常に大事なんじゃないかと思います。この辺は課長、じっくり検討して、やはり消えることのないように。緊急雇用、緊急雇用って、緊急雇用で対策というのは余り、亀綾織を続けていくことに緊急雇用だけでなくて市のきちとした事業計画の中でやってもらえればいいなと思うんだけど、特にこれで商品化というか、つくられたもの、ネクタイとか名刺入れも持ったんだけど、職員で亀綾織を携帯している、何人かいたのかいないのかなという感じもするんだけど、これ割と高価なのよね、亀綾織は。だから価格は一応、ネクタイ一本7,000円だか8,000円した。これはみんな持っているんだけど、ほかの観光客だとかいろいろな方々が来ておいそれと購入できるような価格よりちょっと違うんでないかなというか、もっと買いやすさも当然あっていいんじゃないかなと思います。そのためにはこれは半端なく汗と努力というか、技術があるわけで、そう安くするというんでなくて、その辺、やっぱり市としてもせっかく伝承してもらって織ってもらっているわけですから、販売促進できるような、もう少しあってもいいんじゃないかなと。その辺考える物事はありませんか。

あと農林課長、これは受け付けまだやっているわけですね、3月まで。あれだけの予算を確保してやろうとしている事業なわけだから、この辺の市の独自の対策というようなものもあってしかるべきなんですね、一般質問でもある、石川議員さんか言っているんだけど、これは県の支出金が8万1,000円、あと12万3,000円だから計算すれば出てくるんだけど、こう

いう融資とか利子補給というのはもっともっと手厚くやっていかないと、じゃほかのもで独自の対策なんていうのをやれば、もっともっと予算が膨らんでくるような状況も起きてくるわけですから、もう少しその辺の考えはないかあるかお聞かせいただきたい。

東海林 智商工観光課長 議長、東海林 智。

小嶋富弥議長 商工観光課長東海林 智君。

東海林 智商工観光課長 亀綾織の件でございますけれども、本当に議員の皆様方からもいろいろ御購入いただいて、本当に販売額が上がっているわけでございますが、市の職員としましては名刺入れとか筆入れなどでかなり職員のほうも率先して使っていただいております。最近はこのコサージュというんでしょうか、小物的なもの、お手ごろなものもつくっております、お客さんのニーズに合ったといいますか、今主体的にやっている方は若い方ですので、そういう感覚を取り入れながら頑張っているところでございます。

販売のほうも、市としてはお土産品等には率先して使っておりますし、亀綾織の人方も、例えば kitokito マルシェとか物産協会とかさまざまなところに出かけていながらPRをして販売促進に結びつけているところでございます。

齋藤彰淑農林課長 議長、齋藤彰淑。

小嶋富弥議長 農林課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑農林課長 米価下落対策に対する市の独自の助成は考えていないかというふうなお話でございましたが、来年産の水稻種子の助成ということを課内でも調整、検討させていただきましたし、JAさん、それから関係する近隣町村さんともお話しした結果、やはり種子助成となると大体10アール当たり4キロで、1キロ500円とすれば10アール当たり2,000円の経費になります。新庄市、水稻作付面積約3,000ヘクタールですので、これに掛けますと6,000万。この6,000万の半分の助成どうかというふうな検

討の土台の中で、例えば市が3分の1、JAさんが6分の1の負担でまた2分の1助成できないかというふうな検討をさせてもらいました。そうなれば10アール当たり1,000円の助成というふうになるわけですが、これからそういった助成を考えたときに、やはり即効性の問題とか、あるいは本当にそれが効き目というか米価下落対策になるのかというふうなこともいろいろ考えた結果、9月議会ではなかなか補正予算に計上できなかった、今回18ページにございます農地・水・環境保全対策の多面的機能支払交付金、この交付金の中で、これは10アール当たり1万5,000円の米の直接支払交付金が半減したことによる繰りかえというふうな国の考えもございまして、こちら辺を何とか第二の公共事業ということで、直接、道路とか水路とかでも直営営繕工事等によってその対価としての賃金という形の得られ方もできますし、雪解けを待っての来年度早期に事業に着手していただけるのではないかなというふうな意味もありまして、第二の公共という意味も含めまして、このたび12月補正では、多面的機能支払交付金のほうに何とかその辺の活性化を期待したいなというようなことで補正をさせていただいた経緯がございます。以上です。

10番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小嶋富弥議長 清水清秋君。

10番（清水清秋議員） 商工観光課長、この亀綾織の織り士というか、織っていただいている方、今のところ3人。この辺の亀綾織を傳承していくためには3人という体制で大丈夫か。傳承していくといたらもっとやっぱり。

それから職人、いずれは織り方できる人は職人というふうになるんだけど、もっともっと織る人を確保していくというか、そういう体制づくりというのはあってしかるべきだと思うんだな。せっかく新庄市の伝統の亀綾織と位置づけしているわけですから、その辺計画立てて、

常に亀綾織を織れる人何人、何名をきちっと育てていくんだと、そういう計画性がないとこれは傳承していかなくなるよ、行き当たりばったりみたいじゃ。緊急雇用なんてそんな対応で。だから、まずそういうふうに私は思うんだけど、課長、もう少しこの辺の亀綾織の傳承計画については計画性を持ってやっていただきたいなと思います。

あと農林課長、いろいろ対策をJAあたりと話をしているということだけれども、これに対しても農家の方々の声はいろいろな金もやっている、手だてを始めてきていることもわからないわけじゃないんだけど、やっぱり新庄市独自とした対応というのは非常に聞こえてくるんだな、このたびは特に。市長、これだけ米価下落していることだから、国とか県、国がやっていればそれでいいでないかとか、県が対応しているんだからこれでいいでないかというような物事じゃなくて、やっぱり市は行政として農家に何らかの、金額の増の幅のことじゃないのよ。意思だ、意思、大事なのは。庄内のほうでも、ふるさと納税の事業に関して、ふるさと納税に協力してくれた方に、米を選定した納税やってくれた人に対して、米をやった、それを農家側へ、その提供をしてやるって、そういう対策だってしている。農林課長はやらないと言っているから、その辺も踏まえてやっぱり市の独立した姿も農家に見せていただければと思います。

答弁は要りません。終わります。

小嶋富弥議長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 特に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第89号平成26年度新庄市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第89号について、原案のとおりに決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

小嶋富弥議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 投票を締め切ります。

賛成多数であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第19議案第90号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第19議案第90号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2

号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第90号平成26年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第91号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第20議案第91号平成26年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第91号平成26年度新庄市交通災害共済事
業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり
決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第92号平成26 年度新庄市公共下水道事業特別会 計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第21議案第92号平成26年度新
庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2
号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっており
ますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第92号平成26年度新庄市公共下水道事業
特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり
に決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、
議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第22議案第93号平成26 年度新庄市農業集落排水事業特別 会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第22議案第93号平成26年度新
庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2
号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっており
ますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ
討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討
論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第93号平成26年度新庄市農業集落排水事
業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり
決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第23議案第94号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第23議案第94号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第94号平成26年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第24議案第95号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

小嶋富弥議長 日程第24議案第95号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第95号平成26年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第25議案第96号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）

小嶋富弥議長 日程第25議案第96号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第96号平成26年度新庄市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時09分 休憩

午後1時15分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小嶋富弥議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長小関 淳君。

(小関 淳議会運営委員長登壇)

小関 淳議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午後1時10分から、議員協議会室におきまして議会運営委員6名出席のもと、執行部か

ら副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議案第97号財産の処分について及び議会案第7号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出について、議会案第8号米の需給安定対策に関する意見書の提出について、議会案第9号農協改革に関する意見書の提出についての議案1件、議会案3件の計4件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告ありました議案1件及び議会案3件の4件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案1件及び議会案3件の計4件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時20分 開議

小嶋富弥議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第26 議案第97号財産の処分について

小嶋富弥議長 それでは、追加日程に入ります。日程第26議案第97号財産の処分についてを議

題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第97号財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、新庄中核工業団地の土地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

このたび新庄中核工業団地で操業中の株式会社富士ソーイングより、新庄中核工業団地の土地譲り受けの申し込みがございました。同社によりますと、将来の事業拡大のために本社工場の隣接地である用地を先行取得したいとのことであります。

売却する土地は、新庄中核工業団地J-2-2区画の7,145.72平方メートル、売却価格は3,000万円でございます。

売却の相手先は、株式会社富士ソーイング代表取締役長澤美江子氏であります。

以上、御審議いただき、御決定くださるようお願い申し上げます。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第97号財産の処分については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第97号については委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました議案第97号財産の処分について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第97号財産の処分については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議会案第7号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出について

小嶋富弥議長 日程第27議会案第7号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長石川正志君。

(石川正志総務文教常任委員長登壇)

石川正志総務文教常任委員長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

議会案第7号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成26年12月15日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者は私、

新庄市議会総務文教常任委員会委員長石川正志でございます。

それでは、次のページをお開きください。

少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書。

山形県では、全国に先駆けて2002年から少人数学級「教育山形さんさんプラン」が実施されたが、実施前に比べて学力の向上、不登校児童の減少、欠席率の低下が見られ、子どもや保護者からも好感触で受け入れられている。これは、ひとクラスの学級規模を引き下げたことで、これまで以上に一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うことができた成果といえる。

また、文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げている。このように、保護者も少人数学級推進を望んでいることは明らかである。

2011年に義務標準法が改正され、小学校1学年が35人以下学級となり、基礎定数化がはかられたところである。しかし、現在は他の学年は40人のままで、小学校2学年にのみ加配措置を行うことに留まっている。このような中、社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応に努力しているが、国の責任で少人数学級を推進し、小学校2学年以上にも早期に35人学級を拡大していく必要がある。

また、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中では日本は最下位となっている。さらに、三位一体の改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。また、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来へ

の先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげていく必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求めるものである。

1、少人数学級を推進すること。当面、小学校2学年を35人以下学級とし、早期に全学年に拡大すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は以下のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第7号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出については、総務文教常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第7号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第7号少人数学級の推進及び義務教育

費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出については、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第8号米の需給 安定対策に関する意見書の提出に ついて

小嶋富弥議長 日程第28議案第8号米の需給安定対策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

（奥山省三産業厚生常任委員長登壇）

奥山省三産業厚生常任委員長 それでは、私のほうから議案第8号について説明申し上げます。

議案第8号米の需給安定対策に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成26年12月15日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長奥山省三です。

別紙をお開き願います。

別紙。米の需給安定対策に関する意見書。

高い在庫水準や作柄等を背景に、米の需給は緩和基調で推移しており、26年産米は出回り時からかつてない水準にまで価格が下落し、生産現場では大きな不安と混乱が広がっている。

26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、所得倍増を目指す新たな農業・農村政策がスタートからつまづき

かねない憂慮すべき事態となっている。

こうした状況のなかでも、政府は、需給調整のための市場からの米の買入は行わず、ナラシ対策のみで対応する方針を示している。

しかし、ナラシ対策には課題があり、担い手が来年以降も意欲をもって営農を継続していくためには、26年産米の価格下落等に対する緊急的な対策を実施するとともに、米価変動に対応しうる万全な経営安定対策を構築していく必要がある。

J Aグループでは、26年産米の需給改善と生産者の所得の確保に向け、27年産における飼料用米の大幅な生産拡大に総力を挙げて取り組むほか、生産者の手取り最大化に向けた販売戦略の構築など、最大限の取り組みを展開している。

よって、国においては、米の需給と価格の安定を図るための下記事項の対策を緊急に講じられるよう強く求めるものである。

記。1、26年産米にかかる緊急対策。

稲作農家の経営はもとより、地域経済に与える影響に鑑み、需給と経営安定に向けて、過剰米及び米価下落の緊急対策を講ずること。

2、米の需給と価格の安定対策。

米の需給と価格の安定を図るために、政府備蓄米の柔軟な購入・売渡の仕組み等の措置により、豊凶等による米の需給変動を補正する仕組みを構築すること。

3、米価変動に対応した経営安定対策。

米価の下落と低迷が懸念される中、生産調整に取り組む全ての稲作農家が、将来にわたって安定的な稲作経営を展望でき、経営の安定化により創意工夫を生かした経営を展開できるよう、米価変動に対応しうる経営安定対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣宛て、総務大臣宛て、農林水産大臣宛て、経済産業大臣宛て。

以上です。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会議案第8号米の需給安定対策に関する意見書の提出については、産業厚生常任委員会提出の議会議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第8号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会議案第8号米の需給安定対策に関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議会議案第9号農協改革に関する意見書の提出について

小嶋富弥議長 日程第29議会議案第9号農協改革に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長奥山省三君。

（奥山省三産業厚生常任委員長登壇）

奥山省三産業厚生常任委員長 続きまして、議会議案第9号農協改革に関する意見書の提出についてを説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成26年12月15日。新庄市議会議長小嶋富弥殿。提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長奥山省三。

別紙をお開き願います。

農協改革に関する意見書。

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けた農協改革の推進を決定し、次期通常国会への農協改革にかかる関連法案を提出すべく、改革の具体化に向けた検討を行っている。

これに対し、JAグループでは、自主・自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思にもとづき自己改革に取り組むこととしている。

JAグループは、農業者の職能組合と地域組合の性格を併せもつ「食と農を機軸として地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊でくらしやすい地域社会の実現を目指している。今後とも総合事業を展開することにより、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことこそが、JAグループが目指す基本方向である。

よって、国においては、農家組合員の所得向上と地域の活性化に真につながるよう、下記事項について強く求めるものである。

記。政府は農協改革にかかる法案づくり等を進めるにあたり、JAグループの自己改革をふまえ、次の事項を反映させること。

- 1、地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2、准組合員は農業や地域経済の発展をと

に支えるパートナーでもあり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。

3、J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。

4、自立したJ Aの自由な意思にもとづき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。内閣総理大臣宛て、総務大臣宛て、農林水産大臣宛て、経済産業大臣宛て。

以上です。

小嶋富弥議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第9号農協改革に関する意見書の提出については、産業厚生常任委員会提出の議会案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第9号は討論を終結し、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議会案第9号農協改革に関する意見書の提出については、原案のとおりに決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小嶋富弥議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第9号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小嶋富弥議長 ここで市長より御挨拶があります。(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 12月定例議会、慎重審議まことにありがとうございました。

本年は6月の市制65周年から始まりましてDC、3カ月に及ぶ鉄道、JRの大型キャンペーン、また、戸沢サミット、さらには新庄まつり、多くの皆さんにおいでいただき心から感謝申し上げます。

また、10月になりまして、金山町で行われました育樹祭、その記念事業であります林業・環境機械化展等もこれまでにない多くの人出でにぎわいを見せたこと、大変うれしく思っております。

その間また、あれよあれよという間にあつと驚く衆議院解散ということで、まさしくこの議会が衆議院の総選挙の期間中ということで、それにもかかわらず慎重審議いただいたこと、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

昨日、政権の構図が決定したわけですが、地方創生に対するしっかりとしたかじ取りを今後ともお願いしたいものだというふうに思っております。

もうすぐ今年も年を越すわけですが、例年のおりまた大雪というようなことで高齢者世帯については非常に心配されるところですが、そのことについても万全の対策で今後対策を練っていきたいというふうに思っております。

年末年始、多くの皆さんが帰省なさるわけで

すけれども、住んでいる方々が帰省の方々に新庄の除排雪がなっていないねと言われることのないよう、しっかりと務めていきたいというふうに思います。

何はともあれ、12月議会におきまして、新たな補正予算等を御審議いただきました。

来る年につきましては、新たな新庄まつり、260年というまた大きな節目の年でもあります。一つ一つ課題をクリアしながら新庄の元気づくり、そしてさまざまな形から住みよいまちづくりに挑戦してまいりたいというふうに思います。

何分、年末年始、お酒も入ることが大変多いかと思いますので、お互いに体に気をつけて新年を迎えていただければありがたいなと思います。

12月議会の慎重審議に感謝を申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。まことにありがとうございました。

小嶋富弥議長 以上をもちまして、平成26年12月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会といたします。

大変御苦労さまでした。

午後1時46分 閉会

新庄市議会議長 小嶋 富 弥

会議録署名議員 平 向 岩 雄

〃 〃 森 儀 一